



大東文化大学の点検・評価

2010年度 大学基準協会認証評価報告書

大東文化大学

目次

序章	1
第1章 理念・目的	
第1節 大学全体	5
第2節 文学部	10
第3節 経済学部	13
第4節 外国語学部	15
第5節 法学部	18
第6節 国際関係学部	20
第7節 経営学部	22
第8節 環境創造学部	25
第9節 スポーツ・健康科学部	28
第10節 文学研究科	30
第11節 経済学研究科	32
第12節 法学研究科	34
第13節 外国語学研究科	35
第14節 アジア地域研究科	37
第15節 経営学研究科	39
第16節 スポーツ・健康科学研究科	41
第17節 法務研究科（法科大学院）	42
第2章 教育研究組織	47
第3章 教育内容・方法	
第1節 学士課程の教育内容・方法	57
1. 全学共通科目・外国語教育	61
A. 教育課程等	62
B. 教育方法等	69
2. 文学部	71
A. 教育課程等	72
B. 教育方法等	102
C. 国内外との教育研究交流	115
3. 経済学部	120
A. 教育課程等	120
B. 教育方法等	130
C. 国内外との教育研究交流	138

4.	外国語学部	139
A.	教育課程等	139
B.	教育方法等	151
C.	国内外との教育研究交流	158
5.	法学部	161
A.	教育課程等	161
B.	教育方法等	176
C.	国内外との教育研究交流	185
6.	国際関係学部	187
A.	教育課程等	187
B.	教育方法等	196
C.	国内外との教育研究交流	204
7.	経営学部	206
A.	教育課程等	206
B.	教育方法等	215
C.	国内外との教育研究交流	223
8.	環境創造学部	224
A.	教育課程等	224
B.	教育方法等	236
C.	国内外との教育研究交流	243
9.	スポーツ・健康科学部	244
A.	教育課程等	245
B.	教育方法等	255
C.	国内外との教育研究交流	263
10.	諸課程	264
ア.	中・高教職課程	264
A.	教育課程等	264
B.	教育方法等	266
イ.	博物館学講座	271
A.	教育課程等	271
B.	教育方法等	272
第2節	教育改善への組織的な取り組み	275
第3節	国内外との教育研究交流	278

第4節	修士課程・博士課程の教育内容・方法	283
1.	文学研究科	283
A.	教育課程等	284
B.	教育方法等	288
C.	国内外との教育研究交流	291
D.	学位授与・課程修了の認定	292
2.	経済学研究科	295
A.	教育課程等	295
B.	教育方法等	299
C.	国内外との教育研究交流	303
D.	学位授与・課程修了の認定	303
3.	法学研究科	305
A.	教育課程等	306
B.	教育方法等	310
C.	国内外との教育研究交流	313
D.	学位授与・課程修了の認定	313
4.	外国語学研究科	315
A.	教育課程等	316
B.	教育方法等	321
C.	国内外との教育研究交流	325
D.	学位授与・課程修了の認定	326
5.	アジア地域研究科	329
A.	教育課程等	330
B.	教育方法等	335
C.	国内外との教育研究交流	339
D.	学位授与・課程修了の認定	340
6.	経営学研究科	342
A.	教育課程等	343
B.	教育方法等	347
C.	国内外との教育研究交流	352
D.	学位授与・課程修了の認定	352

第4章 学生の受け入れ

第1節	大学における学生の受け入れ	357
第2節	学部における学生の受け入れ	369
1.	文学部	369
2.	経済学部	377
3.	外国語学部	381

4.	法学部	385
5.	国際関係学部	389
6.	経営学部	392
7.	環境創造学部	395
8.	スポーツ・健康科学部	399
第3節	大学院における学生の受け入れ	403
1.	文学研究科	403
2.	経済学研究科	408
3.	法学研究科	412
4.	外国語学研究科	416
5.	アジア地域研究科	420
6.	経営学研究科	424
7.	スポーツ・健康科学研究科	429
8.	法務研究科（法科大学院）	433

第5章 学生生活

第1節	学生への経済的支援（法務研究科を除く大学院含む）	440
第2節	生活相談等	444
1.	大学全体における学生支援（法務研究科を除く大学院含む）	444
2.	文学部	447
3.	経済学部	448
4.	外国語学部	450
5.	法学部	451
6.	国際関係学部	453
7.	経営学部	454
8.	環境創造学部	455
9.	スポーツ・健康科学部	456
第3節	就職指導	457
1.	大学全体における学生支援（法務研究科を除く大学院含む）	457
2.	文学部	464
3.	経済学部	465
4.	外国語学部	466
5.	法学部	467
6.	国際関係学部	469
7.	経営学部	470
8.	環境創造学部	471
9.	スポーツ・健康科学部	472
第4節	課外活動	474
第5節	法務研究科（法科大学院）	479

第6章 研究環境

第1節	大学全体	485
第2節	学部・研究科における研究環境	493
1.	文学部・文学研究科	493
2.	経済学部・経済学研究科	498
3.	外国語学部・外国語学研究科	501
4.	法学部・法学研究科	504
5.	国際関係学部・アジア地域研究科	508
6.	経営学部・経営学研究科	511
7.	環境創造学部	514
8.	スポーツ・健康科学部	518
第3節	附置研究所における研究環境	521
1.	東洋研究所（大学附置）	521
2.	書道研究所（大学附置）	525
3.	人文科学研究所（学部附置）	528
4.	経済研究所（学部附置）	532
5.	語学教育研究所（学部附置）	536
6.	法学研究所（学部附置）	540
7.	国際比較政治研究所（学部附置）	543
8.	現代アジア研究所（学部附置）	546
9.	経営研究所（学部附置）	548

第7章 社会貢献

第1節	大学全体	553
第2節	各部署における取り組み	563

第8章 教員組織

第1節	大学における教育研究のための人的体制	587
第2節	学部における教育研究のための人的体制	596
1.	文学部	596
2.	経済学部	602
3.	外国語学部	608
4.	法学部	613
5.	国際関係学部	620
6.	経営学部	624
7.	環境創造学部	628
8.	スポーツ・健康科学部	634

第3節	大学院における教育研究のための人的体制	640
1.	文学研究科	640
2.	経済学研究科	645
3.	法学研究科	648
4.	外国語学研究科	652
5.	アジア地域研究科	655
6.	経営学研究科	658
7.	スポーツ・健康科学研究科	662
8.	法務研究科（法科大学院）	666
第4節	その他の組織における教育研究のための人的体制	669
1.	東洋研究所	669
2.	書道研究所	671
3.	国際交流センター	672
第9章	事務組織	677
第10章	施設・設備	
第1節	大学における施設・設備等	689
1.	板橋キャンパス	690
2.	東松山キャンパス	697
3.	その他の施設・設備等	703
第2節	学部における施設・設備等	705
1.	文学部	705
2.	経済学部	706
3.	外国語学部	708
4.	法学部	709
5.	国際関係学部	710
6.	経営学部	711
7.	環境創造学部	712
8.	スポーツ・健康科学部	713
第3節	大学院研究科における施設・設備等	714
1.	文学研究科	714
2.	経済学研究科	715
3.	法学研究科	716
4.	外国語学研究科	717
5.	アジア地域研究科	718
6.	経営学研究科	719
7.	スポーツ・健康科学研究科	720
第4節	法務研究科（法科大学院）における施設・設備等	721

第11章 図書・電子媒体等	725
第12章 管理運営	
第1節 大学・学部の管理運営体制	747
第2節 大学院の管理運営体制	757
第3節 法務研究科（法科大学院）の管理運営体制	760
第4節 法人と大学の管理運営体制	763
第13章 財務	769
第14章 点検・評価	781
第15章 情報公開・説明責任	811
終章	819
大学評価（認証評価）結果	829

序 章

本報告書は、大東文化大学がこれまで積極的に取り組んできた自己点検・評価活動の成果を認証評価機関による第三者評価に付して、本学の大学改革・改善の問題点を客観的・総合的に把握し、さらなる改革・改善への指針を得ようとするものである

現代はまさに「混沌の時代」であり、政治、経済、社会、文化等、あらゆる面で既存の価値が破壊され、時として危機的な様相すら見られることがある。そのような時代に社会の要請に応え、持続可能にして健全な社会を建設するという目的のために、高等教育が果たす役割にはきわめて重大なものがあるといわざるを得ない。その高等教育の中樞を担う大学が自らの理念・目的を掲げ、社会に有為な人材を輩出することは、大学にとって重要な社会的責任である。現在、本学はそうした社会的責任を果たすために、理念、目的、現状、目標達成に向けた具体的計画、等々を明確にすると共に、「認証評価」という客観的な評価に耐えうるよう、全学あげて自己点検・評価活動に取り組んでいる。

本学における自己点検・評価活動が本格的に開始されたのは、1994（平 6）年に制定された「大東文化大学自己点検及び評価規程」、「同・施行細則」に基づいて「運営委員会」、「実施委員会」、及び「部局等委員会」が組織されたことに起因している。その成果は『大東文化大学の現状と課題』（1997 年度）および『大東文化大学の分析と評価』（1998 年度）という二つの報告書に具現・公表された。

さらに、こうした活動を一歩進めて客観化しようという動きのなかで、大学基準協会の「相互評価」を受けるために、新たな自己点検・評価体制の構築が必要となった。そのため、先の規程・細則が廃止され、新たに現行の「大東文化大学自己点検及び評価規程」を制定し、全学的な自己点検・評価活動を推進する組織として「基本事項検討委員会」と「全学委員会」が設置された。この基本事項検討委員会は学長を委員長とし、学務局長、学部長、図書館長、全学委員会正副委員長等から構成され、自己点検・評価の基本方針や基本事項を策定する委員会である。また、全学委員会は学長によって推薦された委員から構成されており、基本事項検討委員会の決定や方針に基づいて全学的な自己点検・評価活動を実務的に推進する組織である。同時に、各学部等に設置された「部局委員会」は、各部局の長が委員長となって先の両委員会と連携しながらそれぞれの自己点検・評価を推進してきた。

こうした体制のもとで、本学は 2001（平 13）年度に大学基準協会の相互評価に臨み、『点検・評価報告書』と『基礎データ調書』を提出し、2002（平 14）年 3 月に相互評価認定の連絡と助言・勧告・参考意見等の評価結果を受けた。その後、本学はこの評価結果を真摯に受けとめ、改善状況と改善計画を全学的にまとめて、2005（平 17）年 7 月に『改善報告書』を提出した。

本学ではこうした経緯を踏まえ、その後も継続して大学の社会的責任を果たすためにさまざまな改革・改善に取り組んできた。本報告書は「認証評価」を受けるにあたり、そうした本学の取り組みを客観的に分析・評価したものである。多くの方々の忌憚のないご意見・ご批評を承り、さらなる改善につなげていきたいと考えている。

末尾になったが、本報告書の作成にあたって多大なご苦勞をいただいた基本事項委員、全学委員、部局委員をはじめとする多くの教職員の皆さんに改めて心からの謝意を表したい。

2010 年 3 月

大東文化大学学長 渡部 茂

第1章 理念・目的

第1章 理念・目的

大学は、それぞれの理念に基づき適切な目的を設定しなければならない。

第1節 大学全体

【理念・目的等】【理念・目的等の検証】

- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性
- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標の妥当性を検証する仕組みの導入状況

【現状の説明】

本学は、財団法人大東文化協会によって1923（大12）年に設立された大東文化学院を前身とする大学である。大東文化協会は、第44議会を通過した「漢学振興ニ関スル建議案」の趣旨を具体化するために認可された団体であるが、協会が大東文化学院を設立した背景には、日本の政治・経済・社会・文化の近代化の過程で見られた西洋偏重の傾向を是正し、漢学を中心とする東洋文化の振興を図ろうとする機運があった。

漢学の振興という建学時の精神は、時代を経て、1985（昭60）年にまとめられた『大東文化大学の建学の精神』（学園長期教育研究計画策定委員会報告書）において、「漢学（特に儒教）を中心として東洋の文化を教授・研究することを通じて、その振興を図ると共に、儒教に基づく道義の確立を期し、更に東洋の文化を基礎として西洋の文化を摂取吸収し、東西文化を融合して新しい文化の創造を目指す」ものと成文化された。

このような建学の精神に基づき、本学は大東文化大学学則（以下「学則」という。）学則第1条で、学士課程の目的を「学問の理論と応用を教授・研究して真理と正義を愛する自主的精神に充ちた良識ある人材を育成し、文化の発展と人類の福祉に貢献すること」と定め、同第1条の2において「教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」ものと規定している。また、大学院については、「高度にして専門的な学術の理論及び応用を研究・教授し、その深奥を究めて、文化の創造・発展と人類の福祉に寄与することを目的とする」（大東文化大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第1条）と謳っている。さらに、学科と大学院ごとに、それぞれの特色に基づいて教育・研究上の目的を学則に定めている。

現在、本学は、文学部、経済学部、外国語学部、法学部、国際関係学部、経営学部、環境創造学部、スポーツ・健康科学部の8学部19学科、文学研究科、経済学研究科、法学研究科、外国語学研究科、アジア地域研究科、経営学研究科、スポーツ・健康科学研究科の7大学院研究科、及び法務研究科（法科大学院）で構成されており、約1万3千人の学生を擁する総合大学として発展している。

2008（平20）年9月には、本学の設置者である大東文化学園により、2023（平35）年の学園創

立百周年に向けた基本計画『中期経営計画「CROSSING 2023」（2009～2023）』（以下、『中期経営計画』）が策定され、学園理事会において承認された。本学学長を委員長とする「学校法人大東文化学園中期経営計画・推進委員会」の下に設置された構想チームが作成した『中期経営計画』は、大きく変化しつつある社会と時代の要請に応えながら、建学の精神を「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」と現代的に読み替え、百周年に向けて学園が発揮すべき力と重点目標を以下の6つの分野でまとめたものである。

1. 大東人としての誇りを育み、人格を陶冶する「教育力」
2. 多様な個性の交差から新しい価値を創造する「研究力」
3. さまざまなシーンやニーズに対応する「学生支援力」
4. 地域社会・国際社会との連携を密にする「情報力」
5. 環境変化に迅速に適応し、教育と研究を支援する「組織力」
6. 教育・研究目標を着実に実現する安定した「財政力」

建学の精神を「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」と読み替えた背景には、今世紀が「戦争と国家の世紀であった20世紀から21世紀を展望する時、大国・先進国が支配してきた歴史から人間的価値規範が多様な民族と多様な文化の中で追求される時代となるであろう」（『中期経営計画』、5ページ）との時代認識がある。また、「不断の」という言葉に込められたのは、建学時から脈々と流れている進化の気象を共有し、日々実践していこうとする精神である。『中期経営計画』は設置者の大東文化学園が策定したものであるが、そこに盛り込まれている6つの力と重点目標はいずれも、本学が新たな飛躍に向けて、真摯に取り組むべきものである。

本学の建学の精神とそれに基づく教育の理念・目的は、各種のパンフレット、ホームページ、講演会など多種多様な機会を通じて学生、教職員のみならず広く社会に周知が図られている。高校生にはオープンキャンパスにおける大学紹介、学科個別説明会、在校生とのフリートーク、体験授業等によって、また大学案内『CROSSING』を通じて、活発な広報が行われている。また、保護者に対しては、都道府県ごとに毎年開催される「青桐会」（50年近い歴史をもつ保護者の全国組織）支部総会において、大学の教育や学生生活の現況と共に理念・目的・教育目標の説明が行われている。

理念・目的、教育目標の妥当性の検証については、報告書『大東文化大学の建学の精神』（1985〈昭60〉年）、『大東文化学園基本構想（中間報告）』（1998〈平10〉年）、『中期経営計画』（2008〈平20〉年）などで中長期的な展望に立って見直しがなされてきたほか、第14章で詳述するように、常設の委員会として「自己点検・評価基本事項検討委員会」が設置され、大学の理念、将来構想および改善方針の検討を行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

明治以来、日本は近代西洋をモデルとして先進国家の道を歩んできたが、今、世界は大きく「アジアの時代」へと移りつつあり、わが国は「アジアの中の日本」という自己の位置を再確認することを求められている。その中であって、東洋文化の振興、東洋文化を基礎とした西洋文化の摂取吸収、東西文化の融合による新しい文化の創造を建学の精神としてきた本学は、アジア地域を中心として人文科学、社会科学の両面における特色ある教育研究を推進してきた。

それは、「アジア理解教育の総合的取組」によって2006（平18）年度の文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」に選定された国際関係学部の教育や、多くの学部学科、大学院の教育研究

理念、カリキュラム・ポリシー等にうたわれている通りである。国際的な学術交流も盛んに行われている。例えば、中国の山東大学、韓国の成均館大学との共催による「東アジア3大学シンポジウム」、日本学術振興会の後援による「大東文化大学=東北師範大学共同シンポジウム」および、中国社会科学院と本学共催の「日中合同シンポジウム」などである。経済学部附置の経済研究所では、中国、韓国、台湾、沖縄の研究機関と持ち回りで「東アジア国際シンポジウム」を開催し、本年度17回を数えている。法学部附置の国際比較政治研究所では、隔年に海外からの研究者を招聘し、本学教員等を交えた国際シンポジウムを開催するなど東西文化の交流を実践する国際的な取り組みを行っている。また、歴史的に結びつきの深い中国の大学・学術機関との交流を促進するために設置された北京事務所との活動、アジアと欧米の21の国・地域の70の協定校と結んで行われる留学生の派遣と受け入れなど、建学の精神の実質化に向けた努力がなされている。さらに、東洋研究所、書道研究所、ピアトリクス・ポター資料館など大学附置の研究所、施設も本学の特色ある教育の一翼を担っている。

本学の理念、教育目標の達成を計る指標として特筆すべきものに、学生が主体となって行われるさまざまな活動がある。近隣の高校生、一般社会人も参加して開かれる「英語スピーチコンテスト」、国際関係学部生による「アジア言語スピーチコンテスト」、「ASIA MIX」（アジア料理祭を中心とする交流行事）などがそうである。これらはすべて学生が企画、立案、実施する行事であり、本学の理念、教育目標が学生たちによって具体化されていることを示すものである。

このような本学の教育は、2001（平13）年度の大学基準協会の相互評価において、「建学の精神に基づき、『東西文化の融合』という個性的かつ明確な理念・目的がかかげられている。とくに、「儒教と東洋文化を柱とする伝統ある教育には特徴がある」との評価を受け、わが国とアジアを中心とする諸外国との友好関係の促進に貢献する幾多の人材を生んできた。

とはいえ、本学が、大学間の競争が激化するなかで、社会と時代の要請に応え得る高等教育機関としてさらに進化していくためには、なお克服すべき課題も少なくない。それは大きく以下のような課題である。

（1）建学の精神の深化。大東文化学園は、建学の精神を「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」と現代的に読み替えているが、建学の精神それ自体を不断に検証し深化させていかなければならない。『中期経営計画』はそのための作業として、次の4つを挙げている。①大東文化学院が創設された経緯の詳細な解明、②本学の歴代指導者の史料整理と思想・業績の解明、③学園・大学の歴史の検証と社会貢献の解明、④創設時における「漢学振興・東西文化の融合」という理念の現代的意義の再発見・再確認と現代的読み替え。2023（平35）年に向けた百年史編纂のためにも、これらの作業は不可欠である。

（2）学部学科体制の点検。本学は8学部19学科からなる文科系総合大学であるが、時代の変化と社会の要請を受けて学部学科を新設し拡大してきたことから、今日では、近接もしくは類似した分野の教育研究が別々の学部学科で行われているなど、必ずしも統一的な構想のもとに編成されているとは言えない面がみられる。その結果は、教員配置に不合理を生じ、学生数に対して開講コマ数がいたずらに増大するとともに、科目間の関連性が曖昧で学生の学びの意欲を阻害することにもつながりかねない。さらに、授業数の不必要な拡大は人件費比率を押し上げ、教育研究のための支出に支障をきたしてもいる。

授業数の不必要な拡大を抑制し教員配置の適正化をはかるために、また学生の学習意欲を刺激し

教育効果をより高めるために、現行の学部学科体制の見直しを行うべきであろう。

（3）初年次教育を始めとする教育力の強化。大学進学率が50%を超え、18歳人口の減少と大学数の増加により「全入」が現実のものとなりつつある現在、入学試験はかつてのような「質保証」システムの機能を失っている。その結果、大学に適應できない学生が増え、本学もまた、不十分な学力、希薄な学習意欲、不足するコミュニケーション力、といったさまざまな問題を抱えた学生を受け入れざるを得なくなっている。それは各種の調査からも明らかである。2008（平20）年秋に東松山キャンパスで学ぶ1年生を対象に実施した「学習状況に関するアンケート」では、自宅学習時間の確保、図書館の利用と読書習慣、授業に臨む自覚的な態度、授業内容の理解度、といった項目で従来の教育法では対応しきれない学生も少なからず存在することが明らかになった。これまで大学教育が前提としていた学生の学習習慣や基礎学力が期待し得なくなっているのである。

我々がこの事態に対処し、建学の精神に基づいた教育目標を達成するためには、旧来の教育方法を超えて、きめ細かな指導と教育力の強化によって、学生の意欲を刺激し、主体的な学びへと導いていかなければならない。とりわけ、東松山キャンパスにおける初年次教育への全学的な取り組みが不可欠である。

（4）教職員の共通認識と意思の形成。「東西文化の融合」という建学の精神は、さまざまな機会を通じて教職員に周知が図られ、今日では相当な程度まで浸透している。しかし「東西文化の融合」それ自体は抽象的な理念にとどまるもので、その理念をディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーに具体化し、教育実践の場でいきいきとした授業のかたちにて現示するためには、学部学科を横断する不断の努力が必要である。本学では、教員の採用人事とカリキュラム編成の権限は（最終的な決定権は学園理事会にあるとしても）学部学科にあるなど、学部学科の独立性が高い。独立性が高いことは、学部学科ごとに特色ある独自の教育研究を可能にしているが、しかし、それは上記（2）（3）で述べたような全学的な課題について、学部学科の枠を超えた共通の認識と意思が形成されにくいという問題にもつながっている。

『中期経営計画』の理解と合意についても同様である。本学の教職員が中心となって策定したこの計画は、「教育力」から「財政力」まで6つの分野について、31の重点目標のもとに119の行動計画を設定した包括的な内容で、ほとんどは本学の教育、研究、組織、財政基盤等にかかわり、その内容は教員自身の身分や教育研究環境の変化につながるものである。それにもかかわらず、計画の内容と実施についての全学的な理解と合意は、いまだ十分とは言えない。理念・目的・教育目標等の周知という観点からも、今後その理解と合意を得るための丁寧な作業が不可欠である。

しかし、全学的な理解と合意がいまだ不十分であることは、決して否定的にとらえるべきではない。本学はこれまでも自己点検を行い、改善計画を立ててきたが、それはともすれば具体策に欠け、目標が達成されたかどうかの検証も十分にはなされてこなかった。『中期経営計画』は、事業の優先度に高低をつけ、実施期間を短期（5年）と長期（10年）に分け、PDCAサイクルのもとで継続的に実施され、推進のプロセスとともにその達成度が検証されるものである。そのPDCAサイクルの各段階で、計画の内容と実施状況について教職員の理解と合意を得る作業を通して、学部学科の枠を超えた共通の認識と意思が形成されにくい大学の風土を変えていくことが可能になってくるであろう。

【改善方策】

『中期経営計画』には、上記の【点検・評価…長所と問題点】で述べた本学の克服すべき課題が盛り込まれている。また、4.「情報力」の分野で、①社会への情報発信力の強化、②学外団体との連携および交渉力の強化、③地域連携のネットワーク作り、④書道など文化面の強みを生かしたブランドづくり、⑤大東スポーツ強化によるアイデンティティの確立が謳われるなど、理念・目的・教育目標等の周知についても十分な配慮がなされている。

2009（平21）年7月現在、『中期経営計画』は6つの分野ごとに、優先度の低い長期（10年）計画のいくつかを除いて、現状レベルの分析、目標レベルの設定、目標達成のための実施計画、達成度を計る指標の設定など、アクションプランの作成が終わっている。今後は、実施工程に沿って年度ごとに「大東文化学園事業計画」に盛り込まれ、学部教授会、学部長会議、大学評議会等での議論を深めつつ、合意形成を図り、PDCAサイクルに沿って実施と検証が行われる。

本報告書の各章に掲げられた到達目標や改善方策は、『中期経営計画』の実施と不可分のものである。むろん、学園が策定した『中期経営計画』は、大きなランドデザインを描いたものであり、大学がその内容をそのままそっくり実行に移せるわけではない。『中期経営計画』に盛り込まれた行動計画には、「学部学科の再編成」「学部附置研究所の統廃合」「学部横断型の教務委員会の設置」など大きな議論の対象になるものもある。それらの事業を含め、今後、全学的な議論を積み重ね、PDCAサイクルの各段階で検証を行い、必要に応じて事業の修正も図りながら、計画を実現させていく。

今回の認証評価に向けた自己点検の作業と『中期経営計画』をアクションプランに具体化させる作業が時間的に重なったことは、学部学科の枠を超えた全学的な課題の設定とその解決策、部局ごとの細部にわたる課題の点検と改善策を同時並行的に考えることができたという意味で、好い機会であった。

教育研究というその主体や対象や水準が常に変化する世界にあっては、建学の精神に基づく理念・目的・教育目標も社会や時代の要請に従って進化しなければならない。大東文化大学はその改革の努力を不断に行っていく。

第2節 文学部

【理念・目的等】

- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状の説明】

文学部の淵源は、1923（大12）年に設立された本学の前身である大東文化学院にあり、本学において最も長い歴史を有する学部である。したがって、文学部は、本学の創設時における理念、さらにはそれを現代的に読み替えた現在の理念を最も直接的に体現してきた学部である。

1949（昭24）年に新制大学に移行したとき、本学は、文政学部（日本文学科、中国文学科、政治経済学科）の1学部3学科体制であったが、この内の日本文学科、中国文学科は、現在の文学部の2学科である。1962（昭37）年に、文政学部は経済学部と文学部に分けられ、文学部は日本文学科、中国文学科（現中国学科）の2学科体制となり、文学部として独立した。その後、1967（昭42）年に英米文学科、また、1972（昭47）年に教育学科、2000（平12）年に書道学科が加わり、現在の5学科体制となった。

あとから加わった3学科（英米文学科・教育学科・書道学科）の理念・目的も、それぞれ本学の建学の理念・目的に基づいたものであり、文学部全体として、本学の理念・目的を基として、人間存在の根本を見つめ人間の生き方やあり方を考究する総合的な人間学としての文学をはじめとする人文科学を研究・教育することを目指している。近年、グローバリゼーションの進行による国際化、価値観の多様化などによって、人間の生き方やあり方について根本的な問い直しが迫られ、人文科学の研究と教育の重要性が再認識され、その創造的な発展が求められている。

文学部では、以上のような基本的な認識のもとに、5学科各々その専門分野の体系的な教育を軸として、それぞれ独自の人材の育成を目指している。

<日本文学科>

日本文学科の理念・目的は、「日本文学に関する学識を修め、多様な現代社会に対応できる能力を有する人材」を養成することである（学則第2条の2第1号）。

教育目標とそれに伴う人材養成などの主たる目的は、日本の古代から近・現代にわたる文学・文化に関する知識・教養の涵養であるが、近年のグローバリゼーションの進行による国際化、価値観の多様化などに対応するために、それに加え、外国語や比較文学・文化の科目などの教授を通して、異文化や外国文学に関する知見をも修得させ、伝統に立脚しつつ、同時にグローバルな視野も備えた識見をもつ人材の養成も目指している。

<中国学科>

中国学科の理念・目的は、「中国古典学に関する学識を修め、中国文化圏に対する深い洞察力と国際感覚を有する人材」を養成することである（学則第2条の2第2号）。

そのことを具体的に言えば、建学の精神に立脚して、東洋の文化を中心として広く全世界の文化に関する諸学を研究・教授し、その振興を図るとともに、東洋固有の文化を尊重し、豊かな人格の

形成に努め、あわせて国際的な視野を持ち、世界の文化の進展と人類の幸福の実現に寄与できる有為な人材を育成することである。また、本学科の教育目標は、中国文化のみならず、日本文化にも大きな影響を与えた漢字文化・漢文を中軸とし、日本人として必要な諸学、さらには可能なかぎり全世界の文化を習得した知性豊かな人材を育成することである。

そもそも、中国学は、実践的知性を重視する傾向にある。この特性を活用すれば、実践力・応用力を身につけた人材を育成することが可能である。したがって、本学科の教育は、近年の国際化、価値観の多様化などにも十分に対応することができる。

＜英米文学科＞

英米文学科は、1967（昭42）年に開設されたが、その教育研究上の理念・目的は、「英語圏の文学・語学・文化に関する学識を修め、国際語としての英語の基盤に立った広い見識を持つ人材」を養成することである（学則第2条の2第3号）。

この理念・目的に沿って、学修課程の基盤となる英語力を養成し、総合的なコミュニケーションのスキルを身につけることを教育目標としている。1・2年次の学生は多彩な英語表現を修得し、3・4年次の学生は英米文学、英語学、比較文化学等の分野で多様な価値観に触れている。

＜教育学科＞

教育学科の教育研究上の理念・目的は、「教育学に関する学識を修め、教育に関する知識・技能について、理論的実践的に優れた能力を有する人材」を養成することである（学則第2条の2第4号）。

教育学科は、1972（昭47）年に創設された。その目的は、文学部の従来の学問分野にはなかった新たな分野を開拓し、より時代に即応し実社会に結びついた教育を行い、豊かな教養を持った人材を育成すること、また、建学以来、中等教育界で活躍する優秀な人材を送ってきた本学の歴史とその確固たる実績を基礎として、新たに初等教育界へ継承・発展させることにあった。

創設以来、社会と時代の変化にともなって、理念・目的、教育目標をめぐって議論を行い、現在では、教育学と教育関連諸科学を中心とし、人間と社会の在り方をトータルに追究することを根底に据えている。そして、学科の教育目標を、急速に変化する時代に対応するために教育学に関する学識を修め、教育に関する知識・技能において、理論的・実践的に優れた能力を有する人材を養成し、特に高度職業人としての初等教育教員を養成することに置いている。

＜書道学科＞

書道学科は、2000（平12）年に開設された。その教育研究上の理念・目的は、「書道学に関する学識を修め、書表現および書学に秀でた人材」を養成することである（学則第2条の2第5号）である。

書道は、白と黒による表現技法を発展させて、芸術として他国に誇れる地位を確立しているものの、現在、「書道とは何か」「書道はどうあるべきか」という課題を再検討する時期を迎えている。以上のような本質的な問題を踏まえながら、実作において創意工夫を積み重ねていく人材を育成することが本学科の教育目標である。もう少し具体的に言えば、「書」は文字・言葉の芸術であるが、それを学問として探求するには、「それを視覚化して表現する」方向（書作）と「文学あるいは哲学あるいは歴史、思想の中で美学として捉える」方向（書学）とがある。この両者を同時に修得し、バランスのとれた人材を育成するということである。

文学部の理念・目的・教育目標等の周知の方法については、受験生に対しては、文学部の教員が高校で行う模擬授業やオープンキャンパス、大学案内『CROSSING』などの刊行物、入試説明会、各学科のホームページにおいて行っている。また在学生に対しては、新入生オリエンテーション合宿、1・2年次の「基礎演習」、各学科の学会の大会などを通して告知している。

特に書道学科では、毎年全国数ヶ所で開催する「高校生書道講座」や夏休みに書道研究所の主催する「講座」、および秋季に実施される「全国書道展」などの機会において行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

文学部の各学科の理念・目的は、本学の理念や当該学科の理念とも整合しており、基本的には適切である。また、教育目標も基本的に問題はない。

ただ、近年の国際化、価値観の多様化や1990年代以降の少子化や近年の18歳人口の著しい減少に伴う受験生の減少や幼児・児童をとりまく教育界の厳しい状況、そしてそれに伴う教育改革や教育動向などに対応するためには、「世界の中の日本」「アジアの中の日本」という視点に立って、より実践的でより学生のニーズに則した教育を行わなければならない。そのために理念・目的、教育目標を不断に見直し、より一層深化・発展させていかなければならない。

【改善方策】

文学部では、教育内容の改善のために、カリキュラムの改革について継続的に論議を重ね、その実施に向けて作業を進めている。また、受験生の減少や、教育動向の変化、学生のニーズ多様化を踏まえて、文学部の将来をどう構想するかについての論議を「将来構想委員会」を設けて開始している。さらに、教員の教育力を高めるための「FD委員会」を設置し、活動を開始している。学科の理念・目的、教育目標の不断の改善を、以上のような活動を通して行っていく。

理念・目的・教育目標の周知の方法については、まず、文学部教授会などにおいて、理念・目的・教育目標を確認し、教員全員が共通の認識を持つようにする。

多様化する学生の要求に充分に応えられるように高等学校の要望を定期的に確認し、その実態を確認しながら周知のためのより有効な方法を探る。

第3節 経済学部

【理念・目的等】

- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状の説明】

2001（平13）年4月の経済学部改組時に掲げられた学部の理念は、「新教養主義」である。これは、形骸化した旧来の一般教養教育と不断の陳腐化のリスクを負う職業教育の双方から訣別し、自ら課題を見つけ、主体的に学び、考え、判断し、行動することのできる人材の養成（主体性の涵養）を目指すものである。この主体性の涵養という学部理念の実現を促進するため、経済学部では、丁寧な指導、とりわけ教員と学生の密な接触が不可欠という認識の下に、全学年に演習科目（1年次に「基礎演習」、2・3年次に「経済学演習」、4年次に「卒業研究」）を配置し、また専門必修科目においては複数クラスを確保するなど、少人数教育をカリキュラム編成上の基本に捉えている。この考え方は当然ながら、現在においても堅持されている。

さらに、2001（平13）年4月の学部改組以降、経済学部は社会経済学科と現代経済学科の2学科体制となったが、学科間の垣根は当初から低く、演習科目や専門科目での相互乗り入れ（履修）を認めるなど、両学科の連携を重視してきた。ただし、学生の限られた受容能力や学ぶ手応えに配慮し、社会経済学科では、経済学の中の人文科学的要素（およびオプションとしての国際・語学系科目）を相対的に重視し、社会全体を包括的に捉える能力の養成を企図する。現代経済学科では、経済学の中の自然科学的要素（およびオプションとしての数理・情報系科目）を相対的に重視し、現代経済をリアルに捉える能力の養成を企図する、という特色をそれぞれ持たせてある。

これらの学部の理念、目的、教育目標などについては、経済学部のホームページ、入学時に全学生に配布する『履修の手引き』、オリエンテーションやフレッシュマンセミナー（入学時に実施）、ガイダンス（1年次から4年次まで全学年に実施）などを通じて学生への周知に努めている。

【点検・評価…長所と問題点】

前述の経済学部の理念、目的、教育目標などを踏まえて、その社会的役割、教育的位置づけ、またこれまでの実績等を勘案したとき、経済学部は、社会や企業の中堅を担う人材、現実世界で経済学的な知識や手法等を活用できる人材を養成し、輩出することにその存在意義がある。さらに、社会人、経済人として社会への適応力をもち、豊かで健全な精神、人格を備えた人材を養成し、輩出するために、健全な経済倫理感の育成を図ることに努めてきた。

上記の教育目標を実現するために、学士課程教育においては、学生が経済学の基礎的および専門的知識や能力、また応用力を習得できる学習カリキュラム、さらに社会的適応力を養成する教育プログラムを編成し、実施してきている。

しかし近年、経済学部においても学生の学力低下が顕在化し、学士課程教育、とりわけその中の専門教育に対応できないと思われる学生も見られるようになった。不足する学力を補習等の方法を講じて補完し、学士課程教育に必要な基礎能力を効果的に習得させる必要性が生じている。

【改善方策】

（1）大学入学者の学力低下が趨勢の中で、学生に確かな付加価値をつけて社会に送り出すためには、クラスサイズを縮小し、少人数教育を堅持するだけでは不十分となっている。基礎能力を養成するため、より踏み込んだ対策、具体的には導入教育、初年次教育の充実などが求められ、その実現を目指していく。

（2）学生に学びの手応えを感じさせるためには、1年から4年の各年次における到達目標をより明確にするとともに、学問体系を勘案した履修科目の指定、基礎科目から応用科目への履修モデルの提示などの履修条件の見直し、さらに応用経済系科目の拡充などによって積み上げ学習の強化を図っていく必要があり、その実現に努める（学年別到達目標の設定および管理）。

（3）入学者の学力格差が拡大傾向にあるので、習熟度別クラス編成をより広範に導入していくことや「基礎演習」、「経済学演習」、「卒業研究」など演習科目の意義、内容、配置等についても見直しを行っていく。

（4）教育効果を高めるためには、既存科目の整理、統合などによる科目数の削減やカリキュラムのシンプル化を図る必要があり、その実現を目指す。

第4節 外国語学部

【理念・目的等】

- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状の説明】

外国語学部は中国語学科、英語学科、および日本語学科から構成されており、専攻語学に関する学識を修め、幅広い教養と国際的視野に立脚した職業能力を有する人材の養成を理念・目的としている。より具体的には3学科それぞれが言語およびその言語が使用される地域の文化、社会、歴史等を教育・研究することを通じて、国際的な広い知識と教養をもつ外国語のスペシャリストを養成することを目標としている。

中国語学科は中国語学に関する学識を修め、幅広い教養と国際的視野に立脚した職業能力を有する人材の養成を目的とする（学則第2条の2第8号）。1972（昭47）年の開設以来、東洋文化に基づいた新しい文化の創造を目指し、中国語および中国を中心とする中国語圏の文化、社会、歴史等の研究・教育を通じて、国際的な広い知識と教養をもつ中国語のスペシャリストを養成することを目標としてきた。そこでカリキュラムでは1・2年次において総合中国語1・2、中国語作文1、視聴覚中国語1・2等により中国語学科学生として必要な中国語の語学力を修得させ、3・4年次において、さらに高度な中国語を修得する中国語言語情報系列と中国語の語学力を基礎に中国の社会文化を学ぶ中国社会文化系列に分かれる。このことにより中国語学科の理念・目的の達成を目指している。

英語学科は英語学をはじめとして、ドイツ語学、フランス語学に関する学識を修め、幅広い教養と国際的視野に立脚した職業能力を有する人材の育成を目的としている（学則第2条の2第9号）。そこで、カリキュラムでは1年次で、英語を中心に学ぶ英語コースと英語とドイツ語（英独系）または英語とフランス語（英仏系）の2言語を学ぶヨーロッパ2言語コースに分かれる。いずれのコースも1・2年次において日本人教員やネイティブスピーカーによる基礎英語力の徹底指導により、英語のトータルな運用能力を高めさせる。英語コースは、2年次以降は英語・教育系、情報コミュニケーション系、地域・文化系の3系に分かれる。2年次以降は両コースともにそれまでに修得した言語能力を幅広く活用するための異文化やITスキル等を学ばせる。

日本語学科は1990年代初頭の、日本と諸外国との国際交流の活発化と政府の留学生受け入れ10万人計画の推進等に伴い、国際的視野と国際的活動能力を持つ日本語教育に関わる人材の需要の高まりを受け、1993（平5）年に開設された。その理念・目的は日本語学に関する学識を修め、幅広い教養と国際的視野に立脚した職業能力を有する人材の養成をすることである（学則第2条の2第10項）。より具体的に述べると、日本語学、日本語教育学を中心として、言語学、応用言語学、異文化コミュニケーション等の関連科目を学び、広く国内外で活躍する人材を養成することである。日本語についてその表記、発音、語彙、文法等について客観的に学び、同時に中国語、英語、タイ語等の異なる言語と日本語を対照し、分析し、世界の一言語としての日本語について広範な知識を身につける。また、言語習得研究等についても理解を深める。さらに、異文化を理解し、異文化と

の共生を積極的に図り、外国語能力に秀でたグローバルな視野を持った人材を養成する。近年、母語としての日本語能力の未熟さが問題になっており、母語話者の日本語運用能力を磨くことも日本語学科の目的の一つである。

外国語学部の理念・目的・教育目標等は学部ホームページに掲げ、学部の履修ガイダンス時やキャンパス見学時の模擬授業において説明をしてきた。

【点検・評価…長所と問題点】

外国語学部は学部の理念・目的・教育目標を達成するべく海外の大学との交流に積極的に取り組んできた。とくに中国の大学とは全国に先駆けて交流協定を結び、教員・学生の交流を続けてきた。また、昨今の急激な国際化、情報化に対処するため、中国語学科、英語学科、日本語学科の3学科で、文化、社会、歴史、情報処理等の科目で協力し、学生の国際的な幅広い教養の涵養を目指している。以上のことは評価できる。

中国語学科は学科の理念・目的の達成に取り組み、これまで多くの人材を輩出し、国の内外で活躍している。ただ、本学には中国、中国文化を研究・教育している学科としては、文学部に中国学科、国際関係学部国際関係学科、国際文化学科があり、社会において本学科との違いが十分理解されていないところが見られる。今後、本学科の理念・目的を鮮明に打ち出し、社会に理解してもらい活動をする必要がある。2010（平 22）年度に改定するカリキュラムでは、急激に進むIT 技術者の国際的人材交流に必要とされるブリッジエンジニアの育成を柱に据えたコースの開設を実現し、中国語コミュニケーション能力に秀でた人材の育成を目指しており、このことは先進的でユニークな取り組みであると言える。

英語学科ではヨーロッパ2言語コースが現行カリキュラムの大きな目玉となっており、ドイツ語圏、フランス語圏の協定校留学や現地研修制度等に参加させることで、2言語教育の目標が徐々に達成されつつある。英語コースは、学生の興味に合わせて3系に分かれるが、推薦入試の多様化の影響もあり、かなり基礎学力の低い学生が入学しており、英語・教育系では、教員志望の学生の英語力低下が問題である。もっとも学生の多い情報コミュニケーション系は、とくにネイティブの教員が少ないことが大きな問題となっている。基礎教育においても、ネイティブ教員の少なさは大きな課題である。

日本語学科は学科の理念・目的の達成に取り組み、既に国内外に日本語教育に携わる人材を輩出してきた。また、実業界にも日本語知識に優れ、異文化間の橋渡しになれる人材を多数輩出している。しかし、国内、国外で日本語学習者が増加し、同時に学習者層が多様化する一方、世界的な経済不況、そして国内の18歳人口の減少が近年の日本語学科の、とくに、日本人学生の志願者数の減少に影響を与えている。また、2009（平 21）年前後の18歳人口と大学入学者数が均衡する全入時代の到来とともに、入学者の基礎学力の低下、及び留学生の日本語能力の多様化が進む。これらの課題にどのように取り組むか。今後、日本語学科が存続をしていくうえで大きな試金石となる。

外国語学部の理念・目的・教育目標等は学部ホームページに掲げ、学部の履修ガイダンス時やキャンパス見学時の模擬授業において説明をしてきたが、必ずしも十分に周知されているとはいえない。

【改善方策】

現在、大学は厳しい競争の時代を迎えており、外国語学部がこのなかで生き抜くためには教育・研究において他学の外国語学部にはない独自の特徴を打ち出す必要がある。各学科の具体的な改善方策は次の通りである。

＜中国語学科＞

全国的な弁論大会や作文コンテストに学生を出場させ、上位入賞を実現する。今後5年間に3位以内の入賞者10名を目指す。また、中国語統一試験の結果を用いて習熟度別クラスを設置し、能力のある学生をさらに向上させ、成績が低位の学生もそれに合った指導をすることにより、学生の満足度を高める。3・4年次の会話訓練科目では日本語の使用を禁止し、擬似的な中国環境による授業を行う。

＜英語学科＞

TOEIC 試験の結果を用いて、1～3年生に習熟度別クラス（レベルは3段階）を設置して、英語力の高い学生のモチベーションを高めさせるとともに、英語力が中位、下位の学生にもそれに合った指導をすることにより、学生の満足度を高める。特任教員にネイティブを採用することにより、彼らに英語訓練科目を多く担当させる。

＜日本語学科＞

大きく変化しつつある日本語学科を取り巻く状況を冷静に分析しながら、社会のニーズに応えることができるよう、魅力的な日本語運用能力の向上を学問的成果とともに達成しうるカリキュラムを編成し、社会に貢献できる人材の養成を目指す。現在予定している新カリキュラムでは、1・2年次において、日本語特別演習を現在の4科目から8科目にふやし、アカデミック・スキルズ、古典語、文字、現代日本事情、ソーシャル・スキルズ、口頭表現、キャリア生活のための日本語の各領域について、外国人学生にも十分配慮して総合的な日本語能力を向上させる。また、3・4年次には「創作演習」を新設するとともに、従来の「文章表現法」をさらに活用し、高度の日本語運用能力を養成する。語学については日本語、中国語、英語ともに1～4年次を通じてそれぞれ10科目以上を配置して、徹底した実践教育を行っているが、今後は外部で行われている検定試験の受験者数をさらにふやし、社会で認知される資格を取得させる。また、授業を補完するべくeラーニングの導入等を行い、きめ細かな指導を図る。

外国語学部の理念・目的・教育目標等は在学生に対しては学部の履修要覧『径』等に掲載することで周知を図る。また、受験生に対する模擬授業や高校へ赴いて行う出前授業、各種説明会において積極的に周知を図る。

第5節 法学部

【理念・目的等】

- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状の説明】

法学部は1973（昭48）年に「建学の精神」に基づき、学問の探求と応用を教授・研究して真理と正義を愛する自主精神に満ちた良識ある人材を育成し、文化の発展と人類の福祉に貢献すること（設置要綱）を理念・目的として法学部法律学科として創設された。1990年（平2）には政治学科を増設し、法律学、政治学の教育・研究をとおして学校教育法第83条の趣旨を具現し、「東西文化の融合」をめざした建学の精神を現代的にとらえ直した「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」という全学的な理念に基づき、国際性豊かな法律家や公務員、教員、ビジネスマンなど有為な人材育成を目指している。

法学部では、法律学科および政治学科が、それぞれに人材養成の目的を学則に掲げている。法律学科は法に関する学識を修め、政治学科は政治学に関する学識を修め、それぞれ専門的な職業能力を有する人材の養成を目的としている（学則第2条の2第11号及び第12号）。

以上のような法学部の理念・目的を踏まえて、さらに3つの教育目標を設定し、その達成を目指している。

- ①専門的知識並びに論理的思考、および公正な判断力を育成する。
- ②市民社会において必要なバランスのとれた見識と教養を育成する。
- ③創造力および発信・対話能力を養成する。

こうした理念・目的や教育目標に向かって効果的な教育を実践するために、第3章に記述する教育課程等と教育方法等に関する到達目標を設定してカリキュラム編成を行っているが、その要点は、全学共通科目の履修を通して幅広い教養と知識を身につけさせること、専門教育科目は法学、政治学の専門領域とともに隣接の学問領域も対象とすること、国際化・情報化という今日的課題に対応して語学と情報処理の科目を充実することである。

法学と政治学は同じ法学部の中にもありながらも、学問の性格からしてカリキュラムの編成方法が完全に一致するわけではない。そうした相違を踏まえて、法律学科では、法律学の基礎基本を身につけることを重視し、1年次・2年次の導入科目を充実させている。これに対して、政治学科では、政治学の対象領域が無限の広がりを持つことから幅広い視野や知見が求められるため、科目の履修において自由選択の幅を持たせている。

また、初年度から専門領域と少人数制を兼ね備えた教育プログラムを遂行するために、1年次にはクラス制の「現代社会と法」「政治学A・B」、2年次には「基礎演習」「基本法学概論」を開講し、3・4年次における「専門演習」へと円滑に移行できるような工夫をこらしている。

さらに、法学部に所属する学生の将来設計、時代のニーズ、そして体系的専門教育を実現するために、法律学科では「司法」「行政」「企業・国際」の3つのコースに、政治学科では、「政策・行政」「国際・情報」の2つのコースに分けて、学生は2年次において、それぞれのコースを自由に選択

できるようにしている。

上述した法学部の理念・目的・教育目標等に関する周知方法は、次のとおりである。

①受験生に対しては、主として大学案内『CROSSING』によって周知徹底を図っている。

また、大学が行う全国規模の大学独自説明会とは別に、教員が指定校など主要高校を訪問して理解を深める一助としている。

②新入生に対しては、「法学部履修の手引き」を配布し、新入生のガイダンス、フレッシュマンセミナーなどのさまざまな機会を通じて教員および職員が懇切丁寧な説明を行っている。

③大学のホームページで、法学部紹介の中で法学部が求める学生像、両学科の「カリキュラムの特色」ならびに「コース制とゼミナール」について内容を掲載し、在学生、受験生に公開している。

【点検・評価…長所と問題点】

法学部が掲げる理念・目的・教育目標の実現のために、教えるべき水準と学生の学力水準との間の乖離に配慮して、両学科は、1・2年次においては基礎学力の向上を重点的に行い、3・4年次において、学問水準を落とさない専門教育につなげることができるような体制の構築に努めてきた。

1. 長所

①1年次から専門科目を少人数のクラス制にすることにより、きめ細かい指導が可能になっている。

②全般的に日本語能力の低下に対処するために、「文章表現法」を設けたことにより、論理的思考力の養成が可能になっている。

③コース制の採用により、専門的職業能力の養成を効果的に行うことが可能になっている。

④基礎教育分野に情報関連科目を設けたことにより、時代のニーズに応えることが可能になっている。

⑤基礎教育分野において英語を重視し、国際的に通用する発信・対話能力の育成が可能になっている。

⑥専門教育分野に多様な科目を開講することにより、柔軟な発想や幅広い視野を持つ能力の養成が可能になっている。

2. 問題点

①多文化共生を目指すためのカリキュラム等について工夫を凝らしてはいるが、海外留学等をすすめる学生は多いとは言えず、学生時代に広く世界を見る経験が乏しいのが現状である。

②大学のホームページ等を通じて、高校生や保護者へのPRを行っているが、内容および使い勝手の面で周知の方法として十分な効果を上げていない。

【改善方策】

前述の【点検・評価】項目の「2. 問題点」において指摘したポイントを改善する方策は、以下のとおりである。

①奨学金留学制度に関する説明会等を活発に行い、学生の目を海外にも向けさせ、留学意欲の向上を図る。

②オープンキャンパス、新入生ガイダンス等の機会を通じて、受験生や新入生に対して法学部の理念・目的の周知徹底を図り、これらを深く理解した意識の高い学生の確保に努める。

第6節 国際関係学部

【理念・目的等】

- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状の説明】

国際関係学部は1986年（昭61）4月、国際関係学科、国際文化学科の2学科で設置されたが、設置当初の理念と目標は現在も基本的に変わっていない。それは「流動化し、複雑化する国際情勢の中で、国際間の協調と相互理解を進めるため、海外の地域事情に精通し、意思疎通のための言語能力を有する国際人を育成する」ということであり、より具体的には、本学の理念である「東西文化の融合」の一端を担うものとして、「アジアを中心とした国際関係学・国際文化学に関する学識を修め、広い視野に立脚した国際感覚と言語能力を有する人材の育成を目的」としている（学則第2条の2第13号、第14号）。この理念を次の4つの柱として具体化し、推進している。

- ①アジア地域言語教育
- ②地域研究カリキュラム
- ③現地体験型学修
- ④学生による企画・参加・実行型の活動

①アジア地域言語教育としては、中国語、韓国語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ヒンディー語、ウルドゥー語、ペルシア語、アラビア語の9言語から1つを必修として学ぶ。②地域研究カリキュラムは、アジアを東アジア、東南アジア、南アジア、西アジアの4地域に分け、それぞれの地域の政治・経済・社会（国際関係学科）、歴史・文化・芸術（国際文化学科）を学ぶ。③現地体験型学修としては、学部専任教員が引率する現地研修と、短期・長期留学制度がある。現地研修のために、アジア9カ国に11の提携・協力校が用意されている。④学生による企画・参加型の活動としては、アジア言語スピーチコンテスト、アジアの料理祭とアジア音楽・舞踊などを上演する「ASIA MIX」などがある。

以上のような「アジア理解教育の総合的取り組み」が体系的で、大学の建学の精神がプログラムに具体化されているとして、2006（平18）年度の「特色ある大学教育支援プログラム」（特色GP）に選定された。

グローバル化が急速に進行している現代においては、どの地域を学修していても、世界とのかかわりを考えざるを得ない。したがって、アジアに視点を置いていても学修の範囲はアジアに限定されるものではなく、広く現代社会の複雑な諸問題に関心を持たせ、異文化を理解する態度と能力を養うことを目標にしている。

【点検・評価…長所と問題点】

前述のように本学部は2学科制を取り、国際関係学科は社会科学分野（政治・経済・社会）、国際文化学科は人文科学分野（文化・歴史・芸術）を中心に学修するが、理念・目的は共通している。国際関係学部の理念や、アジア地域についての学修が中心となることについて、入学者の間で十分

理解されていない場合がある。

学生は両学科のいずれかに所属するが、一定の必修科目のほかは両学科の垣根は低く、どちらの学科の科目も交差的に履修できる。このことは、異種の方法論に対する認識や学識の修得に利するところ大であると考えられる。その半面、その交差性・柔軟性のゆえに、ややもすれば科目選択の一貫性を損ない、体系的な学識形成を阻害する可能性もある。

単なる座学にならないよう、海外現地研修・留学を奨励している。その前提としてアジア 9 言語のうち 1 言語を選択必修としているが、修得レベルは高くない。現地研修は選択科目であるが、最近の経済事情や学生の内向きの心情を反映して希望者が漸減傾向にある。

【改善方策】

国際関係学部の理念やカリキュラムの特色についての理解を深めるために、受験前から入学後までのいろいろな機会に、本学部の理念やカリキュラムについて十分な理解が得られるよう努力する必要がある。受験前には全国各地で行われる進学説明会や、オープンキャンパスでの説明を十分行う。推薦入試による合格者に対しては、入学前説明会を行い理解と心構えを促す。入学後は、その直後に行われるオリエンテーション合宿、また 1 年生を対象にしたチュートリアル授業等で導入教育を行う。

履修科目に偏りがでないよう、履修登録に際して幾つかのモデルを示し、適切な科目選択をするよう指導する。

現地研修の参加者を増やすための工夫はすでに現地研修報告会、写真展などいろいろ行われているが、さらに参加費用の削減などの対策をとる。アジア言語の教育は、日本人教員とネイティブの教員が協力して行っている。昨年度までの特色 GP において、各地域言語の新たなテキストを作成したが、今後はこれらのテキストの改定を継続的に行ってゆく。

第7節 経営学部

【理念・目的等】

- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状の説明】

経営学部は、経営学科および企業システム学科から構成される。各学科の学士課程教育は、大東文化大学学則に定めるように、経営学科では、「経営学、会計学に関する研究を行うとともに、これらの学力を基礎に広い視野から現代社会を分析し、自主的に判断できる能力を備えた人材の養成を目的とする」とあり、また、企業システム学科では、「経営学、情報・システム論に関する研究を行うとともに、これらの学力を基礎に広い視野から現代社会を分析し、自主的に判断できる能力を備えた人材の養成を目的とする」となっている。これら両学科の教育理念・教育目的と教育課程は、学校教育基本法第83条並びに大学設置基準第19条に基づき設定されており、適合性を有している。

経営学部は、1963（昭38）年に経済学部の新設された経営学科を母体として発展した。この学部は、旧経済学部経営学科の理念・目的・教育目標を引き継ぎ、建学の精神に立脚しつつ、日本経済の国際化・情報化に対応できる企業の経営や管理の問題を扱うため、2000（平12）年に学部として独立した。その設置申請書類「経営学部における人材育成の柱」によれば、

（1）実践的教育を通じて必要な情報を選択できる判断能力と、そのための技術的基礎となる情報リテラシー、外国語運用能力の育成

（2）専門教育科目を通じて企業倫理等に関する教育を徹底する

（3）卒業後も自主的・自立的な社会人として自己研鑽できる職業観と資質を身に付けられるよう少人数教育を徹底する

（4）社会性を持つ個人の確立、創造的能力の開発、判断力・指導力の養成、たくましい精神力の涵養を行うとなっている。また、当時の設置申請書類「経営学部の特色」より学部教育の目標を挙げれば、以下の6つである。

（1）経営学、会計学、情報科学、経済学、法学などの基礎的教育の充実

（2）実践的な問題解決能力の獲得

（3）「企業と経営者」やインターンシップを取り入れた外部組織との情報交換授業

（4）情報リテラシーの育成

（5）実践的な外国語運用能力の習得

（6）豊かな教養教育の実現

が目標となった。これらの教育目標に対し、学部所属の全教職員はその実現に向けて努力を継続してきた。これらについては、ほぼその目的が達成されてきている。現在も引き続き達成のレベルを高く設定し、学生全員に対して目標が達成されるよう教育をおこない、努力している。

また、近年の日本企業の環境変化と国際競争の激化、情報化の新展開、情報手段の多様化、日本企業の海外進出の拡大などの事態は、新たな社会的要請もあって、本学部の理念や目的を現代化することになる。日本企業の研究は、本学の建学の精神でもある、多文化共生の価値を重視する傾向

を強め、日本の経営の西洋化や現地化の研究を進化・拡大させることを要請してきている。こうして、日本企業を取り巻く現代世界の情勢は、ますます激化しており、変革の速度も振幅も大きくなっていることを考えるとき、柔軟な思考と的確な理解をもったグローバルな人材の育成を新たな目標に設定する必要がある。また、こうした状況の中で、企業経営に関して判断力と創造力をもった有為な人材の育成を目指して、新たな学科目を充実・整備することが期待される。また、本学部を母体とする大学院の経営学研究科では、こうした教育目的をさらに専門的に深化させようとして研究および教育・指導を行っている。また将来に向かっては、ますます国際競争と企業環境は劇的に変化することが危惧されるが、こうした事態にも冷静に適応できる能力・人格・識見を有する人材を育成する。

以上の学部の理念・目的・教育目標などについて経営学部のホームページ、大学案内『CROSSING』、ガイダンスにおいて周知している。

【点検・評価…長所と問題点】

まず、2005（平17）年度の大学基準協会相互評価報告書への改善報告書で経営学部に対して指摘された点検課題を明らかにしたい。第一に、「一般教養的授業科目編成に対する配慮の適切性」である。これは報告書にあるように毎年、ガイダンスを強化して冊子など資料を作成し、これを毎年検討し、改訂版を配布した。また、ガイダンスへの参加教員も増員して指導を徹底してきた。第二は、「学生の生活指導、就学状況等の改善」であった。これに関しては、学生相談室への経営学部教員の増員を図り、特に東松山担当教員を派遣した。また、1・2年生担当の基礎演習・演習を担当する教員の関与を拡大した。これらについては、今後とも改善を図り、指導の徹底を図りたい。第三に、大東文化大学のホームページ上で経営学部での勉学上の注意やシラバス、ゼミ案内や教員紹介を掲載し、さらにQ&Aの項目を増やして学生の履修上の便宜を供与した。

経営学部の経営学科および企業システム学科創設当時の教育理念と目的は、ほぼその目的を達成できてきている。特に、実践的教育の実現や「企業と経営者」などの講義では、好評を得ており、多くの学生が参加した。情報科学の教育や遠隔教育も、今までの学部教育に比して大きく前進したといえる。しかし詳細に見れば、次のような問題点も見られた。

- （1）卒業生全員に十分な教育ができてきたとはいえない。
- （2）学生の一部は、基礎学力が不足したり、語学力が十分といえなかつたりするため、十分な語学運用レベルに達しなかった。
- （3）情報処理能力が乏しいということもみうけられた。
- （4）海外でのインターンシップへの参加者が少ない年度がある。

こうした反省点や問題点をふまえ、学部の新たな目標に立ち向かって、教育が行われなければならない。学部独立の時代から現在に至っては、日本企業の置かれている環境も日本経済自体も大きく変化しており、現在配置されている科目の再検討など新たなカリキュラムの構築を通じて教育内容を現在の日本経済に即した内容に変化させる必要性が生じている。また、指示を待って行動する受け身の学生が増加していることや、父母に対して教育内容の説明をする必要性があることから、きめ細かな少人数教育を行う必要性が生じてきている。

【改善方策】

真に必要な科目の設置や教育課程の再編成が必要である。具体的には、情報科目の新設や発表能力の向上を教育目的とする科目の新設が必要である。また、これまで以上に少数受講生の教育を行うため、大教室での講義の履修者数を分割・分散するなど、別科目に置き換えることも検討中である。また、東松山校舎での1・2年生の講義においては、兼任教員の代わりに専任教員の担当科目を増やし、指導や関与を徹底・強化する。中途退学者や学習意欲の低い学生がこれまでも散見されており、この原因が東松山校舎の通学の不便さにあるといわれて久しい。大学では、スクールバスの増発等で対策を講じてはいるが、経営学部では、生活面での指導も強化する。すなわち、クラス担当教員の協力や学生・教務委員の積極的指導により、退学防止を図る。このほか、配布資料・プリントを読みやすくする工夫や、パソコンやスクリーンなど教室内のIT設備を強化することで講義における視覚化を図り、学生の理解を促進させる。

第8節 環境創造学部

【理念・目的等】

- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状の説明】

環境創造学部は、「環境の世紀」と言われる21世紀に向け“人間生存環境の再構築”という理念に基づき、2001（平13）年4月に設置された社会科学系学部である。文部科学省に提出した設置申請書に示した本学部の理念・目的を要約すると以下の通りとなる。

人類にとっての二大生存条件である自然生態系システムと社会経済システムを一括してとらえることが人類共通の最重要課題であり、人間の尊厳にふさわしい生活の質と水準を支え、併せて、自然と共存可能な社会経済システムを構築して、「持続可能な社会の創造」を実現する必要がある。

グローバル化が進展する社会にあつて「持続可能な社会の創造」という営為を具体化するにあつては、多文化共生・多文化理解という視点が不可欠となるが、これは「東西文化の融合」という本学の建学の精神に直結している。すなわち、東西の英知を結集して、人類と自然とが調和し、多文化が共存共栄する社会を創造することこそ、本学部に与えられた社会的使命であるといえよう。

従来、環境問題に対する諸学は、物理学、化学、生物学を基盤とする主として理系のアプローチが行われてきたが、「持続可能な社会を創る」という視点にたち「社会経済システム」から問題解決にアプローチすることが本学部設置の目的である。

このような学部設置の理念と目的のもとに、本学部では環境問題の基礎として環境科学、生態学、都市計画などの自然科学系科目を置き、さらに経済、法律、政治、経営、福祉、倫理など社会科学科目を総合的に習得させ、広い視野から問題をとらえることのできる人材の養成を教育の目的としている。この目的を具体化するための教育の目標としては、生きた現実の諸問題と関わって学ぶことを重視する観点から、「都市環境」「福祉環境」「地球環境・エコビジネス（2005〈平17〉年度より「環境マネジメント」と改称）」の3分野の履修コースを設けるとともに、問題解決のための具体的、実践的な知識と手法を体得させることとされていた。

上記の学部設置理念・目的・教育目標等に対し、学部発足年度の2001（平13）年度に大東文化大学に対して行われた大学基準協会による相互評価で、他学部に比べ実績のまだない環境創造学部に対しては別扱いの報告としたが、専門評価分科会主査報告書の中で、本学部の理念・目的、入試、教育課程、研究活動、教員組織、施設・設備に関する点検・評価課題の当面の指摘を行っている。その中で、学部の理念・目的について、『環境創造学部』を「社会経済システム」の観点から構築しようとする意図は高く評価できるが、環境創造を一つの学部としての研究と教育の目的におくならば、もう少し広がりが必要ではないか、と成熟度不足を指摘している。

これらの指摘に対し、学部では毎年行う点検・評価の中で取り組みを進めてきている。教授会に準ずる機関である「教育ワークショップ」（原則として月1回開催されるFDのための協議機関）などで検討しつつ学部がこれまで行ってきた取り組みは以下の通りである。

- (1) 学生に対する学部理念・目的等の周知徹底

①「環境創造学入門（社会科学入門）講義」（半期2単位）を必修のまま「環境創造入門講義」（通年4単位）に改編し、1年生に対して学部理念・目的を浸透させる機会を充実させたこと。

②大学案内『CROSSING』における学部紹介において本学部の理念・目的・教育内容を受験生を対象にわかりやすく説明する工夫を毎年更新して行っていること。

③2007（平19）年度に学部独自の入試案内を発行し、学部理念・目的のわかりやすい周知に努めたこと。

（2）学部教員による学部理念・目的の深化

①2005（平17）年度に「地球環境・ビジネスコース」の名称をカリキュラムの実態に合わせて「環境マネジメントコース」に変更した。

②2008（平20）年度、大学設置基準第2条の2にかかわる学則改正に当って、理念・目的に関するこれまでの議論を集約し集中的に検討を行い、環境創造学科の学則に定める教育研究上の目的を、「環境創造学部環境創造学科は、主として社会科学的な観点から地球および人間の環境に関する知識と手法を修め、その課題の発見と解決に創造的・実践的に取り組める人材の養成を目的とする」と明確化した。

以上が、設置当初の理念・目的に関する大学基準協会の指摘を受け、学部として取り組んできた現状の説明である。

【点検・評価…長所と問題点】

本学部に設置している研究機関「環境創造フォーラム」は、学部の研究教育の推進のため学部設立以来の毎年度シンポジウムを開催してきた。学部教員、各年次学生に加え他学部や学外の関係者を広く招いて行うこのシンポジウムは、学部の行っている研究教育の内容を発表し討議して深めるとともに内外に広く周知する目的のもとに行っている。

過年度においては、学部理念・目的の一つの柱であるフィールドワーク教育に関して、学生中心に行っているエコキャンパス運動（環境に配慮したキャンパスを創造する学内事業）、なかいた環創堂（商学公連携による中板橋商店街振興事業）、高島平団地再生プロジェクト（住民との連携による高島平団地再生事業・2007〈平19〉年度現代GP採択）などの地域連携・現場実践プロジェクトをテーマに実施してきたが、2008（平20）年度には、「環境創造学とは何かー私はこう考える」をテーマとし、学部教員、卒業生、学部生がパネリストとして参加、それぞれの立場からの報告とパネルディスカッションを行い、現時点での学部理念・目的に関して総括的に点検・評価を行う試みを実施した。すなわち、教員だけではなく卒業生、学生からの視点を交えた環境創造学部教育の総括的な点検・評価の試みを実施した。

卒業生、学部生の評価からは、

①座学のみでなく社会の現場に出て学ぶチャンスに恵まれた。

②入学当初抱いていた狭い環境のイメージが、学年が進むにしたがって人間全体を包む環境のイメージに広がった。

などの長所が指摘される一方、

①扱う分野が広すぎ、何から学べばよいか分かりにくい。

②知識は増えるが自分の関心を深められない。

など、問題点も指摘された。

「環境創造フォーラム」における上記のような指摘および教授会に準ずる機関である「教育研究ワークショップ」における議論などを受けて、本学部の理念・目的をめぐる問題点を抽出すると、以下のような3点に総括される。

- ①理念・目的においてもっとも重視される「環境」というターミノロジーの＜広義性＞と＜狭義性＞の双方に配慮しながら、学部の目的を達成するための方途をさぐる姿勢が必ずしも十分ではない。
- ②学部の理念・目的とカリキュラム・教育内容等との整合性が必ずしも十分保たれていない。
- ③全学的な理念・目的との連繋が必ずしも十分具体化されていない。

【改善方策】

上で掲げた問題点に対して、以下の改善方策をもってその解決に臨む。

- ①「教育研究ワークショップ」や「環境創造フォーラム」等の機関において、定期的に「環境」というターミノロジーの＜広義性＞と＜狭義性＞を意識したテーマで議論し、理念・目的に関する教員間の共有認識を深める。これによって学部の理念・目的のいっそうの深化と周知を図る。
- ②教員間での共有認識を受け、「環境創造入門講義」「環境創造入門ゼミ」等を軸とする初年時教育において、学部の理念・目的をわかりやすく解説するとともに、教務委員会や「教育研究ワークショップ」において、学部の理念・目的とカリキュラムおよび教育内容との整合性を常時点検する。
- ③全学的な理念・目的と本学部の理念・目的との連繋が図れるようカリキュラムや教育内容を微調整する。具体的には初年時教育の段階（「環境創造入門講義」「環境創造入門ゼミ」等）で、全学的な理念・目的と学部の理念・目的との連結を意識した授業を展開する。

第9節 スポーツ・健康科学部

【理念・目的等】

- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状の説明】

スポーツ・健康科学部は、2005（平17）年度にスポーツ科学科と健康科学科の2学科構成で設置された。本学部は本学の建学精神とその教育理念を踏襲し、国民の健康の維持と増進を視野に入れ、スポーツを通して文化の発展と健康づくりに貢献できる人材の育成とともに医療・健康関連分野で健康の増進に寄与する人材の育成を理念・目的とするものである。教育目標は、以下の3点である。

（1）健全な地球環境を中心に、生命の安全と人類の生活環境の構築を目指す広域的な分野において指導的な役割を果たせる創造性に富んだ人間性豊かな人材の育成を目指す。

（2）国際交流を視野に入れて多様な価値観に対応できる柔軟な姿勢で、主体的に活動できる人材を育成する。

（3）科学的な思考力と判断力を培い、広い視野から課題を探究し、自律的に問題の解決をはかる力を養う。

<スポーツ科学科>

スポーツをすべての国民にとって心身ともに健全な社会を作るうえで不可欠なものにとらえ、学校体育、競技スポーツ、生涯スポーツなどの幅広いスポーツの場面を通して、「スポーツ科学に関する学識を修め、人間性豊かなスポーツ指導者と健康づくりの能力を有する人材の養成」（大東文化大学学則第2条の2第18号）を目指している。基礎教育科目において社会性、倫理性を養うとともに、専門教育科目では理論とスポーツの実践のバランスを重視し、多数の選択科目による自由度の高いカリキュラム体系によって、目標とする人材育成の具現化を図っている。

<健康科学科>

生命の尊厳に基づいた生活の質を理解できる人間性豊かな専門的医療人として医療と保健の幅広い分野で国民の健康づくりに貢献できる人材を育成することを教育の目的とし、臨床、食品、環境などの幅広い領域で活躍できる専門家に必要な理論と技術を修得させる。国民の健康づくりに貢献する人材養成等の目的の適切性については、わが国は稀にみる高齢化社会にあり、世界的不況による雇用状況の悪化などによって就業労働が悪化してきており、このような社会環境にこそ予防医学を含む健康科学が不可欠である。

健康科学科の教育の目的は社会的要請に適っており、本学科の目的は適切であるといえる。学科としては、専任教員が専門的医療人の立場で国民の健康に貢献するという目標を意識して専門教育に臨み、また、健康教育の専門家を招いて学部、学科主催の教育講演会などを通じて、教育目標への意識を喚起させている。

理念・目的・教育目標等については、両学科ともホームページ、オープンキャンパスにおける学科説明や受験生や保護者との個別相談において説明している。また、在学生に対しては、履修のためのガイダンスや資格取得のためのガイダンス、基礎教育科目の基礎演習、学部で設立したスポー

ツ・健康科学会主催の講演会、また、キャリアセンターとの連携を強めて、学部、学科の教育目標を示している。

【点検・評価…長所と問題点】

人間性豊かな人材の育成を目指す学部として、学年の進行とともに人間的な成長を認められる点は概ね評価することができる。理念・目的・教育目標等に関して機会あるごとに伝えているものの、学生の理解は十分とは言えない。

＜スポーツ科学科＞

スポーツ科学科では、多くの学生が理論科目とスポーツの実技科目ならびに課外活動としてのスポーツの実践にも前向きに取り組んでいる。カリキュラムの自由度の高さが、「教員」か「企業」などの進路の選択において、迷いを生じさせている点が問題である。

＜健康科学科＞

臨床検査技師国家試験受験資格、食品衛生管理者・食品衛生監視員資格取得希望者などの3つの資格を有する人材養成については、4年間の教育課程と方法によってほぼ達成されたといえる。しかし、資格取得に必要な学力にほぼ二極化現象がみられることや資格取得を希望しない少数例が一部生じていることは、問題点となろう。

国民の医療と健康づくりに貢献できる社会的要請の高い学科ではあるが、臨床検査に立脚した健康づくりが主である。

【改善方策】

入学式後の対面式、スポーツ・健康科学会や両学科の導入教育、また国民の健康づくりにかかわる学生参加型地域連携事業など、学部の社会的な活動の中で理念・目的・教育目標等の周知を徹底させる。

＜スポーツ科学科＞

1・2年次の履修登録やガイダンスに「教職」、「スポーツ指導者」、「健康運動指導士」等の資格と進路に関するモデルを明示し、キャリアへの意識を高める。また教育課程の中に、インターンシップなど将来のキャリアに向けての方向性を明示する科目を設置する。

基礎演習の全体授業など学科あるいは学年の集まる機会において、これまで以上に教育目標について伝えるとともに、専任教員が担当する1年次の必修科目の中で周知を図る。

＜健康科学科＞

推薦入学者に対して、入学までの長期にわたる学習時間を補う施策として健康科学関連の課題を課すなどして、入学前教育に全教員で取り組み、2年次のカリキュラムに導入教育を盛り込み、学力向上を図る。資格と進路に関しては1・2年次にはオフィスアワーおよび学年担任制を徹底し、3年次以降は学年担任とキャリアセンターが連携して個別指導を実施する。

臨床検査だけでなく、食品衛生、環境面などの活動も強化し、学部の理念・目的・教育目標等の周知を図る。

第10節 文学研究科

【理念・目的等】

- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状の説明】

文学研究科は現在、日本文学専攻、中国学専攻、英文学専攻、教育学専攻、書道学専攻の5専攻から成る。5専攻の博士前期課程ないし修士課程は本学大学院学則に記述されるように、各専攻に直結する日本文学、中国文化、英米文学・文化及び英語学、教育学、書道学のいずれかに関して精深な学識を修め、広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な職業能力を有する人材の育成を目的とする。日本文学専攻、中国学専攻、書道学専攻の3専攻の博士後期課程は同様に、前期課程における研究成果に基づき、より専門性を深め、各専攻に直結する日本文学、中国文化、書道学のいずれかの自立した研究者及び高度な専門業務従事者の養成を目的とする。

より具体的な教育目標としては、5専攻それぞれにその目標に対する関わり方の濃淡の差、あるいは重点の置き方の差はあるものの、以下を掲げる。

①大学院生が精深な学識を修得できるような教育効果の向上のために、可能な限り少人数教育を行う。

②理論的知性ととも実践的知性をも養い、各専攻に関するより高度で幅広い学問的能力を身につけると同時に、実践応用力を兼ね備えた人材を育成する。

③社会人や諸外国からの留学生にも門戸を開き、世代交流や異文化交流を通して許容性豊かな人間性、柔軟かつ精緻な認識力・思考力・表現力を持つ人材を育成する。

④より広い視野に立った人材育成を目ざし、研究科内での他専攻開講科目の履修、他研究科や他大学院での聴講、さらには海外留学を奨励する。

⑤カリキュラム・授業・研究指導に関して定期的または常時の点検を実施し、問題があるときは可能なかぎり早急に対策を講じる。

上記の目的・目標を周知するためのものとして、ホームページ・大学院案内の冊子がある。ただ、ホームページについては、5専攻において関わり方の濃淡、重点の置き方の差が存在する。なお、本研究科で授業を担当する教員が他大学での講義や市民講座などにおいて上記の目的・目標を話している例が少数ながら存在する。

【点検・評価…長所と問題点】

当研究科の目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的は概ね適切と認められる。

当研究科の目的・教育目標等の周知の方法において、先ずホームページについては専攻によって充実度に差があること、とりわけ充実度の低い専攻があることが問題である。大学院案内の冊子については、見やすい誌面になるよう努力の跡が伺えるが、現在は説明口調の記述が大部分で、若い学部学生の興味を引くような誌面になっていないことが問題である。本研究科で授業を持つ教員の

本学内外での広報的言動については、一部の教員が自主的に行っているものであり、この傾向が拡大すれば周知の方法の一つとなりうる。

【改善方策】

ホームページの充実には専攻で行うことが好ましいが、研究科全体で統一が取れていることが好ましい。研究科として予算を獲得し、内容の充実とともに統一の取れたホームページを作成する。さらには、本学大学院として、統一的であることが望ましいので、大学院評議会に予算の獲得を要請する。

大学院案内の冊子については、学部の大学案内『CROSSING』の大学院版のようなものを新たに作るよう、関係部署に働きかけを行い、早期に実現を目ざす。

本研究科で授業を持つ教員の広報的言動については、その事実を研究科全体に伝達し、研究科の目的・教育目標等の周知の方法となりうるかを検討し、肯定的評価を得ることが出来れば、研究科全体としての取り組みに発展させる。

第1.1節 経済学研究科

【理念・目的等】

- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状の説明】

大学院学則によれば、本研究科は前期課程については、「経済学に関する精深な学識を修め、広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な職業能力を有する人材の養成を目的」とし、また、後期課程については、「前期課程における研究成果に基づき、より専門性を深め、自立した経済学研究者及び高度な専門業務従事者の養成を目的」としている。

こうした目的を達成するため、より具体的に次の教育目標を掲げている。

①院生の多様な関心に丁寧に応え、勉学インセンティブを高めるとともに、経済学的思考法を身につけた人材を養成する。

②経済学の専門知識と能力を生かせるように、社会を幅広い視点から見る力をもった人材を養成する。

③国際的視野を持った人材を養成する。

④経済学の専門知識をもった通訳者を養成する。

これらの教育目標を実現するべく以下の方法を採用している。

①徹底した少人数教育を行う。

②多様な専門科目とともに、経済学以外の関連科目を設置する。

③海外からの院生を積極的に受け入れる。

④「通訳論研究指導」及びその関連科目を設置する。

⑤高度専門職の育成、例えば税理士等を育成する。

これらの目的と方法の周知のため、『大学院案内』の配布のほか、ホームページでの情報提供を行っている。特に「通訳論研究指導」については昨年度より経済学研究科ホームページ内に独自のページを設け、その理念・目的の一層の周知を図ったところである。

【点検・評価…長所と問題点】

近年の入学者は、前期課程・後期課程とも中国人留学生が中心であるが、彼らの多くは母国での大学教員や専門を生かした一般企業等への就職を目指している。また「通訳論研究指導」には通訳を目指す日本人院生が継続的に入学している。また、税理士を目指す学生に対しては、財政研究指導で対応し、多くの成果をあげていることなどから、本研究科の理念・目的は概ね正しく理解されていると判断している。

ただし、本研究科が養成しようとする人材に対する日本での社会的需要は、少なくとも現在のところ決して多くないという事実がある。研究者（大学教員・研究機関研究員）への門戸も広がらないが、特に「高度に専門的な職業能力を有する人材」に対する一般企業の需要はほとんどないといつてよい。それを証明するかのように現在、本研究科への日本人入学者は極めて少なく、上記のよう

に、大半が中国人留学生である。しかも中国でも本研究科を修了することのメリットが今後も持続するの否か、慎重に検討する必要がある。

【改善方策】

上に述べた問題点を克服する方策として、従来の教育目標に加えて以下のような方向性を目指している。

①より直接的に就職に結びつく具体的教育目標を設定し、海外取引などその実現に必要な科目を設置する。

②すでに就職はしているが、年齢的に若くスキルアップを求める社会人のニーズに応えうことを目的に、統計分析および環境問題に関する科目などを設置・拡充する。

③研究指導教員以外の教員による個別指導の機会を増やす。

第12節 法学研究科

【理念・目的等】

- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状の説明】

本研究科には、法律学専攻および政治学専攻の2専攻が置かれており、それぞれの専攻に前期課程および後期課程が設置されている。

いずれの専攻・課程においても、「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」という本学全体の教学理念を踏まえ、特に、グローバル化の進行する世界において多文化の共生に積極的に貢献できる人材の養成を目指す。

前期課程の教育目標は、多文化共生に貢献しうる資質を養うために、法律学および政治学のそれぞれの学問分野においてこれまで蓄積されてきた研究成果の継承をはかり、深い学識を身につけさせることによって、広い視野に立脚した研究能力または高度に専門的な職業能力を養うことである。

後期課程の教育目標は、多文化共生に貢献しうる資質のより一層の発展をはかるために、前期課程における研究成果を基礎として、法律学および政治学のそれぞれの学問分野の中の特定の専門領域について、さらに専門性を深め、自立した研究者または高度な専門業務従事者として活躍できる能力を養うことである。

以上のような法学研究科の理念・目的・教育目標等の周知のために、毎年『大東文化大学大学院法学研究科・進学ガイド』を発行している（2008〈平20〉年度、2006〈平18〉年度および2007〈平19〉年度は『大学院法学研究科ニューズレター』というタイトルで発行）。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 理念・目的・教育目標および人材養成の目的は適切であると判断する。
2. 『大東文化大学大学院法学研究科・進学ガイド』を発行し、上記の教育目標を周知すべく努めているが、それを、学部卒業後の進路の選択肢の一つとして大学院進学を考えている学生の手確実に届ける手だてがとられてこなかった。

【改善方策】

1. 学部入学直後のガイダンス、3年生への進学時のガイダンス、および学部3・4年生の履修する演習の授業のそれぞれの場において、担当教員から、本研究科の教育目標を説明してもらうようにする。また、年1回以上開く進学説明会の席上、教育目標についても丁寧に説明する。
2. 『大東文化大学大学院法学研究科・進学ガイド』を、法学部の1年生、2年生、3年生それぞれの必修科目の授業時に授業担当の教員から学生に配布してもらい、『大東文化大学大学院法学研究科・進学ガイド』が学生の手確実にとどくようにする。

第13節 外国語学研究科

【理念・目的等】

- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状の説明】

大学院外国語学研究科は、本学建学の理念「東西文化の融合」即ち「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」に基づき、国際的視野の拡大、異文化理解力の深化、および言語コミュニケーション能力の高揚に努め、自然環境と人類の生存に関わる地球規模の諸問題が生起する今日、自ら問題意識を抱き、高度の語学エキスパート・異文化コミュニケーター・国際的教養人として、社会のグローバル化に柔軟に対応し貢献できる、責任ある創造力を兼備した人材を養成することを本研究科の基本理念としている。

この基本理念の下に、現今の社会の国際化、情報化、技術化への著しい進展に対応するために、言語学、言語教育学、言語文化学を主要な研究分野に認定し、一般学生はもとより社会人学生や外国人留学生を積極的に受け入れ、これらの研究分野に対する国際的・学際的な研究に精深に取り組むとともに、各専攻とも当該言語の高度のコミュニケーション能力を基盤にしながらか高度の専門的知識を有して自立した研究を行うことができる国際的な研究者を育成すること、および高度の専門的技能を備えて国際社会に活躍することができる高付加価値のある職業人を養成することを目指している。

なお、上記についてはホームページや、大学院案内などに掲載して周知徹底を図っている。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 社会ニーズに対応し、英語学専攻では修士課程設置後完成年度後に博士課程後期課程が設置され、次いで日本語文化学専攻でも博士課程後期課程が設置された。これに伴って両専攻は博士課程前期課程と博士課程後期課程とで連続性のある一貫教育体制を実現したが、中国語学専攻では博士課程後期課程が未設置であり、教育体制の整備・充実の必要がある。

2. 国際化社会に対応した高度な実践的専門教育の機会を提供し、その教育研究成果の社会への還元という大学院使命を果たすべく、社会人および留学生を相当数受け入れてきたことは評価できるが、入学応募者数増大の余地はまだ大きくみられる。

3. 英語学専攻では博士後期課程設置後4年が経過している。他方、日本語文化学専攻では完成年度を迎えた段階なので、まだ課程博士の学位取得者を出すに至っていないために、人材養成の目的の達成状況を評価するには、しばらく時間が必要であるが、学位取得に関わる条件整備等については絶えず点検が求められてよい。

4. 大学院外国語学研究科案内、本学ホームページなどにより、外国語学研究科の理念・目的・教育目標の周知を図っているが、十分な効果を上げているかどうかは把握し難い。

【改善方策】

1. 中国語学専攻は、博士課程後期課程設置を実現しうる有為な人材の確保に努める。
2. 論文指導教員の専門分野や既刊の学位論文のテーマなど受験生の求める情報ニーズを明らかにして、これらに対するアクセス容易な大学院ホームページを整備拡充し受験者数の拡大を図る。
3. 課程博士論文作成の進捗に資する論文作成指導委員会の設置要領や課程博士学位取得の資格条件・申請手続きの要綱などを大学院生の立場に立って周知徹底を図り、博士論文提出の促進に向けた環境整備を行う。
4. 学内での大学院進学説明会を増やし、学部各学科・大学院各専攻の主催するワークショップ・講演会、院生研究発表会、外国語学会総会など各種イベントを利用するなどして、こまめに大学院案簡易版（ホームページ案内も含むもの）を配布する。入学志願者の一定数の確保をもって情宣活動有効を判断する目安としたい。

第14節 アジア地域研究科

【理念・目的等】

- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状の説明】

アジア地域研究科の母体である国際関係学部は、世界の政治・経済の舞台におけるアジア諸国の台頭を目の当たりにして、日本とアジア諸国の交流を担える人材を育成するために、1986（昭61）年に設立された。

本研究科はこの理念を継承・深化し、これまでのヨーロッパ中心的観点を改めて、＜アジア人の立場からアジアをみる＞ことを旗印に、「アジア地域研究に関する精深な学識を修め、広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な職業能力を有する人材の養成」（大学院学則第3条の2第1項第12号）を目的として、1999（平11）年に修士課程が設立された。さらに、ディシプリン（専門分野）を深く究めて、先進国の発展の経験とアジア諸国のそれとの横断的な比較研究を行い、アジア地域の直面する課題を総合的に理解できる人材を育成するために、「より専門性を深め、自立したアジア地域研究者及び高度な専門学務従事者の養成」（大学院学則第3条の2第2項第9号）を目的として、2001（平13）年に博士課程後期課程が設立された。これは政治・経済のグローバル化に対応して、幅広い国際的視野をもつと同時に、アジアの伝統規範の再生に対しても十分な理解力をもつ人材の育成に対する社会的要請に応えようとしたものである。

その目的を達成するために以下の教育を行っている。

1. アジアの伝統規範の再生及び現代化の問題群を深く理解し、研究成果を理論にフィードバックできるように、政治、経済、社会、歴史、文化、芸術などのディシプリンを鍛える。
2. 同時に、地域研究の質を向上させるために、フィールドワークの手法を鍛える。
3. フィールドワークには、アジアの地域言語や英語の知識が不可欠であり、講義や演習を通して徹底的に鍛える。

このような教育を通して、国際的視野をもち、アジアの伝統規範の再生に十分な理解力をもち、実務に精通する、専門的職業人や研究者などの人材を育成できる。さらに、わが国とアジア諸国の関係が今後いっそう緊密化することに備えて、留学生をアジア諸国と日本との架け橋になり、交流を促進する中核的人材として育成することができる。

アジア地域研究科では、履修手引き、研究科紹介パンフレット、ホームページ、入学時ガイダンスをとおして、研究科の理念・目的・教育目標等の周知徹底をはかっている。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 長所

①本研究科の理念は「東西文化の融合」を標榜する大東文化大学の建学の理念に合致しており、その目的とするところは一般学生および外国人留学生、社会人に対応できる具体的内容を備えていといえる。

2. 問題点

①専攻科目の担当教員間で教育効果を押し上げるための教材や理論水準の調整が行われていないために、ディシプリンに関する教育効果には限界がある。

②フィールドワークの手法を教育するために「地域調査方法論」の講義科目を設定しているが、これだけではフィールドワークの手法を深く理解させるためには不十分である。

③外書講読を行う授業は多いが、授業の到達目標とそのための方法が明確でないために、言語能力の向上に結びつかない。

【改善方策】

1. 更なる教育効果の実効をあげるため担当教員間で協議し、ディシプリンに関し指導効果を高める工夫を行う。

2. 「地域調査方法論」以外の科目を設定し、フィールドワークの学修領域を拡充し整備する。

3. 外書講読を行う授業では、授業の到達目標とそのための方法について、これまで以上に詳細に明記したシラバスを作成し、言語能力向上への授業を実践化する。

第15節 経営学研究科

【理念・目的等】

- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状の説明】

大学院学則第3条の2では、本研究科経営学専攻の博士課程前期課程の教育研究上の目的を次のように定めている。

経営学に関する精深な学識を修め、広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な職業能力を有する人材の育成を目的とする。

また、博士課程後期課程では、前期課程との継続性を踏まえ、教育研究上の目的を次のように定めている。

前期課程における研究成果に基づき、より専門性を深め、自立した経営学研究者及び高度な専門業務従事者の養成を目的とする。

これらの目的は、『大学院の手引き』にも記載され、研究科内の教員に共有化されているだけでなく受講する院生にも周知を図っている。

本研究科は、これらの学則上の規定に基づき、下記の5つを教育目標とする。

①社会的、時代的要請に対応し、学部教育の成果の上に立った経営、情報、会計、商学に関する高い専門性・研究能力と問題解決能力を備えた、実践的な能力を発揮できる、高度な専門的職業人を養成すること。

②社会で活躍している職業人に対して、実践的知識と経験を理論的に体系化する高度な経営理論に関する教育・研究の機会を提供すること。

③広く門戸を広げ、一般学生に加えて社会人や外国人留学生などの多様な入学生を積極的に受け入れ、建学の精神である「東西文化の融合」の礎を形成すること。

④授業および研究指導の内容や方法について、常に点検し、組織的に改善への取り組みを行うこと。

⑤理論的、実践的な専門教育の実現と、職業人の能力再開発をも目的とした体系的な科目配置を行うこと。

【点検・評価…長所と問題点】

大学院の教育研究上の目的は、大学院設置基準の第3条の第1項及び第4条第1項に明記されているとおり、本学大学院の置かれている立場としては十分有効な理念・目的であると確信している。

当研究科の博士課程前期課程および後期課程の目的は、適切に設定され、かつ施行されているものと言える。

博士課程前期課程および後期課程の大学院の教育研究上の目的は、【現状の説明】で述べたとおり大学院学則に明確にされており、教員には周知されている。しかしながら、院生向けの『大学院の手引き』には記載されているものの、学園のホームページなどでは公表されていないため、十分に

周知徹底されていないのが現状である。

【改善方策】

当研究科の理念・目的に基づいて研究し、教育を受けた卒業生は、教育・研究職のほか多種多様な職業に就き活躍しているが、これからは、さらにより実践的かつ高度な専門的職業にも耐えうる職業人を養成すべく、理念・目的だけでなく教育内容も、持続的に監視・点検し、時代の要請に適合するような人材を養成できる体制を常に整えられるようにしてゆく。

また理念・目的の周知については、今後は本研究科でのホームページを開設し、その中で公表するとともに、博士課程前期課程の1年生向けの共通科目である「経営学研究の基本技法」のテキストである『経営学研究の基本技法に関するガイドライン』にも記載し、講義の中でも周知させる。このような改善策を講ずることによって、本研究科の目的や具体的な教育目標に関して、本研究科内の教員間での共通理解を深めるとともに、院生にも周知徹底する。

第16節 スポーツ・健康科学研究科

【理念・目的等】

- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状の説明】

本学の建学の精神は『中期経営計画』の中で「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」と読み替えられており、その中で重点目標の一つとして掲げられている「多様な個性の交差から新しい価値を創造する研究力」を養成することは、大学院の存在価値を高めるうえで重要な課題である。そこで、スポーツ・健康科学研究科は、ヒトの健康や医療、そしてスポーツ科学に関する諸問題を分野横断的な視座から解決することを目指し、人間という視点から、適応、行動、健康、医療に関する科学を理解させるような教育研究指導を行うことで高度な専門的知識・技術を有した人材を育成し社会に輩出することを理念としている。したがって、本研究科においては、スポーツ科学領域と応用スポーツ科学領域からなるスポーツ関連分野と、健康科学領域と健康情報科学領域からなる健康関連分野を置き、スポーツや身体活動及び健康や医療に関する分野横断的及び学際的な教育研究を行い、幅広い視野と高度な知識・技能をもった専修免許を有する教員、各領域の専門的指導者及び職業人を社会に輩出することを目的とする。

本研究科における教育研究の柱となる領域は、スポーツ科学、応用スポーツ科学、健康科学、及び健康情報科学領域であるが、領域を横断した総合的視野と専門的洞察力を涵養するためには、分野横断的なカリキュラム編成が必要である。そのため、本研究科では4つの領域を分野横断的に学修させるための共通必修科目として、全教員が分担して担当する「スポーツ・健康科学研究法」を配置した。この研究法では、前期には学生が科学的研究に取り組むうえで基本となる原則や手続き及び研究計画書の作成から修士論文執筆までの指針となる研究過程の概要を理解させ、後期には全教員の専門分野の研究を概観することによって領域を横断した総合的視野と専門的洞察力・知識を修得させる。したがって、学生に対する理念・目的・教育目標等の周知は、ガイダンス及びこの「スポーツ・健康科学研究法」の講義の中で行っている。その他、教員に対してもそれぞれの領域の特論、演習、特別研究等のガイダンスの中での指導を要請し、研究科の理念や目的の周知を図っている。

【点検・評価…長所と問題点】

授業科目で共通科目である「スポーツ・健康科学研究法」の中で研究科の理念・目的・教育目標について周知させることができることは長所と言える。スポーツ・健康科学研究科は、2009（平21）年4月に開設されたばかりであり、現時点では問題点は明確とはなっていない。

【改善方策】

今後、問題点が浮上してきた場合は、研究科委員長及び自己点検・評価委員会から提出された案件について研究科委員会で検討、改善に努める。

第17節 法務研究科（法科大学院）

【理念・目的等】

- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
- ・大学・学部・大学院研究科等の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状の説明】

本法科大学院は、司法制度改革の一環として、法曹の質を維持しつつ、法曹人口の拡大の要請にこたえるために、多様な人材からの新しい法曹養成に特化した専門的教育を行う専門職大学院として設置されており、従来の法曹養成課程とは異なる多様な人材からの法曹養成のためのプロセス教育を行う司法制度改革の理念に忠実に即し、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的としている。

具体的には、院生一人ひとりの資質、経験を重視し、これを生かす厚みのある法的思考を備えた法曹の養成に力を注いでおり、有職社会人や法学部以外の出身者にも安心して学べるよう、キャンパスを信濃町駅ビル内に設けるとともに、少数教育による指導体制のもとに、目指すべき法曹像に即した4つの履修モデルを示し、夜間と土・日曜日の授業時間を設定するなどの細かな心配りを通して対応している。

こうした本法科大学院の理念・目標、指導体制はパンフレット及びホームページに大きな紙面を割いて広報しているほか、入学案内などの新聞広告にも明確に示している。

【点検・評価…長所と問題点】

現在の法科大学院をめぐる社会の状況は、変化しており、法科大学院にも創設当初には存在しなかったさまざまな要求が生じてきている。本法科大学院は、司法制度改革の一環として法科大学院制度が創設された当初の理念に忠実な運営を行っており、特に多様な人材からの法曹養成を目的とした社会人の受け入れ、及びこれらに対応した適切な教育の実施については、現在の在校生に占める社会人率は他の法科大学院に比し極めて高い数値を示しており、社会人が仕事を継続しながら通学できる数少ない法科大学院としての評価も定着しつつある。

また、教育内容及びカリキュラムについては、法科大学院設置設立の理念に忠実に従い体系性や適切性についても十分に配慮して設定されており、法科大学院の理念にふさわしいものとして評価できる。さらに、教育内容・目標についての指導理念も4つの履修モデルとして示している。カリキュラムにおいても、これに対応した4つの履修モデルを明確に示しており、特色のあるものとして評価されている。

問題点としては、こうした法科大学院の理念・指導目標について多様な手段を通じて広報しているが、ホームページの更新が必ずしも十分に行われていないことがあり、必ずしも十分な情報発信となっていない点が指摘される。

法科大学院の理念・目標・教育目標に関しては、法科大学院自体に存在する問題のみならず、法科大学院をめぐる社会の状況が極めて不安定な状況にあることにも大きな影響を受けているが、法科大学院がこうした状況に対応して理念・目的に関し意思決定を行う場合に、全学的な手続きなど

に長時間を要し、即応できないという問題がある。

【改善方策】

教育内容やカリキュラムに関しては、法科大学院の理念・指導目標との関連では、改善の必要性は認められないが、昨今、法科大学院を取り巻く社会情勢として、修了生の新司法試験の合格率を以って法科大学院の適切性について評価しようとする動きがある。こうした社会の状況を受けて、中央教育審議会法科大学院特別委員会は、全法科大学院に対して、新司法試験の合格率の向上に配慮した教育内容やカリキュラムの見直しを求めている。本法科大学院は、社会人学生の比率が高く、こうした学生は昼間の勤務と法科大学院での学習の両立を図らなければならないことから自学自習の時間が不足し、新司法試験の合格率においても全国平均を下回る状況となっている。本法科大学院においてもこうした状況に対応する教育内容及びカリキュラムの改正について「カリキュラム改正委員会」を設置して検討を進めている。

2009（平21）年4月から、ホームページの管理体制を確立し、常時情報発信の適切性を確認するために、ホームページの管理を担当する職員を既存の職員の中から選任するなど、管理体制を変更し、情報発信の強化に努めている。

法科大学院をめぐる社会の状況の変化に適切に即応できる体制を整えているが、法科大学院単独では対応できない問題も少なくなく、法科大学院が専決できる事項を明確にするとともに全学的に手続きを簡素・迅速化するなど、大学全体及び法人との連携体制を強化する。

第 2 章 教育研究組織

第2章 教育研究組織

大学は、それぞれの理念・目的を踏まえて、適切な教育研究上の組織を整備しなければならない。

【教育研究組織】

・当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織構成と理念・目的等との関連

【現状の説明】

大学の教育研究上の組織構成にとって最大問題は、それが高等教育機関としての「質の保証」と、建学の理念に立脚した「個性の発揮」に資するものとなっているか否かという点である。大東文化大学は、1923（大12）年、「漢学振興ニ関スル建議案」を嚆矢として設立された。以来、「東西文化の融合」を建学の理念として歴史を刻んできた。その後、国際社会の相互依存やアジアの興隆という時代の要請を反映しつつ改革を重ね、2008（平20）年には、新たに「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」という建学の精神を発展的に継承する現代的理念を措定するにいたった。一方には中国を源流とする漢字文化圏にあって、いち早く近代化を達成した日本社会の長所に基礎を置き、他方には西欧文明との対話と協調を図る柔軟な国づくりを基軸として国際社会の中に確固たる地歩を築いてきた日本と日本人の将来を支える知識と見識を備えた地球市民を育てるべく教育研究組織を展開してきたのが本学の強みである。

本学は、1923（大12）年に「大東文化学院」として誕生し、1949（昭24）年の新制大学移行に際し「東京文政大学」を名のり文政学部を置いた後、1953（昭28）年「大東文化大学」と改称した。1962（昭37）年には、文政学部を文学部と経済学部へ改組した。以後、1972（昭47）年に外国語学部、1973（昭48）年に法学部、1986（昭61）年に国際関係学部、2000（平12）年に経営学部、2001（平13）年に環境創造学部、2005（平17）年スポーツ・健康科学部をそれぞれ開設、現在、学部レベルにおいては8学部19学科体制となった。うち、国際関係学部とスポーツ・健康科学部は4年間東松山キャンパスで学ぶが、他の6学部は2年次までを東松山キャンパスで、3年次からは板橋キャンパスで学ぶことになる。

また、大学院レベルでは1964（昭39）年の文学研究科を嚆矢とし、1972（昭47）年に経済学研究科、1977（昭52）年に法学研究科、1999（平11）年に外国語学研究科とアジア地域研究科、2003（平15）年に経営学研究科、さらに2009（平21）年にはスポーツ・健康科学研究科を開設し、7研究科14専攻体制となった。大学院研究科の博士課程前期課程と同後期課程は、学部の延長線上に位置づけられており、その教育の主体は学部教員による兼任である。なお、学部を終了したのち、さらに高度な専門的技能の習得を目指す者には、文学専攻科（日本文学専攻・中国文学専攻・教育学専攻）と経済学専攻科（経済学専攻）の2専攻科4専攻が開設されている。また、2004（平16）年には法務研究科（法科大学院）を設置した。

文学部 文学部は本学創立以来の伝統ある学部で、「古事記から現代まで文学世界を網羅。妖怪からメディア研究、創作も研究対象にする」日本文学科、「中国の文学と中国語を総合的に理解し、バランス感覚豊かな国際性を養う」中国学科、「英米文学の豊かな英語表現に触れ、英語圏の文化や人々

への理解を深める」英米文学科、「人間との深い関わりのなかから、教育の本質と使命を学ぶ」教育学科、および「学問として『書』を究め、芸術として『書』の表現力を高める」日本初の学科たる書道学科の5学科からなる。

経済学部 文学部とならんで本学創立以来の学部であり、「複雑で多用な社会の諸相を、経済学にとどまらない視点で追究」する社会経済学科と、「現代社会に焦点を当て、国際化、情報化、産業構造、企業活動、金融の“いま”を探究」する現代経済学科の2学科からなる。

外国語学部 1972（昭47）年に開設された外国語学部は、「ビジネスの現場で活用できる、実用的な中国語力を身につける」中国語学科、「実践的英語力＋総合的な教養の修得で、社会で活躍できる能力を養成」する英語学科、および「日本語と日本文化を深く理解し、海外に発信できる能力を修得」する日本語学科の3学科からなる。

法学部 1973（昭48）年に開設された法学部は、「基本重視の法学教育を徹底し、司法、行政、国際社会への道を拓く」法律学科と、「地方自治から国際政治まで、広い視野で社会に役立つ人材を養成」する政治学科の2学科からなる。

国際関係学部 1986（昭61）年に開設された国際関係学部は、「アジアを中心に世界諸地域を社会科学的に考察し、国際関係への理解を深め、日本の役割を探る」国際関係学科と、「アジアの生活文化を人文科学的に考察。異文化を深く理解する国際人を育成」する国際文化学科の2学科からなる。

経営学部 2000（平12）年に開設された経営学部は、「ビジネスの現場で発揮できる、経営、会計の能力を養う」経営学科と、「経営の知識とともに、情報活用能力、問題解決能力を養成」する企業システム学科の2学科からなる。

環境創造学部 2001（平13）年に開設された環境創造学部は、「身近な暮らしから地球温暖化までを視野に、『環境』を重視した新しい社会を考える」環境創造学科の1学科からなる。

スポーツ・健康科学部 2005（平17）年に開設されたスポーツ・健康科学部は、「理論と実践が調和した、現場のニーズに応えるスポーツ指導者を育成」するスポーツ科学科と、本学唯一の医療系学科で「健康を科学する、医療・食品・環境のスペシャリストを育成」する健康科学科の2学科からなる。

専攻科 1978（昭53）年に開設された文学専攻科は、日本文学専攻、中国学専攻、教育学専攻からなる。同年に開設された経済学専攻科は、経済学専攻の1専攻である。

大学院研究科 文学研究科は1964（昭39）年に開設された本学初の大学院で、「上代～近代文学と国語学を研究」する日本文学専攻、「中国哲学・中国文学・中国史学・中国音韻学を研究」する中国学専攻、「中世から現代までの英文学と英語学を研究」する英文学専攻、「研究者養成とともに、高度な能力を有する教員を養成」する教育学専攻、および「書道の総合的研究と芸術活動の実践のほか、文化財、書跡、書作を研究」するわが国唯一の書道学専攻の5専攻からなる。経済学研究科は、「実業界のスペシャリストを育てるために、経済の高度な理論や歴史を学び、政策や産業、金融、財政など経済学の諸分野を網羅した実証的研究」を行う経済学専攻の1専攻からなる。法学研究科は、「公法・私法を問わず、主要な法律学の分野をカバー」する法律学専攻と、「政治学、政治文化論、行政学、公共政策学などを研究」する政治学専攻の2専攻からなる。外国語学研究科は、「中国との語学・文学・言語活用能力を習得」する中国語学専攻、「実践的英語力（翻訳・通訳）の習得や英語学、英語教育学を研究」する英語学専攻、および「基礎学としての日本語学、応用学としての

日本語教育学、広く日本の言語と文化にかかわるアジア・ヨーロッパの日本学・東アジア言語文化学を視野に入れた日中比較研究」を行う日本言語文化学専攻の3専攻からなる。アジア地域研究科は、「アジアの政治、経済、社会、歴史、文化、芸術などの観点を通してアジア諸地域の研究を行い、豊かな国際感覚をそなえた人材を育成」するアジア地域研究専攻の1専攻からなる。経営学研究科は、「経営、情報、会計の諸領域を研究対象とし、複雑多岐な企業社会や国際社会で必要とされる問題解決能力・創造的思考力を有する専門的職業人・研究者を育成」する経営学専攻の1専攻からなる。スポーツ・健康科学研究科は、「スポーツ科学、応用スポーツ科学、健康科学、健康情報科学の4領域から構成。「スポーツ科学」と「医療」のコラボレーションを通してスポーツ活動に対する心身の適応、行動及び健康に関する高度な専門知識を有する教員、専門的指導者及び職業人、また、高度予防医学を提供できる医療分野の専門的職業人を育成」するスポーツ・健康科学専攻の1専攻からなる。また、スポーツ健康科学部は2008（平20）年度には212名の卒業生を出し、完成年度に達したが、翌2009（平21）年度に、大学院スポーツ・健康科学研究科（修士課程）が設立され、「大東スポーツ」の評価定着と向上への一翼を担うにいたった。同様に、全国的にもきわめてユニークな大学院を擁する書道教育は「大東書道」として知られる人脈を継承しつつある。

法務研究科（法科大学院） 2004（平16）年、司法改革に呼応して、法曹人養成のため法務研究科（法科大学院）が設立され、2007（平19）年には日弁連法務研究財団の評価を受け、認証評価基準に適合した。「2012年に完全移行が予定される『新司法試験制度』に対応した教育カリキュラムで、企業・国際・政治・市民生活の諸分野で活躍する人材を育成」する法務専攻を有する。他の研究科と異なり、JR信濃町駅ビルという交通至便なサテライト・キャンパスに開設され、社会人にも学びやすい履修制度が特色である。また、法曹人養成のための「リーガル・クリニック・センター」や、国内外の弁護士事務所、企業法務部や官公庁などでの「エクスターンシップ」を展開する。

研究所 大学附置研究所として、1961（昭36）年設立の歴史ある研究機関であり、「アジアの人文・社会・自然科学分野の研究・調査」を行う東洋研究所（専任教員6名）は「アジア民族と文化」を主題とする公開講座を実施している。同様に、1988（昭63）年設立の「書道の研究と芸術活動を行う専門機関で、書道・美術関連の貴重な資料や図書も収蔵」する書道研究所（専任教員1名）は、「高校生のための書道講座」を首都圏と地方で実施しているほか、「大東書道講習会」を開催している。それぞれ特色ある研究活動を展開している。

また、6学部には7つの附置研究所が設置されている。すなわち、文学部には人文科学研究所、経済学部には経済研究所、経営学部には経営研究所、外国語学部には語学教育研究所、法学部には法学研究所と国際比較政治研究所、および国際関係学部には現代アジア研究所である。

図書館 板橋キャンパスの「中央図書館」は別棟の書庫棟をあわせて総面積5,743㎡、閲覧席556席、蔵書総数約83万冊を収蔵するほか、自由に使用できるパソコンが116台常設されており、自動化書庫システムが利用できる。他方、東松山キャンパスの「60周年記念図書館」は総面積8,916㎡、閲覧席855席、蔵書総数約49万冊を収蔵するほか、地下1階には「リスニング・AVルーム」があり、約14,000種のソフトが自由に視聴できる。また、116人収容可能なAVホールを完備し、各種講演や講座に利用されている。

学園総合情報センター 授業等で使用する全ての建物を光ケーブルで接続し、学内サーバーおよびインターネットを利用するための学内ネットワーク再構築が2005（平17）年に完了した。この再構築で、無線LANも増設し、持ち込みパソコンの利用も可能となった。また、パソコン教室を

18教室、CALL教室を7教室保有し、情報処理教育や語学教育以外の授業においてもパソコンを活用した教育に取り組んでいる。さらに2006(平18)年度より遠隔授業用機器の導入を進め、板橋・東松山両キャンパスそれぞれ2教室が遠隔授業で使用されている。授業数も年々増加している。

国際交流センター 「東西文化の融合」という建学の精神を实践する国際交流および国際化推進の中心的役割を担うのが「国際交流センター」である。同センターは、1972(昭47)年の「語学センター」に始まり、「国際文化センター」(1976(昭51)年)、「国際部」(1980(昭55)年)、「国際交流センター」(1994(平6)年)と逐次組織化され、2008(平20)年度からは、専任教員3名を配置し、留学生の日本語教育をも担当する組織として再編され、山東大学・北京理工大学・北京外国語大学等からの短期語学研修の受け入れにも着手した。また、国際交流センターは、年間計900名前後の正規留学生・交換協定に基づく短期交流学生の受け入れ・派遣を支援するほか、教員の海外研究支援も担当する。「国際交流の大東」と評価される本学は、世界21の国・地域の70の大学との協定関係を有する(詳細は、第3章「国内外との教育研究交流」を参照)。

キャリア・センター 学生生活の充実が満足のいく進路結果につながるという認識に基づき、学生が初年時から自らの将来にビジョンを持ち、その達成に向けた実りある大学生活を過ごせるよう、1年次からキャリア支援プログラム(公務員・教員受験対策講座等)を開講し、学生のキャリア設計から就職活動の過程をトータルに支援し、卒業後の自己実現を図ってきた。2008(平20)年度からは「学生全員の顔を知ろう」(東松山キャリア支援課)、「個別相談の充実、キャリア・センター利用率の向上」(板橋キャリア支援課)をスローガンに、各種講座・ガイダンスなどを含め学生個人々人に向き合った支援を展開している。

地域連携センター 「地域社会に開かれた大学」を志向する本学のアンテナの役割を担う。在学生から近隣住民まで広く門戸を開き、教養、歴史・考古学、芸術、健康・フィットネス、語学、実務、資格受験対策など、スキルアップを目指す講座やライフスタイルにプラスになる講座を開講する。さらに、本学のキャンパスがある板橋区との連携で「公開講座」「地域デザインフォーラム」「なかいた環創堂」など、東松山市との連携で「きらめき市民大学」「きらめき市民大学院」等の講師派遣、ときがわ町との連携による「農業体験」「国際交流」「水泳指導」などの諸活動を展開してきた。

体育センター 運動部課外活動を組織的に指導管理する体育センターでは、大学におけるスポーツを振興することにより、学生の心身の成長と人格の形成を図るとともに、学生、教職員および関係する人たちがスポーツに親しむことによって一体感や結束力、帰属意識を高めることを通じて本学の発展と地域の活性化に寄与してきた。

北京事務所 2007(平19)年に開設された本学初の海外拠点。中国協定校との学術交流の促進(国際シンポジウム、フォーラムの開催など)のほか、中国市民に開放されたミニ・ライブラリーを備える。本学の日本人スタッフが常駐し、北京での留学相談、現地学生との交流等、国際交流と情報交換の場として機能している。

ピアトリクス・ポター資料館 2006(平18)年に開設されたピアトリクス・ポター資料館は、「ピーター・ラビット」の作者ピアトリクス・ポターが暮らした環境を緑豊かな埼玉県こども動物自然公園の一角に再現。世界でも類を見ない大東文化大学の誇るコレクション(ポター自筆の書簡や水彩画、初版本など)を一般公開する。

菅平セミナー・ハウス 菅平セミナー・ハウスは長野県菅平高原に隣接し、四季を通じて素晴ら

しい環境に恵まれた教育施設である。交通アクセスも良く近郊には観光地が多数あり、年間を通じて利用可能で、冬には近くのゲレンデでスキーを楽しむこともできる。

大東文化大学歴史資料館（大東アーカイブズ） 2006（平18）年に開設された大東文化大学歴史資料館は、学園及び大学を始めとする設置校の歴史に関する調査及び研究並びに校史に係る資料の収集、整理、保存及び公開を行い、学園及び設置校の発展に資することを目的とする。

『大東文化歴史資料館だより』を定期発行して全学教職員に本学の歴史について情報提供と啓蒙に努めるほか、各種のテーマを設定しての企画展を開催することにより、「大東アイデンティティ」と愛校心の触発・高揚を図っている。

【点検・評価…長所と問題点】

2001（平13）年の大学基準協会相互評価報告書においては、組織上の課題として、①学部学科の組織的整備とカリキュラムを含めた教育研究上の整備と交流、②旧教養科目担当教員の分属にともなう統一的な意思確立困難な状況の改善、③全学的な教養教育の展開、④自立的な大学院組織の整備、および⑤四つのセンターの全学的位置づけと相互関係などを問題点として挙げている。これらは、その後の大学改革にとって主要なガイドラインを提供するものであった。

創立85周年を迎えていらい本学では、「創立100周年」を視野に入れ、「大学院改革」「研究所改革」、さらには「研究倫理憲章」の制定等によるソフト面での改革を両輪とする全学的改革を推進しつつある。が、教育研究組織面に限っても、なお改善・改革を要する課題が少なからず残されており、また、新たに浮上しつつあることも否みがたい。おそらく、最大の問題は、受験生人口の漸減という人口動態的な難問に直面して、いかに魅力ある大学としての力量と評価を確立するかという根源的な挑戦にどう応えるかである。

2008（平20）年度に経営的な観点から策定された学園の「中期経営計画」では、「建学100周年」に向けて本学園が発揮すべき六つの力として「教育力」「研究力」「学生支援力」「情報力」「組織力」および「財政力」をあげている。教学的な観点からは、このうち「教育力」「研究力」および「学生支援力」の3点に焦点をあてた競争力の強化によって、学生の満足度をさらに高める必要がある。具体的には、8学部19学科体制の可否の検証、学部附置研究所の活性化、あるいは、大学院と学部の関係の改善などが課題となる。すでに学部学科の教員の間には、研究面では学科横断的・国際的・学際的研究の推進と競争的資金の積極的獲得を推進すること、教育面では今後の大学改革を通して初年次教育の充実と中途退学者の抑制を図ることが重要課題であるとの認識が定着しつつある。自立を促す学生支援として、学生の総合的な人間形成の実現が重要課題であることは、中期経営計画の中でも認識されているが、学生生活支援と進路支援が現在別組織で運営されており、学生のキャリア形成のうえからも学生生活を担う関連部署との連携が不十分である。こうした機運を実際の改善方策に直結させることが大学執行部の責務である。

【改善方策】

研究教育組織における改善に当たっては、学部学科のあり方や研究所の統廃合を含む制度的な（ハード面での）改善と、これに向けての全学教職員の改善意識の醸成とを相互補完的に進展させるという前提に立つ。たとえば、研究力の強化に当たって、競争的研究資金の獲得や、学外への研究成果の発信において顕著な実績をあげた教員に対する物質的・精神的インセンティブを導入する。た

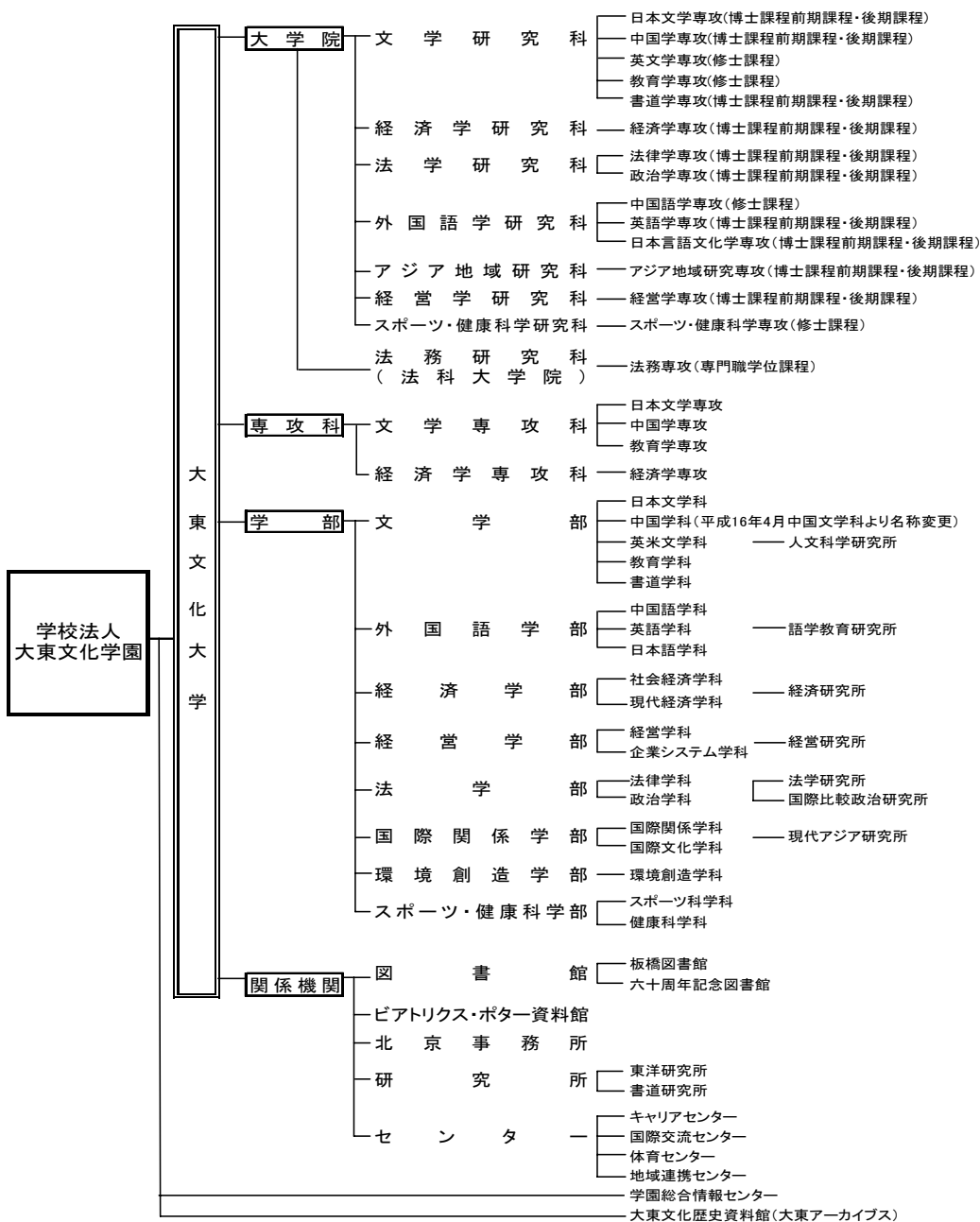
たとえば、研究費の傾斜配分や、大学ホームページを通じた研究成果の公開などの対応である。

制度面では、何よりも、「8学部19学科、7研究科、法務研究科（法科大学院）、2専攻科」という教育体制の妥当性の再検討という問題がある。収容定員1万2千余という規模の大学として、8学部19学科体制は、教育的にも経営的にも再検討を要する時機を迎えている。学園の「中期経営計画」では、「垣根を越えた学び」と「4年一貫した学士課程教育」という二つの効果を視野に入れつつ「人文科学系」「人間科学系」および「社会科学系」という3系統の学部学科への再編成を示唆している。教える側の学問的専門性という意味からでは十分に正当化される組織機構であるとしても、学ぶ側の（あるいは入学を検討する側の）視点に配慮しつつ、学部の統廃合・定員見直しを含む組織整備を推進する。

各学部附置の研究所についても「研究活動の活性化」という一般的な改善方策は当然として、「研究所改革検討委員会」等での十分な論議を前提として「学部学科横断型研究所」を改革の選択肢に加える。この際、学部の（たとえば、人文科学・社会科学・人間科学という3系統への）統廃合という大胆な構想に連動するかたちで、大学院研究科についても組織的最適化を図る。

キャリアセンター等、4センターの改善に当っては、組織上の相互協力を強化する体制への再編成を行うため、学生の総合的な人間形成実現を目途にその体制を2009（平21）年度内に方向性を固め、2010（平22）年度内に実現させる。

教育研究組織図



第3章 教育内容・方法

第3章 教育内容・方法

大学は、十分な教育上の成果をあげるための教育内容と方法を整えなければならない。

第1節 学士課程の教育内容・方法

文科系総合大学である大東文化大学は8学部19学科からなり、各学部学科の学士課程教育は、大東文化大学学則第1章総則第1節第2条の2「教育研究上の目的」に定めるとおり、それぞれの学部学科の理念・目的に基づいて編成されている。

8学部のうち国際関係学部とスポーツ・健康科学部は、埼玉県東松山市にあるキャンパスで全学年の教育を行い、文学部、経済学部、外国語学部、法学部、経営学部、環境創造学部の6学部は、1年次と2年次の教育を同キャンパスで、3年次と4年次の教育を東京都板橋区にあるキャンパスで行っている。東松山キャンパスにおける1・2年次教育は各学部学科の独自カリキュラムに基づいて行われるとともに、教養科目、外国語、体育については全学部学科共通のカリキュラムでも実施されている。

本学が学士課程教育の到達目標を設定するに当たって準拠した基本文書が3つある。第1は、2001（平13）年度の大学基準協会の相互評価を受けるために提出した報告書『大東文化大学の点検・評価 2001年度大学基準協会相互評価報告書』（以下『大東文化大学の点検・評価』と記す。2002年5月発行）、第2は、それに付された助言・勧告・参考意見をふまえてとりまとめ、2005年7月に大学基準協会に提出した、相互評価結果に対する『改善報告書』ほかからなる『大東文化大学の点検・評価 2005年度』（以下『改善報告書』と記す。2006年3月発行）である。この2つの文書は、2001年から今日まで、本学が教育課程の課題にどのように取り組み、何が達成され、何が達成されなかったのかを検証するうえで重要である。

第3の基本文書は、本学を設置する学校法人大東文化学園が2023年の創立100周年にむけて策定した『中期経営計画「CROSSING 2023」』である。『中期経営計画』は、本学の教職員が中心になってまとめ、2008（平20）年9月24日の学園理事会において承認されたもので、1923年の学園創立時から掲げられてきた「東西文化の融合」という建学の精神を、「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」と現代的に読み替え、今後学園が発揮すべき力と重点目標を「教育力」「研究力」「学生支援力」「情報力」「組織力」「財政力」の6つの分野に整理した。このうち「教育力」における重点目標は、大東文化大学の教育内容・方法にかかわるもので、これからの学士課程教育の目標とその実現にむけた課題および改善計画が明確に示されている。

以下、3つの基本文書をもとに、現在にいたる教育課程改革の取り組みについてまとめ、大学全体として、これまでの改革の蓄積のうえに、どのような到達目標を設定し新たな発展を期しているかについて、記述する。

『大東文化大学の点検・評価』では、学士課程の教育と方法が、下記の10項目にそって点検されている。①学部・学科等の教育課程と各学部・学科の理念・目的並びに学校教育法第83条、大学設置基準第19条との関連。②教育課程の編成方法における学生の主体的学修への配

慮の適切性、妥当性。③各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係におけるその各々の授業科目の単位計算方法の妥当性。④国内外の大学等との単位互換と単位互換法の適切性。⑤大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修単位の認定方法の適切性。⑥社会人、外国人留学生、帰国子女に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮。⑦教育上の効果を測定するための方法の適切性。⑧学生に対する履修指導の適切性。⑨学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性。⑩授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性。

これらの指標に照らして明らかにされた本学の学部横断的な課題と改善への取り組みは、下記のようにまとめることができる。

- (1) 教養教育の位置づけの明確化と体系化
- (2) 基礎教育科目、専門教育科目、全学共通科目(一般教養的授業科目)の有機的な連関の実現
- (3) 成績評価法の改善
- (4) 学生の履修選択の幅を保障する適正な時間割編成
- (5) シラバスやガイダンス等を通じた学修指導の徹底
- (6) 外国人留学生や過年度生に対するきめ細かな指導
- (7) 習熟度に応じた満足度の高い外国語教育
- (8) 学生による授業評価とFD活動を両輪とする教育力の向上

相互評価結果に対する『改善報告書』に記されているように、これらの課題のあるものは一定の成果をもって改善されている。たとえば、(1) 教養教育の位置づけの明確化と体系化については、旧来の「総合教育科目」を整理統合して 2006 年度からスタートさせた「全学共通科目」において、教養教育の位置づけを、学問の体系と方法を修め、現代世界への問題意識と異文化への理解を深めるためのもの、と明確にし、その体系化が進められた。一方、(8) 学生による授業評価とFD活動を両輪とする教育力の向上は、学生による授業評価が 2000 (平 12) 年からすべての学部学科で導入され、授業への学生の主体的なかかわりを促し、また教育上の効果を測定する有効な方法として成果をあげてきているものの、授業評価を教員による授業改善につなげ、不断の教育力の向上をはかる全学的な取り組みにはまだ課題が残されている。

また、『中期経営計画』は、「教育力」の分野における大学の重点目標として、以下の 6 項目とその実現のための課題を設定している。

1. 4年一貫の「学士課程教育」の実現
 - ①カリキュラム・ポリシーの明確化とシラバス、科目への反映
 - ②教育内容の標準化・共有化、単位評価の国際標準化 (GPA)
 - ③教育・学習支援に関する調査・分析、プログラム開発などを行う教育・学習支援センター (CTL : Center of Teaching and Learning) の設置
 - ④全学共通カリキュラムに関する科目編成権・人事権をもつ運営委員会の設置
 - ⑤ゼミナールへの全学的な対応
2. 入学前教育と正課カリキュラムとの連動
 - ①CTLによる入学前教育の共通プログラムの開発
 - ②推薦入学者を対象とした入学前教育の実質化 (とくに近県の推薦入学者を対象とした高

大連携型入学前教育の実現)

- ③入学前教育の単位化
- ④ガイダンス内容の前倒し周知
- 3. 垣根を超えた学びの実現
 - ①学部学科の再編成
 - ②学部学科を超えた交流の場の構築
 - ③複数専攻制（メジャー・マイナー制）の導入
 - ④現代 GP、特色 GP の発展的継承
- 4. 入学者選抜における質の維持・向上
 - ①アドミッション・ポリシーの明確化
 - ②進学意思の強いものを優先できる入試制度の開発
 - ③連携高校の拡大
 - ④女子学生の確保
 - ⑤受験機会の拡大と統一
 - ⑥入試部のアドミッション・オフィス化
- 5. 教育効果、学生の選択を優先した時間割の開発
 - ①学部横断型の教務委員会の設置
 - ②棲み分けられた時間割の構築
 - ③時間割の固定化、開講コマ数の削減
 - ④遠隔授業の活用
 - ⑤オンデマンド授業のコンテンツ制作を受け持つ「遠隔授業センター」の設立
- 6. ディプロマ・ポリシーの明確化とキャリア科目の見直し
 - ①資格取得関連科目の単位化
 - ②全学共通科目等の強化による全体のレベルアップ
 - ③入学後早期からの就職対策
 - ④新卒者の早期離職対策
 - ⑤教員養成の強化

これら6項目のうち、とりわけ学士課程の教育内容・方法にかかわるのは、重点目標1、3、5である。『大東文化大学の点検・評価』と『改善報告書』が2002年に相互評価認定を受ける時点での本学の課題を点検し、その改善方策を明らかにしたものであったのに対し、『中期経営計画』では、より長期的な未来志向の観点から本学の進むべき方向性が示されている。

もとより、両者は大きな流れにおいては同一線上にあるものであるが、『中期経営計画』は、前者で明確に意識化されていなかった課題を取り上げ、その改善方策を打ち出している。それは要約すれば、「21世紀型市民の育成」（中央教育審議会大学分科会「学士課程教育の構築にむけて」〈審議のまとめ〉2008年3月）という大学の使命を念頭に、高等教育機関としての教育の質保証と、「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」に基づいた市民の育成を、どのように具現化していくのかということである。とりわけ、少子化の進行による厳しい競争的環境のなかで、学力と学修意欲が必ずしも十分とは言えない学生が増加しつつある現実をふまえて、いかにして学びを保証し学習成果をあげ、社会から信頼される人間を育成する学士課程教

育を構築していくのか、という重い課題に正面から取り組むことである。

このような視点に立って、大東文化大学は、学士課程の教育内容と方法にかかわる到達目標を設定した。

大東文化大学は、「東西文化の融合」をめざした建学の精神を現代的に読み替えた「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」に基づき、「学問の理論と応用を教授・研究して真理と正義を愛する自主的精神に充ちた良識ある人材を育成し、文化の発展と人類の福祉に貢献することを目的」（学則第一条）とし、その実現のため、深く幅広い教養と専門性、豊かな人格を兼ね備え、国際的な視野と感覚、コミュニケーション能力をもった人間を育成する教育に邁進している。

そのために、学部学科の個性を尊重しつつ、学士課程教育の全体的な質の向上をめざし、具体的な到達目標を下記のとおり設定する。

到達目標

1. 各学部学科の理念・目的に基づいてカリキュラム・ポリシーを明確化し、科目に反映させる。
19 学科がそれぞれ学則に定める「教育研究上の目的」を、カリキュラム・ポリシーとして明確化し、それを効果的にカリキュラム編成や授業内容、時間割等に具体化させることに取り組み、その実現について不断の検証を行う。
2. 基礎教育と専門教育の有機的連関をはかる。
2006 年度からスタートした「全学共通科目」において、教養教育の位置づけの明確化と体系化がはかられたが、カリキュラム編成と教員配置の全学的な調整システムを構築し、基礎教育と専門教育のさらなる有機的連関を実現する。
3. 成績評価の標準化と共通化をはかる。
高等教育機関としての質保証という観点から、成績評価の標準化は必須であり、国際標準である GPA（Grade Point Average）を導入し、成績評価基準の共通化をはかる。
4. 習熟度に応じた満足度の高い外国語教育を実現する。
英語教育と中国語などの初修外国語教育において、習熟度に応じた語学プログラムを開発し、各段階の受講生が満足を得られるような外国語教育を行う。
5. 基礎ゼミを通じた学生へのきめ細かな学習指導を徹底させるなど初年次教育を強化する。
近年とくに著しい学修不適應や学力低下、目的意識の希薄化などに対処するために、少人数による指導と補習教育を行い、学力および学修意欲の向上と自己肯定観の獲得をめざすとともに、専門教育へのスムーズな移行を実現する。
6. 学生による授業評価と FD 活動を両輪とする教育力の不断の向上と教育成果の検証を行う。
授業評価が授業改善に十分にフィードバックされず、また FD が日常的な活動となって教育力の改善に至っていない現状を改め、両者を有機的に結びつけ、教育力の向上と教育成果の検証を不断に行う。

1. 全学共通科目・外国語教育

大東文化大学の1年次から4年次までの教育科目は専門教育科目、基礎教育科目、全学共通科目の3つに大別される。専門教育科目は各学部学科が、それぞれの教育目標を達成するために独自に編成した科目群である。基礎教育科目は、英語をはじめとするさまざまな言語科目、および専門教育科目を履修するための基礎となる科目から構成されている。このうち言語科目には、学部学科で開講している英語と、学部学科を超えて開かれているフランス語、中国語などの未修外国語（通常、大学入学以前に学習しない外国語）があり、また、専門教育科目を学ぶために学部学科が必要とする基礎教育科目（外国語を含む）は学部学科で独自に編成されている。

一般教養的授業科目としての全学共通科目は、東松山キャンパスで学ぶ8学部（文学部、経済学部、外国語学部、法学部、国際関係学部、経営学部、環境創造学部、スポーツ・健康科学部）の1・2年生を対象として、学部学科の垣根を超えて編成されているもので、旧「総合教育科目」を整理統合し、体系化したうえで2006（平18）年度からスタートした。ここでは東松山キャンパスで行われている基礎教育・教養教育としての全学共通科目、および基礎教育科目としての外国語教育について述べる。

到達目標

1. 教育課程等

- （1）基本科目により、学問の体系と方法をわかりやすく教授し、また健康な心身を育むことにより、基本的な知識と技能、豊かな教養と高い倫理性を備えた人間を育成する。
- （2）課題（テーマ）科目により、過去・現在・未来の社会と生活に密接にかかわる課題を扱い、現代世界への問題意識と異文化への理解、総合的な判断力を育てる。
- （3）多様な外国語教育により国際化の進展に対応しうるコミュニケーション能力を育てる。
- （4）8学部の基礎教育・教養教育を担うとともに、専門教育への橋渡しの役割を果たす。

2. 教育方法

- （1）リメディアル（補習）教育、学習に対する動機づけ、社会の構成員としての自覚・責任感の涵養などを柱とする、きめ細かな初年次教育を行う。
- （2）受講者が400名を超える大規模授業を見直し、教育効果の高いクラス規模と時間割の編成を行う。
- （3）習熟度別クラス編成による語学教育の実質化を図る。
- （4）時代と社会の変化やニーズに即応できるように、可変性と機動性のある科目編成を行う。

A. 教育課程等

【学部・学科等の教育課程】

・教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

【現状の説明】

2001（平 13）年度の大学基準協会の相互評価において、東松山キャンパスで行われている基礎教育・教養教育には次の指摘がなされた。1.助言・勧告「多様な文化を基盤とする大学にふさわしく、7 群におよぶ総合教育科目を用意するなど、大学全体ではきわめて多様な科目が展開されている。教養教育が重視される時代にあつてこれらは、全学的な責任体制を強化し、適切な履修指導を行うことによってさらに有効なものとなる」2.参考意見「総合教育科目、基礎教育科目は多様で、きわめて科目数が多いことは推奨されるが、適切な履修指導がないと学生にとってわかりにくいものとなる。これらの教育を管理する全学調整システムを構築し、科目配置を体系化するなど履修指導上の配慮が望まれる」

この指摘を受け、当時の東松山学部連合教務委員会（2006 年 4 月より東松山キャンパス運営委員会）は、それまでの総合教育科目を全学共通科目と改称して、全学部学科共通の基礎教育・教養教育であることを明示し、科目を（1）基本科目、（2）課題（テーマ）科目、（3）教職資格科目、の 3 つに大別した。3 つの区分の概略は以下の通りである（科目名等は 2009 年度のもの）。

（1）基本科目

基本科目は4群（A～D系）からなる。この分け方は、現在の学問体系（ディシプリン）に対応したもので、人類が築き上げてきた学問の体系、方法などを教授し、また健康な心身を育むことを目指している。その分類と配置科目は下記の通りである。

A系：人間と文化（人文系）

哲学、文学、論理学、倫理学、宗教学、歴史学、芸術学、地理学、言語学

B系：社会と生活（社会系）

法学、社会学、政治学、経済学、心理学、教育学、民俗学、文化人類学

C系：自然と環境（自然系）

数学、地学、生物学、生態学、現代科学、情報科学、自然科学論

D系：健康とスポーツ（保健体育系）

総合体育、健康スポーツ科学、体育実技

（2）課題（テーマ）科目

課題（テーマ）科目は1群から6群に分けられる。この科目群は、従来の学問体系を超えて、現代社会が直面する諸問題への関心を喚起し、問題探求型・問題解決型の学習を行うものと位置づけられている。その分類と主な配置科目は下記の通りである。

1 群：地域・国家・民族の考察

中国地域文化論、沖縄の歴史と文化、アフリカの社会と文化、日本史の争点

2 群：女性・子ども・老人への視点

前近代女性史、女性学と現代の社会、日本子ども史

3群：人権・民主主義・平和を考える

平和学、帝国主義時代

4群：現代社会の諸問題

くらしと税金、環境政策と環境行政、秩序と公共性の思想、市民社会・資本主義

5群：異文化・世界にふれる

西洋文化史、日本文化研究、中国少数民族、映像と絵画、宗教史

6群：自己・人間をみつめる

《愛》について、現代の大学、健康・正常と異常の心理学、共生のための日本語能力

※ 課題（テーマ）科目の7群として、固定した科目ではない「全学共通特殊講義」が設けられ、2009年度には近隣の自治体の首長による「福祉と行政」、障がいをもつ本学学生を支援するボランティアの養成を目的とした「視覚障がい支援ボランティア」などが開講されている。

（3）教職資格科目

教職資格の取得を希望する学生たちのために、日本史概論、東洋史概論、西洋史概論、心理学概論、倫理学概論、哲学概論、法学概論、日本国憲法などの科目を配置している。資格取得を希望しない学生も履修することができる。

全学共通科目において基礎教育、倫理性を培う教育の柱になるのは、（1）基本科目である。基本科目はA～Dの4つの群に分けられるが、この分類は現在の学問・研究体系に対応するものであり、人類が長い歴史を通じて探究し積みあげてきた真理や叡智を、学問として体系化して学生に教授することをねらいとしている。したがってこの科目群は、それぞれの学問のもつ体系性・法則・構造・特徴・方法などを学生に平易に教授することにより、基礎教育から専門教育への橋渡しの役割も果たしている。この科目群は教養教育のコアとなるものである。

4つの群には人文系から保健体育系まで、多くの講義と実技の科目が配されている。例えば、A系：「人間と文化（人文系）」に配された「哲学」では、哲学入門、西洋哲学史などの講義が、「歴史学」では、日本史、東洋史、東西交渉史などの講義が、「芸術学」では、音楽、絵画、書道、映画論、舞台芸術論などの講義が行われている。

学生の健全な心身を育むための教育は、D系：「健康とスポーツ（保健体育系）」において行われている。ここではさまざまな運動実技科目のほかに、健康な学生生活を営むのに必要な「スポーツトレーニングと健康」「ライフスタイルと健康」「運動と文化」「間違いだらけのスポーツトレーニング」といったテーマで講義が行われている。

【点検・評価…長所と問題点】

大学基準協会の相互評価で指摘された「配置科目の体系化」については、旧総合教育科目を全学共通科目として整理し、基本科目、課題（テーマ）科目、教職資格科目の3つに分けて、体系化、総合化をはかった。中核となる基本科目では、それをA系～D系に分けて、学問体系に対応した講義科目を配置し、さらに、その具体的な授業内容を明示した。これにより「学生にとってわかりにくいもの」という問題はおおむね解消されたと思われる。また、このことに

より、旧総合教育科目でしばしば指摘されてきた、本学の基礎教育・教養教育が学問体系を軽んじる傾向にあるという問題も大幅に改善されたと判断している。

相互評価でも言及されたように、多彩な科目が配置されていることは評価できるが、バランスという点では改善すべき課題が残っている。例えば、基本科目A系（人文系）では、他の科目に比して言語学の開講科目数が、B系では文化人類学の科目数が少ないことなどである。このため、履修希望者のニーズに十分に答えられず、少ない授業に多くの履修者が集中するという大規模授業の弊害を生んでいる科目もある。

D系：「健康とスポーツ（保健体育系）」では、2006年度に19学科のうち13学科が「総合体育」を必修科目から自由選択科目に変更したことにより、体育実技を履修する学生が減少している。体育だけでなく、本学では各学部学科のカリキュラム編成や必修化の権限は学部教授会にあるため、全学共通科目のうち何単位を必修とするかについて、学部学科間で差がある。

倫理性の涵養という点では、東松山キャンパスで学ぶ1・2年生の受講態度の改善や喫煙マナーの向上（禁煙化）などが課題としてあげられるが、これは教室内での授業だけでは対処しえない問題である。

【改善方策】

学生の基礎学力の低下や学習態度の劣化が指摘されるなか、基礎教育、倫理性を培う教育はこれからますます重要になってくる。東松山キャンパスにおける基礎教育の柱としての全学共通科目をさらに充実させるために、基本科目の配置に偏りが生じないように配慮する。そのために機動性をもってカリキュラム編成の見直しを行うとともに、効果的かつ適切に教員が配置されているか点検する。また、同一科目の複数開講、時間割編成の工夫などによって、大規模授業を抑制していく。

初年次教育のなかに保健体育を適切に位置づけ、「栄養学」関連の基本科目を配置するとともに、キャンパス内の学生食堂とも連携しつつ、食育による健全な心身の育成をはかる。

倫理性の涵養については、私語や携帯電話使用など受講態度について不断に注意を喚起し、学生としての自覚を促す取り組みを継続して行う。また、2008年度から実施している喫煙マナー向上のためのキャンペーンを継続するほか、禁煙教育を導入し、キャンパスの禁煙化をも視野に入れた取り組みを推進する。

・一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

【現状の説明】

基本科目とともに全学共通科目の柱となるのは、課題（テーマ）科目である。基本科目がオーソドックスな学問体系に対応したものであるのに対し、課題（テーマ）科目は現代世界にかかわる諸問題を扱い、異文化や他者への関心と理解、総合的な判断力を養うことをねらいとしている。これは2002年の中央教育審議会の答申がうたった「地球規模の視野、歴史的な視点、多元的な視点で物事を考え、未知の事態や新しい状況に的確に対応していく力」を獲得するものとしての

教養教育、という考えに対応するものでもある。

課題（テーマ）科目の分類と主な配置科目は先に示した通りである。1群は21世紀における民族と国家のあり方を考える、2群は女性や子ども、老人という弱者の存在を通して社会における差別を考える、3群は現代世界で人間らしく生きるための条件を考える、4群はいま私たちが生きる社会で何が起きているかを考える、5群は異文化や他者の存在に関心をもち理解を進める、6群は人間存在の本質やこころのあり方を考えること、をそれぞれ授業のねらいとしている。

【点検・評価…長所と問題点】

学問研究の体系と方法を教授しようとする基本科目に対して、課題（テーマ）科目は大きく変化する現代世界のさまざまなテーマを考察し、ヴィヴィッドな問題意識を育てることをねらいとしている。したがってここに配置された授業は、固定したものではなく、変化する世界に対応して適宜、変更が加えられるはずのものである。旧東松山学部連合教務委員会でも、全学共通科目を開講するにあたって、「時代や社会の要求に即応できるような可変性のあるカリキュラム編成」を行うことが確認されている。しかし現実には、2006年にスタートして以降、授業内容にほとんど変更が見られない。その結果、現代世界が提起するテーマを必ずしも扱っていない構成になっている。このことが課題（テーマ）科目の大きな問題点である。

【改善方策】

上記の課題を解決するために、カリキュラムを点検し、学生の希望も汲み上げながら、機動性のあるカリキュラム編成を行う。また、学生の学力や学習意欲、目的意識の変化に伴って必要とされてきた初年次教育プログラムを、全学共通科目のなかに位置づけ、あるいは学部学科の基礎教育科目と連動させつつ、基礎教育・教養教育の実質を高めていく。その初年次教育のプログラムは、リメディアル（補習）教育、学習スキルの獲得、受講態度やマナーの向上・時間の自己管理などを習慣づける社会性の獲得、キャリア教育などである。さらに、現在は7群の「全学共通特殊講義」として開講されているボランティア養成講座などを、恒常的な固定科目として強化していく。これらのことにより豊かな人間性の涵養という教養教育の大きな目的を実現していく。

・外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

【現状の説明】

東松山キャンパスで行われている1・2年生を対象とした基礎教育としての外国語教育は、英語とそれ以外の未修外国語に分けられる。このうち英語教育は学部ごとに行われ、未修外国語は全学共通の基礎教育科目として開講されている（中国学科のように、基礎教育科目として中国語演習などの科目が独自に編成されているところもある）。そのため、英語教育のカリキュラムは各学部で、未修外国語のカリキュラムは全学共通科目を統括する東松山キャンパス運営委員会教務部会の外国語分科会で編成されている。ただし、英語教育についても、その運営は、

教務部会の英語分科会が責任を負っている。担当する教員は英語（専門課程の英語を除く）、未修外国語とも全学対応教員である（英語学科の基礎教育科目としての英語は全学対応教員と専門教育教員の両者が担当している）。ここでは、全学的な見地から、基礎教育としての本学の外国語教育について述べる。

（1）既修外国語である英語については、学部ごとに科目名や方法が異なるが、総合的な英語力を養う科目、オーラルコミュニケーション力の養成に特化した科目、TOEIC 等の検定対策に特化した科目、CALL 設備を駆使した科目、英語ネイティブ教員が指導する科目など、多種多様な科目が設置されている。また、イギリス、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドなどの英語圏への短期（1カ月）・中期（3カ月）・長期（1年）の留学制度および現地語学研修科目を設け、学生の学習意欲を刺激するとともに、教室での学習にさらに磨きをかけられるような体制が整えられている。

（2）未修外国語については、中国語、韓国語（韓国語）、インドネシア語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、イタリア語、ポルトガル語など、多様な語種の科目を設置している。また、スペイン語については2年間のプログラムを、中国語、ドイツ語、フランス語については3年間のプログラムを組んでおり、学部学科の専門科目ではない基礎教育の一環としての外国語教育では充実したカリキュラムになっている。さらに、中国語圏、フランス語圏には協定校があり、どの学部学科の学生でも留学できる制度を設けている。

【点検・評価…長所と問題点】

（1）英語は、聞く、話す、読む、書くなど、言語運用能力のさまざまな側面のいずれかに焦点をあてた訓練科目が多彩に展開されている。しかし、教育方法や教材選択は各担当教員にゆだねられていることが多く、授業間の連携も緊密になされているとはいえない。そのため、学習者にとって必ずしも有機的なプログラムになっていないきらいがある。また、総合的な英語科目を必修科目にすることによって、すべての学生を対象に、基本的な英語力の育成を目指している学部が多いが、既修外国語であるために入学時点ですでに学生間に大きな学力格差があり、教育効果をあげにくくなっている。学部によっては、習熟度別クラス編成を行ってこの問題に対応している。しかし、学生数が多くない学部では効果的に実施できない場合もある。さらに、学生数が多くない学部では、現地語学研修も参加者不足で実施に支障をきたす事態も生じている。

（2）未修外国語は多くの語種をそろえ、中国語、ドイツ語、フランス語では週2回あるいはそれ以上の授業回数で、期間も3年間のプログラムを用意しており、検定試験の上位級（準2級、2級）取得者も出ている。しかし、この3言語以外では、週1回の授業で1年間のカリキュラムしか提供できていない。また、3年間のプログラムを組んでいる上記の3言語についても、ほとんどの学部では2年目以降は自由科目であるために、履修者が十分に集まらないこともある。大学の基本方針として、履修者10名以下の授業は統廃合や隔年開講の対象となるので、未修外国語の教育体制の強化が求められる。

【改善方策】

英語だけでなく、未修外国語においても、教育方法や教材選択を授業担当者にゆだねるので

はなく、教員間の連携を強めながら有機的な語学教育が可能になる体制を構築していく。習熟度別クラス編成を、学科や学部ごとではなく、複数の学部学科が共同で、あるいは全学規模で導入する。また、学習者の習熟度に対応したオリジナル教材の開発をめざす。現地語学研修についても学部学科の枠を超えた実施体制を構築する。

多文化共生をめざす大学の理念を踏まえつつ、単なる言語能力の獲得ではなく、その言語が使用されている社会や文化に対する興味・関心を喚起し育てていくような教育体制、方法を構築する。そのために、教室内の授業だけでなく、現在進行中の東松山キャンパス整備事業において、留学生をまじえて英語・未修外国語が日常的に使われ、多言語多文化交流をはかることができるようなラウンジを整備し、東松山キャンパスそのものが多言語多文化空間となるような工夫を行う。

・基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

【現状の説明】

東松山キャンパスにおける基礎教育・教養教育としての全学共通科目の実施・運営の主体は、東松山キャンパス運営委員会である。この運営委員会は、東松山キャンパスにおける教育研究の円滑な実施を図るために、2006（平 18）年に東松山学部連合教務委員会を解消して設置されたもので、東松山の教育、学生支援、環境整備について学部横断的な課題の設定と遂行を担っている。運営委員会の委員長は東松山担当副学長が務め、8 学部より選出された東松山担当主任が委員を構成する。学部教授会で選出された担当主任が委員となり、副学長が全体の統括責任者になるという点で、運営委員会は旧東松山学部連合教務委員会より強い権限を持ち、その任務もより広範囲にわたっている。

運営委員会のもとには教務部会、環境整備部会、学生支援部会が置かれ、主任が互選により部会長を務める。基礎教育・教養教育の運営を担う教務部会には、全学共通科目分科会、保健体育分科会、英語分科会、（未修外国語のための）外国語分科会、日本語分科会の 5 つの分科会が設置され、各分野におけるカリキュラム編成、教員配置などが協議され、そこでの協議事項や決定事項は教務部会長を通じてキャンパス運営委員会に報告され、承認を受ける。

さらに、運営委員会での審議事項や決定事項は、担当主任により学部教授会に報告され全学的な周知が図られるほか、学部長会議においても随時報告される。キャンパス運営委員会は、大学における最終の審議・議決機関である大学評議会のもとに設置されているため、学則の改正を伴うような重要事項については、学部長会議での審議を経て大学評議会に報告し、承認を得なければならないが、全学共通科目のカリキュラム編成、担当教員配置の点検など東松山教務にかかわる実務的な事柄は運営委員会と教務部会が担っている。

【点検・評価…長所と問題点】

分科会→教務部会→運営委員会→学部教授会、あるいは運営委員会→学部長会議→大学評議会というラインが整備されたことにより、東松山キャンパスにおける基礎教育・教養教育の運営が目に見える形で全学に周知され、意思決定がスムーズになったことは評価できる。また、

本学では教員は各学部教授会に所属し、教員採用の人事権は学部教授会がもっているため、基礎教育を担う全学対応教員の採用人事も学部教授会において行われるが、全学対応教員の補充人事は、科目配置を点検しつつ、東松山キャンパス運営委員会において発議することが全学的な確認事項となったことも評価できる。運営委員会で補充人事の基本方針としているのは、①専任教員がいない分野、②専任教員を採用することで兼任教員の削減につながる事、③その分野の教員を採用することで基礎教育の新たな展開、強化が期待できる事、という3点である。東松山キャンパス運営委員会の設置により、2001年度の大学基準協会の相互評価で参考意見として付された「全学調整システムの構築」という問題は、一定の改善が行われたと判断している。

【改善方策】

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制について、現在のところ特段の改善が求められることはない。教員の補充については、より抜本的な解決を図るために、『中期経営計画』に盛り込まれた「全学共通カリキュラムに関する科目編成権・人事権をもつ運営委員会の設置」をめざす。

【開設授業科目における専・兼比率等】

- ・全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合
- ・兼任教員等の教育課程への関与の状況

【現状の説明】

全学共通科目の2009（平21）年度の全授業数は470、そのうち専任の担当が321、兼任教員の担当が149、専兼比率は68.3%である。基本科目、課題（テーマ）科目、教職資格専門科目の3分野とも多くは専任教員が担当している。

兼任教員の教育課程への関与状況については、東松山キャンパス運営委員会の教務部会のもとにある全学共通科目分科会、保健体育分科会、英語分科会、外国語分科会、日本語分科会の5つの分科会の責任者が窓口となって、教育目標、評価法等を周知させるとともに、兼任教員の要望等をフィードバックさせる体制を整えている。

【点検・評価…長所と問題点】

全体として見れば全学共通科目の専兼比率に大きな問題はないと判断している。ただし、特定の分野、例えば、基本科目A系の芸術学では兼任教員の比率が高く、改善を要する。

教育効果を高めるためには、1・2年生の授業への出席率や受講態度の改善など授業運営の工夫が重要になってくるが、学生の現況について認識を共有し、ともに教育の改善をめざすという点では、兼任教員との連携はまだ十分とはいえない。

【改善方策】

兼任教員もいずれかの学部学科に所属し、その採用にかかわる人事権は各学部教授会にある

が、分野によって偏りがある専兼比率については、常に科目と教員配置を点検し、東松山キャンパス運営委員会の補充人事の基本方針を踏まえて、改善をはかっていく。

兼任教員の教育課程への関与については、FD 活動、初年次教育の取り組みへの参加を促しながら、とりわけ出席率の向上、受講態度の改善など授業運営の工夫に兼任教員の協力を求めている。

B. 教育方法等

【授業形態と授業方法の関係】

- ・ 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性
- ・ 多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性
- ・ 「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

【現状の説明】

全学共通科目が採用している授業形態は、対面式の講義と体育における実技である。授業形態の適切性は授業の規模にかかわってくる。一般的な傾向として、講義では、受講者の数が少ないほど教育効果が高く、受講者の数が多いほど教育効果が低いと考えられるからである。2009（平 21）年度に開講されている全学共通科目 470 のうち、100 人以上の受講者がいる授業数は 155 に上り、その内訳は 100～149 人が 50、150～199 人が 41、200～299 人が 42、300～399 人が 12、400～499 人が 9、500 人以上が 1 である。

授業方法では、教科書やハンドアウトと板書による旧来型の講義形式がなお主流を占めるが、メディアを活用した授業が徐々に増えつつある。メディアの活用では、ビデオや CD に加えて、コンピューターとプロジェクターを利用した授業が多くなっている。また、語学の授業では、CALL 教室が整備されたことにより、コンピューターを使った授業が増えている。

本学の学士課程教育は東松山キャンパスと板橋キャンパスに分かれて行われており、両キャンパスの距離は約 50 キロである。国際関係学部とスポーツ・健康科学部を除いて、東松山で学んだ学生は 3 年次から板橋の専門課程に移ることから、東松山で開講される授業の一部を板橋で受講できるように（または、板橋の授業を東松山で受講できるように）、遠隔授業が行われている。2009（平 21）年度に遠隔授業を行っているのは、経営学科の 1 科目、企業システム学科の 2 科目、環境創造学科の 1 科目、全学共通科目の 1 科目である。このうち環境創造学科の 1 科目は、遠隔授業の長所を活かし全学共通科目としても開放されている。2006（平 18）年度から始まった遠隔授業は、その有効性が認知され、徐々にではあるが授業数が増加している。

【点検・評価…長所と問題点】

授業の規模については、科目の性格によって教育効果に違いがあり、一概に何人までが適正規模とはいえない。しかし、学生の学力や学習意欲が低下しつつある現在、彼らを授業に集中させ、授業への理解を高めるためには、できるかぎり大規模授業は抑制することが望ましい。

さまざまなメディアを利用した授業は、学生の興味・関心を刺激し、授業に集中させるとい

う点では効果が大きい。だが、全学共通科目の担当教員でコンピューターやプロジェクターを活用できる教員はまだ少数にとどまっている。

遠隔授業については、両キャンパスの授業時間の統一、機器・設備の導入など、その実施に向けて環境整備を行ってきたが、十分に活用されていない。

【改善方策】

授業規模については、2010（平 22）年度から、受講者 400 人以上の授業は原則的に行わないことを東松山キャンパス運営委員会教務部会で確認している。その他、「文章の書き方」のような授業では、受講者が 100 人を超えると教育効果が薄れるため、同種の科目を複数開講し、また、時間割を工夫することによって適正規模にしていく。大規模授業が生まれる原因の一つは、学生がいわゆる「保険」をかけるために、名目上の履修者が増えていることにもある。これを防ぐために、出欠管理を厳正に行うなど、安易な履修登録を認めないような体制を構築していく。

多様なメディアの活用については、授業方法についての FD 活動などを通じて、その効果と弊害を確認しながら、導入への働きかけと改善を行っていく。

遠隔授業実施については、学園総合情報センターの協力を得ながら、全学共通科目でも必要に応じてさらに導入を進めていく。

2. 文学部

文学部は、「人間の生き方やあり方を考究する総合的な人間学としての文学をはじめとする人文諸科学に関する学識を修めることを通して、多様な現代社会に対応できる能力ならびに国際社会に対する広い識見と深い洞察力を有する人材の養成」を目的とするという共通の目的のもとに、各学科の学則に定める目的を達成するために、以下の到達目標を設定する。

到達目標

1. 教育課程等

(1) 各学科の「教育研究上の目的」をカリキュラム・ポリシーとして明確化し、それをカリキュラム編成や授業内容・時間割等に、より効果的に具体化させるとともに、その実現のために絶えざる検証を行う。

(2) 国際社会についての見識と洞察力を養うのに必要な外国語運用能力を身につけさせるために、外国語教育の少人数化や習熟度別クラスの設置等を行う。

(3) 学修不適応や学力低下、目的意識の希薄化などに対処するため、従来の少人数による基礎ゼミ等を通じた学習指導や補習教育に加えて、入門的あるいは基礎教養的な科目を設置するなど、学生の学力や学習意欲の変化に対応するリメディアル教育の実現をはかる。

(4) 後期中等教育から高等教育へとスムーズに移行できるように、初年次の導入教育を体系的に編成する。

2. 教育方法

(1) 異文化間の文化現象について講義するような科目においては、多様なメディアの活用をより一層推進する。

(2) 大学の質保証のために、成績評価基準の標準化と共通化をはかる。

(3) 教員の教育力の向上のために、授業評価に基づくFD活動を早急を実施する。

(4) 学生、とりわけ初年次の学生ならびに留年者がより良い履修ができるように、あらゆる機会を利用してより一層きめ細やかな履修指導を行う。

3. 国内外との教育研究交流

海外研修の学生参加者や留学者の数をより増加させるとともに、海外からの留学生の受け入れ数の増加を図る。

A. 教育課程等

【学部・学科等の教育課程】

- ・教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系的性（大学設置基準第19条第1項）
- ・教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ
- ・「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系的並びに学校教育法第83条との適合性

【現状の説明】

文学部は、日本文学科、中国学科、英米文学科、教育学科、書道学科という5つの学科からなるが、「人間の生き方やあり方を考究する総合的な人間学としての文学をはじめとする人文諸科学に関する学識を修めることを通して、多様な現代社会に対応できる能力ならびに国際社会に対する広い識見と深い洞察力を有する人材の養成」という共通の目的のために、具体的には、専門教育科目・基礎教育科目・全学共通科目という3区分の科目群が有機的関連性を有するように体系化されている。なお、一般教養的授業科目である全学共通科目については、学科によって多少の違いはあるものの、基本的に、5学科の専門の内容や自分の興味関心に応じて、基本科目（A系、B系、C系、D系）、課題科目（全7群）、教職資格専門科目の中から自由科目として自由に選択できるようになっている。

文学部全体の専門教育科目・基礎教育科目・全学共通科目の3科目群の数と比率は次のようになっている。

<科目区分別卒業要件単位数>

科目区分	基礎教育		専門教育		全学共通	選択・自由科目 ※各科目区分から所定の単位数を超えて修得した単位
	科目	科目	科目	科目	科目	
履修区分	必修	選択	必修	選択	必修	
日本文学科	—	8	10	48	2	56
割合	8		58		2	45.10%
	6.50%		46.80%		1.60%	
中国学科	8	4	28	30	2	52
割合	12		58		2	41.90%
	9.70%		46.80%		1.60%	
英米文学科	22	4	12	18	2	66
割合	26		30		2	53.20%
	21.00%		24.20%		1.60%	
教育学科	—	12	16	40		56*
割合	12		56			45.10%
	9.70%		45.10%		0.00%	
書道学科	12	4	30	38		40
割合	16		68			32.30%
	12.90%		54.80%		0.00%	

* 教育学科は全学共通科目から自由に12単位以上を取得すること。

また、本学部の基礎の上に、さらに高度な専門的技能の習得を目指すため文学専攻科（日本文学専攻科、中国文学専攻科、教育学専攻科）を設置しており、研究指導を通じて専門技能者を養成することを目的としている。

1. 教育課程の体系性

5 学科にはそれぞれ独自の教育目標があり、それに合うように 5 学科それぞれの個性を生かした独自の教育課程を体系的に構成している。

<日本文学科>

日本文学科は、日本文学・日本語学の全般についての知見を養いつつ、種々のテーマについての深い理解を涵養することを目指してカリキュラムを編成してきた。また、近接する諸学問の成果をも吸収し、それら諸学問と基底を共有することの認識を促し、ひるがえって専門的研究がより広い領域へと拡大、深化していくことを目指している。

<中国学科>

中国学科は、教育目標である「中国古典学を中心とした文学・思想・歴史等を学び、中国人の伝統的文化への理解を深め、さらに書道芸術や中国語をも学ぶことにより、中国文化圏に対する深い洞察力と国際感覚を有する人材の涵養」を達成できるように基礎教育科目および専門教育科目の科目編成を行っている。中国学に必要な周辺科学を広く学ぶために、他学部他学科との授業相互乗り入れを積極的に行っており、文学部内では日本文学科、教育学科、書道学科と、他学部では外国語学部、法学部、経済学部、国際関係学部等と授業の相互乗り入れを実施している。

<英米文学科>

英語圏の文学・言語文化・英語コミュニケーションを介しての国際的な視野を持った人物の育成を目指して、カリキュラムを編成してきた。

現在のカリキュラムは、学生が自ら自主的な学修課程に取り組むことを尊重して必修単位数を可能な限り抑えることが重視された。その結果、英米文学、英語学、文化論等の分野を自由に選択して履修することができている。

1 年次、2 年次での英語を含む基礎教育科目で外国語能力を養い、3 年次、4 年次で基礎力を専門分野で応用できるように科目を設置し伝統的な分野と新しい分野、新旧両方の科目が設置されている。学生は学科の教育目標から自分の興味あるテーマを見いだし関連する科目を履修することで 4 年間の学修の目標を掲げることができる。

<教育学科>

教育学科は、「教育学に関する学識を修め、教育に関する知識・技能について、理論的実践的に優れた能力を有する人材の養成」を目指している。入学する学生の大多数は、小学校及び幼稚園教員の資格を取得することを志望している。そこで学科が編成する教育課程は、教育学の学びと教職を目指す教育目的を追求すべく、教育学とその関連科学をバランス良く学び、人間という存在と社会についてトータルに、かつ幅広い視野に立って追究することを目指し編成している。

＜書道学科＞

書道学科の教育目標は、「書道は白と黒を基本とする表現芸術であるが、知的素養なくしては、真の芸術とはなり得ない」とする本学科の理念に基づいて、今や日本固有の文化となった書道に関する「知識の研究」と「表現の探求」にあり、この両者の学修を通じて、より豊かな人間性ならびに、社会性を持った人材を育成することにある。

書道学科の理念・目的と、学校教育法第83条、大学設置基準第19条との関連は、設置認可に当たって十分検討され、それに適応した教育課程となっている。わが国において初めて書道学を大学教育・研究に導入した特色を示している。

2. 基礎教育

文学部の基礎教育は、基礎教育科目と全学共通科目を通して行われる。

全学共通科目は人文・社会・自然系列の科目群からなる。学生の多様なニーズに応えられるよう全学共通科目として人文・社会・自然系列の科目をも多数配置し、多様な現代社会に対応できる知見や能力を身につけ、ひいては人類の幸福に貢献する人材を育成すべく教育課程を編成している。なお、日本文学科、中国学科、英米文学科が「総合体育 A・B」（2単位）を必修科目としている他は、すべて「自由科目」として自由に履修することができるようになっている。

基礎教育科目は、英語・ドイツ語・フランス語・中国語等 14 言語からなる外国語教育科目と情報処理科目からなる。これらの科目を履修することによって、外国語運用能力と情報処理能力を身につけ、国際化・情報化のさなかにある現代社会を生きる市民として成長することを期待している。また、人間の言語と認識能力の発達を追求し、外国の言語を使用する社会や文化への理解を深め、日本語や日本文化を客観的に見る視点を育てることを目指している。

ただ、5 学科それぞれの学問的性格から以下のように独自に基礎教育を行っている部分もある。

＜日本文学科＞

「比較文学・文化」に関する科目を設け、グローバルな視点から日本の文学と文化を捉え直し、新しい発想を促そうとする試みを行っている。

情報処理に関しては、2 年次に「日本文学情報処理」を開設し、日本文学の専門研究に情報処理の技術を応用できるよう支援している。

＜中国学科＞

「中国学研究入門 I・II」という科目を設けている。この科目は中国学の基礎だけではなく、情報教室や図書館のパソコンを使用し、人文科学を研究するための基礎となる基礎的なスキルを身につけさせるように指導している。

＜英米文学科＞

基礎教育科目は専門教育の基礎となる「Freshman Seminar」「English Communication 1-6」「Reading Skills 1-4」の必修 11 科目（22 単位）と協調しながら、「フランス語基礎 I-II」「ド

イツ語基礎 I-II」「スペイン語基礎 I-II」から4単位以上を必修科目として履修することとなっている。

＜教育学科＞

外国語教育科目については、1996（平8）年度より外国語科目のうち英語を第1外国語の枠からはずし、開講されている13カ国語のバラエティーに富む外国語のうちから12単位を履修すれば語学の単位取得となる制度に改訂した。

＜書道学科＞

書学研究にとって現代中国語は不可欠な言語である。したがって、英語よりも直接的なかわりが深い中国語能力の向上をはかれるよう配慮している。

3. 専門教育

専門教育については、あらためて言うまでもなく、5学科がそれぞれの学問的特性にしたがって独自の教育体系を構成している。したがって、これより以降、学科ごとにその内容について述べることとする。

＜日本文学科＞

1年次に、少人数で学べる「日本文学基礎演習」を配置し、文献検索の方法、図書館の利用法、レポートの書き方、演習発表の仕方など、基本的知識・技術の修得を図っている。

2年次には、古典文学から近・現代文学および日本語学までの、自由に選択できるバラエティー豊かな半期科目の「日本文学演習」を置き、一分野に偏らない、幅広い知見を養うとともに、学生の多様な要求に応じることのできる態勢を整えている。また、文章表現法に特化した科目を設定し、文章表現の技術・技能をさらに錬磨する機会を持てるよう配慮している。

2年次以降、講読や特殊講義の科目を設け、さまざまな時代や分野の原典や資料に親しむとともに、特定のテーマに関する専門的な知見に触れ、さまざまな研究方法や作品へのアプローチの仕方を学ぶことができるよう配慮している。また、「日本文化史」に関する科目も設置し、たとえば文学と映画、文学と美術・音楽とのかかわりなどのテーマを扱う授業を用意し、より広い地平のもとで文学の問題を考察できるよう配慮している。

3年次からは、4年次まで2年間連年で受講する「上代文学演習」から「日本語学演習」までの、1クラス15人程度の演習形式のゼミナールを用意し、専門教育科目の神髄を修得できるよう図っている。あわせて「創作」の科目を設け、一段と専門的な方面に希望をもつ学生の要求に応じている。

4年次では、4年間の勉学の総決算の意味をもつ「卒業論文」に取り組みせる。

このように、専門教育に関して、1年次から4年次まで階段を追って学習できるよう、体系的な教育課程を編成している。

卒業所要総単位数は、124単位である。そのうち専門科目が58単位、外国語が8単位、体育が2単位であり、他の56単位は自由科目である。自由科目は、一般教養的科目に相当する全学共通科目・外国語・専門教育科目のなかから自由に履修できる。各人の興味・関心に応じ

て勉学内容を主体的に設計できるよう配慮されている。

<中国学科>

1・2年次に、中国学に必要な漢文・中国語の基礎的なカリキュラムを編成し、漢文・中国語の語学力の修得を目指している。さらに中国学に必要な基礎的専門科目を編成し、中国の文化全般にかかわる教養の修得を目指している。

専門教育科目のうちの必修科目に「中国学研究入門」「中国学基礎講読」「中国語基礎講読」等があり、1・2年次に履修・修得するようにカリキュラムが編成されている。「中国学研究入門」は中国学を学ぶうえでの基礎を、「中国学基礎講読」は古典漢文読解の基礎を、「中国語基礎講読」は現代中国語の会話・読解の基礎を修得するために設置されている。

2年次からは、海外演習を設置し、現地で生きた中国語を習得し、中国の文化に直に触れる機会を設けている。

3年次には、各自の興味や関心に応じて履修できる「中国学特別演習（ゼミナール）」を必修として、文学・史学・哲学等の専門分野に分かれてより深く専門の知識を習得し、4年次には3年次の「中国学特別演習（ゼミナール）」で学んだことを発展させ、さらに4年間で学んだ中国学の知識を活用して「卒業論文」を作成する。

このように、専門教育に関しては、1年次から4年次まで段階を踏んだ学習ができるように、教育課程を編成している。

卒業所要単位数は、124単位である。そのうち専門科目が58単位、外国語12単位、体育が2単位であり、他の52単位は自由科目である。自由科目は、一般教育科目に相当する全学共通科目・外国語・専門教育科目のなかから各人の興味・関心に応じて自由に履修できるように配慮されている。

<英米文学科>

1・2年次では基礎英語科目11科目を配置し、また学生自身の興味により履修可能な選択専門（入門）科目を配置している。

1年次のフレッシュマン・セミナーでは、専任教員と学生が学修のみならず学生生活全般にわたる問題を話しあう授業となっており、学生からのさまざまな要求に応じている。

これらの基礎学修を基盤にして、3年次・4年次では、3年次セミナーを中心に専門科目が配置されている。

選択科目としては、セミナーのほかに「英語学演習 2～4」「イギリス小説演習 2・3」「アメリカ小説演習 2・3」「英米詩演習 2・3」「英米演劇演習 2・3」「Advanced Conversation」「Advanced Composition」などを配置している。

また、自由科目として、形式文法ではなく、例えば日ごろ気づかずにいる人称代名詞の用法上の違いも話し手、聞き手、話題としてとらえ直すというような新しい視点から英文法論を学ぶ「英文法論」や、英文学の華であるシェイクスピアを現代的な視点でとらえて生き生きと蘇らせようとする「シェイクスピア研究」、英米文学の作品や世界の名作童話を心理学の理論を使って分析鑑賞する「英米文学と精神分析」、現代のアメリカ文化の中で世界の最も大きな影響を与えているアメリカ音楽をテーマにした「アメリカ文化論」「女性にとって自己を文

章表現することはどういう意味があるのか」ということを念頭に置きながら英米の女性作家の活動に焦点を当てて論じる「英米女性作家論」などをはじめとする「英語発達史」「英語文体論」「英米小説論」「英米詩論」「英米評論・随筆研究」、さらには「英文学と聖書」「英米児童文学研究」「Multicultural Writers」「イギリス文化論」「翻訳論」などの科目を用意している。

以上のように、英米文学科の英語とその専門科目は英米文学、英語学、文化論の広範囲の分野に及んでいる。

＜教育学科＞

専門教育科目は、教育学を学ぶうえで中心になる科目であり、基礎としての「教育学概論」「心理学概論」「基礎演習」などそれぞれ1・2を16単位の必修とし、系別選択科目（36単位以上）と共通選択科目（4単位以上）など専門教育科目が発展的に構成されている。

まず、系別選択科目は、①思想・制度系、②教授・学習系、③認知・発達系、④社会・心理系、⑤芸術系、の5つの領域に分かれ、こられる科目には現代の教育や子どもの問題を考究できる多様な科目が用意されているのが教育学科の大きな特色である（「現代子ども論」、「人間関係論特別研究」等）。

①の思想・制度系には、2年次に「教育史概説」、3年次に「思想・制度演習1」「教育思想」「教育社会学」「教育法・行政」「学校論」「教育思想特別研究」など、4年次に「思想・制度演習2」が開講されており、②の教授・学習系には、1年次に「現代子ども論」「体育特別研究1～3」、2年次に「教育課程論」、3年次に「教授・学習演習1」「教育方法論B」「健康体育論」「教育課程論特別研究」「教育方法論特別研究」「教育実践論特別研究」「学習心理学特別研究」など、4年次に「教授・学習演習2」が開講されており、③の認知・発達系には、1年次に「発達心理学A・B」「保育内容論」、2年次に「青年の理解と指導」、3年次に「認知・発達演習1」「幼児教育論」「行為と認識の発達特別研究」「青年のこころと社会特別研究」「特別支援教育」など、4年次に「認知・発達演習2」が開講されており、④の社会・心理系には、1年次に「社会教育概論」、2年次に「社会教育計画」「図書館情報学概論」「博物館学概論」「社会心理学」、3年次に「社会・文化演習1」「社会教育特別演習」「図書館情報学特別研究」「社会心理学特別研究」「人間関係論特別研究」「人間関係論特別研究」「特別支援教育」など、4年次に「社会・文化演習1」が開講されており、⑤の芸術系には、1年次に「美術概論」「音楽概論」「書道概論」「美術教育1～3」「日本書道史」「中国書道史」「書道（漢字Ⅰ）」「書道（仮名Ⅰ）」、2年次に「表現と教育」「美術特別研究2・5・6」「音楽特別研究1」「表現と教育特別研究」「書道（漢字Ⅱ）」「書道（仮名Ⅱ）」、3年次に「芸術演習1」「美術特別研究2・5・6」「音楽特別研究2～5」「書論・鑑賞」「舞台芸術研究」「舞踊文化研究」「音楽教育A・C」など、4年次に「芸術演習1」「音楽特別研究6」「音楽教育B」が開講されている。

学生は1年次から、そのうちの一つの系を選択することを意識し、3・4年次にそれぞれの系に属する演習を選択する。

＜書道学科＞

専門教育科目は、専門を深めていくための基礎段階として適切な科目設定といえる。とくに「書道学基礎演習Ⅰ・Ⅱ」は書学・書作両専任教員全員の分担によるオムニバス形式を取っており、書道を広角度で学習する有効な試みである。

基礎的な科目は、通論・概論ということで、浅く広く一般教養的なものにならぬよう、あくまでも専門への道程であることを認識できるよう書学と書法が別個のものではなく、常に相互が深くかかわっていることを理解させるよう配慮している。

専門教育科目は、「書学（書に関する学問）」と「書作（書の制作）」の2本の柱を有機的に学修するよう編成している。1・2年次では書道の基礎知識と技法の修得、3・4年次では「書学」「書作」のいずれかを主として選択しながら、両者とともに選択し、さらなる専門的な知識と技法を深められるように編成している。

1年次は「書道学基礎演習Ⅰ」を柱に「書道学概論」「中国書道史通論」「日本書道史通論」および「楷書法1」「行草書法1」「かな書法1」「篆隸書法1」などの必修科目を配置し、2年次は「書道学基礎演習Ⅱ」「書学基礎演習」「書作基礎演習」をプレゼミとして配置し、さまざまな表現様式と表現方法、書道史と書学・芸術学を学ぶ。

3・4年次では、1・2年次の学習を基盤とした専門科目が配置されるが、その核となるのが選択必修科目の演習で、ゼミ方式を採用している。ゼミは学生の希望する分野を専門的に研究することを目的とし、「書学コース」と「書作コース」を併設している。

3・4年次における卒業研究（ゼミ）は、「書学」「書作」のいずれか1つを主ゼミ、他を副ゼミとしてコース選択し、2年間にわたって連続して履修するもので、本学科の理念に基づく最大の長所である。しかし、傾向として副ゼミの軽視があり、そのために次年度のカリキュラムでは、主・副ともに同等の4単位を配するよう改訂した。

【点検・評価…長所と問題点】

文学部の教育課程は、その体系性の点では全体として目標に照らして満足すべき水準に達していると評価できる。専門教育課程は1年次から4年次へと、知識・技能を段階的に発展・深化・総合できるよう編制されており、また専門以外の学問分野に触れる機会も十分に設け、グローバルな視野を持ち、現代社会の多様な要求に応じることのできる人材を育成する条件を整えている。

基礎教育については、外国語科目と、人文・社会・自然系列の科目をも多数配置した全学共通科目がその機能を担っている。全学共通科目は、いわゆる一般教養をはぐくむものであり、おのずから倫理性の育成に貢献すると考えられる。さらには、必修・選択の量的配分も適切であると考えられる。

ただ、問題点がないわけではない。5 学科にある程度共通した問題点として、①学生の学力のレベルがさまざまであること、②専門分野に対する興味関心が低いこと、③担当教員によって進度にばらつきがあること、④ゼミの人数に偏りがあることなどを挙げることができる。ただ、学科によって、それらの問題点に軽重があり、また、学科独自の問題点もある。したがって、以下、各科目の問題点を列挙する。

＜日本文学科＞

問題点①

1年次の「日本文学基礎演習」は原則として専任教員が担当し、前半は共通のテキスト『日本文学研究入門』に基づいて、文献検索の方法、発表の仕方、レポートの書き方などの基礎を教え、後半は各自の専門とする分野の教材を用いた演習形式の授業を行うことになっている。

しかし、担当教員によっては専門に偏っているなど、授業内容にばらつきが生じているのが現状で、改善が必要である。

問題点②

2年次に配当されている「日本文学演習 1～6」は、半期制の演習形式の授業で、1年次の「日本文学基礎演習」の後半と同様の、入門的な意味をもつ科目である。「日本文学基礎演習」は必修科目で、学生が興味・関心をもつ時代・分野の科目を主体的に選択できないために、2年次のこの科目で補わせようという趣旨に基づいて設置された。

しかし、その多くが兼任教員に依存していて専任教員の担当が少ない、半期の授業期間が短すぎる、学生によって到達度にばらつきがあるなどの問題が指摘されている。

問題点③

3・4年次のゼミナールは、2年連年の科目であり、卒業論文指導にも直結しているのど、どのゼミナールに所属するかは学生にとっては重大な関心事であり、学生の希望をできるだけ尊重した形で所属ゼミを決めている。

その結果、ゼミナールによって所属学生数に偏りが生じる（定員は15名程度だが、数名の場合もある）という問題がある。学生の希望を尊重しつつ、同時に学生数をできるかぎり均等に割り振るための方策が必要である。

＜中国学科＞

1・2年次における総合的な教養教育課程、1年次から4年次までの専門教育課程における漢字・漢文の知識や、漢文読解・中国語等の基礎学力の養成や、ゼミナールや卒業論文による中国学の知識を4年間で段階的に修得できるようカリキュラムが適切に編成されている。また、必修・選択の量的配分や年次ごとの段階的配分は適切であると考えられる。その一方で、次のような点が問題点としてあげられる。

問題点①

中国学科は中国の古典を通して、中国の文化について幅広い知識や深い知恵を学ぶことを目的としているので、原典資料（漢文資料）を読解する能力をもつことは不可欠である。しかし、新入生の漢文読解の能力は、まったく初めて学修するレベルから、すぐにも白文に挑戦できるレベルまで、個人差がはなはだしい。

問題点②

入学時点での学生の興味関心は、映像媒体（CD、ビデオ等）を通じて得た内容であることが多い。しかし、その興味のありようと中国学科が目指す教育内容には大きなギャップがある。すなわち中国伝統文化にかかわる幅広い学修のためには、原典資料（漢文資料）の読解が不可欠であるが、そのことに対する学生の意欲をかきたて、高い学問的レベルまで引き上げることが難しい。

問題点③

3年次のゼミナールは卒業論文に直結するので、学生にとって所属ゼミナールは重大な関心事である。したがって、ゼミナールの選択方法は公平を期し、できる限り学生の希望を尊重しながら所属ゼミナールを決めている。その結果、1教員当たり10人前後となるべく努力はしているが、ゼミナールによっては多い場合は17名、少ない場合では5名という具合に所属学生数に偏りが生じるという問題がある。

<英米文学科>

英語学習の目標を具体的に設定しやすいように TOEIC、TOEFL 等の英語学力試験の受験を奨励し、学内の英文学会が受験の費用を一部負担する等により学生の到達目標を明示的に教示している。それは、留学希望者の目標設定、就職活動への準備等において効果をあげている。また、教員が学生の立場に立ち学修と大学生活にまで徹底した指導をしていることは入学時での英語学習レベルが異なる学生に対しては成果をあげている。その一方で、次のような点が問題点としてあげられる。

問題点①

入学時での英語学習レベルが異なる学生に対して、教員が学生の立場に立ち徹底した指導をしているものの、実情では、この指導方針で少人数のクラスを編成してもすべての学生の要求に対応しきれないことである。

問題点②

現在の英米文学科のカリキュラムは、自分の知的興味のあるところにより、例えば、現代女性小説、シェイクスピア研究、英語発達史、アメリカ南部社会と文化論、東西比較文化論史、英語圏の児童文学、ジェンダーにかかわる諸問題、台湾・韓国における英語教育といったさまざまなテーマを扱う学修課程を自己の意思で組むことができるように編成してある。

しかし、その一方で、そのようなカリキュラムの中で自分の採るべき進路を見いだせず、卒業後の進路に迷いが生じてしまうことが見受けられる。

問題点③

入学時の学修意欲を維持できないままに3年次・4年次へと進級し、学科の専門分野での授業で興味ある卒論のテーマを見いだせない学生がいることである。

<教育学科>

問題点①

専門教育科目における系別選択科目の5つの「系」は、学生の学習ニーズの専門性と多様性に応え、かつ方向づけるための指針として置かれている。しかし、もともとコース制ではなく、各系から1つずつの選択という緩やかなものであったことと、1・2年次の基礎演習から3・4年次の演習への連続性が、自分自身の関心や課題を意識的に追求し、発展的に専門性を高めていくには不十分であったことなどが問題点としてあげられる。

問題点②

自己の多様な関心を生かしつつ、その専門性を深める演習1・2は、3年次と4年次に選択・履修される。両科目は、学生の多様なニーズと選択の機会を保証するため、1995（平7）年度

から必修単位を8単位から4単位に変更し、3年次と4年次とは異なる演習を履修でき、また希望する学生に対しては各々の年次で複数の演習を履修できるように改善した。しかし、学生が自己の専門テーマを明確に決める演習選択の時期が2年次前半と早かったり、演習ごとの個別説明会が短期間に同じ時間帯に行われるため各演習の内容把握が十分でなかったり、学生の希望と演習の適正な人数、規模がばらつくなどの問題点がある。

＜書道学科＞

1・2年次では書道の基礎知識と技法の修得、3・4年次では「書学」「書作」のいずれかを主として選択しながら、両者をもとに選択し、さらなる専門的な知識と技法を深められるように編成している。

基礎教育については、書道を知的文化として認識させるため、専門基礎科目と専門教育科目が適切に配置されている。さらには、必修・選択の量的配分も適切であると考えられる。

以上のように評価することができるが、一方で、次のような問題点を挙げる事ができる。

問題点①

書道学科が2000年に設置されて以降、年次ごとに点検を励行し、2004年にはカリキュラムの改訂を行った。しかし、今後も目的の達成という点検はおこたることなく続け、改善・改革すべきは、すみやかに実行に移さなければならないが、その体制が十分には整っていない。

問題点②

現在、書道学科の学生が取得できる正免許は高校の「書道科」のみであり、「国語科」の免許は副免許としてしか取得することができない。また、中・高の書道科専任教員採用が年々少なくなっている現状においては、本学科で取得できる正免許が高校「書道科」だけでは、教員志望の学生に対して十分に対応できない。

【改善方策】

文学部全体にある程度共通した問題点として、①学生の学力のレベルがさまざまであること、②専門分野に対する興味関心が低いこと、③担当教員によって進度にばらつきがあること、④ゼミの人数に偏りがあることなどが挙げられたが、5学科それぞれにそれらの問題に取り組み、改善方策を検討している。以下、各学科の改善方策は次の通りである。

＜日本文学科＞

問題点①について

学科内の討議を通して、シラバスモデルを作る。

問題点②について

兼任教員への依存率が高いという現状については、もとより、分野によって専任教員が僅少であるという状況からすれば、兼任教員に頼らざるを得ないわけだが、カリキュラム全体を見直し、専任教員の数を考慮に入れてカリキュラムを変更することによって専任教員の比率を高めていく。

問題点③について

現在の募集の方式によるかぎり、ゼミナールの人数の平均化は容易ではない。とはいっても、

学生の意思を尊重する立場からは、抽選制によることも問題になるはずである。教員の単位ではなく、まず分野で募集したうえで、各教員に配分する方式をも考慮に入れ、希望順序の書き分けの検討を加えることで解消していく。

<中国学科>

問題点①について

能力別クラスの編成も過去に実施した経緯はあるが、効果はあまり上がっていない。1回の授業ごとに行う小テストなどによって、基礎的句法や基本語彙あるいは基礎知識を反復学習させることによって、学力の低い学生の漢文読解の能力のレベルを引き上げ、クラス全体のレベルを上げる。

問題点②について

原典資料（漢文資料）の理解を促す方策として中国学の基礎知識をよりよく学ぶ新カリキュラムを施行する。すなわち、2010年より1年次に専門必修の「『論語』基礎演習」を加えて必修科目を4科目とし、2年次に「中国文学基礎演習」「中国哲学基礎演習」「中国史学基礎演習」「中国語基礎演習」の必修科目を加えた新カリキュラムを施行し、中国学の基礎学力の充実をはかる。

問題点③について

学生人数と教員人数とから勘案して、1教員の担当人数を13人と指定し、すべてのゼミが13人前後の学生で構成されるよう学生自身による自主選択を繰り返し行い、最終人数を決定する。

<英米文学科>

問題点①について

学科2カ所に設置している「Suggestion Box」から学生の意見を聴取している。年間で10通程度の提案があり、今後も学生からの忌憚のない意見が増えるように指導の継続を図る。学生からの意見の内容は、年間で履修する必修科目数の緩和、基礎教育科目と専門科目との連携、2年次での卒論指導を見据えた指導等の要望が寄せられている。これらの意見は、実現可能な範囲内で次年度の授業に盛り込む。さらには、進行中の新カリキュラムの導入（2011年度導入予定）では、学生による授業評価、自己評価自己点検、FDの試み等との連携の中で「Suggestion Box」での学生からの建設的な意見を採用する。

問題点②について

自己の職業選択上の適性や将来の計画に見通しを立てられず、学修にも真摯に取り組めない学生のために、自分の将来の希望、職業選択上の要件、自己の適性開発を考える「課外自己開発セミナー」をキャリア・センターと協力して設ける。社会で活躍している卒業生を招き、学生時代と社会生活での個人的体験を講話していただく機会を設ける。学生全員に年間で読了する課題図書を選定し将来の生活設計を描く問題点を話し合う機会を設ける。このセミナーは、年間計画を立てて定期的に実施する。

問題点③について

3年次ゼミナールにおいては、英文学、アメリカ文学、英語学・言語学等の伝統的な分野の

他に、英語圏以外の歴史や地域研究、日本と欧米との交流、日本の欧米研究史等のテーマ等もセミナーで取り上げて学生の多様な希望に応じる。

<教育学科>

2007（平 19）年度に学科カリキュラム再編委員会を新たに設置し、現行カリキュラムの現状把握及び今後の改善に向けた検討作業を開始した。新カリキュラムの施行は、2010（平 22）年を予定している。

問題点①について

これまでの作業では、まず5つの「系」については、学生が「系」の選択に際し必ずしも自覚的に意識化していないこと、「系」は学生の専門性の追究を保障する制度として十分機能していないこと等の現状評価に立って、現行の「系」の基本コンセプトである多様性と専門性に代わる新しい基本コンセプトを設定し、それに見合う制度を整える。さらに、その関連において現行の専門教育科目の見直しと整序を行う。

また、1年次と2年次に配置されている基礎演習1と基礎演習2に関し、両科目の学修目標を明確にするため、担当教員間で各科目の目標の共有を図ること、また新カリキュラムでは、基礎演習2を半期科目として前期後期2名の教員から学ぶことによって、広く関心あるテーマに触れる機会を設けるように改善する。

問題点②について

学生が自己の興味関心にそって主体的に科目を選択できるように、基礎演習1・2から演習3・4へ移行する際の演習選択の時期や説明会の在り方、及び適正な人数配分について改善する。

<書道学科>

問題点①について

カリキュラムの点検・改革の体制の整備のため、年度当初に兼任教員を含めた「科目担当者会議」を実施し、カリキュラムの具体的な改革を実施するための体制整備を進める。

問題点②について

正免許として「国語科」の免許が取得できるよう、カリキュラムの見直しを進める。教員組織については、退職者補充にあたって国語科に必要な資格を持った者を配置する。

- ・外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性
- ・教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性
- ・カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

【現状の説明】

1. 外国語科目について

「基礎教育科目」として、中国語、英語、フランス語、ドイツ語、コリア語、インドネシア

語、タイ語、ビンナン語、ラテン語、ギリシャ語、ロシア語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語などの外国語科目が開講されているが、文学部では、基本的にこれらの科目を自由科目として履修できるようになっている。

その一方で、文学部には、外国語の修得を前提として外国の文化や文学を専門に学修する中国学科や英米文学科がある一方で、外国語の修得を必ずしも専門の学修としない日本文学科があり、その両面を合わせもつ書道学科があり、その専門性に応じて外国語科目に対する態度は一樣でない。

<日本文学科>

外国語科目は、1996年度より英語を第一外国語の枠から外し、「基礎教育科目」の外国語科目である英語、フランス語、ドイツ語、中国語、コリア語、インドネシア語、タイ語、ラテン語、ギリシャ語、ロシア語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語の13の言語から学生が自由に8単位を取得する選択必修科目として位置づけられている。また英語では実際的な運用力を重視する6種類の異なったアプローチを取る多様な科目が用意され、それらを組み合わせて受講することで多様化する学生のニーズに応えるようにしている。また海外の研修などで学んだ語学が単位として認定される海外研修英語、海外研修中国語も設定され、積極的に大学外での語学学習をサポートしている。

外国語科目は、文学部他学科との共通科目としての性格を有しているため、担当教員の多くは他学科の専任教員と兼任教員である。日本文学科としては、専任教員（英語担当）2名が担当している。

<中国学科>

基礎教育科目の必修科目として、1年次に「中国語学基礎演習 1（会話）」「中国語学基礎演習 2（会話）」、2年次に「中国語学基礎演習 3」「中国語学基礎演習 4」を設け、そのほかに専門教育科目の必修科目として、1年次に「中国語基礎講読」を課している。以上の5科目、計12単位を卒業要件としている。また、選択科目として半期1単位の「英語リーディング」「フランス語基礎」「ドイツ語基礎」から1言語4単位以上を課している。さらに、これとは別に専門教育科目の選択科目として「中国語学海外演習 1～3」という現地研修の「外国語教育科目」も設けている。また、これとは別に、「基礎教育科目」の外国語科目を自由科目として履修できるようにしている。

<英米文学科>

「基礎教育科目」として、1年次に「English Communication 1～3」（それぞれ通年2単位）「Reading Skills 1～2」（それぞれ通年2単位）、2年次に「English Communication 4～6」（それぞれ通年2単位）「Reading Skills 3～4」（それぞれ通年2単位）、合計20単位が設けられている。このほかに、選択科目として半期1単位の「フランス語基礎」「ドイツ語基礎」「スペイン語基礎」から1言語4単位以上を課している。また、これとは別に、全学対応の語学科目を自由科目として履修できるようにしている。「全学共通科目」は、全学の学生が履修可能な共通科目を履修することができ、学部・学科の垣根を越えて学際的な講義を受講するこ

とができている。幅広い教養を身につけるためにも「全学共通科目」から4科目（16単位）ないし5科目（20単位）の科目を履修するように指導している。

未修外国語は「基礎教育科目」として、フランス語、ドイツ語、スペイン語の3カ国語から4単位を必修としている。それ以外の「基礎教育科目」の13の外国語科目を「自由科目」として履修することもできる。

＜教育学科＞

外国語科目は、1996年度より英語を第一外国語の枠から外し、「基礎教育科目」の外国語科目の13の言語から学生が自由に12単位を取得する選択必修科目として位置づけられている。また英語では実際的な運用力を重視する6種類の異なったアプローチを取る多様な科目が用意され、それらを組み合わせて受講することで多様化する学生のニーズに応えるようにしている。また海外の研修などで学んだ語学が単位として認定される海外研修英語、海外研修中国語も設定され、積極的に大学外での語学学習をサポートしている。

外国語科目は、文学部他学科との共通科目としての性格を有しているため、担当教員の多くは他学科の専任教員と兼任教員である。教育学科としては、専任教員（英語担当）1名が担当している。

＜書道学科＞

「外国語科目」は、「基礎教育科目」の必修科目として、1年次に「中国語学基礎演習1・2」（各2単位、計4単位）、2年次に「中国語学基礎演習3・4」（各2単位、計4単位）を配している。そのほかに、選択科目として、1年次の「英語リーディングA・B」「口語英語A・B」「総合英語A・B」「時事英語A・B」「英米文化表現A・B」「英米作品講読A・B」「中国語初級1A・1B・2A・2B」、2年次の「中国語中級1A・1B・2A・2B」「フランス語1A・1B・2A・2B」「ドイツ語1A・1B・2A・2B」、3年次の「中国語上級1A・1B・2A・2B」の中から、4単位を必修として課している。

2. 各科目の「量的配分」について

文学部の5学科の卒業のための単位履修基準は、＜科目区分別卒業要件単位数＞の表（72ページ）のとおりである。5学科ともに卒業所要総単位は124単位であるが、「量的配分」はそれぞれの学科によって少しずつ異なっている。それを学科別に述べるとすれば次のようになる。

＜日本文学科＞

「基礎教育科目」は必修科目0単位、選択科目は8単位、計8単位で卒業所要総単位の6.5%、「専門教育科目」は必修科目10単位、専門科目は48単位、計58単位で46.8%、「全学共通科目」は必修科目（総合体育）2単位で1.6%、全科目にわたる「自由科目」は56単位で45.1%となっている。そのうち外国語科目は必修科目8単位であり、卒業所要総単位の6.5%となっている。

<中国学科>

「基礎教育科目」は必修科目 8 単位、選択科目 4 単位の計 12 単位で、卒業所要総単位の 9.7%、「専門教育科目」は必修科目 28 単位、選択科目 30 単位の計 58 単位で、卒業所要総単位の 46.8%、「全学共通科目」は必修科目 2 単位で 1.6%、全科目にわたる「自由科目」は 52 単位で 41.9%となっている。外国語科目は「基礎教育科目」の必修科目 8 単位、「専門教育科目」の必修科目 4 単位、計 12 単位であり、卒業所要総単位の 9.7%となっている。

<英米文学科>

「基礎教育科目」は必修科目 22 単位、選択科目は 4 単位、計 26 単位で卒業所要総単位の 21.0%、「専門教育科目」は必修科目 12 単位、選択科目は 18 単位、計 30 単位で 24.2%、「全学共通科目」は必修科目（総合体育）2 単位で 1.6%、全科目にわたる「自由科目」は 66 単位で 53.2%となっている。そのうち外国語科目は必修科目 22 単位、選択科目 4 単位、計 26 単位で卒業所要総単位の 21.0%となっている。

<教育学科>

「基礎教育科目」は必修科目 0 単位、選択科目 12 単位、計 12 単位で卒業所要総単位の 9.7%、「専門教育科目」は必修科目 16 単位、選択科目 36 単位、共通選択科目 4 単位で、計 56 単位で 45.1%、「全学共通科目」は必修科目 0 単位、選択科目 12 単位、共通選択科目 0 単位、教育科目の自由科目 44 単位で、計 56 単位で 45.1%となっている。そのうち外国語科目は必修科目 12 単位で卒業所要総単位の 9.7%となっている。

<書道学科>

「基礎教育科目」は必修科目 12 単位、選択科目は 4 単位、計 16 単位で卒業所要総単位の 12.9%、「専門教育科目」は必修科目 30 単位、選択科目は 38 単位、計 68 単位で 54.8%、「全学共通科目」は必修科目 0 単位、選択科目 0 単位で 0.0%、全科目にわたる「自由科目」は 40 単位で 32.3%となっている。そのうち外国語科目は必修科目 12 単位、選択科目 4 単位、計 16 単位で卒業所要総単位の 12.9%となっている。

3. カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

文学部のカリキュラム編成における必修・選択の量的配分は<科目区分別卒業要件単位数>の表（72 ページ）のとおりである。最も必修科目の少ないのが 12 単位の日本文学科であり、16 単位の教育学科、36 単位の英米文学科、38 単位の中国学科、42 単位の書道学科となっている。一方、選択科目は、22 単位の英米文学科、34 単位の中国学科、42 単位の書道学科、52 単位の教育学科、56 単位の日本文学科となっている。

文学部全体として見た場合、そこにはやや偏りが認められる。しかし、それはそれぞれの学科の専門性にしがった教育方針によるものであり、文学部全体としては、必修・選択の量的配分は適切なものとなっている。

＜日本文学科＞

必修・選択の量的配分は、必修科目の12単位（9.7％）というのは、量的には比較的少ないが、それは必修科目を少なくすることで学生自身による選択の幅を広くすることを考慮したものであり、選択科目・自由科目ともに56単位（45.2％）としていることから判断されるように、カリキュラム編成全体においては、大きな偏りは認められない。

＜中国学科＞

必修・選択の量的配分については、必修科目は38単位（30.6％）、選択科目34単位（27.4％）、自由科目52単位（41.9％）となっており、特に偏りは見られない。

＜英米文学科＞

必修・選択の量的配分については、必修科目は36単位（29.1％）、選択科目22単位（17.7％）、自由科目66単位（53.2％）となっており、選択科目がやや少ないが、そのようにすることで学生自身による選択の幅を広くすることを考慮したものであり、必修科目・選択科目がそれぞれ36単位（29.1％）、22単位（17.7％）となっており、カリキュラム編成において、大きな偏りは認められない。

＜教育学科＞

必修・選択の量的配分については、必修科目は16単位（12.9％）、選択科目60単位（48.4％）、共通選択科目4単位（3.2％）、教育科目の自由科目44単位（35.5％）となっている。共通選択科目4単位（3.2％）がやや少ないが、その他はバランス良くカリキュラム編成されており、大きな偏りは認められない。

＜書道学科＞

必修・選択の量的配分については、必修科目は42単位（33.85％）、選択科目42単位（33.85％）、自由科目40単位（32.3％）となっており、カリキュラム編成は、きわめてバランス良くくなされている。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 外国語科目について

「基礎教育科目」として開講されている外国語科目は、文学部全体としては基本的にそれらを自由に選択することができ、また、外国語の学修が前提となる中国学科・英米文学科・書道学科では、それぞれの必要に応じた外国語科目が独自に開設されている。これらの点は、文学部の長所として評価することができる。

しかし、文学部全体に共通した問題点としては、①学生の外国語の習熟度に大きな差があること、②時間割の状態によって受講者の数に大きな差があることなどを指摘することができる。また、5学科はそれぞれの教育内容に基づいたカリキュラムを実施しているが、それぞれの学科に固有の問題点を指摘することができる。

<日本文学科>

第1、第2外国語の区別がなく、学生は学習目的別に外国語を履修できるシステムになっている点が長所である。また、近年のカリキュラム改革により、1・2年次に「基礎」、3年次以降に「上級」と、継続的な外国語の履修が可能となったことも長所とされている。しかしながら、次の2点が問題点として挙げられる。

問題点①

1クラス30名という受講生の上限数が、一部の授業で曜日と時限によっては超過してしまうこと。

問題点②

学力の低下、また習熟度にばらつきが見られるにもかかわらず、どのレベルの学生も一律に同じ授業に組み入れられていること。また、既存のカリキュラムでは従来の達成度を維持できない学生が出てきていること。

<中国学科>

全般的に「外国語科目」は豊富に開設されている。なかでも専門教育の基礎となる中国語科目を「基礎教育科目」と「専門教育科目」の双方において、1年次に3科目8単位、2年次に2科目4単位を課しており、「外国語科目」を重視した編成になっていることは長所として評価できる。また、現地で研修を行う「中国語海外演習1～3」（選択科目）は、国際社会に対する意識や外国語を学ぶ意識を高めるのに効果を上げている。しかしながら、次の4点が問題点として挙げられる。

問題点①

学生に専門教育科目に対する理解不足があり、また研究対象である中国に対する具体的イメージの欠如があること。

問題点②

2年次に学科独自の「専門教育科目」の必修に中国語の科目が設置されていないので、1年次の中国語学習と、3年次以降の専門科目の学習との関連が十分に自覚されず、1年次の中国語学習の意欲をもそぐことになっていること。

問題点③

選択科目の「中国語海外演習」は、たしかに教育的効果を上げているが、学生の参加数が各学年において20%に達していないこと。例えば、2008年度においては、2年次生137名中21名が履修（履修率15.3%）、3年次生89名中11名が履修（履修率12.4%）であった。

問題点④

新入生の学力の低下や外国語の習熟度にばらつきが見られるにもかかわらず、どのレベルの学生も一律に同じ授業に組み入れられていること。

<英米文学科>

学科の目的を達成するために、学科独自のカリキュラムを編成して効果的な教育を実践していること、基礎英語演習クラスでは国際的な感覚を身につけ国際化に応じられる実用的な能力を養成できるように英語圏の講師と日本人教員が連携をとりながら指導していること、この2

点は長所として評価することができる。

また、未修外国語は「基礎教育科目」として、「フランス語」「ドイツ語」「スペイン語」の3カ国語から4単位を必修としており、それ以外にも13の外国語を「自由科目」として履修することもできるが、この点も長所として評価することができる。しかしながら、次の点が問題点として挙げられる。

問題点

「外国語科目」における問題点は、入学時での英語学習レベルが異なる学生に対して、教員が学生の立場に立ち徹底した指導をしているものの、実情では、この指導方針で少人数のクラスを編成してもすべての学生の要求を満たし切れていないこと。

<教育学科>

教育学科における13カ国語の外国語科目の開講は、学生が特定の地域の言語や文化に偏ることなく、アジア諸国も含め広く国際的でバランスの取れた視野を持つことをねらいとしている。それによって国際社会の一員として活躍できる人材の育成を目指している。英語の6種類の授業の選択肢も含め、教育学科では学生が自分で選択して学習することで、外国語の学習へ主体的にかかわり、高い学習意欲を持つことをねらいとしている。アンケート調査の結果などから、そのねらいは、ある程度成果を上げていると判断される。しかしながら、次の3点が問題点として挙げられる。

問題点①

多くの種類の授業を用意したために、年度ごとに受講者の興味のあるところによって、特定の言語や授業に集中することがあり、その結果、受講者70名を超えるクラスがある一方で、受講者10名以下が73クラス発生していること。

問題点②

英語科目においては、最近の学生の英語力に大きな格差が生じているために、習熟度別とは違うアプローチ、すなわち多様な科目を設定して主体的に選択するという方法を取り入れたが、選択された同一授業にも英語力の二極化が見られ、基本的な語彙・文法などの知識が定着していない学生がいるために、以前と同様にその定着を前提とした授業を行おうとすると、それを理解していないために授業が停滞する。その説明を授業中に本来の授業を中断して行うことになり、授業のリズムも乱れ、また予定された範囲をこなすことができない事態が起こる。逆に基本的な語彙・文法を習得している学生は英語力の低い方へ合わせる授業に意欲を低下させることになり、両者を同時に満足させることができないこと。

問題点③

文部科学省の新学習指導要領が先行実施された（2009<平 21>年度）ことにともない、小学校5・6年生の児童を対象にした外国語活動が始まっている。しかし、現行のカリキュラムではそれに対応した科目がないこと。

<書道学科>

中国語を1・2年次に計8単位を必修としているが、それは、中国の書はもとより日本の書においても、その研究には中国語が不可欠のものだからである。

また、選択科目としての中国語には、1年次の「中国語初級 1A・1B・2A・2B」、2年次の「中国語中級 1A・1B・2A・2B」、3年次の「中国語上級 1A・1B・2A・2B」と継続的に学修できるようになっている。この点は長所として評価できる。また、書道の国際化という近年の傾向に鑑みれば、英語、フランス語、ドイツ語などのヨーロッパの言語、特に英語の修得は不可欠である。したがって、1年次に「英語リーディング A・B」「口語英語 A・B」「総合英語 A・B」「時事英語 A・B」「英米文化表現 A・B」「英米作品講読 A・B」という6種の英語科目を設定していることも評価に値する。しかし、次の3点が問題点として挙げられる。

問題点①

書道を専攻するものにとって中国語能力は、国際交流のみならず、研究においても不可欠であるが、ほとんどの学生には初めての外国語であり、現在のところ、その能力が本来の目的に必ずしも十分には達していない。

問題点②

現代の書道研究は日本・中国・台湾を中心に、韓国や欧米諸国へと広がりを見せている。したがって、中国語の学習の重要性は論をまたないが、韓国語や英語、フランス語、ドイツ語などの学習も今後は重要な要素となってくる。英語の科目は6種類開講されているのに対して、韓国語は開講されておらず、フランス語、ドイツ語は2年次にそれぞれ「フランス語基礎」「ドイツ語基礎」の2種しか設定されていないこと。

問題点③

新入生の外国語力の習熟度にばらつきが見られるにもかかわらず、すべての学生が同じ授業に組み入れられていること。

2. 各科目の「量的配分」について

文学部5学科の「基礎教育科目」「専門教育科目」「全学共通科目」「外国語教育科目」それぞれの科目の「量的配分」はバランスの取れたものとなっていると評価できる。

3. カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

文学部5学科の必修・選択の量的配分については、必修科目・選択科目・自由科目間において特に偏りは見られず、適切な量的配分になっていると評価できる。

【改善方策】

1. 外国語科目について

文学部の各学科におおむね共通している問題点に対する改善方策は、「固定時間割」の導入や「習熟度別クラス編成」「リメディアル教育」を具体化していくことであると考えられる。各学科の改善策は次の通りであるが、これら5学科の改善策を「文学部カリキュラム委員会」で共通の問題点として、文学部全体で更に改善策を早急に打ち立てる。

<日本文学科>

問題点①について

外国語科目の超過クラス問題については、改善策として「固定時間割」の導入が考えられる。

兼任教員の手配、教室数の不足など障害となる問題が多数浮上し、難航しているのが現状であるが、「基礎教育科目」「専門教育科目」「外国語科目」でバランスの取れたカリキュラム編成が実施されれば、時間割編成など事務上の負担も軽減されることになる。それにより、「外国語科目」の「固定時間割」の可能性が開ける。

問題点②について

学力の低下、また習熟度にばらつきが見られる問題については、現在、英語ではプレイスメントテストを実施し、その結果を踏まえ、今後、学力差に対応したクラス編成を行う。

＜中国学科＞

問題点①について

映像等を用いたガイダンスを行うなどして、具体的なイメージを持たせるとともに、専門教育との関連性を中国語科目の授業においてだけでなく、1・2年次の「専門教育科目」においても、説明することにより、中国語科目に対する学修意欲を高め、中国語学習の導入教育の効果を上げるようにする。

問題点②について

2010年度から導入する新カリキュラムでは科目の名称が変わり、2年次にも専門教育科目の必修科目として中国語の科目を設置し、そのことにより中国語学習の初期における導入教育をより充実させる。

問題点③について

より多くの学生が参加するように、「中国語海外演習」のメリットを、オリエンテーション合宿や履修ガイダンス、普段の授業などにおいて積極的にアピールし、3年後には2年次・3年次ともに20%を超える学生が参加するようにする。

問題点④について

今後、「習熟度別クラス編成」を実現させ、「リメディアル教育」を具体化していく。

＜英米文学科＞

問題点について

「基礎教育科目」「専門教育科目」「外国語教育科目」においてバランスの取れたカリキュラム編成が実施できれば、時間割編成などの事務上の負担も軽減されることになる。そこで、バランスの取れたカリキュラム編成を継続的に追求しつつ、2011年度のカリキュラム編成においては「習熟度別クラス編成」「固定時間割」を導入する。

＜教育学科＞

問題点①について

各クラスの定数を決め、事前にアンケートを取って調整するなど、クラス間の受講者数に偏りが生じないような工夫を行う。

問題点②について

英語力の格差に対応するために、現行の「多様なアプローチの英語科目群から主体的に選ぶ方式」を残しつつ、習熟度の高い学生用の科目（現代社会で実際に使用されている高度な英語

を扱う）と低い学生用の科目（英語力に自信のない学生のために基礎基本から学び直す）を新たに加え、双方の学生に学習意欲と満足感を与える。

問題点③について

専門科目として新たに「小学校外国語活動」（2単位）を設置する。

<書道学科>

問題点①について

中国語能力の向上が、書道という芸術・学問にとって欠くべからざるものであることを、オリエンテーション合宿や履修指導、基礎演習など、あらゆる機会を利用して指導する。

問題点②について

今後の書道研究の世界的広がり視野に入れて、中国語や英語のみならず、韓国語を開講するとともに、フランス語、ドイツ語の開講科目を増やし、韓国語、英語、フランス語、ドイツ語の書道研究に関する原書講読の科目を開設する。

問題点③について

「習熟度別クラス編成」を早急に実施する。

2. 各科目の「量的配分」について

「基礎教育科目」「専門教育科目」「全学共通科目」「外国語科目」それぞれの科目の「量的配分」はバランスの取れたものとなっているが、バランスのとれている各科目の「量的配分」を有効に活かして、各学生が、それぞれの興味関心に基づいて主体的に学習構成をし、一層の学びを深めることができるように支援する。また、より良い配分になるよう今後とも継続的に見直し、問題点が見つかれば直ちに改善する。

3. カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

カリキュラム編成において、必修・選択・自由科目の「量的配分」については、現在のところ特に偏りは見られず、適切な配分となっていると評価できるが、適切な必修・選択の量的配分がなされているという現状をふまえ、学生個人々の適切な学習構成によって、より一層の教育学の理論的実践的な学びを深めることができるよう支援する。より良い量的配分になるよう今後とも継続的に見直しを実施する。

【カリキュラムにおける高・大の接続】

・学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

【現状の説明】

導入教育には①入学前教育、②基礎演習の2点が挙げられる。

この2点において、文学部の現状は総じて次のようである。

①入学前教育

英米文学科が、指定校推薦入学制度による学生、社会人特別選抜入試制度による学生に対し

て、合格が決まったときから入学するまでの間に、課題の提出と添削を繰り返して英米文学科の教育課程の内容理解を求め、また、指定図書の読解と課題レポートの作成、英文読解力を養う書籍の配付とその設問の解答を求めている。しかし、その他の4学科では、推薦入試の時の面接において読書指導を行ったり、合格通知を送付する際に図書を指定して感想文を書かせるといった程度である。

②基礎演習

各学科ともに、後期中等教育（高等学校）の学修から高等教育（大学）の学修へ、さらには大学の「専門教育」へとスムーズに移行できるように、「基礎教育科目」の中に「基礎演習」の科目を必修科目として設置している。

【点検・評価…長所と問題点】

①入学前教育

12月までに定員の半数が推薦入試で合格しているという現状に鑑みれば、入学前教育については、文学部全体として必ずしも十分に行われていないのが現状である。このことは問題点と言わなければならない。

②基礎演習

「基礎演習」は必修科目であり、基本的に10人から20人の少人数で実施されている。その上、原則として専任教員が担当している。そのことによって、新入生の学習状況・生活状況を把握し、学習・生活の両面で問題のある学生に対応することになっている。

しかし、それが十全に行われているかといえば、まだ必ずしもそうはなっていない。それが問題点として挙げられる。

【改善方策】

①入学前教育の問題点について

5学科共通の入学前教育の方法を早急に検討し、1～2年以内に実施する。

②基礎演習の問題点について

学習・生活の両面で問題のある学生に対する対処方法を、1～2年以内に文学部5学科が全体で検討し、その方法を共有する。

【授業形態と単位の関係】

・各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

【現状の説明】

単位計算方法については「大学設置基準」に準拠し、学則第18条に定めている。

1. 講義については、1時間の講義に対して、教室外における2時間の準備のための学習を必要とすることを考慮し、毎週1時間15週の講義をもって1単位とする。

2. 演習については、2時間の演習に対して、教室外における1時間の準備のための学習を必要とすることを考慮し、毎週2時間15週の演習をもって1単位とする。ただし、教育効果

を考慮し、1時間の演習に対して、教室外における2時間の準備のための学習を必要とするものについては毎週1時間15週の演習をもって1単位とする。

3. 実習・実技については、毎週2時間ないし3時間15週の実習・実技をもって1単位とする。

〈授業形態と単位の関係〉

	1週あたりの学習時間		半期（15週）の単位数
	週一時限の授業	自習	
講義	2時間	4時間	計6時間×15週÷45時間＝2単位
演習*	2時間	1時間	計3時間×15週÷45時間＝1単位
実習・実技	2～3時間	—	計3時間×15週÷45時間＝1単位

*日本文学科と教育学科の演習は、講義科目と同じ単位計算方法によっている（学則第18条第2号）。

【点検・評価…長所と問題点】

単位計算方法の妥当性については、授業時間数（授業回数）と教室外における準備のための学習時間の両側面から評価されなければならない。

1. 授業回数については、曜日によって異なるのが実情であり、本学では授業回数の少ない曜日の国民の祝日に授業を行うことによって授業回数の調整を図っているが、現段階では平均して授業回数14回、定期試験を含めて15回という実情である。

2. 教室外における準備のための学習時間については、実情を十分に把握できていない。シラバスの点検では、レポートや宿題を課しているものは比較的多く、予習や復習に言及しているものは少ないが、参考文献は提示されているようである。ただし、これらは担当教員の自主的な判断に委ねられており、レポートや宿題の量や質が適切であるかどうかは分からないのが実情である。

したがって「単位の実質化」という観点から見れば、授業時間外に必要な学修などが必ずしも確保されていない実情にある。

【改善方策】

1. 学部・学科の行事等を見直し、授業回数15回を確保する。
2. 学部FD活動を通じて、シラバスの授業計画内容を充実させるとともに、学生の動機づけに配慮した授業運営、事前・事後学習の内容や方法などの指導を強化する。

【単位互換、単位認定等】

・国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第28条第2項、第29条）

【現状の説明】

文学部においては、学生が他の大学または短期大学等で修得した単位について、60単位を上

限として本大学における授業科目の履修とみなし単位認定を行っている。そのうち、外国の大学または短期大学で修得した単位については30単位を単位認定の上限としており、単位互換協定に基づく単位認定は下表のように取り扱っている。

制度 学科	A. 学外	B. 学内
	・彩の国大学コンソーシアム ・四国大学(書道学科のみ) 他大学または短期大学の科目名及び単位数を適用し、自由単位として認定する。	・他学部他学科開放科目 他学科の科目名及び単位数を適用し、自由単位として認定する。
日本文学科	A、Bを合わせて上限12単位	
中国学科	上限12単位	上限28単位
英米文学科	上限12単位	上限12単位
教育学科	上限12単位	上限12単位
書道学科	上限 6単位	上限 8単位

【点検・評価…長所と問題点】

1. 単位互換については、本学には全学共通科目、他学部・学科開放科目等が幅広くあるので、本学部学生の他大学等での受講についての需要はきわめて少ない。

2. 文学部の海外留学は中国語圏及び英語圏への語学留学が主流をなしている。留学先は交流協定のある大学を基本とし、例外として交流協定のない大学等への留学も許可している。交流協定のある大学には独自の学修コースの設置や成績書の記載内容等の協定があり、交流協定のない大学等の場合には必要事項の記載依頼等を行っている。中国語圏及び英語圏の留学では、気候・文化等の違いで学期や授業時間設定が異なる場合も多いが、現在のところ単位認定において特に問題はない。

3. 編入学における既修得単位認定においては、現在のところ大きな問題はない。しかし、各学科の専門科目の1・2年次における必修科目については、2年次編入者は1年次のものを2年次で、3年次編入者は1・2年次のものを3・4年次で履修しなければならない。したがって、年間履修単位の上限の中でそれを履修しなければならない、編入生には負担になっている。特に3年次編入者は、週に2～3日は東松山校舎に通わなければならないのが現状である。

【改善方策】

1. 他大学等との単位互換については、他大学等の開設科目を精査し、本学部学生に有益な科目があれば追加開放を依頼するとともに、履修指導などの機会を通して学生への周知を図る。

2. 文学部の海外留学で得た単位の認定については現在のところ大きな問題は認められないが、海外留学での学修をより積極的に進めるためにも、認定単位数を増やすなど、単位認定の方法の改善を継続的に図っていく。

3. 編入生については、年間履修単位の上限を緩和すると同時に、3年次編入者については遠隔授業によって履修できるようにするなど工夫する。

【開設授業科目における専・兼比率等】

- ・全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合
- ・兼任教員等の教育課程への関与の状況

【現状の説明】

文学部5学科の2009（平21）年度の専任の比率（専任教員担当科目数割る全科目数）は、専門教育部門がおおむね40%～55%、基礎教育部門が30%前後である（大学基礎データ「表3」参照）。ただ、文学部5学科の全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合および兼任教員等の教育課程への関与の状況に対する態度はそれぞれ一様でない。そこで、ここでは学科ごとに記すこととする。

＜日本文学科＞

日本文学科の2009（平21）年度の専任の比率は専門教育部門が40.8%、基礎教育部門が30.5%である。基礎教育部門には必修科目はないが、選択必修科目の専任の比率は34.1%となっている。さらに専門教育部門の必修科目の専任の比率は95.0%、選択必修科目は54.0%である。

日本文学への入り口としての「日本文学基礎演習」から、中心的な科目としての3・4年次連年の「演習（ゼミナール）」、および出口としての「卒業論文」の部分は、原則的に専任教員が責任を持って指導している。一方、2年次の「日本文学演習」については、兼任教員に委ねる比率が高い。

＜中国学科＞

中国学科の2009（平21）年度の専任の比率は専門教育部門が44.5%、基礎教育部門が28.9%である。また、基礎教育部門の必修科目の専任の比率は35.0%、選択必修科目は28.3%となっている。さらに専門教育部門の必修科目の専任の比率は78.6%、選択必修科目は51.5%である。

1・2年次の必修科目と卒業論文に連続する3年次の「中国学特別演習」、4年次の「卒業論文」などは、専任教員が責任をもって指導している。つまり、中国学を学ぶうえでの入り口と出口の部分は、基本的には専任教員が担当している。また、選択科目においても、中国学に関する重要科目は専任教員が担当している。

一方、兼任教員等の教育課程への関与の状況について言えば、「中国文学概説」「中国哲学概説」「中国史学概説」「中国学講読」「中国学特別研究」などの選択科目などは、兼任教員に依存する割合が高い。ただ、「中国学特別研究」は、専任教員の専門とする分野以外の中国学に関する諸分野、例えば中国陶磁史・中国版画史等を、その分野の専門家に講義してもらうことを目的としているものであるため、兼任教員に依存する割合が高いのは必然のことである。

＜英米文学科＞

英米文学科の2009（平21）年度の専任の比率は専門教育部門が53.7%、基礎教育部門が27.4%である。また、基礎教育部門の必修科目の専任の比率は16.4%、選択必修科目は22.5%となっている。さらに専門教育部門の必修科目の専任の比率は100%、選択必修科目は31.4%である。

＜教育学科＞

教育学科の2009（平21）年度の専任の比率は専門教育部門が54.5%、基礎教育部門が30.3%である。また、基礎教育部門の必修科目はなく、選択必修科目は31.3%となっている。さらに専門教育部門の必修科目の専任の比率は100%、選択必修科目は52.3%である。

＜書道学科＞

書道学科の2009（平21）年度の専任の比率は専門教育部門が50.3%、基礎教育部門が28.9%である。また、基礎教育部門の必修科目の専任の比率は50.0%、選択必修科目は27.2%となっている。さらに専門教育部門の必修科目の専任の比率は90.0%、選択必修科目は63.0%である。

書道学科の全開講科目のうち「基礎教育科目」では「書道学基礎演習1」「書道学基礎演習2」の2科目は専任教員が担当している。そのうち「書道学基礎演習1」は全専任教員がオムニバス方式で当たっている。「専門教育科目」の中で、「書道学概論」「書作基礎演習」「書学基礎演習」などは専任教員が担当し、それ以外は兼任教員に依存している。

【点検・評価…長所と問題点】

文学部全体としてみた場合、「基礎演習」や、いわゆる「ゼミ」、あるいは重要な専門教育科目は専任教員が当たっていることは、長所として評価することができる。したがって、全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合や兼任教員等の教育課程への関与の状況に大きな問題点はない。ただ、①特定の科目を兼任教員に頼らざるを得ないこと（日本文学科・中国学科）、②兼任教員の比率が高いこと（教育学科）などは問題点として指摘できる。そのことを踏まえて、5学科それぞれの長所と問題点を述べるとすれば、次のようになる。

＜日本文学科＞

1・2年次の「日本文学基礎演習」、3・4年連年の「演習（ゼミナール）」「卒業論文」を専任教員が責任を持って指導していることは長所として評価できる。

しかし、2年次の「日本文学演習」を兼任教員に委ねる比率が高いことは、たしかに問題である。ただ、この科目は日本文学の多彩な内容に演習形式でふれさせるものであり、そのことは、1年次の「日本文学基礎演習」の後期の授業においてすでに展開している。そのため、授業内容そのものにおいては、専任教員と兼任教員の間、その数の比率差ほどの格差はない。

総じて言えば、全授業科目中、専任教員が担当する授業科目と兼任教員が担当する授業科目の割合と担当科目の内容は適切である、と評価できる。ただ、問題点を挙げるとすれば、次の2点を挙げることができる。

問題点①

研究対象とする時代などの別によるセクションによって、専任教員・兼任教員の比率に格差がみられること。なお、セクション別の専任の比率は次のとおりである。上代文学69.7%、中古文学66.7%、中世文学40.9%、近世文学58.3%、近・現代文学36.6%、日本語学41.7%。

問題点②

講義科目のうち、情報処理関係、中国文学関係などの関連近接分野は完全に兼任教員に依存せざるを得ないこと。

＜中国学科＞

総じて言えば、全授業科目中、専任教員が担当する授業科目と兼任教員が担当する授業科目の割合と担当科目の内容は、適切であると評価できる。しかし、近接関連分野である中国語・日本文学・書道などの科目を兼任教員に依頼せざるを得ない状況にある。そのことが問題点として挙げられる。

＜英米文学科＞

開設している「基礎教育科目」95科目のうち、専任教員は26科目を担当し、そのほかの科目69科目を兼任教員に依存している。兼任教員への依存率は72.6%に達する。しかし、これは、英語運用力を高めるために、「少人数教育」と「外国人講師の指導」を英米文学科の基礎教育の特徴としてカリキュラムを編成していることによるものである。それゆえ、「基礎教育科目」における兼任教員への依存率の高さは必然のことである。むしろ、長所として評価すべきものである。したがって、全授業科目中、専任教員が担当する授業科目と兼任教員が担当する授業科目の割合と担当科目の内容は適切であると評価でき、特別な問題点を見いだすことはできない。

＜教育学科＞

教育学科の専門科目や教職科目の中で重要な必修科目として位置づけられる「教育学概論Ⅰ・Ⅱ」「教師論（幼・小）」等は、可能な限り専任教員が担当するようにしている。また、専任教員が一つの科目に何年にもわたって担当することがないようにローテーション化するようにしている。これらのことは、長所として評価できる。したがって、総じて言えば、全授業科目中、専任教員が担当する授業科目と兼任教員が担当する授業科目の割合と担当科目の内容は、適切であると評価できる。ただ、問題点を指摘するとすれば、次の2点を挙げることができる。

問題点①

兼任教員依存率が他の学科に比べて高いことを挙げなければならない。2009年度現在、全開設授業科目306コマ（学科の主要コマ）中、専任教員が157コマ（必修20コマ）、兼任教員が149コマを担当しており、その割合は、ほぼ5対5となっていること。

問題点②

教育学科の専門科目や教職科目の中で重要な必修科目等の重要科目を可能な限り専任教員が担当するよう努力しているものの、まだ十分ではない。専任教員が一つの科目に何年にもわたって担当することがないようにローテーション化しているが、まだ十分ではないこと。

＜書道学科＞

基礎教育科目の「書道学基礎演習」のほかに専門教育科目中の必修科目として3・4年生のゼミ科目22講座を始めとして、書学、書作の52コマを専任教員11名で担当し、49コマを兼任教員に依存している。2010（平22）年度改定を進めているカリキュラムでは、選択科目及び自由科目の見直しにより科目の整理・統合を行ったので、専任教員が担当する比率はさらに向上する。したがって、現在のところ、特別な問題点を見いだすことはできない。

【改善方策】

文学部全体としてみた場合、全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合や兼任教員等の教育課程への関与の状況に大きな問題点はないものの、各学科にはそれぞれ上に述べたような問題を指摘することができた。各学科はそれぞれ、それに対する改善策次のように講じている。

<日本文学科>

問題点①について

現在、専任教員については、定年退職にともなう自然減という移行状況にある。したがって、各セクションのバランスを見据えた専任教員の人員配置を策定し、それを兼任教員によって補完する。

問題点②について

情報処理関係、中国文学関係などの関連近接分野を担当する専任教員を新たに採用することは現在のところできない状況にあるので、授業内容を日本文学科の期待するものにしてもらうよう関連学科や兼任教員と密に連絡を取る。

<中国学科>

現在、専任教員については、定年退職にともなう自然減と呼ばれる移行的状況下にある。しかし、2012（平 24）年度には補充が可能である。その時に、関連分野をも担当可能な能力を持つ人材を採用する。また 2010（平 22）年からの新カリキュラム施行にともない、現在の専任教員が徐々に関連部門の科目も担当することによって兼任教員の数を減らし、中国学関係開講科目の全体を専任教員がカバーできるようにする。

<英米文学科>

今後、何らかの問題点が生じた場合には、即座に対応する。

<教育学科>

問題点①について

2005（平 17）年前後から、兼任教員削減の全学の方針を受けて、教育学科においても兼任教員の開設授業科目数の調整を行い、兼任教員の担当科目のうち、受講者数が 10 名以下の科目を中心に約 1 割の科目を統廃合してきた。今後も同様の視点から徹底させていく。

問題点②について

専門科目や教職科目の中で重要な必修科目として位置づけられる重要科目は、可能な限り専任教員が担当するよう学科のカリキュラム委員会での議論を踏まえつつ、計画的にローテーション化できる体制を確立する。その方策として、学科カリキュラム委員会で各教員の担当科目の状況と、担当年数の正確な把握と引き継ぎをより継続的かつ徹底して行い、その状況を全員が共有する。

<書道学科>

実習科目のコマ数の増加に対応するために、周辺科目を整理・統合することにより、自由科目を減少させる。

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

・社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

【現状の説明】

2009年度現在、文学部に在籍する社会人学生、外国人留学生、帰国生徒は次表のとおり。

	社会人学生	外国人留学生	帰国生徒
①日本文学科	0	12	0
②中国学科	2	0	0
③英米文学科	1	3	0
④教育学科	0	4	0
⑤書道学科	1	3	0
計	4	22	0

文学部では、社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対して、教育課程編成上において特別な配慮は行っていない。教育指導上の配慮は下記のとおりである。

①社会人学生

文学部全体では、社会人学生に対して特別な教育指導上の配慮は行っていない。しかし、英米文学科では、社会人特別入学制度で入学した社会人学生に対して、入学前の5ヵ月前から選定図書を配布しその内容についてのレポートを課し、さらに、英文の読本を配布して英語の読解力を養う学習を求めている。学生は指定された課題についてレポートを提出し、添削・評価を受ける。そのレポートはフィードバックされて、入学後の十分な英語の理解力を身につけるのに役立っている。

②外国人留学生

英語圏・アジア圏双方からの外国人留学生に対する教育指導上の配慮として、昼休み時間と5時限終了後の時間に、英語だけを話す「英語ラウンジ」を設け、教員、日本人学生、他の留学生と英語で自分の問題を話すことができる機会を与えている。

③帰国生徒

文学部がこれまで受け入れた帰国生徒は、主として中国から帰国した生徒であった。中国で生まれ育ち、日本の中学校や高等学校で学習してきているので、日中両語に堪能であり、また両国の文化に精通している。そこで、授業において教員のサポートとして、同世代の日本人学生に生きた中国語と中国文化を伝える役割をはたしてもらい、大きな教育的成果を収めることができたことがある。そのことは、日本人の学生に有効であっただけでなく、サポート役を努

めてくれた帰国生徒の自信にもつながり、彼らへの教育的効果も非常に大きなものであった。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する特別な教育課程編成上の配慮

個別的には、教育指導上の配慮がなされてきたとはいえ、総じて言えば、文学部はこれまで、社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮をほとんど行ってこなかったのが実情である。それは、社会人学生や帰国生徒は言うまでもないが、外国人留学生においても、入学試験の要項に十分な日本語能力の習得を課しているのに、入学後に特に学修上の不都合はなかったからである。

2. 社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する特別な教育指導上の配慮

①社会人学生について

今後、社会においてさまざまな経験を積んできているものの、学力の面において必ずしも一様ではない社会人学生が入学してくる可能性がある。したがって、そのような社会人学生に対する教育指導上の配慮が必要となってくるものと予想される。英米文学科が入学前教育として行っているものの、文学部全体では、特別な教育指導上の配慮は行っていない。

②外国人留学生について

英米文学科が「英語ラウンジ」を設けるなど、教育指導上の配慮を行っているものの、文学部全体としては、外国人留学生のためにも特別な教育指導上の配慮は行っていないのが現状である。

③帰国生徒

帰国生徒に対しても特別な科目の開設などといった教育指導上の配慮は特に行っていない。また、現在のところ、教育指導上の配慮が必要だとは認められない。

【改善方策】

①社会人学生について

英米文学科が行っているような入学前の教育や、入学後の補習授業あるいは特別指導などを実施する。

②外国人留学生について

英米文学科が行っているような「外国語ラウンジ」を設けることや、入学後の補習授業あるいは特別指導などを実施する。

③帰国生徒

現在のところ、教育指導上の配慮が必要だとは認められないが、それが本当にそうであるのかどうか、今後、アンケート調査を行ったり、基礎演習の授業などにおいて出席状況を調査するなど、その実情を把握し、問題があれば、それに対する解決策を早急に検討し実施に移す。

B. 教育方法等

【教育効果の測定】

・教育上の効果を測定するための方法の有効性

【現状の説明】

教育上の効果を測定するための方法を、文学部として独自に有しているわけではない。その方法は、全学のものと同じである。それは、以下の2つである。

- ①授業科目担当の教員によって行われる授業内提出物、レポート、試験などによる方法
- ②学生の授業評価による方法

①は教員自身によってなされる測定であり、②は学生による測定である。これらの方法は文学部5学科すべてに共通するものである。

①では、学期末試験や授業中のレポート、小テスト及び出席状況や授業態度などの平常点によって「成績評価」を行うと同時に教育効果も測定している。担当教員は、その成績を集計して、到達度の確認、授業内容の再検討等を行っている。

②は、全学的な取り組みとして、学生によるアンケート形式の授業評価を行っているものである。学生の忌憚のない評価・意見を聞くことによって、教員各自の学生への教育効果の測定を行うことができる。また、授業評価の結果は学内で誰でも広く閲覧することができる。よって、他の教員の評価・意見をも見ることによって、自己の授業内容の改善に資することが可能である。

これらは、全学共通の方法であり、また文学部全体に共通した方法でもある。そのほかに、教育上の効果を測定するため独自の工夫を行っている以下の学科がある。

英米文学科では、学生による授業評価以外に、自分の担当する科目において、教員それぞれが独自のアンケートを作成し、アンケート調査を実施している。また、学生が履修科目以外にも授業一般について自由な意見を述べることができる学生意見箱「Suggestion Box」を設置している。さらに、同じ系統を担当する教員同士が、担当科目のさまざまな問題について忌憚なく語り合える学科内新聞「かわら版」を発行し、お互いの経験に基づく授業の方針、進度、反省点等を開示し合っている。

教育学科では、教育効果の有効な測定をはかるための直接的な方法とは言い難いが、教育研究や授業実践にかかわり教員同士が日常的に資料、記録、著作等の配布・交換をし、その交流の中から学びあっている。また、専任教員による教育研究の報告や問題提起を受けて検討しあう自主参加の「教育サロン」も不定期ながら設定している。さらに、専任と兼任教員による定期的な懇談会も貴重な交流と対話の場となっている。

【点検・評価…長所と問題点】

文学部で行われている以下の2つの方法は、全学に共通して行われているものであり、現在のところ大きな問題点は見出せず、基本的に妥当なものであると評価する。

- ①授業科目担当の教員によって行われる授業内提出物、レポート、試験などによる方法
- ②学生の授業評価による方法

また、英米文学科で行われている、学生意見箱の設置や学科内新聞などは、不断に学生の意見を傾聴する姿勢は評価でき、教育上の効果を測定するための方法としては非常に有効な方法であると判断されるので、今後も継続すべきである。

しかしながら、それは英米文学科一学科だけが実施しているものであり、その点が問題点として指摘することができる。

また、教育効果の有効な測定をはかるために、教員同士の日常的な交流と対話の機会を設けているものの、これらの取り組みを組織的な体制として整備することが十分でないという問題点がある。

【改善方策】

全学共通で行われている2つの方法については、現在のところ大きな問題点は見いだせないが、その方法の改善の検討を文学部内に設置されたFD委員会が中心となり、カリキュラム委員会などの他の委員会と連携して行う。

また、英米文学科で行われている学生意見箱の設置や学科内新聞などは、教育上の効果を測定するための方法としては、きわめて有効であると判断される。したがって、文学部としての共通の方法として実施する方向で準備を開始する。その際、新聞の発行、アンケート調査、意見箱の学生意見の回収と回答などは定期的に行わなければ、その有効性を損ないかねない。したがって、その点に留意し、継続的に、また定期的にも実施できるように工夫する。

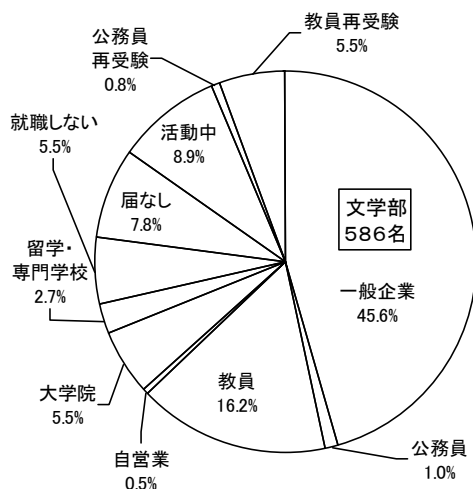
・卒業生の進路状況

【現状の説明】

文学部の2008（平20）年度卒業生（586名）の進路状況は、一般企業45.6%（267名）、公務員1.0%（6名）、教員16.2%（95名）、自営業0.5%（3名）、大学院進学5.5%（32名）、留学・専門学校2.7%（16名）であり、就職決定率は83.4%であった。

※就職決定率（%）は、就職決定者（一般企業＋公務員＋教員＋自営）÷就職希望者（就職決定者＋公務員・教員再受験＋活動中）×100で算出している。

<2008年度の卒業生進路状況>



※ 2008年度9月卒業生（5名）を除く。

一般企業決定者の内訳は、卸売・小売業 84名、サービス業 78名、製造業 13名、金融・証券 32名、建設・不動産 17名、その他 43名である。また、就職が決定しなかった者のうち、公務員再受験者が 5名、教員再受験者が 32名となっている。文学部全体の現状は、他の学部とほとんど異なるところがない。ただ、教育学科があることもあって、教員の比率が高いことは文学部の特徴である。

【点検・評価…長所と問題点】

教員の比率が高いことは、文学部全体として、長所として評価することができる。しかし、教員希望の学生が多く、教職免許を取得する数・割合が高い割には、以前に比較して教職に就く数が少なくなっていることは、逆に問題点として指摘しなければならない。なお、5学科それぞれの長所と問題点は次のように言うことができる。

<日本文学科>

卸売・小売業をはじめとして、金融やサービス業など、比較的多業種にわたって人材を輩出している。日本文学科では、初年度からのゼミ活動を中心に、少人数クラスでコミュニケーション能力を養成する教育を展開している。その成果が社会の広い分野において受け入れられていると評価することができる。なお、教員・公務員など、採用条件が厳しくなっているにもかかわらず、毎年、着実に合格者を出している。特に教職に関しては、全国で既に多くの卒業生が教員として採用されており、そのネットワークは日本文学科の貴重な人的資源となっている。

問題点としては、50人を超える「その他・不明」の数が挙げられる。何らかの職に就いているにもかかわらず、無届けでデータ化されない学生もいる中で、積極的に就職する意欲がなく、なかなか社会に活動の機会を見いだせない卒業生も、近年多く見受けられることである。

＜中国学科＞

本来、中国学科は教員希望者が多かったが、近年はサービス業、金融業、小売業等々にわたって多種多様な人材を輩出している。これは関連分野教育を充実させた結果、多様な能力を要する学生を養成できたということである。

とはいうものの、就職に対する意欲の不十分な学生も少なからずいる。これに対しては、改善策を設けなければならない。また、一方では、中国学科の伝統であった教育職への就職者が近年ことに減少し、全卒業生の20%に達していない。中国学科の問題点としては、そのことを挙げるができる。

＜英米文学科＞

卒業後の進路の状況は極めて多岐にわたっており、学科の教育課程における英語圏の文学、語学、比較文化論の学修経験と直結する分野だけではない。その点は、社会の広い分野において受け入れられていると評価することができる。

しかし、4年間の学生生活を通して卒業後の自分の希望する職種を見いだせない学生がいることもたしかである。それに対しては、1・2年次の時点で、卒業後の自分の希望する職種を見いだしているかを明確にさせ、それに応じたアドバイスをすることが必要であるが、必ずしもそのようにはなっていない。また、教員志望者が多いにもかかわらず、卒業後に直ちに教職に就く学生は少ない。学生の希望を叶えるために何らかの対策が必要である。

＜教育学科＞

全体的な進路状況として、多数の小学校教員を輩出していることが指摘できる。また、中学校教員、幼稚園教員、社会教育主事、司書教諭など、広く子どもにかかわる多様な分野に優秀な人材を送り出している。教職をはじめとするこれらの職種、あるいは一般企業、大学院進学、公務員などの個々の学生の志望に合わせて、ゼミ担当の教員を中心に丁寧な対応と相談が実施されている。教職に就いた卒業生や再受験をしている卒業生に対しても、ゼミ単位で、定期的な研究会や報告会などを実施し進路の相談や対応をしているケースも見られる。

課題としては、学生からの志望が増える傾向のある中学校の副免許資格取得に関して、選考基準の明確化などがある。

＜書道学科＞

近年、高校の書道教員採用試験が激減し、書道専任教員への道がほとんど断たれたため、兼任教員としての将来に希望をつなぐ卒業生が多い。その世相を反映し、一般企業を目指す学生も増えている。金融関係や出版、レジャー関係企業など卒業生の進路は多種多様化している。

すでに1年次のオリエンテーション合宿において、教職関係の履修ガイダンスを行い、新年度開始時には学年ごとに就職ガイダンスを行っている。早い年度から就職・将来を意識させるためだが、就職率はけっして高くない。

【改善方策】

文学部全体としては、「教員採用対応科目」などの授業を設定する必要があり、「文学部カ

リキュラム委員会」において早急に方策を講じる。また、上記のような【点検・評価…長所と問題点】によってもたらされた各学科の改善方法は次のようになっている。

＜日本文学科＞

①積極的に就職する意欲がなく、社会に活動の機会を見いだせない卒業生が近年多く見受けられることに対して、早い年度から就職を意識させるために、1・2年次における「キャリア・デザイン」関連の講座の設置を学科独自に実施する。

②さまざまなインターンシップを授業に取り入れるなど、学生の目を早期から教室の外に向けさせることが効果的であると考えられるので、その方向に向けたカリキュラムの改革を実施する。

③学生への適応を精神面でも支えるために、専門家による講座・講演などの機会を設け、メンタルケアを行ってゆく。

＜中国学科＞

①早い年度から就職を意識させるために、学科独自の「キャリア・デザイン」関連の講座を設置する。

②近年の教育職の減少に対しては、中国学科の入試（OB・OG 現職高校教諭推薦）を有効的に運用するためにも、順次教育職を志望する学生をより多く育てる必要があり、「教員採用対応科目」の授業を早急に設定する。

＜英米文学科＞

現在改編途中にあるカリキュラムに、導入教育として位置づけられる「1年次セミナー、2年次セミナー」を設ける。これは、単に英語の基礎教育を養成することを目標とするのではなく、ライフ・デザイン、自己の適性開発をも含んだ内容にする。さらに、3年次と4年次には職業選択を考える授業、すなわち、希望する職業に就くための要件を十分に理解する内容を盛り込んだ科目を設置する。社会人学生、外国人留学生、帰国生徒の固有の問題に対応できるように専門家を招いてセミナーを開催する。

＜教育学科＞

教育学科生の中学校副免許取得について、成績や小論文等による選考基準の策定、ならびに履修開始年次の見直しを行い、2年以内に結論を出す。

＜書道学科＞

①1・2年次における「キャリア・デザイン」関連の学科独自の講座を開設する。

②インターンシップを授業に取り入れるなど、学生の意識を早くから促す。

【成績評価法】

・ 厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

- ・履修科目登録の上限設定等、単位の実質化をはかるための措置とその運用の適切性
- ・各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

【現状の説明】

1. 厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性について

文学部全体としては、特別な厳格な成績評価を行う仕組みは設けていない。一般的な成績評価の方法は次のようになっており、それは全学と共通のものである。

素点評価	成績ランク	可否
100～90	S	合格
89～80	A	
79～70	B	
69～60	C	
59～0	D	不合格
評価対象外	E	

このような成績評価基準は適切であると判断する。

なお、全学的な決まりとして、成績の評価に疑問がある場合、学生は学部事務室を通して成績調査依頼を行うことができる。これに対して担当教員は、成績評価法や成績評価の基準・根拠を説明することになっている。この制度によって、学生の被る著しい不利益は未然に防止されることとなっており、また、成績評価の公平性・客観性を確保することができることとなっている。

各評価の割合などについては、英米文学科が、S・A評価を20から30%、B評価を40から50%、C評価を20から30%を目安にして評価を行っているほかは、特に行われていない。

2. 履修科目登録の上限設定等、単位の実質化をはかるための措置とその運用の適切性について

単位の実質化をはかるために、各学科で履修科目登録の上限設定を次の表のとおりに定めている。

<履修登録の上限設定>

学科	1年次～3年次		4年次
	卒業要件科目	諸資格科目	
日本文学科	各年次とも上限44単位とする。	各年次とも制限なし。	制限なし。
中国学科			
英米文学科			
書道学科			
教育学科	各年次とも全体で64単位を上限とし、うち卒業要件は上限44単位とする。		

3. 各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性について

学生の質を検証・確保するための一つの方法として、文学部では、教育学科を除いて、2年次から3年次に進級する際に、進級要件を下の表のように設けている。

＜進級要件＞

日本文学科	卒業要件単位から40単位以上を修得していること。
中国学科	卒業要件単位から44単位以上を修得していること。
英米文学科	卒業要件単位から44単位以上を修得していること。
書道学科	卒業要件単位から44単位以上（基礎教育科目の「書道学基礎演習1・2」及び「書学基礎演習」「書作基礎演習」の8単位を含む）を修得していること。
教育学科	なし

このような方途は、学生が履修登録後に放棄することを防いでおり、有効で適切で、よく機能している措置である。また、卒業時の学生の質を検証・確保するために、日本文学科、中国学科では卒業論文を、書道学科では卒業論文と卒業制作を必修科目としている。なお、英米文学科、教育学科では選択科目として卒業論文を課している。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性について

現在、文学部全体としては、特別に厳格な成績評価を行う仕組みは設けていないが、文学部全体で厳格な成績評価を行う仕組みを設けることは、社会に対して本学部の卒業生の質を保証するために欠かすことのできないことである。

また、現在は、成績評価法や成績評価基準は、担当教員個々の方法や判断に任されている。しかし、卒業生の質を保証するためには成績評価法や成績評価基準を、文学部として明確に定め、教員全体がそれを共有しなければならない。

したがって、厳格な成績評価を行う仕組みが設けられていないこと、また成績評価法、成績評価基準が文学部として明確に定められていないこと、そしてそれが教員間に共有されていないことは、問題点として指摘しておかなければならない。

2. 履修科目登録の上限設定等、単位の実質化をはかるための措置とその運用の適切性について

各学科で履修登録の上限設定を定めているという措置は適切であり、またその運用も適切になされている。

しかし、学生には単に「制限」としてしか受け取られていない傾向にある。なぜ履修科目登録の上限が設定されているのか、それは単位の実質化をはかるための措置なのであるが、それが学生に十分には理解されていないと言える。このことは問題点である。

3. 各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性について

現在、文学部では教育学科を除いて、2年次から3年次に進級する際に進級要件を設けている。それは、学生の質を検証・確保するための方途として適切に機能しているものの、1年次から2年次へ、3年次から4年次へ進級するときには上のような方途を講じていない。また、日本文学科、中国学科、書道学科では卒業論文などを必修科目とし卒業時の学生の質を検証・確保しているが、英米文学科、教育学科では卒業論文を選択科目としているため、当該学科の学生全員の質を検証・確保するための方途とはなっていない。以上が問題点として挙げられる。

【改善方策】

1. 厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性について

GPAの導入等により厳格な成績評価の取り組みが期待されているが、全学共通科目の存在を考慮しつつ、厳格な成績評価を行う仕組みを文学部全体で早急に検討し、文学部としての成績評価法、成績評価基準を明確に定め、それを全教員が共有するようにする。

2. 履修科目登録の上限が設定等、単位の実質化をはかるための措置とその運用の適切性について

履修科目登録の上限が設定は、単位の実質化をはかるための措置であることを学生に十分に理解されるように、ガイダンスや履修指導など、あらゆる機会を通じて徹底化をはかる。

3. 各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性について

全学的にGPA導入の方針が示されているが、それを導入した場合のメリットとデメリットを調査したうえで、その基準値の設定方法や活用範囲などについて学部全体で検討し、導入への体制を整える。また、英米文学科、教育学科の卒業論文を必修科目とする。

【履修指導】

- ・ 学生に対する履修指導の適切性
- ・ 留年者に対する教育上の措置の適切性

【現状の説明】

文学部全体としては、在学生に対する履修指導は年度初めに大学全体で行う学科ごとのガイダンスにおいて実施しているほか、クラス担任、ゼミ担当の教員、学部事務室、教職課程等事務室などを通じて、随時、履修指導を実施している。特に留年生に対しては、毎年、教職員が一丸となって指導に当たっている。また、新入学生に対しては、入学後のガイダンス期間中に「新入生オリエンテーション合宿」などを行い、履修計画作成のためのアドバイスをを行っている。ここ数年、4年生の留年者の比率が高かったため、留年者に対しては各学科が独自にきめ細かい履修指導を行ってきた。

また、ゼミの履修指導については、2年次半ばで3年次以降の演習のゼミナール選択が行われるが、教員による説明会、あるいは学生も加わった説明会によって丁寧な指導を行っている。

そのほか、各学科で学科独自の指導を実施しており、それは次のようなものである。

<日本文学科>

日本文学科では、上のような指導のほか、3・4年次生および留年生に対しては、3・4年連年の「演習（ゼミナール）」において、各担当教員が親身に相談に応じ、指導をするという体制をとっている。

<中国学科>

中国学科では、上のような指導のほか、「オリエンテーション合宿」において、上級生による履修説明会をクラスごとで開催し、履修要覧とシラバスを活用して、丁寧に指導を行っている。

る。また、3・4年次生および留年生に対しては、3年次の「中国学特別演習」および4年次の「卒業論文指導」において各担当教員が相談に応じ指導をする体制をとっている。

＜英米文学科＞

英米文学科では、新入生に対しての半日の「オリエンテーション」において、教員がさまざまな視点から説明した後に、質疑応答の時間を設け、教員や上級生から回答するようにしている。留年生に対しては、新年度が始まり科目登録が終了してから夏期休暇に至るまでの間に、アドバイザーの役割を担う専任教員が面談を行って指導している。

＜教育学科＞

教育学科では、新入生に対して入学時に行われる「オリエンテーション合宿」の中で、上級生による1年生への相談に応じる履修説明会をクラスごとに開催し、履修要覧とシラバスを活用した丁寧な指導を行っている。

ゼミの履修指導については、ゼミ委員の全体説明会、個々のゼミ担当の教員による説明会、3・4年次のゼミ生による説明会、ゼミの公開の見学会などを実施するなど、充実した相談体制を整え丁寧な指導を行っている。

＜書道学科＞

書道学科では、「書学」と「書作」のいずれかを選択する必修科目として、3・4年次のゼミナールが置かれているが、ゼミ見学会や説明会を実施して、きめ細やかな指導を行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

文学部全体としてみれば、履修指導においては徹底した指導が行われるようになり、履修登録の仕方や留年生の単位修得の仕方の問題は少なくなっている。その意味で、履修指導は十分に行われてきていると言えることができる。

しかし、1・2年と3・4年の校舎が分かれている関係で、文学部の専門教育担当のほとんどの教員の研究室が板橋校舎にあるため、2年次生に対して、特に2年次の留年生に対しては、相談を受けるための特定の教員を配置できないのが現実である。したがって、4年間を通しての一貫した履修指導という点から言えば未解決の部分がまだ残っている（問題点①）。

また、書道学科には、「書学」と「書作」のいずれかを選択する必修科目として、3・4年次のゼミナールが置かれているが、その選択は2年次の後期末に決定しなければならないが、ゼミ見学会や説明会を実施しているが、それだけで十分とは言えない（問題点②）。

なお、「オフィスアワー制度」は文学部では実施していないが、それには、問題点があると考えられるからである。それは、次のようなことである。現在の学生たちの抱える問題は学習面におけるよりも生活面全体にあり、それへの対応を「オフィスアワー」のような限られた時間で行うことは有効であるとは考えられない。いつでも対応する、そのようになっていなければならない。ただ、現在は個々の教員が個別的に対応しているだけである（問題点③）。

【改善方策】

問題点①

1年生から4年生まで、漏れのない指導体制をとるために、2年次生に対して、その悩みや要求がどのようなところにあるのかを把握するようなアンケート調査を行い、その結果にしたがって、より有効な対策を実施する。

問題点②

書道学科独自の履修例を作成して具体的に示すのが、学生にとっても理解しやすく、それにより、必要な情報を徹底させる。また、プレゼミ的要素をもつ「書学基礎演習1・2」および「書作基礎演習1・2」を2年次に配置（ともに必修）し、さらに広い角度からの授業展開をはかる。

問題点③

文学部全体として、また各学科単位で、「オフィスアワー制度」に代わる新しい制度の創設を早急に検討し、1年以内に実施する。

【教育改善への組織的な取り組み】

- ・学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））およびその有効性
- ・シラバスの作成と活用状況
- ・学生による授業評価の活用状況

【現状の説明】

1. FD活動

学部独自の組織的なFD活動としては、2008（平20）年から学科主任会議や各学科で議論を重ねて、2009（平21）年4月にFD委員会を発足させた。各学科から1名と、専門委員3名から構成されている。これまで数回の会議を行い、計画の立案、具体的な活動の準備をしてきた。第1回（6月）は、授業の工夫についての問題提起と自由討論、第2回（7月）は、教員の授業公開を実施した。

各学科では、FDと銘打ってはいないが、授業改善の具体的な取り組みを行っている。英米文学科では、昨年から『英米文学科かわら版』を発行し、カリキュラム改定についての議論とともに、「私の授業」「大教室での講義 あの手この手」などの教員の授業改善の報告を掲載している。

教育学科では、毎年、専任教員と兼任教員との懇談会を開催し、授業方法や教育の改善に関する意見を提起し合っている。学生の学力や学習意欲についての情報を交換し、授業の工夫について、教員の熱意とともに学び合う場になっている。

書道学科などでは、共通テキストづくりの作業を通じて教育内容とともに教育方法の改善についても議論を重ねている。

2. シラバス

全学と同様に、年度の開始時に学生に開示して学生が履修科目を決定するのに役立つように準備し、インターネット上で閲覧できるようにしている。

シラバスに記載される内容については、全学的に統一された様式によっているが、それぞれの授業については、近年は授業内容をはじめ評価や試験について丁寧な記述になっている。

1年生には、ガイダンス時において、全学部に対応したシラバスを印刷して学生に配布し周知を図ることも行われている。

3. 学生による授業評価

本学では、毎年12月に学生による授業評価アンケートを実施している。現在は、各教員2科目について行い、その結果については、全体的にまとめて冊子を発行するほか、各授業についてはCD-Rに収めてすべての教員に配布してフィードバックを行い、活用に供している。CD-Rはまた、図書館などに置き、学生も閲覧できるようにしている。

英米文学科では、大学全体で行うものとは別に学科独自の授業内容、カリキュラム等についてのアンケート調査を行っている。また、学生の意見箱「Suggestion Box」を設置し、常時学生の意見をくみとるようにしている。いずれも学生の建設的な意見に耳を傾けて、授業のあり方やカリキュラムの改編に活用するようにしている。

【点検・評価…長所と問題点】

1. FD活動

文学部FD委員会の設置は、授業改善の組織的な取り組みが開始されたことを意味し、その成果がまたれるところである。しかし、まだFD活動の意義や趣旨がすべての教員に周知されるところまでいっておらず、広報や討論などが今後の課題となる。とくに、兼任教員への連絡、その参加を図ることが課題である。

また、各学科の取り組みを交流し、それを促進することが委員会のもうひとつの役割である。各学科については、その学科の教育内容や教員組織の特性などによって多様な取り組みが行われている。しかし、まだ未着手の学科もあり、学科での創造的な取り組みの開始がまたれる。

2. シラバス

現在の電子シラバスは、だれにでもアクセスが可能であり便利であるが、実際にはそれを見て活用している学生は必ずしも多いとはいえない。また、全体の通覧ができないので、同一科目や関連科目の内容を比較するという点では、それを行おうとすると手数がかかるという問題もある。

3. 学生による授業評価

授業評価は、教員が学生の意見を聞いて授業を振り返ることができる貴重な契機になっている。しかし、学部や学科として組織的にそれを活用することはできていない。

また、現在の学生による授業評価は2科目だけに限られ、そのほかの科目については行われていない。しかし、制度として授業評価が実施されることだけでなく、その授業ごとに、不断に学生の意見・要求・評価を把握し、学生とともに授業をつくることは、授業改善の本旨であり、教員の自主的な取り組みとして行われることが必要である。

【改善方策】

1. FD活動

①学部FD委員会の活動を継続し、発展させる。設置されたFD委員会の活動を、教員の関

心や必要に応えるような内容で充実していく。授業の改善、学生の学力と学習、カリキュラム編成等をテーマに随時公開研究会を開催するほか、授業公開を行う。

②すべての学科で、それぞれの事情にふさわしい仕方でのFD活動を開始する。学科のFD研究会、共通テキストの開発、兼任教員との懇談会などを行う。

③学部としてのニュースレターを発行していく。

2. シラバス

①学生に電子シラバスを積極的に利用すること、及び図書館、学部事務室等の閲覧用冊子の活用を情宣する。

3. 学生による授業評価

①全学の授業評価の結果については、文学部FD委員会が学部・学科ごとの経年的な変化や傾向を分析し、授業改善の課題と対策を明らかにするなどして、活用する。

②個々の授業における学生による評価については、授業改善の一環として行われることが本来のあり方である。そのために、文学部FD委員会で課題として取り上げ、研究・交流を行っていく。

【授業形態と授業方法の関係】

- ・ 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性
- ・ 多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性
- ・ 「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

【現状の説明】

文学部では、基本的に「講義」「演習」という3種の形態で授業を行ってきた。そのほかに「講読」（中国学科）、「討論」「模擬授業」「コミュニケーション」「グループ活動」「教育メディア」（教育学科）、「実習」（書道学科）など、学科の特性に合わせた授業形態で行うものもある。それぞれの学科の特性に合わせた授業形態には次のようなものがある。

<日本文学科>

日本文学科の授業は、「演習」と「講義」の2つの形態で行っている。演習科目は1クラスの人数を少なく制限することで少人数教育の良さを生かし、講義科目は1クラスの人数は多くなるが、学生の多様な興味やニーズに応じられるように多くの授業を配置している。

<中国学科>

中国学科の授業は、中国古典の原典の「読解」とその文化的背景の「講義」を第一義とする。したがって、教場においては、「講義」「講読」「演習」という伝統的な授業形態を踏襲せざるを得ない。「講読」「演習」においては、辞書を引いて字から句へ、句から文へと積み上げを行い全体の意味を解明するといった方法以外に道はない。事実、本学科の教員はこのような授業の形態と方法で学生の読解力を付加させることを最も重視している。

<英米文学科>

英米文学科の授業は、「講義」と「演習」の2つの形態からなっている。1・2年次の基礎教育の「演習」クラスでは25名前後の少人数クラス編成を行っている。

<教育学科>

専門教育科目と全学共通科目では、「講義」「討論」「模擬授業」「コミュニケーション」「グループ活動」「教育メディア」などを積極的に取り入れるとともに、感想用紙、レポート、発表などの活用によって、教員による一方向的な働きかけにならず、教員と学生との双方向的な関係を築くための効果的な教育方法の実施が探索されている。

また、1・2年次の「基礎演習1・2」では、少人数のクラス規模で、教育学の研究・学習に不可欠な基本的な思考と技能の獲得が目指されている。そのうえで、3・4年次の「演習1・2」では、思想・制度系、教授・学習系、認知・発達系、社会・心理系、芸術系という5分野から選択できるようにするとともに、「演習1」と「演習2」を2時間続きで開講し、3年次と4年次が両方に出席して一緒に学習できる体制を整えているケースもある。

卒業論文の指導では、主指導と副指導の2人の教員による指導体制が準備され、丁寧な指導が試みられている。

<書道学科>

書道学科の、授業形態には「講義」「演習」「実習」の3種がある。とくに「実習」は書道学科にとって最も重要な授業形態である。したがって、1学年30名を2クラスに分けて指導している。基本的には、学内で授業が行われているが、美術展参観や国内研修、海外研修、ゼミ合宿などの学外授業も取り入れている。「書作」「書学」とともに、本物に触れることが肝要で、学内授業、名跡鑑賞等でもその方針を貫いている。

なお、文学部では、受講者が200人以上のコマはないが、10人以下のコマは学部全体で182（日本文学科47、中国学科28、英米文学科7、教育学科77、書道学科23）ある。

多様なメディアを活用した授業は、書道学科では、全教室にプロジェクターが設置され、視覚教育に積極的に使用されている以外は、文学部ではまだ本格的に導入されていない。

たしかに、パワーポイントなどの教育機器を用いた授業を行う教員もいるが（日本文学科）、その数は多くない。

ただ、中国学科の「中国学研究入門」では、情報教室や図書館のパソコンを使用し、英米文学科では、聴解力を必要とするクラス（English Communication1.4）では習熟度別のクラス編成を採用している。また、3・4年次の専門教育の情報処理演習ではパソコンルームを使用して授業をしているクラスもある。

遠隔授業は、文学部では行っていない。

【点検・評価…長所と問題点】

全体として、授業形態や方法は適切にして妥当であり、教育指導のうえで有効で特に問題はないと言える。ただ、教授内容によって、より適切でより有効な形態や方法を模索することは、

今後も不断に行われなければならない。

また、受講生が10人以下の専門科目（卒論・教育実習などを除く。ただし、ゼミや実技科目は含む）のコマ数が学部全体で116あることは改善する必要がある。

多様なメディアを活用した授業は、書道学科以外では、ほとんど導入されていない。しかし、近年発展の著しい多様なメディアを適切に用いれば、授業方法がより豊かでより有効なものとなる可能性を有しているものと考えられる。例えば、中国学科では、授業において中国古典や文化に関する膨大な文献資料や文物資料を扱わなければならないが、漢籍文献のデータベース、ビジュアルなメディア・ネットなどを活用した授業形態・方法を取り入れることで、さらに豊かで、より有効な授業方法となろう。

したがって、多様なメディアの活用法を研究することは今後の課題である。

文学部では、現在「遠隔授業」は行っていない。しかし、1・2年生と3・4年生が東松山校舎と板橋校舎にそれぞれ分かれて学習しているという現状を考えれば、「遠隔授業」は双方学生の学習上の交流において有効な授業方法であると考えられる。したがって、これは、今後の研究課題である。

【改善方策】

授業形態とその方法については、概ね現状でよいと考えられるが、学生にとってより良い授業を目指すという姿勢で文学部FD委員会において、より効果的な方法を開発する。

10人以下のコマについては、合併開講、隔年開講、開講日・開講時間などの工夫をすることによって早急に改善する。

多様なメディアの導入とそれに伴う利便性と弊害については、教員が個別に授業を展開することも重要だが、学生アンケートの実施等も視野に入れて、文学部FD委員会や各学科のFD委員会において情報や意見の交換を行っていく。

遠隔授業は、モニターを通して受講する学生の状況を想定して、授業の形態そのものをそのような仕様に作らなければならないが、文学部FD委員会や各学科のFD委員会において、より有効な仕様を開発する。

C. 国内外との教育研究交流

【国内外との教育研究交流】

・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

【現状の説明】

本学では、全世界の70大学と交流協定を締結している。文学部として2009（平21）年度に派遣している学生は10名、受け入れている学生は2名である。ただ、文学部には、海外の研究機関や研究者との交流が当然である中国学科や英米文学科がある一方で、必ずしもそれを必然としなかった日本文学科・教育学科があり、その両面を合わせもつ書道学科があり、国内外との教育研究交流に対する状況は現在のところ一様ではない。各学科の現状は以下のようになっている。

＜日本文学科＞

現在、日本文学科主体の国際交流協定は結んではいない。しかし、日本文学科は、「世界の中の日本文学」という意識を持って、国際的な広い視野を持った学生を育成したいと考えている。そのため、「比較文学・文化」のゼミナールを設けるなど、従来の日本文学の枠を超えたカリキュラム改革に取り組んできた。また、学生のみならず教員も短期・長期研究の折に、アジア諸国をはじめとして、イギリスやアメリカ、さらにヨーロッパ諸国へ出向き、教育・研究活動に従事している。

＜中国学科＞

中国学科では、毎年、交流協定校（中国では清華大学、山東大学の2大学、台湾では東呉大学、輔仁大学の2大学）における海外語学演習・海外文化演習を実施しており（8月の16日間）、40名前後の学生が参加している。

これらの大学を含めて、協定による教員相互の学術交流をも実施しており、毎年相互に数名の教員が往来して研究報告を行うことが慣例化している。さらに、台湾の中央研究院歴史語言研究所との提携により、当研究所の作成したデータベースのミラーサイトを開設している。

＜英米文学科＞

国際化への対応、国際交流の推進については、英米文学科が独自に行っている活動はない。しかし、多くの学生が、長期・短期の留学などによって海外で集中的に外国語を学んでいる。なお、国内の大学での修得単位は60単位まで、海外の協定校で修得した単位は20単位まで認めている。また、本学の海外研究員の制度によって、ほぼ毎年のように教員が海外に出向いて研修を行っている。

＜教育学科＞

教育学科として特別のプロジェクトを組むなどしての組織的な教育研究交流は行っていないが、個々の教員は国内外の大学や研究者と活発に交流を行っている。そのうち、国際的な交流については、ほぼ毎年のように学科教員が長期・短期の海外研究を認められており、海外研究期間中およびその後、在外研究受け入れ先の大学や研究者との交流を継続している（近年ではイギリス、アメリカ、ドイツ、ロシア、イタリア、デンマーク、韓国、インドネシアなど）。また学生については、本学科が外国語系の学科でないにもかかわらず、外国留学を希望する者もあり、本学の奨学金留学制度や交換留学制度、短期語学研修制度などを利用し、上記のように毎年数名が海外留学体験を積んでいる。

＜書道学科＞

書道という文化にとって、中国・台湾・韓国との交流は重要不可欠である。本学科は、現在、中国美術学院、天津美術学院、首都師範大学、国立台湾藝術大学との提携を結び、海外研修ならびに交換留学制度を実施している。海外研修は3年次履修の「書道文化演習」科目に設置しているもので、約10日間の現地研修期間中、書学、美学、書作はもとより、中国絵画の実習、博物館実習など広域なプログラムを実施している。

また、2007（平 19）年 9 月には、北京大学書法芸術研究所、江南大学書画研究所、韓国成均館大学書芸文化研究所ならびに本学書道学科共催による「日中韓三国四大学国際交流展」とシンポジウムが無錫市において実施され、本学科教員と学生がこれに参加、いっそうの研究交流を深めることができた。国内研修は 2 年次の「書道文化演習」科目に設置したもので 3 日～4 日の期間で実施している。

【点検・評価…長所と問題点】

文学部には、海外との交流が必然である学科がある一方で、必ずしもそうではない学科があり、国内外との教育研究交流に対する状況は現在のところそれぞれ一様ではなことはすでに述べたとおりであるが、グローバル化の現代にあつて、それぞれの学科が研究や教育において海外の研究機関や研究者との交流や協力は欠かすことができない。そのような点から、文学部全体を見れば、留学生を毎年必ず送り出していること、教員が海外の研究機関に出かけたり、海外からの研究者を招いたりしており、その点は長所として評価することができる。しかし、同時に、その数や割合は必ずしも十分ではない。それは問題点として指摘することができる。

なお、文学部 5 学科それぞれが個別に有する長所と問題点は次のようである。

<日本文学科>

「世界の中の日本文学」という意識を持って、国際的な広い視野を持った学生を育成するために「比較文学・文化」のゼミナールを設けるなど、従来の日本文学の枠を超えたカリキュラム改革に取り組んできたことや、学生・教員が、短期・長期研究の折に海外に出向き、教育・研究活動に従事していることは、長所として評価できる。

ただ、問題点としてあげられるのは、過去 5 年間で 3 名という派遣留学生の数である。海外留学に関心を示す学生が比較的多い一方で、まず基礎的な専門課程を修めることに追われ、実際に交換留学生として応募する学生は極めて少ない。また、昨今の経済状態の悪化により、留学資金を捻出できないケースも見られるほか、さらに就職活動に対する影響も懸念されて、毎年の学科枠 1 名をなかなか埋められないのが現状である。

<中国学科>

本学の建学の精神を体現している要の学科として、国際的な広い視野を持ちつつ東洋・アジアの文化に立脚した優位な学生を育成するために努力してきた。そのために、学生・院生・教員の短期・長期の海外留学・出張と海外の学生・院生・教員の受け入れを積極的に推進してきた。その成果は着々と上がっている。特に、2006（平 18）年度に開始した海外演習によって、学生の中国語学・中国文化への理解度が高まっている。また、中国、台湾の大学・研究機関との教員相互の研究報告は、中国学専攻の院生の学問的刺激となっている。

問題点として挙げられるのは、本学科学生の留学希望者数に比べて奨学金の総枠が小さく、希望者全員を海外に派遣できないことである。近年、中国・台湾・韓国からの留学生数が減少してきているのも問題である。また、海外演習は毎年 2 名の教員が引率しているが、その負担が大きいことも問題である。

<英米文学科>

国内外の大学での修得単位数の認定は、国際化、教育の多様化の中で必要な措置であるが、他大学での科目と本学科での科目の対応と振り替えが困難な場合もある。

本学で履修できない科目を他大学で学修できることや短期留学・海外研究の制度により海外で集中的に外国語を学ぶ機会があることは学生の意識を高めることに大いに役立っている。しかし、参加費用が高額なため参加する人数が限られてしまっている。春、夏の休暇中の1カ月の研修は留学経験にはなっているものの、学科の目標である国際的教養人を育てる機会までには至っていない。

<教育学科>

教育学科の教員には海外研究体験者が多く、海外の研究者と活発に交流を継続していると同時に、それは各教員の研究成果や授業内容にも相当に反映されている。しかし、国内外との教育研究交流を学科として組織的に行っていないという弱点がある。

<書道学科>

書道学科の国内外における文化演習は、学外授業として本学科科目の特色の一つである。視野と意識の拡大を目的とするが、勉学意欲を高める意味で教育効果が大きい。

【改善方策】

文学部全体の問題点に対しては、1学部だけで対応できるものではない。したがって、あらゆる機会を通じて、大学全体に働きかけ、より有効でより多くの機会を有する国際交流を推進する方策を講じていくこととする。一方、各学科個別の問題に対しては、次のような改善方策が考えられている。

<日本文学科>

- ①留学を念頭においた実践的な語学教育を拡充する。
- ②文学部の奨学金留学生の制度を広く周知し、学生の教育研究交流を推し進める。
- ③学科単位で交流協定を結び、海外からの日本学専攻学生を受け入れる方策を取り入れる。
- ④専門を同じくする外国人と日常的に接する機会が作れるような制度を構築する。

<中国学科>

- ①海外留学希望者全員に対し奨学金等の援助制度構築に向け学内外に働きかける。
- ②海外の交流協定校だけでなく、その他の大学に対して、本学科への留学制度を広く宣伝し（外国語のパンフレットを作るなど）、さらに多数の留学生を迎え入れる。
- ③受け入れのための経済的な基礎を確立し、外国人留学生用宿舎の建設、奨学金の増額、日本語入門教育の充実、チューター制度の拡充などを教授会で協議し、提案をしていく。

<英米文学科>

- ①英語圏のアメリカ、イギリス、オーストラリアへの派遣、留学に限らず、アジアの国々と

の交流を積極的に推進する。

②送り出す交流のみならず、海外からの学生を積極的に受け入れる。

＜教育学科＞

①2008（平 20）年度に大学院教育学専攻が開設されたので、学科・専攻として組織的に海外の大学と交流する計画を早急に立て実行に移す。

②大学院教育学専攻には2009（平 21）年度に12名の入学者があったが、そのうち6名が中国人留学生である。この傾向は今後も続くと考えられる。この点を考慮すると、中国の上海師範大学、東北師範大学（いずれも本学との協定校）など中国の教育学研究・教育機関との教育研究交流の必要性和可能性は大きいので、積極的に推進する。

③これまでのイギリス、アメリカ、韓国、ロシア等の研究者との個人的な交流を発展させ、各国の研究機関との組織的・継続的交流を推進する。

＜書道学科＞

海外交流校として現在は中国3校、台湾1校を数えるが、同じ漢文文化圏の国として、韓国の大学・研究機関との教育研究交流を推進する。

3. 経済学部

経済学部の存在意義は、本学の社会的役割、教育的位置づけ、実績などを勘案すれば、社会や企業の中堅を担う人材、現実の社会で経済学的な知識や手法等を活用できる人材を養成し、輩出することにあると考えられる。したがって、そのために必要な能力を学士課程教育において確実に育成し、開発することが経済学部にとっての目標となる。

以上を踏まえて、経済学部の社会経済学科においては、経済学および経済に関連する諸領域についての理論と歴史・現状分析の手法を教授し、複雑で多様な社会の諸相を包括的な視点で考察・分析する能力を備えた人材を養成する。現代経済学科においては、経済学および経済に関連する諸領域についての理論と数理・計量分析の手法を教授し、現実の経済的諸問題についての具体的な解決策を見出す能力を備えた人材を養成する。

到達目標

1. 教育課程等

(1) 学部の教育理念、各学科の教育研究上の目的に基づいて、カリキュラム・ポリシーを明確にし、それを教育課程の編成や授業内容、時間割等に具体化させることに取り組み、その実現を図る。

(2) 導入教育、初年次教育および基礎教育と専門教育との有機的な連関を図る。

(3) 習熟度に応じた満足度の高い外国語（英語、中国語などの初修外国語）教育の実現を目指す。

(4) 専門教育では、専門知識の習熟による創造的思考力・企画力、問題適応力、情報発信能力、社会人としての健全な判断力を養う教育プログラムを開発・編成し、その実現を図る。

2. 教育方法

(1) 教育指導の充実により学習効果の向上を目指す。

(2) 学生による授業評価の活用などにより組織的なFD活動を継続し、教育力の不断の向上と教育効果の検証を行う。

(3) 初年次教育の強化に努める。

3. 国内外との教育研究交流

国内外の教育研究活動を促進し、その充実を図る。

A. 教育課程等

【学部・学科等の教育課程】

- ・教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第19条第1項）
- ・教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ
- ・「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第83条との適合性

【現状の説明】

本学における自己点検・評価活動が本格化した 1990 年代半ば以来、経済学部はその教育理念・目的を「経済社会の変化に適合できる、判断力・創造力・主体性を兼ね備えた、社会に有用な人材の育成」と定め、教授会等で確認してきた。2001（平 13）年 4 月には学部改組を行い、上記の学部理念を踏襲しつつ、社会経済・現代経済の 2 学科体制へ移行した。これら 2 学科の目的は、社会経済学科については「社会全体を経済のみならず歴史・政治・国際関係など諸側面から包括的に捉える能力を養成すること」、現代経済学科は「現実経済の諸問題を数理・計量分析手法に基づき具体的に捉える能力を養成すること」と規定され、経済学の中の人文科学的要素を重視するか（社会経済学科）、自然科学的要素を重視するか（現代経済学科）での区別化がなされているが、科目の相互乗り入れなどを通じ両学科間の垣根は低く保たれている。また、学部・学科理念の実現・促進を期して学部改組と同時にカリキュラム改定も行い、1～4 年全学年次での演習科目設置に代表される少人数教育を導入、現在に至っている。

現行カリキュラムにおける教育科目は、①基礎教育科目、②専門教育科目、③一般教養的授業科目としての全学共通科目の 3 科目群に区分できる。このうち①は経済学の専門的知識を修得するうえで基礎となる能力の養成を目的とする科目群、②は経済学の専門的知識を教授する科目群、③は全学部・全学科共通で幅広い教養・問題解決能力の養成を目的とする科目群である。これら①～③の科目群は、大学生として修得しておくべき教養・技能、経済学部生として修得しておくべき基礎的・専門的知識の双方をカバーするものであり、学士課程としてのカリキュラムの体系性は確保されている。

上記①の基礎教育科目、③の全学共通科目は人文・社会・自然科学の基礎知識と外国語・情報処理・健康管理などの汎用性技能をカバーし、学部における基礎教育の根幹をなしている。また、①の「基礎演習」や③の基本科目 A 系（「哲学 A・B」「倫理学 A・B」など）、課題テーマ科目 6 群（「自己・人間をみつめる」）などは倫理教育としての性格も色濃く持っているといえる。

以上を踏まえて、経済学部においては、基礎教育科目に関しては、社会経済学科が 10 単位（「基礎演習（4 単位）」「アクティブ・リーディング A（2）」「アクティブ・リーディング B（2）」「プロジェクト・イングリッシュ A（2）」の修得を必須とし、加えて英語または中国語から 1 言語 8 単位以上を選択必修としている。また、現代経済学科では 12 単位（「基礎演習（4）」「アクティブ・リーディング A（2）」「アクティブ・リーディング B（2）」「入門数理（4）」の修得を必須としている。

次に、全学共通科目に関しては、特に経済学以外の広い視野を提供することによって専門的学習の理解を助けるとともに、社会人として必要な幅広い教養を育成するという観点から、社会経済学科では 14 単位以上、現代経済学科では 12 単位以上の修得を必須としている。

上記②の専門科目に関しては、(i) 必修・選択必修の講義科目、(ii) 必修・選択必修の演習科目（ゼミナール）、(iii) 自由科目の 3 つに大別できる。(i) の講義科目は学部理念に謳われた適合力・判断力・創造力の育成、(ii) の演習科目は学部理念の主体性の涵養に資するものであり、教育目標と教育課程の整合化が図られている。さらに (iii) の自由科目で知識の幅がつけられるようにも配慮されており、学校教育法第 83 条に定められた大学の機関目的とも適合している。

また、経済学部の基礎の上に、さらに高度な専門的知識の習得を目指すための経済学専攻科（経済学専攻）を設置しており、研究指導を通じて高度職業人を養成することを目的としている。

【点検・評価…長所と問題点】

「学部理念実現のためには丁寧な指導（教員と学生の密な接触）が不可欠」という認識のもと、少人数教育の導入が現行カリキュラム設計における主軸となった。過去数年間の履修登録動向をみる限り、基礎教育・専門教育科目中の必修科目を中心に少人数教育が実現・維持されている。例えば「基礎演習」（1年次基礎必修科目）では全クラスで25名未満、外国語科目では一部の例外を除き40名未満のクラス規模が実現した。「経済学演習」（2・3年次の専門選択必修科目）も平均クラス規模が10名前後の少人数クラスになっている。入学者に占める専門演習（2年次「経済学演習」）への入室率は過去数年の平均で77%にのぼり、このうちの約7～8割（入学者に占める割合は55%）は4年次に「卒業研究」にも登録している。1年次専門必修科目についても、2001（平13）年4月の現行カリキュラム施行以来一貫して複数クラス開講が維持され、登録時限指定制の導入によりクラス規模も概ね100～150名に平準化されつつある。

ただし、形式上はカリキュラム設計時の目標（少人数教育重視）を達成している上述の科目群も、運用実態上はさまざまな問題を内包している。指示待ち姿勢の学生が増加するなか、少人数演習の場を確保しても学生の自主性を尊重した指導をすることは難しくなっている。また、入試多様化の結果、基礎学力が十分でない学生も入学してしまい、授業運営に支障をきたすケースも報告されている。学力の分散がクラス規模の少人数化のペースを上回って進行しており、さらなるクラス分割（とくに学力低位層の分離対応）が必要になってきている。

【改善方策】

経済学部には、理論・数理系科目、情報系科目など、科目ごとの担当者の連絡会議（部会）が組織されているが、学生気質の変化やそれに伴う授業運営上の課題等については、各部会で現状把握・対策の検討などを随時行っている。たとえば、「1年次専門必修科目と2年次以降の専門科目とがスムーズに接続しない」という指摘を受け、1年次専門科目の担当者間で教授内容の絞り込み・共通教科書の採用などの改善策を取ってきている。また、学部改革推進委員会でも現行カリキュラム運用上の問題点の洗い出しを行い、「基礎演習」における基礎学力養成の徹底・必修科目の増クラス（高度な内容を教授するクラスと基本的な知識の習得を徹底するクラスの設定）などの提言を行っており、その実現を図る。

この実現を図る際に基本となるのは、経済学部の教育理念と各学科の教育研究上の目的に基づいてカリキュラム・ポリシーを明確にし、学生に理解を促すこと、またそれを教育課程の編成や授業内容、時間割等に具体化させることであり、そのことに取り組む。

次に、専門教育においては、創造的な思考力や企画力、問題適応力、情報発信能力、社会人としての健全な判断力を養うために、まずは現在のカリキュラムに設置されている専門科目「経済学演習」「卒業研究」「現代社会論」「経済倫理学」「現代経済と生活」「情報と経済」「日本の企業社会」「経済学特殊講義」「経済政策特殊講義」「法学特殊講義」等の中にゼミヒアリング、

グループワーク、インターンシップ、企業研究、フィールドワーク、地域貢献などに関するプログラムを取り入れ、その実現を図っていく。

- ・外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性
- ・教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性
- ・カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

【現状の説明】

2001（平13）年4月のカリキュラム改定を機に、学部の外国語科目編成も大幅に変更された。従来は英・中・仏・独の4言語が選択科目として、また中・仏・独・西・露など9言語が自由科目として開講されていたが、現行の新カリキュラムにおいては外国語教育の重点を英語・中国語に集中したうえ、内容の充実を図った（仏・独の2言語は引き続き自由科目として設置）。英語においては、入学直後にプレイスメント・テストを実施し、習熟度別のクラス編成・指導を行っている。また、1・2年次の中国語科目においては、日本人・中国人の教員がペアを組み、文法・発音を週1コマずつ並行指導している。さらに英語・中国語とも3・4年次用科目を設置し、外国語の継続学習を希望する学生のニーズにも応えている。また、外国留学を希望する学生（3名分）に対しては、協定校への交換留学を中心に奨学金留学の機会も用意している。

卒業所要総単位数（124単位）はカリキュラム改定時にも同一に保たれたが、その内容（異なる科目間の量的配分）には大きな変更が加えられた。旧カリキュラムにおいて、専門教育科目、基礎教育科目（外国語を含む）、総合教育科目（全学共通科目の前身）の最低必要取得単位数はそれぞれ26、12、2単位（計40単位）であったが、現行カリキュラムでは、社会経済学科は専門74単位、基礎18単位（うち外国語14単位）、全学共通14単位（計106単位）、現代経済学科は専門74単位、基礎12単位（うち外国語4単位）、全学共通12単位（計98単位）、と両学科とも専門教育科目の必要単位数が大幅に増加した。

同様に、卒業所要総単位数（124単位）に占める必修・選択必修科目の単位数も大きく変化した。必修的科目（必修+選択必修）の単位数は旧カリキュラムでは40単位（必修16単位、選択必修24単位）に過ぎなかったが、現行カリキュラムでは、社会経済では66単位（必修26単位、選択必修40単位）、現代経済では62単位（必修30単位、選択必修32単位）と大幅に増加している。

【点検・評価…長所と問題点】

必修の英語に加えて選択必修でも英語を選択することが可能なため、学生が大学から新たな外国語を始める労を避け、外国語として英語のみを履修する傾向は存在する。ただ、未修外国語科目の中でも中国語は社会経済学科入学者の約2割、現代経済学科の約1割が履修しており、英語一辺倒の状況は回避できている。上述の社会経済学科の中国語選択者は履修上限の週12

～13 コマのうちの最低 4 コマを外国語に充てることになり、社会科学系学科としては外国語修得の機会が豊富といえる（社会経済学科では大半の学生が 3 年次にも外国語履修を継続している）。ただし、奨学金留学に関しては、就職活動の早期化・長期化傾向の影響もあってか、ここ数年応募が滞りがちになっている。

カリキュラム編成における諸科目の量的配分に関しては、2001（平 13）年 4 月のカリキュラム改定でさまざまな改善がなされた。旧カリキュラムでは専門の必要単位数が卒業所要総単位数（124 単位）の 2 割程度（26 単位）と少なかったうえ、必修・選択必修の縛りも卒業所要総単位数の 3 割未満（40 単位）と緩やかだったため、単位取得の比較的容易な総合教育科目に多数の学生が集中したり、履修単位の構成が学生ごとに大幅に変わったり、といった傾向が見られた。現行カリキュラムでは専門必要単位が卒業要件の約 6 割（74 単位）、必修・選択必修が約 5 割（62～66 単位）となって上記の傾向は緩和され、全学部生が経済学の最低限の専門知識に触れる機会は担保できたと思われる。ただし、専門必修科目の時間内で高校の必修社会科（地歴・公民）の復習、パソコンの基本操作解説などを余儀なくされる一方、一部の全学共通科目で特殊テーマの詳説がなされるなど、専門的科目・一般教養的科目間の従来の役割分担が、学力低下等の学生実態の変化の中で通用しなくなっている兆候も見受けられる。

【改善方策】

未修外国語を回避する傾向に関しては、合格通知同封文書で中国語履修の利点を紹介するなど情報宣伝を強化する。さらに、学生の習熟度に応じた満足度の高い外国語教育（英語、中国語などの初級外国語について、初級・中級・上級クラスを設定し、学生のレベルに合わせた教授を行うなど）の実現を図る。また、カリキュラム枠外での国際化教育、とくに奨学金留学に関しては、就職活動サイクルと両立しやすい 2 年次での留学を奨励し、合格通知同封文書の改定・東松山キャンパスでの留学説明会開催などを通してそのための情宣活動を早めていく。

上記【点検・評価…長所と問題点】で述べたように、学力低下をはじめとする学生実態の変化に対し、学部の専門必修科目の時間内で補正的措置を取るには限界が生じてきている。基礎学力重視のスタンスを学部専門科目のみでなく全学共通科目でもより強化していくよう関係組織（学部教務委員会、東松山キャンパス運営委員会）の間で連携・調整を図っていく。

【カリキュラムにおける高・大の接続】

・学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

【現状の説明】

経済学部における高・大の接続円滑化への対応は、1 年次の授業開始前のもの、および開始後のものに大別される。

授業開始前には英語力診断テスト（プレイスメント・テスト）を行い、この結果に基づく英語クラス編成により、入学前の英語力に応じたきめ細かい対応を取れるよう心がけている。

授業開始後は、1 年次配当の各科目において高・大接続への対応がなされるが、このうちとくに基本必修科目の「基礎演習」は大学生に必須のスタディ・スキル（「調査・研究・発表・討

論」の作法)の習得を主目標としており、導入教育的性格が強いといえる。また、現代経済学
科1年次配当の基本必修科目である「入門数理」は、経済学への応用を念頭に置いているもの
の、内容の大半は高校必修数学の復習・確認であり、事実上、導入教育科目となっている。

【点検・評価…長所と問題点】

2001(平13)年4月のカリキュラム改定(「基礎演習」の必修化など)の結果、旧カリキュ
ラムに比して高・大接続への配慮は大幅に増加した。ただし、入学者の基礎学力・学習意欲低
下の趨勢のなか、要支援学生の割合も同時に増加しており、「基礎演習」担当教員の間でも模索
が続いている。また、現行の高・大接続への対応はすべて卒業所要科目(124単位)内のもの
であり、純粋に導入教育のみを目的とした科目は設置されていない。

【改善方策】

「基礎演習」の教授内容・指導方法・学習成果の評価などに関しては、担当教員で組織され
る基礎演習部会が2004～2007(平16～19)年に3次にわたって調査・報告を行っている。これ
を受けて、2009(平21)年3月、学部改革推進委員会で「基礎演習」での教授事項の再確
認を行ない、2009(平21)年度からは、全クラスでの図書館ガイダンス参加(および資料検
索法習得)を徹底するなどの改善策に着手しているが、さらに文章読解能力、文章作成能力、
コミュニケーション能力などを養成する内容を加え、その充実を図る。また、入学前学力の多
様化への対応(導入教育の拡充を含む)に関しては、2006(平18)年4月に学部ホームペー
ジ内に「入学確定者サポート」コーナーを新設し、入学の決まった高校3年生が早めに大学生
活への勉強面での準備を開始できるよう、情報提供を行ってきたが、さらに2009(平21)年
度から、課題図書を指定し、その内容に関してレポート(もしくは感想文)を提出させ、それ
を添削し、入学後の「基礎演習」において、返却および指導を行うこととしている。また、こ
の結果を踏まえて、導入教育にふさわしい内容を吟味した後、2011(平23)年4月から導入
教育を目的とした科目を開設する。

この導入教育科目の設置にあたっては、入学後の初年次教育(主に「基礎演習」と基礎教育
科目の教養科目が中心となる)、さらにはこれに続く専門教育科目への連関性を考慮に入れなが
ら、しかも最近の学生の基礎学力の状況を踏まえて、先に挙げた文章読解能力、文章作成能力、
コミュニケーション能力などを養成する内容の科目を考えている。

【授業形態と単位の関係】

・各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

【現状の説明】

それぞれの科目の授業形態によって単位を計算している。講義科目は毎週1時限(2時間)
半期15週の授業および毎週4時間半期15週の自習をもって2単位とする。演習科目は2種類
あり、講義科目と同じように毎週1時限(2時間)半期15週の授業および毎週4時間半期15
週の自習をもって2単位とするものと、毎週1時限(2時間)半期15週の授業および毎週1

時間半期 15 週の自習をもって 1 単位とするものがある。実習科目は毎週 2～3 時間半期 15 週の授業のみで 1 単位とする。「英語」「中国語」および演習科目は通年で単位認定をする通年科目であり、それ以外のすべての講義科目は半期ごとに単位認定をする半期科目である。

語学系科目や「総合体育」は、授業内容から判断して半期 1 単位の演習科目に区分されている。ただし、必修や選択必修である「英語」関連科目や「中国語」は、通年でとることになっている。通年科目である「基礎演習」「卒業研究」や連年科目である「経済学演習」は半期 2 単位の演習科目とされる。「体育実技」や「野外実習」は、合宿などで 30 時間から 45 時間の実技実習を行っており、半期 1 単位の実習科目に区分されている。上記以外の科目は半期 2 単位の講義科目として区分され、単位認定も半期ごとに行われる。ただし、「入門数理」および「経済数学」は週 2 時限（4 時間）行うことで半期 4 単位の講義科目となっている。

【点検・評価…長所と問題点】

現状の授業形態と単位認定方法にとくに問題があると認められる科目はほとんどない。実習科目である「体育実技」と「野外実習」の一部について、実習時間が 30 時間から 45 時間確保されているのかどうか不明のものが見受けられる。一部の科目を除いて半期で単位を認定することになったため、国外の大学との単位互換、認定の問題や学生の留学期間などの問題は解決できる見通しである。しかし、履修登録は依然として 1 年に 1 度（原則として）で半期ごとの登録・修正はできないという課題がある。

【改善方策】

実習科目の単位認定については、実習時間のカウントを教授要項（シラバス）にはっきりと明示するよう科目担当者に教務委員会を通じて依頼する必要がある。海外留学しても留年しないで卒業できるよう、半期ごとに履修登録の変更や追加が可能なシステムに整備する。

【単位互換、単位認定等】

・国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第 28 条第 2 項、第 29 条）

【現状の説明】

経済学部は、他学部あるいは他大学からの編入の道を以下のように開いている。

編入試験の受験を希望する学生に対しては、その学生が国内外の大学等で既に学修した科目と内容を検討し、経済学部のカリキュラム編成の考え方に照らして単位を認定できると判断されるものについては、既修得単位として認定することを伝えて受験させている。

編入試験に合格した学生には、改めて既修得の単位の内容を説明した資料を提出させ、経済学部の執行部および教務委員長がその内容を検討し、既修得の単位を経済学部のそれとして認定できるものを認定して、当該学生に通告する。

ガイダンスを経て編入生が履修登録をする際には、経済学部の教員が当該学生の相談に応じ、着実で無理のない履修計画作りに適切なアドバイスをしている。

【点検・評価…長所と問題点】

経済学部では、既修得単位の互換の認定にあたっては、大学設置基準第28条第2項および第29条の規定に準拠して適切に行っており、これまでのところ大きな問題は生じていない。

単位互換の認定に関しては、これまで大東文化大学の他学部からの編入生を受け入れてきたので、単位認定を判断する材料に不足をきたすことはなかった。しかし、2009（平 21）年度編入生に初めて2年の専門学校の卒業生がおり、専門学校での履修内容が大学での履修内容に匹敵するかどうかの判断を迫られた。結論から言えば、語学科目や教養科目で内容が共通する科目については、単位の互換性を認めたが、履修歴を2年とは認定せず、2年次に編入することにし、編入生も納得して受け入れた。

【改善方策】

編入を認め、その際、前学部や前校での既修単位をどの程度認定するかについては、これまで扱ったケースが余り多くなかったため、単位互換性の認定に関する判断基準が必ずしも明快に確立されているわけではない。今後4年をめぐりに判断を積み重ね、既修単位の認定基準を明確にし、シラバスの提出および受講時間の確認等を行い、学則に定める60単位を上限として単位認定を行う。

【開設授業科目における専・兼比率等】

- ・ 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合
- ・ 兼任教員等の教育課程への関与の状況

【現状の説明】

経済学部社会経済学科の学生が受講できる授業科目（他学部履修および「彩の国大学コンソーシアム」協定による他大学履修等を除く）は約294科目（専門教育科目151、基礎教育科目53、全学共通科目90）であり、そのうち専任教員が担当する授業科目数は約167.7科目で、開設授業科目に占める割合は約57%となっている。同様に、現代経済学科の学生が受講できる授業科目（他学部履修および「彩の国大学コンソーシアム」協定による他大学履修等を除く）は約278科目（専門教育科目147、基礎教育科目41、全学共通科目90）であり、そのうち専任教員が担当する授業科目数は約161.1科目で、開設授業科目に占める割合は約58%となっている。両学科とも専任教員比率がやや低いのは、外国語科目を含む基礎教育科目の専任教員比率約33%に影響されるところが大きい。外国語科目ではクラス規模拡大に限度があり、設置クラス数がどうしても多くなるが、学生・教員定数の制約からすべてを専任教員でカバーするのが困難である。また、2009（平 21）年度は専任教員の死亡・病気休職等を兼任教員で手当てしている、という特殊事情も存在している。「基礎演習」を含む演習科目は原則専任教員の担当となっているうえ、1年次専門必修科目に関しても可能な限り専任化を進めている。

また、兼任教員の助力を仰ぐにあたっては、1科目を完全に任せる形態（完全兼任化）のみでなく、様々な形態での依頼を行っている。例えば「入門数理」は専任教員1名・兼任教員1名のペアで担当し、週2コマのうちの1コマ（講義）を専任教員、1コマ（演習）を兼任教員

が並行して授業を進めている。また、「日本の企業社会 A・B」は、専任教員 1 名と複数の外部招聘講師が連携するオムニバス形式で開講され、専任教員は毎回、司会進行とレポートの回収・採点を行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

経済学部は他学部在先駆けて専任教員の最低担当コマ数を学部 6 コマとするなど、専任教員担当科目数の増加に努力する一方、履修者数の少ない兼任教員担当クラスは閉鎖・隔年化するなどして、兼任教員担当コマ自体の削減も行ってきた。今後、専任教員担当比率をさらに上昇させる余地は限られてきつつある。

少人数教育維持のため 1 科目あたりの開設クラス数が多くなり、兼任教員への依存がやむをえない科目に関しては、クラス間の教授内容のばらつきを防止するため、専任・兼任教員間の連絡・情報交換を積極的に行っている。例えば、1・2 年次専門必修科目の一部については専任教員が兼任教員向けのガイダンスの実施や共通教材の提供を行っている。英語科目については、担当の専任・兼任教員が共同で授業内容の報告・教材研究開発等を行う場が設けられており、2005（平 17）年度からは毎年報告書（『大東文化大学経済学部における英語教育』）も刊行している。中国語科目については、専任教員（日本人）・兼任教員（中国人）によるペア授業を実施するとともに、兼任教員に経済学部中国語スピーチコンテスト等の行事への参加協力を依頼している。

【改善方策】

1 年次専門必修科目を中心にさらなる専任教員の負担率上昇をはかるため、近年の専任教員採用計画においては基礎教育担当能力を考慮し、基礎・導入教育への積極的関与を採用時の条件としている。また、新設の特任教員・助教（いずれも専任教員）などの担当科目を重点的に基礎教育・1 年次専門必修教育に充て、この部門の拡充を図る。

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

・社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

【現状の説明】

社会経済学科および現代経済学科では、「書類審査」、「小論文」および「面接」による選考の社会人特別選抜試験を実施しているが、この 5 年間は志願者がいない。したがって、社会人学生は在籍していないが、経済学部における開講科目には社会人学生も関心を抱くであろう科目が多数配置してある。

また、夜間の授業開講はないが、土曜日は授業が行われている。

経済学部には、多数（85 名）の外国人留学生が在籍している。主として中国・台湾からの留学生である。その中には、日本語能力と英語の基礎力が十分とは言えない学生が複数名含まれている年度がある。そのような学生を対象に、現在の体制でできる限りの支援を行っている。

まず、英語に関しては、必修科目であるため、英語未修の学生、あるいは英語学習歴が極め

て短い学生を習熟度別クラスの最下位クラス（基礎1クラス）に配属させ、インターネットによる自学自習を奨励するとともに、適宜質疑応答を行うことによって可能な限りのサポートを行っているが、もとより、英語既修の学生と同一クラス内で学習を行うことには限界があり、十分な教育・学習が行われているとは言えない。

また、留学生の日本語能力向上のために、カリキュラム外で日本語支援の試みもなされてきた。東松山校舎において、月曜日と水曜日の週2日、昼休みの時間を中心に、留学生の日本語レポートの添削、日本語学習に関する相談、会話・プレゼンテーションの練習などに応じるといった支援体制をとってきた。しかし、この制度の利用状況と予算措置の困難などに鑑み、来年度はこの支援体制は休止することになっている。

【点検・評価…長所と問題点】

社会人特別試験を実施しているにもかかわらず、志願者が出ない事情を検証してみる必要がある。経済学部は、学士課程教育の1・2年次を東松山キャンパス、3・4年次を板橋キャンパスで行っている。また、板橋キャンパスも東京都内には立地しているが、都心部のターミナル駅からは比較的離れたところに位置している。この点は、社会人学生の受け入れに関して不利な材料となっている。さらに、土曜日は授業を開講しているが、平日の夜間に授業を行っていないので、この点も社会人が本学を敬遠している理由の一つだと考えられる。英語未修者が1クラスを構成できるほど多人数ではないことから、有効な対策が取れないでいる。

また、日本語支援体制も、利用状況が芳しくないからと言って、必ずしも、必要度が低い（ない）ということではないと考えられる。

本学への留学生は、学部にかかわらず、類似の問題を抱えている可能性がある。現状に関するより詳細な調査を行い、全学的な支援体制を整備していく必要があると思われる。

【改善方策】

社会人入学の志願者の掘り起こしのため、当面は、本学地域連携センターが中心になって行っているオープンカレッジの講座について、その内容、時間数等が一定の水準に達していると認められるときは、その修了生に対し講座の単位を認定し、大学に入学してきた際には可能な範囲で科目の読み替えを行うなど単位の認定をして、便宜を図り、社会人学生の確保をめざす。また、東京都板橋区教育委員会などと連携して開催（共催）している公開講座等についても同様とする。

外国人留学生に対しては、入学試験（応募資格）における日本語能力・英語力判定の厳密化と、留学生再教育のための体制の整備を図る。

留学生対象の入学試験においては、受験者の日本語能力と英語力に関する応募資格条件を明記するとともに、必要に応じて半年間程度の講義受講のための準備学習（日本語・英語）を義務づける。そのため、留学生が日本語・英語を（再）学習できる機会を保障する。現在、国際交流センターの中に、新たな日本語学習プログラムの編成が進められているが、併行して経済学部として外国人留学生の学習環境の整備を目的とした留学生支援プログラムを策定し、実行する。

B. 教育方法等

【教育効果の測定】

・教育上の効果を測定するための方法の有効性

【現状の説明】

経済学部では、専門演習など平常点重視の一部の科目を除き、学期・学年末に成績評価のための定期試験ないしレポートを課し、教育上の効果の測定を行っている。1・2年次の必修科目などでは、学期中に学生の理解度等を把握できるよう、中間試験・小テスト・宿題などを課すケースも多い。専門演習の運営は各担当教員の裁量に任されているが、多くの演習で学生による口頭発表が行われ、担当教員が学生の調査・研究の進捗状況を把握している。卒業論文は学部として必修としていないが、卒論執筆を前提として3年次末にゼミ論文（もしくは修了レポート）を課している専門演習もある。

上記のようなカリキュラム内の効果測定機会に加え、学生による学習成果を審査・表彰する機会が学内に多数存在する。専門演習については、毎年11～12月の土曜日1日を割いて経済学演習成果発表会（大教室におけるパネル展示説明および各ゼミナール15～20分の口頭発表）を学部主催し、各ゼミナールにおける学習成果が他ゼミナールの教員・学生にも明確になるように配慮している。また、成果発表会から2ヵ月ほどおいてゼミ・ホームページのコンテストを実施し、最終成果のWebを通じた公開も奨励している。外国語に関しては、大学主催の英語スピーチコンテストや学部主催の中国語スピーチコンテストへ参加するよう外国語担当教員を通じて奨励している。さらに、大学主催の論文コンテスト、学部主催の学生懸賞論文への応募も「基礎演習」「経済学演習」などを通じて奨励している。

【点検・評価…長所と問題点】

カリキュラム内の効果測定、とくに学期中の試験・小テスト・宿題等をどこまできめ細かく施行できるかはクラス規模に依存するところが大きい。平均クラス規模が40名未満の外国語科目に比して、クラス規模が200名近くなる専門必修科目などでは回収・採点の手間もあり、学期中の試験・課題等の実施回数にもどうしても限界が生じる。

カリキュラム外の効果測定機会のうち、経済学演習成果発表会は2003（平15）年度の開始以来、年々参加ゼミナールが増加、近年は全専門演習の3分の2程度の参加を得て、プレゼンテーションの内容・方法も充実してきている。学部主催の中国語スピーチコンテスト・懸賞論文は30～40名前後の参加を得ている。大学主催のコンテストへの経済学部生の応募は限定的である。

上述のような学内教員による効果測定に対し、学外機関による効果測定（経済学検定試験、日経TESTなど）の学部としての利用実績はほとんどない。大学としてはTOEFL-ITP、TOEIC-IPを受験料割引のうえ実施しているが、経済学部生の利用は限定的である。

【改善方策】

大規模クラスでの教育効果測定の省力化・効率化の手段としてはマークシートの利用が考えられるため、2006（平18）年度より関連のソフトウェア、マークシート用紙などを学部予算

で漸次購入し、実施しているが、さらにその充実、拡大を図る。また、学部の懸賞論文の締切を年度後半に移行するなどして、ゼミナール単位での応募促進を図る。外部機関による教育効果測定に関しては、入学時のプレイスメント・テストをフォローアップする学年末の英語テスト（TOEFL・TOEIC 準拠）の試験導入を開始したが、その効果を検証しつつ、内容の充実を図る。

・卒業生の進路状況

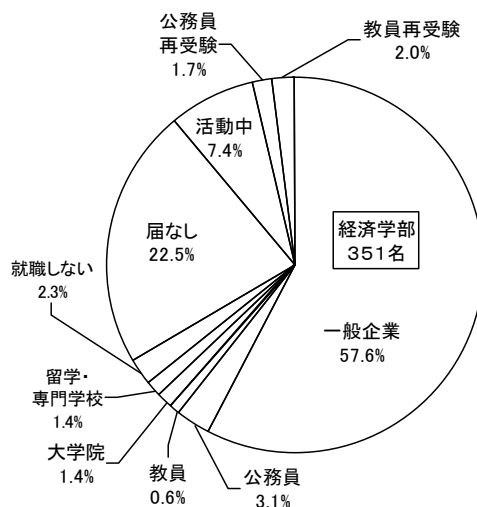
【現状の説明】

2008（平20）年度卒業生（351名[男299名・女52名]）の進路状況は、一般企業 57.6%（202名[男171名・女31名]）、公務員 3.1%（11名[男10名・女1名]）、教員 0.6%（2名[男2名]）、大学院等進学 2.8%（10名[男8名・女2名]）、公務員・教員再受験および就職活動継続中 11.1%（31名[男25名・女6名]）、その他 24.8%（95名[男83名・女12名]）であり、就職決定率は 87.4%（男 88.0%・女 84.2%）であった。データからは一般企業への就職割合が高く、公務員・教員への採用および大学院等への通学割合が低いといえる。

一般企業の内訳では、卸売・小売業 29.3%。金融・証券 20.9%、サービス業 18.0%、製造業 7.0%、建設・不動産 5.6%、その他業種 6.0%となっており、銀行・保険・証券等の金融業界への就職割合が8学部中最も高いのが特徴であり、これは経済学部の開設科目から考えて当然のことといえよう。

※就職決定率（%）は、就職決定者（一般企業＋公務員＋教員＋自営）÷就職希望者（就職決定者＋公務員・教員再受験＋活動中）×100 で算出している。

<2008 年度の卒業生進路状況>



※2008年9月卒業生（6名）を除く。

【点検・評価…長所と問題点】

経済学部では、専門科目の中に「日本の企業社会 A」（前期）、「日本の企業社会 B」（後期）を配置し、企業・団体等から外部講師を招き、オムニバス形式で講座を展開している。この講座は学生に対し企業等の活動を通して実体経済の理解を促すことを意図しているが、学生のキャリア支援のうえでも大いに役立っている。また、上記と同様の趣旨で企業・団体等のトップマネジメントを特別講師に招いて、講演会を年間数回開催しているが、これも学生の就職に対する意識啓発につながっている。さらに、毎年実施しているエクスカージョンについても、実際に企業等を訪問して企業活動や企業経営などに関する説明を学生に聞かせることによって、経済や金融、景気の動向についての認識を深めるとともに、学生の意識の高揚に寄与している。

また、経済学部では、少人数のきめ細かな専門教育の展開の一環として、「基礎演習」（1年次、必修）、「経済学演習」（2・3年次連年、選択）、「卒業研究」（4年次、選択）のいわゆる演習科目を各学年に配置しており、これらの教育効果、活動成果を検証する意味も含めて経済学演習成果発表会を毎年実施している。そこで、「経済学演習」や「卒業研究」を履修し、その活動に積極的に参加している学生にとっては、そのことが就職活動を進めるにあたって絶好のセールスポイントとなり、良い結果につながっている。しかしながら、2年次以降に演習科目を履修せず、演習に参加していないためにその活動をセールスポイントとして説明できずに苦戦している学生もあり、改善を要する課題となっている。

【改善方策】

就職対策委員会（2009（平 21）年度から「キャリアサポート委員会」に改称）を中心にキャリア形成・支援のための新たな企画をするなど、セミナー内容のより一層の充実を図ってきたが、さらにキャリア形成・支援を目的とした科目の開設を検討し、その実現を図る。また、経済学演習成果発表会に関しては、内容のいっそうの充実を図るとともに、ゼミナール活動に消極的な学生にも主体的に参加できる部門を設けるなど、そのあり方についても改善を行う。

【成績評価法】

- ・ 厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性
- ・ 履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性
- ・ 各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

【現状の説明】

成績評価は、科目担当者の責任で行うことが原則となっている。各授業の成績評価基準は、電子シラバスで公開されており、出席、授業中の応答、発表、報告課題、小テスト、定期試験などの方法を用いて総合評価される。問題は最終的な成績評価に、このような方法がどれくらいの割合で効いてくるのかを定量的に表す取り決めである。科目担当者はシラバスに記述した評価基準に従って総合的に判断し、S（90点以上）、A（80点以上 90点未満）、B（70点以上 80点未満）、C（60点以上 70点未満）、D（60点未満）、E（判定不能）の成績をつける。学生にはA,B,C,Dの評価が通知されている。このようにしてつけられた成績評価に疑問を持った学

生は、自分の成績が間違っていないか、なぜその成績なのか、などの調査を経済学部事務室または、教務事務室に依頼することができる。

単位を修得するためには、大学で授業を受けるだけでなく、単位数に応じた自習時間を持つ必要がある。その意味で、必要以上に多くの単位修得は、実質的な意味のある学習を妨げる要因になる。経済学部では1年あたりの修得単位数を44単位に制限することで(4年次は除く)、防いでいる。

2年次には進級判定があり、必修科目を含む40単位以上を修得しなければならない。この進級要件は学生自身の学習達成度を確認してもらうためのものであるが、実際問題としても3年次以降は板橋キャンパスでの授業が多く、東松山キャンパスで開講されている授業を取りに行くのは非常に困難を伴う、ということもある。卒業時については、卒業要件をすべて満たしているかどうかを教授会で判定することにより卒業時の学士の質を確保している。

【点検・評価…長所と問題点】

シラバスにある成績評価基準を定量的に示すことで、評価基準が明確になった。しかし、評価基準を明確にしても、最終的に評価を下すのは科目担当教員である。そのプロセスに十分な客観性を導入することができていない。また、成績評価そのものも、教員が評価したもの(S,A,B,C,D,E)と学生が受け取るもの(A,B,C,D)では異なっている。

1年あたりの単位取得の上限設定を44単位にすることが適切であるかどうかの吟味が必要である。

教授会における卒業認定は、卒業時の学生の質を保証・確保する最低限の条件である。今後、他の仕組みを設定する必要がある。

【改善方策】

成績評価を厳格に保つには、同一科目を複数の教員が担当する場合には、教員同士で共通の評価基準を厳密に設けるべきである。また、教員同士の講義相互見学と評価を行うことで、難易度を調整することが可能である。

単位取得の上限設定の妥当性を、学生から意見聴取やアンケートを実施し、データに基づいて見直していく。

GPA (Grade Point Average) を導入する。点数化することで卒業時における学習到達度が定量的にわかり、単位を取得したということだけではなく、GPAに基づいた卒業判定を行うことで、卒業時における学生のレベルを担保できる。

【履修指導】

- ・ 学生に対する履修指導の適切性
- ・ 留年者に対する教育上の措置の適切性

【現状の説明】

経済学部における履修指導の中心は、年度初めに行われる教務ガイダンスおよび履修相談で

ある。教務ガイダンスは教員・事務職員の共同で行われ、各学年で履修が可能な科目の確認とその履修方法、履修登録の日時と登録単位の確認方法など、履修上の諸手続きに関する詳細な説明がなされる。履修相談は教務ガイダンス・履修登録時に教員によって行われ、履修に関する質問への応答、取得単位数が不足気味の学生への個別指導などがなされる。新入生に対しては、入学当初で学生生活に慣れていないことも考慮し、教務ガイダンス・履修相談に多数の教員を動員し、丁寧な履修指導を心がけている。教務ガイダンスでは『履修の手引き』『教授要項（シラバス）』『諸資格教授要項』など履修指導用刊行物を配布・解説するとともに、履修相談時には時間割表作成方法も手引きしている。

また、1年次の10～11月に行われる「経済学演習」（2・3年次連年履修）の募集に関しても、学部として様々な支援を実施している。毎年、2種類の演習案内（教員による『経済学演習教授要項』と学生による『ゼミナール紹介パンフレット』）を刊行配布するとともに、専門演習募集前に全体説明会・個別説明会・ゼミナール見学（オープンゼミ）を開催、1年生のゼミナール選択の便宜を図っている。また、「基礎演習」でもゼミナール選択に関する相談・指導を行っている。

1・2年次における単位取得進捗状況の遅れは、2年終了時の進級不可・留年を招き、ひいては就学継続意思喪失につながる恐れがある。経済学部は中途退学者防止の観点から、1・2年次前期終了時に成績不良者を呼び出し、面談を行っている。1年生に関しては前期取得単位が10単位未満の学生を対象に「基礎演習」クラスの担任が対応、2年生に関しては進級見込み判定が「否」の学生を対象に専門演習の担任（演習非所属者は学部執行部）が対応している。また、専門演習が2・3年次連年履修となっているため、上記のような防止策にもかかわらず2年次末に留年が決まった専門演習所属者に関しては、担当教員に連絡のうえ演習履修に関する対応を相談するよう指導している。

さらに、経済学部では、演習担当の有無にかかわらず全専任教員が1週間に1日以上オフィスアワーを設けることが義務づけられており、各教員が応接する曜日、時間、場所（主に研究室）などは、シラバスおよびWeb上で公開されている。

【点検・評価…長所と問題点】

教務ガイダンス・履修相談等には工夫を重ねているが、始業から履修登録までが3週間弱と短く、履修指導に十分時間が取れないきらいがある。「基礎演習」・「経済学演習」などで補足的な履修指導を行っているケースもあるが、対応は個別担当教員に任されている。1年次半ばの専門演習応募支援に関しては近年大幅な拡充がなされ、専門演習入室率の改善傾向（2004（平16）年の68%から2008（平20）年の79%へ上昇）に寄与していると思われる。

留年に関しては、上述のように未然防止措置が中心になっており、専門演習非所属の2年次留年者・卒業不可の4年次留年者などに対する包括的な対応は現時点では行われていない。

【改善方策】

教務ガイダンス・履修相談を補足する履修指導に関しては、「基礎演習」・「経済学演習」担当教員に引き続き協力を呼びかける。演習を初めて担当する新任教員には、学生の履修相談に対応できるよう、手引きの配布・説明会実施などを行っているが、必要に応じてこれを演習担当

教員全員に拡大していく。留年者に対する包括的指導に関しては、ガイダンス時の呼び出し・面談に加えて、学生相談室の利用を推進させる。

【教育改善への組織的な取り組み】

- ・学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））およびその有効性
- ・シラバスの作成と活用状況
- ・学生による授業評価の活用状況

【現状の説明】

経済学部では、FD 活動については、学部の FD 委員会を組織して行ってきた。しかし、近年は、FD 活動の諸企画に参加する教員の数が少なく、活動内容もマンネリ化してきたため、目立った成果を挙げていない。

また、シラバスを作成するにあたっては、授業を担当するすべての教員に対し、授業の目標およびその内容（半期全 15 回）、成績評価の方法、履修上の注意事項、テキスト・参考文献、そのほか、教員が学生にとくに要望する事項などを具体的に明記するよう求めている。それを履修登録時に、1 年生には印刷物として全学部を掲載したものを提供するとともに、Web 上で公開し、学生の活用に供している。シラバスの内容と記述の方法を標準化し、すべての教員に対し、例外なくその水準を上回るシラバスを作成するよう求め、それによって教育内容の最低保障ラインを明記・公約することとなり、また、そのボトムラインを少しでも向上させる努力を促すことにもなっている。結果として、現行のシラバス作成方式は学部全体の教育改善の取り組みを促進することにつながっている。

さらに、経済学部では、学部 FD 委員会とは別に、学部改革検討委員会（2008<平 20>年度から、「学部改革推進委員会」に変更）を組織して、2 年にわたり、月 1 回のペースで、社会経済環境の変化と今後の見通しを踏まえ、教育目標の再検討と改定、カリキュラムの内容などの課題を検討・議論してきた。2009（平 21）年度は、大学の中期計画との整合を図りながら、具体的なカリキュラムの再編の方向を明確にしていく。

学生による授業評価の活用は、個々の教員の自主性に委ねており、上記 FD 活動や学部改革推進委員会の検討には反映されていない。

【点検・評価…長所と問題点】

教育改善への組織的な取り組みは、上記のように、さまざまな取り組みが重層的に行われており、その相互関係が整合的に整理されていない。そのため、各取り組み自体が目的化しているきらいがあり、そのいずれもが経済学部全体の共通認識として共有されているようには見えない。

【改善方策】

学部改革推進委員会は、主として中長期的な視野の中で、経済学部全体の改善の方向を具体

的に提示していく。これに対し、経済学部の FD 委員会は、中長期的方向に合致する教育改善の方法やメニューの中で現状においてすぐにも取り組みができるもの、あるいは取り込めるものを具体的に指摘し、提案する形で FD 活動を展開していく。また、その方向性を取りまとめる段階では、大学全体の FD 活動の成果を取り入れ、学生による授業評価から読み取れる改善項目なども反映する。

シラバスの作成と活用、フレッシュマンセミナーの実施、履修指導の徹底、成績不良者に対するサポート、出席不良者に対する面接指導などをより一層推進し、学習効果の向上を目指す。

「基礎演習」を通じた学生へのきめ細かな学習指導を徹底し、初年次教育の強化に努める。

【授業形態と授業方法の関係】

- ・ 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性
- ・ 多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性
- ・ 「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

【現状の説明】

経済学部の開講科目の授業方法を概観すると、(i) 学生の口頭発表・グループワーク・討論などを中心としたもの、(ii) 学生・教員双方向のコミュニケーションを重んじたもの、(iii) 教員による講義を中心とするものの授業中に学生にも作業させるもの、(iv) 教員による講義を中心とするもの、の4種類に大別できる。(i) は「基礎演習」「経済学演習」「卒業研究」などの演習科目、(ii) は英語・中国語などの外国語科目、(iii) は「入門数理」などの基礎科目や「経済データ分析入門」などの情報処理系の専門科目、(iv) は残り大部分の専門・全学共通科目が概ね該当する。教育効果のうえでは (i) ～ (iv) のいずれも少人数クラスの形態を取ることが望ましいが、現状では (i) (ii) が少人数クラスの大部分を占め、(iii) は 40～60 名の中人数クラス、(iv) は大教室での多人数クラスとなっている。

ちなみに、専門教育科目で受講者が 200 名を超える講座は、社会経済学科では 2008 (平 20) 年度が 5 コマ、2009 (平 21) 年度が 4.5 コマである。現代経済学科では、該当するものはない。両学科共通科目では、2008 (平 20) 年度が 11.5 コマ、2009 (平 21) 年度が 9 コマである。経済学部全体では、2008 (平 20) 年度が 16.5 コマ、2009 (平 21) 年度が 13.5 コマであり、わずかながら是正が図られている。

また、演習科目を除く専門教育科目で受講者が 10 名以下の講座は、社会経済学科では 2008 (平 20) 年度が 1 コマ、2009 (平 21) 年度が 0.5 コマである。現代経済学科では 2008 (平 20) 年度が 2 コマ、2009 (平 21) 年度が 3 コマである。両学科共通科目では、2008 (平 20) 年度が 4 コマ、2009 (平 21) 年度が 6.5 コマである。経済学部全体では、2008 (平 20) 年度が 7 コマ、2009 (平 21) 年度が 10 コマであり、わずかではあるが増えている。

授業内で使用するメディアに関しても、上記 (i) ～ (iii) の科目群に関しては多様化が進んでいる。(i) の「基礎演習」の多くは AV 対応教室やパソコン教室で行われ、学生による口頭発表やレポート・論文作成技術習得のための便宜を図っている。(ii) の外国語科目では LL・CALL 教室の利用が一般化している。(iii) の情報処理系科目では授業は原則情報処理教室にて

実習形式で実施している。(iv)の講義科目では教室施設面の制約から黒板使用も多いが、板書の補助としてのプリント配布やパワーポイント使用も徐々に拡大している。

遠隔授業に関しては、経済学部における潜在的需要は(iv)の講義科目（とくに東松山キャンパス開講の大規模科目）にあると思われるが、遠隔設備を装備した大教室の不足、遠隔受講側の授業運営をサポートする人員の不足などの問題から現時点では行っていない。

【点検・評価…長所と問題点】

2001（平13）年4月のカリキュラム改定では、上記(i)～(iii)の開設クラスを増加させるとともに(iv)の講義科目に関しても同一科目内に複数クラスを設置するなどしてクラス規模の削減を図った。教育課程の項で詳述したように、(i)の演習科目と(ii)の外国語科目においては一部の例外を除き40名未満の少人数クラスの実現・維持に成功している。ただし、(iii)のうちの情報系科目に関しては情報処理教室でのコンピュータ設置台数の制約を受けており、抽選による履修希望者の制限を余儀なくされている。また、(iv)の講義科目のうち1年次専門必修科目に関しては、クラス指定の導入などによりクラス規模を概ね100～150名に平準化できたが、板橋キャンパス開講の専門自由科目などでは、登録者数が10名前後から300名超までと大きなばらつきが出ている。

演習科目・情報処理系科目など学生参加型授業の拡充と使用メディアの多様化は、学生のプレゼンテーション能力の改善に効果を発揮していると思われる。このことは、例えば経済学演習成果発表会で使用される展示パネルやパワーポイント・スライドの過去数年の進化からも視える。高度なプレゼンテーション技術を用いたゼミナールが入賞すると、競争を意識して学生が授業内でのパソコン・スキル習得に熱心になる、といった好循環も発生している。

【改善方策】

講義科目における登録人数のばらつきの問題に関しては、学生間の偏った情報のみに基づく安易な履修が行われないよう、引き続き授業内で関連科目の情報宣伝を行っていくなど、きめ細かな指導をよりいっそう進める。また、恒常的に登録者数が過大になっている専門自由科目同士を同じ時限に配置するなど、時間割編成上の工夫もできる限り行い、履修登録者の平準化を図る。具体的には、受講生が10名に満たない科目については、大学の方針を踏まえ、着実に見直しを進めてきた結果、徐々に是正されてきている。しかし、その成果はまだ十分とはいえないので、受講生を増やすための更なる取り組み、隔年開講措置、科目の統廃合など一層の改善策を実施する。逆に、受講生が200名を超える科目については、コマの分割による複数コマの開講、モデル履修プランの提示、および履修指導など更に改善を進める。

教室施設面での制約（情報処理教室やパワーポイント対応教室の不足など）に関しては、現在進行中の東松山キャンパス再整備計画の中で改善を要求していく。

C. 国内外との教育研究交流

【国内外との教育研究交流】

- ・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

【現状の説明】

経済学部では、毎年数回、国内外の研究者、エコノミスト、ジャーナリスト、外交官その他実務者などを招請して、学部（または学科）主催の講演会を全学の学生、教職員および地域の人びとに公開のうえ、開催している。また、経済研究所が中心となり、大東文化大学、西北大学（中国）、技術教育大学（韓国）、逢甲大学（台湾）および沖縄経済学会の4大学、1学会で東アジア地域国際シンポジウムを毎年持ち回りで共同開催している。このシンポジウムに対して、経済学部は教員の派遣などを含め全面的にバックアップしている。

【点検・評価…長所と問題点】

国内外の研究者を招請しての講演会は、国際交流および異文化交流を促進するうえで大いに役立っている。しかし、毎年度、単発的に実施しているのでその教育効果が限定的であり、それをもっと計画的に、系統的に連続性をもって実施していけば更に効果が期待できる。また、講演の内容を記録し、公刊することによって情報の発信と対外的な評価を高めることができる。東アジア地域国際シンポジウムは、研究者の交流拡大に大いに寄与しているが、それを学士課程教育や大学院教育、また研究活動にももっと活用すべきである。

【改善方策】

学部（または学科）講演会は、他学部等と連携協力することにより、より多くの教育的効果および研究上の成果が期待できるので、積極的に他学部等に働きかけ、共同の講演会、公開講座、シンポジウム等を開催する。東アジア地域国際シンポジウムは、単なる国際シンポジウムに終わらせるのではなく、国際共同研究に発展させるための方向を模索し、実現を図る。

4. 外国語学部

国際社会ではさまざまな分野でグローバル化、高度情報化が進み、これまでにない大きな変化が起きている。外国語学部は、このような状況に対応するため幅広い教養と国際的視野に立脚した職業能力をもつ人材の養成を目指している。

外国語学部は言語および、その言語が使用される地域の文化・社会・歴史等の研究、教育を通じてその理念の実現を図っている。

到達目標

1. 教育課程等

(1) 中国語学、英語学、ドイツ語学、フランス語学、日本語学に関する学識を修得させ、幅広い教養と豊かな国際的感覚を涵養するために言語および該当地域の歴史、社会、文化の学修をカリキュラム編成、授業内容に効果的に反映させるとともに、不断の検証を行う。

(2) 専攻する言語の使用される地域に関する学修を通じて自己と異なる文化、精神、宗教、歴史等を理解させ、他民族を思いやる感情を涵養するとともに、専攻する言語により自己の考えを表現できる十分なコミュニケーション能力を養成する。

(3) 基礎的な学力を補い大学教育への円滑な導入を図るとともに、学修方法、職業意識、将来設計等について総合的に学修し、人生設計を可能にさせるカリキュラムを提供する。

2. 教育方法

(1) 専攻語学の学修においてその教育の質を保証するため、到達基準を設定し、すべての学生がこの基準に到達できるようにする。

(2) 授業によって能力別クラスを編成し、学生が個々の能力に応じて十分な学修成果が得られるようにする。

(3) FD活動を活性化して教授法、教授内容の質の向上を図るとともに、学生による授業評価を点検し、この成果をカリキュラム編成、時間割作成等の授業運営に反映させる。

(4) 教育の質を保証する適正な成績評価システムを構築する。

3. 国内外との教育研究交流

現在さまざまな形態で行っている海外の大学における研修について、その研修成果のさらなる向上を図る。

A. 教育課程等

【学部・学科等の教育課程】

- ・ 教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系的性 (大学設置基準第19条第1項)
- ・ 教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ
- ・ 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問
- ・ の体系的並びに学校教育法第83条との適合性

【現状の説明】

1. 外国語学部は言語およびその言語が使用される地域の文化・社会・歴史等の教育、研究を通じて、国際的な広い知識と教養をもつ外国語および日本語のスペシャリストを養成することを目標としている。中国語学科は中国を中心とする中国語圏、英語学科は米国、欧州、豪州を中心とする英語圏、ドイツ語圏、フランス語圏、日本語学科は日本を対象とし、言語を中心として文化、社会、歴史の面からのアプローチを行う。各学科では豊富な科目を配置するとともに、学部内共通科目として外国語科目、地域研究、情報処理に関する多くの科目を配置しており、学生は所属学科の枠を超えて、みずからの関心に応じて課題へのアプローチが可能である。

本学部の教育科目は、①基礎教育科目、②専門教育科目、③全学共通科目の3科目群から成る。このうち①基礎教育科目は専門教育への導入的性格を持つ科目群、②専門教育科目は専攻外国語（日本語を含む）、該当地域の文化・社会・歴史等に関する専門的知識を教授する科目群、③全学共通科目は全学部・全学科共通で幅広い教養・問題解決能力の養成を目的とする科目群である。これら①～③の科目群は、大学生として修得しておくべき教養・技能、本学部学生として修得しておくべき基礎的・専門的知識の双方をカバーするものであり、学士課程としてのカリキュラムの体系性は確保されている。

2. 本学において一般教養的科目群は「全学共通科目」として4年間を視野に入れつつ幅広く開講されている。全学共通科目は（1）基本科目（A系：人間と文化、B系：社会と生活、C系：自然と環境、D系：健康とスポーツ）、（2）課題（テーマ）科目、（3）教職資格から構成されている。本学部では専門教育と平行して教養教育を重視しており、全学共通科目の学修により基本的な知識と技能、豊かな倫理性を備えた人間の育成を図るとともに、現代世界への問題意識と異文化への理解、総合的な判断能力の育成を目指している。本学部では全学共通科目は選択科目の一種である自由科目として配置しており、最大限履修した場合、卒業所要総単位に占める単位数は、中国語学科42単位（うち2単位は必修科目）、英語学科50単位、日本語学科44～48単位（選択外国語により異なる）である。

本学部で開講する基礎教育科目は学科により多少異なるが、英語を中心とする外国語科目であり、専門教育への導入的性格を持つものである。中国語学科では必修科目として英語1～4、自由科目として上級英語、コミュニケーション英語、フランス語初級・中級、ドイツ語初級・中級（自由科目は全学対応）である。英語学科では必修科目として英語基礎講座1～5を配置している。日本語学科では必修科目としてリサーチ・スキルズ、自由科目として初級英語1・2、中級英語1・2を配置している。本学部では一般教養的科目、基礎教育科目の学修を通じて他文化への共感、多文化共生、貧困と支援、人権の擁護等の倫理性の涵養を図っている。

3. 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目は、①必修科目②選択科目③自由科目から成る。①必修科目は学科により多少異なるが、専攻する外国語（日本語）、しごと論、コンピュータに関する科目等が配置されており、本学部学生に必要な不可欠の語学力や実用的スキルを身につけさせるものである。②選択科目は一般的な選択科目と系列選択科目に分かれる。一般的な選択科目では学生の志向に基づいて専門的な学修を行う。系列選択科目では学生にコースを選択させ、より高度な専門的学識を修得させるものである。中国語学科では3年次に中国の言語を専門的に学修する中国言語情報系列と中国の社会、文化を専門的に学修

する中国語文化系列に分かれ、学生はそのいずれかを選択する。英語学科で1年次において英語を中心として学修する英語コース、英語を中心にドイツ語もしくはフランス語を学修するヨーロッパ2言語コース（英独系、英仏系）に分かれる。英語コースを選択した者は2年次においてさらに英語・教育系、情報・コミュニケーション系、地域・文化系の3系列に分かれる。日本語学科においてはコース制を採っていないが、系列選択科目としてA.選択演習系列、B.日本語学・言語学・日本語教育系列、C.日本文学・日本文化学・比較文化学系列、D.専門演習系列の4科目群を配置し、専門的な学修を可能にしている。また、③自由科目を配置することにより、学修の幅を広げることに配慮している。

以上のことからその内容は学校教育法第83条の趣旨に合致していると判断される。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 教育課程の体系性には特段問題はみられない。
2. 一般教養的科目については開講科目も多く、内容も豊富であり、学生の需要に十分応えている点は評価できる。
3. 専門教育科目については、語学の訓練を要する科目で少人数制のクラスが実施されている点は評価できる。
4. 各学科とも開講科目が多く、充実しているが、開講科目が多いため同一時間帯にいくつかの科目が重なり、希望にそった受講ができないという事態も起きている。開講科目が多いことは教育上評価されるべきであるが、多きに過ぎると、履修、教員配置などで無理が生ずる。科目の内容を精査して、科目数を調整する必要がある。

【改善方策】

1. 学生に社会の広範な分野で活躍できるように、一般教養的科目の重要性をこれまで以上に認識させ、科目の趣旨を理解させるとともに、十分な学修を促す。
2. 専門教育では授業の内容に沿った少人数教育を維持するとともに、国際的視野の拡大、異文化理解の深化、コミュニケーション能力の向上を目指して、さらなる充実を図るとともに、これまで配置された科目の内容を精査し、科目の見直しを行う。

- ・外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性
- ・教育課程の開講授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性
- ・カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

【現状の説明】

1. 本学部は外国語教育を主要な任務としているので、外国語科目は他学部とは異なり主に専門教育科目のなかに配置されており、一部が基礎教育科目のなかに配置されている。

中国語学科には中国語を修得させるために1～4年次にわたって潤沢な科目が提供されてお

り、このことについては前項【学部・学科等の教育課程】で述べたところである。中国語学科ではこのほかに国際語である英語の修得を重視している。1・2年次の基礎教育科目における必修科目として英語1～4を配当し、各年次2科目を履修する。また、さらに高度な英語の修得を望む者は3・4年次において自由科目として、上級英語A・Bを選択して履修することができる。なお、基礎教育科目において、自由科目として英語科目のほか、フランス語、ドイツ語の初級、中級科目（いずれも全学対応）を配置しており、学修意欲のある学生の需要に対応している。

英語学科では英語を修得させるために1～4年次にわたって潤沢な科目が提供されており、このことについては前項【学部・学科等の教育課程】で述べたところである。英語学科では専門教育科目のなかに英語のほかに学科共通科目として、1～3年次に中国語1～4、ドイツ語1A・1B、2A・3A、フランス語1A・1B、2A・3Aを配し、専攻外国語と異なる外国語を選択して履修する。

日本語学科はその目的のひとつが外国人に対する日本語教員の養成であるので、英語、中国語を重視している。日本人学生については中国語か英語を選択し、留学生については日本語を選択し、それぞれ専門科目として履修する。英語、中国語、日本語は、1年次、2年次ともA・B・C・D・Eの5科目を必修科目として履修し、2・3年次には1・2年次の履修を基礎に、より高度な外国語能力養成のために主にネイティブ・スピーカー教員が担当する選択科目が英語、中国語、日本語科目ともに配置されている（3A、3B、3C、4A、4B等）。選択した外国語の最低取得単位については外国語選択により多少の差異があるが（英語選択者については22単位以上、中国語選択者については20単位以上、日本語履修者については18単位以上）、この規定により選択外国語のレベルを担保している。

本学部では専門教育科目のなかに学部共通科目として韓国語、インドネシア語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、アラビア語、モンゴル語、ベトナム語、ラテン語、ギリシア語、イタリア語を学ぶ科目が配置されており、学生の需要に対応している。

2. 中国語学科の卒業所要総単位は126単位。そのうち専門教育科目は76単位、外国語科目（中国語学科では基礎科目に含まれる）は8単位、教養講義科目が含まれる自由科目は40単位、体育科目が2単位である。英語学科の卒業所要総単位は124単位。そのうち専門教育科目は54単位、外国語科目（英語学科では基礎科目に含まれる）は20単位、教養講義科目が含まれる自由科目は50単位である。日本語学科の卒業所要総単位は124単位である。外国語科目は専門教育科目として履修する。卒業所要総単位の内訳は選択する外国語により多少異なる。

「選択外国語科目」として英語を選択する場合は専門教育科目78単位、基礎教育科目2単位、自由科目44科目単位である。「選択外国語科目」として中国語を選択する場合は専門教育76単位、基礎教育科目2単位、自由科目46単位である。「選択外国語科目」として日本語を選択する場合は専門教育74単位、基礎教育科目2単位、自由科目48単位である。

3. 本学部の授業科目は必修科目、選択科目、自由科目からなる。選択科目は配置されている科目のなかから自由に選択する自由度の高い選択科目と、系列選択科目などのように配置されている科目のなかで必修すべき最低単位数を指定している必修度の高い選択科目からなる。自由科目は学部・学科に開設されている科目のなかから自由に選択して履修する選択科目の一種である。必修科目に必修度の高い選択科目の最低取得単位数を加えた必修的科目の単位数の

卒業単位数に占める割合は、中国語学科 68.3%、英語学科 66.1%（英語コース）、59.7%（ヨーロッパ2言語コース）、日本語学科 61.3%（外国語に日本語を選択した場合）、62.9%（外国語に中国語を選択した場合）、64.5%（外国語に英語選択の場合）であり、3学科ともに必修科目に配当される単位の割合が高い。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 本学部では国際化等の進展に適切に対応するため、中国語学科では英語、英語学科では中国語、フランス語、ドイツ語、日本語学科では日本語、中国語、英語に豊富なコマを配し、運用能力の向上に努めている。また、学部共通科目として【現状の説明】で述べた13の外国語を含む多くの外国語の学修の機会を提供している。これらのことは評価できる。枠組みは出来上がっているが、教育効果を向上させるために一層の努力が求められる。

2. 本学部における卒業所要総単位数に占める専門教育科目と一般教育科目の量的配分は、中国語学科で60%と32%、英語学科で59.7%と40%（基礎教育科目の英語科目を含む）、日本語学科で60%～63%と35%～39%（英語、中国語、日本語の選択により異なる）となり、専門教育科目の比重が高いが、外国語の運用能力を育成するためにはどうしても多くの時間を必要とするところからやむを得ない面があることは否定できない。しかし、学生にとって一般教養的学識も必要なので、学生の進路に合わせた効率的な履修を図ることが求められる。

3. 本学部における卒業所要総単位数に占める必修科目の割合は3学科ともに高い数値を示しているが、本学部では語学の修得なしには専門分野の探求は不可能であるので、やむを得ない面がある。選択科目が同一時間帯に多く開講され自由に履修できないという指摘があるので、改善する必要がある。

【改善方策】

1. 現在専門教育科目における一部の外国語科目では習熟度別クラス編成がなされているが、今後さらに拡充し、学生の能力にあった授業が行えるようにする。

2. 一般教養的科目の履修モデルを示して履修指導を強化し、進路に合った効率的な履修ができるようにする。

3. 選択科目の科目内容を精査し、科目の整理・統合を推進する。

【カリキュラムにおける高・大の接続】

・ 学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

【現状の説明】

本学部では高校教育から大学教育へ円滑な導入を図るべく、入学前から入学後にかけて以下のような導入教育を実施している。

1. 推薦入学者に対する事前指導

中国語学科は推薦入試等で早期に合格が決定している者に対しては、合格時に中国に関する書籍を数点示し、その中の一点を選択して感想文を書いて、入学時に提出するように指示し、

中国に対する関心を喚起するように指導している。

2. 入学後の導入教育

英語学科では1年次に「基礎セミナー」、「表現法」（英語コース）等の科目を配置して対応している。担当教員、対象学生により多少異なるところはあるが、英語の基礎学力を確保するとともに、図書の利用法、ノートの取り方、レポートの書き方などを指導し、学生の学修を支援している。中国語学科、日本語学科には英語学科のような導入教育を目指した科目はとくに配置されていないが、中国語学科では1年次に配置されている英語1・2、中国社会文化概説、中国現代史等の科目、日本語学科では初級英語、中級英語、日本語学基礎演習等の科目で高校における関連授業をふまえながら専門教育への導入を図っている。

【点検・評価…長所と問題点】

さまざまな推薦入試の導入により、入学学生の学力の差が顕著になっていることからみて、本格的な導入教育に取り組む必要がある。入学前の対応では一部行っている学科もあるが、質量ともに、不十分である。入学後の導入教育では英語学科で基礎セミナー、表現法を科目として配置しているが、中国語学科、日本語学科でも必要な科目を配置し、カリキュラムにおいて対応する必要がある。

本学部の現在の取り組みは不十分であり、今後学部全体で対応する必要がある。

【改善方策】

本学部は導入教育に対して以下のように対応する。

1. 入学前については、推薦入試等で早期に入学が決定している者に対して基礎学力の向上を図るべく課題を出し、指導する。

2. カリキュラムにおいて導入教育のための科目が明確に設定されていない学科においては、1年次に導入教育を目的とする科目を設け、基礎学力を確保するとともに、レポートの書き方、情報収集の仕方、意見発表の方法、職業意識等を総合的に学修させる。

【インターンシップ、ボランティア】

・インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

【現状の説明】

本学部では、インターンシップは学生が在学中に人生における職業の意味や自分の適性を知ることができる有益な制度と認識し、現在取り組みを始めたところである。対応は学科により異なる。

英語学科 選択科目として2年次に「インターンシップ」（4単位）という科目名で配置している。学生が各自実習先を探し、所定の手続きを経て45時間以上の実習を行う。その後履修登録を行い、学科主任の面接によりA、B、Cの評価がなされる。

中国語学科 現段階では実施していないが、2009（平21）年度から3年次の学生を対象に、中国大連市において実施する予定である。大連外国語学院との交流提携に基づき、夏季に2ヶ

月間、同大学において中国語研修を受けるとともに、研修先の斡旋を受け、日系企業を中心に実施する。実習状況に応じて3科目6単位を上限として単位の振り替えをする。また、今後軌道にのれば、本学部内で中国語を履修している英語学科、日本語学科の学生も受け入れる。

日本語学科 日本語教師を希望する学生を対象に、国内・海外の日本語教育研修を実施しており、実習指導記録をもとに単位を認定している。実習校としては国内では日本語学校、海外は中国の三江学院、東北師範大学、オーストラリアのクイーンズランド大学、タイの国立アサンブション大学などがある。2008（平20）年度は三江学院3名（3年生）、クイーンズランド大学1名、国立アサンブション大学2名（2年生）の実習を行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

英語学科ではインターンシップの制度を学生に提示しているが、2008（平成20）年の実習者はいなかった。不振の理由はインターンシップそのものが学生によく理解されていないこと、実習先を自分で探す必要があること、などがあげられる。学生が実習先を探すのは困難な面が多いので、今後は学科が主体となって実習先を確保することが課題である。日本語学科の教育実習は、数は少ないものの着実に実施されており、評価できる。

【改善方策】

本学部は現在卒業生のネットワーク作りに取り組んでいるので、インターンシップもこのネットワークを活用して積極的に推進する。また、大連外国語学院によるインターンシップはすでに実施が決まっているので、2010（平22）年度以降英語学科、日本語学科へも拡大していく。学部の年間実習数の目標値は昨今の経済状況を考慮し、国内における実習者数を20名、中国における実習者を30名とする。

【授業形態と単位の関係】

・各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

【現状の説明】

本学部では、以下の3つの科目分類に対応して次のような単位の算定基準がある。

①講義科目 毎週1時間15週の講義をもって1単位が認定されている。学生には教室内での週1時間の講義に対して、教室外での2時間の準備を義務づけている。すなわち、毎週3時間15週の講義ならびに準備時間、合計45時間をもって1単位が認定されることになっている。

本学部の講義時間は、実際には90分（1時間半）だが、制度上は慣習的に2時間として計算されている。学生は1週1回の授業に対して計4時間の準備が必要となる。講義科目は授業時間30週の通年制をとっているため、取得できる単位数は4単位となる。

②演習科目 学生には教室内での週1時間の授業に対して、教室外での1時間の準備を義務づけている。教室内での1時間の授業は慣習的に2時間として計算されるため、毎週3時間15週の授業ならびに準備時間、合計45時間をもって1単位が認定されることになっている。本学部の演習科目は通年制をとっているため年間30週の授業により基本的には2単位が認定さ

れている。中国語学科では系列選択科目の各演習は3・4年次連続して履修し、論文を提出し、一括して6単位が与えられる。英語学科のゼミ（特別セミナー、応用セミナー、基礎セミナー）は通年で4単位が与えられる。日本語学科では3・4年次の日本語教育学演習は演習科目ではあるが、日本語教師のインターンシップ科目とも呼べるもので、通常の演習科目の2単位ではなく、4単位を取得できる。専門演習は3・4年次の連年履修となっており、4年次での卒業論文の提出を含め、すべての要件を満たした場合には4年次に8単位を取得できる。

③保健体育科目 自由科目の「総合体育 A」「総合体育 B」「総合体育 C」「体育実技 A」「体育実技 B」については、学生に対して教室外での準備を義務づけないため、「半期1単位科目」として認定する。

【点検・評価…長所と問題点】

単位の認定に関しては、大学設置基準に示された単位計算方法に準拠しており、妥当であると判断される。専門科目の履修は学部共通科目の一部の語学科目および英語学科英語コースの英語文化圏1・2を除いて、すべて通年制をとっているが、これは授業の連続性、履修手続きにもなう学生負担の軽減を重視したからであり、通年制による不都合は起きていない。科目履修で通年制をとっているため、半期制と比較して同一教員によってまとまった内容を教授できる、履修登録に要する学生の負担を軽減できる、などの利点がある。

【改善方策】

単位の認定方法については特に問題は起きていないので、現行通り実施する。ただ、各学科で現在カリキュラムの見直しをすすめているので、各科目の単位数についても精査し、問題があれば改善する。

【単位互換、単位認定等】

・国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第28条第2項、第29条）

【現状の説明】

本学部では海外の大学等における学修状況に基づき単位の振り替えを行っている。単位認定に際しては、先方が発行した授業科目、成績証明書、学生の報告書及び面接により、単位振り替えを担当する教員が綿密に審査して認定している。

短期留学：1～2ヵ月程度滞在する留学で学修状況に基づき単位の振り替えを行う。2008（平20）年度の該当者は中国語学科10名（2～6単位振り替え）、英語学科27名（4単位振り替え）、日本語学科名1名（2単位振り替え）であった。

中期留学：3ヵ月程度滞在する留学で学修状況に基づき8単位を上限として単位の振り替えを行う。2008（平20）年度の該当者は、英語学科9名であった。中国語学科、日本語学科にはこの制度はない。

長期留学：半年から1年程度滞在する留学で、学修状況に基づき30単位を上限として単位

の振り替えを行う。2008（平 20）年度の該当者は中国語学科 16 名、英語学科 12 名、日本語学科 1 名であった。

本学部の性格からみて、国内留学は希望者もなく、単位振り替えの制度もない。

編入生の単位認定の上限について学則上明示的な制限はない。2008（平 20）年度編入生は中国語学科 1 名（3 年次、54 単位認定）、英語学科 1 名（3 年次、54 単位認定）、日本語学科 1 名（2 年次、28 単位認定）であった。2009（平 21）年度の編入生はいなかった。

【点検・評価…長所と問題点】

外国への留学は、留学することにより社会にじかに接し、生の言語に触れることができるので、国際理解の促進、語学力の向上に効果があるばかりでなく、帰国後の学習意欲の向上にも大きな役割を果たしている。単位振り替えの方法に特段問題は発生していない。長期留学によって 30 単位を上限とする単位振り替えを行うため、学生は在学期間を延長することなく 4 年間で卒業が可能なことから、学生の負担が軽減されており、評価できる。また、単位の振り替えにあたっては、留学先の成績証明書に基づいて厳正に行われており、適正と判断される。編入生の単位振り替えに関しても特段問題は起きていない。

【改善方策】

国外の大学等での学修の単位認定、編入生の単位振り替えは適正に行われており、現在のやり方を維持する。

【開設授業科目における専・兼比率等】

- ・ 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合
- ・ 兼任教員等の教育課程への関与の状況

【現状の説明】

1. 本学部開講科目における専任教員と兼任教員の担当状況は次ページの表の通りである。

			必修科目	選択必修科目	全開設授業科目
中国語学科	専門教育	専任担当科目数 (A)	5.6	17	30.6
		兼任担当科目数 (B)	9.4	25	69.4
		専兼比率 % (A / (A + B) *100)	37.3%	40.5%	30.6%
	基礎教育	専任担当科目数 (A)	0	0	3
		兼任担当科目数 (B)	4	0	23
		専兼比率 % (A / (A + B) *100)	0.0%	0.0%	11.5%
英語学科	専門教育	専任担当科目数 (A)	17.9	39	65.4
		兼任担当科目数 (B)	13.1	45	77.6
		専兼比率 % (A / (A + B) *100)	57.7%	46.4%	45.7%
	基礎教育	専任担当科目数 (A)	1.5	0	1.5
		兼任担当科目数 (B)	3.5	0	3.5
		専兼比率 % (A / (A + B) *100)	30.0%	0.0%	30.0%
日本語学科	専門教育	専任担当科目数 (A)	3	33	42
		兼任担当科目数 (B)	2	56	87
		専兼比率 % (A / (A + B) *100)	60.0%	37.1%	32.6%
	基礎教育	専任担当科目数 (A)	0	0	1
		兼任担当科目数 (B)	1	0	2
		専兼比率 % (A / (A + B) *100)	0.0%	0.0%	33.3%

この表における専任担当科目数には他学部・大学院研究科・研究所等の専任教員による兼担科目も含める。「全開設授業科目」は、「必修科目」と「選択必修科目」の合計ではない。同一講師による場合は、専任教員が担当すると専任担当科目数 1、兼任教員が担当すると兼任担当科目数 1 となる。複数教員による場合は、全員が専任教員るとき専任担当科目数 1、専任教員と兼任教員がそれぞれ担当したとき、専任担当科目数 0.5、兼任担当科目数 0.5 となる。

1. 専門教育における専任の比率は中国語学科 30.6%、英語学科 45.7%、日本語学科 32.6% となっており、全体的に高いとは言えない。基礎教育に関しては中国語学科 11.5%、英語学科 30.0%、日本語学科 33.3% となっており、中国語学科の低さが目につく。基礎教育についてはいずれも低い数字を示しているが、開講科目自体が少ない。

2. 兼任教員については、就任の依頼時に教務担当教員から本学部・学科の教育方針、担当科目の位置づけ、評価方法等に関する説明をし、了解を得ている。また、年に 1 回は学科ごとに兼任教員と専任教員の教育懇談会を設け、意見交換に努めている。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 本学部は外国語教育を主たる任務としているため、訓練を要する科目については少人数

クラスを編成する必要がある。本年度の学部開講総コマ数は708コマにのぼるが、これは少人数制に基づく細かなクラス分けと豊富な科目が開設され、学生に対して必要十分な教育体制を実施していることの現れであるといえることができる。ただ、一方では専任教員は客員教員を含め52名にとどまり、10名以下のクラスも存在する。また、2001(平13)年度相互評価の際「助言」として「外国語学部では、非常勤教員への依存率が高いので改善が望まれる。」との指摘を受けているが、現在の状況は上記の通りであり、十分な改善がなされたとはいえない。今後は少人数クラスを維持しつつも専兼比率を高めるという課題に取り組む必要がある。

2. 兼任教員等の教育課程への関与のための連絡、連携については、これまで円滑に進められてきており、特段問題は起きていない。

【改善方策】

10名以下のクラスも出てきているので、今後は科目内容を精査し、科目の整理・統合を進める。現在すでにカリキュラムの見直しを行っているので、2012(平24)年度をめどに兼任教員への依存率の改善、専兼比率の改善も視野に入れ、改善を図る。

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

・社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

【現状の説明】

本学部の社会人学生、外国人留学生、帰国生徒などへの対応は以下の通りである。

①社会人学生：社会人入学試験は中国語学科、英語学科では実施しているが、2005～2008年度は応募者がいなかった。日本語学科では実施していない。

②外国人留学生：中国語学科、英語学科と日本語学科では対応が異なる。中国語学科および英語学科では若干名の外国人留学生枠を設け、外国人留学生試験を実施している。現在中国語学科には在籍者がいないが、英語学科には13名在籍している。両学科では留学生のために必修科目として日本語読解A・B、日本語表現A・Bの4科目4単位、選択科目として総合日本語A・B、応用日本語A・Bの4科目4単位を配置しており、留学生は取得した単位のうち、中国語学科では6単位を限度として基礎教育科目の英語1・2・3の単位に、英語学科でも同様に専門科目の学科・学部共通科目の語学科目の単位に、それぞれ振り替えることができる。

日本語学科では1993年度の創設当初より学科定員50名のうち、15名の外国人留学生枠を設定し、現在1年生20名、2年生16名、3年生15名、4年生21名が在籍している。おもに中国、台湾など漢字圏出身の学生が多いが、韓国、マレーシア、タイ、モンゴル、ネパール、イラン・イスラム共和国など非漢字圏も含み、出身国は多岐にわたる。外国人留学生は日本人学生と同じ授業を受講するが、学科の日本語教育、及び留学生指導を専門にする教員が面談、指導等を通じて留学生の状況把握に努め、学習指導などを行っている。また、それらの教員は授業担当の日本語教員、及び国際交流センターとの連絡・調整等も行い、出席状況の把握に努め、欠席の多い留学生については適宜指導している。

③帰国生徒：帰国生徒に対応する入試は実施していないが、一般入試、推薦入試等で入学し

た学生が帰国生徒と判明すれば、担任等が履修、学生生活等について個別に指導している。また、中国語学科では1・2年次において入学前に中国語学修歴のある学生を対象とした「既修者クラス」（1クラス）を設けている。このクラスは本来、帰国生徒を対象としたものではないが、1年次のクラス編成に際し中国語の試験を実施するので、結果として、中国で生まれて小学校または高校時に家族とともに帰国（来日）した学生で占められている。このクラスの1・2年次におけるカリキュラムは一般の学生と同じであるが、特別な事情に配慮して教材の選定や授業の運営を行っている。学生は来日してすでに5年～10年たっているので日本の生活、習慣にはなじんでいるが、担任の教員は特にきめ細かな生活指導を行っている。

その他の帰国生徒に対しては履修指導、生活指導の面で配慮しているが、カリキュラム編成、授業の面では特別な対応をしていない。

【点検・評価…長所と問題点】

①社会人学生：ここ数年在籍者はいないが、以前在籍した例では社会人学生は意欲やモチベーションが高く、一般学生に良い刺激を与えていた。大学が社会に果たす役割からみても、学生の獲得に力をいれる必要がある。

②外国人留学生：本学部は外国人留学生の受け入れには長い経験があり、出席管理等生活面の指導が適切に行われていることは評価できる。一方で、出身が漢字圏か非漢字圏かの違いが母語の日本語習得に及ぼす影響もあり、個々の留学生の日本語能力にかなりばらつきが見られるので、その対応が求められる。

③帰国生徒：中国語学科の「既修者クラス」の学生は、現在1・2年次においては有望な中国語の素地を有しており、指導の仕方によっては日中バイリンガルの優秀な人材を養成することが可能である。現在1・2年次には特別クラスで対応しているが、3・4年次においては一般クラスに入れている。今後は1～4年次の一貫教育を視野に入れ、今まで以上にきめ細かい対応をする必要がある。

【改善方策】

①社会人学生：社会人学生はモチベーションも高く、基礎的な素養も有している。本学部は大学の社会的な役割を果たすという意味合いからも、学部ホームページ、入試パンフ等での広報活動を強化し、今後獲得に力を入れる。

②外国人学生：留学生の日本語能力の多様化について日本語学科では現在、入学時に日本語運用能力到達度の測定を行っており、今後そのデータを活用しながら、クラスの指定、課題の提出等個々の学生のレベルに応じた、きめ細かい日本語の指導を行う。

③帰国生徒：「既修者クラス」の一貫教育を視野に入れ、きめ細かい指導を行い、全員の中国語検定試験2級合格を目指す。

B. 教育方法等

【教育効果の測定】

・教育上の効果を測定するための方法の有効性

【現状の説明】

本学部では教育効果を教員側からと学生側からの両面から測定している。

教員側からの測定として以下の方法がある。

〔期末試験・追試験〕

前期（7月）、後期（1月）に期末試験を実施して、その結果を総合して評価し、単位を認定している。また、講義科目では試験の代わりにレポートを提出させ単位を認定することも行われているが、評価方法の選択は担当教員の裁量に任されている。また、病気や事故等の理由で期末試験が受けられなかった学生のために追試験を実施している。

〔小テスト〕

とくに語学科目では平素授業中に小テストを行い、その成績を前期、後期の試験結果に加味して評価を行う例も見られる。

〔各種試験〕

中国語学科では毎年12月下旬に1・2年次生全員を対象として、中国語の学習成果を測る目的で中国語統一試験を実施しており、この結果は一部評価に反映される。個人成績、クラスごとの平均点等も教員にとって教育方法を確認するデータとして活用されている。

英語学科では、1年次から3年次まで年間1回学科予算でTOEICの試験を実施している。結果は学科協議会で報告され、教育上の効果について検討される。2009（平21）年度より同試験の結果に基づき、3段階の習熟度別クラス編成を行っている。また、ヨーロッパ2言語コースではドイツ語検定・フランス語検定の受験を奨励し、卒業までに2級取得を目指している。

日本語学科では日本語については入学時に到達度を測定するための試験を実施して、その後の指導に活用している。外国語科目の英語選択者については入学時にTOEIC BRIDGEを実施し、入学時における基礎力を測定し、その後の指導に活用している。また、3年次終了後にTOEIC ITPテストを行い、3年間の英語科目における指導効果を測定するとともに、日本語学科の英語カリキュラムにフィードバックを得て、より良いカリキュラムにするべく、努めている。

学生側からの教育測定は学生による授業評価アンケートである。全学的な規模で毎年1回実施している。当初は教員の同意のある場合にのみ公表していたが、2006（平18）年度より教員のコメントを付してすべて公表するようになった。学生はこの結果を図書館において、冊子やCDで閲覧することができる。本学部ではその結果の検証を通して、授業方法の改善、カリキュラムの見直し、時間割編成等に反映させている。

【点検・評価…長所と問題点】

教育上の効果を測定する方法としては、教員側からは期末試験、レポート、授業中の小テスト等によって成績評価を行うという従来の方法がとられており、これは現在でもなお有効な方法と判断される。ただ、その効果の判断には個々の教員に任されている部分が多く、統一的な

基準をもつのが難しいところもある。今後は学部全体として、一段の客観性、透明性を求めて努力する必要がある。

その試みのひとつとして中国語学科では中国語統一試験を実施している。この試験は中国語の実力試験というべきもので、1・2年次の学生全員の成績、各クラスの平均点、各クラスの担当者名等の資料が学科協議会に配布され、教員は総合中国語1・2等の科目の成績をつける際に、この成績を加味することになっている。とくにクラスごとの成績が示されるので、担当者にとっては一種の刺激剤となっている。

英語学科の TOEIC 試験の結果、日本語学科の日本語試験、TOEIC BRIDGE 試験は今後どのように活用するかが課題である。

学生側からの測定方法として授業アンケート調査を行っているので、これまで表面に出なかった点が明らかになり、一定の評価ができる。ただ、すでに調査が主観に傾きすぎているとの意見も出ているので、今後はアンケート内容、方法を検討していく必要がある。

【改善方策】

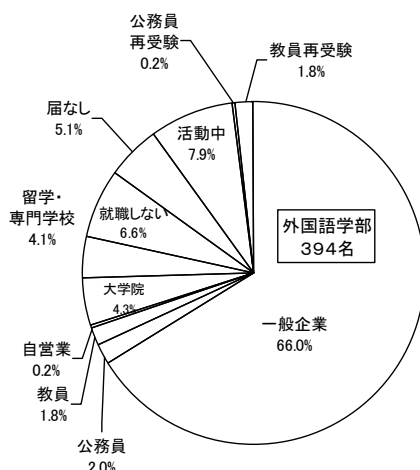
本学部における成績評価の方法については概ね妥当である。また、今後さらに教育効果を高めるために以下のことに取り組む。

- ①よりわかりやすいシラバスの作成、教授内容の充実に取り組んでいく。
- ②学生による授業評価については、時期と内容について更に効果をあげるよう提案していく。
- ③中国語学科の中国語統一試験は、学生、教員ともに一定の刺激を与え、意識の向上に効果があると思われるので、今後、問題作成の面で工夫を加え、学生の真の実力を測定できるようにする。
- ④英語学科の TOEIC、日本語学科の日本語試験、英語の TOEIC BRIDGE 試験の結果は授業で活用する。

・卒業生の進路状況

【現状の説明】

本学部 2008（平 20）年度卒業生の進路状況は次ページのグラフのとおりである。



※2008年9月卒業生(2名)を除く。

卒業生数は394名で、その進路は一般企業が66.0%、公務員2.0%、教員1.8%、自営業0.2%、大学院4.3%、留学・専門学校4.1%、教員再受験1.8%、公務員再受験0.2%、就職活動中7.9%、届け出なし5.1%、である。このうち進路が確定している者が78.2%を占める一方、就職しない、届け出なしが11.7%を占め深刻な問題を投げかけている。また、就職活動をなお継続している者が7.9%を占めることが懸念される。ほとんどの卒業生が一般企業に就職しており、業種は多岐にわたる。比較的多いものとして卸売・小売業、サービス業(情報処理関連)、銀行・信託銀行、運輸倉庫業があげられる。公務員は警察官、消防官等として採用されている。進学は本学や首都圏の大学の大学院に進んでいる者が多く、留学は中国や欧米の本学と交流協定を締結した大学に進んでいる。教員は中学、高校の英語科教員となっている。

【点検・評価…長所と問題点】

本学部に限らず、大学の教育課程における学修と進路についてその因果関係を論じるのは容易なことではない。本学部では概ね語学、地域文化の学修を主とする専門教育科目が6割、一般教養的授業科目が4割を占めている。本学部卒業生の就職先は、そのほとんどが一般企業であるが、これらの企業が果たして専門教育による学修成果を評価して受け入れたのか、一般教育の学修成果を評価して受け入れたのかを判断することは容易ではない。おそらく双方を評価して受け入れたものと思われる。公務員は警察官、消防官として採用されているが、これは国際化にともなう社会情勢により、本学部の専門教育が評価されたものと判断される。また、教員として採用されているのは本学部の外国語を中心とする専門教育が評価されたものと思われる。

以上のことは本学部の教育課程が評価されたものと判断される。一方、就職しない、届け出なしが11.7%を占めることは本学部の職業意識に関する教育が不十分であることを示しており、今後改善する必要がある。また、就職活動中、公務員・教員の再試験があわせて9.9%を占めることは、本学部の教育課程における就職対策が不十分であることを示しており、今後、就職意識の教育も含めてカリキュラム面で対応する必要がある。

【改善方策】

①学生に将来の進路についての展望をもたせるために、人生における職業の意味をきちんと認識させるべく、英語学科の「しごと論（キャリアサポート）」のような科目を中国語学科、日本語学科にも広げていく。

②全学対応科目、他学部・他学科開講科目も視野に入れ、学生の進路に合わせたカリキュラムの指導を積極的に行う。

【成績評価法】

・ 厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性
・ 履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性
・ 各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

【現状の説明】

1. 本学部における成績評価は試験（定期試験、授業中試験、小テスト等の日常試験、追試験）および授業への出席状況により行われる。試験の方法は筆記試験、口述試験、レポート試験等、担当教員が最も適切であると思われる方法で実施される。授業への出席は成績評価の対象にするとともに、欠席日数3分の1を超える学生には受験資格を与えない。追試験は、病気など不測の事態により欠席した学生に行う。再試験は定期試験、授業中試験、追試験に不合格になった科目について行う。その試験に合格することによって卒業資格が得られる場合に限り受験を許可する試験である。中国語学科、日本語学科では実施していないが、英語学科では8単位を上限として実施している。

履修科目の評価は、試験その他の成績を考慮してS（100点～90点）、A（89点～80点）、B（79点～70点）、C（69点～60点）、D（59点以下）の5段階で行っており、C以上を合格としている。不受験、出席日数不足等の場合は成績原簿ではE（評価対象外）として処理をしている。

2. 本学部では1学年における履修登録の上限は44単位と定められている（4年次においてはこの限りではない）。予習、復習さらには課題への取り組み等を考えた場合、この程度が概ね適当であろうと考えられる。

3. 中国語学科、日本語学科では2年次から3年次の進級について進級要件を設けているが、英語学科にはない。卒業時については、教授会で卒業要件を精査して学士の質を確保している。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 成績評価についての規定そのものには問題がない。しかし、教育の現場における実際の成績評価の場面では多くが教員の裁量に委ねられているため、評価の公正さと厳密さに問題が生じる恐れがある。

2. 1年間の履修単位制限を設けることで、適正な学習活動が確保される。1年間の登録単位の上限が44単位であることは概ね適正である。

3. 進級要件は学生に緊張感をもって授業に臨ませる効果が期待される。同時に、卒業に至

る過程で学生の質を検証する役割を担っている。学生の質の検証・確保のためには単位評価の国際標準である GPA (Grade Point Average) の活用が望まれる。

【改善方策】

成績評価は難しい問題であるが、現在大学が GPA の導入を検討しているので、今後は GPA の活用や評価基準の詳細を公開するなど、評価の公正さ、厳格さを目指して評価の仕組みを確立する。

【履修指導】

- ・ 学生に対する履修指導の適切性
- ・ 留年者に対する教育上の措置の適切性

【現状の説明】

1. 本学部では入学年次ごとに作成される履修ガイドブック『径』に履修可能な全ての科目一覧、履修方法、履修条件等をわかりやすく記載するとともに、年度初めに学科主任、教務担当教員が出席して学年別の履修説明会を開催している。新入生に対しては特に新入生オリエンテーションを実施し、細やかな履修指導を行い、スムーズな学生生活のための支援を心がけている。なお、1年次から3年次までは1年間に履修できる単位数の上限を44に制限して、無理のない履修計画を促している。

2. 本学部では進級要件による2年次留年と卒業判定不合格の4年次留年があるが、その対応は学科により一部異なる。2年次から3年次への進級要件は中国語学科では「専門教育科目の必修科目を含む卒業要件単位28単位以上を修得すること」、日本語学科では「卒業要件単位28単位以上を修得すること」である。英語学科では2年次から3年次への進級要件はない。2008(平20)年度の2年次留年者は中国語学科13名、日本語学科1名で学部合計14名である。これらの学生には翌年度初めに該当学科の教務担当教員が面接し、履修指導を行っている。

卒業判定時には英語学科では卒業要件単位124単位のうち、未修得単位が8単位以下の学生については再試験を認めている。中国語学科、日本語学科には再試験の制度はない。2008年度の4年次留年者は中国語学科5名、英語学科16名、日本語学科6名、学部合計27名(休学による留年者は外数で7名)である。なお、英語学科では6名が再試験により卒業している。2007(平19)年度は27名で、この数はここ数年横ばいである。留年を繰り返している者については学科主任が呼び出して指導している。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 履修登録に伴う技術的な問題については学部事務室が綿密に点検し、また登録後の修正期間も設けられているので特に問題は生じていない。履修は本来、学生の進路や勉学の目標に基づきなされるべきものであるが、その意識が低く、アルバイトやクラブ活動のスケジュールを優先して履修登録を行うという例も見られる。このような状況が生まれるのは、学生に将来に対する目標、職業観が欠如しているからである。学部の全専任教員は、少なくとも週に1コ

マ、オフィスアワーを設け学生の個人相談に対応することになっているので、この制度を活用し学生の意識の改善を図る必要がある。

2. 3年次への進級要件は中国語学科、日本語学科で設けているものの、そのハードルは決して高くない。むしろ、大学生活の中間段階で学修の進行状況について確認を促すもので、4年次の留年を減少させる働きがある。ただ2年次で留年した学生には心理的な影響も大きく、退学を考える遠因にもなっているため、今後さらに細やかなケアをする必要がある。4年次で留年を繰り返している者に対しては学科主任が呼び出して指導をしているが、呼び出しに応じないケースもある。今後は書面等で修学意志の確認をする必要がある。

【改善方策】

1. 本学部の学生支援委員会では、現在、オフィスアワーを利用した個人面談におけるチェック事項（学生カルテ）を作成している。今後、この情報を各学科教員で共有し、学生指導の効果を向上させる。

2. 4年次留年を繰り返す学生について保護者を含めた面談を行い、書面等で修学意志を確認する。

【教育改善への組織的な取り組み】

- ・学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））およびその有効性
- ・シラバスの作成と活用状況
- ・学生による授業評価の活用状況

【現状の説明】

1. 本学部には3学科から委員が選出された学部教務委員会が設置されており、委員会でカリキュラム編成の検討を行うとともに、年間の授業実施にかかわる事項、授業内容、授業方法について検討を行い、改善を図っている。また、全学のFD委員会に学部代表1名を出し、全学のFD活動と綿密に連携して、授業の改善を図っている。また、本学部では学生の学修の活性化を促す一環として学外における弁論大会への出場、語学能力検定試験の受験を奨励しているが、関係する学生を支援するために学部に3学科教員より成る弁論大会支援委員会、検定試験支援委員会を組織し、情報の収集、学生の指導にあたっている。

2. シラバスには授業内容、授業計画、到達度、受講上の注意事項、教科書・参考書、評価方法等詳細な情報が記載されており、授業計画は、通年で30回分を記載することになっている。この内容は本学のホームページ上に掲載されており、学生は学内や家庭のパソコン、携帯電話で常時確認することができる。また、1年生にはガイダンス時に全学部に対応したシラバスを印刷物として配布している。

3. 学生による授業評価アンケート調査は毎年12月に実施され、結果は担当教員に送付される。教員はデータを読みコメントを加え、コメントを含めた最終的なデータは全教職員・学生に公開される。このデータは教員の教育内容、教育方法を検討するうえで極めて重要な意味

をもつと同時に、科目担当者決定の判断材料の一つとしている。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 授業の改善のための取り組みは現在教務委員会を中心になされているが、授業の改善には授業技術、授業内容など、授業を行ううえでのさまざまな課題があるので、専門的な委員会を設置して対応する必要がある。

2. 電子シラバスは便利で手軽な反面、紙のシラバスに比べて活用の度合いが低いという声も聞かれる。シラバスは学生の授業に対する心構え、準備を促すものであるから、活用されるように工夫する必要がある。また、シラバスの内容は充実してきているが、授業においてその内容が実現されているかは検証する必要がある。

3. 学生による授業評価の結果が、各教員の授業改善にどの程度反映されているかを明らかにする必要がある。

【改善方策】

1. 授業の改善に向けて学部に FD 委員会を設置し積極的に対応する。

2. 学生にシラバスの内容を周知させるため、積極的に情宣活動を行うとともに、活用のための提案を行う。また、学生に対しシラバス記載事項の実行状況をみるアンケート調査を行い内容の具現化を図る。

3. 授業評価の結果を授業にどのように反映させたかについて、教員に対してアンケート調査を行う。

【授業形態と授業方法の関係】

- ・ 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性
- ・ 多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性
- ・ 「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

【現状の説明】

1. 本学部の授業形態は、語学科目で 25～35 名、演習科目で 10～15 名、講義科目では 100 名程度で行われている。とくに語学の訓練科目では 20～25 名程度の少人数教育を実現している。また、3・4 年次の選択科目では科目が豊富に配当してあるので、受講者が 10 名前後のクラスも珍しくない。受講生が 200 名以上の授業はないが、訓練を伴う授業では 10 名以下の授業が存在する。その数は中国語学科 17 コマ、英語学科 12 コマ、日本語学科 23 コマである。語学科目の授業は一般教室で行われるほか、LL 教室、CALL 教室、情報教室を用いて音声、映像を利用した教育が行われている。演習科目では少人数での口頭発表による個人指導が行われている。TA (ティーチング・アシスタント)、RA (リサーチ・アシスタント) 等による教育指導を行う制度はないが、各学科に 1 名の研究補助員が配されており、教員の教材作成作業などを補助している。

2. 遠隔授業による授業は実施していない。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 専門教育科目では語学科目、講義科目ともに比較的少人数で授業が行われている。しかし、訓練をとまなう一部の語学科目のなかには 40 名程度のクラスもある。これは前年度不合格になった学生が履修することも一因と考えられるが、改善する必要がある。

本学部では 3 学科で受講生 10 名以下の授業が 52 コマ存在する。これは本学部の性質上語学訓練を伴う授業が多く、1 クラスの受講者数を 20 名～25 名と想定してコマを配当しているの、学生の履修の仕方に偏りが起こった場合に発生するものであり、やむを得ない面がある。また、日本語学科では本来定員が 50 名で、必要な科目を配置してきめ細かな教育をめざせばどうしても少人数の授業が発生する。一方、学内の申し合わせによれば、2 年続けて 10 名以下になれば、その授業は廃止もしくは他の授業と統合することになっている。本学部もこの申し合わせを常に念頭におき、カリキュラム編成面からも受講者数に偏りが無い運営を図る必要がある。

2. 多様なメディアを活用した授業を行うハード面の設備は概ね整っているが、一部の若手教員を除き、それを使いこなせる者が少ないという状況がある。すべての授業に多様なメディアを活用する必要はないが、授業の内容によっては有効なので、使える教員の数を増やす必要がある。

【改善方策】

1. 訓練を要する科目での受講生 40 名以上の授業について、特に綿密な履修指導を行い、一つのクラスに集中しすぎないようにする。

2. 新しい情報機器の使用を促進するために、使用説明会に出席するよう教員に働きかける。

C. 国内外との教育研究交流

【国内外との教育研究交流】

・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

【現状の説明】

本学部 3 学科は、それぞれが言語およびその言語が使用される地域の文化・社会・歴史等を教育、研究することを通じて、国際的な広い知識と教養をもつ外国語のスペシャリストを養成することを目標としている。従って、基本方針として学生の派遣、海外の学生の受け入れは積極的に推進している。

〔派遣留学生〕

中国語学科の海外の大学における研修には長期留学、短期留学、現地研修がある。長期留学は留学期間が 1 年で、学科の指定した中国、台湾の大学（160 ページ＜中国語学科長期留学指定大学＞参照）に留学すれば、帰国後、海外大学の履修証明書に基づいて最大 30 単位まで振り替えを行う。長期留学者のうち 1 名～3 名は留学にとまなう試験の成績により本学もしくは受け入れ先の大学から一部費用補助を受けることができる。おもに 2 年次の 4 月に出発し 1 年間留学する。短期留学は北京外国語大学、北京師範大学において夏季休暇を利用して実施する 2 ヶ月の中国語研修である。1～4 年次生が参加することができるが、2 年次生に限り、総合中

国語2、現地研修A・B等の科目から6単位振り替えが可能である。現地研修は廈門大学における春期中国語研修である。研修期間は2週間で1～4年次生が参加することができるが、単位の振り替えはしない。

英語学科の海外の大学における研修には長期留学、中期留学、短期留学があり、長・中期留学に参加するためには英語学科の実施する選考試験に合格することが必要であるが、短期留学には自由に参加できる。長期留学は留学期間が1年で、学科の指定した米国、英国、豪州、欧州の大学（160ページ＜英語学科長期留学指定大学＞参照）に留学すれば、帰国後、海外大学の履修証明書に基づいて最大30単位まで振り替えを行う。長期留学者のうち2名は留学にともなう試験の成績により本学から、また数名は受け入れ先の大学から一部費用補助を受けることができる。おもに2年次生以上の学生が8月に出発し1年留学する。中期留学は、ニュージーランドのヴィクトリア大学ウェリントン校において実施する3ヶ月の英語研修である。この研修には2・3年次生が参加して7月から始まるコースと、4年次生が参加して11月から始まるコースがある。アメリカ・英語圏現地研修と指定された必修科目合計8単位の振り替えが可能である。短期留学としては英語コースにはアメリカ、英語圏現地研修、ヨーロッパ2言語コースにはドイツ語圏現地研修、フランス語圏現地研修（各4単位）の科目が配置してあるので、英語コースはサウスイーストミズリー州立大学（アメリカ）、キール大学（イギリス）、英独系はライプツィヒ大学（ドイツ）、英仏系はカンヌ国際学院（フランス）において、それぞれ1ヶ月程度の研修を行う。

日本語学科では本学の海外留学奨学金制度を用いて毎年1名の学生を、英語圏と中国語圏に1年間交互に派遣している。留学するには試験に合格することが必要であり、帰国後は成績証明書をもとに日本語学科の科目と対応するいくつかの科目の振り替えが可能である。国際交流センターが主催する1ヶ月程度の語学研修に参加した場合、学修内容に基づき一定の単位振り替えを行う。

[受け入れ留学生]

本学部では大学との交流協定に基づいてやって来る「交流学生」を、国際交流センターを通して受け入れている。「交流学生」は多くが数ヶ月から1年の滞在で、数科目の授業に出席しているが、実態は聴講生に近い。2008（平20）年度は中国語学科が国立中山大学（台湾）より1名、英語学科が成均館大学校（韓国）、ノーザンアリゾナ大学、サウスイーストミズリー州立大学、フィンドレー大学（以上米国）、トリアー大学（ドイツ）などから9名、日本語学科が三江学院、山東大学、上海師範大学、西北大学（以上中国）、東呉大学（台湾）、ウエストフロリダ大学（米国）などから9名をそれぞれ受け入れている。

【点検・評価…長所と問題点】

本学部は学生に海外の大学における研修を強く推奨している。しかし、昨今の経済状況を反映して留学する学生数は減少している。学生が留学する場合、本学から給付される奨学金による留学と、交流協定による留学では留学先の授業料を公費でまかなうことができるが、この数は少なく、多数を占める私費留学においては、海外の大学に学費を払うほか、休学しないで留学する場合、本学にも学費を払う必要がある。学生にとっては学費の二重払いになるので、大きな負担になっている。

本学部では留学する学生に対して留学担当教員と研究補助員が、手続き、現地情報の提供などの面で手厚い指導をしている。今後はカリキュラムと連動させて、留学、研修の成果を向上させる必要がある。

現在、受け入れ学生の日本語能力が十分でないケースが増えたために、授業の担当者が対応に苦慮している例も見られる。特に交流学生に対する対応は今後十分に検討する必要がある。

【改善方策】

①留学する学生の経済的負担を軽減するため奨学金給付枠の拡大を図り、カリキュラムにおいて科目を指定して研修前の準備教育を行うとともに、現在数の30%増の学生の参加を目指して制度を整備する。

②交流学生については、交流学生の日本語教育を担当する国際交流センターと連携を強化して日本語能力を確保し、学部の授業の円滑な運営を図る。

＜中国語学科長期留学指定大学＞

- ・北京外国語大学 ・北京師範大学 ・大連外国語大学 ・山東大学（済南） ・復旦大学
- ・廈門大学 ・上海師範大学 ・中山大学（広州） ・西北大学（西安） ・南京大学
- ・蘇州大学 ・台湾師範大学（台北） ・台湾国立中山大学（高雄）

＜英語学科長期留学指定大学＞

1. 米国（英語コース留学先）
 - ・ウエスタンシドニー大学 ・ウエスタンミシガン大学 ・ウエストフロリダ大学
 - ・サウスイーストミズーリ州立大学 ・ノーザンアリゾナ大学 ・ハワイ大学ヒロ校
 - ・セーラム国際大学
2. 英国（英語コース留学先）
 - ・オックスフォードブルックス大学 ・ウエストミンスター大学
 - ・セントラルランカシャー大学
3. オーストラリア（英語コース留学先）
 - ・グリフィス大学 ・ウエスタンシドニー大学 ・ニューイングランド大学
4. ニュージーランド（英語コース留学先）
 - ・ヴィクトリア大学ウェリントン校
5. ドイツ（ヨーロッパ2言語コース・英独系留学先）
 - ・トリアー大学
6. フランス（ヨーロッパ2言語コース・英仏系留学先）
 - ・リヨンカトリック大学 ・サヴォア大学
7. カナダ（ヨーロッパ2言語コース・英仏系留学先）
 - ・ラヴァル大学
8. フィンランド（英語コース留学先）
 - ・タンペレ大学

5. 法学部

社会生活の基本である法律や、それを生み出す政治のあり方が国民生活に大きな影響を与える今日、法学部法律学科及び政治学科は、専門的知識を基礎とした総合的判断力と発信・対話能力を育成することをカリキュラム策定の基本方針として、以下の到達目標を設定する。

到達目標

1. 教育課程等

(1) 教育研究上の目的の達成に向けて、市民社会においてバランスのとれた、しかも責任ある行動ができる人間を育成するために、一般教養的授業科目である全学共通科目の履修を通して幅広い教養と知識を身につけさせ、専門知識の相対化を可能とする視座と方法論を修得させる。

(2) 専門的知識、論理的思考、公正な判断力を育成するため、専門教育科目について、法学・政治学の専門領域とともに、経済学や社会学など、隣接の学問領域についても教育内容の充実を図る。

(3) 法学・政治学の学問的特質に加えて、グローバル化と高度情報化社会の進展という今日的情勢に対応するために、言語能力と情報処理能力は、法学部の学生にとって必要最低限の素養である。このため、情報を収集し、分析し、プレゼンテーションを行う能力を養成するための語学科目群と情報処理科目を配置し、その教育効果を継続的に検証する。

2. 教育方法等

(1) 1年次の導入科目として少人数クラスの必修科目を配置し、学生の学習意欲を高め、基礎学力の定着を図るとともに、学習不適応者の早期発見につとめ、その支援を強化する。

(2) また2年次以降は、社会の一員としての自覚を高め健全な批判精神を涵養する視点から、実践的応用力を養成するための少人数プログラムを設ける。2年次では専門教育につながることを目的とした基礎演習等を、3・4年次では多様な専門演習を配置する。

3. 国内外の教育研究交流

国際的視野を広め、日本を客観的に評価する力を養うために、奨学金留学生制度や諸外国の大学との交流協定などを活用し、学生の海外留学を促進する。また、招聘教授による集中講義や講演会などを通じて、教育と研究の両面における交流を進める。

A. 教育課程等

【学部・学科等の教育課程】

- ・教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第19条第1項）
- ・教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ
- ・「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第83条との適合性

【現状の説明】

法学部の理念・目的や教育目標を基礎教育科目、全学共通科目、専門教育科目の各課程に具体化する際には、以下の考え方に基づき体系化している。

①グローバル化や高度情報化社会の進展に対応した発信・対話能力の育成の観点等から語学科目群、情報処理科目群、文章表現法等の基礎科目を履修させる。

②法律学及び政治学の基礎となるバランスの取れた見識と教養の育成の観点から一般教養的授業科目として幅広く開講されている全学共通科目を履修させる。幅広い履修を確保するため、全学共通科目として開講されている「法学A・B」（法律学科）、「政治学A・B」（政治学科）を必修にして専門教育の基礎となる考え方を履修させるほか、基本科目、課題科目、教職資格科目に分かれる全学共通科目群から自由選択枠として一定単位（法律学科10単位、政治学科24単位）の履修を義務づけている。

③専門的知識や論理的思考に基づく公平な判断力を育成するために隣接の学問領域も含めて専門教育科目を履修させる。

法律学科と政治学科は、カリキュラム上、独自性が顕著なために、両学科を別記する方式をとることとする。

<法律学科>

1. 教育課程の体系性

（1）法体系にかかる基礎知識を学修

①全学共通科目のなかで、いわゆる法学入門に該当する授業科目として「法学（法律学入門）A・B」を開設し、法律学科の学生に対してこれを必修としている。

②専門教育科目においても必修の少人数授業科目である「現代社会と法」（1年次）および「基本法学概論」（2年次）を開設している。これらの科目は、大教室での講義の学修内容の定着を図るため、教員が共同で作成したテスト形式の教材を用いた添削による指導を中心とした演習科目である。

③専門科目の根幹である民法科目につき、「民法入門」（半期）を新設するとともに、民法科目全体を法規定の内容に即して12科目に再編成している。

（2）授業科目の系統的な学修

1年次より3年次までに、共通必修科目として法体系の基幹となる科目を履修させている。

2年次からは、将来の職業・キャリア形成のため習得すべき科目群を3つのコース（司法コース、行政コース、企業・国際コース）に配置し、学生自身の希望によって選択できるようにしている。

また、これらのカリキュラムは、大学院法学研究科や法科大学院での高度な専門教育への橋渡しも可能となるように科目配置がなされている。2年次以降「基礎演習」、「専門演習」を開設し、実践的な少人数教育を行っている。

（3）グローバル化・高度情報化社会に対応するコミュニケーション能力の修得

①1年次生および2年次生を対象とする必修の少人数授業科目（「文章表現法1（日本語）」、「文章表現法2（日本語）」）を開設し、日本語を「読むこと」と「書くこと」および適切な日本語で「発表すること」を学修させている。

②1年次生から3年次生までを対象とした英語科目を、基礎教育科目として必修としている。

③情報関連科目では、社会で役立つ実践的な情報処理技能および関連知識の修得を目的にした情報教育を行っている。

2. 基礎教育および倫理性を培う教育

(1) 法学部法律学科における基礎教育は、上述の法体系に関する基礎知識の修得とコミュニケーション能力の修得をめざしており、「現代社会と法」、「基本法学概論」、「文章表現法1（日本語）」および「文章表現法2（日本語）」において実施している。

(2) 全ての法律を理解するためには、高い倫理観の涵養が不可欠であることから、冤罪事件など社会問題を扱った映画の上映を含めた「現代社会と法」の科目を必修科目としている。

また、「倫理学A・B」を全学共通科目の一環として開設している。

3. 専門教育的授業科目とその体系性

法律学科の卒業に必要な単位は134単位である。

その内訳は1年次より3年次までに、基本・基幹科目となる下記の共通必修科目（44単位）を履修させている。

1年：法学（法律学入門）A・B、現代社会と法、憲法1（基礎理論・人権）、民法入門、民法総則A・B、債権法A、刑法総論

2年：基本法学概論、憲法2（統治機構）、物権法、債権法B・C・D、刑法各論

3年：担保法A・B

2年次からは学生の希望する進路・キャリアに応じた科目選択を可能にするよう、下記の3つのコースを設け、学生自身が選択することができるようになっている。

司法コース：ロースクール進学、各種資格試験（司法書士、行政書士等）合格を目指す。

共通必修科目以外に、親族・相続法、商法総則・手形小切手法、会社法概説、民事訴訟法、刑事訴訟法がコース必修科目（20単位）である。

行政コース：国家公務員、地方公務員、警察官、消防士等を目指す。

共通必修科目以外に、行政法1、行政法2、現代政治理論、経済理論、行政学がコース必修科目（20単位）である。

企業・国際コース：企業への就職、国際公務員、NGO職員等を目指す。

共通必修科目以外に、会社法概説、国際法A、株式会社法、労働法A、経済法がコース必修科目（20単位）である。

各コースはさらに、多彩なコース関連の選択科目の中から44単位を取得させて、系統的な学修を図っている。

<卒業所要総単位数における各科目の配分>

科目区分 履修単位数区分	卒業所要総単位数134単位						
	基礎教育 科目	全学共通 科目	専門教育科目				自由選択枠
	必修	必修	共通 必修	コース 必修	コース関 連選択科 目	選択科目	
基本履修単位数 (134単位)	12	4	44	20	24	20	10
	12	4	108				10
履修区分別単位数の 割合 (%)	9	3	80.6				7.4

＜政治学科＞

1. 基礎教育科目、全学共通科目、専門教育科目の位置づけ

政治学科の教育目的を以下により基礎教育科目、全学共通科目、専門教育科目の各課程に具体化している。

①基礎教育科目については、英語、未修外国語、文章表現法、情報処理を1年次から学ばせ全学共通科目や専門教育科目の習得のための基礎能力を早期に身につけさせるとともに、グローバル化と高度情報化の進展に対応するように配慮している。

②全学共通科目については、必修科目の「政治学A・B」のほか幅広い自由科目群から一定単位の取得を義務づけ、バランスのとれた見識と教養の育成を図っている。

このうち、「政治学A・B」は、政治学の基礎的な知識を1年次から修得させるとともに、専門教育につなげる役割も果たしている。

政治学は社会事象への適切な評価能力の育成を重視し、その基本は倫理的な判断力が基礎となっていることから、政治学にとって、倫理性を培う教育の重要性はきわめて大きい。このため「倫理学A・B」を全学共通科目の一環として開設している。

③専門教育科目については、政治学の基礎科目を配したうえで、展開科目を充実させて、政治学の幅広い学習と現代政治の実践的学習が可能なカリキュラムにし、思考判断力の基礎となる専門的知識、論理的思考、公正な判断力の育成を図っている。

また、10の地域にわたる海外地域政治研究のカリキュラムを配し、国際化に対応した専門的知識になるように配慮している。

基礎演習および専門演習は、担当教員の専門分野を中心に関連する政策課題を専門的・実践的に研究する少人数プログラムであるが、とくに専門演習は履修指導、学習指導、生活指導、就職指導、学生同士の情報交換の場など多面的な機能も果たしており、創造力や発信・対話力を伴う専門知識の育成に寄与している。

2. 2コース制と地域との連携の重視

2年次から、政策・行政コースと国際・情報コースの2コースに分かれ、将来の進路に合わせて学修目標を明確にし、より専門的な能力を身につけるようにしている。

政策・行政コースは、一般企業のほか、国・地方の公務員、独立行政法人等の職員などの公的部門への就職を念頭に、政策立案や評価能力の向上を目的にしている。

国際・情報コースは、国際機関や国際的な業務の多い官公庁、高度の情報処理が必要とされる民間企業、国際知識が求められる企業・マスコミなどへの就職を想定し、情報処理能力と国際関係の専門的知識の習得を目的にしている。

また、地域との連携を重視し、地元地方公共団体との連携に基づく地域政策課題の共同研究結果（第7章参照）などを教授するとともに、自治体の実務を体験できるインターンシップも配置し、専門知識をキャリア形成に役立てるカリキュラムにしている。2年次と3年次に配置しているインターンシップは、東松山市と板橋区で毎年、それぞれ5人程度が受け入れられている。

3. 専門教育的授業科目とその体系性

政治学科の卒業に必要な単位は、基礎教育科目（8単位）、全学共通科目（20単位）、専門教育科目（72単位）、自由科目（24単位）の合計124単位である。このうち専門教育科目は72

単位（58%）を占めている。

専門教育科目は、「憲法」（1年次4単位）を必修とするほか、「政治過程論」と「現代政治理論」から1科目（4単位）、「日本政治外交史」と「西洋政治外交史」と「東洋政治外交史」から1科目（4単位）を選択することとしている。そのうえでコース別に、政策行政コースでは「地方自治論」「行政学」「公共政策論」から2科目をコース選択し、国際・情報コースでは、「国際政治学」「国際関係論」より1科目と「コンピュータリテラシー」「コンピュータサイエンスA・B・C・D」より1科目を選択としている。それらに加えて政治学系列科目から32単位、法律学系列科目から8単位、経済学系列科目から8単位、社会学・情報論系列科目から4単位を履修することとし、到達目標（2）の法学・政治学の専門知識とともに経済学や社会学などの隣接の学問領域についての教育や到達目標（3）のグローバル化への対応能力や情報処理関係能力の向上を図っている。

＜卒業所要総単位数における各科目の配分＞

科目区分 履修単位数区分	卒業所要総単位数134単位						
	基礎教育科目	全学共通科目	専門教育科目				自由選択枠
	必修	必修	共通	コース	コース関連選択科目	選択科目	
			必修	必修			
基本履修単位数 (134単位)	8	20	4	8	8	52	24
	8	20	72				24
履修区分別単位数の割合 (%)	6.5	16.1	58				19.4

【点検・評価…長所と問題点】

長所としては、両学科とも少人数クラス制をとっていることなどがあげられるが、他方で公務員希望者の多くが民間企業へ就職していること、各コースを選択する学生の数に偏りがみられること、専門演習の履修率に向上の余地があることなどがあげられる。

＜法律学科＞

①長所は、少人数クラス制の必修科目の中でも、1年次生を対象とする「現代社会と法」、および2年次生を対象とする「基本法学概論」では、毎回の講義中に小テストを行うことで学修到達度を確認し、正確な法律知識の習得ができるようなシステムが確立されていることである。

コース別の学生の割合は以下のとおりである。行政コースに所属する学生は約61%、司法コースに所属する学生は約25%、企業・国際コースに所属する学生は約14%となっている。

②問題点としては以下の点がある。

多くの学生が公務員を志望し、2年次に行政コースを選択するものの、その多くが企業に就職している。これらの学生の中には、企業法務にかかわる科目（「商法総則・手形小切手法」、「商行為法・海商保険法」、「経済法」等）を十分に履修せずに卒業しているケースが見受けられる。

また、多様な専門演習が開講され、12単位まで履修が認められるカリキュラムが用意されているが、専門演習の履修に消極的な学生も見受けられる。

＜政治学科＞

①長所としては、専門科目のうち政治学の専任教員による展開科目が充実している点である。

例えば政策・行政コースでは「地方自治論」、「行政学」、「公共政策論」が開講しており、国際・情報コースでは「国際政治学」、「国際関係論」、「コンピュータリテラシー」、「コンピューター・サイエンス A・B・C・D」が開講している。また、「海外政治研究」や「現代政治の 이슈ー」「現代行政の 이슈ー」などの科目は、変化の激しい国内外の政治情勢を学生にキャッチアップさせる貴重な機会を提供している。これらの履修と隣接科目の履修によって、到達目標（2）の専門的知識、論理的思考、公正な判断力の育成や到達目標（3）のグローバル化と情報化への対応を可能にしている。

また、全学共通科目の必修である1年次の「政治学 A・B」は、6人の専任の教員が担当して少人数クラスで実施しており、専門教育へのつなぎの役割とともに入学後の個別指導が必要な時期に的確な対応ができる仕組みになっている。

②問題点としては、「政治学 A・B」が専門を異にする専任教員で担当しているため、6クラスの授業内容と評価の均質性の確保の余地がある。また、学生は、希望でクラスを選択する方法ではなく、学生番号順に分けている（1クラスのみ英語選抜クラス）ので、この点について、例えば高校での政治経済の履修の有無などの習熟度によりクラス分けすることを検討する余地がある。「基礎演習」については、開設コマ数が限られている状況が見られる。

2009（平21）年度（3年生）のコース選択の現状は、政策・行政コースに150人（80%）、国際・情報コースに38人（20%）が所属している。このように2年次からの2コースへの所属は、現状ではかなり偏っている。地方自治や行政の分野に進路希望を出している学生が多いことからこうした結果となっているが、国際・情報コースの意義、とくに建学の精神との関係からもバランスの回復がのぞましい。

専門教育科目のうち専門演習（ゼミ）は概ね順調に機能しているが、教員間、ゼミ間でのバランスが問題である。また専門ゼミには、2009（平21）年度は139人（74%）が所属しているが、80%以上の学生がゼミを履修することが望まれる。インターンシップは、受講者にも受け入れ側にも好評であるが、学生に十分に周知されていない問題がある。また、インターンシップの受け入れ先を、もう少し増やす余地がある。

【改善方策】

両学科を通じて、進路に応じたコース選択の的確化、専門演習の履修率向上、少人数クラスの教育内容の均質化などが改善すべき課題である。

＜法律学科＞

①クラス授業担当教員によって、コース選定時の指導をきめ細やかに行い、学生の選択したコースと進路とのミスマッチを減少させる。

②自己啓発とスキルアップのためには専門演習の履修が有効であることを学生に自覚させるために、2年次生全員を対象として学科主任が行うゼミ説明会に加えて、専門演習担当教員が個別に説明会を開催して、ゼミ説明会を充実させる。このほかに、専門演習担当教員が東松山校舎でのオフィスアワーなどを活用して、学生からの問い合わせに個別に対応するなど、専門演習への学生の積極的な参加を促し、専門演習を履修する学生を増加させる。

＜政治学科＞

①「政治学 A・B」の授業内容と評価の均質性の確保については、2008（平 20）年度以降担当教員間による運営委員会を設けて連絡協議し均質化に努めてきている。今後、授業内容の均質化を一層進めるため、同運営委員会の場でレポートの書き方、発表の仕方、政治思想、統治構造、国会の機能、選挙制度、地方自治などの基礎的な課題（分野）について、最低（共通）教授事項として位置づける仕組みなどを設けることを検討していく。それに伴って共通した小テストの実施などにより評価の均質化も進めていく。

②「基礎演習」については、担当教員の数をできるだけ増やしていく。

③2 コースへの所属比率の是正については、1 年次の「政治学 A・B」の授業での担当教員の事前のコース説明の機会に、建学の精神の浸透の観点からも国際・情報コースの存在意義が大ききことをわかりやすく説明し、人数比が 7 対 3 程度になることをめざす。

④ゼミへの学生の履修率を 80%以上にすることが望まれるが、自発的に参加率が高まるよう 2 年生への指導を強化する。例えば 2 年生を対象に、東松山校舎で模擬ゼミを複数開催するなどの具体策を講ずる。また、学生数が少ないゼミについて、そのゼミの特色などの情報提供に努める。

⑤インターンシップの受け入れ先について、大学の地元自治体に限定せずに近在の自治体や企業、NPO 法人等の意向を把握し、受け入れ先を開拓する。

- ・ 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性
- ・ 教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性
- ・ カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

【現状の説明】

1. 国際化等の進展に対応するための外国語科目の編成

国際化が進む現在の日本社会で、公務員・警察官をはじめ法学部の学生が目指す職業には、英語によるコミュニケーション能力はもとより、英語の公文書や契約書を正確に読み書きする能力が必須である。しかしながら「ゆとり教育」の影響等からか、英語読解力、文法力が著しく劣った学生が目立つようになってきた。

こうした状況に対応し、両学科とも、1 年次に「英語 A・B・C・D」、2 年次に「英語応用 A・B」、を配置している。1 年次の必修英語科目である「英語 A・B・C・D」は、プレイスメント・テストを活用して習熟度別にクラス編成をしており、文学作品の原書や英字新聞に挑戦するレベルから、リメディアル英語まで、学生のレベルに合わせた授業を行っている。

2 年次の必修英語「英語応用 A・B」のクラスは、1 年次の成績（専門教育科目、英語、および文章表現法）をもとにクラスを編成し直している。

また、「英語 A・B・C・D」「英語応用 A・B」には、再履修クラスを設けており、e ラーニングなども利用しながら授業についていけない学生に対応している。

さらに、法律学科では3年次に「現代英語 A・B」と、3年間にわたり学生に必修英語科目を履修させ、英語能力の向上を進めており、政治学科では未修外国語の履修もできるようにしている。

必修の英語授業は日本人教員が中心に教え、読解力・英文法・英作文など、学生が特に苦手とする英語技能の向上に力点を置いている。これらの科目は、いずれも半期1単位であり、合計8単位の英語科目が必修となっている。

<法律学科>

法律学科には公務員や警察官を目指す学生が多いため、「現代英語」では、「公務員試験」の「文章理解」問題を念頭に、学生の英語読解力向上を図っている。

必修科目は日本人教員中心であるが、自由科目の「コミュニケーション英語 A・B・C・D」は、英語のネイティブスピーカーを教員として、少人数で会話力や英語でのプレゼンテーション、リスニングの力を養うよう工夫している。これらはいずれも半期1単位の科目である。なお、国際交流センターが主催し、長期休暇中に行っている「海外短期英語研修」での学習をコミュニケーション英語2単位に振り替えることも可能であり、実地で英語コミュニケーション能力を磨くことも奨励している。

年間2人の学生を海外の大学に10カ月から1年間留学させる学科奨学金制度を設けている。単なる語学留学ではなく大学への正規留学を目的とするため、留学希望者には事前準備のために、国際関係学部で開講している「上級英語（留学準備用）A・B」および「TOEFL 準備講座」の受講を認めている。「上級英語」は2年生以上の留学希望者を対象とし、留学生在が現地で直面するさまざまな場面に対応しうる英語力を養成し、現地に向かう準備をする。「TOEFL 準備講座」は、英語圏の大学に留学する際に必要となる TOEFL のスコア・アップを目指す授業である。「上級英語 A」「上級英語 B」および「TOEFL 準備講座」は、いずれも半期2単位科目で「TOEFL 準備講座」は後期のみを開講となっている。

<政治学科>

政治学科では、外国語科目の編成に際して、学科における多元的な研究と国際化に対応するため、基礎教育科目のなかに英語科目と未修外国語科目を置いている。

英語では、日本人の英語教員による授業は、講読と英文法などを担当し、必修科目中心に基礎学力が身につくように計画されている。従来の英語講読・英文法・英作文・コミュニケーション英語に加えて、eラーニングとインターネットを使用した英語学習である英語 CALL 演習を2005（平17）年から導入し、最新の英語学習ができるようになっている。

未修外国語として、フランス語、ドイツ語、中国語、スペイン語、ロシア語を配置しているが、これは専門科目における海外地域政治研究を反映したもので、基礎的な語学力を身につけることを目標にしている。未修外国語は週に2コマの授業があり、1年生で基礎、2年生で中級が履修できる。

英語の自由科目は半期1単位ですべて1年次配当であり、コミュニケーション英語 A・B・C・D の科目がある。自由科目なので、これらを連続して履修する必要はない。また英語 CALL 演習 A・B も半期1単位である。

1年次と2年次に配当されているすべての英語科目は、14単位である。未修外国語科目は、

英語同様、すべて半期1単位で、一つの言語で8単位まで履修できる。

2. 専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分、及びカリキュラム編成における必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

法律学科の卒業所要単位数は134である。このうち、専門教育科目の比率は81%（108単位）、基礎教育科目は9%（12単位）、必修の全学共通科目が3%（4単位）となっている。また、このほかに、学生が自由に選択した科目（全学共通科目を含む）を7%（10単位）まで卒業単位として算入することができる自由選択枠を設けている。多くの学生がこの自由選択枠を活用して、全学共通科目を積極的に履修し、幅広い教養を身につけている。

専門教育科目のうち、共通必修科目の比率は33%（44単位）、コース必修科目は15%（20単位）、コース関連選択科目は18%（24単位）、選択科目15%（20単位）となっている。

1年次より3年次までに、基本・基幹科目となる共通必修科目として、法学（法律学入門）A・B、現代社会と法、憲法1（基礎理論・人権）、民法入門、民法総則A・B、債権法A、刑法総論、基本法学概論、憲法2（統治機構）、物権法、債権法B・C・D、刑法各論、担保法A・Bをすべての学生に履修させている。

政治学科の卒業所要総単位数は124である。このうち、専門教育科目の比率は58%（72単位）、基礎教育科目7%（8単位）、必修の全学共通科目は16%（20単位）となっている。このほかに、学生が自由に選択した科目（全学共通科目を含む）を19%（24単位）まで卒業単位として算入することができる自由選択枠を設けている。専門教育科目のうち、共通必修科目の比率は3%（4単位）、コース必修科目は7%（8単位）、コース関連選択科目は7%（8単位）、選択科目42%（52単位）となっている。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 外国語科目の編成について

法律学科の英語科目の長所は、3年次までの必修化と、習熟度別のクラス編成である。また、ネイティブスピーカーによる「コミュニケーション英語」の授業では、少人数で会話能力を磨くことができる。

問題点として、現在は必修英語のほとんどのクラスが40人以上であり、語学のクラスとしては人数が多すぎる点がある。また、2年生の必修英語授業（「英語応用A・B・C・D」）は英語の習熟度のみによるクラス編成ではないため、クラス内の英語能力に著しい差がある場合が多々ある。

個々の学生のレベルに対応した学修を促すためには、eラーニングを活用するのが効果的であるが、CALL教室の数が十分でなく授業で利用するのが困難であり、また、ライセンスの数が十分でないため全ての学生が利用できないといった問題点がある。

政治学科では、外国語科目の編成において、eラーニング、インターネット、音声、会話など多角的な学習を取り入れているので、単に講読と文法を学ぶ語学学習だけでなく、パソコンも使用する環境になっている点は、長所であると思われる。

問題点は、eラーニングは経費がかかるため、これに支出する毎年の予算が変動すると、学生に提供する学習環境が不安定になる。大学当局は予算面でこれに配慮しているが、将来eラーニングの登録希望者が増えた場合に、対応できるか不安がある。また、学生の側も、年度ご

とに希望者が増減するため、教員の確保が難しい。

2. 専門教育科目の比率等について

卒業要件単位のうち、専門教育的授業科目の比率は両学科とも高いが、そのメリットを生かして学生の専門的知識の習得に寄与している。

法律学科の専門教育科目のうち、共通必修科目は、法体系に従い、基礎知識を効率的に修得させることを目的として、1年次・2年次に集中的に配置されている。2年次以降は、各学生の進路・関心に従い、多彩なコース選択科目を履修できるように科目が配置されている。

政治学科については、必修・選択の配分比率をみると、選択の比率が高いが、コース選択科目は（3つから2つのように）実質的には必修科目に近いので、実際の比率は1対3程度とみるべきであり、科目選択の拘束の必要性和、専門的知識の相対化を可能とする視座を豊かにするための科目選択の許容性のバランスとして1対3は適当な比率と考える。

【改善方策】

eラーニングを利用しやすい環境の整備に努めることによって、クラス授業での人数の多さを補完するための個々の学生のレベルに応じた英語学修を可能にし、学生の自主的な英語学修を支援する。

海外留学を希望する学生に対して、早期に留学希望者用英語科目の履修を推奨し、海外留学を支援する。

また、eラーニングの予算に関しては、東松山教務事務室が扱う予算があるので、両方で調整して、学生の希望に対応していく。学生と教員のミスマッチが生じないように、履修登録以前に十分なガイダンスや説明会などを実施していく。

【カリキュラムにおける高・大の接続】

・学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

【現状の説明】

1. 授業科目による導入教育の実施状況について

法学部での導入教育は、少人数クラスで開講している必修科目「現代社会と法」「政治学A・B」「文章表現法1（日本語）」で行っている。これらの科目は、高等学校での社会科および国語科での学修内容を発展させ、大学での専門教育につなげることを目的としている。

2. 高等学校との連携による入学前教育の現状について

法学部では、高等学校との間で連携協定を締結していない。ただし、法律学科では各種推薦入試の合格者を対象として、入学前に学習課題を与え、その提出を求めている。提出された課題については、教員が添削したうえで、評価および学習強化のためのコメントを付けて合格者に返却している。さらに、推薦図書、視聴覚教材のリストを配布し、入学前の自主的な学習を推奨している。

【点検・評価…長所と問題点】

法律学科が行っている入学前の学習指導の長所として、各種推薦入試の合格者に対して、適度な緊張感を持たせ、学習の習慣を維持させる効果が認められることがあげられる。

問題点としては、入学前学習課題について、十分な時間をかけて取り組んでいないと疑われる場合が散見され、高校との連携が必ずしも円滑に行われているとはいえないケースも見られる。

政治学科では6人の教員が担当する「政治学A・B」において、さらに導入教育の役割を果たすよう見直しをする余地がある。

【改善方策】

法律学科が行っている学習課題の難易度および分量について、継続的に検証し、改善を行う。専門業者による通信教育教材の導入などを含めて、学習課題の充実を図り、推薦入試による入学者に大学入学後の専門教育に耐えうる基礎学力を形成させるとともに、早期に進路が決定した生徒たちが学習の習慣を維持できるようにする。

政治学科では6人の教員が担当する「政治学A・B」において、さらに導入教育の役割を果たすよう、次のことを実施する。

①クラス編成を、例えば高校での政治経済科目の履修状況など習熟度合いにより行うとともに、クラスを現在の6クラスから、8クラスなどに増やす。

②例えば時間管理能力や人として守るべき規範、新聞の読み方などの導入教育として必要な課題も、共通して取り上げるよう担当教員の運営委員会で検討し実施していく。

③政治学科教員の担当コマの現況を見つつ、必要があれば1年生向けの演習を開設する。

【インターンシップ、ボランティア】

・インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

【現状の説明】

インターンシップについては、政治学科のみ導入している。

政治学科では2つの自治体でインターンシップを実施している。東松山市役所では4名（2年生対象）、板橋区役所（2・3年生対象）では5名の学生を10日間程度受け入れてもらい、自治体行政の実務を学ぶ機会を得ている。事前研修と事後報告とを合わせて半期2単位付与している。参加した学生の多くが、具体的な行政の実態と意義を理解し、その後、公務員志望の意欲を強めている状況が見られる。

【点検・評価…長所と問題点】

自治体でのインターンシップは、受講者、受け入れ側からも好評なので、この制度の適切性は証明されていると考えられる。

問題点は、学生に必ずしも周知徹底されていないことである。

また、受け入れ先の自治体では他大学からも同時期に受け入れているために、人数制限があ

ることや大学所在の自治体以外の自治体、企業、NPO 法人等での受け入れ先を開拓していくことが今後の課題である。

【改善方策】

学生への周知に関して、1年生に対しては「政治学 A・B」の講義、2年生では政治過程論や地方自治論、そして3年生に対しては公共政策論などの講義において、教員が直接、学生にインターンシップの意義・実績を話すようにしていく。また、修了した学生の経験談も講義の場を活用して後輩に聞かせるように工夫し、学生の理解や意欲を促していく展開を行う。さらに、現行以外の自治体や企業、NPO 法人等にも受け入れ先を開拓していく。

【授業形態と単位の関係】

・各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

【現状の説明】

1. 授業形態について

授業科目は、それぞれの授業目的を達成するために、講義科目、演習科目、語学科目、保健体育科目の授業形態に区分されて開講されている。

2. 単位計算について

単位計算方法については「大学設置基準」に準拠し、学則第23条の13に定めている。

講義科目については、半期科目は2単位、通年科目は4単位となっている。

専門演習は3・4年次の学生を対象とする科目であるが、いずれかの学年で単年度履修する場合に4単位、両学年を通じて履修（連年方式）する場合に8単位認められ、複数の演習を履修する場合には上限12単位まで認定される。ゼミによっては論文を提出させて、事実上の「卒業論文」に替えさせる場合もある。こうした演習に参加する学生において、教室外での事前の準備、IT施設を利用した資料の作成、担当教員の指導を受けることが重要であるので、専門演習の単位計算について、単年度あたり授業60時間、自主学修120時間をもって4単位としている。

語学科目は、教室内の2時間の講義に対して、1時間の予習・復習が義務づけられている。この科目は、週3時間、計15週の半期科目で1単位が、通年の場合は2単位が認定される。

保健体育関係の科目は、半期で1単位が認定されている。

【点検・評価…長所と問題点】

【現状の説明】2. で記述した単位計算方法については、特に問題は見られない。

【改善方策】

特になし。

【単位互換、単位認定等】

- ・国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第28条第2項、第29条）

【現状の説明】

国内では、編入学時に他大学での履修科目を本学の科目に読み替え、単位認定を行っている。在學生については、放送大学での受講科目の単位認定を行っている。2008年度は3名の学生がそれぞれ、3科目6単位、3科目6単位、1科目2単位の取得を認定されている。

また、海外に留学した学生については、可能な限り、本学の該当科目に読み替え、単位認定を実施している。

法律学科では、学内の奨学金留学制度を利用して2008年度に海外留学した法律学科在籍生2名（それぞれオーストラリア・ビクトリア大学およびイギリス・メトロポリタン大学）に関して、帰国後に教授会の議を経て、当該大学での履修科目の一部につき本学での履修単位として認定している。すなわち、1名は1科目4単位（「経済法」）、他の1名は4科目13単位（「現代英語A・B」、「コミュニケーション英語A・B」、「外国法A」、「経済法」）を認定した。

政治学科では、2008（平20）年度、米国のセーラム・ステート・カレッジ（ボストン郊外）に留学した学生が取得した単位のうち、一部を教授会の議を経て、本学での履修単位（12単位）として認定した。

【点検・評価…長所と問題点】

単位認定制度の長所としては、学生の自主的な学習への取り組みや努力を単位認定に反映させており、学生の留学へのモチベーションの向上に貢献している。

問題点としては、留学先で取得した単位について、法学部の科目に読み替えが出来ない場合があり、学生の努力が単位認定に反映しない場合もあることである。

また、国内外の大学において取得した科目（およびその単位の認定）については正確な内容が不明な場合についても、同様に反映することができない。

【改善方策】

留学先での科目の履修・単位取得の状況を分析し、学生の努力を反映できるように、隣接科目・関連科目での単位認定を可能にするなど、弾力的な単位認定制度の構築に取り組む。

また、内容などの詳細が不明である場合にあっては、教授内容や履修時間などを調査のうえ正確に把握し、単位認定に反映させる。

【開設授業科目における専・兼比率等】

- ・全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合
- ・兼任教員等の教育課程への関与の状況

【現状の説明】

専門教育部門では、専任教員が担当する必修科目は法律学科 71.9%、政治学科 100%、選択必修科目は法律学科 56.7%、政治学科 92.9%、全開設科目は法律学科 56.3%、政治学科 56.7%、基礎教育部門で専任教員が担当する科目は、必修科目が法律学科 25.0%、政治学科 28.9%、全開設科目では法律学科 37.0%、政治学科 25.9%である。

法律学科では、専門教育科目のうち、少人数クラス制の必修科目である「現代社会と法」および「基本法学概論」については、総開講コマ数 13 の全て（100%）を専任教員が担当している。政治学科では、専門教育科目では、総開講科目数 69 のうち、専任教員が担当する科目は 39.1（56.7%）、兼任教員が担当する科目は 29.9（43.3）である。専門教育科目のうち、少人数クラス制の必修科目である「政治学 A・B」については 6 コマが開講され、すべてを専任教員が担当している。

法律学科の英語科目は、総開講コマ数 32 のうち、専任教員が担当する科目は 9（28）、兼任教員が担当する科目は 23（72）である。政治学科の英語科目では、総開講コマ数 31 のうち、専任教員が担当する科目は 6（19%）、兼任教員が担当する科目は 25（81%）である。

法律学科の文章表現法（日本語）では、総開講コマ数 21 のうち、専任教員が担当する科目は 2（10%）、兼任教員の担当する科目は 19（90%）である。政治学科の文章表現法（日本語）は、総開講コマ数 2 のうち兼任教員の担当する科目は 2（100%）である。

法律学科の情報科目は、総開講コマ数 8.5 のうち、専任教員が担当する科目は 4.5（53%）、兼任教員が担当する科目は 4（47%）である。政治学科の情報科目では、総開講コマ数 15 のうち、専任教員が担当する科目は 12（80%）、兼任教員が担当する科目は 3（20%）である。

【点検・評価…長所と問題点】

法律学科の長所としては、法律学への導入となる少人数クラス制の必修科目（「現代社会と法」・「基本法学概論」）は、全てのクラスを専任教員が担当していることが挙げられる。また、このほかの専門教育科目についても専任教員の比率が高く、学生の個別指導などにも丁寧に対応している。さらに、その他の少人数クラス授業（「英語 A・B」「英語 C・D」「英語応用 A・B」「文章表現法 1」「文章表現法 2」）を担当する兼任教員と学科教務委員との間で教務連絡会を開催し、緊密な連携を図るとともに、学生の教育・指導に関する情報を共有している。

しかし、問題点として一部の大規模講義科目の中には、兼任教員と専任教員との連携が密接とは言えない科目もある。

政治学科の長所としては、1年次の必修科目の「政治学 A・B」の 6 クラスをすべて専任教員が担当していることが挙げられ、入学の個別指導が求められる時期に対応している。

必修科目は 100%近く専任教員が担当しており、専兼比率はおおむね適切と考える。政治学科では、1年生の必修科目である憲法が、2008（平 20）年度まで兼任教員となっていたが、2009（平 21）年度から兼担講師（本学法科大学院教授）に変更した。

【改善方策】

法律学科においては、兼任教員との連携・協力体制を強化し、学生の教育・指導に関する情報の共有化をより一層推進するために、科目ごとに兼任教員と専任教員との間で教務連絡会を

開催する。

政治学科においては、1年生の必修科目である憲法を、2009（平21）年度から兼任教員としたことの成果を注視し、追加的な方策（例えば2クラス制）の可否を判断する。

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

- ・社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

【現状の説明】

社会人学生は、2008（平20）年の社会人入試合格者が入学を辞退したために在籍しておらず、また教育課程における特別な対応は用意していない。今後在籍した場合には、1年生の少人数クラス等において、当該学生と若い学生とが経験の差異を長所として受けとめ、互いに学習意欲が向上するような環境の整備を図っていくことが望ましい。

外国人留学生については、国際交流センターと連携しつつ、在籍の外国人留学生への学修支援を行っているが、2007（平19）年のカリキュラム改定で、外国人留学生の卒業要件のうち日本語科目等について、英語科目の必修単位計8単位またはその一部に代替できるよう改めて、学生の日本語の修得機会を増やす配慮をしている。また外国人留学生の専門教育科目の学修については、少人数クラス授業において教員が個別に対応している。

帰国生徒に対しては、日本語能力や日本社会の基礎知識等に問題がある場合がみられるので、1年生の少人数クラス等で個別に対応している。

【点検・評価…長所と問題点】

長所としては、カリキュラム編成の配慮や少人数クラス担当教員による個別指導の成果によって日本語能力が向上し、学業成績の優秀な留学生も見受けられる点がある。

問題点としては全ての留学生について効果が上がっているとはいえないことである。

社会人学生については、1・2年次生を対象とする導入教育の密度が濃いために、カリキュラム、および時間割が過密になりがちで、定年退職者等、比較的高齢の社会人学生には体力的負担が過重になることが問題である。

また、留学生の中には、社会科学に関する基礎的な学力、日本の法制度や政治・行政の仕組みに関する知識が不足している場合もある。

【改善方策】

留学生に対しては、国際交流センターと連携しつつ、在籍する外国人留学生への学修支援を強化する。また、少人数クラスを活用し、専門科目に特有の日本語表現（専門用語、判決文に特有の言葉づかいなど）に関する指導を強化する。

社会人学生の受け入れを促進するために、体力的負担にも配慮した履修計画の指導を行う。

B. 教育方法等

【教育効果の測定】

・教育上の効果を測定するための方法の有効性

【現状の説明】

法学部では、教育効果について、①授業科目の担当教員によって、授業中または前期末・後期末に多様な形態で行われる試験、および、②学生による授業評価によって測定している。

少人数クラス制の専門教育科目を担当する教員は、学科内の委員会を組織し、教育効果について定期的な情報交換および授業効果の検証を行っている。

これらに加え、法律学科では各種推薦入試による入学者については、入学後の成績について追跡調査を行い、教育効果の測定を行っている。

政治学科では、2008（平20）年度に1年生の成績と入試形態との関係を調べたが、特に、体育推薦で入学してくる学生の成績と評価に負の関連性が見受けられ、対策を講じた。

【点検・評価…長所と問題点】

授業中または期末の試験による教育効果の測定は、有効と考える。少人数クラスの担当教員の連絡会議等は、教育効果の測定方法についての情報交換の場にもなっている。推薦入試による入学者の追跡調査を行い、一部の学生に学力不足を測定できたことは評価できる。

【改善方策】

教育効果の測定の有効性を高める観点から、少人数クラスの担当教員による連絡会議をさらに頻度を高めて実施するほか、人数の多い授業の担当教員間の連携も行っていく。

・卒業生の進路状況

【現状の説明】

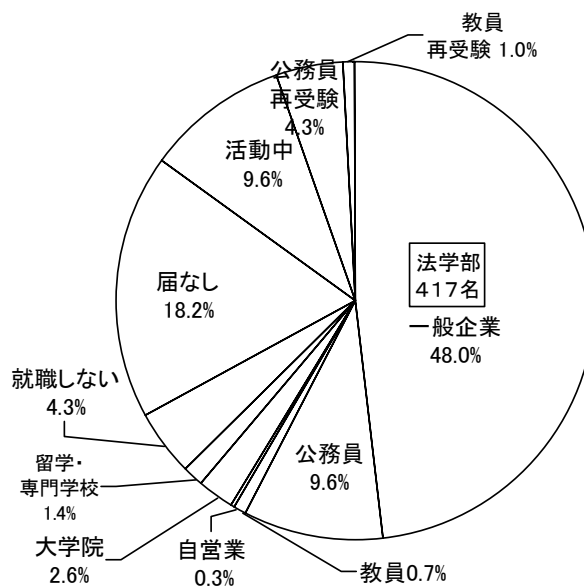
卒業に向けた学生の進路指導はキャリアセンターが中心になって行っている。2年次後半から始まり4年次まで、ガイダンス、模擬面接、セミナー、活動体験談などが指導内容である。

2008（平20）年度の卒業生の進路状況は、「届出なし」「大学院・留学・専門学校」「就職しない」を除いた就職希望者297人に対して就職決定者は244人（決定率82.2%）であった。

一般企業への就職が48.0%（卸売・小売業が14.9%、金融・証券業が11.8%、サービス業が6.7%、建設・不動産業が4.8%、製造業が2.9%、その他が7.0%）、公務員が9.6%、教員が0.7%である。

※就職決定率（%）は、就職決定者（一般企業＋公務員＋教員＋自営）÷就職希望者（就職決定者＋公務員・教員再受験＋活動中）×100で算出している。

＜2008年度の卒業生進路状況＞



※2008年9月卒業生（2名）を除く。

【点検・評価…長所と問題点】

就職をめぐる環境が厳しい中で、届け出で見える限り、就職決定率 82.2%は健闘していると考えられる。とくに、公務員については40人が決定しており、学内でも高い合格実績をあげている。

問題点として、公務員への就職を希望しているが、4年次には、公務員採用試験受験と同時に民間企業への就職活動も行った結果として、民間企業への就職を選択する者も多いことである。

また、届け出をしない学生が多いのは問題である。

【改善方策】

少人数クラス制の講義、もしくは基礎演習または専門演習などにおいて、時事問題、一般教養も含めた幅広い問題演習を取り入れることによって、学生の就職への意識を高めるとともに、公務員試験のみならず、民間企業に就職を希望する者の筆記試験対策も念頭においた基礎学力の育成を図る。

法学部の教育課程からみて公務員希望者の実現率を高めることが望ましいので、ゼミ等の場でとくに、時事問題などを素材にして要約力、発表力、政治や社会への評価力を高めるよう指導していく。

一方で、既に実施している卒業生による就職講演会などを通じて、学生の職業意識をより一層高め、広い視点から職業選択を行い、民間企業への就職の意義についても理解を深めるようにする。

なお、進路状況の届け出を励行するようゼミや4年生の履修が多い科目で指導していく。

【成績評価法】

- ・ 厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性
- ・ 履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性
- ・ 各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

【現状の説明】

1. 厳格な成績評価の仕組み

（1）各教員による厳格な成績評価

- ① 前述の評価基準と科目担当教員の教育方針に従って、成績評価を厳格に実行している。
- ② 教授要項のなかで各科目での評価方法を明示するほかに、授業の初回において教員が詳しく学生に説明する場合もある。

（2）成績に関する照会の制度

成績表に記載された評価について疑義のある学生は、一定の期間内にその根拠を示した成績照会の申し出を文書で提出して、該当科目の教員が回答を行う制度があり、活用されている。

2. 成績評価法、成績評価基準の現状について

（1）成績評価の方法

まず各教員が教授要項（シラバス）を作成し、そのなかで授業の方法と内容、年間の授業計画を明示して、授業前の予習および授業後の復習の範囲を示している。

また1年次生から3年次生まで各学年の履修登録時期に、学科教務委員が学生に対して、授業時間以外の学習時間を十分に確保するよう指導を行っている。

個々の授業科目の成績評価は、次のように行っている。

① 教室での筆記試験：主に学期末試験時の解答用紙による評価。

学期完結型科目については、前期の試験期間（7月下旬）または後期（1月下旬）に行われる教室内の筆記試験の解答を教員が採点する。また通年型科目については、前期および後期試験の解答を総合して採点する。

② レポート試験：課題レポート、授業後の小レポートによる評価で、字数や枚数等に条件を設けて、学生に作成させる。

③ 平常点：授業への出席状況や授業中に行われる小テストを参考にして行う評価。原則として授業回数の3分の1以上を欠席した場合には受験資格を認めないこと（ただし、病気など正当な理由による長期欠席の場合には別段の考慮の対象とする）や、出席回数自体を採点に組み入れることなど、総合評価の一環として活用する。

④ 学生による発表、発言等の評価：演習等において、学生の学修課題に対する議論的的確さ、要約のでき具合、発表内容の一貫性、積極的な学修態度などを加味して、演習の課題研究等を評価する。

⑤ 実技試験：スポーツ関連科目その他で実技を担当教員の前で演ずることで、そのでき具合を評価する。

成績評価は、以上の方法を単独で、または組み合わせて、それぞれの授業科目を担当する教員の工夫にて実行されている。また、教授要項のなかで各科目の項目に成績評価法が示されている。

（2）成績評価の全学的基準

成績評価に関する全学的基準は明示されている。この基準によれば、59点以下はD、60点以上70点未満はC、70点以上80点未満はB、80点以上90点未満はA、90点以上はSとなる。SからCまでが単位取得となる。

3. 履修科目登録の上限設定とその運用の現状について

（1）履修科目登録の上限設定

法学部において、1年次生から3年次生までは、1年間の履修上限を法律学科48単位、政治学科44単位とし、4年次生および過年度生については、1年間の履修上限を56単位としている。過去に単位を修得できなかった科目を再履修する場合にもこの制限を適用している。

ただし、教職課程講座のうちの「教職に関する科目」および各種資格講座の科目については、この上限に含まれない。

（2）運用の現状

3年次生までについては、各学年の履修登録時期において学科教務委員がこの上限に沿った登録を、学生に指導している。また、履修登録手続きが終了したあとも基準が守られているかすべて点検し、上限を越えて登録した学生には学科主任が個別に履修指導を行って、基準の厳格な運用を行っている。

4. 各年次・卒業時の学生の質を検証・確保する手立て

（1）3年次生までの学生の学修達成に関する検証

単位を修得した授業科目、単位数および成績を「成績評価表」に記載して、前期は9月中旬に、後期は3月下旬に保護者へ送付する制度を設けており、学生の学修状況に関して保護者にも周知する手立てを講じている。

2年次から3年次への進級のための要件として、法律学科は42単位（うち必修科目を30単位以上）の修得を義務づけている。政治学科は、基礎教育科目4単位（英語4単位を含む）、全学共通科目12単位（政治学A・B、4単位を含む）、専門教育科目20単位（憲法4単位を含む）、合計36単位の修得を義務づけている。

（2）卒業認定の基準と卒業時の質の確保

4年間の修業年限を満たし（ただし8年を超えて在籍できない）、法律学科においては134単位、政治学科においては124単位を修得した場合に卒業が認定される。また、卒業年次において4年次生および過年度生は、最低4単位以上を習得することが義務である。

これらの卒業要件は、各年度に改定、発行される「法学部履修の手引き」のなかで明示しているほか、履修登録時に学科教務委員が学生へ説明している。

（3）懸賞論文コンテストの実施

法学部で組織する法政学会が毎年、学部生を対象にした懸賞論文コンテストを実施しており、学生の学修・研究活動を促している。

2008（平20）年度は28点の応募論文が審査されて、2点（いずれも法律学科）の優秀賞、4点の佳作（法律学科1点、政治学科3点）が入選した。

【点検・評価…長所と問題点】

長所としては、保護者に対し、少人数クラス授業での出席状況の報告とあわせて、成績表を

送付することによって、保護者が学生の学修状況を知る一助となるとともに、学生と保護者との間のコミュニケーションの確保に役立っていることである。

問題点として、保護者に送付する成績表の記載が複雑でわかりにくく、学生の単位取得状況や現在の履修状況が保護者にとって理解しがたい点がある。

学生の質の確保のためには、授業科目別の成績評価法が厳格に行われることを前提として、単位評価の国際標準である GPA の活用が望まれる。

【改善方策】

成績票の様式を改善することにより、既に取得した単位数や現在履修中の科目などが一目で判別できるようにし、学業成績について保護者と学生との間で共通の理解を持てるようにする。

同一の必修科目を担当する教員の間で成績評価基準について共通の認識を形成し、学生にとって不公平感のない成績評価を実現する。全学的な GPA 導入方針が示されているので、その基準値の設定や活用範囲などについて、学部内での導入体制を整備する。

【履修指導】

- ・ 学生に対する履修指導の適切性
- ・ 留年者に対する教育上の措置の適切性

【現状の説明】

1. 学生に対する履修指導の現状

(1) 1年次生から3年次生を対象とした履修登録指導

毎年、学年初めに履修登録の仕組みと方法について学科教務委員による指導、オリエンテーションを実施している。特に新生生に対しては「法学部履修の手引き」「教授要項（シラバス）」「時間割」の説明を丁寧に行い、また学生からの個別相談に応じることで、適切な履修登録がなされるよう指導している。さらに政治学科では、宿泊形式のフレッシュマンセミナーの場で先輩学生が学生生活の過ごし方なども含め相談に応じて、適切な履修登録がなされるよう指導している。

前期の初めに、学年ごとの履修相談の日を設けて、履修登録の方法や学修計画等の基本事項を説明している。またその際に、学科教務委員が学生からの個別の相談にも対応しているほか、事後に学部事務室が学生からの質問等に対応している。

(2) 履修確認手続き

①学生の履修登録後、速やかに電算処理を行い「履修登録確認票」を全学生に配付し、学生に自分が受講する科目を確認するよう求めている。登録ミスがあれば、事務室の窓口での指導によって、また必修科目の登録漏れなど重大なミスについては学科主任の指導によって、修正を行っている。

②履修登録後にも指導を行うことで、履修方法の思い違いや事務的ミスによって生じる受講不可・卒業の延期などの不利益を学生が被ることを事前に防止する。

（3）オフィスアワーの現状

各教員が、東松山および板橋両キャンパスにおけるオフィスアワーを毎年設定し、学生に公示している。

2. 留年者に対する教育上の措置等

（1）履修指導

留年生に対しても、年度初めの履修登録時に指導を行うほか、必要に応じた対応を行っている。

（2）修得した単位がわずかな学生（単位修得僅少者）への指導

法律学科では、単位修得僅少者については、内部の基準に従って、毎年保護者（保証人）へ通知している。また1年次の少人数教育クラス（「現代社会と法」）では単位修得僅少者を含め、留年者を対象とする再履修クラスを別個に設けて単位の修得指導をきめ細かく行っている。

政治学科では、留年者には4月に一斉に呼び出して、個別に教員が原因や履修姿勢を確認している。

【点検・評価…長所と問題点】

法律学科では、履修登録会場に学科教務委員7名ほどが出向いて、履修に関する個別指導を丁寧に行うことで、必修科目の履修漏れ等はほとんどないことが長所として挙げられる。

問題点として、過年度生については、ガイダンス等を欠席することも多く、掲示による呼び出し通知が徹底しないため、学科主任との面談が実現せず、十分な指導を行えないこともある。

政治学科の宿泊形式のフレッシュマンセミナーにはほとんどの学生が参加しており、友達ができ、などきわめて評判が良い。また、年度初めの履修相談は、教職員が一体となって対応することで効果大きい。「政治学A・B」の担当教員と英語クラス担当の教員による出席チェックは学生のやる気を育成する点でも効果があり、今後も同じように取り組んでいく。

留年者の呼び出しは多くの学生が応じてきており、留年の原因も判明するので有効と考える。

【改善方策】

長期欠席学生や留年者については、ガイダンスを欠席することも多く、教務委員による個別指導を行えないこともあるため、これらの者に対する指導を徹底する体制づくりに取り組む。

政治学科のフレッシュマンセミナーに参加しない学生も数名ほどいるので、参加による成果を理解させて学生が参加するような工夫をしていく。

【教育改善への組織的な取り組み】

- ・学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））およびその有効性
- ・シラバスの作成と活用状況
- ・学生による授業評価の活用状況

【現状の説明】

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント）の現状

法律学科では、2002年度より、法律学の基本科目、特に新入生対象の「現代社会と法」において毎週の小テストと共通定期試験の実施、担当教員による連絡会議の開催と共通教材の開発にあたってきた。

また、出席不良者につき保護者への通知など、学生の勉学意欲を高めるための指導を行っている。さらに法学部附置研究所である法学研究所との共催によって、授業改善に関する取り組み・工夫などについて、各担当教員が成果を報告し、質疑応答を通じて他の教員とも情報交換を行っている。授業改善に関する取り組みの中で、「現代社会と法」の履修者を対象として、学習状況などに関するアンケート調査を毎年行っており、導入教育の充実を図るための基礎資料として活用されている。

政治学科では、2008年度の「政治学A・B」の担当者だった教員2名が、政治学科1年～4年生の在校生よりアンケート調査を行い、これを日本政治学会の大会にて報告した。この報告は学生の学習意欲や関心について調査したものである。

また、2009年7月に政治学専任教員を対象にした研究会を実施するとともに、FDに関する教員研修の一環として、不登校等の問題学生への対応等に関して、学生相談員を講師とする研修会を2009年7月に開催した。

（2）教授要項（シラバス）の作成と活用状況

すべての教員に対して、担当科目の教授要項の作成を求めている。

また、専門演習の募集に先立ち、担当教員がオリジナルシラバス集を作成し、学生のゼミ選択に役立てている。

（3）学生による授業評価の活用状況

全学で実施している授業評価アンケートの結果を踏まえ、各教員が、授業の改善に積極的に取り組んでいる。

【点検・評価…長所と問題点】

法律学科では、専門演習の募集に先立ち、各担当教員が、ゼミでの学修内容や、ゼミを履修する前に準備学習として行うべきことなどを学生にもわかりやすく説明したオリジナルの小冊子を作成し、ゼミ説明会などでも活用している。これによって、より高度な専門教育に対する学生の興味・関心を高めていることが長所として挙げられる。

また、法律学科では、「現代社会と法」を履修する学生を対象としたアンケート調査を通じて、学生の学習状況等の把握に努め、授業改善の基礎資料として教員の間で活用するなど、導入教育を中心として学科全体で授業改善への取り組みを行っていることが長所として挙げられる。

政治学科では、政治学教育についての具体的な手がかりとなる在校生を対象としたアンケート調査結果を、政治学科独自のFDの素材として活用している。

法学部の問題点としてあげられるのは既存の全学のシラバスが、必ずしも有効に利用されていない点である。

【改善方策】

学生が利用しやすいシラバスの作成に取り組むとともに、新入生に対するガイダンスなどの機会を通じて、シラバスの意義、利用方法について十分に理解させ、有効に利用させる。

政治学科では、学科独自のFD研究を進めるとともに、1年に1回、全学的に実施されている授業評価の結果を分析し、政治学に固有の問題点を解明していく。

2008年政治学会で報告した政治学教育の課題（①戦後史の知識の欠如、②時事問題への偏った関心状況、③学問的問題への消極的姿勢など）についても、引き続き改善策を検討する。

【授業形態と授業方法の関係】

- ・ 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性
- ・ 多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性
- ・ 「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

【現状の説明】

1. 授業形態と授業方法

教育課程の内容を学生に効果的に教授するため、授業内容に則した授業形態と授業方法を採用している。両学科とも、①講義方式、②演習形式、③外国語、④実習形式に区分できる。

2. 授業の規模

<法律学科>

受講者10人以下、または受講者200人以上のコマ数は下記のとおりである。

授業規模	法律学科科目数
受講生10人以下（東松山）	4
受講生10人以下（板橋）	1
受講生200人以上（東松山）	6
受講生200人以上（板橋）	6.5

10人以下の授業科目（基礎演習、専門演習を除く）は、東松山校舎で4、板橋校舎で1であり、英語、情報処理、法学特殊講義および法哲学である。

また、受講生が200人を超える科目は、通年換算で東松山校舎が6、板橋校舎が6.5となっている。その内訳は、東松山校舎で民法総則B（202名）、債権法C（205名）、債権法A（214名）、憲法1（217名）、民法総則A（217名）、法思想史（224名）、板橋校舎では、経済法（212名）、親族法（230名）、行政学（248名）、商法総則・商行為・手形小切手法（254名）、倒産処理法（279名）、社会保障法（280名）、民事訴訟法（286名）である。

科目の特性に応じ、教育効果を高めることを目的として、さまざまな規模で講義を開講している。

①超少人数クラス（20人程度）

導入科目の中核となる1年生の必修科目である「文章表現法1（日本語）」では、担当教員が学生の書いた文章を頻繁に添削し、より多くの学生に口頭発表の機会などを与えるために、20

人程度の超少人数クラスを開講し、きめ細かい指導を実現している。

②少人数クラス（40人程度）

必修科目である「英語 A・B」「英語 C・D」「英語応用 A・B」「文章表現法 2（日本語）」「現代社会と法」「基本法学概論」において、プレイスメント・テスト等を活用して学生の習熟度も加味した少人数クラスを開講し、きめ細かい指導を実現している。

③大規模講義

大教室で開講される必修科目の講義については、2コマ以上を開講し、クラス指定制度を活用して履修条件を平等化している。

<政治学科>

受講者 10 人以下、または受講者 200 人以上のコマ数は下記のとおりである。

授業規模	政治学科科目数
受講生 10 人以下（東松山）	4
受講生 10 人以下（板橋）	1
受講生 200 人以上（東松山）	2
受講生 200 人以上（板橋）	1

政治学科受講生 10 人以下の科目数は、東松山・板橋両校舎合計で 5 であり、英語、情報処理、文章表現法、行政法の講義である。

また、受講生 200 人以上の科目数は東松山・板橋両校舎合計で 3 であり、憲法（東松山校舎・281 名）、政治理論（東松山校舎・224 名）、公共政策論（板橋校舎・384 名）である。

科目の特性に応じ、教育効果を高めることを目的として、さまざまな規模で講義を開講している。

①入学式の直後に英語プレイスメント・テストを実施して、新入生の英語力を診断している。このプレイスメント・テストで上位 30 人を選んで、英語強化クラスを編成し、レベルの高い授業を行っている。

②情報処理の授業に関しては、コンピュータやインターネットの利用法を習得するため、基礎的な知識を実習指導している。1 年次ではワードやエクセルの活用法など、初めてキーボードを扱う学生用に入門的な実習をしている。

コンピュータ・リテラシーは政治学科の専門科目の選択科目である。これは中級以上の情報処理で、アプリケーションを超えたデータの活用のための情報処理技術を指導し、専任教員だけが担当している。

3. マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用

学生の授業理解を促進するとともに積極的な自習を支援する目的から、マルチメディアを各種授業科目にて活用することを推進している。

①基礎教育科目

情報処理：研究の道具としてのコンピュータやインターネットの利用法を習得するため実習指導している。

コンピュータ・リテラシー：アプリケーションを超えたデータの活用のための情報処理技術を指導している。

英語：eラーニングを取り入れているので、教室での授業のほか、自宅でもインターネットを通して英語学習ができる。

②専門教育科目

いくつかの授業科目で、コンピュータ、ビデオ・DVD等の視聴覚教材を適宜活用している。

4. 遠隔授業による単位認定の現状

法学部では、現段階では遠隔授業は行っていない。

【点検・評価…長所と問題点】

講義の形態に応じてさまざまな規模のクラスを開講し、学生の学習環境を整えている点を長所として挙げる事が出来る。

問題点として、視聴覚教材の利用について、一部の教室で支障が生じていること、少人数クラスの授業効果を高めるために必要なTA（教育補助員）の人材を確保することが難しいことが挙げられる。

法律学科の10人以下の講義についての原因は次のとおりとみられる。

コミュニケーション英語B（半期）およびコミュニケーション英語D（半期）は、開講曜日・時限を複数設定しており、履修者数に偏りがみられる。また専門科目（必修科目）や他の外国語科目と履修時間が重複している。法学特殊講義2B（半期）は「刑事訴訟法の基本問題」が3名、「不動産法」が4名であるが、いずれも後期のみの開講であり、「刑事訴訟法の基本問題」については問題演習タイプの法学特殊講義1Bと、「不動産法」については各コース共通の必修科目と履修時間が重複している。法哲学（6名）については、同じ時間帯に他の専門科目（コース必修科目）と重複している。なお2007（平19）年度の履修人数は30名であった。

政治学科の10名以下の講義についての原因は次のとおりとみられる。

英語CALL演習A・Bは履修者10名であるが、その講義内容が十分に学生に理解されていないと思われる。コンピュータ・サイエンスA（9名）、情報処理（9名）、及び文章表現法（6名）については他の専門科目と履修時間が重複している。行政法（9名）については、他の科目との重複は見られないので、おそらく政治学科の学生がこの科目の意義について十分に理解していないものと思われる。

【改善方策】

映像メディア等の利用環境を改善し、講義で利用するメディアの多様化を実現する。10名以下の講義については、授業の意義を説明するほか、時間割の調整を行う。

C. 国内外との教育研究交流

【国内外との教育研究交流】

- ・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

【現状の説明】

法学部では、両学科とも外国人研究者を招聘して集中講義を実施している。

法律学科では、2008（平 20）年度に外国法 B 担当の教員としてオーストラリア・マードック大学ロースクール科長を招聘し、集中講義を実施した。また同教授が1年次生全員を対象として、「オーストラリア憲法と権利章典」をテーマにした講演を行った。この科目については、2007（平 19）年度以前も毎年、さまざまな国から教員を招いて集中講義および講演会を行っている。

政治学科では、例年、ユタ大学の教授に、大学院での授業のほかに学部学生を対象にしてアメリカ政治の講演を行っている。

また法学部では、奨学金留学生制度を利用して、例年留学させている。法律学科では、原則として毎年2名の学生を海外に送り出しているが、2008（平 20）年度は2名の学生がそれぞれオーストラリアとイギリスの大学へ1年間留学した。政治学科の募集人員は1名であるが、2008（平 20）年度においては、1名がアメリカのボストン郊外のセイラム・カレッジへ1年間留学した。

【点検・評価…長所と問題点】

法律学科の「外国法 B」の講義や海外留学を通じて外国の法律や社会制度に対する学生の関心を高め、国際的視野を広げることに役立ったことが長所として挙げられる。

問題点としては、「外国法 B」について、事前学修の機会を設けて法律学科教員が予備知識を修得させているにもかかわらず、学生の語学力、外国法への理解が十分とはいえず、通訳に依存した受講態度になりがちである。

政治学科のアメリカ政治の講演についても、英語については苦手意識を持つ学生が多いので、英米からの研究者を招いても学生からの質問などはほとんどないのが実情である。しかし、新カリキュラムでは英語の能力の高いクラスを選択して設けており、その成果も出てきたと思われる。

奨学金留学生制度の成果としては、学生の希望や語学能力に応じて留学先を選び、現地で勉強できる制度であり、これまで大きな成果を挙げてきた。問題点としては、近年の留学先がほぼ英語圏の大学に限定していることがあげられる。

【改善方策】

外国人研究者の授業については、学生の理解を深めるために、事前学修をさらに充実・徹底する。英語担当教員とも協力し、eラーニング等も活用しながら、学生のヒアリング能力の向上に取り組む。

さらに政治学科では、海外地域研究を担当する教員が、当該地域の言語を学ぶことの意義を学生に伝え、関心を高めていく。これと連動して未修外国語を学ぶ学生を増やす。

6. 国際関係学部

国際関係学部は、グローバル化の実情や異文化の理解を通じて国際社会に貢献できる人材の育成をめざしている。アジア地域を中心に、国際関係学科は社会科学的なアプローチ、国際文化学科は人文科学的アプローチに比重を置きつつも、「アジア理解教育の総合的取り組み」として、他学科開講科目の履修による学際的・総合的アプローチを奨励している。学部開設23年目を迎え、学部に求められている今日的な時代的・社会的要請という観点に立ち返り、以下の取り組みを進める。

到達目標

1. 教育課程等

- (1) 早期の「学修の動機づけ」に向けた初年次からの取り組みを強化するとともに、各年次の演習を通じた学修・生活指導を徹底する。
- (2) 時代的・社会的要請の自覚と進路意識形成を促すためのカリキュラム改定を段階的に進める。

2. 教育方法

- (1) 外国語教育（英語およびアジア地域言語）においては教養語学を脱し、能力重視の成果主義を導入する。
- (2) 学生の学修成果を多角的に評価するための制度設計を行う。
- (3) 現地研修の目的および課題を明確にするとともに、現地研修の活性化を図る。

3. 国内外との教育研究交流

- (1) 多文化共生の観点から、留学生の受け入れを促進するとともに学内での交流機会の増加を図る。
- (2) 海外協定校との協定内容を再点検し、現地研修および長期・短期留学制度を充実させる。

A. 教育課程等

【学部・学科等の教育課程】

- ・教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第19条第1項）
- ・教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ
- ・「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第83条との適合性

【現状の説明】

1. 本学部では1年次を導入教育および学部基礎教育を中心とする「ドライブ期」、2年次を学部専門教育の基礎を学ぶ「チャレンジ期」、3年次は学部専門教育を発展させる「アドバンス期」、4年次は学修成果を卒業論文にまとめる「テイク・オフ期」とする4段階に分類し、それらを以下の4つの柱でつなぐことにより教育課程の体系性を図っている。

①アジア地域言語教育：コミュニケーション・ツールとして、英語に加えてアジア諸地域の言語の修得を図る。

②地域研究カリキュラム：アジアを東アジア、東南アジア、南アジア、西アジアの4地域に分け、それぞれの地域性や多様性を学ぶ。

③現地体験型学修：アジア各国の海外協定校への現地研修や留学による体験学修を通じて、実感と共感に基づくアジア理解を深める。

④学生による企画・参加・実行型の活動：アジア言語スピーチコンテスト、学生中心に運営される「地域研究学会」の各種イベント、地域連携事業としての「アジア芸能のタベ」や「大豆のアジア学」などの実施。

2. 本学では学部・学科が、それぞれの教育目標を達成するための「専門教育科目」、専門教育科目を履修するための基礎となる「基礎教育科目」を独自に編成し、一般教養的授業科目群は「全学共通科目」として4年間を視野に入れつつ幅広く開講されている。本学部・学科で開講している基礎教育科目としては導入教育としての「チュートリアル」、国際語としての英語、そして学部専門科目群への橋渡しとしての各種入門的科目群が開講されている。この入門的科目群はいわゆる「概論」ではなく、アジアのさまざまなトピックを素材に「学ぶことの面白さ」「問題の所在」をともに考えることによって、「動機づけ」「学びへの励まし」を与える導入教育の性格を持つ。また具体例を通じての多文化共生、貧困と支援、人権の擁護等の倫理性を養う機会ともなっている。

3. 「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目は、両学科の「地域研究部門」と「国際関係各論1～30」「国際関係特殊講義I～VI」（自由科目A群、国際関係学科）、「比較文化各論1～28」「比較文化特殊講義I～VI」（自由科目A群、国際文化学科）に配置されている。

「地域研究部門」は東アジア、東南アジア、南アジア、西アジアという4つの専攻地域コースごとに、政治・経済・社会関連科目（国際関係学科）、歴史・文化・芸術関連科目（国際文化学科）が配置され、これらの科目群はそれぞれ専門性を有する専任教員が担当しているが、学際的・総合的アプローチを基本とする「教養学部」型の学部として、ディシプリンを優先するよりはスライドやビデオ資料を活用し、教員の実体験をまじえた内容となっており、学生の各地域への興味・関心を具体化させることに主眼を置いている。

「国際関係各論」および「比較文化各論」は、農業問題やイスラム文化論のような地域横断的なテーマを取り上げ、テーマに応じた分析視角や方法論等のディシプリンからの理解を助けている。

「国際関係特殊講義」および「比較文化特殊講義」は、「大豆のアジア学」や「アジアの身体とパフォーマンス」といった実習的科目や、「世界金融危機とアジア」といったタイムリーな時事的問題を取り上げる場であり、数年をサイクルとする交代制の科目として教員の専門性を活用するとともに学生の関心に応えている。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 本学部の教育課程は、アジアに漠然とした関心は抱いているものの、その社会や歴史、文化等に対する認識を欠き、アジアに関するさまざまな言説への批判的な判断力を持たないま

ま入学してくる学生に、学修と課外活動の両面からガイダンスと知的刺激を与えることによって学びへの動機づけや励ましを図っている。また上級生は課外における下級生指導を通じて、自らの学識を高めるとともに「チームワーク」や「リーダーシップ」等の能力を身につけている。こうした課外活動のために、学生も教員もとても忙しい学部である。今後ともこうした活動を効率よく継続するために、カリキュラムへの取り込みや、学生の自主的な活動を評価する方策が必要である。

2. 学生は「21世紀型市民」としての多文化共生や人権擁護等の理念を知識として受け止めることはできるが、それらを実践的に支える「人間力」が伴わないために、自らの対社会、対人間関係における実感的なレベルで受け止めることがなかなか難しい。知識の教授にとどまらない人材育成の観点からの授業運営が求められている。カリキュラムにおいては、日本の国際的地位や期待される役割、新しいビジネスモデルや在外邦人の実情など、アジア地域研究と日本をより一層結びつけて、学修の動機づけにもつながるような工夫が必要である。

3. 近年のグローバル化の急速な進展は、国際貿易・金融にとどまらず、都市機能の変化や国際的人口移動、宗教生活や家族制度の変化といった諸領域において、国境や地域を越えた共通課題となり、従来の枠組みである国家・民族・宗教などとコンフリクトを引き起こしている。こうした現段階の時代的・社会的要請に応えるためには、これまで本学部が培ってきた「地域の暮らしや文化に立脚する地域研究」を堅持しつつも、地域横断的な諸課題への取り組みを強化する必要がある。

【改善方策】

1. 2007（平19）年度に開講した「大豆のアジア学」のような実習的科目のカリキュラムへの取り込みを進めるとともに、学生による企画・参加・実行型の活動や学外でのボランティア活動等を指数化し、学生の主体的・能動的活動を評価する「Daito Asian Communication Index」（DACIX）を導入する。

2. 時代的・社会的要請の自覚と進路意識形成を促すために、現行カリキュラムの専攻地域コース設定を再検討するとともに、グローバル化や環境問題といった地域横断的課題への取り組みを強化するためのカリキュラム改定に取り組む。

- ・外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性
- ・教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性
- ・カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

【現状の説明】

1. 両学科ともに外国語科目は英語（1年次）およびアジア地域言語（1・2年次）を必修とし、ドイツ語とフランス語を自由選択科目としている。また、外国人留学生についてはアジア地域言語に代えて日本語科目を履修できるものとしている。

国際語としての英語はオーラルコミュニケーション能力の育成を重視している。1年次に基本構文や文法を中心とする「総合英語」（通年2単位）とプレゼンテーションやディスカッションを中心とする「コミュニケーション英語」（通年2単位）を必修としている。入学後に実施するプレイスメント・テストを基礎に、それぞれ9段階（9クラス、各クラスは20～30名）の能力別クラスを編成して学力に応じた授業運営を進めている。また、これらの必修英語とは別に、選択科目の英語講座群を目的別に12科目（それぞれ半期2単位）開講しており、各自の学修目的や計画に応じて英語を4年次まで履修できるようにしている。

アジア地域言語の修得は直接的なコミュニケーション・ツールとしてだけでなく、その地域に暮らす人びとへの共感を育む契機となり、地域研究の基盤を作ることがねらいである。「中国語」「ロシア語」「インドネシア語」「タイ語」「ベトナム語」「ヒンディー語」「ウルドゥー語」「アラビア語」「ペルシア語」の9言語から1科目を選択必修とし、1年次および2年次に週3時限（それぞれ通年2単位）、2年間で合計12単位を履修する。各言語についてそれぞれ独自の語学テキストを開発しており、この2年間の必修により基本的な文法事項と1500語程度の語彙の修得を目標とし、2年次に実施される「現地研修」において実際に使ってみるにより検証しながら学修意欲の向上を図っている。3年次以降については自由選択科目である各地域言語「上級Ⅰ」「上級Ⅱ」を置いて、その受け皿としている。

2. 教育課程の開設授業科目は、全学共通科目と学部開設科目である基礎教育科目・専門教育科目からなっている。一般教養的授業科目である全学共通科目は、特定の年次にとらわれず1年次から4年次まで履修できるようになっている。基礎教育科目は本学部の導入教育的科目群であり、学科により重点科目の違いはあるが、高大接続および学部専門教育への橋渡しのために1年次生に履修させるものである。専門教育科目では国際関係学科は国際関係論、国際文化学科は比較文化論をそれぞれ必修とし、また演習科目（2年次：演習Ⅰ、3年次：演習Ⅱ、4年次：卒業論文演習）を両学科共通の必修科目としている。選択必修科目としては、専攻地域コース別の地域研究科目群、アジア地域言語があり、さらに自由科目として地域横断的テーマによる発展科目群、時事問題や実習的科目を含む特殊講義群が学科の性格に応じて開設され、また英語講座や各種資格取得科目が学修段階に沿って履修できるように配置されている。

本学部の卒業要件単位は124単位であり、専門教育的授業科目（学部・学科開設専門科目）と一般教養的授業科目（全学共通科目）の比率は、両学科とも64.5%（80単位）、19.4%（24単位）である。このほかに学部・学科の導入・基礎教育科目が16.1%（20単位）となっている。

外国語科目の量的配分は、学部・学科開設の必修科目としては英語が4単位（1年次）、選択必修のアジア地域言語が12単位（1年次6単位、2年次6単位）で、両学科共通である。

3. 卒業要件単位に占める必修・選択の量的配分は、両学科ともに51.6%（64単位）、48.4%（60単位）である。これらのうち、必修科目はすべて学部・学科開設科目であり、選択科目は学部・学科開設科目および全学共通科目から履修することになっている。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 必修英語における能力別クラス編成は比較的うまく機能しているが、近年の学力多層化、とりわけ学力下位者の増加に伴い、下位クラスにおいては到達目標の下方修正を余儀なくされている。このために学力下位者の多くは、次のステップとして目的別に設定されている英語講

座群の履修を躊躇しているように思われる。また、各種英語能力検定試験についてはダブルスクールで対応してきているが、就職活動の始まる3年次後期になって初めてTOEICを受験するなど、社会的需要の高まっている英語基礎力向上への取り組みが遅れている。

アジア地域言語はほとんどの学生にとって入学後初めて接する外国語なので、基礎的能力を身につけるために2年間で12単位の必修となっている。熱心な学生はこれで基本会話能力を身につけ、長期・短期の留学へと進む者もいるが、語学が苦手な学生にとっては負担感が大きい。近年、学力多層化が進むとともに、授業運営の困難さと再履修者の増加が問題となっている。

2. 本学部の専門的教育科目の中核的な科目群は、地域研究科目群およびアジア地域言語であり、地域研究部門には現地研修（通年8単位）も含まれる。地域研究科目群は地域コース別（東アジア、東南アジア、南アジア、西アジア）に国際関係学科では政治・経済・社会、国際文化学科では歴史・文化・芸術の各領域を対象とする科目および両学科共通の現地研修をそろえている。これらの履修は両学科とも主専攻地域コースから20単位を選択必修としているが、20単位を超えての履修を奨励しており、この場合には地域コースや所属学科にとらわれることなく履修することが可能である。

しかしながら、学生の多くは自分の専攻地域コースの履修にとどまる傾向が強く、関連の強い他地域やテーマへと関心を広げられていないようである。学部開設時には「アジアの多様性」が強調されたが、その後のグローバル化の進行は多様性のうえで多くの共通課題群を生み出している。こうした時代的・社会的要請に対応するためのカリキュラムの見直しが必要となっている。

3. 卒業要件単位124単位中に占める一般教養的授業科目の比率が19.4%（24単位）とやや低く、また履修に関する適切な指導が行われていないために、一般教養への取り組みが体系的・計画的に行われていないように見受けられる。

4. 卒業要件の124単位に占める必修・選択の量的配分は妥当だと思われるが、選択科目の履修に対する適切な指導が行われていないために、学生は自分の問題関心や弱点克服のために計画的に履修するというよりは、「時間が空いていたから」とか「単位が取りやすそうだから」といった安易な履修に流れている傾向が見られる。

【改善方策】

1. 英語教育においては、学力下位者の底上げと卒業時英語力の向上に向けての取り組みを強化する。具体的には、①1年次の必修英語修了時に全員にTOEIC受験を義務化する。②選択科目の英語講座群12科目に能力別基準を設ける。③TOEICのスコアを前提とする英語講座履修説明会を開催して学生の能力に応じた履修指導を行う。④TOEICのスコア向上にインセンティブを与えるための単位認定制度を導入する。

アジア地域言語教育は、現在各言語において到達目標の現実化、担当教員間の連携強化、補習授業等の制度化の検討を進めている（2009年度）。次のステップとして各段階の到達目標に応じた学部独自の「能力検定試験」を導入して早期の単位認定や飛び級を可能にするなど、学修意欲の向上を図る。こうした改善状況を検証したうえで、地域言語の必修単位数の縮減と選択科目の充実により語学教育の効率を高める。

2. 地域研究科目群の地域別・分野別設定を見直し、地域横断的な課題を軸にしたカリキュ

ラムの改訂を行い、学生の時代的・社会的要請に対する自覚と進路意識形成を促す。

3. 2010（平21）年度から、全学共通科目・基本科目（A系・B系・C系）をそれぞれ4単位、合計12単位を1年次必修の基礎教育科目中に位置づけることにした。併せて、一般教養の科目を含む選択科目の履修については、学部の理念・目的を踏まえつつ、履修することが望ましい科目一覧を提供するなど、選択科目履修の指針を作成する。

【カリキュラムにおける高・大の接続】

・ 学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

【現状の説明】

本学部の導入教育は1年次の必修科目（7科目14単位）および選択必修科目（3科目6単位）の20単位で構成されている。これらのうち、大学教育への円滑な移行を主目的とする純然たる導入科目は「チュートリアル」であり、その他は専門教育に向けて「問題の所在」を確認し、学修の「動機づけ」を促すことを目的とする導入的基礎教育である。

「チュートリアル」は1クラス12名程度の少人数で編成され、専任教員が担当する通年科目である。2000（平12）年度に開設され、当初は学内施設案内、図書館の活用法、パソコンルーム使用法などのガイダンス的実習と、演習室での読書法、レポート作成、プレゼンテーションなどから試行錯誤的に進めてきたが、2008（平20）年度からオリジナル教材『チュートリアル』を導入し、あわせて担当教員向けの授業運営指針も用意された。内容は「ノートの取り方」から「フィールドワークに挑戦」までのスタディ・スキルを中心とする15章で、学生は各単元の指示に従って作業を進め、課題の発表やディスカッションを行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

独自教材の導入で「チュートリアル」の授業運営は相当に改善が進んだ。基本的に1回に一つの単元を割り当てているが、学生の反応がいい単元では発表やディスカッションに時間がかかり、逆に期待した効果が得られないまま次の単元に進まざるを得ないなどの問題点が指摘されている。また、一部の教員に画一的な授業運営に不満を持ち、教材を使用しない者も見られた。

【改善方策】

まだ1年間の実践であり、教材面や授業運営面での改善の余地は大きい。2009（平21）年度には教材の改訂版を刊行して改善を進める。今後も必要に応じて教材の改訂を進めるとともに、チュートリアル担当者会議において教員間の情報交換を密にして授業運営方法の向上を図る。

【授業形態と単位の関係】

・ 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

【現状の説明】

単位計算方法については「大学設置基準」に準拠し、学則第18条に定めている。

1. 講義については、1時間の講義に対して、教室外における2時間の準備のための学習を必要とすることを考慮し、毎週1時間15週の講義をもって1単位とする。

2. 演習については、2時間の演習に対して、教室外における1時間の準備のための学習を必要とすることを考慮し、毎週2時間15週の演習をもって1単位とする。ただし、教育効果を考慮し、1時間の演習に対して、教室外における2時間の準備のための学習を必要とするものについては、毎週1時間15週の演習をもって1単位とする。

3. 実験・実習及び実技については、毎週2時間ないし3時間15週の実験・実習及び実技をもって1単位とする。

【点検・評価…長所と問題点】

単位計算方法の妥当性については、授業時間数（授業回数）と教室外における準備のための学習時間の両側面から評価されなければならない。

1. 授業回数については、曜日によって異なるのが実情であり、本学では授業回数の少ない曜日の国民の祝日に授業を行うことによって授業回数の調整を図っているが、現段階では平均して授業回数14回、定期試験を含めて15回という実情である。

2. 教室外における準備のための学習時間については、実情を十分に把握できていない。シラバスの点検では、レポートや宿題を課しているものは比較的多く、予習や復習に言及しているものは少ないが、参考文献は提示されているようである。ただし、これらは担当教員の自主的な判断に委ねられており、レポートや宿題の量や質が適切であるかどうかは分からないのが実情である。本学部で2008（平20）年度後期に1年次生を対象に実施した「学習状況に関するアンケート」によれば、「1日平均の自宅学習時間（図書館での学習を含む）はどれくらいでしたか」では、3時間以上2%、1時間以上2時間未満26%、1時間未満33%、30分未満38%であった。「授業に臨むにあたって予習をしましたか」では、ほとんどの授業に予習をして臨んだ5%、語学など特定の授業だけ予習をした66%、全ての授業について予習はほとんどしなかった29%、また「授業の復習をしましたか」では、ほとんどの授業について復習をした1%、語学など特定の授業だけ復習をした51%、全ての授業について復習はほとんどしなかった48%となっている。すなわち、多数の1年次生は1日30分から2時間程度の学修の大半を指名される機会の多い語学学修等の予習・復習に割いており、その他の授業科目については予習・復習ともほとんど取り組んでいないようである。したがって「単位の実質化」という観点から見れば、授業時間外に必要な学修等が必ずしも確保されていない実情にある。

【改善方策】

1. 学部行事等を見直し、授業回数15回を確保する。

2. 学部FD活動を通じて、シラバスの授業計画内容を充実させるとともに、学修の動機づけに配慮した授業運営、予習・復習の内容や方法についての指導を強化する。

【単位互換、単位認定等】

- ・国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第28条第2項、第29条）

【現状の説明】

1. 他大学その他との単位互換制度としては、埼玉県西部地区18大学の交流協定である「彩の国大学コンソーシアム」によるものと、隣接する山村学園短期大学との「単位互換に関する協定」によるものがあるが、近年、本学部への受け入れ実績はあるが、本学部生が他大学等で受講した実績はない。

2. 国外の大学等での学修の単位認定は、海外の大学等への長期・短期の留学に伴う単位認定を行っている。長期留学においては当該大学等に10～12ヶ月間所属し、340時間以上の受講を前提に30単位を上限とし、短期留学においては当該大学等に4～6カ月間所属し、180時間以上の受講を前提に16単位を上限として認定している。

3. 入学前の既修得単位認定は、編入学（2年次・3年次）および転部・転科（2年次のみ）による受け入れ学生について、本学部の授業科目との整合性を図りつつ、2年次については30単位、3年次については60単位を標準として認定している。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 単位互換については、本学には全学共通科目、他学部・他学科開放科目等が幅広くあるので、本学部学生の他大学等での受講についての需要はきわめて少ない。

2. 本学部の海外留学は英語圏、アジア圏ともに語学留学が主流をなしている。留学先は交流協定のある大学を基本とし、例外として事前の審査・認定を前提として交流協定のない大学等への留学も許可している。交流協定のある大学には独自の学修コースの設置や成績書の記載内容等の協定があり、交流協定のない大学等の場合には必要事項の記載依頼等を行っている。アジア圏の留学では、気候・文化等の違いで学期や授業時間設定が異なる場合も多いが、単位認定において特段の問題はないと考えている。

3. 編入学における既修得単位認定においては、本学部の特色の一つであるアジア地域言語（1・2年次の履修を基本として12単位）の必修が障害となっていたが、2007（平19）年度からは3年次編入学生についてはこれを地域研究科目に振り替えることで問題は解消している。

【改善方策】

1. 他大学等との単位互換については、他大学等の開設科目を精査し、本学部学生に有益な科目があれば追加開放をお願いする。

2. 編入学者は2008（平20）年度1名、2009（平21）年度1名と受け入れ実績が少ない。これは、現在本学部が収容定員超過のため抑制的に対応しているからでもあるが、将来的な受け入れのために既修得単位認定の見直しを含めて受け入れ態勢を再点検する。

【開設授業科目における専・兼比率等】

- ・全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合
- ・兼任教員等の教育課程への関与の状況

【現状の説明】

2009（平21）年度の専門教育部門の専任教員担当比率は国際関係学科66.4%、国際文化学科67.1%であり、同様に基礎教育部門は両学科とも51.5%である（大学基礎データ「表3」参照）。

基礎教育部門の専任比率が低いのは、基礎教育科目39科目のうち24科目を占める自由科目のドイツ語とフランス語担当の専任比率が25.9%と極めて低いからである。

基礎教育部門および専門教育部門のいずれにおいても、兼任教員が担当しているのは主に外国語および日本語（留学生用日本語科目を含む）の語学系科目であり、講義型授業科目はごく一部を除いて専任教員が担当している。また、初年次対応の導入的・入門的科目群である必修科目および選択必修科目は英語科目（2科目）の一部を除いて全て専任教員が担当している。

専門教育部門における必修科目（5科目）は全て専任教員が担当している。選択必修科目（106科目）は地域研究科目群（52科目）とアジア地域言語科目群（54科目）であるが、前者の専任の比率は80.8、後者が39.3である。兼任教員の多くは9地域にわたるアジア地域言語科目の担当であり、講義型授業科目への兼任教員の関与は少ない。自由科目（選択科目）のA群（国際関係学科は「国際関係各論」、国際文化学科は「比較文化各論」、両学科共通のB群（英語講座）、E群（資格講座）、F群（海外留学講座）およびアジア地域言語上級は専任教員が担当し、両学科共通のC群（情報処理教育）、D群（日本語教育）は兼任教員担当の科目が多い。また、全学共通科目は本学の専任教員が担当している。

【点検・評価…長所と問題点】

両学科を通じて、兼任教員が担当しているのは主に外国語と日本語の語学系科目であり、これらの語学系科目においては、担当の専任教員が兼任教員との連絡を密に取りながら授業運営をコーディネートしている。講義型授業科目のほとんどは専任教員が担当している。現時点では改善を要する特段の問題はない。

【改善方策】

学部カリキュラムの見直しを進める中で、既存科目の統廃合と時代的・社会的要請に応じる新規科目の充実を図りつつ、学部開設科目数の削減を図る。

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

- ・社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

【現状の説明】

1. 社会人学生は現在4年次に1名在籍している（2009〈平21〉年度）。教育上の配慮としては、入学動機を前提に的確な専任教員の演習（ゼミ）を紹介するなど個別指導の充実を図っている。

2. 外国人留学生は毎年両学科それぞれ10名程度入学している。国籍は中国、韓国がほとんどで、非漢字圏の留学生は少数である。導入教育である「チュートリアル」では出身地域の実情がわかる教員のクラスに所属させて学修・生活指導に当たっている。カリキュラム上ではアジア地域言語（選択必修）に替えて「留学生用日本語科目」が履修できる以外は一般学生と共通である。全学的な取り組みとして、キャンパス内に「留学生ルーム（談話室）」を設け、留学生相互の情報交換、日本人学生との出会い・交流の場としている。

3. 帰国生徒は在籍していない。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 社会人学生の入学実績は少ないが、一般学生の学修等により刺激となるので、積極的に受け入れたいと考えている。入学動機を前提に個別指導で対応することで現状は問題ないが、積極的に受け入れるための工夫が必要である。

2. 外国人留学生に対する教育指導上の配慮が、とりわけ1年次生に対して不十分であることが確認された。学内配布物や掲示板がすべて日本語でなされるのはやむを得ないが、そのために制度や規則、伝達事項等の周知が不十分なまま放置され、事務室窓口を確認に来る少数を除いて不利益を被っているケースが散見される。また近年、外国人留学生と日本人学生の交流が、熱心な少数者を除き、一般的にきわめて低調である。

【改善方策】

1. 生涯学習の観点からの「履修モデル」作成、演習（ゼミ）の複数受講制度などを導入して社会人学生を積極的に受け入れていく。

2. 外国人留学生の初年次教育に、日本人上級生によるチューター制度を導入する。

B. 教育方法等

【教育効果の測定】

・教育上の効果を測定するための方法の有効性

【現状の説明】

教育上の効果の測定は、各授業科目の成績評価によって行われており、その評価は科目ごとの特性を踏まえて担当教員に委ねられている。成績評価は講義型科目では主に学期末の定期試験や課題レポート、演習科目ではプレゼンテーションや議論への参加度など、語学科目では学期末の定期試験に加えて授業中の小テストが頻繁に行われて成績評価対象となっている。各担当教員はそれらを通じて授業の効果を確認しつつ最終的な成績評価を行っている。評価は「優 (A)」「良 (B)」「可 (C)」「不可 (D)」の4段階でなされている。

本学部では年1回実施される全学的な「学生による授業評価」に加えて、学部独自の「授業改善アンケート」を年1回実施し、シラバスに記載された内容が授業に反映されているかどうか、改善すべき点はどこか、などについて学生にチェックしてもらい、授業内容や運営方法の改善に活用している。

本学部では卒業論文を必修としており、4年間の集大成として総合的な教育効果を測定するものとなっている。「卒業論文演習」は4年次科目であるが、原則として3年次の「演習Ⅱ」から継続することになっており、近年の就職活動の早期化・長期化に対応して、多くのゼミでは3年次から卒業論文に取り組んでいる。提出された論文は教員で構成される選考委員会で審査され、優秀賞や佳作については卒業式場で表彰される。

【点検・評価…長所と問題点】

教育上の効果を測定するための方法の有効性については、①その科目の到達目標が適正に設定されていること、②到達目標が達成されるように授業計画が組まれていること、③それらが実際の授業運営に反映されていること、そして④成績評価が適正かつ厳格に行われていることが必要である。

到達目標と授業計画について現行のシラバスを点検すると、外国語教育については、語彙数や基本構文およびシチュエーションなどを段階に応じて具体的に記述し、目標達成度を測定する試験問題の工夫なども教員間の合意を得やすいようである。しかし、講義型授業については科目ごとの特性に相当な違いがあり、到達目標の設定方法は担当教員の工夫に委ねられている状況である。

シラバスの授業運営への反映度と成績評価の適切性については『学生による授業評価と大学教育』（2008年度版）で、ある程度推測できる。シラバスの授業運営への反映度については91%の学生が反映していると認めており、相当改善が進んでいるようである。成績評価の適切性については、授業に対する総合的な満足度で見ると「満足」と「やや満足」で70%という評価である。ただし記述式の「授業改善アンケート」では、「なにがどう評価されるのか知りたい」などの成績評価への疑問も散見される。評価そのものへの不満は出てきていないが、成績評価基準の提示が、学生にわかりやすいものになっていないということであろう。

【改善方策】

シラバスに記載する到達目標の具体的な提示方法や成績評価基準等を学生にわかりやすくするとともに、授業科目ごとの提示形態のばらつきを是正するためにガイドラインを作成する。

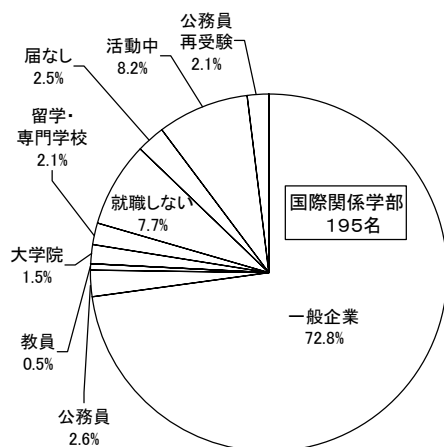
・ 卒業生の進路状況

【現状の説明】

卒業後の進路としては、一般企業が大部分で、公務員・教員等が若干名である。また大学院、専門学校等への進学も若干名見られる。一般企業の職種としては、両学科とも卸売り・小売業とサービス業が多く、両者をあわせると3分の2近くになる。その他としては国際関係学科では製造業、国際文化学科では金融・証券業が多い。

2008（平20）年度の進路報告書によれば、国際関係学部の卒業生数195名のうち、就職希望者数は162名、就職決定者数は148名で、就職希望者に対する決定率は91.4%であった。

< 2008年度の卒業生進路状況 >



※ 2008年9月卒業生（6名）を除く。

※就職決定率（%）は、就職決定者（一般企業＋公務員＋教員＋自営）÷就職希望者（就職決定者＋公務員・教員再受験＋活動中）×100で算出している。

【点検・評価…長所と問題点】

就職率は例年とほぼ同じであり、就職をめぐる環境が急激に悪化している中では、比較的健闘しているといえる。国際関係学部は広い意味では教養学部の範疇に属するため、特に就職分野に関して特徴は見られず、就職先は多岐にわたっている。しかし、少数ではあるがアジアについての知識・言語を修得したことから、アジアについての興味を維持し、アジア各地でさまざまな仕事についているものもいる。卒業後の進路としては大学院への進学も見られるが、そのための相談・指導は所属ゼミの担当教員等にまかされており、組織的な取り組みは行われていない。

【改善方策】

就職率をより高める努力をする。そのためには1年次から就職意識を持たせることが必要であり、2009（平21）年度に導入した1年次生対象の「自己発見レポート」、3年次生対象の「キャリア・レポート」を継続実施するとともに、ガイダンス、セミナー等の対象を広げる。また、企業の側には、国際関係学部の教育内容を理解してもらい、学修内容が少しでも役に立つような職種を開拓していく。大学院アジア地域研究科または学部内に、大学院進学相談の窓口を設ける。

【成績評価法】

- ・厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性
- ・履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性
- ・各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

【現状の説明】

成績評価法と評価基準については、「教育上の効果を測定するための方法の有効性」のところで記述している。

1. すべての開設授業科目についてのシラバスの作成、初回授業での周知徹底、授業計画に即した授業運営、到達目標に対応した試験の実施、成績評価基準に基づく成績評価という仕組みで実施しているが、教員間の取り組みの差が大きい。従来曖昧であった成績評価法、成績評価基準の具体化については担当教員の工夫に委ねている段階である。

2. 履修科目登録においては、1年次から3年次までは年間44単位を履修上限とするキャップ制を採用している。

3. 各年次における取得単位数に応じた履修指導は行っているが、学生の質を検証・確保するに至っていない。卒業時については卒業論文が必修となっているので、作成指導の過程で、ある程度の質の検証・確保ができており、優秀な論文については賞を与えて顕彰している。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 成績評価法、成績評価基準の具体的な運用が担当教員の工夫に委ねられている現状について、とりわけ講義型授業の担当教員から、成績評価の実際についての「ガイドライン」の提示が求められている。

2. キャップ制以外には単位の実質化を図る方途を持っていない。学生は語学系授業を除いて予習・復習をほとんど行っていないようだが、適切な予習・復習の指導が不足していることも原因の一つと思われる。

3. 学生の質の検証・確保のためには、授業科目別の成績評価法が厳格に行われることを前提として、単位評価の国際標準であるGPAの活用が望まれる。

【改善方策】

1. 授業科目の目的や方法を視野に入れた成績評価法、成績評価基準等のガイドラインを作成する。

2. シラバスの授業計画に応じた参考文献提示の充実、教室での予習・復習に関するアドバイスを強化する。

3. 全学的なGPA導入方針が示されているので、その基準値の設定や活用範囲などについての学部内での導入態勢を整備する。

【履修指導】

- ・ 学生に対する履修指導の適切性
- ・ 留年者に対する教育上の措置の適切性

【現状の説明】

1. 本学部では入学年次ごとに作成・配布される『国際関係学部ガイドブック』に履修可能な全ての科目一覧（教職科目等の資格取得科目を含む）、履修方法、履修条件・資格などをわか

りやすく記載するとともに、毎年度初めに学年別の履修説明会を開催している。

新入生に対しては、4年間の履修計画にかかわる専攻地域コースとアジア地域言語の選択があるので、入学後すぐに3日間にわたる「地域ガイダンス」を行い、学生の希望を尊重しつつ専攻地域コースとアジア地域言語を選択させている。また新入生は単位制に慣れていないので、履修上限44単位のうち、30単位は必修科目を履修するものとし、履修登録前に導入科目である「チュートリアル」担当教員が個別に相談に応じ、最終チェックを行っている。なお本学部では、1年次から3年次までは1年間に履修できる単位数の上限を44単位に制限して、4年間の無理のない履修計画を促している。

2年次以降の学生については、年度初めの履修説明会において要注意点を周知させるとともに、所属の演習（ゼミ）担当教員が学生の進路計画について相談に応じ、また単位取得状況が思わしくない学生に対しては指導・助言を行っている。

学生の進路および履修計画の指導は基本的に所属の「チュートリアル」（1年次）、演習Ⅰ（2年次）、演習Ⅱ（3年次）、卒業論文演習（4年次）の担当教員がオフィスアワー等の時間に行っているが、単位取得状況については前期、後期の成績評価確定後に、単位取得状況が特に悪い学生については教務担当教員が事情聴取のうえ指導を行っている。

2. 本学部では進級要件による2年次留年と卒業判定不合格の4年次留年がある。2年次から3年次への進級要件は「卒業要件単位32単位の修得」となっており、2008（平20）年度の2年次留年者は国際関係学科7名、国際文化学科7名、学部合計14名（休学による留年者は外数で3名）である。例年10名前後なので微増である。翌年度初めに学部教務担当者が面談し、履修指導を行っている。

卒業判定時には卒業要件単位124単位のうち、未修得単位が8単位以下の学生について再試験を認めている（演習科目など一部の科目を除く）。2008（平20）年度の4年次留年者は国際関係学科13名、国際文化学科7名、学部合計20名（休学による留年者は外数で8名）であり、3名が再試験により卒業している。例年20名前後なので横ばいである。留年を繰り返している者については、年度中に保護者を含めた面談を行い継続の意思を確認する。留年者は翌年度初めに教務担当者が面談し、履修指導を行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 履修登録手続き上のテクニカルな問題については学部事務室においても点検を行い、登録後の修正期間も設けられていて特段の問題はない。ただし、履修は学生の進路意識や職業観と結びついた興味や関心を前提とすることが望ましいが、その前提となる自己認識や社会認識の成長は全般的に低調であり、多くの学生は就職活動が始まる3年次後期にようやく自覚しているのが実情である。1年次からのキャリア教育の必要性は感じているが、試行錯誤の段階である。また少人数の利点を生かしての個別指導は機能しているものの、所属演習（ゼミ）の変更等で履修指導の継続性が確保されていない。

2. 3年次への進級要件「卒業要件単位32単位の修得」は、年間の履修上限44単位であり、また他学部に比べてもハードルは高くない。2年次留年者については特段の問題は感じていない。2008（平20）年度入学者より「地域言語基礎1・2・3を含む卒業要件単位32単位の修得」に変更した。これは卒業判定時に必修科目である地域言語の未修得者が増加傾向にあるため

ある。4年次留年者については、修学継続の意志確認にあたって保護者の意向が強く反映する傾向があり、本人の修学意欲が伴わない場合が見られる。

【改善方策】

1. 学生指導にあたって教員が共有すべき情報を吟味し、情報を交換ないし協議する態勢を構築することにより、1年次から卒業までの継続的な指導を行う。
2. 4年次留年生の修学意志確認にあたって、本人の修学意欲確認を重視するとともに、面談と同時に書面での確認を行う。

【教育改善への組織的な取り組み】

- ・学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））およびその有効性
- ・シラバスの作成と活用状況
- ・学生による授業評価の活用状況

【現状の説明】

国際関係学部では、全学的なFD委員会に対応した独自の学部FD委員会を設置して授業評価と改善に取り組んでいる。2007（平19）年度までは授業評価実施委員会と同様の授業評価アンケートを、全学のアンケートが行われない前期に行ってきたが、2008（平20）年7月に、学部FD委員会は、教員が抱える授業運営上の諸問題を把握することを目的に、教員向けの「授業アンケート」をはじめて実施した。これにより、出欠管理の方法や授業中の「私語対策」といった授業管理上の問題から、「学生を授業に集中させるための工夫」や「演習を活性化させるための工夫」まで、個々の教員の授業における試行錯誤の具体的な状況が明らかになった。

シラバスについては、学生が授業内容を把握する重要な資料としての共通の理解のもと、記載内容を統一し、科目名、担当教員名、授業の内容・目標、授業計画、授業の方法、成績評価の方法等について記載している。授業計画は半期15回を記載するよう義務づけている。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 学部FD委員会の調査によれば81%の教員が「毎回出欠を確認している」と回答している。確認方法も、単なる「呼名」や「出席カード」ではない、学生の授業への関心や集中力を維持するための工夫が施された「提出物」による確認が34%に上っている。出席管理の徹底により、授業への出席率はきわめて高い。しかし、一方で、「怠学」と思われる学生も少なくはない。こうした学生に対しては、6割の教員が「特に何もしていない」のが現状である。「授業アンケート」は、学部FD委員会の分析の段階であり、利用方法の工夫が必要である。

2. 教員同士の授業研究（ピアレビュー）の有効性がいわれるが、本学部にあってはほとんど進んでいない。

3. シラバスでおおむね目標や評価基準は明示されているが、学生の観点からすると、個々の授業における活動目標が、より具体化されることが望ましく、その観点からの工夫が必要で

ある。

4. 電子シラバスが導入されて久しいにもかかわらず、通常の授業で、掲示板や質問のための機能が活用されることがきわめて少ない。

5. 学部FD委員会のアンケートを基にした『国際関係学部学生による授業評価報告書』はよく読まれ、教員の相互研修の糧としても貴重な資料となっている。さらに、最近では、FD活動にとりわけ熱心な教員が、大学の研究紀要にFD関連の報告を掲載するなどの試みもなされている。

【改善方策】

1. 学部による出欠状況の集中管理を通じて、怠学者に対する組織的な対応を行う。

2. 現在のカリキュラムの中で参加・体験型の授業が効果を挙げているので、学部の教育目標の範囲内で、このタイプの授業科目数を増やす。

3. いわゆる「落ちこぼれ」や「怠学」をなくすための施策をより一層充実させることと合わせて、意欲学力において優れた学生を伸ばすための工夫をする。

4. 学修意欲を高め、学修の効率化を図るためのカリキュラム・マップや学修ポートフォリオを研究・開発する。

5. 授業アンケートで明らかになった問題点を整理し、全教員で課題を共有する。そのために、学部FD研究会（授業研究会・授業見学）などを定期的実施し、ピアレビューを促進する。

6. シラバス改革の観点から、教員によるシラバスの相互点検を実施し、授業科目ごとの提示形態のガイドラインを作成する。

7. 前述の学修ポートフォリオやカリキュラム・マップの開発を通して、授業目標を一層具体化し、それを達成するために学生が具体的に何をすればよいかといった、学生の活動目標に留意したシラバスを作成する。

8. 電子シラバス講習会などを開催し、電子シラバスの「お問い合わせメール」や「掲示板」の利用を促進する。

授業評価の活用を促進することはもちろんであるが、それと並行して、授業評価アンケートそのものに工夫・改善を加えていく必要がある。2009（平21）年度には、学部独自のアンケートを「授業改善アンケート」と改称し、次の5つの観点から評価する予定である。

第一は、シラバスの適切性である。授業の目的や成績評価基準が明示され、シラバスに即して授業が行われているかどうか。第二は、認定単位に見合った学修時間が確保されているかどうか。第三は、授業を受けたことで、知識・知見が得られたか、学修する意欲がわいたかどうか。第四は、学生の授業への取り組みに対する自己評価。第五は、授業をよりよいものにするための改善案である。

【授業形態と授業方法の関係】

- ・ 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性
- ・ 多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性
- ・ 「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

【現状の説明】

1. 授業の内容や目的に応じて、講義型授業、演習（ゼミ）型授業、実習型授業、複数担当者によるオムニバス型授業等の授業形態があり、マルチメディアを利用する授業として外国語教育等でのLL教室やCALL教室授業、「情報処理」授業等でのパソコン教室授業等がある。

本学部は専任教員1人あたりの在籍学生数が27.9人（2009年度）と比較的少ないので、最も一般的な講義型授業においても受講生が20～50名程度の授業が多く、履修が集中する必修科目等においては学科指定や前期・後期分散などの調整を行っているので、受講者規模の問題はない。

演習（ゼミ）型授業は10～15名規模で主に教員研究室を使用し、ディスカッションやグループ学習を行うなど学修スキルの修得・向上に効果を上げている。また、一般的な学修・生活指導を行うとともに、個別相談にも訪れやすい雰囲気を作っている。

実習型授業は、キャリア教育でのエントリーシート添削・指導等は教室で行うが、実習室でのガムラン合奏指導、身体芸術での体育館利用、学外の農地や実習施設を利用するなど、「座学」以外の方法も試みている。

2. 本学部の特色であるアジアの地域研究においては、視聴覚的理解が極めて有効かつ必須なものとなっており、随時スライド、ビデオ、パワーポイント資料を用いる工夫がなされている。

3. 本学部では「遠隔授業」による授業科目の単位認定は実施していない。

4. 下の表のように、本学部では受講生が200人を超える開講コマはない。受講生10人以下の講義科目は全学的に見直していく方針であるが、本学部の10人以下の科目は、ほとんどが演習または地域言語の科目であり、見直しの対象ではない。

<専門教育科目>

200人以上の開講コマ数	国際関係学科	国際文化学科	10人以下の開講コマ数	国際関係学科	国際文化学科
平成21年度	0	0	平成21年度	30	30
平成20年度	0	0	平成20年度	34	45.5

【点検・評価…長所と問題点】

1. 授業の形態や方法の適切性については、必ずしも詳細な実態を把握できていないが、受講生の規模やマルチメディア機器の使用についてはほぼ妥当だと思われる。実習型授業はまだ少数であるが、一般的に受講生の満足度は高いようである。

2. マルチメディア機器の利用頻度や利用方法は教員間に能力差もあり一概には言えないが、担当教員はそれぞれに工夫を凝らしており、スキルの不足は教育補助員の助力を得て行っている。

【改善方策】

1. 教員の専門的スキルを活用した実習型授業を今後もカリキュラムに取り入れていく。

2. FD活動を通じてマルチメディア機器の利用促進やデジタル教材作成のスキルアップを図る。

C. 国内外との教育研究交流

【国内外との教育研究交流】

・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

【現状の説明】

アジアの地域研究を主たる目的としている本学部では、特に国際化への対応と国際交流の推進は重要であり、留学を奨励している。まず正規の通年科目として、現地研修がある。現地研修は専門教育科目のなかの主専攻地域（東アジア、東南アジア、南アジア、西アジア）に2年次に約1ヶ月間の短期研修に赴くもので、アジア9カ国の協定校で語学学修をするとともに、現地の政治・経済・文化等を学び、体験することを目標としている。これは専任教員が引率する。学期中の事前・事後研修と主に夏休み中の現地研修からなり、選択科目であるが、8単位を与えられる。これに参加しない場合は、地域研究科目の中から8単位を修得しなければならない。現地研修の提携校は、北京大学（中国）、上海師範大学（中国）、高麗大学校（韓国）、ハノイ国家大学（ベトナム）、パジャジャラン大学（インドネシア）、チュラーロンコーン大学（タイ）、ジャワハルラル・ネルー大学（インド）、パンジャーブ大学（パキスタン）、アレキサンドリア大学（エジプト）、シーラーズ大学（イラン）である。1学年の学生数約250名のうち、現地研修の参加者は、2008（平20）年度は149名、2009（平21）年度は129名であった。

これとは別に、学生個人による短期（半年）、長期（1年）の留学制度もある。現地研修で行った地域に興味を持ち、さらに勉強するため次の年に個人留学をするケースが多く見られる。個人留学には英語圏の大学としてカナダのブリティッシュ・コロンビア大学も含まれている。短期・長期の留学には、留学期間に応じて16単位（短期）または30単位（長期）が認められ、たとえ1年間の留学をしても、在学期間4年間で卒業することが可能である。それぞれの留学の形態に応じて、十分な額の奨学金も用意されている。私費留学生も含めた各種留学生数は、2008（平20）年度は15名、2009（平21）年度は10名であった。

【点検・評価…長所と問題点】

アジア各国への現地研修は、国際関係学部の最も特徴的な科目であり、専任教員の引率もあり、安心して諸外国の状況を体験できる科目として人気が高く、学修効果を挙げている。しかし、現地の大学への学費も含まれるため、費用は安いとはいえない。経済状況の悪化とともに、現地研修への参加者も減少傾向にある。手軽に海外旅行ができる現代において、観光旅行とは異なる、大学の学修の一環としての差別化が必要である。

【改善方策】

1. 学生の留学のための協定校がない地域に早急に協定校を作り、学生の留学（特に奨学金のできるもの）に便宜を図る。
2. 現地研修の内容を充実させ、履修学生を増やすために次の取り組みを行う。
 - ①現地研修中に行われる旅行の内容を検討して費用を抑える。
 - ②現地研修ならではの企画（現地での課外学修）を地域ごとに立て、一般の旅行との差別化を図って魅力ある研修旅行とする。

③地域ごとに『現地研修テキスト』を作成し、授業の目的、内容、年間の計画などを学生に示す。

④特に後期の授業では現地での学修や体験が成果となる取り組みを行う（具体的にはクラスごとの報告書の作成、次年度学生への説明会の実施、写真コンテストなど）。

7. 経営学部

本学部は経営学、会計学、情報・システム学、商学にかかわる専門的な能力を有する人材を育成すべく、実践的教育を実施することを目的とし、その学科構成は、主として経営学や会計学の理論をもとに企業経営を考察する「経営学科」、および経営学と情報システム学の知識を組織運営に応用する「企業システム学科」からなる。

経営学部は経営学科、企業システム学科の学則に定める「教育研究上の目的」を達成するために、以下の到達目標を設定する。

到達目標

1. 教育課程等

- (1) 経営学の基礎的・専門的知識を教授し、情報教育や語学教育を行い、実社会を体験するインターンシップなどを開講する。
- (2) 日本の経営学と並んで欧米の経営学や理論に対する知識を深め、企業や経営の分析、評価、判断など実社会で活躍できる人材を輩出する。また、経営学の現代的必要性の変化に伴い、ネットワーク化、グローバル化などの経営環境変化を研究する。その成果を次期カリキュラム改編の際に反映させる。
- (3) 経営学に関連するビジネスや経済学の知識を教授し、起業への関心を高めると共にビジネスマン教育を行う。そのために、カリキュラム編成や講義内容の変化も考慮する。
- (4) 学生にとって履修しやすい時間帯の時間割や必修科目の配置数などを考慮したカリキュラムを編成し設定する。また、学生の便宜のため、両学科間ならびにコース間の履修科目の相互乗り入れを実施する。
- (5) 1・2年生の基本教育の徹底のためのプログラムを作成、編成する。また、専門的教育のための系統化・組織化を行い、経営コース、会計コース、ビジネスシステムコース、企業情報システムコースでの教育を徹底する。

2. 教育方法

- (1) 東松山校舎と板橋校舎間で実施され、好評を得ている遠隔授業を引き続き行う。
- (2) 専任教員の1・2年生教育及び生活指導への積極的関与を行う。
- (3) 少人数教育をさらに進め、学生の発表能力向上や自主的取り組みへの指導を強化する。

3. 国内外との教育研究交流

- (1) 海外に進出している日本企業についての実地教育や研究を活発化する。
- (2) 海外協定校を増やし現地研修、留学制度などを整備する。

A. 教育課程等

【学部・学科等の教育課程】

- ・教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第19条第1項）
- ・教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ
- ・「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問

の体系的並びに学校教育法第83条との適合性

【現状の説明】

経営学部は、経営学科および企業システム学科の2学科で構成されている。両学科共に「全学共通科目」「基礎教育科目」「専門教育科目」を配置し、専門教育と教養教育のバランスに配慮した。一般教養的授業科目としての「全学共通科目」は豊かな人間性を涵養し高い倫理観を持った人材を育成できるように学部教育のスタートの部分に配置し、基礎教育を補完するものとして設定した。「全学共通科目」は自由科目であるが、卒業要件として経営学科は30単位、企業システム学科は28単位まで履修可能である。本学部の教育は、こうした「全学共通科目」とともに1・2年生配当の基礎必修科目として、「基礎演習」および「情報処理の基礎A・B」の3科目の基礎教育科目から始まる。

専門教育は、学部教育の理念に応じて、各学科設置科目および次に述べるコース設置科目によって体系的に行われている。経営学科では「経営コース」と「会計コース」、企業システム学科では「ビジネスシステムコース」と「企業情報システムコース」の2つのコース制をそれぞれ採用、経営学科では2年生、企業システム学科では1年生でコースを学生に選択させている。各コースに設置されている科目は、8科目16単位以上を卒業要件とする選択必修科目の位置づけとなっている。

経営学科「経営コース」では、ビジネス・経営・会計の基礎理論から企業経営の実用知識まで幅広くかつ深く専門的に学び、学生が卒業後、実社会のビジネスマンとして生き抜くのに必要な知識と能力とを養う。また、国際化・情報化の著しいビジネス社会の変化に合わせ、実用的な語学能力を高めるとともに情報能力に磨きをかけることができる。経営学科「会計コース」においても総合的に経営学を学び、ビジネス社会で必要とされる問題発見・分析解決能力を高めると同時に、会計学を中心に経営学・法学・経済学などを学びながら専門知識を高め、税理士・公認会計士などの資格の取得も目指している。

企業システム学科は、ビジネスシステム学と情報システム学を柱としたカリキュラムが編成され、情報処理技術を磨き経営現場における分析力と意思決定能力を育み、国際社会にふさわしいグローバルな解決方法を修得する。「ビジネスシステムコース」では企業を一つのシステムとしてとらえ、企業の運営や開発などを通して、実戦的な理論と問題解決に向けた実行能力を修得する。「企業情報システムコース」では企業自体が情報を取り込んでいる現在、情報処理やシステム工学の手法を身に付け、情報を加工・分析し、より良いシステム構築に向けた思考能力を養っている。

コース制の利点は、各コースに指定されている科目群の中から所定の科目を修得することによって、卒業までにより専門性の高い経営学領域の知識を体系的に獲得することができることにある。1・2年生のうち、学生に全学共通科目を併せて履修させることにより、基本的な経営学に必要な基本的倫理性・社会常識を身につけさせることを狙いとしている。

その他、1年生から4年生まで各年次に配当されている少人数の演習科目等を通じて、基礎から応用に至るまで体系的な能力育成を図っている。また、専門性をより高めるために、専門教育の学科間相互の科目乗り入れを実施し、幅広い専門知識の修得にも力を注いでいる。建学の精神を意識して、日本的経営や海外に進出している日本企業についての教育研究をはじめと

する専門的知識の深化も目指している。

【点検・評価…長所と問題点】

カリキュラムは基礎教育科目、専門教育科目、全学共通科目から構成されており、特に専門知識の習得に力を入れた体系的な科目構成となっている。専門教育においてコース制を取り入れているが、他のコース科目を履修することはもちろん、コース指定外の専門教育科目の他学科相互履修も可能としている。このことにより逆に開講科目が多過ぎるうえ、1年間における履修単位数制限や時間割表に限りがあるため、学生が履修を希望しても履修できない場合があったり、講義内容の重複や不足する分野が見られたりするなど、カリキュラムが複雑化しているという問題がある。次期行われるカリキュラム改編に備えて最近の経営学の新しい流れ、グローバル化や情報化教育に対処するための新たな科目の設置の必要性について検討することや欧米の経営学から見た日本の経営学の有効性や日本企業の優位性に関する教育研究成果をまとめることも急務である。

なお、ビジネスマン教育のために、「企業と経営者 A・B」などの授業で起業家や実業人の体験談や分析も授業に取り入れていることで身近に感じることもでき、倫理性の涵養にも役立つ授業である。また、大学教員による企業と経営者についての講義ではない点、すなわち毎週多種多彩な実業人による具体的な実務の講義となっている点が学生にたいへん好評である。

【改善方策】

次期カリキュラム再編の際は、各専攻コースにおける専門科目の体系をより明確にし、学生がわかりやすいカリキュラムとなるようにそのスリム化を図る。グローバル化や情報化関連科目については、積極的に改編を行う。ビジネスマン教育、実社会体験、起業家教育、日本的経営など、学生のニーズに合致している科目を一層充実させる。

- ・外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性
- ・教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位数に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性
- ・カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

【現状の説明】

基礎選択科目としての外国語科目には、英語、中国語、ドイツ語、フランス語が開講されているが、経営学科ではこれらの言語の中から一言語2単位以上、企業システム学科では一言語4単位以上取得することを卒業要件としている。ただし、外国人留学生に対しては日本語運用能力を高めることと授業負担を考慮して日本語科目が用意され、取得した単位は前述の外国語科目の単位に振り替えている。

また、本学部の1年生から4年生まで、各自の興味に応じて、そのほかにも自由科目として外国語科目を履修することを可能としている。そのため、選択科目で学んだ内容を基礎として

異文化に対する深い理解、ビジネス場面における外国語運用能力の養成、外国語での自己表現方法の習得など、より高度で実用的な内容を学べるようになっている。これらの自由科目の2009（平 21）年度における開講数は東松山校舎で週 7 コマ、板橋校舎で週 4 コマ、履修者数は、東松山校舎開講科目前期 88 名、後期 79 名、板橋校舎開講科目前期 77 名、後期 64 名である。

本学部の卒業要件は 124 単位で、学部の基礎教育科目が経営学科で 8.1%（10 単位、そのうち外国語科目 2 単位）と企業システム学科で 9.7%（12 単位、そのうち外国語科目 4 単位）を占める。専門教育授業科目（学部学科開設専門科目）と一般教養科目（全学共通科目）との比率は両学科ともに 67.7%であるが経営学科で 24.2%と企業システム学科で 22.6%である。外国人留学生の場合、卒業要件は 126 単位で、外国語科目の代わりに日本語科目が卒業要件として 6 単位必要である。また、卒業要件に占める必修科目の割合は、経営学科と企業システム学科では同じく 19.4%であり、選択必修科目の割合は、経営学科では 24.2%、企業システム学科では 25.8%である。

基礎教育科目は本学部における導入科目群であり、学科により若干の違いはあるが、高大接続および学部専門教育への橋渡しのために 1・2 年生に配当されている。1 年生では必修科目と選択科目が設置され、2 年生では自由科目が設置されている。必修科目には、「基礎演習」4 単位と「情報処理の基礎 A・B」各 2 単位がある。外国語科目は選択必修科目となっている。基礎教育科目は経営学科で 10 単位、企業システム学科で 12 単位を履修することになっている。また、専門教育科目は、必修科目 16 単位、選択科目 28 単位以上となっている。

【点検・評価…長所と問題点】

経営学科と企業システム学科の、外国語科目の卒業要件となる単位数が異なっている（企業システム学科の方が 2 単位多い）ことが問題になっている。同じ学部の基礎教育科目でありながら、なぜなのか学生には分かりにくく、時に誤解を招いている。

また、専門科目および全学共通科目については内容が幅広く、かつ学習進度に応じて体系的に科目が設置されている。しかし、設置科目が過多であるがゆえに、ある授業を受けるにあたり前提となる授業科目の修得状況が学生によりばらつきがあるため、『履修の手引き』の記載の仕方、学生へのガイダンスでの指導方法などについて工夫が必要となっている。

【改善方策】

次期カリキュラム再編時において、両学科の外国語科目の卒業要件単位数を 2 単位または 4 単位にそろえる。また、学生が体系的に学べるようにするため、両学科とも『履修の手引き』において、履修目的に応じた履修モデルや卒業後の進路にあわせた履修モデルを作成し、各年次におけるガイダンスでその徹底を図っていく。

また、カリキュラムのスリム化を図り、設置科目数を減少させていく。その結果、現行の設置科目数の約 2 割を目標に科目数を削減することで、学生が体系的に学びやすくなる。

【カリキュラムにおける高・大の接続】

・学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

【現状の説明】

本学部では、学生が1年次において円滑に勉学を進めることができるような導入教育の場として、「基礎演習」を置いている。必修科目で学生全員に履修させ、少人数教育（1クラス15～18名程度）を行っている。具体的には、大学生として基本的かつ必須的な知識習得に係る文章読解能力、資料収集能力、分析能力、発表能力、討議能力などの問題解決能力を育成している。これを導入教育的性格のものとして考え、担当教員に周知徹底させている。

【点検・評価…長所と問題点】

数年前までは従来のやり方で基礎教育の成果が得られていたと思われる。しかし、後期中等教育修了者の能力が全般的に下がり、学習知識の偏在が見られるようになってきており、新たな指導体制の整備が緊急のものとなってきた。入学者の学習意欲の低下の傾向の中で、制度としての導入教育を取り入れていく議論が現在行われている。

【改善方策】

基礎演習の講義内容を改善するための共通テキストの作成に取り組む。内容としては情報検索と情報収集の方法、文献研究に基づく論文作成技法、フィールド・リサーチの方法、アンケート調査分析の手法、プレゼンテーション技法、レジメ・レポート・論文の違いとそれぞれの書き方などを含む。

また、基礎演習の講義内容改善過程で制度としての導入教育の確立を目指す。

【インターンシップ、ボランティア】

・インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

【現状の説明】

企業システム学科において、国内外におけるインターンシップに対して単位認定する科目を設けている。まず、インターンシップへの準備科目として「インターンシップ講座」があり、さらに「インターンシップ実習 A（国内実習）」および「インターンシップ実習 B（海外実習）」を開講している。これらの科目は経営学科の学生も履修することができる。

「インターンシップ講座」では、企業を見る目や企業のオペレーションに関する現状分析から改善提案までのスキルを養うことを目的に、半期をかけて実践的に学習する。これには国内向けと海外向けのクラスを別に配置している。インターンシップ期間中は、実習内容に応じた数種の報告書が設けられており、ケースによってはかなり詳細な実習日誌から、改善提案書の提出まで義務づけられている。インターンシップ終了後には、総括的な報告書の提出や報告会を行っている。その他、海外インターンシップに参加した学生が引き続き英語によるビジネス

のスキルを磨くことができるように、専門自由科目「経営学特殊講義 A・B」の中で、ブランド構築に関するテーマの英語講座を用意している。

なお、企業システム学科においては1年次の英語クラスに上級者クラスを設け、英語に対する関心と海外インターンシップへの動機づけを行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

インターンシップは、本学部の教育理念と合致し、実際の教育を進めるうえでも社会に出ても、極めて重要と考えている。ところが、企業システム学科が主催するカナダでのインターンシップについては、参加費用が簡単に用意できるような金額ではないこともあり、次表のとおり最近参加者が少数に推移し、いずれの年度においても企画業者指定の最小催行人数を下回っているため、一人当たりの参加費用が高くなることが指摘されている。

一方、国内におけるインターンシップ先は学生の自主的開拓を基本としているため、開拓ができず単位取得を断念する者が少なくない。

＜経営学部インターンシップ実習（国内・海外）参加学生数（過去5年間）＞

	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
国内参加者	13	19	14	4	4
海外参加者	7	7	9	6	6

【改善方策】

海外インターンシップについては、2010（平 22）年度より他学部開設科目との合併で実施することで、参加者を増やすことにより、一人当たりの費用の低減を図り、さらに推進する。

国内インターンシップ受け入れ先の開拓については、「インターンシップ講座」担当教員のみなならず、「全学共通特殊講義（キャリアデザイン A）」担当教員との連携を取ることで、実際のインターンシップ参加者の増加を目指す。10名程度の参加を目標とする。

【授業形態と単位の関係】

- ・各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

【現状の説明】

本学部の授業科目を単位の算定基準で分類すると次のとおりである。

講義科目：学生には、教室内における週1時間の講義に対して、教室外での2時間の自習が義務づけられているので、毎週3時間15週の講義ならびに自習、合計45時間をもって1単位が認定される。本学の講義時間は、実際には1時限が90分（1時間半）であるが、制度上は慣習的に2時間として計算されるため、学生は1週1回の授業に対して計4時間の自習が必要である。講義科目の授業時間が15週か30週の違いにより、取得できる単位数がそれぞれ2単位と4単位のものがある。

これは、講義が半期で終了するか、あるいは1年かけて終了するかの違いであるため、2単位の講義科目を「半期科目」、4単位の講義科目を「通年科目」とも呼んでいる。本学部では、

ほとんどの科目が「2単位の講義科目」である。

演習科目：基礎演習、経営学演習（経営学科のみ）、企業システム演習（企業システム学科のみ）、専門演習Ⅰおよび専門演習Ⅱが設置されているが、これらは講義科目に準じ、通年科目・4単位の算定としている。

実習科目：インターンシップ実習 A・B・C については、国内外のインターンシップの現場における実習が中心で、半期科目 2単位の算定としている。これらの科目は、現場での実習科目として特定期間に集中して実施される。

外国語科目：基礎選択科目の外国語科目については、教室内での 2時間の授業に対して教室外での 1時間の自習が義務づけられているので、毎週 1回（2時間の講義＋1時間の準備）で 15週の半期科目となり 1単位が認定される。ただし、基礎自由科目の外国語科目については、外国語を使った講義科目のため、半期科目 2単位の算定としている。

保健体育系科目：全学共通科目（保健体育系）の総合体育 A・B、体育実技 A・B、野外実習 A・B については、学生に対して教室外での自習を義務づけないため、半期科目 1単位の算定としている。

【点検・評価…長所と問題点】

本学部の授業科目の単位計算方法については、大学設置基準に示された単位計算方法に準拠しているため妥当であると考えられる。なお、インターンシップ実習についても、現場での就業時間に最低 40 時間という基準を設けていることや、その他報告書作成や発表前の準備のため多くの時間を費やしていることから、短期集中型として単位認定しており妥当であると判断できる。

【改善方策】

単位の計算方法について特に問題点は見られないので、改善点も特にない。今後、問題点が発見された場合には、教務委員会において精査し改善する。

【単位互換、単位認定等】

- ・国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第 28 条第 2 項、第 29 条）

【現状の説明】

本学学則により、4 年制大学・短期大学・専門学校等からの編入生・新入生の入学前の既修得単位ならびに海外で取得した単位の認定を行っている。

4 年制大学・短期大学・専門学校等からの編入生に対しては、以前は先方のシラバスを精査のうえ、本学部のカリキュラムと類似した内容の科目のみ単位認定していた。しかし、2 年前からは本学部カリキュラムとの類似点が認められない場合、主に全学共通科目として一括して所定の上限単位数の範囲内で単位認定をするようにした。4 年制大学・短期大学・専門学校等からの新入生も同様である。これは、専門科目については本学部で修得してほしいという考え

方によるものである。

また、本学部に在籍し海外に留学した学生が海外で取得した単位も、帰国後、積極的に認定している。

【点検・評価…長所と問題点】

編入生、新入生の既修得単位を一括して認定し、海外留学した学生の修得単位も積極的に認定するようになったことから、各学生が余裕を持って学習できるようになったことは評価に値する。しかし、次の通り問題点もある。

2年次編入生と経営・商学・経済系統以外の4年制大学・短期大学・専門学校等出身の3年次編入生については、全学共通科目の一括認定が中心となり、専門科目の認定まではできていない。

また、本学部学生は留学したとしても語学力が乏しく、外国語で行われる専門科目を履修しても授業内容を理解するまでに至らない場合が多い。そのため、単位認定は語学科目を中心となり、専門科目の単位認定ができた学生はこれまで少数である。

【改善方策】

既修得単位の認定にあたっては、一定の単位は認定する。今のところ、学部内では取得単位のほぼ半数は単位を認定している。最終的には、4年制大学や短期大学等ではいかなる専門を専攻しようとも、3年次編入であれば、卒業に必要な総単位数の半分は認定していく方向である。こうした大幅な単位認定を実現するために、段階的に認定する単位数を増やしていく計画である。これにより、商学系・経営系の学生だけでなく、他の専門の学生も、認定される単位数は増えていくと思われる。

また、留学する学生に対しては、留学前に語学学習を進めさせるとともに、留学先からカリキュラムを取り寄せ、学科主任や海外経験豊富な教員、外国語担当教員との面談を行うなど、専門科目の履修も可能な指導をしていく。

【開設授業科目における専・兼比率等】

- ・全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合
- ・兼任教員等の教育課程への関与の状況

【現状の説明】

経営学科では専任教員担当科目数は185.4科目、兼任教員担当科目数は127.6科目となっている。一方、企業システム学科では専任教員担当科目数は188.1科目、兼任教員担当科目数は130.9科目となっている。学部全体では専任教員の科目数は総科目数の約60%となっている。

全学共通科目及び基礎教育としての外国語教育科目担当教員を含む専任教員は経営学科20人（男性18人、女性2人）、企業システム学科17人（男性13人、女性4人（特任教員1名を含む））で、兼任教員は経営学科で30人（男性26人、女性4人）、企業システム学科が21人（男性19人、女性2人）となっており、この人数で、配置されているコマ数を担当している。

経営学科の専任教員の担当比率は基礎教育科目の必修科目で 46.7%、選択必修科目で 47.5%、自由科目で 53.3%となっている。専門教育科目においては必修科目で 71.3%、選択必修科目で 70.6%、自由科目で 45.8%となっている。専門教育科目の必修科目においては1年次配当の簿記原理Ⅰ・Ⅱに兼任教員を多く配置しているため、専任の担当比率が相対的に低くなっているが、基礎教育の必修科目と専門教育科目の選択科目における専任の担当比率は高い。

企業システム学科の専任教員の担当比率は基礎教育科目の必修科目で 43.3%、選択科目で 48.8%、自由科目で 67.5%となっている。専門教育科目においては必修科目で 58.8%、選択科目で 62.4%、自由科目で 48.2%となっている。企業システム学科では基礎教育の選択科目では語学の少人数教育を実践していることや、専門教育科目の必修科目においては受講者数が過大にならぬよう多めにコマを用意しているため、専任の担当比率が相対的に低くなっているが、基礎教育の必修科目と専門教育科目の選択科目における専任の担当比率は高い。

両学科ともに基礎教育の必修科目に配置されている「情報処理の基礎 A・B」は専任教員の比率が低い（経営学科で 12.6%、企業システム学科で 20.0%）。学部で修得の必要があると判断されているものの、科目担当可能な専任教員の絶対数が足りていない状況によるものである。

なお、上記の数値に反映させていないものの、専任教員による遠隔授業を5コマ（経営システム論 A・B、インターンシップ講座、交通・公益企業システム A・B）を実施しており、実質的には専任教員の担当比率は若干上がることになる。

【点検・評価…長所と問題点】

専任教員比率の低い分野、特に「簿記原理Ⅰ・Ⅱ」と「情報処理の基礎 A・B」には兼任教員を充て、他の大教室での講義の方に専任教員を優先して充てているため、専任教員の担当比率は低くなっている。これらの科目は少人数教育が必要なので、専任教員の担当比率を単純に上げることには問題がある。

【改善方策】

現時点における兼任教員は減少の傾向があるが、受講者数の多い科目の分割を行えば、兼任教員の担当比率は高くなる。第6章でも触れている通り、若手の専任教員の担当コマ数を減らし、彼らの研究に費やす時間を増やすと、その分、専任の担当比率は下落する。こうしたことにより、専任の担当比率が下落することは致し方ないが、せめて教育の質の低下を招くことのないような対策を講じる。例えばその一つとして、特にベテランの専任教員による超過コマ担当を奨励する。

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

・社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

【現状の説明】

外国人留学生については、日本語の必修科目4単位および選択必修科目2単位の履修を義務づけて、その取得単位を基礎教育科目の単位に振り替えている。そのため、日本人学生に比べ、

卒業に必要な単位数が2単位多くなっている。こうしたカリキュラム上の工夫に加え、1年次の必修科目である基礎演習で、外国人留学生を2～3名ずつ各クラスに配置し、基礎演習の担当教員によるきめ細かいケアができる態勢を整えている。特に、北京における留学生入試によって中国から直接来日する外国人留学生に対しては、基礎演習の担当者にベテラン教員を配置し、留学生活における不安を解消、充実した留学となるように態勢を整えている。

帰国生徒が入学した例は本学部では長年無かったこともあり、彼らへの支援体制は確立されていない。また、社会人入試が多年にわたり実施されていないため、社会人学生も同様である。

【点検・評価…長所と問題点】

大学全体で外国人留学生は多いが、なかでも、本学部は外国人留学生が数多く在籍している学部である。このような状況が長年続いているため、外国人留学生への配慮は比較的なされていると自負している。カリキュラム上の工夫や演習担当者の工夫などがしっかりとされており、外国人留学生を大切にしようという風土が醸成されている。また、研究補助員や大学院生にも外国人留学生が多く、学部の外国人留学生の相談相手になっている。

しかしながら、外国人留学生が入学するまでの入学前教育が十分なされていないことや、就職相談体制が整っていないことなど、まだまだ問題も多い。また、社会人学生・帰国生徒への対応が不十分な点なども本学部の抱えている問題である。

【改善方策】

外国人留学生に対しては、入学前、入学後のケアをより進めていく予定である。入学前教育では、すでに北京における留学生入試で合格した学生に実施しているように、課題を出し、本を読むように指導するといった入学前教育を実施していく。また、1年次の必修科目である基礎演習だけでなく、毎週、教員が外国人留学生の生活状態、学習状況を把握できるように、2～4年次にも外国人留学生に演習に参加するよう指導していく。そして、こうした演習の場で、就職指導もあわせて行う。

2010（平 22）年度入試から、いよいよ社会人入試に参画することになっているので、まず教務委員会で彼らの指導・支援体制について考えることとする。帰国生徒については、その語学力や生活適応能力などを考慮し、クラス担任や演習担当者が特別に指導する。

B. 教育方法等

【教育効果の測定】

・教育上の効果を測定するための方法の有効性

【現状の説明】

本学部では、教育上の効果を測定するための方法として、まず、講義科目、演習科目、外国語科目については、各学年末に定期試験（レポート提出や小テストによる方法も含む）を実施している。

演習科目では、場合によっては面接インタビュー、発表能力やレジュメ・論文のレベルなど

で評価することがある。また、国内外インターンシップ等の実習科目については、事前研修、実習報告書・日誌等の内容チェックや実習受け入れ先担当者による所見・評価、成果報告書等を通じて効果測定を行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

講義科目、演習科目、外国語科目、実習科目等の教育上の効果測定方法については、標準的な方法であり、適切であると考えられる。しかし、効果の定義やその判断については個々の教員に任されている部分も多く、学部全体を見たときに、さらに客観性、透明性、公共性を高める努力が必要である。また最近、本学部の学生がシラバスの内容を自分で確認しないという傾向がある。その原因のひとつとして、2003（平 15）年度に冊子ベースのシラバスから電子シラバスに移行した影響が考えられる。

【改善方策】

本学部は、旧経済学部経営学科の時代から、教授会とは別に教務委員会が教育上の効果を研究してきた。専任教員はほとんど全員がかつて教務委員を経験し、最近では若手の教員が全員委員になるようにしているため、問題点の理解・共有ができてきている。この教務委員会を活用して学部メンバー全員で議論を重ね、教育効果の測定方法を含めた効果の定義やその判断について、さらなる理解へと深化させる。また、電子シラバスの活用については、履修ガイダンス時ばかりでなく講義・試験時やゼミ選択時など、さまざまな機会に、学生に利用するように指導する。

・卒業生の進路状況

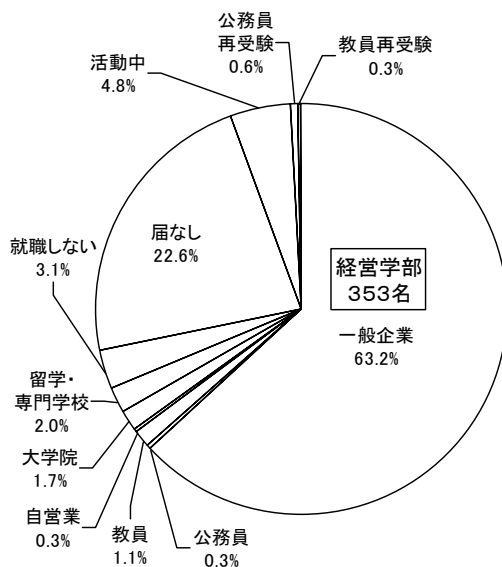
【現状の説明】

経営学部の2008（平 20）年度の卒業生353名の進路状況は、一般企業63.2%（223名）、公務員0.3%（1名）、教員1.1%（4名）、自営業0.3%（1名）、進学1.7%（6名）、その他10.8%（38名）であり、就職決定率（注）は、93.1%であった。この卒業生の中には、届けなし80名、就職しない11名を含んでいる。就職決定先の傾向は、経済学部や法学部などの社会科学系学部とほぼ同じであるが、公務員や教員がやや少ないことが特徴である。

一般企業就職決定者の内訳は、卸売・小売業66名、サービス業35名、製造業25名、金融・証券業37名、建設・不動産業19名であった。特徴的なこととしては、金融・証券業が多く、かつ各業種にわたって平均してバランスのとれた就職先となっていることである。

〈注〉 就職決定率（%）は、就職決定者数（一般企業＋公務員＋教員＋自営）÷就職希望者数（就職決定者＋公務員・教員再受験＋活動中）×100で算出した。

＜2008年度の経営学部業種別就職状況（就職決定者）＞



※2008年9月卒業生（4名）を除く。

【点検・評価…長所と問題点】

本学部や各学科主催の講演会で、卒業生や社会人講師を招いての体験談やノウハウを指導する機会が多い。「企業と経営者 A・B」という授業では実際に企業人を招いて毎週講義を行っている。そのほかにも、インターンシップや企業人の講演など、本学部では実業・ビジネスに触れる機会が多く、このため就職決定率の向上に一定の成果をあげている。これら本学部の特徴は、学部教育の理念・目標およびこれに伴う教育内容・展開と関係があると思われる。

【改善方策】

ゼミをはじめとする普段の職業教育はもとより、国内外におけるインターンシップや年間を通じて企業経営者・行政管理者等を学外講師として招いて体験を聞く講演会等については、より多くの学生が参加しやすい日時（授業時間内）に設定する。こうした学生の職業意識・就職意識の喚起を継続的に行うことで、本学部学生の就職決定率をさらに向上させる。

【成績評価法】

- ・ 厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性
- ・ 履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性
- ・ 各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

【現状の説明】

教員は次の方法により評価を付ける。それには、S（90点以上100点）、A（80点以上90点未満）、B（70点以上80点未満）、C（60点以上70点未満）、D（60点未満で不合格）、E（試験を受けていないなど対象外）の6段階がある。ただし、学生に対しては「S」は「A」として、

「E」は「D」として通知される。この評価基準は全学部共通となっており、『履修の手引き』や各科目のシラバスなどで学生に示されている。

教員は各担当科目について試験やレポート、出席状況などを総合して判定するが、演習科目や少人数のクラスでは発表やそのレジュメにより評価することもあり、この方法はほぼ適切であると考えられる。成績の各評価段階を履修学生のどの程度の比率にするかという申し合わせについては、特になされていない。ただし、Aが多すぎるのは問題であるというアナウンスは、教務委員会等で行われたことがある。成績付与については各担当教員に任せられているため、このことに介入し調査することは困難である。ただし、本学部には成績発表後に学生が成績調査を申し出ることが制度的に認められており、成績の訂正がなされることがある。これは成績付与の誤りの発見や不信の解消等に役立っている。また、シラバスを公開することにより評価基準を開示している点でも、評価測定方法の信頼性の向上に役立っている。

履修科目登録上の制限としては、教職、司書、司書教諭、社会教育主事および博物館学芸員といった資格取得専門の科目を除き、1～3年生に対し年間40単位を上限としている（4年生のみ適用されない）。必要以上に多くの科目登録を認めることは、却って各授業への取り組み方が散漫になり、逆効果であること、また体系的に学修するためにも必要であるため、履修制限は適切であると考えられる。

各年次および卒業時の学生の質については、3年次への進級時ならびに卒業判定時に要件を設けることで確保している。前者は基礎必修科目8単位を含む40単位以上の取得を要件とし、これにより3年次から本格的に始まる専門教育に必要な学生の質を確保している。また、後者は専門選択科目群などに設定された個々の要件をクリアしたうえで総単位数124単位（外国人留学生の場合は126単位）の取得を要件とし、これにより専門的かつ総合的知識を修得した経営学士としての質を確保している。

【点検・評価…長所と問題点】

講義科目、演習科目といった違いや講義内容の違いによって、学生の成績評価は担当教員ごとに評価方法が試験、レポート、授業参加態度、出欠状況などと異なっているが、評価法はシラバスにおいて事前に公開され、開講時に受講学生は既知の情報となっている。

また、学生からのクレームが、成績評価について多くなった。厳しすぎるというクレームと甘すぎるというものである。いずれにしてもこれには、迅速に連絡、対応が行われなければならない。

現状において、成績の評価法、評価基準の適切性についての問題はないと考える。しかし、同一科目を複数クラスで複数教員が担当する場合の教員間の評価法に、必ずしも同じ基準が用いられているかどうかは検証できないため、ばらつきが生じる可能性を否定できない。

【改善方策】

教務委員会を主体として、成績評価法の統一・共有化などを通じて、さらに公平性を実現していく。また、GPAの導入等により、厳格な成績評価への取り組みが期待されているが、全学的な課題として前向きに検討するよう他学部にも働きかける。

【履修指導】

- ・ 学生に対する履修指導の適切性
- ・ 留年者に対する教育上の措置の適切性

【現状の説明】

本学部ではシラバス作成にあたって、1年間の講義内容を週ごとに明示し、学生が履修するのに役立つような情報の提供を実施している。シラバスは、本学ホームページに電子シラバスとして掲載され、学外からでも閲覧できるようになっている。

科目名、開講時限・曜日、開講校舎名、担当教員名、配当年次、単位数などの基礎情報に加え、学生の受講を支援するため、講義の目標と内容、各週の講義内容、成績評価の基準、履修上の注意、テキスト、参考資料、担当者のメールアドレス、その他の情報が提供されている。

また、年度初めの履修登録時に、各学年とも履修相談日を設けて学生からの相談を受けている。特に1年生および2年生においては、複数の履修相談日を設けている。留年を防止するため、基礎演習を通じて欠席不良者の確認を行いその指導に努めている。また、留年の恐れがある学生については、個別の指導日を設けて学習指導を実施している。

本学部では、オフィスアワーにかえて、学生相談室に多くの教員を派遣している。特に、東松山校舎の1・2年生向けの相談を強化している。

そのほか、新年度はじめの履修申請締め切りまでの期間に、学部教員による履修相談を実施し、学習指導を行っている。ここでは時間割の作成、進路についての相談やアドバイスを行っている。その結果、学生はどのような目的で必修や選択必修などのカリキュラムが設定されているのかを理解し、同時に現在の自分の学習の位置づけを確認することができる。そのため必要な授業の履修をもれなくできるようになっている。また、年次が進む中で進路の変更（興味対象の変化）などが出てきた際も、履修相談をきっかけとし、学生に多くの選択肢を提示し、可能な限り学生の希望に添えるよう対応している。

【点検・評価…長所と問題点】

本学部では留年対策について一定の効果をあげており、ここ数年の留年生の割合は、僅かずつ減少している（2006年度7.4%、2007年度7.3%、2008年度7.0%）が、大幅な減少に至るまでには達していない。2年次から3年次への進級は40単位以上が要件であるが、これ以上に設定した場合、辛うじて進級はできても卒業時の保留者増加につながることから現在の進級要件はおおむね適正であると考えられる。

【改善方策】

3年次進級にかかわる留年防止対策の一環として、1年次「基礎演習」クラス担当教員、2年次の演習（経営学科は「経営学演習」、企業システム学科は「企業システム演習」）担当教員および東松山教務事務室との連携・協力を積極的に行う。さらに、定期的に学生の単位取得の状況を確認し、本人への連絡（場合によっては保護者への電話連絡を含む）や指導を強化する。退学者、学力不足者の原因把握とその防止対策を行い、教務委員や学生委員の協力を要請する。

また、留年生に対しては、学部事務室や学科主任、教務担当教員が面談を行い、時間割作成

に協力していく。さらに留年生に関する情報は学部教員で共有し、当該学生が履修する授業担当教員は出席状況等の確認をこまめに行い、再度単位を落とすことのないよう学生を指導する。

【教育改善への組織的な取り組み】

- ・学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））およびその有効性
- ・シラバスの作成と活用状況
- ・学生による授業評価の活用状況

【現状の説明】

FD については、本学部では両学科教員からなる教務委員会において検討する。各年度の科目編成、年間の講義実施に係る事項、講義内容や講義方法などについて、経営・企業システム両学科の教育方針に従って当該機関で検討を加え、改善を行ってきた。なお、現体制としては、拡大教務委員会（名称変更予定）がこれにあたっており、これまで、基礎演習・専門演習などの運営や、情報コンテンツの共有化、カリキュラムの改革、遠隔授業の運営などに多くの貢献をしてきている。また、全学的な FD 委員会や基礎教育を担当する東松山校舎の各カリキュラム担当委員会との連絡を密に行い、カリキュラム実施を円滑に行うと共に、講義内容の改善なども実施している。実施例としては遠隔教育の導入・推進を図っていることが挙げられる。

シラバスについては、授業目標・内容、1 回ごとのテーマと展開内容、成績の評価、履修上の注意、テキスト・参考文献などが指示された全学的統一フォーマットにて作成されている。なお、Web 上で電子シラバスとして公開されているため、学生がインターネットでアクセスすれば、いつでも参照できるように整備されている。シラバスは、この電子シラバスを主体とするが、操作が不慣れな入学したばかりの 1 年生に対してのみ、併せて冊子でも配布している。また、学生の便宜をはかる意味で、経営学部事務室、東松山教務事務室および図書館に冊子を閲覧用に備えている。

学生による授業評価は、その実施方法の検討・見直しを行いながら、全学的に年 1 回実施している。これまで、教員の同意がある場合のみ公表してきたが、2006（平 18）年度から教員のコメントを付けてすべて公表することになった。このことを受けて、各教員は講義内容・方法などの改善に取り組んでいる。

【点検・評価…長所と問題点】

本学部の FD を担当している教務委員会において、学生の学修の活性化について検討を重ねており、具体的には、少数教育により学生が自ら問題を発見し、問題解決を主体的に行うことが可能な能力を身につけさせることを目指す、といった方針が示されてきた。専任教員には教授会における教務委員会報告を通じてその説明がなされ、さらに資料の配布をもって周知徹底している。兼任教員に対しては、年 1 回開催される全経営学部教員連絡・検討集会の場において話し合っているが、全員が参加していないことが現状であるため十分に徹底されているとは言えない。

学内的には、電子シラバスの利用が十分でないとの指摘もあるが、本学部生はその学部の特性から PC が必須アイテムとなっており、比較的利用されている学部であると考えられる。

授業評価の結果の活用については、個々の教員に任されているのが現状であり、組織的な活用への取り組みは不十分なものと言える。

【改善方策】

兼任教員に対する FD に係る事項の連絡手段としては、e-mail を利用することで周知徹底を図ることとし、兼任教員に趣旨を説明のうえメールアドレスを提出させる。e-mail だけでは十分説明できない場合やメールアドレスの取得がない兼任教員は、教務委員会のメンバーを中心とした専任教員が授業の合間を利用して直接説明する。

シラバスの作成・活用状況については、特に改善が必要な点は見当たらないので現状のままに対応する。

授業評価アンケートについては、結果に対する教員のコメント提出は任意のため、まず、各教員にコメントの提出を要請し、学生による要求や評価をどのように考えるかを話し合い、授業改善へ一歩近づける。

【授業形態と授業方法の関係】

- ・ 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性
- ・ 多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性
- ・ 「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

【現状の説明】

授業形態は大きく分けて、講義科目、演習科目、外国語科目および実習科目がある。講義科目は、いわゆる一般的な講義形式で行われ、本学部では 200 名を超える講義も少なくない。演習や外国語科目は少人数で授業が実施されているため、学習効果を高めていると言えよう。なお、演習によっては、ディスカッションはもちろん、学外学習で見聞を広めたり学外にて発表したりしているものもあり、多面的な指導効果が考えられる。インターンシップに代表される実習科目は、事前準備学習、現地・現場実習、そして報告会での発表を実施する方法をとっている。

以下の表は、経営学部における受講者数の少ない科目と多い科目を示したものである。科目数には、前期のみ、後期のみの半期科目（1 単位または 2 単位）、通年科目（4 単位）も 1 科目として計算してある。年度や曜日によっても異なるが、教職科目、英語、土曜日、1 時限目などに受講生 10 人以下の科目が多い傾向がある。2009（平 21）年度は、特に英語関係の科目で少人数の科目が急増した。一方、受講生の多い科目は、月～金曜日の 3 時限目に多く、並設される科目の少ないときにおこる傾向がある。このため講義を分割したり、別の曜日や時間に移すなどの方策を考えている。科目別の原因究明や分析が必要である。特に 300 人以上の科目について、対策を考えている。

＜受講生 10 人以下の科目（演習科目を除く）＞

	経営学科	企業システム学科
2008（平 20）年度	18	28
2009（平 21）年度	22	21

＜受講生 200 人以上の科目＞

	経営学科	企業システム学科
2008（平 20）年度	20	10
2009（平 21）年度	23	7

多様なメディアの講義利用に関しては、プロジェクターを用いて全般的に行われている。パーソナルコンピュータ、インターネット、データベースの活用、映像利用などが旧来の紙媒体によるものに加えられ、視覚・聴覚的に有効な指導が施されている。

また、本学部では、遠隔授業を次のとおり実施している。2008（平 20）年度は「インターンシップ講座」（前・後期各 0.5 コマ）および「経営システム論 A・B」（1 コマ）について、どちらも東松山校舎開講授業を板橋校舎へ流すという形式で遠隔授業を行った。2009（平 21）年度は、上記に加え「交通・公益企業システム A・B」（1 コマ）が東松山から板橋校舎へという同様な形式で、また全学共通科目での「現代社会の諸問題（ニューベンチャー講座）」（前期 0.5 コマ）が板橋から東松山校舎へという形式で本学部専任教員によって実施されている。2009（平 21）年度の専門教育科目のおおよその受講者は、「経営システム論 A・B」が 110 名（東松山）と 20 名（板橋）、「交通・公益企業システム A・B」が両校舎各 140 名、「インターンシップ講座」が 15 名（東松山）と 7 名（板橋）である。

【点検・評価…長所と問題点】

受講生の少ない科目、多すぎる科目は問題である。その統廃合や分割を検討中である。ただ原因は、さまざまなのであくまでもその事情あるいは影響を考えたい。

遠隔授業は、教室に教員のいない側の校舎においては、特にきめ細かい対応が要求される。2009（平 21）年度の場合、遠隔授業対応の専門科目数は 5 科目で決して多いとは言えないが、受講者のニーズがあるという点では実施することに意義がある。しかし、教室に教員のいない側の校舎での受講者数が、思ったほど伸びていない点が気がりである。なお、「インターンシップ講座」については、例年受講者が少ない。当該科目は海外インターンシップへの準備科目となっているため、もともと受講者の増加が見込まれる科目ではないと考えられている。遠隔授業とは別の要因が大きいと思われるので、既存のインターンシップ運営小委員会で検討を重ねている。

【改善方策】

遠隔授業の受講者の多い 2 つの専門科目「経営システム論 A・B」、「交通・公益企業システム A・B」および全学共通科目「現代社会の諸問題（ニューベンチャー講座）」の担当教員に対しては、遠隔先におけるクラスマネジメントに対する要望と問題点を調査し、その結果を次年

度に反映させる。例えば、資料配布に問題があるような場合は、授業補助の人員育成と確保を行う。「インターンシップ講座」の問題点については調査のうえ、2010（平 22）年度には 10 名程度は確保する。

少人数科目については、他学部との合併、全学的統合、廃止などを行う。多人数の科目については、分割、別の曜日への移行、1 時限または 5 時限目への移行を行う。

C. 国内外との教育研究交流

【国内外との教育研究交流】

- ・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

【現状の説明】

本学部では、国際化に対応するため、出身国の多様化を加味しながら外国人教員を増やしてきた。国際交流センターとも連携して提携校を増やすなど、積極的に国際交流を推進している。2008（平 20）年度には、台湾の提携校に学部の教員を派遣した。また、国際化教育に理解の深い特任教員を採用して学生の教育にあたっている。

本学部では、国際化に対応させるため海外における学生教育に力を入れており、継続的に数名の学生を海外インターンシップおよび奨学金留学生として海外に派遣している。例えば、カナダにおける海外インターンシップの参加者数は、2004 年度 7 名、2005 年度 7 名、2006 年度 9 名、2007 年度 6 名、2008 年度 6 名と推移している。そして、奨学金留学生数は、2004 年度 2 名、2005 年度該当者なし、2006 年度 2 名、2007 年度 3 名、2008 年度 3 名と推移している。このほか、短期語学研修に参加する学生も、2006 年度該当なし、2007 年度 1 名、2008 年度 2 名と推移しており、参加者数は伸び悩んでいる。

その他、学生自身が海外との交流を強く意識するよう語学教育を強化していることや、留学生の受け入れ・海外協定校への派遣も積極的に推進している。

【点検・評価…長所と問題点】

本学部においては学部生の海外派遣・研修を推進しているものの、個人が自主的に行う留学研修には渡航・滞在等の費用がかかるため、応募する学生数が限定されるので、いかに多くの学生が海外との交流を通し国際的感覚を養成しうるかが当面の課題である。

【改善方策】

海外インターンシップ参加者数問題では、積極的に広報活動を行う。また、2010（平 22）年度から他学部の開講科目と合併し、一人当たりの費用を軽減するために参加者を増やす。

語学教育については、1 年次より英語アドバンストクラスを 2 クラスに増やし、語学の教育を強化する。

8. 環境創造学部

環境の問題と地域の問題が注目されるようになってきている現在、「環境創造学部環境創造学科は、主として社会科学的な観点から地球および人間の環境に関する知識と手法を修め、その課題の発見と解決に創造的・実践的に取り組める人材の養成を目的とする」という教育理念・目標を掲げている。この理念・目標を教育実践につなげ実現していくために、実施を伴う現行授業内容の検討ならびにカリキュラム改編を視座に入れて、以下の到達目標を設定する。

到達目標

1. 教育課程等

(1) 自然、都市、地域、福祉など私たちを中心として存在するいわゆる地球および人間の環境に内在する諸問題の発見と、その解決について実践的に取り組める現行諸科目の内容の検討・補強を行う。

(2) 学生の学習意欲にかかわるニーズ分析を基礎として、例えば学生にとって人間環境を創造的に思考するためのベースとなる導入教育科目・基礎教育科目とその先にある専門教育科目との連続性が確認でき、かつ両者の橋渡しとなるような「専門基礎科目群（仮称）」の配置など履修体系を整備し、授業内容および方法等に関する情報提供を丁寧に行う。

2. 教育方法

(1) 少人数クラス制を有効活用し、学生相互の良好な人間関係醸成のための環境整備を行うと同時に、個々の学生に対する個別の教育指導機能を向上させる。

(2) 実践的な要素が大きい科目については、各実施プログラムなど内容面以外にも研修・成果報告会などを実施し、これを履修学生以外にも広く公開することにより、授業の目標・内容に関する学生の理解を促し、学習意欲が高まるような展開を行う。

3. 国内外との教育研究交流

「内外研修」等の既存授業科目、環境創造フォーラム講演会や環境創造フォーラムシンポジウム等の学生対象の定例学部行事の実施において関係・提携する諸機関・団体等との教育研究交流の機会が拡大できるような展開を行う。

A. 教育課程等

【学部・学科等の教育課程】

- ・教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第19条第1項）
- ・教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ
- ・「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第83条との適合性

【現状の説明】

環境創造学部の理念・目標は、主として社会科学的な観点から、自然、都市、地域、福祉など私たち人間を中心として存在する地球および人間の環境に関する知識と手法を教授し、そこに

横たわる諸課題の発見と解決に向けて創造的・実践的に取り組める人材を養成することにある。

その実現に向けて、以下の3つの主義を学部教育の原則に据えている。

(1) 実践主義：例えば、まちづくり、財政、少子高齢化、介護、廃棄物、産業公害など都市環境、福祉環境、自然環境における現実的な問題を探求し、机上の学習に留まらず現代社会が抱える切実な問題を直視していくことを重視する。

(2) 現場主義：国内外において問題に直面している現場や問題解決のために先駆的に取り組んでいる地域・国へ出かけ、その状況を肌で感じることを重視する。

(3) コミュニケーション主義：学生と学生、学生と教員が正面を向き合って対話することを重視する。

さらに、3つの主義を支える基盤として、以下の4点を特色として挙げるができる。

①少人数クラス教育：1年次は導入教育としての入門的なゼミを、2年次から4年次までは専門分野について学ぶゼミと4年間の集大成としての卒業研究の指導を受ける。

②情報教育：各学生個人がパソコンを必携することによって情報技術や情報活用能力を高められ、現代社会におけるツールとしてのパソコンの価値・意義を認識できる。

③外国語教育：環境問題など学部が取り組む課題に沿うかたちで実践的な英語運用能力を高められる。

④専攻コースの設置：2年次から「都市環境」、「福祉環境」、「環境マネジメント」の3コースを設置し、学生はいずれかのコースを選択し専門的な科目を学べる。

本学部の教育課程は、授業内容の性格の違いにより、以下の4つの科目群によって構成し、学生の体系的な学習を促している。

(1) 導入教育科目群：これは、大学生としての基本的に必要なツールを使うための能力を育成する各コース共通の科目群である。＜問題発見→問題探求（調査・分析・検討による）→問題解決に向けた対応＞という問題解決型学習法の基礎を学ぶことを目的としており、環境創造入門、情報、外国語の3分野で構成している。

(2) 基礎教育科目群：これは、導入教育から専門教育への系統立てた橋渡しをする科目群である。社会科学、生涯設計（ライフデザイン）、エコロジーの3分野に渡る基礎的な知識と市民としての教養の修得など専門科目の基盤となる内容を体系的に学ぶことを目的としている。

(3) 専門教育科目群：これは、各自の関心に応じて設定する研究テーマを深めるためのコース別科目群である。2年次（「環境創造ゼミⅠ」）より「都市環境」、「福祉環境」、「環境マネジメント」の3コースに分かれ、各コースにかかわる問題を主体的に発見し、これらの問題を持続可能な社会・地域の創造という観点から創造的に解決するために必要な実践力の修得も目的としており、各自の専攻コース以外のコースに設置された科目も学ぶことができる。

(4) 全学共通科目群：これは、本学部のみならず全学部を対象とするいわゆる一般教養的授業科目群である。基本科目（A系・人間と文化、B系・社会と生活、C系・自然と環境、D系・健康とスポーツ）、課題（テーマ）科目、教職資格科目、単位互換科目、「他学部・他学科開放」科目の5分野で構成し、広範な教養分野について学ぶことができる。

導入教育科目群では、本学部の目標や教育体系への理解を深めるとともに、4年間の教育を受けるために必要となる基礎的な知の技法（一部リメディアル教育も含む）を学修し、基礎教

育科目群では、専門教育科目群のインフラとなる「社会科学」「エコロジー」分野について基礎的な知識を身につけ、「生涯設計」の学修を通じて「自立した市民としてのコモンセンス」を養成する。全学共通科目群では、基礎教育科目群では必ずしも十分補えない「自立した市民としての教養」を身につけることが目標である。上記のような過程を経ることで、専門教育科目群の学修もより大きな成果を挙げることとなる。

本学部では、基礎教育及び倫理性を培う教育を重視している。基礎教育の第一歩として学問的な姿勢の修得を目指して「導入教育科目」を必修科目として、さらに社会科学の基礎、生涯設計の基礎、エコロジーの基礎の3分野からなる「基礎教育科目」を選択科目として設定している。教養を重視することは、地球および人間の環境に関する知識と手法を教授し、そこに横たわる諸課題の発見と解決に向けて創造的・実践的に取り組める人材の育成を目指す本学部において専門教育につながる極めて重要な学修である。

人間を取り巻く都市環境、福祉環境、地球・自然環境にかかわる学習を通して倫理性を培う科目に関しては、選択の幅を広げ、より広義な視点から継続的に学べるように工夫している。具体的には、「導入教育科目」においては人間環境にかかわる問題を発見するために必要な学問的な姿勢と基礎的な技法を修得させるために「環境創造入門講義」「環境創造入門ゼミ」を、「基礎教育科目」においては人と社会の関係における倫理性を学ぶ「市民社会・資本主義」をはじめ、「環境倫理学」「健康・スポーツ・人生」「農林漁業と人間環境」「現在産業と人間環境」「技術と人間環境」を科目として設置している。また、基礎教育分野だけでなく専門教育においても、「専門教育科目」として「都市環境概論Ⅰ・Ⅱ」「福祉環境概論Ⅰ・Ⅱ」「環境マネジメント概論Ⅰ・Ⅱ」のほか、「福祉教育」「環境教育」「情報と経済・情報と社会」などの科目を設置し、教育課程全体を通して社会人としての倫理性を培うように設定している。

本学部では、学部の理念・目標に掲げた人材養成の実現に向けた「専攻に係わる専門の学芸」を教授するために、2001（平 13）年度学部創設時から、各コース共通の「専門教育科目（必修科目）」として「環境創造ゼミⅠ・Ⅱ」とその延長線上に「卒業研究」を設置している。また、都市環境コース、福祉環境コース、環境マネジメントコース（2001～04年度までは、地球環境・エコビジネスコースというコース名称）3コースを設置し、次のようなさまざまな「専門教育科目（選択科目）」からなる教育課程を編成している。

（1）都市環境コース：都市環境概論*、都市論*、都市計画*、環境法*、公共事業・国土計画事業、都市再開発、地方自治*、広域生活圏*、まちづくり原論、中小企業と地場産業*、都市文化など。

（2）福祉環境コース：社会福祉概論*、環境マネジメントコース、福祉法と福祉行政*、介護演習、リハビリテーション演習、社会保険・民間保険*、公的扶助、福祉施設経営、福祉教育など。

（3）環境マネジメントコース：環境マネジメント概論*、環境経営*、環境経済学*、環境科学各論*、公害問題、廃棄物処理問題、自然保護論、ゼロ・エミッション、環境教育、環境デザイン論など。

（注）*印は、Ⅰ（前期設置）とⅡ（後期設置）の連続科目のため、Ⅰ・Ⅱセットでの履修を奨励している。また、無印は半期科目。

【点検・評価…長所と問題点】

本学部の理念・目標に照らすと、基本的な体系性を備えた教育課程になっていると言えるが、まだ不十分な点は残されている。例えば、「環境創造」をキーワードとして掲げる本学部に入学生の中には、早い段階から実践的かつ専門的に学びたい、2年次のコース選択に際しても3コースそれぞれについて事前に熟知したい、などのニーズも少なからずある。

また、2007（平19）年度の現代GP採択により、本学部の特色である「実践性」を培うプログラム（とくに地域連携プログラム）と教室で行われる講義（特に、専門教育的授業科目）とのあいだのリンケージはより強く認識されるようになったが、これらのプログラムの教育課程における位置づけが課題である。

【改善方策】

学生の学習意欲にかかわるニーズ分析を基礎として、例えば学生にとって人間環境を創造的に思考するためのベースとなる導入教育科目・基礎教育科目とその先にある専門教育科目との連続性が確認でき、かつ両者の橋渡しとなるような「専門基礎科目群（仮称）」（または専門入門科目）を2011（平23）年度実施予定の新カリキュラムにおいて、あらたに配置できるようなカリキュラム改編作業を行う。

学生たちが実践的に取り組める現行の専門教育的授業科目の内容の検討・補強を行うと同時に、地域連携プログラム等の「実践性」を培う教育プログラムにかかわる事前学習（プレスタディ講座）・事後学習（フォローアップ講座）を2011年度実施予定の新カリキュラムであらたに配置する。

- ・外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性
- ・教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性
- ・カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

【現状の説明】

外国語科目は、「導入教育科目」の必修科目として「環境問題英語1」「環境問題英語2」「異文化間交流英語1」「異文化間交流英語2」（4科目8単位）を1・2年次に配当している。これら必修の外国語科目については、入学時のプレイスメントテストの結果を反映させた能力別クラス編成で授業を実施している。また、「導入教育科目」の自由科目として英語力の向上のために「検定英語1」「検定英語2」「海外英語研修」、併せて他の外国語も学べるように「ドイツ語初級1A・B」「ドイツ語初級2A・B」「フランス語初級1A・B」「フランス語初級2A・B」「中国語初級1A・B」「中国語初級2A・B」を用意している。さらに、学生の高い学習意欲に応えられるよう、専任教員を重点配置した「検定英語3A・B」をはじめ「外国書講読購読（英語、ドイツ語、フランス語）」を3年次に配当している。

本学部の卒業所要総単位は、126単位（外国人留学生は128単位）となっている。その内訳

は、以下の通りとなり、専門教育的授業科目は④専門教育科目（必修科目）と⑤専門教育科目（選択科目）、一般教養的授業科目は①導入教育科目（必修科目）、②導入教育科目（自由科目）、③基礎教育科目（選択科目）、⑥全学共通科目で構成している。また、外国語科目は①導入教育科目（必修科目）、②導入教育科目（自由科目）の一部に組み込んでいる。

①導入教育科目（必修科目）：

- ＜環境創造入門＞2科目 8単位、
- ＜情報＞1科目 2単位、
- ＜外国語＞4科目 8単位の3分野で、1・2年次配当7科目

18単位修得

②導入教育科目（自由科目）：

- ＜環境創造入門＞、＜情報＞、＜外国語＞の3分野で構成

③基礎教育科目（選択科目）：

- ＜社会科学の基礎＞分野 1～3年次配当 8科目 16単位以上修得
- ＜障害設計の基礎＞分野 1・2年次配当 4科目 8単位以上修得
- ＜エコロジーの基礎＞分野 1・3年次配当 3科目 6単位以上修得

計 30単位以上修得

④専門教育科目（必修科目）：

- ＜各コース共通＞分野としてゼミと卒業研究を、2～4年次配当 3科目

12単位修得

⑤専門教育科目（選択科目）：

- 2・3年次配当で、各コース選択者共に当該コースより 20単位以上、

他コースも含めて 32単位以上修得

⑥全学共通科目（自由科目）：ただし、1年次配当 2科目 **4単位を選択履修**する。

必修科目と選択科目は合計で 96 単位となり、学生は各自の学習ニーズに基づいて卒業所要総単位に必要となる残る 30 単位を②導入教育科目（自由科目）、⑤専門教育科目（選択科目）、⑥全学共通科目より選び修得することになる。従って、この 30 単位の修得の方法によって、専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分は個々の学生によって異なるため、必修 96 単位ベースで量的配分をみると、専門教育的授業科目 44 単位 45.8%、一般教養的授業科目（外国語科目を除く）44 単位 45.8%、外国語科目 8 単位 8.3%である。

本学部では、履修選択上の自由度の違いによって、以下の 3 つに授業科目を区分している。

（1）必修科目：その単位を修得しなければ卒業できない科目。

（2）選択科目：定められた科目群の中から、所定の単位を修得しなければ卒業できない科目。必修科目と違って選択の余地はあるが、次の自由科目よりも自由度は小さい。

（3）自由科目：開講している科目群の中から、学生各自の関心や興味に応じて、自由に選択履修できる科目。卒業要件となっている単位数から必修科目の単位数と選択科目の単位数を差し引いた残りの単位数はこの自由科目の単位数によって充足することとなる。

上記の区分からみると、必修科目 30 単位、選択科目 66 単位、自由科目 30 単位となる。

【点検・評価…長所と問題点】

プレイスメントテストの結果による能力別クラス編成は、学生の習熟度に応じた授業内容・展開を行うことができるなど授業しやすい環境づくりに大きく寄与している。しかし、個々の学生の英語能力の向上に必ずしも即応できないという点や、稀なケースだが能力が向上した学生に上位クラスへの移動を奨励しても現クラスに留まった方が高い成績評価が得られるので積極的な移動を望まないなどの問題も生じている。

専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分は概ね適切であった。しかし、必修・選択科目の量的配分については次のような問題点も抱えている。カリキュラム改編以前の2004年度まではコース必修を含むと必修科目が72～74単位（1・2年次で54単位取得）あったが、カリキュラム改編に際して議論を重ねた結果、学生の履修自由度を高めるという観点から現行の30単位（1・2年次で20単位修得）に引き下げた。そのためか、必修科目の未履修に対する緊張感の低下が一部の学生に見受けられるという状況が新たな問題として生じている。

【改善方策】

能力別クラス編成にかかわる問題点については、学生にとって最良な学習環境を確保するために英語担当教員との十分な議論を重ねて、2011年度予定のカリキュラム改編に向けて対応する。

また、必修・選択の量的配分については、学生アンケートなどのデータを参考にしながら、3つの主義に代表される本学部の教育目標を効果的に達成という枠組みを前提に2011年度実施予定の新カリキュラムに反映させていく。

【カリキュラムにおける高・大の接続】

・学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

【現状の説明】

本学部では、入学前も含めて高等教育への円滑な移行、学生間・学生と教員間のコミュニケーションの醸成、倫理性を培う等を目的に、以下の導入教育を実施している。

（1）板橋・環境創造講座：2001（平13）年度学部創設以来、板橋区との連携の下に開講している本講座は、社会人と本学在校生に混じって高校生（2007<平19>年度までは2校対象）も大学の授業に参加でき、所属高校の単位振り替えと同時に、本学入学後には修得単位に換算する仕組みになっている。2001（平13）年度以降の高校生の受講生は、2001（平13）年度3名、2002（平14）年度3名、2003（平15）年度3名、2004（平16）年度5名、2005（平17）年度1名、2006（平18）年度1名、2007（平19）年度0名、2008（平20）年度3名、2009（平成21）年度0名となっている。2007（平19）年度からは対象高校を4校増やし、さらに当該講座に加えて「現代日本経済史」も開放しているが、受講生数の伸びはとくに見られない。

（2）推薦入学者事前学習指導：2003（平15）年度から推薦入学者を対象（例年100名前後参加）に入学前の2月中旬に2日間にわたって行っている。高校と大学の学習方法の違いと

特色を学ぶために、事前に指定したテキストに基づき担当専任教員の指導の下にグループワークとグループ発表等の形態で実施している。

（3）環境創造キャンプ：2001（平 13）年度学部創設以来（授業スケジュール及び会場等の関係上、2009（平 21）年度は中止）、新入生全員を対象に1泊2日で実施している。学部教育の理念や目標の紹介にはじまり、高校と大学の授業の違いや受講の心構えや卒業までの履修上の諸注意、学生生活上の注意、上級生による学部の現場主義を支える「内外研修」や学内外で展開している「高島平プロジェクト」「なかいた環創堂」「エコキャンパス活動」の紹介、少人数制による環境創造入門ゼミクラス単位の初動的な活動等を新入生と教員だけでなく、上級生も含めた3者で進めるプログラムとなっている。

（4）環境創造入門：2001（平 13）年度学部創設時より「環境創造入門講義」と「環境創造入門ゼミ」で構成し、人間環境にかかわる問題を発見するために必要な学問的姿勢と基礎的技法を修得させるための導入教育の中核をなすものとして位置づけている。

【点検・評価…長所と問題点】

各取り組みとも、後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するための意義・有効性を確認することができる。

板橋・環境創造講座については、本学在學生と多様な経験を持つ社会人に高校生が加わり、講義形式だけの展開ではなく、グループワーク等を取り入れた学習を通じた多世代間交流が大きな特色である。ただし、特定の高校の生徒たちの参加に偏りがちな点が課題でもある。

推薦入学者事前学習指導は、大学の雰囲気になれること以外にも、入学前からの新たな友人・人間関係の形成に寄与している。さらに、環境創造キャンプの効果を見てみると、本学部の導入教育の出発点として不可欠なものである。学部教育の三大原則である実践主義、現場主義、コミュニケーション主義を支える要素がすべてこの取り組みに含まれている。そしてこのエッセンスが、導入教育の軸である環境創造入門教育、情報教育、外国語教育へとつながっていく。その中で、環境創造入門ゼミの運営を原則として各担当教員の裁量に委ねている点に、少なからず検討の余地がある。

【改善方策】

板橋・環境創造講座については、現行の対象高校だけでなく、より広範囲の高校に対してその意義と効果について広報活動を行い、積極的な参加を呼びかける。

環境創造入門ゼミについては、必修の導入教育科目であるという点からも、学部のFD活動の具体的なテーマの一つに挙げて、研究教育ワークショップにおいて教授内容や学習の到達目標の統一などについて改善を図る。

【インターンシップ、ボランティア】

・インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

【現状の説明】

本学部では、実践型教育の強化と学生のキャリア形成の支援の観点から、「専門教育科目・選択科目」における「各コース共通」科目として半期2単位2年次配当というかたちで科目設置（科目名：インターンシップ）しており、次の3つの方法で学生の参加を奨励し実施している。

①本学部が窓口となって官公庁・企業・団体等に派遣するインターンシップ

②官公庁・企業・団体等が独自に実施するプログラムに学生が各自応募して参加するインターンシップ

③本学キャリアセンターが窓口となって官公庁・企業・団体等に派遣するインターンシップ

ただし、③については、学部が定めた研修時間が確保されないケースや一定レベルの研修プログラムの提出が伴わない場合などがあるため単位認定は行っていない。

【点検・評価…長所と問題点】

科目が設置された2006（平18）年度から現在に至る実績は、上記①の本学部が窓口となるインターンシップのみ参加学生があった（2007<平19>年度30名、2008<平20>年度15名）が、②及び③の方法でインターンシップを希望する学生はいなかった。

①のインターンシップ受入先と本学部は、研修実施要綱に基づいて本学部と覚書を交わし、詳細な研修プログラムの提示・確認を行い、担当教員が受入先主催の研修報告会に参加するなど、密接かつ良好な提携関係を築いている。

<事前学習・準備→研修の実施→研修成果報告会（学部主催）>と体系的にインターンシップが実現できるよう環境整備を行っていることが、①の方法でのインターンシップ参加状況に影響を与えていると判断できる。

しかし、学生に人気のある業種や受入先にも定員があるため派遣学生を選考するケースもあり、履修登録した学生のニーズを十分叶えられていないことが課題である。

【改善方策】

インターンシップに関する学生の理解をいっそう促し、社会への参加意欲を高めるために、学生のニーズを調査分析し、信頼のおける受入先企業等を開拓する。また、学部主催の成果報告会についても、従来のようにインターンシップに参加した学生だけでなく、一般学生や今後インターンシップへの参加（履修登録）を予定する学生たちにも広く公開する。

・ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

【現状の説明】

本学部では、実践型教育の強化と学生のキャリア形成の支援の観点から、「専門教育科目・選択科目」における「各コース共通」科目として半期2単位2年次配当というかたちで科目設置（科目名：ボランティア）しており、次の2つの方法で学生の参加を奨励し実施している。

①本学部が窓口となって派遣するボランティア

②団体等が独自に実施するプログラムに学生が各自応募して参加するボランティア

【点検・評価…長所と問題点】

科目が設置された2006（平18）年度から現在に至る実績は、上記①の本学部が窓口となるボランティアのみ参加学生（2006<平18>年度7名、2007<平19>年度7名）があったが、②の方法でボランティアを希望する学生は若干名（2007<平19>年度2名）だった。

現在、①のボランティア先は、本学部が商・学・官による地域連携事業として板橋区中板橋商店の空き店舗活用事業として始まった「なかいた環創堂」（中板橋商店街に拠点をもち、本学部教員のサポートの下、学生が主体的に商店街主催の活動に参加したり、学生たちの独自企画によるイベントの開催等を行うグループの名称）、「高島平再生プロジェクト」（文部科学省・現代GP採択に伴う、高島平団地活性化のための諸活動）、「国際野外の表現展」（東松山キャンパスのある比企丘陵を会場とした野外アート展）のみの状況であるが、その活動内容は一般的に言われるボランティアよりも独自性が高いと判断できる。

事前学習を踏まえてボランティアに派遣しているが、参加学生が多いとはいえない。それは、派遣先が比較的限定されていることも影響していると考えられる。しかし、ボランティア期間が終了しても、そのまま活動に参加し続ける学生もおり、学部教育における一つのプラットフォームの形成に貢献している。

しかしながら、受入先が限定されているため、履修登録した学生のニーズを十分反映していない可能性があり、また事前学習・事後学習の機会も十分とはいえない。

【改善方策】

ボランティアに対する学生の理解をいっそう促し、社会への貢献意欲を高めるために、学生のニーズを調査分析し、あらたな受入先企業・団体を開拓する。また、事前学習・事後学習の機会についても、プレスタディ講座や成果報告会を実施する方向で充実する。

【授業形態と単位の関係】

・各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

【現状の説明】

本学部では、以下の6つの科目分類に対応して単位の算定基準を行っている。

（1）講義科目：毎週1時間15週の講義をもって1単位が認定されている。学生には、教室内での週1時間の講義に対して、教室外での2時間の準備を義務づけている。つまり、毎週3時間15週の講義ならびに準備時間、合計45時間をもって1単位が認定されることになっている。

本学部の講義時間は、実際には90分（1時間半）だが、制度上は慣習的に2時間として計算されている。学生は1週1回の授業に対して計4時間の準備が必要となる。講義科目の授業時間が15週か30週かの違いによって、取得できる単位数はそれぞれ2単位と4単位となる。

本学部の場合、大半の科目が「2単位の講義科目」となっている。2単位の講義科目と4単位の講義科目の違いは、授業時間が15週か30週かの違いであり、2単位の講義科目を「半期科目」、4単位の講義科目を「通年科目」と呼ぶ。

（2）演習科目：導入教育科目（必修科目）の「環境創造入門ゼミ」と専門教育科目（必修科目）の「環境創造ゼミⅠ」「環境創造ゼミⅡ」は、講義科目に準ずる扱いで「通年 4 単位科目」として設置している。

他の演習科目には福祉環境コース 3 年次配当の「介護演習」「リハビリテーション演習」があり、これらは「半期 2 単位科目」となっている。

（3）実習科目：「内外研修 A」「内外研修 B」「内外研修 C」については、国内外のまちづくり、福祉、自然保護・リサイクルの現場における実習が中心で、「半期 2 単位科目」として認定している。これらの科目は現場での実習科目として特定期間に集中して実施される。

（4）外国語科目：導入教育科目（必修科目）の「環境問題英語 1」「環境問題英語 2」「異文化間交流英語 1」「異文化間交流英語 2」と導入教育科目（自由科目）の「検定英語 1」「検定英語 2」「海外英語研修」については、教室内での 2 時間の授業に対して教室外での 1 時間の準備が義務づけられている。例えば、「環境問題英語 1」（1 年次通年配当）は、毎週 1 回（2 時間の講義+1 時間の準備）で 30 週の通年科目となり 2 単位が認定される。

ただし、3 年次配当の「外国書講読（英語・ドイツ語・フランス語）」は、外国語を使った講義科目としてみなされ、「半期 2 単位」が認定される。

（5）保健体育科目：自由科目の「総合体育 A」「総合体育 B」「総合体育 C」「体育実技 A」「体育実技 B」については、学生に対して教室外での準備を義務づけないため、「半期 1 単位科目」として認定する。

（6）卒業研究：本学部では「卒業研究」が必修科目のため、これについては授業時間数及び準備時間数は特に定めていない。提出された研究の成果（卒業論文等）とそのための準備を総合的に評価し、「通年 4 単位科目」として認定している。

【点検・評価…長所と問題点】

単位計算方法については、大学設置基準に従って定めてあるので妥当である。これに関しては、教員による問題の指摘や学生からの不満や要望の声は出ていない。従って、当面現状の通り進めていく。

【改善方策】

特段の問題はないが、授業形態と単位との関係で問題が指摘された場合には、教務委員会で検討し、改善策を教授会に諮る。

【単位互換、単位認定等】

・国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第 28 条第 2 項、第 29 条）

【現状の説明】

本学部では、本学部在籍以前に修得した単位認定については、単位認定を希望する学生から既修の成績表及びシラバスなど当該科目の授業内容がわかる資料の提出を求め、学部教務委員会が単位認定案を作成し教授会で協議のうえ、認定を行っている。2009（平 21）年度については、事前に編入学者 2 名の学生について仮の単位認定作業を行い、うち 1 名が入学した（認定単位 43 単位）。単位認定の上限については、特に定めはない。また、これまで留学生から単位認定の要請はなかった。

【点検・評価…長所と問題点】

講義科目・外国語科目・保健体育科目に関する単位認定は、当該学生が提出した成績表やシラバスに基づいて適切に行えるが、ゼミなどの演習科目に加えて、導入教育科目（必修科目）の「環境創造入門講義」をはじめ基礎教育科目（選択科目）においても、学部教育を特徴づける独自性の高い科目が配置されているため認定が困難な場合も少なくない。

【改善方策】

これまで単位認定を希望する学生の学習意欲を最大限尊重しつつ進めてきたが、恣意的な認定を避けるためにも、教務委員会において、講義科目・外国語科目・保健体育科目など可能な部分から認定原則等の作成を進める（目標年度：2010<平 22>年度）。

【開設授業科目における専・兼比率等】

- ・全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合
- ・兼任教員等の教育課程への関与の状況

【現状の説明】

2009（平 21）年度については、全学共通科目及び導入教育科目（自由科目）を除く学部科目 158 科目中 105 科目（66.5%）を専任教員が担当している。

各科目群における全教員に対する専任教員の比率（科目数ベース／以下「専任比率」と表記）の詳細は、導入教育科目（必修科目）では 7 科目中 2.5 科目（35.7%）、基礎教育科目（選択科目）では 45 科目中 30 科目（66.7%）、専門教育科目（必修科目）3 科目中 3 科目（100%）、専門教育科目（選択科目）103 科目中 69.5 科目（67.5%）となっている。必修科目における専任比率が高いことがわかる。

本学部において、教養教育には導入教育科目と基礎教育科目が該当し専任比率は 51.7%、一方、専門教育は専門教育科目が該当し専任比率は 68.4%である。

兼任教員等の教育課程への関与の状況については、組織的に制度化されていない。しかし、兼任教員数の多い外国語科目では、まとめ役の専任教員が中心となって年に数回ミーティングを行っており、兼任教員から教育課程について問題が指摘された場合、すぐにまとめ役の専任教員が対応できる体制にある。それ以外の科目担当の兼任教員については、学部教務委員会が適宜対応する体制をとっている。

【点検・評価…長所と問題点】

少人数クラスで展開する必修科目である初年度教育の入門ゼミと2年次以降の専門ゼミを専任教員が担当することは、本学部が重視する原則の一つであるコミュニケーション主義の実現に大きく貢献している。

また、専任比率の現状については、必修科目において専任比率がより高い現状からみて、適切であると考えられる。

【改善方策】

兼任教員等の教育課程への関与については、外国語科目で実施しているような専任教員・兼任教員の合同ミーティングの機会を設けるなど、兼任教員との連絡や意見交換が可能な仕組みを確立する。

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

・社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

【現状の説明】

本学部では、2009（平 21）年度において全学年合計で社会人学生は1名、外国人留学生は45名が在籍している。教員・留学生間並びに留学生間のコミュニケーションやネットワークを強化するため、学部専任教員が参加する留学生懇談会を年1回程度開催している。

社会人学生に関しては、現在社会人入試枠を設けているが、教育課程編成にかかわる特別な対応は用意していない。在籍の社会人学生への教育指導上の配慮として、少人数クラス制をとっている環境創造入門ゼミの担当専任教員を通じて、当該学生と若い学生たちとが互いに学習意欲が向上するような環境の整備に努めている。

外国人留学生については、外国人留学生入試枠がある。また、日本語の習得機会を拡大するために、日本語・必修科目（4単位）及び日本語・選択科目（4単位）の修得を、「環境問題英語1・2」と「異文化間交流英語1・2」の計8単位に替えることができるカリキュラム編成となっている。教育指導上、環境創造入門ゼミのクラス編成の際、母国語が同じ留学生が同一クラスに所属できるように配慮している。

帰国生徒については、入試には特別に枠は設けていない。そのため、教育課程編成上ならびに教育指導上特別な配慮も行っていない。

【点検・評価…長所と問題点】

入学直後に実施された環境創造キャンプと少人数制の環境創造入門ゼミによって、社会人学生及び外国人留学生は、他の学生たちや教員との距離を縮め、つながりを作り、自らの学習環境を整えていったと考えられる。一方で、留学生間に存在する日本語能力格差や生活上の不安が、学習意欲に少なからず影響を与えている点も指摘できる。

【改善方策】

環境創造キャンプや環境創造入門ゼミのプログラムを工夫することで、教員・一般学生と留学生・社会人学生とのあいだに存在する壁をより低め、コミュニケーション不足を解消すると同時に学習意欲の低下を抑える。併せて留学生との懇談会を強化・継続し、留学生の不安を少しでも軽減できる体制を整える。日本語能力については、入学時にこれまでより効果的なチェックを行うと同時に、一般学生に予定しているリメディアル教育の一部に留学生も想定したプログラムを組み込み、能力格差の解消に努める。これらは2011（平23）年度までに実施する。

B. 教育方法等

【教育効果の測定】

・教育上の効果を測定するための方法の有効性

【現状の説明】

本学部では、教育上の効果を測定するための方法として、まず講義科目、演習科目、外国語科目については、各学期末に定期試験（レポート提出や小テストによる方法も含む）を実施している。また、「内外研修」「インターンシップ」「ボランティア」等の実習科目については、事前研修、実習報告書・日誌等の内容チェックや実習受入先による所見・評価、成果報告等を通じて効果測定を行っている。

また、学生及び他の教員にシラバスを公開することによる効果測定の内容の開示や、学生による授業評価アンケートを実施し、多角的に教育上の効果を測定し、かつ測定方法の信頼性の向上を図っている。

【点検・評価…長所と問題点】

講義科目、演習科目、外国語科目、実習科目等の教育上の効果測定方法については、標準的な方法であり、適切であったと考えられる。しかし、効果の定義やその判断については個々の教員に任されている部分も多く、学部全体を見たときに、さらに客観性、透明性、公共性を高める努力が必要である。

授業評価アンケートの結果を、教育効果の測定に反映させるためにも、質問項目などの見直しについて全学的に改善の余地が残されている。

【改善方策】

本学部は、2001（平13）年度創設以来、教授会とは別に教育研究ワークショップを設置し、専任教員全員の参加を原則に開催している。このワークショップを活用し、効果測定方法について学部全体として議論を重ねていく。

・卒業生の進路状況

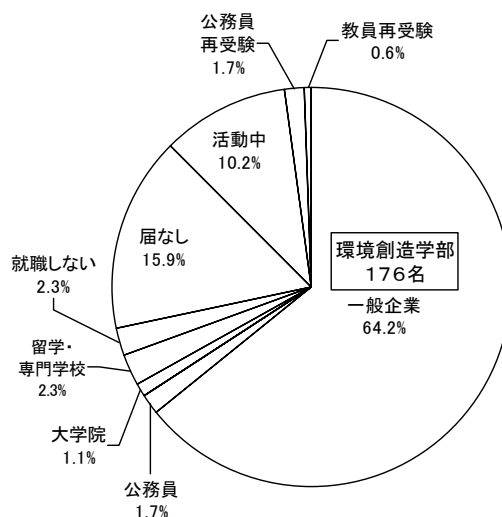
【現状の説明】

本学部 2008（平 20）年度卒業生 176 名の進路状況は、一般企業 64.2%（113 名）、公務員 1.7%（3 名）、進学 3.4%（6 名）、その他 30.7%（54 名）であり、就職決定率＜注＞は 88.5%（男 85.0%、女 100.0%）であった。決定先のトレンドは、経済学部や経営学部など社会科学系学部とほぼ同じである。

一般企業決定者の内訳は、卸売・小売業 38 名、サービス業 23 名、不動産・物品賃貸業 15 名、製造業 12 名、情報通信業 11 名、医療・福祉業 7 名、金融・保険業 4 名、建設業 2 名、運輸・郵便業 1 名となっている。特徴的な点は一般企業決定者中、卸売・小売業決定者の占める割合が 32.8%で全学部中 2 番目、製造業決定者が 10.3%と全学部中 3 番目に高いことである。

＜注＞就職決定率（%）は、就職決定者数（一般企業＋公務員＋教員＋自営）÷就職希望者数（就職決定者＋公務員・教員再受験＋活動中）×100 で算出。

＜2008 年度の卒業生進路状況＞



【点検・評価…長所と問題点】

就職支援については、本学キャリアセンターの協力を得て進めているが、本学部教員による社会人講師を招いた就職セミナーの公開や専門ゼミ単位でも卒業生を招いて体験などを話してもらう機会を積極的に作っている。

キャリアセンターに対するヒアリングによると、本学部学生の就職活動におけるキーワードは、「環境」ならびに「社会・地域貢献」であるということが分かった。例えば、製造業決定者の割合が他学部と比較して高い点が本学部の特徴である。その中でも「環境保全にかかわる製品を作るメーカー」「環境保全対策に力を入れている部署がある企業」等を志向する学生が多いという。また、他の業種においても、「環境にやさしい企業」「社会・地域貢献に積極的な企業・団体」等を志向する傾向が強いという特徴も分かった。こうした特徴は、学部教育の理念・目標及びこれに伴う教育内容・展開と少なからず関係があると考えられる。

【改善方策】

学部学生の「環境」「社会・地域貢献」という志向に合った学部独自の就職セミナーを随時開催する。

また、実際に就職活動の最中でも「自分は何がしたいのか分からない。自分の将来像をまったく描けない」と言う学生も最近少なくない。早期に就職を意識させる目的ではなく、より広い意味で学生が自分自身のライフデザインを考え、自らの可能性を切り開く機会を提供するために、1・2年次の段階でキャリアセンターの協力を得て適性診断などを実施する。

【成績評価法】

- ・ 厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性
- ・ 履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性
- ・ 各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

【現状の説明】

本学部における成績評価法及び成績評価基準の適切性については各教員が担当科目について試験やレポート等により判定を行っており、この方法は概ね適切であると考えられる。成績の各評価段階を履修学生のどの程度の比率にするかの申し合わせは特に行っていないため、特別な仕組みは導入していない。成績付与に関しては各教員の絶対評価となっており、評価はS（90点以上100点）、A（80点以上90点未満）、B（70点以上80点未満）、C（60点以上70点未満）、D（60点未満で不合格）、対象外、の6段階で担当教員は評価する。ただし、学生に渡す成績表には上記のSとAを総合してA、上記同様にB、C、そしてDと対象外を総合してDの4段階で示される。こうした現行の絶対評価の仕組みの妥当性は検証することはなかなか難しい。本学では、成績発表後に学生が成績調査を申し出ることが制度的に保証されており、場合によっては成績の訂正が行われることもある。これは成績等の誤りの発見や不信の解消に有効かつ不可欠なものである。

2001（平13）年度学部創設時より本学部では、単位（制度）の実質化を図るために、教職、司書、司書教諭、社会教育及び学芸員の資格取得のための専門教育単位を除き、履修科目登録の上限を1年間に44単位までとしている。また、過去に修得できなかった科目を再履修する場合もこの制限を適用している。

各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するために、導入教育科目群（1～2年次）では「学問的な姿勢と基礎的な技法の修得」、基礎教育科目群（主として1～2年次）では「社会科学、生涯設計、エコロジーの3分野にわたる基礎的な知識の修得と市民としての教養の修得」、コース別専門教育科目群（主として3～4年次）では「各コースにかかわる問題を主体的に発見し、これらの問題を持続可能な社会・地域の創造という観点から創造的に解決するために必要な実践力の修得」、といった各年次の到達目標と対応するカリキュラム編成となっている。

また、以下のような進級・卒業要件を定めている。

（1）進級要件：1～2年次の導入教育科目中の必修科目計18単位を修得できない場合、3年に進級できない。

（2）卒業要件：①4年間以上在学し（ただし休学期間は在学期間に算入されない）、計126単位以上を修得していること。ただし、外国人留学生は、計128単位以上修得していること。②科目区分ごとの修得単位要件を満たしていること。

特に卒業の認定に当たって、もっとも重要な「卒業研究」の評価については、各教員レベルにおいて、各コースに関連した分野における問題を主体的に発見する能力（実践的知力）が身についているか、これらの問題を「持続可能な社会・地域の創造」という観点から創造的に解決するために必要な実践力（知的実践力）が身についているか、といった点を考慮して評価している。また、各ゼミ代表が卒業研究を発表し教員の評価を受ける機会として「卒業研究発表会」（毎年3月）を実施している。

【点検・評価…長所と問題点】

2005（平17）年度のカリキュラム改編において、学生の履修自由度を高めるために導入教育科目と基礎教育科目の必修科目を減らすと同時に、進級要件である1～2年次の導入教育科目中の必修科目計26単位を現行の18単位に緩和した。その影響もあってか、3年次以降で卒業所要総単位（126単位、外国人留学生は128単位）を満たすために修得しなければならない未履修科目を残してしまう学生が少し増えた。

「卒業研究発表会」の実施は、所属ゼミ担当教員以外の教員から広く評価を受けることによって4年生と教員の4年間の学びを確認する機会であると同時に、3年生にも出席を奨励することによって、卒業研究の質を確保することに大いに寄与している。

【改善方策】

厳格な成績評価の取り組みが期待されており、全学的な課題としてGPAの導入を目指す。

必修科目数や進級要件等については、各年次の到達目標に十分対応するように学生の学習意欲にかかわるニーズ分析等を基礎に次期カリキュラムを改編する。

卒業認定に至る基準と手続きを明確化し、卒業研究についても、今後は提出先を各教員ではなく学部事務室とし、複数の教員による共同審査方式も導入するなど、より質を高める工夫を施す。

【履修指導】

- ・ 学生に対する履修指導の適切性
- ・ 留年者に対する教育上の措置の適切性

【現状の説明】

学生が適切な履修計画を立てられるよう『履修の手引き』『諸資格講座履修の手引き』『授業時間割表』等に基づいて、年度の授業開始前にすべての学年に対して履修ガイダンスを実施している。

さらに新入生に対しては、例年4月初旬に実施している環境創造キャンプあるいは環境創造入門講義の授業を通じて卒業に至るまでの詳細な履修ガイダンスを行い、環境創造入門ゼミ等

で個別の相談に応じている。2年次生以降については、専門ゼミにおいて担当教員がフォローアップしている。

本学部の場合は、進級要件と卒業要件があるため、2年次と4年次に留年者がでてしまうケースがある。2年次留年者については、東松山キャンパス教務事務室が相談に応じるほか、所属ゼミの担当教員から指導を受けるケースもある。進級要件にかかわる必修の外国語科目については、再履修クラスを設けるなど特別に学習環境を提供している。また、教育上の救済措置として、一定の基準（進級要件の導入教育科目中の必修科目計18単位修得を2科目4単位以内不足している学生を対象）を設け、学部教授会の審議を経て、3年次への仮進級を認めている。4年次留年者については、まず学部教務委員が学生と面談し、状況や問題の所在の確認等教育的な指導を行い、次いで学部事務室職員が9月卒業の可能性等も視野に入れながら今後の履修計画のアドバイスをする体制をとっている。

【点検・評価…長所と問題点】

履修指導のシステムは概ね機能しているが、特に2年次留年者への対応に課題が残る。

【改善方策】

履修登録や学習上の指導に関しては、各ゼミ担当教員が指導に全面的に参加するなど、さらにきめ細やかな配慮を行える仕組みを確立していく。特に、2年次留年者に対する教務担当教員による全体指導やゼミ担当教員による個別指導を実施する。

【教育改善への組織的な取り組み】

- ・学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））およびその有効性
- ・シラバスの作成と活用状況
- ・学生による授業評価の活用状況

【現状の説明】

本学部では2001（平13）年度創設以来、教育の質を確保し、その向上を図るFDを促進する機関として「教育研究ワークショップ」を常設している。同ワークショップは、「教授会に準ずる機関」と位置づけられており、専任教員全員を構成メンバーに原則として月1回開催している。

これまで同ワークショップは、入門ゼミ及び専門ゼミ等の運営やコンテンツの共有化、カリキュラム改編、情報教育に関する方針の決定などの際にきわめて重要な役割を果たしてきた。

シラバスについては、授業目標・内容、1回ごとのテーマと展開内容、成績評価、履修上の注意、テキスト・参考文献等が掲示された全学的に統一フォーマットの電子シラバスを作成し、Web上で公開し、学生がインターネットでアクセスすればいつでも、どこでも参照できるように整備している。紙ベースのシラバスは、学部事務室、図書館で冊子を閲覧できるほか、1年生には全学部が掲載された冊子を配布している。

学生による授業評価は、その実施方法の検討・見直しを行いながら、全学規模で年1回の頻度実施している。これまでは、教員の同意がある場合にのみ公表していたが、2006（平18）年度からは教員のコメントを付してすべて公表する（CD-ROMによる）ことになった。これもまた、アンケート結果を受けての改善活動を活性化したいという意図によるものである。

【点検・評価…長所と問題点】

本学部の教育研究ワークショップの実績ならびに有用性は、学部専任教員内で概ね認識されている。その開催が原則月1回となっているが、実際は必要に応じて不定期に開催になってしまっている。

電子シラバスについては、最近、本学部学生がシラバスの内容を各自で確認しないという傾向が強まっている。それが、2003（平15）年度に紙ベースのシラバスから電子シラバスへ移行した影響によるものか否かが危惧される。

アンケートの分析やそれに基づく授業改善については各教員に任せられており、アンケートが十分活用されたという段階には至っていない。

【改善方策】

FD活動の活発化の視点からも、今後の教育研究ワークショップの機能強化を図るために、長・中・短期の課題等に分類し、それらの課題に基づく年間プログラムを作成する。

電子シラバスに関しては年度初めのさまざまな機会に学生に確認を促し、場合によってはハンドアウトしたものを各授業初回のガイダンスに配布し説明する等、学部教員全員で取り組む。

授業評価アンケートについては、まずは結果に対するコメントを提出することを学部内の共通認識にし、さらに学生による要求や評価をどのようにフィードバックするか等について教育研究ワークショップを活用する。

【授業形態と授業方法の関係】

- ・ 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性
- ・ 多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性
- ・ 「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

【現状の説明】

本学部の授業形態は、主に講義、演習、実習の3つとなる。講義については、一般的ないわゆる講義形式の対面授業が主となっている。演習は、少人数クラスでディスカッションや個別指導等を行っている。実習は、定員があるため結果的に少人数で行うケースが多く、主に事前学習、現地・現場実習、そしてディスカッションやプレゼンテーション等を含むかたちでの事後学習という方法をとっている。

専門科目の講義・演習中200人以上が登録するコマはわずかだが、10人以下のコマが09年度は08年度比で急減した（52コマから28コマへ）。

本学部におけるマルチメディアを活用した授業の導入については、これまでビデオ教材は広

く使われてきたが、最近ではビデオに加えてコンピュータやプロジェクター等を積極的に活用した授業が多くなった。

現在本学部では、1科目（専任教員担当の「現代日本経済史」）のみ遠隔授業を実施している。これは他の授業科目での将来的な実施を視野に入れた試験的な取り組みでもある。本学の場合、2つのキャンパス（東京都板橋区と埼玉県東松山市）がかなり離れているため、2つのキャンパスで同時に授業が行え、両キャンパス間の学生の移動時間がかからない遠隔授業は、学生・教員両者にとって有効かつ重要な取り組みである。また、この遠隔授業を後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育にも活用しており、東松山周辺地域の対象高校の生徒にも開放している（ただし、これまで受講生は0名）。

＜専門教育科目＞

200人以上開講コマ数					10人以下開講コマ数				
学期	前期	後期	通年	合計	学期	前期	後期	通年	合計
2009年度	1			1	2009年度	8	9	11	28
2008年度	1	1		2	2008年度	10	12	30	52

【点検・評価…長所と問題点】

講義における授業方法については、受講生数に応じてグループワークや学生によるプレゼンテーションを取り入れて柔軟な対応を行っているケースや、本学部の現場主義の原則に基づき、演習でも必要に応じて現地・現場のフィールドワークを積極的に取り入れており、これらは学生からの評価も高い。

2009（平21）年度は受講生10人以下のコマが減少している。これは経営効率という観点からは望ましい状態になりつつあるといえる。

多様なマルチメディアの導入は、利便性と弊害を含んでいる。例えば、プレゼンテーションソフトを用いた場合、教員にとっては事前にプレゼンテーションシートを作成していれば授業中板書の時間が節約でき、また受講生にとっては視覚に強く訴え一見分かりやすいと思われるが、授業速度の適切性やノートテイキングによる学習効果等を勘案すれば、板書のほうがより効果的な場合もあることに留意すべきである。

遠隔授業を実施してわかることは、遠隔授業に適合した授業方法があるという点である。つまり、実際に授業を行っている空間とモニターを通して受講する空間の違いが、板書やマルチメディア等の授業ツールの利用・活用をある意味制約してしまうケースがあるという問題である。また、遠隔授業を実施する場合、情報ツールの管理部署の一層の協力・支援が不可欠である。

【改善方策】

授業形態とその方法については、比較的多様性と柔軟性を持って実施されているので概ね現状でよいと考えられるが、学生にとって最良の授業を目指すという姿勢で本学部のFD機能を持つ教育研究ワークショップにおいて、より効果的な手法を開発する。

受講生10人以下のコマは、(1)時間割の調整(2)履修登録時の説明などの手法により減少させてきた。こうした調整作業によっても、受講生の増加が見られない場合、科目の性格・教育体系上の位置づけを勘案しつつ、その一部について休講・廃止などの措置をとる必要がある。

多様なマルチメディアの導入とそれに伴う利便性と弊害については、教員が個別に授業を展

開することも重要だが、学生アンケートの実施等も視野に入れて、教育研究ワークショップを活用しながら情報・意見交換を行っていく。

遠隔授業を行う場合には、モニターを通して受講する学生の状況を想定して、授業ツールの利用・活用を熟考し遠隔授業仕様として授業を作り上げていかなければならない。ただしこれは、モニターを通さず直接受講する学生にとって不利益が生じることではない。また、遠隔授業に対する本学園情報センターの支援体制強化を求めていく。

C. 国内外との教育研究交流

【国内外との教育研究交流】

・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

【現状の説明】

学生の教育面での国際化への対応及び国際交流については、「内外研修」（2007（平 19）年度までは、「内外町づくり事情研修」及び「内外自然保護・リサイクル事情研修」「内外福祉事情研修」という科目名称）で、2001（平 13）年度アメリカ（11名）、2004（平 16）年度ドイツ（14名）、オーストラリア（9名）、2005（平 17）年度ドイツ・オランダ（16名）、2006（平 18）年度マレーシア（11名）、2007（平 19）年度マレーシア（4名）、2008（平 20）年度ドイツ（5名）、マレーシア（15名）における研修授業を実施し、現地の NGO や関連諸団体、現地の学生組織等と交流した。

また、2003（平 15）年度実施の第4回環境創造フォーラム大会（学生対象の定例学部行事）に、海外から講師を招き基調講演ならびにシンポジウムを行い、環境問題に関する先駆的な考え方やその実践に、多くの参加学生と教員が学問的な刺激を共有し、かつ環境問題そのものの国際性を再確認した。さらに、その関連で同講師による「環境教育セミナー」を開催し、学生・教員・講師が交流を深めた。

【点検・評価…長所と問題点】

「内外研修」には問題意識・関心の比較的高い学生が参加するケースが多く、事後の成果報告会などを通じてさらにそれが高まることが確認できた。また、こうした学生たちによる学習のプラットフォームの形成や国際交流の活発化への期待もできる。しかし、学部生全体としては研修授業への参加に対するニーズは必ずしも高くなく、そこには参加費用面の問題も関係していると考えられる。

【改善方策】

「内外研修」など海外での学習の機会について、実施経費の大学側負担を増額の方向で見直す。また、環境創造フォーラム講演会や環境創造フォーラムシンポジウムといった学生対象の定例学部行事を実施する際に、国際化・海外との交流といった視点をより重視する。

9. スポーツ・健康科学部

スポーツ・健康科学部は、設置5年目（平成21年度）に入り、教育課程の内容を点検・整備する中で、教育目的達成度の強化、両学科の特性を生かした、実践力のある人材を養成するために科目の改廃や配当年次の変更も含めた教育課程全般の見直しを行う。

到達目標

1. 教育課程等

スポーツ・健康・医療分野で社会に貢献できる人材の育成という本学部の特徴を最大限生かし、学部の教育目標を共有するとともに、下記に示す学科ごとの具体的な目標を設定する。

<スポーツ科学科>

スポーツ科学科は、「スポーツ科学に関する学識を修め、人間性豊かなスポーツ指導と健康づくりの能力を有する人材の養成を目的とする」という教育上の目的達成のために、具体的な達成目標を下記のとおり設定する。

複数スポーツ種目の実技指導力と、保健体育理論の指導力養成を強化し、理論と実践力をともなった質の高いスポーツ指導者や保健体育教員を養成するための科目を充実させる。

<健康科学科>

健康科学科は、「生命の尊厳に基づいた生活の質を理解し、医療と保健の幅広い分野で国民の健康づくりに貢献できる人材の養成を目的とする」（学則第2条の2）という教育上の目的達成のために、具体的な達成目標を下記のとおり設定する。

- (1) 保健医療現場で貢献できる人材育成の一環として国家試験受験科目教育を強化する。
- (2) 学生の多様な進路に対応できる履修モデルを提供するとともに、進路指導体制を強化する。

2. 教育方法

「目的意識をもった学修」にむけて、入学前から卒業年次までの取り組みを強化する。

<スポーツ科学科>

- (1) 初年次の少人数導入教育「基礎演習」を発展させ、2年次以降スポーツ科学分野の専門知識学習意欲の向上と実践力を強化する。
- (2) 理論と実践力をともなった質の高いスポーツ指導者や保健体育教員を養成するため、複数スポーツ種目の実技指導力と保健体育理論の指導力養成を強化するための科目を充実させる。

<健康科学科>

- (1) 学生が理解しやすく興味を持つような専門科目教育を展開し、学習意欲を高める。
- (2) 臨床検査技師国家資格取得希望者の到達目標を明確にし、その質の向上を図る。

3. 国内外との教育研究交流

学内で催される招聘講演や学外で開催される関連学会に学生を参画させ、関連領域における国内外の最新情報に触れる機会を増やす。

A. 教育課程等

【学部・学科等の教育課程】

- ・教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系的性（大学設置基準第19条第1項）
- ・教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ
- ・「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系的並びに学校教育法第83条との適合性

【現状の説明】

本学部では基礎教育、全学共通、専門教育の3つの教育科目群と、両学科の特徴である各種資格を取得するために必要な資格科目を目的に応じて年次進行とともに履修するというカリキュラム体系となっている。基礎教育科目は、専門知識を修得するうえでの基礎能力を育成する科目、一般教養的授業科目である全学共通科目は幅広く深い教養を身につける科目、専門教育科目は専門知識を教授する科目として分類されている。

両学科共通の基礎教育科目の中に、倫理性を培う科目として生命倫理学を配置している。外国語科目は英語A・Bを必修、その他コミュニケーション英語、中国語、コリア語、フランス語、ドイツ語および情報科学を選択科目として配置している。

全学共通科目は幅広い分野から自由に履修できるよう、基本科目A系（人文系）、B系（社会系）、C系（自然系）および課題（テーマ）科目を自由科目と位置づけ、D系（保健体育系）の「総合体育」は専門教育と密接に関係していることから両学科とも必修科目としている。

両学科の特徴は下記に示す通りである。

<スポーツ科学科>

基礎教育科目および全学共通科目は、スポーツの指導や研究において必要な、コミュニケーション能力と幅広い教養を身につけるための科目と位置づけている。1年次の必修科目である基礎教育科目の「基礎演習」は、大学生、社会人としてのマナー講座を通して倫理性を培うとともに、導入教育から専門教育への橋渡しの科目と位置づけ、内容を共通化し、1クラス10～11名×12クラス編成で全体講義とクラス単位の演習形式を混合して実施している。2年次以降の基礎教育科目及び全学共通科目は選択・自由科目として履修できるよう配置している。

<健康科学科>

健康科学科では、健康づくりや予防医学、医療分野を担う学生の倫理観を養うため、生命倫理学を基礎教育科目の必修科目に位置づけている。基礎教育科目および全学共通科目は、健康づくりを支えるための教養や資格取得、そして研究に必要なコミュニケーション能力と自然科学の基礎を身につけるための科目として、1年次に必修科目を配置している。

本学部の専門教育科目は、教育上の目的達成のために直接的な専門分野である。また教職関連科目（スポーツ科学科）や臨床検査技師養成科目（健康科学科）とも共通性があり、基礎的な知識や専門知識の全般的な把握を意図した講義科目を1年次に配置し、学年進行とともに、より専門性の高い講義科目を配置している。またスポーツ科学科のスポーツ実技やスポーツ科学分野の科目と健康科学科の理系科目を相互に履修できるよう、専門科目の多くを他方の学科の自由科目として設定し、履修の幅をもたせている。

両学科の専門教育科目は下記の通りである。

<スポーツ科学科>

スポーツ科学科における専門教育科目は理論系と実技系の2系統に分かれている。

①理論系は「スポーツ科学概論」、「健康科学概論」、「解剖学」、「生理学」を必修とし、「発育発達論」、「スポーツバイオメカニクス」、「スポーツ社会学」、「スポーツ法学」等全28科目を選択科目、その他「化学」、「環境衛生学」等28科目を自由科目としている。

②実技系は「スポーツ実技A・B」（15種目）、「コーチング演習A」（7種目）、「武道方法演習A・B」（2種目）、「ダンス系方法演習A・B」等16科目を選択科目としている。

③保健体育教員のための各種教職関連科目

<健康科学科>

専門教育は臨床検査、食品衛生、作業環境などに関する必修科目と選択科目、自由科目から構成されている。

自由科目はスポーツ科学科の開講科目（12科目）を配置している。

資格科目として臨床検査技師国家試験受験資格取得に必要な7科目、食品衛生資格取得に必要な4科目、作業環境測定士（Ⅱ種）資格取得に必要な4科目を配置している。

【点検・評価…長所と問題点】

スポーツ・健康科学部は2008（平20）年度に完成年度を迎え、212名（スポーツ科学科113名、健康科学科99名）の卒業生を送り出し、単位不足による留年者はスポーツ科学科1名、健康科学科5名の計6名であった。完成年次における4年次生の卒業単位取得率97%と高率であり一定の評価ができるが、学部の教務委員会等で教育課程に関する下記の問題点が指摘されている。両学科の中には、基礎学力や問題解決能力の低い学生が見受けられる。高校で理系科目の学修をしていない学生も受け入れているため、生化学などの授業への対応がむずかしく、その結果、学習に向けての姿勢に個人差が見られることが問題点である。

両学科ともに1・2年次に専門演習及び実習科目が少ないことから、キャリアに対する動機づけが遅れている。

<スポーツ科学科>

教職関連科目の中で、教育実習や採用試験対策の教育効果が十分ではないこと、また一般企業に就職を希望する学生のキャリア教育が不足している。

<健康科学科>

臨床検査技師国家試験の受験に必要な専門科目における教育効果をさらに向上させるためには、関連科目を体系的に関連づけて教授するなどの教育課程上の対応が十分でない。

【改善方策】

両学科ともに、将来の進路をより明確化させたコースカリキュラム制を体系化させて、早期から演習や実習科目を配置するカリキュラムを実現する。

<スポーツ科学科>

①1年次の基礎演習の発展型として、2年次に専門教育とキャリアに結びつける内容の演習科目を設置する。

②保健体育教員養成関連科目の内容を点検し、指導実践、教育実習対応プログラムを強化する。

＜健康科学科＞

①キャリアに関連した内容を含む健康科学基礎演習、高校での理系科目を補完する基礎科学を設置する。

②4年次に臨床検査技師国家試験科目を体系的に関連づけて教育できる科目を設置する。

- ・外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性
- ・教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性
- ・カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

【現状の説明】

外国語科目は、現代の国際化に対応すべく基礎教育科目の中に英語だけでなく、東アジア圏である中国語、韓国語、またヨーロッパ言語のフランス語、ドイツ語などの言語も設けている。英語以外の言語は他学科に乗り入れている。

スポーツ科学科は基礎教育科目の中にすべての外国語科目を設け、コミュニケーション英語は2年次、その他の外国語科目は1年次に配置している。

健康科学科では両学科共通の外国語以外に、専門教育科目としてメディカル英語を3年次に配置し、医療専門職を目指す人材の専門英語教育に配慮している。

教育課程の開設授業科目群の配分および必修・選択の配分は、スポーツ科学科および健康科学科の表に示すとおりである。

スポーツ科学科は基礎教育、専門教育、全学共通、資格科目（健康運動指導士に関する科目）で構成される。卒業単位は124単位で基礎教育科目10単位、専門教育科目56単位、全学共通科目2単位、残り56単位を選択科目と自由科目で履修する。

健康科学科は基礎教育、専門教育、全学共通、資格科目（臨床検査技師、食品衛生管理者・食品衛生監視員、作業環境測定士（Ⅱ種）に関する科目）で構成される（学則第23条の24）。卒業単位は124単位で、基礎教育科目12単位、専門教育科目81単位、全学共通科目2単位、残り29単位を選択と自由科目で履修する。

＜スポーツ科学科＞

区分	配置科目	卒業要件	
基礎教育科目	19科目26単位	必修6単位，選択1言語2単位，情報2単位以上	自由科目から56単位(基礎教育科目，専門教育科目，全学共通科目から充足可)
専門教育科目	76科目151単位	必修8単位，選択48単位以上	
全学共通科目	配置科目は各学部と同様	必修2単位	
計	95科目177単位(基礎教育・専門教育科目の合計)	124単位以上 ^{※1}	

※1 基礎教育科目10単位，専門教育56単位，全学共通科目の総合体育2単位を除く56単位は，基礎・専門・全学共通科目のいずれでも充足可とする。

※2 卒業要件単位を修得したものは，学士（スポーツ科学）を授与する。

＜健康科学科＞

区分	配置科目	卒業要件	
基礎教育科目	17科目22単位	必修4単位，選択1言語2単位以上，情報科学2単位以上を含め6単位	自由科目から29単位(基礎教育科目，専門教育科目，全学共通科目から充足可)
専門教育科目	74科目143単位	必修30単位，選択51単位以上	
全学共通科目	配置科目は各学部と同様	必修2単位	
計	91科目165単位(基礎教育・専門教育科目の合計)	124単位以上	

※ 卒業要件単位を修得したものは，学士（健康科学）を授与する。

また，上記124単位のほかに資格科目を履修することにより臨床検査技師国家試験の受験資格、食品衛生管理者及び食品衛生監視者、作業環境測定士（Ⅱ種）の資格が得られる。

【点検・評価…長所と問題点】

外国語科目に関して、健康科学科のメディカル英語以外の外国語科目の運営や教育内容については、実質的に他学部の外国語担当部会に委ねており、本学部学科を主体とした教育内容を再考する必要がある。

＜スポーツ科学科＞

スポーツ場面における外国語コミュニケーション能力およびスポーツ科学分野の国際的な学術論文講読力が養成されていないことは問題である。

科目区分ごとの量的配分、必修と選択の適切性に関し、スポーツ科学科では科目区分を超えて履修できるよう自由度を高くしていることは長所である。一方、興味ある分野に偏る傾向がみられる。このことからキャリア意識の点から教職、スポーツ関連企業、一般企業等と選択肢が多く、意思決定に迷いや遅れをとる学生がいることは否めない。

＜健康科学科＞

臨床検査技師国家試験の受験資格取得を主眼に置いたカリキュラムのため、該当学生にとっては、機能的なカリキュラムとなっている半面、健康科学科に在籍し、臨床検査技師国家試験受験資格取得を希望しない学生にとっては、履修計画を立てるうえで自由度が低いカリキュラ

ム編成となっている。

【改善方策】

基礎教育および専門教育の英語を中心とした外国語教育の教育課程、国際化等の進展に対応できる人材を英語教育専門教員として採用する。科学英語コミュニケーション、科学英語論文読解のような科目を設置し、科学英語能力の向上を図る。

<スポーツ科学科>

外国語コミュニケーション力不足の改善は両学科共通で示したとおりであり、全学共通科目における分野の偏りを改善するために、A（人文系）B（社会系）C（自然系）からバランスよく履修するよう学科ガイダンスで指導する。教育実習や採用試験対策としての科目を新たに設置する。

<健康科学科>

現行の規定では、卒業に必要な履修単位数に占める専門教育必修科目の比率が著しく高いため、履修モデル上の自由度が低くなっている。進路に応じた多様な履修モデルを構築できるように、専門教育必修科目数を現状よりも減らし、専門教育選択科目・自由科目での履修単位数を増やす。

学生がそれぞれの進路に適した専門科目を効果的に履修できるよう、担任教員が担当学生に個別に指導または学科担当教員が履修登録相談時に指導する。

【カリキュラムにおける高・大の接続】

・学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

【現状の説明】

学部として統一した導入教育は実施していない。学科ごとに下記のプログラムを導入教育と位置づけている。

<スポーツ科学科>

1年次の基礎教育科目、必修科目の「基礎演習」を導入教育と位置づけ、1クラス10～11名×12クラスという編成で教育内容を共通化し、①1分間スピーチ、②マナー講座、③スポーツ科学科分野で使われる単位、④レポートの書き方、⑤トップアスリートによる講演およびスポーツ関連企業社員による講演、⑥学生によるスポーツイベントの企画というプログラムを実施している。

<健康科学科>

入学前教育として、推薦入学が決定した学生には科学を分かりやすく解説した文庫本を教材にしたレポート提出を課し、学科教員全員で添削指導に当たっている。1年次配当科目において基礎教育および専門教育科目の理系科目の教員が、高校の化学および生物の復習を兼ねた内容から講義を展開し、分かりやすい教育を行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

導入教育の各学科の取り組みを点検してみると、下記の長所と問題点が指摘できる。

<スポーツ科学科>

1年次の現在の基礎演習の内容は多岐にわたっており、学生の関心や集中度が高いことが評価できるが、時間的制限により毎週テーマが変わることから十分な理解や習慣化に課題がある。

<健康科学科>

入学前に推薦入学学生に行う入学前教育を通して、入学予定者には学習の動機づけ、教員には入学予定者の学習に取り組む姿勢や読解力・文章能力を知るための良い機会となっている。

問題点は、レポートの校閲を通して、理解力が低い、または学習意欲が低い入学予定者が散見されることである。

【改善方策】

カリキュラムの見直しの中で下記の科目を新設することによって導入教育を強化する。

<スポーツ科学科>

2年次に基礎演習の発展的な演習科目を必修科目として設け、1年次の学習内容の復習から専門科目関連の課題研究へ導くことにより、導入教育の教育効果を高める。

<健康科学科>

1年前期に高校での理系科目を補強する基礎科学及び学科教員のオムニバス形式により各専門領域や職域をわかりやすく解説する健康科学基礎演習を新たに設け、入学後早い時期に理系科目を克服し、目的意識を持って学習に取り組めるようにする。

【カリキュラムと国家試験】

・国家試験につながるのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、カリキュラム編成の適切性

【現状の説明】

<健康科学科のみ>

健康科学科は臨床検査技師国家試験受験資格、食品衛生管理者・食品衛生監視員資格、作業環境測定士資格（Ⅱ種）が取得可能なカリキュラムを配置している。個々の進路に合わせて運用されており、学年進行に伴い、より専門性の高い授業に移行させている。

（国家試験合格率は大学基礎データ表9を参照。）

【点検・評価…長所と問題点】

臨床検査技師国家試験受験資格を取得する要件は、「臨床検査技師等に関する法律施行令第2条第3号の規定に基づく衛生検査に関する科目（厚生省告示第21号）」および「臨床検査技師等に関する法律施行令第20条第3号の規定に基づく生理学的検査及び採血に関する科目（厚生省告示第22号）」に規定されており、これを遵守している。問題点は、これらの関係法規で定められた臨床検査技師国家試験受験に必要な科目について、4年次に国家試験対策に直結する教科が正規のカリキュラムに配置されていないことである。

【改善方策】

4年次には4年間の学習を総括することができ、かつ臨床検査技師国家試験受験対策に有効な授業科目を配置する。

【医・歯・薬学系のカリキュラムにおける臨床実習】

・ 医・歯・薬学系のカリキュラムにおける、臨床実習の位置づけとその適切性

【現状の説明】

臨地実習7単位（8週間）の全期間を病院または診療所において実施している。実施時期は3年次後期の1月下旬～3月中旬である。委託施設は毎年30施設前後であり、内訳は国立・私立大学病院、国公立総合病院、赤十字病院、私立総合病院をはじめとする医療機関である。各施設の規模や受け入れ態勢に応じて、1施設あたり学生1～7人を委託している。実習担当教員を配置し、少なくとも実習前・中・後の3回、またはそれ以上の巡回指導を行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

担当教員による巡回指導、実習打ち合わせ会の開催による良好な連携により、実習受託施設の確保および円滑な臨地実習を実施できている。問題点は、実習先指導者との間で感情的なトラブルが発生し、実習を中止せざるをえない場合があることである。

【改善方策】

学生を臨地実習先に配属する際に、住居地、本人の性格、受託機関の状況を十分に考慮して決定することで予期せぬトラブルを予防するとともに、トラブルが発生した場合には、担当教員が学生、臨地実習先指導者と十分に連絡を取り対応する。

【授業形態と単位の関係】

・ 各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

【現状の説明】

下記の単位計算方法(学則18条)によって計算されている。

	授業時間	自習時間	単位数
講義科目及び一部の演習科目	毎週1時間 2時間×15週	4時間×15週	計6時間×15週÷45時間=2単位
演習科目	毎週1時間 2時間×15週	1時間×15週	計3時間×15週÷45時間=1単位
実習科目	実験・実習及び実技科目は自習を含めないなので、毎週の授業時間がそのまま単位計算の時間数となる。すなわち、毎週2～3時間、15週の授業で1単位と算出される。		

<スポーツ科学科>

スポーツ科学科の実技系科目のうち、スポーツ実技（15種目）は半期1単位、野外活動実習（4種目）は授業期間中5回の事前授業と3泊4日（スキーは4泊5日）の合宿授業という授業形態で1単位としている。また、3年次のコーチング演習、武道方法演習、ダンス系方法演習、トレーニング演習は指導実践の指導案作成、レポート、事前準備等の自習を伴うことから半期2単位としている。また、実験・資料収集・輪読会等を行うスポーツ科学演習も半期2単位、卒業研究は通年4単位としている。

<健康科学科>

健康科学科は臨床検査技師養成に関する関連法令（健政発第236号、平成12年3月7日）により、臨床検査技師養成所の指導要領について、1単位は45時間を標準とし、授業の方法に応じて1単位の授業時間数は、講義および演習は15～30時間、実験、実習及び実技は30～45時間としている。臨地実習は1単位45時間とし、7単位履修することを規定している。卒業研究演習2単位と卒業研究4単位は卒業論文作成のための科目であるが、総合的な科目として位置づけ、原則として同一指導教員の科目を選択するように指導している。卒業研究演習は授業30時間、準備のための学習60時間で2単位、卒業研究は、研究室などにおける教員指導60時間、準備120時間で4単位としている。

【点検・評価…長所と問題点】

各授業科目の内容については学科ごとに異なる点が多いが、授業科目の単位計算については概ね妥当と評価できる。学科ごとの点検・評価、問題点は下記のとおりである。

<スポーツ科学科>

スポーツ科学科の演習科目の単位を一部2単位として認定しているが、学生が図書館等でレポート作成や指導案の作成、発表前の自習時間等に相当の時間を費やしており、妥当だと評価できる。また、野外活動実習（マリン、キャンプ、スケート、スキー）は現在半期1単位としているが、各種目とも事前授業として10～16時間に加え、現地の実技実習時間、講義、ミーティング、その他の班別集団行動を含めると、半期2単位分に相当する学習内容を教授している。

<健康科学科>

講義科目、演習科目、実習科目（学内、臨地、現場）、外国語科目の形態に区分されて開講されており、単位計算は学則に則っており、妥当なものである。卒業研究演習を卒業研究の履修実体として、総合的な科目として位置づけていることは、卒業研究の質を高めるうえで役立っているが、規定どおり研究テーマの調査を含む準備のための学習時間を確保している学生は多くはない。

【改善方策】

学科ごとに下記の改善方策を示す。

<スポーツ科学科>

野外活動実習4種目の実態を精査し、可能であれば半期2単位の演習科目とする。

<健康科学科>

卒業研究演習、卒業研究のための学習時間を学生に確保させるために、担当教員が当該科目

の位置づけを学生に理解させるように指導する。

【単位互換、単位認定等】

- ・国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学設置基準第28条第2項、第29条）

【現状の説明】

海外奨学金留学生はスポーツ科学科に1名の事例、また編入学制度はスポーツ科学科のみの実施である。

<スポーツ科学科>

4年次生1名が本学の海外奨学金留学生制度を利用し、2009（平21）年4月からアメリカ合衆国に留学しており、帰国時に学則の基準に従って単位認定する。また、2009（平21）年度から編入学試験を実施し、他大学および専門学校において取得した単位については本教授会において単位認定の可否を判断している。

<健康科学科>

2008（平20）年8月に国際交流センター主催のキール大学夏季英語研修に参加した3年次生1名の単位を、コミュニケーション英語2単位に振替えて教授会で認定した。

【点検・評価…長所と問題点】

留学生の単位認定、および編入生の単位認定科目の妥当性については年度終了時の全科目の成績をもとに点検・評価する。

<スポーツ科学科>

海外の例は現時点（渡米2ヵ月）であり、点検・評価する情報が乏しい。2009（平21）年度に編入学した2年次生3名についての単位認定科目の妥当性は上記のとおりである。

<健康科学科>

今後も、教授会において適切に単位認定の判断を行う。

【改善方策】

現在のところ特段の改善事項はみあたらない。

【開設授業科目における専・兼比率等】

- ・全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合
- ・兼任教員等の教育課程への関与の状況

【現状の説明】

スポーツ・健康科学部では学部のコアとなる科目については専任教員が担当している。また本学部は全学共通科目の基本科目D系「健康とスポーツ」（保健体育系）も担当している。

<スポーツ科学科>

基礎教育科目の「基礎演習」「スポーツ科学演習」「卒業研究」は全て複数の専任教員が担当している。専門教育科目の主要な講義系の必修科目及び選択科目全36科目のうち29科目を専任が担当し、実技系科目の種目別では、15種目のうち11種目を専任教員が担当している。

教員15名のうち3名、健康科学科専任教員16名のうち4名の計7名が主として全学共通の科目を担当している。科目数は専門教育及び基礎教育で95、全学共通科目85の計180であり、専任担当比率は専門科目及び基礎教育科目が67.0%、全学共通科目が77.6%である。教職に関する科目では35.5%を専任が担当している。

兼任教員の教育課程への関与については、専任教員と専門科目を担当する兼任教員と年度開始前に打ち合わせ会を開き、科目内容、授業運営に関する情報交換を行っている。基礎教育科目の語学関連全科目および「教職に関する科目」の15科目の担当者は本学部以外の専任教員または兼任教員であり、授業運営は担当教員に委ねられている。

<健康科学科>

2008（平20）年度は、全学共通科目と外国人留学生に対する日本語科目等を除く106科目中66.7科目（62.9%）を専任教員が担当している。内訳は基礎教育科目では17科目中4.8科目（28.2%）、専門教育科目では74科目中53.4科目（72.2%）、資格科目では15科目中8.5科目（56.7%）であった。これらのうち、卒業研究演習、卒業研究、および資格科目のうち臨床検査科目はすべて専任教員が担当している。専門教育科目（必修科目）17科目中11科目（64.7%）、専門教育科目（選択科目）57科目中42.4科目（74.4%）を専任教員が担当し、専門教育科目における必修科目の専任比率が低いことがわかる。

兼任教員等の教育課程への関与の状況については、専門教育科目（必修・選択）、語学以外の基礎教育科目については、兼任教員から教育課程、学生指導について問題が指摘された場合は、コーディネーターの学科専任教員が迅速に対応する体制をとっている。

【点検・評価…長所と問題点】

専門科目（選択、必修）および資格科目を学科専任教員が担当することにより、教育上の責任体制が取られている点は長所である。

<スポーツ科学科>

専任教員が担当する専門および全学共通科目の担当比率が76.3%と高率であることは長所であるが、基礎教育科目の外国語科目のすべてと「教職に関する科目」の多数を兼任教員に委ねており、情報交換の機会も少ないことは問題である。

<健康科学科>

資格科目のうち、健康科学科学生の約80%以上が資格取得を目指す臨床検査科目は、全て専任教員が担当しており、国家試験対策をはじめ、資格取得に向けた教育体制の構築に大きく貢献している。一方、基礎教育科目における専任教員比率が著しく低い。

【改善方策】

基礎教育の外国語教育担当の専任教員を採用し、両学科の英語を中心とした外国語科目を強化する。

＜スポーツ科学科＞

今後の補充人事において、教職関連科目を担当できる専任教員を採用する。

＜健康科学科＞

教員退職後の補充人事などを利用して、学科の基礎教育科目および専門教育科目を担当できる教員を採用することにより兼任比率を下げる。

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

・社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

【現状の説明】

スポーツ科学科に外国人留学生2名、健康科学科に社会人1名が在学している。現在は各教員の個別的な配慮に委ねられており、学部としての教育課程編成上、教育指導上の配慮はしていない。

帰国生徒は在学していない。

【点検・評価…長所と問題点】

スポーツ科学科の外国人留学生、健康科学科の社会人学生とも学習への熱心な取り組みが他の学生に良好な影響を与えており、特に問題となる事例報告はなされていない。社会人、留学生とも在籍していることで、教育指導上、現状では特に問題点はない。

【改善方策】

スポーツ科学科は留学生・社会人入試を、健康科学科は社会人入試を継続し、個別的な対応の情報を教職員で共有する。

B. 教育方法等

【教育効果の測定】

・教育上の効果を測定するための方法の有効性

【現状の説明】

両学科を通じた基本的な教育効果の測定法は、その授業科目の担当教員に委ねられており、授業中テストや、授業の終了後に行う学期末定期試験（筆記、実技、口述など）および課題レポートなどを通して学生への理解度を確認している。担当教員はそれらの結果を念頭に授業の効果の高低を把握し、総合的な見地から成績評価を行っている。

殊にスポーツ科学科の実技科目の測定法は、当該実技科目の習熟度を視野にいれスキルテストを実施しており、その測定の中でスキルが不足している学生に対しては、時間外での指導によりレベルアップを図りながら迅速な教育効果アップのサイクルを実施している。

健康科学科においては、客観的な評価および学生の学習への取り組みを促すために、専任教員が担当する専門教育科目の成績評価は必ず試験を行うことを申し合わせている。臨床検査技師国家試験と関連する授業の教育上の効果は、4年次の校内模擬試験、出版社などが主催している全国模擬試験、そして最終的には臨床検査技師国家試験自己採点結果をもとに、その有効性を測っている。

【点検・評価…長所と問題点】

スポーツ科学科では、講義系・実技系科目における評価の基準がやや不統一であるため、一定の基準を設けシラバスに掲載していく必要がある。健康科学科は、4年次に行っている複数回の校内模試や全国模試結果は、教育効果測定に有効であり、臨床検査技師国家試験科目の教育効果を測るための手段としては最適である。問題点は進路決定に重要な時期である3年次初期の段階で、その効果を見極めるのが困難な点である。

【改善方策】

スポーツ科学科では、講義系科目・実技系科目における特徴を考慮した成績評価の統一基準を設け、さらに分かりやすくシラバスにも掲載する。

健康科学科では、3年次初期に教育効果を測定できる校内模試を毎年実施する。また、校内模試データを蓄積し経年的に比較することで、指導に役立てる。

・卒業生の進路状況

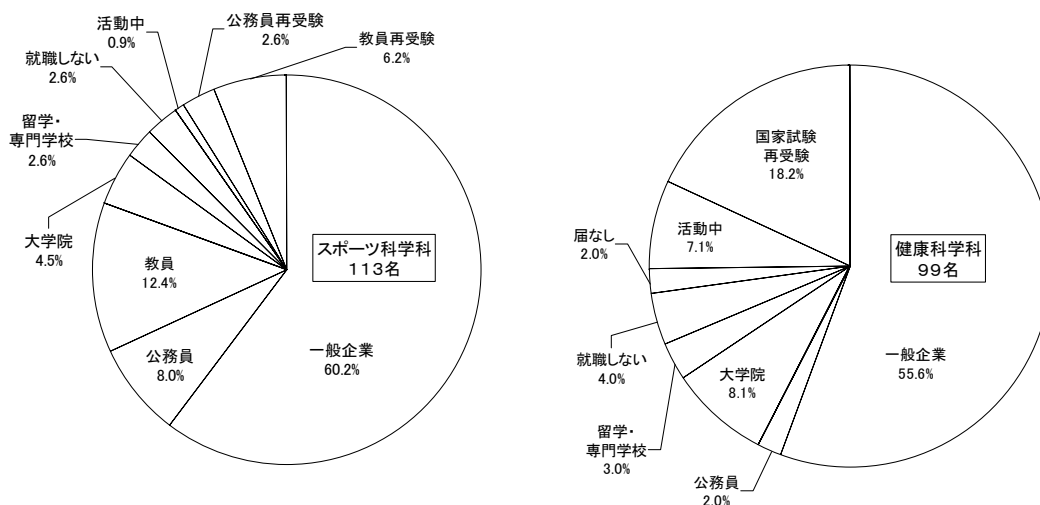
【現状の説明】

学部1期生は212名（スポーツ科学科113名、健康科学科99名）が卒業し、学科別就職先の内訳は次ページのグラフのとおりであった。

スポーツ科学科では、教員と一般企業の進路に迷う傾向がみられた。保健体育の教員免許状は中学81名、高校92名計173名（中・高重複あり）が取得したものの、専任教員は公立中学1名、その他臨時・非常勤教員13名の計14名（12.4%）の採用であった。一般企業68名のうち21名がスポーツクラブやメーカー等のスポーツ関連企業であった。

健康科学科は、一般企業就職者55名のうち37名が医療・福祉関係であり、資格取得者のほとんどは専門職として採用された。

<2008年度の卒業生進路状況>



【点検・評価…長所と問題点】

両学科とも本学キャリアセンターとの密接な連携によって、一定の成果をあげることができたが、学科ごとの点検・評価と問題点は下記に示すとおりである。

<スポーツ科学科>

スポーツ科学科の就職、進学に関しては教員同士が学生の情報を共有、現役教員の講演会、スポーツ関連企業からの説明なども行ってきた。これらの効果もあり、進路決定は概ね良好であった。ただし、多数の教職志望者に対し、教員免許取得に加え、教育実習や教員採用試験に対する教育内容の点で十分な教育効果が発揮できなかったことは否めない。

<健康科学科>

資格取得者のほとんどは専門職として採用され、資格を取得しなかった卒業生の多くも保健医療系機関に就職できたことは、学科教育が進路に直結した点で評価できる。しかし、これら以外の一般職を希望する学生の進路への対応は改善の余地がある。また、国家試験再受験者が約18%生じたことから、国家試験受験対策の強化を図る必要がある。

【改善方策】

カリキュラムの変更に伴い両学科ともキャリア教育に重点をおいた科目が設置される。

<スポーツ科学科>

教員を強く志望する学生を支援する教案作成、模擬授業、採用試験対策などの教育内容を含む新たな科目を設置する。

<健康科学科>

学生の資格取得希望の有無にかかわらず、担当教員の配置を明確にし、学生指導を徹底し、進路および学習面での相談に応える。特に、臨床検査技師国家試験受験希望者には不得意科目を克服できるように指導する。

【成績評価法】

- ・ 厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性
- ・ 履修科目登録の上限設定等、単位の実質化を図るための措置とその運用の適切性
- ・ 各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

【現状の説明】

成績評価は、レポート提出、筆記試験、口頭試問、実技試験など、教員の裁量に任されており、前期および後期に定期試験期間を設け、定期試験、必要に応じて追試験を行う。成績評価は S（100-90点）、A（89-80点）、B（79-70点）、C（69-60点）、D（59点以下）、外（対象外：出席不良、試験未受験など）とし、学生には S は A、外は D として報告される。

<スポーツ科学科>

年間履修上限単位数は 44 単位、2 年次から 3 年次進級時に卒業要件単位数に含む科目のうち 44 単位が必要、卒業に必要な単位数は 124 である。3 年次進学の取得単位数および卒業単位は厳格であるが、卒業時は取得科目数、単位数、取得資格、成績、卒業研究成果物等により質を検証できる。

<健康科学科>

年間履修上限単位数 48 単位、2 年次から 3 年次進級時に卒業要件単位数に含む科目のうち 44 単位が必要、卒業に必要な単位数は 124 である。臨床検査技師受験希望者に対しては、履修資格に関する内規を設けて、2 年次から 3 年次への進級時に指定科目の単位取得を義務づけ、臨地実習履修学生の質を確保している。

【点検・評価…長所と問題点】

各教員がシラバス上に「成績評価」および「履修上の注意」の項目で評価基準を明記している。学科ごとの点検・評価事項と問題点は下記に示すとおりである。

<スポーツ科学科>

特に実技科目では出席を重視しており、原則として欠席回数が授業数の 3 分の 1 を超えると評価対象とはしないという申し合わせはあるものの判断は各教員に委ねられている。学生からの成績調査依頼等のクレームは発生していないが、教員による評価のばらつきは否めない。

年間履修上の単位数、進級規定については、予習、復習時間の確保や資格科目履修のための時間確保等を考慮すると適切である。

<健康科学科>

資格取得にかかわる専門教育科目、資格科目に関しては、専任教員間で内規に基づき、必ず試験を行い評価することを申し合わせており、学生の質の担保に効果をあげている。しかしながら成績評価時の教員間のばらつきは大きく、再履修者数について教員間の差は大きい。

【改善方策】

成績評価に関しては、学部教務委員会、教員会議等で教員間の成績評価に関する十分な議論を重ね、GPA 導入を含む評価システム策定を行う。

＜スポーツ科学科＞

履修科目登録の上限設定等、また卒業時の学生の質を検証・確保するための方途については、学年進行に応じて既習科目の成績をもとに作成した評価基準を利用し、進路に向けての集団や個別の面談を行う。

＜健康科学科＞

成績評価に関して、専門教育科目を担当する専任教員の情報交換のための教員会議を学期ごとに開催する。

【履修指導】

- ・ 学生に対する履修指導の適切性
- ・ 留年者に対する教育上の措置の適切性

【現状の説明】

スポーツ・健康科学部は東松山キャンパスにおいて4年間学ぶことから、学部事務室または学科事務室に気軽に質問できる環境が整っている。

＜スポーツ科学科＞

スポーツ科学科は、年度当初の学年ごとの学科ガイダンスに複数の教員と研究補助員が参加し、履修上の説明の補足や助言を行っている。学生の通路と専任教員の研究室が近接しており、常時多数の教員が在室している。このように、頻繁に学生の相談に応じていることが、オフィスアワーの代わりとして機能している。留年者は学科設置以来、3年進学時に毎年1名、卒業時に1名おり対応は制度化されてはいないが、教職員同士で情報を共有し、積極的に接触機会を設け勉学意欲を高めるよう努めている。

＜健康科学科＞

入学時、年度初めに学科主催の履修説明会を開催し、学生担任制度を設け各教職員が担当学生の個別指導に当たっている。履修指導は本人の将来の進路および希望職種を考慮し、資格取得に必要な科目について各年次に規定されている履修単位数の上限を念頭に指導している。

各学年に年間0～5人の留年者が出ているが、当該学生には学科主任、学科主任代行または担任が必要に応じて面談し助言を与えている。

【点検・評価…長所と問題点】

学科ごとに履修内容の違いから下記に示すように指導体制が多少異なるが、学年当初の履修指導は適切に行われている。留年者対応には課題が指摘されている。

＜スポーツ科学科＞

学年当初や履修登録日等の履修相談の多い日には、教務委員、学科主任らの教員は出校し、学部事務室、学科事務室と迅速に履修上の相談に対応するよう努めている。卒業判定で1名の留年生を出したことから、各年次における単位取得状況を把握する必要性を認識した。

＜健康科学科＞

履修指導説明会の開催、履修登録時の具体的指導体制、担任制の実施を通じて1年次の履修

指導は徹底されており、適切な履修指導が行われている。留年に関して、学生が助言に耳を傾け、改善したいと思う気持ちがあれば、好転した例がこれまでにいくつかある。問題点は、定期的な助言が徹底されていない点である。

【改善方策】

学年担任制をさらに活用し、履修指導を強化することが両学科共通の改善方策である。

＜スポーツ科学科＞

留年防止策としては、1年次、3年次の単位取得状況から留年が予想される学生を調査し、教職員による注意と助言、オフィスアワーを制度化することで対応する。

＜健康科学科＞

留年する理由を分析し、留年を重ねる学生に対する相談システムを学年担任を中心に学科内に構築し、オフィスアワー制度を活用し個別相談に反映させる。

【教育改善への組織的な取り組み】

- ・ 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））およびその有効性
- ・ シラバスの作成と活用状況
- ・ 学生による授業評価の活用状況

【現状の説明】

本学部の2名の全学FD委員の呼びかけもあり、過去2回開かれた全学のFDフォーラムに本学部所属教員が多数出席し、外部講師との情報交換も行うなどFD活動に積極的な姿勢を示してきた。学部としては2009（平21）年度にFD委員会が設置され、活動を始める。

シラバスは年度当初に配布するとともに、Web上で常時閲覧できる。

全学的な学生による授業評価（毎年1回）で明らかになった授業運営上の問題点については、各教員が改善に努めている。

＜スポーツ科学科＞

2006（平18）年度に各教員の研究発表形式の学生参加型研究会を開始したが、2008（平20）年度は大学院設置準備の会議などで時間調整が困難となり開催されなかった。

＜健康科学科＞

教員の教育指導の改善を促すために、学科では独自に教員相互による授業参観制度、専門教育科目や臨床検査技師国家試験対策への学生によるアンケート調査の実施と、その結果の学科教員間での共有、目安箱の設置、臨地実習施設指導者と専任教員による意見交換会などを実施している。

【点検・評価…長所と問題点】

FD活動を推進するために、学部FD委員会の設置やスポーツ・健康科学研究科FD委員会と課題を共有するなどの準備体制は整っているが現在のところ実行がともなっていない。シラ

バスは Web に公開されてはいるが、両学科とも学生の授業評価アンケートによると利用率は低い。

<スポーツ科学科>

完成年度を迎え大学院開設にともなう増コマや、地域連携事業などの促進もあり、教員が共通して集まる機会が減少し研究会の開催などの活動が停滞している点は否めない。

<健康科学科>

教員による授業参観が、前後期に各数回実施されたが、年間を通じての実施には至っていない。目安箱の設置により、授業への要望に応えるという点では、迅速な対応をとることができている。臨地実習先の指導者との意見交換会は、専任教員にとって指導者の要望を聞くことができる貴重な機会となっている。

【改善方策】

学部 FD 委員会を定期的で開催し、学科ごとの FD 活動を推進する。

<スポーツ科学科>

FD 委員を推進役として、授業改善のための研究会の開催、評価基準策定等学科の教育方法にかかわる課題、授業参観制度の導入の議論を、教務委員会を中心に推進させる。

<健康科学科>

定期的な参観を義務づけることで相互に参観しやすい環境を整備する。全学で実施している学生による授業評価の全学科教員の結果を学科教員会議等で報告し共有することで、相互に教室運営について助言する。シラバスは Web 上で公開されているが、担当授業時間内にも教員がその内容を学生に伝達する。

【授業形態と授業方法の関係】

- ・ 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性
- ・ 多様なメディアを活用した授業の導入状況とその運用の適切性
- ・ 「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度の運用の適切性

【現状の説明】

少人数の開講コマはスポーツ科学科の場合、複数の教員が担当する各種演習科目、卒業研究であり、健康科学科の場合、卒業研究演習、卒業研究、臨地実習である。また 200 名以上のコマは健康科学科とスポーツ科学科の両学科の資格科目である「予防医学概論」の 1 コマである。

<専門教育科目>

200人以上 開講コマ数	スポーツ科学	健康科学	10人以下開 講コマ数	スポーツ科学	健康科学
平成21年度	0	1	平成21年度	51	30
平成20年度	0	0	平成20年度	40	20

授業形態は下記のとおり学科ごとに特徴がある。

＜スポーツ科学科＞

授業形態と授業方法の適切性については講義、実技、実習、演習科目とも履修者数のばらつきや実験実習施設に対する人数が多い授業もある。多くの教員が、講義、実技、演習等の授業でPC、プロジェクター、DVD等の機器を利用している。実技系科目の運動施設のうち、ラグビー場、野球場の人工芝化と全天候型の陸上トラックとサッカー場を含むグラウンドが完成したことで、屋外種目の環境は改善されたが、体育館種目については2個所のアリーナを恒常的にフル活用している状況である。スキー、キャンプ等の合宿授業は、スキーを履修する学生が多い傾向にある。

＜健康科学科＞

採血や感染などの危険が伴う実習や備品の数的制約がある実習などでは、複数クラスで実習を行っている。講義ではホワイトボード、書画カメラ、PCを必要に応じて利用し、専門教育の実習科目では、光学顕微鏡の映像や教員の手技を大型画面8台に投影している。学生の出欠確認はハンディターミナルなども利用している。遠隔授業は実施していない。

【点検・評価…長所と問題点】

1科目であるが、200名以上という多数の履修者が集中することは教育効果の点で問題である。

＜スポーツ科学科＞

授業形態と授業方法の適切性について、生理学、バイオメカニクス等の実験機器設備は整っており、学生がこれらの機器を利用できることは長所である。一方、実技、演習科目、野外実習等の履修希望者のばらつきや、実験室、測定機器の使用が集中し繁雑になる時間帯もある。

＜健康科学科＞

視聴覚機器を活用して、顕微鏡画像、臓器の動画、詳細な手技などを提示しての講義や実習指導を行うことができ、学生にとって理解しやすく効果的な授業展開ができる。2クラスに分けて行っている実習は、教員の負担増になるが、学生の満足度は極めて高くなっている。多様なメディアの活用は効果がある半面、教える側からの一方的な知識と情報の発信に終わってしまい、学生の理解が伴わないことがある。

【改善方策】

200名以上の授業を解消するために、両学科の必修、選択、自由科目の分類と資格科目、卒業要件等を見直すとともに、履修制限、コマの分割化等を行う。

＜スポーツ科学科＞

実験機器の集中使用を分散するために1時限目、5時限目を活用する、施設使用スケジュール表を共有するなどの方策により教育指導上の有効性を高める。またFD活動の一環としてマルチメディア使用に関する教員のための研修会を開催することによって、多様なメディアを活用した授業の導入を推進する。

＜健康科学科＞

メディアの活用による教壇からの一方的な知識と情報の発信を避けるために、板書を併用し、学生の反応を感じとりながら話すなど、学生参加型の授業を取り入れた授業運営に努める。

C. 国内外との教育研究交流

【国内外との教育研究交流】

- ・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

【現状の説明】

国際化に対応できる人材の育成は学部としての目標の一つであるが、下記に示すようにスポーツ科学科ではスポーツを中心とした交流、健康科学科では学術交流が行われている。

<スポーツ科学科>

学生アスリートが多いことから、ラグビー、テコンドーなどの学生が海外遠征や国際大会に参加している。また1名の学生がアメリカに留学しているが、学部または学科としての交流協定校はない。トンガと中国の留学生が各1名在籍しており、日本人学生と自然な形で交流している。

<健康科学科>

本学科教員が大会会長をつとめたり、運営に携わったり、また、参加する国内外の学会や講演会には積極的に学生の参加を呼びかけ、国内外の臨床検査技師、研究者、関連領域の学生などと交流を持つことができるようにつとめている。

【点検・評価…長所と問題点】

両学科の長所と問題点は下記のとおりである。

<スポーツ科学科>

スポーツ活動を通じた国際交流の機会が多いことは長所であるが、学術交流の機会が少ないことが課題である。

<健康科学科>

教員の国際学会への参加は、学生の学習への動機づけ、将来の目標設定などに役立っている。本学で開催された2008（平20）年8月の国際学会には、多くの学生を参加させ、貴重な体験をさせることができたが、参加者と十分に意思疎通をはかることは現状では難しい。

【改善方策】

両学科の改善方策は下記のとおりである。

<スポーツ科学科>

学生のスポーツや交換留学生制度等の協定を推進する。

<健康科学科>

専門分野の英語科目を増やすなどして、語学力を高める。

10. 諸課程

ア. 中・高教職課程

教員養成教育は、本学の理念に基づき教育職員法の定める科目を履修させ、高い専門性と同時に安心と信頼を得られる人格を備えた教員を育てることを目指している。

そのために、以下の到達目標を設定する。

到達目標

1. 教育課程等

- (1) 教職課程に関する組織を強化し、学部学科に偏らず全学的に教員養成にきめ細かく対応できるようにする。
- (2) 教育をとりまく現代的な問題に取り組めるような教職課程カリキュラムを提供する。
- (3) グローバル化する教育現場に対応できるような教員養成カリキュラムを学生に提示する。
- (4) 司書および司書教諭養成課程については、情報化時代の図書館・学校図書室に対応できるような情報教育重視のカリキュラムを提供する。
- (5) 教員免許更新講座でも、教育をとりまく現代的問題や、教育現場のグローバル化に対応可能なカリキュラムを提供する。この講座では、本学の理念である「東西文化の融合」に基づいたプログラムを展開する。

2. 教育方法

- (1) 教育実習事前指導など実践的な講座については、教育現場で起こりうる事象にすみやかに対応できるように、少人数にするなど、きめ細かな指導体制を整える。
- (2) 教職課程における教職に関する講義に、教員と保護者間問題、ネットいじめなどの現代的な教育を取り上げる。

A. 教育課程等

【学部・学科等の教育課程】

・教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系性（大学設置基準第19条第1項）

【現状の説明】

本学の2007（平19）年度～2009（平21）年度入学者のうちの教員免許取得希望者数は、学年あたり600名から800名にのぼる。しかし、学生の学力や意識は確実に変化してきており、学生たちを教員にふさわしい人材として教育現場に送り出すためには、よりきめ細かな教員養成教育が必要とされている。

現在、本学の教職課程のカリキュラムは、文学部教育学科が責任を負う「教職専門科目」と各学科が課程申請に伴い責任を担う「教科関連科目」に大別される。本学で全学的にすべての教職課程について取り扱う中高教職課程委員会は、教職課程の調整機能を担い教育実習とその事前指導の責任を担っている。

【点検・評価…長所と問題点】

本学は国語、社会（公民、地理歴史）、外国語（中国語を含む。）日本語、書道、商業、情報、保健体育などの教科の中高教員の教職課程および小学校幼稚園教諭の教職課程を持つ私立大学として、社会に対して一定の責任を果たしてきた。教員になった学生の中には、アジアに深い関心をもったり留学経験のある学生もあり、多文化共生に対する理解の深い教員育成に一定の貢献をしてきた。

また、積極的に現場教員との交流を行っている。そのため教職課程に関する情報や教育現場の状況についての情報を早くつかむことも可能であり、教育に関する現代的な問題について、授業や講習などで常に取り上げている。教員現場にそった実践的内容の教育を、教員養成に取り入れているという点は長所である。

一方、本学の教員養成組織である中高教職課程委員会は教育課程に関する調整機能が主目的であり、本学のめざす教員養成を実現するためには組織の強化が必要である。教職課程のカリキュラムのあり方など教員養成全体に対して機能していないという問題点がある。たとえば、「教科関連科目」など細部に関しては各学科任せになっており、「教職専門科目」についても学部学科ごとに異なり教員養成の統一はされておらず、そのために現場に即した教育や、教育現場のグローバル化に対応するための教員養成課程の体系が不十分であるという問題点がある。

【改善方策】

（1）2009（平21）年度以降、その改正案の実現と新規規定に基づく委員会組織の機能を強化し、全学的に学部学科を横断した本学としての教職課程の運営や、教育実習校との緊密な連絡など諸問題への早急なきめ細かい対応などをおこなう。これに伴い中高教職課程委員会の名称変更もおこなう。

（2）現代的な教育の諸問題や教育現場の国際化に対応可能な教員養成をめざすべく、カリキュラムを改訂し2010（平22）年度から実施する。小学校教員養成課程では「小学校外国語活動」などの授業も新設する。

（3）2010年度入学生から4年後（2013年度）の4年生、後期に教育実践演習を全学部に導入する予定であり、この内容については、全学的な委員会を作って対応する。

（4）司書・司書教諭養成課程では、情報検索演習・情報メディアの活用・視聴覚教育（情報処理を含む）などの授業で、情報処理の内容を充実させる。また、社会的に低下しているといわれるコミュニケーション力を向上させるため、コミュニケーション論の授業などを充実させる。

（5）教員免許更新講座では、体育教員のための武道・小学校の先生のための英語・自然体験をいかした授業づくりなど、新学習指導要領に対応した講座を展開する。また、現代の子どもをめぐる諸問題など、現職教員がかかえる課題について、その問題を乗り越えるための実践的な講座を積極的に展開する。さらに、書道（日本編・中国編）・日本文学と中国文学など、特色ある講座を設ける。

・カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

【現状の説明】

「教職専門科目」は教育学学科のカリキュラムを反映し、教育学概論1や心理学概論1といった基本的な必修科目と、教育史などの選択科目がおかれている。教職の最低取得単位数は、文部科学省の規定に沿っているが、希望によってより多くの授業が受講可能となっている。「教科関連科目」は、教職課程を有する学部学科の専門教科にもとづき、選択可能な数が用意されているが、必要な「教科関連科目」が教職課程を有する学部学科にない場合は（例えば自然地理のような科目）、「全学共通科目」の中に一般的な教養科目としての科目とは別に「教科に関する科目」として設置されている。「教科関連科目」も多くの授業が選択可能な授業として置かれている。すなわち、選択幅も多く、内容としては質量ともに十分であると判断される。

【点検・評価…長所と問題点】

多彩な選択可能な授業が置かれているので、教員を目指す学生は、個々の希望にそって多様な学び方が可能である。ただし、その必要単位数は文部科学省の規定に沿っていて必修単位数は最低限である。選択の幅が広いことは、大学入学以前の履修教科がまちまちである現代の学生の多様化にそった長所でもあるが、一方で、どの授業を選択するかは学生の自主性にまかせるため、学生本人にとって取りやすい最小限の教科履修にとどまり、教員養成に必要な履修にはなりにくいという問題点がある。

【改善方策】

幼稚園と小学校教職課程では、2010（平 22）年度より教科に関する科目の履修単位数を従来の6単位および8単位から10単位および12単位に増加し、国語と算数の教科に関する科目を必修とし、新学習指導要領で重視されている表現力の強化や、理数系の力の強化を図る。

中高教職課程では、それぞれの教職課程のある学部の状況に合わせてつつも、学生の学力向上を図るべく、中高教職課程委員会内にワーキンググループを設けて、科目の履修指導や、教育実習事前指導、教育実習後の教職実践演習の内容などについて、変化の激しい学生の現状に合わせたきめ細かな対応をおこなう。

B. 教育方法等

【教育効果の測定】

・教育上の効果を測定するための方法の有効性

【現状の説明】

教職課程の教育効果は、「教職に関する科目」のレポート、試験、プレゼンテーションなどで測られたうえ、最終的には教育実習によって評価されるシステムになっている。そのために教育実習は4年次に設置されており、必修の「介護等体験」「教師論」「教育実習事前指導」の単位認定を受けた学生のみ、教育現場で教育実習をおこなうことが許可されている。教育実習については、現場の小中高教員が指導教員としてつき、教育実習ノートには、指導教員と校長の評価が書かれる。さらに大学教員にも指導教員が選定され、必要に応じて、教育実習の授業

参観を行うシステムになっている。教育実習後には学生は自己評価を教職課程等事務室に提出することになっており、それらの変化から中高教職課程委員会は、現状を把握するシステムになっている。

【点検・評価…長所と問題点】

変化する教育現場に対応可能な教員を養成できるように、「教育実習事前指導」の講師派遣を現職校長に依頼するなどして教育現場の厳しい状況を学生に指導してから、最終的に教育実習を認めるようにしてきた。また、「教師論」では模擬授業などの実践的な授業も取り入れてきた。その中で成長した学生に関しては、教育実習先でも、熱心で児童生徒にそって行動できるという高い評価を受けてきた。

しかし一方で、「教育実習事前指導」では人数が多いため私語も多く教育的効果はかならずしも十分ではなく、最終的な教職員免許取得授業であり、かつ教職課程の最終評価ともいえる教育実習において、教員となる心構えが不十分なため、教育実習校から低く評価される学生も増加してきている。加えて、教員となるには、専門である教科の力が低すぎるといふ指摘が、教育実習現場から寄せられることが多くなってきた。

教育実習を許可する条件に、「教科に関する科目」の取得単位数や評価を含めていない本学のシステムも、これら教科の力がないという低い評価の原因である可能性がある。また、教育実習現場によっては、学級経営が困難な状態であったり、さまざまな問題をかかえている学校もあり、授業実習をあまりやらせてもらえない実習校もある。従って、実習生の中には相当不満のある学生もいるので、実習後にアンケートをとるなどして教育上の効果の度合いを確認する必要がある。

【改善方策】

①教育実習前教育を徹底させ、「教科に関する科目」の一定の単位取得を、教育実習を許可する条件とする。

②実習後、アンケートを提出してもらうことによって、実習校の現状や変化を把握すると同時に、問題点を明らかにして、より効果的な教員養成を目指せるよう協調体制を確立する。

③アンケートの内容は、中高教職課程委員会で検討し、各学部学科へ報告する。

・卒業生の進路状況

【現状の説明】

2008（平20）年度の教員就職総数は幼小中高あわせて126名、教員採用試験再受験者は59名に上る。両方で免許取得者の約2割である。そのうち、幼稚園および小学校教員は64名であり、小学校教職課程をもつ教育学科の卒業後数年かけて教員になる割合は、平均6割程度である。また近年、教員をめぐる環境が厳しくなっている現状もあり、全国的に教員志望者が減少しているが、本学にも同様の傾向がある。

【点検・評価…長所と問題点】

本学の教育学科においては、教職課程を履修しなくても卒業可能である。にもかかわらず幼稚園小学校教職課程の教員免許取得者の教員志望率は高く、授業態度などにもその影響は表れている。一方、中学高校教職課程では、保健体育の教職課程を有するスポーツ科学科では2008（平20）年度で14名、文学部日本文学科、中国学科の国語の教職課程では免許取得者の約1割の教員就職率であるが、他学部では学部で数名と教員就職率はあまり高くない。ひとつには、就職率が低い学部学科の教職課程の科目は社会科や英語という他大学でも教員免許取得者が多い科目であり、受験してもなかなか教員にはなりにくいという問題がある。これらの教員採用に関する支援が必要である。

【改善方策】

①必修としている「教師論」、「教育実習事前指導」などの教育実習前の授業の適正な受講人数の配分、内容の充実により、教職に対するモチベーションの向上をはかる。

②「教職実践演習」が2013（平25）年の4年後期から導入されるが、この授業では教育現場での問題解決能力を向上させるような実践的な演習を導入し、これによって教員としての自覚と自信の形成を目指す。

【成績評価法】

・厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

【現状の説明】

教職課程の教員免許必修授業のうち、最も重要と思われる「教育実習」は「教師論」、「教育実習事前指導」を履修していない場合は行えないことになっている。特に「教育実習事前指導」は出席が必須であり、例外を認めない。

【点検・評価…長所と問題点】

教育実習に行く学生にはかならず1名ずつ指導教員が割り当てられる。なお、「教育実習」の評価は実習校の指導教員の評価をもとにするものの、実習前後の学生の態度などを鑑みて、総合的に本学の指導教員が採点する。各実習校の教員の基準は必ずしも共通していないが、本学の教員が再審査することによって平等性が確保できる。ただし、実習校は学生の卒業学校に行くことが多く、そういった意味では、評価が甘くなる可能性はある。また、教育実習に関する指導方法については学部学科で異なり、事前事後指導が厳密なところと、そうでないところがあり、問題点である。

【改善方策】

①教育実習の大学側の指導及び評価が、学部学科によりまちまちなので、中高教職課程委員会内のワーキンググループで「教員として相応しい資質」に関する評価法について、共通する指導案を作成する。

②幼小教職課程を持つ教育学科では、教育実習を履修するのに3年生までに教科に関する科目などのうち6割程度を履修することを条件とする。

【履修指導】

・ 学生に対する履修指導の適切性

【現状の説明】

学生には多くの資格を取得したいという希望があり、最も多い要望は教員免許取得である。しかし、資格取得には卒業単位数以外の多くの単位取得が必要であり、また、実際に教員になるためには、それなりの心構えが必要である。本学では履修指導として、教員になる心構えや単位取得方法について数回にわたって繰り返し、専門科目の勉強と両立できるようなガイダンス・履修指導を実施してきた。特に、複数の教員免許取得には多大な努力が必要であるが、毎年一定の割合の副免許希望者がいる。

【点検・評価…長所と問題点】

板橋校舎、東松山校舎双方に教職課程等事務室を置き、免許取得希望の学生を対象に相談窓口を開設するなどの対応をしてきた。現在、履修決定時期を1年次入学時に行っているので、履修する時間が十分取れるようになっている。一方、1年生という時期は、まだ教員免許を取得する心構えができていない段階なので、その後、履修を断念する学生が多いという問題点がある。また、本学の教職課程は設置されている学科ごとに指導方法が異なっており、この点は問題である。しかし、教職課程等事務室の細かい対応で、履修指導を行い、学生に不公平感がないような対応をしている。また、副免許に関しては、一部の学科の教職課程に集中する傾向があり一部の学科の負担が増加する。この人数調整については、本委員会の主導により実施している。

【改善方策】

①2009（平 21）年度から教員免許についてのガイダンスとは別に、副免許に関する履修ガイダンスを早めに行うようにし、専門科目の勉強と両立できるよう十分時間を取って考慮できるように対応する。

②1年次に提出させた履修申し込みを2年次以降にのばすことによって、教職免許取得について十分考慮できる時間的余裕を確保する。

【教育改善への組織的な取り組み】

・ 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））およびその有効性

【現状の説明】

教職課程の授業についても、本学の他の授業と同様に、定期的な授業評価を行い、その結果は公表している。「教職科目」に関しては、教育学科会議などで内容についての討論を不定期ではあるが行っている。一方、「教科科目」に関しては、授業評価後の対応は行っていない。

【点検・評価…長所と問題点】

「教育実習」や「介護等体験」、「教育実習事前指導」など一部の科目についての授業評価が行われていない。特に「教育実習」や「介護等体験」実習は、実習先の都合によって内容が規定されるため、学生の満足度などを聞くことができない状況である。

【改善方策】

「教育実習」内容などの不十分な点は、事後指導、事後アンケートをとり、教職課程等事務室でまとめて各学部学科へ配布し、さらにワーキンググループで討議の、2013（平 25）年度から始まる「教職実践演習」で補う。

10. 諸課程

イ. 博物館学講座

博物館学講座においては、本学の建学の精神を現代的に読み替えた「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」に基づき、ただ単に資格取得を目的とするのではなく、さまざまな文化を学ぶ中で広い視野を持ち、自主的に学び行動し、多様な価値観を身につけられるように指導する。特に、新たな文化の創造に主体的にかかわり、あるいはそれを理解し支える人材の育成を目指すものである。そのために、各学部学科と連携しつつ教育の質の向上を図るために到達目標を下記の通り設ける。

到達目標

1. 教育課程等

資格取得のための科目数や単位数の増加という新たな問題について、カリキュラムの再編成を図る。

2. 教育方法

- (1) 学生へのきめ細かな指導を図るが、特に実習における少人数教育をより充実させる。
- (2) 学生が文化の創造の場である博物館等で十分に学べるように、学内および近隣の博物館との連携を図る。
- (3) 教育成果を学内のみでなく、学外においても示すことによってその検証を広く行う。
- (4) 成績評価の標準化を図り、より一層の改善をすすめる。

A. 教育課程等

【学部・学科等の教育課程】

・教育目標を実現するための学士課程としての教育課程の体系的性（大学設置基準第19条第1項）

【現状の説明】

博物館学講座の教育課程は、「博物館学概論」等の講義科目と学内外で行われる「博物館実習」等の科目から構成されている。とりわけ、受講生が博物館資料を実際に取り扱う実習科目が大きな特徴である。2009（平21）年度現在、ほとんどの科目を専任教員が担当している。

【点検・評価…長所と問題点】

博物館学講座の講義科目及び実習科目は、かつては、その全科目を兼任教員に依存していたが、2005（平17）年度以降、専任教員が2名着任したことによって、ほとんどの講義を専任教員が緊密な協議の下に体系的に実施する体制が誕生した。しかし、文部科学省の決定によって2012（平24）年度より必修科目と選択科目の科目数及び単位数を増加することになり、新たな講座の運営体制が必要になる。

【改善方策】

2012（平24）年度から実施する博物館学講座の新たな科目数及び単位数に対応する新カリ

キュラムの具体案を、2011（平 23）年度までに作成し、これに対応する兼任教員の新規採用に関しても、講座担当学科である文学部教育学科の了承を得て実施する。

・カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

【現状の説明】

現在、学芸員資格を取得するための必修科目の単位は博物館法によって 12 単位以上と定められているが、本学では教職課程との兼ね合いから、17 単位を取得することになっている。「教育学概論」1 単位のところを本学では「教育学概論」2 単位、「視聴覚教育メディア論」1 単位のところを「視聴覚教育」2 単位、「生涯学習概論」1 単位のところを「社会教育概論」4 単位をそれぞれ取得することになっている。選択科目の法定科目は「考古学」1 単位のところ 2 単位、「民俗学」1 単位のところ 2 単位のうちから 1 科目を含め「文化史」1 単位のところ 2 単位、「美術史」1 単位のところ 4 単位、「自然科学史」1 単位のところ 2 単位、「物理」1 単位のところ 2 単位、「化学」1 単位のところ 2 単位、「生物学」1 単位のところ 2 単位、「地学」1 単位のところ 2 単位を併せて取得することになっている。

【点検・評価…長所と問題点】

学芸員資格のみの取得を希望する学生にとっては、「生涯学習概論」1 単位の取得を定めた博物館法に対して、本学における 4 単位の取得は負担が大きいため、検討を要する。

【改善方策】

「社会教育概論」の取得を現行の 4 単位から 2 単位に変更する 2012（平 24）年度から必修科目と選択科目の科目数及び単位数の再編が行われるので、これに合わせて調整を図る。

B. 教育方法等

【教育効果の測定】

・教育上の効果を測定するための方法の有効性

【現状の説明】

講義科目及び実習科目の教育効果の測定は、本学における各学部・学科の専門科目や全学共通科目と同様に、担当教員の行うレポート、定期試験、学生の発表などによっている。

【点検・評価…長所と問題点】

2005（平 17）年度以降、博物館に勤務経験を有する専任教員が 2 名着任した。このことによって、特に実習科目については、実際の博物館現場において要求されている技術水準を基準として客観的に教育効果を測定し、評価を与えることが一層可能となった。

【改善方策】

講義科目に関しては、専任教員と兼任教員との緊密な協議を定期的実施し、より有効な効果測定の方法の確立を目指す。

・卒業生の進路状況

【現状の説明】

現時点では、本課程独自に卒業生の進路を把握しておらず、キャリアセンターや学生からの情報に頼っているのが現状である。これまでに博物館学芸員資格を活かした職業に就いた卒業生は、正職員に限れば1年に1人いるかどうかで、非常勤職員に数人いる程度である。

【点検・評価…長所と問題点】

学芸員資格を得て関連する職業にどれだけ就いたかを把握することが必要である。しかし、卒業してすぐにはではなく、何年後かに関連する職に就くことが多いので、それを体系的に把握することは難しい。また、博物館等の正職員の募集が多くはないので、卒業後すぐに正職員になるのはかなり困難である。

【改善方策】

本学博物館学講座を受講し、学生自身が享受した成果を卒業後の進路に直結していくことは至難であるが、一人でも多く資格取得者を輩出し、正職員として採用が決まるよう教育の成果をより一層高めて進路を支援していく。

【成績評価法】

・厳格な成績評価を行う仕組みと成績評価法、成績評価基準の適切性

【現状の説明】

講義科目等の成績評価は各々の担当教員が適切に行っているが、必修科目のうち最も重要と思われる「博物館実習 2」の評価に関しては、実習先の各博物館による評価の基準が曖昧となっている。そのため、現在では実習先からの評価を参考程度に踏まえて、本学の担当教員2人以上が実習ノートや実習報告会での報告内容等を参考に総合的に評価している。

【点検・評価…長所と問題点】

実習先によっては、まったく評価をしないことを方針としている館もある。

【改善方策】

こうした学外の博物館における「博物館実習 2」の評価の方法に関して、実習先の各博物館

とも協議し、現状よりなお一層客観的な評価方策を策定する。

【履修指導】

・学生に対する履修指導の適切性

【現状の説明】

板橋校舎の3・4年生に対しては4月ガイダンス時に履修指導をしている。東松山校舎の国際関係学部3・4年生に対しての履修指導は5月に希望者を集めて実施している。

【点検・評価…長所と問題点】

4年生の履修指導は担当教員が実習に行く前の心構えを十分に伝え、職員からは書類に関する指導を適切に行っている。

【改善方策】

現在の指導で問題は出ていない。

【教育改善への組織的な取り組み】

・学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））およびその有効性

【現状の説明】

全学で実施している学生による授業評価を受け、各自その後の授業に活かしている。現在、学外実習の後に報告会を設けて学生各自に発表させている。そこでの意見や感想を聞いて各教員が以後の授業の参考としている。

【点検・評価…長所と問題点】

報告会では、学生の意見を直接聞くことで学外実習の内容が把握でき、授業の問題点などが明らかになりやすい。ただし、そこに参加する教員は毎年5人ほどで少ない。

【改善方策】

報告会は、学生の要望や学外実習館の要望などを聞くことができる重要な機会なので、当講座にかかわる教員の参加を増やすようにする。参加できやすい日程の設定や連絡の方法を工夫する。また、報告会后、教員の意見交換会を設けて指導方法の改善に役立てる。

第2節 教育改善への組織的な取り組み

全学的な授業の改善およびその環境整備に関し、自己点検・評価の一環として関連各機関と連携を取りつつ具体的な支援・助言を通じてその目的を達成するため以下の通り到達目標を定める。

到達目標

1. 全学的な連携を重視し、授業評価を教育改善に確実に活かすためのシステムを構築する。
2. FD活動の一層の活性化を実現する。

【教育改善への組織的な取り組み】

- ・学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））およびその有効性

【現状の説明】

本学の教育改善への教育改善への組織的取り組みとして、2000（平12）年に大東文化大学学生による授業評価実施委員会（以下、学生による授業評価実施委員会という。）が設置され、年度ごとに実施する授業評価の結果を、報告書として取りまとめている。

全学的なFD活動を推進するため、2006（平18）年に大東文化大学FD委員会（以下、全学FD委員会という。）が設置された。その目的は、自己点検・評価全学委員会、学生による授業評価実施委員会、学部・研究科と連携し、本学における授業の改善を目指すことであり、FDに関する講演会、研究会の開催、学内外の情報収集及び普及等の広報活動を任務としている。

全学的なFD活動としてこれまでに、全学FD委員会にFDフォーラムの開催、FDニュースの発行、学生による授業評価実施委員会による「学生による授業評価アンケート」が実施されている。

そして、2009（平21）年6月には、大学院におけるFD活動を組織的に行うため、全学FD委員会を改組し大学院を含めたものとした。しかしながら、上記2つの委員会、および各学部は独立してFD活動を行っており、学部横断的に連携のとれた組織になっていない。そこで、FD活動の強化をはかるため、全学FD委員会と学生による授業評価実施委員会の統合を含めた全学一体型の組織を再構築するべく協議を進めている。

【点検・評価…長所と問題点】

各学部・研究科によっては、授業参観の実施などFD活動に尽力しているところもみられる。一方、各学部・研究科におけるFD実施機関からは、全学FD委員が必ずしも選出されていない。また、全学FD委員会委員長を学長または副学長が担っていないこともあり、全学的にFD活動が十分展開しきれていない。

FD活動のイベントとして、年に1度、学内外の講師を招待し、FD関連の講演会『FDフォーラム』を開催している。他大学の授業評価（2007年度）や、学士力とカリキュラム、学内の

退学者への対策などの問題（2008年度）など、内容は充実したものであるが、学内参加者（両年度とも教職員合わせて100名程度）は多いとは言えない点が課題である。

また、FD関連の発行物（『FDニュース』）を、年に2回発行している。内容は、学内FDの問題を中心としたものである。年に2回発行していること自体は、評価できると思われるが、内容的には、学術性、啓蒙性を欠いている。これは、学外機関FD研修参加など、FD自体を考察する機会が委員に少ないことも一因であろう。

【改善方策】

全学FD委員長は、学長または副学長とし、そのリーダーシップにより一層の拡充強化を図る。加えて、各学部・研究科のFD実施機関長を全学FD委員として選出するなど、委員選出の仕組みを改善することにより、各学部・各研究科との連携を強化する。そして、授業評価アンケート実施・活用をより有意義にするために、全学FD委員会と学生による授業評価実施委員会を統合する。また、FDは大学教育全体として取り組む必要があるため、教職員の連携を強化する。

上記FDフォーラムへの教職員の参加を促すため、学士力を中心にしたカリキュラム開発に関する各学部の取り組みの発表、模擬授業、および学生参加のシンポジウム開催等を計画する。また、全学FD委員には、FD関連講習への参加を促し、そこから得られた知見を『FDニュース』に盛り込むようにする。

・学生による授業評価の活用状況

【現状の説明】

学生による授業評価アンケートは、年1回実施し評価の結果を取りまとめ、「報告書」として冊子、CD-ROMを作成している。2004（平16）年度までは、教員本人の同意を得たもののみ掲載し公表していたが、2006（平18）年度からは、評価結果への教員本人のコメントを付しすべて公表している。ただし教員のコメント提出は任意となっている。冊子、CD-ROMは図書館に設置し学生はいつでも閲覧することができる。

「報告書」を受理した全ての教員は、自らの「学生による評価」に接し各自の判断と分析を行い、それを具体的に授業に生かすように検討努力されている。即ち、アンケート結果の活用については、各個の教員の自主的判断に委ねられているのが現状である。アンケート結果の多様な角度からの専門的分析による問題提起、教員への有意あるアドバイス等はなされていない。

【点検・評価…長所と問題点】

過去7回にわたって実施されてきた学生による授業評価アンケートは、特段の大きな変動を数値上には見せてこなかった。そこで、今後については、アンケートの設問のあり方、回答の選択肢のあり方、実施時期のあり方など根本的に見直しが必要だと考えられる。学生による授業評価の有効性については各教員の自己の授業を客体化することにおいて、有効な参考資料となるものであり、その点検は、より良い教室運営、授業展開に有効に活用されているは

ずである。

しかし、現行のアンケートのあり方をもう一度見直し、学生のより具体的な意見・意識が表出しうるようなアンケートに生まれ変わらせるべきである。それゆえに、次回の学生による授業評価の実施については、新たな方式を検討し、実施する必要がある。アンケート結果を多様な角度からあらためて分析し直し、全学的問題と個別の問題とを整理し直し、大学への問題提起と同時に各教員に示唆とアドバイスを提示すべきである。

組織上の問題として、アンケート結果をより有効に実践的に活用するためには、FD委員会と学生による授業評価実施委員会との綿密で有機的関連を構築しなければならない。

また、アンケートの結果は、大学の実情を知らせるためのひとつの情報として学生のみならず、広く社会へ向けて公表していく必要がある。

【改善方策】

学生による授業評価実施委員会を全学FD委員会と統合し、よりその機能を高めるため、学生の意見、意識がより具体的に反映されるようなアンケートのあり方を再度検討する。つまり、各学部のカリキュラム開発につながるようなアンケート項目の作成、および実施授業の選択の検討である。更に、アンケート結果の分析作業のあり方、分析結果の有効な活用のあり方、各教員への示唆のあり方などをあらためて検証、検討することにより学生による授業評価をより実質をもった有効な意義あるものに高める。

アンケート結果の公表については、ホームページへの掲載を来年度中に検討し、結論を出す。

第3節 国内外との教育研究交流

国際交流センターは、本学の国際化を担う中心的な組織として、ソフト面（カリキュラム等）およびハード面（人的・財政的基盤や設備等）での改革を推進し、優れた国際標準を備え、かつ学生・教職員が誇りと愛着と満足感を抱ける大東文化大学の実現に責任を負っている。とくに国内外との教育研究交流という分野では、第一に、大学の国際的評価・認知度向上に資する国際交流を推進すること（「戦略化」）、第二に、留学生教育に関わる学部学科ごとの個別のアプローチを全学的見地から把握・調整すること（「体系化」）、そして第三に、留学生教育の総合的・最適プログラムを確立すること（「効率化」）という三つの指針を設定している。

具体的な到達目標は以下の通りである。

到達目標

1. 「留学生 30 万人計画」を視野に入れた「大東文化大学国際交流基本計画」（仮称）を策定し、「国際化拠点校」への応募につなげる。
2. 日本語・日本事情教育カリキュラムの改訂を中心とした留学生教育の改善と効率化。
3. 留学生の学生生活支援体制を強化し拡充する。
4. 海外主要大学との交流協定の総点検と整備を行う。
5. 海外研究機関と体系的（全学的）かつ積極的な研究交流を展開する。

【国内外との教育研究交流】

- ・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

【現状の説明】

留学生の積極的受け入れという課題は、「東西文化の融合」という建学の精神、「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」という本学の現代的な基本理念と不可分の一体をなす。2001（平 13）年の『大学基準協会相互評価報告書』においては、基軸となる二つの焦点分野が強調されている。一つは、『国際社会の中で活躍できる人材を育成すること』（地球市民の育成）であり、もう一つは、「本学自体が国際化に取り組み、文化・学術面でグローバル化する国際社会に通用するような魅力ある大学を目指すこと」（大東文化大学の国際化）である。

これまで、受け入れと派遣の双方向で年間ほぼ 900 名前後の学生が本学の教育交流の恩恵に浴しており、「国際交流に積極的な大東文化大学」との評価は国内外で定着している。

本学の国際交流は、教育面では、大別して四つの方式で展開されてきた。第一は、各学部による海外からの正規留学生の受け入れである。2009（平 21）年度に在籍する正規留学生は次表の通りである。

学部	文学部	経済学部	外国語学部	法学部	国際関係学部	経営学部	環境創造学部	スポーツ・健康科学部	計
留学生	20	73	90	7	53	82	44	2	371
大学院	文学研究科	経済学研究科	法学研究科	外国語学研究科	アジア地域研究科	経営学研究科			
留学生	18	23	3	49	16	36			145
									519

第二は、全学的あるいは学部間の交流協定に基づく学生の交換である。2009（平 21）年 5 月 1 日現在ではには受け入れが 32 名、派遣が 43 名で計 75 名であった。ちなみに、受け入れ国別では、米国 8 名、中国 8 名の両国が最多であり、派遣先としても、中国 11 名、米国 9 名と両国だけで過半数を占めた。

第三は、学部学科による奨学金留学制度である。2008（平 20）年度には、下表の通り、総計 19 名が海外に留学した。

学部	文学部	経済学部	外国語学部	法学部	国際関係学部	経営学部	環境創造学部	スポーツ・健康科学部	計
派遣学生	5	1	4	3	2	3	1	0	19

そして第四は、短期海外研修である。2008（平 20）年度の実績は、国際交流センター主催分が米国（12 名）、英国（19 名）、豪州（17 名）の 3 カ国への計 48 名であり、学部学科主催分は下表の通りである。

学科	中国学科	書道学科	中国語学科	英語学科	国際関係学科	国際文化学科	企業システム学科	計
短期研修	21	29	17	8	66	89	6	236

その他に、短期語学研修があり、下記のように実施されている。

<短期語学研修参加者数（2006～2008年度）>

	モナッシュ大学(オーストラリア)			北京外国語大学(中国)		キール大学(イギリス)			サウスイーストミズーリ大学(アメリカ)		合計
	2006	2007	2008	2006	2007	2006	2007	2008	2006	2008	
文学部	5	7	4	9	3	4	9	10	5	2	58
経済学部	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2
外国語学部	21	19	10	4	8	9	5	6	12	9	103
法学部	0	1	0	0	0	0	2	1	1	0	5
国際関係学部	0	1	0	0	0	2	3	1	1	1	9
経営学部	0	1	2	0	0	0	1	0	0	0	4
環境創造学部	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2
スポーツ・健康科学部	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
合計	26	29	17	13	12	16	21	19	19	12	184

他方、研究面では、教員の長短期海外研究があり、2009（平 21）年度には長期 6 名、短期 4 名が海外に赴いた。また、国際学術研究交流として、2008（平 20）年度には 3 名の研究者・教員を受け入れ、49 名の教員が派遣された。2008（平 20）年度の具体的な学術交流については、第 1 章理念・目的でも記載されているとおり、中国の山東大学、韓国の成均館大学との共催による「第 2 回東アジア 3 大学シンポジウム」の本学での開催、日本学術振興会の後援による「大東文化大学=東北師範大学共同シンポジウム」および、中国社会科学院と本学共催の「日中合同シンポジウム」など、広範に開催された。

また、2008（平 20）年度には、制度の改編により新たに留学生の教育に関する業務が追加されたことを受けて、国際交流センターでは、専任（特任）教員を長とする三つの部門別小委員会を設置して国際交流業務の円滑な推進を図った。第一に、本学の留学生教育の内容にかかわる「カリキュラム検討小委員会」との関連では、従来、各学部学科の要請に基づいて設置されてきた留学生向け日本語カリキュラムと、国際交流センター主導で実施されてきた交流学生向けカリキュラムを一元化し、全学共通の留学生用日本語カリキュラムを開設する準備を進めた。

第二に、本学が受け入れた留学生・交流学生の学習や生活のサポートを課題とする「留学生支援小委員会」との関連では、本学に在籍する留学生・交流学生に対する宿舍の確保・整備に努めた。

そして第三に、国際交流を戦略的視点にたって展開することを課題とする「国際交流推進小委員会」との関連では、久しく必要性が説かれながら対応が遅れてきた留学生・交流学生の「同窓会」ともいべき人脈のネットワーク化に着手した。

【点検・評価…長所と問題点】

第一に、本学の国際交流は、国際交流センターの組織的発展にともない、逐次拡充されてきたが、教員の個人的人脈への依存、学部学科による個別的交流などが展開されたこともあって、必ずしも全学的な国際交流として体系的に把握され、推進されるという体制になっていなかった。新国際交流センターへの再編にともない、「戦略化」「体系化」および「効率化」という三大指針が設定され、国際交流の十全な展開を目指すところとなった。ただし、このような指針は、ハード面でも、ソフト面でも少なからぬ問題点を克服しつつ実現することが必要であり、一方では「大東文化大学国際交流基本計画」の策定、他方では、本学教職員の国際交流に対する理解と協力という意識改革にまで及ぶ努力が払われねばならない。

第二に、留学生・交流学生の日本語教育については、「学習遂行能力レベルの設定」により、留学生・交流学生の日本語習熟度に応じて、複数（たとえば基礎・初級・中級・上級コース等）の「語学カリキュラム」を設定する一方、最初歩の交流学生には、日本人との交流や日本社会との接触、あるいは（英語・中国語による）日本事情の講義等に比重をおいた「交流プログラム」を提供するという留学生・交流学生のニーズに配慮した二本立ての教育体制を整備中である。問題は、学部学科のカリキュラム編成権との調整には慎重な対処を要する部分もあり、本年度は、「学則の改正を伴わない」レベルで実現可能なカリキュラム改編から着手し、本格的な「センター開設による留学生用カリキュラムの総合的展開」は次年度の主要課題とすることとした。

第三に、留学生支援の拡充についてであるが、交流学生用宿舎の整備は、老朽化した「河野ハウス」を、6部屋からラウンジを備えた16部屋へ全面改築した通称「グリーン・ハウス」の、長期借り上げを実現し（本年9月に入居開始）大幅に改善されることとなった。

ただし、留学生用宿舎については、従来、民間施設の紹介以上の対応をしておらず、（新築か借り上げかのいずれかの方式による）「留学生宿舎の整備」という課題は次年度に持ち越された。留学生用宿舎の確保・チューター制度の実現など、これまでの時点では着手されていないが、課題として確認されたものも少なくない。たとえば、近年、留学生の受け入れ・派遣の両側面に関し、事故・災害（四川大地震）、病気・感染症（SARS・鳥インフルエンザ）、政情不安（タイ政変）、法規違反（資格外活動規則違反）など、さまざまな危機的状況が頻発してきたが、本学には「全学的・体系的・効率的な危機管理マニュアル」が存在しないため、個別な（その場しのぎの）対応を余儀なくされてきた。

本学は、長い国際交流の歴史を持ちながら、留学生・交流学生との卒業後の接触はほぼ無に等しいという重大な弱点があった。この現状を改善するため、留学生・交流学生の「同窓会」——あるいは「同窓会海外支部」——を創設し、海外で活躍する卒業生諸君の本学へのアイデンティティを維持・強化する観点から、2009（平21）年9月、まず韓国における準備会合を開催の運びである。ただし、卒業生の名簿は、いずれも在学当時のものであり、実用的な連絡に活用できる同窓生名簿にまで整備するためには、コンタクト可能な卒業生たちの協力を含めたデータベース化のための作業が必要である。とりわけ、1980年代以前のコンピュータ化されていない部分は、留学生名簿や成績原簿等から留学生名簿の電子化作業から着手しなければならない。

第四に、世界21の国・地域の70校におよぶ交流協定については、その成立起源や過程が複雑多岐にわたっているためもあって、各協定の内容や交流実体が十全には把握されていないきらいがある。これら協定を精査し、交流の実態を把握することで、活力ある体系的な国際交流に直結することが求められる。

第五に、教員による研究分野での交流という側面については、これまで、国際交流センターの課題としてこれを推進するという位置づけを欠いていたため、全学的な研究交流という分野への対応は乏しかった。

【改善方策】

改善方策として何よりも重要なことは、本学が「多文化共生社会の創出」という基本理念の下、いかなる目的意識を持って、いかなる方向で国内外との教育研究交流を推進するかを大綱化すること。たとえば「大東文化大学国際交流基本計画」を明文化することで、全教職員および学生の理解と協力の下に、国際交流センターをコアとする教育研究の国際化を全学的・体系的・効率的に推進する基盤を確立する。

第一に、基本戦略に立脚した国際交流のためのソフト面（カリキュラム等）、ハード面（人的・財政的基盤や設備等）の確立と「国際化拠点校」への応募。そのため、カリキュラム面では、「英語のみによる卒業単位取得」を可能にするカリキュラムの提供、留学生支援の面では、留学生と日本人学生の交流の場や留学生用情報資料センターを含む「国際交流会館」（仮称）ともいうべき施設の建設や留学生寮の確保といった大胆な計画を視野に入れ、「留学生30万人計

画プロジェクト・チーム」を設置して全学的対応を図る。同様に、この過程で、いわゆる「入り口」の問題として、中国語・韓国語・英語等による大学紹介（たとえば外国語による本学ホームページの展開やデータブック『CROSSING』外国語版の刊行など）、「日本留学試験」の採用などにも着手するとともに、「出口」の問題として、日本での就職を希望する留学生に対する企業紹介・就職斡旋などを実施し、「入り口から出口まで一貫した留学生支援の体制」を確立する。

第二に、留学生・交流学生用の日本語・日本事情教育については、東松山キャンパス運営委員会の教務部会に「日本語分科会」を設置することで、国際交流センター・東松山教務事務室・外国語学部日本語担当者間でカリキュラム策定や事務手続き面での調整を可能にする。具体的には、留学生・交流学生向けの日本語教育を全学共有の課題とすることを教職員の共通理解としつつ、交流学生から学部留学生・大学院留学生にいたる、日本語能力格差に対応した「センター開設カリキュラム」を策定し展開する。さらに、日本語能力の不十分な交流学生等に向けては、初歩日本語という語学教育に加えて、日本人との交流・日本社会との接触・母国語による日本事情講義などを加味した「交流プログラム」を提供し、留学生には学習能力の差異に対応したレベル別「日本語カリキュラム」を提供することで、「国際交流センターが開設する、最初歩から院生クラスにいたる一貫した留学生カリキュラム」展開を図る。

第三に、留学生支援の拡充については、留学生用宿舎の整備、カウンセラー機能を備えたチューターの配備、留学生向けホームページ開設、日本での就職支援・斡旋、同窓会海外支部の創設などを図る。このうち、留学生・交流学生卒業生の「同窓会」については、留学生カード等から卒業生名簿のデータベース化に着手する一方、2009（平 21）年度から北京・ソウル・台北の3首都および東京（なるべく複数の会場）でコア・メンバーによる「同窓会海外支部準備会」を開催することで、本格的な同窓会創設に道を開く（韓国については2009（平 21）年9月12日に「韓国同窓会」発会式を開催した）。これによって、留学生・交流学生卒業生らの「大東人としてのアイデンティティ」を確立するとともに、その人脈をネットワーク化することは、新たな大東志願者の発掘や、新規卒業生の現地就職先の確保にも効果的である。加えて、2009（平 21）年度中にも国際交流にかかわる「危機管理マニュアル」を策定し、国際交流の安全性を確保する。

第四に、海外研究機関との交流については、人脈主導型の国際交流から「国際交流ガイドライン」（仮称）に基づく国際交流の積極推進と、「東西文化の融合」という建学の精神に見合った複数海外拠点の展開を図る。たとえば、10年以上にもわたって交流の実体をともなわない協定については、主導学科に対してその継続の意図を確認し、活性化を促すよう依頼する。

第五に、研究交流に関する改善方法としては、本学の国際交流の3指針にそって「全学的視点」から既存の国際的研究交流のチャンネルと実態の把握に努め、あわせて研究交流の成果を国内外に発信する（たとえば、研究成果のPDF化と大学HPでの公開など）方針を探る。これらの課題を実現するためには、現在進行中の大学院改革（学部附置）、研究所改革など、全学的な動向と歩調を合わせて実現に結びつける。

第4節 修士課程・博士課程の教育内容・方法

1. 文学研究科

文学研究科は、本学の建学以来の歴史を継承する文学部における教育を高度化・専門化するために設置された。文学研究科は現在、開設時期が大きく異なる5専攻からなる。修士課程の開設は日本文学専攻と中国学専攻が1964（昭39）年、英文学専攻が1978（昭53）年、書道学専攻が2003（平15）年、教育学専攻が2008（平20）年であり、博士課程後期課程の開設は中国学専攻が1967（昭42）年、日本文学専攻が1972（昭47）年、書道学専攻が2005（平17）年である。5専攻は学部教育の基礎の上に専門的学術の研究能力を養成し、それぞれの専攻に直結する研究者、高度かつ専門的職業人を育成することを目標としている。

到達目標

1. 教育課程等

- (1) 各専攻は当該専攻の教育課程が本学の建学の精神・理念に合致するかどうかを検証し、検証結果に基づき当該専攻の設置理念・目的とのかかわりを考慮して教育課程の見直しなど必要な措置を行う。
- (2) 修士課程・博士課程前期課程においては、専攻に応じた思考力・問題対処能力を身につけた教養人・職業人の育成を目指す教育課程を編成する。
- (3) 修士課程・博士課程前期課程は、学部における教育課程の変化を注視し、専門科目および演習の内容を変化に対応するものに改め、学部教育との連続性を確保する。それと同時に、後期課程への連続性を有する教育課程を編成する。
- (4) 博士課程後期課程は高度職業人・専門的研究者の養成を目指す教育課程を編成する。その際、学部・博士課程前期課程および修士課程における教育課程との連続性を考慮する。

2. 教育方法

- (1) 教育課程の検証・改善と同時に教育方法を検証し、改善するためのFDを実施する。
- (2) 成績評価の基準が必ずしも明確ではないので、統一的な評価基準の作成を目指す。その前段階として各教員がシラバスに評価基準を明記する。
- (3) 学生に対して学内はもとより、国内外の研究会・学会・研究機関への積極的な参加を促し、口頭発表や論文投稿の機会の増加を図り、学生の学位取得を促進する。

3. 国内外との教育研究交流

専攻単位、文学研究科、大学院全体などさまざまなレベルで国内外との教育研究交流を現在のレベルより質的・量的ともに拡大する。

4. 学位授与・課程修了の認定

学則上で学位授与・課程修了の認定の基準を明確化し、明確化した規程を大学内外に分かりやすくアピールする。

A. 教育課程等

【大学院研究科の教育課程】

- ・大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連
- ・「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性
- ・「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

【現状の説明】

文学研究科の教育課程における日本文学専攻・中国学専攻・英文学専攻・書道学専攻については、各専攻の教育内容によって重点の置き所に差はあるが、文学研究科の理念・目的と一致する。教育学専攻の教育課程は文学研究科の理念・目的の目指すところを広く明らかにするための有効な人材を育成するもので、文学研究科の理念・目的の延長線上にある。

東洋文化にかかわる日本文学専攻・中国学専攻・書道学専攻の教育課程はそれぞれの専攻にかかわる日中両国の各時代・各分野を網羅し、西洋文化にかかわる英文学専攻の教育課程は英米を中心とした文学・文化・言語を網羅し、建学の精神の教育における具現化にかかわる教育学専攻の教育課程は専攻関連各分野を網羅する。

文学研究科の5専攻の博士課程前期課程および修士課程の教育課程は、学校教育法第99条および大学院設置基準第3条第1項に合致するよう設定されている。日本文学専攻・中国学専攻・書道学専攻の博士課程後期課程の教育課程は、学校教育法第99条および大学院設置基準第4条第1項に合致するよう設定されている。

【点検・評価…長所と問題点】

文学研究科の教育課程は専攻により濃淡の差はあるが、本研究科設置理念・目的の基盤である建学の精神を反映していることが長所である。

また文学研究科5専攻の教育課程はそれぞれの専攻にかかわる時代・分野を網羅し、5専攻それぞれに充実した内容を持つことが長所である。

問題点としては、中国学専攻入学者の漢文読解能力や英文学専攻入学者の英文による論文執筆能力が以前に比べ低下していることに対して対策がなされていないことがあげられる。

【改善方策】

中国学専攻入学者の漢文読解能力の向上は文学部中国学科との連携より大学院進学者に対する補修授業を実施する。英文学専攻において大学院入学者の英文論文執筆能力の向上を目的とする講義科目「研究方法論」の開設について大学院評議会で承認されており、2010（平22）年度に実施する。

- ・ 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係
- ・ 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性および両者の関係

【現状の説明】

文学研究科の5専攻はすべて学部に基礎を置き、その主要な教育内容是对応する学部の学士課程における教育内容を基盤とし、それをさらに高度化・専門化したものである。一方、各専攻のかかわる学問分野における大学院レベルで必要と考えられる知識・技能の教育にも配慮している。このように修士課程・博士課程前期課程においては、専攻分野ごとの研究能力または高度の専門性のある職業に求められる能力を修得させるための教育内容を設定している。一方、修士課程・博士課程前期課程の教育内容は、自立して研究活動を行う研究者または高度の専門性のある職業従事者を養成する博士課程後期課程の教育に十分耐えうる能力を養成するものである。

【点検・評価…長所と問題点】

学部の教育から修士課程・博士課程前期課程の教育へ、そこから博士課程後期課程の教育へと連続性のある教育は人材育成の利点と考える。英文学専攻が行った学部学生に大学院を意識させる授業形態は学部の教育内容と修士課程の教育内容を関連させた顕著な一例である。反面、歴史の長い日本文学専攻や中国学専攻において見られることであるが、本学以外の大学から入学してきた学生にはこの連続性の枠外にある者がおり、本学卒業生が普通に持ち合わせる学問的知識が欠如ないし不足する者がいる。また、この連続性の枠から最も外れる留学生については日本語能力・論文作成能力に問題がある。これらに鑑み、伝統的な教育内容を活かしつつ補講等を充実させる必要がある。

【改善方策】

英文学専攻が行った学部学生と大学院生による合同セミナーを参考にし、他専攻においても学部の教育内容と大学院の教育内容の関連づけを推進する。

本学以外の大学から入学してきた学生に対しては指導教員が学問的知識の欠如ないし不足を補う補講を行う。

- ・ 博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

【現状の説明】

文学研究科の博士課程に学生が入学後、学生に対する研究・履修指導は研究指導教員が主として当たり、関連科目担当教員は必要に応じて助言する。博士課程の学生は所定の期間の在籍、授業科目の規定単位数以上の取得および学位論文と最終試験の合格により、学位が取得できる。

【点検・評価…長所と問題点】

後述の「修士・博士の各々の学位の授与状況」によれば最近の5年間、修士・博士ともにほぼ毎年、学位取得者がでている。このことから博士課程における、入学から学位授与までの教

育システム・プロセスはおおむね適切と言える。

【改善方策】

文学研究科入学者に対しては、本研究科または当該専攻を特徴づける教育システム・プロセスを採用し、他大学の大学院学生との違いを明確にする。例えば中国学専攻に関して国公立大学の中国学は哲学・史学・文学の仕切りが明確で、哲学系出身者は哲学のみ、史学系出身者は史学のみというように限られた分野での教育・研究が主流である。これに対して哲学・史学・文学を幅広く修得させる本学の伝統的中国学教育を推進できるような教育システム・プロセスを採用する。

【授業形態と単位の関係】

・各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

【現状の説明】

文学研究科における授業科目は講義形式・演習形式・講義演習併用形式・演習実習併用形式のいずれかで行われる。文学研究科における授業科目の単位計算方法は、大学院学則第9条が規定する講義・演習・実習のそれぞれの1単位についての要件に基づいて行われる。

【点検・評価…長所と問題点】

文学研究科における単位計算方法は妥当と考える。

【改善方策】

現状で可。

【単位互換、単位認定等】

・国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学院設置基準第15条）

【現状の説明】

文学研究科は研究科委員会において必要があると認めるとき、他大学の大学院（外国の大学の大学院を含む）とあらかじめ協議のうえ、学生にその大学の授業科目を履修させ、修得した単位数10単位を限度として学位取得に必要な単位に充当できる（大学院学則第8条の2第2項）。また、文学研究科は「大東文化大学大学院および法務研究科学生外国留学に関する規程」（以下「外国留学に関する規程」という。）に定められた協定留学・認定留学による修得単位に対して、研究科委員会は本学で修得すべき単位として認定することができる。現在、中国学専攻・英文学専攻・書道学専攻がこれを実施している。

【点検・評価…長所と問題点】

本学大学院以外の国内外の大学院で学ぶ機会を持つことは、学生の視野を広げ、本学大学院を相対的また客観的に評価する視点を持つことにつながり、学生にとって有益なことである。そのような学生が本学大学院に戻り、外部で培った視点で本学大学院の現状を眺め、本学大学院教員の気づかない、あるいは見落としている点を指摘するならば、本学大学院の教育にとってもプラスになろう。外部でそのような経験を積んだ学生に、外国留学に関する規程に則った単位を認定することは適切なことである。

【改善方策】

現状で可。

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

・社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

【現状の説明】

文学研究科では、中国学専攻が社会人学生のみを対象とする教育課程「現職教員1年修了コース」を2008（平20）年度に設置した。入学資格は中・高校の国語科一種免許を持ち、小・中・高校に正規採用され、専任教員として3年以上の経歴を有し、入学後1年間は在職校の勤務を離れ学業に専念できる者であり、修了の要件は、標準修業年限が1年であること以外は、通常の博士課程前期課程と同じである。教育学専攻は特別のコースではないが、現職教員に対して一定の条件を満たした者に対して1年で修了が可能な課程を2008（平20）年の専攻開設時に設けている。その条件は、現職教員入試Bを合格した入学者で、原則として5年以上の現場経験を有すること、研究計画がきわめて明確であること、教育委員会等の長期研修により1年間、研究に専念できる保証があることなどである。

外国人留学生を対象とする教育課程は文学研究科独自には存在しない。

【点検・評価…長所と問題点】

「現職教員1年修了コース」は開設したばかりで実績がないが、今後は入学が予想され、文学研究科への社会人受け入れの一つの窓口として期待できる。外国人留学生については日本語能力や論文作成能力に問題がある。

【改善方策】

対外的に「現職教員1年修了コース」をアピールすること、および中国学専攻以外でも増えつつある「現職教員1年修了コース」設置を目指す専攻にバックアップを行う。外国人留学生の日本語能力・論文作成能力の問題については、基礎としての日本語にかかわる部分は外国人留学生に対する日本語教育部門との連携により解決を図る（日本語の基礎の充実に重点を置く）。研究内容により使用する語彙や文体が異なる部分は研究科・専攻・担当教員が教育に当たる。

B. 教育方法等

【教育効果の測定】

- ・教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

【現状の説明】

教育・研究指導上の効果を測定するための方法として、授業科目に関しては試験・レポート・授業における発表や討論などがあり、担当教員が理解力・文章表現力・口頭発表力などを勘案し、S、A、B、C、D（不合格）5段階の成績評価を行う。

学生の研究成果の公表を授業や研究指導の総合的成果として捉えている。設置1年目の教育学専攻を除く4専攻はそれぞれが教員・大学院生・学部学生・卒業生からなる学会を組織しており、修士論文執筆者・博士論文執筆者に研究発表の場を与えている。また各専攻はそれぞれ院生発表会を年に1～2度開催し、論文執筆の進捗状況に応じた研究発表の場を提供している。各専攻の組織する学会は学会誌を発行し、優れた業績を公表する場となっている。さらに文学部附置の人文科学研究所において文学研究科の教員が中心となって共同研究班を組織し、1本以上の公刊された業績を有する博士課程後期課程の学生を副研究員として参加させ、紀要や研究報告書に優れた業績を掲載させている。このほか、大学院生が主体となって運営・刊行する論文集があり、専任教員の査読を経た論文の発表の場となっている。このほか、学外での口頭発表や論文発表を積極的に推し進めている。

【点検・評価…長所と問題点】

多種多様な場を利用し、研究成果が多く公表されている点は評価できる。

客観的に教育・研究指導上の効果を測定するための方法は現在ない。

【改善方策】

客観的に教育・研究指導上の効果を測定するための仕組みを開発・活用していく。

- ・修士課程、博士課程、専門職学位課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況
- ・大学教員、研究機関の研究員などへの就職状況と高度専門職への就職状況

【現状の説明】

文学研究科の修士課程・博士課程前期課程修了者の進路状況は中・高の教員が多い。博士課程後期課程を1967（昭42）年に開設の中国学専攻、1972（昭47）年に開設の日本文学専攻はこれまでに多くの大学専任教員を送り出してきた。2009（平21）年3月時点で現職の大学専任教員は、中国学専攻出身者については国公立大学4名、私立大学15名、海外大学2名であり、日本文学専攻については私立大学9名、海外大学3名である。大学非常勤講師については中国学専攻・日本文学専攻のほか、英文学専攻・書道学専攻がすでに実績を持っている。近年は非常勤講師を除き、大学教員・研究機関研究員などへの就職は激減している。

【点検・評価…長所と問題点】

中国学専攻・日本文学専攻が私立大学大学院として多くの大学専任教員を送り出してきた伝統は評価できる。ただ、人文科学系の大学教員定数が減少している厳しい状況が続くことが懸念される。2005（平 17）年度に日本で初めての書道学を学ぶことのできる専攻大学院として開設した書道学専攻は2008（平 20）年度に2名の課程博士を初めて誕生させた。書道学専攻は受験者も多く、日本文学専攻・中国学専攻が培った研究者養成のノウハウを引き継ぎ、遠くない将来に大学専任教員採用者を出すことが期待できる。

【改善方策】

日本文学専攻・中国学専攻は、減少した採用枠を他大学大学院出身者と争っていかねばならない。本学の文学研究科出身者が競争相手と競り合っていくのに十分な研究能力を修得させるために、きめ細かな教育・指導のできる体制を構築し、また、上述の中国学専攻で哲学・史学・文学の兼修を行うような、研究科でなければできない分野を強化・推進する。

【成績評価法】

・学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

【現状の説明】

課程を修了し、学位を取得するためには、講義科目・演習科目の所定の単位を取得し、論文の審査に合格しなければならない。講義科目・演習科目の成績評価は当該科目の担当教員が行う。従って、成績評価に個人差が出やすい。論文の審査は主査・副査が複数で行い、審査の結果を付き合わせ、主査が最終判断を下す。従って、科目担当教員が一人で行う成績評価に比べ、客観性が高くなる。

【点検・評価…長所と問題点】

科目担当教員が一人で行う講義科目・演習科目の成績評価において採点者の個人差が出やすい問題であるが、やむを得ない面もある。論文審査は複数の教員が同じ対象に対して成績評価を付け、出された評価を付き合わせ、異なる評価が出たときは協議を経て、主査が結論を出すので、より客観的な評価と言える。

【改善方策】

問題は担当教員が一人で行う成績評価である。これに対して、各教員がシラバスにさらに詳細な評価基準を明記すること、統一的な成績評価基準を作成することによって対処する。

【研究指導等】

- ・教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性
- ・学生に対する履修指導の適切性
- ・指導教員による個別的な研究指導の充実度

【現状の説明】

教育課程の展開は専攻ごとにそれぞれの専攻領域の特色を具体化することを基本とし、これに専攻所属教員の研究分野による専門化が基本様式に加わり、現実の教育課程の展開となる。この教育課程を学生が履修するときに専攻にかかわる指導を行っている。学位論文の作成指導は科目としては設定されておらず、指導教員が特定の時間を設定したり、指導の必要を認めたとき随時指導したりしている。このほか、研究課題によっては兼任教員の力を借りることもある。学生に対する履修指導は入学式の後に実施するガイダンスで主として行っているが、さらに指導教員は学生に対し適宜履修指導をしている。指導教員による個別的な研究指導は個々の教員に任されているが、学生から要望があったとき、また指導教員が必要と認めたとき、適宜行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導はおおむね適切に行われている。学位論文の作成指導や研究の指導は科目として設定し時間割に組み込むことが望ましいが、教員の持ちコマ数制限により行うことが難しい。学生に対する履修指導はおおむね適切に行われている。指導教員による個別的な研究指導はおおむね適切に行われている。

【改善方策】

本学においては学部によって持ちコマ数のカウント方法が異なるという問題が存在し、全学レベルで解決に向けた努力を行っている。文学研究科としては、院生研究室を大学院担当教員の研究室と同じ棟・同じフロアにするなどの対策を講じていくことによって、教育・研究指導の環境を一層充実していく。

【教育・研究指導の改善への組織的な取り組み】

- ・教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント(FD))およびその有効性
- ・シラバスの作成と活用状況
- ・学生による授業評価の活用状況

【現状の説明】

文学研究科は、専攻内において教育・研究方法の改善を促進するための教員間の協議・協力はみられるものの、FDを実施しているのは教育学専攻のみであり、文学研究科としてのFDは行われていない。しかし、2009（平21）年6月に学部のFD委員会に大学院各研究科選出の委員も加えることとなった。シラバスの作成は、従来、全研究科で統一した形式で作成することが

求められていたが、実際は個々の教員に委ねられ、内容の精粗・密度に差があった。しかし、この2～3年はシラバスの作成に当たり学生や外部者に教育・研究の指導方針や内容が良く理解される記述を行うよう全学的な通達が出され、従来に比べ改善が見られる。シラバスの活用については、学生に提示するだけで、積極的な活用は行われていない。学生による授業評価は専攻学生数が少ないため、文学研究科においては実施されていない。

【点検・評価…長所と問題点】

教育・研究指導の改善への組織的な取り組みについて、学内統一基準に準拠して、履修学生が的確に内容を捉え、判断出来るようにした。FDは上述のようにFD委員会に研究科選出の委員を送り出すことが決定した段階であり、今後、文学研究科の全ての専攻でFDを実施する。

【改善方策】

FDは大学院として組織体制が整備されたことを踏まえ、研究科としても実施する。

C. 国内外との教育研究交流

【国内外との教育研究交流】

- ・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

【現状の説明】

文学研究科は従来から国際化への対応と国際交流の推進に力を注いできた。その中心となってきたのは中国学専攻・英文学専攻であり、近年、書道学専攻がこれに加わった。国際化・国際交流の具体例として、学生の海外派遣、外国人留学生受け入れ、外国の大学や研究機関との交流協定の締結、外国の大学とシンポジウムの共催がある。外国の大学の大学院・研究所への留学については大学院学則に規定があり、必要な事項が定められている。文学研究科は2名の奨学金給付留学生枠を持ち、最近5年間の実績は2005（平17）年度2名、2006（平18）年度4名、2007（平19）年度2名、2008（平20）年度2名、2009（平21）年度1名であり、専攻別に見れば中国学専攻・英文学専攻・書道学専攻から3～4名の学生を派遣している。毎年、割り当てられた定員を超える留学希望者がおり、他研究科で枠の空きがある場合、その枠の使用申請を行っている。

外国人留学生受け入れについては、第4章「学生の受け入れ」第3節「大学院における学生の受け入れ」で述べる。文学研究科は各専攻を単位とし、専攻に直結する学部の学科とともに海外の大学・研究機関と交流協定を結び、学術交流を活発に行っている。昨年度から中国学専攻が中心となり、専攻・研究科・学科・学部を超えた本学・韓国成均館大学・中国山東大学の3大学主催のシンポジウムを行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

本大学院学生を積極的に海外留学に送り出すこと、及び本学の教員が海外の大学・研究機関と活発に交流することは、建学の精神に「東西文化の融合」を掲げる本学にとって当然のこと

である。しかし、本研究科が海外との交流に当てられる予算は減少傾向にあるという現実に直面している。

【改善方策】

若い学生の海外留学体験は国際化・国際交流拡大に極めて有益であるから、奨学金給付奨学生枠の現状維持に努める。また中国学専攻が中心となって推進した3大学主催のシンポジウムのような、専攻を超えた教育研究の交流を拡大する。これまでは学内の資金での国際交流が多かったが、学園の財政状況を考慮すると、今後は、外部資金をより多く獲得して国際交流を行う。

D. 学位授与・課程修了の認定

【学位授与】

- ・修士・博士・専門職学位の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性
- ・学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

【現状の説明】

2004（平16）年度～2008（平20）年度の修士・博士の各々の学位の授与状況は次のとおりである。

日本文学専攻の博士課程前期課程は2006（平18）年度に該当者がいなかった以外は毎年4～6名に修士号を授与した。博士課程後期課程は2004（平16）年度1名に論文博士、2005（平17）年度2名課程博士、2008（平20）年度2名に課程博士を授与した。

中国学専攻の博士課程前期課程は毎年1～5名に修士号を授与した。博士課程後期課程は2004（平16）年度と2007（平19）年度に課程博士・論文博士を各1名に、2005（平17）年度に課程博士を2名に、2008（平20）年度に課程博士を2名・論文博士を1名に授与した。

英文学専攻の修士課程では毎年1～8名に修士号を授与している。

教育学専攻は2008（平20）年度に新設されたばかりであり、修士号授与に至っていない。

書道学専攻の博士課程前期課程は毎年6～13名に修士号を授与した。博士課程後期課程は2008（平20）年度に初めて課程博士2名を誕生させた。

学位授与の基準は大学院学則に定められた条件を満たすことであり、入学者にはこの条件を満たせるよう指導に当たっている。

学位審査は大学院学則および「大東文化大学学位規則」（以下「学位規則」という。）に則って行われるが、その透明性・客観性を高める制度を整えつつある。その措置の一つとして博士論文の審査においては副査に他大学の大学院または研究所等の教員を可能な限り加えるようにしている。別の措置として、文学研究科に提出された博士論文は、文学研究科委員会で審査委員会の報告が提出されるまでの期間、文学研究科の全教員が大学院事務室で閲覧できるようにしている。また、博士論文は学位授与の日から1年以内に全文の印刷公表が義務化されている。

【点検・評価…長所と問題点】

大学院学則で規定される学位授与の基準は大枠であり、提出される個々の学位論文内容の多様性に基準だけで適格に対応することは困難を伴う。修士・博士の論文審査に複数の教員がかかわる体制を取っていることは、この問題に対する一つの有効な措置である。

博士論文提出後、審査委員会の最終報告がなされるまでの間、文学研究科の全教員が閲覧可能であることは学位審査の透明性・客観性を高める措置として有効である。一方、博士の学位授与の基準に不明確な内容の基準、時代にそぐわない内容の基準、例えば博士課程後期課程修了後、何年後であっても再入学し、論文を提出すれば課程博士の申請ができるというように解釈できる規定が存在することは問題である。

【改善方策】

博士の学位授与の基準に関して上述したような問題が存在することに鑑み、その対策としては文学研究科として各専攻の内規の修正や研究科全体での統一を行うとともに、大学院全体で取り組むべき課題であり、文学研究科単独では達成することはできないので、大学院評議会を通じて全研究科として基準の見直しを明文化するよう提案する。

【課程修了の認定】

・標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

【現状の説明】

文学研究科は次の2例において標準修業年限未満で修了することを認めている。(1) 修士課程または博士課程前期課程において、実務の経験を有する者に対しては、実務経験などを勘案して修業年限を標準の2年から1年に短縮することができる。(2) 書道学専攻博士課程前期課程および教育学専攻修士課程においては研究科委員会が優れた研究業績をあげたと認める者に関して、2年次配当演習4単位を修得したものと認定し、修業年限を1年以上2年未満に短縮することができる。

【点検・評価…長所と問題点】

博士課程前期課程および修士課程で標準修業年限を2年と規定するのは、学部教育終了程度の能力で大学院に入学した者に対して研究者あるいは高度の専門性を有する職業人として必要な学識・技能を修得させるために必要と考えられる年限だからである。入学した専攻に関する実務経験を積むことにより、あるいは本大学院入学前に何らかの方法により、大学院で修得すべき学識・技能をすでに身につけている者に対しては教育研究上の要件が満たされていると認められる場合、標準修業年限の短縮はあり得ることである。これ以外でも、研究科委員会が標準修業年限修了者と同等以上の優れた研究業績をあげたと認める者に対しては、標準修業年限の短縮はあり得ることであるから適切・妥当な制度と評価できる。その際、十分に注意しなければならないのは、教育研究上の必要性の判断、あるいは研究科委員会の認定を透明にし、いかに客観性を高めるかということである。

【改善方策】

実務の経験を有する者に対して教育を行う場合、それに先だって教育研究上卓越したということの判断、研究科委員会が行う優れた研究業績をあげたことの認定、これらの根拠を研究科全員に明示することにより認定の客観性を確保する。

2. 経済学研究科

本研究科は、経済分野における研究者および高度な専門的職業人の養成を目指している。そのために、個人指導による論文作成を通して、専門知識の定着を図り、思考力と表現力を涵養する。また、専門知識を生かして現実に対応できるように、幅広い知識を教授する。

博士課程前期課程においては、経済学的思考法の習得を徹底すると同時に、それを相対化しうる幅広い視野の涵養を図る。高度の知識を習得し企業に巣立つ者や通訳として活躍する者、さらには税理士資格を有する者を養成する。

博士課程後期課程においては、高度な研究能力を有する研究者を養成する。

到達目標

1. 教育課程等

経済学的思考法を身につけ、広い視野を涵養するために、専門的な「研究指導科目」を充実させるとともに、幅広く多様な関連講義科目を設置し、あわせて留学生に配慮した科目を拡充する。

2. 教育方法

教育研究指導の効果を高めるため、研究指導教員以外の教員による個別指導の機会を拡充する。

3. 国内外との教育研究交流

国内外の研究者を招き、セミナーを開催する。

4. 学位授与・課程修了の認定

中間発表会や論文閲覧を通して、研究指導教員及び審査担当教員以外の多数の教員による判断をも仰ぐことで、論文審査の透明化と厳格化を強化する。

A. 教育課程等

【大学院研究科の教育課程】

- ・大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連
- ・「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性
- ・「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

【現状の説明】

本研究科の博士課程前期課程においては、広い視野に立って経済学の専門知識を教授し、経済学の研究能力を養い、または高度な専門性を要する職業に必要な高度の能力を養成することを目的として、2年間の教育課程を設けている。また、博士課程後期課程においては、経済学の研究者として自立して研究活動を行い、または高度に専門的な業務に必要な高度の研究能力

を養成することを目的として、3年間の教育課程を設けている。

近年、留学生や社会人の受け入れが増加してきたことに伴い、教育課程の内容にも見直しが行われている。2007（平 19）年度には、社会人受け入れの一環として、現職公務員の再教育などを主たる目的として、政治学専攻との相互乗り入れ方式で公共政策専修コースを開設した。また、留学生の受け入れ拡大に対処し、きめ細かい指導という本研究科の特徴を維持するために、2008（平 20）年度には、カリキュラムの改定を行った。

【点検・評価…長所と問題点】

カリキュラムを改定し、留学生に対する日本語および日本語文献の指導を課題とする科目を設置したことにより、個々の留学生への懇切丁寧な論文指導を従来以上に行えるようになった。

しかし、高度職業人の養成という教育目標の達成は不十分であったことも事実である。その原因は、以下のようにまとめることができる。

①通訳論に関しては、他大学院との競合が激化する中で、相対的な魅力が低下していることに対する対応が不十分であったことに主たる原因がある。

②税理士教育に関しては、制度の変更によって大学院教育の有利性が大きく減じている現状に対して大学院教育のメリットを生かす工夫が足りなかった。

③公共政策専修コースは、地方自治体との連携を視野に入れて設置されていたにもかかわらず、教育内容に対する自治体側の要求に対して柔軟に対応できなかった。

【改善方策】

従来からの高度職業人の養成を目的とする教育内容をさらに魅力的なものにするために、他研究科との相互乗り入れをさらに充実させ、多様な科目を履修しやすくする。特に、経営関係や法律関係及び政治関係の科目履修を充実させる。

また、公共政策専修コースに関しては、大学院全体の改革を視野に入れながら、設置科目を拡充し、関係自治体との密接な関係を構築する。

- ・ 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係
- ・ 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性および両者の関係

【現状の説明】

本研究科は、もともと経済学部に基づいていたが、経済学部から環境創造学部が分離したことに伴い、本研究科は経済学部および環境創造学部に基づいて置かれることになった。学部との連動性を維持するため、また博士課程前期課程と博士課程後期課程の連動性を維持するために、博士課程前期課程と博士課程後期課程に環境経済学研究指導およびその関連科目を設置した。

博士課程前期課程では、学部で習得した経済学の基礎知識を前提にして研究指導科目および関連講義科目を履修することで、専門知識を深め研究能力を高めている。博士課程後期課程では、博士課程前期課程で習得した専門知識の理解を深め、論文作成能力をさらに高めている。

【点検・評価…長所と問題点】

学部から博士課程前期課程、さらに博士課程後期課程へと至る連続性のある教育には人材育成の点で大きなメリットがある。しかし、最近では他大学の出身者・留学生あるいは社会人の入学者が増加し、学習履歴が多様化しているため、本学経済学および環境創造学部の卒業生であれば普通に持ち合わせている基礎的な専門知識の不足している者がいる。

このことから、教育内容の連動性の確保や補講が必要である。

【改善方策】

学部の教育内容と博士課程前期課程の教育内容との連動性を維持するために、博士課程前期課程においては以下の方策をとる。

- ①不足する基礎的な専門知識を補うために、指導教員が補講を行う。
- ②指導教員が必要と認めたときは、経済学的思考の基盤をなす経済理論に関する学部開設の専門科目を学生に聴講させる。
- ③博士課程前期課程に基礎専門科目を開設する。

・博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

【現状の説明】

本研究科の博士課程入学後の院生に対する研究及び履修指導は指導教員が行い、関連科目は担当教員が必要に応じて助言する。博士課程後期課程の院生は、所定の授業科目の単位を取得し、学位論文を提出し、口頭試験に合格することにより学位を取得できる。

【点検・評価…長所と問題点】

入学から学位授与までの教育システム・プロセスは適切に機能している。

【改善方策】

現状のままで問題はない。

【授業形態と単位の関係】

・各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

【現状の説明】

博士課程前期課程では、演習科目である研究指導科目が連年8単位（1年ごとに4単位付与）、講義科目が通年4単位、実習科目が半期2単位である。博士課程後期課程では、研究指導科目が連年8単位（1年ごとに4単位付与）、講義科目が通年4単位である。

【点検・評価…長所と問題点】

単位算定は大学院学則第9条に則っており、適切である。

【改善方策】

現状のままで問題はない。

【単位互換、単位認定等】

- ・国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学院設置基準第15条）

【現状の説明】

学則上、他大学院で認定された単位を本大学院で認定することは可能である。ただし本研究科では、他大学院等から転学してきた事例がないため単位認定を行った事例はない。

【点検・評価…長所と問題点】

制度的に不備はないが、適用事例がない。

【改善方策】

現状では無い。

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

- ・社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

【現状の説明】

現在、学生の大半は中国人留学生である。社会人も若干ではあるが受け入れている。

留学生に対しては、日本語で論文を書けるように、「外国文献研究（日本語）」を設置するとともに、「研究指導」等の科目においても懇切に指導している。また、留学生の中には英語学習の経験がほとんどない者もいる。研究者として自立するために英語力は必須であることに鑑み、「英書講読」を設けている。

社会人学生についてはカリキュラム上、特別の扱いはしていないが、社会人学生は概して問題意識が明確であり、研究指導教員を中心として個々の学生の問題関心に対応した丁寧な指導が行われている。

【点検・評価…長所と問題点】

留学生の日本語能力は必ずしも十分とはいえないため、留学生の論文指導には、さらに努力が必要である。留学生が博士課程後期課程に進学するのに十分な英語力を養成できていない。

また、社会人学生については、平日昼中心の時間割が教育研究に不利な影響を与えている。

【改善方策】

- ①留学生を対象とした論文指導の科目を開設する。
- ②博士課程後期課程への進学を希望する留学生を対象とする英語学習の講義時間増を実施する。
- ③社会人学生が受講しやすいように、昼夜開講を行う。

B. 教育方法等**【教育効果の測定】**

・教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

【現状の説明】

教育・研究指導は講義と論文指導とが中心となっている。

講義科目の成果は、試験、課題レポート、授業内での発表およびディスカッション等に基づいて行われる成績評価によって把握することができる。

論文指導に関する効果の測定は、主に指導した学位論文の数と各論文の評価レベルおよび指導した学生が学内外の学術専門誌に発表した研究論文数とその評価レベルに求めることができる。ちなみに、本研究科の学生が発表の機会を持っている学内誌には、本研究科発行の『経研論集』、本学経済研究所発行の『経済研究』および本学経済学会発行の『経済論集』がある。

さらに、学会等における口頭発表の数とその評価レベルも研究指導上の効果を判断する資料となりうるが、これは研究指導教員が把握している。

【点検・評価…長所と問題点】

講義科目の成果を測定する材料となる講義科目の成績評価レベルおよび学位論文の評価レベルには、担当教員の主観が入り込む可能性がある。

【改善方策】

学位論文の評価に関しては、主査・副査以外の教員にも中間発表会への参加を義務づけ、評価基準の調整を図る。

・修士課程、博士課程、専門職学位課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況
 ・大学教員、研究機関の研究員などへの就職状況と高度専門職への就職状況

【現状の説明】

博士課程前期課程の過去5年間における進路状況は以下のとおりである。

＜過去5年間における進路（博士課程前期課程）＞

年度	学位授与数	進学	就職	未定
2004	19	1	3	11
2005	8	2	1	5
2006	13	5	6	2
2007	9	4	4	1
2008	8 (2)	1	3 (2)	4
合計	57 (2)	13	17 (2)	23

() 内は9月修了者、内数

博士課程前期課程における進学先は、ほとんど本学の博士課程後期課程であった。また、就職はその多くが貿易関係企業への就職であった。2004（平 16）年度は、進路先を組織的に把握する体制が整っていなかったため、未定者数が多く出てきたが、その後、進路先を組織的に把握する体制が整うにつれ、また博士課程前期課程の教育の成果もあり、未定者数は減少している。しかし、2008（平 20）年度は厳しい経済状態を反映して、就職を希望しながら就職できなかった者が増加した。

博士課程後期課程においては、この5年間満期退学者は10名であるが、非常勤講師への就任を含めて大学に奉職した者は3名である。一般企業への就職はゼロであり、進路を把握できなかった者を含めて未定が7名であった。

【点検・評価…長所と問題点】

博士課程前期課程では卒業生の進路状況を組織的に把握することができているが、博士課程後期課程では体制の整備が十分ではない。

今までは、厳しい状況の中でそれなりに健闘してきたが、今後の進路については楽観ができない。

研究職、教育職への就職は現状ではほとんど期待できなくなっている。他方、経済情勢の悪化や構造変化などから、一般企業への就職も困難になると予想される。この状態は一時的であるにとどまらないと判断される。そこで、進路先を確保するための組織的取り組みとともに、教育目標および教育課程の両面を根本的に見直すことが重要となる。

【改善方策】

①博士課程後期課程について、満期退学者の進路を組織的に把握する体制を整備する。

②教育目標の再構築を行う。とりわけ、

ア) 通訳論や税理士教育を強化する。

イ) 通訳論や税理士に加えて、より直接的に就職に結びつく具体的教育目標を設定する。

ウ) すでに就職はしているが、年齢的に若くスキルアップを求める社会人のニーズに応えうる教育を拡充する。

エ) 一定の社会的地位にあり、かつ知的好奇心を有する社会人を対象にした「教養」教育を行う。

③これらの目標に適合する科目を整備し、必要とあればカリキュラムを改訂して、新しい科

目を設置する。

④他研究科との相互乗り入れを強化し、多様な科目を履修できるようにして、学生の要請に柔軟に対応できる体制を整える。

⑤キャリアセンターと連携して、学生が就職に対して明確な意識を持てるようにするとともに、求人情報を学生に提供する。

【成績評価法】

・学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

【現状の説明】

研究指導科目・講義科目・実習科目の成績評価は、担当教員がそれぞれの評価基準に基づいて、筆記試験、レポート、出席状況、授業中の報告およびディスカッション等を資料にして、成績評価を行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

教員にはそれぞれの授業スタイル、成績評価に関する考え方があり、それらは基本的に尊重されるべきである。ただし、成績評価には主観的要素が入り込み、評価にばらつきが生じている。

【改善方策】

各教員が成績評価を行う際の基準と方法をシラバスに明記し、それを順守する。

【研究指導等】

- ・教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性
- ・学生に対する履修指導の適切性
- ・指導教員による個別的な研究指導の充実度

【現状の説明】

講義科目を通して専門知識を身につけ、その知識を前提として研究指導科目で学位論文の指導が行われている。学位論文に関しては、研究指導科目以外にも「文献調査研究」という科目を通じて、文献を収集し整理する技術のみならず、テーマを設定する仕方、さらには論文の構成や形式に至るまで、詳細な指導がなされている。

履修については、研究指導教員によって学生の研究テーマに即した科目履修となるよう指導・助言が行われている。

指導教員は、個々の学生の求めに応じて、正規の授業時間外でも適宜研究指導を行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

教育・研究指導は適切に行われている。そのための履修指導もおおむね適切であるが、個人指導の利点を活かすために、履修指導のやり方を改善する余地はある。

【改善方策】

履修登録前ガイダンスにおいて、講義科目の担当教員による科目ガイダンスを懇切丁寧に行う。

【教育・研究指導の改善への組織的な取り組み】

- ・教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント(FD))およびその有効性
- ・シラバスの作成と活用状況
- ・学生による授業評価の活用状況

【現状の説明】

本学に設置されているFD委員会に大学院各研究科選出の委員が加えられることになったことに伴い、本研究科でも委員が選出された。

シラバスについては、学内統一基準に準拠して、履修学生が的確に内容を捉え、判断できるようにした。

大学院における授業評価は、専攻学生数が少ないため、実施されていない。

【点検・評価…長所と問題点】

FD活動は、広範なテーマを含むものであり、現状では本研究科内にはそれらについて十分に議論する場を設定できていない。

シラバスは授業内容を明確に学生に伝えるという重要な機能を果たしている。

授業評価において学生の声に耳を傾けることは重要であるが、大学院のように少人数、場合によっては学生1人といった授業においては、授業評価アンケートに代わる方法が必要である。

【改善方策】

①委員会を設置し、FD活動を企画し、実行する。

②授業評価アンケートに代わるものとして、研究指導科目の範囲を越えて教員と学生がフランクに話し合える交流の場を作り、学生の意見を直接聞きとることができるようにする。

③教育・研究指導に関する学生の要望を受け止め、処理する委員会を設置する。

C. 国内外との教育研究交流

【国内外との教育研究交流】

- ・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

【現状の説明】

学生の大半は外国人留学生であり、その意味ではすでに国際交流への多大な貢献を実現している。また多くの教員が海外での学会・国際会議に出席しており、その点では国際化は進んでいる。しかし、過去3年間においては海外研究者の受け入れの実績はないのが現状である。

【点検・評価…長所と問題点】

研究者の受け入れという面での国際化・国際交流は不十分である。

【改善方策】

本学の学部や経済研究所と連携して、海外からの研究者を積極的に招き、研究会を開催する。

D. 学位授与・課程修了の認定

【学位授与】

- ・修士・博士・専門職学位の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性
- ・学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

【現状の説明】

過去5年間における修士号および博士号授与者は、前者が57名、後者が4名である。

博士課程前期課程においては、所定の期間以上在籍し、所定の単位以上を取得し、そのうえで提出した学位論文が経済学に関する精深な学識と、広い視野に立脚した研究能力および高度に専門的な職業能力を有すると審査委員会で認められ、さらにその評価が経済学研究科委員会で承認された者に修士号の学位が与えられる。

博士課程後期課程においては、所定の期間以上在籍し、所定の単位以上を取得し、そのうえで提出した学位論文が研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力とその基礎になる豊かな学識を示していると審査委員会で認められ、さらにその評価が経済学研究科委員会で承認された者に博士号の学位が与えられる。

修士論文の審査は、研究指導教員を主査とし、そのほか2名の副査が行う。副査の選任に当たっては、主査と研究科委員長および専攻主任との協議の上、候補者を決め、研究科委員会が承認する。博士論文の審査は、研究指導教員を主査とし、4名の副査が行う。博士論文の副査には本学大学院経済研究科教員以外の教員、および他の大学院または研究所などの教員も加えることができる。

【点検・評価…長所と問題点】

近年、学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入や審査の厳格化に伴い、論文に対する評価も厳しくなる傾向があり、一定の水準を満たさないものには学位授与を保留しているが、審査委員会相互の基準設定には相違がみられる。

【改善方策】

①修士論文と博士論文の中間発表会に教員全員が参加し、報告論文の評価を試みることを通して、評価基準の調整を図り、論文審査の透明性と客観性を確保する。

②提出された論文を審査前に閲覧できる期間をさらに延長し、主査及び副査以外の教員が論文を精査する時間を十分に確保することを通して、論文評価に対する議論を進め、以って論文審査の透明性と客観性を確保する。

【課程修了の認定】

・標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

【現状の説明】

本研究科において標準修業年限未満で修了することは認めていない。

【点検・評価…長所と問題点】

現状のまま問題はない。

【改善方策】

特にない。

3. 法学研究科

本研究科には、法律学専攻および政治学専攻の2専攻が置かれており、それぞれの専攻に博士課程前期課程および後期課程が設置されている。いずれの専攻・課程においても、「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」という本学全体の教学理念を踏まえ、グローバル化の進行する世界において多文化の共生に積極的に貢献できる人材の養成を目指す。

そのため、それぞれの専攻・課程における教育の質的な向上をめざし、教育内容と方法にまたがる到達目標を以下のように設定する。

到達目標

1. 教育課程等

- (1) 博士課程前期課程では、法律学および政治学のそれぞれの学問分野において過去に蓄積されてきた研究成果の継承をはかり、個々の院生に幅広くかつ深い学識を身につけさせることによって、広い視野に立脚した研究能力または高度に専門的な職業能力を養っていく。そのため、法律学および政治学の領域における幅広い専門分野をカバーする授業科目を開講し、また時間割にも配慮することによって、個々の院生が多様な専門科目について幅広く履修できるよう対応する。
- (2) 博士課程後期課程では、前期課程における研究成果を基礎として、法律学および政治学の特定の専門領域について、さらに専門性を深め、自立した研究者または高度な専門業務従事者として活躍できる能力を養っていく。そのため、後期課程においては個々の院生の研究テーマについての研究指導が中心となるが、法律学および政治学の主要分野を基本的にかoverする授業科目を開講することによって、院生が視野を広げ探求を深めるための条件を提供する。

2. 教育方法

- (1) 博士課程前期課程においては、個々の院生の関心に応じて専攻分野の開講科目の体系的な履修計画に沿った科目履修を指導する。同時に、個々の院生の知識量と研究の進捗度に応じた指導に努める。
- (2) 博士課程後期課程においては、個々の院生の問題関心と前期課程における研究成果を踏まえ、研究テーマの設定の段階から学位論文の完成に至るまで、指導教員を中心とした手厚い指導に努める。

3. 国内外との教育研究交流

国内外の研究者を招いてのシンポジウムや研究会を頻繁に開催し、大学院生が専門分野における国内外の先端的な研究動向に触れる機会を保障する。

4. 学位授与・課程修了の認定

- (1) 成績評価の基準をあらかじめ明示し、その基準にもとづいて成績評価を行う。
- (2) 学位論文の審査における透明性・客観性を保障するために、学位認定にあたる研究科委員会の構成員全員が審査の経過と内容をより詳細に点検できるようにする。

A. 教育課程等

【大学院研究科の教育課程】

- ・大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連
- ・「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性
- ・「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

【現状の説明】

博士課程前期課程では、グローバル化の進行する世界において多文化の共生に積極的に貢献できる人材を養成するという教育目的を実現し、かつ基礎的な研究能力の養成および高度な職業能力を持った公務員、税理士、教員の養成に対する要求に応えられるように、法律学専攻、政治学専攻ともに、幅広い分野の講義科目および演習科目を開講している。また、社会人のリカレント教育の要請にも応えられるように、政治学専攻では、夜間開講を行っている。

法律学専攻においては、専門研究の基礎的能力の養成を主とする科目のほか、実務家教育に対応すべく企業法務、税務会計業務等のために専門教育科目を設置している。政治学専攻では、専門研究の基礎的能力の養成および広い視野を有する専門的職業人の養成のために、欧米、アジア・アフリカの地域政治の研究にかかわる科目を設置している。

博士課程後期課程においては、前期課程の先端的専門研究の基礎的研究を前提として、研究者、各種のNPO、NGO職員、国際機関職員等の養成を行うために幅広い専門分野の科目を設置している。

【点検・評価…長所と問題点】

①博士課程前期課程に関しては、個々の院生が多様な専門科目について幅広く履修できるよう、多くの授業科目を開講しており、また希望する科目の受講が妨げられることのないよう時間割にも配慮していることは長所としてとらえられる。

②博士課程後期課程においては、院生が視野を広げ探求を深めるための条件を提供するため、法律学および政治学の主要分野をカバーする授業科目を開講していることは長所として挙げられる。

【改善方策】

現状のままで問題はない。

- ・学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係
- ・修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性および両者の関係

【現状の説明】

博士課程前期課程においては、大学院の講義科目のほとんどは、学部のカリキュラムの専門科目に対応するかたちで設置されている（たとえば、学部の「憲法」の授業科目に対応するかたちで大学院の「憲法特殊講義」科目が置かれている）。大学院での講義は、当該科目についての基礎的な知識を学部段階で習得していることを踏まえた内容となっている。

博士課程後期課程における教育内容については研究指導が中心となるが、自分の研究テーマだけに狭く閉じこもるのではなく視野を広げることを助けるため、「特殊研究」科目が開講されている。「特殊研究」科目は、いずれも前期課程における関連科目で取り扱う内容の一部を発展させたものとなっている。

【点検・評価…長所と問題点】

①学部教育と大学院博士課程前期課程とのあいだで、教育内容における連続性が確保されており、長所としてとらえられる。

②博士課程前期課程と後期課程とのあいだでは、教育内容の発展性が確保されており、長所としてとらえられる。

【改善方策】

現状のままでは問題はない。

・博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

【現状の説明】

博士課程後期課程における教育は、院生が設定する研究テーマにもとづく研究論文の作成に対する、担当の指導教授（各院生に1名）による指導が中心となっている。後期課程の院生については、研究指導を受けるほか、2科目8単位以上の履修が義務づけられている。

研究指導以外に、幅広い授業科目が置かれており、多様な研究テーマに対応できるようになっている。また、年2回開催している院生研究発表会を通じて、指導教授以外の教員や他の院生からのアドバイスを受ける機会を設けている。

【点検・評価…長所と問題点】

後期課程の院生にとっては、指導教授からの研究指導以外に自らの研究への助言や批判、あるいは刺激を受ける機会が必ずしも十分に用意されているとは言えない。

【改善方策】

指導教授以外の教員も院生の研究に対し、助言や批判を提供できるようにするため、後期課程院生の参加する共同研究会や研究発表会などの機会を増やす。

【授業形態と単位の関係】

・各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

【現状の説明】

法律学専攻は、博士課程前期課程、博士課程後期課程ともに公法・行政関係法学、刑事関係法学、市民生活関係法学、企業関係法学、国際関係法学、基礎法学の分野で、現代社会の構造変化や学術研究の高度化、複雑化という新しい時代に対応するための科目を設置している。

政治学専攻も、博士課程前期課程、博士課程後期課程ともに、グローバル化が進行する世界を視野に、従来の政治学における知的蓄積を踏まえて、新しい社会の変化に対応できる研究や方法論の開発を目指して、政治制度、政治過程、国際関係・地域研究、メディアといった多岐にわたる分野の科目を設置している。

各授業科目の単位計算方法は、法律学専攻、政治学専攻ともに、前期課程では講義科目 20 単位、演習科目 12 単位の合計 32 単位を取得することを要件としている。講義科目・演習科目のいずれも、週 1 コマ・30 週の授業で 4 単位という計算になっている。法学研究科では、学内の他の研究科や専攻に開設されている科目について 8 単位分までを修了要件の単位として認めている。

後期課程は授業科目 2 科目 8 単位を修了要件としている。研究指導科目については課程博士論文の指導が目的であるから取得単位数を要件としていない。

【点検・評価…長所と問題点】

講義科目と演習科目の単位計算方法は妥当であると判断される。

【改善方策】

現状のままで問題はない。

【単位互換、単位認定等】

・国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学院設置基準第 15 条）

【現状の説明】

国内外の大学院等で取得した単位につき、事前の協議にもとづき修了要件の単位に含めることができるようになっている。ただし、これまでのところ、国内の他の大学院で取得した単位認定が必要なケースは現れていない。

他大学院または本学の他研究科を修了して本研究科に入学する場合には、既修単位を本研究科での単位として認定していない。

【点検・評価…長所と問題点】

国内外の大学院等で取得した単位につき、単位互換により修了要件の単位とすることは適切

である。

他大学院または本学の他研究科を修了して法学研究科に入学する場合の既習単位の認定については、教育上認定したほうがよい場合がありうるにもかかわらず、一律に認定しない方式をとってきたことは問題である。

【改善方策】

他大学院または本学の他研究科を修了して法学研究科に入学した院生の場合に、一定の条件のもとに既習単位の認定ができるように規則を整備する。

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

- ・社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

【現状の説明】

法学研究科では、社会人のリカレント教育やスキルアップを目的として、社会人の受け入れを積極的に行うよう検討を重ねている。しかし、実際の講義では社会人の教育課程については、一般の院生とは別に社会人に特別なプログラムを用意しているわけではなく、社会人に対する教育指導は個々の指導教授に任されており、関連科目の担当教員が指導教授と協議しながら教育研究指導を行っている。

外国人留学生については、留学生の出身国が主に中国、台湾、韓国などである。留学生には研究生制度を通じて日本語教育と専門分野の基礎教育を行っているが、大学院での留学生の教育研究指導の内容についても同様に個々の指導教授に任されている。

【点検・評価…長所と問題点】

社会人および留学生の教育研究指導は、社会人および留学生の研究課題や研究目的にしたがって、研究者志望カリカレント教育かに応じて、個々の指導教授が関連する科目担当教員と協議して教育指導しているので、院生の目的に合わせた弾力的指導が可能である。

外国人留学生については、日本語能力と基礎学力に差がある場合があり、留学生に対する教育課程を別個に設ける必要性を感じている。

【改善方策】

社会人のリカレント教育やスキルアップを目的とした教育課程編成は、現代の新しい時代の諸問題に対応するように、開講科目をグループ化して社会人のリカレント教育に適した教育プログラムを提示する。また、政治学専攻においては平日夜間および土曜日開講科目の設置を実施しているが、法律学専攻においてこれらの曜日時限に開講するために、大学院担当教員の過重な負担を軽減するための担当コマ数を見直す。

外国人留学生については、日本の法制度および政治制度に関して学士課程修了レベルの基本的知識を修得させるためのプログラムを導入する。

B. 教育方法等

【教育効果の測定】

- ・教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

【現状の説明】

教育・研究指導上の効果の測定は、学位論文の水準、研究論文の発表数とその水準、研究会における口頭研究発表の水準、課程終了後の進路状況などの把握を通じて行うことができる。また、授業科目の成績評価も教育・研究指導上の効果を測定する手だての一環である。

大学院生の研究論文の発表状況は学内外の学術研究誌への論文掲載によって把握できる。大学院生の研究発表の機会を提供する学内の学術研究誌としては、本学刊行の『大東文化大学紀要』、本研究科刊の『大東法政論集』がある。

各院生の学位論文の水準、研究論文の発表数とその水準、研究会における口頭研究発表の水準、課程終了後の進路状況については、当該院生の指導教員が把握しており、そのことを通じて教育・研究指導上の効果を測定している。

【点検・評価…長所と問題点】

本研究科は、院生の入学定員が少ないので、講義も少人数で行われており、日頃の教育指導を通じて個々の教員が教育・研究指導上の効果を測定することに大きな困難をきたすことはない。

しかし、現状では効果測定の客観性を担保するための手だてがとられておらず、改善の余地がある。

【改善方策】

院生研究会の開催回数を増やすなど、指導教員以外の教員が各院生の研究成果を把握し吟味することのできる条件を整備することによって、教育・研究指導上の効果をより客観的に測定できるようにする。

- ・修士課程、博士課程、専門職学位課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況
- ・大学教員、研究機関の研究員などへの就職状況と高度専門職への就職状況

【現状の説明】

博士課程前期課程の進路状況は、進学と就職に分かれている。進学する者は、本研究科の後期課程や他大学院の後期課程に進学している。就職する者は、国家・地方公務員、民間企業に就職しており、また税理士などの資格を取得してそれぞれ職業人として活躍している。

博士課程後期課程の院生については、民間企業に就職する者と、教育・研究機関に就職している者がいる。複数の修了生が国内外の大学に教員として就職している実績はあるものの、大学教員や研究職への就職は難しいのが現状である。

【点検・評価…長所と問題点】

研究職を志望する後期課程の修了者が希望どおりの職に就けないという問題が存在する。

【改善方策】

①研究職志望の院生の研究業績の水準の向上を図るべく、指導教員だけでなく、院生の研究テーマにとくに関連の深い専門科目を担当している複数の教員が連携して研究指導を行う。

②研究職志望の後期課程の院生には、専門分野の学会への加入およびその全国的・地域的な研究大会への参加を奨励する。

【成績評価法】

・ 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

【現状の説明】

成績評価の方法は、現在個々の指導教授と講義科目担当教員に任されている。ほとんどの場合、授業への出席状況、授業中の質疑応答、院生の研究報告などを基礎とした平常点で行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

成績評価の基準はシラバスに明記されている。しかし、シラバスに記載されている評価基準があまりにも抽象的なケースが見られるなど、基準の具体性の程度には教員間に差が見られる。

【改善方策】

シラバスの作成にあたり、各科目担当教員任せにするのではなく、シラバスに記載する成績評価基準の一定水準以上の具体性が確保されているかどうかを点検する仕組みを導入する。

【研究指導等】

・ 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性
 ・ 学生に対する履修指導の適切性
 ・ 指導教員による個別的な研究指導の充実度

【現状の説明】

教育・研究指導の方法は基本的には各科目担当教員に委ねられている。多くの場合、専門性の高い学術論文や外国書の講読と教員による講義が併用されている。

履修指導については、年度初めに指導教授が院生の研究課題と将来の進路を相談しながら、適切な科目履修ができるよう助言している。

学位論文の作成指導のために、指導教授は授業時間のみならず適宜必要に応じて、院生に対し個別に対面指導を行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

教育と研究指導が効果をあげるために必要な、各科目担当教員と指導教員との間の連携が必ずしもつねに行われているとはかぎらない。

【改善方策】

各科目担当教員と指導教員との間の教育・研究指導上の連携を強める。そのために以下の方策をとる。

博士課程前期課程においては、毎年度初めの会議で指導教授が履修指導のために授業科目担当教員から必要な情報提供を受ける。

博士課程後期課程については、院生の研究テーマの確定前に、機会を設けて研究テーマについての構想を発表させ、指導教授以外の教員の助言を受ける。

【教育・研究指導の改善への組織的な取り組み】

- ・教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント(FD))およびその有効性
- ・シラバスの作成と活用状況
- ・学生による授業評価の活用状況

【現状の説明】

本研究科では、教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（FD）は行ってこなかった。2009（平 21）年度より全学の FD 委員会に大学院各研究科からの選出委員も加わることになり、本研究科でも 1 名の委員を選出した。2009（平 21）年 9 月時点では、選出された委員を中心とする企画の検討が行われている段階であり、その決定・実施には至っていない。

シラバスについては、学内統一基準に準拠して、履修学生が的確に授業内容を捉え判断できるようにした。授業の概要、授業計画、成績評価の基準と方法、履修条件、教科書・参考資料について示している。

学生による授業評価については、講義・演習ともに少人数の指導であるために、これまで実施していない。

【点検・評価…長所と問題点】

シラバスについては、履修学生が的確に内容を捉え判断できるように改善されてきているが、前ページに記載したように成績評価基準の内容が一定水準以上の具体性がない場合がある。

問題点としては、FD への取り組みは始まったばかりであり、また学生による授業評価も実施していないため、教育・研究指導の質を向上させるための取り組みが個々の教員任せにされていることがあげられる。

【改善方策】

全学のFD委員会の活動と連携しながら、各専攻において、FD活動を実施する。

そのための具体的な手立てとして、研究科内FD委員会を設置する。このFD委員会を中心としてFDの企画立案を行い、できるだけ早急に研究科委員会で審議・決定し、実施に移していく。

C. 国内外との教育研究交流**【国内外との教育研究交流】**

- ・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

【現状の説明】

国際化への対応と国際交流の推進のために、留学生を積極的に受け入れるとともに、本研究科所属の院生に国外留学を推奨することを方針としている。

大学間の協定校は多数あるが、本研究科としてアメリカのユタ大学と協定している。また、本研究科からは本学大学院「奨学金留学制度」により、これまでアメリカのユタ大学・フロリダ大学、カナダのウィザー大学・ラヴァル大学・アルバーター大学、フィンランドのタンペレ大学などに留学生を送り出している。

また、近年では、研究面での国際交流の組織的取り組みを強める方向に向いている。たとえば、現在、中国社会科学院法学研究所との国際シンポジウムの定例化を図ろうとしている。

【点検・評価…長所と問題点】

教育・研究上の国際交流を積極的に進めていくための、交流先の意識的な開拓の努力が弱い。

【改善方策】

研究科内に、国際交流の進め方、方針、取り組みおよび進展状況について点検する「国際交流委員会」（仮称）を設置する。

D. 学位授与・課程修了の認定**【学位授与】**

- ・修士・博士・専門職学位の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性
- ・学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

【現状の説明】

修士論文の学位認定の審査にあたっては、指導教授のほか大学院担当教員2名を副査とする3名による学位論文審査委員会が、論文を審査し、かつ口述試験を行っている。最終的に審査委員会の報告に基づいて、法学研究科委員会の承認をもって学位を認定している。

博士課程後期課程の課程博士の学位および論文博士の学位の審査においては、専任教員また

は研究分野によっては外部の専門家を加えた審査委員会（主査1名、副査2名）を設置し、この審査委員会が、論文を審査し、かつ口述試験を行っている。最終的に審査委員会の報告に基づいて、法学研究科委員会の承認をもって学位を認定している。

【点検・評価…長所と問題点】

審査委員会は、研究科委員会に対し、審査の経過および内容について詳細な報告を行っているので、学位審査の透明性・客観性はおおむね適切であると判断される。しかし、審査委員以外の研究科委員会構成員が、事前に提出論文を読む機会を保障することによって、透明性と客観性を高める余地は残されている。

【改善方策】

審査委員以外の研究科委員会構成員が、事前に提出論文を読む機会を保障するため、研究科委員会構成員に対する提出論文の縦覧期間を設ける。

【課程修了の認定】

・標準修業年限未滿で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

【現状の説明】

本研究科では、博士課程前期課程、博士課程後期課程ともに、標準修業年限未滿で修了することは認めていないので、この項目には該当しない。

【点検・評価…長所と問題点】

現状のままで問題はない。

【改善方策】

特にない。

4. 外国語学研究科

国際化・高度情報化・高度技術化時代の社会的及び教育的要請に対応し、言語学、言語教育学、言語文化学に関する高い専門的知識と研究能力を備え、かつ実践的技能を発揮できる高度の語学スペシャリストや国際コミュニケーター、ならびに異文化に造詣の深い国際的教養人を養成する。

修士課程・博士課程前期課程では、修了者の多くが教育、メディア、国際関係の分野に進むことに鑑み、高い水準の学際的研究能力とコミュニケーション技能を修得させる。

博士課程後期課程では、前期課程の先端的専門研究成果を前提として、学際的な研究教育により、国際社会に通用し貢献できる高度の研究者や専門職従事者を育成する。

到達目標

1. 教育課程等

- (1) 教育・文化・経済交流の時代的背景に対する正しい認識、自国語・外国語の双方に対する複眼的見地、異言語文化間比較・対照(特に日中間、日英間)の視座に基づいた教育課程を編成する。
- (2) 修士課程・博士課程前期課程は外国語能力全般の一定の水準(公的外国語資格検定試験等で高資格や高得点を取得することなど)の達成を基盤にして、高い専門的知識を修得させる講義科目と高い実践的技術を修得させる実習科目を設ける。
- (3) 博士課程後期課程は前期課程との科目内容の連続性と高度化の双方に配慮し、専門分野研究の継続と深化がはかれるカリキュラムを編成する。
- (4) 演習科目・講義科目・実習科目・共通科目の各単位数・修了必要単位数及び科目数を時代ニーズの変化に目配りしつつ教育研究指導の効果効率の視点から見直していく。

2. 教育方法

- (1) 博士課程後期課程と博士課程前期課程との教育一貫体制を整備するとともに、修士課程・博士課程前期課程と学士課程におけるカリキュラム内容の整合性と併せて指導方法の一貫性を確立する。
- (2) 論文作成・投稿に資するよう院生研究発表会・学内学会等による研究発表の機会を増やすとともに、国内外の学会や研究機関の催す研究発表会に積極的に参加させる。その結果、優れた一般学生、社会人学生、留学生に対し、それぞれの立場を配慮した修学年限の短縮措置も講ずる。
- (3) 海外留学や現地調査、附置語学教育研究所の研究協力、先端的メディア・ツールやデータ(インターネット、eラーニング、DVD、電子コーパスなど)の活用を指導する。
- (4) 内外の大学院の研究科・専攻との交換単位認定制度を進める。

3. 国内外との教育研究交流

- (1) 海外研究やフィールドワークの機会が多く得られるよう海外留学・海外研修制度を充実させる。
- (2) 外国人留学生の受け入れのための教育研究プログラムの共同開発を進める。
- (3) 国内外の大学等の研究者との交流を進めるための講演会、ワークショップ、共同研究プログラムを推進する。

（4）海外の大学院等との提携プログラム（ダブル・ディグリー、ツイン・システムなど）を推進する。

4. 学位授与・課程修了の認定

（1）学位に関する審査基準を明確にし、厳格に運営する。

（2）論文指導教員（論文審査主査・副査予定者を含む）からなる学位論文作成指導委員会を設け、論文水準の維持・向上、論文作成の円滑な進捗などを一元的に取り扱う。

A. 教育課程等

【大学院研究科の教育課程】

- ・大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連
- ・「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性
- ・「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

【現状の説明】

本学研究科中国語学専攻、英語学専攻、日本語学専攻の修士課程が1999（平11）年に開設されて以来、各専攻分野における教育課程が現在の研究水準や研究動向に対応したものになるよう変更を加えてきた。

修士課程・博士課程前期課程は、「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という目的に沿うべく、4種類の科目群、即ち講義科目、演習科目（論文指導科目）、実習科目、共通科目の群を設け、前期課程を修了するために取得しなければならない単位数を定めた。

英語学専攻博士課程後期課程が2005（平17）年に開設され、次いで日本言語文化学専攻博士課程後期課程が2007（平19）年に開設された。いずれの専攻も「研究者として自立して研究活動を行い」得る人材の育成と、「高度に専門的な知と能力が求められる職業に従事する」ことのできる人材の養成を目指し、そのための教育課程編成に当たって、前者の目的に重点を置く言語（言語文化）学系と後者の目的に傾斜した応用言語（応用言語文化）学系に大きく分けて授業科目を配することとした。

英語学専攻博士課程後期課程の教育課程は、英語学系と応用英語学系とに、日本言語文化学専攻では日本言語文化学系と応用日本言語文化学系とに、それぞれ大きく二分して2種類の授業科目、即ち演習科目と講義科目を配した。

日本言語文化学専攻博士課程後期課程の開設に伴い、それまでの日本語学専攻を日本言語文化学専攻に課程変更し、併せて後期課程と前期課程との授業科目の整合性を図り2008（平20）年には後期課程の「日本言語文化学特論Ⅳ」（欧米日対照言語文化）に整合する前期課程の科目として「映像メディア文化論」も新たに加えている。

「高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」（大学院設置基準第3

条第1項の修士課程の目的)に沿って、英語学専攻博士課程前期課程では、実践的な科目として、2006(平18)年に「通訳・翻訳コミュニケーション特殊研究」を加えている。また、同様の趣旨から修士課程開設時の実習科目数が4科目であったのを同年までに8科目に増やし、内容の整備充実に合わせて科目名称をそれまでの「英語コミュニケーション実習」から「異文化コミュニケーション実習」に改称している。

2005(平17)年に文部科学省の審査認可を受けて開設した英語学専攻博士課程後期課程と、次いで2007(平19)年に同じく開設となった日本語文化学専攻博士課程後期課程は、その教育内容と方法の到達目標に沿うように、開設後は順調に定員を確保してきている。

【点検・評価…長所と問題点】

中国語学専攻修士課程は時代の社会ニーズに鑑み、2006(平18)年に新たに「中国言語文化研究」を専攻科目(講義科目)に加えたが、先駆の英語学専攻や日本語文化学専攻と同様に学生サイドからの強い要請に応じて、これの演習科目を設ける必要がある。

【改善方策】

中国語学専攻修士課程の講義科目「中国言文化研究」に対応する演習科目「中国言語文化演習」を設ける。

- ・ 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係
- ・ 修士課程における教育内容と、博士(後期)課程における教育内容の適切性および両者の関係

【現状の説明】

本研究科修士課程・博士課程前期課程は学部に基礎を置いて設置されており、学士課程の教育内容との連動性は高い。修士課程・博士課程前期課程は、「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という学則における教育研究上の目的のもとに、学士課程の中核科目となっている言語学系、言語文化系、言語教育系の授業科目を受け継ぐとともに、演習科目(論文指導科目)を機軸に講義科目、実習科目、共通科目を配している。

本研究科博士課程後期課程は、前期課程の教育内容を受け継ぐとともに、更なる深化・発展を目指して、「専攻分野について、自立して研究活動を行い」得る研究者の育成を指向した言語学(言語文化学)系と、「その他の高度に専門的な業務に従事する」人材の養成を指向した応用言語学系の2系列に分けて授業科目群を配している。

【点検・評価…長所と問題点】

修士課程・博士課程前期課程は、学士課程の教育内容を基盤にして大学院に対する社会的ニーズや学士課程の教育内容の動向を見据えながら、教育内容をチェックし変更を加えてきた。即ち、開設後時間を経過して必ずしも適当と思えなくなった科目を廃止して新しい科目を設置し、科目内容を改編したうえ新しい科目名称にしてきた。

その一方で、学際的な研究志向により専門的に細分化されているため、科目数の多い共通科目を減らしていないので兼担による教員負担は軽減されない状態にある。

【改善方策】

1. 研究科における共通科目を学部科目で振り替えられるよう履修制度を整備する。
2. 学士課程及び修士課程の科目に関連した共通科目の吸収を行い、兼担による教員の負担を軽減する。

・博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

【現状の説明】

本研究科博士課程では、入学志願者提出書類、入試成績、面接時の聴取内容などに基づいて、指導教員を決めている。各指導教員は1名から3名程度の学生を受け持ち、学生の論文指導は単独の指導教員により行われている。ただし、日本言語文化学専攻後期課程では、学生の論文指導を複数の指導教員が協働するオムニバス方式によって行っている。

博士課程後期課程の学生は、学位取得要件として、全国規模の学会の発行する学術研究誌に複数の論文を投稿すること、および全国規模の学術研究大会において複数の口頭発表を行うことが義務づけられている。これらの研究発表に関して指導助言を行うことも指導教員の重要な任務となっている。

博士学位論文の審査にあたっては、学位規則では、副査に学外審査委員を充てることができるとされている。

【点検・評価…長所と問題点】

修士課程・博士課程前期課程の場合、課程修了に必履修とされている科目が多くあり、学生はさまざまな教員に接する機会を持ち得る。

博士課程後期課程の場合、課程修了に必履修とされる科目は少なく、さまざまな教員に接する機会に欠ける。この点、日本言語文化学専攻後期課程では、複数の指導教員が協働するオムニバス方式により論文指導を行っていることは評価できる。

【改善方策】

博士課程後期課程の学生に対しては、視野や専門知識の拡大のためにも、他大学大学院の特別聴講生などになることを推奨する。

各専攻とも修士課程・博士課程前期課程、博士課程後期課程において複数の指導教員が協働するオムニバス方式により論文指導を行うことも進める。

【授業形態と単位の関係】

・各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

【現状の説明】

本研究科修士課程・博士課程前期課程の授業科目は、専攻科目（演習科目と講義科目）、実習科目、共通科目から成る。演習科目は論文作成や研究方法等の指導にあたる科目、講義科目は専攻分野にかかわる諸理論や諸言説の講義にあたる科目、実習科目は目標言語の高度の運用力や高度の使用技術（通訳・翻訳など）の修得のための訓練にあたる科目、共通科目は専攻分野に関連する諸分野の理論や言説の講義にあたる科目である。科目単位数は、演習科目 2 単位、講義科目 4 単位、実習科目 2 単位、共通科目 4 単位となっている。修士課程・博士課程前期課程修了に必要な単位数は 32 単位であり、うち専攻科目 16 単位、実習科目 8 単位、共通科目 8 単位となっている。

博士課程後期課程の授業科目は、演習科目（特別演習）と講義科目（特論）から成る。演習科目は論文作成や研究方法等の指導にあたる科目、講義科目は専攻分野にかかわる諸理論や諸言説の講義にあたる科目である。科目単位数は、演習科目 4 単位、講義科目 4 単位であり、後期課程修了に必要な合計単位数は 16 単位（演習科目 8 単位、講義科目 8 単位）である。

【点検・評価…長所と問題点】

修士課程・博士課程前期課程の演習科目（論文指導科目）は 2 単位科目であり、連年履修により 4 単位取得が義務づけられているが、中核科目としては少ない単位数の配分である。このため修士課程・博士課程前期課程修了要件となる合計単位数を満たすには、それだけ履修する他科目数は増えることになり、教員の研究指導や学生の研究活動に時間的な制約をもたらす一因にもなっている。

【改善方策】

修士課程・博士課程前期課程の演習科目は 2 単位科目であるが、これを 4 単位科目に変更する。

【単位互換、単位認定等】

・国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学院設置基準第 15 条）

【現状の説明】

大学院学則第 8 条の 2 第 2 項では、他大学の大学院（外国の大学の大学院を含む）で修得した授業科目単位数は、10 単位を限度として博士課程修了に必要な単位数に充当することができるとしており、本研究科では、現実はこの規則の適用を受けて前期課程を修了した学生がいる。なお、入学前の既修得単位を認定する規則については、本学大学院では制度的に整備を行っていない。

【点検・評価…長所と問題点】

本研究科の学生で、国内外の大学院等での学修単位認定に関する本学大学院規則の適用を受ける者が多くでてきたことは評価できる。認定単位数は10単位が限度とされていることについては、他大学大学院で1年間履修するケースに当てはめて考慮すれば、修士課程・博士課程前期課程での認定単位数の上限を引き上げるのが妥当である。

【改善方策】

国内外の大学院等での学修単位数認定の限度については、本研究科修士課程・博士課程前期課程では課程修了に必要な単位数の半分程度、即ち14単位とし、博士課程後期課程では課程修了に必要な単位数の3分の1程度、即ち4単位とする。

入学前に本学・他大学大学院で修得した授業科目単位数を認定する制度を整備し、認定単位数の限度については、本研究科では前記と同じものとする。

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

・社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

【現状の説明】

大学院学則第4条第3項で、「各研究科の修士課程又は博士課程前期課程において、実務の経験を有する者に対して教育を行う場合で、教育研究上の必要があるときは、修業年限は1年とし、2年を超えて在学することはできない」と規定しており、実際にこの適用を予定する社会人学生も在学している。また、大学院学則第16条第2項では、「外国語学研究所博士課程後期課程英語学専攻及び博士課程後期課程日本語文化学専攻の修学年限に関しては、外国語学研究所委員会において優れた研究業績をあげたと認める学生については、これを2年に短縮することができる」と規定しており、実質的に2年間の在学で課程博士学位の授与を受けることができる。さらに、本研究科では、国内外の現職教員（小・中・高・高専・大）に対して、修士課程・博士課程前期課程1年修了コースを特別に設けている。

特に社会人と外国人留学生に向けては、土曜日開講、夏期集中講義、一部夜間開講等の便宜を図っている。

日本語文化学専攻博士課程前期課程の外国人留学生に対しては、入学に際して、通常の研究活動に必要な日本語能力を満たしているかを確認している。さらに、論文作成に求められる日本語の技能・技法を修得させるための実習科目（日本語文化学実習、日本語研究基礎実習）を設けている。

英語学専攻博士課程前期課程の外国人留学生に対しては、入学に際して、通常の研究活動に必要な日本語能力または英語能力を満たしているかを確認している。さらに、英語の論文作成に求められる英語の技能・技法を修得させるための実習科目（異文化コミュニケーション実習）を設けている。また、英語運用能力を満たしている外国人留学生のいるクラスでは、授業は英語で行うことにしている。

中国語学専攻修士課程の外国人留学生（次年度より受け入れ）に対しては、入学に際して、通常の研究活動に必要な日本語能力または中国語能力を満たしているかを確認することになっている。また、中国語能力のみを満たしている外国人留学生のいるクラスでは、授業は中国語で行うことにしている。

【点検・評価…長所と問題点】

博士課程後期課程の社会人学生、外国人留学生については、少ない定員枠での人数の占める割合が高くなっている中、ほとんど全員が成績優良者である。この背景理由として、日本語文化学専攻については、博士課程前期課程において講じられている日本語能力・技術を高める措置（実習科目の設置）が十分機能していることがいえる。また、国内外の現職教員で成績優秀な社会人学生に対し、修士課程・博士課程前期課程1年修了コースを設けることを機関決定している。

近年、本研究科修士課程・博士課程前期課程に入る社会人学生、外国人留学生の数は多くなっている中、順調に課程修了を果たすことのできない学生も出てきている。これらの学生は日本語能力・技術に劣る場合が多いことが問題である。

【改善方策】

日本語文化学専攻博士課程前期課程における日本語能力・技術の向上を図る実習科目をいっそう整備充実させ、英語学専攻や中国語学専攻の外国人留学生に受講させる。

B. 教育方法等**【教育効果の測定】**

・教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

【現状の説明】

教育・研究指導上の効果を測定するための方法は、学位論文の審査数とその評価レベル、研究論文の発表数とその評価レベル、口頭研究発表の数とその評価レベル、学位論文中間発表内容の評価レベル及び、課程修了後の進路状況に求めることができる。また、正課である授業科目の成績評価法による資質向上状況にも求めることができる。成績評価法は、試験、課題レポート、授業貢献度（授業内発表、授業内ディスカッションなど）がある。

大学院学生の研究発表状況は、学内外の学術研究誌への論文発表や学会での口頭発表などによって把握できる。学生の研究発表の機会を提供する学内の学術研究誌としては、本学刊行の『大東文化大学紀要』、本研究科刊行の『外国語学研究』、外国語学会刊行の『外国語学会誌』、語学教育研究所刊行の『論叢』、日本語文化学専攻刊行の『指向』などがある。これら学内刊行の学術研究誌および学外の学会や教育研究機関が刊行する学術研究誌への学生の論文投稿、さらに学内外の学会および各専攻での研究発表会における学生の口頭研究発表については、当該指導教員が把握し、教育・研究指導の効果を測定している。英語学専攻博士課程後期課程の学生には、博士の学位取得の前提要件として、全国規模の学会の学術研究誌（レフリー制のある）への論文2本の投稿が義務づけられている。学位論文については、本学図書館で開示され、外部からの客観的な測定を可能にしている。

【点検・評価…長所と問題点】

教育・研究指導上の効果を測定するためには、学生の研究発表状況調査（論文発表、口頭発

表)、学位取得または課程修了(単位取得満期退学を含む)状況調査、課程修了後の進路状況調査が客観的なもので、有効であろう。指導教員の教育・研究指導を踏まえた本研究科刊行の『外国語学研究』への学生の投稿は安定的充足の状況にあり、10本以上を数える。専攻別の研究発表会も定期的に行われ、活発な議論が展開されている。

なお、これらによる効果測定は結果としての測定であり、しかも指導教員が個別に把握している段階にあるので、この結果に至るプロセスでの効果測定法の導入と指導教員集団による把握に向けて方策を立てる必要がある。

【改善方策】

修士課程・博士課程前期課程では、内外の学会の学術研究誌への論文投稿や研究大会における口頭研究発表状況を、正課の学生の資質を検証する成績評価法に組み入れる手立てを講じる。また、教育研究指導の効果測定の基準を開発する。

- ・ 修士課程、博士課程、専門職学位課程修了者(修業年限満期退学者を含む)の進路状況
- ・ 大学教員、研究機関の研究員などへの就職状況と高度専門職への就職状況

【現状の説明】

各専攻における過去3年間の合計の進路状況は以下のとおりである。

英語学専攻

博士課程前期課程(合計13名) 進学2名、中高教員6名、一般企業・その他5名

博士課程後期課程(合計2名) 大学教員1名、中高教員1名

日本語学文化学専攻

博士課程前期課程(合計28名) 進学4名、中高教員2名、一般企業・その他22名

中国語学専攻

修士課程(合計9名) 進学1名、中高教員0名、一般企業・その他8名

(2009〈平21〉年3月末現在で報告があったもの)

【点検・評価…長所と問題点】

本研究科への入学者は、将来、教職を目指す者が圧倒的に多い。しかし、教員採用激減の時代にあっては厳しいものがあるが、現況の結果はおおむね健闘といえる。一般企業への就職は第2選択である場合がほとんどであるが、語学力や外国語学の専門的知識を武器に就職している。

【改善方策】

時代のニーズに対応して、高度専門職業従事者育成を指向する実務系の科目(通訳翻訳実技、教材開発実務)を充実する。

【成績評価法】

- ・学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

【現状の説明】

授業科目（演習科目、講義科目、実習科目、共通科目）の成績評価は、担当教員が各自の評価方法・評価基準に基づいて行っている。評価方法には、筆記試験、口頭試験、課題レポート、プレゼンテーション、授業貢献度（発言、予習など）があるが、これらを適宜、組み入れて総合的に評価している。

【点検・評価…長所と問題点】

教員各自が考えての授業内容や評価基準は基本的に尊重されるべきものとされている。ただし、各授業科目の特性に見合った授業の内容について、同一授業科目担当の教員間で一定の合意形成の必要がある。

【改善方策】

本研究科内で、複数教員が担当する同一科目の成績評価については統一した成績評価規範を整える。

【研究指導等】

- ・教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性
- ・学生に対する履修指導の適切性
- ・指導教員による個別的な研究指導の充実度

【現状の説明】

本研究科修士課程・博士課程前期課程、博士後期課程ではともに、修士論文・博士論文の作成指導に中心的な役割を果たす専攻科目として演習科目を配し、学位論文テーマ・内容にかかわって専門的知識の深化を図る専攻科目として講義科目を配している。修士課程・博士課程前期課程では、このほか、論文作成技術の向上を図る科目を実習科目群に組み入れ、さらに、専攻分野に関連する分野を扱う科目として共通科目を配置している。これら科目群ごとに課程修了要件となる合計単位数が定められており、学生は全種類の科目を履修することになっている。また、指導教員の担当する演習科目は、連年履修により単位を取得することが義務づけられている。

修士課程・博士課程前期課程では、1年次生に対しては、2年次に修士論文作成に専念できるよう、できるだけ多くの課程修了に必要な科目単位数を取得するよう指導助言している。修士論文テーマは、入学時の研究計画に基づいて指導教員と相談したうえ決定する。修士論文作成の進捗に寄与するための修士論文中間発表会を2年次に1ないし2回催している。専攻の専任教員と学生の全員が参加し、活発な質疑応答や意見交換が行われている。博士課程後期課程では、学位論文作成の進捗に寄与する目的のもと、演習科目担当教員で構成される学位論文指導委員会を定期的に開催している。各指導教員は、この委員会で得られた情報を担当する学生

の論文作成指導に有効に活かしている。

学位論文審査は、主査（指導教員1名）と副査（2名以上）のもとに行われる。副査には、当該専攻の授業科目担当教員が含まれるので、学生は学位論文作成に関して指導助言を受けやすい状況にある。指導教員1人当たりの担当学生数（修士課程・前期課程、後期課程とも）は1ないし2名であり、個別指導が徹底されている状況にある。

【点検・評価…長所と問題点】

修士課程・博士課程前期課程では、実習科目群に配した論文作成技術の向上を図る科目や外国語（日本語・英語・中国語）の技能技術の向上を図る科目は、とりわけ留学生や外国語で論文を書く学生にとって有効なものである。

論文作成指導の中核科目である指導教員の担当する演習科目が2単位科目で、しかも連年履修が義務づけられているため、その分、他科目を多く取って単位取得に時間を費やさざるを得なくなり、論文作成に向けてかける時間に不足をきたすきらいがある。

【改善方策】

修士論文作成に向けて、より時間をかけられるよう、2単位科目の演習科目を4単位科目に変更する。

本研究科では、とりわけアジア系留学生の在籍比率が高いことに鑑み、専門科目に対する基礎的理解力や日本語・英語での文章作成能力を高めるようメディアル教育指向の科目を論文作成指導基礎などの科目名で実習科目として配備する。

【教育・研究指導の改善への組織的な取り組み】

- ・教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント(FD)およびその有効性
- ・シラバスの作成と活用状況
- ・学生による授業評価の活用状況

【現状の説明】

本研究科では、研究科委員長を座長とする専攻主任会議が実質的にFD組織としても機能している。また、本学には全学的組織としてのFD委員会が設置されており、その委員に本研究科を代表する教員1名が送り込まれており、当該委員の報告を受けた研究科委員長が専攻主任会議においてFD活動のあり方等について諮問する体制を取っている。

教員の資質向上の具体化策として、外部講師を招聘しての講演会、シンポジウム、ワークショップなどを開催している。また、本研究科発行の学術研究誌『外国語学研究』への論文の投稿を教員に対し積極的に勧めているとともに、教員自らが資質向上を考えるための参考に資するべく、外部講師が行った講演の内容やシンポジウムなどで発言した内容を同誌に掲載している。

本学ホームページに掲載の電子シラバスは充実の度を増しており、その利用は当然になってきている。そのほか、手軽な利便さから本研究科単独に発行している『大学院外国語学研究所

案内』にもシラバスを紹介している。留学生への利便に配慮し、英語版も同誌に掲載している。

本学が評価事項を統一した紙面法による授業評価は大学院では行われていない。大学院での少人数クラスは、教員と学生とが緊密なコミュニケーションが取れるので、共同で授業づくりが営まれている環境であることが主な理由である。

【点検・評価…長所と問題点】

外国語学部代表の学内 FD 委員の情報をも取り入れて、研究科委員長が専攻主任会議に FD 活動のあり方等を諮問するのは機能的だといえる。また、全学の FD 委員会に大学院も含まれることになり、外国語学研究科選出の FD 委員も決定している。

全学的な取り組み体制のもとにシラバス作成への方向づけのもと、学内統一基準に準拠して、履修学生が的確に内容を捉え、判断できるようにした。

大学院教育の独自性から見て、現行の（学部教育に実施されている）授業評価アンケートを大学院教育にも適用するには難しい側面があり、問題点として検討を要するところである。

【改善方策】

大学院の FD 活動として、教育・研究指導法、シラバス作成、授業評価法などの改善方策について一元的な取り組みを行う。

C. 国内外との教育研究交流

【国内外との教育研究交流】

- ・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

【現状の説明】

本研究科各専攻では、毎年、国内外の大学等の教育・研究者を招聘し、研究大会、講演会、シンポジウム、ワークショップなどを催している。これらは学生の学問的啓発、新しい知見の獲得、視野の拡大などに寄与する有益な機会となっている。

日本語文化学専攻では、例年、長・短期とも、海外交流協定校から交流教員や交流学生を迎え入れている。交流教員は授業活動にも一部参加し、交流学生は大学院研究生や大学院学生となっている。一方、日本語文化学専攻からは短期にわたり海外交流協定校に赴き、講演や研究指導を行っている。中国語学専攻では、海外交流協定校である中国の大学から客員教員を迎え入れている。英語学専攻では、特任教員にネイティブ・スピーカーを採用している。

本研究科では、本学の海外留学奨学金制度に基づき、例年、数名の学生を海外交流協定校などに留学させている。また、私費留学も大いに推奨しており、私費留学や奨学金留学を問わず、本学の単位互換制度を適用している。

大学院学則第8条の2第1項は、国内外大学大学院とあらかじめ協議のうえ、学生に大学院の授業科目を履修させたり、研究指導の一部を受けさせたりすることができるとしており、本研究科では、これに基づいて、例年、学生を海外大学大学院に留学させている。留学の形態は、公費（本学の海外留学奨学金制度の適用を受ける場合）と私費留学があるが、本研究科はそのいずれも強く推奨し盛んであり、公費留学のほうは、他研究科で該当がない場合は所定の割当て人数枠を超えて特別配分を受けてきている。

公費留学の場合には、帰国後、1年以内にその成果を留学先の言語による発表を義務づけている。また、単位互換については、同学則第8条の2第2項に基づき、10単位を限度として単位互換の認定を行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

海外交流協定校や海外留学推薦校の意欲的な開拓のもとに、公費・私費留学生を送り出している。留学志望者の多さに比べ、公費留学生の人数枠の少なさが問題点である。

海外大学の教育・研究者を招聘しての講演会やワークショップを積極的に進めてきた。ただし、予算的な措置にかげりが生じており、縮小の余儀なきに至っている。

【改善方策】

外国語学研究科の性格からしても海外留学志望者が必然的に多いところであるので、外部機関・団体からの留学資金の獲得を課題にするなど工夫する。

D. 学位授与・課程修了の認定

【学位授与】

- ・修士・博士・専門職学位の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性
- ・学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

【現状の説明】

外国語学研究科の修士の学位授与状況は、1999（平 11）年度に本研究科が創設されて以来2008（平 20）年度までで合計168人となっている（学位授与者数の表を参照）。

修士の学位は、本研究科に2年以上在学し（1年制コースは除く）、所定の修了要件に基づき、合計32単位を取得し、修士論文の審査および最終試験に合格した者に対し授与される。

修士論文審査および最終試験は、主査1名、副査2名で構成された審査委員会が当たる。主査は指導教員が当たり、専攻分野にかかわる授業科目を担当する教員の中から副査2名を指名し、研究科委員会の承認を得て決定する。審査委員会は、論文審査と最終試験の結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会ではこの報告に基づいて合否判定の審議を行っている。

修士論文に代替する課題論文については、修士論文を読み替えた扱いをすることで、審査・審議の手続きは修士論文の場合と同様である。

修士論文の提出予定者に対し、修士論文中間発表会（年1回以上）において論文の進捗状況等の発表を義務づけている。中間発表会には授業科目担当教員全員および大学院生全員が出席し、質疑応答、指導・助言等が交わされる。また、課題論文の提出予定者に対しても、この中間発表会での発表を義務づけている。

＜外国語学研究科 学位授与者数（修士課程・博士課程前期課程）＞

年 度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	計
中国語学専攻	6	6	3	10	5	5	4	2	3	44
英語学専攻	7	2	5	14	7	5	2	6	7	55
日本語文化学専攻	5	8	9	8	6	7	5	10	11	69
計	18	16	17	32	18	17	11	18	21	168

（基礎データ調査 表7「大学院における学位授与状況」を参照）

英語学専攻は、2005（平17）年度に博士課程後期課程を設置し、4名の入学者を受け入れているが、完成年度に当たる2007（平19）年度には単位取得満期退学者を1名出している。日本語文化学専攻は、2007（平19）年度に博士課程後期課程を設置しているため、現在、学位取得者および単位取得満期退学者は出していない。

博士論文審査および最終試験は、主査1名、副査2名以上で構成される審査委員会によって行われている。指導教員が主査となり、副査2名以上を指名し、研究科委員会の承認を得て決定される。なお、副査に学外の研究者を含むことができる。審査委員会は、論文審査と最終試験の結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会ではこの報告に基づいて合否判定の審議を行っている。

審査に付される学位論文は審査委員会によって最も優秀なものから順にA、B、C、Dの4段階評価のいずれかの査定を受けている。なお、Dは不合格である。

博士論文は本学図書館に所蔵し、学内に公開されている。修士論文は本学図書館および大学院事務室に置いて、学内に公開されている。

【点検・評価…長所と問題点】

学位審査は、本学学位規定に基づいて、適正に行われている。学位審査の透明性・客観性を高めるために、修士課程・博士課程前期課程では修士論文中間発表会が催され、専攻の全教員と全学生が参加する中で、指導助言活動が展開されている。後期課程では、博士論文作成指導委員会が開かれ、指導教員間の合意形成が図られている。

修士課程入学の学生は、そのほとんどが標準修業年限で修士の学位を取得している。標準修業年限を超えてから学位を取得している者も若干いるが、学位審査の厳格さを裏付けるものである。

修士課程・博士課程前期課程における修士論文中間発表会を2年次に1回行っているが、この発表会を契機に論文テーマを変更する者が例年見られるのは問題である。

【改善方策】

修士課程・博士課程前期課程、博士課程後期課程を問わず、論文中間発表会に準ずる発表会を催し、一層きめ細かな論文作成指導に徹する。

【課程修了の認定】

・標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

【現状の説明】

修士課程・博士課程前期課程の学生について、優秀な社会人学生であることを研究科委員会が認めれば1年で修士課程・博士課程前期課程を修了し、修士の学位を取得することができる。その場合、通常、連年履修とされる2年次配当の演習科目の単位は取得されたものとして扱われる。

英語学専攻では社会人学生に対し、高い英語資格を取得し、かつ修士論文に代わるリサーチペーパーを提出すれば、1年で博士課程前期課程を修了し、修士の学位を取得することができる制度を設けた。また、本研究科では、小・中・高・大学等の現職専任教員を対象にした標準修業年限1年で修士の学位を取得できるコースの制度を設けた。いずれの制度においても、通常連年履修とされる2年次配当の演習科目の単位は取得されたものとして扱われる。

博士課程後期課程の学生について、優秀な社会人学生であることを研究科委員会が認めれば標準修業年限を2年以上3年未満まで短縮することができる。

【点検・評価…長所と問題点】

修士課程・博士課程前期課程の優秀な社会人学生に対する標準修業年限短縮制度は、就学機会の拡大による人材育成に寄与するものとして評価できる。ただ、1年でほぼ2年分に相当する修了要件単位数を揃えることは研究活動時間の確保のうえからも、かなり困難であることがいえる。

【改善方策】

修士課程・博士課程前期課程の優秀な社会人学生に対する標準修業年限短縮制度は、中国語学専攻、英語学専攻及び日本語文化学専攻において、2010（平 22）年度から導入されることが決まっている。また、修了要件単位数は緩和の措置を取る。

5. アジア地域研究科

アジア地域研究科では、＜アジア人の立場からアジアを見る＞ことを旗印に、アジア各地域の問題を多面的に学ぶとともに、アジアに共通する課題を実証的に研究し理解を深めていくことを目的としている。この目的に基づき、政治・経済のグローバル化と人間の国際的移動、民族のアイデンティティーの模索が交錯する世界にあって、現代的課題への幅広い視野と、アジアの伝統的価値について十分な理解力をもった人材の育成を目指している。

到達目標

1. 教育課程等

- (1) 博士課程前期課程においては、政治、経済、社会、歴史、文化、芸術のディシプリン（専門分野）の修得をもとに、＜アジアの現代化＞と＜アジアの伝統社会の再生＞を2本の柱に研究を進める。博士課程後期課程においては、前期課程での研究の蓄積のうえに、さらに深化したディシプリンと地域言語の高度な運用能力の獲得をはかる。
- (2) この教育により、国内および海外において研究者や実務家として第一線で活躍できる人材を育成する。また、日本とアジア諸国の関係がさらに多面的に緊密化しつつある現代世界において、外国人留学生がアジア諸国と日本との架け橋になり、国際交流の中核的役割を果たせるようにする。
- (3) 博士課程の前期から後期を通じ、ディシプリン研究、地域言語能力、地域研究方法の総合化、深化、高度化を目指して教育課程の設定を行う。

2. 教育方法

- (1) ＜アジアの現代化＞と＜アジアの伝統社会の再生＞という課題が生み出す問題群を、地域研究の方法を通して具体的かつ構造的に把握できるように、「ディシプリンの修得」「フィールドワーク・留学」「地域言語・英語」を有機的に組み合わせた教育を行う。
- (2) 「ディシプリンの修得」は、問題群を理論的に整理し自己の研究テーマを絞り込む際にも、また分析結果を理論にフィードバックするためにも重要な役割を果たすものである。ディシプリン別に配置される専門科目を効率的に履修させるとともに、演習科目における徹底した指導によってディシプリンの修得をはかる。
- (3) 「フィールドワーク・留学」は、地域横断の共通科目「地域調査方法論」を履修したうえで、アジア各地の提携校と緊密に連携しながらオリジナルな資料・情報を収集し、その成果を修士論文や博士論文の執筆に活かせるよう指導する。
- (4) 「地域言語・英語」は、地域研究の重要な一環として、専門科目での外書講読等を通して、高度な運用能力の習得をはかる。

3. 国内外との教育研究交流

- (1) 国内外の学会や研究会に積極的に参加するよう指導するとともに、院生研究報告会での報告や参加を義務づけ、発表能力を向上させる。
- (2) レフェリー制のある学術雑誌への投稿を奨励し、研究水準の向上を推し進める。
- (3) 院生と教員が共同で編集するアジア地域研究科機関誌『大東アジア学論集』をさらに充実させ、継続的に研究成果を公表できるように指導する。

(4)「フィールドワーク・留学」を充実させるために、海外の提携校との協力体制を整備する。

4. 学位授与・課程修了の認定

(1) 研究科委員会での定期的な議論を通して、教員間での学位の質確保と学位授与促進についての共通認識を醸成する。

(2) これまで不明瞭であった課程博士と論文博士の審査基準を明確化し、一定の質を確保しつつ、学位申請を積極的に奨励する。

A. 教育課程等

【大学院研究科の教育課程】

- ・大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連
- ・「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性
- ・「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

【現状の説明】

アジア地域研究科の博士課程前期課程では、政治、経済のグローバル化と民族・国民のアイデンティティーの模索・強化が交錯して展開する最近の世界情勢に鑑みて、幅広い国際的視野をもつと同時に、アジアの伝統規範の再生に対しても十分な理解力をもつ人材を育成することを目指している。このような目的に即して＜アジアの現代化＞と＜アジアの伝統社会の再生＞を軸にして、アジア各地域の問題を多面的に学ぶ。博士課程後期課程でもまた、上記2つの視点から、躍動するアジアのダイナミズムと伝統規範をより具体的に追究する。

本研究科の2008（平20）年度までの「旧カリキュラム」は、アジア地域を5地域（東アジア、東南アジア、南アジア、西アジア、アジア地域共通）に分け、さらに地域をそれぞれ3つのコース（現代化、伝統社会、言語文化）に分け、そこに多数の科目を配列したため、担当者のはりつけができない休講科目が数多く生じる等の問題があった。

そこでカリキュラムを早急に見直し、形骸化した開講科目と教員の配置をスリム化、効率化できるよう配慮し、2009（平21）年度から、本研究科が目指す教育方針を踏まえた新カリキュラムに改定した。すなわちディシプリンに基づいた研究を推進するために学問体系を社会科学と人文科学の2つの分野に大別し、前者を政治研究、経済研究、社会研究の3専攻（コース）に、後者を歴史研究、文化研究、芸術研究の3専攻（コース）に分ける。専攻科目には演習科目のほかに講義科目を各2科目ずつ12科目配列し、このほかに「地域調査方法論」などの関連科目を配列している。院生には研究対象国への留学やフィールドワークの実施を奨励している。

このように、本研究科のカリキュラムは、近年、急速に変容しつつあるアジア地域の政治・経済・社会、歴史・文化・芸術に関して、文献資料にもとづく研究に加え、現地事情に精通し、

フィールドワークの経験をもち広く国際的に活躍できる人材を育成するために改定されたものである。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 長所

2009（平 21）年度からカリキュラムを改定し、学問体系を社会科学と人文科学の 2 つの分野に大別し、研究を推進している。これにより、ディシプリンの理解が深まるので、研究結果の理論へのフィードバックが促進され、研究水準が高まることが期待される。

2. 問題点

①受講者の間の日本語能力や専門科目についての理解力が大きく異なる場合、シラバスに記載した教授方法・内容通りに授業を行えないケースがある。

②新カリキュラムでの履修方法がまだ十分には理解されておらず、履修上の混乱がみられる。

③外国人留学生のなかには日本語能力が十分ではなく、ディシプリンの弱い院生がいる。

④博士論文の申請者数は低迷している。

【改善方策】

1. 日本語能力や専門科目の知識が異なる受講生が履修することに配慮し、授業での教材、教授方法、教授内容を決定する。

2. 新カリキュラムの履修にあたっては、他研究科との科目相互乗り入れを積極的に利用できるように、入学時における履修ガイダンスを充実させる。

3. 外国人留学生の日本語能力の向上とディシプリンの理解を強化するために、ティーチング・アシスタント（TA）制度を活用し、日本語能力を向上させる。

4. 博士論文申請者数の低迷を打開するために、研究科委員会は申請資格をもつ院生に対して申請にいたるまでの計画書を提出させる。院生は定期的に指導教員に対して論文作成の進捗状況を報告する。それに基づき、指導教員は申請が速やかに進むようきめ細かな指導を行い、申請者数を増加させる。

- ・ 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係
- ・ 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性および両者の関係

【現状の説明】

1. 学部の教育内容との関連性

アジア地域研究科は、国際関係学部における教育を基礎とし、さらに高度かつ専門的な研究と教育を行うことを目的として設置された。国際関係学部では、英語に加え、アジアの地域言語である中国語、韓国語、インドネシア語、タイ語、ベトナム語、ヒンディー語、ウルドゥー語、ペルシア語、アラビア語の 9 言語を選択必修とし、各地域の政治、経済、社会、歴史、文化、芸術に関する教育に携わっており、大学院教育との関連は強い。

2. 博士課程前期課程の教育内容と博士課程後期課程との関連性

博士課程前期課程では、国際関係学部教育内容をもとにしてさらに高度な教育を行う。すなわち、政治、経済のグローバル化と民族・国民のアイデンティティの模索・強化が交錯して展開する最近の世界情勢に鑑みて、幅広い国際的視野をもつと同時に、＜アジアの現代化＞と＜アジアの伝統社会の再生＞を軸にして、アジア各地域の問題を多面的に学ぶ。博士課程後期課程でも、上記2つの視点＜アジアの現代化＞と＜アジアの伝統社会の再生＞から、躍動するアジアのダイナミズムと伝統規範をより具体的に追究し、広域にわたる共通の問題に関する研究を一層深める。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 長所

国際関係学部基礎を置く大学院として、院生の学修の高度化を促進できる教育課程と内容が整備されている。

2. 問題点

①学部と大学院における教育内容は連関しているが、学部講義の受講指導や単位認定は行っていない。

②「地域調査方法論」などの各専攻を横断する科目については、院生のニーズをいまだ十分には把握していない。

【改善方策】

1. 学部で開設されている科目のなかで、大学院での研究・教育にとって有益な科目を割り出して受講指導を行う。

2. 各専攻を横断する科目についての院生の要望を聴取したうえで、それらの整理や増設を進める。さらに、学内の大学院間の科目交流を進める。

・博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

【現状の説明】

アジア地域研究科では、入学生は政治、経済、社会、歴史、文化、芸術の6つの専攻科目の中からひとつを選び、演習担当教員の演習指導と関連科目担当教員の助言のもとで研究を行う。 Semester制（半期授業科目導入による制度）を有効に活用し、海外への留学やフィールドワークを活用し研究の向上をはかっている。院生は所定の年限の在籍、必要単位数の取得及び学位論文と最終試験の合格により、学位が取得できる。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 長所

①入学から学位取得まで教育・研究指導システムは適切に整備されている。

②Semester制を導入したので、日本人学生の海外への短期留学やフィールドワークのみならず、海外からの留学生の受け入れも行きやすくなった。

2. 問題点

Semester制の利点として意図した海外への短期留学やフィールドワークなどが十分に活用されていない。

【改善方策】

Semester制の利点を周知徹底し、留学やフィールドワークを促進することを通して、本研究科における教育効果を高める。

【授業形態と単位の関係】

・各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

【現状の説明】

アジア地域研究科では、専攻科目として演習科目のほかに講義科目を各2科目ずつ6コースに分け12科目配列している。このほかに「地域研究特殊講義1（地域調査方法論）」などの関連講義科目を配列している。院生には研究対象国への留学やフィールドワークの実施を奨励している。留学先の大学院で取得した授業科目の単位は、本研究科の授業科目の単位に認定できる。フィールドワークは演習科目の単位に含まれる。

演習科目は通年科目（週1コマ4単位）、講義科目は半期単位（週2コマ4単位）に設定している。

①博士課程前期課程の修了要件は32単位とする。専攻科目は、1・2年次を通して演習指導教員の演習科目8単位を必ず履修しなければならない。講義科目は、専攻科目1科目を必修としその他5科目20単位を履修しなければならない。本学の他研究科で取得できる単位は最大12単位とする。

②博士課程後期課程は研究論文作成4単位及び研究演習8単位である。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 長所

①6つのディシプリンに沿い専攻科目を配列しているため、専攻する学問分野を深く研究できる。

②演習科目は8単位、専攻の講義科目は8単位、合わせて16単位を履修することにより、専攻分野の研究を深めることができる。

2. 問題点

授業科目の単位計算方法について、特に問題点はない。

【改善方策】

特にない。

【単位互換、単位認定等】

・国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学院設置基準第15条）

【現状の説明】

アジア地域研究科では、指導教員が必要と認めた場合には、本学他研究科の科目からは最大12単位を履修することができる。また海外留学の場合には、留学先の大学院で取得した授業科目の単位は、本研究科の授業科目の単位に交換できるよう配慮している。しかし、留学に出る院生が少ないために、これまでに留学先で科目を履修したものはいない。

【点検・評価…長所と問題点】

問題点

①他研究科の設置科目の情報が少なかったために、他研究科設置科目の履修はほとんどなかった。

②本研究科院生で、留学する者が少ないために、これまでに留学先で科目を履修したものはいない。

【改善方策】

1. 本学の他研究科の科目の履修については、入学ガイダンスの際に周知徹底するとともに、指導担当教員の判断によって他研究科の科目で研究上有効なものを活用するように指導を行う。

2. 留学先の大学院で取得した授業科目の単位の認定についても院生に周知徹底し、その制度を積極的に活用する。

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

・社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

【現状の説明】

アジア地域研究科では、社会人、外国人留学生を対象とした特別の教育課程は組まれていない。社会人の入学者はほとんどいない。しかし、外国人留学生については、演習指導教員による指導のほか、本学の学則規程にもとづくティーチング・アシスタント（TA）が個別に対応してレジュメ・レポートや論文草稿の点検などに携わり、日本語能力向上に役立つよう配慮している。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 長所

社会人や外国人留学生が入学しやすいように、 Semester制を設けている。

2. 問題点

①社会人の入学者はきわめて少数であるほか、専門科目に関する基礎的知識が不十分なため、その補講が必要である。

②外国人留学生のために特別の教育課程が制度化されていないために、演習担当教員に個人的に負担がかかる結果になっている。外国人留学生については日本語文章表現能力の向上が必要である。

③外国人留学生のためのティーチング・アシスタント（TA）の制度は存在しているが、日本語能力向上のためのサポート体制が不十分なために、その制度は十分に活用されていない。

【改善方策】

1. 社会人の入学者が専門科目に関する基礎的知識を補充できるように、演習担当教員は科目履修の際に、効果的な履修科目の組み合わせを指導する。

2. アジア地域研究科は外国人留学生を多くかかえているので、外国人留学生のための日本語能力、とくに論文作成などの文章表現能力向上にむけた日本語教育の特別科目を設置するとともに、他研究科で開設されている日本語能力向上に役立つ科目の履修を奨励する。

3. ティーチング・アシスタント（TA）に対して、留学生の日本語学習をサポートするための技術を学習してもらうとともに、留学生がこの制度を積極的に活用するように、留学生に対する個別の働きかけを強化する。

B. 教育方法等

【教育効果の測定】

・教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

【現状の説明】

アジア地域研究科では、博士課程前期課程においては、授業は講義、演習形式で行い、担当教員が試験、レポート、授業中の発表等に基づき院生の学問的理解度を測定して採点する。博士課程後期課程においては、演習指導教員が平素から院生による研究報告に基づいて進捗状況を把握し、研究水準を重要指標として評価を行う。さらに院生による研究報告会を実施し、修士論文提出予定者と博士課程の院生に研究発表を課すとともに、授業の一環として院生の研究報告会への出席を義務づけ公開討議と相互研鑽の場を設け、指導教員をはじめとする全教員が出席して発表者に対する指導や助言を行っている。さらに、アジア地域研究科紀要『大東アジア学論集』への投稿を促進している。担当教員はこれらの指導を通して院生の学力の到達度を確認し、最終的には学位論文の水準に達しているかどうかを測定し確認することになる。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 長所

①指導教員や講義科目担当者による授業評価のほかに、院生の研究報告会を実施し、教育効果の測定に反映させている。

②『大東アジア学論集』への投稿を推奨しており、毎年多くの投稿がある。

2. 問題点

教育効果を測定するために、学外の学会や学会誌への投稿を重視しており、そのことは適切であるが、その対象とすべき成果物がない、もしくは不十分であることが問題である。

【改善方策】

演習担当教員は、院生を受け入れる際に、院生の研究テーマに沿う学会を紹介し、学会における研究発表や論文投稿を院生の研究計画に組み込むように指導し成果の測定を見極める。また、演習担当教員は、院生に対し院生研究報告会での発表に備えて十分な指導を行い、院生研究報告会での教員からのアドバイス等を踏まえて、個々の院生の研究や論文作成の進捗の度合いを測定し、演習や論文指導に活用する。

- ・ 修士課程、博士課程、専門職学位課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況
- ・ 大学教員、研究機関の研究員などへの就職状況と高度専門職への就職状況

【現状の説明】

博士課程前期課程の修了者の多くは、修了後に就職をしたり、帰国したり、他大学や海外の大学院へ進学するなど進路は多様である。このため修了後の進路の現状を正確に把握していない。

博士課程後期課程の修了者はまだ人数が少なく、演習担当教員においては進路の現状を把握している。本研究科全体として、進路状況についての調査は行っていない。

【点検・評価…長所と問題点】

問題点

①研究科としてこれまでに、修了者の進路について何の調査も行っていない。そのため、研究科として修了者の進路について体系的な把握ができていない。

②大学教員、研究機関の研究員などへの就職状況と高度専門職への就職状況についても、研究科としては把握が困難である。

【改善方策】

1. 修了者の進路については演習指導教員からの情報を集約し、研究科として全体状況を早急に把握する。また、進路調査は毎年実施し、情報を更新する。

2. 院生に対する修了後の進路指導を演習指導教員に任せるだけでなく、研究科としても情報提供を行い、進路指導をサポートする。

【成績評価法】

- ・ 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

【現状の説明】

演習指導教員および講義科目担当教員が各自の指導方針に基づいて成績評価を行い、シラバスにおいて研究科の全科目について成績評価法を公開している。評価方法は、原則として試験、レポートの提出、出席状況、授業中の発表や発言などを総合的に勘案し評価している。S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下）の5段階で評価を行う。大学院担当教員は28名（2009〈平21〉年度）いるが、院生の受講生が少ないため少人数制授業で個別指導が行き届いており、学生の適性や能力に応じた指導が行われている。

【点検・評価…長所と問題点】

問題点

- ①シラバスにおける成績評価法の記載には科目間で特性があり、院生に分かりづらい。
- ②教員により成績評価の基準が異なっている可能性があるが、評価基準についての情報交換はこれまで行っていない。

【改善方策】

1. シラバスにおける成績評価法の記載を、より統一かつ詳細に行う。
2. 教員間で情報交換を進め、統一した基準を作成し評価を行うようにする。

【研究指導等】

- ・教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性
- ・学生に対する履修指導の適切性
- ・指導教員による個別的な研究指導の充実度

【現状の説明】

アジア地域研究科では、院生に対して入学時に教員による履修指導のためのガイダンスを実施し履修科目の確認を行う。演習指導教員は研究テーマの適切性について確認し履修指導および論文指導を行う。留学や現地でのフィールドワークの実施を奨励し、準備講座として関連科目に「地域調査方法論」を開設している。留学や現地でのフィールドワークを実施している学生については、郵便・電話・インターネットによる交信などの方法により指導を行っている。

留学生については、演習指導教員による指導のほか、本学の学則規程にもとづくティーチング・アシスタント（TA）が個別に対応してレジュメ・レポートや論文草稿の点検などに携わり、日本語能力向上のサポートに役立つよう配慮している。修士論文提出予定者には院生研究報告会での発表を義務づけ、公開討議と相互研鑽の場を設けている。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 長所

本研究科では院生数は比較的少ないので、多くの演習や講義科目において、少人数でのきめ細かな指導ができています。

2. 問題点

①2009（平 21）年度から実施されている新カリキュラムについての演習担当教員の認識はまだ浅く、とくに前期課程入学者の履修科目指導がうまく行われていない。

②博士課程前期課程の院生のほとんどは、3年以内に修士論文を提出しているが、後期課程については博士論文審査の申請が、これまで2件しか行われていない。

③日本人、留学生、社会人の混在する授業が多数あるが、その際の授業運営に関するノウハウがまだ教員間で共有されていない。

【改善方策】

1. 入学者全員を対象とする入学時における履修指導のガイダンスをよりわかりやすく実施するとともに、演習科目担当教員に対して新カリキュラムにおける履修上の注意点を繰り返し説明する。

2. 修士論文の作成に役立つ「修士論文作成のための手引き」などのマニュアルを充実させる。また、定期的な学会での発表や学会誌への投稿を奨励するなど平素の指導を充実させ、博士論文の申請数を増加させる。

3. 日本人、留学生、社会人の混在する授業の運営に関して本研究科の教員間での情報交換を進め、それを教材の選択や授業運営に活かせるようにする。

【教育・研究指導の改善への組織的な取り組み】

- ・教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント(FD))およびその有効性
- ・シラバスの作成と活用状況
- ・学生による授業評価の活用状況

【現状の説明】

1. FD への取り組み

2009（平 21）年度に規程改正が行われ、大学院も全学 FD 委員会に包含することとなり、本研究科も委員を選出した。そこで本研究科では、教員の教育研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（FD）に備え、改善すべき問題点の割り出しを進めている。

2. シラバス作成

アジア地域研究科のシラバスは「講義の内容」「授業計画」「教科書・参考書」「成績評価の方法」を記載している。『教授要項』に掲載しホームページでも公開している。

3. 学生による授業評価

アジア地域研究科では院生数が各学年 10 名以下と少人数であるため、学生による授業評価は行っていない。

【点検・評価…長所と問題点】

問題点

①個々の教員が院生に対して適切な指導を行うよう努力しているが、これまでFDを実施していなかった。

②シラバスを公開し活用しているが、【成績評価法】で記述したように、成績評価の基準が統一的とはいえない。学生による授業評価を行っていないため、学生自身の考え方や要望などが教育研究指導に反映されていない。

【改善方策】

1. 本研究科にFD委員会を設置するとともに、全学的FD委員会への参加を通して、大学院教員の教育・研究指導法の改善の組織的取り組みを積極的にすすめていく。

2. ホームページでのシラバスにおいて、情報の更新を随時行う。学生による授業評価を実施し、授業の教材選択や運営方法などの改善に役立てる。

C. 国内外との教育研究交流**【国内外との教育研究交流】**

・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

【現状の説明】

アジア地域研究科では、本研究科の特色を生かし、海外の大学院への留学や現地でのフィールドワークの便宜を図るため、海外の大学院4校、上海師範大学（中国）、ベトナム国家大学・ハノイ校（ベトナム）、パジャジャラン大学（インドネシア）、ジャワールハルラール・ネルー大学（インド）と学術交流協定を締結している。また、国際関係学部附置の現代アジア研究所が招聘している外国人研究者による講義や研究報告を通じ研究教育交流を図っている。毎年アジア地域研究科紀要『大東アジア学論集』を発行し、院生、教員、外国人研究者の教育・研究の国際交流活動状況を公表している。

【点検・評価…長所と問題点】

問題点

海外の大学院4校と学術交流協定を締結しているが、院生の海外への留学やフィールドワークの際に提携校と実際に連携することはこれまでほとんどなく、院生が留学やフィールドワークを希望する地域には提携校がない。

【改善方策】

留学やフィールドワークの受け入れについて提携校の担当教員や職員と定期的に確認をとり、提携関係を機能的なものとしていくとともに、学術交流協定を結んでいる海外の大学院を現在の4校からさらに増やす。

D. 学位授与・課程修了の認定

【学位授与】

- ・修士・博士・専門職学位の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性
- ・学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

【現状の説明】

アジア地域研究科では、博士課程前期課程の修了要件は、演習科目 8 単位および講義科目 24 単位の合計 32 単位、博士課程後期課程の修了要件は、研究論文作成指導 4 単位および研究演習 8 単位の合計 12 単位である。学位授与については、提出された修士および博士の学位請求論文のそれぞれについて、修士論文は、主査と 2 名の副査の 3 名、博士論文は、主査（演習担当教員）と 2 名以上の副査の 3 名以上からなる審査委員会を設置して、厳正に論文審査を行ったのち、学位請求者に口述試問を実施している。

学位の認定に際しては、修士論文では、アジア諸国が 21 世紀の動向にどのように影響を与えるかという視点やアジアの伝統規範の再生に十分な理解を持っているかどうかを主たる判断基準とし、さらに博士論文では、国際的視野にたつて激動するアジア地域の政治、経済、社会現象を高度の専門性をもって科学的に分析し、アジアの伝統規範の再生を理解する高度の知識を有しているかどうかを主たる判断基準としている。

（基礎データ調書 表 7「大学院における学位授与状況」を参照）

【点検・評価…長所と問題点】

1. 長所

学位の審査は複数の審査委員による合議に基づき慎重かつ厳正に行われ、審査過程の透明性は確保できている。

2. 問題点

博士課程後期課程が 2001（平 13）年度に発足し、3 年を経過した 2004（平 16）年度以降 2008（平 20）年度までの 5 年間に博士学位授与者は 2 名に過ぎなかった。

【改善方策】

今後さらに積極的にアジア各地におけるフィールドワークや留学研修、共同研究プロジェクトへの学生の参加などを通して実践的な教育方法を充実させ、アジアを舞台に国際的に活躍できる高度の専門性と実践力をもった人材を育成し、国際的に認知・評価される博士号学位取得者を増加させる。

【課程修了の認定】

- ・標準修業年限未滿で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

【現状の説明】

アジア地域研究科では、2004（平 16）年度から博士課程前期課程において標準修業年限未満で修了することを認めている。

【点検・評価…長所と問題点】

長所

博士課程前期課程における在学短縮の規定を有効に活用し、修士の学位を取得し、研究職業上のスキルを短期間に上げることのできたケースがある。

【改善方策】

特段の必要はないと考える。

6. 経営学研究科

経営学研究科は、①社会的、時代的要請に対応し、学部教育の成果の上に立った、経営、情報、会計、商学に関する高い専門性・研究能力と問題解決能力を備えた、実践的な能力を発揮できる高度な専門的職業人を養成すること、②社会で活躍している職業人に対して、実践的知識と経験を理論的に体系化する高度な経営理論に関する教育・研究の機会を提供することを目的として、設立・運営されている。

専攻科目では、ITやネットワーク社会、あるいはグローバル社会などの環境の変化を意識した、学際的広がりを持つ理論的研究と実証的な側面からの研究が行われている。

到達目標

1. 教育課程等

- (1) 広く門戸を広げ、一般学生に加えて社会人や外国人留学生などの多様な入学生を積極的に受け入れ、建学の精神である「東西文化の融合」の礎を形成する。
- (2) 授業および研究指導の内容や方法について、常に点検し、組織的に改善を行えるようにする。
- (3) 理論的、実践的な専門教育の実現と、職業人の能力再開発を目指す。

2. 教育方法

- (1) 学生が本研究科およびその個人の目的とする知識・理論体系を身につけることができるような教育を施す。
- (2) 博士課程前期課程および博士課程後期課程における本研究科の修士論文規定ないしは博士論文規定を満たすことのできる論文を修めることができる論文指導を行う。
- (3) 時代的要請に対応した高い専門性・研究能力と問題解決能力を備えた、実践的な能力を養成する。
- (4) 経営、情報、会計、商学に関する専門的・実戦的知識をビジネス社会で発揮するための知識とスキルを養うために、時代に適合したテクノロジーを利用した教育を行う。

3. 国内外との教育研究交流

- (1) グローバル社会といわれる中で、国際化への対応および国際交流を積極的に推進する。
- (2) 他大学との研究・教育に関する連携および共同研究を促進する。

4. 学位授与・課程修了の認定

- (1) 学位授与に関する審査基準を明確化する。
- (2) 論文作成にあたっては、主査・副査が情報を共有し、効果的な仕組みを構築する。

A. 教育課程等

【大学院研究科の教育課程】

- ・大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連
- ・「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性
- ・「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要の高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

【現状の説明】

経営学研究科は2003（平15）年度に設置されたが、現行のカリキュラムは、設置当初のカリキュラムを基礎として2007（平19）年度に改定したものである。特に社会的、時代的要請に対応した人材育成を行うべく、適宜、社会の変化に対応した研究指導科目を設置できるように整備するとともに、研究指導教員を増強し、教育・研究面での充実を図ったものである。

本研究科は、現代社会の目まぐるしい環境の変化に対応できるような人材を育成するために、経営学専攻の博士課程前期課程の教育研究上の目的を次のように定めている。

「経営学に関する精深な学識を修め、広い視野に立脚した研究能力及び高度に専門的な職業能力を有する人材の育成を目的とする」。

また、博士課程後期課程では、前期課程との継続性を踏まえ、次のように定めている。

「前期課程における研究成果に基づき、より専門性を深め、自立した経営学研究者及び高度な専門業務従事者の養成を目的とする」。

このような観点から、本研究科は学生が広い視野に立って清深な学識を持ち、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を身につけられるようにすることを目指しており、博士課程後期課程においても、高度に専門的な業務に従事できるような教育体制を整えることを目的として教員配置・カリキュラムづくりを行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

博士課程前期課程および後期課程の目的についても、大学院設置基準の要件を満たす能力を有する教育・研究陣を配し、その目的に適う体制を整えている。

【改善方策】

今後さらに、本研究科の博士課程前期課程及び後期課程の目的について、学術研究・文化の発展や社会的要請の変化等も配慮しながら常に検証する。

- ・学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係
- ・修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性および両者の関係

【現状の説明】

経営学部と大学院との研究の継続性を念頭に置き、本研究科では教育内容の系統化を図るとともに、学部での学習を進展させ、博士課程前期課程や後期課程の理念・目的に合った科目を配置している。

博士課程前期課程では、「広い視野に立脚した研究能力」と「高度に専門的な職業能力」を持った人材育成という目的に相応するように、専攻科目を下記のように配置している。

すなわち、専攻科目を研究指導科目と専門講義科目および基礎講義科目に区分し、「現代企業研究指導」「経営管理研究指導」「マーケティング研究指導」「経営情報研究指導」「経営システム科学研究指導」「財務会計研究指導」「管理会計研究指導」の7専攻科目を設置しており、専門講義科目には「企業論系」「管理論系」「マーケティング系」「経営情報系」「経営システム科学系」「財務会計系」「管理会計系」「基礎講義科目」から成る33科目を配して研究指導および教育を行っている。

博士課程後期課程では、前期課程との継続性を踏まえ、「自立した経営学研究者」と「高度な専門業務従事者」の養成という目的に相応するように専攻科目を下記のように配置している。

すなわち、専攻科目を研究指導科目と専門講義科目に区分し、「現代企業研究指導」「経営管理研究指導」「マーケティング研究指導」「情報・システム科学研究指導」「会計研究指導」の5専攻科目を設置している。

博士課程前期課程と後期課程のいずれの専攻においても、ITやネットワーク社会あるいはグローバル社会などの環境の変化を意識した、学際的広がりをもつ理論的研究と実証的研究を行っている。

本研究科では、基礎学力の向上と学部教育との継続性を図るために、2007（平 19）年度から博士課程前期課程の1年生向けに「経営学研究の基本技法」という講義科目（半期）を開設し、リメディアル教育の徹底を図っている。主査、副査による研究指導と併せて、これらのリメディアル教育を行うことで、大学院における研究の基礎となる知識と体系的な論理構築の方法が身に付けられるようにしている。

【点検・評価…長所と問題点】

本研究科は、経営学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容および経営学部の学士課程における教育内容との関係としては、十分にその基準を満たし、適切に整備されている。

博士課程前期課程における教育内容と博士課程後期課程における教育内容の適切性および両者の関係に関してもおおむね満足できる状況にあると言えるが、教育内容は指導教員に一任されている部分が多く、明確な判断ができない部分もある。

【改善方策】

今後は、昨今の本研究科の置かれている状況を踏まえ、学部教育科目と連動した専攻科目の体系化を目指したカリキュラムを作成する予定である。

また、一般日本人院生、留学生の両方に対応するためのさらなる教育内容の充実を図る。具体的な改善策としては、以下があげられる。

- ①指導教授との共同研究や共同調査の機会を増やす。

- ②院生の資質向上のために研究科主催の研究会を定期的で開催し、発表の機会を増やす。
- ③経済学研究科との合同の研究発表機関誌『経研論集』への投稿などを積極的に進めていく。

・博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

【現状の説明】

本研究科では、博士課程後期課程の学生に対する研究・履修指導は研究指導教員が主として当たり、関連科目担当教員は必要に応じて助言する。後期課程の学生は所定の期間の在籍、授業科目の規定単位数以上の取得および学位論文と最終試験により学位が取得できる。また、課程博士および論文博士の申請要件の整備、課程博士の授与システムが制度化され、すでに2名の博士課程後期課程の院生に課程博士を授与している。

課程博士の授与 2008（平 20）年度に大東文化大学学位規則に基づいて、博士論文申請要件について次のような内規を定めてある。

①課程博士の申請要件

本学大学院博士課程後期課程にある者及び大学院博士課程単位取得満期退学後3年以内のものについては、学術論文2編以上を公表し、さらに学会報告又は国際会議での研究報告を1回以上行っていること。

②論文博士の申請要件

学術論文5編以上（2編以上のレフェリー付学術論文を含む）を公表し、学会や国際会議での研究発表等、研究活動が顕著なる者。

【点検・評価…長所と問題点】

本研究科は、その前身である旧経済学研究科経営学専攻に博士後期課程が1995（平 7）年に設置されて以来14年の歴史を有するが、この間、9名の博士学位取得者を輩出し、その多くが研究・教育職に就いている。これらは、本研究科の教育システム・プロセスが適切であることを物語っている。また、上述の如く積極的に内規等の整備に努め、学位取得までのステップおよび要件の明確化によって、所属する院生に対して学位取得へのインセンティブを高めている。

問題点としては、博士学位の審査が、多様化する院生の国籍および研究内容に十分対応しているとは言い難い点が挙げられる。これら問題に関しては、早急な点検・整備が必要である。

【改善方策】

多様化する院生の国籍、および研究内容に対応するために、本研究科だけでなく、より柔軟に審査可能な外部の研究者もしくは専門家を任用する体制、もしくは他大学の大学院との協同審査チームを可能にするようなシステムを整備する。

【授業形態と単位の関係】

・各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

【現状の説明】

博士課程前期課程及び後期課程の各授業科目は、通年科目は4単位で、「経営学の基本技法」などの半期科目は2単位である。また、研究指導科目は連年履修科目であるため、8単位となっている。

【点検・評価…長所と問題点】

上記の授業科目及び研究指導科目の単位算定の基準は、大学院学則第9条に則ったものであり、適切に単位算定され、妥当である。今後は、経営実務演習など実践的なスキルを身につけるためのフィールドリサーチなどに関係した多様な科目を配置することが求められる。

【改善方策】

フィールドリサーチのための経営実務演習など多様な科目を配置する際には、学則に沿った明確な単位算定および教員配置を行う。

【単位互換、単位認定等】

・国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学院設置基準第15条）

【現状の説明】

大学院学則第8条の2により、他大学院で認定された単位についても認定可能である。しかし、経営学研究科では、研究科単独で内外の大学院研究科との単位互換は行っていない。

【点検・評価…長所と問題点】

他大学院からの編入、およびそのような要請が過去においてなかったため、国内外の他の大学院の単位認定は行われていないという問題がある。

【改善方策】

経営学研究科の特色を生かしながら、相互補完的な研究内容を持つ他大学院との単位互換を図る。

【社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮】

・社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

【現状の説明】

過去5年度間における社会人学生は、博士課程前期課程が6名、博士課程後期課程が4名であったが、いずれにおいても実務経験を基礎として問題意識が高く、成績は優秀であった。また、外国人留学生は過去5年度間で博士課程前期課程が75名、博士課程後期課程が9名おり、概してまじめで勤勉であるが、学力にばらつきがある。

社会人学生を対象とする昼夜開講制の制度は設けているが、実際には社会人学生の入学者が少ないため、まだ実施されていない。

研究の基礎となる知識と体系的な論理構築の方法を身に付けられるよう、リメディアル教育の徹底を図っている。

【点検・評価…長所と問題点】

外国人留学生については、英語に関して学習したことはあるが現在はあまり接していない、あるいは英語をほとんど学習したことがないケースもあり、外国語の文献を読みこなす能力が概して低い。入学試験に英語の試験を課していないことにも一因がある。また、日本語についても文章作成能力は高いとは言い難い。

また、社会人学生の入学者が少ない。土日開講に向けての制度化が図られていないことに加えて、MBAなどの専門・訓練大学院が設置されていないことも、その原因である。

【改善方策】

外国人留学生を対象とした基礎学力を含むリメディアル教育をさらに充実する。また、インターネットやジャーナルからの引用に関し、著作権に対する認識を徹底するよう指導する。

社会人学生の入学者が少ないことについては、企業側と社会人学生の事情にもよるが、研究科の受け入れ態勢を再検討し、整備する。例えば、社会人学生を増やすためにも、実質的な昼夜開講制の実施や長期の休みを利用した集中講義など、よりフレキシブルな教育課程の導入を図る。また、MBAや専門大学院のような社会人のニーズに対応した制度を構築することも視野に入れる。

B. 教育方法等**【教育効果の測定】**

・教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

【現状の説明】

教育・研究指導上の効果を測定するため、博士課程前期課程の1年次の秋と修士論文提出時に研究科全教員の出席のもとに、研究発表を行うことをすべての院生に義務づけている。また、受講者の理解度を確保するために受講者全員を対象にアンケート調査を行っている。博士課程後期課程においては、定期的な研究発表を義務づけ、研究指導教員がそれを評価するというシステムをとっている。

【点検・評価…長所と問題点】

講義科目および演習科目の両方とも少人数編成であることが多いため、教育・研究指導上の効果測定は、基本的には個々の教員に委ねられている。それを補うために、できるだけ早期に副査を決め、集団指導体制を確立することで、個人指導の偏向がないような評価システムを構築する必要がある。

【改善方策】

今後は、当研究科内に設置されている改善委員会などで、偏向のない教育・研究指導上の効果を測定するうえで有効なシステムを開発・活用する。修士論文や博士論文に関わらず、研究中的内容やパースペクティブを自由な立場で論じることができる院生のための研究会や発表会を設ける。

- ・ 修士課程、博士課程、専門職学位課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況
- ・ 大学教員、研究機関の研究員などへの就職状況と高度専門職への就職状況

【現状の説明】

過去5年度間における博士課程前期課程および後期課程における修了者は、前期課程が74名、後期課程が2名いるが、その進路状況は次のとおりである。

①博士課程前期課程の進路実績

経営コンサルタント、システムエンジニア、小売業の企画営業職、税理士など。中でも、ある留学生は、将来中国市場進出の責任者として採用されている。

②博士課程後期課程の進路実績

大学の教員、研究所など。

以上のように、博士課程前期課程ならびに博士課程後期課程のいずれについても、修了者は高度な専門職業人として、あるいは教育研究者として活躍している。

【点検・評価…長所と問題点】

既述の如く、本研究科は留学生（特に中国大陸から）が多く、博士課程前期課程の2年間のみで十分な実力を備えて修了させることができているかどうかについては、疑問が残る部分も存在する。したがって、一般企業への就職も日本国内では、難しいのが現状である。博士課程後期課程においては、課程博士を取得し、教育研究職および高度な専門職に就く者が大半である。一方で、就職先が確定しないまま本国に帰る留学生も一部存在する。

しかしながら、本研究科の教育研究スタッフの多くは、実務に関する知識・経験を有している者も多く、その経験を生かし教育の一環として進路に関するアドバイスや企業などへの推薦も行われている。

【改善方策】

博士課程前期課程を終了後、就職する者のための実践的および実務的なビジネス教育を行う。後期課程に関しては、研究教育職だけでなく、高度な専門職に就けるような知識およびスキルを身につけ、適切な進路を選択できるように教育・研究指導する。

【成績評価法】

・学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

【現状の説明】

成績評価については、経営学研究科の教員が、研究指導科目や専門講義科目および基礎講義科目に関して、各自の指導法に基づいて成績評価を行っている。具体的には次のような方法で成績評価が行われている。

①講義科目：期末の試験、レポートの提出、出席状況、授業中での発言、プレゼンテーションなどを総合的に勘案し、A、B、C、Dで評価している。

②研究指導科目：研究指導科目の評価は、各研究等指導教員が独自の視点と判断により、A、B、C、Dで評価している。

③論文審査と口述試験の結果を踏まえて、研究科委員会を開いて可否の決定を行う。可否には合格と不合格の2種類がある。最終的に合格した論文については、優、良、可の3種類の成績評価がなされている。

【点検・評価…長所と問題点】

各指導教員の指導方法に基づいて、期末の試験、レポートの提出、出席状況、授業中での発言、プレゼンテーションなどを行い、成績を公平に評価している。しかしながら、その論文審査基準の統一は必ずしも十分でなく、担当教員の主観によるところが大きい。一方で、博士課程後期課程の論文審査は、論文構成、新規性、論理性、検証性、実証性、実用性、明確性などの各基準での評価および口述試験結果の総合評価で実施され、さらに、その結果は論文審査会を経て最終的に学位の授与が決まることになっており、その審査は適切に行われていると言えるだろう。

【改善方策】

①講義科目の評点法については、成績評価検討委員会を設置し、可能な限りの客観的評価基準を作成することを目指す。その結果を基にして、研究科委員会としての評価基準を明確にし、教員相互にそれぞれの院生の情報を共有できるようにする。

②積極的に各学会の部会などでの発表を促し、客観的・外部的な評価に触れさせることによって研究指導教授と院生双方の指導と研究の資質の向上レベルの点検を行う。

【研究指導等】

- ・教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性
- ・学生に対する履修指導の適切性
- ・指導教員による個別的な研究指導の充実度

【現状の説明】

1年次入学生については、2年次に集中して修士論文に専念できるように、1年次に研究指導科目と専門講義科目および基礎講義科目を含む必要単位以上を履修するように指導している。1年次に配置した学科目「経営学研究の基本技法」は、留学生の専門科目に対する基礎的理解力や日本語での文章作成能力不足に対する、積極的なリメディアル教育の一環である。

修士論文のテーマ設定は、入学時の研究計画にしたがって研究指導教員と相談し決定した後、1年次の12月初旬に第1次中間報告会、2年次の修士論文提出後に学生・教員参加のもとで第2次報告会を開催している。

修士論文の審査は、主査（研究指導教員1名）、副査2名以上の計3名以上で実施されるが、副査2名以上は2年次の5月初旬に決定し、常時、修士論文の内容と進捗状況をチェックする仕組みを備えている。2009（平21）年度の経営学研究科学生数は18名である。研究指導教員数は15名であり、指導教員1人当たりの学生数は約1.2名である。このように個別指導が徹底されており、研究指導体制と併せて研究指導の適切性は確保されているといえる。結果として、2008（平20）年度は、14名中10名が修士論文を作成し学位を取得している。

院生に対する履修指導および個別の研究指導については、担当事務員と研究指導教員が研究指導科目との関連から行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

修士論文報告会后、参加している教員・学生の間で活発な質疑応答を行っている。このことは、発表訓練や論文作成のチェック機能、あるいは論文作成後の更なる論文の発展に対して有効である。一方で、学会発表や学会誌への投稿など、より一層の成果の公表が求められていることから、公開に耐えうる研究成果を仕上げるよう指導強化することが必要である。

履修指導に関しては、担当事務員が留学生などに対しても親身になって相談に応じており、適切な指導が行われている。研究指導については、各担当教員に任されている部分が大きく、研究科として特別には関与していないのが現状である。

【改善方策】

学生自身の研究能力を向上させるために、研究科主催の研究会を定期的で開催し、指導教授との共同研究・共同調査や発表の機会を増やすようにする。さらに、これまで公刊されてきている経営学研究科との共同の研究発表機関紙『経研論集』への投稿などを積極的に進める。これらのことは公開に耐えうる研究成果（修士論文）を上げるためにも重要である。さらに、十分な研究成果を上げるために、現状で述べた研究指導制度に加えて、研究指導教員のみではなく、研究科全体でのシステマティックな取り組み・体制作りをしていく。

修士論文の公表に関しては、ウェブ上での公表を含め、どのような形で公表するかについて、

今後、研究科委員会で議論する。

また、専門科目の基礎力向上のため、日本人学生に対してもリメディアル教育を充実させることとし、研究指導教員や講義担当教員および研究科委員会で確認・了解し合うようにする。

【教育・研究指導の改善への組織的な取り組み】

- ・教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント(FD))およびその有効性
- ・シラバスの作成と活用状況
- ・学生による授業評価の活用状況

【現状の説明】

担当教員は個人ごとに、各自の研究指導方法を研究し、改善を心がけていることは言うまでもない。現状では、何が問題で、何を改善すべきかのコンセンサスが得られていない。しかしながら、研究指導方法については、各教員にまかされている部分が多く、すべてが把握できているわけではないため、研究科として FD 委員会を立ち上げ、その基準・改善方法についての取り組みを始めたところである。

外部の講師による講演会を年度内に 2 回開催し、教育内容の改善に努めている。また教育内容・方法の改善の一環として、『経営学研究の基本技法』という論文作成法やプレゼンテーション技法に関するテキストを研究科内の担当教員 8 名で作成し、全員受講のもとでの大学院生としての基礎知識を身につけるための授業を行っている。現在学生に最も人気のある授業となっている。

シラバスについては、学内統一基準に準拠して、履修学生が的確に内容を捉え判断できるようにした。授業評価については、専攻学生数が少ないために実施されていない。

【点検・評価…長所と問題点】

FD 委員会については、本研究科としては立ち上げたばかりであり、その成果はまだ出ていない。

上述のように、現在は授業評価は実施されていない。その理由は、少人数であるがために、指導教員は、その場で学生ないしは院生の意向を聞くことができ、その時点でそれを指導に反映することができるからである。しかしながら、必ずしも院生ないしは学生の本音がすべて把握できるわけではないことも事実である。いずれにしても、何らかの方法で学生自身の本音を把握する方法を考え、学生の考え方を認識し、学生の満足度を高めることが必要である。

【改善方策】

FD を推進するためには、まず FD 委員会で問題点を洗い出し、改善すべき点の優先順位を確認する。授業評価に関しては、研究科全体もしくは全学の FD 委員会が、学生から直接意見を聞く体制、もしくは学生が気軽に相談できる体制を整える。

C. 国内外との教育研究交流

【国内外との教育研究交流】

- ・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

【現状の説明】

本研究科には中国をはじめとして韓国・ベトナムなどのアジア圏の国々からの留学生が入学・在籍しており、そのため、アジア周辺各国との交流は、ある程度の充実ぶりを見せているが、欧米からの留学生はほとんどなく、特別な交流の推進も行われていない。

研究科教員は、個人的なレベルで国内での学会活動や国際会議等へ参加しているが、研究科自体の国際交流の推進に関する基本方針は示されておらず、国際化への対応は遅れている。

本学では大学院担当教員は法科大学院を除き、全員学部所属であり、海外研究員として長期、短期の研修を通し、大きな教育・研究成果を挙げている。したがって、外国語での授業が可能な教員も多くおり、欧米圏からの留学生にも対応可能である。

【点検・評価…長所と問題点】

研究科教員の個人レベルでは評価できる面も十分あるが、研究科組織としての国際化への対応は遅れており、学生レベルでも、現状では留学生は主に中国ないしは韓国からの留学生であり、英語圏からの留学生がほとんどいない。

【改善方策】

研究科独自の組織的な国際化および国際交流は、これまで行われていないが、本研究科の基礎となる経営学部附置の経営研究所では、アメリカ、オーストラリアやフィンランド、あるいは中国などの大学や研究所の学者・研究者を経営研究所研究員として招き、シンポジウムを開催している。このような国際交流をより発展させ、研究科全体での国際化を図り、積極的に英語圏からの留学生の確保に努める。具体的には以下のようなことが考えられるだろう。

①これまでも実施されていることでもあるが、海外の学者や研究者あるいは実務家を招いてのセミナーや講演会を積極的に開催する。

②国際学会等の国内外の研究交流機会に、本研究科の教員および博士課程の院生が積極的に研究発表を行う。

③本学北京事務所を拠点とした中国の企業・大学との教員および学生も含めた産学協同のネットワークづくりを推進する。

D. 学位授与・課程修了の認定

【学位授与】

- ・修士・博士・専門職学位の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性
- ・学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

【現状の説明】

2003（平 15）年度に設置された経営学研究科は、2004（平 16）年度から 2008（平 20）年度までの 5 年間で 74 名に修士の学位を、また 2006（平 18）年度に博士の学位を 2 名に対して授与している。経営学研究科博士課程前期課程の研究指導細則によると、博士課程前期課程の修士論文に対する作成指導は、研究指導科目で行われ、担当の指導教員は経営学研究科委員会で指名される。学生 1 名につき一人の指導教員が定められる。学生は自らの研究計画に基づき、入学時に研究指導教員を選択する。

修士論文を作成する学生は、研究の進捗状況、経過等を報告する必要がある、修士論文を提出するまで第 1 次の中間報告会で報告をしなければならない。中間報告は公開で行われるので研究科以外の教員や学生も参加することができる。修士論文の提出は 2 年次で 1 月中旬の指定された日時に提出する。論文提出後に第 2 次報告会で論文を発表する。

学位規則によれば、博士論文は 3 部、修士論文は 1 部提出することとなっており、それをもって審査委員会に付託される。審査委員会は 3 名で構成され、1 名が主査で他は副査となる。

審査委員会は、学位論文の審査および最終試験を行う。審査委員会は学位論文の審査および最終試験の結果を研究科委員会に報告し、委員会は可否を決定する。

学位の授与は、大学院研究科委員会の議を経て学長が行う。学位を授与した学位の原本は大東文化大学図書館に保存する。修士論文は大学院事務室においても学内公開している。

博士課程後期課程の論文審査は、論文構成、新規性、論理性、検証性、実証性、実用性、明確性などの各基準での評価、および口述試験結果の総合評価で実施され、さらに、その結果は論文審査会を経て最終的に学位の授与が決まることになっており、その審査は適切に行われているといえるだろう。

【点検・評価…長所と問題点】

学位授与に関する問題点は、審査基準が必ずしも明確ではないところ、および審査過程の不透明さである。主査と副査の関係に偏りがあり、厳格な審査が問われる側面がある。また、留学生の修士論文の一部には内容・質に問題があることも事実である。

しかしながら、毎年、確実に修士論文の学位授与に値する多くの論文が提出されており、修士論文審査の体制および博士論文指導に関する改善策が提案され、実行に移されていることは大いに評価できるところである。

【改善方策】

まずは、学位授与に関する審査基準を明確化すること、そしてその情報を教員だけでなく学生も共有することができるようにすることである。

論文作成にあたっては、学生 1 人につき主査となる研究指導科目担当者 1 名と副査 2 名以上が指導・助言をすることになっているが、論文作成の進捗状況を、3 名以上の主査・副査が共有できる効果的な仕組みを作る。

また、修士論文の水準をより高めるためには、教員間の連携を図ることが求められる。中間報告会や第 2 次報告会などの報告会への主査・副査以外の教員の積極的な参加・提言を促進する。

【課程修了の認定】

・標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

【現状の説明】

経営学研究科では、標準修業年限未満での修了は現在認めていない。

【点検・評価…長所と問題点】

本研究科の博士課程前期課程の場合、30単位以上を取得する必要があるが、現状では標準修業年限未満で修了することは困難と思われる。社会人学生の場合には、標準修業年限未満で修了することを求めてくる者が出てくるのが想定されるが、博士課程前期課程における知識および理論構築の方法を十分に体得させられるかどうかの問題は、必ずしも満足のものではない。しかしながら、一方では数多くの本研究科卒業生を輩出し、彼らが活躍していることで、ビジネス界での本研究科の評価が上がる可能性も考えられる。

【改善方策】

標準修業年限未満で修士の学位を授与することになると、柔軟な教育・研究制度の導入、すなわち対面指導でなく、教育・研究指導を支援するe-ラーニングなどのITの活用も考えられる。今後、このような修士の学位を授与する制度、すなわち短期修了方式（1年度で修士号を取得できる制度）については、本研究科の修了認定およびカリキュラムとの関係とを検討したうえで、導入の是非について積極的に議論する。

第4章 学生の受け入れ

第4章 学生の受け入れ

大学は、理念・目的に応じた、適切な学生の受け入れ方針を定め、公正な受け入れを行わなければならない。

第1節 大学における学生の受け入れ

少子化の進行による18歳人口の減少に伴い、定員割れの大学が急増するなか、本学もまた学生の受け入れについて楽観視できない状況にある。現時点（2009（平21）年4月）では全学科の定員充足率に問題はないものの、入学志願者数は、1992（平4）年度入試をピークに漸減を続け、現在では1992（平4）年度の3分1程度にまで減少している。さらに、女子の大学進学率が上昇傾向にあるにもかかわらず、本学の2005～2009（平17～21）年度の入学者に占める女子学生の比率は34%で、それ以前の5年間に比して3%低下している。こうした状況を改善して、一定の学力水準にある入学者を安定的に確保することは、本学にとってきわめて重要な課題である。

また、「東西文化の融合」を建学の精神とし、アジアを中心に積極的に国際化をはかってきた本学にとって、留学生の受け入れも引き続き重要な課題である。

他方、大学全入時代を迎え、本学の理念、校風、教育目標などを十分に理解しないまま入学し、入学後の学園生活に不適應を起こして不登校、退学に至る学生が存在することも事実である。本学では、2002～2007（平14～19）年度の6年間の平均退学率は3%であるが、「大学への不適應」は退学理由の看過しえない割合を占めている。退学を抑制するためにも、入学志願者に大学の理念、教育目標等を周知させ、入学後もきめ細やかな指導を行うことが必要である。

このような認識に立って、大東文化大学は、設置者である大東文化学園の『中期経営計画』が掲げる重点目標「入学者選抜における質の維持・向上」「多文化共生を意識した戦略的国際交流」等をふまえ、学生の受け入れについて、以下の到達目標を定める。

到達目標

1. 建学の精神を現代的に読み替えた「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」のもと、学部学科の教育研究上の目的に基づき、明確なアドミッション・ポリシーを定める。
2. 入試広報課の機能を強化し、アドミッション・ポリシーと本学の教育理念、方法、校風等を周知させるための広報を展開する。
3. 大東文化大学の理念、教育目標等に共鳴し、本学への強い進学意思をもつ受験生を受け入れるための入試制度を開発する。
4. 各種入学者選抜制度の有効性について検証を行う。
5. 女子高校生を対象とした広報活動を強化し、女子の入学比率を高める。
6. 中国からの留学生に加え、その他の地域からの留学生の増加をはかる。
7. 推薦入試、一般入試による受け入れ者数の比率に留意し、適正な収容定員の管理を行う。
8. 大学不適應者を早期に把握し、個人指導によって退学者を抑制する。

【学生募集方法、入学者選抜方法】

・大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

【現状の説明】

1. 学生募集においては、本学の建学の精神および教育理念である「国際的な視野を持ち、世界の文化の発展と人類の幸福の実現に寄与できる有為な人材の育成」に賛同し、高い目的意識と入学希望をもつ学生を受け入れることを目指している。そのため本学では複数の選抜方式を実施することで多様な資質を持った学生の募集に努めている。

①大学案内『CROSSING』の作成と配付（印刷部数：11万部）

大学案内は、ホームページ、電話・FAX、はがき等を利用した資料請求に応え受験生や保護者へ送付している。また毎年5月には全国の高等学校のうち志望実績のあった高校を中心に他の資料に加え約4,000校へ郵送している。その他、通年を通して行われるオープンキャンパス、高校訪問、全国各地で実施される進学相談会、窓口請求者、大学見学会などで配付しながら説明に供している。

掲載内容は、受験生へ本学の特徴をできるだけ分かりやすく伝えることをテーマとし、国際交流関連、キャンパスライフ、クラブ・サークル活動、キャリア支援体制、寮・アパート情報、学費・奨学金制度など学生生活に関する内容を紹介している。また各学部学科の特徴、学ぶ領域、学科のポリシー、カリキュラム、ゼミ紹介、学科トピックス、教員紹介等についてビジュアル的に説明し、巻末には入試情報として入試概要、昨年度の入試データ、トピックス、カレンダー、入試のQ&A、およびオープンキャンパスの日程などを掲載している。

②新聞・雑誌、メディア等の媒体を利用した広報活動

新聞を利用した広告出稿（各行事開催や出願期間等）は、従前より恒常的に掲出している。また、受験雑誌、電車内広告や専門誌などを利用しオープンキャンパス情報やイベント広告もタイムリーに掲出している。一方、学生募集活動という直接的ではないが一般広報の広告として、東北地方・関東地方の大重点地域での駅看板の設置を実施しており、さらに同地域を中心にオーロラビジョンによる大学広報活動として大々的に取り組んでいる。

③大学のホームページによる広報活動

ホームページを活用し、入試情報コンテンツから最新ニュースをはじめオープンキャンパス・進学相談会のお知らせ、入学試験の出願・試験日・手続きに関する入試概要、出願状況速報・合格発表まで提供している。またキャンパス紹介ムービーや学生生活情報も掲載しているので、受験希望者はもとより在学生およびその父母、卒業生、教職員など利用者の対象は多岐にわたっている。

なお、来年春大学ホームページのリニューアルに併せて、携帯電話による利用を可能にするよう計画を立てている。

④オープンキャンパス

2009（平21）年度は、年間15回（板橋校舎6回、東松山校舎9回）実施した。4月初旬より10月までにわたり、受験生へ“一日大学生”体験と称し本学の中身を自分の目で見、耳で聞いて入試への意欲を高める絶好の機会と呼びかけている。イベント内容は大学紹介、キャンパス

ツアー、在学生とのフリートーク、在学生のキャンパスライフレポート、保護者説明会、入試概要説明、入試個別相談、教員による学科個別相談の共通イベントのほかに、特別イベントとして体験授業 DAYS、入試対策講座を実施している。また、5月には「高校生のための書道講座」と題して、他大学にはない特別なプログラムも企画している。ちなみに、2008（平 20）年度参加者総数は約 8,500 名にのぼった。

⑤高等学校訪問等の実施

学長室入試広報課職員、他事務職員で形成される入試アドバイザーを中心に、志願者上位高等学校（77校）、その他の高等学校訪問（191校）、指定校（約300校）、大東文化大学独自進学説明会（全国19会場）、予備校や塾へ出張し本学の特色や入試制度についての説明を行っている。また、2008（平 20）年度から最重点地域とした北海道、東北、関東地方への教育職員による訪問をはじめ、高等学校での出前授業、系統別説明会および高校内ガイダンスへ参加し積極的に実施している。

⑥キャンパス見学会（常時）

キャンパス見学会は板橋キャンパス、東松山キャンパスごとに、高校生（引率教員含む）や保護者から個人または団体での見学の申し込みに応え実施している。2008（平 20）年度は両キャンパスで高校数94校、見学者数4,011人だった。現役学生スタッフなどが中心になって、大学紹介DVD視聴、大学概要説明、在学生によるキャンパスライフ・フリートーク、図書館概要説明、在学生によるキャンパスツアーガイドによるキャンパス見学・案内を展開している。

⑦資料請求者への対応

窓口をはじめ、インターネット、電話、FAXなどで大学案内『CROSSING』、過去問題集、入学試験要項及び願書などを希望する者に対して、送料を含め無料で送付している。

2. 入学者選抜方法

2009（平 21）年度の入学者選抜は下記の4種類の方法で選抜実施した。志願者および入学者の安定的確保はもとより、何よりも受験生から選ばれる大学・受けたい大学であり続けることを基本とし、入学者の質の確保のため入試方式ごとに特徴を活かして行っている。また、更なる入試制度の改革・改善に向け、自己推薦入試（前期）で3学科、自己推薦入試（後期）で1学科を新たに追加した。また、センター試験（後期）の充実のため、1つの学科のなかで3つの方式を設けることにより、受験者の多種多様なニーズに応えられるよう受験しやすい選抜環境を整備している。

入試方式	入学試験	特徴
一般入学試験	センター試験利用入試（前期・中期・後期）	大学入試センター試験は、高校での学習の総合的な達成度を判定する試験。前期試験では主に3教科が、中期試験では主に2教科が、後期試験では1教科を中心に実施する。なお、前期・中期・後期試験とも本学での個別試験は実施しない。
	全学部統一入試（2教科）	試験科目は国語（現代文）と英語の2科目で、基礎的な学力を重視する。すべての学科において全国同日（2月1日）に実施している。北海道から沖縄まで全国の27都市に会場を設け、地方都市でも受験しやすい環境を整えている。
	一般入試（3教科）	すべての学科において、英語、国語、選択科目の3教科で試験を行っている。総合的な学力バランスが求められ、学科によっては科目得点の比重を替え入学後の学習に必要な能力を重視している。
自己推薦入試	前期	強い学習意欲を重視するとともに、出願基準のなかで調査書の評定を設けず、出願時には自己推薦書、学科によっては課題論文の提出。試験当日は学科により漢文、書道実技、中国語、情報、プレゼンテーションなど自分の能力をアピールし、さらに面接（英語・英米文学科では英語を含んだ面接）で自己を推薦する入試制度。
	後期	特徴は自己推薦入試（前期）と同じであるが、出願期間および試験日を年内いっぱい12月に実施することにより、受験生にとって準備期間を設けた。
推薦入学試験	公募制推薦入試	書類審査、面接、小論文などで選考する推薦入試の典型的な入試制度。評定平均値での縛りもあり、高等学校の過程での実績が評価される。
	指定校推薦入試	高等学校との信頼関係に基づく推薦入試で、本学の受験する学科を第一志望とすることが前提で、殆どの学科は書類審査と面接により生徒を受け入れている。
	第一高等学校推薦	本学附設の大東文化大学第一高等学校からの内部進学者対象の入試である。在学者の約32%が受験している。
	工学院大学附属高等学校推薦	本学の附設校の大東文化大学第一高等学校は全日制課程普通科であるが、理工系の工学院大学附属高等学校及び東京電機大学附属高等学校との三校でのバスター推薦入試を行っている。それぞれ若干名の定員枠で大東文化大学、工学院大学及び東京電機大学への推薦が設けられ推薦試験を行っている。試験科目は概ね書類審査と面接（法律学科のみ小論文、英米文学科では英語を含めた面接、政治学科では課題図書レポートがある）となっている。
	東京電機大学高等学校推薦	
体育推薦	本学の体育強化クラブを中心に、高校までスポーツ実績がある者が受験できる推薦入試である。主に書類審査と面接だが、学科によっては事前課題、小論文・作文を設けている。	
特別選抜入学試験	外国人留学生特別選抜（外国人留学生自己推薦入試（中国現地会場）を含む）	東西文化を融合し国際社会に開かれた新しい文化の創造を目指すという建学の精神に基づき、国際的視野を持った留学生を受入れるため、試験科目に外国語（英語・日本語）、小論文（学科によっては書道実技・英語・数学）と面接で判定している。
	社会人特別選抜	社会人としての経験を有する者が入学することにより、高校を卒業したばかりの学生に対し、あらゆる面で刺激を与えることができる。試験科目は小論文、書類審査、面接が主であるが、学科によっては英文読解、書道実技、英語なども実施している。
編入学試験	2年次編入学特別選抜	本学の教育理念に賛同し、年次の途中（2年次・3年次）から入学を希望する者を受入れる。在籍している短期大学等での単位の一部を認定している。
	3年次編入学特別選抜	

【点検・評価…長所と問題点】

1. 学生募集

①大学案内『CROSSING』の作成と配付

大学案内は前年度内に完成させ、早い段階からの配付を検討する必要がある。昨今の受験生（高校1～2年含む）の雑誌購読志向に配慮して、2009年大学案内から右開き、縦・横組みを併用した編成とし読みやすさを心がけた。総ページ数、掲載内容を含めて文字の大小、内容の簡潔さに工夫を加える必要もあり今後の検討課題である。印刷部数11万部については、ここ2年ほど増刷が必要になっていることから当初より配付を見越した部数に改めなければならない。他方で、大学案内『CROSSING』とホームページとのリンクを意識した制作も必要である。

②新聞・雑誌、メディア等の媒体を利用した広報活動

大学の知名度を上げるため、前年度に比し新聞・雑誌等への広告掲出数を増やした。広報戦略は大手新聞をはじめ、地方紙や雑誌関連にタイムリーな広報を行っているが、これにより志願者が増加したという実数がかめないとところがある。費用対効果を念頭に、東北および関東地方の大重点地域の駅看板掲出は2～3年は継続実施し成果を検証したい。併せて昨年度はオーロラビジョン（新宿、銀座、札幌、盛岡、山形、秋田、仙台、郡山、大宮、福岡天神）による広報も行った。

なお、サッカーJリーグ・浦和レッズ本拠地の埼玉スタジアムに看板を、プロバスケットチーム・北海道レラカムイチームのオフィシャルスポンサーとしてユニフォーム（練習着）への広告及び各種イベントへの参加を行っている。更に映画館2館（渋谷シネクイント、ユナイテッド・シネマ浦和）への映画広告も行っている。

③大学ホームページによる広報

大学ホームページは昨年度一部マイナーチェンジをして刷新をはかったが、更に学部・学科ページとの連携などを推し進める必要がある。今年度より、新たにスタートした大学ホームページ検討委員会も順調に懸案事項につき検討しており、早い段階でその改善実施が期待される。

④オープンキャンパスの実施

2009（平21）年度は日程的に実施回数を昨年の16回から15回とした。この回数は同規模以上の他大学に比べて多いと捉えている。1日5,000名以上の来場者を期待する大学と異なり来場者を300～1,500名程度と設定し、さまざまな企画やイベントを充実し情報密度を高くして、来場者に確実に本学の情報を周知するよう努めている。そのことは来場者アンケートにより概ね好評ということで把握できる。

⑤高校訪問等の実施

志願者上位校、指定校、高校訪問、大東文化大学独自進学説明会および最重点地域とした北海道、東北、関東地方への教職員による訪問および高等学校での出前授業や系統別説明会への参加は依然として需要が高い。現状では約半数に参加しているが、出張等について学内構成員の協力体制が取れないのが現状であり解決すべき問題である。

また、在学生の女子の割合を高めるため、いくつかの学科に女子高訪問を依頼しているが、当初の目標は達成されていない。併せて留学生募集については、出身国の多様化を図る必要性があり中国以外の地域からの受け入れを行うため、その開拓に向けた募集活動を行っているが、まだその成果があがっていない。

⑥資料請求者への対応

資料の無料化は経費的には膨らむが、現在ではほとんどの大学で行っており継続していくことになる。また、インターネットによる請求が増えていることは、本学ホームページ上で詳細な大学案内を紹介できれば資料請求件数が削減されることにもつながるのではないかと考えており、今後の検討課題である。

2. 入学者選抜方法

推薦入試・自己推薦入試・特別選抜入試全体の志願者は2,098名で、前年度より122名増えた。受け入れ定員は前年度より103名増の1,563名を確保したが、指定校推薦の志願者が前年度より54名減（前年度605名・今年度551名）となった。指定校推薦の志願者減の要因としては、競合校がAO入試を積極的に受け入れていることや指定校推薦枠の拡充などがあげられる。このことを踏まえ、2010（平22）年度に向け指定校の高校に対し、高大連携も視野に入れた積極的なコンタクトを取る必要がある。

一方、一般入試ではセンター試験において併願も含め志願者増を見込み、全学部統一入試においては、志願者の多い地方試験会場での開催を増やし、3教科入試においても併願も含め志願者増をはかる必要がある。

【改善方策】

1. 学生募集

①大学案内『CROSSING』の配布

大学案内『CROSSING 2011』の制作から、目次やデザインを含めて文字を大きく、内容を簡潔にすることにより、読みやすさをアピールできるように改良・充実していく。スケジュール的には入試データ部分を残し、学科ページや共通ページの制作を9月いっぱいまでとし、年度内に完成させる。

また、大学ホームページの更なる充実をはかり、大学案内『CROSSING』では説明できなかった部分をリンクさせ補うことにより、ホームページ閲覧者の増加を図る。

②新聞・雑誌、メディア等への広報

大学の知名度を上げるため、引き続き大手新聞をはじめ、地方紙や雑誌関連にタイムリーかつ丁寧な広報を行う。さらに、東北および関東地方の大重点地域への駅看板への掲出を継続・拡大する。

③大学ホームページによる広報

大学ホームページ検討委員会の答申を受け、本学のホームページからの情報収集が受験生にとって迅速で平易なアクセスが可能となるよう改善する。特に学部・学科情報の細やかな公開を2009（平21）年度内に行う。なお、来年春、大学ホームページのリニューアルによって、携帯電話による利用を可能にする。

④オープンキャンパスの実施

昨年度のオープンキャンパス来場者のうち、約35%（下記資料参照）が一般・推薦入試の出願につながっていることから、来場者にとって更に充実し質の高いイベントにすることにより、来場者の満足度を高め志願者増を図っていく。そのためにもオープンキャンパスでその役割を

担う学生スタッフのスキルと能力向上をアップするためのスタッフ研修を実施する。

〔参考資料〕

オープンキャンパスに参加した 3,301 名のうち、アンケートを提出した高校 3 年生・既卒の者について志願者データ件数 14,620 件と郵便番号及び名前でもマッチングした結果は 1,142 名。

＜オープンキャンパス参加者の割合（2008〈平 20〉年）＞

項目	人数	割合
志願者（マッチング者）	1,142	34.6%
非志願者	2,159	65.4%

⑤高校訪問等の実施

本学への志願・入学への需要が高い志願者上位校、指定校、高校訪問、大東文化大学独自進学説明会および最重点地域とした北海道、東北、関東地方への教職員による訪問および高等学校での出前授業、高校内ガイダンスや系統別説明会への参加を継続して積極的に行う。

実施にあたっては、学内での教職員の出張等への協力体制を再整備し、特定の教職員の負担を解消していく。

更に経営学科並びに健康科学科においては女子高訪問を実施し、高等学校進路担当者からの情報収集をさら強化する。

また、中国以外の留学生確保に向け、国際交流センターでは、韓国、台湾等で実施されている進学説明会にも積極的に参加する。

⑥資料請求者への対応

上記③と関連するが、紙媒体ではなく本学ホームページ上で学部・学科情報を詳細に紹介することにより、インターネットによる請求件数を増やす。

2. 入学者選抜方法

2010（平 22）年選抜方法では、入試制度の改革へ向け検討を重ねていた自己推薦入試（前期）で 3 学科、自己推薦入試（後期）で 1 学科の新規参加が決定した。また、センター試験の充実のため、センター試験（中期）を新たに導入、併せて 1 つの学科のなかで A 方式・B 方式・C 方式といった方式を設けることなどにより受験しやすい環境を整備した。このように入試方式ごとに特徴を活かし志願者および入学者の安定的確保に向けた選抜方式を広く実施していく。

【入学者受け入れ方針等】

- ・入学者受け入れ方針と大学・学部理念・目的・教育目標との関係
- ・入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

【現状の説明】

入学者の受け入れは私立大学にとって、高等教育を担う機関の役割としての責任および未来永劫に大学が存続しなければならないという経営的な側面に直結する重大な課題である。

本学の入学者受け入れ方針は、大東文化大学の建学の精神に基づき、東洋の文化を中心とし

て広く全世界の文化に関する諸学を研究・教授し、その振興を図ると共に、東洋固有の文化を尊重し、その伝統的美徳を身につけて豊かな人格の形成に努め、併せて国際的な視野を持ち、世界の文化の進展と人類の幸福の実現に寄与できる有為な人材を育成することを目指すことを大原則にしている。個別には各学部学科の教育目標を基礎としている。とはいえ、中長期的な見地からみた大学教育の質の維持・向上、社会に貢献できうる大学としての価値の向上、そして安定的な財政運営という観点から非常に重要であるにもかかわらず、ここ数年来の入学者選抜試験での競争率は大学全入時代の影響や18歳人口の減少等で漸減の傾向にある。しかし、どの入試制度であれ、単に定員充足を目標とするのでは、結果として教育効果が向上するとはいえない。本学の教育目標等に共鳴し、本心から本学で学びたいという強い意思を持つ学生を積極的に受け入れ、付加価値をつけ社会に送り出すという「手作りの教育」を本学独自の戦略として今後も強化・拡大していくべきである。

上記のように本学の理念、大学、各学部学科の教育目標に共鳴し、修学意欲や目的意識が高い学生、また社会に対して貢献できる資質を備えた学生を確保するため多様な選抜方法を設けており、総じて入試科目とカリキュラムの関係は連動性を持たせたものになっている。また、それらは入学から卒業まで一貫したカリキュラムとして基礎・専門・全学共通の3つの教育科目を中心とし、学生が将来への目標を見据えた知識と技能、教育を身につけるための科目の配置を設定している。また、他学科の科目を履修し、さらに幅広い学びを実現できるように柔軟な学修の環境を整備している。

なお、2009（平21）年4月に事務組織の改組が行われ、入試部入試課と学務部広報課が合併し、学長室・入試広報課として入学者受け入れのための広報業務等を強化することとなった。

【点検・評価…長所と問題点】

ここ数年来の入学者選抜試験の競争率は低下傾向にある。過去9年間の一般入試志願者は漸減傾向にあり、なんらかの対策の必要がある。多様な入試方式ごとにさらに改善が望まれるほか、併願も含め受験しやすい環境を整備する必要がある。

また、入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係については、本学の学部学科の理念に照らし基本的な教育課程の体系性は堅持しつつも、学生のニーズが時代や社会を反映したものであることを踏まえ、各学部の特徴を伸張させながら弾力的なカリキュラムの整備と学生の学修への動機づけにもつながる再編が課題である。

一方、事務組織においても強化はしてきたものの、本学存続の生命線を支える志願者確保を堅持するためには、大学・学部理念・目的・教育目標に裏打ちされた教育研究面での内面的充実と発展を学長主導のもと、戦略的に取り組む組織体制を構築する必要がある。

【改善方策】

1. 入試広報課の機能を強化し、アドミッション・ポリシーと本学の教育理念、校風等を周知させるための広報を展開する。また、さらに教育研究の政策部分を推進するセクションを強化する。
2. 入学者選抜方法別に学生の成績追跡調査を実施し、新しい入試制度の開発に取り組む。
3. 一般入試の検定料割引制度の導入、試験日自由選択制および志望学科順位制を設け、受

験しやすい環境を整備する。

4. 入学決定時期より進むべき学部学科の教育目標や実際に履修し学修するカリキュラムの内容を平易に説明し、理解できるようオリエンテーション等で周知徹底する。

【入学者選抜の仕組み】

- ・入学者選抜試験実施体制の適切性
- ・入学者選抜基準の透明性
- ・入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

【現状の説明】

入学者選抜試験実施にあたっては、入学試験委員会規程に基づき学長を入試委員会委員長とし実施本部を設け、出題・採点・面接等を公平・公正に行っている。また毎年、各学部・学科で決定された入試概要案を入試委員会での審議・承認に基づき大学案内などで適正に公表し、実施している。試験問題については、配点も含め事後的に全問公表している。

選抜基準（合否判定）については、各学科協議会の議を経て各学部教授会での承認後、入試委員会委員長である学長の稟議決裁を受けており、透明性という点では適正と言える。

合格発表は、学内掲示板で受験番号のみ（個人情報の関係で個人名は出さない）発表している。また、インターネット、電話でも個人照会サービスをしている。

【点検・評価…長所と問題点】

出題委員の選出にあたっては、教員各々に行った科目担当希望調査に基づき出題科目登録を行う。各科目登録者一覧の中から過年度の担当状況を勘案しつつ各学部・学科より選出されるが、出題登録者の少ない部会がいくつかあるため、ローテーションを組めない。実態に合わせるため入学試験委員会規程を整理する必要がある。

【改善方策】

出題委員の選出では、実態に合わせて試験問題取扱要領を見直す。

【入学者選抜方法の検証】

- ・各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

【現状の説明】

入試問題の作成にあたっては、入学試験全体のトップである入試委員会委員長より依頼を受けた出題委員からなる科目ごとの出題部会がこれを担当している。出題部会は前年度等の出題内容の問題点を確認したうえで作問を行っている。問題の難易度（一般入試3教科では4日間実施のため難易度を均一な問題としている）を含め、平均化をはかっている。

【点検・評価…長所と問題点】

作成された問題には問題点はないが、出題委員の選出がなかなか揃わないこと、及びときおり出題・採点ミスが起こることがある。点検委員の役割を徹底するとともに、その検証のために更なる出題・採点の内容をチェックするシステムが必要と思われる。

【改善方策】

1. 各学部・学科の協力態勢でスムーズな出題委員選出を行い、適正出題者数を確保して出題ミスのリスクを回避する。
2. 一般入学試験実施中、試験時間と並行して試験実施本部でのチェック並びに附設高校の教諭によるチェックを厳密に行う。
3. 一般入学試験実施後に、全ての試験問題について外部業者による点検を行う。

【定員管理】

- ・ 学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性
- ・ 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

【現状の説明】

2009（平 21）年度全学部における学生総収容定員と総在籍者数の比率の平均は、1.23 となり、入学定員と入学者の比率の平均は 1.25 となっている。このことは、定員管理として入学時に 1.25 倍程度を確保するという大学の目標が適切に達成されていると言える。従って著しい欠員ないし定員超過は現在のところ生じていない。

【点検・評価…長所と問題点】

安定した経営のため、入学者を 1.25 倍という数的目標で縛ることにより、繰り上げ合格で調整することになる。わずかではあるが得点の低い者が入学すれば、学力に差異が生じ、全体的な教育レベルの保証に影響が出る。

退学者が年間 300 名を超えるため、その欠員補充のため編入学試験での受け入れを実施しているが、単位認定が他大学に比べ低い。

【改善方策】

- 入学者に対してはリメディアル教育を実施することにより、学力の底上げを行う。
- また編入学試験での受け入れを拡充するため、認定単位数をフレキシブルに行う。

【編入学者、退学者】

- ・ 退学者の状況と退学理由の把握状況

【現状の説明】

本学の退学者は毎年相当な数にのぼり看過しえない状況にある。2002～2007（平 14～19）年度の6年間の平均退学者は387名、退学率3%（その年度の退学者総数を同年度の5月1日現在の在籍者数で割ったもの。学費未納等による除籍者34名は除く）であり、この6年間で退学者数が350名を下回った年度は一度もない。これほど多くの退学者を出しているにもかかわらず、退学者を減らすための全学的な取り組みはこれまでほとんど行われてこなかった。ようやく2007（平 19）年6月に8学部長の連名で、2008（平 20）年7月に東松山キャンパス担当副学長名で、それぞれ退学者に関する現状報告と改善に向けた方策が提起され、全学的な議論がスタートした。

本学は主に1・2年生が学ぶ東松山キャンパス（国際関係学部とスポーツ・健康科学部は全学年）と、3・4年生が学ぶ板橋キャンパスに分かれているが、どの年度でも東松山キャンパスの退学率が高い。学年別では、2年生と4年生の退学率が相対的に高く、2年生では3年次への進級規定をクリアできずに留年しそのまま退学に至る学生、4年生では卒業要件単位を取得できずに退学する学生が目立つ。退学理由は、他大学への進学等による進路変更、学業不振・修学意欲の喪失、学校生活と学部学科への不適應、経済的理由、就職による進路変更などが主なものである。

【点検・評価…長所と問題点】

2007（平 19）年の8学部長連名による報告書では、退学者を減らすための取り組みとして、(1)学生相談・カウンセリングの充実、(2)学生の学習状況（授業出席・単位取得）の把握と指導、(3)経済的困窮者への支援の充実、(4)退学希望者への面談と指導、(5)相対的に退学率の高い体育推薦入学者への指導の必要性が提起された。これを受けて、翌年、東松山キャンパス担当副学長の提案により、(1)学科主任による退学希望者への面談と指導、(2)退学予備軍（授業出席と単位取得が芳しくない成績不良者）の早期把握と指導をすべての学部学科において行うこと、2008(平 20)年度の退学率を2.5以下に抑えることを達成目標とすることが確認された。この取り組みにより、同年度の退学者（除籍者34名は除く）は318名、退学率は2.53%（除籍者を含めると2.8%）となった。

それ以前の6年間で退学者が350名を下回った年度は一度もないこと、平均退学率が3%であったことを考えれば、上記の取り組みに一定の効果があったことは明らかであろう。しかし、退学者を減らすための取り組みは、問題の深刻さを教職員が認識するところからスタートしたばかりで、まだ十分とは言えない。特に東松山キャンパスで学ぶ1・2年生へのきめ細かな学習指導、生活指導が大きな課題である。また、学費未納等による除籍者は、2005～2008（平 17～20）年度の4年間で平均23名にのぼっており、理由のほとんどが経済的困窮によるものと思われる。経済的困窮による除籍者を減らすための対策も今後の課題である。

【改善方策】

退学者を減らすための直接的な方策で重要なことは、退学予備軍をいかに早期に把握しきめ細かな指導を行うか、ということである。とりわけ、東松山キャンパスで学ぶ1・2年生について、授業への欠席、単位の不取得など退学に至る兆候を把握し、勉学意識の修正をはかる必要

がある。さらに、直接的な対応策のほかに、より長期的な視点に立った改善方策として、大学生活へのスムーズな移行と勉学への自発的な取り組みを促す初年次教育の導入、充実が求められる。

上記のことを踏まえ、退学者を減らすために以下の課題に取り組む。

1. 初年次教育の導入。特に基礎ゼミを中心とした1年生へのきめ細かな学習指導と生活指導

本学では、国際関係学部とスポーツ・健康科学部を除いて、基礎教育を行う東松山キャンパスと専門教育を行う板橋キャンパスに分かれ、学生の学習と生活に関する一貫した情報を教員が共有しにくいという問題があるため、学生個々人の情報を継続的に教員が共有できるような制度設計も併せて行う。

2. 学生へのカウンセリングを強化するための学生相談の充実

さまざまな不安を抱える学生たちの声に耳を傾けるために、学生相談室の拡充をはかるとともに、インターカー（学生相談の調整係）の導入など人のサポート体制をさらに充実させる。

3. 経済的困窮者に対するセイフティーネットの充実

本学独自の奨学金は主に成績優秀者に給付されてきたが、今後は経済的困窮者への給付を充実させる。併せて、大東文化学園安全互助会による生活資金の貸付制度、銀行ローン等を周知させ利用を奨励する。

第2節 学部における学生の受け入れ

1. 文学部

【入学者受け入れ方針等】

- ・入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係
- ・入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

【現状の説明】

文学部は、人間存在の根本を見つめ、人間の生き方やあり方を考究する総合的な人間学としての文学をはじめとする人文科学を研究・教育することを研究教育の目的としている。そのような全体的な目的のもとに、入学者受け入れ方針は、学科ごとに学則上に規定されている各学科の理念・目的、さらに教育目標に沿うようになされている。したがって、【点検・評価…長所と問題点】【改善方策】の記述は学科ごとに行う。

文学部の入学者選抜方法は、基本的に全学の入試方法に沿ってなされている。

【点検・評価…長所と問題点】

<日本文学科>

日本文学科の基本的な教育理念は、日本文学・文化に関する学識を修め、現代社会の多様な要請に対応できる能力を身につけ、ひいては人類の幸福に貢献する人材を育成することである。

上記の教育目標・受け入れ方針に従い、多様な入試を行い、日本文学・文化に対する関心をもつ基礎学力のある学生を受け入れるべく努めている。自己推薦入試でも、面接だけでなく、古典を出題して入学者の基礎学力をはかっている。

問題点としては、目的意識の曖昧な学生や、入学試験の種別によって古典の基礎学力が低い学生が入学していることが挙げられる。

教育指導上において、少人数制、分野別の指導体制が明らかに整ってきている。しかし、完全なアドバイザー制の実施を妨げているカリキュラム上の問題もある。開講コマ数に制限があるために基礎教育と専門教育の受講生数のバランスが取れていない。兼任教員の依存率が高い。

<中国学科>

中国学科の基本的教育理念は、本学の建学の精神（漢学の振興）に立脚しつつ、深遠なる中国学や中国文化に関する学識を修め、現代社会の実用適用性にも対応できる中国語の能力も身につけ、社会に貢献しうる人材を育成することである。

学科の教育目標・受け入れ方針に従い、中国学に興味を有する人材を多様な入試で受け入れる努力をし、推薦入試であっても面接だけでなく漢文や書道・小論文等を出題し、入学者の基礎能力を測っている。

しかしながら、高等学校での漢文をはじめとする中国学関係の授業が減少している現状にあつて、その方面での基礎学力の低い学生を受け入れざるを得ない状況にある。

＜英米文学科＞

英米文学科の基本的教育理念は、英語圏の文学・語学・文化に関する学識を修め、国際語としての英語の基盤の上に立った広い見識を持つ人材を養成することである。

大学設置基準の大綱化以来、全入時代の到来が叫ばれ、大学が入学者を選ぶのではなく受験生から選ばれる時代になったにもかかわらず、依然として130名の入学定員とカリキュラムはまったく変わっていない。すでに一般入学試験の倍率は2倍を下回り全入時代に完全に突入しているにもかかわらず何らの改革も進んでおらず、危機意識が必ずしも十分ではない。

これまでの学科が推進してきた自己点検・自己評価、FDの試みによりカリキュラム上の問題点が明らかになってきている。この問題点を解決できるように努め、志願者が増加するような方途を見いだすべきである。

＜教育学科＞

教育学科の基本的教育理念は、教育学に関する学識を修め、教育に関する知識・技能について、理論的実践的に優れた能力を有する人材を養成することである。このような理念に基づき、将来、初等教育の教職につくことを希望する者を中心に教育学を深く学びたい学生を受け入れている。

基本的学力を有することはもちろん重視するが、教育の研究と実践への問題関心と意欲を強くもつ学生を受け入れたいと考え、一般入試（全学統一入試2教科入試、3教科入試、自己推薦）のほか入学定員のおよそ36%程度を割いて「指定校推薦」「公募制推薦」などの推薦入試を実施している。

このうち「指定校推薦」は、全国的に見て特色ある教育を行っている高等学校から、いわゆる偏差値にとらわれず、意欲的な学生・個性的な学生を推薦してもらっている。

一般入試、推薦入試とも所期の目的に沿って十分に機能している。各方式の入試に予定の受験生を確保することができている。各方式の推薦入試については、その趣旨について高校・高校生側との認識の齟齬も若干みられることがあるので、たえずその趣旨を徹底して共通理解を図る必要がある。

＜書道学科＞

書道学科の基本的教育理念は、書道学に関する学識を修め、書表現および書学に秀でた人材を養成することにある。

推薦入試では、このような学科の教育理念の特殊性に基づき書道の実技を課して基本得点とし、同時に高校での評定値を一般教科の基準値として換算し、あわせて面接による受験生の意欲評価を加算して総合得点の高い学生を受け入れている。

一般入試では、3教科は書道実技を課した入試方法で他の受験科目との合算で判定を行っている。

センター入試及び全学統一入試（2教科）では書道の実技能力評価が不可能であり、若干の課題が残る。しかし、本学科は書作のプロを養成することばかりが目的ではなく、書道文化に深い理解を示す学生を育てることも目標である。その意味では、むしろ本学科では実技試験を受けずに入学してくる学生の受け入れにも積極的である。

【改善方策】**＜日本文学科＞**

「日本文学基礎演習」などにおいて導入教育を徹底させて、学生の学習意欲を高め、将来の目標・展望を明確化させる。授業以外でも学生と教員とが対話できるオフィスアワーの設置や、古典の基礎学力が低い学生のための特別授業を展開する。

＜中国学科＞

1・2年次の導入教育を徹底させて学生の学習意欲を高めるために、2010（平22）年にカリキュラムの改訂を実施し、漢文の基礎を教える授業を中心に、1・2年次の専門必修科目を増加させる。

＜英米文学科＞

一部の科目を半期制にする。オムニバス方式による複数教員の担当に授業をより多様化させる。また、隔年開講の授業を導入し学生が履修する科目の数を増やし、多様な学習レベルの学生の要求に応えられるカリキュラムに改定する。

＜教育学科＞

近年の大学入試をめぐる動向は変化が激しいことを考えると、一般入試、推薦入試の各方式の目的・趣旨やそれぞれの受け入れ人数等を一定期間ごとに見直し、改善に努めなければならない。そのためにも、アンケート調査などを行って高校・高校生側の希望やニーズを的確に把握するとともに、各入試方式で入学した学生の入学後の追跡調査を実施する。

＜書道学科＞

近年の受け入れ学生の傾向として「書作」への偏重が目立ち、これへの対策が急務である。このため、センター入試及び全学統一入試（2教科）に積極的に対応し、「書学」志向の学生の育成を図る。

【定員管理】

- ・ 学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性
- ・ 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

【現状の説明】

文学部では2005（平17）年度より、日本文学科が定員を250名から150名に、中国学科が150名から100名に削減した。それに伴い文学部全体の総定員数が2004（平16）年度の2,772名（臨定含む）から臨定分と150名ずつ減少し、2008（平20）年度には2,160名に至っている。以下に過去5年の総定員数、総在籍者数、総在籍者数比率、入学定員、入学者数、入学者比率を示す。

＜収容定員・入学定員に対する総在籍者数比率・入学者数比率＞

	総収容定員	総在籍者数	総在籍者数比率	入学定員	入学者数	入学者数比率
2005年度	2,616	3,187	1.22	540	640	1.19
2006年度	2,462	2,925	1.19	540	642	1.19
2007年度	2,310	2,775	1.20	540	679	1.26
2008年度	2,160	2,637	1.22	540	665	1.23
2009年度	2,160	2,632	1.22	540	658	1.22
平均	2,342	2,831	1.21	540	657	1.22

文学部全体としては、総在籍者数比率の平均は 1.21、入学者数比率の平均は 1.22 である。

編入学者の定員は 5 学科ともに若干名となっているが、2 年次編入生は 2005（平 17）年度に 2 名（書道学科）、2006（平 18）年度に 2 名（教育学科 1 名、書道学科 1 名）、2007（平 19）年度に 3 名（教育学科 1 名、書道学科 2 名）、2008（平 20）年度に 1 名（教育学科）、2009（平 21）年度に 1 名（書道学科）が入学し、3 年次編入生は 2004（平 16）年度に 4 名（教育学科 3 名、書道学科 1 名）、2005（平 17）年度に 1 名（教育学科）、2006（平 18）年度に 5 名（日本文学科 3 名、教育学科 2 名）、2007（平 19）年度に 7 名（日本文学科 2 名、中国学科 2 名、教育学科 3 名）、2008（平 20）年度に 3 名（日本文学科 2 名、教育学科 1 名）、2009（平 21）年度に 5 名（日本文学科 2 名、英米文学科 1 名、教育学科 2 名）が入学している。

なお、推薦入試と一般入試（自己推薦入試含む）の入学者の比率は、文学部全体としては 35% と 65% の割合になっている。

＜日本文学科＞

日本文学科では、2005（平 17）年度より 1 学年の収容定員を 250 名から 150 名に削減した。2009（平 21）年度の学科全体の学生収容定員は 600 名であり、5 月 1 日付の在籍者数は 755 名で、総収容定員に対して総在籍者数は 1.26 倍となっている。適切な範囲にある。

＜中国学科＞

中国学科の 2009（平 21）年度の学科全体の学生収容定員は 400 名であり、2009（平 21）年 5 月 1 日付の在籍者数は 458 名で、総収容定員に対して総在籍者数は 1.15 倍となっている。適切な範囲にある。

中国学科は 2005（平 17）年に、それ以前は 150 名であった学生収容定員を 100 名に削減した。理由は少子化による受験適応人口の減少、高校教育における古典学習時間の実質的減少、加えて日中関係の影響、この 3 点である。学生収容定員を 100 名に削減した最初の年は定員の 1.25 倍以上の入学者を確保することができたが、それ以降の 2 年間は入学者が定員ぎりぎりにまで落ち込むことがあった。しかし、学生収容定員を割り込んだことは一度もない。それ以降は、ほぼ 1.25 倍の入学者を確保できている。在籍学生数は入学者に編入者と留年者を加え、退学者を減じた数からなるが、学生収容定員の 1.2 倍弱で推移している。

＜英米文学科＞

英米文学科の学生定員は 130 名で在籍学生数は平均一学年で 150 名前後である。2009（平 21）年度の学科全体の学生収容定員は 520 名、2009（平 21）年 5 月 1 日付の在籍者数は 624

名であり、総収容定員に対して総在籍者数は1.20倍となっている。入学定員と入学者数は1.25倍を超えることはなく、その比率は適切であると言える。

<教育学科>

教育学科の2009（平21）年度の学科全体の学生収容定員は440名であり、2009（平21）年5月1日付の在籍者数は537名で、総収容定員に対して総在籍者数は1.22倍となっている。適切な範囲にある。毎年の入試の合否判定において、過去のデータ（手続き率、入学率等）を参考に慎重に合格ラインを決め、著しい定員超過や欠員を出さないようにつとめている。

<書道学科>

定員の管理については、定員50名のところ、例年62～63名の受け入れを実施している。中途の休・退学者は入学から卒業までの間4年間の中で3～4名である。

2009（平21）年度の学科全体の学生収容定員は200名であり、2009（平21）年5月1日付の在籍者数は258名で、総収容定員に対して総在籍者数は1.29倍となっている。適切な範囲にある。

編入学生の受け入れは、2年次への編入のみを認めている。基本的に演習、実習科目の多い本学科の特殊性があり、編入学した当該学生の負担を考えれば現実的な対応である。

2010（平22）年度より10名の定員増が決定した。2010（平22）年度対応に向けて教育環境に配慮した新カリキュラムを編成し直したばかりである。

【点検・評価…長所と問題点】

<日本文学科>

大学全体で、収容定員の1.25倍の在籍者数を確保することを目標としている。2009（平21）年度における日本文学科の在籍者数は収容定員の1.26倍なので、現状は、おおむね大学の方針に沿うものとなっている。編入学生の数が少ない点に問題が認められる。

一般入試（自己推薦入試含む）、推薦入試の入学者の比率は、ほぼ50%対50%となっており、大きな偏りは見られない。ただ、入学試験方法の多様化に伴い、手続き者数についての判断が今後ますます難しくなると予想される。

<中国学科>

中国学科の入学者数は年によって増減はあるものの、学生収容定員は常に確保しており、学生収容定員と在籍学生数の比率は全体として1.15倍となっており、適正な数を保っている。

少子化の影響は今後も継続することが明らかであり、高校教育における古典学習時間の実質的減少傾向も当面続くことが予想されることからすると、中国古典教育を学科教育の柱とする本学科の学生収容定員確保は今後も厳しい状態の継続が避けられない。これまでににおいても、入学する学生の学力の低下は顕著であり、今後もこの状態が続くことが予想される。

目を日本の大学における中国古典教育に転じて、中国古典教育に関連する学科の定員削減や再編、中国古典教育を現代中国語教育への変更、時には中国古典教育学科の閉鎖など、厳しい状況が続いている。

このような全国規模のうねりの中で、中国古典学の教育を掲げていくことは極めて困難と言わざるを得ない。しかし、本学科の理念・目的で述べたように、本学科は建学の精神「漢学の振興」と「東西文化の融合による新しい文化の創造」を学科教育の礎にし、その精神を継承する主体となるべき義務を負う。一方、「漢学の振興」と「東西文化の融合による新しい文化の創造」は新たな意義づけ、新たな解釈等により本学の建学精神として明文化するにふさわしい時を迎えている。

このような現状を総合的に見るとき、学科の入学方針に沿った優秀な学生の確保は容易ではないが、現在の学生収容定員を維持し、創意工夫を重ね、可能な限り優秀な学生の確保に努めることが必要であろう。

一般入試（自己推薦入試含む）、推薦入試の入学者の比率は、75%対25%となっている。

<英米文学科>

英米文学科の入学者数は、収容定員の1.20倍の在籍者数を確保している。2009（平21）年度入学生158名の中で推薦入試による学生数は49名、一般入試（自己推薦入試含む）による学生数は107名、その他の特別入試（留学生、社会人）は2名であり、適正な入学者の配分を保っている。

一般入試（自己推薦入試含む）、推薦入試の入学者の比率は、ほぼ68%対32%となっている。一般入試による入学者が3分の2を占めていて、適切な割合となっており問題はない。

<教育学科>

上記のように収容定員に対する在籍学生数の比率は適切な範囲にあるが、各年度の入学者数が入学定員に対する比率は、2005（平17）年度1.20倍、2006（平18）年度1.20倍、2007（平19）年度1.45倍、2008（平20）年度1.02倍と、かなりばらつきがある。

一般入試（自己推薦入試含む）、推薦入試の入学者の比率は、ほぼ75%対25%となっている。一般入試による入学者が4分の1を占めていて、適切な割合となっており問題はない。

<書道学科>

著しい欠員ないし定員超過はないものの、一般入試（自己推薦入試含む）、推薦入試の入学者の比率は、ほぼ51%対49%となっている。

【改善方策】

<日本文学科>

編入学者の数を増やすために、単位認定について、読み替えの幅を考慮するなどの対応を図っていく。また、入学試験方法の多様化に伴い、手続き者数についての判断が今後ますます難しくなると予想されるので、過去数年の各方式合格者数と手続き者の統計をとって、その動向を把握し、判断がより正確になるようにする。

<中国学科>

中国学科出身者の就職先は中学校・高等学校の教員が多い。したがって、本学科および本学

部の全国のOB・OGに対して昨年度より始まったOB・OG推薦入試の制度についての広報活動を、より広く徹底して行う。

このほか、従来も行っている高校訪問の回数の増加や訪問高校の拡充を行う。また、高校生が中国学に興味を持つような書道文化、『論語』と孔子、李白や杜甫などの漢詩、あるいは『三国志』などの具体的授業テーマを設け、全国の高校に広くアピールして高校から依頼される出張模擬授業に積極的に出かける。そのことによって、一般入試の志願者の増加を図る。

＜英米文学科＞

英米文学科は、130名定員が学科の将来にとって適切な数字であるかどうかの検討を重ねて、志願者数の減少を考慮し、学科の学生定員数をスリム化する方針を見いだす。

＜教育学科＞

各年度の入学人数に大きな変動があるのは、教育学科の授業運営上も望ましくない。したがって、合否判定（合格ラインの決め方）を数年にわたる志願状況や他大学の教育学科志望の状況などの多角的なデータに基づき、より慎重に行う。

＜書道学科＞

2010年より定員が10名増となるが、ほぼ前年度と同様の対応でよいと考えており、「書学」「書作」のバランスに配慮した各入試の定員配分を実施する。また、従来も行っている高校訪問や高校から依頼される出張模擬授業などの機会を積極的に利用して一般入試の志願者の増加を図る。

【編入学生、退学者】

- ・退学者の状況と退学理由の把握状況
- ・編入学生および転科・転部学生の状況

【現状の説明】

文学部の退学者（除籍者を含む）は、2006（平18）年度99名（退学率3.39%）、2007（平19）年度96名（3.46%）、2008（平20）年度80名（3.03%）である。退学を申請する書類には退学理由を記入する欄があるため、それらを集計して退学理由の全体状況を把握している。申請書を提出した段階で、本人の許可が得られれば、各学科の主任が面談し、退学に至る事情や本人の意思を確認している。面談の結果は学科協議会で報告され、退学承認の審議にかけられ、さらに学部教授会で報告される。ここ数年そのような対応を行っているが、その結果、退学者の数は数年前に比べれば徐々に減少してきている。

文学部の編入学生の状況は、2006（平18）年度7名（日文3名、教育3名、書道1名）、2007（平19）年度10名（日文2名、中国2名、教育4名、書道2名）、2008（平20）年度4名（日文2名、教育2名）となっている。

また、文学部の転科・転部の状況は、転出が2006（平18）年度3名（日文2名、中国1名）、

2007（平 19）年度 1 名（英米 1 名）、2008（平 20）年度 2 名（日文 2 名）、転入が 2006（平 18）年度 5 名（日文 1 名、教育 4 名）、2007（平 19）年度 6 名（英米 2 名、教育 4 名）、2008（平 20）年度 1 名（日文 1 名）となっている。

【点検・評価…長所と問題点】

退学希望者については、各学科主任の面談により、状況把握がしっかりとできている。学業不振によって退学に至ることがないように、長期欠席や成績不良の学生に対しては、1・2 年生は必修の基礎ゼミにおいてゼミ担当教員がこまめに把握し、各学科主任が面談を行って相談している。3・4 年生は、やはり必修のゼミや卒業論文の指導などを通して指導を行っている。この点は評価するに値する。

ただ、大学に入学する動機が多様化し、学科の教育目標の理解をするにいたらないまま 2・3 年次に在籍して修学意欲を喪失している学生も認められる。

また、景気低迷に伴う保護者の経済状態の悪化によって、やむなく退学せざるを得ない学生も少なからずいる。

【改善方策】

大学生活をどのように送るのか、生活指導を含め一人ひとりに対する細かな指導が必要である。これまでのように、1・2 年次では必修の基礎ゼミにおいて、3・4 年次は専門のゼミにおいて、よりきめ細やかな指導を行うことによって、退学者の数を全入学者の 2%以下にまで減少させる。

一方、経済的理由から退学する学生を少しでも減らすために、学生支援機構の奨学金や大学の奨学金制度の家計急変者用奨学金、大学と銀行が提携している教育ローン、さらには安全互助会の奨学金制度等を最大限に利用するように勧める。

2. 経済学部

【入学者受け入れ方針等】

- ・入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係
- ・入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

【現状の説明】

経済学部の教育研究上の目的は、学科ごとに学則上に規定されている。それらに加えて本学経済学部の社会的役割、教育的位置づけ、実績などを勘案すれば、学部の存在意義は「社会人、経済人として健全な判断力や倫理観を持ち、現実世界で経済学的な知識や手法を活用できる、社会や企業の中堅を担う人材を育成する」ということにある。このような教育目的を達成するために入学者が持っていなければならない要件は以下のとおりである。

- (ア) 経済学的な知識や手法を学習するために必要な基本的な能力
- (イ) 経済学的な知識や手法を理解するために必要な最低限の知識
- (ウ) 経済、社会についての学習意欲

よって入学者受け入れ方針は、これらの要件に対応して、

- (a) 小学校、中学校、高等学校で培われた基本的なリテラシー能力をもち、自分で学習する方法を習得している者
- (b) 高等学校で学ぶ各教科の基礎的な知識体系を習得している者
- (c) 社会、経済現象に興味・関心があり、学習意欲を持っている者

とされてきた。ただし、これらの入学者受け入れ方針は、現時点において学部内で明確に合意、規定されていないし、公開もされていない。

入学者選抜方法としては、上記（a）と（c）を受け入れ方針の主眼とした推薦入試や、上記（b）を主眼とした一般入試、センター入試があり、可能な限りの多様な入試を行っている。カリキュラムは、このようにして選抜された入学者に対し、すでに持っている基本的学習能力をさらに向上させ（基礎教育科目が対応）、経済学の専門的知識を習熟させ（専門教教育科目が対応）、社会人、経済人としての健全な判断力を身につけさせるように（全学共通科目が対応）、組まれている。

【点検・評価…長所と問題点】

学部には入試検討委員会があり、常に入試選抜方法について検討されている。しかし、全体の受験生人口が減少する中で受験生を確保しなければならない現状や、学部の教育目的に適する入学者受け入れ方針を学部内で明確に合意していないため、どのような能力をもった学生を受け入れるのか、入学後のカリキュラムに耐えうるかどうか、という見地から選抜方法を検討することはできない状態にある。

推薦入試、一般入試、センター入試を多様に組み合わせることで、選抜方法としてはほぼ限界までいっているといえる。一般的に受験生レベルが低下しているため、受け入れ方針の（a）を満たさない入学者が現実には存在する。推薦入試では、（a）と（b）については高等学校の内申書に依存するわけだが、その詳細な内容や高等学校格差についての客観的な評価は難しく、

適切にできているとは言い難い。一般入試では、経済学部を志望して受験するならば（c）に合致するといえるわけだが、本学の入試制度では1回の受験で複数学科を志望することができるため、経済や社会に全く興味がない学生が入学する可能性がある。

【改善方策】

入学者受け入れ方針を学部内で合意し、公開していく。また、確定した教育目的と入学者受け入れ方針のもとで、カリキュラムと入試選抜方法の同時見直しを行う。推薦入試では内申書の総合的、客観的評価、また一般入試では経済・社会に対する学習意欲をみるために簡単な面接や小論文を導入する。入学者受け入れ方針（a）を満たさない入学者がどうしても存在するならば、文章作法、読解と口頭発表の方法、論理的思考力や問題解決能力の向上などを含む導入時教育を実施する。

【定員管理】

- ・学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性
- ・著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

【現状の説明】

旧経済学部（経済学科と経営学科）から2000（平12）年度に経営学科が経営学部として独立し、2001（平13）年度には旧経済学科の定員枠を用いて環境創造学部が誕生した。旧経済学部が、現在の社会経済学科と現代経済学科の2学科に改組したのも2001（平13）年度である。

以上のような経緯から過去5年の定員枠は変化しており、総定員枠が現在の1,440名になるのは、2007（平19）年度からである。以下に過去5年の総定員数、総在籍者数、総在籍者数比率、入学定員、入学者数、入学者数比率を示す。

＜収容定員・入学定員に対する総在籍者数比率・入学者数比率＞

	総収容定員	総在籍者数	総在籍者数比率	入学定員	入学者数	入学者数比率
2005年度	1,485	1,808	1.22	360	402	1.12
2006年度	1,455	1,730	1.19	360	428	1.19
2007年度	1,440	1,714	1.19	360	470	1.31
2008年度	1,440	1,736	1.21	360	446	1.24
2009年度	1,440	1,788	1.24	360	460	1.28
平均	1,452	1,755	1.21	360	441	1.23

過去5年の総在籍者数比率は1.21、入学者数比率の平均は1.23である。

次に、入学者の試験別の受け入れ状況について、経済学部では従来より推薦入学試験（公募制推薦、指定校推薦、大東大一高推薦、体育推薦）と一般入学試験（センター試験利用、全学部統一入試、一般入試）による受け入れ者数の比率に極力留意し、適正な収容定員の管理（実際の入学者が入学定員の1.25倍を超えないようにする）に努めてきた。また、推薦入試による受け入れを徐々に減らし、大学入試センター試験利用入試による受け入れを中心に一般入試に

よる受け入れを増やしてきた。その結果、2009（平 21）年度入試と 2010（平 22）年度入試を比較すると、入学定員 360 名に対し、2009（平 21）年度が推薦入試 158 名（2 学科合計、44%）、一般入試 202 名（2 学科合計、56%）であり、2010（平 22）年度は推薦入試 127 名（2 学科合計、35%）、一般入試 233 名（2 学科合計、65%）となる。全体の受験生人口が減少していく中で、早くに入学定員を確保したいという意向もあるが、経済学部としてはこの方向を堅持していく考えである。

編入学試験は 3 年次編入が 2006（平 18）年度から、2 年次編入が 2007（平 19）年度から行っている。編入学定員は若干名であり、2008（平 20）年度に 3 年次編入生が 1 名、2009（平 21）年度に 2 年次編入生が 1 名いる。

【点検・評価…長所と問題点】

定員に対する総在籍者数の過去 5 年平均比率は 1.21、入学者数の過去 5 年平均比率は 1.23 であり、定員を著しく超過しているとは言えない。また、推薦入試と一般入試の受け入れ数の比率に関してもそれ程アンバランスの状況ではないので前項で記述した方針は続ける。編入学者については、現状では総数が少ないので増やす努力は必要と考えている。

【改善方策】

適正な収容定員の確保を維持するとともに、学士課程教育に適応できる基礎学力を有する入学者の獲得を目指す。そのためには、推薦入試と一般入試の受け入れ数に関して現状の比率から推薦入試による入学生確保を 30%程度に持っていき、その実現を目指す。

次に、編入学に関する改善では、まず編入学定員を数値で明示する。退学者の補充という意味でも、編入学を促進し人数を増やす。編入学制度は導入から日も浅く、存在自体が十分に知れ渡っていない可能性があるため、大学案内『CROSSING』などを通じて、広報活動をする。編入前に他大学などで取得した単位を可能な限り卒業要件単位に認定し、最短年数での卒業を可能にする。

【編入学者、退学者】

- ・退学者の状況と退学理由の把握状況
- ・編入学生および転科・転部学生の状況

【現状の説明】

経済学部の 2006（平 18）年度の退学者（全学年）は 73 名であり、退学率は 4.2%である。2007（平 19）年度は退学者が 55 名、退学率 3.2%と大幅に減少した。さらに、2008（平 20）年度の退学者は 50 名であり、総在籍者数に対する比率は 2.9%と減少している。退学を申請する書類には退学理由を記入する欄があるため、それらを集計して、退学理由の全体状況を把握している。2007（平 19）年度後期から申請書を提出した段階で、本人の了解が得られたとき、学部長あるいは学科主任が面談し、退学に至る事情や本人の意思を確認している。面談の結果は教授会で報告され、退学承認の審議にかけられる。ちなみに、東松山キャンパス（1・2 年次）

で42名、板橋キャンパス（3・4年次）で8名の退学者が出ており、東松山キャンパスの1・2年次学生に退学者が多くなっている。

編入学試験は、3年次編入が2006（平18）年度から、2年次編入が2007（平19）年度から行っている。編入学定員は若干名であり、2008（平20）年度に3年次編入生が1名、2009（平21）年度に2年次編入生が1名である。

転科・転部学生は、2008（平20）年度に2年次転入1名、2009（平21）年度に2年次転出1名である。

【点検・評価…長所と問題点】

学部長や学科主任の面談により、状況把握がしっかりとできている。学業不振によって退学に至ることがないように、成績不良の学生に対して、演習履修者は演習担当教員が、そうでないものは学部長や学科主任などが1年に一度面談し報告書を提出することになっている。退学者のうち進路変更による者が15名で最も多く、次に学業不振や就学の意欲喪失などの関連で11人おり、東松山キャンパスでの退学者が多いことも考え合わせると、学習方針についての細かな指導・相談が不足していることを示しているように考えられる。また、経済的理由をあげる退学者が6人おり、今後さらに増加する可能性がある。

【改善方策】

大学生活をどのように送るのか、生活指導を含め一人ひとりに対する細かな指導が必要である。1年次では必修の「基礎演習」があるので演習担当者に指導してもらうことが可能だが、2・3年次の「経済学演習」、4年次の「卒業研究」が選択科目なので全員の指導をすることができない。2～4年次の「経済学演習」・「卒業研究」を必修化するか、まったく別の枠組みとして演習科目とは別のクラスを作り、クラス担任制にするなどの対策を講じる。全学的な組織である学生相談室と教授会や演習担当者などとの連携を図ることで、事前に学生の状況を知り、退学に至らないように指導する。

経済的理由から退学する学生を少しでも減らすために、大学の奨学金制度の活用を奨励する。学部から推薦する奨学金受給対象者の一部を経済的基準によって決定する。

3. 外国語学部

【入学者受け入れ方針等】

- ・入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係
- ・入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

【現状の説明】

1. 本学部は専攻語学に関する学識を修め、幅広い教養と国際的視野に立脚した職業能力を有する人材の養成を目指している。具体的には中国語、英語、ドイツ語、フランス語等の言語およびその言語が使用される地域の文化・社会・歴史等を教育、研究することを通じて、国際的な幅広い知識と教養をもつ外国語のスペシャリストの養成に努めている。そのため、外国語の習得、外国の文化、社会、歴史の学修に意欲的な学生の確保に力を入れている。

2009（平 21）年度の募集定員は 400 名で、内訳は中国語学科 120 名、英語学科 230 名、日本語学科 50 名である。入学者選抜方法はおもに学力考査による「一般入試」（センター入試前期・後期、全学部統一入試、3 教科入試）と広い視野から選抜を行う「自己推薦前期・後期入試」、「推薦入試」（公募推薦入試、指定校推薦入試、第一高等学校・工学院大学附属高等学校、電機大学高等学校推薦入試、体育推薦入試）に分かれ、それに「特別入試」（留学生入試、社会人入試）が加わる。

留学生入試には東京会場と北京会場が設けられている。

2. 本学部は専攻言語の修得の上にその地域の理解を目指すカリキュラムを編成しているので受け入れにあたっては、特に自己推薦入試、推薦入試、特別入試において学生の意欲、適性、目的意識の確認等を行い、入学後のミスマッチが起きないように、上記のようなさまざまな選抜方法がとられている。カリキュラムと受け入れ方針の関係については、本学部の理念・目的、教育目標に基づき受け入れ方針が定められるとともに、カリキュラムが編成されることから、両者の関係は適正なもの判断している。

【点検・評価…長所と問題点】

多様な入試形態をとることにより、外国語の修得、外国文化、日本文化に関心をもつ学生を受け入れることができ、また募集定員も充足している。受け入れ方針と学部の理念・目的・教育目標との関係及び受け入れ方針と入学者選抜の方法、カリキュラムとの関係は概ね適切と判断している。一般入試では志願者の減少とともに合格最低点が下がっていることが問題である。指定校推薦入試ではいかにして学力の高い学生を獲得するかが大きな課題である。各種入試形態による入学生の追跡調査を今後さらに綿密に行う必要がある。

【改善方策】

受験生が減少しているなか、一定の学力を有する学生、個性的で意欲的な学生を獲得するためには、受験生から選ばれる魅力が本学部に必要なものである。そのためには日常の教育活動の強化を図ることはもちろんのことであるが、本学部をよりよく理解してもらうためには高校への働きかけも必要である。今後以下のことを行う。

①「学科通信」等各学科の活動状況を伝える文書を出し、指定校、付属第一高等学校の進路指導部との連携をさらに強化し、信頼関係を強める。

②出前授業等の出張範囲を地方にも拡大し、対象校の増加を図り、高大連携を強化する。

③現在英語学科において夏休みに在校生による母校への情宣活動を行っているが、これを中国語学科、日本語学科でも行うようにする。

④各種入試による入学生の追跡調査をさらに綿密に行う。

【定員管理】

- ・学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性
- ・著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

【現状の説明】

本学部のここ5年間の学生収容定員と在籍学生数、入学定員、入学者数は次の通りである。

<収容定員・入学定員に対する総在籍者数比率・入学者数比率>

	総収容定員	総在籍者数	総在籍者数比率	入学定員	入学者数	入学者数比率
2005年度	1,510	1,873	1.24	400	472	1.18
2006年度	1,520	1,856	1.22	400	470	1.18
2007年度	1,550	1,885	1.22	400	512	1.28
2008年度	1,600	1,889	1.18	400	489	1.22
2009年度	1,600	1,930	1.21	400	511	1.28
平均	1,556	1,887	1.21	400	491	1.23

本学部のここ5年間の総在籍者数比率の平均は1.21、入学者数比率は1.23であり、おおむね適切と言える。卒業についてはほとんどの学生が4年の修業年限を終えて卒業している。2008年度（平成20年9月、平成21年3月）卒業者、留年者、休学者、退学者および除籍者の数と割合は以下の通りである。

2008（平20）年度在籍者総数449名、2008（平20）年9月卒業者2名（0.5%）、2009（平21）年3月卒業者395名（87.9%）、留年者27名（6.0%）、休学者7名（1.6%）、退学者17名（3.8%）、除籍者1名（0.2%）

2001（平13）年度相互評価の際「勧告」として「英語学科は収容定員に対する在籍学生数の比率が高いので改善を要する」との指摘を受けているが、現在の状況は上記の通りであり、著しい欠員、定員超過の事態は起きていない。

本学部2009（平21）年度入学者は511名で、一般入試（自己推薦入試含む）によるもの345名、推薦入試等によるもの166名であり、一般入試による入学者は全体の68%を占める。

【点検・評価…長所と問題点】

学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と(編)入学者数の比率は適切である。また、著しい欠員ないし定員超過の事態も起きていない。入学者に占める推薦入試等による学生は32%を占めているが、入試による入学者と比べ遜色のない学生を受け入れているので現在のところ

問題は生じていない。

【改善方策】

現段階では収容定員の面で問題は起きていないが、今後少子化の影響はさらに強くなっていくことが予想されるので、今後とも入試動向、志願者の動向を詳しく分析し、その情報を蓄積し、入学手続き者予測の確度をあげ、学生確保には万全を期す。

【編入学者、退学者】

- ・退学者の状況と退学理由の把握状況
- ・編入学生および転科・転部学生の状況

【現状の説明】

1. 本学部過去3年間の除籍者を含む年間退学率は2006（平18）年度3.5%、2007（平19）年度3.8%、2008（平20）年度3.9%である。2008（平20）年度退学学生（除籍者を除く）67名の内訳を校舎別にみると1・2年次生の在籍する東松山校舎が42名で、3・4年次生の在籍する板橋校舎が25名であり、低年次が多くなっている。おもな退学理由をあげると次のようになる。1.進路変更（別の道へ進む）13名、2.家庭の事情（経済的理由）10名、3.一身上の都合8名、4.進路変更（就職）5名、5.修学・勉学意欲の喪失5名、6.進路変更（再受験）3名

退学希望者は学生課に申請し、学生課が学科主任に連絡する。学科主任はそれを受けて申請者と面接をしてさまざまなアドバイスをするとともに慰留に努めるが、本人の意志が強い場合は教授会にかけて承認するという手続きをとる。

2. 本学部は2・3年次で編入生を受け入れており、その数は2006（平18）年度1名、2007（平19）年度2名、2008（平20）年度3名である。転部・転科では転出は2・3年次に認めているが、転入は中国語学科、日本語学科では2年次、英語学科では2・3年次に認めている。本学部の転部・転科の学生数は2006年度（平18）転出3名、転入2名、2007（平19）年度転出4名、転入1名、2008（平20）年度転出2名、転入3名である。この数はおおむね適正である。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 本学部の退学率はここ数年増加しており、2008（平20）年度の退学率3.9%も決して小さな数ではない。また、退学者が1・2年次生の在籍する東松山校舎が多いことも大きな特徴である。東松山校舎では担任制や、専任教員により厳格な出席管理をしているが、現在のところ必ずしも有効に機能しているとは言えない。退学申請が出されたら学科主任が面接することになっているが、現実には退学申請者が面接を拒否するケースが多い。クラス担任等が日頃から学生の出席状況に気を配り、欠席が続いた時点で対応する必要がある。

2. 編入者については積極的な受け入れはしていない。ただ、編入者は一般に修学意欲が高いので、条件を満たしていれば受け入れたい。

【改善方策】

1. 出席不良者の早期発見に努め、早い段階で対応する。早期発見のシステムはすでにできているので、今後はこのシステムの運用を強化する。

2. 授業について行けない学生が存在するので、基礎セミナー等の初年次教育科目において生活指導も含めた総合的な指導を行う。

3. 昨今の不況により、経済的な原因で退学を余儀なくされるケースが目立つので、大学の学費貸付制度等を活用して対応する。

4. 編入学者は定員管理に注意して、短期大学、専門学校等に働きかける。

4. 法学部

【入学者受け入れ方針等】

- ・入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係
- ・入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

【現状の説明】

1. 受け入れ方針と学部の理念等

第1章第5節で述べた法学部の教育の理念・目的、教育目標を踏まえ、社会における諸問題の原因分析と解決策の探究に関心を持ち、積極的に学ぶ意欲のある学生・社会人を広く受け入れることが基本方針である。

2. 受け入れ方針と入学者選抜方法

<法律学科>

上記の方針に則り、法律学科では多様な入試方式を通じて学生を受け入れている。2010（平22）年度は定員225名のうち、65名を推薦等入試及び自己推薦入試で、また160名を一般入試で受け入れる。推薦入試には体育推薦、附属校推薦、指定校推薦、公募制推薦方式の各方式がある。一般入試にはセンター試験利用、全学部統一（2教科）および一般入試（3教科）、自己推薦入試の各方式がある。そのほかに、3年次編入学の編入試験、外国人留学生、および社会人を対象とする入試を実施している。

2010（平22）年度より、受験生によるセンター試験利用の増大という状況を踏まえて、一般入試による定員のうち、4分の1の募集定員をセンター試験利用入試に充てることとした。

これらの多様な選抜方法を用いて、さまざまなバックグラウンドをもつ入学者の受け入れを行い、入学後に、これらの者の中で相互に交流しつつ、専門的知識および論理的思考を養うカリキュラムを履修することにより、市民社会において必要で公正な判断力をもつバランスのとれた人材を養成する。

<政治学科>

上記1の方針に則り、政治学科では政治学に関心のある学生を多様な入試方式を通じて受け入れている。2010（平22）年度は、定員150名のうち50名を推薦等の入試に、100名を一般入試の定員に当てている。

推薦入試には体育推薦、附属高校推薦、指定校推薦、公募制などがある。

一般入試にはセンター試験、全学部統一入試（2教科）、3教科入試がある。そのほかに自己推薦入試がある。

政治学科への意欲ある学生を確保するためには、3教科、全学部統一入試（2教科）を重視したいが、18歳人口の減少、受験生のセンター指向を踏まえ、センター入試の定員が多くなっている。

その結果、定員の3分の1を推薦入試等で補完する形になっている。

3. 各種推薦入試合格者に対する入学前教育については、第3章【カリキュラムにおける高・大の接続】の項目を参照。

【点検・評価…長所と問題点】

＜法律学科＞

推薦入試では、明確な目的意識を持ち勉学意欲の高い学生や本学の理念、教育目標等に共鳴した学生を受け入れることができている点を長所とすることができる。

問題点として、推薦入試による入学者の中には、学力の不十分な者も見受けられること、また、学生の出身地域が関東周辺に偏っていることがあげられる。今後、センター試験への参入により、より広い地域からの学生の受け入れが期待できる。

また、一般入試については、必ずしも高い目的意識を持っていない入学者も見られる。

＜政治学科＞

政治学科の入学生で、政治学を学びたいという強い意志を有している学生が必ずしも多くない点が問題である。その理由の一つとして、政治学科、あるいは政治学という分野が受験生になかなか理解されていないという状況もある。どのような入試方式が政治への関心度合いや本学の理念、教育目標への共鳴度合いを測るのに有効か、引き続き検討する必要がある。

また、女子学生の比率が他の学科よりも低い。法学部全体では、女子学生の比率が過去5年間の平均値で2004（平16）年度20.9%、2005（平17）年度20.5%、2006（平18）年度19.3%、2007（平19）年度18.2%、2008（平20）年度17.7%と若干低下しているが、政治学科では過去5年間の平均値が2004（平16）年度20.1%、2005（平17）年度19.0%、2006（平18）年度17.5%、2007（平19）年度16.5%、2008（平20）年度13.9%と学部全体を上回る低下傾向を示している。

経済学部では女子学生の比率が政治学科よりも低い（12.5%、2008（平20）年度）が、国際関係学部では44.3%（2008（平20）年度）というデータが出ている。国際関係や地域研究を学びたいという女子学生に対して、政治学科があることをアピールする必要がある。

他方、女子学生は比率こそ少ないが、成績上位者や海外留学で実績を残すことが多い。

【改善方策】

＜法律学科＞

入学後、少人数制の習熟度別クラスなどを活用し、きめ細やかな指導を行うことによって学力の向上、目的意識や将来の進路等の明確化を図る。

2010（平22）年度からのセンター試験利用入試の開始結果も含め、どのような入試方式が法学への関心度合いを測るのに有効か、引き続き検証する。

＜政治学科＞

政治学や政治学科を、もっと受験生にもわかりやすくアピールする方向で改善していかねばならない。このため、オープンキャンパス、高校への出前授業などの機会を積極的に活用し、政治学への関心を高めるよう工夫をしていく。

また、数年のうちに女子学生の比率を20%程度にすることを念頭に、在学する女子学生からヒアリングを行い、そのニーズを把握することによって受験生にアピールする方法や手法を工夫する。

【定員管理】

- ・学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性
- ・著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

【現状の説明】

過去5年間の平均で見ると、法学部の総収容定員数1,520人に対して在籍学生数は1,923人であり、超過率は1.27である。また、入学定員は375人であり、入学者数は480人で入学者数比率は1.28倍である。

＜収容定員・入学定員に対する総在籍者数比率・入学者数比率＞

	総収容定員	総在籍者数	総在籍者数比率	入学定員	入学者数	入学者数比率
2005年度	1,575	2,002	1.27	375	451	1.20
2006年度	1,525	1,889	1.24	375	492	1.31
2007年度	1,500	1,886	1.26	375	507	1.35
2008年度	1,500	1,910	1.27	375	469	1.25
2009年度	1,500	1,927	1.28	375	479	1.28
平均	1,520	1,923	1.27	375	480	1.28

【点検・評価…長所と問題点】

点検の対象となる期間を通じて、定員管理は適切に行われており、特に問題はない。

【改善方策】

引き続き適正な定員管理を行っていく。

なお、法律学科では2010年度よりセンター入試に参入するため、入試合格者の歩留まり率の予想がこれまで以上に困難になることが予想されるが、他学科の過去のデータを参考にしながら、引き続き、適正な定員管理を行う。

【編入学者、退学者】

- ・退学者の状況と退学理由の把握状況
- ・編入学生および転科・転部学生の状況

【現状の説明】

1. 退学者の状況

2006（平18）年度の退学者数（除籍者数を含む）は52名（退学率2.8%）、2007（平19）年度の65名（退学率3.4%）、2008（平20）年度の退学者数は46名（退学率2.4%）である。

2. 退学理由の把握状況

2007（平19）年度より、学科在籍者が退学を希望する場合に学科主任または関係教員（ゼミ担当教員、学科の学生委員）が学生に面談して、退学の理由をあらかじめ把握する制度が導入された。

その結果、退学の理由として挙げられるのは、進路変更、経済的理由、および学業継続の意

思喪失等であることが判明した。学年別には1年次と2年次が多い。

3. 転科・転部学生の状況

2007（平19）年度には、政治学科より法律学科へ2名の学生が転入している。

【点検・評価…長所と問題点】

＜法律学科＞

長所として、少人数クラス制の授業において、担当教員が学生の出席状況を確認し、欠席が目立つ学生に対して、早期に個別の対応（保護者への連絡など）をすることによって、退学者の減少に効果を上げていることがあげられる。

問題点として、経済情勢の悪化により、勉学の意欲を持ちながらも、2008（平20）年度には6名の学生が経済的理由により退学を余儀なくされるなど、退学理由の中で最も多くなっていることがある。

＜政治学科＞

少人数制によるクラス編成（「政治学A・B」など）により、担当教員が毎週、学生の出欠状況を確認しており、欠席が多い学生には個別に連絡している。また、必要な場合には保護者へも連絡し、退学者の数を減らすような取り組みをしている。

問題点としては、退学者のうち進路変更が多く、他大学への進学や別の道を歩むという理由が示されている。いわゆる「不本意入学」を減らすための措置として、受験生に政治学科のカリキュラムのメリットや意義を十分に伝えるということができていない。

【改善方策】

経済的理由で退学する学生への対応として、公的奨学金制度に関する情報を収集し、広く学生に提供する。また、退学者の一定部分は進路変更であり、やむをえない面があるが、退学か否か迷っている段階の学生を早期に把握すべく、1年生の担当教員が欠席学生を呼び出して面談を行い、退学者を減少させる。

5. 国際関係学部

【入学者受け入れ方針等】

- ・入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係
- ・入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

【現状の説明】

1. 国際関係学部は、グローバル化の実情や異文化の理解を通じて国際社会に貢献できる人材の育成をめざしている。また本学部は「研究者養成」型の学部ではなく、現場で汗を流して共に働くタイプの人間像を目標としている。したがって、基礎的な学力はもちろん、多様な価値観を受け入れられる柔軟性や対人関係力を有する学生を求めている。

こうした資質を有する入学者を確保するために、学力審査による一般入試に限定せず、以下のような多様な入試方法を採用し、推薦入試等では面接を重視している。

- ①一般入試（センター試験利用入試、全学部統一入試（2教科）、3教科入試）
- ②自己推薦入試
- ③推薦入試（公募制推薦入試、指定校推薦入試、体育推薦入試、附設第一高等学校推薦入試）
- ④特別入試（外国人留学生入試、社会人入試）
- ⑤編入学入試（2年次編入入試、3年次編入入試）

2. 本学部はアジア地域に重点を置いた地域研究、アジア地域言語教育、現地体験型学習を核とするカリキュラムを編成し、課外における学生による企画・参加・実行型の活動を積極的に支援するなどの「アジア理解教育」を推進している。学生の受け入れにあたっては、本学部が推進している「アジア理解教育」についての周知を図るとともに、面接等においても外国語教育（英語およびアジア地域言語）への取り組み意欲を確認するなど、入学後のミスマッチを避けるようにしている。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 多様な入試形態の採用により、多様な志望動機と問題関心を持った学生を受け入れることができ、また募集定員を充足できている。ただし近年、一般入試における手続き率の予測が難しく、大幅なものではないが入試形態別募集定員との整合性に苦慮している。

2. 一般入試においては、センター試験利用入試への集中傾向が見られ、全学部統一入試（2教科）および3教科入試の志願者の減少が続いている。

3. 外国人留学生入試においては、志願者の減少傾向および出身国の偏り（中国・韓国）が見られる。

【改善方策】

1. 2010（平 22）年度入試からセンター試験利用入試（中期）、自己推薦入試（前期）、外国人留学生入試（後期）を導入し、入試形態をより分散させて手続き率（歩留まり率）予測を立てやすくする。

2. 2010（平 22）年度入試から外国人留学生入試に「日本留学試験」利用方式を導入し、

志願者増および、より多様な国からの外国人留学生の受け入れを図る。

【定員管理】

- ・ 学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性
- ・ 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

【現状の説明】

1. 本学部の入学定員は200名、収容定員は800名である。2009（平21）年度における本学部の入学者数は245名で入学定員の123%、在籍学生数は1,005名であり、収容定員の126%となっている。このため編入学生の在籍数は学部合計4名とやや抑制している。

2. 入学定員および収容定員の超過が恒常的に生じていることは承知しているが、他方で定員割れは絶対に避けたいことであり、定員超過率の縮小を目指している。

＜収容定員・入学定員に対する総在籍者数比率・入学者数比率＞

	総収容定員	総在籍者数	総在籍者数比率	入学定員	入学者数	入学者数比率
2005年度	800	960	1.20	200	230	1.15
2006年度	800	958	1.20	200	261	1.31
2007年度	800	970	1.21	200	271	1.36
2008年度	800	991	1.24	200	238	1.19
2009年度	800	1,005	1.26	200	245	1.23
平均	800	977	1.22	200	249	1.25

【点検・評価…長所と問題点】

1. 定員管理においては、留年生（2年次および4年次）の縮減を図るとともに、推薦入試、一般入試による受け入れ者数の比率に留意しつつ行っている。推薦入試における受け入れ枠については、指定校の見直し等によりやや安定してきているので、問題は一般入試での対応に絞られてきた。

2. 2006（平18）年度および2007（平19）年度に相当の入学定員超過があり、2008（平20）年度以降やや抑制されているとはいえ、まだ十分に是正されているとは言えない状況である。問題は一般入試、とりわけ「センター試験利用入試」の手続き率の予測が年々極めて難しくなっており、十分な対応策を見いだせていない状況である。

【改善方策】

毎年の一般的な入試動向、志願者動向および手続き率予測のための情報収集・蓄積を継続的に行うことによって分析能力を高める。

【編入学者、退学者】

- ・ 退学者の状況と退学理由の把握状況
- ・ 編入学生および転科・転部学生の状況

【現状の説明】

1. 本学部の除籍者を含む年間退学者数（全学年）は、2004（平16）年度～2006（平18）年度の3カ年平均で29.7名、退学率はほぼ3%台を推移していた。従来、退学申請は本人が保護者の同意書を添えて学生課事務室に申請すればほぼノーチェックで受理されていたが、2007（平19）年度後期から退学申請者について手続き前に学科主任による面談を実施している。合理的理由があれば引き留めないが、安易に結論を出している学生が少なからずいて、再考のあと踏みとどまる者も出ている。この結果、2007（平19）年度の年間退学者数は22名、退学率2.2%、2008（平20）年度の年間退学者数26名、退学率は2.6%と2%台にやや減少している。

2. 本学部では2年次および3年次生の編入学を受け入れている。編入学者受け入れ実績は2006（平18）年度2年次0名、3年次1名、2007（平19）年度2年次3名、3年次0名、2008（平20）年度2年次0名、3年次1名、2009（平21）年度は2年次、3年次とも0名となっている。

3. 転科・転部は全学的に2年次に限定されている。本学部の転科・転部学生は、2007（平19）年度転出1名、2008（平20）年度転出1名、2009（平21）年度転出1名である。いずれも転出で、この3年間の転入実績はない。転科・転部を希望する学生についても手続き前に学科主任が面談を実施し、安易な転出は防止している。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 退学者を減少させる取り組みとして、退学申請者に対する学科主任による面談は効果を上げています。退学理由は20項目程度を把握しているが、上位に挙げられるのは「進路変更」「家庭の事情・経済的理由」「修学・勤勉意欲の喪失」の3つである。「進路変更」については積極的（本人がよく考えて準備している）か、消極的（現状逃避的）かを見極める、「家庭の事情・経済的理由」は保護者と十分に話し合っているかどうかを確認する、「修学・勤勉意欲の喪失」についてはその要因や経緯についてどう認識しているかを確認するなどであるが、重要なことはよく話を聞いてあげることである。

2. 現時点では収容定員を超過している状況なので、編入学について積極策は採っていない。一般的に編入学者は修学意欲が高いので、毎年、若干名を確保したい。志願者の既取得単位の本学部での認定にあたっては、2年次編入は30単位、3年次編入は60単位を可能な限り認定している。また3年次編入については必修科目（地域言語、地域研究の一部）を免除している。

3. 転科・転部学生については、手続き前の面談により進路変更意志の明確な転出に限られており、特段の問題はない。

【改善方策】

1. 退学者数は全般的に減少傾向にあるとはいえ、相変わらず1・2年次に多いという傾向が見られるので、「大学生活不適応」調査・面談の拡充で対応する。

2. 編入学者は「定員管理」に支障がない程度で受け入れられるように、入試広報課と協議しつつ短期大学や専門学校に働きかける。

6. 経営学部

【入学者受け入れ方針等】

- ・入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係
- ・入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

【現状の説明】

経営学部は、その理念・目的・教育目標に合致した入学者を受け入れるために入学者の受け入れ方針を定めている。すなわち、経営学、会計学、情報システム論に関する研究を行うことができ、これらの学力を基礎に広い視野から現代社会を分析し、自主的に判断できる能力を備えた人材を養成したいと考えている。このようにして、経営学部では日本や海外の企業を中心とする組織の仕組みと活動について学習するので、日頃から日本の産業やビジネス・商業・流通などをふくむ問題に興味を持っている人を優先して受け入れる。また、経営学の勉学を通じて自己を高め、自立心の強い人を選抜したいと考えている。

入学者の選抜方法としては、高校時代の基礎学力を主として重視する筆記試験ばかりでなく、定員の半数程度は、面接試験を中心に行われる推薦入試を実施することになっている。これらの試験においては、経営学への興味や適性、さらには日本経済や世界経済、日本産業や日本企業、欧米の大企業などに対する知識や関心の程度を質問している。推薦入試の対象として本学部を理解のある附設高校や指定校を選定しているが、時にその見直しを行ったり、合格定員枠の変更も行ったりしている。日本企業や日本の産業・経済について興味や関心を持つ外国人留学生も、日本語の水準などの特別試験により受け入れている。

本学部では、経営、会計や情報の専攻コースが設定され、カリキュラムとして簿記会計科目や情報科目の設置も多い。これらの科目の設置は高校時代から勉強している商業高校をはじめとする実業高校出身の生徒を積極的に受け入れる可能性を広げている。

【点検・評価…長所と問題点】

本学部の期待する学問分野の学習に理解をもった生徒の確保を目指す推薦入試は、入学後の勉学の点から望ましい点もあるが、その一方で不安定な側面もある。近年の傾向として、有望な受験生の受け入れ競争の影響もあって、応募者数が時に変動し本学部が指定校や附設高校から予定している生徒数を確保できないことや、実業高校から基礎学力の点で問題のある生徒が入学することもある。外国人留学生の応募者も数の上でも出身地域の面でも変動が大きい。外国人留学生は受験希望者が多すぎて、面接試験などで対応が大変なことがある。また、大学全体の到達目標の5.6.の女子学生の受け入れ、および中国以外のアジアあるいは世界各地からの外国人留学生の受け入れには努力したい。

【改善方策】

実業高校を含め、長期的かつ安定的に生徒を送ってくる高校を優先し、推薦枠を拡大することについて入試制度検討委員会で受け入れ方針を設定する。また、指定校推薦の被推薦校に女子高校を増やし、女子学生の受け入れを強化する。外国人留学生の試験では面接委員を増員し、

中国やアジア以外からの外国人留学生については、日本語能力の不足を別の学修能力の長所で補い、別枠を設け入学させる。

【定員管理】

- ・ 学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性
- ・ 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

【現状の説明】

現在、学生収容定員は、経営学科で 200 名、企業システム学科で 150 名である。過去 5 年間の経営学部の在籍学生数は、下表のとおりである。学部では学生収容定員に近い学生数を確保し、毎年ほぼ同数の学生を受け入れる方針である。

しかし、入学試験の歩留まり等の関係で必ずしも当方の希望通りには入学生を確保できないことがある。2008（平 20）年度の入試において企業システム学科の入学生は多かった。このため、2009（平 21）年度では入学生を厳選した。

<収容定員・入学定員に対する総在籍者数比率・入学者数比率>

	総収容定員	総在籍者数	総在籍者数 比率	入学定員	入学者数	入学者数 比率
2005年度	1,430	1,795	1.26	350	384	1.10
2006年度	1,410	1,717	1.22	350	420	1.20
2007年度	1,400	1,676	1.20	350	460	1.31
2008年度	1,400	1,724	1.23	350	460	1.31
2009年度	1,400	1,756	1.25	350	440	1.26
平均	1,408	1,734	1.23	350	433	1.24

【点検・評価…長所と問題点】

今のところ、著しい欠員や定員超過は生じていない。しかし、企業システム学科の 2 年生と経営学科の 1 年生の在籍学生数が若干多いことが問題である。この傾向は、3 年、4 年になると進級保留や退学者・休学者の影響で解消されるが、これは決してよいことではないと考える。あくまでも指導によりそのまま在籍させるのが本来の務めである。進級保留者は、2008（平 20）年度は、経営学科で 14 名と企業システム学科で 12 名であった。卒業保留者は、経営学科で 11 名と企業システム学科で 13 名であった。なお、大学全体の到達目標「7. 入試における受け入れ数と収容定員の管理について」であるが、2008（平 20）年度の一般入試では、企業システム学科の歩留まり率が異常に高かったのは反省材料である。

このほか、外国人留学生の試験では受験生が異常に多いことがあり、この場合収容できないことがある。不合格者が増えて苦情を唱えられることがある。

【改善方策】

過去の傾向を調査するほか、他大学の類似学部の当該年度入試の日程をチェックし、入試の歩留まりや補欠合格の際の点検を細かく行う。最終的には、定員超過とならないように過去のデータをもとに予想を立てて合格者数を判断する。定員管理には、在籍生の 2 年生の在籍数、

進級保留者を含んでおり、4年生の在籍者も卒業保留者を含んでいることに配慮し、再度2年生に在籍することになる進級保留者に対しては、呼び出し、面接などガイダンスを強化して卒業保留や退学にならないよう指導を徹底する。1年生の在籍数については、入試の歩留まりなどを再検討することにより、次年度の参考とする。

【編入学者、退学者】

- ・退学者の状況と退学理由の把握状況
- ・編入学生および転科・転部学生の状況

【現状の説明】

経営学部では過去4年間の除籍者を含む平均退学者は各学科で28名と16名であった。1年生の退学者が多いので、これを防ぐための原因究明とその方策が全学的に検討されている。また、編入生は、過去4年間で、経営学科が2006（平18）年度から、各3名、2名、4名、1名で、企業システム学科が、各0名、2名、0名、1名であった。転出学生は毎年各1名程度であった。

編入生については、単位の認定に留意し3年編入ではなく、履修状況によっては2年編入を認めている。下の表は4年間の除籍者を含む退学者の推移である。入学生に比較して、経営学科の学生に退学者が多いのが特徴的である。

＜経営学部の退学者の推移＞

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
経営学科	22	30	24	38
企業システム学科	15	22	14	14

【点検・評価…長所と問題点】

企業システム学科の退学者が少ないことが傾向としてあるが、その理由として、海外渡航希望者が多かったり、情報科学の勉学の希望者があるといった目的意識を持った学生の入学が多いことや熱心に指導を行う若手の教員が多いことなどが考えられる。これらに対し、経営学科の学生の特徴は、極めて一般的である。将来の進路も未定な場合が多い。

【改善方策】

経営学部では、学科主任やクラス担任が退学希望者に対し面接を実施し考えを聞くことにする。このほか、教務委員の指導または学生委員の指導強化と徹底を行う。また、6月中旬までに出席状況の把握を行う。そして、調査対象科目がこれまで「基礎演習」のみであったが、この範囲を他の必修科目に広げる。また、年度初めにガイダンス要員を増員し、履修相談の時間を増やすことにより学修に対する指導を徹底・強化する。

7. 環境創造学部

【入学者受け入れ方針等】

- ・入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係
- ・入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

【現状の説明】

1. 入学者の受け入れ方針等

環境創造学部では、全学的な入学者の受け入れ方針に基づき、入学者の選抜・受け入れを行っている。学部教育の理念として、「現場主義」ならびに「自主性」の重視を謳っており、この理念を実現するためには、基礎学力に優れ個性のある学生を確保することが必要である。そのため、環境創造学部では、一般入試に加え、多様な形態の推薦入試を実施している。

(イ) 全学に共通して行われる一般入試、大学センター入試を利用する試験は、基礎的な学力を持った入学者を受け入れるために行われるものである。

(ロ) 推薦入試（公募制推薦、指定校推薦、関係校推薦）及び自己推薦入試は、本学の理念を尊重し、多様な個性と資質を備えた学生を迎え入れ、入学後も積極的な学修を進める学生の確保をめざしている。特に、私たちを取り巻く人間環境で起きるさまざまな問題にその本質を問い、考え、問題を解決することを求める課題を課すだけでなく、対話を通じてその能力を見極めるために面接を重視している。2009（平 20）年度から自己推薦入試に前期を設け、プレゼンテーション能力を問うことで、本学にふさわしい学生を選抜している。

以上のような入試を通じて、次のような学生の受け入れを図っている。

- (イ) 知的好奇心が旺盛で、新しい課題に積極的に取り組もうとする学生
- (ロ) 学外活動や地域貢献に自主的に取り組もうとする学生
- (ハ) 情報化や国際化などの現代的な課題に応えていこうとする学生

このような学生を受け入れて、次のような教育目標を設定している。

(イ) 地球規模で人間環境が遭遇している様々な困難な問題に対し、自分の考えを文章で表現し、発表し討論する能力を身につけること。

(ロ) その問題を現場で感受する場面を提供し、自主的に行動する能力を醸成すること。

(ハ) 国際感覚を持った社会人としての素養を身につけること。

前述のような入試形態を多様化することにより、志願者数は2005（平 17）年度 563 名、2006（平 18）年度 609 名、2007（平 19）年度 611 名、2008（平 20）年度 606 名と漸増傾向を維持してきたが、2009（平 21）年度は 577 名と前年比減となっている。

2009（平 21）年度の環境創造学部における入学者を、一般入試系と推薦入試系に区分した場合、推薦入試による入学者の全体比率は 43.5%となっている。本学部の教員が手分けして、毎年独自に既存指定校と新規指定校への高校訪問を行い、推薦学生増加による質の低下を防ぐよう努力を重ねている。（「大学の基礎データ表 15 学部の入学者の構成（2009〈平 21〉年度 4 月入学）」を参照。）

2. 入学者の受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

環境創造学部では、上記のような学生を受け入れて、学部教育では、都市環境コース、福祉

環境コース、環境マネジメントコースの3つのコースを学生に提供し、個々人が学修目標を設定することになっている。さらに、情報と語学の履修の必修、1年次の入門ゼミ必修による導入教育の充実、及び2年次からの専門ゼミ必修でのきめ細かい学修指導を通じて幅広い学力の涵養を図っている。

【点検・評価…長所と問題点】

大東文化大学全体の理念である「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」に基づき、本学部は、先に触れたように、基礎学力が高く、(イ) 知的好奇心が旺盛で、新しい課題に積極的に取り組もうとする学生、(ロ) 学外活動や地域貢献に自主的に取り組もうとする学生、(ハ) 情報化や国際化などの現代的な課題に応えていこうとする学生、の確保に努めている。その一環として、2009（平21）年度入試より、あらたに「プレゼンテーション入試」（自己推薦前期）を導入し、表現力・思考力・構成力を競わせ、目的に合った学生受け入れを図っている。2009（平21）年度は「今いちばん気になること」というテーマを設定したところ、募集人員6名に対して37名の学生が応募、本学部の他の入試を大きく上回る競争率となった。

多岐にわたる推薦入試形態のうち、指定校推薦入試（大東文化大学第一高等学校推薦入試も含む）が近年、学生受け入れのためのもっとも有力な手段のひとつとなっているので、その強化が求められる。

基礎学力の高い学生を確保する手段と位置づけられる一般入試については漸減傾向が見取れるので、受験者増のための対策が求められる。

【改善方策】

プレゼンテーション入試を今後も継続し、当年の受験者数が前年の受験者数を下回らないよう魅力あるテーマ等を設定する。

指定校の見直しを繰り返し行うとともに、高校訪問などを通じて指定校との協議の機会を増やし、受験者数（受け入れ数）を増やす。また、各校進路指導担当者に学部の性格をより深く理解してもらい、学部の理念・目的に合った学生が受験するよう要請する。

広報活動にいっそう力を入れるとともに、認証評価の作業を通じて認識された学部教育の種々の欠点を克服し、学部教育の魅力を高める。

【定員管理】

- ・ 学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性
- ・ 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

【現状の説明】

定員管理

①2009（平21）年度における環境創造学部収容定員の充足状況は、「大学基礎データ表14、学部・学科の学生定員及び在籍学生数」を参照。

②収容定員に対する在籍学生総数の比率は、1.24倍であり、本学の目標値1.25よりやや低

い。必要な入学者を確保するためには、過去の入学手続き率等のデータを参考にして合格者を発表してきたが、年度によって入学手続き者数の誤差が生じることは避けられない。2009（平21）年度は、自己推薦前期入試制度を導入したことによって、入学手続き者数が多くなった。

＜収容定員・入学定員に対する総在籍者数比率・入学者数比率＞

	総収容定員	総在籍者数	総在籍者数比率	入学定員	入学者数	入学者数比率
2005年度	660	735	1.11	165	197	1.19
2006年度	660	760	1.15	165	207	1.25
2007年度	660	774	1.17	165	204	1.24
2008年度	660	799	1.21	165	210	1.27
2009年度	660	819	1.24	165	209	1.27
平均	660	777	1.18	165	205	1.24

【点検・評価…長所と問題点】

入学者全体のうち純然たる推薦入試による入学者は43.5%であるが、安定的な学生受け入れを図るために、この数値を50%近くまで引き上げる必要がある。公募制推薦入試の受験者増は期待できない状況にあるため、指定校推薦による入学増を図る必要がある。

一般入試における入学手続き率の変動の影響を受けにくい受け入れ構造を確立するためにも、推薦入試・自己推薦入試の受験者並びに合格者を増やす必要がある。

卒業延期者は、4年次卒業年次生のうち約7%とあまり多くはない。したがって、一般入試の合格判定時において、合格者の数をどのくらいにするかが問題である。

【改善方策】

2010（平22）年度より、推薦入試による入学者の比率を50%程度まで高める。そのために、高校への広報活動を強化し、指定校との協議の機会を拡充する。学部の特色等について、より簡潔でより魅力的に表現する内容を大学案内『CROSSING』等に掲載すると同時に、高校訪問時などに必要な教員のプレゼンテーション力を高める。

合格者の数をどのくらいにするかという問題については、入試の種類も多様化し、難しい側面もあるが、関係データを蓄積して適切な入学者数を確保する。

【編入学者、退学者】

- ・退学者の状況と退学理由の把握状況
- ・編入学生および転科・転部学生の状況

【現状の説明】

1. 編入学者

①環境創造学部における過去3年間の編入学者の推移は次の通りである。

年度	2006年度	2007年度	2008年度	合計
編入学者数	0	1	0	1

②環境創造学部は、2年次と3年次の編入学試験を行っている。

2. 退学者

①退学者数と退学理由

（イ）過去3年間の退学者数は、「大学基礎データ表17、学部・学科の退学者数」の通りである。毎年退学者が出ることは避けられない。しかし、2006（平18）年度2.5%（19名）、2007（平19）年度2.6%（20名）、2008（平20）年度1.5%（12名）、と減少してきている。

（ロ）退学理由は、年度によって多少は異なるが、「一身上の都合」が最も多い。当該学生には退学願を出す際に、面談して退学理由を具体的に聴取することに努めているが、学生側の都合により面談できないことがあるほか、プライバシーにかかわることなので必要以上に立ち入った話を聞けず、退学願を受理しているのが実情である。

（ハ）「修学意思の喪失」も少なくない。傾向としては、「一身上の都合」の次に多い。3年進級判定及び卒業判定で留年が決定したことにより修学意思を喪失する事例、環境創造学部に入学したことがミスマッチであった事例が多いと言える。

（ニ）最近では親の経済的事情により、学費負担等経済的負担が重く、退学願を出す学生が増えてきている。

【点検・評価...長所と問題点】

平均で2.1%の退学者が多いことは経営上も教育上も問題である。大学不適應者を早期に把握する必要がある。環境創造学部では、1年次入門ゼミや2年次以降の専門ゼミを通じて個人指導を行うよう努めているが、この指導を強化するとともに、リメディアル教育を充実し、授業についていけない学生を減らす必要がある。

【改善方策】

入学してきた学生が修学意思の喪失や経済的理由により退学していくことは遺憾である。全学で実施している保護者への成績表の郵送に加えて、環境創造学部では、すでに1年次入門ゼミや2年次以降の専門ゼミを通じて個別の指導を行っている。特に低学年でのきめ細かい指導は有効性が高いという経験則を常に意識し、相談できる友達づくりの場の設定やアルバイトに没頭し休みがちな学生に対して大学での学習の意義を繰り返し説いていくよう、継続的に教授会において各教員に周知徹底を図る。

また「リメディアル教育」という観点から、入門ゼミに共通教育フォーマットを導入し、大学教育に適應するよう学生の学力を強化するほか、全学的な対応と調整を図りながら、リメディアル教育のための講座なども2011（平23）年度までに設置する。

8. スポーツ・健康科学部

【入学者受け入れ方針等】

- ・入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係
- ・入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

【現状の説明】

スポーツ・健康科学部では、スポーツと健康の分野で指導的な役割を果たせる人間性豊かな人材の育成を目指している。スポーツ科学科では、スポーツの実践と科学的思考のバランスのとれた学生を、健康科学科は健康や医療に高い関心をもつ学生を求めている。各学科の入試現状は下記のとおりである。

＜スポーツ科学科＞

スポーツ科学科のカリキュラム体系において、実技系と講義系の科目をバランスよく配置していることから、スポーツの実践と科学的思考力のバランスを重視し、学力のみの一般入試のみではなく推薦入試の面接や小論文にて、スポーツの実践とスポーツ科学各分野への学習意欲を評価している。

推薦入試と一般入試および自己推薦入試の定員比率を50%とし、推薦入試の定員は公募推薦20名、体育推薦27名、付設高校推薦3名であり、2009（平21）年入試の志願者合計は157名であった。自己推薦入試の定員は、前期4名、後期3名であり、2009（平21）年入試の志願者合計は112名であった。一般入試の定員は、センター前期5名、センター後期2名、全学統一入試（2教科）18名、3教科入試18名であり、2009（平21）年入試の志願者合計は1,020名であった。

＜健康科学科＞

高齢化およびストレス社会における健康や医療のあり方について関心があり、基礎知識や能力を身につけるための努力を惜しまない学生を重視して受け入れている。カリキュラムは国家資格（臨床検査技師、食品衛生管理士、作業環境測定士）の受験資格または取得要件に対応しており、卒後の進路を視野に入れた受験生の比率が高い。入試概要は、2009（平21）年度募集定員は推薦入試43名、自己推薦入試12名であるが、入学者は推薦入試29名、自己推薦入試26名であった。一般選抜試験の定員は全学統一入試（2教科）5名、3教科20名、センター前・後期20名であるが、入学者は2教科12名、3教科21名、センター前・後期33名であり、入学総数は121名となった。2009（平21）年の志願者合計は推薦入試及び自己推薦入試61名、一般入試270名であった。

【点検・評価…長所と問題点】

推薦入試と自己推薦入試の受験者は、オープンキャンパスへの参加率が高い。これは本学部・学科の教育目標や校風に好感を得たことが影響していると思われる。また、各種入学者選抜制度のあり方や、その有効性については入試結果に応じ毎年定員の配分について点検をしているが、今後もそのデータ分析に入念に取り組む必要がある。一方、各種入試で選抜された入学者の学習意欲やその後の成績の関係にも十分注意を払っているところである。

学部の教育上の目的に基づいた明確なアドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）については、これまで以上に整理し外部に提示すべきだと考えている。両学科の志願者傾向は下記のとおりである。

＜スポーツ科学科＞

各受験の受験者数獲得には問題はない。スポーツの実践と科学的思考のバランス感覚を持った学生を求めるといふ学科の受け入れ方針が、完成年度を経て志願者に徐々に周知されてきている。ただし、推薦入試受験者の中には高校時代より運動部の部活動を中心とした生徒が多く、特にスポーツの技術・実践のみに偏りがみられる受験生が多いことが挙げられ、選抜された後の総合的学力レベルの向上策が必要である。

＜健康科学科＞

科学的な思考力・判断力を培い、医療と保健の分野で活躍できる人材を育成するためには、理系科目の基礎学力が身につけていることが望ましい。そこで、入学試験は昨年度からセンター入試に科目の自由選択方式を採用した。この方式により学科カリキュラムに即した理系科目での受験者数を増加させることができた。志願者数も約2倍に増加した。一方、受験科目に理系科目を含む3教科入試による志願者数が少ないことは問題である。

【改善方策】

＜スポーツ科学科＞

運動部活動中心の受験生は、これからも多数入学することが予想されることを受けて、早期に入学が決まる推薦入学者に対する入学前のリカレント教育、および初年時の導入教育を実現する。

＜健康科学科＞

高大連携を密にし、高校訪問や出張講義を積極的に行う。また入学試験日程を工夫し、3教科受験者数の増加にむけて努力する。

【定員管理】

- ・ 学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と(編)入学者数の比率の適切性
- ・ 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている学部における対応策とその有効性

【現状の説明】

学生収容定員と在籍学生数、入学者数の比率は下のとおりである。

＜収容定員・入学定員に対する総在籍者数比率・入学者数比率＞

	総収容定員	総在籍者数	総在籍者数比率	入学定員	入学者数	入学者数比率
2005年度	200	231	1.16	200	231	1.16
2006年度	400	457	1.14	200	230	1.15
2007年度	600	667	1.11	200	222	1.11
2008年度	800	873	1.09	200	217	1.09
2009年度	800	893	1.12	200	243	1.22
平均	560	624	1.12	200	229	1.15

＜スポーツ科学科＞

2008（平 20）年度までの入学試験では、収容定員の 1.15 倍を目安に選考しており、4 年間で収容定員の 1.15 倍 460 名が入学した。また 2009（平 21）年度入学試験では収容定員の 1.22 倍 122 名が入学した。

＜健康科学科＞

2008（平 20）年度までの入学試験による入学者は、収容定員の 1.05 倍前後であり、4 年間で 440 名が入学した。また 2009（平 21）年度入学試験では収容定員の 1.21 倍 121 名が入学した。

【点検・評価…長所と問題点】

＜両学科共通＞

学部全体の入学者の一般入試（自己推薦入試を含む）比率は 53.9%であり、推薦入試の比率は 46.1%である。健康科学科では、推薦入学者および一般入試 3 教科の入学者が募集定員を下回った。

【改善方策】

社会情勢や他大学との競合により志願者の動向や在学生の学習意欲は変化していることから、入試方式と入学後の学習意欲や成績をさらに詳しく点検し、入学形態別の入学者比率の見直しを毎年実施する。

【編入学者、退学者】

- ・退学者の状況と退学理由の把握状況
- ・編入学生および転科・転部学生の状況

【現状の説明】

＜スポーツ科学科＞

退学者は 2005（平 17）年度生 2 名、2006（平 18）年度生 7 名、2007（平 19）年度生 4 名、2008（平 20）年度生 1 名。理由は進路変更と経済的理由が多数である。2009（平 21）年度から編入試験、転学部、転学科制度を導入し、他大学から 2 年次編入学者を 3 名受け入れた。

＜健康科学科＞

退学者は年間 2～3 名であり、理由は進路変更と経済的理由が主である。編入学生および転学部・転学科生は受け入れていない。編入学試験は 5 年間実施しなかった。

【点検・評価…長所と問題点】

＜両学科共通＞

退学届の出ている状況で学科主任が個々人と面談を実施し、理由を把握することはできるが、その前に相談する機会がない場合が多い。

【改善方策】

基礎演習など少人数の授業の中で、欠席が多い学生を早期にピックアップし面談をとおして、学生指導を行う。また、これまで以上に学生課、学部事務室と学生情報を含めた動向の把握・連携を強化する。

第3節 大学院における学生の受け入れ

1. 文学研究科

文学研究科は、本研究科の理念・目的および特性を理解し、本研究科で学ぶことにより高度な調査・研究手法や問題解決能力を修得することを望む学生・社会人・現職教員・外国人留学生を受け入れ、その期待に応えるために教育研究活動を行っている。学生の受け入れの現状に注目すると後述するように、適切に行われている部分と、改善・補充すべき部分がある。改善・補充すべき部分を主な対象とし、到達すべき目標を以下の通り設定する。

到達目標

1. 学生募集方法、入学者選抜方法

(1) 入学定員を充足していない各専攻は現状の学生募集方法および入学者選抜方法を改善するか、あるいはそれに代わる方策を実施する。

(2) 社会人の募集・受け入れの体制を強化・拡充する。

2. 外国人留学生の受け入れ

外国人留学生の募集・受け入れの体制を強化・拡充する。

3. 定員管理

専攻により差がある定員の充足に関しては、専攻それぞれの充足率に見合った対応策をとる。

4. 広報活動

本研究科の教育研究活動の特色および本研究科への進学関連情報について、学内外における広報活動を強化・拡充する。

【学生募集方法、入学者選抜方法】【学内推薦制度】【門戸開放】【「飛び入学」】【社会人の受け入れ】

- ・ 大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性
- ・ 成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性
- ・ 他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況
- ・ 「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性
- ・ 大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

【現状の説明】

文学研究科においては、各専攻に応じた高度な教養人・専門的職業人や専門的研究者の育成という目標に適合する学生を選抜するための入試制度を設定している。博士課程前期課程においては、前期課程の教育研究内容に対応できる能力・意欲の有無を、博士課程後期課程においては博士号を取得し、高度な教養人・専門的職業人や専門的研究者として自立しうる能力・意欲の有無を、それぞれ見極めるための選抜試験を行っている。春季入学試験のみの書道学専攻を除く4専

攻は秋期（10月）、春期（2月）の2回の入学試験を実施している。入試方式は専攻によって異なるが、秋期・春期共に前期課程ないし修士課程については一般方式・社会人方式・推薦方式・現職教員方式・留学生方式を実施し、後期課程については後期方式を実施している。前期課程ないし修士課程の入試方式で、一般方式・社会人方式・現職教員方式・推薦方式・留学生方式のすべてを実施している専攻はない。選抜方法は筆記試験・面接、小論文・面接、筆記試験・実技試験・面接のいずれかである。入試に関する広報は、大学のホームページ・駅や電車内の広告・入試案内パンフレットの配布により行っている。

文学研究科において学内推薦制度を採用しているのは日本文学専攻前期課程と英文学専攻修士課程である。推薦は専攻所属の教員が受験者の学部における成績に基づいて協議し決定する。

文学研究科の5専攻は本学の他学部・他研究科、他大学・他大学院の学生に対して門戸を開いている。文学研究科全体でこれらの学生から毎年数名の受験者があり、合格者の中の何名かが入学している。

社会人に対する入試方式としては社会人一般を対象とする社会人方式と、一定の経験を有する現職教員を対象とする現職教員方式がある。社会人に対しては、小論文と面接により選抜を行う。

「飛び入学」は現在、文学研究科においては実施していない。

【点検・評価…長所と問題点】

学生募集の方法は定員充足率との兼ね合いで問題となり得る。入試形態は概ね適切と言える。5専攻中4専攻が日程的に秋期と春期の2期制採用をしていることは評価できる。入試方式については、専攻によっては学生定員充足率との兼ね合いで問題となり得る。学内推薦制度の実施方法は客観性を確保していると認められる。英文学専攻が行った学生の受け入れ問題に対する取り組みは、入試形態や入試方法の改善ではなく、学部学生に大学院を意識させる授業形態や大学院生の希望する勉学方式の拡充など教育面での環境整備を主体として一定の成果を挙げた。定員充足率に関する対処法として参考にすべきものである。学生の受け入れに関する広報活動については、文学研究科のホームページ一つを取り上げてみても適切に行われているとは言えない。

【改善方策】

学生の受け入れに関する広報活動を積極的に行う。具体的には、大学院担当教員が授業などの折に触れアピールを行うこと、社会人に対して市民講座や文化講演会などで積極的にアピールすること、ホームページ・大学院案内などへ掲載内容・掲載様式は受験生の興味・関心に配慮してより効果的に情報を発信すること、などがある。

各専攻は現在採用している入試制度を点検し、未採用の入試制度について、未採用の合理的根拠があるもの以外はその採用に向けた取り組みを早急に行う。また、それぞれの専攻の特色に応じた効果が期待できる入試方法を案出し、導入する。これは、定員を恒常的に満たしている書道学専攻以外の4専攻にとっては喫緊の課題である。

英文学専攻が行った学部学生と大学院生による合同セミナーの実施をヒントにして、広報活動でも入試制度の改善でもない、学生の受け入れに関する施策の開発・活用に取り組む。

社会人の受け入れについても、各専攻の入試において社会人方式・現職教員方式の採用の有無を点検し、未採用の合理的根拠があるもの以外はその採用に向けた取り組みを早急に行う。

【外国人留学生の受け入れ】

・大学院研究科における外国人留学生の受け入れ状況

【現状の説明】

文学研究科の留学生受け入れ数は2005（平17）年度4名、2006（平18）年度4名、2007（平19）年度3名、2008（平20）年度3名、2009（平21）年度11名である。専攻別に見れば、毎年ほぼ恒常的に受け入れているのが書道学専攻の前期課程・後期課程各1～2名、日本文学専攻の前期課程ないし後期課程の1名であり、英文学専攻は5年間で2名を受け入れている。2009（平21）年度に受け入れ数が従来の約3倍に増えたのは新設の教育学専攻に6名の入学者があったためである。受け入れ先は韓国からの1名を除き中国・台湾で占められる。中国学専攻は以前、台湾から毎年入学する者があったが、この数年は入学者がない。

<外国人留学生入学者数>

文学研究科	入学定員		入学者数	
	修士課程	博士課程	修士課程	博士課程
2005年度	27	10	2	2
2006年度	27	11	2	2
2007年度	27	11	1	2
2008年度	37	11	0	3
2009年度	37	11	9	2

【点検・評価…長所と問題点】

外国人留学生の受け入れについて、書道学専攻・教育学専攻は大いに評価でき、日本文学専攻も概ね評価でき、英文学専攻も健闘していると認められる。中国学専攻は数字的には評価できないが、外国人留学生の受け入れ先が中国・台湾・韓国であることが影響していると考えられる。英文学専攻の留学生が英米圏からではなく、中国からであることから分かるように、中国学専攻に中国圏からの留学生は本来、少ないはずである。以前、台湾から中国学専攻に留学生が来たのは、台湾の産業力が弱く、台湾と中国との関係において日本とのつながりを持つことが有利と考えられたからであろう。台湾の産業力が増大し、中国との関係が改善する状況で、台湾から留学生が来日する要件が縮小しつつある。

【改善方策】

外国人留学生の受け入れについては、大学院の入試の情報・教育システム・学位取得条件などをホームページやパンフレットで分かりやすく公開し、留学希望者が情報を入手しやすくする。中国に関しては北京事務所における入学試験への参加については、専攻ごとに検討したうえで、決定していく。

【定員管理】

- ・大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性
- ・著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

【現状の説明】

文学研究科の2005～2009（平17～21）年度における総在籍者数比率は修士課程が0.88、博士課程が0.97であり、入学者数比率は修士課程が0.82、博士課程が0.59である。専攻別に見ると、書道学専攻は総在籍者数比率が修士課程1.37、同博士課程1.18、入学者数比率が修士課程1.25、同博士課程1.07であり、すべてが1を超えている。中国学専攻は総在籍者数比率が修士課程1.00、同博士課程1.57、入学者数比率が修士課程0.80、同博士課程0.63であり、1を超える在籍者数比率は3年以上の修士課程在籍者およびオーバードクターの存在によるものである。これ以外の3専攻は総在籍者数比率の修士課程および博士課程、入学者数比率の修士課程および博士課程のいずれの数値も1未満である。とりわけ英文学専攻修士課程の総在籍者数比率0.49および入学者数比率0.52、日本文学専攻博士課程の総在籍者数比率0.56および入学者数比率0.28が目を引く。英文学専攻は以前、かなり低い数値を重ねていたが、ここ数年にわたる入学者増に向けての努力により入学者数比率は上昇傾向にある。

大学基準協会相互評価結果に対する『改善報告書』である『大東文化大学の点検・評価2005年度』において、英文学専攻修士課程在籍学生の対収容定員比率が低いことに対する改善の助言があり、助言に対する改善計画を報告しているが、その報告に学生募集方法や入学者選抜方法に関する言及はない。英文学専攻ではそれらに代わるものとして、学部学生と大学院生による合同セミナー実施、奨学金留学制度の人数枠の増加等により学部学生の大学院進学希望者増加を図った。その結果、毎年の平均入学者数は改革前の1989～2002（平元～14）年の2.7名から、改革後の2003～2009（平15～21）年の5.1名へと増加し、一定の効果を挙げた。このように英文学専攻は教員の努力により改善傾向にあるが、現在の10名の修士課程入学定員を2010（平22）年度から5名にすることが2008（平20）年度の大学院評議会で承認され、実施の準備に入っている。

<収容定員・入学定員に対する総在籍者数比率・入学者数比率>

日本文学 専攻	総収容定員		総在籍者数		総在籍者数比率		入学定員		入学者数		入学者数比率	
	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程
2005年度	10	15	9	10	0.90	0.67	5	5	3	2	0.60	0.40
2006年度	10	15	10	8	1.00	0.53	5	5	7	3	1.40	0.60
2007年度	10	15	13	8	1.30	0.53	5	5	4	0	0.80	0.00
2008年度	10	15	9	10	0.90	0.67	5	5	5	2	1.00	0.40
2009年度	10	15	5	6	0.50	0.40	5	5	1	0	0.20	0.00
平均	10	15	9	8	0.92	0.56	5	5	4	1	0.80	0.28

中国学 専攻	総収容定員		総在籍者数		総在籍者数比率		入学定員		入学者数		入学者数比率	
	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程
2005年度	10	6	8	14	0.80	2.33	5	2	4	1	0.80	0.50
2006年度	10	7	12	12	1.20	1.71	5	3	6	1	1.20	0.33
2007年度	10	8	13	9	1.30	1.13	5	3	4	1	0.80	0.33
2008年度	10	9	9	12	0.90	1.33	5	3	2	4	0.40	1.33
2009年度	10	9	8	12	0.80	1.33	5	3	4	2	0.80	0.67
平均	10	8	10	12	1.00	1.57	5	3	4	2	0.80	0.63

英文学 専攻	総収容定員		総在籍者数		総在籍者数比率		入学定員		入学者数		入学者数比率	
	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程
2005年度	20	—	6	—	0.30	—	10	—	5	—	0.50	—
2006年度	20	—	11	—	0.55	—	10	—	6	—	0.60	—
2007年度	20	—	13	—	0.65	—	10	—	5	—	0.50	—
2008年度	20	—	9	—	0.45	—	10	—	2	—	0.20	—
2009年度	20	—	10	—	0.50	—	10	—	8	—	0.80	—
平均	20	—	10	—	0.49	—	10	—	5	—	0.52	—

書道学 専攻	総収容定員		総在籍者数		総在籍者数比率		入学定員		入学者数		入学者数比率	
	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程
2005年度	14	3	18	3	1.29	1.00	7	3	5	3	0.71	1.00
2006年度	14	6	20	6	1.43	1.00	7	3	12	3	1.71	1.00
2007年度	14	9	21	9	1.50	1.00	7	3	8	3	1.14	1.00
2008年度	14	9	19	12	1.36	1.33	7	3	12	3	1.71	1.00
2009年度	14	9	18	14	1.29	1.56	7	3	7	4	1.00	1.33
平均	14	7	19	9	1.37	1.18	7	3	9	3	1.25	1.07

教育学 専攻	総収容定員		総在籍者数		総在籍者数比率		入学定員		入学者数		入学者数比率	
	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程
2008年度	10	—	4	—	0.40	—	10	—	4	—	0.40	—
2009年度	20	—	16	—	0.80	—	10	—	12	—	1.20	—
平均	15	—	10	—	0.60	—	10	—	8	—	0.80	—

＜収容定員・入学定員に対する総在籍者数比率・入学者数比率＞

文学研究 科	総収容定員		総在籍者数		総在籍者数比率		入学定員		入学者数		入学者数比率	
	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程
2005年度	54	24	41	27	0.76	1.13	27	10	17	6	0.63	0.60
2006年度	54	28	53	26	0.98	0.93	27	11	31	7	1.15	0.64
2007年度	54	32	60	26	1.11	0.81	27	11	21	4	0.78	0.36
2008年度	64	33	50	34	0.78	1.03	37	11	25	9	0.68	0.82
2009年度	74	33	57	32	0.77	0.97	37	11	32	6	0.86	0.55
平均	60	30	52	29	0.88	0.97	31	11	25	6	0.82	0.59

【点検・評価…長所と問題点】

収容定員に対する総在籍者数および入学定員に対する入学者数の比率で問題がないのは書道学専攻だけである。新設の教育学専攻を含む4専攻は今後しばらく継続する日本の少子化、アメリカ発の経済危機などの影響により雇用環境が劣化し、受験に響くことが懸念される。これまで英文学専攻ばかりが注目されていた総在籍者数比率と入学者数比率の問題は、日本文学専攻博士課程に移った観がある。

【改善方策】

総在籍者数比率・入学者数比率のいずれかが1を下回る専攻は、入試方法の改善、本学内外への積極的アピールなどを実施し、1を超える方策への取り組みを行う。

2. 経済学研究科

経済学研究科は、経済分野における研究者および高度な専門的職業人の育成を目指しており、特に国際化時代に対応するとともに、多文化共生を具現化するために留学生の受け入れを積極的に行う。

このために、下記の到達目標を設定する。

到達目標

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 学生募集方法、入学者選抜方法<ol style="list-style-type: none">(1) 目的意識が明確な社会人を募集する。(2) 質の高い留学生を募集する。(3) 質の高い学生を確保するために学内推薦の選考基準を見直し、厳しくする。2. 外国人留学生の受け入れ<ol style="list-style-type: none">(1) 多文化共生を具現化するために質の高い留学生の受け入れを積極的に行う。(2) 海外推薦入試制度を導入する。3. 定員管理
多様でバランスのとれた定員管理に努める。4. 広報活動
ホームページや大学案内などを通して積極的にPRする。 |
|---|

【学生募集方法、入学者選抜方法】【学内推薦制度】【門戸開放】【「飛び入学」】【社会人の受け入れ】

- ・大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性
- ・成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性
- ・他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況
- ・「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性
- ・大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

【現状の説明】

①学生募集は、ホームページを活用し、車内広告で広く知らせるとともに、「入学試験案内」の配布によって行っている。

②博士課程前期課程の入学試験は、秋季入学試験と春季入学試験とがあり、それぞれ一般方式、社会人方式、推薦方式からなる。博士課程後期課程の入学試験は、春季のみを実施しており、試験方式は一つである。

各試験方式の試験科目は以下の通りである。

博士課程前期課程：一般方式：外国語科目、専門科目、面接試験

社会人方式：小論文、面接試験

推薦方式：書類審査、面接試験

博士課程後期課程：外国語科目、面接試験

③本研究科では、成績優秀者に対する学内推薦制度を採用しており、過去5年で8名入学している。

④通訳論研究指導および財政研究指導などは他大学卒業者が多く受験している。他大学・大学院への門戸は常に開かれている。内部進学者よりも外部からの入学者数が多い。

⑤社会人入学は、過去5年で2名入学している。

【点検・評価…長所と問題点】

募集方法は、現在のところ適切に行われていると思われるが、よりレベルの高い学生を受け入れるために一層の広報活動をする必要がある。試験問題の作成、面接の方法に改善の余地がある。最近、入学者数が減少しているのは審査基準をより厳しくした結果である。

【改善方策】

明確な目的を持った学生が受験できるように、特色、研究指導内容、卒業後の進路などを入試要項やホームページに明示する。通訳士及び税理士資格取得希望者のために他研究科と共通科目を設定し、相互乗り入れにより単位認定することで受験生への魅力を高める。

ホームページ等の充実によって、社会人を含めたより多くの分野の学生を受け入れる。

【外国人留学生の受け入れ】

・大学院研究科における外国人留学生の受け入れ状況

【現状の説明】

<外国人留学生入学者数>

	入学定員		入学者数	
	修士課程	博士課程	修士課程	博士課程
2005年度	10	5	9 (9)	0 (0)
2006年度	10	5	14 (14)	4 (4)
2007年度	10	5	6 (6)	3 (3)
2008年度	10	5	7 (6)	1 (1)
2009年度	10	5	6 (6)	0 (0)

() は中国籍留学生数で内数

【点検・評価…長所と問題点】

多数の留学生を受け入れているが、最近では、その全員が中国籍であるため、留学生の多国籍化を図る必要がある。留学生の多国籍化は研究活動の活性化に役立ち、相互刺激となる、と期待している。留学生の質には物足りなさを感じている。

【改善方策】

多国籍かつ質の高い優秀な学生の入学を推進するために、海外推薦入試制度を導入する。日本留学の手続きを簡素化することで優秀な留学生を確保するとともに、留学生の多国籍化を図るために、韓国、台湾など従来本学への留学生が多かった国・地域を対象として指定校制度を作る。

【定員管理】

- ・大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性
- ・著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

【現状の説明】

博士課程前期課程は、総収容定員 20 名に対する過去 5 年の総在籍者数平均が 27 名で定員を上回っている。博士課程後期課程は、総定員 15 名に対して総在籍者数の過去 5 年平均が 6 名で定員を下回っている。収容定員に対する充足率は、最近 5 年間の平均では、博士課程前期課程については 134%、博士課程後期課程については 43%である。

博士課程前期課程の在籍者数は 2006（平 18）年度には 36 名と収容定員を大きく上回っていたが、その後は入学者を絞り込んだため、充足率は適正值に近づきつつある。一方、博士課程後期課程については、2001（平 13）年度の相互評価における助言でも指摘されていたように、2001（平 13）年度の充足率が 20%と低かったが、その後の努力もあって、充足率は改善されてきている。しかし、博士課程後期課程の入学者数は、2008（平 20）年度 1 名、2009（平 21）年度 0 名と、最近 2 年間は極めて低い水準にとどまっている。

＜収容定員・入学定員に対する総在籍者数比率・入学者数比率＞

経済学研究科	総収容定員		総在籍者数		総在籍者数比率		入学定員		入学者数		入学者数比率	
	修士課程	博士課程	修士課程	博士課程	修士課程	博士課程	修士課程	博士課程	修士課程	博士課程	修士課程	博士課程
2005年度	20	15	26	6	1.30	0.40	10	5	12	1	1.20	0.20
2006年度	20	15	36	6	1.80	0.40	10	5	18	4	1.80	0.80
2007年度	20	15	29	8	1.45	0.53	10	5	9	3	0.90	0.60
2008年度	20	15	24	8	1.20	0.53	10	5	7	1	0.70	0.20
2009年度	20	15	19	4	0.95	0.27	10	5	7	0	0.70	0.00
平均	20	15	27	6	1.34	0.43	10	5	11	2	1.06	0.36

【点検・評価…長所と問題点】

在籍学生数と定員との比率は許容範囲である。博士課程前期課程においては、定員確保よりも質の向上に努める必要がある。博士課程後期課程は、そもそも研究者という特別な人材養成の場である以上、志願者が多くないことはやむをえないと思われる。少人数でもレベルの高い優秀な学生を受け入れるための努力が必要である。近年、欠員が生じたのは質を重視し、審査を厳しくした結果である。

【改善方策】

博士課程前期課程において専門知識を幅広く習得させるとともに、基本的な知識と研究方法を体得させ、その中から、将来研究者として活躍できる素養と潜在的な能力を持ち、やる気の

ある学生を博士課程後期課程に進学させる。特に、博士課程後期課程においては集団的な研究指導体制を構築する。

3. 法学研究科

法学研究科には、法律学専攻および政治学専攻の2専攻が置かれており、それぞれの専攻に前期課程および後期課程が設置されている。いずれの専攻・課程においても、定員の充足率は低いのが現状である。また、外国人留学生の数も少ないまま推移している。グローバル化の進行する世界において多文化の共生に積極的に貢献できる人材の育成をめざすという、本研究科の目的に照らして、日本人学生、外国人留学生のいずれについても、入学者数を増やすことが望まれる。後期課程については、全国的に博士号取得者の就職難が続いている状況においては、やみくもに定員充足率を上げればよいということにはならない。とはいえ、本研究科の側からの情報提供不足などが、定員充足率の低さの要因となっている可能性は否定できないため、それらの要因は取り除く必要がある。以上のような観点から、以下のように到達目標を設定する。

到達目標

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 学生募集方法、入学者選抜方法
社会人及び留学生向けの学生募集の体制を強化する。2. 外国人留学生の受け入れ
外国人留学生の受け入れを促進すべく、外国人留学生にとって魅力的な環境を整備する。3. 定員管理
学生収容定員に対し在籍者数が適切な比率になるよう、入学者を増やす。4. 広報活動
学内外に向けた、本研究科の教育研究活動および本研究科への進学についての広報活動を強化する。 |
|--|

【学生募集方法、入学者選抜方法】【学内推薦制度】【門戸開放】【「飛び入学」】【社会人の受け入れ】

- ・大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性
- ・成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性
- ・他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況
- ・「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性
- ・大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

【現状の説明】

学生募集の方法は冊子による大学院入試要項のほかに、法学研究科が独自に発行する「大学院法学研究科進学ガイド（法律学専攻・政治学専攻）」によっている。また電子情報として、法学研究科ホームページを作成して法学研究科への進学のための情報を発信している。

入学者の選抜方法は、法律学専攻前期課程では、一般方式1および2、社会人方式、留学生方式、推薦方式がある。同後期課程では一般方式、社会人方式、留学生方式がある。政治学専攻前期課程では、一般方式、社会人方式、留学生方式、推薦方式がある。同後期課程では、一般方式、社会人方式、留学生方式がある。

前期課程の一般方式では、専攻科目 1 科目および外国語 1 科目の筆記試験と面接による選抜を行う。社会人方式の場合は通常の筆記試験のかわりに小論文を課す。推薦方式では、書類審査と面接による選抜を行う。

後期課程の一般方式では、外国語 2 科目の筆記試験と（修士論文に関する質疑を含む）面接による選抜を行う。法律学専攻の社会人方式と留学生方式は一般方式とほぼ同様の選抜方法をとるが、政治学専攻の社会人方式と留学生方式では外国語試験の科目が 1 科目となっている。

2008（平 20）年度法律学専攻前期課程に入学した 4 名のうち 2 名は他大学からの入学者であり、21 年度法律学専攻前期課程に入学した 2 名は全員他大学からの入学者である。

「飛び入学」制度は採用していない。

社会人学生（社会人方式の入試によって入学した学生）は過去 5 年間に於いて、4 名であった。

【点検・評価…長所と問題点】

学生募集の方法はおおむね適切であると思われる。

入学者選抜方法は、筆記試験によって基礎学力を判定し、面接において適性を判定するものであり、適切であると判断される。

学内推薦方式を除いて、いずれの入学方式でも受験者の出身大学・学部を問わず受験要件を同一としており、他大学・大学院の学生への開放度は高いと判断される。

社会人学生の受け入れ数は多いとは言えない。社会人学生を受け入れるためのより積極的な取り組みが必要とされる。

【改善方策】

本大学が位置する板橋区在住の社会人を主たる対象として、板橋区役所を通じて地域住民への広報活動を強化する。

【外国人留学生の受け入れ】

・大学院研究科における外国人留学生の受け入れ状況

【現状の説明】

2009（平 21）年度現在、大学院生として 3 名の留学生が在籍している。出身国の内訳は、中華人民共和国 2 名、ウズベキスタン共和国 1 名である。

そのほかに、大学院研究生として、4 名の留学生が在籍している。出身国・地域の内訳は、中華人民共和国 2 名、ウズベキスタン共和国 1 名、台湾 1 名である。

<外国人留学生入学者数>

法学 研究科	入学定員		入学者数	
	修士課程	博士課程	修士課程	博士課程
2005年度	17	9	2	0
2006年度	17	9	0	2
2007年度	17	9	3	0
2008年度	17	9	2	0
2009年度	17	9	0	0

【点検・評価…長所と問題点】

東アジアからの留学生が日本人学生と交流しながら研究をしていることにより、双方にとってよい刺激となっている。ただし、留学生の所属が政治学専攻に偏っているため、法律学専攻については、より積極的に留学生を受け入れるよう努力が必要である。

【改善方策】

今後より積極的に留学生を受け入れるために、留学生教育のためのプログラムを作成する。

北京事務所による広報活動を強化し、北京事務所における入試の実施に向けて具体的作業を進める。

また、他のアジア・アフリカ諸国や欧米諸国からの学生を積極的に受け入れる。そのために、交流協定を活用する。

外国人学生にとって魅力的な環境を提供するために、外国人学生に対するチューター制度を整備する。

【定員管理】

- ・ 大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性
- ・ 著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

【現状の説明】

過去の相互評価結果において、「法律学専攻の収容定員に対する在籍学生の比率が低い」という助言を受けたのに対し、「2005年度改善報告書」においてその改善方策を示した。改善方策として示したのは、「修了者の進路調査により、入学者に明確な指針を提示する」、「学部在籍者を対象とした大学院に関するPRと意識調査」、「News Letterの発行」、「法学研究科のホームページの充実と拡大」であった。これらの方策は着実にとられてきている。また、学内推薦による入試の制度を2005（平17）年度から導入することによって入学者の確保に努めてきた。

しかし、依然として、法学研究科における収容定員に対する在籍学生の比率は、法律学専攻、政治学専攻ともに低い。

2009（平21）年度の在籍者数は、法律学専攻においては、博士課程前期課程の収容定員が20

名であるところ6名、後期課程は収容定員15名であるところ、在学者は0名である。

政治学専攻においては、博士課程前期課程の収容定員が14名であるところ9名、後期課程は収容定員12名であるところ、在学者は2名である。

＜収容定員・入学定員に対する総在籍者数比率・入学者数比率＞

法律学 専攻	総収容定員		総在籍者数		総在籍者数比率		入学定員		入学者数		入学者数比率	
	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程
2005年度	20	15	1	0	0.05	0.00	10	5	0	0	0.00	0.00
2006年度	20	15	2	0	0.10	0.00	10	5	2	0	0.20	0.00
2007年度	20	15	2	0	0.10	0.00	10	5	0	0	0.00	0.00
2008年度	20	15	4	0	0.20	0.00	10	5	4	0	0.40	0.00
2009年度	20	15	6	0	0.30	0.00	10	5	2	0	0.20	0.00
平均	20	15	3	0	0.15	0.00	10	5	2	0	0.16	0.00

政治学 専攻	総収容定員		総在籍者数		総在籍者数比率		入学定員		入学者数		入学者数比率	
	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程
2005年度	14	12	13	11	0.93	0.92	7	4	6	0	0.86	0.00
2006年度	14	12	10	7	0.71	0.58	7	4	1	2	0.14	0.50
2007年度	14	12	14	6	1.00	0.50	7	4	7	0	1.00	0.00
2008年度	14	12	11	6	0.79	0.50	7	4	4	1	0.57	0.25
2009年度	14	12	9	2	0.64	0.17	7	4	3	0	0.43	0.00
平均	14	12	11	6	0.81	0.53	7	4	4	1	0.60	0.15

【点検・評価…長所と問題点】

定員の充足率が低い結果、院生同士の切磋琢磨の機会が十分確保されないという弊害が一部に見られる。したがって、とくに法律学専攻の前期課程については定員の充足率を上げる必要がある。

入学者を増やすための方策の一環として、学部在学生に対するPR活動をこの間強化してきたが、3年次に進学した学生を主たる対象としていたため、情報が学生の間に十分に浸透していない可能性が大きい。学内推薦制度についても同様のことがあてはまる。

後期課程については、全国的に博士号取得者の就職難が続いている状況においては、やみくもに定員充足率を上げればよいということにはならない。とはいえ、本研究科の側からの情報提供不足などが、定員充足率の低さの要因となっている可能性は否定できない。

【改善方策】

学内推薦制度の活用や進学情報の発信強化などを通じて、入学定数に見合った受験生の確保をはかる。進学情報の発信強化については、以下のような手段をとる。

- ①学部新生に対して、毎年4月に大学院進学説明会を開催する。
- ②学部3・4年生向けの大学院進学説明会を開催する。
- ③キャンパスのある板橋区の住民を主たる対象とした、大学院進学説明会を開催する。
- ④本研究科のホームページを適宜更新し、つねに最新情報を提供できるようにする。
- ⑤大学院進学ガイドを本学学生および地域住民に提供する。

4. 外国語学研究科

外国語学研究科には、中国語学専攻、英語学専攻、日本言語文化学専攻の3専攻が置かれており、中国語学専攻には修士課程、英語学専攻と日本言語文化学専攻には博士課程前期課程・後期課程が設置されている。このうち中国語学専攻は定員の充足率がやや低下しているが、英語学専攻と日本言語文化学専攻は長らく充足率を充たしてきている。近年の傾向としては、全院生の外国人留学生の占める割合が高くなっている。本研究科は国内外に開かれた大学院を標榜するものであり、今後いっそう留学生を受け入れるとともに、国際精神に富む日本人を養成するという研究科の目的からも日本人学生の受け入れについて力を入れなければならないと考える。とくに前期課程については、いずれの専攻についても日本人学生の充足率を上げる必要がある。また、外国人留学生は質の高い学生の充足率を上げることが大事である。後期課程については、全国的に博士号取得者の就職難が続いている状況においては、やみくもに日本人学生の充足率を上げればよいということにはならないが、本研究科の側からの情報提供不足などが、日本人学生、外国人留学生を問わず、志願率の低さを招く要因となる可能性は否定できない。以上のような観点から、以下のように到達目標を設定する。

到達目標

1. 学生募集方法、入学者選抜方法
社会人および留学生向けの学生募集の体制を強化する。
2. 外国人留学生の受け入れ
外国人留学生の受け入れを促進すべく、外国人留学生にとって魅力的な環境条件を整備する。
3. 定員管理
学生収容定員に対し在籍者数が適切な比率になるよう、入学者を確保する。
4. 広報活動
院生の多様性を確保するために、学内外に向けて、本研究科の教育研究活動および本研究科への進学についての広報活動を強化する。

【学生募集方法、入学者選抜方法】【学内推薦制度】【門戸開放】【「飛び入学」】【社会人の受け入れ】

- ・大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性
- ・成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性
- ・他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況
- ・「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性
- ・大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

【現状の説明】

国内外に開かれた国際的な大学院の位置づけのもと、博士課程前期課程（修士課程）においては、広い視野にたつて精深な学識を修め、専攻分野における研究能力、または高度に専門的な職

業に必要な能力を養成するという目標に適合する学生であるか、また博士課程前期課程においては、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力または高度に専門的な職業に従事するのに必要な高度の能力を養成するという目標に適合する学生であるか、を見極めるための選抜試験を行っている。

選抜方法は、博士前期課程（修士課程）においては、一般方式、社会人方式、留学生方式、推薦方式、現職教員方式（1年修了コース）がある。博士後期課程においては、一般方式、社会人方式、留学生方式がある。

選抜時期は、秋季（10月）、春季（2月）の2回の選抜試験を実施している。9月入学の留学生には、7月に選抜試験を実施している。

入試に関する広報は、大学のホームページ、駅構内や車両内の広告、入試案内パンフレットの配布などにより行っており、広く門戸は開かれており他大学、大学院にも門戸開放している。

学内推薦制度を採用している。学内推薦制度は、成績評価 A の数が取得科目数の 60%以上である学内進学者を対象とし、書類専攻と面接により実施されている。留学生推薦制度は、推薦指定校の所属長や指導教員の推薦書を含めて、書類選考により実施されている。

社会人学生（社会人方式の入試によって入学した学生）は過去 5 年間に於いて、博士前期課程（修士課程）は 7 名、博士課程後期課程は 5 名であった。なお、飛び入学は行っていない。

【点検・評価…長所と問題点】

一般方式・社会人方式、学内推薦入学方式などが、定員の充足率を充たす結果につながっているとして評価される。

博士後期課程で優れた業績を上げたと認められている学生には、標準修業年限 3 年を短縮し、これを 2 年とする制度を設けていること、英語学専攻では英語技能技術と課題研究論文をもって修士論文に替えることができることを制度化していること、などが魅力ある環境条件として受け止められる。

【改善方策】

- ①学内での進学説明会、院生研究発表会、外国語学会総会などを利用し、広報活動を行う。
- ②研究科ガイドブック、ホームページによる案内などを充実させる。
- ③マスコミ、交通機関、通りに面した建物などを利用して広報する。
- ④大東文化会館など外部施設を利用したサテライト教室を設ける。

【外国人留学生の受け入れ】

・大学院研究科における外国人留学生の受け入れ状況

【現状の説明】

国内外に開かれた国際的な大学院の位置づけのもと、入学者の質的水準の確保と定員数の保持を目的として、留学生方式による選抜試験方式の採用、海外指定校推薦制度の導入、大学推薦による国費留学生受け入れ制度の活用などによって、受験の機会に幅を持たせている。

ここ3年間の本研究科への入学者数における留学生数の占める割合は100%近くであるが、主として日本語文化専攻の外国人学生の多さによるものである。このため、来年度から日本語文化専攻博士課程前期課程の入学定員を5人から10人に増員することを機関決定している。

＜外国人留学生入学者数＞

外国語学 研究科	入学定員		入学者数	
	修士課程	博士課程	修士課程	博士課程
2005年度	15	3	6	0
2006年度	15	3	10	0
2007年度	15	6	13	4
2008年度	15	6	14	3
2009年度	15	6	26	3

【点検・評価…長所と問題点】

留学生方式による選抜試験方式の採用、海外指定校推薦制度の導入、大学推薦による国費留学生受け入れ制度が有効に機能している。

現行の入試制度のもとで入学する留学生の日本語能力に問題がある。

【改善方策】

- ①海外推薦指定校をさらに拡大する。
- ②留学生の受験出願要件を見直し、整備する。
- ③留学生のための日本語リメディアル・プログラムを設ける。

【定員管理】

<ul style="list-style-type: none"> ・大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性 ・著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性
--

【現状の説明】

定員管理は、学生収容定員に対し在籍者数が適切な比率になるよう、入学者を確保することを目的とするが、現在、本研究科の在籍者数は収容定員数を適正範囲で充当している状況にある。

過去5年間の在籍者数及び入学者数の状況は、次の通りである。

＜収容定員・入学定員に対する総在籍者数比率・入学者数比率＞

中国語学 専攻	総収容定員		総在籍者数		総在籍者数比率		入学定員		入学者数		入学者数比率	
	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程
2005年度	10	—	10	—	1.00	—	5	—	4	—	0.80	—
2006年度	10	—	7	—	0.70	—	5	—	2	—	0.40	—
2007年度	10	—	5	—	0.50	—	5	—	3	—	0.60	—
2008年度	10	—	10	—	1.00	—	5	—	7	—	1.40	—
2009年度	10	—	15	—	1.50	—	5	—	8	—	1.60	—
平均	10	—	9	—	0.94	—	5	—	5	—	0.96	—

英語学 専攻	総収容定員		総在籍者数		総在籍者数比率		入学定員		入学者数		入学者数比率	
	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程
2005年度	10	3	10	3	1.00	1.00	5	3	2	3	0.40	1.00
2006年度	10	6	13	7	1.30	1.17	5	3	8	4	1.60	1.33
2007年度	10	9	14	7	1.40	0.78	5	3	5	1	1.00	0.33
2008年度	10	9	11	8	1.10	0.89	5	3	4	2	0.80	0.67
2009年度	10	9	12	8	1.20	0.89	5	3	8	3	1.60	1.00
平均	10	7	12	7	1.20	0.95	5	3	5	3	1.08	0.87

日本語学 文化学 専攻	総収容定員		総在籍者数		総在籍者数比率		入学定員		入学者数		入学者数比率	
	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程
2005年度	10	—	13	—	1.30	—	5	—	6	—	1.20	—
2006年度	10	—	15	—	1.50	—	5	—	10	—	2.00	—
2007年度	10	3	22	4	2.20	1.33	5	3	12	4	2.40	1.33
2008年度	10	6	26	7	2.60	1.17	5	3	15	4	3.00	1.33
2009年度	10	9	37	7	3.70	0.78	5	3	21	2	4.20	0.67
平均	10	6	23	6	2.26	1.09	5	3	13	3	2.56	1.11

※2006年度までは「日本語学専攻」という名称。

なお、日本語学文化学専攻の入学者数には、9月入学を含めている。

【点検・評価…長所と問題点】

既述のように多様な入学試験方式・推薦入学制度、試験時期の複数設定などが有効に機能し、定員の確保につながってきていると見られる。

日本語学文化学専攻博士課程前期課程では定員超過の傾向が見られるのが問題である。

【改善方策】

- ①大学院進学説明会の機会を増大させる（研究発表会、論文中間発表会なども活用）。
- ②受験者のニーズに応える本学ホームページの大学院案内を工夫する（教員の指導する論文のテーマの紹介など）。
- ③マスコミを通して、業績優良者に対する短期修了制度の紹介などを宣伝する。
- ④昼夜開講制、長期休暇期間利用の集中講義などを導入する。
- ⑤日本語学文化学博士課程前期課程の定員を増やすとともに、より質の高い学生を入学させるための選抜方法を工夫する。

5. アジア地域研究科

アジア地域研究科は＜アジア人の立場からアジアを見る＞ことを旗印とし、＜アジアの現代化＞と＜アジアの伝統社会の再生＞を軸にして、アジア各地域の問題を多面的に学ぶとともに、アジアに共通する問題を実証的に研究し理解を深めていくことを理念・目的としている。さらに本研究科では外国人留学生の割合が大きく、本研究科修了後に帰国して母国の社会的リーダーとなりうる人材及び日本との交流促進の中核的役割を果たせる人材の育成に努めている。

到達目標

1. 学生募集方法、入学者選抜方法

Semester制（半期授業科目導入による制度）を活用した多様な入試方式を採用し、学生募集の体制を強化する。

2. 外国人留学生の受け入れ

国内入試だけではなく海外入試も活用し、外国人留学生の受け入れを促進する。

3. 定員管理

推薦入試も活用し、定員数を充足できるように定員管理を行う。

4. 広報活動

本研究科の教育研究活動を広く内外に知らせるために、ホームページの充実を柱とした広報活動を強化する。

【学生募集方法、入学者選抜方法】【学内推薦制度】【門戸開放】【「飛び入学」】【社会人の受け入れ】

- ・大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性
- ・成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性
- ・他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況
- ・「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性
- ・大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

【現状の説明】

1. 学生募集方法、入学者選抜方法

入学者にはアジア地域研究科の掲げる教育研究目的にそって修学したいという強い意欲のある学生を求めている。

博士課程前期課程にあつては基礎学力や教育研究指導を受けるに足る能力を有しているか、博士課程後期課程にあつては専攻分野に関する研究に携わる資質・能力を有しているかについての確認を適切に行う。

①定員

入学者の定員は、博士課程前期課程が12名、博士課程後期課程が4名である。

②選抜時期

選抜時期は、本研究科では Semester制を導入していることから、4月入学生に対応して秋季

（10月）試験・春季（2月）試験を、9月入学生に対応して7月試験を実施している。

③入試方法

入試方式としては、博士課程前期課程には一般方式・社会人方式・留学生方式・推薦方式、博士課程後期課程には一般方式・社会人方式・留学生方式がある。

④試験科目

博士課程前期課程の一般方式での外国語科目は英語、現代中国語、中国古文、コリア語、インドネシア語、タイ語、ベトナム語、ヒンディー語、ウルドゥー語、ペルシア語、アラビア語の言語のうち1言語を選択。専門科目は政治、経済、社会、歴史、思想・宗教、文化人類学、芸術の専門科目のうち1科目を選択。社会人方式は小論文。留学生方式での外国語科目は日本語。専門科目は政治、経済、社会、歴史、思想・宗教、文化人類学、芸術の専門科目のうち1科目を選択。推薦方式は書類審査。博士課程後期課程の一般方式、社会人方式は外国語科目が英語、現代中国語、中国古文、コリア語、インドネシア語、タイ語、ベトナム語、ヒンディー語、ウルドゥー語、ペルシア語、アラビア語のうち1言語を選択。留学生方式は外国語科目が日本語。

⑤面接試験

受験生全員に面接試験を実施している。

2. 学内推薦制度

学内推薦制度は博士課程前期課程で採用している。学内推薦入試による過去5年間2005（平17）年度～2009（平21）年度の入学者数は10名である。

3. 門戸開放

アジア地域研究科では、他大学・大学院間の門戸開放をしているが対象者はいない。

4. 「飛び入学」

アジア地域研究科においては「飛び入学」は実施していない。

5. 社会人の受け入れ

アジア地域研究科では社会人入試制度は存在するが志願者はほとんどいない。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 長所

①アジア地域研究科では Semester 制を導入していることから入学試験の実施回数を増やすことができている。

2. 問題点

①アジア地域研究科の立地条件として地の利が悪いこともあり社会人の志願者がほとんどいない。

②博士後期課程への外国人留学生の志願者数は減少している。

【改善方策】

1. 社会人の志願者を増やすために、大学付近の公共機関などにパンフレットを配布し広報活動を行う。

2. 外国人留学生の志願者をさらに増やすため、本学が設置している北京事務所を通して中国の高等教育機関に対する広報活動を強化する。

【外国人留学生の受け入れ】

・大学院研究科における外国人留学生の受け入れ状況

【現状の説明】

アジア地域研究科では外国人留学生の積極的な受け入れを目指しその対策を講じている。すなわち① Semester制による9月入学生の活用、② 秋季入試における博士課程後期課程入試の活用、③ 春季入試における前期推薦入試方式の活用、④ 海外入試（北京事務所）の活用、⑤ 入学後の教育プログラム（日本語教育）の充実につとめている。

アジア地域研究科における外国人留学生の過去5年間の受け入れ状況は次の通りである。

＜外国人留学生入学者数＞

アジア地域 研究科	入学定員		入学者数	
	修士課程	博士課程	修士課程	博士課程
2005年度	12	4	0	1
2006年度	12	4	2	2
2007年度	12	4	3	0
2008年度	12	4	3	0
2009年度	12	4	4	2

【点検・評価…長所と問題点】

問題点

① 本学が設置している北京事務所を通じた入試も採り入れているが、開設間もない事もありまだ受験者が少ない。

② 中国以外からの留学生の入学者はきわめて少数である。

【改善方策】

① 北京事務所の専任職員が中国各地の高等教育機関を直接訪問することにより本研究科への志願者を増やす。

② アジア各地の提携校に本研究科への受験を働きかけることにより、志願者を増大させる。

【定員管理】

・大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

・著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

【現状の説明】

入学者の定員は、博士課程前期課程が12名、博士課程後期課程が4名である。定員割れを防ぎ定員を確保するために、従来 방식に加えて2008（平20）年度から新たな入試を実施し、次

のような取り組みを行っている。

外国人留学生対策として北京事務所を通じた現地入試の実施

①秋季入試における博士課程後期課程入試の実施

②春季入試における「前期推薦入試方式」の実施

である。

アジア地域研究科における過去5年間の在籍者・入学者状況は次の通りである。

＜収容定員・入学定員に対する総在籍者数比率・入学者数比率＞

アジア地域 研究専攻	総収容定員		総在籍者数		総在籍者数比率		入学定員		入学者数		入学者数比率	
	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程
2005年度	24	12	19	18	0.79	1.50	12	4	5	2	0.42	0.50
2006年度	24	12	13	19	0.54	1.58	12	4	4	3	0.33	0.75
2007年度	24	12	10	15	0.42	1.25	12	4	6	0	0.50	0.00
2008年度	24	12	14	15	0.58	1.25	12	4	8	1	0.67	0.25
2009年度	24	12	17	12	0.71	1.00	12	4	6	3	0.50	0.75
平均	24	12	15	16	0.61	1.32	12	4	6	2	0.48	0.45

※入学者数は9月入学を含む。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 長所

①さまざまな入試方法を実施し定員の確保に取り組んでいる。

2. 問題点

①推薦入試を実施し、本大学からの入学者を募っているが、志願者はきわめて少数である。

②北京事務所を通して留学生を募集しているが、事務所を開設して間もないために応募者がごく少数である。

③ホームページに2010（平22）年度のシラバスを公開していない。

④本研究科では近年、広報活動用のパンフレットを作成していない。

【改善方策】

1. 学内から推薦入学者を増やすために、学部の3～4年生に本研究科についての詳細な情報を提供し、志願者を増加させる。

2. 北京事務所を拠点として中国各地での広報活動を積極的に推進する。

3. ホームページに2010（平22）年度のシラバスを公開し、さらにホームページを充実させる。

4. 早急に本研究科独自のパンフレット「進学ガイドブック」を作成し、他大学や教育機関に送付し、広報活動を行う。

6. 経営学研究科

経営学研究科の教育目標は、学部教育の成果の上に立った高度専門職業人の養成にある。学内進学者が学外からの者より少ないという点を改善する必要がある。留学生については、毎年受け入れ定員の1.5倍程度の応募があり、十分な質および数の留学生を受け入れている。

一方、社会人入試による博士課程前期課程および博士課程後期課程への入学者は、過去5年間でそれぞれ1名と4名で、その目的意識も強く、成績もよい。

到達目標

1. 学生募集方法、入学者選抜方法

現行の募集方法および入学者選抜方法を精査したうえで、採用可能なすべての代替案を検討し、高度な職業人を養成するために必要な募集・選抜システムを作り上げる。

2. 外国人留学生の受け入れ

外国人留学生にとって、より魅力的に映るような募集方法を探索し、実施する。

3. 定員管理

(1) さらなる門戸開放により、継続的に十分な定員の確保を目指す。

(2) 博士課程後期課程の定員と質との関係管理に努める。

4. 広報活動

(1) 国内外の大学・研究機関とのネットワークを充実させることにより、広く本研究科の存在と、研究活動の認知に努める。

(2) 学内での入試説明会を実施し、応募者の増加を図る。

【学生募集方法、入学者選抜方法】【学内推薦制度】【門戸開放】【「飛び入学」】【社会人の受け入れ】

- ・大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性
- ・成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性
- ・他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況
- ・「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性
- ・大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

【現状の説明】

【学生募集方法、入学者選抜方法】

博士課程前期課程の入学試験は、10月に実施される第Ⅰ期入学試験と2月に実施される第Ⅱ期入学試験があり、第Ⅰ期入学試験は一般入試、社会人入試、留学生入試、推薦入試の4種類で、第Ⅱ期入学試験は一般入試、社会人入試、留学生入試の3種類で入学者選抜を行っている。

博士課程後期課程は、2月に実施され、一般入試、社会人入試、留学生入試の3種類で入学者選抜を行っている。

博士課程前期課程および博士課程後期課程の入学試験科目は、それぞれ次の通りである。

博士課程前期課程の入学試験科目

- 一般入試 : 英語、経営学の基礎、専攻科目、面接
- 社会人入試 : 面接
- 留学生入試 : 経営学の基礎、専攻科目、面接
- 推薦入試 : 書類審査、面接
- 博士課程後期課程の入学試験科目
- 一般入試 : 英語、面接、修士論文
- 社会人入試 : 英語、面接、修士論文
- 留学生入試 : 英語、面接、修士論文

【学内推薦制度】

成績評価 A の数が、取得科目数の 60%以上である学内進学者に対して推薦入試制度を設けている。本制度は成績優秀者の進学を容易にし、優秀な学生を確保するとともに、本研究科で学びたいという強い意欲を持つ学生を確保する目的で、書類専攻と面接により実施している。

本制度を活用したい学生には、志望している研究内容と本研究科が適合しているかを、研究指導科目担当教授と相談させ確認させている。

【門戸開放】

学内からの受験生の数が、学外からの者より少ない状況にある。2009（平 21）年度の入学生をみても、入学生 21 名のうち 19 名が学外からの入学生である。

【社会人の受け入れ】

博士課程前期課程および博士課程後期課程への入学者は、過去 5 年度間でそれぞれ 1 名と 4 名であった。

【点検・評価…長所と問題点】

【学生募集方法、入学者選抜方法】

博士課程前期課程への入学者の定員充足率は、過去 5 年度間の平均が 119%であり、定員は十分満たされていると言えるが、近年は留学生が多く、日本人は僅少であり、社会人入学者もあまり見受けられない状況である。研究科を活性化させるうえで、多様な学生を確保する方策が必要である。一方、博士課程後期課程への入学者の定員充足率は、過去 5 年度間で平均 40%であり、定員を確保する努力が求められるだろう。

【門戸開放】

現状からも明らかのように、門戸開放に積極的であり、ここにも本学の建学の精神が生きていると言える。

【学内推薦制度】

学内推薦制度で本研究科に進学する者は、数的に見て十分であるとは言えないが、その一方で、推薦入学試験制度が安易な定員確保の手段とならないように配慮することも必要であろう。

【社会人の受け入れ】

社会人の入学者は、目的意識が強く、成績もよい。特に博士課程後期課程への入学者は、入学後、研究者としての地位を獲得すべく博士の資格取得を目指して努力しているのが印象的である。しかしながら、博士課程前期課程および博士課程後期課程への社会人入学者は、少数である。会社の事情や個人の事情にもよると思うが、社会人の大学院入学希望者にとって、本研

究科が十分に魅力的に映っていなかったり、本研究科の社会人教育の内容自体が周知されていなかったりすることは否めないところであろう。

【改善方策】

【学生募集方法、入学者選抜方法】

研究科の教育目標を強調し、研究科の魅力を高めることが重要なことは言うまでもないが、次に示す、入試制度上の問題や広報活動を積極的に行い、日本人学生を中心にさらなる学生の応募を促す努力をする。

- ①学内での入試説明会の実施
- ②ホームページの充実（英語や中国語のページ、研究科の特色を公開）
- ③進学ガイドブックの充実
- ④大学院案内や入試要項の他大学等への配布
- ⑤海外および国内指定校推薦制度の導入
- ⑥人材とくに日本人学生を開拓するための企業、研究・教育組織への働きかけ

【学内推薦制度】

現行の制度とそれに対する成果を評価し、本研究科の目的でもある、研究または高度な専門職に就く資質を持った学生の確保が可能な方策を導き出す。いわゆる「飛び入学」についても積極的な導入を図るべく議論を重ねる。

【門戸開放】

さらなる門戸開放に向け、上記のごとく国内だけでなく、海外指定校推薦制度や短期修了方式などの導入、研究科独自の海外大学および大学院との提携関係の促進に努める。

【社会人の受け入れ】

社会人学生を増やすために、東武東上線の東武練馬駅前の大東文化会館をサテライトキャンパスとして開設することや、土曜夜間開講制の実施、ならびに長期の休みを利用した集中講義など、よりフレキシブルな受け入れ態勢を整える。

上記以外に社会人および国内学生の受け入れを促進するためには、本研究科の存在を広く社会に認知させることも必要である。その一環として、これまで大学院案内、市販の大学院ガイドや新聞等への掲載、研究科の進学説明会を学内向け・学外向けを問わず実施してきたが、さらに本研究科の中国語や英語版のホームページを作成し、本研究科の存在と特色を内外に訴求する。

【外国人留学生の受け入れ】

・大学院研究科における外国人留学生の受け入れ状況

【現状の説明】

留学生については、毎年受け入れ定員の1.5倍程度の応募がある。博士課程前期課程への入学者の定員充足率は、全体で過去5年度間の平均が119%であり、そのほとんどが留学生である。

過去5年度間の統計によると、博士課程後期課程の外国人留学生は5名であるが、留学生が経営学博士の学位を取得したことはまだない。しかしながら、本研究科の前身である経済学研究科経営学専攻時代を含めると5名の留学生が博士の学位を取得し、大学の教員として、あるいは研究所の研究員として活躍している。

＜外国人留学生入学者数＞

経営学研究科	研究科の入学定員		留学生の入学者数	
	前期	後期	前期	後期
2005年度	15	5	15	1
2006年度	15	5	15	2
2007年度	15	5	14	1
2008年度	15	5	17	1
2009年度	15	5	16	0

【点検・評価…長所と問題点】

博士課程前期課程における外国人留学生については、入学者数および学位取得数をみると適切な状況にあると言える。博士課程後期課程における外国人留学生についても、経済学研究科時代の経営学専攻（5年度間）から現在までの10年度間を考慮してみた場合、過去の入学者数および学位取得数を見ると、概ね妥当といえる。しかしながら、その実質的な修学状況を見ると、修士論文の質的な問題などが存在することは否めない。

【改善方策】

留学生のさらなる応募者増のためには、本研究科の存在を広く社会に認知させることが重要である。大学院案内の配布、研究科の進学説明会を学内向け・学外向けを問わず実施し、これまで以上に本研究科の広報を図っていく。これに加えて、2007（平19）年度に中国に開設した本学北京事務所における入試や海外指定校推薦制度ならびに短期修了方式の導入などを制度化する。

また、入学した留学生の知識・ロジックの構築力を高め、修了した留学生が故国・社会で十分活躍できるように教育することも重要である。留学生間の口コミでの情報伝達は、大きな影響力を持つゆえに、より就職先や進路などの具体的な成果が実感できるように指導する。

【定員管理】

- ・大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性
- ・著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

【現状の説明】

過去5年度間における博士課程前期課程への入学者数および博士課程後期課程への入学者数は表のとおりである。

＜収容定員・入学定員に対する総在籍者数比率・入学者数比率＞

経営学 専攻	総収容定員		総在籍者数		総在籍者数比率		入学定員		入学者数		入学者数比率	
	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程	修士 課程	博士 課程
2005年度	30	15	43	8	1.43	0.53	15	5	20	2	1.33	0.40
2006年度	30	15	38	9	1.27	0.60	15	5	17	3	1.13	0.60
2007年度	30	15	36	7	1.20	0.47	15	5	16	2	1.07	0.40
2008年度	30	15	31	7	1.03	0.47	15	5	17	1	1.13	0.20
2009年度	30	15	38	6	1.27	0.40	15	5	19	2	1.27	0.40
平均	30	15	37	7	1.24	0.49	15	5	18	2	1.19	0.40

【点検・評価…長所と問題点】

博士前期課程については、過去5年度間の定員充足率は、平均119%であり、適切と言える。博士課程後期課程では、平均40%であり、概ね適切と言えるが、より一層の努力をする必要がある。

【改善方策】

近年、日本人学生の入学者が僅少であり、日本人の学生を確保するためにもシラバスの実践や企業経営者による講演あるいは工場見学等を積極的に行い、より魅力ある研究科にすることによって実践力のある専門職業人の育成をする。一方で入学希望者は、博士課程前期課程あるいは後期課程の修了後における就職先について考慮して入学を希望していると見られることから、博士課程前期課程あるいは後期課程の修了後における企業や研究機関などの就職先をキャリアセンターとともに探索し、就職支援体制作りへの足固めをする。

また前述のように、本研究科の構成員が自らの研究成果を今以上に積極的に内外で公表することで、優秀な受験者の吸引を目指すようにすると同時に、後期課程の学生が積極的に国内外の学会等で研究成果を発表できるような支援体制を確立する。

7. スポーツ・健康科学研究科

スポーツ・健康科学研究科の設置理念は、ヒトの健康、医療、スポーツ科学に関する諸問題を分野横断的な視座から解決することによって基礎理論の構築を図るとともに、スポーツ・健康科学領域の発展、そして人々の健康的な生活・文化的活動に貢献する人材を育成することである。したがって、入学者には、本研究科の掲げる目標に沿って、修学しようとする意欲を求めるとともに、学部における十分な基礎学力を有し、修士課程における教育・研究指導を受けるに足る能力を有しているかについての確認を適切に行うことを基本とする。

今後は他大学卒業生を含む一般学生、社会人、外国人留学生に対して、本研究科の理念、修得できる専門知識・技能、就職状況等に関する詳細な情報を提供することによって、就学意欲の高い入学志願者を広く募集し定員確保を継続していく。

到達目標

1. 学生募集方法、入学者選抜方法

常に入学志願倍率の目標を2倍以上に設定し、その実現に向けて学生の募集方法や入学者選抜方法の見直しを恒常的に行う。

2. 外国人留学生の受け入れ

外国人留学生の受け入れを促進すべく、入学者選抜試験の見直し及び外国向けの広報活動を強化する。

3. 定員管理

学生収容定員に対し在籍者数が適切な比率になるように、定員管理を恒常的に行う。

4. 広報活動

本研究科の教育研究活動内容及び本研究科への進学促進に関する広報活動を強化する。

【学生募集方法、入学者選抜方法】【学内推薦制度】【門戸開放】【「飛び入学」】【社会人の受け入れ】

- ・ 大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性
- ・ 成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性
- ・ 他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況
- ・ 「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性
- ・ 大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

【現状の説明】

学生募集の方法としては、2008（平20）年10月末日に設置が認可されたという時期的な実状もあり、12月に学部所属学生、他学部学生、及び社会人を対象に大学院説明会を開催した。また、板橋と東松山両校舎に大学院案内ポスターを掲示した。さらに、リクルートの社会人と学生のための大学&大学院 net（ケイコとマナブ）や本学ホームページを利用して全国的な広報活動を行った。しかし、外国人留学生には、時間的な制約もあり広報活動はまったく行われなかった。

一般入試は、本学部卒業生、他学部及び他大学卒業生を対象とする。社会人入試は、入試の段

階で現職の保健体育教員、健康運動指導士、スポーツインストラクター、スポーツトレーナー、介護福祉士、臨床検査技師、食品衛生管理者・食品衛生監視員、作業環境測定士、看護師、理学療法士、作業療法士などを対象としている。外国人留学生に対する入試は、日本の大学卒業と同等の学力を有する者を対象としている。選抜方法は日本人受験者と同様、英語、専門科目、小論文の筆記試験（日本語のみ）、及び口述試験（研究計画概要の発表と口頭試問）からなる。

2008（平 20）年 3 月に初めての入学者選抜試験を行ったが、春期のみの入学者選抜にもかかわらず、10 名定員のところ 20 名の入学志願者を確保できた。入学志願者の内訳は、本学部から 10 名、本学他学部から 6 名、社会人から 4 名である。入学者選抜試験の結果、19 名（女子 4 名）が合格した。

社会人学生の受け入れ状況では、20 名中 4 名の社会人が入学を希望、4 名全員が入学した。

成績優秀者等に対する学内推薦制度および「飛び入学」は本研究科では採用していない。他大学・大学院の学生に対しても門戸は開放しているが、入学実績はない。

【点検・評価…長所と問題点】

募集期間が短期間であったにもかかわらず、多くの入学志願者を確保できたことは、学生募集が奏功したと言える。入試選抜方法は初年度としては適切であったと考えるが、高い合格率の恒常化は定員超過を招く恐れがある。本研究科では、成績優秀者等に対する学内推薦制度および「飛び入学」については未検討である。他大学・他大学院への「門戸開放」に関しては、全国の関連大学にポスター及び入学案内を郵送したが、広報が不十分という問題点がある。社会人学生数は 19 名中 4 名なので、概ね良好な人数と思われる。

【改善方策】

高い入学志願倍率を維持するためには、2008（平 20）年度には 1 回しか開催できなかった大学院説明会を、2009（平 21）年度以降は年 2 回以上開催する。入試時期については、本年度は秋季入試を 10 月 22 日、春季入試を 3 月 5 日に実施するが、今後は、春季入試は動かさず、秋季入試のみの日程を早めるよう大学院事務室及び大学院評議会に働きかけていく。また学生募集の一環として、2009（平 21）年 7 月に開設した、研究科独自のホームページを通じて本研究科の理念、修得できる専門知識・技能、就職状況等に関する詳細な情報を継続的に発信していく。

入試選抜方法に関しては、本年度行われる秋季及び春季入試において、難易度を高めるなどして、入学者数の適切性を維持する。成績優秀者等に対する学内推薦制度および「飛び入学」については、研究科内に検討委員会を立ち上げ、他研究科の現状と問題点を十分に把握したうえで制度を採用する方向で取り組む。

他大学・他大学院への「門戸開放」に関しては、開設 1 年目ということで本研究科に対する認知度が低いことが原因であるため、各種学会誌への広報を行うとともに、パンフレットの郵送先をスポーツ・健康関連領域以外にも広げ、他大学のさまざまな領域からの入学志願者の増加を図る。

【外国人留学生の受け入れ】

- ・大学院研究科における外国人留学生の受け入れ状況

【現状の説明】

2009（平21）年3月に行われた春期入学試験では、20名の入学志願者のなかに留学生入学志願者はいなかった。これは、本研究科における外国人留学生に対する入試資格が日本の大学卒業と同等の学力を基準としていることや、国際的な広報活動が皆無であったことが原因であると考えられる。

【点検・評価…長所と問題点】

初年度入試において、留学生入学志願者がいなかったことは問題点である。

【改善方策】

今後は個々の教員の持つ国際的な情報網を利用した英文パンフレットの郵送、研究科独自の英文のホームページの作成を行う。また、本学北京事務所および国際交流センターとの連携を基軸とした国際交流を通して留学生募集の情宣活動を行うとともに、「日本の大学卒業と同等の学力を有する者を対象とする」という本研究科の入学資格条件を緩和し、留学生入学志願者の受け入れを促進する。

【定員管理】

- ・大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性
- ・著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

【現状の説明】

定員が10名のところ20名の入学志願者（社会人4名）が確保され、社会人4名を含む19名が合格した。

<収容定員・入学定員に対する総在籍者数比率・入学者数比率>

スポーツ・健康科学専攻	総収容定員		総在籍者数		総在籍者数比率		入学定員		入学者数		入学者数比率	
	修士課程	博士課程	修士課程	博士課程	修士課程	博士課程	修士課程	博士課程	修士課程	博士課程	修士課程	博士課程
2009年度	10	—	19	—	1.90	—	10	—	19	—	1.90	—

注；2009年度に新たに開設されたため、単年度の数値のみである。

【点検・評価…長所と問題点】

約2倍の入学志願者を確保できたことは、学生確保のために行った前年度の措置が概ね良好だったことを意味する。しかし、恒常的ではないとはいえ、定員超過は問題である。この原因は、設置初年度の入試において、次年度に当該年度並みの受験生が確保できるかという不安感

が拭えなかったことと、本研究科の入学者選抜方法が筆記試験よりも口述試験を重視するシステムになっているためである。

【改善方策】

完成年度を迎えた後は、筆記試験と口述試験との点数配分などを是正することによって入学者を抑制する。本年度は、合格最低点数を前年度以上に引き上げ、収容定員に対する在籍学生数の比率を少なくする。

8. 法務研究科（法科大学院）

法科大学院の一つの理念として、経験豊かな法曹の育成が掲げられているところから、社会人、非法学部出身者を優先的に採用することが念頭に置かれている。

そのために、優先枠を設けているが、制度として明確化されていないため、その実効性の確保の安定性を欠き、現実と理念との相違が生じた場合、志願生の予想に反する結果となるので、できるだけ早急に制度化して安定化させることが必要である。

上記を踏まえ、下記の通り到達目標を定める。

到達目標

1. 学生募集方法、入学者選抜方法

社会人、非法学部出身者に対する優先枠を明文化する。

2. 定員管理

適正試験をより重視して、より質のよい学生を確保し、入学定員を維持する。

3. 広報活動

定員維持と男女学生比率の改善を図るための広報活動を推進強化する。

【学生募集方法、入学者選抜方法】【社会人の受け入れ】

- ・ 大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性
- ・ 大学院研究科における社会人学生の受け入れ状況

【現状の説明】

1. 本法務研究科では2010（平22）年入学定員40人のうち、社会人約5人、非法学部出身者約5人の計10名を優先的に合格させ、社会人と非法学部出身者を少なくとも定員の2割を受け入れることを明示している。しかし優先枠を明示してはいるが、そのための方策を具体的に取っているわけではない。なぜならば、現状は社会人と非法学部出身者の割合が多く入学しているからである。

社会人、非法学部出身者のための優先枠の選抜基準が現段階で定められていないことは、これまで応募が極端に少なくなるような状況に至ったことがなかったため、上記の優先枠を使う必要性がなかった。

なお、本大学院は企業法務重視型、国際法務（アジア法務）重視型、市民生活法務（医療法務）重視型、政策法務重視型の4つのコースをモデルとして提示し、このモデルの教育に適した学生を受け入れる方針を公表し、この方針に基づき、学生募集を行っている。

その前提は次のとおりである。

- ①高度化、複雑化する社会問題に的確に対応できる専門性と判断力をもっていること。
- ②未知の問題を創造的に解決できる柔軟な思考力を有していること。
- ③社会的弱者に対してやさしい視点を持つ豊かな人間性を有していること。

これらを募集要項、パンフレット、ホームページをとおして、公表している。

選抜方法、受験者数、入学者数（未修者、既修者のそれぞれの数）、入学者男女比、大学別入学者等、社会人の数、法学部出身者数、その他の学部出身数を公表することで、受験者の選択の参考となるようにしている。また過去の入試問題については大学院事務室で入手できる。

さらに入学希望者に対しては、学内進学相談会、学外進学相談会などを通じて直接、必要な説明を行っている（「2009年度大東文化大学法科大学院ガイドブック」、「大東文化大学法科大学院ホームページ」）。

2. 社会人学生の受け入れ状況

2009（平21）年度の社会人学生の受け入れ状況は非社会人をしのぎ、入学者41名のうち、32名が社会人である。なお、法学部出身以外の学生数は20名である。

【点検・評価…長所と問題点】

社会人、非法学部出身者の入学については、優先枠を規程上定めていないが、募集要項には入学定員の概ね3～5割程度を受け入れる旨が記載され実現している。

既述4つのコースをモデルとして学生が授業科目を選択するという方式に基づく方法は、法科大学院創設の理念、及び本法科大学院の理念にもかなっていると考えられる。

募集要項、ホームページ等の利用により、社会に入試制度の実体が十分伝えられていると思われる。

しかし、ホームページの内容については他の法科大学院のそれと比べ、不十分な点があることは否めない。そこでホームページ作成に力点を置き、現在では法科大学院のホームページの内容が改善され、以前に比べかなり内容が充実したものに変更された（第1章第17節 法務研究科（法科大学院）の理念・目的を参照）。

【改善方策】

ホームページの内容がかなり改善され、内容が充実したものとされたが、今後なお一層の充実に向けて検討を重ねる。

【定員管理】

- ・大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性
- ・著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性

【現状の説明】

「大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性」については、本法科大学院は下記の通り適切に処置している。

本法科大学院の入学定員（50人）に対する入学者実数の比率（入学定員超過率）は、2008（平20）年度入試ではA日程で32人であり、B日程で19人、総計51人であるところから、2008（平20）年現在で1.02倍である。

在籍者数は、2009（平21）年現在、収容定員の範囲内に収まっているが、留年者、休学者の発生により、多少予測数を上回っている。

一方、「著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生じている大学院研究科における対応策とその有効性」については本法科大学院では、欠員の発生及び定員超過を恒常的に発生させないように、時期に応じて補充合格者を出すことで定員の充足を図っているため、本研究科では欠員及び定員超過は見られない。

＜収容定員・入学定員に対する総在籍者数比率・入学者数比率＞

	総収容定員	総在籍者数	総在籍者数 比率	入学定員	入学者数	入学者比率
2005年度	100	107	1.07	50	52	1.04
2006年度	150	128	0.85	50	45	0.90
2007年度	150	145	0.97	50	48	0.96
2008年度	150	149	0.99	50	51	1.02
2009年度	150	153	1.02	50	41	0.82
平均	140	136	0.98	50	47	0.95

【点検・評価…長所と問題点】

定員管理に関しては、適性試験で一定の水準に達していることを前提として、2009（平21）年度入試を実施した。引き続き2010（平22）年度も実施することとしている。

従来まで本法科大学院では入学者数の著しい欠員ないし定員超過が恒常的に生ずることはなかった。そのため、的確な入学者数を確保していると考えられる。

しかし、受験者数の全体的な減少傾向に伴い、本研究科でも減少傾向が続き定員数を充足させることが困難な状況となってきた。現に2009（平21）年度の入試実績では定員50名に対し41人の入学者数を確保したにすぎない。この減少傾向が今後も続くとなると、来年度はさらに減少傾向が強まると考えられる。

【改善方策】

全般的な法科大学院進学希望者の減少を受け、本学入学希望者も減少しつつある。そこで定員確保を図るため、さらに情報誌等を活用し、広報活動を展開するとともに、従来のパンフレットのほか、社会人向け、在学生向けの2種の小冊子を作成し、積極的な入学志願者の獲得に向けた一層の広報に努めることとする。

第5章 学生生活

第5章 学生生活

大学は、学生が学修に専念できるよう、学生生活と学修環境に配慮しなければならない。

本学は大学院、専攻科を含めて学生数が約 13,000 名に達する大規模校であり、主要キャンパスが 3 つに分かれている。3 つのキャンパスそれぞれにおいて、学生が安心して勉学に専念し、将来に希望を描くことができるような物心両面における支援体制と環境を整えることは、大学に課せられた最重要の責務のひとつであり、本学はそのためのさまざまな施策を講じてきた。その結果、大学に対する学生の満足度調査では本学は全国の大学のなかで上位にある。

しかし、近年の大学をめぐる大きな環境変化のなかで、学生生活に配慮した、より一層の広範かつ細やかな支援策が求められている。とりわけ、おもに、1・2 年次の学生が在籍する東松山キャンパスでは、学生生活を安定した軌道に乗せるために、心身の健康に留意した手厚いケアが必要である。また、東松山キャンパスは遠隔の丘陵地にあり、最寄り駅からのアクセス、キャンパス周辺の利便性に恵まれているとは言えない。さらに、敷地の広さにもかかわらず、学生が教室外で時間を過ごす空間は限られている。このようなハード面での改善も急務である。

大学の教育活動は、正課の授業にとどまらず、教室外での学生生活全般にわたって行われるべきものである。大東文化学園が策定した『中期経営計画』は、学園が力を発揮すべき 6 つの分野の一つに「学生支援力」をあげ、経済支援、キャリア支援、課外活動の支援、施設整備等をうたっている。そのことを念頭に、学生生活に関して、以下の到達目標を定める。

到達目標

1. 経済的理由により学生生活に困難をきたすことがないよう、奨学金制度や融資制度の充実と効果的な運用により、学生が安心して勉学に専念できるような環境を整える。とくに現行の奨学金制度では不十分な、経済困窮者への重点的給付システムを構築する。
2. 学生の心と身体の健康の保持と増進をはかるために、とくに東松山キャンパスの学生相談室の拡充と人的体制の強化をはかる。また、学習支援を含め、「学生による学生支援活動」(ピア・エデュケーション)を推進する。
3. セクシュアル・ハラスメントへの対応を主眼とした「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」等の機能を強化し、アカデミック・ハラスメント、アルコール・ハラスメント等、各種のハラスメントを防止するための啓蒙活動を行い、すべての学生が心身ともに快適なキャンパス生活を送ることができるよう配慮する。
4. キャリアデザインのための授業科目、就職講座・講演会、インターンシップ等の充実をはかり、学生のキャリア支援を行う。また、その中核となるキャリアセンターのスタッフの指導能力を向上させる。
5. 学生のクラブ活動や自治会活動を奨励するため、新しい部室棟の建設を行う。
6. 東松山キャンパスにおいて、食堂や店舗の充実、多目的交流施設の建設、パブリックスペースの創出等、ハード面での整備を進め、学生により快適な生活空間を提供する。

第1節 学生への経済的支援（法務研究科を除く大学院含む）

【学生への経済的支援】

・奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

【現状の説明】

現在、大東文化大学の学生への経済的支援として、第1は大東文化大学奨学金、第2は日本学生支援機構奨学金（学資貸与）、第3は地方公共団体・民間育英団体奨学金などの各種奨学金制度、そして金融機関の教育ローンの斡旋がある。

第1の大東文化大学奨学金給付制度については、従来、「給付」と「貸与」の二本立てであった規程を、2009（平21）年度から「給付」型のみにするよう改定した。これには以下の3種があり、いずれも学部生と大学院生が対象になる。①一般奨学金、②外国人留学生奨学金、③特別修学支援奨学金、である。なお、①について補足説明をしておく、給付の対象者は各学科の成績優秀者で、その数は各学科の定員に必ずることとした。その結果、3,200万円弱（学部2,900万円・大学院300万円）であった給付総額は8,400万円（学部6,900万円・大学院1,500万円）へと3倍弱まで増額された。また、従来は238名（学部172名・大学院66名）であった給付人数も346名（学部285名・大学院61名）へと増えた。

第2の日本学生支援機構奨学金（学資貸与）であるが、2008（平20）年度データでは、学部学生は3,478名が採用され、全学生数12,177名中、28.6%が採用されている。大学院学生は80名が採用され、全大学院学生中24.5%が採用されている。

第3の地方公共団体・民間育英団体奨学金の奨学金については2007（平19）年度で43名が受給している。

さらに、奨学金以外での経済的支援を図るための措置としては、金融機関の教育ローン制度を大学として案内はしているが、大学が直接関与しているわけではないため、金融機関の教育ローンを利用している学生数は明確ではない。

なお、奨学金制度とは別に、学生への支援としてアルバイトの斡旋を財団法人学生サポートセンターに委託して、紹介している。

〈大東文化大学における給付奨学金制度（採用人数及び給付金額）2009（平21）年度〉

1. 一般奨学金		新入生		在学生	
		採用人数	給付金額	採用人数	給付金額
文学部	日本文学科	6名	300,000円	3名×3学年	200,000円
	中国学科	4名	300,000円	2名×3学年	200,000円
	英米文学科	6名	300,000円	3名×3学年	200,000円
	教育学科	4名	300,000円	2名×3学年	200,000円
	書道学科	2名	300,000円	1名×3学年	200,000円
経済学部	社会経済学科	8名	300,000円	4名×3学年	200,000円
	現代経済学科	6名	300,000円	3名×3学年	200,000円
外国語学部	中国語学科	4名	300,000円	2名×3学年	200,000円
	英語学科	10名	300,000円	5名×3学年	200,000円
	日本語学科	2名	300,000円	1名×3学年	200,000円
法学部	法律学科	10名	300,000円	5名×3学年	200,000円
	政治学科	6名	300,000円	3名×3学年	200,000円
国際関係学部	国際関係学科	4名	300,000円	2名×3学年	200,000円
	国際文化学科	4名	300,000円	2名×3学年	200,000円
経営学部	経営学科	8名	300,000円	4名×3学年	200,000円
	企業システム学科	6名	300,000円	3名×3学年	200,000円
環境創造学部	環境創造学科	6名	300,000円	3名×3学年	200,000円
スポーツ・健康科学部	スポーツ科学科	4名	300,000円	2名×3学年	200,000円
	健康科学科	4名	300,000円	2名×3学年	200,000円
大学院（修士課程及び博士課程前・後期）		24名	300,000円	24名	200,000円
		学部学生		大学院生	
		採用人数	給付金額	採用人数	給付金額
2. 外国人留学生奨学金		10名	220,000円	10名	185,000円
3. 特別修学支援奨学金（家計急変者）		15名	300,000円	5名	300,000円

〈日本学生支援機構奨学金所交付状況（平成20年度）〉

学部	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	計
文学部	228	225	198	141	792
経済学部	121	122	124	78	445
経営学部	120	125	104	80	429
外国語学部	131	152	129	108	520
法学部	159	138	141	112	550
国際関係学部	70	67	71	40	248
環境創造学部	68	53	37	22	180
スポーツ・健康科学部	83	74	89	68	314
合計	980	956	893	649	3,478

大学院（単位：人）

課程	第1学年	第2学年	第3学年	計
博士前期（修士）	13	14	—	27
博士後期	5	2	1	8
法務研究科	16	15	14	45
合計	34	31	15	80

〈学外奨学金制度（平成20年度）〉

平成21年3月31日現在

種別・学年等	奨学金	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
あしなが育英会	4万円		1	1	3
福島県奨学金	4万円		1	1	3
福島県須賀川市奨学金	4万円	1		2	
茨城県育英会	3万9千円	1	1		1
長野県佐久市教育委員会	4万円			1	2
(財)青森県教育厚生会	40万円		1		1
大田区奨学金	4万4千円		1		1
その他（15団体）		2	3	6	4
合計		4	8	11	15

（注：青森県教育厚生会は年額、他は月額。）

【点検・評価…長所と問題点】

第1の大東文化大学奨学金給付制度の長所は、受給者枠を拡大したことで給付型に一元化したところに求められる。特に【現状の説明】で述べた①の一般奨学金のように成績優秀者と明示することにより、学生の勉学意欲を高める効果が期待される。また、②の外国人留学生奨学金の設置により、優秀な人材を国外から吸引する道が開かれた。

この制度の問題点は、給付額が十分ではないことと、数年にわたって継続的に受給できるシステムになっていないことである。現在、1人に対して1年間30万円（1年生）か20万円（2～4年生）を給付することになっているが、勉学を奨励するためのものとするならば、必ずしも十分な額ではない。

第2の長所としては、経済的に困窮している学生を救済するために、給付型の特別修学支援奨学金（上記③）が設けられた点である。従来の制度では経済的に困窮している学生に学園から貸与していたが、給付型に改定したので、経済的に困窮している学生を救済することができるようになった。ただ、これも単年度の一時金的な色彩が強く、経済問題が解決するまで継続的に支援しうものではないところに難がある。

その他、金融機関の教育ローンの問題点であるが、斡旋は、従来通りでは必ずしも十分ではない。なぜなら、以前の制度では奨学金を貸与していたため、金融機関の教育ローンへの斡旋数は少なかったからである。

【改善方策】

大東文化大学奨学金給付制度の問題点の改善方策は、あらためて言うまでもなく奨学金全体の増額と、在学期間中、継続的に支給してゆくシステムの構築である。学費相当分、学費半年相当分までの増額と、少なくとも2年間の継続支給が望ましい。また、奨学金の給付を受けたことが学生の誇りとなるような制度にしていくことが求められる。そのためには大東文化大学独特のネーミングを付けることも有効な一案であろう。

旧制度を振り返ると、一般奨学生金（年額60万円貸与）年平均65名、三種奨学生（年額30万円貸与）年平均65名であった。すなわち、これら130名前後の奨学生は経済的な支援が必要な学生だったということになる。しかし、彼らを救済するための③の「特別修学支援奨学金」の規模では、それだけの困窮学生の数をとても支えきれものではない。

ここに金融機関の教育ローンが改めて浮上してくる。この130名に相当する数の学生に対して金

融機関の教育ローンへの斡旋を積極的に行うことは重要な課題になってくる。しかしながら、それだけでは根本的な解決にはならない。このような現状を見据え、経済困窮者への重点的給付に向けて新給付制度の部分的改善策を探っていくのは大学としての責務である。

第2節 生活相談等

1. 大学全体における学生支援（法務研究科を除く大学院含む）

【生活相談等】

- ・学生 の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮の適切性
- ・ハラスメント防止のための措置の適切性
- ・生活相談担当部署の活動の有効性
- ・生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況
- ・不登校の学生への対応状況

【現状の説明】

（1）学生 の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮の適切性

東松山、板橋の両キャンパスの保健室では、健康診断、健康相談のほか、診療所を併設して学内外でのケガなどに対する診療（応急処置）を行っている。

学生 の心身の健康保持・増進のために定期健康診は30年以上90%以上の受診率を維持している。2008（平20）年度での学生 の受診状況は12,170名で受診率94.5%であった。身体・精神面を含めた健康調査も行っており、個々人に即した保健指導はもとより、集計で学生 の全体像も把握している。また、最近の若者のやせ志向に対して、骨量測定を実施して食べない減量に警鐘を鳴らしている。

保健調査を基に、スモーカーライザー（呼気中一酸化炭素濃度測定器）を使用して喫煙学生 の「卒煙」指導をしている。さらに「卒煙」成功者へのインタビューを行って大学ホームページで紹介し、広報にも力を入れている。また、女子学生 の「月経」に関するトラブルへの対応として、基礎体温測定を指導している。測定後は婦人科学校医の診察のもと、必要時には医療機関との連携を図り、健康の維持・増進に努めている。

近年では緊急用除細動器（AED）の設置整備化により、東松山校舎8台、緑山校舎1台、板橋校舎では1台を設置している。学内での講習会も実施しており、緊急対応に対する対応・充実度の向上を図ってきている点は評価できると考える。

学内で発生する負傷者、急病人の救護にあたっては、まず学内の診療所において手当てをし、さらに緊急を要する場合には提携している近隣の病院へ救急搬送するようにしている。

（2）ハラスメント防止のための措置の適切性

本学 のハラスメント防止への取り組みは、2000（平12）年4月に施行された「学校法人大東文化学園セクシュアル・ハラスメント対応基本規則」に基づく。同規則は、その目的として「個人の尊厳を確保し男女の平等を実現するために、セクシュアル・ハラスメントが根絶されることを期して、施策の基本を定める」としており、基本規則を基に、セクシュアル・ハラスメントの発生の防止及びその発生後の対応のための基本的施策を検討し実施することを目的として、セクシュアル・ハラスメント防止委員会、問題調整等委員会が組織されている。

制度は、学生 が安全で快適な教育を受けられるように、人権に十分配慮し、学生 への広報活動と

して、毎年リーフレット「セクシュアル・ハラスメント」を作成し全学生に配布している。また、学生部ガイダンス時には予防に観点を置いた啓蒙活動を行っている。

さらに、2009（平 21）年度当初のガイダンス時には、新たに、「セクシュアル・ハラスメントに関する調査のお願い」として全学生を対象に実態調査アンケートを実施している。

学園全教職員及び学生・生徒児童を対象に啓蒙活動としてはアカデミック・ハラスメントやアルコール・ハラスメントの防止についても、関係諸機関発行の文書を掲示したり、置き置き資料コーナーに置いたりして情宣活動をしている。

（3）生活相談担当部署の活動の有効性

現在、生活相談については、学生部学生課・東松山学生課の各学生相談室で行っている。すべての教職員が共通認識のもとに学生サポートにあたるように、『教職員のための学生サポートブック』を作成した。作成にあたり、学生相談室では、学生相談室運営委員会委員長、学校医、教員兼担当相談員等の、学生との面接経験を踏まえた意見を参考に、「学生と接するときの姿勢」「具体的なサポート Q&A」「こころの病気への一般的対応」「緊急時対応」「本学の学生相談室紹介」「学内外の相談場所（案内）」などの項目、並びに個人情報の守秘と学内連携などを盛り込み、2009（平 21）年 3 月に完成し、同年 4 月に学内教職員に配布した。本サポートブックは、要望に応じて教授会へカウンセラーが出向いて説明をしている。

（4）学生相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況

東松山キャンパス、板橋キャンパスとも、専門カウンセラーが心理相談・生活相談・学業等を含む幅広い学生相談に対処している。

東松山キャンパス学生相談室は、専任有資格カウンセラーが 1 名、非常勤有資格カウンセラーが 1 名の常時 2 名でアドバイスや相談に応じている。

板橋キャンパス学生相談室は、特別専任有資格カウンセラー 1 名、非常勤有資格カウンセラー 1 名の常時 2 名の配置体制で学生相談に対応している。

なお、両キャンパスともに、専任教員によるカウンセリングの機会が構築されており、週に 1 回程度、学生へのカウンセリングを実施している。

（5）不登校の学生への対応状況

不登校学生の出席状況は、各学部事務室において把握している。不登校学生がいた場合には、学生部が学部事務室から連絡を受けて連携を取り、場合によっては指導教授とともに住居に出向いて安否確認する場合もあり、個々の学生のそれぞれに異なった事情を踏まえて学生へのケアに対応している。

【点検・評価…長所と問題点】

2001（平 13）年度大学基準協会相互評価結果時に助言として「学生の生活指導、修学指導、カウンセリングの相談には十分対応しきれていない。学生に対するきめ細かい対応が可能な体制や専門のカウンセラーが常駐する学生相談室などの整備が求められる」と指摘を受けたことについては、上記【現状の説明】で記述したように改善されている。以下に、現段階の長所と問題点を点検評価した。

（1）学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮の適切性

保健室では、感染症発症の都度、ホームページ等により警告文書などを広報し、注意喚起および

感染予防を重要視して啓蒙活動を行ってきているが、学校保健安全法の観点からも、流行性疾患に対する予防の面からも、定期健康診断の受診率をさらに上げる必要がある。

（2）ハラスメント諸規程の制度化

セクシュアル・ハラスメント規程は制度化されているが、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントの制度化は 2009（平 21）年度に取りかかったため、その運用の定着が図られていないところである。

（3）学生相談室におけるサポートブック作成

『教職員のための学生サポートブック』作成により、学生に対するサポートに関して、学内教職員が拠り所となるものができたと考える。また、個人情報への守秘に関する問題や、学内連携に関する基本的な考え方についても、共通理解を持って学生をサポートできる基礎固めができたと思われる。

（4）東松山学生相談室の移転・増設

東松山キャンパス学生相談室は管理棟の 1 階の狭い廊下に面した個所に配置されており、施設としての配置環境が好ましい状況でない。

（5）板橋学生相談室

板橋キャンパス学生相談室は 1 号館 1 階学生課に隣接されており、サポートしやすい配置ではあるが、一部の学生にとっては入室しにくい面もある。

これまでにも、学内における学生相談室の位置づけや役割に関して提案を行ってきている。

（6）近年、心身に不調を持つ学生が増加していることにより、きめ細かな対応を心がける必要がある。しかし、大半の一般学生への問題にも、よりバランスのとれた対応が求められる。

【改善方策】

（1）全学生に定期健康診断の受診を徹底させるために、東松山キャンパスは履修登録日、板橋キャンパスはガイダンス日に学科指定で実施しており、なおかつ指定日以外の受診にも応じているが、更に 1 週間後の再検査日にも受けられるように「健康診断予備日」を設定して学内での受診を徹底して促す。未受診学生には、最寄りの医療機関での受診を促す葉書で連絡しているが、履修登録と同様に健康診断書の提出を徹底する。

（2）東松山キャンパス学生相談室の整備（増設・移動）

現在の東松山キャンパス学生相談室のレイアウトではプライバシー保護の面での施設環境が最適であるとは言えず、この点をも加味する施設となるよう具体的な提案をする。

東松山キャンパス再開発によって、更に学生相談室の配置場所と学生への支援サービスを、より充実出来るようスタッフの増加も提案している。

（3）ハラスメント防止のための措置の適切性

アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントへの対応に係る規程の整備に関して、2009（平 21）年度中に規程の制定化を行ったが、教職員を含め学内における周知徹底を強化していく。

（4）学生生活について、複合的なサービスを実現させるため、その体制を 2009（平 21）年度内に方向性を固め、2010（平 22）年度内に実現させる。

2. 文学部

【生活相談等】

・不登校の学生への対応状況

【現状の説明】

文学部では、健康上の問題や経済的な問題、あるいは他の学生との人間関係や勉強意欲の減退など、さまざまな問題で長期にわたって不登校に陥る学生が、毎年少なからずいる。さらには、それが複数年にまたがる長期的な学生もいる。

人間関係や勉強意欲の減退に基づく不登校の学生に対しては、授業担当者や学科主任、あるいは学科担当の事務職が必ず面接して相談のうえ、本来の学生生活に復帰できるように指導している。

加えて学習上の問題を抱えている学生に対しては、教育補助員が日常的に相談に乗り、その情報をそのつど各学科に報告している。

しかし、教員が学生のさまざまな問題の相談に当たるためのいわゆる「オフィスアワー制度」は行っていない。

【点検・評価…長所と問題点】

近年の以上のような取り組みによって、学生生活に復帰する学生が増え、退学までに至る学生は非常に減少した。この点は、長所として評価できる。

一方で、問題なのは「オフィスアワー制度」を実施していないことによって、学生が教員に相談し難くなっていることである。さらには、健康上の理由や経済的な問題によって不登校となってしまった場合、それ以後のコンタクトが全く取れないことが問題としてあげることができる。

【改善方策】

「オフィスアワー制度」或いはそれに代わる制度を、文学部全体として早急 to 実施し、その制度のあることを学生に周知徹底させる。

個人情報管理の問題があるので慎重に行わなければならないが、病気に基づく不登校者に対しては、医務室や学生相談室の情報を得て、各学科の教員および学科担当の事務職員がそれらの情報を総合的に把握し、問題の存在とその内容を共有して、そのつど、より迅速に対応策が協議できるようにする。

経済的な問題によって不登校となる学生に対しては、初年度のオリエンテーション合宿や各学年の年度初めのガイダンスなどにおいて、大学にはさまざまな奨学金制度があることを、それら制度の具体的内容とともに、学生に周知する。

3. 経済学部

【生活相談等】

・不登校の学生への対応状況

【現状の説明】

経済学部では、2008（平 20）年度、学生生活相談体制の強化・充実に向けて、従来より踏み込んだ対応を採る試みに着手した。

経済学部では、1 年生全員を基礎演習のクラスに所属させ、大学在学中に効果的で充実した修学ができるようにするための基礎的素養を身につけさせる体制を組んでいる。修学意欲の喪失や進路についての悩みや迷いを抱えている新入生については、この基礎演習への出席が滞りがちになることがあることから、前期の授業中に欠席がちな学生については、基礎演習の担当教員が呼び出し、個別にその学生から事情を直接聴取し、必要なアドバイスを施すとともに、当該学生が抱える問題点の早期把握に努めた。

基礎演習については、履修を 3 年次への進級要件と位置づけているので、1 年次に基礎演習の単位を落とした学生については、2 年次に特別の基礎演習クラスを編成し、履修に向けた集中的指導体制を組んでいる。この基礎演習のメンバーは、いずれも何らかの就学上の問題点を抱えていることから、担当教員は、特に 2 年次になっても欠席がちな学生を呼び出し、個別にその学生から事情を直接聴取し、必要なアドバイスを施すとともに、当該学生の問題点の把握に努めた。

経済学部では、きめ細かい教育・指導を実現するため、2 年次から 3 年次にかけて、いずれかの経済学演習のクラスに属することを奨励している。クラスの規模は、標準 20 名程度までとしているので、演習担当の教員は、学生生活に何らかの悩みや迷いを抱えているため欠席がちな学生については早期にその状況を把握できる。そのため担当教員は、個別にその学生から事情を直接聴取し、必要なアドバイスを施すとともに、当該学生の問題点の把握に努めることができた。

経済学演習については、履修を卒業の必須要件とはしていない。そのため、いずれの経済学演習にも属していない学生が一定程度発生する。生活上の問題を抱える学生は、むしろこうした学生の中に多く散見される。それらの学生の状況を把握し、その相談にのれるような体制を組むため、2 年次以降の各年、卒業に向けての単位取得が滞りがちな（経済学演習に属していない）学生を、所属の学科主任が呼び出し、個別にその学生から事情を直接聴取し、必要なアドバイスを施すとともに、当該学生の問題点の把握に努めた。

さらに、経済学部では、全専任教員が 1 週間に 1 日以上オフィスの設置を義務づけられており、各教員の曜日、時間、場所等は、シラバスやホームページ上で公表されているので、学生は自由に教員のもとを訪ねて、学業、学生生活等の相談、指導を仰ぐことができる。こうした二重・三重の状況把握を通じ、2008（平 20）年度 1 年間でかなりの学生に対応することができた。

【点検・評価…長所と問題点】

学生生活を継続し大学入学の目的を達成するうえでさまざまな問題を抱えている学生に対し、その相談に応じ、問題の解決につなげる試みは、ある程度効を奏したものもあるが、必ずしも全面的な成功をもたらしたとは言えない。

最大の問題は、大学に届け出ている連絡先が変更されているなど、当該学生とのコンタクトが容易ではないことである。もっとも、大学側からの接触の試みは全く効果が無いわけではなく、大学側の努力が、友人等から当該学生や保護者に伝わり、学生の側から連絡してくる例も出てきている。

【改善方策】

不登校の学生の個別の状況は、演習の担当教員と学科主任とが二重に把握し、ねばり強く接触をはかる現在の態勢を今後も継続し、その実績に基づき学生及び保護者の信頼を得ていく。

4. 外国語学部

【生活相談等】

・不登校の学生への対応状況

【現状の説明】

外国語学部には中国語、英語、日本語の3学科の委員からなる学生支援委員会が設置されており、不登校の学生や出席不良者、退学者等の問題に取り組んでいる。

本学部には学生の生活相談に対応する機関は設置されていないが、すべての教員が少なくとも週に1コマ以上のオフィスアワーを持ち、学生の生活相談、学習相談に応じている。また、学科主任やカリキュラム委員が中心となって、常に不登校学生の把握に努めている。担任や授業担当の教員から欠席の続く学生の名前が学科主任もしくはカリキュラム担当教員に報告されると、ただちに本人もしくは保護者に電話・書面等で連絡をとり、面談して指導・助言を行い、状況の改善を図っている。

【点検・評価…長所と問題点】

オフィスアワーの制度により成果をあげていると思われる。常時、不登校学生の把握につとめている点は評価できる。

不登校の学生が発生する要因には、精神的疾病、経済的問題、学習意欲の喪失等さまざまなものがあるが、教師とのつながりが薄いことも一因になっていると思われる。

【改善方策】

1. 担任による個々の学生との接触を密にする。
2. 学習意欲の喪失は授業がわからないことに起因する場合が多いので、基礎学力を養う科目を設置し、学生を支援する。
3. アルバイト等の過剰により遅刻、授業中の居眠りなどがあるので、日常生活に対しても指導・助言する。

5. 法学部

【生活相談等】

・不登校の学生への対応状況

【現状の説明】

法学部として、少人数クラスの授業を活用するなどして、不登校学生の早期把握と対応措置を講じている。また、不登校を含めた学生からの個別相談に専任教員が対応する仕組みに「オフィスアワー」の制度がある。専任教員は、東松山校舎では法学部の1・2年生を対象に、板橋校舎では法学部の3・4年生を対象に個別相談に応じることとして、週1回ずつ各人の相談時間をそれぞれのキャンパスで設けている。また、教員ごとの相談時間を掲示して周知し、相談がある場合は事前に連絡するように指導している。

これに加え法律学科では、欠席の多い学生（3回以上講義を欠席している者）の状況を把握し保護者に通知している。学生の出席状況を把握するため、少人数クラス制の必修科目（「現代社会と法」、「文章表現法1（日本語）」、「英語A・B・C・D」）の担当教員が、欠席の多い者を特定し、学科主任に報告している。

さらに、出席状況が改善されないときには、繰り返し保護者への通知を行っている。

また、本学学生部学生相談室のカウンセラーを招いて、学生の勉学意欲と生活習慣に密接につながりを持つ精神面での問題点について、教務担当と新任の教員を対象とする講演会を開催している。2007（平19）年度から、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、アスペルガー症候群、パニック障害または「うつ」などを理由として授業の受講および試験の受験にあたり特別の配慮を必要とする学生について、組織的な支援のための取り組みを行っている。

取り組みの具体的な内容として、①大学学生相談室のスタッフが、新任の教員を含む学科の教員を対象にして前記の問題に関する講演を行い、教員による教育指導面での注意を要する事例などを紹介する機会を設けている。②同じく学生相談室との緊密な連携のもとで、特に教育指導上または試験による成績評価において特別の配慮を必要とする個別の学生に関する情報交換を行い、場合によっては関係教員に個別の指導と配慮を要請している。この取り組みを通じて、関係する学生に対する学修支援を強化している。

政治学科では、学部全体の対応に加え、1年生の長期欠席者については、「政治学A・B」において、6クラスの担当教員が学生の出席状況を把握し、特に欠席の多い学生については、6月下旬に学生に通知し呼び出して事情を聴いている。2年生の長期欠席者については、「英語応用A・B・C・D」や「基礎演習」の機会に担当教員が呼び出し、事情を聴いている。

卒業留年者に対しては、例年、4月に個別に呼び出して3～4名の教員が分担して個別に留年の事情、将来の進路等を聴取し、必要な指導を行っている。

不登校等の問題学生への対応などに関する政治学科教員研修会は、学生相談室の専任相談員を招いて2009（平21）年7月に実施した。

【点検・評価…長所と問題点】

オフィスアワーについては、学生の利用は少なく、相談がある場合は少人数クラスでの担任の所

に行っている場合が多いとみられる。

法律学科の長所として、保護者への通知により、大学と家庭が協力して欠席しがちな学生をサポートしていること、学生の出席状況の把握にあたっては、兼任教員からの積極的な協力も得られていることがあげられる。

保護者への通知のみでは、出席状況の改善しない学生もいることが問題点としてあげられる。

政治学科の長所として、1年生については全員必修の「政治学 A・B」の授業があるので、6人の教員が統一して把握し指導する機会があり、発見しやすい。

また卒業留年者に対しては、就職活動の時期から見て、これまでどおり4月に個別に呼び出して教員が指導することが有効と考える。

学生相談室の相談員を講師として招いて行った不登校等の問題学生への対応に関する教員研修会の開催は、教員の意識改革に有効であった。

問題点として、2年生には全員が履修する科目がないため、把握漏れが発生する可能性はある。

【改善方策】

オフィスアワーの学生の利用は少ないため引き続き周知に努めるほか、少人数クラスでの担当教員が、問題発生の早い段階での発見、個別相談等を行うよう注意を喚起していく。

法律学科では、繰り返し保護者への通知を行っても出席状況が改善しない学生については、従来の保護者への通知に加え、学生・保護者を交えた三者面談を行うなど、家庭とのより密接な連携を図る。

政治学科では、1年生については全員必修の「政治学 A・B」の授業の際に、前期・後期それぞれ一定の欠席日数を決めて、6人の教員が統一して不登校の理由などを把握し、本人を呼び出して指導することとする。

2年生の長期欠席者対策としては、今後、基礎演習のコマ数の増加をはかり少人数クラスを増やして発見機会を高めるとともに、「英語応用 A・B・C・D」の担当教員の協力をさらに要請して対応していく。4年留年者への4月の個別指導は効果が大きいので継続する。

不登校などの問題学生への対応に関する教員研修会は、新任教員等の状況を見ながら適切な時期に実施していく。

6. 国際関係学部

【生活相談等】

・不登校の学生への対応状況

【現状の説明】

国際関係学部では、1年次の学生は必修の導入教育である「チュートリアル」、2年次以降は必修の演習（ゼミ）に所属しており、学習・生活指導も担当教員が随時指導している。担当教員のみでは対応しきれないようなケースは学部内教務委員会に報告し、保護者を含めての面談を実施するなど対応している。またこれとは別に、大学生活に適応できていない学生を早期に発見して対策を講じるために、「大学生活不適應」調査を行っている。この調査は、前期には必修科目を中心とする出席不良調査、後期には前期における単位取得不良調査を行い、一定の基準（複数科目で出席率5割未満、年間履修上限44単位で前期取得が10単位未満）を満たしていない学生に対して学修・生活指導を行うものである。必修科目の大半は1・2年次に履修するので、この基準に抵触するのは1年生が大多数である。不登校の兆候が見られる学生もここに含まれる。

2005（平17）年度にオフィスアワー制度を導入したが、その後、学生から「オフィスアワー以外の時間帯は相談に乗ってくれないのですか」という問題提起もあり、教員・学生双方に不便もあるので、「いつでも、誰でも」を原則に学修・生活相談に応じている。

【点検・評価…長所と問題点】

本学部の「チュートリアル（1年次）」「演習Ⅰ（2年次）」「演習Ⅱ（3年次）」「卒業論文演習（4年次）」という必修・少人数クラスでの担当教員による学修・生活指導はおおむねうまく機能している。ただし担当教員の取り組みの度合いに差があるので、定期的な「大学生活不適應」調査は欠かせない。1年次生の場合、入学前から中学・高校での「いじめ体験」によって対人関係が苦手になった者も少なくない。また入学後に生活の時間管理ができずに遅刻・欠席を繰り返す者が自宅通学者にも見られ、簡単に履修放棄する例も多い。こうした学生に共通する問題は「友達がいらない」「居場所がない」ということである。そこで「友達づくり」「居場所づくり」を支援するために、新入生を対象とする「チュートリアル合宿」を2009（平21）年度から始めている。

【改善方策】

1. 「大学生活不適應」調査の対象科目数を増やして調査の精度を高める。
2. 2年次以降の演習での学修・生活指導を強化するために、問題を抱えている学生について担当教員の任意による報告を定期的な報告義務に変える。
3. 現行の「大豆のアジア学」における畑作業や調理実習はコミュニケーション力やチームワーク力養成に効果が高いので、カリキュラム上にこのような実習的科目を増設する。

7. 経営学部

【生活相談等】

・不登校の学生への対応状況

【現状の説明】

大東文化大学の点検・評価 2005（平 17）年度において、不登校防止策としてオフィスアワー制度に触れているが、本学部は、積極的に指導を行わなければ、学生が利用しない、長く続かない、との判断にたつて、これに代わる役割を持つ学生相談室の利用を学生に周知徹底してきた。当時、相談室には1名の教員を派遣していたが、現在では、経営学部にも所属する教員4人を学生部の学生相談室に派遣して、特に経営学部の学生の相談に応じている。また、1年生には、基礎演習を設置して学生の全員が履修する必修科目としている。担当者の大多数が専任教員で、出席不良者には連絡して相談に応じることにしている。

【点検・評価…長所と問題点】

学生相談室には自主的に学生が相談に訪れにくいので、基礎演習のクラスで教員が相談に乗ることが望ましい。ただ、担当者の全員が専任教員ではなく、兼任教員もいて、この点が問題である。経営学部の教務委員会では、毎年、夏休み前と10月頃の2回、基礎演習での出席状況を報告させ、出席不良者には注意を促して指導している。

【改善方策】

教務委員やクラス担任のみでは指導が行き届かないので、学生委員を増やして指導する。また、基礎演習再履修クラスは、特に学生指導経験が豊富な教員を配置して相談にあたる。教務委員会では毎年、出席不良者を調べ、本人に連絡しているが、今後は調査の時期を早め、さらに呼び出す学生の対象も広げ、ヒヤリングをとおして指導を徹底強化する。

8. 環境創造学部

【生活相談等】

・不登校の学生への対応状況

【現状の説明】

環境創造学部では、新入生と教員、上級生との交流をはかり、学部の趣旨を理解してもらうために、創設の2001（平13）年以來、入学式に近接した日程で一泊の「環境創造キャンプ」を毎年行っている。大学生活での諸注意、教務上の手続きなどはもちろんのこと、所属教員の特性を生かして独り暮らしや留学生のための健康管理なども気を配っている。また、全員での立食パーティー、担当教員も含めたクラスごとの懇談会や縄跳びをはじめとする野外活動でのレクリエーションも、新入生同士のコミュニケーションを深めることに役立っている。

1年次必修の約20名単位の「入門ゼミ」にて、担当教員が出席状況や生活態度を個別に把握できるようになっており、オフィスアワー的な機能も果たしている。さらに2年次から4年次に設置されている「環境創造ゼミⅠ」、「環境創造ゼミⅡ」、「卒業研究」に個別指導体制は引き継がれていく。

学部内組織としては学生生活相談委員会があり、勉学や日常生活での相談事をはじめとして留学生との懇話会やセクシュアル・ハラスメントの問題を扱っている。

【点検・評価…長所と問題点】

1年次必修の入門ゼミでは、大学での勉強方法の基礎を教育する以外に、上述の生活態度の把握も大きな役割をもっている。特に入学式直後のいわゆる五月病からくる長期欠席などには予防的効果がある。さらに2年次以降の専門ゼミでは、多岐にわたる分野に精通した各専任教員による現場主義のゼミ行事を行っており、学生が抱く進路の悩みや社会への不安への大きなアドバイスとなっている。このように、専任教員に対する学生の数が比較的少ないために、双方がコミュニケーションをとりやすい状況にある。上記の行事のほかにも、地域での社会活動を兼ねた多くのカリキュラムがあり、それらを通して学生が悩みを相談するための敷居を低くしている。

健康面においても、専任教員の1名が学校医を兼ねているために生活習慣病の予防や、近年多くなっている心療内科的問題に対しても早期から問題に対応できるという利点がある。

問題点としては東松山キャンパスで、特に1年次が始まって間もない頃の長期欠席者への対応がまだ十分とは言えず、毎年一定の数の退学者となって表れていることである。また、板橋校舎での専門教育では、カリキュラムが環境マネジメント、都市環境、福祉環境と3つのコースに分かれており、特徴豊かな専門性とは反対に各コース間での交流が比較的乏しいことがあげられる。

【改善方策】

少人数ゼミナールでも学生生活のサポートが不十分である場合に備えて、学部内の学生生活相談委員会を中心となって定期的に学生の相談を受ける機会を設ける。また、学生が自主的に運営しているゼミ連合会などを活用し、過去数回にわたり実施されてきたゼミ大会・スポーツ大会への支援を強化し、学生間、学生・教員間のコミュニケーションを促進する場として活用する。いずれも2010（平22）年度中の実現が目標である。

9. スポーツ・健康科学部

【生活相談等】

・不登校の学生への対応状況

【現状の説明】

不登校の学生は学年に数名おり、情報が入ると教職員から状況把握のため電話等で連絡をとっている。教員や学部事務室からの問い合わせに応じないケースもあり、実態の全容はつかめていない。学科ごとの対応は下記のとおりである。

<スポーツ科学科>

未然に不登校を防ぐ方策として学年に2名の担任制度を設け、生活相談には学科主任と学年担任が中心となって対応している。また1年次には、基礎演習のクラス制授業を通じて、大学生としての心構えやマナー講習等の生活指導も行っており、オフィスアワーの代わりとして対応している。

<健康科学科>

他大学受験や就職などの進路変更を見据えている学生では進路決定後、退学する場合がある。相談に訪れた学生からは、不登校の原因が個々に異なることがわかっているが、教員や学部事務室からの問い合わせに応じないケースもある。学生担任制を設け、教員1人が各学年の学生7～8人を担当し、勉学、生活、就職などの各種相談にのっている。また学年担任も配置し、臨地実習などの学年固有の問題に対処しており、オフィスアワーの代わりとして対応している。

【点検・評価…長所と問題点】

両学科の学年担任制と健康科学科の学生担任制は一部の不登校学生対応に機能していることは評価できる。学科ごとの長所と問題点は下記のとおりである。

<スポーツ科学科>

1年次基礎演習の導入教育により教員と学生とのコミュニケーションの機会が多い点は長所であるが、2年次に学生の状況を把握しづらい点は改善の必要がある。

<健康科学科>

問題点は、教員や学部事務室からの問い合わせに学生側が応じず、連絡が全くとれないことである。

【改善方策】

下記のように学科ごとにオフィスアワーを設け、未然に不登校を抑止する体制を整備する。

<スポーツ科学科>

2年次において少人数クラス制の授業を導入する。各教員の出講日に合わせたオフィスアワーを設置する。

<健康科学科>

入学初年度および年度初めに学生担任や学年担任が定期的にオフィスアワーを設け、学生が不登校に至る前に生活指導や進路指導を徹底する。また、連絡が取れない不登校の学生に対しては家族との接触を心がけ、本人と面談する機会を積極的につくる。

第3節 就職指導

1. 大学全体における学生支援（法務研究科を除く大学院含む）

【就職指導】

・学生の進路選択に関わる指導の適切性

【現状の説明】

就職は、人生最大の重要事であり、生涯にわたり自らの生計と自己実現の過程を委ね、同時に保証されるものである。自己鍛錬の時代を終えて、自立した自らの人生を歩み始める第一歩を踏み出す時でもある。この自らの進路選択の時に苦悩する学生に適宜な情報を提供すると同時に適切な助言、勧告を与えることで当事者である学生は、あらためて自分自身を見つめ直し、自らのキャリアデザインを形成、構築することとなる。

そのことを踏まえ、本学ではここ数年にわたり毎年6月から10月にかけて学生の個別面談を実施してきた。進路決定へのアドバイスとして希望する業種、業界、企業の詳細な情報を提供し、なおかつ学生本人の自己分析の仕方や企業訪問の際の留意点などについて指導してきた。このことにより、学生と指導員（キャリアセンター課員及び嘱託指導員並びに外部企業より招聘したアドバイザー等）との間にそれなりの信頼関係が構築され、学生の自らのキャリアデザイン創出と意識向上に大きく寄与している。

一方、学生に対してのキャリアセンター側からの積極的な広報活動が十分ではなかった。例えば、ゼミ、クラブ、サークルへの呼びかけ、身近な友人とのコミュニケーション時の話題としての就職情報の提供などである。

また、単に就職活動の重要性を指導するだけにとどまらず、「今自分は何をしなければならないのか」の問題を不断に提起し続けるための就職セミナー、講演会などを定期的で開催しなければならないが、この点も現状では不十分である。

【点検・評価…長所と問題点】

①上記の個別面談方式により、採用環境の悪化や複雑化する就職活動に戸惑っている学生にとって、個々のケースに合った就職支援が実現できた。多様化していく自らのキャリアデザイン構築に有効であった。ただし、この個別面談はエントリー制であり全ての学生が対象とはなっていない。

②学生間同士の情報交換ほど自らのキャリアデザイン構築にとって有効で刺激的な問題意識の高揚につながるものはない。ゼミ、クラブ、サークルへの積極的働きかけは非常に効果的ではあるが、キャリアセンター課員の時間的負担が増大し、一部のゼミ等でしか実施できなかった。

③就職活動が単に就職先を探ること、受験し内定を獲得することに、そのためのテクニックと要領を獲得することにのみ問題意識が働いて、今後の自らの人生のキャリアの構築までを視野に入れた活動とはなっていない。

【改善方策】

①個別面談については、全学生が一度は個別面談を受けられるように、また受けねばならないようなシステムを構築し、就職環境の変化に迅速に対応する。また学生生活を通じて修得した特殊技能・技術が発揮できる業種、業界の紹介などをはじめとする広範囲にわたるキャリアデザインの構築を示唆する。1～2年生に対しては、日々の学生生活が自らの人生設計図の一頁であることを認識してもらうように、就職ガイダンスを2年間のうちに4回（予定）開催する。

②全ての教職員が綿密な連絡を取り合い、教室のみならずゼミ、クラブ、サークル活動などの場を捉えて学生への情宣活動、アピールを展開していく。各学部・学科の特徴や卒業生の進路実績を踏まえた形での新たな進路選択支援を構築していく。そのためには、きめ細やかな面談、進路指導ならびに新たな業界、新たな進路の方向性の開拓と情報の収集、人脈の構築を早急に行う。

さらに、就職決定率を上げるために効果的な支援策として就職決定率低位の就職希望者との積極的な関係強化（個別面談の回数を増やしたり、指導教員との緊密な情報交換をしたりする等）を実施することにより「進路支援の強化」をはかる。また、キャリア教育の一環としてのインターンシップへの積極的な取り組みとして「課外インターンシップ講座」を開講する。しかし、同時にこの講座のあり方を十分に検討し直し、より有効な課外講座のあり方、実施の方法等について追究していく。

③常に自らが歩む人生について問題意識を喚起し続けるようにするため、講演会、卒業生との討論会などを開催する。

・就職担当部署の活動の有効性

【現状の説明】

キャリアセンターは、近年の学生の学力の低下や進学動機の多様化・希薄化を受けて本学の学生自身が就職という難関をいかにクリアし、社会人として巣立つかという視点を常に意識し、特に学生面談・企業訪問に力点を置くなどして、日々の就職指導の支援体制を有機的なものとしている。現在板橋校舎に12名、東松山校舎に6名の課員が配置されている。

1. キャリアデザイン支援

学生のキャリアデザイン支援は、キャリア形成に対し学生が自発的に取り組めるように支援プログラムを開講し、キャリア設計から就職活動へつなげるように支援している。また、課員以外にキャリアアドバイザー（公務員・企業関係）を配置し、学生が生涯にわたり自立した職業人生を送るための指針を示すアドバイスにも力点を置いている。

2. 進路支援及び職業紹介

学生の進路・就職支援のガイダンス実施、適性検査の実施を行っている。また、求職学生との個別面談、指導はもとより職業紹介のための求人先開拓をし、その後の広報活動を中心に行っている。

3. 進路・就職に関する各種講座の開設及び資格取得支援

進路・就職に関する各種講座の開設及び資格取得支援（各種資格取得、語学力アップのためのダブルスクール講座）、教員採用試験・公務員試験対策講座などキャリア支援プログラムを開講し、それぞれの志望者に対する支援を実施している。

4. 進路・就職に関する情報の収集及び提供

キャリアセンターでは、企業の会社案内、パンフレット等を年間約 5,000 社収集し進路・就職に関する情報として学生へ提供している。また、就職支援会社（就職情報誌）の対応においても情報交換の場として活用し、社会情勢の動きをキャッチして学生への情報提供のひとつとしている。

5. 卒業生の就職支援

卒業生（既卒者）の就職支援に関しても、在学生（留学生含む）同様に支援を継続している。

6. インターンシップに関すること

単位として認定される学部のインターンシップとは異なりキャリアセンターでは、学生のニーズに応え学生の夏期休暇等を利用した独自のインターンシップ制度を設けている。

7. 学生部との協力体制

悩みを持つ学生、障がいを持つ学生にも対応できるように、学生部と連携を図り進路支援を行っている。

【点検・評価...長所と問題点】

業務の中でもっとも重視しているのが学生との個別面談である。一人一人の学生と向き合う個別面談を充実させている点が一番の長所である。しかし、以下の問題も指摘できる。

- ①企業の開拓や企業人との人脈づくりに時間がかけられない。
- ②広い視野での世界、日本の政治、経済の動向について情報を収集し研究する時間的余裕がない。
- ③個別面談についても十分な面談のための時間やスペース（個室）がないために、学生の需要に対して応じきれていないという問題もある。
- ④各種支援行事の企画、実施をおこなっても情宣の不徹底か学生の参加が十分ではない。
- ⑤悩みを持つ学生、障がい者等の学生への進路支援体制を更に強化する必要がある。

【改善方策】

1. 企業人との交流を深め、企業の現状、将来性、採用環境等の情報収集を組織的に定期的に実施し、課員の共通の情報にする。
2. 課員の指導能力の開発、資質向上のために時間を確保し、研修会などへの出席を奨励する。
3. 学生との個別面談の時間を確保し、学生との交流を深めて学生個々人の夢、希望を聞き出し、その個性を指摘して学生の自己認識の一助とする。面談のためのスペースを拡充する。
4. 各種支援行事の開催については、全学的情宣活動をおこなう。（ポスター、学内放送、ホームページ、その他）
5. 進路支援強化のため、学生生活を含め総合的に支援を行う体制を 2009（平 21）年度内に方向性を固め、2010（平 22）年度内に実現させる。

・学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性

【現状の説明】

1・2年生はそれぞれ年度当初に1回「就職ガイダンス」を行い、3年生は、年5回「就職ガイダンス」を行っている。

また、3年生を対象に就職コンサルタント会社より外部講師を招いてキャリアセンター独自の「就職支援講座」を年7回開講している（月1回のペースで3年の5月から開始する）。内容は「スタート編」から「業界研究」「職種研究」「自己分析」「エントリーシート」「筆記試験対策」「模擬面接」である。

なお、2008（平20）年度の就職ガイダンス実施状況については次頁の表のとおりである。

【点検・評価…長所と問題点】

本学では、キャリアセンター課員がガイダンスを担当し、具体的に学生と向き合って懇切丁寧に説明を行っている。多様な就職ガイダンスを実施しており、公務員や教員を希望する学生には明確な段階的方策、指針をガイダンスにおいて示すことができるが、一般企業となると広範囲にわたるためガイダンスの焦点を絞り込むことが困難である。また、日本の経済の動き、社会の動静を十分に把握し、それらにリンクさせたガイダンスの実施が不十分である。

【改善方策】

まず、何よりも就職活動の持つ意味、意義を十分に認識してもらうためのガイダンスをおこなう。そして、これまでの就職ガイダンスに加え、時代の動向や採用環境の変化について学生に学ばせるため現場の企業人を招いての講演会や討論会を開催する。また、学生のニーズに合わせ、できる限り業界別、業種別、職種別の個別のガイダンスを開催する。

<就職セミナー等キャリア支援実施状況〔平成20年度〕参考資料>

月	板橋キャンパス	東松山キャンパス
4	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初ガイダンス（4/1・2・3） ・教職志望者対象ガイダンス（4月中旬）・公務員講座（直前対策講座） ・教職講座（4/9.10.13）論文直前指導・教員採用試験模擬試験 ・マスコミ講座ガイダンス（4/10）・Wスクールガイダンス（4/9） 	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初ガイダンス（4/1・2・3・7・8・9） ・基礎学力養成講座ガイダンス（4/14） ・就職準備ガイダンス①（4/18）・第1回教職講演会（4/11） ・第1回公務員ガイダンス（4/21）
5	<ul style="list-style-type: none"> ・前期公務員ガイダンス（3年生）（5/13） ・第1回就職ガイダンス（5/11～15）・4年生学内セミナー ・マスコミ講座（5月～）・私学教員志望者ガイダンス ・就職情報サイト説明会&登録会・教職講座 ・就職支援講座①【就職活動スタート編】 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ事前ガイダンス（5/27） ・（3年生対象）職業適応検査（5/8） ・教職基礎講座・基礎学力養成講座 ・就職準備ガイダンス②（6/9・10・11） ・第2回教職講演会（6/8） ・就職ゼミガイダンス（6/1・3） ・模擬試験（SPI：6/26）・就職ゼミ ・教職基礎講座・基礎学力養成講座
6	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回就職ガイダンス（6/1～5）・職務適性テスト（6/9～11） ・模擬試験（一般常識：6/23 SPI：6/19） ・インターンシップ事前ガイダンス（6/8） ・公務員講座 前期Ⅰ（6/3～7/11） ・第3回就職ガイダンス（6/29～7/3） 	<ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ実践ガイダンス（7/6） ・（スポーツ科学科）教職コースグループ面談 ・就職ゼミ・教職、公務員夏期集中事前講座 ・教職基礎講座・基礎学力養成講座
7	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回Uターン就職ガイダンス（7/15）・ITライオン業界セミナー（予定） ・就職支援講座②【業界研究編】（7/13）・留学生ガイダンス ・インターンシップ実践ガイダンス（7/3）・職務適性テスト解説（7/6） 	<ul style="list-style-type: none"> ・就職ゼミ ・教職、公務員夏期集中事前講座 ・教職基礎講座・基礎学力養成講座
8	<ul style="list-style-type: none"> ・公務員講座 前期Ⅱ（8/3～8/7） 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回就職ガイダンス（9/28～10/2） ・後期公務員ガイダンス（9/30） ・教職夏期講座B（9/7～9/11） ・教職夏期講座A（9/16～9/18） 	<ul style="list-style-type: none"> ・3年生個別相談 ・就職筆記試験対策講座・教職、公務員夏期集中講座・就職ゼミ
10	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回Uターン就職ガイダンス（10/19） ・就職支援講座③④【自己分析・仕事研究】 ・後期公務員ガイダンス（10/8） ・業界セミナー（10月中） ・留学生ガイダンス②・ITライオン業界セミナー（10月中旬予定） ・模擬試験（SPI/一般常識）・日経講座・マスコミ講座 ・第5回就職ガイダンス（11/9～13） ・第3回Uターン就職ガイダンス（11/16） ・就職支援講座⑤【職種研究】（11/9） ・金融ガイダンスⅠ／Ⅱ（11/21・28） ・4年生による就職活動体験談①～⑤ ・就職活動マナー講座（予定） ・模擬試験・経済常識テスト・日経講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・就職準備ガイダンス③（10/7・8・9） ・第3回就職講演会（10/30） ・4年生による就職活動体験談①～② ・模擬試験（SPI：10/23） ・教職基礎講座・就職ゼミ
11	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回Uターン就職ガイダンス（11/16） ・就職支援講座⑤【職種研究】（11/9） ・金融ガイダンスⅠ／Ⅱ（11/21・28） ・4年生による就職活動体験談①～⑤ ・就職活動マナー講座（予定） ・模擬試験・経済常識テスト・日経講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・就職準備ガイダンス④（11/11・12・13） ・4年生による就職活動体験談③～④ ・公務員採用試験合格者体験報告会 ・教員採用試験合格者体験報告会 ・教職基礎講座・就職ゼミ
12	<ul style="list-style-type: none"> ・就職支援講座⑥【面接対策①】（12/4） ・就職支援講座⑦【面接対策②】（12/7） ・3年生対象面接トレーニング講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・就職準備ガイダンス⑤（12/2・3・4） ・第4回就職講演会（12/4） ・金融業界志望者ガイダンス（12/8） ・実践講座（エントリーシートの書き方）（12/9） ・教員採用試験学内模擬試験 ・教職、公務員春期集中事前講座
1	<ul style="list-style-type: none"> ・学内就職セミナー直前ガイダンス（1/12～14） 	<ul style="list-style-type: none"> ・就職準備ガイダンス⑥（1/12・14） ・公開模擬面接（個人・集団・グループディスカッション）（1/13・20） ・2年生個別面談（国際関係/スポーツ・健康科学部） ・3年生対象面接トレーニング講座・教職、公務員春期集中講座
2	<p>学内就職セミナー（2月中旬に実施）</p>	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・教職実践講座 ・教員採用学内模試②（2/下旬～3/中旬） ・公務員講座 後期Ⅱ（2/下旬～3/月上旬） ・公務員模擬試験 	<p style="text-align: center;">約350社参加予定</p> <ul style="list-style-type: none"> 2年生個別面談（国際関係/スポーツ・健康科学部） *教職講座（保健体育専門コース）
4	<ul style="list-style-type: none"> ・年度当初ガイダンス ・公務員講座 直前対策（4/下旬） 	<ul style="list-style-type: none"> 年度当初ガイダンス
5	<ul style="list-style-type: none"> ・教員採用学内模試③ 	
5	<ul style="list-style-type: none"> ・4年生対象学内就職セミナー（5月・10月実施） 	
3		

・就職統計データの整備と活用の状況

【現状の説明】

就職した学生から回収した「進路報告書」を基に、企業別、業種別、職種別、都道府県別、Uターン情報や留学生の就職状況などの数値的統計資料を作成しており、その単年度の分析と過去20年にわたる同一書式の集積はできている。「その内定の受理の月日や内定を受けた理由と思われるいきさつ」、「その内定を受理した学生の個性」や「性格、知見」等に関する数値的な統計データの作成は十分ではないが、これらのデータは学生の就職活動に有効に活用している。

また「進路報告書」の回収率は約9割である。

【点検・評価…長所と問題点】

前提として「進路報告書」の回収率を高めなければならない。それを基とした就職状況については、【現状の説明】で指摘した概括的情報の集積はできつつあるが、就職内定の受理の月日や内定を受けた理由と思われるいきさつ、その内定を受理した学生の個性や、性格、知見等に関する数値的な統計データの作成は十分ではない。学生や企業からの生の声の調査・聞き取りが不足している。

【改善方策】

1. 就職内定者を対象に、内定獲得にいたるまでの経緯についてアンケートをとる（エントリーシートから、筆記試験の内容、面接時の質問の内容とそれに対する回答等）。

また、ゼミ活動、クラブ、サークル活動、旅行、趣味、読書等についてもアンケートをとり、企業からの内定獲得にいたった経緯を詳細に分析する。

2. 企業にインタビューをして、企業が求める人材（当該企業が求める人物像等）はいかなるものであるのかの情報を収集する。また、企業の社員教育はいかなるものであるのかも情報収集する。同時に、卒業生には、就職した企業の内実について、業務形態、待遇、昇進、転職等についてのアンケートをとる。

3. 就職活動に取り組む学生の自己分析シートを2年生から3年生の間の春休みに実施する。それは、現在の自分自身を十分に把握してもらうためである。そのうえで将来の自己の可能性を追求してもらうように指導する。

4. 学生の自己分析のアンケート（自分の長所や特技や特殊技能や体験やクラブ、サークル活動等について）や希望する業種、職種などのアンケート（自らのキャリアデザインが出来ているか否かなど）を積極的にとり、その結果を分析し、それを集積することにより本学の今後のキャリア支援のありかたの一助として活用する。

5. 上記のアンケートを集積し、分析した結果をキャリアセンター運営委員会や学部教授会の構成員はもとより、ゼミナール担当教員など全学的に共有して学生指導に活用する。

卒業後の進路状況〔平成19年度〕

平成20年3月31日現在

学部	区分	卒業生数 A	就職希望者数 B	就職決定者数 C				進学	留学	その他	就職希望者率 %	就職決定率 %
				計	一般企業	公務員 教員及び 公務員	自家営業					
学部計	計	2,599	2,006	1,855	1,639	199	17	120	19	605	77.2	92.5
	男	1,619	1,228	1,119	994	114	11	72	11	417	75.8	91.1
	女	980	778	736	645	85	6	48	8	188	79.4	94.6
文学部	計	703	539	486	371	111	4	37	3	177	76.7	90.2
	男	294	210	182	140	42	0	20	1	91	71.4	86.7
	女	409	329	304	231	69	4	17	2	86	80.4	92.4
経済学部	計	373	284	266	250	15	1	7	0	100	76.1	93.7
	男	331	256	239	223	15	1	5	0	87	77.3	93.4
	女	42	28	27	27	0	0	2	0	13	66.7	96.4
外国語学部	計	416	336	311	290	17	4	22	11	72	80.8	92.6
	男	174	135	118	106	10	2	8	8	40	77.6	87.4
	女	242	201	193	184	7	2	14	3	32	83.1	96.0
法学部	計	372	295	278	231	45	2	13	2	79	79.3	94.2
	男	298	232	218	177	39	2	12	1	67	77.9	94.0
	女	74	63	60	54	6	0	1	1	12	85.1	95.2
国際関係学部	計	196	140	131	130	1	0	18	2	45	71.4	93.6
	男	105	77	71	71	0	0	8	0	26	73.3	92.2
	女	91	63	60	59	1	0	10	2	19	69.2	95.2
経営学部	計	373	279	266	258	5	3	18	1	88	74.8	95.3
	男	293	218	206	200	3	3	16	1	70	74.4	94.5
	女	80	61	60	58	2	0	2	0	18	76.3	98.4
環境創造学部	計	166	133	117	109	5	3	5	0	44	80.1	88.0
	男	124	100	85	77	5	3	3	0	36	80.6	85.0
	女	42	33	32	32	0	0	2	0	8	78.6	97.0

卒業後の進路状況〔平成20年度〕

平成21年3月31日現在

学部	区分	卒業生数 A	就職希望者数 B	就職決定者数 C				進学	留学	その他	就職希望者率 %	就職決定率 %
				計	一般企業	公務員 教員及び 公務員	自家営業					
学部計	計	2,684	1,991	1,745	1,526	213	6	131	15	793	74.2	87.6
	男	1,677	1,218	1,044	901	139	4	82	7	544	72.6	85.7
	女	1,007	773	701	625	74	2	49	8	249	76.8	90.7
文学部	計	586	445	371	267	101	3	43	3	169	75.9	83.4
	男	264	190	149	95	53	1	24	2	89	72.0	78.4
	女	322	255	222	172	48	2	19	1	80	79.2	87.1
経済学部	計	351	246	215	202	13	0	10	0	126	70.1	87.4
	男	299	208	183	171	12	0	8	0	108	69.6	88.0
	女	52	38	32	31	1	0	2	0	18	73.1	84.2
外国語学部	計	394	300	273	256	16	1	22	9	90	76.1	91.0
	男	160	119	106	97	8	1	10	3	41	74.4	89.1
	女	234	181	167	159	8	0	12	6	49	77.4	92.3
法学部	計	417	297	244	200	43	1	14	1	158	71.2	82.2
	男	320	224	180	142	37	1	12	1	127	70.0	80.4
	女	97	73	64	58	6	0	2	0	31	75.3	87.7
国際関係学部	計	195	162	148	142	6	0	6	1	40	83.1	91.4
	男	99	84	75	73	2	0	3	0	21	84.8	89.3
	女	96	78	73	69	4	0	3	1	19	81.3	93.6
経営学部	計	353	246	229	223	5	1	11	1	112	69.7	93.1
	男	273	190	177	172	4	1	8	1	87	69.6	93.2
	女	80	56	52	51	1	0	3	0	25	70.0	92.9
環境創造学部	計	176	131	116	113	3	0	6	0	54	74.4	88.5
	男	128	100	85	82	3	0	4	0	39	78.1	85.0
	女	48	31	31	31	0	0	2	0	15	64.6	100.0
スポーツ・健康科学部	計	212	164	149	123	26	0	19	0	44	77.4	90.9
	男	134	103	89	69	20	0	13	0	32	76.9	86.4
	女	78	61	60	54	6	0	6	0	12	78.2	98.4

①就職希望者率=B/A×100、就職決定率=C/B×100、その他は、就職の意思なし、再受験、未届、未決定、家事手伝い等。

②教員及び公務員欄には専門学校教員、非常勤講師を含む。

③卒業生数は、各年3月卒業の数。9月卒業を含まない。

2. 文学部

【就職指導】

・学生の進路選択に関わる指導の適切性

【現状の説明】

進路選択にかかわる指導については、文学部では、キャリアセンター主導による教職を含める就職説明会や講座への出席を勧めるほか、文学部各学科独自で学生の就職意識を高めるための説明会を催している。

ことに、教育学科をはじめとして、日本文学科・中国学科・英米文学科・書道学科ともに、教員志望の学生の割合が高い。したがって、キャリアセンターの教職講座への関心は高く、また出席者の数も多い。

【点検・評価……長所と問題点】

現在、文学部は、各学科独自の説明会を実施している点は評価できる。しかしながら、進路選択にかかわる指導は、主としてキャリアセンターの企画に依存している。したがって、どの程度の学生がどのような説明会や講座に出席しているかを各学科は十分には把握していない。

また、1・2年次生のキャリア支援については、学部・学科ともにほとんど手つかずの状態である。

【改善方策】

進路選択にかかわる指導については、キャリアセンターと密接に連絡を取るようにし、学生の情報を共有する。

1・2年次生に対するキャリア支援については、今後、キャリアセンターと協議して新たな進路選択にかかわる指導体制を構築する。

3. 経済学部

【就職指導】

・学生の進路選択に関わる指導の適切性

【現状の説明】

経済学部におけるゼミ活動や通常の授業を通じて、学生に、情報収集、調査分析に基づく課題とその解決策の発見、簡潔で要を得た報告や説明による意思伝達や説得などの技術と素養を涵養することは、学生が就職してから社会で活躍する可能性を高めるのに必須である。

その観点から、経済学部は、間接的ながら就職指導の効果が期待できる経済学演習成果発表会なども企画している。

ゼミ活動では、実体経済の課題に題材をとり、同僚学生と組織的に協力し、情報収集、調査分析、課題と解決策の発見、検討結果の発表などの技術向上につとめ、成果発表会に向けて競っている。

また、キャリアセンターが開催する就職セミナーとは別に、経済学部独自の「就職セミナー」を実施し、希望する進路で早期に内定をとった先輩学生の体験を報告・発表してもらって、ゼミの枠を超え学部全体として、後輩に貴重な情報を伝えてもらっている。

さらに、実務の経済現場を直接見学する目的で導入した「エクスカージョン」も、近年は、学生が将来の進路を考えるうえで参考になる職場訪問をプログラムの中に加えるようにして、キャリアセンターの就職セミナーや企業説明会では得られない情報や実態を、学生自ら直接認識してもらえるように努めている。

就職指導では、学生自らが業界、職種の適性や思考を認識し、将来のビジョンを確立させることが重要である。経済学部では、各種のゼミ活動や「エクスカージョン」を通じて、経済の現場に学生が足を踏み入れ、観察し考える機会を持たせることが、効果的な就職指導につながると考えており、一定の成果を挙げている。

【点検・評価…長所と問題点】

しかしながら、必ずしもすべての演習がそのような狙いを意識して活動と指導を行っているとは言えないし、演習に入らない学生も少なからずいる。

また、「エクスカージョン」に参加する学生も例年30～50名足らずであり、すべての経済学部生に、この意味での就職指導が及んでいるわけではない。

【改善方策】

経済学演習担当教員で組織されている経済学演習部会において、ゼミ活動の充実・向上に向けた工夫と努力、およびその成果に関する情報交換を行い、参考とすべき事例等については、演習担当の全教員に情報を提供し、情報の共有を通じて教授内容のいっそうの充実・向上を図る。

エクスカージョンについては、参加者を増やすため、プログラムを多様な内容と規模で複数用意し、できるだけ早い時期に、学生へ周知する。

また、ゼミ活動やエクスカージョンの内容を教員が決定し、学生に提供する形態は極力抑制して、企画や対外折衝段階から学生が自主的にかかわるような体制に移行する。

4. 外国語学部

【就職指導】

・学生の進路選択に関わる指導の適切性

【現状の説明】

就職に関する指導は全学的には就職対策委員会、およびキャリアセンターを中心に対処している。本学部には進路を指導する特定の機関は設立されていないが、3学科とも個々に対応している。

中国語学科では1・2年次におけるクラス担任が、一般の生活相談とともに、将来の進路についての相談も受けている。また、3・4年次の演習科目担当者は、生活面の相談を受けるとともに、進学、就職の相談にも応じており、なかには面接の指導を行っている例も見られる。

英語学科では2・3年次に人生における職業の意味を考える「しごと論（キャリアサポート）」という科目を設置して対応している。また、3・4年次では演習科目の担当者が受講生の進路相談に応じている。

日本語学科では3・4年次に演習科目の担当者が受講生の進路相談に応じているほか、教員と学生が中心となり、社会で活躍している卒業生を講師に招いて就職講演会を年に4～5回程度開いて対応している。

【点検・評価…長所と問題点】

学生の相談に対応する体制はすでにできており、このことは評価できる。しかし、複雑な現代社会を背景に、就職しても数年でやめてしまうという現象が起きている。学生に「人生と職業」という観点から人生における職業の意義について理解させる必要がある。

【改善方策】

1. 就職活動に対しては大学全体としてキャリアセンターが中心となって指導しているので、学生にはキャリアセンターの主催する各種行事への参加を義務づける。

2. 現在、日本語学科が卒業生を講師に招いて就職講演会を開催しているが、今後は学部全体を対象とするものと学科別のものに分けて開催し、学生に対する就職情報の浸透を図る。

5. 法学部

【就職指導】

・学生の進路選択に関わる指導の適切性

【現状の説明】

法律学科、政治学科とも、毎年1・2年生を対象に、当該学科卒業生による就職支援講演会（政治学科では「キャリアデザイン講演会」）を開催している。講師として、卒業後5年程度たった、各分野で活躍する官民の卒業生を3人程度招き、就職活動の体験談、進路に合わせた勉強の方法などについて講演会を実施している。

また、社会人講師を招聘する予算を活用して、3年・4年のゼミに先輩の社会人講師を招き、先輩から仕事の実際、就職試験への対応策などを少人数で質疑応答することも行っている。

例年9月頃には、学部4年次生を対象として、大学院進学説明会を開催し、『法学研究科進学ガイド』を配布し説明している。

このほか、法律学科では、毎年1・2年次生を対象にして、法曹実務家が資格試験受験に向けた準備について講演を行っており、学生のキャリア形成にかかる意識の向上を図っている。2008（平20）年度は、2年次生を対象として、司法書士、行政書士、弁護士が講演を行った。

【点検・評価…長所と問題点】

専門家による講演会や、学生にとって身近な存在である卒業生による講演会を通じて、学生が将来の進路選択について具体的なイメージをもつようになっていることは長所である。

終了後のアンケートによると、学生に非常に好評であり、開催回数の増加や開催時間の拡大を望む声が多い。

一方で問題点としては、講師として来校する卒業生は、平日のため職務との調整が非常に困難で、講師を確保できなかったケースもある。

また、入学当初、公務員を志望していた学生の中には、4年当初に行われる採用試験への受験準備が間に合わないという消極的な理由で民間企業への就職に進路変更をする者が少なくないことも問題である。

大学院進学の説明会への参加者数が少ない。政治学科学生には、公共政策専修コースの存在を知らない者もみられる。

【改善方策】

進路選択に関する一般的な指導として、学生に3年次の早い段階からキャリアセンターを活用するよう指導する。

就職支援講演会の講師の候補を現在よりも早い時期に決定し、日程の調整に努める。予算が許容すれば講師の人数を増加する。

公務員試験のみならず、民間企業に就職を希望する者の筆記試験対策も念頭においた幅広い基礎学力の育成を図るため、通常授業の予習復習の学習態度を涵養するよう指導するとともに、ゼミ等の場でできるだけ時事問題等を取りあげて一般教養の力をつけるよう育成する。

社会人講師を招聘する予算を有効活用し、複数のゼミが合同して、身近な社会人を中心に選定するよう運用していく。

大学院への進学について、さらに説明会の周知をはかるとともに秋季の指導教員による推薦入学コースの存在を含め積極的に勧奨していく。

政治学科の公務員希望者には、本学の公共政策専修コースの意義を積極的に説明する。

6. 国際関係学部

【就職指導】

・ 学生の進路選択に関わる指導の適切性

【現状の説明】

1. 卒業に向けた学生の進路指導はキャリアセンターが中心となって行っており、2年次生から4年次生まで、それぞれの段階に応じてガイダンス、模擬面接、セミナー、インターンシップ、就職活動体験報告会などを行っている。

2. 学部独自のキャリア教育への取り組みは、「企業と雇用」という授業科目で業界研究やエントリーシートの書き方の指導、企業人外部講師の講演などを行うとともに、演習科目の担当教員による個別指導を行ってきた。2009（平21）年度には、初年次から進路意識を形成するために「自己発見レポート」を1年次生全員に対して、また就職活動により具体的に取るための「キャリア・レポート」を3年次生全員に対して導入・実施した。

【点検・評価…長所と問題点】

1. キャリアセンターでは新入生に対して『キャリアサポートブック』、3年次生に対して『PLACEMENT MANUAL』（就職活動マニュアル）を配布するなどのサポート態勢が充実してきている。また、教員に対しても毎年詳細な就職状況結果報告がなされているが、年度末の結果報告のために、就職活動期間中の指導に活用できていない。

2. 演習科目における担当教員による個別指導は、担当教員の力量と熱意に委ねられており、進路指導の取り組みには教員間において、ばらつきが見られる。進路指導の難しさは、本人の適性や能力を見極めるところにある。「自己発見レポート」や「キャリア・レポート」は、そのための参考資料となることが期待されている。

【改善方策】

1. 学部教授会はキャリアセンターとの情報交換を密にし、教員の就職指導が適切な時期に、十分な情報に裏付けられた指導となるように適宜情報を提供する。

2. 2009（平21）年度に導入した「自己発見レポート」および「キャリア・レポート」の有効性を検証しつつ、キャリア支援教育充実のための基礎資料を蓄積する。

7. 経営学部

【就職指導】

- ・学生の進路選択に関わる指導の適切性

【現状の説明】

経営学部では、学生にキャリアセンターの利用を勧めており、密接に連携を図っているほか、教員が、積極的に工場見学や企業訪問を行っている。また、企業の現場の人たちによる講演会などを実施し、学生の進路の選択にも役立てている。そのほか講演会やシンポジウムでも多くのビジネス問題を扱っているので、経営学部の学生は、他学部の学生よりも就職指導に日ごろからなじんでいる。専門ゼミでは、卒業生が自分の会社の説明に来たり、後輩にアドバイスしている。専門ゼミや課外のサークルなどに所属しない学生は、就職活動のスタートが遅れることが多い。

【点検・評価…長所と問題点】

就職指導という点では、経営学部の学生は恵まれた環境にあるといえる。ただ、あまりに職業指導に精力を注ぐと基本的な原理や歴史の研究に時間がなくなるので、それらのバランスは、考慮する必要がある。また、進路選択を悠長に構えて、自分の進路が決まらない学生が散見されるのでこれらの対策も必要である。

【改善方策】

キャリアセンターとも連携して、講演会、就職ガイダンス、面接相談などの就職指導を強化する。また、講演会や実業人の招聘を行っていく。地元の板橋区役所や企業にも協力を願って学生の企業訪問・工場見学などの機会を増やし、職業に対する学生の理解を深めるとともに、早めに就職活動についての心構えを確かめて指導を行う。

8. 環境創造学部

【就職指導】

・学生の進路選択に関わる指導の適切性

【現状の説明】

就職指導について環境創造学部は、全学的な取り組みのほか、2007（平19）年度から2年生、3年生を対象に正規科目としてインターンシップを行っている。学部独自に協定を結んだ企業・団体に10日間程度の研修を依頼するもので、10～15程度の企業・団体に対し、20名程度の学生を受け入れていただいている。インターンシップの説明会は、前期期間中に開催され、研修内容や申し込み方法の説明と募集及び選定が行われ、さらに、研修にあたってのマナー講習（挨拶、電話のかけ方など）も行われている。主に、夏休み期間中の研修の後、秋には研修学生による研修内容についての発表会も開催されている。

このほか、就職活動についての個別指導は、それぞれの学生が所属するゼミに委ねられているのが現状である。

【点検・評価…長所と問題点】

全学生がゼミに所属しているため、3年生秋から4年生にかけ、担当教員による個別指導は行い得る体制にある。キャリアセンターが主催する就職活動イベント等についても、所属ゼミを通じて周知を行っている。学生個人に対する指導がしやすい体制にあることは、長所として評価できるだろう。

また、正規科目として行われているインターンシップは、学生の意識を就職活動へ向かわせる意味で大きな役割を果たしている。実際に研修を受けた学生からは、就職に役立ったという評価も多くだされている。

ただ、インターンシップへの応募学生は20名程度と必ずしも多くはなく、活用の余地は残されている。

【改善方策】

就職状況についてのデータ分析を行い、就職指導、インターンシップ内容の改善に反映させる。

3年生の秋から4年生にかけ、ゼミにおける個別面談など就職指導を徹底する。

インターンシップの協定企業について学生からの要望を募るとともに、充実を図る。また、学生に対して正規科目としてのインターンシップを周知し、あわせて学生の参加を呼びかける。

9. スポーツ・健康科学部

【就職指導】

・学生の進路選択に関わる指導の適切性

【現状の説明】

2005（平17）年度に新設された本学部では、2009（平21）年3月に初めての卒業者を出した。学生の進路活動支援は、キャリアセンターと学科の就職担当教員、事務職員が密接にコミュニケーションを取りながら進めている。

<スポーツ科学科>

専門学校等への進学、強い教員志望による一般就職の自主的な見送りも含めると、約95%の学生の進路が決定している。学生の進路状況把握もスムーズに行われている。本学科では教員志望学生も多く、2009（平21）年度は1名の教員採用試験合格者を出すことができたが、今後、合格率を更に向上させるべく方策を講じる必要がある。

<健康科学科>

学生の進路選択に関しては、学科内では進路相談担当者を①卒業研究演習を選択した学生の指導教員、②臨地実習履修者は臨地実習先コーディネーター教員、③これら以外は1年次に配置した学生担任教員が、個々の学生の進路相談に乗っている。学生の進路決定を的確にサポートするために、学科として学生全員に進路調査のアンケートを複数回実施し、学生の動向を把握している。また、2年次から学生の進路決定に役立つように、各職域から講師を招きキャリア講演会を開催している。さらに、卒業生を招いて採用試験受験の経験談や内定までのプロセス、就職後の感想を後輩に伝えるためのセミナーも開催している。

【点検・評価…長所と問題点】

学部の教職員とキャリアセンターとの機能的連携体制がとれている点は長所である。

<スポーツ科学科>

進路決定率を高めた要因の一つとして、教員とキャリアセンターとの連携が強かった点は長所であるが、学生と教員が就職相談のための時間を持てるとさらに良かったのではないと思われる。

一方、公立学校の教員採用試験合格率の低迷は今後の問題点である。

<健康科学科>

臨床検査技師および食品衛生管理者の資格取得者が、それぞれの専門職として高い就職決定率を示している点は長所である。進路指導の体制として、特に何らかの資格取得をめざし、3年次に開講される卒業研究演習および臨地実習を選択した学生への指導は容易だが、これらの科目を選択しなかった学生への指導は十分に行われていない。

【改善方策】

学部所属の教職員とキャリアセンターの連携をさらに強化するとともに、学科ごとに進路相談の機会を増やす。

＜スポーツ科学科＞

少人数科目や課外活動にかかわる学生に対してオフィスアワーを設け、教員志望か、または一般就職か、などの進路相談の機会を増やす。

＜健康科学科＞

特に資格取得を目指さない学生に対しては、学科に所属する保健体育系専任教員が分担して積極的にかかわるようにする。そのために、これらの学生に向けた演習科目を開講する。

第4節 課外活動

【課外活動】

- ・ 学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

【現状の説明】

本学における学生の課外活動としては、大きく文化団体活動と運動部活動があげられ、基本的に学生自治の基に活動を行っている。

文化団体活動は、文化団体連合会に所属し、文化運動の発展を決意し、民主主義の精神に基づき、真理の探究と人間性の確立を目指し、広く文化の創造と向上をはかることを目的として、文化部 16 部団体、同好会 6 団体およびサークル 62 団体が活動している。

文化連合会は、課外活動を行うにあたって、責任体制を明確にする必要があることから、所属団体に規程を設け、整備するように指導をしている。

また、運動部活動については、体育連合会を置き、運動部各部の団結・親睦を図り、大東文化大学の建学の精神に基づき、体育活動を通じ心身を鍛練し体育文化の振興に務めることを目的としており、体育連合会への加盟クラブは現在 38 団体（別表を参照）ある。

体育連合会を組織的に指導管理する部署として、大学に体育センターを置き、大学におけるスポーツを振興することで、学生の心身の成長と人格の形成を図り、学生、教職員および関係する人たちがスポーツに親しみ、一体感や結束力、帰属意識を高め、本学の発展と地域の活性化に寄与することを目的としている。

事業計画および運営、課外体育活動の指導および研究・研修、指導者選任に関する事項、運動部学生の評価・表彰、学外組織への加盟脱会に関する事項、課外体育活動および運動部競技活動中の事故における補償等に関する事項等の審議機関として、課外体育強化対策検討委員会および体育センター運営委員会を設置し、体育各部の育成および強化や体育推薦入学生基準に関する事項、体育奨学生認定基準等について組織的に指導、運営している。

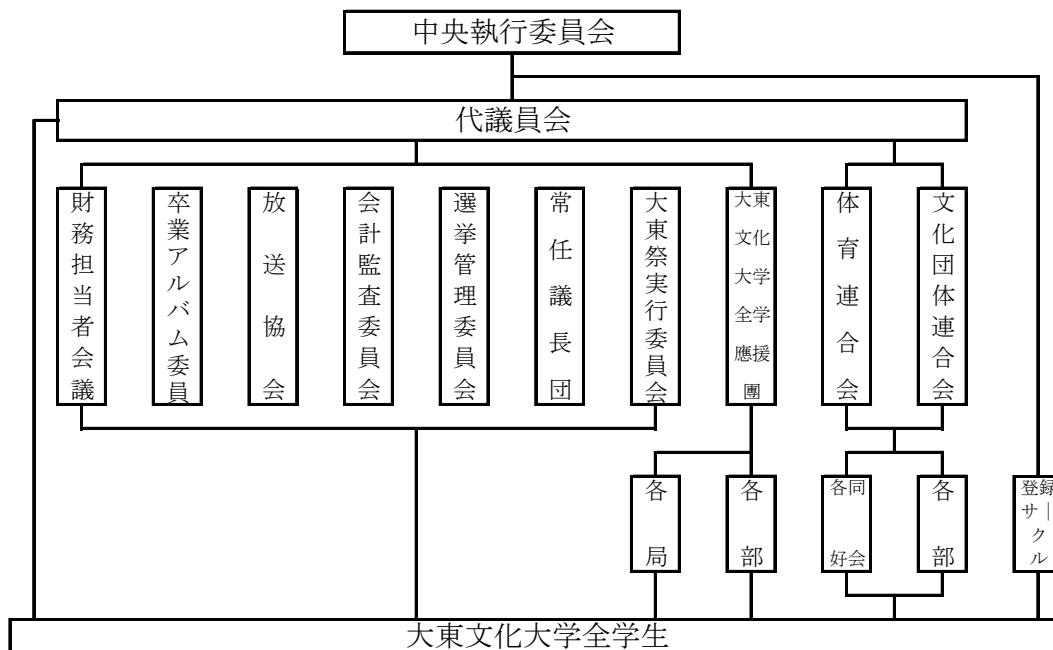
体育施設設備に関しては、東京の板橋キャンパスと埼玉の東松山キャンパスに二分されており、課外体育活動の場として埼玉の東松山キャンパスを中心に課外体育活動を行っている。

東松山キャンパス体育施設 15 ヲ所（総合体育館、9 号館体育館、総合グラウンド、野球場、ラグビー場、テニスコート、弓道場、レスリング場、柔道場、空手道場、ダンス室、剣道場、相撲道場、プール、トレーニングルーム）の有効利用は、クラブ間の協議と体育センターの調整で運営され、課外活動に支障がない範囲で地域へ開放し利用されている。

1986（昭 61）年に東松山キャンパス再整備が実施されて以来、23 年経過しており、キャンパスの老朽化に伴い体育施設・設備の整備および拡充について検討をしている。

先にあげた課外活動の文化団体連合会および体育連合会のほかに学生自治会組織として全學應援團、学園祭実行委員会、常任議長団、選挙管理委員会、会計監査委員会、放送協会、卒業アルバム委員会、財務担当者会議が設置され、これを統括するのが代議員会であり、代議員会の議決にもとづき最高執行機関として中央執行委員会が置かれている。

学生自治会組織図



【点検・評価…長所と問題点】

文化団体はさまざまな活動報告の場として学外施設を利用したコンサート、講演、舞台、研究発表等を行い、学内においても学園祭を中心に活動報告を積極的に行っており、OB 会を兼ねた懇親の場としても利用されている。学内外の交流は、学生にとって自立心や自発性、社会性を身につけるなど人間形成に役立つものと確信している。

運動団体の活動は、都内にある板橋キャンパスが狭隘であることにより、体育施設が限られているため、埼玉県にある東松山キャンパスの利用が中心となる。しかしながら、キャンパス間が離れており移動に1時間ほど要してしまうため、課外活動時間が限られてしまっている状況である。

文化団体、運動団体の共通の悩みに指導者の高齢化がある。さらに、後継者不足にもある。これらが課外活動の深刻な問題点としてあげられる。

【改善方策】

文化団体、運動団体ともに活動の場、発表の場を今後とも増やし、学生生活の一つとしての課外活動を有意義に利用、活用できるよう大学としてバックアップをさらに行う。

本学の学生全員が文化活動やスポーツに親しむことによって大学全体の結束力や帰属意識を高めスポーツ振興はもとより、すべての課外活動の情宣活動を強化し、学生が心より互いを応援できる大学を目指し、健全な精神、肉体を養える大学とする。指導者の後継者不足問題は、ヒヤリング等をおし各団体の実情に照らした対応とする。また指導者は学生とのコミュニケーションを密にし、メンタルヘルスにも留意した指導を第一とした支援を施すよう求めていく。

別表 〈体育連合加盟クラブの課外活動状況〉

平成21年 5月 1日現在

学年 クラブ名	合計			1年			2年			3年			4年		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
1 合 気 道 部	12	7	5	3	2	1	2	1	1	3	1	2	4	3	1
2 アイスホッケー部	29	26	3	6	6	0	11	10	1	5	5	0	7	5	2
3 アメリカンフットボール部	44	39	5	18	17	1	9	7	2	8	7	1	9	8	1
4 空 手 道 部	13	9	4	0	0	0	4	2	2	4	3	1	5	4	1
5 器 械 休 操 部	5	5	0	1	1	0	1	1	0	2	2	0	1	1	0
6 弓 道 部	31	17	14	8	4	4	10	7	3	1	1	0	12	5	7
7 競 技 ダ ン ス 部	24	6	18	11	1	10	7	4	3	1	0	1	5	1	4
8 剣 道 部	60	40	20	12	6	6	20	12	8	12	11	1	16	11	5
9 硬 式 庭 球 部	31	22	9	6	4	2	10	8	2	11	8	3	4	2	2
10 硬 式 野 球 部	135	133	2	36	36	0	28	28	0	38	36	2	33	33	0
11 ゴ ル フ 部	13	13	0	2	2	0	3	3	0	6	6	0	2	2	0
12 サ ッ カ ー 部	66	62	4	14	14	0	12	11	1	25	23	2	15	14	1
13 女 子 サ ッ カ ー 部	23	0	23	5	0	5	8	0	8	5	0	5	5	0	5
14 少 林 寺 拳 法 部	4	3	1	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	1
15 柔 道 部	30	30	0	10	10	0	9	9	0	6	6	0	5	5	0
16 水 泳 部	37	24	13	12	10	2	11	3	8	6	6	0	8	5	3
17 ス キ ー 部	20	11	9	6	2	4	4	2	2	5	4	1	5	3	2
18 スピードスケート部	10	5	5	3	1	2	2	1	1	2	1	1	3	2	1
19 相 撲 部	13	13	0	3	3	0	4	4	0	3	3	0	3	3	0
20 ソフトテニス部	13	13	0	4	4	0	2	2	0	4	4	0	3	3	0
21 テコンドー部	29	20	9	10	8	2	4	2	2	8	4	4	7	6	1
22 トライアスロン部	20	17	3	3	3	0	4	4	0	9	7	2	4	3	1
23 軟 式 野 球 部	41	35	6	12	9	3	10	10	0	10	8	2	9	8	1
24 ハンドボール部	24	20	4	5	5	0	6	5	1	9	7	2	4	3	1
25 男子バスケットボール部	50	48	2	20	18	2	15	15	0	10	10	0	5	5	0
26 女子バスケットボール部	34	0	34	7	0	7	13	0	13	7	0	7	7	0	7
27 バドミントン部	17	12	5	4	3	1	4	2	2	4	3	1	5	4	1
28 男子バレーボール部	21	21	0	9	9	0	6	6	0	6	6	0	0	0	0
29 女子バレーボール部	32	0	32	9	0	9	8	0	8	9	0	9	6	0	6
30 ボクシング部	21	21	0	8	8	0	4	4	0	3	3	0	6	6	0
31 モダンダンス部	20	7	13	6	2	4	5	1	4	8	4	4	1	0	1
32 男子ラクロス部	40	33	7	6	5	1	15	10	5	12	11	1	7	7	0
33 女子ラクロス部	31	0	31	11	0	11	6	0	6	4	0	4	10	0	10
34 ラグビー部	108	108	0	21	21	0	29	29	0	31	31	0	27	27	0
35 陸 上 競 技 部	76	68	8	21	20	1	17	16	1	19	15	4	19	17	2
36 レスリング部	36	33	3	8	8	0	10	9	1	11	10	1	7	6	1
37 ローバースカウト部	21	17	4	3	3	0	8	5	3	4	4	0	6	5	1
38 スポーツ大東編集部	17	8	9	5	2	3	8	4	4	1	1	0	3	1	2
合 計	1251	946	305	329	248	81	330	238	92	313	252	61	279	208	71

※休部クラブ名（9クラブ）

1. アーチェリー部、2. 自動車部、3. 躰道部、4. 卓球部、5. フェンシング部、
6. ボート部、7. ボウリング部、8. ヨット部、9. ワンダーフォーゲル部

【課外活動】

・資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性

【現状の説明】

本学が開講している「オープンカレッジ」の講座のうち、資格受験対策講座をキャリアセンターが管理運営することとなっている。本年度は、以下に列記する講座を開講しており、多数の学生が受講している。

①TOEIC テスト受験対策 ②秘書技能検定 ③簿記検定 ④国内(及び総合)旅行業務取扱管理受験対策 ⑤宅地建物取引主任者受験対策 ⑥AFT 色彩検定 ⑦ファイナンシャルプランナー受験対策 ⑧医療事務受験対策 ⑨販売士試験受験対策 ⑩介護事務受験対策 ⑪カラーコーディネーター受験対策 ⑫ホームヘルパー養成講座

2008（平20）年度本学開講のオープンカレッジを受講した学生は25名、ダブルスクール受講者は、981名であった。

2008（平20）年度のダブルスクール実施状況については、次ページの表のとおりである。

【点検・評価…長所と問題点】

本学開講のダブルスクールとしての「資格受験対策講座」は、大学が独自に開講しうる「資格受験対策講座」のほぼすべてを網羅している。学内で開催されていることで、学外の専門学校へ通学しないですむことの利便性ととも、安価な受講料と大学が責任ある形で管理運営していることにより、学生からは安心して受講できると好評である。

今後の課題としては、本講座を受講した学生が、資格試験に合格し資格取得の成果をあげることである。2008（平20）年の受講者総数は1,012名であり、資格取得者は、販売士（2級）や色彩検定試験対策受講者、ファイナンシャルプランナーが約7割から8割の合格率、宅地建物取引主任者受験対策受講者は、難度が高いためか1割強の合格率となっている。

【改善方策】

①学生が現代のニーズに合った自らの豊かなキャリアデザイン形成ができるように、オープンカレッジとダブルスクールを活用するように指導する。そのためには、より多様な講座を開講し、時代に即応した講座の開講も目指していく。

②資格試験に合格し資格取得の成果をあげるためには、受講希望者が少なく採算がとれないような状況の講座も積極的に開講する。

大東文化大学ダブルスクール実施状況〔平成20年度〕

通年講座

	講座名	総回数	受講料	学生 受講料	受講者 数	内 訳			
						一般 会員数	学生 会員数	男性数	女性数
板橋 校舎	TOEIC®テスト受験対策(月)	20	36,000	18,000	31	1	30	13	18
	TOEIC®テスト受験対策(木)	20	36,000	18,000	27	0	27	16	11
	秘書技能検定(2級)受験対策	7	22,000	11,000	50	0	50	16	34
	簿記検定(3級)受験対策	30	60,000	30,000	21	0	21	10	11
	国内旅行業務取扱管理者受験対策	23	54,000	27,000	18	0	18	13	5
	総合旅行業務取扱管理者受験対策	36	88,000	44,000	10	0	10	1	9
	総合旅行管理者受験対策	20	54,000	27,000	5	0	5	3	2
	宅地建物取引主任者受験対策	36	64,000	32,000	32	0	32	31	1
	AFT色彩検定(2・3級)受験対策	12	40,000	20,000	30	1	29	13	17
	販売士試験(2級)受験対策	14	55,000	27,500	41	0	41	29	12
	医療事務受験対策	21	35,000	17,500	26	0	26	1	25
	ファイナンシャルプランナー(3級)受験対策	15	20,000	10,000	48	3	45	38	10
	パソコン検定受験対策1	10		20,000	21	0	21	10	11
パソコン検定受験対策2	10		20,000	33	0	33	21	12	
東松 山校舎	TOEIC®テスト受験対策(水)	20	36,000	18,000	31	1	30	13	18
	TOEIC®テスト受験対策(金)	20	36,000	18,000	35	1	34	17	18
	TOEFL®テスト受験対策	20	36,000	18,000	31	0	31	14	17
	秘書技能検定(2級)受験対策	8	22,000	11,000	50	0	50	4	46
	簿記検定(3級)受験対策	28	60,000	30,000	50	1	49	29	21
	国内旅行業務取扱管理者受験対策	23	54,000	27,000	49	0	49	25	24
	総合旅行業務取扱管理者受験対策	39	88,000	44,000	19	0	19	10	9
	販売士試験(2級)受験対策	24	55,000	27,500	17	0	17	16	1
	宅地建物取引主任者受験対策	39	64,000	32,000	34	6	28	25	9
	カラーコーディネーター受験対策	9	28,000	14,000	29	0	29	10	19
	パソコン検定受験対策3	10		20,000	30	0	30	18	12
	パソコン検定受験対策4	10		20,000	36	0	36	22	14
春期・通年講座計		524			804	14	790	418	386

秋期講座

	講座名	総回数	受講料	学生 受講料	受講者 数	内 訳			
						一般 会員数	学生 会員数	男性数	女性数
板橋 校舎	証券外務員(二種)資格試験対策	8	24,000	12,000	33	1	32	19	14
	ファイナンシャルプランナー(3級)受験対策	15		10,000	18	2	16	5	11
	パソコン検定受験対策1	10		20,000	31	0	31	22	9
東松 山校舎	秘書技能検定(2級)受験対策	8	22,000	11,000	51	1	50	8	43
	医療事務受験対策	22	35,000	17,500	21	7	14	3	18
	パソコン検定受験対策6	10		20,000	11	0	11	2	9
	パソコン検定受験対策7	10		20,000	16	0	16	5	11
	ファイナンシャルプランナー(3級)受験対策	16	20,000	10,000	27	6	21	7	20
秋期講座計		99			208	17	191	71	135

年間計	623 回			1012	31	981	489	521
-----	-------	--	--	------	----	-----	-----	-----

第5節 法務研究科（法科大学院）

到達目標

法科大学院の目的は、専門職大学院として、法曹に必要な学識及び能力を培うことにある（法科大学院への裁判官及び検察官の派遣に関する法律第2条1項）。そして法科大学院における法曹養成のための教育は、各法科大学院の創意をもって、入学者の公平な選抜と少人数による密度の高い授業において理論的かつ実践的な教育を体系的に施し厳格な成績評価と修了認定を行うことを骨子とするとされる（法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律第2条）。

従って、法科大学院における学生生活の到達目標は前記の理念を達成するための学習環境を整備することにある。具体的には、

- （1）授業等の教育の実施や学習に必要な施設・整備が適切に確保・整備されていること
- （2）教育及び学習のうえで必要な図書・情報及びその利用環境が整備されていること
- （3）学生が学習に集中できるように支援する体制が整備されていること
- （4）学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制が整備されていること
- （5）学生が適切に精神面のカウンセリングを受けることの体制が整備されていること

等である。

本法科大学院はビルの3階全部のフロアにほぼすべての施設が一体となり有機的に配置されているので、前記の物的整備についてはほぼ目標に到達している。

特に到達目標の（3）に関連する目標として学生の経済的支援については、学内の奨学金制度の選考基準の見直しを図るなどその充実を期している。

また、到達目標（4）に関連する目標として学生の学習への意欲を図るため、本学院出身の弁護士による指導室を設置し、日常学習と生活上の指導の充実を図っている。

法科大学院の進路選択のための環境整備は、何よりも司法試験の合格そのものが目標なのであるから、それに集約した学習環境と進路指導の体制整備にあるところ、修了者の司法試験合格率が低く、修了後3回の国家試験に合格しない者についての進路指導は極めて困難な実状にある。

【学生への経済的支援】

- ・奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

【現状の説明】

2008（平20）年度においては、奨学生A（全額給付）、奨学生B（半額給付）を設けており、支給対象学生数が奨学金Aは7名、奨学金Bは16名である。いずれも人物及び学業成績ともに優秀と認められる学生に給付している。

なお、本研究科においては、本学と協約した金融機関から貸付を受けた学生の奨学金ローンについて利子補給制度（奨学金C）を実施しており、14名を支給対象学生としている。

【点検・評価…長所と問題点】

授業料全額支給者は新入生3名、2・3年生各2名の合計7名であり、半額支給者は新入生6名、2・3年生各5名の合計16名である。これは在学生のほぼ7%の学生が対象になるもので奨学制度としては遜色ないと思われるが、優秀な学生の確保の観点から更に充実を図る必要がある。

奨学制度は充実したものと言えるが、以下の2点について課題とすべき点が無いわけではない。

- (1) 新入生に対して比較的手厚くなっていることの是非。
- (2) 判定基準が学業成績とされていることへの是非。

【改善方策】

上記問題点の(1)については、新入生の入学動機としては奨学金制度よりも入学金、授業料額にあり、成績優秀者として選抜されることよりも3年間の授業料の総合計を比較される傾向にあることから、円滑な移行に十分配慮しつつ奨学生数を3学年平等数とすることに改めることとしている。(2)は、奨学生選考の基準について、経済的困窮学生支援の観点についても加味する必要性について早急に調査・検証し、その結果に基づき選考基準を改定する。

【生活相談等】

- ・学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮の適切性
- ・ハラスメント防止のための措置の適切性
- ・生活相談担当部署の活動の有効性
- ・生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況
- ・不登校の学生への対応状況

【現状の説明】

学生の心身の健康保持について、定期健康診断を板橋キャンパスにおいて毎年受診するように指示している。社会人学生については、勤務先での受診結果を板橋キャンパスの保健室へ提出するようにしている。

また2009（平21）年度より、学生により身近な存在として、本学出身の現役弁護士である学習指導員を4名増員し学習指導員体制をとり、学修進路の相談はもとより、健康保持や生活の相談にも広く対応している。この相談のなかでも深刻な相談や教員が対応すべき事案においては指導員から伝達されることになっている。指導員に加えて、各教員もクラスアワーの担当学生から直接の相談を受けたときには適切に対応している。

セクシュアル・ハラスメントについては、学園規則（防止委員会、問題等調整委員会）に各委員会委員である担当教員が対応する体制になっている。

不登校の学生対応については、研究科教授会のもとで選出される学生主任を中心とした学生委員会で、当該学生の状況の把握を受け、連絡をとり合うなどきめ細やかに対応している。

【点検・評価…長所と問題点】

1階フロアに学生自習室、研究室があるため、学生と教員とが接近していることは、学生にとっ

て身近に感じられ、いつでも相談できる環境は長所であると捉えられる。また、指導員制度のほか
に教員が担当するオフィスアワーもあり、学生との意思疎通は十分図られている。

問題としては、学生相談員の存在について、学生に周知が広く図られていないことが挙げられる。

【改善方策】

学習指導員制度の周知徹底を図り、修学や生活相談全般についての利用率を上げる。

【就職指導】

- ・ 学生の進路選択に関わる指導の適切性
- ・ 就職担当部署の活動の有効性
- ・ 学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性
- ・ 就職統計データの整備と活用の状況

【現状の説明】

本大学院の修了者の多くは有職社会人であるということから、修了者の就職について特別の措置
を講じているわけではない。

【点検・評価…長所と問題点】

修了者の多くが司法試験に合格しているわけではないので、法曹以外の進路選択ができるよう
な指導を行う必要はある。

修了者の現実を検証している段階にあり、評価については今後の課題である。

【改善方策】

今後、修了者の就職問題について特別の配慮を行う必要があり、就職委員会（仮称）を設置して
解決していく。

第 6 章 研究環境

第6章 研究環境

大学は、教員が十分な研究活動を行えるよう、研究環境に配慮しなければならない。

第1節 大学全体

大東文化大学は、設立当初より漢学（特に儒教）を中心とした東洋の文化を研究し、「東西文化の融合」を建学の精神に掲げ、時代に即応して発展してきた。今後も、アジアに軸足を置きつつ、全世界と研究交流を続け、多文化共生の視点からグローバルな研究を目指していく。

現在、大東文化大学は、学部が8学部19学科、大学院が7研究科14専攻、法務研究科（法科大学院）、専攻科が2専攻科4専攻、大学附置研究所が2研究所、学部附置研究所が7研究所、および国際交流センターが所在し、それぞれに専任教員（特任教員、客員教員等を含む。）または研究員が配置され、教育および研究活動に従事している。

「学問の理論と応用を教授・研究して真理と正義を愛する自主的精神に充ちた良識ある人材を育成し、文化の発展と人類の福祉に貢献することを目的」（学則第1条）とし、その実現のために必要とされる大学としての「研究力」の充実および研究環境の整備に重点的に取り組む。

そのために、具体的な到達目標を「研究ネットワーク拠点と支援体制の整備」に重点を置き、下記のとおり設定する。

到達目標

1. 大学の Web サイト、出版事業、講演会・公開講座等を通じて教員の教育研究業績や大学の教育研究成果等を積極的に公開し、本学の対外的な評価のいっそうの向上を図る。
2. 学部附置研究所の統廃合を含む組織のあり方を検討し、組織的な研究支援と異分野・多分野にまたがる複合的、学際的研究テーマに積極的に取り組む。
3. 教員に対する個人研究費等の配分など、研究資金に関して従来の一律平等型を再検討し、効率的な研究資金の配分を行う。
4. 教員の国際学会・学術国際会議等への参加、長期および短期の海外研究等の実施に対し、いっそうの支援を行うことにより、参加者を増やしていく。
5. 教育研究活動の拠点として、施設・設備の充実、専門スタッフの増強などを図り、利用者の利便性を増進する。
6. 科学研究費補助金など外部の競争的研究資金の獲得を支援する全学的な体制を構築し、その採択率の向上を図る。

【研究活動】

- ・ 論文等研究成果の発表状況

【現状の説明】

本学は、研究成果を広く社会共有の財産として、国内外で学術書または論文、さらにはそれら研究成果を地域を含めた社会全般に広めていくことを推奨してきた。

過去5年間の各学部の研究発表、学会発表等を概観すると、ほぼ一定の学術書発行、学術論文発表が行われていることがわかる。しかし研究成果の発表件数を学部別に詳細に分析してみると、学術書等の発表件数において、学部間で多少のばらつきが概観される。例えば、スポーツ・健康科学部の健闘が目立ち、法学部は一定の数値を保っているが、外国語学部、経営学部、環境創造学部はややその数字が低くなっている。また学会発表においては、スポーツ・健康科学部は専任教員数に比しては高い数値を上げており、また外国語学部も国内学会に加え、国際学会等での発表も重なり学会発表がよく行われている（次表を参照、客員教授、外国人特任講師は含めていない）。

学部・研究所等で、研究領域に差異があるため、研究成果に多少の差がある。また、所属の専任教員数が、研究所等ではきわめてわずかであることも影響している。

<専任教員の研究成果の発表件数>

		文学部	経済学部	外国語学部	法学部	国際関係学部	経営学部	環境創造学部	スポーツ・健康科学部	国際交流センター	東洋研究所	書道研究所	合計
2004	著書	49	30	8	16	13	6	8	20	0	1	0	151
	学術論文	62	22	42	26	16	32	11	20	1	6	0	238
	学術論文(その他)	32	27	20	18	13	13	25	10	0	3	0	161
	翻訳	8	7	3	7	3	0	1	1	0	0	0	30
	学会発表	75	40	46	16	19	31	34	35	0	0	0	296
	合計	226	126	119	83	64	82	79	86	1	10	0	876
2005	著書	36	14	17	10	19	20	16	24	0	1	0	157
	学術論文	80	20	35	20	18	28	12	21	0	7	0	241
	学術論文(その他)	47	21	22	22	14	22	15	12	1	1	0	177
	翻訳	5	4	3	5	5	1	1	0	0	0	0	24
	学会発表	51	52	35	12	14	35	27	51	1	1	0	279
	合計	219	111	112	69	70	106	71	108	2	10	0	878
2006	著書	50	14	14	12	17	19	3	30	0	3	0	162
	学術論文	56	15	45	29	10	22	12	22	1	6	0	218
	学術論文(その他)	30	15	31	28	14	16	17	28	1	2	0	182
	翻訳	7	4	3	5	4	0	1	3	0	0	0	27
	学会発表	77	41	47	22	22	39	19	48	0	0	0	315
	合計	220	89	140	96	67	96	52	131	2	11	0	904
2007	著書	46	13	18	13	21	10	3	15	0	1	0	140
	学術論文	61	15	43	20	15	30	12	21	1	6	0	224
	学術論文(その他)	31	15	22	19	16	13	12	20	0	1	0	149
	翻訳	11	1	2	9	2	0	0	1	0	0	0	26
	学会発表	75	31	62	16	22	31	26	55	0	2	0	320
	合計	224	75	147	77	76	84	53	112	1	10	0	859
2008	著書	25	7	9	12	5	4	4	22	0	4	0	92
	学術論文	46	11	32	13	10	34	13	13	0	7	0	179
	学術論文(その他)	36	11	16	26	6	4	7	10	0	3	0	119
	翻訳	8	0	1	7	3	0	0	0	0	0	0	19
	学会発表	60	23	43	17	13	45	24	47	0	1	0	273
	合計	175	52	101	75	37	87	48	92	0	15	0	682
	総合計	1064	453	619	400	314	455	303	529	6	56	0	4199

※スポーツ・健康科学部は2005年度開設。2004年度は、開設前に他学部配属されていた教員の実績を集計して表示した。

※国際交流センターは、特任准教授（2007年度まで別科所属）の実績を集計した。

※客員教授、外国人特任講師の実績は含めない。

【点検・評価…長所と問題点】

全体的に研究成果発表件数を見た場合、2006（平 18）年度まで増加傾向にあったが、そこをピークに落ち込みが見られる。その主な原因は、大学全体の研究活動を活性化させ、よりよい成果を上げるための大学全体の仕組みの構築がされていないためである。また学部間、個人間で業績のばらつきが見られるのは教員の研究活動の状況を検証するための特別なシステムが設けられていないことが問題である。そのために、大学の Web サイト、出版事業、講演会・公開講座等を通じて教員の教育研究業績や大学の教育研究成果等を積極的に公開し、本学の対外的な評価のいっそうの向上を図る必要がある。

【改善方策】

研究成果の発表は 2006（平 18）年度をピークに下降傾向を示していることの改善が必要である。国内・国際学会への積極的な参加、中期・長期海外研修制度のいっそうの参加を促すために支援をさらに拡大していく。また、『大東文化大学の点検・評価 2005 年度』に改善方策として掲げているように、大学の Web サイト、出版事業、公開講座等を通して、教育研究業績の公開をしていく。そのことによって、教育研究の業績を地域住民、社会一般に広めていく方策を講じていく。

また、学部間、個人間の業績のばらつきを改善するために、大学全体の教育研究活動の状況を検証するシステムを構築し、大学全体の教育研究活動の活性化を図るための全体の仕組みを構築する。

【経常的な研究条件の整備】

- ・ 個人研究費、研究旅費の額の適切性
- ・ 教員個室等の教員研究室の整備状況
- ・ 教員の研究時間を確保させる方途の適切性
- ・ 研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性
- ・ 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

【現状の説明】

本学専任教員に対して、個人で行う研究活動を促進する目的で、旅費交通費、研究研修費、教育研究用機器備品に分類される個人研究費を年額 40 万円支給している。

教員の個人研究室は、基本的に基礎教育科目、全学共通科目（一般教養的授業科目）担当教員は東松山校舎、専門教育科目担当教員は板橋校舎、法科大学院教員は信濃町キャンパスに全員整備されていて問題はない。そのほかに共同研究室を設けるとともに、海外からの客員教員用の研究室も確保している。

本学の就業規則には、研修、研究等校外勤務は 2 日を超えてはならない、と規定されていて研究時間の確保が施策されている。また研修制度として、長期海外研究員（8 人）、短期海外研究員（6 人）、国内研究員（2 人）、海外留学者（3 人）、特別研究期間制度適用者（3 人）が確立されている。

特別研究費制度は、個人研究費とは別に申請できる研究費制度で、一般研究（上限年額 150 万円）、共同研究（上限年額 250 万円）の別があり、その年度の予算額に応じてその採択数を特別研究費交付審査委員会で決定している。また、この特別研究費制度に申請をするものは、科学研究費補助金

にも同時に応募することが義務づけられている。

【点検・評価…長所と問題点】

現在、個人研究費は均等配分されているが、特に積極的に研究活動を推進している若手研究者から均等配分を見直し、上乘せの要求が出されている。また研修制度に関して、長期海外研究制度に対する申請は比較的多いが、短期海外研究制度への申請は、研修期間が半年を最大期間とし残りの期間で授業の補講・穴埋めを行う必要性から希望者が少なくなっているのが問題である。

教員の教育研究の時間確保については、教員個人により各種委員会など、種々の行政負担に著しく偏重が見られるため、改善が求められている。さらに研究へのインセンティブを考え、共同研究を促進するための資金的、物理的支援について、全学の統一的な体制作りが必要である。

また、学部附置研究所については、複合的・学際的研究テーマについて横断的な研究体制作りが求められている。そのために、教育研究活動の拠点として、施設・設備の充実、専門スタッフの増強などを図り、利用者の利便性を増進する必要がある。

【改善方策】

現在の個人研究費の均等配分を見直して、研究資金に関して従来の一律平等型を再検討し、研究成果を考慮した効率的な研究資金の配分を行う。

短期海外研修制度は、授業の補講の方法、研究資金等検討して、さらに取得しやすい方法に変えていく。現在一部行っている長期海外研修制度への申請が人数を超えた場合、短期2名分を長期に充当する方策をさらに推進していく。

また、個人間における行政負担の偏重に対して、委員会の数の軽減、極力負担の平等化等を図って見直しを行い、教育研究の時間の確保を図っていく。

『大東文化大学の点検・評価 2005 年度』に改善方策として掲げてあるように、学部附置研究所の研究所間で共同研究をさらに推し進めていく。併せて現存する学部附置研究所の統廃合を視野に、改革を推進する。

【競争的な研究環境創出のための措置】

・ 科学研究費補助金および研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

【現状の説明】

科学研究費補助金制度への申請は、2008（平 20）年度は 51 件で、新規採択 13 件、継続採択 24 件であったが、2009（平 21）年度はそれぞれ 41 件、9 件、21 件とやや減少傾向である（表参照）。また、2009（平 21）年度には厚生労働科学研究費補助金制度に 1 件申請し、新規採択されている。

＜科学研究費補助金採択件数＞

研究種目等の区分	2008年			2009年		
	申請件数 (新規)	採択件数 (新規)	採択件数 (継続)	申請件数 (新規)	採択件数 (新規)	採択件数 (継続)
基盤研究(S)	1	0	0	0	0	0
基盤研究(A)(一般)	0	0	1	0	0	0
基盤研究(A)(海外学術調査)	0	0	0	0	0	0
基盤研究(B)(一般)	6	0	1	6	1	1
基盤研究(B)(海外学術調査)	5	3	1	2	0	3
基盤研究(C)(一般)	24	6	10	17	4	10
萌芽研究	0	0	1	2	1	0
若手研究(A)	1	0	1	1	0	1
若手研究(B)	5	0	9	5	2	4
若手研究(スタートアップ)	1	1	-	1	0	1
研究成果公開促進費	7	2	0	7	1	0
特別研究員奨励費	1	1	-	0	0	1
合 計	51	13	24	41	9	21

【点検・評価…長所と問題点】

本学の特別研究費申請者には、この科学研究費補助金制度への申請が2007（平19）年度より義務づけられ、申請件数は格段に増えた。しかし、科学研究費補助金制度のみ申請する者が減ったため全体としての申請件数が減少した。とくに基盤研究（B）（海外学術調査）、基盤研究（C）（一般）への申請が減っている。

また、グローバル COE やその他外部の競争的研究資金の獲得を支援する全学的な体制（専門部署の設置、専門スタッフの配置、迅速な情報収集体制、他大学等との積極的な連携・協力体制など）の構築が急務であり、その採択率を向上させる必要が喫緊の課題である。

【改善方策】

若手研究者を中心に、この科学研究費補助金制度への申請を促進して、外部資金獲得を図るために全学的な体制を整備するとともに、競争的な外部資金獲得の専門部署の設置と申請業務を担当する熟練の専門スタッフの配置を実施し、情報収集の効率化を図って連携を強化し、採択率を向上させていく。

【研究上の成果の公表、発信・受信等】

・研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

【現状の説明】

本学に所属する専任教員、特任教員の研究成果を公表する支援措置として、学術論文集『大東文化大学紀要「人文科学」「社会科学」「自然科学」』を年1回発刊している。また、発刊までの作業は紀要編集委員会が主管となり『大東文化大学紀要』の編集および執筆に関する要領に基づいて円

滑に発刊できるように努めている。紀要に掲載された論文は、国立情報科学研究所および科学技術振興機構の電子化によるサービスにより、Web ページ上で公開し、本学ホームページにおいても目次項目を公開している。2009（平 21）年度は、第 47 号を数え収録論文数 48 件である。紀要については、合計送付件数、国内 622 件、国外 27 件の大学図書館及び研究機関へ発信しており、逆に他機関からは本学図書館へ 2,600 種類（和・洋含む）の論文、研究成果の寄贈・交換を受け入れている。

その他の研究論文・研究成果の公表を支援するための措置としては、大学附置研究所および学部附置研究所に研究成果の刊行を目的とした予算化を施し、学術雑誌・学術図書の刊行のための助成を行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

今後、本学の知の発信源として、学内の研究論文・研究の成果の公表を、いかに一元的なものとして公開していくかという課題が残されるが、個人研究の成果や外部資金獲得による研究成果、共同研究テーマの周知徹底、知的財産の活用などを考慮し、「研究は大学の源である」を意識し有機的な関連情報を広く学内外に公開する方策が必要である。

【改善方策】

本学が研究のために助成した論文概要や受託研究内容、附置研究所などを利用して行われる共同研究テーマ等を、大学ホームページ上で公開し、さらに研究者の側に立ち、その成果の公表を支援できるよう学内外に向け情報公開を行う。

【倫理面からの研究条件の整備】

・研究倫理を支えるためのシステムの整備状況とその適切性

【現状の説明】

本学では、これまで研究活動における倫理問題をどのように捉えるかについての議論が進んでいなかったが、公的研究資金の適切な管理運営体制を構築するという社会からの要請を契機に、公的研究資金の管理運営体制のみならず研究活動における倫理問題全体を議論し、本学としての姿勢を明確にするために 2008（平 20）年度に『研究倫理』『研究費等運営・管理ガイドライン』等の整備検討プロジェクトを設置し、6 回にわたる議論を経て「大東文化大学学術研究行動憲章」（以下「学術研究行動憲章」という）・「大東文化大学研究倫理指針」（以下「研究倫理指針」という）・「大東文化大学公的研究資金の適正管理に関する規程」・「大東文化大学研究活動の不正行為に関する規程」・「大東文化大学公的研究資金の支出管理に関する取扱要領」を制定した（2008〈平 20〉年 11 月 26 日）。

そのなかで、研究倫理全体については、「学術研究行動憲章」において本学の研究活動に携わるすべての者が心得るべき行動規範を定め、「研究倫理指針」において「学術研究行動憲章」の精神に則り研究遂行上の判断・行動・態度についての倫理的指針を具体的に明確化した。

また、「学術研究行動憲章」および「研究倫理指針」に定めた規範等を具体的に支え、本学におけ

る研究倫理上の問題等を協議・検討するシステムとして「大東文化大学研究倫理委員会」（以下「研究倫理委員会」という）を設けている。

【点検・評価…長所と問題点】

前述のとおり、これまで本学にあつては研究倫理に関する問題が議論されることは少なかった。その中で「学術研究行動憲章」をはじめとする諸規則等を定め、これらを大学のホームページに掲載し、社会一般に対して本学の研究倫理問題に対する姿勢を示したことは、一定の評価ができるものと考えている。

しかしながら、現在は規程等の制定がなされた段階であり、具体的に対応したケースがないことから、規程等が具体的に実効性を持つものであるかどうかの検証がなされていない状況である。また、同様に研究活動上の倫理問題を協議・検討する「研究倫理委員会」の運営について、具体的な問題が生じていないこともあつて検討が進んでいない。また、問題となるべき事態が生じていないこともあり、全学的に研究者の研究倫理意識の醸成に向けた取り組みが不十分であり、今後の対応が望まれる。

【改善方策】

研究倫理に関する規程等に実効性を持たせるために、「大東文化大学研究倫理委員会規程（仮称）」を策定し、「研究倫理委員会」を早期に立ち上げる。そのなかで、規定等の見直しが必要な場合にあつては、迅速に対応する。また、問題事項が生じた場合に、速やかに対応できる体制を構築する。併せて、研究活動における研究者による倫理意識を醸成させ、倫理問題の発生を未然に防止するために、「研究倫理委員会」が中心となって必要な啓発および研修計画を策定し、実施する。

・研究倫理に係る学内審議機関の開設・運営状況の適切性

【現状の説明】

研究倫理上の問題が生じた場合は、「研究倫理委員会」で適切な措置を講ずることとしており、当該研究者等の処分を行うに当っては、「学園就業規則」第29条第4項に基づき、各学部教授会、法務研究科教授会および研究所等の管理委員会において懲戒審査を行い、理事長から理事会に提案され、懲戒の審議を行うこととなっている。また、研究倫理上の問題にかかる公益通報および告発がなされた場合は、「研究活動にかかわる不正行為調査委員会」を設けて内容を調査し、不正行為が認められる場合には当該研究者等の所属長に対して通知する。所属長はこれを受けて理事長に報告し、前述の懲戒手続きを行うこととなっている。

なお、研究倫理問題にかかる具体的なケースが生じていないことから、実際に運用はなされていないのが現状である。

【点検・評価…長所と問題点】

前述のとおり、現段階にあつては具体的に対応したケースがないことから、現状の手続きの適切性については検証できていない。また、研究倫理をめぐる問題に関連して他の問題が生じた場合の

対応について想定しておく必要がある。

【改善方策】

具体的なケースが生じた場合には現状の手続きが適切であるかどうか検証し、必要に応じて規定等の見直しを行う。その中で、懲戒審査については、就業規則との関係もあることから学園と協議し、より透明性が確保できる体制を構築する。

研究倫理をめぐる問題に関連して他の問題が生じた場合を想定して、研究倫理委員会、学園諸規則とのかかわり、個人情報保護委員会などとの連携体制を構築する。

第2節 学部・研究科における研究環境

1. 文学部・文学研究科

文学部は、全学的な建学の精神ならびにそれを現代的にとらえ直した新たな理念に基づき、人間の生き方やあり方を考究する総合的な人間学としての文学をはじめとする人文諸科学に関する学識を修めることを通して、多様な現代社会に対応できる能力ならびに国際社会に対する広い識見と深い洞察力を有する人材の養成を目的とし、その実現のために必要とされる文学部としての「研究力」の充実および研究環境の整備に重点的に取り組む。

そのために、「研究ネットワーク拠点と支援体制の整備」に重点を置いた全学の到達目標を踏まえ、文学部の教員がそれぞれの専門分野での教育研究をより発展させることができるように到達目標を下記のとおり設定する。

到達目標

1. 研究成果の発表を過去5年間の平均を越えるように積極的に行う。
2. 教員と学部学生、大学院生との共同研究を発展させる。
3. 教員の教育研究成果を公開し、対外的な評価を向上させる。
4. 教員の国際学会・学術国際会議等への参加者の3割増を達成する。
5. 学科内の学会における教員同士、あるいは教員と学部学生ないしは大学院生との共同研究を発展させる。
6. 教育研究を発展させるための環境を整備する。
7. 科学研究費補助金の応募数・採択件数を倍増させる。
8. 海外の大学・研究所の研究者との共同研究や共催シンポジウムを推進する。

【研究活動】

・論文等研究成果の発表状況

【現状の説明】

文学部では、教員各自がそれぞれ専門の国内外の学会に所属し、大会・例会などにおける口頭発表や機関誌に論文を投稿するという方法で研究成果を発表しているが、2004（平16）年度から2008（平20）年度までの5年間の著書・学術論文・学術論文（その他）・翻訳・学会発表の数と割合は下の表の通りである。

＜教員1人当たりの著書・論文数＞

年度	専任教員数	著書	学術論文	学術論文 (その他)	翻訳	学会発表	合計
2004	104	0.47	0.60	0.31	0.08	0.72	2.18
2005	90	0.40	0.89	0.52	0.06	0.57	2.44
2006	90	0.56	0.62	0.33	0.08	0.86	2.45
2007	89	0.52	0.69	0.35	0.12	0.84	2.52
2008	87	0.29	0.53	0.41	0.09	0.69	2.01
5年間の平均	92.0	0.45	0.67	0.38	0.09	0.74	2.32

※学術論文：学会誌、紀要

※学術論文(その他)：科学研究費報告書、辞書辞典類執筆、総説等

文学部の教員の著書については、2004（平16）年度から2008（平20）年度までの5年間の平均は0.45冊（206冊÷460）となっており、毎年ほぼ2人に1人が著書を刊行している。また、学術論文は約0.67本（305本÷460）となっており、また学術論文（その他）は0.38本（176本÷460）となっている。したがって、学術論文と学術論文（その他）を合わせると、1.05本（(305+176)÷460）となり、文学部全教員が毎年1本ほどの論文を執筆していることとなる。さらに学会発表は0.73回（338回÷460）であり、毎年4人に3人が学会で発表していることとなる。

【点検・評価…長所と問題点】

①文学部教員の研究成果の発表状況は、著書は毎年ほぼ2人に1人が著書を刊行し、学術論文は毎年1本ほどの論文を執筆しており、学会発表は毎年4人に3人が発表している。一人年間最低1本の著書ないしは論文を公表することが望ましいが、その点では全体としてはそれをクリアしていると言うことができる。しいて問題点を挙げるとすれば、2008（平20）年度においては、著書・学術論文・学会発表においてその前の4年間の平均を下回っていることである。

②文学部の教員の研究発表の場としては、大学全体として『大東文化大学紀要』が発行されているものの、学部独自の機関誌は発行されていない。また、文学部全体の研究機関としては人文科学研究科があるものの、そこにおいて研究活動を行い、研究成果を発表するためには、国内外、学内外の複数の研究者で共同研究班を組織しなければならない。教員全員が個々人で参加する「学会」や、個々人の資格で研究成果を公表する機関誌がない。

③また、教員の中には、教員個々人が作成しているホームページなどで個別にその教育研究の成果を公表している者もいるが、文学部の教員全体の教育研究の成果を公開し、対外的な評価を受けるシステムは必ずしも十分ではない。

【改善方策】

①著書・学術論文（その他の学術論文を含む）・学会発表において2004（平16）年度から2008（平20）年度までの5年間の平均を越えるように積極的に研究成果の発表を行う。

②文学部全体としての「学会」を設立し、機関誌を発行する。

③大学のWebサイトに開設されている文学部専用ホームページを積極的に活用し、文学部の教員の教育研究成果をもれなく公開し、学部の対外的な評価のいっそうの向上をはかる。

【研究活動】【研究における国際連携】

- ・国内外の学会での活動状況
- ・当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況
- ・研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況
- ・国際的な共同研究への参加状況

【現状の説明】

文学部の教員は、各自の専門にかかわる国内外の学会に所属し、大会や例会などで口頭発表、機関誌への論文の投稿などのほか、学会の役員を担当し、また大会の運営にあたるなどさまざまな形で活動している。

文学部の教員の国際学会・学術国際会議等への直近4年間の参加数は、2005（平17）年度10名、2006（平18）年度12名、2007（平19）年度12名、2008（平20）年度は14件であった。

文学部の各学科には、それぞれの専門分野の教育研究を目的とする学会があり、主として学生と教員で構成されている。それぞれの学会が、年に一度大会を開催し、年に1回機関誌を発行している。それぞれの学会名と機関誌は下の表の通りである。

	学会名	機関誌
(1) 日本文学科	日本文学会	『日本文学研究』
(2) 中国学科	漢学会	『大東文化大学 漢学会誌』
(3) 英米文学科	英文学会	『英米文学論叢』
(4) 教育学科	教育学会	『教育学会誌』
(5) 書道学科	書道学会	『大東書学』

年に1回開催される大会も、年に1回発行される機関誌も、すでに一種の伝統となっている。大会は、学生と教員が一体となって運営され、さまざまなテーマで研究発表がなされている。特に学生にとっては大学生として学問の最先端に触れる機会でもあり、十分に教育的機能を果たしていると言える。また、年に1回発行される機関誌には、長年にわたって、教員や大学院生の最新の研究成果である論文が掲載され続けている。

2006（平18）年に英米文学科が中心となって、大学の教育研究活動の一つの拠点として設立したものにピアトリクス・ポター資料館があり、英米文学科の教員が兼任研究員として参加し、専任の学芸員をおいて、教育研究の活動を開始した。これからの活動や、その国内外の教育研究機関への周知、またそれらからの評価が期待される。

書道学科は、書学や書作について専門に教育研究する国内唯一の学科であり、一方、大学には世界的にも稀に見る書道研究所がある。書道学科の専任教員は、全員、兼任研究員として書道研究所に所属し、紀要『大東書学研究』で論考や作品研究の発表を行っている。これを基軸に国内外のシンポジウムに参加し、また講演・研究発表を行い、また、海外の提携校との交流書作展などを実施してきた。さらに、科学研究費補助金の交付を受けた研究プロジェクトによって海外学術資料調査も行われ、美学、美術史、文化財に関する研究が実を結びつつある。

一方、国内においては、書道学科の書学系の教員は国内の主要な博物館や美術館などにおいて中心的なスタッフとして活動しており、書作系の教員は、日展や読売書法展などの審査員を務めている。こうした陣容を教員にそろえる書道学科はすでに国内はもとより、国外においても高い評価を得ており、国内唯一の学科としての信頼に応えるものとなっている。

科学研究費補助金のこの3年間の申請数は、2006(平18)年度8件、2007(平19)年度6件、2008(平20)年度は10件であった。

そのうち採択された件数は、2006(平18)年度2件、2007(平19)年度3件、2008(平20)年度は4件であった。

最近の海外機関との共同研究活動としては、2008(平20)年度教育学科のインドネシア芸術学校との共同研究が実施され、また「統合国際深海掘削計画(IODP)」の実施が2010(平22)年1~3月に予定され、さらにアメリカの「ジョイデス・レゾリューション」に3ヵ月乗船しての共同研究が予定されていることなどが挙げられる。

また、書道学科では、書道という特殊性もあり、国際的研究プロジェクトへの参加はないが、東洋美術の調査のために、メトロポリタン美術館、ボストン美術館、ハーバード大学美術館、ナポリ東洋大学、山東大学、西冷印社などの協力を得た研究がなされている。また、海外との学術交流協定校、国立台湾芸術大学、天津美術学院等を中心に、「国際的教学研究プロジェクト」の設置を協議中である。

【点検・評価…長所と問題点】

現在、教員各自が所属する学会において、口頭発表や論文の投稿という方法で研究成果を発表し、また学会の役員を担当し、大会を主催している。したがって、その点においては今のところ特別な問題点は見あたらない。しかし、国内外の研究者との共同研究は必ずしも満足すべきものではない。

また、文学部の教員の国際学会・学術国際会議等への参加者の数は、現在のところ、毎年必ず一定程度はあるものの必ずしも十分とはいえない。

各学科に学会があり、それで行われる活動が教育研究に対して重要な機能を果たしてきていることは、高く評価することができる。ただ、学会が学生と教員で構成されているにもかかわらず、教員同士、あるいは教員と学部学生ないしは大学院生との共同研究などは、ほとんどなされておらず、そのことは問題点として指摘しなければならない。

ビアトリクス・ポター資料館は、教育研究活動の拠点として今後の展開が大いに期待されるが、活動を開始したばかりなので、ハード・ソフトの両面での整備がまだ十分には整っていない。

書道学科は国内外でも非常に特殊な学科であり、現在、積極的に教育研究活動に取り組んでいることは、高く評価することができる。ただ、その希少性を活かして、この方面では国内だけでなく、世界の教育研究をリードしていくことが大いに期待されている。

科学研究費補助金の採択は、2006(平18)年度2件、2007(平19)年度3件、2008(平20)年度は4件であった。複数年度にまたがった研究が多いため、必ずしも獲得数が低下したとはいえないが、まだ十分とはいえない。

海外の大学・研究所の研究者との共同研究や共催シンポジウムは、2008(平20)年度は1件であり、必ずしも十分とはいえない。

【改善方策】

①学科内の学会における教員同士、あるいは教員と学部学生ないしは大学院生との共同研究を発展させる。

②文学部全体で、国際学会・学術国際会議等への参加者の数が少ないという現象の問題点について

て検討し、それに対する改善方策を早急に案出し、教員の国際学会・学術国際会議等への参加者の3割増を達成する。

③ビアトリクス・ポター資料館は、教育研究活動の拠点として、ハード・ソフトの両面での整備を推進する。

④書道学科は、その希少性をより有効に活かしつつ、書道研究所と協力して、国内・国外のこの方面での教育研究をリードしていくよう、さらに積極的に教育研究活動に取り組む。

⑤文学部全体で、科学研究費補助金の応募数・採択件数が少ないという現象の問題点について検討し、それに対する改善方策を早急に案出し、科学研究費補助金の応募数・採択件数を倍増させる。

⑥海外の大学・研究所の研究者との共同研究や共催シンポジウムを推進する。

2. 経済学部・経済学研究科

大学教員の社会的責任の一つは、自らが専攻する研究領域の研究活動を継続し、深化させることによって科学の発展に寄与するとともに、その研究成果を通じて社会の発展に貢献していくことである。経済学に所属する専任教員の大部分は、経済学および経済に関連する諸領域を専門分野としているが、同じ学問領域であっても今日ではそれがかなり細分化されてきているので、基本的には個々の教員が自己の専攻する専門分野の研究を深化することに努める。経済社会で生起しているさまざまな経済問題や経済事象を理論、実証、歴史、政策等の面から考察し、それら諸研究の成果を刊行物やシンポジウム・講演会等を通じて公表することにより社会に貢献する。

到達目標

1. 研究成果の公表を積極的に行う。
2. 海外研修、国際学会・シンポジウム等への参加等を推進する。
3. 学内での共同研究費等の増額を図る。
4. 競争的研究資金の獲得件数を増やす。

【研究活動】

・論文等研究成果の発表状況

【現状の説明】

経済学部にも所属する専任教員の大部分は、経済学および経済に関連する諸領域を専門分野としているが、同じ学問領域であっても今日ではそれがかなり細分化されてきているので、基本的には個々の教員が自己の専攻する専門分野の研究を深化することに努めている。経済社会で生起しているさまざまな経済問題や経済事象を理論、実証、歴史、政策等の面から考察し、それら諸研究の成果を刊行物やシンポジウム・講演会等を通じて社会に公表している。

研究成果の公表機会に関しては、学内学会である経済学会が年2回発行する研究紀要『経済論集』があり、専任教員、特任教員などが投稿可能となっている。ほかに全学教員対象の『大東文化大学紀要』（人文科学／社会科学・自然科学）があり、それぞれ年1回発行されている。経済学部教員が前者に公表した論文数は、過去5年間で計59本となっており、年平均約10本（1号当たり5本）となっている。同様に、後者では5年間で7本が公表されている。学外の学術学会等で研究発表することと、学術雑誌に論文等を投稿することを促進するための助成はとくに行われていない。学術書の刊行については、全学の特別研究費交付の制度があり、審査を経て研究成果刊行助成がなされている。経済学部教員の特別研究費（研究成果刊行経費助成）獲得件数は、過去5年間で2件である。

海外研修には、長期・短期とも学部で年1名ずつ派遣可能となっている。直近5年間の研修対象者は、長期5名、短期0名であり、やや取得率が悪くなっている。国際学会・研究集会・シンポジウム等への参加の推進については、学部として特段の補助がなされていない。

＜教員1人当たりの著書・論文数＞

年度	専任教員数	著書	学術論文	学術論文 (その他)	翻訳	学会発表	合計
2004	42	0.71	0.52	0.64	0.17	0.95	2.99
2005	40	0.35	0.50	0.53	0.10	1.30	2.78
2006	40	0.35	0.38	0.38	0.10	1.03	2.24
2007	40	0.33	0.38	0.38	0.03	0.78	1.90
2008	39	0.18	0.28	0.28	0.00	0.59	1.33
5年間の平均	40.20	0.38	0.41	0.44	0.08	0.93	2.25

※学術論文：学会誌、紀要

※学術論文(その他)：科学研究費報告書、辞書辞典類執筆、総説等

※外国人特任講師を除く。

専任教員の個人研究費は年額 40 万円であり、執行率は 90%程度である。

研究時間の確保に関しては、次のような配慮を行っている。まず、個別の教員の授業負担、学部・大学の各種委員会等委員の委嘱に伴う負担の公平化を図ることである。とくに、授業負担に関しては、教務委員会が中心となって週 6 コマ担当を基本に平準化を図るとともに、特定の教員に過度な負担が及ぶことのないような配慮をしている。

【点検・評価…長所と問題点】

過去 5 年間で研究成果を著書もしくは学術論文として公刊した件数でみると 116 件あり、年平均で 32.2 件。全教員数が約 40 名であるから、教員 1 人当たり 5 年間で 4.03 本の著書もしくは論文を発表していることになる。学内外のさまざまな負担を考慮しても、最低、年間 1 本の業績を公表することが望ましいとするならば、現状の研究成果の公刊数は低水準である。

【改善方策】

学部・大学・学園本部における役職および各種委員会等の委員の仕事など学内業務の負担をポイント化し、特定の教員や若手教員への負担が偏らないようにすることによって、研究を進める機会を確保できるようにする。併せて、経済学部の将来を担う若手の専任教員に対しては、基本原則のコマ数を厳守し、十分な研究時間が確保できるようにする。

研究成果の公表に関しては、学外の学術学会・研究団体等が開催する研究集会において研究発表すること、学術雑誌等に研究成果（論文等）を発表すること、学術書の執筆・刊行の件数を増やすことを目指す。さらに大東文化大学経済学会の協力を仰ぎながら、学術研究成果の充実を図る。

また、特任教員、助教を積極的に採用することによって、学内における研究活動の活性化を図るとともに、若手研究者育成の一環として積極的な研究業績の発表を促進する。併せて、学術講演会、公開講座・シンポジウム等の実施を通じて、それらの研究成果を積極的に地域社会に公表していく。

【研究活動】【研究における国際連携】

- ・国内外の学会での活動状況
- ・当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況
- ・研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況
- ・国際的な共同研究への参加状況

【現状の説明】

国内学会への参加件数・発表件数は把握できていないが、国際学会等への参加件数は31件、発表件数は15件である。経済学部で研究助成を得て行われているプログラムとしては、科学研究費補助金による研究が数件あるが、経済学部教員が申請者（申請件数は年平均3件）となって助成を得ている研究は、過去5年間（2005年～2009年）で合計延べ9名（1,154万円）となっている。国際的な共同研究への参加に関しては、経済学部独自で取り組んでいるものはない。

【点検・評価…長所と問題点】

個々の教員は平均して3～4の学会に所属し、そのうち概ね1～2を主な学会活動の場としている。学会の理事等の役職者としての活動、一般会員としての活動など、個々の教員の自由裁量に任されている。個々のテーマに従って研究を進めていくためには、個々の教員の自由に任せる部分が必要であることを勘案すれば、各種学会での研究活動の自由を学部として保障していることは長所である。

科学研究費補助金の獲得件数は、年1～2件程度であり、金額は年平均200万円となっている。国際的な学会への参加のサポート、学部としての特色ある研究の推進、国際的な共同研究の推進に関しても、現状においてはほとんど取り組みがなされていない。いずれも改善を要する課題となっている。

【改善方策】

個々の教員の国際学会への参加を促すためには、外部資金獲得を奨励するとともに、海外渡航に使用しやすいように整備された学内の海外出張にかかわる制度の積極的な活用を奨めていく。併せて、長期・短期の海外研修、国際学会・研究集会・シンポジウム等への参加を推進し、とくに若手の専任教員（研究者）が海外へ出張しやすい環境整備を行う。

現状において、経済学部として特徴的な研究活動（研究プロジェクト等による共同研究など）は行われていないので、その取り組みの実現を図るとともに、大学からの特別研究費の助成等も含め、教育研究経費の増額を図る。併せて、競争的研究資金の獲得を拡大するため、科学研究費補助金については、専任教員の50%以上の申請を実現する。

まずは、学部・学科単位での共同研究を立ち上げ、学部・学科ごとの研究上の特色を出すとともに、外部資金の導入を図りながら、将来的にはそれを国際共同研究にまで発展させていく。

3. 外国語学部・外国語学研究科

本学は「東西文化の融合」を設立の基本理念としているが、本学部はその一翼を担い、具体的実行と一層の充実発展を願う機関と位置づけられる。本学部所属の教員はそのような認識に立ち、中国、日本、米国、欧州、豪州について専攻する言語、およびその地域の精神文化の解明を目指す研究に従事している。近年の高度情報化社会におけるグローバル化の進展は、わが国と諸外国をますます密接なものにしているが、本学部は今後とくに学生のコミュニケーション能力の養成を目指す研究に力を入れていく。本学部の到達目標は以下のとおりである。

到達目標

1. 本学部附設研究機関の語学教育研究所を核として、学部内3学科で共同して外国語科目の授業に資する研究プロジェクトを推進する。
2. 教員、学部学生、院生で組織する外国語学会の機能を拡充し、教員、学生、院生による共同研究活動を推進する。
3. 科学研究費補助金、その他の競争的研究資金の獲得を促進する。
4. 海外の研究機関、とくに提携校との共同研究、研究プロジェクト、教科書編集等を積極的に推進する。
5. 教員、特に若手教員の研究時間を確保する。

【研究活動】

・論文等研究成果の発表状況

【現状の説明】

本学部所属教員の過去5年間の研究業績は次のとおりである。

＜教員1人当たりの著書・論文数＞

年度	専任教員数	著書	学術論文	学術論文 (その他)	翻訳	学会発表	合計
2004	40	0.20	1.05	0.50	0.08	1.15	2.98
2005	48	0.35	0.73	0.46	0.06	0.73	2.33
2006	49	0.29	0.92	0.63	0.06	0.96	2.86
2007	48	0.38	0.90	0.46	0.04	1.29	3.07
2008	49	0.18	0.65	0.33	0.02	0.88	2.06
5年間の平均	46.80	0.28	0.85	0.48	0.05	1.00	2.66

※学術論文：学会誌、紀要

※学術論文(その他)：科学研究費報告書、辞書辞典類執筆、総説等

※客員教授、外国人特任講師を除く。

過去5年間の1人当たりの平均研究業績は著書0.28件、学術論文0.85件、学術論文(その他)0.48件、翻訳0.05件、学会発表1.00件である。合計したものでみると2007年度3.07件でやや多く、2008年度2.06件でやや少なくなっており、多少の増減はあるが、全体的に見ればほぼ同じである。

【点検・評価…長所と問題点】

研究業績の総数は各年度をみても大きな増減はなく、比較的平均化されている。ただ、個別に見れば必ずしも各教員が平均的に業績発表を行っているわけでもない。学部全体の研究組織を作り、研究活動を活性化させる必要がある。また近年、大学では教育、研究以外の業務が増加しているのので、今後いかにして研究時間を確保して研究環境の改善を図るかが課題となる。

【改善方策】

1. 教員、とくに若手教員の研究時間を確保すべく、学部内の委員会委員の構成の見直し、業務の効率化を図るとともに、全学の委員会構成についても効率化に向けて積極的に提案する。
2. 学部において教員、学生、院生からなる外国語学会の研究活動の活性化を図る。
3. 専任教員に毎年1回研究成果の公表、学会発表、社会活動等についてアンケート調査を行い、その内容を学部・学科内で文書をもって公表し、研究活動を促進する制度を作る。
4. 学外の競争的研究資金について情報を積極的に公開し、申請のための資料を整備し、研究資金獲得の促進を図る。

【研究活動】【研究における国際連携】

- ・国内外の学会での活動状況
- ・当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況
- ・研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況
- ・国際的な共同研究への参加状況

【現状の説明】

1. 本学部教員の過去5年間の1人当たりの学会発表件数は前項の表に示すとおり、2004（平16）年度1.15件、2005（平17）年度0.73件、2006（平18）年度0.96件、2007（平19）年度1.29件、2008（平20）年度0.88件であり、5年間の平均は1人当たり1.00件である。このなかで海外の学会での研究発表は2008（平20）年度において5件であり、内訳は本学の特別研究費によるもの1件、学外の資金によるもの2件、自費によるもの2件である。

2. 本学部の特筆すべき研究分野での研究活動は現在、特段行われていない。

3. 科学研究費補助金採択件数は2006（平18）年度1件、2007（平19）年度2件、2008（平20）年度4件である。（大学基礎データ表33では、全学共通科目・基礎教育としての外国語教育担当を区別している。）

4. 国際的な共同研究は本学部の教員が個人的に海外の研究者と行っている例が見られる。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 本学部教員の過去5年間の1人当たり学会発表件数は2007（平19）年度に少し増えているが、ほぼ横ばいである。平均すると1人当たり毎年1回程度学会発表を行っており、概ね適正と判断される。海外の学会での研究発表はまだ多いとはいえないが、これには出張経費の補助金給付等経済面からの支援が課題である。

2. 本学部は外国語教育をその主要な任務としているので、授業に資する研究を促進することにより、研究面での特徴を発揮する必要がある。
3. 科学研究費補助金採択件数は年を追って増加しており、このことは評価できる。
4. 国際的な共同研究は本学が海外に多くの提携校を有しているので、このことを活用し共同研究プロジェクトを作成し、促進する必要がある。

【改善方策】

1. 海外の研究発表活動を促進するため、経済的な支援を大学に求める。
2. 本学部附設研究機関の語学教育研究所を核として、学部内3学科共同で外国語教授法の研究、語彙・文法に関する外国語教授資料作成等、外国語科目の授業に資する研究プロジェクトを推進する。
3. 学部・学科で研究プロジェクトを立ち上げ、これに海外の研究機関、とくに提携校に参画してもらい、人的往来を通じて研究の多角化、高度化を図る。

4. 法学部・法学研究科

法学部・法学研究科における研究活動は、法学・政治学の細分化した専門領域に応じて、学問の進展動向や現実の社会・立法・政治動向等に応じた知識の吸収と分析評価等の研究を深め、その結果を教育に還元していくことを基本としている。

このような法学部・法学研究科の基本的な研究活動に加え、自己の専門領域だけでなく関連・隣接の学問等を包含した観点からの幅広い研究にしていくとともに、国際動向をも踏まえたグローバルな研究にしていく観点から、以下の到達目標を設定する。

到達目標

1. 学部附置研究所である法学研究所および国際比較政治研究所との連携を強化し、共同研究を推進する。
2. 科学研究費補助金や研究助成財団からの外部競争的研究資金の一層の獲得を目指す。
3. 中国社会科学院との国際シンポジウムを定期的を開催するなど、外国研究機関との交流を積極的に行う。

【研究活動】

- ・論文等研究成果の発表状況

【現状の説明】

(1) 法学部の専任教員の1人当たりの著書・論文数をみると過去5年間平均では、著書は0.32冊、学会誌等学術論文0.55件、その他学術論文0.57件、翻訳0.17件、学会発表0.42件、合計2.02件である。

<教員1人当たりの著書・論文数>

年度	専任教員数	著書	学術論文	学術論文 (その他)	翻訳	学会発表	合計
2004	39	0.41	0.67	0.46	0.18	0.41	2.13
2005	38	0.26	0.53	0.58	0.13	0.32	1.82
2006	38	0.32	0.76	0.74	0.13	0.58	2.53
2007	41	0.32	0.49	0.46	0.22	0.39	1.88
2008	42	0.29	0.31	0.62	0.17	0.40	1.79
5年間の平均	39.6	0.32	0.55	0.57	0.17	0.42	2.02

※学術論文：学会誌、紀要

※学術論文(その他)：科学研究費報告書、辞書辞典類執筆、総説等

(2) 法学部紀要の『大東法学』は年2回、法学研究科機関誌の『Daito Bunka Comparative Law and Political Science Review』は年1回（英語等外国語使用）発行している。

【点検・評価…長所と問題点】

(1) 過去5年間における専任教員1人当たりの件数をみると、著書、学会誌等学術論文では若

千の低下傾向がみられ、逆に、その他の学術論文は若干増加している。

学部附置研究所による共同研究プロジェクトへ法学部教員が参加することにより、共同研究が促進されている。その成果は、毎年各研究所の所報で公表している。

(2) 『大東法学』、『Daito Bunka Comparative Law and Political Science Review』は法学部教員の発表の場として定着している。

【改善方策】

(1) 著書、学会誌等学術論文を積極的に発表する。その際、他の研究組織との連携に努め、複合的、学際的研究テーマにも取り組む。

法学部の附置研究所による共同研究プロジェクトへの教員の参加数を増やす。

(2) 『大東法学』、『Daito Bunka Comparative Law and Political Science Review』は、発行回数を維持し、研究成果の発表の場として活用する。

『大東法学』は、今後は英語などの外国語による論文も積極的に掲載し、国際的に開かれた学術雑誌を目指す。

【研究活動】【研究における国際連携】

- ・ 国内外の学会での活動状況
- ・ 当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況
- ・ 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況
- ・ 国際的な共同研究への参加状況

【現状の説明】

(1) 国内外の学会での活動状況

学会活動については専任教員のうち5名が学会や学術団体の役員や理事に就任している。具体的な学会名や学術団体名は次のとおりである。

- ・ 日本ピューリタニズム学会常任理事
- ・ 日本地方自治学会理事
- ・ 日本ソロー学会理事
- ・ 日本カナダ学会理事
- ・ 日本カント学会役員

(2) 特筆すべき研究活動状況

①2008（平20）年12月13日、北京市の中国社会科学院法学研究所にて、同研究所および本学の共催による国際シンポジウム「アジアにおける法律変革及び国際協力」が行われた。参加者は、本学側4名（法学部・法学研究科2名、法務研究科2名）、中国側8名であった。2009（平21）年度に第2回シンポジウムを本学において開催することが決定している。

②2001（平13）年から地元の板橋区役所との間で地域デザインフォーラムとよぶ共同研究の仕組みを設けて地域の政策課題を研究してきた。これまで、8年間にわたって研究成果を刊行してきた（実績は第7章「社会貢献」参照）。

③フランスにて在外研究中の政治学科教員が2009（平21）年3月12～13日、20世紀社会史研究所、パリ第一大学、政治学研究所共催の「技術の戦術的使用について」というシンポジウム（開催場所：パリ第十大学）にて、「1795年における腕木信号機通信の横領事件について」と題する学会報告を行った。

（3）研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

科学研究費補助金については、2009（平21）年度に新規に、基盤研究B（日米における政教分離の起源と展開）を得ており、代表者のほかに2名の教員が研究分担者として、この研究活動に加わっている。

その他、1名が「郵便保険会社の経営危機対応制度について」について財団法人簡易保険文化財団より、および「英国エクイタブル生命の経営危機」について財団法人かんぼ財団より研究助成を受けた。また、1名が「日本、オーストラリア、中国の倒産制度における管財人の研究」についてメルボルン大学ロースクールアジア法研究センターより、「中国の倒産制度における労働者の地位・処遇——日本法との比較を中心として」（商事法務、2007〈平19〉年12月出版）について財団法人民事紛争処理基金より、研究助成を受けた。

（4）国際的な共同研究の参加状況

国際的な共同研究については、上述の中国社会科学院とのシンポジウムのほか、次のような実績がある。

①2008（平20）年8月～9月および2009（平21）年2月～3月、メルボルン大学ロースクールアジア法研究センター（主催）で「日本、オーストラリア、中国の倒産制度における管財人制度の比較研究」に参加（同センターの教授2名との共同研究）。

②2008（平20）年11月1日東北師範大学（主催は東北師範大学、大東文化大学、日本学術振興会）。でシンポジウム名は「日本中国の明日への懸け橋」。報告として「日中両国における公と私」。

③2008（平20）年11月、法務省でJICA中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第3回本邦研修（法務省法務総合研究所）に、講師として参加。

④2008（平20）年12月9日、中国海南喜来登酒店（主催は北京外国語大学）。シンポジウム名は“Asia Research 2008”。報告として“Globalism and Nationalism”。

⑤2009（平21）年4月3日～5日、大韓民国で日本・韓国倒産実務家ラウンドテーブルセミナー（韓国梨花女子大学主催）に、アシスタント・通訳として参加。

【点検・評価…長所と問題点】

（1）国内外の学会での活動状況

学会の役員などでの活躍という点では評価できるレベルを維持しているといえよう。

（2）特筆すべき研究活動状況

①中国社会科学院は、中華人民共和国において最高の研究機関と位置づけられている。このような研究機関と大東文化大学法学部・大学院法学研究科との交流は、今回が初めてのことであったが、大東文化大学の理念に適合するばかりでなく、アジア各国の大学・研究機関との積極的な交流を進めるうえでの大きな一歩になったものと評価しうる。また、国際的な共同研究を進めることにより、教員の研究レベルを向上させ、大東文化大学における法律学および政治学の研究成果を世界に発信する良い機会になる。一方で、2008（平20）年度のシンポジウムは、開催地の関係もあり、中国

社会科学院法学研究所が主導する形で行われた。今後は大東文化大学が主導する形での交流を進める必要があるが、法学部・法学研究科の関心は、シンポジウム参加者以外にはそれほど高くなかった。また、予算の配分システムなどが十分でなく、広報が開催日に近くなってから行われたこと、日本側の通訳を学外に頼らざるをえなかったことなど、全学的な支援体制も十分とはいえなかった。

②地域デザインフォーラムは、4期8年の実績があるが、参加が特定の教員に偏っている問題点がある。

③フランスにおける在外研究の結果が滞在先国の研究機関主催のシンポジウムで報告できたことは、着実な研究成果と評価できる。

（3）研究助成

科学研究費補助金については、過去、複数の教員が研究代表者として採択されており、それなりの実績を残してきた。2009（平21）年度には新規が1件、継続が3件である。

科学研究費補助金以外の研究助成については2件獲得したものの、少数にとどまっている。

（4）国際的な共同研究への参加状況

アジアを中心に近年積極的に対応していると評価できる。

【改善方策】

（1）学会活動

役員などでの活躍の量的なレベルを維持すべく、該当教員に対し校務負担の軽減や事務局への便宜を図るなど支援を行う。

（2）特筆すべき研究活動

①中国社会科学院法学研究所との交流の道が開けたことは大きな前進であった。今後は、日中両国で、定期的に国際シンポジウムを開催し、研究成果を公刊することなどにより、同研究所との交流を深めていく。その際、北京事務所の所管ではあるが、法学部・法学研究科として必要な協力をし、本学のアジア重視の姿勢を具体的に実践する。

②板橋区との共同研究は、本学地域連携センターの所管ではあるが、第5期（2009～2010〈平21～22〉年度）の活動（テーマは「参加と協働のしくみづくり」）に、地域デザインフォーラムの創始者である法学部・法学研究科は、必要な協力を惜しまず地域との連携を推進していく。

（3）研究助成

科学研究費補助金の採択件数をさらにあげることを目指したい。このため、若手研究者も含め、科学研究費補助金への申請に関するノウハウを整理していく。

各種研究助成財団からの募集に関する情報を積極的に収集し、助成獲得数の増加をめざす。

また、学内の助成措置である国際比較政治研究所の共同研究プロジェクトへの支援制度を継続し利用者の増加を目指す。

（4）国際的な共同研究への参加

中国社会科学院とのシンポジウムのほか、他のアジア諸国（例、大韓民国）における研究機関との交流を進める。その一環として、海外からの研究者を学部附置研究所の客員研究員に委嘱する数を増加させる。

5. 国際関係学部・アジア地域研究科

国際関係学部・アジア地域研究科所属教員は現代のアジア地域の社会科学・人文科学分野の研究をするものが大きな部分を占めるが、アジア地域以外の分野、および語学分野の教員も少なくない。学部・研究科内での共同研究は少なく、基本的には個々の教員が自己の研究の深化に努めている。主たる研究活動の場は、それぞれが所属している関連の学会であり、研究大会での発表・学会誌への論文公表・シンポジウムへの参加等を行っている。アジア地域の研究は今後一層重要性を増すことが考えられ、学部・研究科としては、共同研究の促進などを含む研究活動をより発展させるために研究環境の整備に努める。また、各教員も研究成果を社会や教育に反映させる。これらの点を踏まえ、次のように到達目標を定める。

到達目標

1. 研究活動の義務づけ

専任教員は、学部・研究科の理念・目標を念頭に置き、それぞれの専門分野において、学会活動を含め、積極的な研究活動を行う。

2. 研究成果の公表

専任教員は、各人の研究成果を、論文等の形で原則として毎年公表する。

3. 社会貢献

専任教員は、さまざまな機会に、研究成果を社会に役立てるよう努力する。

【研究活動】

・論文等研究成果の発表状況

【現状の説明】

学外の学術誌等への発表も含め、国際関係学部所属の専任教員が過去5年間に発表した著書・論文等は、学術書75点、学術論文69点、学術論文（その他）63点、翻訳17点、学会発表90回となっている。

<教員1人当たりの著書・論文数>

年度	専任教員数	著書	学術論文	学術論文 (その他)	翻訳	学会発表	合計
2004	36	0.36	0.44	0.36	0.08	0.53	1.77
2005	38	0.34	0.42	0.34	0.08	0.50	1.68
2006	39	0.44	0.26	0.36	0.10	0.56	1.72
2007	38	0.55	0.39	0.42	0.05	0.58	1.99
2008	37	0.14	0.27	0.16	0.08	0.35	1.00
5年間の平均	37.60	0.37	0.36	0.33	0.08	0.50	1.63

※学術論文：学会誌、紀要

※学術論文(その他)：科学研究費報告書、辞書辞典類執筆、総説等

研究発表の場としては『大東文化大学紀要』、大学院アジア地域研究科の『大東アジア学論集』が発行されている。

【点検・評価…長所とう問題点】

個人研究費は一律 40 万円で、このほかに大学の審査機関による審査を経て与えられる特別研究費・出版助成もある。また、長期・短期の海外研究員制度（在職 3 年以上）、国内研究員（在職 3 年以上）、特別研究期間制度（在職 10 年以上）もあり、毎年活用されている。

文系の学部であるため、理系のような多額の研究費を要することは少なく、むしろ研究時間の確保が問題である。近年、学部運営のための委員会業務が拡大していること、また学生の学力低下傾向に伴い、授業運営に一層大きな労力をさかなければならないことから、研究時間が制約される傾向がある。

【改善方策】

1. 学部内各種委員会をなるべく整理・統合し、過重負担にならないように工夫する。カリキュラムを改善し、重点的・効率的な授業運営をすることにより、科目担当コマ数標準 6 コマをなるべく越えないようにし、研究時間をできるだけ確保する。

2. 個人研究費を海外調査等にも利用できるよう、制度の改革を教授会・大学評議会へ提案し、実現する。

3. 学部附置の現代アジア研究所、本学大学院アジア地域研究科との共同による研究発表会を開催する。

【研究活動】【研究における国際連携】

- ・国内外の学会での活動状況
- ・当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況
- ・研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況
- ・国際的な共同研究への参加状況

【現状の説明】

国際関係学部専任教員は、各自の専門分野に応じて 2～3 の学会に所属し、活動している。2008（平 20）年度の発表を含む学会参加の例としては、日本国連学会、経営史学会、日本民俗学会、日本国際政治学会、ロシア・東欧学会、日本平和学会等がある。

2008（平 20）年度国際関係学部の特別研究費取得は 3 名、科学研究費補助金取得は 4 名であった。

1. 2008（平 20）年度の特別研究費取得者とその研究課題は以下のとおりである。

(1) 国際文化学科教授「西南アジア地域の人ともの流れと生態環境の比較研究—イラン・パキスタン・オマーンを中心に—」

(2) 国際文化学科教授「戦後中国の日本人『留用』政策：共産党区と国民党区にわたる総合的調査研究」

(3) 国際文化学科教授「グローバリゼーションと国際強制移動」（刊行助成）

2. 2008（平 20）年度科学研究費補助金取得者とその研究課題は以下のとおりである。

(1) 国際文化学科教授「国際人道秩序の危機の時代における難民定住基準の国際比較に関する学

際的研究」

(2) 国際文化学科教授「日本の人的資源と中国の再編・再生：戦後中国における日本人留用問題の総合的考察」

(3) 国際関係学科准教授「南アジア諸国の経済自由化が農村貧困層に与える影響の実証的研究」

(4) 国際文化学科准教授「朝鮮の植民地初等学校―慶尚北道における伝統教育からの移行過程研究」

研究助成を得て行われた研究プログラムとしては、2006～2008（平 18～20）年度の特徴ある大学教育支援プログラム（特色 GP）に採択された「アジア理解教育の総合的取組」がある。主な内容は、①アジア言語教育の体系化と効率化のための教材の開発と発行、②アジア各国からの外国人講師の特別招聘による教育交流プログラム、③基礎教材の開発と発行およびビデオライブラリーのデジタル化、④地域連携事業（大豆のアジア学、アジア芸能のタベ）である。

国際的な共同研究への参加は特にない。

【点検・評価…長所と問題点】

国際関係学部の専任教員は、毎年コンスタントに著書・論文を発表しているが、共同研究は専門分野がそれぞれ異なるためあまりなされてこなかった。共同研究の場がなかったため、また外部に積極的に発表することを奨励し、学部の紀要を作らなかったため、教員相互の研究内容を互いにほとんど知らないという問題もある。

科学研究費補助金の獲得は、継続を含め 2007（平 19）年度が 8 名、2008（平 20）年度は 4 名であった。複数年度にまたがった研究が多いため、必ずしも獲得数が低下したとはいえないが、まだ十分とはいえない。

国際的な共同研究は、組織的には行われていない。

【改善方策】

長期・短期の海外研究員、国内研究員、特別研究期間の各制度は、研究促進のための優れた制度なので、一層活用するよう各教員に促す。科学研究費補助金の獲得率をさらに上昇させる。また、外部研究費の申請については、事務手続きが煩雑なため敬遠する傾向も見られるので、全学的な支援体制をつくるよう働きかけてゆく。

6. 経営学部・経営学研究科

経営学部の教員は主として経営学や会計学、情報科学および企業論、ビジネス学に関連する諸領域を専門分野としている。そして、研究の方向は歴史的研究、理論的研究、実証的研究を行うなど多彩である。経営・会計・情報に属する教員が多く所属しているため、本学のなかでは実証的分析あるいは実学的な傾向が強いといえる。また、その関心は常に現実社会に向かうという特色がある。企業や産業界とも連携し、研究を共同で行うという教員も多い。

到達目標

1. 経営学部は、経営研究所や学部内学会である経営学会との連携を拡大し、さらに研究活動を強化する。
2. 科学研究費補助金等を含めた外部助成金等獲得の向上を目指す。
3. 専門に近い教員または院生、研究員などとの共同研究を奨励する。
4. 教員の負担を平均化し、各自の研究論文が作成できるよう研究時間を確保する。特に若手教員には配慮する。
5. 学会活動への参加、研究口頭発表、学会誌への投稿率を上げ更に研究活動を高める。

【研究活動】

・論文等研究成果の発表状況

【現状の説明】

学部の教員で組織する経営学会では、『大東文化大学経営論集』を発行している。大学院では『経研論集』を刊行しているほか院生との共同研究や発表会を実施している。その他の研究活動は、学部附置の経営研究所や大学院の経営学研究科でも活発に行われている。

下記の表は、過去5年間の経営学部専任教員1人当たりの研究成果の発表件数である。5年間の合計で、455件であった。翻訳が少ないが、専門との関係があると考えられる。

＜教員1人当たりの著書・論文数＞

年度	専任教員数	著書	学術論文	学術論文 (その他)	翻訳	学会発表	合計
2004	35	0.17	0.91	0.37	0.00	0.89	2.34
2005	34	0.59	0.82	0.65	0.03	1.03	3.12
2006	32	0.59	0.68	0.50	0.00	1.21	2.98
2007	36	0.27	0.83	0.36	0.00	0.86	2.32
2008	35	0.11	0.97	0.11	0.00	1.28	2.47
5年間の平均	34.40	0.35	0.84	0.40	0.01	1.05	2.65

※学術論文：学会誌、紀要

※学術論文(その他)：科学研究費報告書、辞書辞典類執筆、総説等

※外国人特任講師を除く。

【点検・評価…長所と問題点】

学部内学会である経営学会は、経営論集を発行しているが掲載希望者が多いことは評価できる。

ただし、経営論集には院生や研究員の共同研究の成果も掲載できることになっているが、近年一定のレベルに達しないケースもある。

入試関連業務、出前講義やオープンキャンパス、さらには授業担当コマ数増加、学生指導業務が増え、特に若手の教員の研究時間が少なくなっていることが問題となりつつある。また、海外研究、国内研究や特別研究期間制度などへの若手教員の応募が少ないのが問題である。

【改善方策】

研究成果の発表機会を確保するための一つの方法として、経営論集への掲載を推進する。全研究成果の発表件数は1年間1人当たり2.7件になるが、これを構成員が平均して発表するようにしていくよう取り組む。

また、若手教員に配慮して入試関連業務や授業担当のコマ数増加などの担当の平均化を図り、負担が特定の個人にかからないよう配慮し、研究環境を整備する。そのほか、大学の研究活動奨励制度を利用して海外研究や国内研究に専念させるよう学部教員が全員でバックアップする体制を整える。

さらに、院生や研究員の共同研究を進めるため、学部内研究組織との連携を拡大し活動を強化する。

【研究活動】【研究における国際連携】

- ・ 国内外の学会での活動状況
- ・ 当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況
- ・ 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況
- ・ 国際的な共同研究への参加状況

【現状の説明】

教員は、それぞれ所属している学会活動に積極的に参加している。本学では、海外の学会での報告に対し助成を行っており、これに申請する教員も毎年3～4名いる。学会での会長・理事などの役員として活躍する教員もいる。また、研究会での報告者や学会誌に投稿する教員も毎年3～4名いる。

特筆すべき研究活動としては、2003（平15）年度より2005（平17）年度まで、JR東日本の寄付講座を開設した。その一部は教員各自の研究にも役立った。学部・学科主催の講演会・シンポジウムでは、主として実業界から講師を招いて社会の動きを研究している。大学院、研究所、他学部と連携して行うこともある。

科学研究費補助金への申請や大学の特別研究費助成への応募者も多く、2008（平20）年度は科学研究費補助金に3件の採択を得ている。

国際的な共同研究は、アジアにおける情報倫理教育に関する研究を行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

教員の研究活動を知ることは学部内での共同研究や意見交換にとって有益なことであり、研究の活発化のためにも今後は可能な限り周知徹底する。大学からの助成がある場合には、教授会に報告

があり一般教員に周知されるので特段の問題は生じていない。しかし、現実的には、教員各自の学会での活動については、数名の共同研究の場合は把握できるが、個人参加は個人業績の管理の関係もあり、調査が困難なケースがある。

【改善方策】

学部において国際研究や国内研究を把握することは当然必要なことである。これまでは教授会において、部分的に海外出張や国内出張のケースでの研究報告があった。こうした機会を利用して、今後は支障のない程度でまとまった形での報告を徹底する。学会活動などについても別個に、学部での調査を実施し、教授会で公開する。

また、経営学会や経営研究所との連携を図りながら、学部としての独自の研究活動やこれまでの研究に関しての教員相互の情報交換を推進する。

7. 環境創造学部

本学部は、学部の理念・目標を研究活動につなげ実現していくために、地球および人間の環境に関する知識と手法に関連した諸科学の研究を、持続可能な社会・地域の創造に資するよう展開することを責務としている。従って、下記を到達目標とする。

到達目標

1. 研究活動の義務づけ
専任教員は、学部の理念・目標を意識しながら、それぞれの専門分野について、各人が所属する学会における学問的水準を満たす研究を行う。
2. 研究成果の公表
専任教員は、各人の研究成果を、論文等のかたちで原則として毎年公表する。
3. 研究成果の教育への反映
専任教員は、各人の研究成果を、担当する講義科目および演習科目等に反映するよう教育に当たる。
4. 国際的な共同研究プログラムへの参画
専任教員は、学部として推進する国際的な共同研究プログラムに積極的に参画する。

【研究活動】

- ・ 論文等研究成果の発表状況

【現状の説明】

(1) 『環境創造』第12号の発行（到達目標1・2関連）

2008（平20）年度中に3本の論文を収録した学会誌『環境創造』第12号を公刊する予定だったが、「環境創造学会は、それぞれの専任教員の過去5年間にわたる研究成果、社会貢献等を掲載したリストを学会誌『環境創造』に公表する」との到達目標をあらたに設定した関係で発行が遅れている。

なお、到達目標1に関連した「教員1人当たりの著書・論文数」は下表の通りである。

<教員1人当たりの著書・論文数>

年度	専任教員数	著書	学術論文	学術論文 (その他)	翻訳	学会発表	合計
2004	20	0.40	0.60	1.30	0.10	1.70	4.10
2005	19	0.80	0.60	0.80	0.10	1.40	3.70
2006	19	0.20	0.60	0.90	0.10	1.00	2.80
2007	20	0.20	0.60	0.60	0.00	1.30	2.70
2008	20	0.20	0.70	0.40	0.00	1.20	2.50
5年間の平均	19.60	0.40	0.62	0.80	0.06	1.32	3.16

※学術論文：学会誌、紀要

※学術論文(その他)：科学研究費報告書、辞書辞典類執筆、総説等

（2）第9回環境創造フォーラム大会の開催（到達目標1 関連）

「環境創造学とは何か～私はこう考える」をテーマとして第9回環境創造フォーラム大会を開催した（12月13日）。併せて前年度の環境創造フォーラム大会の概要をまとめた『環境創造フォーラム年報』を発行した。なお、第9回環境創造フォーラム大会での議論は『環境創造フォーラム年報』9号に収録される予定である（2010〈平22〉年度）。

（3）「都市計画とまちづくりの研究—歴史的考察をふまえて現在を考える」研究会（到達目標1・2・3 関連）

若手教員が中心となった「都市計画とまちづくりの研究—歴史的考察をふまえて現在を考える」研究会（参加者6名・うち1名は経済学部所属／2006〈平18〉年度設置）が、2008〈平20〉年度も順調に調査研究活動を展開した（研究会3回、実態調査1回、公表共同論文1点）。また、水俣病などに関する歴史的調査も行い、研究成果を授業にフィードバックする方向性が確認されている。

（4）日本地方財政学会第16回大会（5月31日・6月1日）への参加（到達目標1・2 関連）

本学で開催された日本地方財政学会第16回大会において、同学会事務局の協力を得、環境創造学部専任教員が報告者として積極的に参加した。共同報告2報、単独報告1報、計3報の報告が行われた。これもまた、本学部の学的水準を改善する機会となった。また、共同報告2報のうち1報は、後日論文としてまとめられ『大東文化大学紀要』第47号に掲載された。もう1報は『環境創造』12号に掲載されることとなった。

（5）到達目標3「研究成果の授業への反映」は、現段階では事実上各教員に任されており、現状を説明するデータを集めることができなかった。

【点検・評価…長所と問題点】

専任教員に研究とその公表を義務づけるという到達目標1・2については、まだ設定されたばかりであり、公表等の基準も十分定まっておらず、結果として十分達成されているとは言い難い。しかしながら、「都市計画とまちづくりの研究—歴史的考察をふまえて現在を考える」研究会の活発な活動や全国規模の学会（日本地方財政学会）への積極的参加などに見られるように、若手教員の研究活動は着実に成果を挙げている。教員1人当たりの著書・論文数の漸減については、実体験等を含む教育業務・付帯業務の負担増、昇任による緊張感の欠落などその原因であると考えられる。

研究と教育との連携については、環境創造フォーラム大会などの場だけではなく、通常の授業の中でも、教育に対する研究のフィードバック効果が挙げられるよう具体的な工夫が必要である。

【改善方策】

（1）「環境創造フォーラム」の活用（到達目標1 関連）

本学部は、各教員の研究能力および学部全体の研究水準の向上・発展を期して、共同研究機関「環境創造フォーラム」を従前に増して活用する。

（2）教員1人当たりの著書・論文数の目標設定（到達目標1・2 関連）

教員1人当たりの著書・論文数を年間「3～4」の水準に目標を設定し、専任教員全員でこの目標を達成するよう取り組む。

（3）教学予算の効率的な活用（到達目標1 関連）

学部設置の研究所と同等の機能を有する環境創造フォーラムを学科予算の範囲内で運営するな

ど、予算を効率的に活用する。

（4）研究成果リストの公表（到達目標1・2 関連）

環境創造学会（学部内学会）は、それぞれの専任教員の過去5年間にわたる研究成果、社会貢献等を掲載したリストを学会誌（『環境創造』）に公表する。

（5）FD機関「教育研究ワークショップ」の活用（到達目標3 関連）

研究内容の授業科目への反映については、「教育研究ワークショップ」を通じてその促進と点検を図る。各専任教員は、2年に1回程度研究と授業内容との関係についてプレゼンテーションを行う。

【研究活動】【研究における国際連携】

- ・国内外の学会での活動状況
- ・当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況
- ・研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況
- ・国際的な共同研究への参加状況

【現状の説明】

（1）国内外の学会での活動状況

国内外で開催される学会での活動（報告）は1人当たり1.14（2008〈平20〉年度）である。2008（平20）年度は、本学で開催された日本地方財政学会第16回大会に、環境創造学部専任教員が報告者として積極的に関与した（報告数3本）。

（2）当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況

まちづくり・団地活性化・環境保全などが本学部独自の研究分野として挙げられるが、学部としては、年に1回開催される環境創造フォーラムを通じてこうした分野での研究の展開を支援しているほか、若手教員が中心となった「都市計画とまちづくりの研究－歴史的考察をふまえて現在を考える」研究会が、2008（平20）年度も順調に調査研究活動を展開した（研究会3回、実態調査1回、公表共同論文1点）。

（3）研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

科学研究費補助金については、2003～2005（平15～17）年度に科学研究費補助金の助成を得た研究プログラム1本が実績としてある。私立大学等経常費補助金特別補助（高度化推進経費）については、学部が中心となって進めている全学エコキャンパス委員会による研究プログラム「エコキャンパスの創造」（2005～2011〈平17～23〉年度）が展開中である。

（4）国際的な共同研究への参加状況（到達目標4 関連）

国際的な共同研究への参加はほとんどない。ただし、7月には、その端緒となる可能性のある太平洋島嶼国シンポジウムを開催した。また、内モンゴル自治区と連携した共同研究の展開も模索中である。

【点検・評価…長所と問題点】

（1）国内外の学会での活動状況

本学部は教育を重視した学部という特色を備えているが、学会活動については、より活発にする

ための努力が必要である。

（2）当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況

本学部の理念である「実践性」や学部の規模との関係でいえば、評価に耐えうる状況であるといえるが、共同研究・学外との連携を促進する必要がある。

（3）研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

今年度は学部内からは科学研究費補助金申請は行われなかった。ただし、私立大学等経常費補助金の助成は受けている。外部資金導入については、科学研究費補助金のみならず、文部科学省の他の助成金や他省庁・機関の助成金も視野に入れ、今後も努力を継続する。研究助成プログラムへのより積極的な申請が必要である。

（4）国際的な共同研究への参加状況

学部として、国際的な共同研究への参加を促進する土台を構築する必要がある。

【改善方策】

（1）国内外の学会での活動状況の改善

別途設定された「教員の研究成果の公表」をできるだけ早急に実現することで、教員による学会報告や学会誌等への論文寄稿のインセンティブとする。

（2）当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況の改善

環境創造フォーラムのテーマ設定に、より工夫を凝らすと同時にフォーラム傘下の研究プロジェクトを増加させる。

（3）研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況の改善

各種研究助成プログラムの情報を集積し、教員にこれを周知すると同時に、環境創造フォーラムや環境創造学会の各種研究プロジェクトに助成金の申請を要請する。

（4）国際的な共同研究への参加状況の改善

太平洋島嶼国シンポジウムを継続的に開催し、内モンゴル自治区等と連携した共同研究を軌道に乗せる。

8. スポーツ・健康科学部

スポーツ・健康科学部における、健康やスポーツをテーマとした研究は、健康の維持増進、体力や競技力の向上、スポーツの普及、振興、健康および疾病の診断のための原因究明や分析技術の開発・改良などを目的としたものである。これらは、さまざまな生体反応をデータとして扱う自然科学的分野と、法・政治・経済等の社会科学分野を含む複数の学問分野の研究成果を活用して行う複合領域である。

到達目標は下記のとおりである。

到達目標

1. 競争的研究資金（科学研究費補助金、および厚生労働科学研究費や受託研究費等）の獲得率を高める。
2. スポーツ・健康という学部の特徴を生かした地域連携事業による実践的研究を推進する。
3. 新設されたスポーツ・健康科学研究科との研究活動の連携を強化する。
4. 国内外の教育研究機関との研究交流を活性化する。
5. 教育環境を整備し効率化を図ることで研究時間を確保する。

【研究活動】

・論文等研究成果の発表状況

【現状の説明】

<教員1人当たりの著書・論文数>

年度	専任教員数	著書	学術論文	学術論文 (その他)	翻訳	学会発表	合計
2005	24	1.00	0.88	0.50	0.00	2.13	4.50
2006	29	1.03	0.76	0.97	0.10	1.66	4.52
2007	31	0.48	0.68	0.65	0.03	1.77	3.61
2008	31	0.71	0.42	0.32	0.00	1.52	2.97
4年間の平均	28.75	0.81	0.69	0.61	0.03	1.77	3.90

※学術論文：学会誌、紀要

※学術論文(その他)：科学研究費報告書、辞書辞典類執筆、総説等

研究活動については、学部設立時から文部科学省科学研究費補助金をはじめとする競争的研究資金や外部からの委託研究の獲得を積極的に推進している。また、各教員が所属する全国規模の国内外の学会において、スポーツ分野及び健康分野に関する多くの発表や研究成果に基づいた論文等の執筆が活発に行われている。学部全体としては理系学科である健康科学科における著書・論文件数が多いことが特筆される。

学部開設後、2005（平17）～2008（平20）年度までにおける著書・論文等は、スポーツ科学科は学術書29点、学術論文33点、その他著書21点、合計83点、教員1人当たり1.43点、健康科学科は学術書62点、学術論文44点、その他著書49点、合計155点、教員1人当たり2.72点となっている。

【点検・評価…長所と問題点】

学部全体の論文等研究成果の発表状況は【現状の説明】で示したとおりであるが、さらにスポーツ科学科、健康科学科ごとに点検・評価すると下記の長所と問題点が指摘される。

<スポーツ科学科>

〔長所〕

- ①競争的研究費の獲得、Jリーグ等の受託研究を含めた実験環境が各研究成果につながっている。
- ②件数は十分ではないが、研究成果がコンスタントに公表されている。

〔問題点〕

- ①研究成果は研究発表されているが、件数として十分とはいえない。
- ②学内におけるスポーツ・健康科学会やシンポジウム等において、研究成果の公表機会が不足している。

<健康科学科>

〔長所〕

各教員が所属する国内外の学会で研究発表を行い、研究成果に基づいて論文を投稿して着実に業績をあげている。

〔問題点〕

- ①学部教育に費やす時間が増大し、研究時間を確保することが困難になりつつある。
- ②ヒトを研究対象とした研究における倫理委員会の審査を受ける事例への対応が不十分である。

【改善方策】

- ①カリキュラムの整理、学内委員等の役割の分散化により増コマ分の負担軽減をし、教員の研究遂行時間を確保する。
- ②施設の共用、TA制度の活用等、大学院スポーツ・健康科学研究科と綿密な連携を図る。
- ③学部の紀要を発刊する。
- ④ヒトを研究対象とした研究倫理委員会における審査事例への対応を円滑にする。
- ⑤国内外の学会発表、短期・長期研修、外部研究機関との研究交流を持続する。

【研究活動】【研究における国際連携】

- ・国内外の学会での活動状況
- ・当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況
- ・研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況
- ・国際的な共同研究への参加状況

【現状の説明】

毎年、国内外で各教員の研究分野における成果の発表が積極的に行われている。国内外の学会での発表件数は、学部開設後 2005（平 17）年度から 2008（平 20）年度の 4 年間で平均すると、教員 1 人当たり、スポーツ科学科が年 1.00 回、健康科学科が年 2.51 回であった。また、特にスポー

ツ科学科では運動生理学やバイオメカニクス等の関連国際学会には、年間延べ3回程度の参加と1件程度の成果公表がなされている。健康科学科では毎年、国内外で各教員の研究分野における成果発表が積極的に行われており、国際学会での発表件数は過去4年間で教員1人当たり3.4回、国内学会は13.3回あり、国際学会の主宰、国内外の学会での特別講演、教育講演、シンポジストや研究会、職能団体をはじめとする各種団体からの講演会講師への応嘱も積極的に行ってきた。

学部および資格取得のための授業科目に必要な現有設備・分析機器は教員の研究にも有効に利用されている。他大学、保健医療施設などの外部研究者との基礎的、臨床的な共同研究がなされており、民間企業との産学共同研究が開設時より定常的に行われている。

学部としては、完成年度までの4年間は、短期の海外出張は多数あったが、長期にわたる海外研究員制度の利用を控えてきた。

研究費の導入として学部設立から4年間に科学研究費補助金獲得延べ10名30,100千円、特別研究費13名21,746千円となっている。また受託研究費は4年間で9件、28,007千円、外部からの研究助成金5件、4,260千円となっている。特に受託研究では2005（平17）年度より日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）、また2007（平19）年度から臨床検査機器メーカーから委託を受けている。

一方、国内及び国際学会の開催については過去4年間に、「日本フットボール学会」、「日本バレーボール学会」、「日本トレーニング科学会」という全国規模の国内学会の開催、また国際学会ではアジア臨床検査標準化ネットワーク（ANCLS）学術総会を本学で開催し、アジア諸国をはじめ欧米からも研究者が参加した。

【点検・評価…長所と問題点】

〔長所〕

- ①定期的な国内外での学会発表および着実な論文投稿を行っている。
- ②学術大会主催時には、積極的に海外からシンポジストを招聘している。
- ③専門分野のみにこだわらず、研究テーマによっては分野横断的な研究がなされている。
- ④各スポーツ関連分野の学会において、専任教員が学会長、理事、評議員など学会運営で中心的な役割を担う人材が多く、学会大会も積極的に開催している。
- ⑤地域連携事業が積極的に行われ、実践的な研究に有効利用されている。

〔問題点〕

- ①完成年度前のため、長期海外研究員制度を有効活用できなかった。
- ②完成年度を迎えて、十分な研究時間の確保が困難になりつつある。
- ③教員による研究業績の件数が特段に多いとはいえない。

【改善方策】

- ①長期海外研究員制度の活用を促進する。
- ②大学院スポーツ・健康科学研究科との連携を推進し、効率的な研究活動を進める。

第3節 附置研究所における研究環境

1. 東洋研究所（大学附置）

東洋研究所は、大学附置研究所として「アジアを中心とする人文・社会・自然の科学的調査を行い、広く学術の発達に寄与すること」を目的とし、全学の研究者の協力を得て本研究所にふさわしい共同研究の充実を図っている。研究員は専任研究員を中心に9つの共同研究部会に属しそれぞれ総合的な共同研究活動を行い、その成果として刊行物の刊行、機関誌での論文発表、研究会・公開講座等で発表している。

到達目標

1. 外部の競争的研究資金の獲得を促進する。
2. 本研究所は、研究成果を社会に還元するための事業として、研究会・講演会・講習会・公開講座等の開催及び助成を掲げており、更なる充実を図る。
3. 研究員の国内外の学会への参加を促進する。

【研究活動】

- ・ 論文等研究成果の発表状況

【現状の説明】

1. 専任研究員は年に1本の論文を、兼担・兼任研究員も2～3年に1本の論文を提出し、年4冊発行する機関誌『東洋研究』に1冊平均5本、年20本の論文を発表している。そのほか、『昭和社會經濟史料集成』、『藝文類聚』、『茶譜』3冊の学術図書を刊行している。また、『ヨーロッパ世界の拡張』（世界思想社）のように研究成果を研究所以外の出版社から出版する場合もある。これ以外に年3回の公開講座で発表することもある。

専任研究員の著書・論文数は下表のとおりである。

2. 本研究所の事業として、研究会・講演会・講習会・公開講座等の開催及び助成を掲げているが、現時点では、研究員による公開講座が毎年秋に週1回の講座を3回継続して開催し、一般の人が参加可能な研究会や講習会は、一部の研究部会でしか行っていない。

<教員1人当たりの著書・論文数>

年度	専任教員数	著書	学術論文	学術論文 (その他)	翻訳	学会発表	合計
2004	6	0.17	1.00	0.50	0.00	0.00	1.67
2005	6	0.17	1.20	0.17	0.00	0.17	1.67
2006	6	0.50	1.00	0.33	0.00	0.00	1.83
2007	6	0.17	1.00	0.17	0.00	0.33	1.67
2008	6	0.67	1.20	0.50	0.00	0.17	2.50
5年間の平均	6	0.34	1.08	0.33	0.00	0.13	1.87

※学術論文：学会誌、紀要

※学術論文(その他)：科学研究費報告書、辞書辞典類執筆、総説等

【点検・評価…長所と問題点】

〔長所〕

1. 予算の立案を踏まえ、機関誌・学術図書の刊行で研究成果の発表は十分達成されている。
2. 本研究所の事業として、研究会・講演会・講習会・公開講座等の開催及び助成を掲げており公開講座における研究成果を社会に還元する事業は達成されている。

〔問題点〕

1. 研究成果の刊行物は少数の契約書店で委託販売しているので、購読者に限界があり、一部の専門家に留まっている。
2. 専任研究員の学外誌への投稿が少ない。
3. 一般の人が参加できる研究会や講習会の開催が少ない。

【改善方策】

1. 学術図書であっても、広く一般に知ってもらうために、ホームページによる開示などを通じて、広報活動の拡大策を講じる。
2. 専任研究員の昇格条件として、所属学会の学会誌に1本以上の論文を発表することを義務づける。
3. 共同研究部会が開催する研究会に、可能な限り研究員以外の参加を認め、希望があれば講習会を開催する。

- ・ 国内外の学会での活動状況
- ・ 当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況
- ・ 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

【現状の説明】

専任研究員は、東方学会、社会経済史学会、日蘭学会、日本仏教教育学会、史学会、仏教史学会など、1学会以上の学会に所属しシンポジウム、研究会、全国大会などに参加している。

本研究所には現在9班の共同研究部会がある。それぞれの研究テーマは、

- 第1班 東洋における異文化の本質的相違性に関する研究
- 第2班 歴史的にみた中国の対少数民族政策と少数民族の伝統的社会
- 第3班 中国21世紀の発展と課題
- 第4班 昭和社会経済史の総合的研究
- 第5班 日中文学の比較文学的研究
- 第6班 大西洋世界とインド洋=太平洋世界を結ぶもの、西洋植民地主義再考
- 第7班 中国、日本の天文・暦学に関する総合的研究
- 第8班 和漢比較文学の研究
- 第9班 茶の湯と座の文芸

以上であり、アジアに軸足を置きつつ、「東西文化の融合」という大学の建学の精神に従った研究部会の維持に努めてきた。研究部会は毎年研究計画を策定し、1研究期間を3年として研究内容の

見直しを行っている。新研究部会を立ち上げる場合は、計画書の提出を受け、共同研究部会主任会議の議を経て、管理委員会の承認を得て発足される。

日本学術振興会の後援により、大東文化大学、山東大学（中国）、成均館大学（韓国）の東アジア3大学国際シンポジウムに発表者を出している。

また、ケンブリッジ大学図書館など、海外機関からの刊行物寄贈要求に積極的に応えている。

【点検・評価…長所と問題点】

〔長所〕

研究班は毎年研究計画書を提出し、3年ごとに研究内容の見直しを行うことにより、大学の求める目標にそった共同研究ができる。

〔問題点〕

国内外の研究機関との交流が十分でない。

【改善方策】

1. 中国の吉林師範大学東亜研究所との交流交渉を進める。
2. 大学海外協定校にある関連研究所との交流を国際交流センターの協力を得て行う。
3. 兼任研究員の所属する研究機関との交流を進める。

【教育研究組織単位間の研究上の連携】

・ 附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学・大学院との関係

【現状の説明】

本研究所は、東洋研究所規程第3章に定められた管理委員会によって運営されている。管理委員会は、2009（平21）年4月1日現在、専任研究員4名、経済学部1名、国際関係学部2名、外国語学部1名、文学部1名の計9名で運営されており、管理委員会委員が学部と研究所のパイプ役を果たしている。

専任研究員は、文学部・外国語学部・経済学部・国際関係学部から毎年委嘱を受け、兼任講師として3コマを限度に、一般教養的授業科目である全学共通科目や演習科目を担当し、学部学生に研究成果の一端を披露している。

大学院文学研究科、外国語学研究科からの委嘱を受け、院生への講義や論文指導を担当し、大学院への協力も行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

〔長所〕

1. 管理委員会委員による各学部の動向や情報の交換が、研究所運営に活かされており、学部の枠を超えた研究員構成による研究班や学部の研究会等との合同研究会が行われている。

2. 専任研究員が各学部・大学院に出講することにより、学部教員との交流や情報交換を行うことができ研究員の増加や研究会運営に役立っている。

3. 兼担コマ数が3コマに制限されているので、研究活動への負担が少なくなった。

〔問題点〕

本研究所は大学校舎から離れた徳丸研究棟にあり、学部等の授業への出講が東松山校舎・板橋校舎に分かれ、時間割もまちまちであることから、会議以外での研究員相互のコミュニケーションが取りにくくなっている。

【改善方策】

専任研究員全員がそろそろ出講曜日を設け、研究活動におけるコミュニケーションの取りやすい環境を作る。

2. 書道研究所（大学附置）

書道研究所は、書に関する研究・調査及びこれに関する諸事業を行い、書芸術並びに書教育の高揚発展に寄与することを目的とする。この目的を達成するため、以下の到達目標を定める。

到達目標

1. 本学の建学の精神である「東西文化の融合」の理念を通じて、基盤研究としての日本書学・中国書学関連の個人研究・共同研究を支援・推進し、東アジアにおける新たな日・中書法学領域の研究活動を一層促進する。
2. 漢字文化圏における文字文化研究の研究拠点の確立にむけて、書道芸術文化領域に深くかかわる文学・史学・哲学などの学際的分野と先端的な研究活動を活発化させ、「研究力」の充実にむけての一層の多様化と高度化を図る。
3. 学外研究資金の獲得に努めて、研究支援体制の整備・強化と研究内容の特化を計る。
4. 学内外の書学・書法学と美学・デザイン関係領域の研究者との連携を拡張し、新たな書道芸術学の研究活動の支援と促進を図る。

【研究活動】

- ・ 論文等研究成果の発表状況

【現状の説明】

当研究所の研究員は、専任研究員、兼任研究員、客員研究員で構成されている。

研究活動の一環としての論文等の研究成果については、年1度当研究所刊行の『大東書道研究』（紀要）において、上記各研究員の発表を行っている。2008（平20）年度の内訳は、①制作作品と制作論9件②学術研究論文8件合計17件で、②については文字研究を中心とした中国書学領域と、仮名古筆など日本書学領域の研究が主である。このほかに、書学系兼任研究員による中国・米国などの外国書道専門研究誌への研究成果の論文発表、講演などを行っている。

一方、作品制作系兼任研究員は、各専門領域について出版会社との産学共同による専門書の刊行を通して各自の研究領域の成果の発表を行うと共に、さらにその専門書はテキストとして、書道学科・中国学科・日本文学科の書道実技並びに書学系授業における指定教科書などに使用されるなど、その研究活動の成果は、深く教育内容と関連している。

【点検・評価…長所と問題点】

書学系研究員の国内外における積極的な研究発表や、従来の中国・日本書学に終始していた研究領域についても、中国・日本関係または書法美学や書とデザインとの美術的な視点など、新たな領域の研究成果も発表されるなど、到達目標に掲げる4の項目の実現にむけての方向性は評価に値する。ただし、中国や欧米諸国の研究者に比較すると、書法美学系研究領域や学際領域などにおける研究者は少なく、共同研究を含めた新たな研究分野に取り組む研究者が少ないことは否めない。

【改善方策】

中国系書学と日本系書学の共同研究環境の整備・推進に向けての、定例推進会議・定例研究会・共同シンポジウムや研究発表会を開催するため、運用面での実質的な予算化を図る。その確実な運用による各研究者間の研究交流と研究領域の成果物をまとめるなど、共同研究環境の整備・編成を行い、新たな研究領域の構築を行う。よって、今後は中国・日本書学研究を含めた共同研究の機会を増やして、人材の育成及び研究成果の積極的な交流を図る。

- ・ 国内外の学会での活動状況
- ・ 当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況
- ・ 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

【現状の説明】

国内外での活動状況は、専任・兼担・兼任・客員研究員を中心にして、主に学会発表と講演及び専門分野での研究活動を行っている。国内の学会発表では、書学書道史学会における研究発表 20 件（過去 5 年間）をはじめ、全国書道高等学校協議会・各県の書道芸術科教員研究会など、多くの教育関係組織からの依頼による講演会・技術指導（例年 10 件）を中心に行っている。

また海外における研究活動は、兼担研究員 2 名の文部科学省の科学研究費補助金による海外研究機関（米国）との共同研究活動を中心に、中国・台湾・米国の大学や芸術系学術機関・美術館における講演やシンポジウム活動、または国際会議からの招聘、その他、国内研究・研修会での研究発表を行うなど、中国系書学・日本書学系研究者によって、国内外での積極的な研究活動が行われている。

【点検・評価…長所と問題点】

中国系書学研究者と日本書学系研究者の国内外での積極的な研究活動を行っているところは評価に値する。さらに、中国・日本の書学領域の研究員が数多く在籍していることも、研究活動上大きな強みといえる。しかしながら、個々の研究成果においては問題ないが、新たな研究領域における芸術系学際分野との共同研究活動が遅れていることが問題である。

【改善方策】

当研究所の研究員の多くは、上記内容でもふれたように、主に中国系書学研究者と日本系書学研究者が大半を占めていることから研究領域がやや固定的になっていることは否めない。よって、今後は広く学際領域（デザイン・アートマネジメントなど）や書教育系領域の研究者を研究員として採用し、各研究員が新たな研究領域の開発にむけての共同研究活動が行えるため、「書道研究所専任研究員選考内規」に、学際分野研究員の採用項目などを積極的に盛り込む。あわせて、文部科学省のグローバル COE や科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究補助金への申請、私立大学学術研究高度化推進事業等への応募、または産学共同による出版物の刊行と出版事業の推進、書法学と美学デザインなどのコラボレーションによる講演会や講習会等、共同研究の推進を積極的に行う。

【教育研究組織単位間の研究所の連携】

・ 附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学・大学院との関係

【現状の説明】

当研究所の専任研究員は、書道学科授業開講科目を担当しており、また学部学科との協力的な連携を行うとともに、学部や大学院の所属教員が当研究所兼担研究員として研究活動を行うなど、相互間の協力体制はしっかりと確立されている。

【点検・評価…長所と問題点】

学部や大学院の所属教員が、当研究所兼担研究員と管理委員会委員を兼任していることから、相互の横断的な組織的体系化は構築されている。特に研究活動や書道教育関連授業・研究所主催講座・講演会等における連携活動は、一定の実績と成果をあげている。ただし、ここ数年は書道講習会を中心とした連携が多いことから、専門的研究の連携業務の比重がやや少ないところに改善の必要性がある。

【改善方策】

専門的研究にかかわる連携業務の比重を高くするには、当研究所研究員による専門的研究内容と大学・大学院で行われている専門性の高い教科などをまとめ、中国書法学分野の中・長期的な研究計画を積極的に構築する。

3. 人文科学研究所（学部附置）

人文科学研究所は、文学部の内外の研究者との共同研究を推進することをその活動の目的としてきた。現在、そのような方針のもとに学外者を含めた国際的な共同研究が活発に行われており、その成果は定期刊行物や「研究班報告会」において公表されている。今後は、より一層学際的で国際的な共同研究の拠点として発展させるために、その具体的な到達目標を下記のとおり設定する。

到達目標

1. 学際的国際的研究テーマへの取り組み
当研究所主催「研究班報告会」の開催、当研究所刊行物「所報」『人文科学』『研究報告書』の刊行を継続しながら、より一層高い水準へ推進するとともに、人文科学における学際的・国際的研究テーマに積極的に取り組む。
2. 専用ホームページの開設による対外的評価の向上の促進
研究所刊行物、活動内容などを積極的に公開するために、大学 Web サイト内に専用ホームページを開設し、当研究所の対外的評価の向上の促進を図る。
3. 研究助成を得て行われる研究プログラムを推進し、科学研究費補助金や民間の基金にアプローチして経済的基盤を強化する。

【研究活動】

- ・国内外の学会での活動状況
- ・当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況
- ・研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

【現状の説明】

人文科学研究所は、文学部の附置研究所である。1990（平2）年4月、文学部内に開設されて以来、人文科学研究分野の研究活動を推進し、学内外の研究者との交流を深めるため、文学部5学科（日本文学科、中国学科、英米文学科、教育学科、書道学科）の専任教員である「専任研究員」を班長とする「研究班」の研究活動を中心に展開してきた。

2009（平21）年度は「研究計画書」にもとづき12班が設置されている。

研究員には本学に所属する「専任研究員」以外に、他学部へ属する「兼任研究員」、その他国内外の教育研究機関に属する「兼任研究員」がおり、2009（平21）年度は計89名（専任23名、兼任66名）を数える。

国内外の学会での活動状況について言えば、人文科学研究所が主体となって活動することは行っていないものの、「専任研究員」はもちろんのこと、国内・国外を含めた学外の教育研究機関に属する66名の「兼任研究員」もそれぞれ国内外の学会に所属しており、活発に研究活動を行っている。

2009（平21）年度の12「研究班」の研究テーマ、研究班代表者の所属、研究員数は次の通りである。

1. 日本近代文学・再読、日本文学科、5名（専任1・兼任4）
2. 魏晋南北朝隋唐代の注釈学研究、中国学科、5名（専任2・兼任3）

3. “伝説”と“史実”～武蔵地域を中心とした古代中世東国史の再検討～、英米文学科、3名（専任3）
4. 中国美学研究、書道学科、20名（専任2・兼任18）
5. コミュニティ教育学研究、教育学科、8名（専任4・兼任4）
6. 上海博楚簡の新研究、中国学科、11名（専任1・兼任10）
7. 大東文化学院の教育思想史的研究、教育学科、3名（専任1・兼任2）
8. 諸相を呈した古筆切の研究、書道学科、4名（専任1・兼任3）
9. 『三国志』の研究、中国学科、15名（専任1・兼任14）
10. 西周青銅器銘文研究、中国学科、6名（専任2・兼任4）
11. 松川二郎のピアトリクス・ポター作品翻訳について、英米文学科、3名（専任3）
12. 『万葉集』現行注釈書の比較研究、日本文学科、6名（専任2・兼任4）

研究期間は2年を1期とし、1～7は2009（平21）年4月1日～2011（平23）年3月31日、8～12は2008（平20）年4月1日～2010（平22）年3月31日である。

最近の研究所刊行物「所報」『人文科学』『研究報告書』を示せば次のとおりである。

	2007（平19）年度
所報	「人文科学研究所所報」No.14
紀要論文集	『人文科学』第13号
研究報告書	『中国美学範疇辞典訳注第五冊』
	『大東文化学院の「創設神話」について』
	『バリ島の美術高校と工房の相互作用』

	2008（平20）年度
所報	「人文科学研究所所報」No.15
紀要論文集	『人文科学』第14号
研究報告書	『近代文学研究Ⅱ』
	『コミュニティにおける学習』
	『西周年代学』
	『西嶽山廟碑〔雙鈎本〕』

2008（平20）年度「人文科学研究所所報」No.15には、各研究班の「研究班活動報告」「研究部会活動報告」2008（平20）年度「研究班報告会」「研究所改革検討委員会提出書類報告」、2008（平20）年6月23日付提出人文科学研究所「現状報告」、2008（平20）年7月19日付提出「研究所改革検討委員会諮問事項（課題）についての私見」「研究所業務報告」、2008（平20）年度人文科学研究所共同研究班名が記載されている。

また、2008（平20）年度『人文科学』第14号に収載した論文は11編である。

さらに、2008（平20）年度に実施した「研究班報告会」では5班からの報告30分と質疑10分が行われた。

【教育研究組織単位間の研究上の連携】

・ 附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学・大学院との関係

【現状の説明】

当研究所は、文学部の附置研究所であり、研究員は専任教員である「専任研究員」を班長とする「研究班」の研究活動を中心に活動を展開しているため、大学文学部との関係は非常に密接である。

一方、大学院文学研究科とは、文学研究科の教員はすべて文学部に属しているため、当然、関係を有しているものの、文学部に所属している教員がすべて大学院文学研究科に所属しているわけではないため、人文科学研究所の研究活動が完全に大学院の文学研究科のそれに反映しているとは限らない。

【点検・評価…長所と問題点】

文学部の附置研究所としての長所は、専任研究員（文学部の専任教員）の研究成果が、教育に還元される場として充分機能していることである。

一方、問題点として指摘されるのは、文学部専任教員 86 名の 26.7%にあたる 23 名が専任研究員として研究活動を行っているものの、5 学科の専任教員の専任研究員への参加人数（比率）を見ると、日本文学科 19 名中 4 名（21.1%）、中国学科 12 名中 7 名（58.3%）、英米文学科 15 名中 4 名（26.7%）、教育学科 29 名中 6 名（20.7%）、書道学科 11 名中 2 名（18.2%）とやや偏った状況にあることである。

【改善方策】

当研究所部会と運営委員会、文学部 5 学科の各学科協議会や教授会を通じて、専任教員の専任研究員への参加人数（比率）に偏りがあることを報告し、専任研究員の参加比率の少ない学科の教員に積極的に参加するよう呼びかけるとともに、一定の比率で参加できるような方式を文学部として作り上げる。

4. 経済研究所（学部附置）

1987（昭62）年4月、現代日本経済に関する実証的調査研究を行うことを目的に、経済学部附置研究所として、「日本経済研究所」が設置された。後、より広範な経済研究をカバーするという経済学部内の意向が反映され、1991（平3）年4月に「経済研究所」に改変・改称された。以来、経済研究所は、研究員および内外共同研究者による経済に関する理論、制度、歴史および実証的研究活動を支援し、研究成果報告、公表、議論の場を提供してきた。経済研究所は、長期の到達目標を以下のように定める。

到達目標

1. 国内外の研究機関および研究者との学術交流と共同研究を推進する。
2. 研究員の研究を推進するため、速やか、かつ弾力的な支援策を講じる。
3. 研究活動をより活性化させるための環境を整備する。

【研究活動】

- ・国内外の学会での活動状況
- ・当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況
- ・研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

【現状の説明】

経済研究所は、現在、① 研究プロジェクトによる課題研究、② 経済シンポジウム開催（一般公開）、③ 東アジア地域国際シンポジウム・会議参加（研究報告及び討論）、④ 講演・セミナー開催、⑤ 研究・調査報告の印刷刊行（『経済研究』、ディスカッション・ペーパーなど）、⑥ 研究関連図書・資料の収集、保管に取り組んでいる。研究員間の相互交流を推し進め、特定課題に関する研究支援を通して、個人やチームによる国内外での研究発表、成果物の公表（『経済研究』および市販専門書など）およびその促進に努めている。なお、研究所組織としては、外部の学会活動および研究助成プログラムに参加・応募していない。

経済研究所の組織と具体的事業の現状は次のとおりである。

（1）組織

研究所には、①専任研究員（経済学部専任教員）、②兼担研究員（本学他学部所属専任教員）、③兼任研究員（本学専任教員以外の研究員）、④客員研究員（国内外の研究機関から派遣された研究員）を置く。2009（平21）年度では、専任研究員33名、兼担研究員7名、兼任研究員3名、客員研究員7名である。専任研究員からなる研究部会は、研究計画に関する事項を審議し決定する。経済学部執行部を含めた若干名による運営委員会は、基本方針、事業、人事、予算、規則等の改廃を審議する。

（2）具体的事業

①研究プロジェクト

＜研究プロジェクト・テーマ＞

	研究テーマ	研究員所属内訳
2008年度	韓国の経済発展と在日コリアンの役割	継続：学内2人、学外3人
	都市計画とまちづくりの研究	継続：学内5人、学外0人
	マルチエージェントシステムによる社会・経済分析	新規：学内1人、学外1人
	地域づくりの手法と地域社会	継続：学内2人、学外0人
	排出権取引制度の理論的系譜に関する研究	新規：学内1人、学外1人
2009年度	韓国の経済発展と在日コリアンの役割	継続：学内2人、学外4人
	マルチエージェントシステムによる社会・経済分析	継続：学内1人、学外1人
	戦間期日本資本主義の構造に関する実証的研究	新規：学内2人、学外1人
	知的財産権と産業競争力の強化 —中国のケースを中心に—	新規：学内2人、学外1人
	第一次大戦前のヨーロッパ国際金融と銀行業の発展	新規：学内4人、学外0人
	イギリスの気候変動政策に関する研究	新規：学内2人、学外0人
	銀行の健全性分析	新規：学内1人、学外1人

なお、各研究プロジェクトの途中および最終的成果は、研究所刊行物の『研究報告』あるいは『経済研究』に当該年度または翌年度に報告される。

②東アジア地域国際シンポジウム（会議）（1991〈平3〉年創設）

東アジア地域社会の協力・連携・開発を議論する。2008（平20）年度および2009（平21）年度は、以下のものである。

＜国際シンポジウム参加の詳細＞

2008年度	テーマ	「イノベーションと東アジアの発展」
	開催地・参加機関	台湾・逢甲大学開催（2008年11月） 日本、台湾、中国、韓国の計5機関
	報告論文（2名2点）	[1] Soji Okamura, <i>R&D in Small-scale Business Firms and Public Credit Guarantee</i> , 2008; [2] Nobuhiro Okamoto, <i>The Development of Chinese Economy and Reorganization of Industrial Network in Asia: Qualitative Input-Output Analysis</i> , 2008.
	討論者	3名（他機関報告者へのコメント・討論）
2009年度	テーマ	「後進・貧困地域の開発と東アジアの協力」
	開催地・参加機関	中国・西北大学（2009年5月） 日本、中国、韓国、ドイツ、米国の計7機関
	報告論文（2名2点）	[1] Hiroshi Gunji, <i>Bank Profitability and the Bank Lending Channel: Evidence from China</i> , 2009. [2] 岡本信広「内陸部は沿海部にキャッチアップ可能か？」2009年
	討論者	3名（他機関報告者へのコメント・討論）

③経済シンポジウム

特定研究成果の公開および啓蒙、外部研究者・一般参加者との意見交換を行う。2008（平20）年度は、研究プロジェクト「マルチエージェントシステムによる社会経済分析」の途中成果報告および討論を行った（シンポジウム報告および討論者の内訳：学内3人、学外4人）。

④その他事業

研究・調査報告、『経済研究』、ディスカッション・ペーパーの発行。ヒヤリング、講演、セミナー等の開催。研究図書、資料等の収集・保管・交換。

【点検・評価…長所と問題点】

経済学部および他学部教員間の共同研究や交流を推し進めた。また、外部客員研究員の受け入れ、招待講演、セミナー、ヒヤリングを通して、最近の研究動向に関する情報や内外研究者との議論・交流が図られた。特定分野の資料や文献の収集・保管、文献オンラインサービス、各種 PC ソフトウェア更新が行われ、研究員の利用・アクセスが容易になった。他方、学内各種委員会の増加、研究所の予算及び物理的空間の制約から研究にかかわる具体的事業の縮小を考えざるを得ない状況に直面している。最近では、教育・学生指導・学内行政の実質負担増により各研究員に著しく時間の制約が加わっており、研究所枠内での研究時間の確保が難しい状況である。

【改善方策】

(1) 申請研究プロジェクトの計画内容を精査し、重要と判断される特定課題に関する研究プロジェクトに予算を集中投入し、より深い研究成果を促進する。

(2) シンポジウムについては、公開講座的な設定開催から、分野のトピックスを議論する専門家会議の形態に漸次移行する。また、学内他機関および学園との共同参加・開催を検討し、広範な議論への対応と内容の充実を目指す。

(3) 調査・研究資料の収集および保管を行うが、図書館との重複具合や重要度に鑑みて、継続・更新の打ち切りや移管および廃棄等の合理化を行う。

(4) 人員配置や予算作成に関して附置研究所として学部および大学院との整合性を図る一方、学園内他組織との再編統合を視野に入れながら、現下の財政規模縮小トレンドに対処する。

【教育研究組織単位間の研究上の連携】

・ 附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学・大学院との関係

【現状の説明】

経済研究所は経済学部附置研究所として学部教授会の決定・承認の下に置かれる。現在、研究所への参加および活動は任意であるが、語学系統教員の一部を除き、経済学部専任教員のほとんどが研究員となっている。なお、大学院博士課程学生の客員研究員としての活動が認められる場合がある。

【点検・評価…長所と問題点】

経済研究所で開催されるシンポジウム、公開会議、討論会、講演・セミナー等は、学内に広報され、学部および大学院生は自由に参加できる。正規授業以外に、経済学部教員および外部研究者の研究動向に接し議論する機会が設けられている。また、大学院生には研究所発行出版物への投稿が認められている。しかし、最近の傾向として、学部学生のシンポジウムや討論会への参加、大学院生による研究所雑誌への投稿が低調である。研究所と大学院との連携が再検討される必要がある。

【改善方策】

附置研究所である以上、学部や大学院との有機的構成と運営が望まれる。研究所、大学院の位置づけや特殊性を考慮しながら、予算作成および執行段階における経済学部内での統合を目指す。具体的には、以下の方策を採る。

（1）研究会・講演会の開催またはそれらの事業の助成や支援をタイムリーに行う。また、学部、大学院との間での連携・調整を強化する。

（2）適宜の研究成果の発表、議論、意見交換を促すための簡易版「ディスカッション・ペーパー」の発行数を増加させる。

（3）経済学部や大学院経済学研究科における教育および関連行事（研究セミナー・講演会開催を含む）との連携をより強め、予算作成および執行段階における学部および大学院との擦り合わせを行う。

5. 語学教育研究所（学部附置）

語学教育研究所は外国語学部の附置機関として1982（昭57）年に設置、1983（昭58）年に活動を開始した。設立趣意書に書かれた基本、すなわち「国際化した社会における用の学問としての外国語教育および当該言語の理論的研究」に沿って、設置以来25年にわたり外国語教育の実践面と理論的・科学的研究の双方を基本路線として、本学の語学研究および語学教育研究の質的向上の一端を担ってきた。活動の柱であった学内外の学習者を対象とする語学講座、すなわち実践面は1995（平7）年をもってひとまずその役目を終え、より発展継承させるためにエクステンション・センター（現・地域連携センター）にその機能を移譲したが、3学科協同による公開講演会・シンポジウム・研究発表会の定期的開催、およびそれらの研究成果を世に問う刊行物の公刊を継続し、充実に努めてきた。

到達目標

1. 外国語教授法（外国語として教育する日本語教育も含む）・言語政策等において、国際的レベルを踏まえた研究を推進する。外国語学部に留まらず、本学全学部の語学教育にかかわる最新の知見および研究成果・資料を提供することを目指す。
2. グローバリズムによる現代の言語教育環境に鑑み、本学の語学教育の環境整備、および振興に努めるとともに、地域への還元を意図しながら、国内外の学会・研究機関などに積極的に参画し学術的・社会的に評価される一定の水準をめざした研究成果を発信する。同時に学部・学内においても学術研究資料集や論集を刊行、シンポジウムを開催するなど、研究成果の発表を行う。
3. 国内外での研究調査に積極的に取り組み、語学研究教育にかかわる共同研究企画等を推進する。

【研究活動】

- ・国内外の学会での活動状況
- ・当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況
- ・研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

【現状の説明】

①グローバル化の進行、多元的・複合的言語文化社会の趨勢に鑑み、言語の多角的な研究を推進すると同時に、言語文化学 of 構築・普及をも視野に入れながら、21世紀社会の要請する言語研究を目指している。研究発表会の定期的開催、各語種部会による講演会の実施、さらに大学院外国語学研究科主催の学術講演会、シンポジウムにも積極的に協力し、研究成果の共有に努めている。

②研究所に所属する教員の専門領域は語種別（言語系統）により、大きく英語、中国語、日本語、独仏語に分かれ、また言語学・言語教育系統、文学および比較文化系統などに細分化されている。教員は研究所の論集などに研究成果を発表すると同時に、学外の研究会、主要学会、国際規模でのシンポジウムなどにおいても広く発信している。

③外国語学部専任教員から選出された研究員9名、および運営委員9名を中心に年間活動の指針を協議決定し、各語種部会（中国語部会、英語部会、日本語部会、独仏語部会）の活動、個人研究活動を奨励・推進している。その成果は刊行物により公開されているほか、また、ホームページな

などを積極的に利用して、外部に発信している。

④外国語学研究、外国語教育学研究に資する専門書（稀少図書を含む）、教科書類、辞書などの書籍については、これらの購入、整備に努め、教員や学生に閲覧、貸し出しなどの便宜を提供している。

⑤研究所の刊行物としては『語学教育研究論叢』を年1回刊行するほか、主として研究員の包括的な研究成果の公刊を支援する『語学教育フォーラム』（これまで18号まで刊行）があり、外国語学部を構成する教員の特徴ある研究が展開されている。なお刊行物は国内外の大学・研究機関からも問い合わせが多く、必要に応じて寄贈し、学術交流に寄与している。

＜『語学教育研究論叢』への論文掲載件数（過去5年間）＞

年度	掲載件数	
2005	22号	13
2006	23号	16
2007	24号	14
2008	25号	18
2009	26号	23

このほか『外国語学部設立35周年記念論文集』外国語学部35周年記念論集委員会・語学教育研究所編2008年3月刊行に22件の論文掲載がある。

【点検・評価…長所と問題点】

研究所の設立当時から今日まで、語学教育・学習環境は著しい変貌を遂げている。この変化に十分な対応を模索すべく、研究部会、運営委員会などの組織的活動の充実を図ってきた。また、時代のニーズを精査し、言語の内在的な側面に加えて外在的側面、すなわち言語文化、言語と文学の接点にも注目し、より柔軟な研究活動を展開してきた。一方、研究所本来の外国語教育学・教授法の研究、およびその実践面への還元を考えた場合、効果的な教授法および授業分析、第二言語習得とテスト評価に関する研究、対照研究、教材研究などの面においては各語種ともに立ち遅れている点が否めない。

研究所に所属する教員の専門領域が言語学・言語教育系統、文学系統、比較文化系統など細分化されていることは、さまざまな視点から言語を主体とする人文科学研究を推進することが可能である。また共通テーマにしてもそれぞれの視点からの情報交換や共同研究を指向することが可能で、現代の研究教育のニーズを広く精査して取り組む環境を提供している。

したがって、それぞれの専門領域の特性をふまえて現在の研究活動の成果を評価測定することは困難であるが、研究所の刊行物、シンポジウムなどの開催はその具体的な成果の目安になると思われる。研究員のそれぞれの学会活動も活発で、その一部は地域社会の国際交流にも貢献している。

【改善方策】

現状の研究体制の基本は維持しながらも、時代のニーズに適応した教授法、教材研究・開発、評価法の研究などに特化したテーマを設定し、語学教育研究をより意識的に展開していく。研究領域も理論的研究と実践教育面の研究を特化し、研究例会に着実に反映していくようにする。さらに、

学内全学部の語学担当教員との研究の連携を明確にし、多言語社会にふさわしい研究環境を創出する。また、本学の建学の精神である「東西文化の融合」を念頭に、学内の関連附置機関との横断的連携によって、必要とされる学際的な要素を取り入れていく。

研究員によっては年間の研究成果の発表にいくらかの開きがあるが、研究領域によっては研究成果が発表できるまでには相応の時間を要することも考慮しながらも、研究所内で研究の動向・現状を報告できる方策を常に模索しなければならない。現行の研究発表会をさらに活性化し、あらたに「研究成果の発信」として、定期的なニューズレターを刊行するなどの努力を払っていく。

国内外の学会などでの活動状況は一部研究員にとどまっているが、現在進行中の研究もふくめて今後発展する余地を残している。学会発表、共同研究等を推進するための財政的な基盤の拡大を大学に働きかけると同時に、学術提携校や共同研究の組織化に努め、研究成果の発信を強めていく。

【教育研究組織単位間の研究上の連携】

・ 附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学・大学院との関係

【現状の説明】

当該研究所は外国語学部附置機関として、大学外国語学部所属の専任教員から選出された研究員を中心とした研究活動を行い、その成果は研究例会で発表されるほか、定期刊行物によって刊行されている。さらには、大学院外国語学研究科博士課程に在籍する大学院生の研究成果と、海外との交流提携大学から来日した客員研究員の研究成果もあわせて、研究例会、シンポジウム、定期刊行物などによって公開、公刊されるなど、国際的な展望を視野に入れた連携を進めている。

【点検・評価…長所と問題点】

当該附置研究所と大学外国語学部・大学院外国語学研究科との連携は定期刊行物における研究成果の公開、研究例会での研究発表などによって着実に成果をおさめている点は評価される。また、内外の大学との刊行物の交換も充実を増してきている。一方、研究領域のうち、教育実践における調査報告、授業分析などの研究の遅れが見られる。学科間、教員相互間の教育・研究成果の交換、交流、さらに共同研究的活動も十全になされているとはいえない。

【改善方策】

今後は大学外国語学部、大学院外国語学研究科の教学に密着した教育研究上の連携を密にし、個別的、個人研究と並行して、各語種、研究科の専攻科間におけるテーマ別、領域別の共同研究、授業分析を積極的に行うための支援を行う。そのためには従来の研究員、運営委員による意思疎通を明確にし、新しい時代のニーズに鑑みながら教学に密着した研究体制を築いていく。また、大学院外国語学研究科博士後期課程に在籍する大学院生に対しては、その研究成果を公開するための支援を行うと同時に、とくに研究実績のある博士後期課程大学院生には準研究員の資格を与えるなどして、研究活動の支援・整備に努める。

研究領域のうち、教育実践にかかわる調査報告・授業分析などの研究の遅れが見られる点については、研究員の研究分野に対する現状分析をさらに行うと同時に、積極的に意見交換に取り組むな

どの努力を継続し、研究発表会においても比重を高めていく。

研究所の本体である外国語学部にはさまざまな語種、専門領域を有する教員を配置しており、今後は教員間・研究員間の意見・研究成果の交換、交流を活発に行い、すぐれた研究成果を共有すると同時に、地域連携センターなどとの連携をはかり、研究活動の視野を広めていく。

6. 法学研究所（学部附置）

法学研究所は、法学（関連諸科学を含む）に関する学術調査・研究の実施及び研究成果の刊行、図書資料の整備・保管、研究会・公開法律シンポジウムの開催並びに学生への研修指導等の諸事業を行うことを通じて、広く社会科学の発展に寄与することを目的とする機関である。

法学研究所は、上記の目的を効果的に達成するために、「研究部会」及び「研修部会」という2つの部会を設置している。「研究部会」は、学術調査・研究の実施及び研究会・公開法律シンポジウムの開催等を任務とし、研究テーマごとに編成された「研究班」を統括している。「研修部会」は、板橋校舎および東松山校舎の双方で開講される学生向けの「研修講座」の運営を任務としている。

法学研究所の学術調査・研究活動の成果は、『大東文化大学法学研究所報』（年1回刊行）を通じて公表される。また、『大東文化大学法学研究所報 別冊』は、毎年1回、地域住民を対象として開催される公開法律シンポジウムの内容を掲載している。

到達目標

1. 研究部会は、法律学の複数の分野にまたがるテーマや法学・政治学・経済学など複合的・学際的なテーマの研究にも積極的に取り組む。
2. 研究部会に設置された研究班は、研究成果を積極的に公開し、その存在意義の認知と対外的評価の向上を図る。
3. 研修部会は、各種資格試験、公務員試験、法科大学院入試などの合格率の一層の向上を図る。
4. 公開法律シンポジウムについては、地域社会への一層の貢献を図る。

【研究活動】

- ・国内外の学会での活動状況
- ・当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況
- ・研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

【現状の説明】

2009（平21）年4月1日現在、研究部会には3つの研究班が設置されている。

- ①「フランス近代法研究班」：研究員7名（専任研究員3名、客員研究員〔学外研究者〕4名）
- ②「基本権の理論と実践研究班」：研究員7名（専任研究員4名、客員研究員3名）
- ③「法学基礎教育研究班」：研究員18名（専任研究員17名〔法律学科法律科目少人数クラス担当者全員〕、客員研究員1名〔2000（平20）年度までは法律学科専任教員〕）

「フランス近代法研究班」は、民事法、政治学、フランス語を専攻する研究員が、それぞれの専門知識を活かしてフィリップ・サニャックの大著『フランス革命における民事立法』（P. Sagnac, *La législation civile de la Révolution française 1789-1804: essai d'histoire sociale*, 1898, Paris, Librairie Hachette）の翻訳作業を進めており、その成果は逐次『大東法学』に公表されている。「基本権の理論と実践研究班」は、法哲学、国際法および憲法等を専攻する研究員が、基本的人権の実

現のされ方およびその際の問題点について研究を進めている。「法学基礎教育研究班」は、法律学科の「現代社会と法運営委員会」、「基本法学概論運営委員会」および「法学特殊講義1運営委員会」と連携して法律学科のカリキュラムを念頭に置いた教材の開発を進めており、2009（平21）年9月には、法学部学生向け教材が出版される見込みである。なお、各研究班は、法学研究所主催の定例研究会において、少なくとも年1回以上報告を行うとともに、『大東文化大学法学研究所報』等の学内紀要を通じて研究成果を公表している。しかし、各研究班が国内外の学会で研究報告を行い、あるいは、学外の研究助成を得たという例は、これまでのところない。

研修部会は、板橋校舎および東松山校舎の双方において、司法試験、司法書士試験、国家Ⅰ種・Ⅱ種試験、地方公務員上級試験、大学院およびロースクール既修者コースへの進学などを目的とした「法職・ロースクール進学対策講座」（研修講座）を開講し、受講生への教育活動・受験指導を行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

「フランス近代法研究班」と「法学基礎教育研究班」は、その成果を学内紀要に掲載し、あるいは、法律学科の授業にフィードバックするなどして、活発に活動している。しかし、その成果の公表がもっぱら学内のそれにかぎられるという問題がある。「基本権の理論と実践研究班」の活動は、現状では、研究合宿と法学研究所主催の研究会での報告のみにとどまっている。これは、研究員相互間における意思の疎通が必ずしも十分でないことに原因がある。今後は、外部資金の導入や学外の学会等への研究成果の公表が検討されてしかるべきである。

研修部会の研修講座は、学習意欲の高い学生に飛躍の機会を提供するものであるが、法律学科の「司法コース」との連携が廃止されたこと、全学レベル（キャリアセンター）において「公務員講座」や「宅地建物取引主任者受験対策講座」が開講されていること等との関係から、ここ数年、受講生の数が少ない状況が続いている（2008〈平20〉年度の受講生数は、1年生39名、2年生18名、3年生5名、4年生1名、卒業生4名の計67名）。また、講座の開講時間が正規授業終了後に設定せざるを得ないという事情も、受講生である学生の学習意欲の維持・継続を難しくしている。

【改善方策】

研究部会研究班の募集に際しては、法学のみならず、政治学、経済学などにまたがる学際的なテーマを掲げる研究も重視する。また、研究班の設置および更新の際の審査を厳格化するとともに、学外の研究助成への申請や国内外の学会に研究成果の公表を行うよう積極的な働きかけを行う。

研修部会の研修講座については、学内関係機関と協力・連携して積極的な広報活動を行うこと、開講科目の配当や時間割設定を定期的に見直すことなどを通じて、受講生の維持・増加を図る。研修講座を履修して卒業した者については、追跡調査を行うことによって、その進路を把握する。

【教育研究組織単位間の研究上の連携】

・ 附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学・大学院との関係

【現状の説明】

法学研究所の運営方針は、所長、法学部長、法学研究科委員長、法律学科主任、研究部会長、研修部会長、板橋研修室長、東松山研修室長の計8名からなる法学研究所運営委員会で決定される。運営委員会を構成する上記8名の委員のうち、法学部長と法学研究科委員長を除く6名は常に法律学科の専任教員であり、こうした委員会構成によって、法律学科における研究教育上の課題と法学研究所における研究活動との連携が図られている。

研究部会の研究班は、法学研究所が主催する定例研究会において、少なくとも年1回報告することが義務づけられている。この定例研究会には、法律学を専攻する法学研究科の大学院生も参加することができる。

研修部会の研修講座は、法律学科のカリキュラムを補完するとともに、各種資格試験・公務員試験等に合格するための学力を身につけさせるためのものであるが、法律学科の専任教員が講座の講師を担当することによって、研究成果の一端を受講生に還元するという役割も担っている。

【点検・評価…長所と問題点】

法学研究所と法学部、法学研究科との間には、連携関係が図られるような制度が構築されている。しかし、実際には、法学研究科大学院生が研究班の副研究員として推薦された例がないこと、大学院生が法学研究所主催の定例研究会にほとんど参加していないこと、予算上の制約から、研究班の研究成果を法学部学生に還元する機会がほとんどないことなどの問題がある。

研修部会の研修講座についても、開講科目の講義内容がもっぱら担当講師の判断に委ねられていることに加えて、研修講座受講生の進路も十分把握されていないなど、法学研究所と法学部との組織上の連携関係が十分反映されていないという問題がある。

【改善方策】

法学研究所と大学院法学研究科との間の研究上の連携を強化するために、法学研究科大学院生が法学研究所主催の定例研究会に参加するよう指導するとともに、大学院生が法学研究科委員会の推薦を得て研究部会研究班の副研究員となることのできる旨を定める「大東文化大学法学研究所規程」の規定の活用を図る。

法学研究所と法学部との間の研究上の連携を強化するために、講演会等の開催を通じて研究部会研究班の研究成果を還元できるよう、予算上の措置を講ずる。

研修部会が抱える固有の問題については、研修講座の講義内容に最新の研究成果が反映されるよう、法律学科専任教員の協力を得て講義大綱を策定し、それに基づいて研修講座担当講師が詳細なシラバスを作成することとする。

7. 国際比較政治研究所（学部附置）

国際比較政治研究所は、「先進国の政治および発展途上国の政治の比較研究・調査を行い、あわせてトランスナショナルな傾向をも研究・調査し、広く社会科学の発達に寄与すること」を目的として設置・運営されている。

この目的の達成のため、従来の4つの研究班による研究に加え、2007（平19）年度から各年度4ないし5程度の研究プロジェクトを採択して共同研究を行っている。その成果は、年度末に研究所主催の研究会で報告されるとともに、当研究所の発行物を通じて、公表されている。

当研究所は、大東文化大学の建学の精神である「東西文化の融合」を新たに読み替えた「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」という理念に基づき、その実現のために必要とされる大学としての「研究力」の充実および研究環境の整備に重点的に取り組む。

大学としての「研究力」の充実および研究環境の整備という視点から、研究論文やシンポジウムなどの形で発表する研究成果を毎年着実に出せるように、研究員による持続的で活発な共同研究を進める。あわせて、研究成果の学生並びに地域社会への還元を図る。

上記を実現するために、以下の目標を定める。

到達目標

1. 研究員による持続的で活発な共同研究活動の実現

研究所主催の研究会を定期的開催するほか、2007（平19）年度より実施されている個別研究プロジェクト方式を主軸として、各プロジェクトリーダーのもとに、計画的・持続的に共同研究を進める。

2. 学内外への研究成果の情報発信

各研究プロジェクトの研究活動および研究員による研究成果の公表、研究所叢書の刊行、シンポジウムの開催などを通じて、研究成果を学内、学外に広く情報発信していく。

3. 研究成果の学生教育への還元

シンポジウム、研究所主催の研究会等に学部学生、大学院生が参加することにより、学生・大学院生が重要な特定テーマについての研究活動の成果から学習する機会を提供する。大学教育への還元が、研究力の充実に一層刺激を与え、相乗効果を生むことが期待される。

【研究活動】

- ・国内外の学会での活動状況
- ・当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況
- ・研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

【現状の説明】

1. 当研究所所属の研究員は、主として個人として各学会に所属し学会活動を行い、当研究所として学会活動に参加するのはまれである。
2. 当研究所は、2007（平19）年度から研究プロジェクト方式で共同研究を進めている。2008

（平 20）年度に取り組みられた研究プロジェクトは以下の 4 プロジェクトである。①「大正デモクラシーと『中央公論』—日中関係を中心に」②「グローバル化時代の国際関係と新自由主義」③「日独伊における近代立憲主義の成立と展開に関する国際比較研究」④「地方公共団体における施策評価の導入可能性に関する研究」。いずれのプロジェクトも、政治思想史、現代政治分析、政治制度論、行政学の各分野における重要テーマが取り上げられ、研究が進められている。

3. 研究所所属の研究者の中には外部の研究助成を得て研究を進めている者もいる。たとえば、2003（平 15）年から 2008（平 20）年まで、明治大学社会科学研究所の「危機管理に対応する行政管理システム確立に関する研究」（文部科学省オープン・リサーチ・センター整備事業）プロジェクトに参加、また「明治大学危機管理研究センター」（2003（平 15）年に文部科学省のオープン・リサーチ・センターの選定を受ける）所属の研究者として研究を進めている。しかし、過去 5 年間においては外部から研究助成を受けて、研究所のプロジェクトを進めている例はない。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 研究者による持続的で活発な共同研究活動の実現

〔長所〕

個別研究プロジェクトの成果の発表を義務づけることによって、研究の進行を点検する仕組みが存在しており、それにより着実に研究が進められていることが確かめられている。

〔問題点〕

個別研究プロジェクトの活動が、研究所全体で相互に共有されていない。

2. 学内外への研究成果の発信

〔長所〕

『年報』および『ニューズレター』の発行、研究所叢書の発刊、シンポジウムの開催を通じて、学内外への研究成果の発信を毎年行っている。

〔問題点〕

研究成果の発信が一方的なものにとどまっており、受け手の反応を知る手だてがとられていない。

3. 研究成果の学生教育への還元

〔長所〕

毎年開催されるシンポジウムに多数の学生が参加している。

〔問題点〕

学生の参加が受け身のものととどまっている。『年報』等に公表された研究成果が学生の教育にあまり利用されていない。

【改善方策】

1. 研究者による持続的で活発な共同研究活動の実現

個別研究プロジェクト間・研究者間の研究上の交流をより密にするために、研究会の開催回数を増やすとともに、研究会の開催が特定の時期に集中しないようにする。8 月と 3 月を除き毎月 1 回（年間 10 回）、研究会を定期的に開催する。

2. 学内外への研究成果の発信

当研究所の発行物を関係機関に配布する際、質問票などを合わせて配布し回答を寄せてもらうこ

とによって、研究成果に対する意見・評価・批判・要望などを知るようにする。

3. 研究成果の学生教育への還元

学部・大学院との協力のもとに、シンポジウムに参加した学生にレポートなどを提出させるようにする。学部・大学院の教育の中で、『年報』や『ニューズレター』に掲載された論文等の教材としての利用をはかる。

【教育研究組織単位間の研究上の連携】

・ 附置研究所を設置している場合、当該研究所と学部・大学院との関係

【現状の説明】

当研究所の主要メンバーの多くは、同時に法学部および大学院法学研究科の教員である。そのことによって、当研究所と法学部・大学院法学研究科における研究活動上の連携がとられている。また、シンポジウム等を通じて、研究成果の一部が学部教育並びに大学院教育へ、ある程度還元されている。

具体的には、法学部政治学科の教員が刊行した図書や法学部の研究紀要『大東法学』などに発表した論文などを教材として、研究会の開催などを通して、連携を図っている。

【点検・評価…長所と問題点】

〔長所〕

学部附置機関のため、学部および大学院教育への研究成果の還元を図りやすい体制となっている。

〔問題点〕

体制は整備されているが、研究所主催の研究会に、大学院生の参加が十分とは言えない。その原因として、大学院生への周知が徹底されていない。

【改善方策】

今まで以上に、研究所主催の研究会に大学院生の参加を促す。そのために、大学院の掲示板等での案内と指導教員からのアナウンスを積極的に行う。

8. 現代アジア研究所（学部附置）

現代アジア研究所は「現代アジアに関する学術研究およびこれに関する諸事業を行い、研究成果を社会へ還元すること」を目的として設置・運営されている。この目的の達成のため、研究所の運営は研究所長の下に運営委員会が置かれ、研究プロジェクトの計画・実行は研究部会が当たっている。研究員は専任研究員（国際関係学部専任教員）のほか、兼担研究員、学外研究員等をおくことができるが、現状は専任研究員（36名）のみで構成されている。

当研究所は、大学の建学の精神である「東西文化の融合」を新たに読み替えた「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」という理念に基づき、その実現のために必要とされる「研究力」の充実、および研究環境の整備に重点的に取り組む。とりわけ、学部・学科間の壁を越えての教員相互の研究交流の場としての研究組織体制の改革に取り組んでいく。「研究力」の充実および研究環境の整備という観点から、研究員による積極的な共同研究を進めるとともに、研究成果の発表やシンポジウムの実施を促進する。また、研究成果を学生の教育に生かすとともに、地域への還元も図っていく。これらの観点から、到達目標を次のように定める。

到達目標

1. 「研究力」強化のため、定期的な研究発表会またはシンポジウムを開催する。
2. 近接した研究分野でいくつかのグループをつくり、共同研究を進める。
3. 研究成果を地域に還元する機会を設ける。

【研究活動】

- ・ 国内外の学会での活動状況
- ・ 当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況
- ・ 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

【現状の説明】

現代アジア研究所は、国際関係学部の全教員が研究員となり、開設当初から歴史、言語、政治、経済、芸術などについての個別的研究を行ってきた。それぞれの研究成果は、積極的に外部の専門学術誌に発表する方針で、研究所独自の紀要は作らなかった。紀要に代わるものとしてニューズレターを発行してきた。海外との研究交流のため、毎年2名の研究者を主としてアジア各国の協定校から招聘し、専任教員との研究会や学生への特別講義を行ってきた。最近の例としてはパキスタン、パンジャーブ大学オリエンタルカレッジ・ウルドゥー学科の教授、イラン・シーラーズ大学社会科学部の教授を招き、数回の講演会を行った。

学部専任教員のうち8名は大学附置東洋研究所の研究員を兼担している。

【点検・評価…長所と問題点】

研究所紀要は発行していないが、東洋研究所の研究員を兼担している研究員は東洋研究所紀要に論文を発表し、その他のものは大学紀要あるいは学会誌等に発表している。しかし、研究所紀要が

ないため、相互の研究内容を良く知ることができないことが問題である。

紀要に代わるものとしてニューズレターを発行してきたが、その内容は研究活動を十分伝えるものではなかった。

海外からの招聘研究員は、研究所員との研究交流、学部生への特別講義などで毎年成果を挙げている。また、招聘研究員から現地の最新事情を聞くことにより、学部の重要科目の一つである現地研修にも役立っている。

【改善方策】

1. 研究所ニューズレターの刷新と充実

ニューズレターの内容を刷新し、充実させる。具体的には所員の研究業績一覧を掲載するとともに、一部のものについては内容を要約して掲載する。これにより、所員相互の研究交流が深まることが期待できる。

2. 海外研究員の招聘

海外研究員の招聘は成果を上げているので、これを継続する。

3. 国際関係学部およびアジア地域研究科との共同による研究発表会を開催する。

【教育研究組織単位間の研究上の連携】

・ 附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学・大学院との関係

【現状の説明】

現代アジア研究所は学部附置研究所であり、研究員はすべて国際関係学部教員で構成されている。

また大学院アジア地域研究科専任教員は、国際関係学部教員であるため、研究所・学部・大学院は一体である。研究所における研究成果は、学部教育に活かされている。

【点検・評価…長所と問題点】

研究所の全員が学部の教員で構成されていることは、独立した研究所でないためやむをえないが、新鮮味に欠けるところがあることは否定できない。

【改善方策】

外部からの研究者を招き研究会を開くなど、研究に刺激を与え、活発化する。また、学部・学科間を越えた研究交流の組織改革などの研究環境整備にも積極的に取り組んでいく。

9. 経営研究所（学部附置）

経営研究所の主たる目的は、経営学部・大学院の教員に、個人研究の枠を超え、また、研究領域の枠を超えた研究活動の機会を開くことにある。同時に、これによって高まる教員の知的創造が教育の質の向上に反映し、さらに、社会に還元されることを期している。実際、教員でもある当研究所専任研究員の専門分野は多岐にわたり、異分野間の研究を吸収・融合しようとする活動がひとつの特徴となっている。

こうした研究員の研究成果は学術雑誌や書籍等の媒体、あるいは、学外研究者等との交流を兼ねた研究会・シンポジウムを通じて広く提示されている。

当研究所は、その目的に鑑み、以下のような3つの目標を設定する。

到達目標

1. 重点研究プロジェクトの展開

共同研究プロジェクトを促進するとともに、経営学部の研究と教育の特徴分野の確立に資する研究課題を選定し、かつ、研究員の多様性を活かす形の研究プロジェクトの活性化をはかる。

2. 競争的研究資金の獲得

外部資金獲得を目指す。研究の質的向上をはかり、潜在的研究力を高める。

3. 研究成果の多元的な普及

研究成果をより迅速・広範に公表するための環境を整え、学外との連携強化を促進するとともに、研究所活動と成果の社会的還元を図る。

【研究活動】

- ・国内外の学会での活動状況
- ・当該学部・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況
- ・研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

【現状の説明】

研究所は経営学、経営工学、会計学、情報科学、商学、数学、経済学などのそれぞれの専門領域に関する研究に適宜支援を行っている。共同研究プロジェクトとしては、年間2、3件を推進しており、その成果としてのリサーチペーパー、研究叢書を刊行している。また、毎年所報を発行しており、研究活動の報告や研究内容の紹介が掲載される。

研究所内には、公式の研究部会が設置されて月例の研究報告が行われるほか、自主研究会も置かれ、研究推進の環境を作っている。また、ほぼ毎年経営シンポジウムを開催している。毎回、時代に即したテーマを取り上げており、2007（平19）年は「エネルギー産業の新展開－市場・規制・ビジネス－」、2008（平20）年は「交通政策のフロンティア－理論・実証研究・制度分析－」というテーマで開催された。いずれも各分野の専門家を外部から3、4名招聘し、講演をしていただいている。

さらに、当研究所研究員を中心とする研究「ファジィ理論を用いた情報セキュリティ評価 system」

で得られた成果は、査読付きの国際会議（Asia Pacific Industrial Engineering and Management Systems Conference）で2007（平19）年、2008（平20）年と続けて採択、という高い評価を受けている。

現在、研究助成を得て行われる研究プログラムはない。

【点検・評価…長所と問題点】

各研究員が個々に行っている研究活動は現状で相当な成果を出している。しかし、到達目標1との関連で言えば、経営学部の附置研究所としての特質に鑑みた研究領域の開拓という点で必ずしも十分でない。また、研究員が多様な知を結集して機動的に取り組むプロジェクトに研究所の資金を集中する必要がある。目標2との関連では、学外からの資金導入あるいは学外組織との提携が乏しく、研究所の研究規模の制約となっており、同時に経営学部附置研究所の特質たるべき実践的・実学的研究の機会が不足している。目標3との関係では、研究所の研究活動の社会への還元と社会的認知が不十分な点である。

【改善方策】

目標1との関連で、研究プロジェクトを経営学部、研究科の研究と教育の重要性の観点から厳選し、それらを予算面で重点的に支援する体制を作る。これまで行われてきた研究会の中で、最先端研究の報告だけではなく、各研究員の研究領域の解説的紹介に重点をおいた勉強会も取り入れる。この勉強会は、新しい研究プロジェクトの開拓を促進するだけでなく、多岐にわたる専門分野を持つ各研究所員の多様な知の相互交流を可能にする。

目標2との関連で、外部からの資金導入の基盤として、地域団体、経済団体との連携を進める。

目標3との関連で、具体的には、外部へのインターネットによる情報発信を積極化することがある。これは、活字形態をとっていた「リサーチペーパー」と「研究叢書の概要および目次」を経営研究所のウェブサイトから入手可能な環境にすること、および、研究所共同研究プロジェクトの成果を新たにプロジェクトごとの調査研究報告書としてウェブ公開することである。この環境整備により、各研究成果を従前にくらべて、より早く、より広範囲に公開できるので、学外研究者および諸機関との交流・連携が効果的に進められると考える。

【教育研究組織単位間の研究所の連携】

・ 附置研究所を設置している場合、当該研究所と大学・大学院との関係

【現状の説明】

経営研究所の研究員の内訳は、専任研究員35人、客員研究員16人である。研究所専従研究員は存在せず、専任研究員全員が経営学部教員でもあり、その多くが大学院の教員も兼ねている。客員研究員は、専任研究員との共同研究者として招聘されている。

【点検・評価…長所と問題点】

到達目標1における研究推進の組織的基盤との関連で言えば、経営学部・経営学研究科（大学

院）・経営研究所では、構成員の重なりがきわめて大きく、研究所研究員のコミュニケーションが円滑で、柔軟性があるという長所があることを評価すべきである。しかし、他方で2つの基本的な問題が認められる。一つは、学部、研究科に研究所がどのように資するか、ということに必ずしも検討が十分でなかった点である。もう一つは、経営学部・経営学研究科では教育志向を高めており負担が過重傾向にあるため、それが各専任研究員の研究に質量的圧迫をもたらしていることである。

【改善方策】

研究所が学部・研究科にどのように寄与すべきかについては、2つの柱で推進する。第一は、研究所の特徴のある研究領域と能力を形成し、それを学部・研究科の教育上の特徴として発現させ、社会的認知にも結びつけることである。第二は、研究所の活動現場、とりわけ、研究プロジェクトに学生が関与する機会を増やし、臨場的な学習機会を増やすことである。研究プロジェクトの推進過程においては研究科学生の関与機会を与え、学部学生には研究成果の普及会において研究所が推進する研究の最前線を実感させる。

教育重視にともなう研究員の研究条件の悪化にたいしては、研究員の研究所としての人材補填や研究支援のために、重点研究領域について、客員研究員（外部実務家、研究者等）の招聘を積極化するとともに、学部、研究科教育への協力を求めることを改善策の一つとする。学部・大学院カリキュラムでの兼任教員による講義とは別に、場面、機会に応じて講義・演習に研究所の客員研究員の機動的・弾力的な参加・協力をえることは、大学教育の充実と活性化に寄与するものである。

第7章 社会贡献

第7章 社会貢献

大学は、広く社会に貢献するために、社会との連携と交流に配慮しなければならない。

第1節 大学全体

東京都板橋区と埼玉県東松山市に主要キャンパスをもつ本学は、「地域に根ざし、世界に開かれた大学」をモットーに、さまざまな社会貢献を行ってきた。第一は、地域連携センターによるオープンカレッジの開講であり、第二は、学部を主体とした地域・自治体との連携事業である。また、諸施設の地域社会への開放、教育研究成果の社会への還元も積極的に行ってきた。これらの活動をさらに推進し、社会貢献を行うために、以下の到達目標を定める。

到達目標

1. 本学を構成する人材を活用し、地域連携センターの事業を推進する。
2. 学部・研究科・研究所等が他と連携で行う事業を推進する。
3. 大学施設、資源の地域への開放、利用を推進する。
4. 教育研究成果を社会へ還元するための学内制度を整備する。

【社会への貢献】

- ・社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

【現状の説明】

団地の街として名高い板橋区高島平を拠点に、本学の試みが、2007（平19）年度『現代的教育ニーズ取組支援プログラム』（以下「現代GP」という）「地域活性化への貢献」（地元型）部門で採択された。

その具体的な活動としては、本学環境創造学部を主体に①大東文化大学生の高島平団地への居住、②「コミュニティカフェ」を拠点とする学生・住民の交流活動（中国語学習、韓国語学習、映画会、環境問題勉強会）、リサイクル活動（廃油回収）、放送活動等が行われている。

【点検・評価…長所と問題点】

学生と住民との関係は交流期間の蓄積に比例して信頼関係が増しており、住民側からの好意的評価を得ていると判断される。しかし、大学教職員の参加はまだ十分とは言えない。また、現代GP終了後に大学単独の予算で運営するようになる段階での大学側の取り組みについて、住民側からの不安の声も聞かれる。

【改善方策】

- ①教職員に向けた広報を充実させ、参加者の層を厚くする。
- ②学生に向けた広報を活発に行い、参加者の層をさらに厚くする。
- ③団地居住や交流活動支援に向けた予算を確保し、これを住民側に開示する。

・公開講座の開設状況とこれへの市民の参加状況

【現状の説明】

地域連携センターの前身であるエクステンションセンターの秋期講座として1993（平5）年に2講座の開講によりスタートしたオープンカレッジは2008（平20）年には152講座を開講するまでになった（受講者数1,888名、1講座あたり12.4名）。なお、この他にキャリアセンター主催によるダブルスクールが34講座ある。

併せて、学部持ち回りにより板橋区との共催講座を1983（昭58）年より開講している。2008（平20）年は外国語学部が担当し、全8回・受講者数172名であった。

＜オープンカレッジ講座数・受講者数推移＞

	講座数 (A)	専任教員 担当講座数 (B)	受講者数 (C)	専任比率(% (B)/(A)	1講座当たり 受講者数 (C)/(A)
2000（平12）	98	30	1,454	31	14.8
2001（平13）	81	29	1,285	36	15.9
2002（平14）	84	26	1,141	31	13.6
2003（平15）	75	16	1,139	21	15.2
2004（平16）	77	14	1,119	18	14.5
2005（平17）	91	14	1,134	15	12.5
2006（平18）	96	13	1,240	14	12.9
2007（平19）	117	24	1,443	21	12.3
2008（平20）	152	30	1,888	20	12.4

＜大東文化大学・板橋区教育委員会 共催公開講座＞

年 度	担当学部	講 座 名	回数	申込者数
1993（平5）	国際関係学部	今アジアはどうなっているか	10回	201名
1994（平6）	文学部	欧米文化の受容と日本の未来	10回	292名
1995（平7）	経済学部	国際化時代の日本経済	10回	181名
1996（平8）	外国語学部	英語圏文化とことば	10回	233名
1997（平9）	法学部（政治学科）	国際社会と日本の政治	8回	230名
1998（平10）	国際関係学部	アジアの今日	8回	278名

1999（平11）	文学部	—社会・文化にみる諸事情— ものと心	8回	274名
2000（平12）	経済学部	現代日本経済の課題	8回	212名
2001（平13）	外国語学部 （日本語学科）	日本語を学ぶ・日本語を教える	8回	155名
2002（平14）	法学部（法律学科）	くらしと法	8回	86名
2003（平15）	国際関係学部	アジアにおける人々のタブー	11回	132名
2004（平16）	経営学部	これからの企業デザイン	8回	46名
2005（平17）	環境創造学部	旅してみませんか。太平洋の島々！	8回	115名
2006（平18）	文学部	文化芸術の東と西	8回	139名
2007（平19）	経済学部	現代の格差問題を考える	8回	131名
2008（平20）	外国語学部	中国の言語と文化	8回	172名

【点検・評価…長所と問題点】

地域の知的ニーズに適切に対応する努力、具体的には、講座数の増大及び既受講者の再受講比率（リピート率77%）の高さは本学オープンカレッジの長所である。改善点としては、講座講師に占める本学専任教員の比率を向上させる。

【改善方策】

今後、講座講師に占める本学専任教員の比率を向上させるために、学内に専任の割合を広く開示し、地域社会に対するオープンカレッジの意義をより広く教員に周知する。各学部教授会を通じての協力要請を年2回（春・秋）行う。さらに、本学の人事評価システムに地域貢献の実績が反映されるよう改善を図る。

・国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況

【現状の説明】

現在、地方自治体との関係は、東京都板橋区、埼玉県東松山市、ときがわ町と連携事業を行っている。

板橋区とは、2000（平12）年に協定書を結び、地域デザインフォーラム（地域連携研究）を行っている。1期2年で、今まで4期8年が終了し、これから5期目を迎えようとしている。これは、本学の教員と板橋区の職員が、区が抱える課題を共同研究し、地域の課題を解決するプロジェクトである。活動は、全体会、3～4の分科会、運営委員会、宿泊研修、公開講座などで行われるが、活動の中心は、区の職員と本学教員で構成される分科会である。ちなみに、第4期の分科会テーマは、危機管理対策、少子化対策、地域住民・地域社会が元気になるまちづくり、である。（下記表参照）

本学にとっては、地域社会に開かれた大学という使命に基づき、教育研究機能の提供を通じて、地域社会への貢献を図るものである。この研究成果は、各期ごとにブックレットという形で政策提

言を行い、現在 21 号まで発表されている。

・2007（平 19）年度 地域デザインフォーラム（第 4 期）活動実績

	内容	詳細
1	全体の活動	①全体会：1 回開催 ②運営委員会：3 回開催 ③夏季宿泊研修会 日程：2007（平 19）年 9 月 8 日（土）～9 月 9 日（日） 場所：埼玉県熊谷市「ホテル・ヘリテージ」 ④公開講座の開催：「地域社会がかかえる政策課題」 日程：2007（平 19）年 12 月 7 日（金） 場所：板橋校舎 1 号館 301 教室研究発表： 第 1 分科会「危機管理と自治体」 第 2 分科会「少子化対策～非婚化・晩婚化を視座にして～」 第 3 分科会「学生のにぎわうまちづくり～不動通り商店街の活性化～」 参加者：154 名 （板橋区民・職員 26 名、大東文化大学学生・教職員 128 名）
2	第 1 分科会 「危機管理対策」	①分科会：11 回開催 ②現地ヒアリング調査：1 回（石川県輪島市、七尾市） ③ブックレット作成： シンポジウム「まちづくりと危機管理」 危機管理と自治体
3	第 2 分科会 「少子化対策」	①分科会：8 回開催 ②ブックレット作成：少子化対策－非婚化・晩婚化を視座にして－
4	第 3 分科会 「地域住民・地域社会 が元気になるまちづく り」	①分科会：7 回開催 ②先進事例調査：1 回（山形県酒田市 東北公益文科大学） ③「学生のいるまち」アイデアコンテスト開催 日程：2008（平 20）年 1 月 12 日（土） 場所：大東文化会館ホール、参加者 40 名 ④ブックレット作成：学生まちづくりの研究

次の表は、板橋区との地域連携事業の中板橋商店街活性化事業（なかいた環創堂 2005〈平 17〉年度～2008〈平 20〉年度、東京都補助事業）と、その他の板橋区との地域連携事業をまとめた一覧である。

「なかいた環創堂」（空き店舗の活用）は、環境創造学部の学生と教員が中心となって活動しており、大学全体で支援体制をとっている。

＜板橋区との地域連携事業＞

・2008（平20）年度 商学連携事業 なかいた環創堂の活動

1	「商店街案内人・なかいたデジ太くん」の管理運営
2	ペットボトルキャップリサイクル事業
3	「へそ祭り」の企画・広報と参加
4	「沖縄ミュージックフェスタ@なかいた」の企画と開催
5	「なかいたクリスマスセール“サンタトナカイタ”」への共同企画・広報と協力参加
6	「さくら祭り」への協力と参加

・2008（平20）年度 上記以外の板橋区との地域連携事業

	内容	担当
1	講座（板橋・環境創造講座）	環境創造学部と板橋区人事課
2	講座（現代政治論特殊講義Ⅱ）	法学研究科と板橋区人事課
3	ビジネス・インターンシップ	法学部と板橋区人事課
4	インターンシップ	環境創造学部とエコポリスセンター
5	放課後子ども教室学習アドバイザー	大学と板橋区子ども政策課
6	学習支援員（ボランティア）	大学と板橋区教育委員会
7	行政評価委員会委員	法学部教員、経済学部教員
8	産業活性化推進会議委員	経済学部教員
9	グリーンカレッジ運営協議会委員	経済学部教員
10	エコポリス板橋環境行動会議委員	経済学部教員
11	「自治力UP」推進協議会委員	経済学部教員（2名）、法学部教員
12	区立企業活性化センターオフィス利用審査会委員	経営学部教員
13	地方自治制度研究会委員	環境創造学部教員
14	コミュニティビジネス・コンテスト審査会委員	経済学部教員
15	資源環境審議会委員	環境創造学部教員
16	環境教育推進協議会委員	環境創造学部教員
17	建築紛争調整委員会委員	学園理事
18	文化財保護審議会委員	文学部教員

東松山市とは、2007（平19）年に地域連携協働研究協定書を結び、連携事業が始まった。現状は、小中学校の課外活動支援や東松山市の各種委員会委員として審議への協力を行っている。政策形成への寄与という点では、まだ連携事業が始まった直後なので、これから期待されるところである。

ときがわ町とは、2006（平18）年に地域連携共同研究協定書を結び、東松山市と同様な連携事業を進めている。（次ページ一覧を参照）

＜東松山市との地域連携事業＞

・2008（平20）年度 「東松山市きらめき市民大学講座」

	日 程	学 習 内 容	講 師
1	2008（平20）年4月24日（木）	現代社会と消費者問題	経済学部教員
2	2008（平20）年4月24日（木）	異文化コミュニケーション（1）	国際関係学部教員
3	2008（平20）年5月1日（木）	異文化コミュニケーション（2）	国際関係学部教員
4	2008（平20）年6月11日（水）	地方分権・自治	法学部教員
5	2008（平20）年7月10日（木）	自然環境の科学	環境創造学部教員
6	2008（平20）年9月18日（木）	西洋美術関連	文学部教員
7	2008（平20）年10月1日（水）	身近な運動生理学	スポーツ・健康科学部教員
8	2008（平20）年10月23日（木）	中世の物流	文学部教員
9	2008（平20）年10月22日（水）	ボランティア活動の意義	経済学部教員
10	2008（平20）年11月12日（水）	「アジアの文化」を探る	国際関係学部教員
11	2008（平20）年11月20日（木）	南太平洋島嶼諸国の経済	本学名誉教授
12	2008（平20）年11月26日（水）	まちづくりと環境問題	環境創造学部教員
13	2008（平20）年12月4日（木）	循環社会と環境問題	環境創造学部教員
14	2009（平21）年1月14日（水）	くらしと経済	本学名誉教授
15	2009（平21）年1月28日（水）	エネルギーと環境問題	経済学部教員
16	2009（平21）年3月4日（水）	スポーツと健康	スポーツ・健康科学部教員
17	2009（平21）年3月4日（水）	環境汚染の現状	環境創造学部教員
18	2009（平21）年3月4日（水）	文学を楽しむ	本学名誉教授
19	2009（平21）年3月5日（水）	環境ホルモン	経営学部教員

・2008（平20）年度 「東松山市きらめき市民大学院」

	専 攻	テ ー マ	推 薦 講 師
1	環境学専攻（第4期生）	「環境学」	環境創造学部教員
2	環境学専攻（第5期生）	「環境学」	本学名誉教授

・2008（平20）年度 上記以外の東松山市との地域連携事業

	日 程	内 容	担 当
1	2009（平20）年7月23日（水）、24日（木）、25日（金）	泳ぎが苦手な児童への水泳指導 派遣先：松山第一小学校	本学水泳部7名
2	2009（平21）年2月5日	野本市民活動センターでの高齢者学級 学習テーマ「漫才・コント」	派遣講師： 本学落語研究会学生
3	2007（平19）年9月1日 ～2009（平21）年8月31日	外部評価委員会委員	法学部教員

4	2007(平19)年7月1日 ～2009(平21)年6月30日	基本構想審議会委員	国際関係学部教員
5	2007(平19)年7月1日 ～2009(平21)年6月30日	環境審議会委員	環境創造学部教員
6	2008(平20)年8月 ～2009(平21)年3月	入札・契約制度改善委員会委員	法学部教員
7	2008(平20)年8月4日 ～2009(平21)年3月31日	市立市民病院在り方懇談会委員	環境創造学部教員
8	2008(平20)年8月4日 ～2009(平21)年3月31日	社会福祉協議会リーマン社債 調査委員会委員	法学部教員

・2008（平20）年度 ときがわ町との連携事業

	内容	担当	日程
1	農業体験「お米づくり」	<田植え> 本学学生・教職員 74名	2008（平20）年6月8日（日）
		<稲刈り> 本学学生・教職員 45名	2008（平20）年10月5日（日）
2	小学校での水泳指導	本学水泳部7名 派遣先：玉川小学校	2008（平20）年7月1日（火） 3日（木）
		本学水泳部7名 派遣先：明覚小学校	2008（平20）年7月28日（月） 30日（水）
3	町役場でのインターンシップ	環境創造学科学生4名	2008（平20）年8月18日（月） ～22日（金）
4	中学校での国際交流授業 （全校生対象）	本学留学生12名 派遣先：都幾川中学校	2008（平20）年9月24日（水）
		本学留学生9名 派遣先：玉川中学校	2008（平20）年11月18日（火）
5	体育祭への参加 体育祭でのアトラクションとして模範演舞を行った。	派遣学生： チアリーディング部14名	2008（平20）年10月5日（日）
6	ときがわ町後援によるオープンカレッジ講座「1,300年の悠久の歴史を訪ねて」 都幾山慈光寺にて文化財の見学、写経を行った。	受講者8名	2008（平20）年10月17日（金）
7	大東文化大学1日体験入学 玉川中学校3年生47名	講師：環境創造学部教員	2008（平20）年12月6日（木）
8	ときがわ町地域公共交通懇談会委員	経済学部教員	2008（平20）年7月9日 ～2010（平22）年3月31日
9	ときがわ町・鳩山町教育研究会での講演会	講師： スポーツ・健康科学部教員	2008（平20）年5月9日（金）

【点検・評価…長所と問題点】

板橋区との関係では、連携事業がこの8年間で順調に進んできたと評価できる。それは、法学部でのインターンシップの受け入れ、大学院法学研究科での板橋区職員を大学院講師として受け入れる科目の開設など、相互信頼関係の醸成は計り知れないものがある。

問題点としては、第一に、この共同研究が当初区側の人材育成を目的としていたため、政策形成への寄与という面を、必ずしも前面に打ち出してこなかったことがあげられる。今後は、自治体が抱える諸問題について積極的に政策提言を行い、この共同研究が自治体の政策形成に何らかの影響を及ぼすような寄与ができるよう、地域課題解決型プロジェクトに研究体制を構築することを検討すべきである。

第二の問題点としては、大学側の共同研究に参加するメンバーのことである。大学側の共同研究参加者は10～15人で、必ずしも多くない。また、多くのメンバーが継続者であり、新規参加者が少ない状況にある。その理由として、共同研究がボランティア活動に近いため、なかなかインセンティブがわからない（本学の教員評価に必ずしも結びついていない）、本業が忙しい、教員側に地域連携の意義が周知されていない、などがあげられる。

東松山市及び、ときがわ町との関係では、連携事業がまだ始まったばかりなので、今後、板橋区と同レベルの共同研究が実施されるよう、体制を構築しなければならない。

【改善方策】

今後、自治体等との連携事業を活発にし、自治体の政策形成に積極的に寄与するためには、本学の人事評価システムを改善する必要がある。現状のように、業績論文中心主義、研究中心主義を採る限り、教員は研究室を中心に活動を行い、研究室を出て地域社会で貢献するという発想は生まれてこない。そもそも、インセンティブがわいてこない。人事評価において、教員が地域社会で研究したり、教育活動を実践することなどが、研究論文と同等に評価される仕組みができれば、自治体との連携事業はより活発になり、本学が名実ともに「地域社会に開かれた大学」という使命を達成できると考えられる。

【社会への貢献】

- ・大学の施設・設備の社会への開放や社会との共同利用の状況とその有効性

【現状の説明】

板橋キャンパスは、都内で交通の利便性がよいことから、研究学会、資格試験、各種講座、他大学通信教育学部のスクーリングなどに利用されている。また、周囲が住宅街のため地元町会、老人会なども利用している。同キャンパスは、平日、正門（南門）、北門、東門、西門の4箇所から入構が可能であるため、地域住民はキャンパス内を日常の通用路に利用している。2006（平18）年板橋キャンパス整備事業完了後は、その景観が都市型キャンパスであることから、企業ホームページおよびポスター、テレビドラマの撮影場所としても利用されている。

東松山キャンパスは、埼玉県東松山市に位置し、交通の利便性に若干難があるが、広大な校地に充実した体育施設が点在する。板橋キャンパスと同様に学外団体へ施設を提供している。2005（平

17) 年10月、全国高等学校総合体育大会バスケットボールの大会会場、2008（平20）年8月には埼玉国体のレスリングの大会会場、スポーツ科学科によるサッカー審判講習など、その特殊性を生かしての社会貢献ともいえる。2008（平20）年8月には、全天候型舗装の4種公認トラック、人工芝のJFA公認サッカー場を備えた総合グラウンドが完成した。今後さらにさまざまな団体・大会に利用されることが期待できる。また、防犯上、2007（平19）年3月からスクールバスターミナルに門扉を設置した。

【点検・評価…長所と問題点】

都市型の板橋キャンパス、郊外型の東松山キャンパスとそれぞれの特徴的な景観がすばらしく、今後さらにメディア関係の撮影現場になることが予想される。学外団体への施設提供については、安価な使用料のため定期的に利用する団体も多いが、「大東文化学園施設利用規程」は、過去30年近く改正されていないため、現状にそぐわない面が多々ある。公共性の高い催し、あるいは本学の課外活動に関連する団体については、無料にしているが、その基準が明確であるとはいえない。

両キャンパスとも地域住民が自由に出入りでき開放的であるが、その半面不審者の侵入等セキュリティに問題がある。板橋キャンパスでは、2008（平20）年10月から休日については、防犯上、正門（南門）以外の各門を閉鎖する措置をとったものの、さらなる対策が必要と思われる。

【改善方策】

「大東文化学園施設利用規程」の見直しにより、有料・無料の区分、利用料算定の根拠等を明確にし、さらに学外各種団体、地域社会において利用しやすいように配慮する。

学外者のキャンパス出入りを規制することは難しいが、学内巡回の回数を増やすなど、警備体制を強化し、防犯カメラの設置等を行うことにより、閉鎖的にならないよう気遣いながら不審者の建物内への侵入対策を強化する。

《 図書館 》

【社会への貢献】

- ・大学の施設・設備の社会への開放や社会との共同利用の状況とその有効性

【現状の説明】

本学では、板橋と東松山の両キャンパスにそれぞれ図書館を設置している。2004年4月より「大東文化大学東松山校舎図書館地域住民の利用に関する規程」（2004〈平16〉年4月1日施行）を制定し、東松山キャンパス図書館が先行して、図書館利用を地域に開放した。その趣旨は、大学教育・研究に支障のない範囲で、地域に開かれた大学を目指すものとし、地域住民（東松山市、鳩山町及び吉見町に在住、在勤する満18歳以上の者）への利用を開放した。当時は有料で登録料を徴収していた。その後、板橋キャンパス図書館で2008（平20）年2月から実験的に利用開放を実施し、同年4月以降、板橋キャンパス図書館でも本格的に開放を実施した。

両図書館を開放するに当たって、同一の規則での実施が望ましいということで、前規定を改め、

新たに「地域住民の図書館利用に関する取扱要領」（2008〈平20〉年4月1日施行）を制定した。その主な内容は、利用料は無料とし、年齢は本学学生と競合しない25歳以上の者、閲覧のみのサービスとし、当日有効の利用カードを発行する、というものである。利用者対象者として東松山キャンパス図書館は、東松山市、鳩山町及び吉見町の在住・在勤者を対象とし、板橋キャンパス図書館は、板橋区または練馬区に在住・在勤または在学する者を対象としている。

2008（平20）年度の両図書館における地域住民への開放による利用申請者（登録者）は、板橋キャンパス図書館が延べ190名、東松山キャンパス図書館が延べ25名である。両館では2008（平20）年度からワンデイパスポートを発行する方法によって開放に対応している。今後、大学が地域社会に対して果たす貢献の中で、図書館が担う役割はますます大きくなると言えよう。

そのほか、地域連携センターおよび環境創造学部の講座受講者にも、希望者には図書館利用証を発行し、館内閲覧・館外貸し出しの利用に供している。

他方、本学学生教員以外の利用で問題となるのは図書館のセキュリティー確保である。そのため両キャンパス図書館とも、防犯カメラを完備している。

【点検・評価…長所と問題点】

本学が「地域に開かれた大学」であると、かねてより主張しているように、本学図書館も地域に開かれた図書館を目指している。

2008（平20）年度から実施している図書館の地域開放において、その対象となる域内人口は50万人を大きく上回っている。ただし、大学図書館が専門的な図書を中心とした集書方針のため、地域内住民の利用者は当初想定していたほど伸びていない。

両キャンパス図書館とも防犯カメラを完備しているが、利用規定違反者が発生した場合の対処方針が確定していないため、早急に確定する必要がある。

【改善方策】

地域住民への利用開放については、まだ情宣不足の面があるため、今後も自治体等を通じた広報を強めることで利用者を増やす。そのほか、地域に開放された大学の講座や地域連携センター講座の受講者にも短期利用を認めており、学内組織を通じて、図書館利用が開放されていることを周知徹底させる。図書館全体の開館日数の増加、土曜開館時間の延長により、利用者を増やしていく。さらに地域住民の利用状況を検討しつつ、利用条件について柔軟に対処する。

東松山キャンパス図書館では、2008（平20）年度に図書館のAVホールが全面的に改修され映像機器も最新のものに改められたことを契機として、かつて実施していた地域住民をも対象とした公開講座等を復活させ、これまで以上に多様な催事を企画する。このように本学図書館が大学の教育研究用機関として専門性を維持しつつ、保有資産を円滑に提供することで、さらに地域に広く認知され、本学が社会的貢献を果たすことができる。

他方、不特定多数の学外者が図書館に来訪することになるため、防犯カメラの設置台数を増やすほか、利用規定違反者などが発生した場合の対処マニュアルの作成も併せて行う。

第2節 各部署における取り組み

《 文学部 》

【社会への貢献】

・ 社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

【現状の説明】

教育学科は、学科としての性格と必要性から、いくつかのシステムを有している。

①サマースクールによる地域貢献

教育学科のゼミナールでは、約30年前から板橋区・高島平地区の小学生を対象に夏休み中、サマースクールを実施してきた。ゼミの3・4年生（例年20人あまり）と指導教員が「教師」「指導者」役になり小学3～6年生の子どもたち（定員50名）を引率して、東京近郊の宿泊教育施設で2泊3日を過ごす「夏の学校」である。

算数、理科、社会科、工作などの授業を大学生たちがよく準備して行うほか、集団遊びやキャンプファイヤーなども楽しむ。教職を志望する学生にとっては、生きた授業研究・子ども研究の絶好の機会であり、子どもたちにとっては興味深い活動的な学びの場となっている。サマースクールの開催に当たっては、当初から高島平団地の自治会の協力も得てきた。地域のイベントとして定着し、地域住民の好評を博している。

学生たちは各自の行った授業等を実践記録として書き、毎年『学びと遊びの楽しさを求めて—高島平サマースクールの記録』という本格印刷・製本の冊子にまとめ刊行している。2008（平20）年度で第29集を発行、近年、大学および文部科学省から補助金を得ている。

なお、2006（平18）年からは2月にウインタースクールを実施している。サマースクールに参加した子どもたちを中心にして小学1～6年生（約50名）を対象に、ものづくりや集団遊びを楽しむ。こちらは板橋校舎の教室を使い、宿泊なしで行っている。

②地域の子育て支援「ことばの相談室」

教育学科ことばの相談室では、地域の子育て家庭を支援する目的で、区内の保育所・幼稚園などと連携しながら、発達の遅れや育児に関する相談援助サービスを実施している。ことばの相談室では、共働き世帯の利便性を考え、土曜日午後には相談日を設定し、今日まで微力ながら地域の子育て支援としての役割を果たしてきた。より具体的には板橋区に在住する児童とその保護者を対象に相談室をひらき、教育学科の専任教員（言語聴覚士）が相談援助に当たっており、相談に加え、心理検査の実施、育児および教育上のアドバイスなどを行ってきた。

相談室を利用する子どもの多くは知的障害に起因する言語発達遅滞児であるが、そのほか機能性構音障害児や学齢期の発達障害児（学習障害など）もいる。相談内容は「就学先に関すること」が最も多く、次いで「子育てに関すること」となっている。なお、ことばの相談室では本学学生がスタッフとして加わっており、教師を目指す学生にとって、本相談室は貴重な発達臨床の場として機能している。

③高島第六小学校との連携

専攻科では高島第六小学校に学生をボランティアで行かせ、それを授業単位として認定し、小学校・大学の教員で話し合いながら指導している。また、いくつかのゼミから、同小学校にボランティアを送り、担当教員も時々授業支援などを行っている。

④地域の子育て支援～親子コミュニティ

大東文化大学現代 GP「高島平再生プロジェクト」は、大学・地元連携による高島平地域の魅力創出と再活性化をその目的とし、その一環として「コミュニティカフェ・グリーン」が運営されている。昨年、地域の保護者を対象とした育児支援ニーズ調査の結果、多くの保護者の「育児に関する相談相手がいない」、「母子共に近くに友達がいない」、「子どもと一緒に遊べる場がほしい」等のニーズが明らかになった。そこで、教育学科のゼミでは毎月第3月曜日、「コミュニティカフェ・グリーン」にて、少子化が進む高島平地域の親子を対象とし、子どもたちの発達を促すさまざまなプログラムを用意し参加してもらおうと同時に、保護者たちが気軽に地域の育児コミュニティに参加できることをねらいとして育児支援活動を行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

現状では、上記の4つのシステムは非常に良く機能している。したがって、現状特別な問題点は見当たらない。

【改善方策】

これから上記のような活動を積極的に進めていくなかで、問題点が見つかった場合には、それに応じた改善策を講ずる。

・教育研究の成果の社会への還元状況

【現状の説明】

文学部の教員は、それぞれの専門性を生かして教育研究の成果を社会へ還元している。

1. 公開講座など

大学の地域連携センターが主催する「オープンカレッジ（公開講座）」には、芸術、教養、歴史・考古学等の分野で数名の文学部の教員が講座を担当している。また、大学と板橋区の共催で実施されている「大東文化大学公開講座（板橋区共催）」では、文学部が過去3回担当学部となり、文学部の教員がオムニバスで公開講座を担当した。

2. 教員の学会活動

文学部のほとんどの教員は、それぞれの専門に応じてさまざまな学会に所属しており、学会の理事や評議員となり学会運営に当たっているほか、大会の開催や総会、研究会、事務局などを引き受け、積極的に活動している。

【点検・評価…長所と問題点】

本学部の多くの教員がそれぞれの専門性を生かして教育研究の成果を社会へ還元しているものの、文学部として、あるいは各学科単位で組織的に行っているわけではない。学部として、あるい

は学科としての取り組みが必ずしも十分ではない。

【改善方策】

教員の個別の活動とは別に、学部あるいは学科としての社会貢献ができる体制を整える。大学の地域連携センター主催の「オープンカレッジ（公開講座）」や大学と板橋区の共催で実施されている「大東文化大学公開講座（板橋区共催）」に、より多くの教員が参加できるように、講座のテーマや内容を積極的に提供する。

《 経済学部 》

【社会への貢献】

・ 教育研究の成果の社会への還元状況

【現状の説明】

（1）大東文化大学と東京都板橋区教育委員会は、大東文化大学が有する高等教育機能を地域社会に開放するとともに、大学の多様な研究成果を区民に還元することを目的に、大学公開講座を共催し、板橋区の生涯学習の振興および区民の学習ニーズに応じてきた。経済学部は、2007（平19）年度大学公開講座を担当し、「現代の格差問題を考える」というテーマのもとに、経済学部教員が中心となり8講座を実施した。

（2）これからの地域社会の形成には、産学公民の連携による対応が不可欠であるという認識のもとに、大東文化大学と東京都板橋区は、新しい時代に向けて克服すべき地域社会の課題に連携・協力して取り組み、心豊かにいきいきと生活できる板橋を創造することを目指して、2000（平12）年5月から「地域デザインフォーラム（地域連携研究）」（共同研究プロジェクト）を開始し、現在に至っている。

この共同研究プロジェクトは、大東文化大学の教員と板橋区の職員が共同研究員として参加し、板橋区の抱える政策課題を主要なテーマに、1期2年間の調査研究活動を展開し、その共同研究の成果を公表するとともに、板橋区の政策に反映させている。地域デザインフォーラムには、スタート当初から経済学部の教員が多数参加し、調査研究活動の推進及び研究成果の取りまとめなど、多くの貢献をしている。

【点検・評価…長所と問題点】

（1）大学公開講座（板橋区共催）は、8学部輪番制で担当し、2007（平19）年度は経済学部がその当番にあたり、実施した。講座のテーマに「格差問題」を据え、まさに時宜を得た内容であったので、出席者は毎回120名を超え、きわめて盛況であり、講師と出席者との間でインタラクティブな講座の展開が行われるなど、有意義でかつ評価の高いものであった。出席者の多くが比較的高齢な人なので、もっと若い世代の人たちも参加できるような工夫が必要である。

（2）地域デザインフォーラムは、スタートしてから現在5期10年目に入っている。それぞれの期において、テーマごとに分科会（共同研究員7名から10名程度で組織した共同研究プロジェ

クト）を設置し、地域政策課題を中心にフィールドワークや先進地事例調査、アンケート調査なども取り入れた調査研究活動を2年間行い、その研究成果は『地域デザインフォーラム・ブックレット』にまとめられ、現在までに18冊公表されている。また、『行政・大学連携による新しい政策形成』（ぎょうせい、2003〈平15〉年12月）が公刊されている。これらの研究成果は、板橋区の行政施策に反映されている。しかし、ここ数年、この共同研究プロジェクトに参加する大学教員が固定化してきており、研究テーマも新鮮味に欠けるものとなっている。より多様な専門領域の教員（研究者）を動員し、更なる重点課題研究に取り組んでいく必要がある。

【改善方策】

（1）大学公開講座については、8学部輪番制での担当を廃止し、より時宜を得たテーマのもとに全学的な取り組みを行う。

（2）地域デザインフォーラムの主要テーマが地域政策課題に関する調査研究であるので、この分野において主導的な役割を担っていく。

《 外国語学部 》

【社会への貢献】

・教育研究の成果の社会への還元状況

【現状の説明】

本学は大学の研究成果を地域社会に還元するとともに、地域との交流を密にするという立場から、本学の所在する板橋区と共催で大学公開講座を行っているが、2008（平20）年度は本学部中国語学科が担当し、8名の教員が「中国語の言語と文化」というメインテーマのもと8回の講義を行った。

また、大学の地域連携センターにおいて主に地域住民を対象として各種市民講座が開講されている。外国語学部では専任教員を語学講座やその他の講座の講師として派遣している。

2008（平20）年度における本学部教員の社会的活動として以下のものがあげられる。

英語学科教員1名が東京都墨田区教育委員会「平成20年度開発的学修向上プロジェクト」にプロジェクトアドバイザーとして参加し、専門的な観点からアドバイスを行った。

英語学科教員1名が2008（平20）年度、石川県高等学校教育研究会英語部会総会における記念講演を行った。また、高円宮杯第60回全日本中学校英語弁論大会の審査員を勤めた。

日本語学科教員1名が横浜市・横浜国際協力センターにおけるセミナーの講師を勤めた。また、（財）長野県国際交流推進協会主催の「中信地域外国籍市民日本語指導者養成講座」の講師を勤めた。

日本語学科では現在、インターネットによる日本語学習コンテンツの開発を進めている。これは世界中の日本語学習者が教室や自宅で日本語を学ぶことができるように、日本語学習コンテンツのウェブ配信をめざしたものである。応用言語学と日本語教育を専門とする教員の連携により、既存の市販の教材にはない、自然で実際の発話に近いコンテンツの開発を目指している。

【点検・評価…長所と問題点】

大学の公開講座は学科の輪番制で行われており、円滑に運営されている。大学の地域連携センターが主催する語学関係の講座は非常勤の教員が担当している場合も多く、今後は専任教員の担当する割合を増やす必要がある。

本学部の教員が専門性を生かして、地方自治体や NPO 法人の主催する講座に協力している点は評価できる。ただ、まだ個人的な活動にとどまっており、学部としての取り組みは十分ではない。

【改善方策】

1. 地域連携センター主催の公開講座に積極的に協力するとともに、語学関係の講座には本学部の担当する割合を増やすべく働きかける。

2. 本学部のホームページ上にこれまでの社会貢献の状況を開示し、自治体や NPO 法人からの要請を受け入れやすくする態勢を整える。

3. 日本語学科のネットを利用した日本語学習のコンテンツは 2009（平 21）年度より出来上がったものを逐次ネット上に配し、今後 5 年間のうちに完成させる。

《 法学部 》

【社会への貢献】

・ 教育研究の成果の社会への還元状況

【現状の説明】

（1）地域連携センターが大学全体の担当であるが、2000（平 12）年以来、大学の地元板橋区との間で協定を結び、「地域デザインフォーラム」という共同研究の仕組みを設けて地域の政策課題を毎年 4 テーマ程度選定して共同研究（双方から 10 人程度ずつの研究員）してきた。結果は冊子にまとめているが、学内では主に法学部および経済学部の教員がテーマ選定、研究、報告書作成等で主導的な役割を果たしてきている。2007（平 19）年度まで 4 期 8 年実施してきており、その研究成果は板橋区の行政運営の改善に反映しているほか、法学部学生への地域政策課題への実践的な研究成果として教育に活用している。

2008（平 20）年度は板橋区の区長が交代したこともあって新たな協定を結んだだけに終わったが、2009（平 21）年度から、第 5 期を開始することとなり、募集手続きが開始された。

これまで 2 年を 1 期とする研究機関の中間または期末に 21 冊のブックレットを刊行してきている。最近の第 4 期では 2007（平 19）年度に、次の 3 テーマについて刊行している。

「少子化対策」（No.19）

「学生まちづくりの研究」（No.20）

「危機管理と自治体」（No.21）

（2）本学（地域連携センター担当）と板橋区教育委員会との共催で大学公開講座（年間 8～10 回程度）が、学部（学科）ごとの輪番制で毎年開催されている。法学部では、法律学科が 2002（平 14）年度、政治学科が 1997（平 9）年度と 2009（平 21）年度に当番となり開催している。

また、板橋区生きがい推進部が管轄するグリーンカレッジ（主に高齢者向けの市民大学）や東松山市主催の「きらめき市民大学」にも法学部教員が出講している。

【点検・評価…長所と問題点】

（1）約20人程度の研究員の関心を有する地域の政策課題を研究する仕組みは、研究のみならず地方行政にとっても有意義である。また、研究成果は教育にも還元している。

問題点としては参加者が行政関係を担当する教員に偏りがちなことがあげられる。

（2）大学公開講座は定員150人の社会人教育であるが、大学の地域社会への貢献の一環としての意義を有する。その他は高齢者の生きがい対策としての性格であるが、依頼を受けて講師を派遣し、感謝されている。

【改善方策】

（1）2009（平21）年度からの第5期においても、法学部教員が積極的に研究テーマの提示から共同研究のリーダーとしての役割を果たしていく予定である。その際、できるだけ学内の教員に新規の参加を呼びかける。

（2）大学公開講座は、毎年、学部（学科）ごとの輪番は適当な頻度であり、今後も継続していく。

その他の市民大学等への派遣は要請に積極的に対応する。

《 国際関係学部 》

【社会への貢献】

・社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

【現状の説明】

国際関係学部はキャンパスが位置する東松山市と鳩山町を中心とする地域連携を重視している。東松山市の情報公開・個人情報保護審査会委員や国際交流協会には継続的に教員を委員として派遣しているほか、次のような活動を行っている。

①正規の授業科目に市民が参加して行っている「大豆のアジア学」

「大豆のアジア学」は、本学部の「学生による企画・参加・実行型の活動」の中心講座である。この講座は、鳩山町の「『環のまち』元気づくりプロジェクト」において、町と大学の交流の「環」として、大学側委員と町民委員の共同で企画された施策である。鳩山町の特産品である「大豆」は「アジアの食文化の横綱」であることに注目し「大豆」を通じて、鳩山町とアジア理解教育の拠点校である本学部が交流を深めていこうという趣旨である。2004（平16）年度から2年間の準備期間を経て、2006（平18）年度から本格実施、2007（平19）年度には、特殊講義として正規のカリキュラム（土曜日の第4時限）に編入された。3年間の延べ参加学生数は、50名弱である。

②「アジア芸能の夕べ」

特色 GP「アジア理解教育の総合的取組」の一環として始まった「アジア芸能の夕べ」第1回は

2007（平19）年11月23～24日の両日行われ、インドネシア、韓国、インド、中国の音楽・舞踊が上演された。第2回は2008（平20）年12月6～7日の両日行われ、タイ、インド、インドネシア、アラブの音楽・舞踊が上演された。また公演とは別に、インドネシア・インドの舞踊・音楽を自ら演じてみる「体験講座」も行われた。各日とも約300名の近隣住民に加え、卒業生100名近くが鑑賞した。東松山市および東松山市国際交流協会の後援を得、緊密な連携のもとに行われた。

【点検・評価…長所と問題点】

「大豆のアジア学」は、座学では容易ではない「社会人基礎力」や「人間力」の養成のために有益である。「大豆のアジア学」をきっかけに、大学全体として鳩山町との「地域連携」が進んだ。その一方で受講者数が少ない、学生の「企画力」を鍛える場になりえていないという問題点もある。

「アジア芸能の夕べ」は触れる機会の少ないアジアの伝統芸能の公演であったので、非常に好評を博した。出演者が限定されているため、毎年異なる出演者を探すのは簡単ではない。また、これまでは特色GPの予算で実施してきたが、今後は大学予算で実施することになるので、規模を縮小せざるを得ない。

【改善方策】

「大豆のアジア学」に関しては、①学生が参加しやすい授業形態を工夫する、②学生の「企画力」や問題意識を高めるために「起業」という側面を導入する、③鳩山町の「耕作放棄地」の減少という課題に、学生の視点で具体的な提言ができるような、たとえばインターンシップのための環境を整える。「アジア芸能の夕べ」に関しては、講演を1日とし、地域住民のほか、近隣の高校生も招待し、観客層を拡大する。

・教育研究の成果の社会への還元状況

【現状の説明】

国際関係学部の教員は、それぞれの専門性を生かした社会貢献を行っている。

1. 公開講座

大学主催の公開講座には、歴史、芸術、音楽等の分野で数名の国際関係学部教員が講座を担当している。

2. 教員の学会活動

国際関係学部のほとんどの教員は、それぞれの専門に応じてさまざまな学会に所属しており、学会の総会、研究会、事務局の引き受けなどで積極的に活動している。

3. 教員の社会的活動

国や自治体の講座の講師あるいは各種委員会の委員として活動している教員も少なくない。2009（平21）年度の主なものとしては、（財）いきいき埼玉講師、防衛省防衛研究所講師、第24回国文祭掛川実行委員会委員、NPO 法人富士見市民大学講師、国際交流基金講師、（財）世界緑茶協会講師、日本貿易振興機構講師、財務省財務総合政策研究所特別研究官、アジア経済研究所研究会委員、国際日本文化研究センター協同研究員、国連難民高等弁務官駐日事務所学術研究委員などがある。

特筆すべき社会活動として、国際文化学科教授が、インドネシアのプラムディヤ・アナンタ・トゥールの歴史長編小説4部作を翻訳し、2008（平20）年度第59回読売文学賞（研究・翻訳部門）を受賞したこと、同じく国際文化学科教授のアラビア書道作品が大英博物館イスラム美術収集部に2007（平19）年から常時展示され、シンガポールアジア文明博物館に永久コレクションとして収蔵され、さらにマレーシアでもイスラム美術館マレーシアに全作品アーカイブを作成準備中であることが挙げられる。

【点検・評価…長所と問題点】

本学部の多くの教員がそれぞれ社会で専門性を生かした活動を行っているが、組織的でない点は否定できない。学部としての取り組みが不足している。

【改善方策】

教員の個別の活動とは別に学部としての社会貢献ができる体制を整える。正規授業の地域住民への開放、より多くの教員が担当できる公開講座を充実させる。

《 経営学部 》

【社会への貢献】

・教育研究の成果の社会への還元状況

【現状の説明】

学部教員が地域連携センターの公開講座の企画参加や講師として参加している。また、簿記・会計講座の実施などを通じて地域住民に対し教育サービスを行っている。そのほか、地元の区民や企業関係者に対し、シンポジウムへの招待を行っている。要請に応じ企業や団体の講演会や行事に講師や相談役を派遣することもある。

【点検・評価…長所と問題点】

大学で実施される公開講座への参加者には、資料を作成し配布してはいるが、不参加の方にも講座内容を届けるための広報手段を検討する必要がある。また、過去において簿記検定を地元商工会議所と協力して実施したことがあり、好評だったが実施には負担が大きく継続しなかった。本学部としても社会への貢献として、区民との交流を考えるため何らかの企画立案が待たれる。

【改善方策】

学部として、研究成果の社会への還元を進めるため、今後はキャンパス所在地の自治体および関係団体に的を絞った行事を企画する。この企画を関係諸団体にも事前に資料を配布し、広報活動を広く依頼する。シンポジウムや行事は、事前のみでなく事後にも報告の資料を作成し、配布する。

《 環境創造学部 》

【社会への貢献】

・ 社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

【現状の説明】

本学部では、(1) 中板橋商店街活性化事業（なかいた環創堂 2005〈平17〉年度～2008〈平20〉年度、東京都補助事業）と(2) 高島平再生プロジェクト（2007〈平19〉年度現代GPに採択）、(3) 板橋・環境創造講座（2001〈平13〉年度～）という3つの地域連携事業を通じて、社会貢献を行うとともに、教育プログラムとしても活用している。

(1) は中板橋商店街の活性化を図ることを目的に、「なかいた環創堂」（空き店舗の活用）を拠点に活動する事業で、約40名の学生スタッフ（環境創造学部所属）が活動に従事している（専任教員5名が担当）。(2) は、高島平団地を核とした地域社会と大学とが相互補完的な関係を築くことにより、高島平地区を新たな公共世界として再生する事業で、団地居住プログラムで団地に住む学生（24名：学生の所属は他学部・大学院各研究科にまたがる）を中心に、コミュニティカフェ、ラジオ放送、養蜂、地域通貨、各種ボランティア・プログラムなどを常時実施しているほか、年に1回はシンポジウムを開催している（専任教員5名前後が担当）。(3) は学部創設以来の事業で、板橋区との共催講座である。対象とする受講生は、一般（地域住民）、本学学生（正規のカリキュラムに基づく講座につき単位認定あり）、高校生（協定校高校生・単位認定制度あり）である。主として板橋区内で生じている問題とその解決のための諸策を学ぶ講座で、講師は本学教員、板橋区職員などが務める。

【点検・評価…長所と問題点】

いずれの事業も、地域に対する貢献という点では一定の評価ができる。また、高島平での活動を中心に、マスコミなどでも取り上げられ、広報面でも成果を挙げている。ただし、(1) 大学教育と地域連携とのバランス（教育を重視するのか地域連携を重視するのかという問題）(2) 補助金に依存する構造（文部科学省・東京都などの補助金）(3) 「世代交代」「事業継承」（学生の世代が交代することによる事業継続の難しさ）(4) 住民や地域のニーズの所在（地域のなかの誰のどのようなニーズを満たしていけばよいのか）といった問題点も抱えている。上記のほか、板橋・環境創造講座については、一般受講者数の伸び悩みという問題がある（受講者は2001〈平13〉年44名、2002〈平14〉年40名、2003〈平15〉年29名、2004〈平16〉年58名、2005〈平17〉年31名、2006〈平18〉年18名、2007〈平19〉年31名、2008〈平20〉年21名、2009〈平21〉年19名）。

【改善方策】

(1) 地域住民の理解を得ながら教育プログラムとしての位置づけをより明確にし、その範囲内で最大限の地域貢献を目指す。

(2) コミュニティカフェを一部有料化するなど、補助金だけに依存せず、一定の収益を上げられるような事業形態を追求する。

(3) 学生間の交流の場を増やし、縦コミュニケーションを強化する。

- （4）地域住民と粘り強く協議する。
 - （5）板橋・環境創造講座については、その広報活動などを強化する。
- いずれの方策も 2011（平 23）年度までに達成する。

・教育研究の成果の社会への還元状況

【現状の説明】

教育研究の成果については、(1) 地域貢献を目的とした企画案や専門知識の提供、(2) 地域貢献プログラム実施の際の学生の指導・誘導というかたちで教育研究成果を還元している。「なかいた」、「高島平」とも事業そのものは軌道に乗っており、教員の指導のもとに、学生自身が各種行事等の企画案を示し、実際にその企画を地域住民とともに具体化している。「なかいた」では、へそ祭（7月）・歳末セール（12月）などが事業の中心であり、「高島平」では、コミュニティカフェで地域住民向けに開催される各種講座（学生がその得意分野について地域住民に講義する英語講座、中国語講座など）が事業の中心となっているが、膝イタ体操（高齢者向け体操）など不定期のプログラムも実施されている。板橋・環境創造講座については、講座の企画と講義の担当というかたちで、もっぱら教員による研究成果の還元が行われている。

これらの事業の意思決定と評価については、「なかいた」では月例の「フライデーナイト」（商店街振興会組合員・学生・教職員・区役所担当者が参加する協議の場）、「高島平」では月例の「三者協議会」（住民・学生・教職員が参加する協議の場）で行われている。

【点検・評価…長所と問題点】

「なかいた」、「高島平」ともに、成果の還元については住民らから一定の評価を受けている。「なかいた」では本学部が参加するイベントの集客数がひとつの指標となるが、商店街からは特段のデータを示されていない。ただし、商店街振興会より本学部が企画に参加するイベントごとの集客数については年々増加しているとの報告を受けている。「高島平」では、たとえばコミュニティカフェの集客数（週当たり）が指標となるが、現状で約 80 名となっている。カフェの集客数については、比較するデータを取得するのが難しいが、三者協議会に参加する住民メンバーからは高い評価を受けている。学生がかかわる部分については以上のように概ね順調だが、教員による専門知識の提供という点では、板橋・環境創造講座、高島平関連のシンポジウム、「膝イタ体操」（高島平）を除くと、なお不十分であるとの印象は免れない。

【改善方策】

1. 還元の状況を客観的に評価する方法を確立する（集客数の調査・外部評価の必要性）。これにより、地域のニーズに関する情報も収集できる。
2. 地域のニーズを計りながら、教員の専門知識を生かしたプログラムを開発する。
3. 既存のプログラムについても、地域のニーズを適格に把握しながら常時見直す。

《 スポーツ・健康科学部 》

【社会への貢献】

・社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実

【現状の説明】

スポーツ・健康科学部では、専門教育科目の一部、また授業の一環として、学生参加型の地域貢献活動を推進している。高坂丘陵地区体育祭における体力測定事業、鳩山町との連携による中高年者を対象とした筋力トレーニング教室等の事業、また子どもを対象とした地域貢献事業としては、少年少女バレーボール教室やフットサル教室も実施してきた。また、幅広い意味での社会貢献活動としては、日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）からの受託研究である「Jリーグ・アカデミーフィジカル測定プロジェクト」や、Jリーグクラブ（FC東京）のユース（高校生）選手を対象とした体力測定を定期的に行っている。これらの社会貢献事業には学生も積極的に参画しており、貴重な実学の機会となっている。また、東松山市内、周辺地域医療機関の臨床検査技師、職員の研究・教育の場として、夏季、冬季休暇、および日曜日を利用して当学部の施設・設備を提供し、地域医療に貢献している。

【点検・評価…長所と問題点】

学生参加型の地域連携事業への積極的な取り組みを通じ、学生の実践力の育成という教育効果とともに社会貢献の実績を蓄積し、大学ならびにスポーツ・健康科学部の地域における知名度とイメージアップに貢献している。一方、地域連携事業に関する事務担当部署が不明確であること、測定機器の使用法などに精通した学生スタッフの継続的確保が困難であることが問題点である。

【改善方策】

- ①学内組織（地域連携センター）との役割分担を明確化する。
- ②学生による地域貢献活動を単位として認定する。
- ③学部としての窓口・事務作業分担を一本化する。

・教育研究の成果の社会への還元状況

【現状の説明】

スポーツ・健康科学部の教員は、それぞれの専門性を生かした社会貢献を行っている。

1. 公開講座

地域連携センターが実施しているオープンカレッジ講座に、スポーツ・健康科学部企画講座として「健康づくりエクササイズの実践」を開講している。

2. 教員の学会活動

スポーツ・健康科学部のほとんどの教員は、それぞれの専門に応じてさまざまな学会に所属して

おり、学会の総会、研究会、事務局の引き受けなどで積極的に活動している。

3. 教員の社会的活動

国や自治体の講座の講師、あるいは各種委員会の委員として活動している教員も少なくない。

2009（平 21）年度の主なものとしては、

- ①東松山市きらめき市民大学院に講師 1 名の派遣
- ②東松山市きらめき市民大学に講師 2 名の派遣
- ③鳩山町健康づくりトレーニング事業に講師（複数）の派遣

【点検・評価…長所と問題点】

本学部の多くの教員がそれぞれ社会で専門性を生かし多岐にわたる活動を行っているが、組織的でない点是否定できない。学部としての取り組みが不足している。

【改善方策】

教員の個別の活動とは別に学部としての社会貢献ができる体制を整える。

《 外国語学研究科 》

【社会への貢献】

・教育研究の成果の社会への還元状況

【現状の説明】

外国語学研究科発行の学術研究誌や専攻単位で発行する学術研究誌は、ホームページを通して案内したり、本研究科所属の教員が個人的にコンタクトして紹介したりして、入手希望者や入手承諾者を確定し、配付している。また、言語科学、言語教育・習得、言語文化などへの知的教養を高めたり、学究的興味・関心を喚起するために、社会人の参加も呼びかけるワークショップ、シンポジウム、講演会などを行っている。ホームページを通して情報交換などを行うことも可能にしている。

【点検・評価…長所と問題点】

本研究科所属の教員等の個人的な活動に負うところが大きいですが、その一方で組織的な活動の必要性も認められる。

【改善方策】

本学他機関の行う組織的な対外交流活動と本研究科における社会的交流活動との連携を強化し、教育研究成果利用の促進に向けたシステム整備を行う。

《 法務研究科（法科大学院） 》

【社会への貢献】

・教育研究の成果の社会への還元状況

【現状の説明】

1. 講演会、シンポジウムの開催

法務研究科開設以来、下記のような講演会、シンポジウムを開催し、学内外への参加を呼びかけた。

2005（平17）年1月28日

講演会「国際取引に関する中国の法整備について」（精華大学法学院副教授）

2005（平17）年3月18日

講演会「米国における環境法コンプライアンス」（カリフォルニア大学バークレー校教授）

2005（平17）年11月17日

講演会「法人に関する法体系の構想」（一新法務法人代表）

2006（平18）年2月15日

講演会「許可抗告制度による法令解釈の統一」（前最高裁判所判事）

2006（平18）年3月11日

講演会「東アジア裁判外紛争解決機構」

「東アジア裁判外紛争解決機構の必要性と可能性」（大韓弁護士協会事務総長）

「中国における法的紛争の現状及び紛争解決の仕組み」（中国弁護士）

2007（平19）年11月2日

シンポジウム「東アジア裁判外解決機構（EAADR）」

2008（平20）年12月16日

講演会「弁護士任官判事を終えて」（前最高裁判所判事）

2. 共同研究の成果の公表

法務研究科の刑事法担当の専任教員で構成される「大東文化大学大学院刑事法研究会」が、法務研究科での授業の経験を踏まえて、『刑事法総合ゼミナール』（成文堂、2008（平20）年）を、研究会の成果として上梓した。

3. リーガルクリニックセンターにおける無料法律相談の実施

カリキュラムの一環であるリーガルクリニックとして、無料法律相談を法務研究科内のリーガルクリニックセンターで実施し、一般市民からの法律相談に応じている。

【点検・評価…長所と問題点】

講演会、シンポジウムについては、学術的あるいは実務的に価値が高いものであるが、本研究科外に対する周知が不十分であり、本研究科外からの参加が少数にとどまっている。

法務研究科内の共同研究の成果の公表は、今のところ、刑事法研究会の『刑事法総合ゼミナール』

だけにとどまっております、今後、他分野でも同様の試みが必要である。

リーガルクリニックセンターにおける無料法律相談においては、受任事案となる場合もあるなど、一定の成果を上げているが、相談者の数が必ずしも多くなく、改善の余地がある。

【改善方策】

講演会、シンポジウムについては、充実した内容のものを今後とも実施する予定であるが、周知方法を新聞、雑誌広告などに拡大し、本研究科外からの参加者が増えるようにする。リーガルクリニックセンターにおける無料法律相談についても、周知方法を改善し、広く一般市民に対して呼びかける。

《 東洋研究所 》

【社会への貢献】

・教育研究の成果の社会への還元状況

【現状の説明】

公開講座を毎年11月に、週1回で3週連続して開催し、24回目を迎えた。2年前より5年間各年2回以上出席した受講者に対し表彰する制度を設けた。

年4冊発行の機関紙『東洋研究』と出版物の発行をもって研究の成果を社会へ還元している。

【点検・評価…長所と問題点】

[長所]

1. 年3回の講座ではあるが、表彰制度を設け出席意欲を持ってもらうことにより受講者数も安定し、生涯学習につながっている。
2. 出版物を通して学術的知識を提供し、社会へ還元している。

[問題点]

1. 公開講座の開催日が平日の13:00～15:00であるため、受講者が退職した高齢者に偏っており、若年層への取り組みが今後の課題である。
2. 社会への還元が、公開講座のみでは十分とは言えない。

【改善方策】

1. 広報活動と情報公開をインターネットで行ったり、新聞・雑誌のコラムで研究動向を公開する。ポスター・チラシなど町内掲示板、公共図書館等に配布し掲示をお願いする。開催日も若年層が参加しやすい土曜日の午後などを利用し、回数も増やす。
2. 出版を目的とする研究班以外で、研究発表を中心とする研究班の研究会へ、研究員以外の自由な聴講者の参加を認める。

《 書道研究所 》

【社会への貢献】

・ 社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

【現状の説明】

全国各地で書を学ぶ高校生を対象にした「高校生のための書道講座」は、書道研究所の書道教育附属事業の一環である。講師陣の授業以外に、本学書道関連学科学生たちによる実技授業の補佐・受講生への学生生活や受験対策の相談、貴重展示資料の説明など、大学と高校生を結ぶ橋渡しの役割の一端を担い、大いにその効果を上げている。さらに本学主催の「全国書道展」は昨年で50回大会を迎えるなどその歴史と伝統は古く、応募作品点数約23,000点という質量共に最高の規模と内容を誇り国内外からの評価が高い。その膨大な作品の搬入書類整理・審査補助・成績通知作成・特集号編集から展示会場設営・表彰式などの運営に数多くの学生が携わり、書道展全般のアートマネジメントやプロデュースシステムの体験を行うことができる。

また一方では、当研究所の知的財産資料としての貴重な拓本（原拓）・図書・寄贈図書・作品の整理、または一般公開にむけての企画展のための資料選定・資料作成・展示の補助に学生もあたるなど、研究活動と研究資料整理方法などの体験が行えるような環境システムが構築されている。

【点検・評価…長所と問題点】

大学で唯一の月刊『大東書道』誌は、年々会員数も増加しており、現在約8,000名の会員を擁している。その主な増加要因は、一般から幼児まで幅広い年代で学習できる内容が網羅されていることによるものである。特に、日本最高峰の書作家たちによる課題手本の揮毫を中心とした技法的分野、または書の歴史や芸術教養文化や現代書道の視点も取り込んだ、書道教養文化にまつわる総合雑誌としてその評価は高い。

さらに、大東書道会員と卒業生高校書道教員・全国の一般書道愛好者などによって支えられていた「全国書道展」は、これまでの国内展から中国を中心に東アジア・欧米諸国からも応募できる仕組みを導入して、国際的な規模に拡大したことにより、応募総数の増加につながると共に、本学の建学の精神である「東西文化の融合」の実現にも大いに貢献できた。

また、全国各地で書を学ぶ高校生の本学へ進む登竜門の一つとしての「高校生のための書道講座」、社会人対象の書道実技講座・書道芸術文化講演会などが相互に連環した書道教育システムが構築されている。あわせて、書学研究者への貴重資料や専門書の開放も行っており、拓本研究・法帖研究者の利用者も年々増加の傾向にあり、書を学習する方々が段階に応じた学びやすい環境が整備されている点が、当研究所の大きな利点と捉えている。特に、膨大な資料の拓本整理には、本学書道関係学科学生がローテーションを組み、時代別に整理・分類を行うなど緻密な作業を積極的に行っていることは特筆に値する。

しかし、利用者が少しずつ増加の傾向にあるとはいっても、これら環境の利用方法や情報内容の積極的な広報活動については、いまだ不十分なところは否めない状況にある。

【改善方策】

これらの教育事業や相互関連した教育システムの内容と利用方法などについては、学内においては書道関連授業や学内掲示、学外においては当研究所の月刊『大東書道』誌などを含めた数多くの刊行物などを通じて、継続的な広報活動を行う。

<2008（平20）年度高校生のための書道講座・全国書道展概要>

講座名	講座内容	開催期間	受講対象・受講者数	受講者負担額
高校生のための書道講座 (沖縄編)	講演	2008(平20)年5月16日～ 5月17日	沖縄県内高校生 定員 80 総計 107 男性 11 女性 96	無料
	漢字 楷書 (臨書・創作)			
	漢字行草書(臨書・創作)			
	漢字隷書(臨書・創作)			
	仮名(臨書・創作)			
高校生のための書道講座 (熊本編)	漢字 楷書 (臨書・創作)	2008(平20)年6月21日	九州圏内高校生 定員 145 総計 156 男性 28 女性 128	無料
	漢字行草書(臨書・創作)			
	漢字隷書(臨書・創作)			
	仮名(臨書・創作)			
高校生のための書道講座 (板橋校舎)	漢字 楷書(臨書・創作)	2008(平20)年7月30日～ 7月31日	高校2・3年生 定員 180 総計 221 男性 27 女性 194	無料 (テキスト代 1,000円)
	漢字 行草書(臨書・創作)			
	漢字 隷書 (臨書・創作)			
	仮名(臨書・創作)			
第50回 全国書道展記念展	大東文化大学(書道研究所)	2009(平21)年11月24日	総出品点数 22,721点	

・教育研究の成果の社会への還元状況

【現状の説明】

現在、当研究所は書に関する研究・調査及び諸事業を行い、書芸術並びに書教育の高揚発展に寄与することを目的に、次の事業で社会への発信を行っている。①各研究員の研究成果である『大東書道研究』紀要の年次刊行を通じて、全国の国公立図書館・芸術系公的機関及び書学研究者などへの成果の発信（献呈）、または会員数約8,000名を有する月刊『大東書道』誌の発行、産学共同事業

による「書道テキスト」（11巻）・「漢字・仮名條幅手本」（2巻）などのテキスト類の刊行 ②研究所所蔵の貴重資料・書籍・拓本資料・作品等の書学研究者への資料提供 ③「高校生のための書道講座」、社会人対象の書道実技講座・書道芸術文化講演会及び「全国書道展」の開催などを通じての進学希望者や一般書道愛好者への書の啓蒙活動 ④高校芸術科書道関係協会等諸教育機関からの要請に対する、指導及び助成 ⑤書道資料調査研究の受託 ⑥その他、書に関する社会事業への協力など、総合的視点に立脚した芸術文化並びに教育・研究の活動を行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

当研究所は、【現状の説明】の中で列挙した基本的項目に示されているように、書道における日・中書学研究等の成果発信、または書道芸術にかかわる出版事業や各種講座・講演等の企画運営から書教育への支援など、総合的な見地から日本の書道文化の向上に大いにかかわりながら、積極的に発信・協力・支援を行ってきた。よって、書の諸分野からの評価と期待は高いと思える。ただし、年々増大化傾向にある貴重作品資料・書籍関係資料等の整理分類やデータベース化などが、現状の人的構成の限度から遅々として進んでいないところに問題がある。

【改善方策】

特に、書籍関係のデータベース化については、高額な予算執行が伴うことから、今後は当研究所の事業計画の骨子に据えて、総予算の枠において優先的に計上する。

《 人文科学研究所 》

【社会への貢献】

・教育研究の成果の社会への還元状況

【現状の説明】

研究成果を口頭発表する場として「研究班報告会」を学内で行い、全研究班活動報告の『所報』、研究論文集『人文科学』、特定の研究班による『研究報告書』を毎年刊行して、国内外の研究機関・図書館等に寄贈している。

【点検・評価…長所と問題点】

長所は、国内外の研究機関・図書館等に、『人文科学』と『研究報告書』を寄贈し、高い評価を受けている。

問題点は、研究班の活動内容および成果の一般社会への周知が徹底されていないことである。

【改善方策】

研究所刊行物『人文科学』、『研究報告書』、『所報』および、口頭発表の「研究班報告会」の活動内容などを公開するホームページを開設する。

《 経済研究所 》

【社会への貢献】

・教育研究の成果の社会への還元状況

【現状の説明】

経済研究所は、地域を含めた社会経済に関する専門研究（理論、実証および政策）の紹介や啓蒙活動を行っている。具体的には、研究所主催あるいは地域公的機関との共同開催シンポジウムや会議を通して、研究員の専門的見解を示しながら、地域住民や行政担当者の意見・政策形成を促し、同時に意見交換を行っている。

また、専門理論研究報告を行い、特に東アジア地域の社会経済事情を紹介し、先端問題や特殊問題に対する理解を深めている。毎秋に開催される「経済シンポジウム」や数年ごとの「東アジア地域国際シンポジウム」は、地域住民に向けた啓蒙的な公開講座の役割を果たしてきた。

【点検・評価…長所と問題点】

社会に対して経済研究所の直接および間接的貢献がある。歴史的に、大学全体のエクステンションセンター（現「地域連携センター」）に先駆けて、シンポジウムや機関・団体交流を通して地域に一定の貢献を果たした。しかし、最近では、教養・生涯教育、地域連携に関する大学全体のシステムが整い、経済研究所開催シンポジウムの近隣住民向け公開講座的役割は終了したと思われる。実際、「経済シンポジウム」への地域住民の参加者は年々減少している。

【改善方策】

地域社会の問題や地域住民に対するカレント・トピックスの解説、および交流は主に現行の地域連携センターに移し、経済研究所は間接的貢献を目指して一般的経済分析、方法論や思想の紹介に特化する。近年では、特殊テーマにも精通する地域住民が増加し、専門的分析報告に対する的を射た論評も行われ、研究員・大学研究者への刺激も大である。それゆえ、今後は「経済シンポジウム」を専門家の報告および公開議論の場として位置づける。

《 語学教育研究所 》

【社会への貢献】

・教育研究の成果の社会への還元状況

【現状の説明】

外国語学部附置研究所の機能として大学外国語学部、大学院外国語学研究科の教学向上への寄与と同時に、地域社会との文化交流を視野に入れた研究の還元が要請されるが、その実践活動として各種講演会、シンポジウムを開催している。また、「語学教育研究所通信」を年2回発行し、学内外

に送付するほか、インターネットによるホームページを充実させ、研究成果を外部に積極的に発信している。

【点検・評価…長所と問題点】

学内においては、各学部の語学教員との連携、情報の共有、共同研究の指向が十分に検討されなければならない。同時に学外、地域社会との交流についても定期的に研究活動を広報するなどの具体的な作業が義務づけられる。これらの活動の広報的側面に関しては、現状では学内にとどまっている傾向があり、他大学との共同研究、および地域社会との密着した交流を推進するには現在の研究所自体の規模、体制、予算的規模においても制約がある。また、現在の研究員体制は専門研究員ではなく、学部学科教員が兼担するという体制に拠っているため、十分な研究活動の環境が維持されているとはいえない。

【改善方策】

今後は研究員の研究環境の確保、整備にいつそう努めていく。また、研究員の課題別研究の遂行に当たっては共同研究を先行させ、授業に還元できる指向性を共有する。また、地域社会の参画を視野に入れた活動の展開、発信力の向上においては、現在の研究所の活動規模を再検討すると同時に、外部の客員研究員などの動員を図っていく。また、外国語学部以外の学部に所属する学内語学教員を研究員として選出するなどして、より充実した研究体制を拡充する。

《 法学研究所 》

【社会への貢献】

・ 教育研究の成果の社会への還元状況

【現状の説明】

法学研究所は毎年1回、本学学生を含む地域住民を対象とした「公開法律シンポジウム」を開催している。

①公開法律シンポジウムのテーマ・パネリスト

公開法律シンポジウムのテーマは、コーディネーターを委嘱している著名な弁護士（木村晋介氏）と調整のうえ、法学研究所運営委員会で決定される。下記のとおり過去5年間のテーマは、時宜に合ったものが選ばれている。

- ・ 2004（平16）年度テーマ：「北朝鮮における人権問題」
- ・ 2005（平17）年度テーマ：「郵政民営化でこれから日本はどうなる」
- ・ 2006（平18）年度テーマ：「憲法第9条の改正の是非を問う」
- ・ 2007（平19）年度テーマ：「裁判員制度って本当に大丈夫か？」
- ・ 2008（平20）年度テーマ：「振り込め詐欺があなたを狙う」

公開法律シンポジウムにおいては、当該テーマに関係する分野を専攻している法律学科専任教員による論点提示を受けて、複数のパネリストが賛成・反対の立場から意見を戦わせ、コーディネー

ターが議論を整理したうえでさらに討論・質疑応答を行うという方式で進められる。このため、参加者からは、議論の内容が分かりやすい、理解が深まった、などの評価を受けている。

また、公開法律シンポジウム終了時には、参加者からアンケートの提出を求め、以後のテーマ選定等のための参考資料としている。

②公開法律シンポジウムの参加者

公開法律シンポジウムの参加者は、100名前後で推移している。しかし、その多くは本学学生であり、地域住民の参加は20～30名にとどまる。法学研究所では、前年度の参加者へのダイレクトメールの送付や一般新聞・高島平団地新聞及び大学ホームページ等への掲載等を通じて開催案内を発信しているが、近年、参加者数は伸び悩みの状況にある。

③公開法律シンポジウムの成果公表

公開法律シンポジウムの内容は、毎年度末に発行される『大東文化大学法学研究所報 別冊』に掲載されている。また、2007（平19）年度のシンポジウムについては、木村晋介監修『激論！「裁判員」問題』（朝日新聞出版、2008〈平20〉年）にも転載された。

【点検・評価…長所と問題点】

公開法律シンポジウムでは、法律学科専任教員がパネリストとして討論に加わるなど、積極的な役割を果たしている。しかし、総体としての法学研究所の教育研究活動という観点からみると、その成果の還元は部分的なものにとどまるといわざるを得ない。また、公開法律シンポジウムの案内やその成果物である『大東文化大学法学研究所報 別冊』の配布も、十分な体制が整っていないため、法学研究所が社会的認知を得ることを難しくしている。

【改善方策】

公開法律シンポジウムへの地域住民のより一層の参加を促すために、板橋区の区報（「広報いたばし」）等にも開催案内の掲載を依頼する。また、板橋区の協力を仰いで、「地域センター」等の各種文化施設でも、公開法律シンポジウムの成果である『大東文化大学法学研究所報 別冊』を閲覧可能とすることによって、法学研究所の社会的認知度を高める。

法学研究所研究部会の研究班活動の成果を地域に還元していくために、板橋区等と連携・協力しながら、各種の社会文化活動への講師派遣を行うなどの方策を推し進める。

《 国際比較政治研究所 》

【社会への貢献】

・教育研究の成果の社会への還元状況

【現状の説明】

毎年1回、国際シンポジウムと国内シンポジウムを隔年に開催し、キャンパス近辺の住民の方にも参加を呼びかけている。

【点検・評価…長所と問題点】

広報活動が不足しており、地域住民の参加がほとんど見られない。

【改善方策】

シンポジウム開催のチラシを、本学「地域連携センター」を通じて配布する。

第 8 章 教員組織

第8章 教員組織

大学は、教育研究を行うために、適切な教員組織を整備しなければならない。

第1節 大学における教育研究のための人的体制

教員組織の到達目標は、建学の理念、目的および教育目標に則り、高度な専門的知識を教授し、実践的能力を育成する教育研究を実施するために必要な組織の構築である。

その実現は、大学全体で教育研究の目指すべき方向性に統一性を持ち、経営的理念を背景とした組織の役割や機能を明確化し、その情報を大学構成員が共有することにある。

特に専任教員の募集にあたり、外国人、社会人および女性教員などの受け入れの改善、助教・特任教員・客員教員など任期付専任教員制度を活用し、教員組織の活性化と同時に教育研究活動の客観的な評価システム導入に向け組織力改善への努力を不断に行う。

到達目標

1. 学部及び研究科の教育研究水準の維持向上と教育研究活動の活性化を図るため、主要な授業科目への専任教員を適切に配置する。
2. 教員採用計画に立脚しつつ、専任教員の各年代別年齢構成比に偏りが出ないように配慮する。また、多文化共生の面からの外国人教員採用、女性の専任教員比率向上を目指し、段階的に採用する。
3. 初年次教育、基礎教育等の充実および若手・中堅教員を育成するため助教制度を導入する。また特任教員制度の有効活用を促進する。

【教員組織】

- ・学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性
- ・大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性(専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか)

【現状の説明】

本学の専任教員数（法務研究科を除く）は、総数 352 人で、設置基準教員数 295 人を満たしている。その内訳は専門教育担当 269 人、基礎教育・教養教育（全学共通科目）及び基礎教育としての外国語教育担当教員（以下「全学共通科目等担当」という。）83 人である。2 つの学部（国際関係学部、スポーツ・健康科学部）で現在、設置基準教員数を満たしていない。国際関係学部は設置時に教養課程も包含した教育体制で申請した経緯があり、その数に全学共通科目等担当教員を含んでいる。また、スポーツ・健康科学部は、カリキュラム再編成の計画があ

った関係で、補充の人事を行わなかった経緯がある。

文学部と外国語学部は、兼任教員数が多くなっている。その理由は語学訓練、書道、音楽等の個人指導等といった教育の特色があることに加え、所属が文学部、あるいは外国語学部であるが他の学部の科目も担当している場合があること、さらに科目が学部・学科間の相互乗り入れをしている場合があること等である。

専任一人当たりの学生数は、講義科目が比較的多いという特徴を持つ学部（経済学部、法学部、経営学部、環境創造学部）に多い傾向がある。逆に個別指導科目の多い文学部、比較的教員数の多い国際関係学部、スポーツ・健康科学部はその人数が低い傾向にある。

専任教員は、本学の教育研究に専念することが義務づけられているが、学外兼職をする場合、他の大学の兼任講師については上限4コマとし、他の研究機関等で兼職をする場合も含め必ず教授会の承認を得ることが条件になっている。

< 本学の教員数 >

学部	収容	在籍	基準	現専任教員数		兼任	専任教員一人当たりの学生数
	定員	学生数	教員数	教授・准教授・講師	助手	教員数	
文学部	2,160	2,632	49	70(16)	0	225	30.6
経済学部	1,440	1,788	23	29(12)	0	63	43.6
外国語学部	1,600	1,930	22	33(19)	0	181	37.1
法学部	1,500	1,927	23	31(10)	0	78	47.0
国際関係学部	800	1,005	34	30(6)	0	30	27.9
経営学部	1,400	1,756	22	28(9)	0	51	47.5
環境創造学部	660	819	14	15(4)	1	29	43.1
スポーツ・健康科学部	800	893	24	23(7)	4	35	29.8
全学共通科目等担当	—	—	84	83	0	—	—
東洋研究所	—	—	—	6	0	—	—
書道研究所	—	—	—	1	0	—	—
国際交流センター	—	—	—	3	0	—	—
計	10,360	12,750	295	352	5	692	—
法務研究科	—	—	—	16(4)	0	34	—

[注] ①現専任教員数の欄の（ ）内の数は、各学部にも所属する全学共通科目等担当教員数を示す(外数)。②専任教員1人当たりの学生数は、各学部の教員に各学部にも所属する全学共通科目等担当教員を足した人数で、在籍者数を割った数。③計には、法務研究科の数は含まれていない。また法務研究科の現教員数の欄の（ ）は特任教員数を示している(内数)。

【点検・評価…長所と問題点】

基準教員数を満たしていない学部の中で、国際関係学部は基準定数40名（専門教育34名、全学共通科目担当等教員6名）のところ、現在数36名（専門教育30名、全学共通科目等担当

教員6名）と4人の補充がなされていない。これは学部・学科のカリキュラム改編が進行中で、近年退職者の補充を留保してきたためである。しかし、現在も教員数に比して学生数が比較的少なく、少人数教育が徹底できている点で教育的効果はある。

スポーツ・健康科学部の欠員については、2010（平 22）年度学科カリキュラムの見直しに伴い、医師の資格かそれに準ずる医学、医療系、人文社会学系、または教職科目等教員養成プログラム強化のための専任教員の補充を、学科の将来構想の方向性と優先順位を考慮して採用していく。

文学部と外国語学部は、在籍学生数が多いことに加えて、演習・実習科目が多いという特徴のある学部である。そのために、兼任教員数が突出していて、とくに外国語学部は専任教員の6倍近い数になっている。このことは、文学部や外国語学部所属の兼任教員が他の学部の語学教育といった科目等を担当している現状に起因する問題でもある。しかし、専任教員数に対する兼任教員数の妥当な配置をしていく必要がある。

講義科目を多く配している学部（経済学部、法学部、経営学部、環境創造学部）は、専任教員1人当たりの学生数が多くなっている現状がある。

【改善方策】

国際関係学部とスポーツ・健康科学部は、カリキュラム再編成の骨子を確立し、年次計画を立てたうえで必要な補充人事を行う。さらに、兼任教員依存率の高い文学部と外国語学部は、中期計画を立案する場合、ただ単に兼任教員の雇い止めをする方策は採らず、カリキュラムの見直し、履修方法の改善を図り、学部内・学部間の横断的な履修を可とする方法等をとっていく。

また、講義科目の多いとされる学部（経済学部、法学部、経営学部、環境創造学部）においては、履修方法の改善、科目数の適切性等を考慮して専任教員1人当たりの学生数を減じたうえで学士課程教育の質の充実を図っていく。

・教員組織の年齢構成の適切性

【現状の説明】

本学の教員の年齢構成は次頁の表のとおりである。表中、60歳代の平均構成比率は34%であるが、なかでも学部としては文学部、環境創造学部が35%を超えている。また、50歳代では経済学部と法学部のみが30%以下の比率であり50歳代、60歳代に数の偏りがみられる。

法務研究科については実務家レベルの教員を配置したこともあり60歳以上に偏っている。各研究所の年齢の比率も高くなっている。

＜専任教員の年齢構成（全学共通科目等担当教員含む）＞

学部	年齢	61歳以上	60～51歳	50～41歳	40～31歳	30歳以下	計
文学部	人数	32	29	20	5	0	86
	構成比率	37.2%	33.7%	23.3%	5.8%	0.0%	100.0%
経済学部	人数	13	11	9	8	0	41
	構成比率	31.7%	26.8%	22.0%	19.5%	0.0%	100.0%
外国語学部	人数	17	17	11	7	0	52
	構成比率	32.7%	32.7%	21.2%	13.5%	0.0%	100.0%
法学部	人数	12	12	5	9	3	41
	構成比率	29.3%	29.3%	12.2%	22.0%	7.3%	100.0%
国際関係学部	人数	10	16	6	4	0	36
	構成比率	27.8%	44.4%	16.7%	11.1%	0.0%	100.0%
経営学部	人数	9	12	8	8	0	37
	構成比率	24.3%	32.4%	21.6%	21.6%	0.0%	100.0%
環境創造学部	人数	7	7	4	1	0	19
	構成比率	36.8%	36.8%	21.1%	5.3%	0.0%	100.0%
スポーツ・健康科学部	人数	9	9	8	2	2	30
	構成比率	30.0%	30.0%	26.7%	6.7%	6.7%	100.0%
法務研究科	人数	11	3	2	0	0	16
	構成比率	68.8%	18.8%	12.5%	0.0%	0.0%	100.0%
東洋研究所	人数	3	3	0	0	0	6
	構成比率	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
書道研究所	人数	1	0	0	0	0	1
	構成比率	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
国際交流センター	人数	1	0	2	0	0	3
	構成比率	33.3%	0.0%	66.7%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	人数	125	119	75	44	5	368
	構成比率	34.0%	32.3%	20.4%	12.0%	1.4%	100.0%

※割合を出す際には、小数点以下の端数調整はしていない。

【点検・評価…長所と問題点】

専任教員の構成については、前述のとおり偏りが顕著な年齢構成部分が見受けられるが、このことは学部・大学院設置の際に、専門科目担当の比較的年齢の高い教員を採用したことによるものと思われる。

しかし、大学設置基準数を満たしているとはいえ、今後は退職等に伴う欠員補充について教員採用に当たっての採用候補者の年代について十分配慮し、年齢構成の平均的な補充を速やかに行う必要がある。

【改善方策】

設置の際に高い年齢層の教員を採用した要因（特に国際関係学部、法務研究科）は、徐々に解消されていくとしても、年齢構成比率が30%を超えている学部においては、科目の専門性を勘案しつつ年齢の若い教員採用を励行し、年齢構成の是正と職位のバランスの均衡を図っていく。

- ・教員組織における社会人の受け入れ状況
- ・教員組織における外国人の受け入れ状況
- ・教員組織における女性教員の占める割合

【現状の説明】

本学の教員組織における社会人採用は、特に法務研究科で顕著に行われている。また、外国人の採用は、外国語学部において中国語、英語の語学演習が多い関係でネイティブスピーカーとして多く採用している。とくに中国語学科では、中国から客員教員として単年度ごとに受け入れて教育を行っているが、英語学科では、特任教員として外国人を採用している。

＜女性教員数と外国人教員数＞

学部	女性教員数	外国人教員数
文学部	13	4
経済学部	5	0
外国語学部	18	7
法学部	9	1
国際関係学部	8	3
経営学部	6	4
環境創造学部	2	0
スポーツ・健康科学部	2	0
東洋研究所	0	0
書道研究所	0	0
国際交流センター	2	0
合 計	65	19
全体（352名）に占める割合	18.5%	5.2%

※全体数は法務研究科が含まれていない。

【点検・評価…長所と問題点】

本学は、建学の精神である「東西文化の融合」を現代的に読み替えた「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」という面から、外国人教員の専任教員比率を高めていく必要がある。外国語学部は、語学教育を教育研究の主な目的としている側面から必然的に外国人をネイティブスピーカーとして多く採用しているが、専任教員数との比率でいえばさらに外国人を採用し、教育効果の向上を目指していく。外国人教員を全く採用していない学部があるが、中期計画を立てて専任教員として採用することが望ましい。

また、女性教員数を概観すると、外国語学部、文学部がそれぞれ18名、13名と比較的多いが、特に少ない環境創造学部とスポーツ・健康科学部は、女性教員の採用を心掛けなければならない。

【改善方策】

教育現場に社会人を登用して、活性化を図ることが重要である。また、教育の特殊性からして語学教育への外国人の採用は、その比率を高めていく必要がある。比較的に高い比率を持つ外国語学部はもとより文学部もさらにその比率を高める必要があり、全く外国人教員のいない学部は、採用を推進していく。

さらに、女子学生の比率の高い文学部、外国語学部を中心に女性教員の比率も段階的に高めていき、国際関係学部やスポーツ・健康科学部でも、さらにその比率を高めていく。

【教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続】（大学院含む）

- ・教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性
- ・任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

【現状の説明】

1. 本学の教員募集・任免・昇格に関しては、学園規則の定める教員選考基準があり、それに則って各学部・法務研究科は、独自で教員選考審査に関する内規を制定しており、学部等の意思を尊重して採用候補者を決定している（各学部等における具体的な内容については第2節以降で記述する）。なお、法務研究科を除く他の大学院研究科の教員選考に関しては、全員学部所属の教員であるので、各学部教授会の選考の中で大学院の専門性を考慮しつつ教員選考を行っている。

全学的に行われている採用に関する手続きは以下のとおりである。

採用人事計画については、学部教授会や研究所等の管理委員会で審議・承認する。なお、各学部に所属する全学共通科目等担当教員の採用人事計画については、東松山キャンパス運営委員会と事前に協議した上で、教授会で審議する。学部教授会や研究所等の管理委員会で承認を受けて、全学的な調整を学部長会議で行い、大学評議会において大学としての意思決定をする。法人では、大学の意思決定を踏まえて、常務審議会で審議し、理事会にて最終決定される。なお、法務研究科の採用人事計画は、研究科教授会で承認となったものを研究科委員長会議で調整し、大学院評議会の了承を受けて法人における手続きを行う。

理事会で承認された採用計画を受けて、各学部等では採用候補者の選考を行う。選考にあっては、前述のとおり教員選考基準に準じた形で定められた内規（各学部特有の採用条件を定めた細則）に従って、学部等において厳正なる選考を行い、教授会等における同意が得られれば採用候補者として承認される。これを受けて、採用候補者にかかる委嘱手続きが学長に申請され、各学部等における選考結果を十分に尊重しつつ、全学で決定した採用計画に沿っているか、また、教員選考基準に抵触していないかを確認したうえで、学長決裁を行う。決裁後、学長名において理事長宛てに回付手続きがなされ、常務審議会上程され、最終的に理事会において正式な採用予定者として承認される。

専任教員の昇格に関しても、前述のとおり教員選考基準に準じた形で定められた内規に従って、学部等において適切な資格審査を行ったうえで、教授会等における昇格承認を行い、上述の教員採用と同様の手続きが行われる。

2. 本学では、教育研究活動の更なる促進と活性化を図ることを目的として、2008（平 20）年に、大東文化大学特任教員任用基準（以下「特任教員任用基準」という）と大東文化大学客員教員任用基準（以下「客員教員任用基準」という）を制定し、新たに任期付きの特任教員・客員教員を教員組織に加えることとした。このことによって、特色ある能力を有する人材を積極的に活用することが可能となり、本学の教育研究活動がより活性化することが想起される。また、2009（平 21）年には、優秀な若手研究者の確保とその育成などを図ることを目的として大東文化大学助教規程（以下「助教規程」という）を制定した。助教も任期制を導入しており、優秀な若手研究者の確保を柔軟かつ積極的に行うことが可能となる。

特任教員は、一定の期間、専任教員として本学の教育研究活動に従事することとなっている。本学では、法務研究科において、高度でより専門的な教育研究活動を展開する必要性を勘案して、実務家教員（従前は「みなし専任教員」と称していた）の任用上の年齢制限を緩和して「二号特任教員」とし、それ以外の特任講師を「一号特任教員」として種別化を図っている（特任教員任用基準第 3 条および第 7 条）。なお、留学生の日本語教育を強化することを目的として受け入れていた別科嘱託講師についても、別科日本語研修課程の閉科にともない新たな教員審査を行い、特任教員として再任用している。

客員教員は、一定の期間、学外から招聘して特色のある教育研究活動に従事する者を「一号客員教員」とし、学術交流活動に従事する客員教員を「特別招聘教授」として区別している（客員教員任用基準第 3 条）。「一号客員教員」は授業科目を単独で担当することができるが、「特別招聘教授」は専任教員の下で講義の一部（講演等も含む）を担当することとなっている。

上述の特任教員・客員教員制度の導入を受けて、外国人教員（ネイティブスピーカー）の人材を確保することに重点が置かれていた外国人特任講師の制度は廃止することとなった。ただし、外国人特任講師として任用している者の任期が満了するまでの間は引き続き任用することとしている。また、海外との交流協定によって受け入れることとなっている外国人研究者（客員教授等）を受け入れる場合には、特任教員・客員教員を採用することができないことを運用上取り決めている。

助教は、学部および学科に所属し、任期期間中は専任教員に準じて本学の教育研究活動に従事することとなっている（助教規程第 5 条第 1 項）。ただし、若手研究者を育成することが制度の趣旨としてあることから、授業をはじめとする教育活動はもとより研究活動にも積極的に従事する必要があり、年間一件以上の研究業績を発表するよう義務づけている（助教規程第 12 条）。

以上のように、本学においては教員の任期制を積極的に導入することで、教育研究活動を更に充実したものにすべく取り組んでいる。しかし、特任教員・客員教員は 2009（平 21）年 4 月より発令・配置され、助教については募集・選考活動が進行中であるため、各学部等においては、教育研究活動に対する具体的な効果はまだ顕在化していない状況である。従って、第 2 節以降では、評価の視点にあるとおりに項立てでの任期制等教員の流動化促進に関する状況等にかかる詳細な記述は行っていない。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 本学の教員募集・任免・昇格手続きに関しては、学園の規則およびそれに準じて各学部

の内規に即して厳正に運用されており、特段の問題はない。

しかし、採用予定者の前任校との割愛トラブルや採用直前（年度末）になっての急な採用辞退の申し入れがなされるといった事態が発生することもあり、結果として計画どおりの採用ができず、一部の兼任教員等に持ちこまの偏重など過重負担が生じており、その是正を要している。

2. 特任教員・客員教員制度および助教制度は、【現状の説明】で述べたとおり、教育研究活動の更なる促進や活性化、そして助教制度にあつては、若手研究者育成の観点から、有効な制度となることを期待されるが、その実績・成果は顕在化していないため、その動向を見守る。

【改善方策】

1. 教員募集・任免・昇格の手続きについては、特段の改善方策は必要ない。

採用予定者による急な採用辞退が生じた場合の対応として、兼任教員の手当てを迅速に行うとともに、今後の教員募集を早い時期から綿密に進め、確実なる採用人事を行う。

2. 特任教員・客員教員制度および助教制度についても、現在のところ特段の改善方策の必要性は見当たらないが、大学全体としてこの制度を定着させ、堅実な運用していく中で、教育研究活動全体にどのような効果を及ぼすかを検証していく。

【教育研究活動の評価】（法科大学院をのぞく大学院含む）

- ・教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性
- ・教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

【現状の説明】

本学教員の教育研究活動における評価にあたっては、カリキュラムの内容にあつた教育研究能力のある教員の配置が重要であり、それら教員の教育研究能力向上を意図した評価方法の確立を主眼としている。

また、各教員より毎年申告され更新している履歴・教育研究業績は、教員の昇格の際に重要な資料として参考にされ、各学部の審査委員会内規に則りその評価判定においての指標となっている。

近年では、教育業績に対しその重要性が指摘されており、専門分野の教科書作成、ゼミ等の学内外における活動実績をその評価基準の重要部分として加味する学部も増えてきた。学外活動としては、地域との連携、地域の実態調査といった実務活動が盛んに行われている学部もある。一般的に研究業績に軸足を置いていた方針から、それら学内外における教育上の能力や実績も教員選考基準に加えて審査する傾向となっている。

【点検・評価…長所と問題点】

教員の教育研究活動を公正に評価する方法として、昇格に際して評価する場合は、特に同じ専門分野の教員からなる選考委員会および審査委員会で、一般的に研究業績を判定基準とする方法が比較的多い。しかし、学士課程教育の質的向上という観点からは教育業績も同様に客観

的評価基準を設け、人事評価の公正性を保つことが重要である。

【改善方策】

教育業績の客観的評価基準を策定する。評価の基準に、例えば専門分野の教科書の執筆（特に語学教育分野では、教科書の作成にあまり重点が置かれてこなかった事実がある）やゼミ等での学生と行う学内外活動等を加えていく。さらに、採用人事の際に応募者に模擬授業を行ってもらい、それらの実績も評価の重要な部分に位置づけ適切かつ総合的な教育研究活動の評価を行う。

第2節 学部における教育研究のための人的体制

1. 文学部

【教員組織】

- ・学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性
- ・大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性(専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか)

【現状の説明】

文学部は、人文科学の素養を身につけ、その知識・技術を現代社会の各分野で発揮できる人間を育成するという本学部の教育目標を達成するために、5学科を設置している。文学部の教員組織は、各学科の理念・目的を実現するために学科ごとに編成された教育課程にもとづいて、各専門分野を担当する専任教員、基礎教育・教養教育（全学共通科目）・基礎教育としての外国語教育を担当する専任教員（以下「全学共通科目等担当」という。）によって構成されている。

教員数は、日本文学科19名（うち専門教育担当13名<定数11名、大学設置基準8名>、全学共通科目等担当6名<定数5名、大学設置基準5名>）、中国学科12名（うち専門教育担当10名<定数9名、大学設置基準6名>）、全学共通科目等担当2名<定数3名、大学設置基準3名>）、英米文学科15名（専門教育担当11名<定数9名、大学設置基準7名>）、全学共通科目等担当4名<定数4名、大学設置基準4名>）、教育学科29名（専門教育担当9名<定数9名、大学設置基準7名>）、教科教職図書館学担当16名<定数15名、大学設置基準13名>、全学共通科目等担当4名<定数4名、大学設置基準4名>）、書道学科11名（専門教育担当9名<定数8名、大学設置基準6名>）、教科教職（書道）担当2名<定数2名、大学設置基準2名>、全学共通科目等担当0名<定数2名、大学設置基準2名>）となっている。

職位は、日本文学科が教授14名、准教授4名、講師1名で構成され、女性教員2名、外国人教員1名を含む。中国学科は教授7名、准教授5名で構成され、女性教員、外国人教員はいない。英米文学科は教授11名、准教授2名、講師2名で構成され、女性教員5名、外国人教員2名を含む。教育学科は教授15名、准教授9名、講師5名で構成され、女性教員6名、外国人教員1名を含む。書道学科は教授8名、准教授2名、講師1名で構成され、女性教員、外国人教員はいない。

専任教員1名当たりに対する学生数の割合は、日本文学科39.7名、中国学科38.2名、英米文学科41.6名、教育学科18.5名、書道学科23.5名となっている。

他大学への出講は、最高週4コマと定めており、教授会での承認を義務づけ、遵守されている。

【点検・評価…長所と問題点】

専任教員1人当たりの学生数は、人文・社会系の基準を下回っており、とくに実習が重視される教育学科と書道学科は20名前後と良好である。

各学科とも教員定数を超過している。定数に達するまでは退職者が出ても補充をしないという申し合わせのうえ、現在その移行期間中であるため、従来、各時代・各分野に複数配置されていた専任教員が減少し、教育の多様化に対応しきれない状態が出つつあり、兼任教員に依存して運営している。

このことは、2005（平17）年度の学生収容定員削減に伴い教員定数も減らすことになった日本文学科及び中国学科に顕著である。また、教育政策動向に関連して、教育学科が現在検討している保育士課程の設置を考えると、新たな専門分野の教員が求められ、現在の定数の中でのその補いには厳しいものがある。

一方、2010（平22）年度入学者より定員が10名増加して60名となる書道学科では、書作の指導上、きめ細かさが犠牲になることが懸念されている。スライド映写、資料の現物やレプリカの鑑賞指導もある書道史関係の講座等では、科目編成の見直しが必要となろう。

【改善方策】

専任教員の定員は限られているため、各学科とも大幅なカリキュラムの改定をすすめている。並行して、特任教員や助教制度の活用もすすめていく。

なお、教育学科では、将来的にどの分野をどう補い構成していくかを、その時点での教員養成政策の動向、教員免許の基準、現有スタッフの教育・研究業績の状況などを斟酌して決定する。今後のスタッフィングの一般的動向として、教科教育を重視する。保育士課程設置に伴う新たな関係専任教員を加えることについては、削減計画進行中という状況にあって、定数問題との関連でその方策を鋭意検討中である。

- ・ 主要な授業科目への専任教員の配置状況
- ・ 教員組織の年齢構成の適切性
- ・ 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

【現状の説明】

文学部全体の専任教員86名の年齢構成は次のとおりである。

＜専任教員の年齢構成＞

年齢	61歳以上	60～51歳	50～41歳	40～31歳	30歳以下
人数	32	29	20	5	0
構成比率	37.2%	33.7%	23.3%	5.8%	0.0%

教育課程編成における連絡調整は、文学部各学科とも学科カリキュラム委員会と文学部カリキュラム委員会を中心に進められる。兼任教員との調整は、学科ごとの懇談会等で個別に行われている。取りまとめられた提案は、学科協議会での議論を経て教授会に諮られる。学科間の

確認・調整が必要になる事項については、各学科のカリキュラム委員長で構成される文学部カリキュラム委員会に諮られた後、教授会で報告承認を得る。

＜日本文学科＞

日本文学科の専門分野は、上代文学、中古文学、中世文学、近世文学、近・現代文学、日本語学からなり、その必修科目の95%を専任教員が担当している。専任教員19名の年齢構成は次のとおりである。

＜日本文学科専任教員の年齢構成＞

年齢	61歳以上	60～51歳	50～41歳	40～31歳	30歳以下
人数	8	6	4	1	0
構成比率	42.1%	31.6%	21.1%	5.3%	0.0%

＜中国学科＞

中国学科の主要な授業科目は専任教員が担当している。「中国語学基礎演習」「中国学研究入門」「中国学基礎講読」「中国語基礎講読」「中国学特別演習」「卒業論文」といった必修科目の79%が専任教員担当である。専任教員12名の年齢構成は次のとおりである。

＜中国学科専任教員の年齢構成＞

年齢	61歳以上	60～51歳	50～41歳	40～31歳	30歳以下
人数	3	4	5	0	0
構成比率	25.0%	33.3%	41.7%	0.0%	0.0%

＜英米文学科＞

英米文学科の主要な専門教育科目は専任教員が担当している。「イギリス文学史」「アメリカ文学史」「英語学概論」「ゼミナール」といった必修科目の100%が専任教員担当である。基礎教育科目の必修である「English Communication1-6」「Reading Skills1-4」は83%を兼任教員に依存している。専任教員15名の年齢構成は次のとおりである。

＜英米文学科専任教員の年齢構成＞

年齢	61歳以上	60～51歳	50～41歳	40～31歳	30歳以下
人数	5	5	3	2	0
構成比率	33.3%	33.3%	20.0%	13.3%	0.0%

＜教育学科＞

教育学科専任教員の専門分野の領域別配置状況は、教育学8名、教育心理学5名、幼・小教育課程8名、中高教職及び図書館学3名、大学院1名である。主要授業科目である「教育学概論1, 2」、「教育心理学概論1, 2」、1・2年次の基礎演習、3・4年次の演習などは専任教員が100%担当している。専任教員29名の年齢構成は次のとおりである。

＜教育学科専任教員の年齢構成＞

年齢	61歳以上	60～51歳	50～41歳	40～31歳	30歳以下
人数	12	10	5	2	0
構成比率	41.4%	34.5%	17.2%	6.9%	0.0%

＜書道学科＞

書道学科の現在の専任教員配置状況は、書学担当5名、書作担当6名という構成になってお

り、主要授業科目である「書道・書道史」「美学・美術学」「書の研究・作品制作」を担当している。そのうち、必修科目については90%を専任教員が担当している。

専門教育担当11名の年齢構成は次のとおりである。

＜書道学科専任教員の年齢構成＞

年齢	61歳以上	60～51歳	50～41歳	40～31歳	30歳以下
人数	4	4	3	0	0
構成比率	36.4%	36.4%	27.2%	0.0%	0.0%

【点検・評価…長所と問題点】

年齢構成では、51歳以上が70.9%を占めており、40歳以下の若手は5名しかいない点が問題である。兼任教員依存率は、日本文学科と中国学科が5割を越えており、日本文学科は59.2%とやや高くなっている。教育課程編成における連絡調整の現状は良好である。

＜日本文学科＞

中世文学と日本語学分野の専任教員がそれぞれ1名という状態で手薄である。学生の要望に十分応えているとはいえない。

＜教育学科＞

教員の組織的観点、配置的観点からみたと、学科理念・目的にそって機能していると評価できるが、大学院文学研究科教育学専攻修士課程の設置（2008〈平20〉年度）により、その授業科目を兼担しており、その意味で、機能しつつも教員の授業負担、コマ数問題とも関連して、その妥当性については詳細に総括的検討が求められる。

＜書道学科＞

各分野に1名という教員構成から、主要科目に全教員がかかわっており、とくに「書道学基礎演習」はオムニバス形式で全教員が分担し、学生との交流にも役立っている。

【改善方策】

定年に伴う補充人事のときに、年齢と専門性を考慮したうえで、若手研究者を採用する。

＜日本文学科＞

現在、教員定数削減中で、授業科目の多くを兼任教員に依存するしかないが、59.2%という依存率については上記のとおり、問題である。将来的には、開講科目を総合的に見直すなどの対応によって、是正を図り、バランスのとれた教員配置を行う。

＜教育学科＞

大学院と学科の組織的關係についての議論を深める。

【教育研究支援職員】

- ・ 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性
- ・ 教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

【現状の説明】

研究を補助する研究補助員は、日本文学科、中国学科、書道学科に各1名ずつ配置されており、教育を補助する教育補助員は、日本文学科2名、中国学科4名、英米文学科3名、書道学科1名がそれぞれ配置され、学生の授業サポートやアドバイス等を行っている。

教育学科の実習科目については、美術専門の力量を持つ専門嘱託1名を配置して美術関係授業の支援に当たっている。理科・家庭・生活科等においては、支援職員はおらず、授業の前後に1時間以上の準備及び片付けを必要としている。

外国語教育で使用するCALL教室についての支援は、全学対応のLL総合室の支援があり、授業でパソコンやプロジェクターなどを使用する場合の支援は、教員控室アルバイトや事務職員が対応している。

【点検・評価…長所と問題点】

研究補助員や教育補助員の制度は、学生の教育指導上たいへん有効に機能している。可能ならば人員を増やし、さらに手厚い学生サポートを実現したい。

パソコンやプロジェクターを利用する授業においては、教員控室のアルバイトや教務事務室の職員が、支援職員としての役割を日常的に担っている。しかし、それらは本来の業務分掌とは異なるため常に期待できるわけではなく、不十分である。実習・実験についても、専門嘱託のいる美術を除いては支援体制もなく、より効果的な授業を断念せざるを得ないケースもある。

【改善方策】

現状の教育補助員を維持する。それと並行して、授業支援のための全学的な正規の組織の設置案をとりまとめて提案する。

【教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続】

・教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状の説明】

文学部では、教員の募集・任免・昇格に関して、学校法人大東文化学園職員任免規則第2章、教員選考基準、文学部教員選考規程に基づいて、次のように手続きを行っている。

教員の募集および昇格は、当該学科の協議に基づき、学科主任が教授会にて選考委員会設置を報告し承認を受ける。選考委員会は、専任教員の募集または昇格の場合は当該学科4名と関連学科2名の専任教員計6名で構成され、兼任教員募集の場合は当該学科4名の専任教員で構成される。ただし、候補者の専門分野によっては、当該学科以外の専任教員を上記当該学科4名に含めることができる。選考委員長は委員の互選で定める。

選考にあたって、候補者より履歴書、業績一覧、主要業績3篇の提出をうける。現在、書式に定めはないが、研究業績については、著書・論文・報告・口頭発表・その他などの区分によるものとしている。研究業績の扱いについては、各学科の内規に定められている。

選考委員会の選考結果は、教授会構成員の3分の2以上が出席する教授会において、出席者

の3分の2以上の同意を得れば承認となる。その場合、学部長は学長に対し報告するとともに、人事手続きを申請しなければならない。

なお、募集は、全学の方針にしたがって、公募制を採用している。

【点検・評価…長所と問題点】

教員の募集・任免・昇格に関する手続きは、規程に沿って迅速かつ機能的に運用されている。年度の途中に病気等で突然、科目の担当ができなくなるような場合でも、インターネットを活用して募集し、短期間に多数の応募を得て、適切に措置できている。

【改善方策】

特段の必要はないと考える。

【教育研究活動の評価】

・教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

【現状の説明】

文学部教員選考規程に則り、新規採用の候補者は、業績一覧に研究業績のみでなく、学会や社会における活動、芸術、体育などにおける特殊技能や教育経験等々の項目を記載することができる。分野によって必要と認められる業績項目がある場合は、これらのほかに付加することができる。

【点検・評価…長所と問題点】

専門分野の専任教員によって構成される選考委員会は、研究業績はもとより、教育業績や社会活動実績に対しても適正な審査を行い、教授会に報告している。

【改善方策】

特段の必要は無いと考える。

2. 経済学部

【教員組織】

- ・学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性
- ・大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性(専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか)

【現状の説明】

経済学部では、学部・学科の理念・目的、教育課程の種類・性格、各学科の学生数などを勘案し、適切な教員組織を維持している。現状では、社会経済学科は、総学生定員 800 名に対し、全学生数 988 名で、専任教員が 22 名（うち専門教育 15 名、基礎教育・教養教育（全学共通科目）及び基礎教育としての外国語教育担当教員（以下「全学共通科目等担当」という。）7 名、[専任教員 1 人当たりの学生数は 44.9 名]）、兼任教員 1 名、兼任教員 36 名、研究補助員 1 名となっている。同様に現代経済学科は、総学生定員が 640 名に対し、全学生数 800 名で、専任教員 18 名、特任教員 1 名の計 19 名（うち専門教育 14 名、全学共通科目等担当 5 名、[専任・特任教員 1 人当たりの学生数は 42.1 名]）、兼任教員 27 名、研究補助員 1 名となっている。大学設置基準で定める基準数を上回る専任教員を配置しており、「基礎演習」をはじめ「経済学演習」、「卒業研究」など、いわゆる演習科目の担当については、少人数教育を実施する体制が整えられている。

教員配置のうえでは、経済学の主要分野全域について、経済学を専門とする専任教員および特任教員でほぼカバーできている。具体的には、経済理論・学説分野 10 名、経済史分野 4 名、政策・応用分野 17 名で、全体の 76%にあたる 31 名が経済学専門の教員である。残りの 24%を占める 10 名が基礎教育分野の教員である。それらは、社会学 1 名、心理学 1 名、地理学 1 名、数学 1 名、物理学 1 名、英語 4 名、中国語 1 名の教員で構成されている。

幅広い国際的教養をもった人材の育成を目的とする社会経済学科には、社会学 1 名、心理学 1 名、地理学 1 名、英語 3 名、中国語 1 名が配置されている。数理的思考をもった人材の育成を目的とする現代経済学科には、数学 1 名、物理学 1 名、英語 1 名が配置されている。

専任教員・特任教員・研究補助員の出校に関しては、週 4 日以上（会議日を含む）が義務化されており、出勤簿で管理されている。また、専任教員・特任教員・研究補助員の兼職に関しては、週 4 コマ相当を超えないことと、教授会での承認が必要となっており、遵守されている。

【点検・評価…長所と問題点】

両学科ともに 4 年間を通じての演習科目を重視しており、とくに 1 年次必修の「基礎演習」は専任教員および特任教員（1 名）・兼任教員（1 名）が担当しており、少人数（10～20 名程度）教育が実現されている。

しかし、「経済学演習」（2・3 年次）および「卒業研究」（4 年次）においては、3～5 名のクラスや逆に 30 名を超える学生が履修登録をしているクラスもあるので、大学全体の到達目標に掲げられた理念に沿うように、実質的な少人数教育が達成されるような指導が必要である。

また、経済の幅広い応用分野のうち重要ないくつかの専門教育科目を担当する専任教員が欠けていること、情報技術教育を専門とする教員が不足していること、さらには履修登録者が毎年200名を超える専門教育の講義科目については、講座を分割するなどの対応が求められるなど、改善が必要とされている。

【改善方策】

助教制度の新規導入により、2011（平23）年度からは主要科目の講義・演習を担当できる専任教員を採用し、欠けている分野に充当する。これに伴って、一部主要科目の兼任教員への依存率を下げるのが可能となる。情報技術教育を担当する教員の不足については、特任教員または助教の採用を念頭に置きながら、改善を図る。

多人数の講義科目については、コマを分割するなど、100名台の受講者数となるよう改善を図る。

- ・ 主要な授業科目への専任教員の配置状況
- ・ 教員組織の年齢構成の適切性
- ・ 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

【現状の説明】

主要な授業科目に関してはできるだけ専任教員を充てるようにしているが、現状では不測の欠員が生じた場合や、長期・短期の在外研究に出る専任教員がいるなどの理由により、一部の主要科目を兼任教員に依存せざるをえない状況が続いている。しかし、専任教員と兼任教員の人数の比率をみれば、5対8（41名対63名）と、ほぼバランスの取れた状態になっている。

教員組織における年齢構成等については、現在、専任教員に関しては次のとおりとなっている。ほか、研究補助員2名が在籍している。

＜専任教員の年齢構成＞

年齢	61歳以上	60～51歳	50～41歳	40～31歳	30歳以下
人数	13	11	9	8	0
構成比率	31.7%	26.8%	22.0%	19.5%	0.0%

教員間の連絡調整に関しては、主要担当科目分野ごとの科目担当者会議（「基礎演習部会」「1年次専門必修科目部会」「経済学演習部会」「理論・数理科目部会」「情報科目部会」「語学科目部会」）が設置され、年に3～4回（部会によっては年1～2回）開催されている。また、学部・学科ごとのメーリング・リストによる連絡・調整も頻繁に行われている。

【点検・評価…長所と問題点】

現在、経済学部で開設している授業科目において、専任教員と兼任教員の科目担当比率をみれば、社会経済学科では、専門教育の分野で全授業科目中、専任教員が担当するものが79.2（52.5%）で、その内訳は必修科目が6.3（78.8%）、選択必修科目が26.9（74.7%）、その他科

目が46.0（43.0%）となっている。また、兼任教員が担当するものが71.8（47.5%）で、その内訳は必修科目が1.7（21.2%）、選択必修科目が9.1（25.3%）、その他科目が61.0（57.0%）となっている。同様に、基礎教育の分野で全授業科目中、専任教員が担当するものが17.5（33.0%）で、その内訳は必修科目が1.8（45.0%）、選択必修科目が2.9（29.0%）、その他科目が12.8（32.8%）となっている。また、兼任教員が担当するものが35.5（67.0%）で、その内訳は必修科目が2.2（55.0%）、選択必修科目が7.1（71.0%）、その他科目が26.2（67.2%）となっている。

次に、現代経済学科では、専門教育の分野で全授業科目中、専任教員が担当するものが74.9（51.0%）で、その内訳は必修科目が4.6（51.1%）、選択必修科目が24.3（75.9%）、その他科目が46.0（43.4%）となっている。また、兼任教員が担当するものが72.1（49.0%）で、その内訳は必修科目が4.4（48.9%）、選択必修科目が7.7（24.1%）、その他科目が60.0（56.6%）となっている。同様に、基礎教育の分野で全授業科目中、専任教員が担当するものが15.2（37.1%）で、その内訳は必修科目が2.3（46.0%）、選択必修科目が2.4（30.0%）、その他科目が10.5（37.5%）となっている。また、兼任教員が担当するものが25.8（62.9%）で、その内訳は必修科目が2.7（54.0%）、選択必修科目が5.6（70.0%）、その他科目が17.5（62.5%）となっている。

担当している科目数を取り上げれば、やや兼任教員の比重が高くなっている。この要因は、経済学部では学生に対する教育指導の観点から演習科目に力点を置き、「基礎演習」（1年次必修）、「経済学演習」（2・3年次選択必修）、「卒業研究」（4年次選択必修）については、専任教員が原則として全員担当しており、それ以外の専門科目の担当にやや制約が及んでいるためである。

教員組織の年齢構成は、60歳代の教授が比較的多く、逆ピラミッド型の構成となっており、ややバランスを欠く状況にある。女性専任教員比率も低く、外国人専任教員は現状では0名となっている。

教員間の連絡組織は、比較的機能しているものと思われるが、現実問題として兼任教員との連絡も含めた相互の意思疎通を図るための方策に改善の余地を残している。

【改善方策】

カリキュラムの見直しを進める中で、科目の整理・統廃合を行い、兼任教員に依存する度合いを低下させていく。経済学部では2013（平25）年度末までに60歳代の教員のうち7名が定年を迎える。この退職に伴う補充人事の際に学部・学科の教育理念と目標に照らし年齢構成を考慮しつつ、不足する分野の新規採用人事を行う予定であり、現在、学部の将来構想検討委員会で検討している。カリキュラムのスリム化を進めると同時に、兼任教員への依存率を下げるため、特任教員、助教の採用を行う。その際、上記の点に配慮して年次計画を策定し、それに基づき順次採用を進めていく。

なお、経済学部では、教員の採用にあたっては当然のことながら人種・性別・年齢・国籍による差別は一切なく、採用の公募を行う場合にも格段の配慮を行っている。女性教員の比率を引き上げるため、公募にあたっては積極的な応募を促す工夫をする。

教員間の連絡に関して言えば、学部・学科ごとのメーリング・リストを通じた連絡が主体と

なっており、現状ではほぼ 100%の教員が電子メールを使いこなすことで連絡を密に行っている。しかし、今後、教材開発・研究や教育指導に関しての内容を深めるため、eラーニング 2.0 等のシステム導入を図る。この点、2009（平 21）年度から Google Apps Education Edition の導入が実現されるので、Web 上での会議や打ち合わせの利便が向上する。

【教育研究支援職員】

- ・実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性
- ・教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

【現状の説明】

現在、情報処理関連教育においては、人的補助体制として学園総合情報センターの専門嘱託職員が担当者として 4 教室に 1 名ずつ配置されている。また、情報処理関連教育等の自習などについては、オープン利用のパソコン教室に知識を有する学生がアルバイトとして常駐している。現状において、これらの嘱託職員、アルバイト職員と担当教員との連携・協力について、教員側からは不満の声は聞かれない。外国語教育に関しては、特段の人的補助体制は取られていない。実験・実習を伴う教育に関しても同様である。

【点検・評価…長所と問題点】

情報処理教育に関しては、現状ではとくに問題点は見当たらない。機器関連の故障に関する支援等は多数の教室で同時発生することはまれであるので、人的配置としては適切であると考えられる。情報処理関連の教育研究支援職員においては、教員に対しての適切なサポートや学生の質問に教員に代わって指示を行うなど、連携・協力関係の適切性を有していると考えられる。外国語教育、実験・実習を伴う教育に関しては、まずどのような人的補助体制が必要であり、かつ可能であるのかについての議論から始める必要がある。

【改善方策】

外国語教育、実験・実習を伴う教育に関してどのような人的補助体制が必要かについて、早急に科目担当者部会を通じて検討を行い、その要請に応じた支援体制を構築する。

【教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続】

- ・教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状の説明】

経済学部では、教員の募集・任免・昇格等に関する基準および手続きなどに関しては、新たな大東文化大学経済学部教員選考審査規程を 2008（平 20）年 5 月に制定し、5 月 10 日から施行した。この新規程では、教員の募集・任免・昇格等に関する選考基準や手続きを明確化する

とともに、その適切な運用についても明記した。さらに特任教員、客員教員等の採用、選考等についても明確化し、任期制等を含む教員の適切な流動化を促進させるための措置を導入した。

具体的には、以下のような手続きとなる。新規教員の採用の場合は、教務委員会からの教員補充の要請を受けて、学部長は教授会に対し教員の採用について発議し、教授会の下に5名の選考委員（採用予定者の専門分野によっては、本学の他学部等の教員を選考委員に委嘱することができる）からなる教員採用人事選考委員会（以下「選考委員会」という）を設置する。選考委員会は、速やかに専任教員（あるいは特任教員、客員教員）募集要項を作成し、教授会の承認を得た後、原則として公募（学内公募を含む）に入る。さらに選考委員会は、応募者の最新の履歴書、教育研究上または実務上の業績および学術・文化等の社会活動の実績等を精査したうえで、面接（口頭試問を含む）および必要に応じて模擬授業等を行い、候補者を決定し、教授会に報告、審議に付す。この教授会は、構成員の3分の2以上の出席によって成立し、出席者の3分の2以上の賛成があれば採用承認となり、学部長は学長に対し委嘱手続きの申請を行うことになる。

昇格人事の場合は、まず学部長が経済学部教員選考審査規程に定める昇格要件（基準）に適合している教員（専任教員および特任教員）に対し昇格の意思を確認する。その結果、昇格を希望する教員は、昇格申請書、最新の履歴書、教育研究業績一覧、学術・文化等の社会活動の実績を示す文書、各種委員会等の活動実績を示す文書等を学部長に提出し、学部長は教授会に対し当該教員の昇格に関する審査を付託する。教授会は、当該審査を行うに当たって、5名の審査委員（昇格の候補者の専門分野によっては、本学の他学部等の教員を審査委員に委嘱することができる）からなる資格審査委員会を設置し、先に提出のあった書類等を精査したうえで、その審査結果を文書によって教授会に報告し、審議に付す。昇格の可否を判定する教授会は、構成員の3分の2以上が出席したうえで、出席者の3分の2以上の賛成があれば昇格が承認となる。この場合に、学部長は学長に対し昇任手続きの申請を行うことになる。

また、2009（平 21）年度より大東文化大学助教規程が制定・施行された。助教の採用についても、原則上記の専任教員採用と同様の手続きを踏んで行うことになる。

【点検・評価…長所と問題点】

人事に関する規程はきわめて厳格に定められており、現状では特段の問題点はないが、選考委員会あるいは昇格審査委員会の段階で意見が集約できなかった場合の案件の処理などで、多数決で決定するのか、全会一致を原則とするのかなど若干の問題点を残している。

【改善方策】

新規規程が制定されて日も浅いので、今後、実際の案件を処理していく過程で修正を行っていく。また、任期付教員（特任教員、助教）のモチベーションを上げていくため、大学学則との整合性を勘案しながら専任教員への採用要件に関する具体的な内容を決定する。

【教育研究活動の評価】

・教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

【現状の説明】

新規採用人事の選考においては、まず研究能力の有無を判断する材料として、公刊された学術論文等の研究業績が中心であるが、学士課程教育の重視という観点から、教育経験や社会的活動の有無も重視されている。

【点検・評価…長所と問題点】

専門分野の教員によって構成されている選考委員会および昇格審査委員会は、教育・研究業績に基づき、適正な審査を行っている。課題としては、それらの業績を何らかの客観的基準に集約し、人事の公正性をより一層厳密にできるか否かにある。

【改善方策】

人事案件は、単一の基準によって測れるような事項ではないが、できるだけ公正な基準を示し得たほうが望ましいことは言うまでもない。具体的には、1次選考で複数候補に絞り込んだあとに、模擬授業などを課し、それを公開するなど人事の公正性を担保する仕組みが一部で導入されており、これを制度化することも検討中である。今後、基準をできる限り客観化できるよう、業績の点数化などを導入する。

3. 外国語学部

【教員組織】

- ・学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性
- ・大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性(専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか)

【現状の説明】

1. 外国語学部の理念、目的に基づき各学科では教員組織を次のように構成している。

中国語学科に所属する専任教員数は15名であり、中国語学を中心とする関連分野を専攻している。うち3名が女性である。そのなかで専門教育担当教員数は客員教員を除いて8名であり、大学設置基準の6名を充足し、教職基準をも満たしている。そのうち2名はネイティブスピーカーである。また基礎教育・教養教育（全学共通科目）及び基礎教育としての外国語教育担当教員（以下「全学共通科目等担当」という。）としての外国語教育担当教員数は5名である。各専任教員の専攻は中国語学を中心とする関連分野が13名である。うち女性は3名。ほかに交流協定を結んでいる北京外国語大学、広州中山大学から各1名派遣されており、計2名の客員教員を擁している。兼任教員は61名である。専任教員の担当コマ数は大学院を担当するため一部7コマ、8コマを担当する例もあるが、役職者を除き一般に6コマである。中国語学科在籍学生総数は535名、専任教員1人当たりの学生数は35.7となる。

英語学科に所属する専任教員数は特任教員を除いて25名である。その専攻は、英語学9名、英語教育学4名、フランス語教育学1名、ドイツ語学1名、英語圏文化3名、ドイツ文学3名、フランス文学4名となっている。そのうち女性は8名である。専門教育担当教員数は特任教員を除いて13名であり、大学設置基準の10名を充足し、教職基準をも満たしている。13名中2名はネイティブスピーカーである。全学共通科目等担当は12名であり、うち1名がネイティブスピーカーである。ほかに特任教員2名（1名はネイティブスピーカー）が在職している。専任教員の担当コマ数は大学院を担当するため一部7コマ、8コマを担当する例もあるが、役職者を除き一般に6コマである。英語学科在籍学生総数は1,140名であり、専任教員1人当たりの学生数は42.2となる。

日本語学科に所属する専任教員数は10名であり、うち4名は女性である。専攻は日本語学3名、日本語教育2名、言語学1名、応用言語学1名、中国語学1名、日本文学1名、日本語・日本文化1名となっている。専門教育担当教員数は8名であり、大学設置基準の6名を充足し、教職基準をも満たしている。全学共通科目等担当教員数は2名である。専任教員の担当コマ数は大学院を担当するため一部7コマ、8コマを担当する例もあるが、役職者を除き一般に6コマである。日本語学科在籍学生総数は255名であり専任教員1人当たりの学生数は25.5となる。

2. 本学部では他大学への出講は週4コマを限度として、教授会の議を経て認められる。また、学外の不定期な研究会、講演会等に赴く場合も同様に、教授会の議を経て認められる。2009（平21）年度他大学へ出講している者は17名であり、本学部教員の34%に当たる。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 大学設置基準による教員数とその資格は十分満たしている。学部・学科の理念・目的及び学校教育法の精神の反映を目指すカリキュラムは、教員の専攻を十分に活かした内容となっており、社会的なニーズを考慮し、細かな配慮のもとに多様な内容の講義が配当されており、十分に評価できる。また、交流協定により中国から2名の教員を受け入れ、特任教員制度により1名のネイティブスピーカーの教員を採用しているが、これらが教育上大きな効果をもたらしている点も評価される。一方、問題点は専任教員1人当たりの学生数比率が、中国語学科と英語学科で高い数字を示していることであり、本学部としては、なお理想から隔たりがあるといえる。

2. 本学部では他大学への出講等は本学の規程に基づいて行われており、現在、特段問題は起きていない。

【改善方策】

専任教員の定員は限られているため、専任教員数に対する学生数の比率を大幅に削減することは当面困難である。この問題に対処するために3学科とも現在よりきめ細かな教育指導を実施できるように、カリキュラムの抜本的な整理・見直しをすすめている。学部新カリキュラムの達成は2012（平23）年度を目指しているが、このことにより初年次教育、キャリア教育、個別指導の強化を図る。

- ・ 主要な授業科目への専任教員の配置状況
- ・ 教員組織の年齢構成の適切性
- ・ 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

【現状の説明】

1. 本学部は中国語・英語（独語、仏語）・日本語の語学関係、中国語・英語（独語、仏語）・日本語教育関係、中国・欧米・日本文学関係、中国・欧米・日本の地域学関係・教職関係の主要な科目に専任教員を配し、カリキュラム運営上必要とされる言語学・音声学・情報処理・地域経済等の科目を配置し、適正に運営している。

2. 専任教員（特任・客員教員を含む）52名の年齢構成は次のとおりである。

＜専任教員の年齢構成＞

年齢	61歳以上	60～51歳	50～41歳	40～31歳	30歳以下
人数	17	17	11	7	0
構成比率	32.7%	32.7%	21.2%	13.5%	0.0%

教員の年齢では61歳以上が17名で32.7%を占め、51歳以上では65.4%となり、半数以上を占め、年齢の高い層に集中している。

3. 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整機関として、学部内にカリキュラム委員会が設けられている。構成員は学部長、3学科主任と各学科のカリキ

キュラム委員からなり、学部内のカリキュラムに関する諸問題を調整・検討している。各学科のカリキュラムはまず各学科において、学科主任、学科のカリキュラム委員が中心となり、当該年度のカリキュラムを基に検討を重ね、次年度の編成案を作成し、学科協議会に提案し、その議論を経て学部のカリキュラム委員会に提案するという道筋になっている。学部のカリキュラム委員会では学部共通科目の担当者の配置、学科間の相互協力科目の調整が行われるほか、授業運営上生じる諸問題についても検討がなされている。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 学部・学科の主要な授業科目には専任教員が配置されており、おおむね適正と判断される。ただし、専門教育において必修科目と選択必修科目を合わせた場合、兼任教員依存率は中国語学科 60.4%、英語学科 50.5%、日本語学科 61.7%といずれも高い数値となっている。2001（平 13）年度相互評価の際「助言」として「外国語学部では、非常勤教員への依存率が大きいので改善が望まれる。」との指摘を受けたが、十分な改善がなされたとは言えない。

2. 年齢構成については英語学科（2004〈平 16〉年度）と日本語学科（2007〈平 19〉年度）に大学院博士後期課程が設置されたこともあり、年齢層が高くなっている。今後、偏りのない適切な年齢構成に改善していく必要がある。

3. カリキュラムに関する教員間の調整については、学部のカリキュラム委員会がほぼ毎月 1 回程度行われており、現在のところ支障なく機能していると評価できる。

【改善方策】

1. 現在、科目内容を精査し科目の整理・統合を進めており、一方ではカリキュラムの見直しも行っているため、兼任依存率はその中で改善していく。

2. 教員の年齢構成の適正化という問題については、今後定年に伴う補充人事を行う際に年齢のバランスを考えて、改善していく。

【教育研究支援職員】

- ・実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性
- ・教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

【現状の説明】

1. 本学部は外国語教育を中心に据えているため、これを実施するための人的補助体制、人員配置については特別の注意を払っている。中国語、英語、日本語の各学科にそれぞれ 1 名の研究補助員が配置されており、主に学生の留学にかかわる業務を担当している。

2. CALL 教育は全学部の外国語教育に共通する方法であるため、学部独自の人員は配置されていない。東松山校舎における語学授業への支援は、LL 総合室・LL 自習室の職員 4 名が行い、板橋校舎においては LL 総合室の職員 2 名が支援している。

3. 情報処理教育科目への支援については、学園総合情報センターの職員が担っている。

4. 実験、実習を伴う教育は行っていないので、人員の配置も行っていない。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 本学部では、学生の短期、長期の留学にかかわる事務量は膨大である。しかし、各学科に1名ずつ配置されている研究補助員が各学科の留学担当教員の指導のもとに留学事務を補助している。この体制は、教員への過度の負担を軽減するとともに、学生への細やかな対応を可能にしているという点で、大きな役割を果たしており、積極的に評価されよう。今後もこの体制を維持するとともに、より効果的な運用を図る。

2. CALL教育では職員の支援はあるものの、業務内容は教室内機器の運用支援にとどまり、教材開発の支援や語学学習に関する学生支援に至っていない。他大学に見られるような、より専門性の高い職員の配置や、他部署（学園総合情報センター等）との連携が今後の課題といえよう。

3. 情報処理関連教育に関しては、特段問題も起きておらず、現状でおおむね妥当である。

【改善方策】

1. 本学部の目的・理念からみて派遣留学は重要な事業であり、その補助業務を行う人員（現在は研究補助員が当たっている）は不可欠であるので、今後も大学当局に働きかけ確保する。

2. CALL教育は本学部が中心となるので、今後LL委員会等を通じて改善策を提案するとともに、全学的な課題として大学当局に財政的支援を働きかけていく。

【教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続】

・教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状の説明】

本学部では、教員の募集・任免・昇格に関して、大東文化大学学則第11条の8第3号、教員選考基準、外国語学部教員選考規程及び内規に基づいて、次のように手続きを行っている。

教員の任用及び昇格については、当該学科の協議に基づき、学科主任が教授会において選考委員会設置を求め、承認を受ける。選考委員会は、専任教員の任用または昇格の場合は当該学科教授3名と他学科教授各1名の専任教員計5名で構成される。ただし、当該学科教授3名のうち1名は当該学科主任の提案により、教授会の承認を経て学部内外の適任者（准教授以下を含む）をもってあてることができる。選考委員長は委員の互選で定める。

選考にあたって、候補者より履歴書、業績一覧、主要業績3点の提出をうける。現在、書式に定めはないが、研究業績については、著書・論文・報告・口頭発表・その他などの区分によるものとしている。

選考委員会は少なくとも3回開催しなければならない。委員長は選考の結果3分の2以上の賛成をもって教授会に上程するが、反対意見があった場合は、その事由を付す。

選考委員会の選考結果は教授会構成員の3分の2以上が出席する教授会において、出席者の3分の2以上の同意を得れば承認となる。その場合、学部長は学長に対し、報告するとともに

人事手続きを申請しなければならない。

なお、募集は、本学の方針にしたがって、公募制を採用しており、本学ホームページにおける掲示、関係大学への文書送付などにより、周知を図っている。

【点検・評価…長所と問題点】

明文化された学部内規を基準として、募集、任免、昇格を行っており、公正で適正な運用がなされている点は評価される。現在の方法でとくに問題、支障をきたしていることはない。

各教員に対して学部内規という審査基準を公開し、閉鎖性を排除しようとする点は長所とすることができる。

昇格については研究業績に対する評価が中心になりがちであるが、教育活動も評価の対象とすべきであり、その評価方法を確立することが課題である。

【改善方策】

今後 FD 活動と連動させて、教科書の編纂、ホームページにおける授業内容の提示、課外指導等の教育活動を適正に評価する制度を作る。

【教育研究活動の評価】

・教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

【現状の説明】

教員選考基準における教育・研究能力・実績については、教育は大学における教育歴および社会的活動、研究においては学術論文、著書、学会発表の件数等がその審査対象である。教員採用時の選考過程では面接を行い、必要に応じて模擬授業を行ってもらい研究者・教育者としての資質・能力を判断している。

【点検・評価…長所と問題点】

教員の研究活動についての評価は、おおむね適正に行われていると判断される。教育業績についてはこれまで研究業績に比して重視されて来なかったきらいがあるが、今後、教員選考において教育業績に対する評価の比重を高める必要がある。

【改善方策】

模擬授業、社会での教育活動に対する評価の比重を上げ、教育業績に対する適正な評価の仕組みを作る。

4. 法学部

【教員組織】

- ・学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性
- ・大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか）

【現状の説明】

1. 教員組織の適切性

法学部の専任教員は41名であり、その多くが専門教育を担当している。

<法律学科>

専任教員は23名である。

①法律学専門科目担当教員は18名である。

②基礎教育・教養教育（全学共通科目）及び基礎教育としての外国語教育担当教員（以下「全学共通科目等担当」という。）は5名であり、法学担当が2名、英語担当が2名、フランス語担当が1名である。

<政治学科>

専任教員は18名である。

①政治学専門科目担当教員は13名である。

②全学共通科目等担当教員は5名であり、政治学担当が1名、英語担当が1名、情報処理担当が2名、哲学担当が1名である。

2. 専任教員の位置づけの適切性

学部長会議の申し合わせ事項にしたがって、各専門領域の科目を担当している。

他大学への兼任・兼職等は、教授会の承認を経ることとなっており、他大学への兼任は通年科目に換算して週4コマ以内とされている。兼任・兼職をしている教員は、規程を遵守している。

<法律学科>

2008（平20）年度末の兼任・兼職の承認状況は下記のとおりである。

他大学への兼任は7名で、授業担当コマ数の内訳は以下のとおりである。

週3コマ：1人　2.5コマ：1人　2コマ：3人　1.5コマ：1人　1コマ：1人

他機関への兼職の状況は以下のとおりである。

国：1人（1機関1ポスト）　地方公共団体：4人（5機関6ポスト）

独立行政法人：1人（1機関1ポスト）　公益法人：3人（3機関3ポスト）

兼任・兼職については、規定を遵守しており、本務への影響は見られない。

<政治学科>

2008（平20）年度末の兼任・兼職の承認状況は下記のとおりである。

他大学への兼任は5人で、授業担当コマ数の内訳は以下のとおりである。

週4コマ：1人　2コマ：2人　1コマ：2人

他機関への兼職の状況は、下記のとおりである。

地方公共団体：5人（9機関9ポスト）、公益法人：3人（4機関4ポスト）

兼任・兼職については、規定を遵守しており、本務への影響は見られない。

3. 学生数との関係における教員組織の適切性

学生数との関係における法学部の専任教員数は、大学設置基準を充足している。

法律学科では、専任教員1人当たりの学生数は約50人、法律学専門科目を担当する教員1人当たりの学生数は約65人であり、大学設置基準を充足している。

政治学科では、専任教員1人当たりの学生数は約42人、政治学専門科目を担当する教員1人当たりの学生数は約58人であり、大学設置基準を充足している。

【点検・評価…長所と問題点】

＜両科共通＞

専任教員1人当たりの学生数が設置基準を充足している点は評価できる。

1年次向けの科目（「現代社会と法」「政治学A・B」）、および2年次向けの科目（「基本法学概論」）を担当する教員に負担がかかっている状況が認められる。

兼任・兼職をしている教員は、本務校における教育・研究を行いながら、公益性の高い職務に従事し、これらを両立させている。このことは評価できる。

【改善方策】

＜両科共通＞

設置基準は充足しているものの、学生に対してきめ細かい指導を行い、教育の質を保つべくためにも、1年次向けの科目（「現代社会と法」「政治学A・B」）、および2年次向けの科目（「基本法学概論」）における授業の重点化・均質化を図るなど教員同士の連携を強化し、負担の公平化をさらにすすめる。

- ・主要な授業科目への専任教員の配置状況
- ・教員組織の年齢構成の適切性
- ・教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

【現状の説明】

1. 主要な授業科目への専任教員の配置

法学部の全ての開講科目のうち、専門教育科目の約6割を専任教員が担当し、基礎教育科目については2～3割を専任教員が担当している。

法律学科では、全ての開講科目のうち、専門教育科目の約56.3%を専任教員が担当し、基礎教育科目については約37.0%を専任教員が担当している。

政治学科では、全ての開講科目のうち、専門教育科目の約56.7%を専任教員が担当し、基礎教育科目については約25.9%を専任教員が担当している。なお、1年生の必修科目である憲法は本学法務研究科（法科大学院）の教員が兼担している。

2. 教員組織の年齢構成の適切性

法学部全体での専任教員の年齢構成は次のとおり。

＜専任教員の年齢構成＞

年齢	61歳以上	60～51歳	50～41歳	40～31歳	30歳以下
人数	12	12	5	9	3
構成比率	29.3%	29.3%	12.2%	22.0%	7.3%

内訳 ＜法律学科専任教員の年齢構成＞

年齢	61歳以上	60～51歳	50～41歳	40～31歳	30歳以下
人数	5	6	3	6	3
構成比率	21.7%	26.1%	13.0%	26.1%	13.0%

＜政治学科専任教員の年齢構成＞

年齢	61歳以上	60～51歳	50～41歳	40～31歳	30歳以下
人数	7	6	2	3	0
構成比率	38.9%	33.3%	11.1%	16.7%	0.0%

3. 教員間での連絡調整

法学部教授会のほか、学部単位の教務委員会、将来計画検討委員会、入試委員会等があり、さらに学科単位の学科協議会、教務委員会、将来計画検討委員会、入試委員会等が組織されている。

法律学科では上記に加え、1年生必修科目の「現代社会と法」を8人の教員が担当しているため、授業内容と評価の均質化等を図るための「現代社会と法委員会」を設置しており、共通試験を行っている。また、2年生必修科目の「基本法学概論」は5人の教員が担当しており、授業内容と評価についての連絡調整を図るための「基本法学概論運営委員会」を設置し、定期的に会合を開いている。

政治学科では、上記に加え、1年生必修科目の「政治学A・B」を6人の教員が担当しているため、授業内容と評価の均質化等を図るための「政治学A・B運営委員会」を設置し、定期的に会合を開いている。

【点検・評価…長所と問題点】

法学部全体では、専門教育科目における兼任教員依存率はおおよそ43.3%であり、全学の到達目標よりも専任教員の担当比率が高い。

年齢構成比については、法律学科は40代が若干手薄であるが、全体としてはバランスがとれている。政治学科は60代が多く、30代・40代が少ない。

＜法律学科＞

(1) 長所として、若手教員が多く、学生の指導にも意欲的、かつ非常に熱心に取り組んでいる点がある。

(2) 英語科目、文章表現法1・2（日本語）の兼任教員と学科教務委員との間で、定期的に

教務連絡会を開催し、教育上の問題意識、学生の指導上の問題などに関する情報の共有を図っている。

（3）少人数クラス制の授業を多数開講し、その大半を専任教員が担当してきめ細かい教育を行っている状況に加えて、教員の多くは履修登録者が100人を超える大規模講義科目を複数担当している状況にあるため、教員の負担が過大となっている点は問題である。

<政治学科>

（1）専門教育科目の6割近くを専任教員で担当していることは評価できる。とくに政治学の展開科目における専任教員の充実は誇れるものである。

（2）定年者の補充人事として若手教員の採用が実施できていることは長所である。

（3）1年生の必修科目の「政治学A・B」の授業内容と評価の均質化等を図るための「政治学A・B運営委員会」は、定期的に開催しているが、6人の専任教員は専門が異なるため授業内容の重点の置き方が相違する状況が見られ、情報交換の意義は大きく、今後も積極的に開催する必要がある。

（4）兼任教員との接触の機会が少ないため、兼任教員から意見交換などの要望が出ており、何らかの連絡調整の仕組みが必要と思われる。

【改善方策】

学科ごとの問題点に対応した改善方策は以下のとおりである。

<法律学科>

（1）研究・教育の両面において、若手教員を支援し、その育成を行う。

（2）授業規模の適正化を推進し、1クラスが200人を超えるような大規模講義科目についてはクラスを分割し、教員の負担を適正なものとする。

<政治学科>

（1）退職に伴い、引き続き若手への切り替えを実施し年齢構成の若返りを図る。また女性教員の採用に配慮していく。

（2）教員間での連絡調整について、1年生必修科目の「政治学A・B」の授業内容の均質化等をさらに推進するため「政治学A・B運営委員会」の場で、政治学の基礎的知識の共通修学課題（分野）を設定するなどして具体的な均質化方策を立案する。

（3）兼任教員との連絡調整について、英語科目は比較的頻繁に行っているが、その他の教員も含めて年2回程度開催する。一堂に会することが困難な場合にはアンケート調査などで、兼任教員の意向を聴取する。

【教育研究支援職員】

- ・実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性
- ・教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

【現状の説明】

1. 教育研究支援職員の配置

両学科とも1名の研究補助員をおき、研究、教育の両面でさまざまな機会において、柔軟に補助的業務を担わせている。

2. 教育補助員の活用

①法律学科では、「現代社会と法」および「基本法学概論」の2科目につき教育補助員を各2名採用して、毎回講義時の小テスト問題の印刷、成績集計の補助などの業務で活用している。

②政治学科では、クラス制の「政治学A・B」の授業において1名の教育補助員を採用して、成績集計等の業務で活用している。

【点検・評価…長所と問題点】

法学部の教育補助員については、その確保と活用の仕方に課題がみられる。

法律学科では、教材の印刷、成績集計などについて教育補助員の支援を受けられるために、講義を担当する教員は学生一人一人に丁寧な指導を行うことができ、それぞれの学生がつまづいている個所や理解が不十分な個所を個別に把握したうえで、的確に指導することが可能になっている点を長所としてあげることができる。

問題点としては、教育補助員は多くの学部学科で必要とされているのに対して、本学の大学院生から採用しなければならないため、その確保が難しいことがある。

政治学科では、クラス制の「政治学A・B」の授業において1名の教育補助員を採用しているが、6人の担当教員がいるため、成績集計等補助業務での活用に濃淡がみられる。

【改善方策】

法学部の教育補助員については、その質の確保とともに、大学側とも協議して採用方法の多様化を図る。また、「政治学A・B」の教員で、教育補助員の活用が少ない教員へ積極的活用を依頼するとともに、今後「政治学A・B運営委員会」において共通修学課題（分野）を設け、その習得状況を確認するための小テストも共通して行うこととする方向が想定される。その場合には、1名の教育補助員に統一的な採点補助業務を依頼していく。

【教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続】

・教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状の説明】

法学部では、教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続きは、教員選考基準および、これに準拠し、法学部・政治学部の特性に配慮して教育・研究業績評価の基準を具体的に示した法学部内規教員選考規程に則って厳正かつ公正に行われている。

法学部内規教員選考規程は1987（昭62）年に制定・施行され、その後数回におよぼ改正を経て今日に至っている（直近の改正は2006〈平18〉年であった）。改正の趣旨は、専任教員の新規採用に関する手続きをより厳正かつ公正に行うためであるが、特に近時の改正は、有為の

若手研究者の採用を可能にするためのものであり、その結果、法学部専任教員年齢構成の適正化にも資する結果となっている。また、新規採用については完全な公募制を実施し、広く人材を求め最適者の採用が可能となっている。

また、法学部内規教員選考規程は、昇格に関する規定も整備されており、在職年数および研究業績等の条件を満たし、2名の教員の推薦を受けたときには、学科主任は速やかに選考委員会の設置を教授会に提案しなければならない。このように昇格できる条件を明確化した結果、専任教員の教育・研究へのモチベーションが高まり、風通しのよい学部内の雰囲気を作り出している。

【点検・評価…長所と問題点】

基準および内規の内容は適正であり、教員の募集・任免・昇格においては、これらの基準等を遵守し、公平かつ公正な制度の運用が実現されているため、全く問題はない。

しかし、2009（平 21）年に大東文化大学助教規程が制定・施行されたが、前述の法学部内規教員選考規程には助教の採用に関する基準及び手続規程等をまだ定めていないため、助教を採用する場合、および助教の職歴を有する者を採用する場合には、手続上の問題が生じることが懸念される。

【改善方策】

引き続き、教員選考基準および法学部内規教員選考規程を遵守し、公平かつ公正に制度を運用するとともに、法学部内規教員選考規程については速やかに助教に関する採用基準や手続規程を追加制定する。

【教育研究活動の評価】

・教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

【現状の説明】

教員選考基準における教育研究能力・実績の評価については、教員選考基準および法学部内規教員選考規程に則って厳正かつ公正に評価されている。

具体的には、教育研究能力について、大学における教育歴および社会的活動、発表論文、著書、学会発表の件数等を審査対象としている。教員採用時の選考過程では面接を行い、必要に応じて模擬授業を行ってもらい、研究者・教育者としての資質・能力を判断している。

【点検・評価…長所と問題点】

上記の基準および内規の内容は適正であり、教員選考基準における教育研究能力・実績の評価においてはこれらの基準等を遵守し、公正かつ公平な制度の運用を実現しているため、全く問題はない。

【改善方策】

引き続き、教員選考基準および法学部内規教員選考規程を遵守し、公正かつ公平な制度の運用を行う。

5. 国際関係学部

【教員組織】

- ・学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性
- ・大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか）

【現状の説明】

国際関係学部は1986（昭61）年、大東文化大学の理念に合致し、また台頭するアジアに関する教育・研究に重点を置いた学部として設立され、それ以後、基本的な学部学科の変更は行われていない。

国際関係学部は、国際関係学科と国際文化学科の2学科よりなる。教員定数は各学科20名、計40名である。2009（平21）年度の教員現在数は、国際関係学科17名（うち専門教育担当13名、基礎教育・教養教育（全学共通科目）及び基礎教育としての外国語教育担当教員（以下「全学共通科目等担当」という。）4名）、国際文化学科19名（うち専門教育担当17名、全学共通科目等担当2名）である。職位は国際関係学科では准教授9名、教授8名、国際文化学科では専任講師1名、准教授6名、教授12名となっている。

学生数は1学年平均250名であるが、授業担当において学科間の壁はほとんどなく、両学科にまたがった授業を行っているので、現在、専任教員数に対する全学生数の割合は約28名となる。

専任教員は他大学での兼任をする場合、4コマまでと制限されており、自大学の教育研究に影響を及ぼさない配慮がなされている。

【点検・評価…長所と問題点】

国際関係学部の設置基準上の教員定数は40名であるが、現在数は36名である。これはカリキュラムの大幅な点検と改編の作業が進行中であることから、ここ数年、退職者の補充を意図的に抑制してきたためである。現状でも学生数に比して教員数は比較的多く、少人数教育を行う上で支障はない。なお、2010（平22）年度に専任教員1名を補充する予定である。

国際関係学部では専任教員の担当コマ数は学部で6コマとしており、この原則はほぼ守られている。しかし、大学院アジア地域研究科は、国際関係学部教員がほとんどの科目を担当しており、大学院科目の担当数によって教員の負担が大きくなっている場合もある。

【改善方策】

少人数教育を旨としているため、担当コマ数は多くなりがちである。特任・客員教員や助教制度の活用によって、大学院担当授業も含めての総コマ数が過重負担にならないようにする。

- ・ 主要な授業科目への専任教員の配置状況
- ・ 教員組織の年齢構成の適切性
- ・ 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

【現状の説明】

国際関係学部は、アジア地域を東、東南、南、西の4地域に分類し、それぞれを国際関係学科では政治・経済・社会の社会科学分野、国際文化学科では歴史・文化・芸術の人文科学分野を中心としたカリキュラムを組んでいる。このようなカリキュラムに対応して、各地域・分野に専任教員を配置している。

〈専任教員の年齢構成〉

年齢	61歳以上	60～51歳	50～41歳	40～31歳	30歳以下
人数	10	16	6	4	0
構成比率	27.8%	44.4%	16.7%	11.1%	0.0%

このほか、兼任教員は国際関係学科に15名、国際文化学科に15名が所属している。専任教員のうち女性教員は、国際関係学科で2名、国際文化学科で6名である。

言語教育としては、英語のほかアジアの9言語を選択必修としている。このうち、地域研究の各分野に関してはほぼ専任教員が担当する体制ができています。英語教育は専任の全学共通科目等担当教員が担当している。アジア言語教育については9言語すべてに専任教員が配置されている。しかし1年次で3コマ、2年次で3コマの計6コマおよび選択科目の上級言語科目を専任教員だけで担当することはできず、計19人の兼任教員に42コマの授業担当を依存している。

『大東文化大学の点検・評価 2005年度』で、「他学部に比べて教員の持ち時間が多すぎる」との指摘を受けたため、2005（平17）年度までに学部での担当コマ数を原則6コマまでに制限する改善を行った。

【点検・評価…長所と問題点】

兼任教員依存率については、必修科目は国際関係学科・国際文化学科ともに専任教員が90.8%担当しているが、選択必修科目では両学科とも39.1%を兼任教員に依存している。これは国際関係学部の特徴であるアジア地域言語科目において、ネイティブの教員を一定数採用しているためである。教養教育も含めた全開設科目の兼任教員依存率は、37.8%である。

言語教育ではコマ数が多いため、また必ずネイティブの教員を必要とするため、専任だけで担当するのは不可能であり、兼任教員に依存する部分も多い。したがって、授業の進め方について、兼任教員との緊密な連携が欠かせないが、現状では十分とはいえない。兼任教員の担当コマ数は、全学的に制限されており、本学部ではその制限を越えている兼任教員もいることから、是正が必要である。

担当コマ数の問題に関しては、原則6コマに制限したため、自由科目群において担当教員が配置できず、開講されないという状況が頻繁に起きている。また、単年度対応となる現地研修（通年、8単位）および教員の短期・長期海外研究員・特別研究期間制度適用等に伴う代替授

業は6コマの外コマで対応せざるを得なかった。さらに、大学院の科目担当、とくに博士課程前期・後期における論文指導の負担は大きい。

【改善方策】

上述のように、カリキュラムの大幅な改革により、教員の担当コマの過重負担を改善するとともに、兼任教員への過度の依存も改善していく。しかし、言語教育に関しては、ある程度の兼任教員依存はやむをえないと考える。

今後、専任教員を新規に採用する際には、年齢構成においてバランスが取れるように配慮する。特に言語教育に関しては、専任教員と兼任教員の連携を強化する場を設ける。具体的には、学部内の語学教育委員会を通じて、専任と兼任教員が共通の語学教科書を使用する方針を示し、実施する。また同委員会が成績評価の基準を作成し、共通の基準により評価する体制をつくる。

担当コマ数の問題に関連して、学部カリキュラムの見直しを進める中で、既存科目の統廃合と時代的・社会的要請に応じる新規科目の充実を図りつつ、学部開設科目数の削減を図る。

【教育研究支援職員】

- ・実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性
- ・教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

【現状の説明】

研究を補助する研究補助員、教育を補助する教育補助員が、各学科1名ずつ配置されている。資格は、研究補助員は学部卒以上、教育補助員は大学院在学以上である。必要に応じて公募され、学科の審査を経て採用される。任期は1年であるが、3年まで延長可能である。

【点検・評価…長所と問題点】

文系の学部であることと、少人数クラスが多いこともあり、教育補助員は必ずしも必要とされず、十分活用されているとはいえない。研究補助員は資料の整理等に十分活用されている。

【改善方策】

特に大教室での出欠管理、資料配布、設備機器の操作において、教育補助員を活用し、効率的な授業運営を心がける。

【教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続】

- ・教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状の説明】

学則の教員選考基準に基づき、国際関係学部では専任教員の新規採用・昇任および兼任教員

の採用について内規を定めている。専任教員については教授・准教授・講師それぞれの採用および昇任の基準および選考・審査の手続きを定めている。

採用（審査）の必要が生じた場合、人事委員会が選考（審査）委員会を立ち上げ、教授会の承認を得る。選考（審査）委員会は候補者について厳密な選考（審査）を行い、人事委員会および教授会に報告し、教授会は無記名投票により採用（昇任）の可否を決定する。新規採用は原則として公募している。

【点検・評価…長所と問題点】

新規採用および昇任の手続きは、教員選考基準および国際関係学部人事に関する内規に則り、厳密公正に行われている。

【改善方策】

特段の必要なしと考える。

【教育研究活動の評価】

・教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

【現状の説明】

教員選考基準において、教育研究能力・実績は十分配慮されている。国際関係学部人事に関する内規では、教授職を例にとれば、新任採用基準は大学において教授の経歴または5年以上の准教授の経歴があり、准教授就任後学術論文5点以上もしくは学術的単著1冊以上またはこれに準ずる教育・研究上の業績があると認められるものとされ、博士学位を有している場合、あるいは相当の実務経験がある場合はそれぞれに考慮される。准教授・専任講師もこれに準じて定められている。昇任人事もこれに準じて行われている。

【点検・評価…長所と問題点】

現在の規定は教員の選考・審査に当たって、教育研究能力・実績を十分配慮したものとなっており、特に問題はないと考えられる。

【改善方策】

特段の必要なしと考える。

6. 経営学部

【教員組織】

- ・学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性
- ・大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性(専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか)

【現状の説明】

学部・学科の理念・目的および教育課程の種類・性格を勘案して現在、経営学科では基礎教育・教養教育（全学共通科目）及び基礎教育としての外国語教育担当教員（以下「全学共通科目等担当」という。）を含めて20名、企業システム学科では17名の専任教員が在籍している。経営学科では専門教育担当者が15名、全学共通科目等担当者が5名であり、企業システム学科では、専門教育担当者が13名、全学共通科目等担当者が4名である。専門教育担当者のうち経営分野は8名、会計分野は7名、ビジネス分野は7名、情報分野は5名となっており、在籍学生総数1,756名に対し、教授している。

毎年、人事について検討がおこなわれ、専任教員の年齢構成・担当科目などの微調整が行われている。2009（平21）年度の職位別で見ると、教授23名、准教授8名、専任講師5名、特任講師1名である。また、専任教員は、本学部の教育研究には多くの時間をかけて従事している。担当コマ数は前期後期6コマであって、大学院担当者には7コマ8コマを担当する教員も多い。学内諸会議・委員会にも積極的に参加し教育研究業務を遂行している。また、規定により教授会の許可を得て、学外の団体、他大学の研究所などで教育研究を行う教員も多い。

【点検・評価…長所と問題点】

本学部の専門教育担当者には経営学、簿記会計学、ビジネス学、情報科学の教員が多く、それぞれの教員が専門分野で独自の研究を続けている。今のところ必要な教員は確保できており、学部・学科の理念・目的および教育課程の性格との関係を考えると問題のない組織であるといえる。ただし、将来、退職者や病気休職者が生じた場合には、教育課程に支障が生じないように注意して補充等の対応を行う必要がある。専任教員1人当たりの学生数は経営学科で49.3名、企業システム学科で45.3名であり、今のところ、特に問題はない。また、国際化教育の必要性、日本企業のグローバル化の研究、インターンシップ教育や大学の理念である「東西文化の融合」などのために外国人教員を増やすとともに、そのバランスをとることを検討している。

【改善方策】

専門教育担当者については、専門分野のバランスを考えて教員を採用する。全学共通科目等担当者と専門教育担当者との割合も考慮する。これらにより教員組織の柔軟性を目指す。また、教員の多国籍化を図り、外国人教員も国籍などの特色を生かすものとする。

- ・ 主要な授業科目への専任教員の配置状況
- ・ 教員組織の年齢構成の適切性
- ・ 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

【現状の説明】

必修科目には、できるだけ専任教員を配置している。大学として兼任教員はできるだけ削減していく方針が確認され、実施されている。専任教員が担当する授業の割合は、経営学科の基礎教育科目で必修科目が46.7%、選択科目で47.5%、自由科目で53.3%であった。専門教育科目では必修科目が71.3%、選択科目では70.6%、自由科目では45.8%であった。企業システム学科の基礎教育科目では、必修科目が43.3%、選択科目が48.8%、自由科目が67.5%であった。専門教育科目では、必修科目で、58.8%、選択科目で62.4%、自由科目で48.2%であった。

教員組織の年齢構成については次のとおりである。学部創設以来、年齢構成のバランスを意識してきたため、近年では若返りが進んでいるが、まだ十分ではない。学部の教務委員会や学部教授会では教育課程編成の連絡調整が行われているが、教授会は定例では月1回、教務委員会は月2回程度であるが、年度末には2～3回行われることもある。

<専任教員の年齢構成>

年齢	61歳以上	60～51歳	50～41歳	40～31歳	30歳以下
人数	9	12	8	8	0
構成比率	24.3%	32.4%	21.6%	21.6%	0%

【点検・評価…長所と問題点】

教員組織の年齢構成が改善され、若返りが進んだことについては、学生の評判も良い。学部にはカナダ、米国、豪州、中国など外国人専任教員が5名在籍しているが、当該教員の日本語能力が高いことから、日本語による連絡調整にも支障はない。東松山校舎の1年生の基礎演習については、必修科目であること、学生への綿密な指示指導を必要とすることから専任教員が担当することが望ましいが、必ずしも全クラスが専任教員の担当とはなっていないことが問題として挙げられる。

また、基礎教育科目の「基礎演習」「情報処理の基礎 A・B」では、兼任教員に依存する割合が大きく、これが専任教員の比率を下げており、議論・調整の必要がある。簿記・会計関係、情報関係の科目においても同様である。

【改善方策】

専任教員は、1・2年生が在籍する東松山校舎の講義、特に基礎演習を担当し、生活面を含む指導を徹底する。また、簿記原理や情報科目の担当教員については、履修学生数および教育効果を考慮しつつ、専任教員の比率を高める。今後の専任教員採用については、できるだけ若い教員を採用する。基礎演習や情報科目などについては、専任教員と兼任教員を適切に配置する。

【教育研究支援職員】

- ・実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性
- ・教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

【現状の説明】

情報関係の機材の設置・操作などの人的補助体制については教育補助員が支援している。本学部では、各学科の共同事務室があり、事務員2名、研究補助員2名、教育補助員1名が在籍し、研究教育を支援している。教授会の資料作成や履修生の多い科目および曜日には、資料作成・機材の運搬などの業務で本来の教育研究支援業務に支障が生じることもある。そのようなときには、教職員が相互協力して教育研究支援業務を行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

全体的には、人的補助体制は、適正であるが、繁忙期には不足することもある。教員と研究補助員、教育補助員の連携・協力関係については、相互補完関係が成り立っており、互いの役割を十分に果たしている。

【改善方策】

履修者の多い科目の分散を行い補助員の仕事の量的業務を整理する。また、機材については教室内に保管場所を設置整備する。会議資料や講義資料については、事前に計画することによって対応する。

【教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続】

- ・教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状の説明】

経営学部においては、2007（平19）年に全学的に専任教員人事計画を策定し、教員の公募・任免・昇格規定を改正したことを受けて、経営学部教員選考審査規程を改定した。本学では各学部で教員定数を定めており、その範囲内で定年者や退職者が出た段階で採用枠を申請し、採用候補者の選定を行っている。本学部も通常の募集は公募によって行われる。教授会のもとに5名からなる教員選考委員会を設置し、教員公募要領を作成し募集を行い、教員選考委員会は応募者の提出書類から精査したうえで、面接（口頭試問・模擬授業）を行い、候補者を決定し教授会へ推薦する。推薦された候補者は、教授会で選考が行われ、出席者の3分の2以上の賛成を得た候補者の承認を得たのち、結果に基づき学部長は理事会へ採用の手続きを行うことになる。教員の任免・昇格に対する基準は、学校教育法、大学設置基準および本学の規則に則って定められた教員選考基準に沿って厳正に行われている。

【点検・評価…長所と問題点】

応募者多数の場合、選考に時間を要することがある。また、研究業績や経歴による審査だけでなく、模擬授業を課して発表能力や講義計画能力を考慮して選考している。そのため、遠路から参加する候補者の負担や選考結果通知までの時間の長さが解決すべき問題点であり、選考のスピードアップが必要である。

昇格については、現行の内規に基づくと、最低の経験年数を勤務した候補者を昇格させることが可能であるが、当該者が昇格を望まない場合もあり、必ずしも一律ではない。また、業績顕著な場合、規定により短縮のうえ昇格させることができるが、今後は昇格審査を、より厳格かつ公平に行う仕組みを構築する必要がある。

【改善方策】

選考候補者の担当科目によっては、書類審査段階で3名程度に候補者を絞る。また、応募者には、検討結果の通知期限、選考方法を明示する。さらに、選考委員長が責任を持って候補者に結果を報告、書類を返却する。昇格の場合、経験年数の多い候補者には早めに書類を提出するようアドバイスする。また、経験年数の要件を満たさない昇格については、公平性を確保するためにその運用をより厳格にする。

【教育研究活動の評価】

・教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

【現状の説明】

教員の選考にあたっては、専任教員5人からなる選考委員会に選考を任せている。実務科目・実習科目では、特に実績が評価されており、実務経験や経歴が重視される。今までは研究業績が重視される傾向にあったが、近年では教育指導能力やその資質が問われる傾向にある。

【点検・評価…長所と問題点】

多様な評価基準を用いることで、統一的な選考が行われなくなる恐れがある。具体的には、専門分野や選考委員によって力点の置き方が異なることが問題点として挙げられる。

【改善方策】

選考委員会を構成した段階で、評価基準を明確にしたうえで選考を実施する。その際、採用候補者を最終的に決定する段階で、選考委員会が教授会に対して、明確に評価基準を説明できるように義務づける。また、研究業績等に表れない当該者の発表能力・資質などについては、面接に時間をかけ、多角的に評価するよう留意する。

7. 環境創造学部

【教員組織】

- ・学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性
- ・大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性(専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか)

【現状の説明】

環境創造学部には属する19名の専任教員の分野別構成を見ると、社会科学系11名（経済学系4名・社会福祉系3名・経営商学系2名・法律政治系2名）、自然科学系5名（都市計画・医学・情報科学・生態学・環境科学各1名）、人文科学系3名（英語・哲学・多文化間交流各1名）となっている。これは、「主として社会科学的な観点から地球および人間の環境に関する知識と手法を教授し、その課題の発見と解決に創造的・実践的に取り組める人材の育成を目的とする」という学部（学科）の目的に即した学際的構成であると言える。

職位別に見ると、教授13名、准教授4名、講師2名となっており、ほかに生態学担当教員を支援する実験助手1名、研究補助員1名（3年間の雇用期限付き・非常勤扱い）が在籍している。特任教員・客員教員は在籍していない。

一部の教員については、社会科学系・自然科学系・人文科学系という区分を超えて、たとえば自然科学の学位を持つ者が社会科学系の科目を担当し、社会科学の学位を持つ者が人文科学を担当するなど、他分野の学科目も併せて担当するケースも珍しくない。学際的関心に従って複数分野にまたがる教育研究活動に従事してきたこのような教員を抱えているという事実は、本学部の教員組織の特徴のひとつを現している。その意味で適切かつ柔軟な教員組織であると考えられる。

学生総数819名に対して専任教員数は19名で、専任教員1人当たり学生数は43.1名と、大学設置基準をクリアする比率となっている。また、本学部は、都市環境コース（学生総数の約5割が選択）、福祉環境コース（同じく約2割）、環境マネジメントコース（同じく約3割）の3つのコースに分かれているが、複数のコースにまたがる学問分野を教授する教員も多く、教員組織自体はコースに対応していない。過年度（2001～2004〈平13～16〉年度）については、コースごとに教員を貼りつけたが、学生が自由にコースを選択できるため人数は年々変動する。したがって、コース別教員貼りつけは必ずしも実態に対応していないという反省から、2006（平18）年度以降は現状のような編成となっている。これもまた、学際性を旨とする本学部の特性に照らせば適切かつ柔軟な措置である。

教員がもっぱら自大学における教育研究に従事しているか否かという点については、すべての教員が本学の定める規定（週4コマ以内）を遵守し、教授会の承認も受けて学外の業務に従事している。ほとんどの教員が規定の範囲内で学外の業務を兼務しているが、本学部の特色である学際性・実践性との関連で、地域連携や他組織・他学との連携が不可欠の要素となっており、各教員が務める学外での業務にも大学業務と関連または直結したものが少なくない。

【点検・評価…長所と問題点】

現状の教員組織は、2005（平 17）年度の第 1 次カリキュラム改定を前提としており、その意味ではほぼ適切な教員組織の編成であると言える。ただし、カリキュラムの全面的な見直し作業を 2008（平 20）年度より（至 2009（平 21）年度）実施しており、2010（平 22）年度または 2011（平 23）年度に第 2 次カリキュラム改定が予定されている。したがって、見直し作業並びに新カリキュラム編成の結果如何で、教員組織も併せて見直す可能性はある。

専任教員 1 人当たりの学生数についていえば、現状の約 43 名という数値を引き下げることが確かに望ましいが、大教室での講義と少人数の講義・演習とを組み合わせれば、密度の高い教育効果を狙いとする少人数教育のメリットは十分に発揮できると考えられる。1 年次入門ゼミ、2～3 年次ゼミ、4 年次卒業研究というゼミ教育を軸に置いた本学部の教育体制は、そのための基盤を提供している。

本学部の場合、専任教員の教育研究は必ずしも自学内に留まらない。教員の専門分野は多岐にわたっており、専門分野を同じくする教員は少ないからである。したがって、教育研究上の水準を高めるためには、学内交流だけでは不十分で、他学・他機関に属する教員・研究者との交流が不可欠の要素である。また、地域連携も本学部の特色であり、多くの自治体・団体・諸機関と交流がある。そうした交流の一環として各教員が学外での業務を委任されることも、まれではない。

上記のような点を勘案すると、本学部における教員組織はほぼ適切な状態にあり、また、大学設置基準第 3 章（第 7 条～13 条）についても抵触していないと判断できる。

【改善方策】

教員組織の望ましい状況とは何かについて、教授会・学部内の教育研究ワークショップなどを活用し、教育の効果や研究力の向上といった観点から継続的かつ包括的に検討を進め、その内容を新カリキュラムの編成に反映させる。

自学における教育研究と、対外的な交流研究・協力とのバランスが維持できるように随時調整する。

- ・ 主要な授業科目への専任教員の配置状況
- ・ 教員組織の年齢構成の適切性
- ・ 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

【現状の説明】

本学部の専任教員の授業担当比率は、導入教育科目で 24.8%、基礎教育科目で 66.7%、専門教育科目で 68.4%となっている。導入教育科目には英語が含まれているので、数値が低くなっているが、他の科目カテゴリーはそれぞれ 3 分の 2 を超える数値となっている。本学部ではまた、専門教育科目のうちの必修科目（ゼミ・卒業研究）と各コースに設けられた「概論」科目を主要科目と見なしている。導入科目の必修科目 7 科目中 2.5 科目は専任教員が担当し、専門教育科目の主要科目 6 科目すべてを専任教員が担当している。加えて、旧カリキュラムで必修

とされていた専門教育科目計 13 科目も主要科目に準ずる位置づけと認識されているが（現在はすべて選択科目）、これらについても、すべて専任教員が担当している。

専任教員 19 名の年齢構成は次のとおりである。

＜専任教員の年齢構成＞

年齢	61 歳以上	60～51 歳	50～41 歳	40～31 歳	30 歳以下
人数	7	7	4	1	0
構成比率	36.8%	36.8%	21.1%	5.3%	0.0%

これは完全な逆ピラミッド型であり、年齢と相関性の強い職位については、教授職が半数以上（13 名）を占めているのが実態である。

本学部では、教育課程編成の目的を実現するために、教授会に準ずる協議機関・連絡調整機関として「教育研究ワークショップ」を設けている（原則として月 1 回開催）。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 専門教育科目、基礎教育科目については 3 分の 2 以上が専任教員の担当であり、またこれらの科目カテゴリーのなかでも、主要科目への専任教員の配置については適切な状態にある。ただし、導入教育科目の場合の専任教員比率は 24.8% と低い。

2. 本学部では教育経験を重視しており、採用の際にも教育技能や教育への熱意を重視しているため、逆ピラミッド型の年齢構成については特段の問題はないと判断する。教授職が相対的に多い現状については改善の余地がある。

3. 実験助手 1 名が在籍するが、その職位・身分が必ずしも明確ではない。

4. 2008（平 20）年度については、他業務との関連でワークショップの機能は若干低下したが、学部内規にワークショップの意義を明確化するなど、ワークショップを教育研究の要とする体制は整備された。

【改善方策】

1. カリキュラム改定の際にも、各教員の担当科目と専門分野に配慮しながら、専門・基礎分野の 3 分の 2 以上という専任教員比率を目安とした最適な教員配置を確保する。導入教育科目については、コマ数の多い英語を含むため、24.8% という専任教員比率をこれ以上引き上げるのは困難だが、教育方法・教育内容に関する兼任教員との協議の機会を充実し、教育の質の向上を図る。

2. 2015（平 27）年度を目途とした長期的な人事配置計画により、逆ピラミッド型の年齢構成並びに職位別のバランスを可能な限り改善する。

3. 実験助手という職位・身分の見直しを検討し、学園に提案する。

4. 月 1 回というワークショップ開催の原則を固守し、ワークショップの機能を維持・強化する。同時にワークショップが教育課程編成の目的を実現する最大の手段であるとの認識を教員間で共有し、そこでの協議結果・検討結果を最大限実現する態勢を整える。

【教育研究支援職員】

- ・実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性
- ・教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

【現状の説明】

本学部は8科目の実験・実習を伴う科目を設置しているが（内外での研修科目含む）、生態学実験Ⅰ・Ⅱについてのみ、専任教員1名を専任の実験助手1名が支援する体制となっている。他の科目については専任教員1名のみが担当している。外国語教育についても特段の補助体制はない。情報処理関連教育については、過年度に教育補助員（TA：teaching assistant）・学生補助員（SA：student assistant）が支援した経験はあるが、2008（平20）年度には支援の人を確保することができなかった。

東松山キャンパスにおいては、4号館にアルバイト1名が常駐し、主として1～4号館の授業等について教育支援にあたっている。また、他学部と共用の情報教室・AV教室利用時（主として7・8号館）には、学園総合情報センターおよびLL総合室職員の支援を受けることもあるが、常時支援は確約されていない。過年度はこれにTA・SAの支援が加わっていたが、2008（平20）年度については人員を確保できなかった。

板橋キャンパスについては、アルバイト1名・研究補助員1名が授業等の教育支援に当たっている。また、他学部と共用の情報教室・AV教室利用時には、学園総合情報センターおよびLL総合室職員・講師控え室アルバイトの支援を受けることもあるが、常時支援は確約されていない。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 実験・実習科目のうち、情報処理関連科目については、TAまたはSAを確保する必要がある。内外研修科目（4科目）については、これまで専任教員1名が引率研修全般に責任をもつ体制であったが、とくに海外での研修の際のトラブルへの対処などを想定すると責任もてる体制とは言い難い。しかし、内外での研修には現地の知識が乏しい教育研究支援職員を活用することは難しい。他の科目については現状で適切に対応できる。

2. 本学部ではゼミや情報処理関連科目に加えて講義科目でも情報機器を活用しているが、教育支援体制が十分ではないため、情報機器の活用を断念するケースも少なくない。教育支援体制を整えば、より効果的な授業が展開できる。

【改善方策】

1. 大学院との緊密な連携によって良質なTAを確保する。同時に、各ゼミの協力を得て能力があり勤勉な学生のリストを教務委員会で作成するなどSAの確保にも力を注ぐ。
2. 海外研修の引率教職員を必要に応じて2名に増強する。または教育支援機能のあるエージェントに研修への支援を委託する。
3. 学園総合情報センターに教育支援機能の強化を要請する。

【教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続】

・教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状の説明】

関連した学則の2007（平19）年度における改定を受けて、学部固有の人事関連の諸規則（「新任選考に関する内規」「昇任審査に関する内規」「再任審査に関する内規」「新任教員選考、再任審査及び昇任審査に関する内規細則」）を2008（平20）年度に全面改定し、教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続きを明確化した（2009〈平21〉年2月15日施行）。

新任の専任教員（特任教員含む）、客員教員及び兼任教員の任用に際しては、学部長がその任用について教授会に報告し、この報告を受けて教授会は、原則として学内公募により候補者を募り、選考委員会を設置することとなっている。専任教員（特任教員含む）及び客員教員の任用の場合は、3人以上の教授を含む本学部の5人の専任教員によって選考委員会を構成することとなっている。ただし、必要に応じて他学部または他大学の専任教員1人を委員として委嘱するが、委嘱された委員は選考委員5人の内数として数えることとされている。

専任教員に関しては、「新任教員選考に関する内規」によって、教育歴、勤務経験、研究歴及び実務経験、研究業績等の評価基準について職位ごとに具体的に定められている。

兼任教員の任用の場合は、1人以上の教授を含む本学部の3人の専任教員によって選考委員会を構成することとなっている。ただし、必要に応じて他学部又は他大学の専任教員1人を委員として委嘱するが、委嘱された教員は選考委員3人の外数として数えることとされている。

選考委員会の選考結果の承認についても、任用する教員の職位ごとに議決の要件が内規に定められている。該当する専任教員が3分の2以上出席する教授会において、出席者の3分の2以上の同意が任用の条件となっている。

昇任については、学部長は昇任の要件に該当する可能性のある候補者に対して昇任希望の意思を確認し、当該教員から昇任の意思が示された場合には、その教員を「昇任候補者」とみなし教授会に報告する。教授会は、これを受けて速やかに審査委員会を設置する。

昇任委員会は3名の専任教員によって構成するが、希望職位ごとに委員の構成が定められている。昇任候補者の専門領域に応じて、他学部または他大学の教員1人を委員として委嘱することもできる。ただし、学部専任教員以外の委員は3人の委員の外数として数える。

昇任の基準は、「昇任審査に関する内規」によって、教育歴、勤務経験、研究歴及び実務経験、研究業績等について、希望する職位ごとに具体的に定められている。

審査委員会の審査結果の承認についても、昇任希望の職位ごとに議決の要件が内規に定められている。該当する専任教員が3分の2以上出席する教授会において、出席者の3分の2以上の同意が昇任の条件となっている。

また、新任教員選考および昇任審査に関して、「新任教員選考、再任審査及び昇任審査に関する内規細則」によって業績審査等に関する基準がより詳細に定められている。

2008（平20）年度においては、改定前の規則をもとに兼任教員選考3件、昇任審査3件が行われた。また、改定後の規則をもとに兼任教員審査1件が進められている（緊急のためふたつの年度をまたぐ審査となっている）。これらについては特段の矛盾や問題点は生じていない。

【点検・評価…長所と問題点】

改定された規則は、あらゆる事態を想定しており、また選考および審査の基準も、より明確となっている。規則の適用が本格化するのは2009（平21）年度以降であり、問題点はまだ顕在化していない。

【改善方策】

2009（平21）年度末の状況を教授会で点検のうえ、必要に応じて改善方策を講じる。

【教育研究活動の評価】

・教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

【現状の説明】

学則との対応関係もあり、教育業績全般を詳細に評価する基準は設けられていないが、新たな専任教員選考基準には、従来の内規にはなかった「研究業績の中には、任用された場合の担当予定科目に関連する専門領域の学術論文1編が含まれていなければならない」とする条件が含まれており、教育研究能力や実績を配慮する姿勢が打ち出されている。また、任用にかかわる面接の一環として、模擬授業の実施を要請しており、これもまた選考・審査の参考としている。

【点検・評価…長所と問題点】

論文や模擬授業以外の教育能力・業績全般を評価するシステムが欠落しているが、学則との対応関係もあり、本学部のみならず全学的に教育能力・業績を評価する体制づくりが求められる。

【改善方策】

学部内の教育研究ワークショップで上記課題について議論すると同時に、全学的なレベルで教育能力・実績を評価するための調査委員会等を設置し、これを学則・各学部内規に反映させるように図る。

8. スポーツ・健康科学部

【教員組織】

- ・学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性
- ・大学設置基準第12条との関係における専任教員の位置づけの適切性（専任教員は、専ら自大学における教育研究に従事しているか）

【現状の説明】

学部の教員組織は設置申請時に講師から教授31名体制で計画され、年次進行とともに設置3年目の2007（平19）年度に31名全教員がそろった。このうち、7名が全学共通科目担当教員である。

<スポーツ科学科>

本学科の教員組織は、学科の特徴である実技、理論のバランスを考慮し、文部科学省設置認可申請時の教員資格審査を経て15名で組織された。そのうち実技系、講義系いずれの科目も担当している教員は13名である。2008（平20）年度に4名の教授が退職し、うち3名の補充があった。3名とも前任者の専門分野を踏襲して採用した。残り1名の補充は2009（平21）年度に継続している。専任教員は担当授業以外に、科目内容や研究、進路に関する相談に応じている。また全専任教員が運動部の指導スタッフの一員になっており、休日を含めた多くの時間に学生の指導にかかわっている。専任教員1人当たりの学生数は32.6名である。

<健康科学科>

文部科学省および厚生労働省への申請時の教員資格審査を経て医師、薬剤師、臨床検査技師、衛生検査技師などの臨床系有資格者専任教員11名が臨床検査技師などの国家資格有資格者養成に当たっている。主要な授業科目には専任教員を配置している。学科の専任教員総数は16名であり、このうち基礎教育・教養教育（全学共通科目）担当教員4名は保健体育系教員である。単純に計算して教員1人当たりの学生数は約27名であり、臨床系専任教員1人当たりの学生数は約40名である。

【点検・評価…長所と問題点】

両学科とも設置時の指導に従い教員は組織されており、学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格における教員組織はおおむね適切であるといえるが、完成年度を迎え点検するなかで、学科ごとに下記の長所と問題点が明らかになった

<スポーツ科学科>

教育研究に関する人的体制は、おおむね教育目標や学科の特徴に合致している。2008（平20）年度から「健康運動指導士」養成校として認定されたことは長所である。しかし、問題点は医師の資格を有する教員を充当すべき科目に関しては、他学部または他学科の教員に依頼していることと、人文社会学系の分野を担当する専任教員が1名のみであること、また教職関連科目担当の専任教員が少ないこと、などがあげられる。専任教員の退職により2009（平21）年度は1名の欠員があり、その影響で他の教員に増コマの負担がかかっている。専任教員1人当た

りの学生数を少なくする必要がある。

＜健康科学科＞

学科完成年度にあたる 2008（平 20）年度は臨床検査技師国家試験合格者、食品衛生管理者・食品衛生監視員の任用資格取得の可能な卒業生、第二種作業環境測定士資格取得可能な学生を輩出、国家資格および任用資格を付与する学科として、基礎固めはできた。ただし、健康科学科の設置基準上の教員定数は確保できているが、資格取得を目指す学科にあつて、教員定数に占める専門教育担当教員比率が低いため、今後、さらに専門教育の質を高めるために教員組織を改善する必要がある。また専任教員 1 人当たりの学生数が多く、改善の必要がある。

【改善方策】

両学科ともカリキュラムの一部見直しを実施し 2010（平 22）年度入学生から新たなカリキュラムが開始される。このなかで、学科ごとに問題点の改善を行う。

＜スポーツ科学科＞

2010（平 22）年度学科カリキュラムの見直しに伴い、学科の将来構想の方向性と優先順位を考慮し、教職科目等教員養成プログラム強化のための専任教員を、2009（平 21）年度に欠員の生じた補充人事によって採用する。さらに、年次進行に伴い、特任教員を採用することで専任教員 1 人当たりの学生数を少なくすることができる。

＜健康科学科＞

学科の専門性に配慮した専門教育科目、語学などを担当できる専任教員 2 名を 2010（平 22）年度から採用し、さらに充実した教育体制を構築するとともに、専任教員 1 人当たりの学生数を少なくする。

- ・ 主要な授業科目への専任教員の配置状況
- ・ 教員組織の年齢構成の適切性
- ・ 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

【現状の説明】

主要な授業科目への専任教員の配置は、適切である。

スポーツ・健康科学部全体の専任教員の年齢構成は次のとおりである。

＜スポーツ・健康科学部専任教員の年齢構成＞

年齢	61 歳以上	60～51 歳	50～41 歳	40～31 歳	30 歳以下
人数	9	9	8	2	2
構成比率	30.0%	30.0%	26.7%	6.7%	6.7%

学部全体としての専任教員の年齢構成は、61 歳以上と 60～51 歳が 18 名（60%）と高齢教員の比率が高い。各学科の現状は下記のとおりである。

＜スポーツ科学科＞

学部設置申請時に文部科学省から主要科目は専任教員が担当するよう指導もあり、現在も継

続している。専任教員は理論系必修4科目のうち3科目、選択28科目のうち24科目84%を担当している。

スポーツ科学科専任教員の年齢構成は次のとおりである。

＜スポーツ科学科専任教員の年齢構成＞

年齢	61歳以上	60～51歳	50～41歳	40～31歳	30歳以下
人数	4	3	3	2	2
構成比率	28.6%	21.4%	21.4%	14.3%	14.3%

平均年齢は2008（平20）年度の54歳から2009（平21）年度48歳となり、6歳若返った一方、9名であった教授が5名と減少した。教員間の連絡調整について、演習系の科目については担当者間でメーリング・リスト等を利用し調整はとれている。

＜健康科学科＞

健康科学科専任教員の年齢構成は次のとおりである。

＜健康科学科専任教員の年齢構成＞

年齢	61歳以上	60～51歳	50～41歳	40～31歳	30歳以下
人数	5	6	5	0	0
構成比率	31.2%	37.6%	31.2%	0.00%	0.00%

年齢構成は表のとおりであり、教員平均年齢52歳で、年齢構成は適切であるといえる。教育課程の編成にかかわる教員間の連絡調整は学科教務委員会を中心に行い、必要に応じて学科協議会を開催することで調整が行われている。

【点検・評価…長所と問題点】

主要な授業科目への専任教員の配置状況について問題はないが、下記のような学科特有の長所と問題点があり、学部・学科の教務委員会や学科協議会にて議論されている。

＜スポーツ科学科＞

主要科目担当者の専任配置は問題ない。教授職指定の学内の役職等の業務に負担増が生じた。年齢構成は60歳代から20歳代まで万遍なく配置されており、特に問題はない。

＜健康科学科＞

専門科目を担当する専任教員間で、教授内容の重なりや漏れを防ぐために、必要に応じて調整しているが、十分とはいえない。学科主任・教務委員等の学科運営に携わる教員にとって、業務負担が増大し、教員個々の負担量のばらつきが大きいことが問題である。

【改善方策】

新カリキュラムの実施、教員の採用によって学部としての問題点の解決を図るとともに、下記に示す学科ごとの改善方策を推進する。

＜スポーツ科学科＞

年齢構成は各年齢に分散しており、将来も年齢構成を考慮した人事を継続する。

＜健康科学科＞

授業内容の調整をするための専任教員会議を毎年度に開催する。授業以外の公務に対して過重負担にならないよう専任教員1人当たりのコマ数を考慮するなどして労力の均等化を図る。

【教育研究支援職員】

- ・実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性
- ・教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

【現状の説明】

両学科に各1名の研究補助員がおり、任期は1年以内で雇用期間の通算が3年を超えない条件のもと、学科の業務と教員の教育・研究を補佐する役割を担っている。健康科学科には4名の実習助手がいる。本学部の2学科の指導体制と実験・実習の内容により、これらの人材のかわり方が学科により部分的に異なる。外国語教育、情報処理関連教育の人的補助体制はない。

＜スポーツ科学科＞

研究補助員は、学科事務室で講義室や演習室などの施設使用の調整、窓口での学生指導等を行っている。

＜健康科学科＞

理系学科である健康科学科では実習を伴う専門科目が多い。これに対する人的補助体制としては、学科に1名の研究補助員と4名の実習助手がいる。研究補助員は事務的な仕事を行っており、実習には全くかかわっていない。一方、4名の実習助手は専門科目実習の助手として、実習準備、実習指導補助、実習の片付けなどを行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

両学科の実験・実習を伴う科目の人的補助体制の点検事項は下記のとおりである。外国語教育、情報処理関連教育には学部外の専門分科会によって運営されており、学部として人的補助体制の実態や必要性について把握していない。

＜スポーツ科学科＞

スポーツ科学科では研究補助員1名のみであり補助的な人員が不足しているため、実験系の科目担当教員にとって授業の準備が負担となっている。

＜健康科学科＞

健康科学科では実習を伴う専門科目が多いため、同一時間帯に3科目の実習が実施されることもあり、実習助手はほぼ毎日、実習にかかわる業務を行っており、授業の準備に負担がかかっている。研究補助員、実習助手と教員との関係は良好であるが、事前の打ち合わせが不十分だと、実習を円滑に行えないことがある。

【改善方策】

大学院開設に伴い、大学院生によるTA（教育補助員）制度を学部教育においても有効利用

する。学科ごとの利用形態は下記のとおりである。外国語教育、情報処理関連教育の人的補助体制については、関連科目を担当している学部所属教員と、専門分科会との情報交換によって実情を把握する。

<スポーツ科学科>

TA（教育補助員）をスポーツ科学演習等の実験系演習科目の準備に有効利用する。

<健康科学科>

TA（教育補助員）を実習科目の準備に有効利用し、実習助手の負担を軽減する。各実習担当教員は実習助手と必ず綿密な実習前の打ち合わせを行うように徹底する。

【教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続】

・教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状の説明】

学則の教員選考基準に基づき、スポーツ・健康科学部では専任教員の新規採用・昇任及び兼任教員の採用について内規を定めている。専任教員については教授・准教授・講師それぞれの採用及び承認の基準や選考・審査の手続きを定めている。

新規採用（昇任）審査の必要が生じた場合は、学科から教授会に提案され、教授会承認のもとに教員選考委員会を立ち上げている。選考委員会は候補者について厳密な審査を行い、教授会に報告し、教授会では無記名投票による採用（昇任）の可否を決定する。新規採用は原則として公募としている。

<スポーツ科学科>

スポーツ科学科では学科の内規により、教授職はスポーツ健康分野における修士課程以上の修了者で論文7編以上、また研究業績評点で20点以上等が要求されている。准教授及び専任講師もこれに準じて定められ、昇任人事もこれに準じて行われている。なお、教育上の能力、職務上の実績、文化的活動、特殊能力に関する業績が顕著な場合は、論文3編（国内）に相当するとみなしている。

当学科では過去4年間で准教授への昇任人事は2件、採用人事が3件あり、いずれも厳正な審査、選考を基に実施された。

<健康科学科>

健康科学科では学科の内規により、教授職は自然科学分野の博士の称号を有し、かつ健康科学分野に関する研究論文10編以上、また学科の専門性を考慮して各種研究業績について点数化して評価し、研究業績評点30点以上の者としている。准教授及び専任講師もこれに準じて定められ、昇任人事もこれに準じて行われている。当学科では過去4年間に、教授2名の昇任人事があり、いずれも厳正な審査、選考を基に実施された。

【点検・評価…長所と問題点】

両学科とも現在の基準・手続きで、運用上、今のところ特段の問題は生じていない。

【改善方策】

両学科とも、特段の改善方法の必要はない。

【教育研究活動の評価】

・教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

【現状の説明】

両学科とも研究業績については内規を設け、評価基準や論文数により点数化され職位別に適切に評価している。

<スポーツ科学科>

体育・スポーツ系分野では、スポーツ選手としてオリンピックでのメダル獲得等の著しく優れた実績は著書、論文等の研究業績と同等に評価するよう内規で定めて運用している。2009（平21）年度新任の専任講師採用では、研究業績とともに競技実績を配慮した評価がなされた。

<健康科学科>

専任教員の選考基準については、自然科学分野の学位を有するか、それと同等の研究教育実績を有し、健康科学分野に関する研究論文業績があることが基準となる。

【点検・評価…長所と問題点】

両学科の内規は、それぞれ学科の専門教育科目担当教員の選考を前提に定められており、その点では適切と評価できるが、他の学問分野を専門とする全学共通科目担当教員の教育研究能力・実績に関する配慮が不足している。

<スポーツ科学科>

2009（平21）年度新任の専任講師採用では、研究業績とともに競技実績を配慮した評価が行われた結果、オリンピックのメダリストを採用することができたことは長所である。

<健康科学科>

学科開設時に規定された教育と業績に関する教員選考基準で運用されているが、教育に関する能力・実績を十分配慮したものとなっており、専門教育においては特に問題は生じていない。

【改善方策】

専門教育科目担当教員に関しては両学科とも、特段の改善方法の必要はなく、今後も研究業績とともに、競技実績や教育に関する能力・実績を配慮した評価を推進する。

他の学問分野を専門とする全学共通科目担当教員の教育研究能力・実績に関する評価基準について、当該分野の評価基準を準用できるよう内規の見直しを図る。

第3節 大学院における教育研究のための人的体制

1. 文学研究科

【教員組織】

- ・大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性
- ・大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況

【現状の説明】

文学研究科の各専攻は本研究科の理念・目的に対応した研究教育を行うため、それぞれが教育研究分野を体系的に分別し、専攻科目と関連科目を設定する。専攻科目については、日本文学専攻は上代文学・中古文学・中世文学・近世文学・近代文学・国語学の6分野に、中国学専攻は中国哲学・中国文学・中国史学・中国音韻学の4分野に、英文学専攻は英文学・英語学・アメリカ文学・英米文化の4分野に、書道学専攻は中国書学系の中国書学・中国書法、日本書学系の日本書学・日本書道、書跡文化財学系の書跡文化財学、これら3分野に、教育学専攻は教育思想・制度、教授・学習、認知・発達の3分野に、それぞれ分別する。関連科目はそれぞれの専攻科目に関連して設定される。

文学研究科の教育組織は各専攻の教育研究分野を体系的に分別した科目の担当能力を有する文学部教員を中心に構成される。教員組織に文学研究科所属の専任教員は存在せず、前述の文学研究科が直結する学部所属の専任教員で文学研究科の兼任教員、他学部・研究所所属の兼任教員で構成される。5専攻の前期課程ないし修士課程、および後期課程に対する指導は、文学部の専任教員50名、他学部・研究所所属の兼任教員1名、兼任教員29名によって行われる。本研究科の在籍学生数は89名であり、本研究科の文学部専任教員1人当たりの学生数は1.8人である。教員・学生の各専攻別内訳は【点検・評価…長所と問題点】の記述後のおりである。

【点検・評価…長所と問題点】

【現状の説明】で述べたような教員の人員配置および文学部専任教員1人当たりの学生数1.8人によって、少人数教育が実現されるとともに、院生の多様な研究テーマにきめ細かに対応でき、学位論文の個別指導を行うことができる体制が整っている。しかし、文学研究科所属の専任教員不在ということは文学研究科の体系的な専門教育を片手間で行わなければならない事態を招く恐れがある。文学研究科の基礎となる文学部の教員採用に当たっては、採用する学科が直結する文学研究科の専攻の教育研究分野も考慮に入れて採用人事を起こすので、これまでに問題が生じていないが、これは幸いなことである。一方、文学部専任教員が大学院を兼任の形で担当することは、学部学生に大学院を身近にアピールする機会を持つことが出来るという利点もある。他方、外部の大学院と研究競争が激しくなっている昨今、学部と大学院を兼務する

ことが不利に働く要因になり得ることも一考するに値しよう。

<研究指導及び講義担当教員数>

研究科・専攻		収容 定員	在籍 学生数	担当教員数					兼任 教員数
				教授	准教授	講師	助教	計	
				特等 (内数)	特等 (内数)	特等 (内数)	特等 (内数)	特等 (内数)	
日本文 学専攻	博士課程前期	10	5	8	1	1		10	6
	博士課程後期	15	6	7	1	1		9	6
中国学 専攻	博士課程前期	10	8	5				5	8
	博士課程後期	9	12	5				5	8
英文学 専攻	修士課程	20	10	8				8	5
書道学 専攻	博士課程前期	14	18	8	2			10	9
	博士課程後期	9	14	3				3	
教育学 専攻	修士課程	20	16	11	7			18	1

※各専攻の博士課程前期課程・後期課程の担当教員数は重複している。

【改善方策】

本学において、学部と大学院の教員組織を完全に独立した状態にすることは、少子化や昨今の経済状態から全く実現しがたい。大学基準協会相互評価結果に対する『改善報告書』である『大東文化大学の点検・評価 2005 年度』において、現行制度の一部手直しの改善提案がなされているが、具体的成果の達成には至っていない。その未達成の改善提案、「大学院人事権の独立の実現および大学院の科目担当の専任教員に対する教育・研究条件の見直しと改善」の具体化を大学院改革委員会などに要求する。

【教育研究支援職員】

- ・大学院研究科における研究支援職員の充実度
- ・大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性
- ・大学院研究科におけるティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）の制度化の状況とその活用の適切性

【現状の説明】

本学の研究補助員規程には、各学部の学科に研究支援職員として研究補助員を置くことができると規定されている。また、本学の教育補助員規程は教育補助員（TA）に関する規定を収める。現在6名のTAを配置している。

研究補助員の職務内容は、各学科の内規に定めるところによると規定されるので、研究の補助よりも学科の日常的な業務を主とする場合がある。規定によれば研究補助員は研究科ではな

く、学部の学科に置かれるので、大学院の教員と教育・研究に関して連携・協力することを主眼としていない。

教育補助員は学部の学科および大学院の研究科に置くことができると規定され、また、教育補助員の監督は学科主任または研究科委員長が行うと規定されるので、研究補助員よりも文学研究科には身近な存在である。

【点検・評価…長所と問題点】

研究補助員の職務内容が各学科の内規に依って決定されるので、研究補助員が必ずしも研究の補助をしているとは限らない点が問題である。

研究補助員は各学科1名と規定されるのに対し、教育補助員には定員の定めがなかった。したがって、大学院生を教育・研究者としての自立意識の高揚を図り、かつ勉学条件を整えようとする明確な意識を持つ研究科では多くの教育補助員を置くことができ、大学院の教育のみならず、大学院と密接にかかわる学部の教育にも極めて有益であった。これが新たに定められる規程案では各研究科に平等に置くようにするとのことなので、教育補助員を減らされる専攻にとっては大きな問題である。

【改善方策】

研究補助員が教育研究の補助をしていない場合があり、名称と職務内容に齟齬が生じている。この齟齬の解消に取り組む。

教育補助員に関しては、新旧規定の長所をとり入れた規程の改正、あるいは教育補助員を置かない研究科の枠を他の研究科に融通できるような規定の追加を、大学院評議会等に働きかける。

【教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続】

・大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状の説明】

文学研究科の教員はすべて学部に所属しており、募集・任免・昇格に関して、学校法人大東文化学園任免規則・教員選考基準・大東文化大学大学院学則・大東文化大学大学院文学研究科研究担当教員選考規程に基づき、手続きを行っている。

本学専任教員・客員教授を対象とする授業担当及び研究指導担当教員の選考については、当該専攻の協議の基づき、専攻主任が大学院文学研究科委員会に大学院担当教員資格審査委員会設置を提案し承認を受ける。資格審査委員会は、当該専攻から選出された2名、及び各専攻主任（現在は5名）によって構成される。資格審査委員会委員長は委員の互選により定める。

選考に当たり、候補者より履歴書・研究業績一覧・主要業績3篇の提出を受ける。

資格審査委員会は、文学研究科担当教員選考規程に定められた次の基準に達しているか否かを判定する。

(1) 研究業績が顕著である上、専攻分野の学界で広く認知され、一定の評価を得ている。

(2) 専攻分野のみならず、より広範な領域に関しても、専門的に教授しうる見識を持つ。

(3) 研究指導担当者は、専門分野を通して研究者の育成に十分な能力を有する。

なお、書道学専攻の研究教育活動には所謂「研究」だけでは包括できない実技関連科目が含まれ、当該科目担当の教員選考に当たっては文学部書道学科内規に準じ、当該実技に関する実績に重きを置いた選考基準を採用している。

資格審査委員会の審査結果は、構成員の3分の2以上が出席する文学研究科委員会において、出席者の3分の2以上の同意を得て承認される。その場合、研究科委員長は学長に対し報告するとともに、人事の手続きを申請しなければならない。

【点検・評価…長所と問題点】

文学研究科における教員の募集・任免・昇格に関する手続きは、書道学専攻の実技関連科目教員については【現状の説明】で述べたような運用がなされる部分があるが、それ以外は文学研究科が則るべき規程に沿って迅速かつ機能的に運用されている。

【改善方策】

教員の募集・任免・昇格に関する規程、例えば文学研究科担当教員選考規程あるいは書道学専攻内規などに、書道学専攻の実技関連科目担当教員選考に適用可能な文言を盛り込む。

【教育研究活動の評価】

・大学院研究科における教員の教育活動および研究活動の評価の実施状況とその有効性

本章第1節【教育研究活動の評価】の項目に記載。

【大学院と他の教育研究組織・機関等との関係】

・学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

【現状の説明】

文学部に基礎を置く文学研究科は文学部とはもとより、学内の他学部・研究所等とも教科科目の担当、学術講演、学位論文審査の副査、大学院学生の補助指導等において相互に依頼し合っており、また共同研究を行うなど人的交流を図っている。学外の大学院・学部・研究所等とも学内と同様の人的交流を図っている。具体的事例としては、中国学専攻の中国社会科学院歴史研究所（北京市）との学術交流協定、書道学専攻の国立台湾芸術大学（台北市）・首都師範大学（北京市）・四国大学（徳島市）などとの学術交流協定、これらにより修得単位の互換、講師を相互に相手国に派遣しての学術講演会開催、協定校を拠点とする海外研究などが行われている。

【点検・評価…長所と問題点】

学部との人的交流は文学研究科をアピールする良い機会になる。また、普段交流のない研究所等との交流は教員のみならず、大学院の学生にとっても良い学問的刺激になる。一面、交流する相手を増やすことは、それに付随する業務を増やすことであり、本来的な任務である研究・教育・学内業務に影響を及ぼしかねない。

【改善方策】

他の教育研究組織・機関等との交流の拡大については、交流対象の選定から協定締結に至る過程で、慎重に対応していくようにする。

2. 経済学研究科

【教員組織】

- ・大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性
- ・大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況

【現状の説明】

経済学研究科は、経済学部及び環境創造学部を基礎とし、広い視野に立脚した研究能力および高度に専門的な職業能力を有する人材の養成を目指している。この目的を達成するために、現在、修士課程では19名の学生に対して23名の教員が研究指導を担当し、32名の教員が講義科目を担当して教育・研究支援をしており、博士課程では4名の学生に対して18名の教員が教育・研究指導を行っている。ほかに、16名の研究生の指導も行っている。すべて法令上の基準を満たしている。

すべての専任教員によって構成される研究科委員会は、研究科運営に当たっての重要なことを審議・決定する。また、研究科委員会の任務を機能的に果たすために運営委員会および改革検討委員会が設置されている。運営委員会は、科目担当者の調整など当座の研究科運営に当たり、改革検討委員会は、中長期的な本研究科のあり方について検討している。

＜研究指導及び講義担当教員数＞

研究科・専攻		収容 定員	在籍 学生数	担当教員数					兼任 教員数
				教授	准教授	講師	助教	計	
				特等 内数	特等 内数	特等 内数	特等 内数	特等 内数	
経済学	博士課程前期	20	19	27	3	1		31	1
専攻	博士課程後期	15	4	18				18	

※博士課程前期課程・後期課程の担当教員数は重複している。

【点検・評価…長所と問題点】

学生の多様なニーズに応えうる十分な陣容を備えている。しかし、多数の学生の研究指導をしている教員がいる一方で、受講者ゼロの科目も散見される。

【改善方策】

教員の負担集中の解決策として集団研究指導体制を構築する。修士論文の指導体制を早い段階で作成し、主査および副査を選任することで指導教授以外の教員の指導を受けることによって幅広い知識を吸収できるようにする。博士課程学生に対しても、研究領域に近い教員を中心に研究指導体制をつくる。

【教育研究支援職員】

- ・大学院研究科における研究支援職員の充実度
- ・大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性
- ・大学院研究科におけるティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）の制度化の状況とその活用の適切性

【現状の説明】

現在、本研究科には、2名のティーチング・アシスタント（TA）が配置され、大学院生研究室の管理や大学院生へのアドバイスをし、論文中間発表会の準備、資料作成などのアシストをしている。また、講演会やセミナーなどの補助をしている。

なお、リサーチ・アシスタント（RA）は制度化されていない。

【点検・評価…長所と問題点】

TAは大学院生研究室に待機しているが、指導教授の管理下にあり、TAへの仕事の内容、作業依頼の手続きなどが明確でないため、必ずしも十分に活用されていない。

【改善方策】

研究科内でのTAの任務に関するルールを作る。

大学の助教制度の導入に併せて全学的にTA制度を見直す。

【教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続】

- ・大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状の説明】

大学院担当の教員はすべて学部にも所属しているため、募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用について、研究科独自の規程はない。本研究科の授業担当および研究指導に関する資格審査については「大東文化大学大学院経済研究科の授業科目担任に関する基準」により行われている。

基礎学部である経済学部および環境創造学部の専任教員の中から、大学院設置科目担当が可能な業績のある者を研究科委員会において選任し、講義科目担当を依頼する。研究指導科目担当者については、当該講義科目を2年以上担当した経験のある教授または准教授の中から研究科委員会において選任する。

【点検・評価…長所と問題点】

特になし

【改善方策】

特になし

【教育研究活動の評価】

- ・ 大学院研究科における教員の教育活動および研究活動の評価の実施状況とその有効性

本章第1節【教育研究活動の評価】の項目に記載。

【大学院と他の教育研究組織・機関等との関係】

- ・ 学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

【現状の説明】

学内の学部・研究所等とは構成員の多くが重複しているため、基礎学部の経済学部や環境創造学部の中で、国際シンポジウムを開催、参加し、セミナーおよび研究会に参加し、講演会などを実施している。海外の研究機関または国内の研究機関との交流についても学部や研究所で行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

本学の大学院研究科は、組織も予算も基礎学部に依存しているが、それでも国内外の研究者との交流を行うための予算は研究科にもつけられている。しかし、十分に活用されていない。

【改善方策】

経済研究科独自の予算を活用し、内外の研究者を招いて講演会や研究会を開催する。

3. 法学研究科

【教員組織】

- ・大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性
- ・大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況

【現状の説明】

法学研究科の理念・目的を実現するために、授業科目はそれぞれの専門における幅広い領域にわたることが必要である。そのため、法学部に在籍し専門科目を担当する専任教員のうち、博士課程前期課程および後期課程の担当資格要件を満たす者は、原則として、講義科目および演習科目を担当するようにしている。

＜研究指導及び講義担当教員数＞

研究科・専攻		収容定員	在籍学生数	担当教員数					兼任教員数	
				教授	准教授	講師	助教	計		
				特等 (内数)	特等 (内数)	特等 (内数)	特等 (内数)	特等 (内数)		
法律学 専攻	博士課程前期	20	6	10	1				11	5
	博士課程後期	15	0	10					10	
政治学 専攻	博士課程前期	14	9	12					12	2
	博士課程後期	12	2	12					12	

※博士課程前期課程・後期課程の担当教員数は重複している。

教員間の役割分担は、研究科の運営のための専攻協議会の主任（各1名、計2名）と法学研究科委員長の職が置かれているほか、常設の委員として図書委員が置かれている。そのほかに、その時々の課題に応じて、臨時に委員会や作業グループを設けている。

【点検・評価…長所と問題点】

法律学専攻、政治学専攻ともに幅広い研究分野をカバーできるような科目を開講しており、教員組織はおおむね適切であると判断される。また、専任教員1人当たりの学生数は2人未満の範囲におさまっており、学生の多様なニーズに応えることができ、個別指導が可能である点は長所である。

他方、学部の所属教員が大学院を担当しているが、学部で6コマの授業が義務づけられているため、過重な負担が生じる可能性もある。

【改善方策】

大学院で授業を担当する教員の負担が過重にならないように、学部授業の担当について、学部との連絡を密にする。

【教育研究支援職員】

- ・ 大学院研究科における研究支援職員の充実度
- ・ 大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性
- ・ 大学院研究科におけるティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）の制度化の状況とその活用の適切性

【現状の説明】

研究科所属の教員の研究活動を支援することを主たる業務とするような、研究支援職員は置かれていない。

ティーチング・アシスタント（TA）については、法学研究科には3人の採用枠がある。TAは後期課程の院生の中から採用され、その業務は、前期課程の院生の研究支援である。2009（平21）年度現在1名のTAが採用されている。

なお、リサーチ・アシスタント（RA）は制度化されていない。

【点検・評価…長所と問題点】

研究支援職員は置かれているほうがよいのは当然であるが、全学の図書館職員、学園総合情報センター職員、学部事務室および学科事務室の職員、大学院事務室の職員がそれぞれの分担に応じて、実質的な研究支援業務を遂行しているので、教員の研究活動に著しい支障をきたすことにはなっていない。

本研究科には、TA3名の採用枠があるにもかかわらず、2009（平21）年度は1名のTAしかない。これは応募者がいなかったためである。そのため通常は3名で分担する業務を1名で行っており、やや負担が過重になっている。またTAに留学生のチューター役としての業務を担当してもらうこともできない。これは制度の問題ではなく、運用の問題であると考えられる。

【改善方策】

次年度のTAの採用につき、年度後半からリクルート活動を開始し、採用枠3名全員の採用を確保する。

留学生の数と前期課程の院生の数の比率に応じて、3名のTAの間で、適切な役割分担を行う。

【教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続】

- ・ 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状の説明】

本研究科の専任教員は全員が基礎学部である法学部の専任教員の兼担となっている。大学院担当教員は、学部専任教員（教授、准教授）からの任用となるため、募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用について研究科独自の規程はない。授業担当資格および研究指導資格

に関しては、「大学院法学研究科専攻科目担当基準および専攻科目担当者選考手続に関する内規」の基準にしたがっている。研究科委員会で選出された3名の委員からなる選考委員会によって教育研究業績についての審査を行い、選考委員会からの審査結果報告にもとづいて、研究会委員会において審議し、秘密投票による多数決によって決定している。

【点検・評価…長所と問題点】

研究科教員組織の充実のために、学部における専任教員の採用・昇格人事にあたり、大学院教育上の必要性も考慮してもらえるよう、学部との連携を密にしているため、学部担当専任教員の兼担制という現在の制度におおむね問題はないと判断される。

また、大学院担当教員の決定は、学部の人事とは切り離して、大学院独自の基準と手続きに基づいておこなっており、この点も適切であると判断される。

【改善方策】

特に必要はない。

【教育研究活動の評価】

- ・ 大学院研究科における教員の教育活動および研究活動の評価の実施状況とその有効性

本章第1節【教育研究活動の評価】の項目に記載。

【大学院と他の教育研究組織・機関等との関係】

- ・ 学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

【現状の説明】

法学部附置の研究所として、法学研究所と国際比較政治研究所がおかれている。本研究科の専任教員は、原則としていずれかの研究所の専任研究員を兼ねている。他方、それぞれの研究所には、他大学や他の研究機関に所属する研究者が客員研究員として所属している（その中には外国の機関に所属する研究者も含まれている）。したがって、両研究所の研究会および研究プロジェクトのなかで、学外の研究者と共同して行う研究活動が行われている。

【点検・評価…長所と問題点】

法学研究所および国際比較政治研究所において行われている、学外の研究者との共同研究活動は、本研究科の教員にとって、研究を発展させる重要な契機となっている。

しかし、学外の研究者の研究プロジェクトへの参加が少ないこと、および、研究会の開催回数が年5、6回程度にとどまっていることから、学外の研究者との研究上の交流をより密にす

る余地は残されている。

また、外国の大学や研究機関との交流に、研究科として組織的には、ほとんど取り組んでこなかった。

【改善方策】

大東文化大学と中国社会科学院法学研究所との共同シンポジウムを定例化し、本研究科から毎回報告者を出す。

法学研究所および国際比較政治研究所の研究会の開催回数を増加させる。また、それぞれの研究所の研究プロジェクトへの学外研究者の参加を増加させる。

4. 外国語学研究科

【教員組織】

- ・大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性
- ・大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況

【現状の説明】

外国語学研究科は外国語学部を基礎にして、高度の専門的知識を有する自立した研究者を育成するとともに、高度の専門的スキルを備え国際社会で活躍する職業人を養成することをめざしている。この目的を達成するために、研究科には中国語学専攻、英語学専攻、日本語文化学専攻の3専攻が設置されており、学部の専門教育担当者が研究科の教員を兼任している。

前期課程（修士課程）・後期課程の各科目担当教員数は表のとおりである。

＜研究指導及び講義担当教員数＞

研究科・専攻		収容定員	在籍学生数	担当教員数					兼任教員数		
				教授	准教授	講師	助教	計			
				特等 (内数)	特等 (内数)	特等 (内数)	特等 (内数)	特等 (内数)			
中国語学専攻	修士課程	10	15	8					8	1	6
英語学専攻	博士課程前期	10	12	10	3	2			15		8
	博士課程後期	9	8	6					6		2
日本語文化学専攻	博士課程前期	10	37	6		1			7		9
	博士課程後期	9	7	4					4		1
合計		48	79	34	3	3			40	1	26

※博士課程前期課程・後期課程の担当教員数は重複している。

この表に現れているように、少人数教育を実現すると同時に、大学院生の多様な研究テーマにきめ細かに対応できる体制が整っている。

【点検・評価…長所と問題点】

本研究科の論文指導教員1人当たりの院生数は、博士課程前期課程（修士課程）では2.0名（収容定員）、博士課程後期課程では1.7名（収容定員）であり、教員数は充たされている。

社会ニーズや学生のニーズに応えるよう科目の増設や改変を行い、適切な教員の配置に努めてきた結果、10年間にわたる定員確保に示されるように、学生の支持を得ていると評価できる。

問題点としては、大学院専任教員は置かれておらず、兼任教員を除いた大学院担当教員は学部3学科に所属する兼任教員であるため、一部兼任教員の負担が多くなってきたこと、また日本語文化学専攻博士課程前期課程で定員を超過していることが挙げられる。

【改善方策】

すべての科目に集団指導的体制を組み入れる方向を可能にすることで、学生収容定員数に応じた教員組織の編成、教員の負担の軽減、教育研究指導の効率化を図る。

【教育研究支援職員】

- ・大学院研究科における研究支援職員の充実度
- ・大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性
- ・大学院研究科におけるティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）の制度化の状況とその活用の適切性

【現状の説明】

本研究科では TA が制度化されており、現在 3 名の TA が授業、研究発表会、各種資料などの準備に従事している。RA は制度化されていない。

【点検・評価…長所と問題点】

TA の職務の範囲について明確さや統一性を欠くため、TA の活用をためらう教員が見られる。

【改善方策】

教員の負担軽減の意味からも TA の数を増やす。TA の研究にもプラスとなるように、職務分限の明確なルール化を図る。RA についても、これを制度化する。

【教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続】

- ・大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状の説明】

大学院担当の教員はすべて学部にも所属しており、募集・任免・昇格に関する基準・手続と運用に関しては、学部で行っている。

大学院の授業担当資格及び研究指導担当資格に関する基準は、本研究科委員会承認の規準に基づき、基礎学部である外国語学部の専任教員の中から、大学院設置科目担当が可能な業績のある者を研究科委員会において選任し、講義科目担当を依頼する。研究指導科目担当者については、教授及び准教授の中から、研究科内の審査委員会で審査し、研究科委員会で決定する。

【点検・評価…長所と問題点】

特になし

【改善方策】

特になし

【教育研究活動の評価】

・大学院研究科における教員の教育活動および研究活動の評価の実施状況とその有効性

本章第1節【教育研究活動の評価】の項目に記載。

【大学院と他の教育研究組織・機関等との関係】

・学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

【現状の説明】

学内の学部・研究所等とは人的構成において重複しているため、交流が活発といえるが、学外との交流は、講演会やシンポジウムへの参加レベルに留まる。なお、本年度において本学の建学の精神「東西文化の融合」をテーマとした国際シンポジウムを開催することを機関決定している。

この国際シンポジウムは、日本言語文化学専攻が掲げるアジア・ヨーロッパの日本学の基盤形成をおこない、これを広く国内はもとより、全世界にアピールするため、交流協定校を中心としたアジア・ヨーロッパの研究者、および国内の著名な研究者を招聘して公開講演会を開催するとともに、日本言語文化学専攻の教員の研究成果、大学院学生の修士論文・博士論文をふまえた公開研究発表会をおこなうものである。

【点検・評価…長所と問題点】

学外の教育・研究組織との交流のための企画・実施をするためには現行の予算では不十分であるので、事業計画による企画立案の提言を通し、その予算獲得が必要である。

【改善方策】

1. 学外の教育・研究機関との単位互換制度を推進する。
2. 共同プロジェクトの推進、国際シンポジウム等の開催を進める。

5. アジア地域研究科

【教員組織】

- ・大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性
- ・大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況

【現状の説明】

アジア地域研究科の担当教員は2009（平21）年度25名であり、すべて国際関係学部の専任教員が担当している。

＜研究指導及び講義担当教員数＞

研究科・専攻		収容定員	在籍学生数	担当教員数					兼任教員数	
				教授	准教授	講師	助教	計		
				特等 内数	特等 内数	特等 内数	特等 内数	特等 内数		
アジア地域研究科	博士課程前期	24	17	17	8				25	
	博士課程後期	12	12	16	8				24	

※博士課程前期課程・後期課程の担当教員数は重複している。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 長所

①本研究科の理念・目的は学部の理念・目的と合致しており、それゆえに学部の教員組織を基盤とする本研究科の教員組織は、より高度なアジア研究を指導するのに適している。

②専任教員1人当たりの院生数は少なく、きめ細かな指導を行うことができ、教育効果をあげやすくなっている。

2. 問題点

①新カリキュラムでは政治、経済、社会、歴史、文化、芸術の6つのディシプリン（専門分野）別に教員を配置しているが、ディシプリンごとの担当教員数に不均衡が生じている。

②本研究科での論文指導は演習担当教員のみが行っており、集団指導などの連携体制が確保されていない。

【改善方策】

1. 6つのディシプリンのなかで担当教員数が比較的少ない歴史・文化・芸術の人員補充を優先的に進める。

2. 論文指導を演習担当教員のみ委ねるのではなく、通常の講義科目においても履修した院生の論文作成に対してアドバイスをを行い、論文指導の連携体制を確保する。

【教育研究支援職員】

- ・大学院研究科における研究支援職員の充実度
- ・大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性
- ・大学院研究科におけるティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）の制度化の状況とその活用の適切性

【現状の説明】

アジア地域研究科における研究支援職員はとくに設けていない。本学の学則規程に則りティーチング・アシスタント（TA）を毎年募集しており、現在1名配置されている。リサーチ・アシスタント（RA）制度は設けていない。

【点検・評価…長所と問題点】

問題点

ティーチング・アシスタント（TA）の制度はあるが、その業務内容は明確ではない。

【改善方策】

ティーチング・アシスタント（TA）の業務について、授業における教員の補助活動、留学生に対する日本語能力向上のサポート、大学院予算で購入した図書の整理・管理等、その内容を明確にする。

【教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続】

- ・大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状の説明】

アジア地域研究科の講義・演習科目はすべて国際関係学部の専任教員が担当しており、大学院担当の専任教員の募集は行っていない。したがって募集・任免・昇格については国際関係学部の基準に基づいている。

授業担当資格に関しては、「大学院アジア地域研究科の専攻科目担当基準および専攻科目担当教員の選考手続に関する内規」の基準に則って行っており、また、研究指導資格に関しても、「大学院アジア地域研究科の専攻科目担当基準および専攻科目担当教員の選考手続に関する内規」の専攻科目演習ならびに講義科目担当基準に則って行っている。

授業担当候補者及び研究指導担当候補者は、アジア地域研究科運営委員会の協議に基づきアジア地域研究科委員会で承認された大学院アジア地域研究科専攻科目担当教員選考委員会において審議し、議決後、アジア地域研究科委員会で決定し、国際関係学部教授会で承認される。

【点検・評価…長所と問題点】

アジア地域研究科では、専攻科目の担当基準および担当教員の選考手続に関する本研究科独自の内規に基づき、大学院アジア地域研究科専攻科目担当教員選考委員会を設置し適切に運

用している。

【改善方策】

特に改善の余地は見られない。

【教育研究活動の評価】

・大学院研究科における教員の教育活動および研究活動の評価の実施状況とその有効性

本章第1節【教育研究活動の評価】の項目に記載。

【大学院と他の教育研究組織・機関等との関係】

・学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

【現状の説明】

アジア地域研究科の教員が本学東洋研究所に対して兼担研究員として研究協力を行っている。2009（平 21）年度の東洋研究所兼担研究員は 8 名である。また、文部科学省科学研究費補助金をととして学外の研究機関や研究者との研究交流も積極的に行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

長所

アジア地域研究科の教員が本学東洋研究所の研究業務や学外の研究者との研究交流に貢献している。

【改善方策】

特段の改善方策はない。

6. 経営学研究科

【教員組織】

- ・大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性
- ・大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況

【現状の説明】

経営学研究科の博士課程前期課程は、「広い視野に立脚した研究能力」及び「高度に専門的な職業能力」を有する人材の育成することを目的としており、後期課程は、「自立した経営学研究者」および「高度な専門業務従事者の養成」を目的としている。これらの目的を達成するために、本研究科では、教育研究上必要な教員を配置している。

本研究科では、博士課程前期課程における研究指導教員は15名で、それぞれが現代企業研究指導、経営管理研究指導、マーケティング研究指導、経営情報研究指導、経営システム科学研究指導、財務会計研究指導、管理会計研究指導に分かれて研究指導を行っている。博士課程後期課程の研究指導教員は10名であり、現代企業研究指導、経営管理研究指導、マーケティング研究指導、情報・システム科学研究、会計研究指導に分かれて指導が行われている。

＜研究指導及び講義担当教員数＞

研究科・専攻		収容定員	在籍学生数	担当教員数					兼任教員数
				教授	准教授	講師	助教	計	
				特等 (内数)	特等 (内数)	特等 (内数)	特等 (内数)	特等 (内数)	
経営学	博士課程前期	30	38	16	5			21	8
専攻	博士課程後期	15	6	13				13	2

※博士課程前期課程・後期課程の担当教員数は重複している。

大学院担当教員が委員を務める研究科委員会を基本的に月1度開催し、教員の連携体制を確保している。研究科委員会は研究科の意思決定を担っているが、教員採用の決定権は学部教授会にある。

【点検・評価…長所と問題点】

博士課程前期課程および後期課程の理念・目的は、大学院設置基準の第3条及び第4条に基づいて定義されており、その意味においては十分適合性を満たすものである。また、教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準についても、上述のごとく、妥当であると言えよう。しかし、現時点で博士課程前期課程および後期課程におけるいくつかの講義・演習科目に関して、定年退職による欠員およびそれに伴う人員配置が必ずしも十分ではないことも確かである。

新たに科目を担当する教員に関しては、毎年度6月に経営学研究科委員長が「経営学研究科人事選考会議」を開催し、次年度の博士課程前期課程および後期課程の担当を決定している。その際の基準は、本研究科の内規として定められているが、組織運営上、および時代の要請か

ら、見直しが必要な部分もある。

教育の質の充実と教育効果を上げるという点については、特定の教員に学生が偏らないよう、研究指導科目を複数の教員が担当することで学生の分散を図り、教育の質を高める配慮に努めている。

【改善方策】

現在、未定となっている博士課程後期課程における専門講義科目「経営史研究」および「経営戦略論研究」に関する教員を補充する。また、現在進めている「経営学研究科人事選考会議」の組織、およびその際の基準に関する内規の見直しを通じた、時代や社会のニーズに適合した制度的改善を行う。

【教育研究支援職員】

- ・ 大学院研究科における研究支援職員の充実度
- ・ 大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性
- ・ 大学院研究科におけるティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）の制度化の状況とその活用の適切性

【現状の説明】

研究支援職員は特に設けていない。本学の学則規程に則ってティーチング・アシスタント（TA）は毎年募集しているが、現在、本研究科には在籍していない。また、TAの職務内容や職務領域は具体的には明確化されておらず、講義科目や「経営学の基本技法」などの資料作成、修士論文中間発表会の準備作業のための協力支援等を行っている。リサーチ・アシスタント（RA）は設けていない。

【点検・評価…長所と問題点】

TAおよびRAの職務内容や職務領域が具体的には明確化されていないことから、研究・教育活動に対する十分な支援ならびに補佐が行われているとは言えない。これには、TAになる大学院の学生もしくは卒業生の多くが留学生であるということと、研究員が彼らとの連携を必要とする研究に従事する傾向にないことがある。制度として導入・配置されている以上、より有効な活用方法を整えるべきである。

【改善方策】

研究科委員会においてTA・RAの職務内容、職務領域を明確化し、教員の教育研究のための支援活動を充実させる。また、研究員それぞれが積極的にTA・RAを活用する研究・教育活動を提案し、取り組むように研究科執行部が促す。

【教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続】

- ・大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状の説明】

基本的に専任教員はすべて学部所属であり、人事権も学部にあるため、大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関しては、学部のそれに従っており、大学院自体に専任教員の人事権はないのが現状である。しかしながら、講義科目および研究指導科目の担当者の資格審査に関しては、「大学院経営学研究科経営学専攻の科目担当運営内規」で規定されているとおり、研究科委員長、専攻主任、博士課程後期課程の研究指導科目担当者によって構成される経営学研究科人事選考会議によって審議選考され、経営学研究科委員会で決定している。

【点検・評価…長所と問題点】

大学院が独立した人事権を持っていないことは、本研究科にとっても適格な人員配置が妨げられることにも繋がるという懸念がある。また、人事選考会議も研究科委員長、専攻主任、博士課程の研究指導科目担当者だけでなく、より広い、開かれた視点から適切な配置・配分が図られるべきであるだろう。

【改善方策】

専任教員の募集・任免・昇格に関しては、大学組織全体の問題であることから、改善のためには積極的に大学院評議会もしくは理事会に独立した人事権を求め、働きかけていく。

【教育研究活動の評価】

- ・大学院研究科における教員の教育活動および研究活動の評価の実施状況とその有効性

本章第1節【教育研究活動の評価】の項目に記載。

【大学院と他の教育研究組織・機関等との関係】

- ・学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

【現状の説明】

学内においては、本研究科のほぼすべての教員が学部の講義および演習科目を担当しており、かつ経営研究所の専任研究員でもあることから、経営学部・経営研究所・経営学研究科に関しては、人的交流に特別な問題は見い出せない。また、本学経済学研究科との関係については、本研究科および経営学部が旧経済学部を母体としていることから、ある程度の交流は引き続き行われている。

本研究科教員は、個人的なレベルで国内での学会活動や国際会議等へ参加しているが、研究

科自体の組織的な国際交流の推進に関する基本方針は示されておらず、国際化への対応は不十分である。

【点検・評価…長所と問題点】

個人レベルでは評価できる面もあるが、研究科の組織としての国際化への対応は遅れており、海外、とくに欧米圏からの学生および教員の受け入れは十分ではない。しかしながら、経営学研究科と密接な関係にある経営研究所がオーストラリアやアメリカ、および国内の他大学の研究者とのジョイント研究などを推進していることは研究科にとっても十分意義のあることであり、プラスとして働いている。

国内他大学や大学院との交流についても、個人的にはジョイント研究等、量的、質的にかなりのレベルで行われているが、研究科全体によるアクションは現状では採られていない。

【改善方策】

経営学研究科では国際交流をより発展させ、実施することを将来構想の一つにおいている。具体的には、以下のとおりである。

①経営学研究科全体による組織としての国際化への対応および国際交流として、海外研究機関とのシンポジウムや研究交流会を計画・遂行する。

②国内外の学者や研究者あるいは実務家との共同研究や、彼らを招いてのセミナーや講演会を積極的に開催する。

7. スポーツ・健康科学研究科

【教員組織】

- ・大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性
- ・大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況

【現状の説明】

スポーツ・健康科学研究科の理念及び教育研究の目的は、スポーツや身体活動及び健康や医療に関する分野横断的及び学際的な教育研究を行い、幅広い視野と高度な知識・技能をもった専修免許を有する教員、専門的指導者及び職業人を社会に輩出することである。そのために、本研究科は、4つの領域編成をとっている。すなわち、スポーツ科学領域と応用スポーツ科学領域（スポーツ関連分野）、ならびに、健康科学領域と健康情報科学領域（健康関連分野）である。

教育課程の種類、性格、学生数は次のとおりである。スポーツ関連分野の中のスポーツ科学領域には、健康生理学、スポーツ生理学、スポーツ医学を担当する3名の教員を配置、また、応用スポーツ科学領域には、スポーツバイオメカニクス、スポーツ心理学、運動制御・運動学習理論、パフォーマンスアナリシス、ヘルスプロモーションを担当する5名の教員を配置している。スポーツ関連分野の定員は5名であるが、学生数は11名（うち社会人2名）である。一方、健康関連分野の中の健康科学領域では、生化学、分子生物学、細胞生物学領域を専門とする2名の教員と血液細胞分析科学的研究を専門とする2名の教員を配置、また、健康情報科学領域には、健康情報学、予防医学を専門とする2名の教員を配置している。この健康関連分野の定員は5名であるが、学生数は8名（うち社会人2名）である。したがって、本研究科における教員1名当たりの学生数は、スポーツ関連分野が1.4人、健康関連分野が1.3人となっている。

<研究指導及び講義担当教員数>

研究科・専攻		収容定員	在籍学生数	担当教員数					兼任教員数
				教授	准教授	講師	助教	計	
				特任 (内数)	特任 (内数)	特任 (内数)	特任 (内数)	特任 (内数)	
スポーツ・健康科学専攻	修士課程	10	19	10	3	1		14	0

教員の適切な役割分担および連携体制確保の象徴は、共通必修科目である「スポーツ・健康科学研究法」を配置していることである。この研究法は全教員によるオムニバス方式で行っているが、その理由は、学生に全教員の研究分野を概観させることによって、領域を横断した総合的視野と専門的洞察力・知識を修得させるためである。また、学生は特別研究を除く専攻領域外のすべての特論・演習を履修することができる。

本研究科では、上述のとおり組織的な教育が実施されるようなカリキュラム構成になっており、全教員が平等に役割を分担し、連携した教育研究体制を確保しなければならない状況となっている。一方、本研究科に属する教員はすべてスポーツ・健康科学部に所属する教員であり、学部における担当義務コマ数は半期 12 コマである。したがって、研究科所属教員にとっては、大学院担当コマ数がすべて負担増となっている。

【点検・評価…長所と問題点】

教員組織としては、スポーツ・健康科学部内でも学位や十分な研究業績を有する教員が選出され、文部科学省設置認可申請時の教員資格審査を合格し、各領域における研究指導や特論・演習を担当している点で適切性、妥当性を満たしている。また、学生が特別研究を除く専攻領域外のすべての特論・演習を履修することができるカリキュラム構成になっているため、全教員が平等に役割を分担し、連携した教育研究体制を確保しなければならない状況となっている点は長所である。

研究科所属教員にとって大学院担当コマ数が負担増になっているのは問題点である。

【改善方策】

定期的に研究科内の自己点検・評価委員会を中心に教員組織の適切性、妥当性等に関する自己点検・評価を行い、完成年度を迎える 2011（平 23）年度までに検討結果を取りまとめ、問題点があれば改善していく。今後も適切な教員 1 人当たりの学生数を維持するためには、入学者選抜試験方法の改革などを視野に入れたワーキンググループを立ち上げ、そこで取りまとめた内容を研究科委員会に提案し改善していく。

研究科所属教員の担当コマ数の負担増の是正に関しては、学部教務委員会との協議の中で改善していく。

【教育研究支援職員】

- ・大学院研究科における研究支援職員の充実度
- ・大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性
- ・大学院研究科におけるティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）の制度化の状況とその活用の適切性

【現状の説明】

本研究科には、研究支援職員はいない。ティーチング・アシスタント（TA）に関しては、制度化はされているものの、初年度である現状においては活用できていない。リサーチ・アシスタント（RA）は制度化されていない。

【点検・評価…長所と問題点】

研究支援職員の配置に関しては、教育研究の更なる充実を図るために検討すべき事項と考えるが、研究科委員会においてこれまで検討されたことがないことが問題点である。TA を活用

できていない点は研究科としての課題である。RA が制度化されていない点は全学的な問題である。

【改善方策】

研究支援職員の配置に関しては、研究科内の教務委員会を中心に検討結果を取りまとめ、研究科委員会に提出する。TA 制度は来年度以降、演習授業における運営ならびに実験補助等の業務を中心として積極的に活用していく。RA に関しては、他研究科と調整を図りながら、制度化を審議する。

【教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続】

・大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状の説明】

本研究科の専任教員は全員がスポーツ・健康科学部の専任教員の兼担となっている。したがって、大学院担当教員は、学部専任教員（教授、准教授、講師）からの任用となるため、募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用について研究科独自の規程はない。本研究科は、平成 21 年の 4 月に開設されたばかりであり、現在は文部科学省への設置認可申請時に資格審査を受け、承認が得られた教員が研究指導を行っている。しかしながら、今後、大学院担当教員の補充人事や昇格人事などもあり得るので、大学院担当教員としての専攻科目担当基準ならびに担当教員の選考手続に関する規程が必要と思われる。

【点検・評価…長所と問題点】

研究科では今後、完成年度を迎えた際、学生募集に有効なカリキュラム再編を行うことを考えている。その際は、学部の専任教員の中から大学院科目担当が可能な研究業績を有する教員の任用を考えている。そのためにも授業科目担当資格、研究指導担当資格に関する基準の明文化が必要である。

【改善方策】

「大学院スポーツ・健康科学研究科の専攻科目及び研究指導担当基準ならびに担当教員の選考手続に関する内規（仮称）」を今年度中に作成する。

【教育研究活動の評価】

・大学院研究科における教員の教育活動および研究活動の評価の実施状況とその有効性

本章第 1 節【教育研究活動の評価】の項目に記載。

【大学院と他の教育研究組織・機関等との関係】

・学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

【現状の説明】

本研究科における学内外の大学院、学部、研究所等の間での人的交流は、現状においては教員個人に委ねられており、組織的な交流は行われていない。

【点検・評価…長所と問題点】

大学院と学部の専任教員が共通しているという組織構成の面から、教学の発展的な連続性が保たれ、学部教育との連携が維持されていることは長所である。一方で、学内外の教育研究機関との組織的交流が達成されていない点は、今後改善すべき課題である。

【改善方策】

本研究科は、スポーツ科学領域と臨床検査を中心とする健康科学領域に大別されることから、各領域に所属する教員の人的つながりを糸口として、国内・国外交換留学や実験データの共有等、関連する研究教育機関との組織的交流を活性化する。

8. 法務研究科（法科大学院）

法科大学院設立の目的に鑑み、その理念を実現させるべく、適正な教員組織の構築を目指す。そのためには、理論と実践との架け橋を実現すべく、いずれにも偏らない教育内容を維持することに努め、それに応じた教員組織を作り上げていく。

到達目標

1. 基礎理論と実務の基礎の習熟にとって必要かつ十分な教員数の確保を常に念頭において、その適切な配置と数をカリキュラムから決定する。
2. 常に斬新な理論と実務の状況に対応できる教員構成により、絶えず先進の学識を教授できる体制を整える。
3. 法曹におけるジェンダー問題との関連で、教員に占める女性の割合を向上させる。
4. 将来にわたり安定的に実務家教員の確保ができるように、情報収集の仕組みを構築する。

【教員組織】

- ・大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数、法令上の基準との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性
- ・大学院研究科における組織的な教育を実施するための、教員の適切な役割分担および連携体制確保の状況

【現状の説明】

本研究科の理念を実現すべく、基礎科目の理論を担当する研究者教員9名と実務科目の基礎を担当する実務家教員7名とで教員組織は構成され、両者が連携合同して総合演習科目を指導する体制をとっている。

これによって法知識の理解と適用の面では一定の効果を上げているが、その半面、基礎理論の習熟性には欠ける恐れがないわけではない。教員の質の確保のために、一定水準の研究業績、教育業績、実務上の業績等を教員に要求するとともに、これに倣って教員採用の適否が決められ、併せて多様な雇用形態（専任・特任・非常勤）を以て幅広い教員層の確保を図っている。

<研究指導及び講義担当教員等>

専攻名	課程	収容定員	在籍 学生数	学位	専任 (内准教授0名)	兼任 (内准教授0名)	兼任
法務 専攻	専門職学位 課程	150名	153名	法務博士(専門職)	16名	9名	34名

【点検・評価…長所と問題点】

研究者教員と実務家教員との割合が拮抗している点は、理論と実務の融合を図るうえで有益であるが、基礎理論の修得が比較的に弱くなる。教員の年齢構成は比較的が高く、教員に占める女性の割合も低い。法科大学院では院生指導に多大な時間と労力を要するため、とりわけ研

研究者教員にとっては研究時間の確保が重要な問題となっている。

【改善方策】

本研究科の理念の教育面での実効性をより確実なものにするために、教員における研究者教員と実務家教員との割合を見直していく。基礎理論の習熟性を高めるためにも、全教員数に占める研究者教員の割合を増やす必要があり、そのために教員の新規採用に際しては、若手の研究者、女性を優先的に採用するようにして改善を目指す。

【教育研究支援職員】

- ・ 大学院研究科における研究支援職員の充実度
- ・ 大学院研究科における教員と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性
- ・ 大学院研究科におけるティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）の制度化の状況とその活用の適切性

【現状の説明】

制度として、研究支援職員と呼ばれる職員は置かれていない。しかし、現実には、卒業生による院生に対する自主的な研究支援は行われている。その点では、卒業生が TA に近い役割を果たしている。なお、法務研究科においては、TA・RA はまだ制度化されていない。

【点検・評価…長所と問題点】

研究支援は有能な卒業生の積極的な協力によって行われている。卒業生であるため、院生との距離感が近く、指導は効果的であるが、指導に当たる卒業生の数が絶対的に不足している。

【改善方策】

TA・RA を制度化し、数を増やす。

【教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続】

- ・ 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状の説明】

専任教員の募集・任免・昇格はすべて教員選考基準に従い、教授会の審議に基づいて厳正かつ慎重・適切に行われている。

【点検・評価…長所と問題点】

教員選考基準に基づいて行われているので、恣意的な運用はなされていない。教員の補充・確保が時機的に遅れ教育面に支障をきたすことがある。

【改善方策】

教員採用の必要が生じたときについては、随時に募集ができるようして、募集時期を限定しないようにする。それに応じて、教員の中途採用等の余地を広げられるように、公募の方法を改善し、柔軟な運用が図れるようにする。

【教育研究活動の評価】

- ・ 大学院研究科における教員の教育活動および研究活動の評価の実施状況とその有効性

【現状の説明】

教育活動については、定期に学生委員会を開いて教育環境の整備に努めている。また、教育効果に関しては随時、院生は意見を投稿することができる制度を設けて、教育の充実を図っている。研究活動は時間的制約が大きいなかで、法科大学院のジャーナル（定期刊行）に寄稿し、研究活動の評価に努めている。

【点検・評価…長所と問題点】

教育活動に多くの時間を割いているため、高い教育効果が得られている。そのなかで研究活動も水準を維持すべく努力がなされている。しかし、教育活動に割く時間の割合が大きいため、必然的に研究時間の逼迫を生じさせている。

【改善方策】

研究時間を確保するため、特別研究期間制度・各研修制度などを活用していく。

第4節 その他の組織における教育研究のための人的体制

1. 東洋研究所

【教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続】

・教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状の説明】

専任研究員は教授・准教授・講師・助手に分け、募集は公募とし、本研究所管理委員会より選出された審査委員3名によって採用候補者の適否を審査する。その結果を管理委員会に提出し、適当と認めた場合、管理委員会はその専門的学術性を確認するため、採用予定者の専門分野の学部に資格審査を委嘱する。その結果は管理委員会の議を経て、学長の承認に基づき、理事長が委嘱する。昇格基準は「教員選考基準」に則り、厳格に運用されている。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 昇格人事の提案権は本研究所管理委員会にあるが、昇格審査は管理委員会と当該関係学部の二重審査が課せられ、厳密な審査が行われているといえる。しかし、当該関係学部からは、なぜ研究所の昇格資格審査をしなくてはならないのかとの意見が出され、なかなか受け入れてもらえる学部はない。

2. 現専任研究員は、研究所に専任を置いたときから、助手として採用され、同年代の者が多く、欠員が出た場合も、同年代の補充を行ってきた。定年制と定員数が決められ、同年代の退職者が出て、教授・准教授・講師・助手といった形での研究引き継ぎができない。

【改善方策】

1. 本研究所管理委員会で昇格人事ができる規則を作成する。
2. 若手研究者の研究会への参加を認め、後継者の育成を行う。

【教育研究活動の評価】

・教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

【現状の説明】

専任研究員の採用は、教授・准教授・講師・助手に分けて行っている。資格審査は教員選考基準に則り、本研究所管理委員会選出の審査委員で採用の適否を審査し、その結果を管理委員会へ提出して、適当と認めた場合、管理委員会はその専門的学術性を確認するため、採用予定者の教育研究能力・実績を専門分野の学部に資格審査を委嘱し判断している。

【点検・評価…長所と問題点】

昇格人事の提案権は本研究所管理委員会にあるが、昇格審査は管理委員会と当該関係学部の二重審査が課せられ、厳密な審査が行われているといえる。

【改善方策】

本研究所管理委員会で昇格人事が完了する規則を作成し、上部機関へ提案していく。

2. 書道研究所

【教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続】

・教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状の説明】

専任研究員（教授・准教授・講師または助手）の募集は一般公募により行っている。資格審査は「書道研究所専任研究員選考内規」及び「教員選考基準」に則り、任用予定者の専門分野に応じて学部に委嘱し、書道研究所管理委員会の議を経て、学長の承認に基づき、理事長が委嘱する。昇格人事の手続きについては、「書道研究所専任研究員選考内規」及び「教員選考基準」に則り、審査を行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

上記の「教員選考基準」に則り、適正な評価を行っていると判断している。

【改善方策】

特段の改善の方策の必要はない。

【教育研究活動の評価】

・教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

【現状の説明】

専任研究員の専門分野の特性と実績を十分に吟味して、「書道研究所専任研究員選考内規」及び「教員選考基準」に則り、適切な判断で行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

現状の「書道研究所専任研究員選考内規」及び「教員選考基準」による選考システムで、十分な配慮がなされている。

【改善方策】

特段の改善の方策の必要はない。

3. 国際交流センター

【教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続】

・教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状の説明】

本学の「別科」は、本学に入学を希望する外国人で日本語能力が低い学生に対する大学入学準備教育を施す組織であったが、教育効果上の限界や人的資源の最適配分などのため、2007（平19）年度をもって閉鎖された。国際交流センター所属の専任教員3名は、2008（平20）年度における同センター改組にあたった「国際交流センター準備委員会」において、従来「別科嘱託講師」であった3名の教員の資格を審査し、これを「特任教員（准教授）」として採用する形で整備されたという経緯がある。

その募集・任免・昇格については、いずれもセンター再編後に新規制定した「センター教員選考規程」あるいは「センター専任教員の資格審査に関する内規」による。2008（平20）年度には、うち1名の特任准教授については（1年ごとに契約更新するというのが同准教授の雇用条件である）、他学部の教員1名を含む5名からなる「資格審査委員会」を設置して「資格審査」を実施し、「更新を可とする」という結論を得た。

【点検・評価…長所と問題点】

センターの教員組織については、3名の「別科嘱託講師」を特任教員（准教授）として採用することにより、人的資源の有効活用、日本語初級教育の経験を継承するという利点を享受することができたといえる。

しかし、2008（平20）年度の組織再編を契機に、センターの業務は留学生の日本語教育、「短期語学研修」の受け入れ、留学生への学習・生活支援、「同窓会海外支部」の設立による卒業生のネットワーク化等にも拡大されたため、これらに対応するための人材を充実する必要性を痛感している。

学生の日本語教育を積極的に展開するという視点からは、任期3年という特任教員の採用形態は、専任教員体制としてはやや安定感に欠けるという問題があり、国際交流センターとしては、留学生教育のカリキュラムの全面展開を視野に入れたとき、より多くの専任教員を採用することを必要としている。

【改善方策】

センターの教員組織という観点からいえば、現在の特任教員の後任人事は今後のセンター運営にとってきわめて重要なものであり、全国公募により、英語・中国語を駆使できる（理想的には両国語に堪能な）教員を若干名採用し、研究教育に加えてセンター業務にも積極的に関与・貢献できるような体制を整える。こうした人事が実現すれば、教員全体の中に、研究と教育両面において切磋琢磨して向上する機運が横溢することが期待できる。

この際、本学の教育に対して理解がある本学大学院修了（留学生を含む）外国人教員を積極的に採用することで本学の国際化を一段と高めるとともに、留学生指導の円滑化を図る。

【教育研究活動の評価】

- ・ 教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

【現状の説明】

今後のセンター教員の新規採用に関しては、全学的な「教員選考規程」および他学部の選考基準等を参照しつつ2008（平 20）年度に制定された「センター教員選考基準」に基づき、管理委員会委員5名からなる選考委員会による採否判断を受けて管理委員会において決定する。なお、候補者の業績審査に際して必要な場合には、センター外の本学専任教員を含む小委員会の判断を求めることができる。

【点検・評価…長所と問題点】

現行の「センター教員選考基準」は、全学的な「教員選考基準」に合致してはいるが、センター業務の特性からして、研究教育能力のみならず「国際交流の現場」における実務的体験をも実績評価の対象とする視点が必要と思われる。センター教員が正規留学生の日本語教育を担当するという新制度を具体化するためには、学部が正規留学生を、別科が交流学生を担当するという従来の分担体制から、正規留学生と交流学生とを一元化されたカリキュラムで教育する体制に移行する必要がある。

【改善方策】

国際交流センターは、2008（平 20）年度の再編後、その機能を拡充しており、専任教員についても日本語・日本事情の教育に加え、留学生の学習・生活支援、さらには、本学の国際交流全体の戦略的展開に向けた実務的課題にも貢献できることを教員採用の際の評価の対象とするためにセンター教員選考基準の規程を改正する。

加えて、センター教員による正規留学生向け日本語・日本事情科目の担当が全学的にさらに受け入れやすいものとするために、センター教員の選考過程に他学部教員を関与させる制度を導入する。

第9章 事務組織

第9章 事務組織

大学は、教育研究を支援するために、適切な事務組織を整えなければならない。

近年、大学における事務組織は、激化する競争的環境下で、大学の主体的・機能的な改革・改善の推進や、教育研究機関としての一層の充実と貢献が求められるなか、教育研究の趣旨と目的を深く理解し、教学組織とのより効果的な連携協力関係の確立が求められている。そのために、事務組織の編成にあたっては、積極的な企画・立案能力を発揮できるよう、業務の専門性にも配慮した効率的な編成を行い、あわせて、職員の研修制度の環境を整備し、点検・評価、改善に向けて不断の努力をしていくことが重要である。

このような認識に立って、本学の事務組織の運営にあたっては、『中期経営計画』に掲げる建学の精神をベースとした「教育力」「研究力」「学生支援力」の実現と、本学に奉職する職員にとって「働き甲斐のある職場」の実現を重点目標に、以下の到達目標を定める。

到達目標

1. 法人と大学、すなわち事務局と学務局という二重構造の機能の再検証を行い、それぞれの意思決定の責任の明確化と環境整備を行う。
2. 事務組織の機能および既存業務の効率化を目指し、教学組織とより効果的な協力関係を確立する。
3. 学生サービスを主眼とした支援体制の強化、理事長・学長直属の専門スタッフ組織の確立、外部資金獲得等を行う部署の設置など組織を強化していく。
4. 人材育成の明確化を図り、「大東人」としての自覚と誇りを持てる自校研修を推進する。
5. 教学組織との協働関係強化を促進するために、職員の職能開発(SD)を推進する。
6. 人事異動に関して、職員のキャリア形成の観点から双方の合意形成のもと実施する。

【事務組織の構成】

- ・事務組織の構成と人員配置

【現状の説明】

本学の事務組織は、学校法人大東文化学園事務組織並分掌規則により、別表のとおり定められている（686 ページ〈学校法人大東文化学園事務組織図〉参照）。

大学に学務局を置き、その下に学長室、学務部、学生部、東松山教務事務室、教職課程等事務室を配置している。また、学部・大学院の下に学部事務室（8学部）、大学院事務室、法務研究科事務室を置いている（なお、各学部事務室および大学院事務室、法務研究科事務室は、大学全体の運営に関わるように学務局とも連結している）。その他、図書館事務室、ピアトリクス・ポター資料館事務室、北京事務所事務室、東洋研究所事務室、書道研究所事務室、キャリアセンター事務室、国際交流センター事務室、体育センター事務室、地域連携センター事務室を置いている。さらに、大学

広報を一元化し機能強化を図るため、2009（平 21）年度より学務部広報課および入試部入試課を統合して、学長室入試広報課を設置した。

学務局には学長のもとで大学事務を統括する学務局長を置き、各学部事務室、大学院事務室、法務研究科事務室を統括している。法人に事務局を置き、そのもとに管理部門として総務部、人事部、財務部、管理部、東松山事務部を置き、事務局長がそれを統括している。その他に理事長直轄の部署として、学園キャンパス整備事業実施本部事務局（臨時的部署）、監査室、大東文化歴史資料館事務室、学園総合情報センター事務室を置いている。

大学の事務組織における教育職員の役職として、図書館長、ピアトリクス・ポター資料館長、北京事務所長、東洋研究所長、書道研究所長、キャリアセンター所長、国際交流センター所長、体育センター所長、地域連携センター所長があり、それぞれ各部局を統括し運営している。

なお、専任事務職員のうち約7割は教学部門に従事している。（人員配置については、大学基礎データ表 19 - 5 を参照。）

【点検・評価…長所と問題点】

現在の教学組織は、学部が8学部19学科、大学院が7研究科14専攻、法務研究科（法科大学院）そして専攻科が2専攻科4専攻である。10年前と比較すると3学部6学科、2研究科3専攻および法務研究科（法科大学院）が増設されたが、専任事務職員の増員は行わず、臨時職員・アルバイト等の雇用により職務を遂行している。

このような状況において、課題としてあげられるのは、教育研究支援に向けた環境整備および学生サービスの向上を図るための体制強化、専門分野のより一層の強化である。また、事務職員の年齢構成に偏りが目立つことも問題点としてあげられる。職員の人事異動に関しても、合意形成という点で改善すべき課題が残されている。

事務組織の構成では、事務局と学務局に区分されていることから、意思決定の流れが複雑になっている。また、業務によっては、どの部署が担当するのが明確になっておらず、責任体制が曖昧な場合がある。その他、業務の重複が見られるため、事務局と学務局の機能について再検証する必要がある。

現在、理事長・学長を補佐する事務部署として、理事長には総務部、学長には学務部があるが、直属の専門スタッフ組織の確立が課題である。

また、現在、各学部事務室と各種免許・資格を担当している教職課程等事務室が別組織のため、履修支援などにおいて連携が必ずしも十分とは言えない。

【改善方策】

各部署の業務量・業務性質等を細部にわたって分析し、人事異動を命ずる側と命ぜられる側双方の合意形成のもと、適切な事務職員配置と異動を実現し、年齢構成を考慮した新卒採用と中途採用を並行して行う。専門分野の強化については、各専門分野および業務に直結した各種研修受講等を推進する。

現在、入試広報課の業務の一部と、図書館のカウンター業務およびデータ入力をアウトソーシングしているが、学生サービス向上のため事務効率の改善策として、今後、他の部署においても業務の見直しを行い、事務作業のアウトソーシングを導入する。

2009（平21）年度に学長室入試広報課を設置したことに引き続き、進級、卒業、各種免許・資格取得に対する支援を組織横断的に行うため、また、入学後の学生生活から卒業後の進路支援までキャリア形成を含めた学生支援を強化するため、学生支援に関する事務組織体制を、早急に設計し、2010（平22）年度内に実現させる。

事務局と学務局という二重構造の機能について、事務組織の全体的な関連も含め早急に検証を行う。また、学園および大学の運営等が不断に改善されるように、理事長・学長の直属専門スタッフ組織の確立を行う。

【事務組織と教学組織との関係】

- ・ 事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況
- ・ 大学運営における、事務組織と教学組織との有機的一体性を確保させる方途の適切性

【現状の説明】

本学では、各学部・大学院に学部事務室、大学院事務室および法務研究科事務室を、その他学生支援にかかわる部署を置き、事務組織としての役割を果たしている。

教学組織との連携については、会議・各種委員会等の開催に向けて、各幹事部署の担当者（部長、課長、事務長）が各役職教員等と事前に議案設定および資料等の確認・準備を行い、会議・各種委員会等の運営補佐業務にあたっている。

全学的な会議体として大学評議会、学部長会議を、各学部運営を行う会議体として学部教授会、学科協議会を置いている。大学院については大学院評議会、大学院委員長会議、各研究科委員会を、法務研究科は研究科教授会を置いている。

【点検・評価…長所と問題点】

事務組織と教学組織は、異なる性格を持った組織体であるが、大学運営（経営）発展のために一体となって取り組む共同体である。本学では、学部運営、各種委員会、入試広報（進学説明会・相談会、オープンキャンパス等）、入試準備・実施等、両組織の協力の下に行われているが、さらなる連携協力関係の確立と有機的一体性の確保が必要である。

特に学部長・学科主任は学部・学科運営のほか、大学の各種委員会の充て職委員として複数選出されているため負担も多い。一方、教務関係部署の事務職員は、学部・学科・各種委員会等の幹事としての通常業務のほかに、年度末の時期には進級・卒業判定資料作成、授業時間割編成、教授要項作成等の業務、年度初めにはガイダンス、履修登録等の業務に追われ、大幅な超過勤務を余儀なくされている。

【改善方策】

事務組織と教学組織それぞれの機関で決定したことについて、迅速な情報公開を行い、相互理解を深め学生への教育、支援を強化する。

超過勤務の問題については、年間の業務スケジュールおよび業務量を把握・分析し、業務分担の割り当てを各所属長が調整し適切な労務管理を行う。

【事務組織の役割】

・ 教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性

【現状の説明】

教学にかかわる主たる事務組織体制は、学務局（各学部事務室、大学院・法務研究科事務室を含む）と大学附置機関で、これらの組織を総合的に統括する部署が学務部である。大学の最終決議機関である大学評議会と学内調整を行う学部長会議は学務部が、学部教授会・学科協議会は各学部事務室が、それぞれの幹事部署として担当し、教学にかかわる企画・立案を補佐する機能を担っている。

大学評議会および学部長会議に、幹事の学務部事務職員の他、各学部事務室・東松山教務事務室の事務職員およびオブザーバーとして法務研究科事務室職員が同席することで、共通認識の下、教学にかかわる企画・立案・補佐機能としての役割を果たしている。

学生と直接関係のある部署は、学生部、東松山教務事務室、教職課程等事務室、各学部事務室、大学院事務室、法務研究科事務室、図書館事務部、キャリアセンター事務室、国際交流センター事務室、体育センター事務室、間接的な部署として財務部、管理部、東松山事務部、書道研究所事務室、地域連携センター事務室であり、特に、学生と直接関係のある部署は、学生生活、授業・試験時間割編成、履修、進路、留学等にかかわる企画・立案・実施、支援等の機能を担っている。

【点検・評価…長所と問題点】

学務部・各学部事務室等の事務職員は、大学評議会、学部長会議、各種委員会、各学部教授会等の幹事として役割を果たしているが、会議数が多く会議資料作成・議事録作成等に追われ、大学運営に関する企画・立案、助言等の補佐機能を十分に発揮できていない部分もある。学長のもと、教学にかかわる企画・立案機能を担い大学の強みを出せるような事務組織体制の検討が必要である。

【改善方策】

会議資料作成にとどまらず、事前に議案についての情報を得ておく等、会議運営補佐機能を十分発揮できる体制を整える。

学長が進める政策を実施・検証するための組織を、早急に制度設計したうえで、2010（平22）年度内に実現させ、大学運営の補佐機能を強化する。

・ 学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性

【現状の説明】

本学の意思決定機関としては、学部教授会、大学評議会、その他大学各種委員会等がある。これら会議体の意思決定のための手続き方法は、案件により異なる。各学部・大学院研究科、各種委員会に議決権のある案件については、それらの会議体において議決、承認される。大学全体にかかわる案件、とりわけ学則改正を要するような案件については、学部長会議において審議・調整し、最

終的には大学評議会（大学院評議会）において承認され、決定される。学園規程に関する案件は、学園の常務審議会を経て、最終の意思決定機関である理事会で審議・承認となる。

これらの会議体では、会議運営の補助として幹事役の事務組織が位置づけられており、諸会議体への支援を行うなど、意思決定のプロセスに即して迅速かつ適正にその業務を遂行している。

【点検・評価…長所と問題点】

上述のとおり、事務組織は、幹事役というかたちで意思決定のプロセスに関わっているが、直接的に意思決定に関与しているとは言えない。今日、未曾有の競争的環境下で、大学の管理運営・経営面、教育研究面での改革改善が求められるなか、事務組織には、教学組織の意思決定の際の判断のもとになる情報の提示と共に、政策提言の機能も求められる。

また、様々な意思決定事項の情報伝達は、教育組織では各学部教授会において、事務組織では役職者で構成する事務マネジメント会議等、学内の情報共有システム（イントラネット）において行われ、各事務組織の業務に反映される仕組みとなっている。

【改善方策】

事務組織の構成員である事務職員は今後、教学組織の改革・改善に向けた意思決定の支援に大きく寄与することを求められるため、さらなる協働関係の構築と、事務職員個人の職能開発（SD）を一層推進し、企画・立案、政策提言等ができる人材開発プログラムを整える。

・国際交流等の専門業務への事務組織の関与の状況

【現状の説明】

国際交流センター事務室に、事務職員の他に専属の特任教員3名を配置して、交換留学生の授業、日本語プログラムの検討、海外大学の協定校調査等を担当している。また、通常の事務処理能力に加え語学力が求められるため、英語および中国語に堪能な専任職員をそれぞれ配置して、外国からの教員と学生の支援にあたっている。

【点検・評価…長所と問題点】

国際交流センターに教育機能を持たせたばかりであるので、教育職員と事務職員とがさらに連携し、総合的な留学生受け入れ体制を整えなければならない。

【改善方策】

留学生の受け入れ体制は、国際交流センターの教職員だけでは限りがあるため、関係部署との連携を強化して体制を整える。

・大学運営を経営面から支えうるような事務機能の確立状況

【現状の説明】

事業計画・予算承認までの過程は、理事長が基本方針を策定し、それを踏まえて法人・大学・高校・幼稚園・専門学校は、各学校長・園長と担当常務理事との話し合いによって各行動計画を策定している。これを基に予算編成方針が決定され、予算単位ごとに予算編成・予算折衝が行われる。

予算折衝は、学務局および大学各部局との折衝を学務部が、事務局および理事長直轄部署との折衝を財務部が、それぞれ行っている。学務部は、大学全体を調整する機能を果たしている。

【点検・評価…長所と問題点】

予算については、財務部が過去のデータに基づいて詳細な資料を作成し、次年度に向けての準備・予算説明会・折衝・予算決定に至る業務を担当している。学部学科等の予算は、各学部事務室等の部署が予算執行手続きを行い、事務局・学務局で大学運営を経営面から支えている。

今後の取り組みとして、科学研究費補助金、各種補助金の獲得に向けてさらなる事務体制の強化をはかる必要がある。

【改善方策】

事務局・学務局、あるいは部署間のさらなる協力体制を確立する。また、外部資金獲得のための専属スタッフを置き、大学運営の強化を行う。

【大学院の事務組織】

・大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性

【現状の説明】

大学院は、7研究科14専攻、法務研究科（法科大学院）が設置されている。各研究科（法務研究科を除く）に研究科委員長を、各専攻に専攻主任を、法務研究科に研究科長、教務主任および学生主任を置いている。

予算は、14専攻、法務研究科別に独立して予算をもち、各専攻の充実と将来発展に向けて運用している。

大学院の会議体として、大学院評議会、大学院全体の調整を行う研究科委員長会議および法務研究科教授会を置いている。

大学院評議会、研究科委員長会議は大学院事務室が、法務研究科教授会は法務研究科事務室がそれぞれの幹事部署として、企画・立案を補佐する機能を担っている。

なお、オブザーバーとして、大学院評議会に国際関係学部事務室事務長、スポーツ・健康科学部事務室事務長、法務研究科の研究科長・教務主任・学生主任および法務研究科事務室事務長が、大学院委員長会議に国際関係学部事務室事務長、スポーツ・健康科学部事務室事務長、法務研究科長および法務研究科事務室事務長が出席し、企画立案機能について補助的な役割を担っている。

【点検・評価…長所と問題点】

現状の説明で述べたように、研究科の位置するキャンパスごとに事務機能を置き、研究科ごとに担当業務を割り振っているため、教育職員や大学院生からの要望に迅速かつ専門的に対応できていくことが長所である。

研究科ごとの教育研究および学生支援に関わる問題については、一研究科を担当する事務職員から改善提案がなされているが、その提案は当該研究科内にとどまっており、修士・博士・専門職学位という課程全体で考えた場合の将来計画を描くことができず、事務局からも将来計画に向けての具体的な提案ができていないことが大学院教育の問題点である。

【改善方策】

現在、修士・博士・専門職学位といった課程全体で、教育およびその支援体制のあり方が問われていることに鑑み、研究科ごとの担当を越えた事務職員間の連携を強化する。また、定員の充足状況や卒業後の進路などを分析し、大学院全体の将来計画について企画立案できる事務職員の能力開発を行う。

・大学院の教育研究を支える独立の事務体制の整備状況

【現状の説明】

大学院の事務体制は、アジア地域研究科、スポーツ・健康科学研究科および法務研究科を除いた、5 研究科に大学院事務室（板橋校舎）を置き、アジア地域研究科、スポーツ・健康科学研究科の 2 研究科については、基礎となる各学部（全学年が東松山校舎で学ぶ）の学部事務室に大学院係を、法務研究科は法務研究科事務室を置いて、それぞれ事務体制を整備している。また、研究科ごとに担当事務職員を置いて各研究科の運営にあっている。

アジア地域研究科およびスポーツ・健康科学研究科を担当する学部事務室大学院係は、大学院事務室との連絡・調整を行い、事務体制の統一を図っている。

【点検・評価…長所と問題点】

大学院担当教員はほとんどが学部の授業も担当している。このため、科目担当依頼・授業時間割編成を行うときは、学部事務室（国際関係学部及びスポーツ・健康科学部を除く）と大学院事務室の間で、連絡調整が必ずしも十分とは言えない。

【改善方策】

学部を基礎とし研究科が設置されていることに鑑み、学部と大学院の連携を意識した事務組織の改編を行う。

【スタッフ・ディベロップメント (SD)】

- ・事務職員の研修機会の確保の状況とその有効性
- ・事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途の適切性

【現状の説明】

学園では3年前から人事制度の見直しを始め、2年間の準備期間を経て、2008年度より新たな人事制度をスタートさせた。

導入した新人事制度では、建学の精神をベースとした学園固有の文化を構成員共通の理念として自覚し、その共通理念のもとで事務職員自身が主体的な制度運用を通して学園と事務職員の相互成長を図ることを目的としている。そのうえで、新たな資格制度と業務課題を管理する業務トータルマネジメント制度を設計し、対話とコミュニケーションを重視した運用を心がけている。

研修制度についても、人事制度の理念、事務職員の資格等級に対する定義等が大幅に刷新されたことに伴い、これまでの体系を大幅に見直すこととなった。現在は、大学院研修や通信教育、若手職員を対象とした意識づけ研修など既存の研修を一部継続させながら、新たな人事制度の理念を基軸とした新しい研修体系の構築を進めているところである。

【点検・評価…長所と問題点】

すべての職員が自覚すべき共通の行動規範を「大東職員力」として具体的に定義し、学園や職員全員が進むべき方向性に対して共通認識を持つことが可能となった点は、新制度導入の大きな成果である。また新制度は対話とコミュニケーションを重視した運用を心がけ、情報の共有化を図るとともに、事務職員一人ひとりに自身の働き方、強み弱み、キャリア開発等に関する自己申告の場を確保するなど、事務職員の人材育成を学園と本人の双方の視点から働きかけることができるように工夫しており、この点も新制度導入に伴い強化された長所と言える。

一方で、人材育成に欠かせない研修制度については、全体的な体系化が遅れており、SDに関わる個々の能力開発を個人の自覚に委ねている現状は大きな問題点であると認識している。早急に学園としての組織的な学習支援体制を整備する必要がある。

また、自己申告により一人ひとりの経験や強みなど、個々の専門性の開発向上につながる情報を把握する体制は準備したものの、その情報を活用するシステムは未整備であり、この点も取り組まなければならない課題である。

【改善方策】

整備が遅れている研修体系については、新人事制度の理念を踏まえつつ、現在構築中である。新たな研修体系は、主体的な意志を表現するものとして「大東職員 SD カレッジ」という名称を用いることにした。具体的な内容としては、学園の事務職員の共通認識である「大東職員力」に焦点をあて、事務職員としての土台づくりを「大東職員力養成カリキュラム」として設計し、これを体系の中心にすえる予定である。この研修では可能な限り学内から講師役を立てることを目指している。事務職員同士が教えあい学びあう環境を研修全体の軸に置くことによって、主体的に学習し、その成果を業務に結びつけることの可能な組織風土を構築する。

カレッジでは、他にも部署特有の課題対応やそのスタッフの専門性向上を図るための部署別研修、

事務職や個々のニーズに対応するための大学院や通信教育での学習、さらに今後は特定の事務職員を対象とした個人研究費なども整備する。

「大東職員力」を掲げ全体の底上げを図り、部署単位の多様なニーズに対応し個々のキャリアアップを支援する一方で、大学院研修や個人研究費の支給などを通じて、高度化専門化の進む事務職員の能力向上を支援し、様々なニーズに対応した体系を確立する。

また、組織や職員の専門性向上のためには、研修体制を整えるだけでは不十分である。新制度の自己申告で得た情報を積極的に活用し、職員一人ひとりの適性に応じた戦略的な人事配置を行い、また、経営と教学の意思決定過程に職員が参画する機会を拡大させるなど、制度の機能的な運用を行う。

【事務組織と学校法人理事会との関係】

- ・事務組織と学校法人理事会との関係の適切性

【現状の説明】

理事会の主管部署は総務部総務課である。理事会開催に向けて各部署との連絡調整を図り、案件および資料を総務課で受け付け、確認する。その後、常務会で資料の確認、議案設定、当日の会議進行等の調整を行う。

理事会終了後は、議事録の作成・保管、決議事項についての事務処理等を行い、理事会が円滑に運営できるように役割を果たしている。また、決議事項について部・室長および事務長を構成員とする事務マネジメント会議（招集および議長は事務局長、学務局長）において報告する。なお、事務マネジメント会議は、月1回開催を原則としている。

理事会では、案件によって該当する主管部署職員（基本は、部・室長、事務長）が、資料に基づき説明する体制をとっている。

【点検・評価…長所と問題点】

理事会の構成員（22名）の内、10名が大学の教員で構成されている。教育現場の事項等については、十分に理事会に反映される一方、財政面・教育機関にかかわる法務等については専門性が必要となるため、それぞれの専門性を持つ事務組織および職員による理事会補佐体制を強化しなければならない。

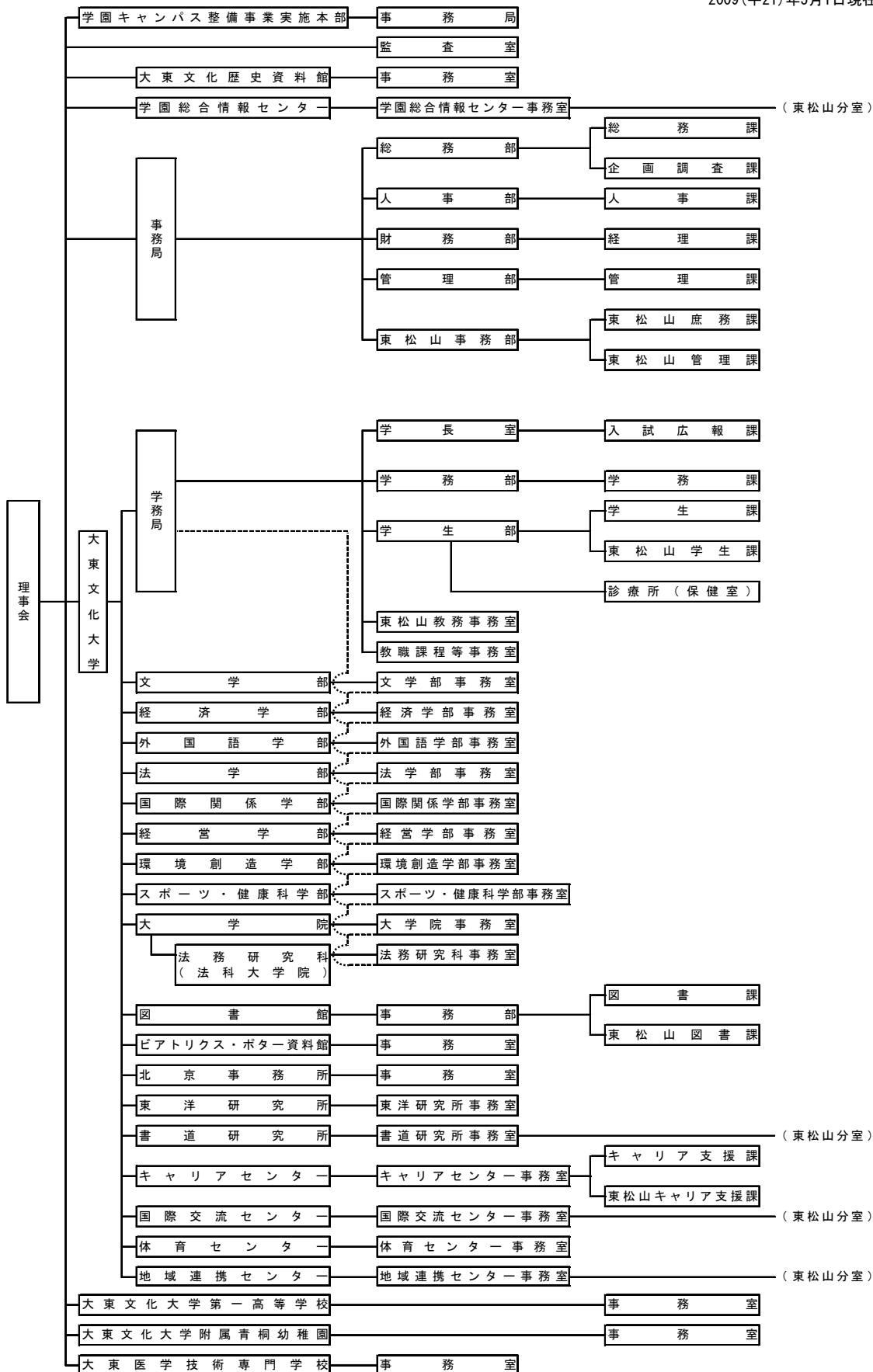
【改善方策】

理事会運営に対して十分なサポートができるように、適正な人員配置を行い、将来の発展を目指す提案ができるようにする。

また、現在の事務組織は事務局と学務局に区分されているため、重複する業務が生じており、意思決定の流れをシンプルかつ明確にすることを目的とした事務組織の統廃合を行う。

〈学校法人大東文化学園 事務組織〉

2009(平21)年5月1日現在



第 1 0 章 施設・設備

第10章 施設・設備

大学は、十分な施設・設備を整備し、これを適切に管理・運用しなければならない。

第1節 大学における施設・設備等

本学における大学の施設・設備には、板橋キャンパス、東松山キャンパス、信濃町キャンパスの3つのキャンパスがあり、その他の施設として、徳丸研究棟と大東文化会館などがある。東松山キャンパスには全学部の1・2年生（国際関係学部とスポーツ・健康科学部の全学部生・大学院生）が在籍し、その他の学部生・大学院生は板橋キャンパスに在籍している。信濃町キャンパスは法科大学院法務研究科学生が在籍している。

大学の施設・設備の設置に関しては、学部・研究科の教育課程の目標に沿って、学生数、教員数等の規模に応じた十分な施設を確保し、教育課程を効率的に遂行するために教育・研究上必要とされる講義・演習室、研究室等を設けることを目標としている。さらに教育効果を高めるために教育研究用の機器・備品の整備拡充を行い、情報機器の整備拡充に配慮していく。また大学の施設・設備の利用に際して、環境の整備と学生が利用する場合の利便性を図り、それら施設・設備の維持・管理に対する責任体制を確立していく。

そのような目標達成の認識に立ち、本学では板橋キャンパスの開発整備が2006（平18）年に完了した。東松山キャンパスについては、再開発計画に基づく整備を今後5年かけて実施する。

これら施設・設備の拡充強化を通じて『中期経営計画』に掲げる「教育力」「研究力」「学生支援力」を効果的に実現していくために、以下の到達目標を定める。

到達目標

1. 学部・研究科の教育研究の目的を実現するための施設・設備の整備拡充を図る。
2. 教育研究を効果的に行うための情報機器を配備する。
3. 人と環境にやさしいキャンパスづくりを行い、快適な学園生活を実現させる。
4. 施設・設備の利用に当たり、特に障がい者への配慮など利用上の改善を図る。
5. 施設・設備の安全確保のためのシステム整備と維持・管理体制の確立を行う。
6. 地域社会への施設・設備開放を推進し、地域と共生するキャンパスづくりを目指す。

1. 板橋キャンパス

【施設・設備等の整備】

・大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

【現状の説明】

板橋キャンパスは、国際関係学部およびスポーツ・健康科学部を除く6学部の3・4年生の学部生、アジア地域研究科及びスポーツ・健康科学研究科を除く大学院学生の学生等で構成されている。同キャンパスの講義室総面積は68室5,894.1㎡、演習室総面積16室454.7㎡、自習室総面積25室1,457.0㎡、実習室総面積26室1,685.2㎡、総合計面積9,491.0㎡である。2009（平21）年5月1日付学生数（学部・大学院）5,527名から割り出した学生一人当たりの利用面積は1.72㎡となり、2001（平13）年度の相互評価結果で指摘された学生一人当たりの講義室等利用面積（1.37㎡）より少し是正されている。また、2008（平20）年度の1週間当たりの教室使用率（平均）については、講義室は52%、演習室は34%、実習室は36%となっており、教室の平均的な使用率では授業実施に支障はない。

さらに、設備に関しては、講義室は88%、演習室は94%、実習室は77%の割合でプロジェクター・スクリーン・LAN端子を、また、校舎内には無線LANが設置されており、パソコンでのパワーポイントによる授業やVHS・DVDを使った授業が可能である。教育研究目的を実現するための設備は、整備されている。

なお、1981（昭56）年以降に建築した建物については、法的に耐震診断基準をクリアしている。本キャンパスの2号館は1981（昭56）年より前の建物であるが、その後建設された他の建物の建築に合わせて耐震補強工事を施しているため、現在は特段の問題はない。

【点検・評価…長所と問題点】

キャンパスに点在する建物のうち、板橋キャンパス整備計画（2006年〈平18〉年竣工）による3号館、中央棟（図書館、カフェテリア）、体育館・厚生棟は比較的新しく、「人と環境にやさしい都市型キャンパス」の設計コンセプトのもとに中層の建物を配し、地中熱（水循環で各教室に温風・冷風を配給）・風力発電・太陽熱発電、屋上緑化等、CO2排出を抑制し、環境に配慮している。

現在、教室の平均的な使用率では授業実施に支障はないが、設計時に想定した総授業科目数は、その後漸次増加傾向にあり、曜日・時限によっては、教室数が不足する状況にある。さらに、隣接する大東文化大学第一高等学校の通常授業に毎年4室程度、大学の教室等を貸与している状況もある。

また、新キャンパス設計時において、降雨強度を1時間あたり80mmと想定していたが、近年の集中豪雨では局地的に1時間あたり120mmのケースもあり、これまで3回ほどの浸水被害にあっている。特に3号館および中央棟の外部に設置されたエレベーター浸水の被害が顕著であった。

また、教室内の温度管理が適切に行えないとの声もあるが、空調機の一括温度管理をしているためである。省エネ対策として、クールビズ・ウォームビズを実施しており、周知すること

を目的として、学内掲示を行っている。

【改善方策】

設計時に想定した総授業科目数の増加傾向による教室数の不足は、今後、時間割編成時の教室運用で対応していく。隣接する大東文化大学第一高等学校への教室貸与については同高等学校と協議を行い、本来の目的で使用できるよう改善をしていく。

降雨強度を超える集中豪雨からエレベーター浸水を防ぐため、止水板を備えて緊急時に対応する。

・教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

【現状の説明】

情報処理機器等の配備は、学園総合情報センターの業務計画に基づき整備している。

情報ネットワークの整備状況は次の通りである。インターネットとの接続は100Mの回線で接続されている。今後インターネットの利用状況に応じた回線の増強が予想される。板橋キャンパスの教室・研究室は、1G・100Mの回線でキャンパスネットワークを形成しており、認証が必要な情報コンセント等、利用形態に応じたサービスを提供している。

■インターネットとの接続

- ①100Mの回線で、SINETと接続。
- ②信濃町キャンパスは、100Mの回線にてプロバイダーと接続。

■キャンパス間の接続

- ①東松山キャンパスとの接続は、20Mの回線で接続し、遠隔授業等で利用。
- ②信濃町キャンパスとの接続は、10Mの回線で接続。

情報実習教室の機器等の更新は計画に基づき4年に1度行われ、現在の情報実習教室は2007（平19）年4月に更新を終えた。教室数は8室あり、その他に2室のパソコンルームがある。パソコンには基本ソフトVISTA/Linux/MacOSとしたマルチOS環境を構築している。アプリケーションソフトには授業等で使われるソフトをインストールしている。これらの教室には、プロジェクターなどマルチメディア環境を備えている。東松山キャンパスとつないだ授業や講演を実現するため、遠隔授業用の教室として1教室および多目的ホールを整備している。

情報実習教室整備のほか、学生・院生の学習環境整備の一環として、図書館閲覧ブースやラウンジへパソコンを配備している。これら学生用のパソコンを合計すると、板橋キャンパスでは364台のパソコンを設置し情報教育に活用している。

教室などで利用するパソコン以外に、デジタルビデオカメラ・プロジェクター等、学生の学習・研究に利用できる情報機器を準備し貸し出しを行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

ネットワーク及び情報実習教室の設備導入では、インターネット及びICTの最新技術を取り込むだけでなく、できる限りコストを低減できるよう計画している。これを実現するため、学

生の状況を把握し、教員の意見を反映させた提案を、情報化推進委員会・情報化推進会議に諮り、実施してきている。しかし、社会的変化、とりわけ大学の環境の激しい変化に応じた検討が十分に行われていないのが現状である。例えば、携帯電話や無線 LAN パソコンの授業利用のため、ネットワーク環境をどこまで整備するか、少子化による学生数の減少や情報系授業数の変化に応じ、実態に合わせた情報実習教室の削減など、業務計画の見直しが必要となっている。

人的な課題としては、設備を維持管理している職員の高齢化および減少が、管理運営の不確定要因となっている。

ネットワーク管理の問題点としては、法務研究科パソコンルームに認証システムが導入されておらず、セキュリティ・ホールとなる可能性がある。

【改善方策】

情報系設備は、学園総合情報センターが業務計画を立案しながら進めているが、大学全体の計画と業務計画とのすりあわせが必要である。中期経営計画に合わせて、引き続きコストの低減に努め、適切な設備を導入していく。

最先端の情報関連設備を管理するには、高度な技能を持つ人材が欠かせない。情報関連設備を管理運営する職員の人材育成およびキャリアパスにしたがったスキルの開発をめざし、管理運営を安定化する。そのため、2009（平 21）年度には、担当部署との打ち合わせ、人材の定期的な採用とキャリアパス実現を働きかけていく。同時に、アウトソーシングによるネットワーク及びシステム管理体制の改善計画に着手する。

法務研究科パソコンルームについては、院生の利用状況を把握し、認証システムを導入するかどうかについて 2009（平 21）年度に調査する。

【キャンパス・アメニティ等】

- ・キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況
- ・「学生のための生活の場」の整備状況
- ・大学周辺の「環境」への配慮の状況

【現状の説明】

学生の自学自習の中心となる図書館はキャンパスの中央に位置し、平日は 9 時から 20 時 30 分まで、土曜日は 9 時から 16 時 30 分まで開館している。

福利厚生施設として、食堂 2 店、文具・日用品を取り扱う購買部 1 店、書店 1 店、コンビニエンスストア 1 店、その他学外者も利用する郵便局がある。

体育施設については、体育館を設置しているが、正課体育授業は東松山キャンパスのみのため、主に課外活動、その他大東文化大学第一高等学校が正課授業・課外活動にも利用している。

キャンパス内には、「交流の杜」、「思索の杜」の緑地部分や中央棟・3 号館の屋上の芝生は、緑化することで熱を吸収し、ヒートアイランド対策を行い、大気を浄化し、CO2 排出抑制に寄与している。さらに、「交流の杜」、「思索の杜」にはベンチ等を点在させ、学生の交流・談話ス

ペースとして活用されている。その他3号館1階吹き抜け広場にもテーブルセットを設置し、授業の休み時間に利用されている。課外活動の拠点となる部室については、厚生棟に学生自治会をはじめ体育系・文化系クラブのすべてが集約されている。

また、新校舎建築にあたり、旧校舎取り壊わしの際に出た廃材を地中に埋設して、廃材の隙間を利用し貯留を行うことで、大学周辺一帯の雨水が溢れるのを防ぎ、近隣周辺への浸水被害縮小に配慮した。

キャンパス内の建物はすべて禁煙とし、喫煙場所は受動喫煙に配慮した場所を指定して、分煙活動が徹底した。さらに、外部委託清掃に加えて学生ボランティアの清掃によりキャンパス内は美化向上につながった。ゴミについては、分別を徹底して処分している。環境対策については、学生・教職員・生協で構成する大東エコキャンパス委員会でエコキャンパス事業の企画・推進を行っている。

大規模災害などの非常時に備え、飲料、固形食糧、簡易トイレ等を備蓄している。

【点検・評価…長所と問題点】

食堂については、昼休み時間に集中するため多少の混雑はあるが、学外食堂と併せれば十分である。また、近隣住民にも学内食堂を開放している。しかし、学内食堂のメニュー、あるいは購買部、書店、コンビニエンスストアで競合する品物の価格把握がなされていない。

また、建物内の学生談話スペースが不足している状況である。厚生棟に学生自由ホールが2室あるが、過去数年大東文化大学第一高等学校に通常教室として貸与している状況である。

大規模災害などの非常時用の備蓄として、飲料水1万本、布担架、トイレ用パーソナルテント、折り畳み便座、簡易トイレセット、非常用固形食3千食、サバイバルシート、アルミ折り畳みリヤカーを保管しており、災害時は学生のみならず近隣住民に対しても供給可能である。ただし、常時学内滞留者数を完全に把握できないため、必要な備蓄品の数量については不明確である。

【改善方策】

学内の食堂メニュー、購買、書店、コンビニエンスストアで競合する品物の価格について「価格一覧表」の提出を求め、価格を把握し、学生へのサービスを充実させるために、可能な限り業者間での価格を均一化するよう努める。

建物内の学生談話スペースの確保として、厚生棟にある学生自由ホールが使用できるよう大東文化大学第一高等学校と協議を行い、早期に本来の目的で使用できるよう手配する。

大規模災害等非常用の備蓄品数量について、明確な必要数が把握できていないため、曜日ごとの学内滞留者数の把握を行う。

【利用上の配慮】

- ・施設・設備面における障がい者への配慮の状況
- ・キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

【現状の説明】

板橋キャンパスの建物間の移動については、バリアフリー化が完了し、障がい学生の教室移動が可能となっている。また、各建物には障がい者用トイレを設置、1号館には人工肛門対応型トイレ（オストメイト）を備えた。さらに、板橋キャンパス各建物とスクールバス発着場の大東文化会館の各1階に手摺付き小便器を設置した。点字ブロックについては、3号館各階と1・2号館1階に設置している。

交通手段については、駐車スペースがないため自動車による通学・通勤を禁じている。大学側で通学に配慮している点として、東武東上線「東武練馬」駅から至近距離にある大東文化会館と板橋キャンパスとの間で無料のスクールバスを運行している。通常授業時においては、大東文化会館始発7時53分、板橋キャンパス最終20時40分と通学の利便をはかっている。スクールバスは4台で、そのうちの1台は障がい者対応のノンステップ機能を備えている。他の3台については手動によるステップで対応している。バス運行については外部委託している。また、キャンパス内には自転車置き場を設置し、自転車通学を許可している。特殊な通学手段として、キャンパスの隣接地にバイク置き場を設置し、バイク通学の必要性を確認のうえ、毎年限定50台を許可している。

【点検・評価…長所と問題点】

各建物のトイレについては、障がい者への対応は完備している。点字ブロックについては主たる教室棟である3号館の各階に設置している。しかし、点字ブロックは凹凸があるため、各教室への機材運搬に際し移動等で台車使用時に出る音の問題がある。階段手摺については、3号館のみ設置しているが、その他の建物は未設置である。スクールバスについては、授業以外に課外活動時間まで運行されていることから、学生にとって利便性は高いと思われる。

【改善方策】

点字ブロックについては、近い将来すべての建物全階に設置すべく検討中である。なお、台車使用時に出る音に関しては、設置場所をよく検討する必要がある。2009（平21）年度において、1・2号館手摺設置工事を実施する計画が確定している。バイク通学については、駐輪場の使用を限定し50名に許可しているが、都内で交通利便のよい環境において、その必要性を再検討する。

【組織・管理体制】

- ・施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況
- ・施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

【現状の説明】

施設・設備の維持管理は管理部で行っている。管理部には防火管理者、二級建築士、消防設備士、危険物取扱者、電気主任技術者、電気工事士、省エネルギー管理員等の資格を持った技術系課員のほか、外部委託業者による日常巡視点検及び定期保守点検を実施している。1号館、

2号館、3号館、中央棟・図書館においては、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に定められたビル管理技術者を選任し、空気環境測定（2ヵ月に1回）、水質検査（6ヵ月に1回）、受水槽清掃（年1回）、ねずみ等の点検・防除（6ヵ月に1回）等の点検を実施している。同法施行規則で7日以内ごとに1回と定められている残留塩素等の測定については、東京都の指導基準である毎日の測定を行い、水質の厳格な安全管理に努めている。

日常巡視点検では網羅できない設備機器の管理については、中央棟・図書館に設置しているBEMS（集中管理装置）及び防災監視盤により、運転状況の確認及び異常の有無確認を行っている。設備機器に異常または故障が発生した場合は、管理部の技術系課員及び外部委託業者による点検を実施し、修繕・応急措置を行っている。夜間の管理体制は外部委託の警備業者（24時間常駐）による巡視点検及び防災副受信盤の監視により行っており、事故・災害発生時には管理部へ緊急連絡し迅速に対処できるよう、日常的に施設設備に関する知識の共有化（教育・訓練）と緊急連絡網の配備を行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

施設・設備の維持管理は日常巡視点検、消防法・電気事業法等の各種法令に基づく定期点検、計画的な施設・設備の保全修理及び更新を行い、施設・設備の安全かつ衛生的な維持管理に努めており管理体制は確立している。

今後の課題として、既存1号館受水槽が容量過大のため、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に定められた水質基準の遊離残留塩素濃度の含有率を百万分の0.1（0.1mg/ℓ）以上の確保が困難な状況にある。夏季休校中における使用水量の低下に伴う塩素揮発は著しく、また経年による水槽の老朽化をふまえて、同設備の更新（改修）が必要である。

再開発・整備により省エネルギーキャンパスとして十分な機能を有しているが、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」「温室効果ガス排出削減」に対応すべく、ファシリティマネジメントの改善が必要である。また、2009（平21）年6月より施行された消防法第36条の防災管理業務を遵守するために、防災に関する知識の強化、組織の確立が必要である。

【改善方策】

1号館校舎の衛生環境改善（水質の安全性向上・安定化）のため、2008（平20）年度に受水槽の更新を行った。同工事では遊離残留塩素濃度の確保をするため、水槽容量のサイズダウンを行い回転の向上を図る。同様に2009（平21）年8月には、1号館高置水槽の更新を行い、1号館衛生設備の中核である水質環境の改善を図る。

2005（平17）年度より、冷房運転時期（夏季）・暖房運転時期（冬季）にクールビズ及びウォームビズの実施をしており、空調機の一括温度管理及び照明の間引きを励行している。また、学園関係者及び学生への周知・喚起として、省エネルギー対策協力のポスターを各建物に掲示している。これらの対策により開始当初より継続してエネルギー削減の効果が出ている。今後更なるエネルギー削減・CO₂排出削減を実現するためには、省エネルギー管理マニュアルの策定・省エネルギー対策委員会の設置等により、具体的かつ徹底したアプローチが必要である。現在も行っているエネルギー記録を継続して管理していくとともに、2009（平21）年度は施設設備の再確認（洗い出し）及び各施設設備の運営状況を把握し、省エネルギー管理マニユア

ルの作成を行う予定である。2010（平 22）年度は省エネルギー管理マニュアルの運用に向け、省エネルギー対策委員会の設置を行う予定である。

板橋校舎では管理課長を防火管理者として選任している。2009（平 21）年 6 月より施行された消防法第 36 条の防災管理者の選任に向け、2009（平 21）年度は防災管理者講習の受講を予定している。また、管理課員の防火・防災に関する教育の徹底及び自主管理の意識向上を図るため、管理課員数名の自衛消防隊講習の受講を予定している。防災管理者の選任、自衛消防隊の設置後、防災管理計画の作成を行い、学園全体の防災管理体制を整備する。

2. 東松山キャンパス

【施設・設備等の整備】

・大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

【現状の説明】

東松山キャンパスは、1967（昭 42）年に埼玉県東松山市岩殿に開設された。最寄り駅は東武東上線「高坂」駅である。周囲は埼玉県立自然公園で、その一角に位置している。同キャンパスは国際関係学部及びスポーツ・健康科学部の全学年、その他の学部の1・2年生、大学院アジア地域研究科及びスポーツ・健康科学研究科の大学院の学生で構成されている。板橋キャンパスと同様、大学院専用教室、一部の特殊教室を除き基本的には全学部共有で使用されている。

本キャンパスは、敷地の中央を県道 212 号線が貫いていて南北に分かれており、敷地面積は 249,466.36 m²（北側敷地 175,650.36 m²、南側敷地 73,816.00 m²）、建物面積は 83,222.66 m²（北側敷地 65,716.2 m²、南側敷地 17,270.3 m²）である。1983（昭 58）年から東松山キャンパス開発事業を開始し 1988（昭 63）年に完成、2005（平 17）年に 9 号館を建て替え、2008（平 20）年に総合グラウンド整備を終えて現在に至っている。

南側敷地にある建物は、9 号館を除き、いずれも建て替えが必要な時期を迎えており、現在進行中の東松山キャンパス整備事業の重点課題として、順次建て替えを行う計画である。

本キャンパスの講義室総面積は 118 室 13,460.9 m²、演習室総面積 24 室 1,040.7 m²、自習室総面積 8 室 310.33 m²、実習室総面積 59 室 5,010.5 m²（自習室 1 室 49.23 m²含）、総合計面積 19,773.2 m²である。2009（平 21）年 5 月 1 日付学生数（学部・大学院）7,523 名から割り出した学生一人当たりの利用面積は 2.63 m²となり、2001（平 13）年度相互評価結果で指摘された学生一人当たりの講義室等利用面積（2.33 m²）は是正されている。しかし、学生自習室の改善はまだ十分ではなく東松山キャンパス整備事業において引き続き改善を図っていく予定である。また、2008（平 20）年度の 1 週間当たりの教室使用率（平均）については、講義室 56%、演習室は 27%、実習室は 42%となっており教室の平均的な使用率では授業実施に支障はない。

教室等の空調の調節機能に一部問題が生じており、省エネルギー対策を推進すると同時に快適な学習環境を確保する必要がある。教室等の空調については、2009（平 21）年度、空調機器（エアハンドリングユニット）改修工事（4 年計画の 3 年目）、冷熱源機器入替工事（2 年計画の 2 年目）を実施するとともに、照明についても点灯方式の改善等を実施し、今後も、予定した改修工事を継続して、省エネルギー化の推進とともに学習環境の整備を図っていく。

また、学生・教職員に省エネルギーへの意識を高めるために、2003（平 15）年度から、冷房運転時期（夏季）・暖房運転時期（冬季）に、クールビズ及びウォームビズを実施している。

【点検・評価…長所と問題点】

東松山校舎の教育研究施設は、現在開講しているカリキュラムの運営に必要な面積を備えているものの、設置されている教育機器等の整備に遅れがある。また、建築後 40 余年を経過し、老朽化および耐震への対応のため、建て替えの必要な施設が出てきている。学生自習室の確保

が十分でなく、学生の学習環境の整備を推進する必要がある。さらに、キャンパス内の動線が効率良く配置できておらず、教室や研究室と厚生施設（食堂・店舗等）の配置を再検討し、学生がキャンパスライフを送るのに十分な環境を確保する必要がある。

【改善方策】

南側敷地の教育研究施設の改善は、北側敷地の交流施設、宿泊施設、学生サークル用部室等の改善と合わせて、現在進行中の東松山キャンパス整備事業によって達成される見込みである。本事業は、創立から86年を過ぎた本学が、2023（平35）年の百周年を見据えて、単に老朽化した建物を建て替えるというだけではなく、大学間の熾烈な競争を勝ち抜き、さらなる発展の礎とするために、どのように東松山キャンパスを再構想＝再開発するのか、という視点に立って行われるもので、下記のことを主たる柱としている。

- ①自然条件を活かし空間と建物が調和したエコキャンパスの創造
- ②新たな動線の創出と、教室・研究室・厚生施設（食堂・店舗等）の機能的な配置
- ③憩いあるパブリックスペース（食堂・ラウンジ・店舗等を含む）の創出
- ④学生と教員の交流を推進するための建物（多目的交流施設）の建設
- ⑤柔軟な利用が可能で、情報化に対応した教室・研究室環境の整備

以上の視点に立脚して、学生の学習環境をはじめとするキャンパス全体の施設の再整備を行う。

また、北側建物については、2009（平21）年度は屋上防水改修工事（5年計画の2年目）、空調機器（エアハンドリングユニット）改修工事（4年計画の3年目）、冷熱源機器入替工事（2年計画の2年目）、第2研究棟個別空調機器改修工事（3年計画の2年目）等を予定どおりに実施し、計画した期間内に改修を完了するように継続していく。

・教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

【現状の説明】

授業等で使用する全ての建物を光ケーブルで接続し、学内サーバーおよびインターネットを利用するための学内ネットワーク再構築が2005（平17）年に完了した。この再構築で、無線LANも増設し、持ち込みパソコンの利用も可能となった。また、パソコン教室を18教室・CALL教室を7教室保有し、情報処理教育や語学教育以外の授業においてもパソコンを活用した教育に取り組んでいる。

2006（平18）年度より遠隔授業用機器の導入を進め、両キャンパスそれぞれ2教室が遠隔授業で使用されている。少しずつではあるが、授業数も年々増加している。

【点検・評価…長所と問題点】

パソコン等の情報機器の利用は増加傾向にあり機器の進歩も早いことから、4年周期でリプレースを実施している。パソコン台数もリプレースのたびに増設し、10年前に比べると2倍以上の台数を設置している。（2009〈平21〉年度現在900台）

学生は、レポート作成など授業以外でも情報機器に触れる機会も多く、授業で使用していないパソコン教室はすべて自由に利用することを可能としているが、時間帯によってはパソコン確保に苦慮している。

学内ネットワークの通信環境は、建物間を1Gbpsの通信速度とし、大容量通信を可能とし安定稼働している。しかし、都内に位置する板橋キャンパスとの通信が20Mbpsと遅く、より安定した運用を実現するためには増強が必要となる。また、導入から5年となる機器も多く設置されていることから、学内ネットワークの整備を引き続き進め、通信速度の増強や機器の入れ替えに対応していく。

【改善方策】

No	具体的な改善策	計画・進行スケジュール
1	現在のLL教室は、1998（平10）年度に導入された機材が設置され、ハードソフトとも古くなっており、新しくCALL教室に変更する。	2009（平21）年度実施予定
2	パソコン教室への対応として、2007（平19）年度にリプレイスしたパソコン教室機器が2010（平22）年度でリース満了となるため、リプレイスを実施する。	2009（平21）年度より更新計画を立案し、2010（平22）年度後期に着手する。
3	学内ネットワーク機器への対応として、2010（平22）年度より順次入れ替えを実施する。	2009（平21）年度に方針を決定し、2010（平22）年度から着手する。

【キャンパス・アメニティ等】

- ・キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況
- ・「学生のための生活の場」の整備状況
- ・大学周辺の「環境」への配慮の状況

【現状の説明】

福利厚生施設として、食堂5店、文具・日用品を取り扱う購買部1店、書店1店、その他学外者も利用する郵便局がある。特に食堂については、当然のことながら昼休み時間に学生が集中するため、相当の混雑が生じており、学生が効率的に食堂を利用できていない状況にある。体育施設については、屋内施設として総合体育館・屋内プール・9号館体育館、屋外施設として総合グラウンド・野球場・ラグビー場・テニスコート（5面）（いずれも人工芝）を設置し、正課体育授業および課外活動に利用している。また、60周年記念講堂（490席）と呼ぶ小ホールがあり、各種学内学会、教育学科コンサート、各種スピーチコンテスト、オープンキャンパス、文化系クラブ・サークルの発表の場として利用されている。

キャンパス内の建物はすべて禁煙とし、喫煙場所は受動喫煙に配慮した場所を指定している。分煙活動の徹底に努めている。また、外部委託清掃に加えて学生ボランティアによる清掃も定

期的に実施している。ゴミについては分別を徹底している。環境対策については、学生・教職員・生協で構成する大東エコキャンパス委員会でエコキャンパス事業の企画・推進を行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

食堂に相当数の学生が集中する状況を改善するため、委託外部業者と協力し、食堂以外の場所における弁当販売を実施しているが、食事のためのスペースの確保は十分とは言えない。

学生がコミュニケーションを図るための運動広場や、学部ごとの談話室などのパブリックスペースがないことが問題点として挙げられる。

【改善方策】

東松山キャンパスは、おもに1・2年次の学生の学ぶ場所であり、彼らの生き生きとしたキャンパスライフを演出するために、アメニティの充実を図っていく必要がある。東松山キャンパス整備事業では、学生を対象に実施したアンケート調査の結果を踏まえつつ、さまざまなアメニティ空間と機能を充実させていく。とりわけ、学生が授業以外の時間を快適に過ごすことができるような多様なパブリックスペース、ゆとりと賑わいのある食堂施設、課外活動を奨励するための施設、利便性に配慮した活気ある動線を創出する。

【利用上の配慮】

- ・施設・設備面における障がい者への配慮の状況
- ・キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況

【現状の説明】

東松山キャンパス北側敷地の建物間の移動については、雨天時でも傘を必要としない。また、北側敷地はバリアフリー化がほぼ完了し、障がい学生の教室移動は可能となっている。また、北側敷地各建物および南側1号館・9号館には障がい者用トイレが設置されている。

交通手段については、東武東上線「高坂」駅（高坂便）とJR高崎線「鴻巣」駅（鴻巣便）から東松山キャンパスとの間で無料のスクールバスを運行している。通常授業時においては、高坂便は高坂駅始発8時00分、東松山キャンパス最終20時40分、鴻巣便は鴻巣駅始発8時05分、東松山キャンパス最終19時30分と通学の利便をはかっている。高坂便のスクールバスは12台で、そのうちの3台は障がい者対応のスロープ機能を備えている。鴻巣便は4台である。バス運行については外部業者に委託している。また、キャンパス内には自転車置き場を設置し、自転車通学を許可している。

【点検・評価…長所と問題点】

北側敷地の各建物のトイレについては、障がい者への対応はほぼ完備している。階段手摺については、総合体育館のみ設置しているが、その他の建物について年次計画により設置していく。スクールバスについては、授業以外に課外活動時間まで運行していることから、学生にと

って利便性は高いと判断している。

【改善方策】

南側敷地のバリアフリー化については、今後、東松山キャンパス整備事業の中で実行していく。

【組織・管理体制】

- ・施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況
- ・施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

【現状の説明】

施設・設備の維持管理は東松山管理課で行っている。東松山管理課には、東松山管理課長が東松山キャンパス全体の防火管理者として選任されているほか、一級建築士、電気主任技術者、整備管理者等の資格を持った技術系課員のほか、外部委託業者による日常巡視点検及び定期保守点検を実施している。日常巡視点検では網羅できない設備機器の管理については、記念講堂中央監視装置及び防災監視盤により、運転状況の確認及び異常の有無確認を毎日行っている。設備機器に異常または故障が発生した場合は、東松山管理課の技術系課員及び外部委託業者による点検を実施し、修繕・応急措置を行っている。夜間の管理体制は外部委託の警備業者、設備管理業者（いずれも 24 時間常駐）による巡視点検及び防災副受信盤の監視により対応しており、事故・災害発生時には東松山管理課へ緊急連絡し迅速に対処できるよう、日常的に施設設備に関する知識の共有化（教育・訓練）と緊急連絡網の配備を行っている。

また、学園関係者及び学生への周知・喚起として、省エネルギー対策協力のポスターを各建物に掲示している。これらの対策によって開始当初から継続してエネルギー削減の効果が出ている。

【点検・評価…長所と問題点】

施設・設備の維持管理は日常巡視点検、消防法・電気事業法等の各種法令に基づく定期点検、計画的な施設・設備の保全修理及び更新を行い、施設・設備の安全かつ衛生的な維持管理に努めている。

東松山キャンパスにおいては、空気環境測定（2 ヶ月に 1 回）、水質検査（6 ヶ月に 1 回）、受水槽清掃（年 1 回）等の点検を実施している。残留塩素等の測定については、毎日の測定を行い、水質の厳格な安全管理に努めている。

2009（平 21）年 6 月より施行された消防法第 36 条の防災管理業務を遵守するために、防災に関する知識の強化、組織の確立が必要である。

【改善方策】

2009（平 21）年 6 月より施行された消防法第 36 条の防災管理者の選任に向け、2009（平 21）年度は防災管理者講習を受講する。また、東松山管理課員の防火・防災に関する教育の徹

底及び自主管理の意識向上を図るため、東松山管理課員数名に自衛消防隊講習を受講させる。また、防災管理者を選任し自衛消防隊を設置した後、防災管理計画を作成し、東松山キャンパス全体の防災管理体制を整備する。

現在も行っているエネルギー記録を継続して管理していくとともに、2009（平 21）年度は施設設備の再確認（洗い出し）及び各施設設備の運営状況把握し、省エネルギー管理マニュアルの作成を行う予定である。2010（平 22）年度は省エネルギー管理マニュアルに則り、その運用に向け、省エネルギー対策委員会の設置を行う。

3. その他の施設・設備等

【施設・設備等の整備】

・大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

【現状の説明】

キャンパス以外の施設として、板橋区内には徳丸研究棟、大東文化会館、インターナショナル・ハウスがある。

徳丸研究棟は1999（平11）年にアジアを中心とする人文・社会・自然の科学的調査研究を行う研究棟として東洋研究所、大東文化歴史資料館事務室を設置しており、さらに、共同研究室、研究室6室、書庫・倉庫7室がある。敷地面積は455.40㎡、建物面積は792.37㎡である。

大東文化会館は2006（平18）年に開設され、地域連携活動や在籍する学生・保護者で組織する青桐会等学内外に活動を広げるための施設として、学生・保護者、地域住民の活動の場になっている。敷地面積は1,318.99㎡、建物面積は2,545.94㎡である。地域連携センター、青桐会事務室が設置されており、ホール、研修室6室、学生ラウンジがある。

インターナショナル・ハウスは1999（平11）年に国際交流に基づき海外からの外国人研究者及び研修生等の宿舎として利用されている。敷地面積は153.00㎡、建物面積は262.20㎡である。宿泊室12室。

菅平セミナーハウスは1994（平6）年に長野県上田市菅平高原に開設された。敷地面積は10,151.00㎡、建物面積は1,149.04㎡、宿泊室10室、収容人数40名である。主に学生のゼミ合宿、クラブ活動、教職員の福利厚生施設として利用されている。

陸上競技部合宿所は1997（平9）年に陸上競技部の合宿所として、東武東上線高坂駅に近い埼玉県東松山市西本宿に開設された。敷地面積は739.00㎡、建物面積は568.51㎡、宿泊室20室、収容人数40名である。

ラグビー部合宿所は1999（平11）年にラグビー部の合宿所として、東松山キャンパスに近い埼玉県東松山市岩殿に開設された。敷地面積は853.46㎡、建物面積は1,044.57㎡、宿泊室30室、収容人員60名である。

ビアトリクス・ポター資料館は2006（平18）年に本学が所有しているイギリスの作家ビアトリクス・ポターの作品や関連する資料を展示するため、東松山キャンパスに隣接する埼玉県こども動物自然公園内に設置された。建物面積は292.38㎡である。

緑山キャンパスは2008（平20）年4月1日、東松山市から旧東松山市立緑山小学校の校地・校舎を購入し、開設した。敷地面積は29,594㎡、建物面積は4,294.7㎡である。現在は、学生の課外活動のみに使用している。

2005（平17）年に中国に設置された北京事務所は、北京市のビル内にあり80㎡弱の広さを擁している。中国における情報発信および学術文化交流の活動拠点となっている。

【点検・評価…長所と問題点】

徳丸研究棟は板橋キャンパスとは少し離れているが、閑静な環境のなかで研究・調査等を行う施設として評価できる。大東文化会館は2007（平19）年、2009（平21）年に東京消防庁より、火災予防条例により優良防火対象物に認定されている。インターナショナル・ハウスは板橋キャンパスに近いので、外国人研究者及び研修生等の宿舎として、大学内の施設を容易に利用することが可能であり、研究目的を実現するには適した施設である。

菅平セミナーハウスは建築後14年経過し寒冷地にあるが、現在大きな問題はない。しかし今後は施設維持のために防水、外壁、設備等の改修が必要になるものと予測している。

陸上競技部合宿所は建築後11年経過し浴室周りが損傷したため、2007（平19）年に濾過装置、2008（平20）年に浴槽の改修を行った。

ラグビー部合宿所は建築後9年経過し、こちらも浴室周りが損傷したため、2007（平19）年に濾過装置の改修を、その後2009（平21）年に部分的内装改修工事およびエアコンの交換を実施した。

ビアトリクス・ポター資料館は建築後3年経過したが、現在のところ大きな問題はない。

緑山キャンパスは建築後17年経過しており、施設・設備の改修時期が近づいてきている。今後の利用などを勘案して整備計画を策定したい。

【改善方策】

菅平セミナーハウスについては、外壁塗装、サッシ周りのシーリング、設備周りのリニューアル等を年次計画を策定し進めていく。また2010（平22）年に宿泊室トイレのウォシュレット化、2011（平23）年には宿泊室のテレビを地上デジタル放送対応にする。

陸上競技部合宿所並びにラグビー部合宿所については、2012（平24）年度までに内外装、設備等のリニューアル計画を策定し計画的に改修を進めていく。

第2節 学部における施設・設備等

1. 文学部

【施設・設備等の整備】

- ・大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性
- ・教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

【現状の説明】

一般教室や情報教室は、他学部との共同利用である。パソコン、音響および投影設備等を活用する授業については、不足のないように時間割編成時に調整している。

教員の研究室には、大学の図書を配架し、研究書の利用の仕方を演習等で実演教授している。

各学科には、資料室と研究スペースを設置している。資料室にはアルバイト職員を配置し、学科所属の学生および教員が、大学の図書・雑誌などを利用することができる。研究スペースには学内 LAN に接続されたパソコンを配置し、学科生の自主的な勉学やゼミ会議などに供している。

実技・実習を重視する幼稚園・小学校教員養成科目及び書道科目用には、両校舎に音楽教室、ピアノ練習ブース、美術工芸室、多目的実習室、書道教室、書道ギャラリーを設け、授業および自主的な練習、発表に供している。体育、理科および家庭科については東松山校舎にて他学部と施設を共用している。東松山校舎には硯や下敷を完備する書道教室に隣接して書道研究所分室が確保されており、辞書や図書、用具などの必要最低限の備品が設置されている。

【点検・評価…長所と問題点】

研究室・学科資料室とも、専門分野の資料を学科図書と分置図書（図書館所蔵資料）によって整備し、教員と学生が身近に利用できる環境を築き上げてきた。しかし、各研究室の分置図書が一律に上限 300 冊と制限された結果、新たな図書を分置できない研究室が出てきている。また、学科資料室もスペース上の制限があり、年々増加する図書等の配架についても検討する必要に迫られている。

実習室では、理科（生物）の教室を共用している家庭科について、調理実習が行える専用教室が必要である。現在の書道教室は書作実習には手狭であり、特にプレゼミ的授業展開を必要とする 2 年次に大作作品制作の模擬体験は不可能である。

【改善方策】

各研究室、資料室の各資料の重要性を考慮した優先順位を設定して配架する。加えて、教育研究を図書資料に依存することの多い文学部として、全学の図書収集、利用および保存のあり方について提案する。

現在進められている東松山キャンパス整備計画に、家庭科専用教室および書道教室の拡張について提案する。

2. 経済学部

【施設・設備等の整備】

- ・大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性
- ・教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

【現状の説明】

講義室は他学部と共同で利用している。講義室にはマイク、スクリーン、OHC、AV 機器など一通りの付帯設備が備わっている。パソコンは情報教室、図書館などを除き、通常の講義室には設置されていない。パソコンを持ち込めば画面表示やインターネットへの接続は可能である。演習用の少人数教育を行う教室が少ない。東松山キャンパスでは、情報教室が少人数用なので、そこを使うか、あるいは教員の研究室を使うしかない。研究室は演習を行うには部屋が狭く、机やイスも通常では学生の数だけあるわけではない。他学部と共用の情報教室には、パソコンが1人1台使える環境になっており、インターネット等が利用可能である。また、学内LANにより学生と教員のファイルを共有することや、レポートをファイルで提出させることなどが可能である。

情報教室は学園情報センターが全学一括管理しており、各教室には十分な設備が備えられている。また、学部専用のパソコンルームが板橋キャンパス2号館5階にある。ノートパソコン一式が約20台設置されており、学生が自由に使うことができる。インターネットは利用可能だが、学内LANとは接続されていない。管理は、学部の研究室・情報化委員会が行っている。

板橋キャンパスでは、研究室や学部資料室、学科事務室などが2号館5階にまとまっている。3・4年次の学生はここを拠点にできるが、学生用の共同研究室（自習室、談話室）はない。1・2年次の学生がいる東松山キャンパスでは、学部独自の談話室や事務窓口などは存在しない。

【点検・評価…長所と問題点】

板橋キャンパスでは、演習科目を実施する少人数教室が少ない。東松山キャンパスでは、講義室自体が老朽化しており、付帯設備も旧式のものが多い。東松山キャンパスで開講されている授業で学生が質問しに来た場合、板橋キャンパスに研究室をもつ教員は他学部と共通の教員控室で応じることになり、落ち着いて指導ができない。他学部と共用の情報教室では学部独自のソフトをインストールすることはできない。学部専用のパソコンルームにあるパソコンは古いか、新しくても専従の管理者がいないのでメンテナンスや管理が十分にできていない。

学部としてまとまりのあるスペースを学生に提供することは、学生同士のコミュニケーションを活発化させ、学業を修得するうえで大きな刺激になる。そのためには学部生が議論するオープンスペースや学部独自の専用窓口（東松山キャンパス）が必要である。

【改善方策】

板橋キャンパスでは、少人数教室を増設するか、研究室を広くすることを学部の研究室・情報化委員会を通して大学および法人へ要望していく。東松山キャンパスでは、キャンパス再整備に合わせて設備機器を一新すること、学部所属教員用の教員控室や学生同士がコミュニケーションを図るためのオープンスペースを確保することを同様に学部長および学園キャンパス整備事業推進委員会を通して法人理事会へ要望し、その実現を目指す。他学部と共用の情報教室であっても、特定の何教室かを経済学部用とし、経済学部の教育に必要なソフトをインストールしておけないか、学園総合情報センターと交渉し、その実現を図りたい。

板橋キャンパス 2号館 5階の経済学部専用のパソコンルームについては、その管理を学園総合情報センターに委託できないか検討したうえで、学部の研究室・情報化委員会を通して交渉を行う。

3. 外国語学部

【施設・設備等の整備】

- ・大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性
- ・教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

【現状の説明】

1. 教室はとくに学部別に指定されておらず、全学に向けて用意されている施設を用いている。本学部は現在1・2年次生が東松山校舎、3・4年次生が板橋校舎にそれぞれ在籍しているが、板橋校舎においては火曜日から金曜日の2・3・4時限目に授業が集中して教室の配当に困難が生ずる場合があるが、両校舎ともカリキュラムの運営に支障をきたすことはない。

本学部3学科には教員、学生のためにそれぞれ共同研究室、学科資料室が各1室配置されており、有効に使用されている。共同研究室にはインターネットに接続したパソコンが配置され、学生の研究の用に供されている。学科資料室には参考書・辞典・教員推薦書等が配置され、学生、教員の授業の準備に対応している。教員の研究室は教員1名につき1室が確保されており、各室にはインターネットに接続したパソコンが配置されている。

2. 教育の用に供する情報処理機器は全学的に対応している。授業でパソコン、プロジェクター等を必要とする場合は、前年度の開講準備時期にあらかじめその設備を備えた教室を申請し、使用するという方法がとられており、現在、授業の運営に支障は生じていない。

語学教育では音声、映像ソフトを必要とするが、DVD、CD、語学教育ソフトは学部附設の語学教育研究所に配置され、学生、教員は自由に利用できるようになっている。また、全学的にはLL自習室、図書館にも音声、映像ソフトが配置されており、それぞれの場所で利用することができる。

【点検・評価…長所と問題点】

研究室は各教員に1室が確保されており、インターネットに接続されたパソコンが配置されており、基本的な研究条件は整備されているといえる。学生用の共同研究室も狭いながら各学科1室配置され、資料室も各学科1室配置されており、授業の準備は十分できるようになっており、基本的な設備はなされていると判断される。一方、ソフトの整備面では不十分なところがある。

中国語、英語、日本語の教材を学生が各自のレベルに応じて自由に利用できる学習資源として位置づけ、効率的に活用できるシステムを整備する必要がある。

【改善方策】

1. ソフトについては1・2年次生の在籍する東松山校舎では、LL自習室、図書館の所蔵ソフトを全学的に利用する体制をとっているため、ソフトの充実を大学当局に働きかけていく。3・4年次生の在籍する板橋校舎では学部附設の語学教育研究所を中心に整備する。

2. 語学教育研究所、学部内3学科が所有するソフトについて、個々のソフトについてレベルを示して、学生が利用しやすい使用マニュアルを作成する。

4. 法学部

【施設・設備等の整備】

- ・大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性
- ・教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

【現状の説明】

教室については、基本的に、授業形態と規模によって、柔軟に対応している。例えば300人を超える授業には、板橋校舎最大の教室（収容能力360人）を割り当てている。講義科目については、パワー・ポイントや映像媒体の使用頻度も高まる傾向にあるので、年度開始前に教員にアンケートをとり、可能な限り希望に沿った教室を割り当てている。

両学科には、学生用の研究スペース（約51㎡、机7個、椅子21脚）を設け、学生の自主研究のために教室を配備している。

各学科事務室には、共用の辞書・雑誌・新聞・基本図書等の資料を備えた書架（資料室）がある。また、共用のパソコン、コピー機も備わっている。

専任教員は、それぞれ個室の研究室（約25㎡）が割り当てられている。教員用の情報機器も個別に備えられている。

【点検・評価…長所と問題点】

施設・設備の研究環境にはとくに問題点はない。情報機器の更新は予算の範囲内で行われている。

空調設備が集中管理方式であり、実際の気候に適応していないために、教室内の温度管理が適切に行えず、教育研究環境に支障をきたしている。

【改善方策】

空調設備は教室の大小、教室内の学生数、一日の気温変化等により頻繁に調節する必要がある、教室ごとの調整機能を備えた設備を導入するよう、学園側に働きかけていく。教員の研究室についても同様である。

5. 国際関係学部

【施設・設備等の整備】

- ・大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性
- ・教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

【現状の説明】

国際関係学部は東松山キャンパスに設置されており、使用する施設・設備等はすべて東松山にある。教室は主として6号館、7号館、8号館に集中している。主に大教室は6号館、中・小教室は7、8号館である。国際関係学部では少人数授業を特徴としており、語学の授業も多いことから、特に小教室の使用頻度が高い。キャンパスが都心から離れているため、教員・学生ともに授業時限では2時限～4時限の希望が多く、この時限の教室が不足しがちである。そこで国際関係学部では必修科目を1時限または5時限に配置し、あるいはすべての専任教員は1時限または5時限の一つ以上の担当科目を置くことにしている。このような時間割の工夫により、教室の絶対的な不足はない。映像・情報機器は必要最小限そろっている状況である。パソコン教室も学部独自のものはなく、他学部と共用であるが、数に不足はない。

【点検・評価…長所と問題点】

情報機器は現状では満足できても、短期間で旧式化してゆくので、常に更新が必要である。現在出欠管理に使用している機器がポータブルのため、大教室では非常に時間がかかる。また数も限られている。

空調設備にやや不満がある。集中管理方式で、教室ごとに調節できないため、受講学生から温度管理について常に苦情がある。

【改善方策】

2009（平 21）年度から出欠管理の端末機器は更新されたが、教員がパソコンを通じて学生の出欠確認・修正ができるシステムとして2009（平 21）年度中に改善する。

空調は教室の大小、教室内の学生数、一日の気温変化等により頻繁に調節する必要があり、教室ごとの調節機能を備えた設備を導入するよう担当部署と実現に向けた交渉を行う。

6. 経営学部

【施設・設備等の整備】

- ・大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性
- ・教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

【現状の説明】

主に1・2年次生が受講する講義は、東松山校舎において基礎教育科目や語学中心に開講され、教育環境としても全学的に共通の施設・設備を利用している。3・4年次からは専門教育科目を中心とした授業が板橋校舎において行われ、講義科目に関しては全学共通の施設・設備を利用するが、ゼミや一部の授業では学部占有の演習室2室が設けられている。どちらの教室にも学内LANの情報コンセントと電源コンセントが複数あり、持ち込んだパソコンのネットワーク接続が可能である。

これらの演習室は学部専門教育教員の研究室と同じフロアにあり、学生が教員に質問しやすい環境にある。また、両学科事務室も同フロアにあり、必要に応じてコピーや印刷が行える。プロジェクタ、スクリーン、および学生向け貸し出し用パソコンも学科事務室に複数台あり、ゼミにおけるプレゼンテーションに活用されている。東松山、板橋両校舎における各教員の研究室にはレンタルパソコンが各1台設置され、学内LANを介してインターネットに接続されている。

【点検・評価…長所と問題点】

板橋校舎においては、演習室、教員研究室、および学科事務室が同じフロアにあり、情報機器やコピー機などが利用しやすい環境にあることは教育上の利点である。

問題点としては、演習室が2室しかないため分割利用が難しく、複数のゼミや授業が同一時間に重なった場合に対応ができないこと、また貸し出し情報機器の故障や不具合への対応が難しいことなどがあげられる。教員研究室のレンタルパソコンは現在学部学科で予算措置されているが、レンタル期間終了後は、この予算が組めない。

【改善方策】

少人数のゼミは、各教員の研究室で行うことを推奨し、大人数の複数ゼミが同一時間に重ならないように時間割編成時点に対応する。貸し出しパソコンに関しては、学園総合情報センターが行っている貸し出しパソコンも有効に活用するよう、各教員からゼミ生に対しアナウンスを行う。リース切れ時点での教員研究室パソコンは各教員の研究費による買い取りとなるが、その際、機種選定や発注における教員の事務処理の負担をできるだけ軽減するために、事前準備を遺漏なく行う。

7. 環境創造学部

【施設・設備等の整備】

- ・大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性
- ・教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

【現状の説明】

講義室は原則として他学部と共用であるが、一部に少人数授業用専用教室・専用設備を備えている。

「先端的な情報教育」という本学部の目標を実現するために、東松山校舎に情報教育のための専用教室（412・413 教室）をあらたに整備し、両教室を管理運営するための準備室（415 号室）も設置した。板橋校舎については、ワーキングルーム 1. ワーキングルーム 2. 研究スペースが備えられている。

本学部は学習用携帯パソコンの携帯を学生に推奨しており、無線 LAN システムを上記教室のほか各所に配置し、学生が学習用パソコンを活用できる設備の整備を行っている。2006（平 18）年度以降、学生のパソコン活用を推進するため、学部独自の学習用・連絡用サーバーも設置し、情報関連科目などで広く活用できる態勢を整えている。また、2008（平 20）年度は、低コストで操作の簡易な遠隔授業システムも導入し、両校舎の専用教室を使って、ゼミや少人数の授業でも遠隔授業が可能な態勢を整えつつある。

【点検・評価…長所と問題点】

専用教室は十分な状態にないが、専用教室と情報機器の整備により、マルチメディアやネットワークを活用したプレゼンテーションや自習を可能とする教育を進めている。「入門ゼミ発表会」「卒業研究発表会」ではその成果が強く表れている。教室の利用方法・機材やソフトの管理運用が、一部専任教員に依存する体制となっており、その負担を軽減する体制づくりが急務となっている。学習用パソコンの活用を進める施設設備の拡充と教育体制の強化が求められている。

【改善方策】

1. 両校舎について、専用教室等の増室を希望すると同時に資料・機材の保管スペースを確保する。
2. 教室・機材・ソフト等の管理と活用について、容易かつ確実な方法を見だし、これを実施する。
3. 学生が購入する学習用パソコンの価格や機能について一層の検討を進め、併せて利用を促進する教育プログラムの開発を進める。

8. スポーツ・健康科学部

【施設・設備等の整備】

- ・大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性
- ・教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

【現状の説明】

講義系・演習系の授業は AV 環境の整った普通教室 6 部屋（最大 120 名規模）、ゼミ室 4 部屋が配備されている 9 号館（有効総利用面積約 3,500 m²）4F（約 1,400 m²）を中心に行われている。

<スポーツ科学科>

スポーツ科学科の実験・実習等の授業は、1F の実験室（3 部屋）等を中心に行われ、各実験室等には生理学、動作分析など、多面的なスポーツ科学研究を實踐できる機器設備が備わっている。実技系授業は、総合体育館および 9 号館アリーナ、総合グラウンドやラグビー場、野球場などを活用している。

<健康科学科>

健康科学科用の視聴覚機器を装備した実習室、共同利用機器室は 9 号館 2・3F にあり、臨床検査技師、食品衛生管理者・監視員、作業環境測定士の養成に必要な医療機器、精密分析装置、生命科学分野専用機器が備わっている。

【点検・評価…長所と問題点】

両学科の授業のうち、講義系の科目については主に本学部が利用する 9 号館の普通教室では不足しており、約 300m 離れた別の教室棟を頻繁に利用している。このことに併せて 2009（平 21）年度より、序々に学生数が増加していくことへの対応と、施設・設備の経年劣化が課題である。

教育研究用の施設・設備が一極集中している屋内環境と屋外の運動施設は充実しているが、今後は機器等の経年劣化が予想される。また、学生の自習室が不足している。

【改善方策】

本学部生が 4 年間学ぶ東松山キャンパスの再開発計画内に、9 号館周辺の普通教室設置や情報機器の整備などの教育研究施設充実に向けて関係部署に現状説明と理解を求める。

<スポーツ科学科>

9 号館内施設設備の見直しと東松山キャンパス再開発計画における教育研究施設拡充によって、過密化を解消する。

<健康科学科>

機器の保守管理を計画的に行う。また、学生の自習室用に空き教室の利用を推進する。

第3節 大学院研究科における施設・設備等

1. 文学研究科

【施設・設備等の整備】

- ・大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性
- ・教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

【現状の説明】

文学研究科が授業を行う板橋キャンパスには、大学院専用の講義室兼教室が6室ある。文学研究科の5専攻の学生の使用に供する院生研究室が各専攻に1室、計5室ある。その広さは同じではなく、各専攻の定員と在籍数を勘案して決定される。院生研究室には定員と在籍数を勘案して得られた数値を基に配分されたパソコンが設置されており、それとの関連でプリンターも設置されている。また、2003（平15）年度には同年に開設された書道学専攻の実習のために文化財保存修復室が作られた。

【点検・評価…長所と問題点】

文学研究科にかかわる施設・設備はおおむね整備されている。

しかし、大学院生たちから要望の強い図書が大学院研究室に常備されていないという不満があることは大きな問題である。

また、文学研究科授業科目担当教員と大学院生の直接対話の機会が少ないとの指摘が主に教員の側から出ている。教員の研究室が2号館で、大学院生研究室は1号館ということが主な原因である。現状は論文作成指導を初めとする大学院教育のマイナス要因である。

【改善方策】

1. 大学院生の研究に必要な図書は大学院研究室に常備する。
2. 大学院教育を一層充実させるために、大学院生研究室を2号館の空き部屋、でき得れば指導教員と同じフロアの空き部屋に移す。

2. 経済学研究科

【施設・設備等の整備】

- ・大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性
- ・教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

【現状の説明】

授業の多くは大学院の教室や教員の研究室で行われており、また、学部の共同研究室なども複数あるので、教育用の教室および研究室は十分である。また、大学院生研究室には、学生専用の机が与えられており、パソコン・プロジェクターなどの情報処理機器も備え付けられている。ほかに大学共用の学園総合情報センター管理のパソコンルーム、経済学部管理のパソコンルームも利用可能である。

【点検・評価…長所と問題点】

現在のところは、大学院生数が多くないため、施設面での問題はない。

【改善方策】

特にない。

3. 法学研究科

【施設・設備等の整備】

- ・大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性
- ・教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

【現状の説明】

講義・演習室、院生研究室については、基本的に必要な条件は満たされている。院生研究室については、2008（平 20）年度の大学院改革検討委員会において、大学院全体で院生研究室スペースを全ての研究科の院生の在籍数に応じて配分するための基準を作成し、2009（平 21）年度から実施した。これにより、これまで年度によっては生じていた院生研究生スペースの過不足問題は解消された。

院生研究室に備えられている、法学研究科所属院生専用のパソコンは、8 台であり、院生の人数分はないが、多くの院生は個人でパソコンを所有しているため、現状ではとくに困難をもたらしてはいない。院生研究室のパソコンはすべてプリンターに接続されている。また、大学院生専用のコピー機が 2 台設置されており、各院生には 1,000 枚まで使用できるコピー・カードを毎年度支給している。

【点検・評価…長所と問題点】

現状では、施設・設備面での特段の問題はない。

【改善方策】

特段の必要はない。

4. 外国語学研究科

【施設・設備等の整備】

- ・大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性
- ・教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

【現状の説明】

ふつう多くの授業が行われる教員個人研究室では、パソコンと周辺機器が配備されている。また、共同研究室もあり、利用可能である。

授業以外の時間帯に院生だけが研究活動を行える院生研究室が配置され、学生 1 人につき 1 つの机が与えられている。院生研究室では、各専攻に応じて、パソコンと周辺機器とともに、基本的な辞書・辞典や参考図書が配備されている。

そのほか、学園総合情報センター管理のパソコンルーム、学部管理のパソコンルームでの情報処理機器の利用も可能である。

【点検・評価…長所と問題点】

院生研究室とその設備に関しては、少人数教育には行き届いているといえる。外国語学研究には先端的な情報処理機器や統計処理関連ソフトウェアが不可欠であり、その更新と充実を絶えず行うことが求められる。

【改善方策】

院生研究室の劣化した情報処理機器の更新、関連ソフトウェアの整備充実、基本的参考図書を配備する書架の拡張などを行う。

5. アジア地域研究科

【施設・設備等の整備】

- ・大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性
- ・教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

【現状の説明】

アジア地域研究科では、教育研究目的を実現するための施設・設備としては東松山校舎8号館1階および第2研究棟1階に収容定員に見合った院生研究室ならびに講義室・演習室などを設置している。情報処理機器などは学園総合情報処理センターを利用できる。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 長所

入学者や在籍者の研究室のスペースは十分に確保している。

2. 問題点

研究室での情報収集に不可欠な院生に対する個別パソコンの配備が十分に行われていない。

【改善方策】

院生にとってパソコン機器の活用が円滑に行えるように、大学内のパソコンを管轄している学園総合情報センターと交渉し、配備できるようにする。

6. 経営学研究科

【施設・設備等の整備】

- ・大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性
- ・教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

【現状の説明】

当研究科では、研究や発表のために常時、院生研究室や共同研究室が利用可能であり、それぞれの部屋にはパソコン 20 台と情報周辺機器や必要な備品等を備えている。また、教育用のパソコンやプロジェクターなどの情報処理機器は、大学院事務室や経営学科事務室に必要数を備えており、必要なときに自由に利用できる環境にある。一方、授業用の教室については、他学部を含めた学部と共同使用のため、その手当てが不十分な部分も見受けられる。

【点検・評価…長所と問題点】

上述のごとく、本研究科においては、パソコン等の情報機器、備品などは十分適切に配備されているといえる。また、院生研究室および共同研究室についても現状においてはその要件を十分に満たしている。しかしながら、他の研究科と当研究科との収容人数の関係、もしくは将来の大学院の運営計画に鑑みると、他の研究科とのスペースの配分や設備の利便性についての見直しが求められることになるだろう。

【改善方策】

院生研究室および共同研究室については、本研究科と他の研究科との在学人数を確認のうえ、スペースの共有化、調整を行う。

7. スポーツ・健康科学研究科

【施設・設備等の整備】

- ・大学・学部、大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性
- ・教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

【現状の説明】

大学院研究棟（旧第3研究棟）は、スポーツ・健康科学部教育研究棟である9号館に隣接し、利用施設面積は約750㎡である。また、9号館のスポーツ科学科と健康科学科の実験室、アリーナ、トレーニングルーム、陸上競技場、ラグビー場、野球場、テニスコート、総合体育館に含まれる施設全般は、大学院との共用施設として文部科学省に届けている。旧第3研究棟には、各種実験・実習室10室、講義室3室、機材倉庫1室、図書資料室3室、情報処理室1室、院生室3室、研究科事務室1室、動物飼育室1室がある。この中で特に情報教育に使用する施設は、健康情報実験室であり、そこには学生が授業で使用するパソコン10台が配備されている。また、情報処理室1室には、学生が自由に使用できるパソコン5台が配備されている。さらに、講義室3室には、すべてプロジェクター、スクリーン等のAV機器が配置されている。

【点検・評価…長所と問題点】

2009（平21）年4月に開設された時点で、大学院研究棟として旧第3研究棟の全室を占有できたことは長所である。問題点は、利用できる施設面積は約750㎡しかなく、実験系の研究科としては手狭であるので、効率的な利用について工夫が必要である。

本研究科は2008（平20）年3月に行われた入学試験において、定員10名のところ19名の学生を合格とした。来年度も同程度の人数を合格にすると旧第3研究棟の講義室や実験施設では教育研究活動に支障をきたす可能性もでてくる。

【改善方策】

定員超過による施設設備上の問題を解決し、研究科の教育研究目的に則った環境をつくる。

第4節 法務研究科（法科大学院）における施設・設備等

【独立研究科の施設・設備等】【利用上の配慮】

- ・独立研究科における、当該研究科専用の施設等の整備の適切性
- ・施設・設備面における障がい者への配慮の状況

【現状の説明】

法科大学院は、JR 信濃町駅改札口から徒歩 30 秒程度の同駅ビルの 3 階に立地し（床面積合計 2,271.37 m²）、同ビル 3 階部分のみで主たる講義等が実施されている。

講義室総面積は 9 室 606.0 m²、学生自習室総面積 3 室 463.0 m²で、これらと事務室等を含め総合計面積は 2,271.4 m²である。学生一人当たりの利用面積は講義室で 3.96 m²、学生自習室で 3.03 m²である。

同施設は、大教室（60 人）1 室、パソコン教室を兼ねる中教室（30 人）1 室、小教室（24 人）2 室、法廷教室 1 室、リーガルクリニック室 2 室、図書室、院生研究室（自習室）、修了生に対する研究支援のための法務研修生室 2 室、女子学生用のパウダールーム、学生全員分の個人用ロッカーを設置し、また、各教授の研究室、会議室等が配置されている。その他エントランスホールには、ホワイトボードが設置されており、学生のディスカッションスペースとして利用できる。また、第 1 クリニック室を開放し、同じく学生のディスカッションスペースとして利用している。院生研究室及び法務研修生室とも、毎日 8 時 30 分から 23 時 05 分まで利用可能である。

障がい者への対応としては、上記駅改札口より直接エレベータを利用できる。また、障がい者用トイレは 4 階に備えてある。

【点検・評価…長所と問題点】

都心にある JR 信濃町駅の駅ビル内に校舎を置く絶好のロケーションは、本大学院の特色である有職社会人を積極的に受け入れる体制づくりに寄与している。また、一つのフロアに全ての教育設備が収まっていることにより、効率的で無駄のない学習環境を提供している。

その反面、施設の拡張が現在の立地上不可能であり、年々在校生数が増加していることにより、院生一人ひとりに専用机を与えることが困難となっている。

【改善方策】

懸案事項である院生専用机の問題については、専用机をやめて自由席化も選択肢の一つとして検討する等、長期を見据えて計画を練り対応する。

【夜間大学院などの施設・設備等】

- ・夜間に教育研究指導を行う大学院における、施設・設備の利用やサービス提供についての配慮の適切性

【現状の説明】

社会人に対し仕事を続けながら単位を修得できるよう月曜日から金曜日まで6時限目（20時10分～21時40分）まで開講（火・木は5時限目まで）していることから、23時15分まで開館している。また、院生研究室及び法務研修生室とも、毎日8時30分から23時05分まで利用可能である。

【点検・評価…長所と問題点】

可能な限り朝早くから夜遅くまで開館している。早朝・夜間は職員不在のため緊急時の対応について院生に熟知してもらう必要がある。

【改善方策】

夜間の緊急時対応については、ビル管理会社や警備会社と日々の打ち合わせにより万全を尽くしているが、掲示等により学内周知をより積極的に行い、緊急時対応の統一的な認識を深める。

【組織・管理体制】

- ・施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況
- ・施設・設備の衛生・安全の確保を図るためのシステムの整備状況

【現状の説明】

信濃町キャンパスは、JR 信濃町駅ビル内3階を借り受けて、利用に供しており、維持・管理については、外部業者に業務委託している。この契約に基づき、外部委託業者による日常巡視点検（安全面での管理）や日常の清掃業務（衛生面での管理）等が行われている。また、キャンパス全般にわたる日常的な管理については、本研究科事務室が行っている。なお、施設の運営上、特段の問題が生じた場合には、管理部管理課と協議・対応し、学生の修学に支障をきたすことのないように配慮されている。また、施設の大がかりな改修などの必要が生じた場合については、施設設備を取り扱う管理部管理課が中心となって行うこととなっている。

【点検・評価…長所と問題点】

上記【現状の説明】で述べたように、維持管理については、外部業者に業務委託しており、キャンパス全般にわたる日常的な管理についても、本研究科事務室で管理されていることから、特段の問題は認められない。

【改善方策】

特段の問題は認められないことから、改善方策も同様に見当たらない。

第 1 1 章 図書・電子媒体等

第11章 図書・電子媒体等

大学は、図書・電子媒体等の資料を体系的・計画的に整備し、利用者の有効な活用に供しなければならない。

大学図書館の使命は、教育・研究を充実させるための基盤的な施設を設置提供し、図書・雑誌等の資料を収集し、これらを利用に供し、併せて図書館の持つ膨大な情報を対外的に発信し、図書館の利用を促進することにある。大東文化大学図書館は学部学生を主たる対象とした学習用図書館としての機能と、教員・大学院生を主たる対象とした研究用図書館としての機能を兼備している。この教育・研究に資するため本学図書館は多岐にわたる資料を収集している。特に本学には、板橋キャンパス図書館（中央図書館）、東松山キャンパス図書館（60周年記念図書館）が設置され、また板橋キャンパス図書館には別棟の書庫棟を配備しており、これらの一体的かつ効率的運用を常に心がけている。社会全体に活字離れが進むなかで、学生たちを書物に親しませ、読書を通じた教養と専門知識の修得を促すことは図書館に課せられた重要な任務であり、本学図書館ではそのためのさまざまな方策を講じている。

到達目標

1. 図書・逐次刊行物・視聴覚資料・オンライン情報等質及び量の充実を図り、効率的に資料を収集整理し、学生・教員に最良な利用環境を提供する。
2. 図書館の座席・書架・パソコン端末等の施設の増設を図り、利用者のための開館日数と開館時間を拡大し、貸出期間・日数等のサービスを充実させる。
3. 図書館を本学における最大の情報収集・発信基地と位置づけ、図書・雑誌・オンラインジャーナル・外部データベース情報のアクセス環境を整え、さらに学内における研究施設の図書情報等を図書館オンライン情報に取り込み、教育・研究を支援する。併せて多様な図書館情報を内外に発信する。
4. ソフト面のサービスの充実のため、図書館員のレファレンス能力、機器対応力、集書・整理の処理能力の向上を図る。
5. 学外にも開かれた図書館としての機能を広げ、利用を地域に開放し、地域利用者の学習の場を提供し、社会貢献する。

【図書、図書館の整備】

- ・ 図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性

【現状の説明】

本学の図書館の資料収集については、運営委員会及び選書委員会において大学図書館としての基本・貴重図書、学部・学科及び大学院の研究・教育目的やカリキュラムに添った学習・研究用の資料等を体系的に収集している。2009（平21）年3月31日現在の図書の所蔵数、学術雑誌の種類数、視聴覚資料の所蔵数は以下、表11-1、表11-2、表11-3のとおりである。また、年間受入新聞種数74種（うち外国語18種）である。

表11-1：図書全所蔵数 (冊)

	板橋	東松山	計
和書	628,944	375,884	1,004,828
洋書	207,281	122,296	329,577
計	836,225	498,180	1,334,405

表11-2：雑誌全所蔵タイトル数

	板橋	東松山	計
和雑誌	6,221	1,838	8,059
洋雑誌	1,884	610	2,494
計	8,105	2,448	10,553

表11-3：視聴覚資料全所蔵数

	板橋	東松山	計
CD	183	2,472	2,655
CD-ROM	105	283	388
DVD	220	2,917	3,137
DVD-ROM	6	5	11
FD	0	1	1
カセットテープ	85	204	289
スライド	2	15	17
ビデオ	611	2,806	3,417
レーザーディスク	0	2,558	2,558
レコード	10	1,855	1,865
その他(Video-Disc)	20	17	37
小計	1,242	13,133	14,375
マイクロフィルム	196	103	299
マイクロフィッシュ	31	102	133
小計	227	205	432
合計	1,469	13,338	14,807

東松山キャンパス図書館は、図書・視聴覚資料について、学習・研究以外の教養的な資料なども選定をしている。

そのほか、学内 LAN で利用可能なオンラインデータベースの電子資料については、学内のネットワークにより、資料整備を進め、現在、日経テレコン 21 ほかに 18 種等をホームページに掲載している。[表 11-10、表 11-11 を参照]

本学は、人文科学、社会科学、語学の分野、加えてスポーツ・健康科学部関連の保健体育・医療系の分野の資料を体系的に収集している。各教員が教育・研究活動上必要な分置図書、教員が授業要項で紹介した資料や指定図書、教員推薦図書、学生が学習活動で使用する図書等を備え、学習・教育の支援をしている。また、基本・貴重図書などの高額資料については、図書館運営委員会内に設置された選書委員会が選定を行っている。なお、指定参考図書の収集については、専任教員・兼任教員の協力により、講義に関連した図書を 2 冊購入して利用の便宜を図っている。

特殊コレクションには、大河内文庫、寒泉文庫、市川蔵書、佐伯文庫、白木豊蔵書、杉村文庫、高島蔵書、武井亮吉蔵書、戸田浩暁博士舊蔵書、前川蔵書、増渕蔵書、八木沢蔵書、ヘルレ文庫、マン文庫などがあり、本学の元教授の寄贈図書、書道・中国学周辺の資料、ドイツ法、ドイツ経済学関係の資料などである。そのほか、2008（平 20）年度には大河内文庫として和洋書 2 万冊余と多数の雑誌等の寄贈を受け、2009（平 21）年度より 3 年計画で整理に着手している。

本学図書館では、以上のようにして、学部・学科の種類・性格や教職員・学生のニーズを考慮にいられた資料整備を行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

本学図書館は文系総合大学図書館として蔵書数 130 万冊を越えており、同規模大学と比べ図書・雑誌の蔵書点数は遜色ないレベルに達している。学問の多様化や深化に伴い、また学科新設に伴う分野の拡大に併せ、蔵書の質と量に常に配慮しつつレベルの向上を目指している。特に学生用図書の量と質に関しては、ほぼ満足できる水準にある。ただし、この数年にわたり購入予算が削減されてきたため、継続購入を打ち切った単価の高い資料的刊行物も少なくない。そのため学習用図書資料より研究用図書資料の購入の質が低下してきている。

図書予算が限られているため、特殊コレクションは寄贈で充実するしかないが、退職教員の蔵書の積極的な寄贈を受け入れることで、図書購入予算の減少の中で図書資料の質を引き上げることに努めている。

雑誌の購読についても、特に外国雑誌の購読単価上昇と円相場下落により、調達予算減少の中で、やむなく購読を打ち切った雑誌も少なくない。

視聴覚資料も学術教育に寄与するものにほぼ限定して購入しているが、メディアの形式が変更することで、古いメディアのソフトは使えなくなるという致命的欠陥があり、収集する分量におのずと制約をかけざるを得ない。

【改善方策】

図書館予算の削減が続いている状況の中、大学図書館としての質の低下をもたらさないために、2008（平 20）年度に次のような基本計画を策定した。第 1 に基本・貴重図書の購入予算を逆に増大させ、選書委員会の選定を経て重点的な資料の調達を進める。第 2 に学術研究用の図書資料購入に

予算を重点配分する。当面、この方針を堅持して図書資料の質の維持を図る。第3に学部学科資料室・教員研究室等の分置貸出図書との重複購入を極力圧縮して、図書購入予算の効率化を図る。第4に長期にわたる固定的な貸出状態にある個人研究室分置貸出図書の上限を、300冊に制限し、超過分の返却を求め、図書館に配架することで図書の効率的利用を図る。以上の方策は緒に就いたばかりであり、今後2年間様子を見守り、効果があればそれを続行し、ない場合には見直しを図る。

さらに長期的には、2011（平23）年度以降、学内研究施設の図書収蔵情報をOPACに登録することで、全学的に重複購入を回避できるシステムの構築により、図書調達の予算の一層の効率化を図る。

そのほか退職教員からの寄贈引き受けの積極化で、まとまった分量の図書をほぼ資金負担無しで収集することも、平行して続ける方針とする。特に寄贈図書の中には、今日では購入困難な稀覯書も含まれており、それらを貴重書として整理することで、一段と図書資料コレクションの質を引き上げることが可能としている。

外国雑誌の価格高騰に対しては、円相場の下落や価格引上げにより苦慮することになるため、今後も予算枠の制約のため、調達雑誌の一部購読停止を行わざるを得ないが、学内の関連学科の意向をある程度参酌したうえで実施する。またオンラインジャーナルやオンラインデータベースの予算枠も限られているため、従来の雑誌購入予算の抜本的見直しや逐次刊行物に分類される加除式法令等の圧縮を図ることでオンラインジャーナルやオンラインデータベースに移行させる。

視聴覚資料については、予算に限りはあるものの、今後も予想されるメディア形式の変更に柔軟に対応しながら、映像媒体を通じて学生の視野を拡大させることに役立つ資料を購入していく。

・ 図書館の規模、開館時間、閲覧室の座席数、情報検索設備や視聴覚機器の配備等、利用環境の整備状況とその適切性

【現状の説明】

1. 図書館施設の規模、機器・備品の配備・整備状況（学生閲覧室の座席数等）については以下のとおりである。

板橋キャンパス図書館は、2003（平15）年に建造、総面積4,305.99㎡である。この占有部分に、学生閲覧室、個人研究室、情報ラウンジ、貴重書資料室、グループ研究室、自習室、自動書庫、事務室等を配置している。また、学園の隣接地に書庫棟を建造しており、総面積1,437.34㎡である。

東松山キャンパス図書館は、総面積8,916.33㎡、地下2階、地上4階の建物である。学生閲覧室、情報検索コーナー、AVホール、参考図書室、電動書架書庫、自習室、グループ研究室、リスニング室等を配置しているが、AVホールは、建設後、約23年が経過し、機器類の老朽化が著しく、デジタル化に対応していないために、改修工事を実施し、2009（平21）年5月に新しく生まれ変わった。

それぞれのキャンパス図書館の概要は、以下、「表11-4」、「表11-5」のとおりである。

表 11-4 : 面積・座席数

		板橋		東松山		計	
		面積 (㎡)	座席数	面積 (㎡)	座席数	面積 (㎡)	座席数
学生閲覧室	(a)	2,597.39	430	2,020.24	552	4,617.63	982
新聞閲覧室	(b)	0.00	0	348.44	51	348.44	51
参考室	(c)	0.00	0	362.10	37	362.10	37
自習室	(d)	210.17	58	120.17	67	330.34	125
視聴覚室	(e)	42.70	5	340.66	32	383.36	37
貴重書資料室 (書庫)	(f)	131.42	0	94.50	8	225.92	8
グループ研究室	(g)	63.14	36	64.80	24	127.94	60
コピー室	(h)	24.71	0	11.39	0	36.10	0
書庫	(i)	302.26	0	1,847.16	20	2,149.42	20
館長室	(j)	0.00	0	62.39	0	62.39	0
事務室	(k)	270.08	0	288.09	0	558.17	0
会議室	(l)	0.00	0	57.64	0	57.64	0
マイクロ室・ マイクロ印刷室	(m)	0.00	0	221.56	0	221.56	0
選書室	(n)	0.00	0	11.24	0	11.24	0
情報コーナー	(o)	0.00	0	131.22	64	131.22	64
OPAC コーナー	(p)	94.17	0	0.00	0	94.17	0
個人研究室	(q)	58.56	24	0.00	0	58.56	24
その他	(r)	511.39	0	2,934.73	0	3,446.12	0
小計		4,305.99	553	8,916.33	855	13,222.32	1,408
書庫棟閲覧室	(a)	7.75	3	-	-	7.75	3
書庫棟コピー・ OPAC	(p)	8.61	0	-	-	8.61	0
書庫棟書庫	(i)	1,098.13	0	-	-	1,098.13	0
書庫棟事務室	(k)	37.10	0	-	-	37.10	0
書庫棟その他	(r)	285.75	0	-	-	285.75	0
小計		1,437.34	3	-	-	1,437.34	3
総合計		5,743.33	556	8,916.33	855	14,659.66	1,411

表 11-5 : 用途別面積

	サービス・スペース				管理スペース		
	閲覧	視聴覚	情報端末	その他	書庫	事務	その他
	(a~d)+ (g)+(q)+ 松(f)	(e)+(m)	(o)+(p)	(h)	(i)+板(f)	(j~l)+(n)	(r)
板橋 図書館	2,929.26	42.70	94.17	24.71	433.68	270.08	511.39
書庫棟	7.75	0	8.61	0	1,098.13	37.10	285.75
板橋小計	2,937.01	42.70	102.78	24.71	1,531.81	307.18	797.14
東松山 図書館	3,010.25	562.22	131.22	11.39	1,847.16	419.36	2,934.73
合計	5,947.26	604.92	234.00	36.10	3,378.97	726.54	3,731.87

2. 視聴覚機器の配備については以下のとおりである。

板橋キャンパス図書館の設備としては、マイクロリーダー2台、パソコンの設置132台（検索用、インターネット用、書庫棟含む）、コピー機5台（うちカラーコピー機1台）、その他拡大機1台、入館システム、BDS（無断持ち出し防止装置）、防犯カメラを設置している。視聴覚機器保有台数は、CD・LD・DVDプレーヤー4台、ビデオレコーダー4台である。

東松山キャンパス図書館の設備としては、マイクロリーダー2台、パソコンの設置67台（検索用、インターネット用含む）、コピー機4台（うちカラーコピー機1台）、その他拡大機1台、入館システム、BDS（無断持ち出し防止装置）、防犯カメラを設置している。視聴覚機器保有台数は、CD・LD・DVDプレーヤー36台、ビデオレコーダー8台、レコードプレーヤー1台、映写機1台等である。

3. 開館時間、図書館利用者状況とその適切性、有効性については以下のとおりである。

①開館時間・日数について

両図書館の授業期間中の開館時間は、平日9:00～20:30、土曜日9:00～16:30である。7月と1月の試験期間中の土曜日は9:00～18:30まで延長開館を実施しており、夏休み・冬休み期間は、平日9:00～17:00（8月、冬休みの土曜日は閉館）、春休み期間は、平日9:00～17:00、土曜日9:00～12:00である。東松山キャンパス図書館の視聴覚室の開室は、月曜日～金曜日9:00～18:30である。2008（平20）年度の開館日数と延べ年間入館者数は、板橋キャンパス図書館が268日と256,281人、東松山キャンパス図書館が272日と280,694人であった。

なお、開館日数については、2009（平21）年度板橋キャンパス図書館は278日、東松山キャンパス図書館は275日を予定している。

表 11-6 : 開館・入館者等

		板橋	東松山
開館日数		268	272
総開館時間数		2,617.0	2,627
総時間外延長時間		676.0	707.0
平日延長総時間数		528.5	514.5
土曜開館日数		40	40
土曜開館延長時間		147.5	153.5
入館者数	学生	244,431	275,262
	教職員	5,541	3,997
	その他	6,309	1,435
	合計	256,281	280,694
入庫者数		0	2,816
学外登録者数		151	99
一日平均	入館者数	956	1,032
	入庫者数	0	10

②情報検索設備の整備について

板橋キャンパス図書館は、2003（平 15）年新図書館開設時に館内に情報検索コーナーを開設し提供している。現在は、パソコン 116 台を利用に供している。

東松山キャンパス図書館では、2007（平 19）年 4 月より、1 階に情報検索コーナーを開設し、最新 OS を完備したパソコンを 54 台設置した。これにより、図書館入館者は図書資料の閲覧と同時にパソコンを活用した情報検索が可能となり、紙ベースと電子ベースのハイブリッド化が実現した。パソコンからは図書館ホームページより各種データベースや新聞の検索が可能となり最新情報を迅速に入手可能となった。また、特に新入生に対して図書検索やデータベースの操作説明や図書館ガイダンスを行うため、パソコン 16 台を完備した専用のガイダンスルームを設け、利用者の情報検索サービスの支援を目指している。

③利用上の配慮の状況とその有効性、適切性について

図書の貸出条件も緩和し、教員には 90 日 50 冊、大学院生には 21 日 15 冊、学部学生には 14 日 10 冊とし、そのほか教員には年度末までの特別貸出、分置貸出でさらに長期の貸出を可能とし、また大学院生・学生にも夏・春休みには長期貸出で対応している。さらに卒業生への貸出も行っている。また板橋図書館では自動貸出機を配備して、利用者は貸出カウンターに並ばずに借り出せる体制となっている。なお、2008（平 20）年度の利用者延人数は、板橋キャンパス図書館 18,512 人、東松山キャンパス図書館 19,244 人である（基礎データ＜表 42＞参照）。そのほか貴重書等の一時返却を求め、図書館で年 1 回定期的に燻蒸することで、防虫処理し資料の永続的な保存にも注意を払っている。

図書館利用のための教育としては、①4 月の「新入生ガイダンス」②ゼミ単位の個別ガイダンス（ゼミ担当教員からの依頼による）を実施して、図書館の施設やサービスについての案内、図書館利用指導、文献利用指導などを説明している。

その他、ウェブ広報誌『大東 BOOKS』の刊行、図書館利用案内（日本語版、英語版、中国語版、韓国語版）、館内フロアガイド、資料の探し方、検索マニュアル等を種々作成し、配布している。2008（平20）年度のゼミガイダンス実施件数は、表11-7のとおりである。

表11-7：年間ゼミ等ガイダンス実施状況

	日文	中国	英米	教育	書道	社経	現経	経営	企シ	中国語
板橋	2	1	0	1	0	1	0	1	0	0
東松山	8	1	1	3	1	5	4	13	4	1
計	10	2	1	4	1	6	4	14	4	1

	英語	日本語	法律	政治	国関	国文	環境	スポ	健康	大学院	計
板橋	0	2	5	2	0	0	0	0	0	1	16
東松山	4	2	1	1	7	3	5	1	1	0	66
計	4	4	6	3	7	3	5	1	1	1	82

レファレンスサービスについては、文献所在調査、事項調査、利用者援助、情報提供などを総合的に行い、レファレンス記録を作成している。また、ホームページ上で電子情報検索サービス等の情報発信により、情報提供を行っている。2008（平20）年度の参考業務件数は、表11-8のとおりである。

表11-8：参考業務

受付内訳（内容別）

	板橋	東松山	合計
文献所在	1,079	435	1,514
事項調査	92	18	110
利用指導	735	355	1,090
その他	2	1,531	1,533
合計	1,908	2,339	4,247

（身分別）

	板橋	東松山	合計
学生	1,295	2,121	3,416
大学院生	348	22	370
教職員	249	167	416
その他	16	29	45
合計	1,908	2,339	4,247

閲覧室には、学生の学習支援のため、指定参考図書コーナー、英語多読ライブラリー・コーナー、参考文献コーナー、留学生コーナーなどを特設している。また、本学の地域開放の一環として、両館とも図書館を地域住民に開放している。東松山キャンパス図書館では、2004（平16）年より、東

松山市、鳩山町および吉見町の住民に開放を始め、板橋キャンパス図書館は、2008（平 20）年 4 月より板橋区および練馬区の地域住民を対象に利用開放を実施している[この点についての詳細は、第 7 章 社会貢献を参照]。加えて、東松山キャンパス図書館では、埼玉県大学・短期大学図書館協議会に加盟しており、加盟館の学生、教職員は、紹介状の発行を必要とせず、共通閲覧証を提示することにより加盟大学の図書館を利用できる。

【点検・評価…長所と問題点】

2001（平 13）年度相互評価で大学基準協会より、板橋キャンパス図書館の座席が収容学生数に対して不足であるとの指摘を受けたが、2003（平 15）年度より板橋キャンパスの図書館は中央棟に移り、一挙に座席を増設した。現在では収容学生数に対する 11.8%を上回る座席を維持している。東松山キャンパス図書館では、当初から十分な座席数を確保した建築となっているが、期末試験直前の繁忙期には、両図書館ともピークには 1 日で 3,000 人以上が来館するため、終日、ほぼ座席が埋め尽くされる状態である。そのため繁忙期には、演習室・グループ学習室を一般利用者に開放し、利用に供している。

両図書館とも今後、蔵書が増え続ける見込みである。収納のために開架式書架を増設すると、閲覧座席数を増やすことができない。一方、座席数の確保を優先すると、増加した書籍を機械化書架・書庫棟（板橋）や地下電動書庫（東松山）に配架することになり、利用者にとって不便になる。すなわち、利便性の高い開架式書架の増設と閲覧座席数の十分な確保との両立が困難であることが問題点である。

2008（平 20）年度に障害者用の電動読書机と車椅子を配備し、障害者にも利用しやすい体制を整えた。

視聴覚機器は 1～2 年生が集中する東松山キャンパス図書館の稼働率が高く、専門教育を行う板橋キャンパス図書館の稼働率は低い。それに応じて視聴覚ブースの台数とソフトの配備点数も異なっている。

開館日数についても 2001（平 13）年度相互評価で大学基準協会より、東松山キャンパス図書館の開館時間が短すぎるとの指摘を受け、2007（平 19）年度より、板橋・東松山の両キャンパスの講義時間帯が共通化されたことに伴い、両図書館の開館時間を同一とし、午後 8 時 30 分閉館体制に移行した。これにより最終授業終了後も図書館を利用できる体制が整い、実際に利用する学生数も増えた。さらに 2006（平 18）年度より冬休み期間中の開館を始め、2007（平 19）年度より学園祭準備日と後片付け日の開館を実施した。2008（平 20）年度より夏休み等のオープンキャンパス開催日の開館を行って、開館日数を引き上げた。そのほか期末試験期間に、土曜の開館時間を延長し、利用者にとって一段と利便性の高い図書館に移行しつつある。

両キャンパスの図書館のパソコンコーナーには、ウィンドウズマシンを多数配備し、2007（平 19）年度より台数を増設した。プリンターも自由に使えるようになっているため、常に、学生によってレポート作成・情報収集（就職情報を含む）に大いに利用されている。特に期末試験期間等の繁忙期には、空席がなく、終日混雑する状況となっている。

図書の貸出冊数については十分なサービスを提供している。学生に対しては、14 日 10 冊を上限としており、また夏・春休み期間の長期貸出も制度化しているが、教員への分置貸出や特別貸出しは、他の者の利用を妨げるという結果を招き、効率的な図書資料の活用という見地から問題である。

学生・大学院生に対する貸出冊数上限等については拡張の余地がある。また教員に対しては、90 日 50 冊を上限としており、長期的貸出体制が十分整備されている。

【改善方策】

図書館の開館時間と日数は今後も拡大する方針である。既に冬休み期間中の 2 日間の開館は定着したものの、試験直前に当たるため毎年、利用者が増えているので今後も開館日数を増やしていく。特に板橋キャンパス図書館では、2009（平 21）年度より夏休み期間中の蔵書点検実施期間中も開館を続ける体制に切り替えた。今後は、夏・春休み期間中と土曜日の開館時間を平日並みに延長することや、授業期間中の日曜開館に向けて、予算枠も考慮しながら実現する。日曜開館については、予備的に期末試験期間中に実施し、利用状況を見極めたうえで実行する。

座席数については、特に板橋キャンパス図書館では大幅増大は難しい状況にあるものの、空きスペースを工夫して増設する。他方、書架の増設も併せて進める必要もある。板橋キャンパスの書庫棟、東松山キャンパスの地下電動書庫の書籍のうちで利用頻度の高いものは、開架書庫に移す。

図書館のパソコン端末も、繁忙期には空席が皆無という状況のため、その増設は不可避である。スペースを考慮しつつ、予算的措置を得て 2011（平 23）年度に増設する。特に東松山キャンパス図書館では、ガイダンス用パソコン練習端末機が不足しているので増設する。この端末機は、新入生の図書館利用を促進するために基礎ゼミ等のクラスで利用ガイダンスを行うための設備である。

視聴覚資料については、メディアの安定性から、大量の資料をストックしにくいいため、予算削減の中で、当面は現状のままの資料の購入点数と視聴用ブース台数を維持する。

学部学生・大学院生に図書館利用と図書情報の活用を勧めるために、貸出冊数・期間の条件を緩和する。他方、教員に対しては今後も、固定的貸出状態にある分置貸出・特別貸出の図書の返却を求めることで、図書の利用の効率化を併せて勧めていく。

【情報インフラ】

・学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況

【現状の説明】

1. 図書館情報化システムの概要

図書館情報システムは OPAC の運用等で、大きな負荷のかかるものであり、板橋キャンパス図書館では、2003（平 15）年度に再開発に伴うネットワークを再構築し、東松山キャンパス図書館でも 2007（平 19）年度にネットワークの再構築を行った。2011（平 23）年度に第 3 回目となる新しいシステムへ移行する予定であり、2009（平 20）年度現在、その準備作業を行っている。そのほか 2005（平 17）年度より国立情報学研究所のリポジトリに、図書館が窓口となり、本学紀要類の電子化による公開を開始した。それにより 78 タイトルの紀要類等を電子化情報として発信している。

現行システムはクライアントサーバ型を採用しているが、図書館システムも導入から運用、メンテナンスとセキュリティを含み、学園総合情報センターと連携して運用している。ただし、現在の図書館システムはリース契約満了となり、現在は満了後のものを暫定的に運用しているため、メンテナンスにおいてリスクを抱えている。現行図書館システム的环境は、表 11-9 のとおりである。

表 11-9：システム環境 (台)

システム名	用途	板橋	東松山	合計
図書館システム関連機器	業務データベースサーバ	1	0	1
	OPAC 公開サーバ	1	0	1
	業務用クライアント	17	14	31
	プリンター	3	2	5
古典籍目録関連機器	古典籍サーバ	1	0	1
閲覧室・設置端末	OPAC 専用端末	13	11	24
	情報教室仕様端末	116	54	170
	情報教室仕様プリンター	1	1	2
	メディア検索端末	1	1	2
	ガイドダンス用端末	0	16	16

2. システムによる図書館業務

1) 図書の受入業務

- ①図書の受入については、図書情報の多い PLATON のシステムを利用している。その後 LINUS システムに反映させ、目録・整理業務を経て利用者に情報を提供している。
- ②予算の管理は PLATON システムと LINUS システムに登録後、学内の「財務情報システム」により処理している。

2) 整理・目録業務

国立情報学研究所が運営する NACSIS-CAT に接続して、共同目録に参加しており、目録情報のデータ取り込み、転送も行っている。またローカルデータを付加して利用に供している。

3) 逐次刊行物

LINUS システムにより雑誌等受入作業後、OPAC で検索可能となり、所蔵・受入状況・製本情報等必要な情報が得られる。

4) 閲覧業務

- ①学生証・利用者証で貸し出し、返却、予約も可能である。
- ②OPAC (蔵書検索) は館内を初めとし、学内 LAN で接続して研究室等からも情報検索が可能で図書館に来館することなく書誌、所蔵検索ができる。また、学外からはインターネット環境を利用してウェブで公開し、ホームページを通して諸機関の検索が可能である。
- ③図書館からの情報提供を行うためにホームページを開設し、利用案内、ウェブ版図書館報、開館カレンダー、OPAC、オンラインジャーナル、二次情報データベース、図書等購入依頼等を掲示している。

電子ジャーナルについて、本学では 2001 (平 13) 年度より導入開始し、徐々に増加させていくことに関して、契約とその他諸問題等のため検討段階である。また各種データベースとして、表 11-10、表 11-11 の資料が、図書館ホームページを通して検索が可能である。

表 11-10：本学独自構築データベース

	データベース名称	運用開始年	備考
1	DAITO-IR(OPAC)	1997 (平 9) 年	本学蔵書検索システム
2	古典籍目録	2002 (平 14) 年 7 月	本学図書館所蔵古典籍目録四庫分類

表 11-11：学内 LAN で利用可能なオンラインデータベース

	データベース名称	運用開始年	備考
1	First Search	1996 (平 8) 年 1 月	
2	EBSCO host	2001 (平 13) 年 4 月	
3	日経テレコン 21	2003 (平 15) 年 4 月	
4	朝日新聞「聞蔵」 「聞蔵Ⅱ」ビジュアル版	2003 (平 15) 年 4 月 2009 (平 21) 年 4 月	ビジュアル版に変更
5	Lexis Nexis Environmental	2003 (平 15) 年 4 月	
6	Lexis.com	2003 (平 15) 年 4 月	
7	Hein-on-line	2003 (平 15) 年 4 月	
8	NIKKE Financial QUEST	2004 (平 16) 年 4 月	
9	医中誌 Web	2004 (平 16) 年 4 月	
10	World Trade Atlas	2004 (平 16) 年 6 月	
11	CiNii	1989 (平元) 年 10 月 2005 (平 17) 年 4 月	NACSIS を経る
12	Dl-Law.com	2005 (平 17) 年 4 月	
13	Source OECD Ped & Sta	2005 (平 17) 年 9 月	
14	OED(The Oxford English Dic.)	2007 (平 19) 年 4 月	
15	LEX/DB	2008 (平 20) 年 4 月	
16	日国オンライン	2008 (平 20) 年 4 月	
17	ジャパンナレッジ	2008 (平 20) 年 4 月	
18	Juris Online	2009 (平 21) 年 4 月	

3. システムによる国内外との相互協力

国内外の他大学等との協力については、国立情報学研究所の NACSIS-ILL システムを通して、利用者への文献貸借・文献複写サービスを実施している。学外機関との相互協力については、インターネット上への OPAC の公開によるところが大変大きい。

教育・学術利用上の地域への開放として、近隣大学への利用の開放がある。従来も紹介状等で、それが可能であったが、さらに大学図書館地域コンソーシアムが結成された。これにより従来の NACSIS-ILL 以上に密接な相互利用体制が構築された。また図書館相互の情報の共有化を図ることも必要である。そのため東松山キャンパス図書館では、埼玉県大学・短期大学図書館協議会に正式加盟しており、情報の共有化のみならず、加盟間の大学図書館相互利用の開放体制を実現している。

表 11-12 : 相互協力による外部機関との資料貸借及び文献複写

		図書貸借		文献複写			
		依頼	受付	依頼		受付	
		件数	件数	件数	枚数	件数	枚数
板橋	大学	36	137	141	982	264	2,525
	公共図書館	4	8	1	2	11	138
	国立国会図書館	0	0	1	13	0	0
	国外機関	0	0	0	0	3	36
	その他	0	0	1	4	1	36
	小計	40	145	144	1,001	279	2,735
東松山	大学	40	143	99	953	93	648
	公共図書館	1	0	0	0	0	0
	国立国会図書館	0	0	14	8	0	0
	国外機関	0	0	0	0	0	0
	その他	0	10	6	551	4	35
	小計	41	153	119	1,512	97	683
合計		81	298	263	2,513	376	3,418

* 大学には短期大学を含む。

【点検・評価…長所と問題点】

1. 図書館システムについて

これまでも図書館は利便性の高い図書館システムの構築に心がけてきており、学内外からのアクセスと処理能力で、図書館 OPAC は利用者から好評を得てきた。ただし、その登録図書データの範囲は、全学的なものではなく、学内研究所の蔵書データの図書館 OPAC への登録は書道研究所と法務研究科図書室の蔵書に限られている。統一データベースに登録しないと、重複購入が発生しやすく、予算の効率性が落ち、また図書館 OPAC に登録していない研究所蔵書については、当該研究所関係教員ですら、容易に検索することができないという状況が続いている。登録データについてもローカルデータの不足および国立情報学研究所からオンラインで取得したデータでは不十分であるため、その補充入力が必要としている。

次期システムへの移行期でもあり、メンテナンス上の不安を抱えているため、システムの運用には注意が必要である。

2. 電子化に伴う対応について

オンラインジャーナルとオンラインデータベースの購読希望はアクセスが容易なため増える傾向にある。しかし、購入単価が上がりまた予算削減が続く現状においては、従来の予算枠内の処理を行うだけではオンラインの契約点数を増やすことは難しい状況である。そのほか図書館独自の広報媒体としてウェブ広報誌『大東 BOOKS』を季刊で刊行し、情報発信を行っている。

3. 他の機関との連携について

NACSIS-CAT で、本学に収蔵していない図書情報を収集し、本学利用者に学外資料収蔵機関の利用や相互貸借制度を使った利用の便宜を与えることができる。

本学の研究情報の発信として、2005（平 17）年度より国立情報学研究所における本学紀要類の PDF ファイル形式の公開を行って、研究情報発信が行われてきた。その窓口機能を図書館が担当していた。しかし 2008（平 20）年 10 月より、国立情報学研究所が電子化する研究紀要類等の新規掲載は終了した。以後は、大学独自のリポジトリ体制の構築に移らざるを得ない状況である。本学としても図書館システムに本学リポジトリを搭載する方向で、折衝を開始している。

他大学図書館との協業体制の構築については、東松山キャンパス図書館で加盟しているような地域を限定した図書館のコンソーシアムは有力な手段であるが、板橋キャンパス図書館では、このような大学間相互協力のコンソーシアムに加盟していない。

【改善方策】

1. 次期システムへの円滑な移行

2011（平 23）年度に次期システムに移行するまでの期間に、図書データの補正作業を進める。これは、OPAC 運用開始以来、データが不備なまま使用されてきたものを補正する作業で、2008（平 20）年度に着手し次期システム移行までに完了する。このデータが完備すれば、図書の在庫管理並びに在庫管理上の現在価格の掌握が効率化される。

2. 学内でのデータベースの統合

次期システムへの移行後には、システムに余裕が発生するため、図書館 OPAC に未登録の研究所蔵書のデータベースへの統合を積極的に図る。その際には登録コストが少なからず発生する見込であり、この点については登録蔵書所有単位の負担となる。

3. 電子化に伴う予算の調整

オンラインジャーナルとオンラインデータベースの閲覧体制の強化は不可避である。現在のところ、紙媒体の加除式データベースや雑誌の購読打ち切りにより、予算の調整をつけている状況にあるが、いずれ行き詰まるため、抜本的な予算上の位置づけが不可避となる。そのため図書館全体の予算枠の見直しを法人側と交渉し、予算の融通性を得た上で増強を図る。

4. リポジトリの構築

2011（平 23）年度次期システム移行後に、次期システムと共にリポジトリを走らせるシステムを追加して、本学独自のリポジトリを立ち上げる。それについて図書館運営委員会では包括承認を得ており、予算と人員を充当して対処する。国立情報学研究所のデータベース閉鎖後から本学リポジトリの立ち上げまでの空白期情報については、さかのぼって入力し、古い時期の紀要類等についても、遡及して公開範囲を広げる。さらに、本学独自のコンテンツとして、博士論文等の研究成果や図書館の貴重書の一部を画像データとして公開する。それにより図書館を通じた本学の情報発信力を一段と高める。

5. 図書館コンソーシアムへの参加

板橋キャンパス図書館においても東京都内の大学の図書館コンソーシアムに加盟する方向で進める。それにより、大学間相互協力の枠組みのなかで、教育・研究へのさらなる貢献ができる。

・学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

【現状の説明】

板橋図書館及び東松山図書館は、それぞれの図書館で図書・雑誌その他資料の保管を行っている。板橋キャンパス図書館では、開架書庫と自動化書庫及び書庫棟に図書・雑誌等を収蔵している。また書庫棟には大量のマイクロフィルムが収蔵されていることもあり、空調設備により温度を安定的に維持し、フィルムの劣化を防いでいる。東松山キャンパス図書館の蔵書も、同様に増え続けており、1～4階の開架書架に配架できない図書や専門的資料については、当初から地下電動書庫に配架している。

本学図書館では伝統的に漢籍類のコレクションが充実している。それらに含まれる漢籍の貴重書や、欧文の稀覯図書については、板橋・東松山両図書館に設置されている貴重書室に保管し、毎年定期的に業者に燻蒸作業をさせ、防虫に努め、資料の長期保管を遺漏ないようにしている。そのほか非図書雑誌の資料として、一部、アーカイブスに類する、写真・手紙・行政文書等を収蔵している。これらの管理については、アーカイブス処理の予算と訓練が必要となるが、十分には手当てされていない。

また図書・雑誌・その他資料の画像データ処理による収蔵は行っていない。原本のみの公開を行っている。ただし貴重図書については、コピーマシンで複写すると損壊する可能性があるため、デジカメの撮影のみを許可している。

国立情報学研究所の NACSIS-CAT のネットワークに参加して、目録データの共同分担入力をしており、本学の両図書館も相互で所蔵目録データベースを作成し、これを利用して、それぞれで所蔵資料を利用することができる。

【点検・評価…長所と問題点】

収蔵スペースの確保が大きな問題となっている。現状のままでは、板橋キャンパス図書館の書庫棟も東松山キャンパス図書館地下電動書架も早晚収蔵スペースがなくなる。スペース確保のために重複図書を廃棄することはほとんど行っていない。重複バラ雑誌の廃棄等を検討しているが、いまのところ踏み切れていない。空き棚の活用方法の調節等でスペースの拡大を図っていることでしか対応できていない。

オンラインジャーナルに移行した雑誌の廃棄等を具体的に検討している。それにより雑誌在庫管理の軽便化や製本コストの低減化を図ることができる。ただし、オンラインで公開されている雑誌の遡及分を含む全冊の永続的な公開が保証されているわけではなく、予告なく古い時期のものについては打ち切りになる可能性があり、安易に踏み切れない状況にある。

複数の大学の共同利用体制を導入することで、図書・雑誌の調達負担と管理負担を軽減化できるため、東松山キャンパス図書館は埼玉県大学図書館協議会に加盟し、相互利用の便宜を得ている。ただし都心と異なり、近隣大学であっても、多くの場合には移動時間がかかなり必要になり、この制度を利用して他大学まで出向く利用者は限られている。

図書資料等について、利用しやすくするため、画像データ処理によるデータ登録で、画像データを閲覧させる体制も魅力的である。非図書資料を含む図書資料の一部については、書誌データとして OPAC に登録しつつも、別の管理体制を導入するため目下検討中である。これらの分量は今のと

ころ限られているため、部分的なデジタル画像処理に踏み切ることも可能である。これに伴い、雑誌等の長期保存が不要になる可能性がある。ただし、画像データのファイル形式の長期的安定性が保証されていない。デジタル画像機器へのデータコンバートと長期的安定性について、これまで得た情報の限りでも、やはり現在のところ、マイクロフィルムを越えるメディアは確立されていないようである。図書館内でマイクロフィルムの撮影作業は行わず、必要に応じて外注に出す体制で臨んでいる。

【改善方策】

収蔵スペースについては、将来的に別の書庫等の建設に向かうしかないが、当面中期的には、スペースを圧縮した書架の利用で対応する。そのため一部重複バラ雑誌を廃棄する。そのほかの棚の使い方の改良で対処する。

オンラインジャーナルへの切り替えも、ストックされた情報の安定的公開を図っているところから検討を始め、また他大学リポジトリに完全な遡及入力体制が確立している他大学紀要類については、原本を一定期間保存した後の廃棄と、ウェブ上の資料を活用する体制に切り替えていく。それにより雑誌等の製本による長期保存を限定することができ、書架スペースと製本代金が節約できる。また原本を敢えて晒すことなく、利用に供させるのがふさわしい非図書資料や漢籍類等については、画像データ処理による保存に取り組む。

《法務研究科（法科大学院）》

【図書、図書館の整備】

・ 図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性

【現状の説明】

図書・雑誌の購入は、新司法試験の必修科目・選択科目の書籍を中心に、専門分野別に各教員の選定及び法科大学院生からの購入希望を受けたうえで、図書委員会が購入の可否を決定している。科目別の予算配分を定めてはいないが、偏ることのないように配慮をしている。保有図書は 12,204 冊、雑誌は 137 種（和雑誌 122 種・洋雑誌 15 種）を定期購読している。

【点検・評価…長所と問題点】

図書・雑誌の蔵書構成については、図書委員以外にも各専門分野の教員に選定依頼していることや図書購入希望制度の広報、新規購読雑誌の選定・欠号補充などにより、質・量ともに整備内容が充実してきている。

【改善方策】

蔵書スペースが限られていることを考慮し、視聴覚資料や外部データベースなどで紙媒体以外による補完を図り、可能かつ適当なものは必要に応じ書籍に代えて電子化媒体により収集整備する。

・ 図書館の規模、開館時間、閲覧室の座席数、情報検索設備や視聴覚機器の配備等、利用環境の整備状況とその適切性

【現状の説明】

図書室の占有面積は約 104 m²、統計規格上の書棚収容能力は約 11,000 冊であり、全開架式の書棚構成としている。その他、図書室内には、図書閲覧席 8 席、情報検索用端末 2 台、コピー機 2 台が設置されている。開室時間は、平日・土曜日は午前 10 時から午後 10 時まで、日曜日は午後 1 時から午後 5 時までとしている。

図書室の資料は学内外から蔵書検索が可能である。更に図書室担当職員がレファレンスサービスを行っている。貸し出しについては、図書室所蔵分は「5 冊まで、翌日の閉室時間まで」、板橋・東松山両図書館から取り寄せた資料については「10 冊 21 日間」の貸し出しとしている。

【点検・評価…長所と問題点】

開室時間については、講義が平日夜間と土曜日（2009〈平 21〉年度からは日曜日も開室）にも行われることや、法科大学院生の利用の実情に合わせて長時間の設定にしている。

近年入室者数・貸し出し冊数が大幅に増加しており、特に貸し出し冊数の増加は、法科大学院生の意欲向上の現れであるとともに、図書室関係職員の努力によるものである。

問題点としては、①視聴覚設備の不足（図書室外には設備があり貸し出しをすれば視聴可能だが、図書室内での利用ができない状況にある）、②利用者への情報提供不足があると考えている。

【改善方策】

①については、図書室内で閲覧できる最低限の機器の整備を行う。②については、パスファインダー（利用案内）の作成・配布、配布物のホームページへの公開などを行い、図書室や契約データベースの活用に向けた情報発信を積極的に行う。

【情報インフラ】

・ 学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況

【現状の説明】

図書室では、板橋・東松山両図書館と同様の図書館システムを使用しており、基本的な運用については両図書館と同様の方法で行っている。外部データベースとして「LLI 統合型法律情報システム」と「TKC ロー・ライブラリー」を法科大学院独自に提供している。社会人法科大学院生が多いことを考慮し、各利用者には、ID とパスワードを発行し、学外からも利用できるようにしている。

他大学との協力については、近隣に国立国会図書館等が所在することなどから、現在、実績がない。

【点検・評価…長所と問題点】

2009（平 21）年度よりデータベースの大幅な見直しを行い、これまで学内でしか行えなかった判例・雑誌記事検索が学外からも利用可能とし、教員・法科大学院生の利便性が向上した。今後、運用する過程でデータベースの内容に不足がないか点検する。

【改善方策】

データベースの大幅な見直し後の進捗状況を見ながら、利用者の要望に対応する。

・ 学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

【現状の説明】

図書室所蔵の資料は全て図書室において保管し、図書室利用者の利便性に配慮した書架構成としている。参考図書、製本雑誌、専門書で分け、各図書に日本十進分類法により請求記号を付与している。

【点検・評価…長所と問題点】

収容スペースが不足しつつあるため、増加する蔵書の保管場所の確保が困難となりつつある。

【改善方策】

今後、不要資料の廃棄を行うとともに、可能な限り図書室外に資料蔵書の保管場所を確保する。

第 1 2 章 管理運営

第12章 管理運営

大学は、その機能を円滑かつ十分に発揮するために、明文化された規定により適切な管理運営を行わなければならない。

第1節 大学・学部の管理運営体制

本学における管理運営システムは、建学の精神と教育の理念・目的を実現するために、学校教育法等の関係諸法令および明文化された学内の諸規則に遵って適正に行ってきた。

しかし、今や大学を取り巻く厳しい環境や社会的情勢が激しく変化するなか、管理運営にかかる諸規則の改正、整備とその運用にあたっては本学としての改革改善の実現、民主的かつ合理的そして迅速な意思決定、学問の自由の尊重などに十分配慮し、教育研究活動の推進に寄与するよう努めなければならない。また、教学組織と法人理事会および評議員会との連携協力についてもその機能の分担、権限の委譲を十分理解し合い、一致協力していかなければならない。

到達目標

1. 本学における諸会議体の管理運営にかかる機能と役割分担の透明性を常に維持するため、その運用の明確化を図り情報共有につなげる。
2. 本学の意思決定のスピードアップ、機動性を確立し、多様な意見を的確に調整する仕組みを構築する。
3. コンプライアンスに基づき、関係法令および学則その他の学内諸規則に定められた規準に遵って管理運営が行われているかどうかを不断に検証する。
4. 学長、学部長その他の役職者の選任が諸規定に則り、正当な手続きに基づき民主的で公正な手続きで行われるようガバナンスの強化とそれらの検証を不断に行う。

【教授会、研究科委員会】

- ・ 学部教授会の役割とその活動の適切性

【現状の説明】

本学においては、大東文化大学学則（以下「学則」という）第11条によって教授会を置くことが規定されている。

教授会は、専任の教授、准教授、講師または特任教員で構成され（学則第11条の2）、学部長が議長となって進行される（第11条の3）。教授会は、構成員のうち2分の1の出席で開催され、任免に関する事項は構成員のうち3分の2の出席が必要となる（学則第11条の5）。教授会における決議は、出席した構成員の過半数で決し、同数の場合は議長が決する。ただし、任免に関しては、出席構成員の3分の2の同意が必要とされている（学則第11条の6）。

教授会で審議する内容については、学則で定められている事項を踏まえて、事前に学部長や学科主任等の執行部が打ち合わせしたうえで内容を決めている。また、執行部の事前打ち合わせを踏まえて、各学科において学科協議会を開催し、教授会の開催以前にその内容について学科として予め調整することとなっている。また、教授会の下には、それぞれ審議事項等に関連する課題を整理、議論するための学部内委員会を設け、その中でも、とくに教育課程の編成等については教務委員会があり、その協議・検討結果を教授会に上程するといった具合に継続的な検討を行うなど、学部教育や業務の民主的かつ効率的な運営を行っている。

以下に学則第11条の8で定められた学部教授会で審議する事項を列挙する。

- ①学部長等役職者の推薦に関する事項
- ②名誉教授の推薦に関する事項
- ③専任教授、准教授、講師、助手の任免に関する事項
- ④特任教員、客員教員の任免に関する事項
- ⑤教育課程の編成等に関する事項
- ⑥学生の試験に関する事項
- ⑦卒業認定及び学位授与に関する事項
- ⑧学生の入学、進級等に関する事項
- ⑨学生の賞罰に関する事項
- ⑩研究室の設備に関する事項
- ⑪その他

教授会で審議した事項のうち、規則の改正を要する事項や全学で審議する必要がある事項、例えば教員人事における採用計画に関する事項などについては、学長・副学長・学部長で組織される学部長会議で全学的な調整を図り、大学評議会の議を経て決定されることとなっている。

また、上記③および④については、教授会の決定を踏まえて学長が決裁し、法人の手続きを行うこととなっている。特に採用に関しては、教授会の下に選考委員会を設け、教員選考基準および各学部で定める採用にかかわる内規に基づき採用候補者の選考を行い、教授会で学部として採用候補者を決定する。なお、全学対応教員の採用に関しては、東松山キャンパス運営委員会と教授会が協議したうえで、教授会で採用候補者を決定することになっている。

【点検・評価…長所と問題点】

教授会は、原則として毎月1回開催され、学部内で共有化すべき問題点や情報を的確に構成員が共有化できていることから特段の問題は認められない。とくに学科特有の課題や検討事項については、教授会であらかじめ審議する前に、学科協議会で学科主任を中心として協議を重ね、円滑な教授会運営のための事前協議や連絡調整が図られている。また、前述のとおり教育課程の編成などについては、教授会の下に教務委員会が常設されており、当該学部・学科の教育理念や目的に沿った検討が継続的に行われており、評価することができる。しかしながら、審議すべき事項やそれに伴う報告事項が増加しており、より効率的に審議検討する体制作りが要求される。

【改善方策】

教授会での審議をスピードアップさせ、機動性を持たせるために、予め資料を配布するなどし、効率的に審議を行える仕組みを構築する。また、学部長と学科主任等の協議のなかで、案件の精査をより十分に行い、効率的に教授会を運営できるようにする。

- ・学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性
- ・学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携および役割分担の適切性

【現状の説明】

教授会は、先にも述べたとおり学部長が議長となって進行し、学部としての意思を決定している。従って、学部長と教授会とは協力関係というよりも表裏一体の関係が構築されている。学部長は、教授会において大学内の諸会議などで審議決定された事項の報告を行うとともに、学部にかかわる事項に関し、教授会の審議・決定を促し、それらの執行業務を統括するなど、学部の管理運営全般の責任を負っている。また、学部長は、教授会で決定された事項等が、学科で適切に運営されているかを常に監視し、必要に応じて学科主任を指導する立場にあるため、チェック機能としての役割も果たしている。

教授会で決定した事項のうち、全学的に審議を要する事項や規則の改正を伴う教育課程の変更など大学評議会で審議を要する事項については、学長・副学長・学部長を構成員（議長は学長が務める）とする学部長会議において全学的な調整を図る。教授会に対して再審議を要請する場合や、学長・副学長などの大学執行部から教授会に審議を付託する場合などについても学部長会議を通じて行うことになっている。なお、学部長会議は、学部長会議規程によると月に一度開催されることとなっているが、審議すべき事項の増加と時間をかけて慎重に審議する必要があることから、月に二度開催されている。学部長会議で調整がなされた事項については、大学評議会において、最終的に大学の意思として決議されることとなっている。

また、(財) 大学基準協会相互評価を受審した際の参考意見（2. 「総合教育科目、基礎教育科目は多様で、極めて科目数が多いことは推奨されるが、適切な履修指導がないと学生にとってわかりにくいものとなる。これらの教育を管理する全学調整システムを構築し、科目配置を体系化するなど履修指導上の配慮が望まれる」）に基づいて、2003（平15）年12月15日開催の大学評議会において、学部長会議の構成員で構成される「全学調整会議」の設置を決議した。このことにより、総合教育科目を再編成し現在の全学共通科目とするまでに大きな役割を果たすこととなった。

なお、学則には全学に関する重要な事項や大学評議会に対する再審議の要求について協議する場として連合教授会を置く旨が定められているが、近年での運用実績は皆無である。

【点検・評価…長所と問題点】

学部長と教授会の関係については、前述のとおり学部長が教授会の議長を行っていることから、その関係は表裏一体であることと、学科主任等と事前の協議を重ねて審議すべき事項を決していることなどから、特段の問題は認められない。

学部長会議は、学部長会議規程では月に一度の開催を定めているが、月に二度開催して審議事項

の調整を行っていることは評価できる。

教授会承認後、大学評議会にて審議される事項については、学部長会議で調整のなされた事項であり、換言すれば学部レベルと全学レベルでの意思のすりあわせは既になされていることから、基本的には原案どおり承認される。特に学部の教育課程の編成に関する事項などについては、当該専門分野に精通した教授会が判断したものであることから、教授会の決定が尊重されるのが通例であり、教授会の自治は担保されている。また、学長・副学長などの大学執行部からの提案に関しては、学部長会議で意見交換を行うこととなっており、必要に応じて教授会での審議を行うことから、全学的に意思決定を行う場合にあっても、教授会の構成員の意見は的確に大学運営に反映されており、特段の問題は認められない。

しかしながら、近年の大学をめぐる環境の変化から、各教授会が単独で審議する事項はもとより、全学的に審議する事項やそれに伴う報告事項が増加しているなかにあつて、実質的な議論を行う時間が確保できないなどの実態がある。また、学部ごとに教授会の特色があることから、全学的に審議を要する事項についても審議の深度に差があり、理解が十分になされていない場合もある。

【改善方策】

教授会が効率的かつ実質的な議論を行うために、学部長会議において協議事項の仕分けを行い、全学的に審議を要する事項の論点を明確にして、審議のスピードアップを図るとともに教授会での審議の深度に差を生じさせないようにする。

また、【教授会、研究科委員会】の「学部教授会の役割とその活動の適切性」でも述べたが、教授会では学部長と学科主任等による協議を十分に重ね、資料をあらかじめ配布するなど、各教授会レベルでも具体的かつ効率的な運用を行う。そのうえで、可能であれば教授会の開催回数を増やすことや各学部教授会の開催日の調整を図るなどの対応も必要となる。

【学長、学部長、研究科委員長の権限と選任手続】

- ・学長、学部長、研究科委員長の選任手続の適切性、妥当性
- ・学長権限の内容とその行使の適切性
- ・学部長や研究科委員長の権限の内容とその行使の適切性
- ・学長補佐体制の構成と活動の適切性

【現状の説明】

本学の学長選任は、「大東文化大学学長選考規程」（以下「学長選考規程」という）に基づいて行われ、専任教育職員（特任教員を含む）、本学の専任事務職員および専任医療職員による投票によって行われる（学長選考規程第3条）。また、被選挙権者は、選挙の公示の日をもって引き続き三年勤務する専任教授とし（学長選考規程第6条）、任期は三年とし、重任を妨げない（学校法人大東文化学園職員任免規則（以下「任免規則」という）第3条第3項）。また、学長選挙の執行にあつては、大学評議会の下に「学長選挙選挙管理委員会」を設け「大東文化大学学長選挙選挙管理委員会内規」に基づいて行われ、学長選挙選挙管理委員会委員長が大学評議会議長に対して選挙結果の報告を行い、これを受けて大学評議会として学園理事長に対して次期学長の推薦を行う（任免規則第3条第

2項)。なお、「学長選考規程」および「学長選挙選挙管理委員会内規」については、見直しに向けた検討を進めていたが、大学に所属する専任事務職員の学長選挙への参加に関することと、選挙管理委員会の業務に関することについて一部改正した。

学部長の選任については、任免規則第4条に基づき、教授会の推薦に基づき学長が任命している。各学部とも学部長選考規程を内規として制定しており、これに基づいて選挙を行い、教授会として学長に対して次期学部長を推薦する。学部長の資格としては、学部所属の専任教授（学則第9条）で、任期は原則二年、再任を妨げない（任免規則第8条の2）。

学長は、大学の教育研究を統括し、教員を管掌し、執行責任者として大学を代表している。具体的には、教育研究に関する事項全般を統括し、学部長会議、大学評議会、大学院評議会等の審議機関を召集し、議長となって会議を行っている。副学長、図書館長、学部長、大学院研究科長等の役職者を任命する権限も有している。近年では、大学改革を推進させる観点から、教育課程の見直しや専任教員が担当するコマ数の是正、兼任教員が担当するコマ数の削減など、学長のリーダーシップの下に改善すべき課題が多くなっている。

学部長の権限については、まとめて明文化された規程はないが、教授会を招集し、議事進行を行っている。教授会の議案設定については、学科主任等と協議したうえで設定することとなっているため、学部長が単独で議案を設定し、教授会を恣意的に運用することはあり得ない。また、当該学部所属の教員の兼職や出張、所属学生の学籍に関する事項など、学部事務全般について手続き上の決裁を行う。

大学全体の運営について、学部長は学部長会議の構成員であり、全学的な調整について主体的に関与する。また、学長が召集する大学運営上の最高意思決定機関である大学評議会の構成員であり、大学全体の運営にかかわる決定について責任を有している。あわせて各種委員会や学部長会議の下に設置される政策の立案にかかわる諮問機関などの委員として、さまざまな運営に関与している。

学長を補佐する体制の構築として、学長の下に副学長を配している。副学長の任期は、指名した学長の任期内としており、学長がこれを任命する（任免規則第3条の2）。副学長に関する規程に基づき、現在3人の副学長を設け、その役割分担は、東松山担当副学長、学生担当副学長、教務担当副学長となっており、それぞれ東松山キャンパス運営委員会委員長、キャリアセンター所長、国際交流センター所長も兼ねている。なお、副学長は、学長を補佐するスタッフ機能を有しており、事務手続き上の決裁権は有していないが、役割分担以外の大学運営についても深く参画しており、政策決定に一定の役割を担っている。また、学長室規程に基づき、学長の補佐機関（スタッフ機能）として学長室を設けており、学長が要請した内容について継続的に検討を行い、学長の職務遂行に際しての必要な補佐を行っている。学長室の構成員である学長室員は、専任教員の中から学長が指名することとなっており、現在5名の学長室員が指名され、補佐業務を行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

学長等の選任手続きにあつては、「学長選考規程」および「学長選挙選挙管理委員会内規」に則して適正に執行されていることから、特段の問題は見受けられない。

学部長の権限については、学則等にまとめて明文化された規定はないが、慣例が確立されていることから、各学部では適正かつ円滑に職務遂行がなされている。しかしながら、近年、大学教育改革における学部長のリーダーシップの重要性が声高に叫ばれるようになったことから、責任や権限

が増大しており、また、大学運営にも関与していることから諸会議における学部長の負担が増大しており、結果、その立場や役割が不明確になっている現実がある。

副学長は、学長を補佐するスタッフ機能でありながら、他の役職を兼務していることから副学長の役割が明確になっていないところがある。また、法人の役員ではないため、法人で決定した情報がリアルタイムに副学長に届かないといった問題点も生じている。

また、学長室については、その規程にも定めがあるとおおり「学長のもとに設置することができる」となっており、学長が新たに就任（交代）するたびごとに、設置するか否かの判断がなされることから、構成員の入れ替わりは当然のこととしても、学長の補佐体制を恒常的なものと位置づける必要もある。

【改善方策】

学長の選任手続きについては、前述のとおり特段の問題はないことから、改善方策についても見当たらない。また、学部等における役職者等の選任手続きについても、その方法に問題がないか各学部で検証する。

諸会議における役割分担を明確化するために、学部長の業務や権限の仕分けを行う。また、副学長に一定の権限を付与することで、副学長の役割を明確化する。また、学長・学務局長と副学長で定期的に情報交換・協議を行い、副学長にリアルタイムに情報を届けるようにする。

現在の学長室については、発展的解消を行い、新たに企画戦略部門および入試広報部門を備えもつ一部署として事務組織の中に組み入れることを視野に入れ、さらなる学長支援体制の拡充と強化を図る。併せて、教学を中心とした事務組織の改編に向けた検討と、その合意形成を目指す。

【意思決定】

・大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

【現状の説明】

本学が充実した教育研究活動を推進させ、その水準を更に向上させるためには、一体的かつ機能的な運営体制の構築が不可欠である。本学にあっては、学長の下に教育研究組織を配し、学務局長の下に教育研究組織の管理運営にあたる事務機構を配している。なお、学務局長は教育職員が兼務し、その任期についても学長と同様になるよう配慮されており、教育研究組織と事務組織の意思疎通を円滑に図っている。

本学の意思決定は、学部に関する事項については、教授会での審議を経て大学評議会（議事進行は学長が行う）において全学的な意思を決定し、大学院に関する事項については研究科委員会および法務研究科教授会の審議を経て大学院評議会（議事進行は学長が行う）で全学的な意思を決定している。また、学部・大学院双方に共通する問題については、大学評議会および大学院評議会でも審議することとしている。なお、主たる大学の意思決定にかかわるプロセス（ここでは、法人の審議過程とその機関は含まない）を示すと以下ようになる。

①教員人事計画

学部長会議（学部等における教員人事計画作成の依頼）→教授会（審議）→学部長会議（各教

授会の結果取りまとめ）→大学評議会（最終決定）

※法務研究科に関する教員人事計画については、大学院評議会で最終決定する。

②学費（入学検定料を含む）

学部長会議（法人原案の報告）→大学評議会（学費等検討委員会への諮問）→学費等検討委員会（検討・答申原案の策定・大学評議会議長宛答申）→学部長会議（答申内容の確認および各教授会審議付託）→教授会（答申を踏まえての審議）→学部長会議（各教授会の結果取りまとめ）→大学評議会（最終決定）

※大学院に関する学費の検討については、大学評議会、大学院評議会とも議長が学長であることから、学長より大学院評議会に審議を要請して、研究科委員会・法務研究科教授会で議論のうえ結論を得ており、弾力的に運用している。なお、大学院評議会の事前に研究科委員長会議を開催し、検討結果等について事前の確認を行っている。

③学部・学科・研究科等の設置や廃止

教授会（発議）→学部長会議（発議内容の確認）→教授会（他学部による審議）→学部長会議（教授会の結果取りまとめ）→大学評議会（最終決定）

※なお、慎重な検討を要する場合などについては、大学評議会の下に設置準備委員会などの検討委員会を設け、検討したうえで教授会に諮るなどの場合もある。

※大学院については、研究科委員会（法務研究科は教授会）、研究科委員長会議、大学院評議会を経て決定される。

④学則の改正（各学部・研究科の教育課程の編成に関する部分）

教授会（発議）→学部長会議（発議内容の確認）→大学評議会（最終決定）

※大学院については、研究科委員会（法務研究科は教授会）、研究科委員長会議、大学院評議会を経て決定される。

⑤学則の改正（全学に関する事項）

学部長会議（学部等における検討の依頼）→教授会（審議）→学部長会議（各教授会の結果取りまとめ）→大学評議会（最終決定）

※大学院については、研究科委員会（法務研究科は教授会）、研究科委員長会議、大学院評議会を経て決定される。

⑥副学長・図書館長・センター所長等の任命

規程による選出あるいは指名→学部長会議（内容の確認）→大学評議会（最終決定）

⑦入学試験に関する事項

入学試験委員会（発議）→教授会（学科協議会で調整し、教授会で審議）→入学試験委員会（教授会の結果取りまとめ）→学部長会議（付議内容の確認）→大学評議会（最終決定）

※大学院については、研究科委員会（法務研究科は教授会）、研究科委員長会議、大学院評議会を経て決定される。

大学評議会の下には、大学で恒久的に推進あるいは検討を要する事項について必要な各種の委員会が設けられている。これには、教授会等から選出された専任教員等が委員として就任している。また、調整機関である学部長会議の下にも、副学長・学部長を中心とする役職者から構成される委員会を設けており、学部長会議からの諮問に基づき必要な事項を検討している。

【点検・評価…長所と問題点】

本学の意味決定プロセスは、前述のように教授会、大学評議会（大学院の場合は研究科委員会ならびに法務研究科教授会、大学院評議会）での決定をベースにしつつ、必要に応じて各種の検討委員会で審議されており、さらには、昨今の大学改革・改善の流れの中で、決定の迅速さと機動的な政策立案のために、従来の学部選出の委員ではなく、副学長・学部長から委員を学長が指名して短時間で集中的に検討を行わせていることは、評価される点である。しかし、大学評議会の下に設けられている各種の委員会は、膨大な数になっており、委員会の役割が一部不明確になっているところがある。そして、一部の教員においては幾つもの委員会業務を掛け持ちする者があり、かなりの過重負担となっているのも事実である。各種委員会における審議内容や構成員のあり方を抜本的に見直す時期にある。

大学院における学費の決定について、現状にあつては弾力的な運用を行っており、特段の問題は生じていないが、大学院評議会における審議の実質化を更に推し進める必要がある。また、法令や学則をはじめとする学内諸規則等に基づいて管理運営が適正かつ公正な手続きがなされているかの検証については、まだその仕組みの構築が不十分である。

【改善方策】

現在設けられている委員会の数が相当な数になっていることから、各種の委員会を整理統合する。法令や学則をはじめとする学内諸規則に基づき管理運営が適切に行われているかどうかの検討を定期的に行うために、学部長会議にその仕組みを構築する。

教学における慎重な意思決定は民主的であり、透明化されたものではあるが、社会の変化に対する迅速な対応が遅れてしまう危険性がある。効率化を図らなければならない一方で、もちろん、学部（教授会）の自治や各教員の意思の尊重に配慮する必要があるのは十分承知のうえで、大学の意思決定プロセスにおける連絡調整機関としてある学部長会議（大学院においては研究科委員長会議）の中で、現在の大学評議会（大学院においては大学院評議会）で最終的に意思決定がなされている審議案件の内容を精査・見直し等を行い、その一部の案件については、学部長会議（大学院においては研究科委員長会議）において意思決定ができる仕組み（議決機関としての機能を一部有する）を規程等の改正を含めて模索する。また、全学に関する事項以外で一部の学部等にかかる審議案件等については、学部長会議（大学院においては研究科委員長会議）で調整等がなされた場合に、そのつど全学部教授会（大学院においては各研究科委員会）に付託（再審議）することを省略できるようなルールや仕組みも探る。

【評議会、大学協議会などの全学的審議機関】

・評議会、大学協議会などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

【現状の説明】

本学では、学則第11条の22に大学評議会および連合教授会を置く旨が規定されている。また、大東文化大学大学院学則（以下「大学院学則」という）第26条の2に大学院評議会を置く旨が規定されている。大学評議会は、大学のうち学部における事項にかかる最高意思決定機関であり、連

合教授会は、大学評議会をもってしても大学としての意思を決定することが困難な場合に設けられるあくまで臨時的な機関である。大学院評議会は、大学のうち大学院における事項にかかる最高意思決定機関である。

大学評議会は、学長、副学長、学部長、学科主任、各学部教授会から選出された専任教員2名、図書館長、東洋研究所長で組織され（学則第11条の23）、2009（平21）年度にあつては49名で構成されている。議長は学長が務めることとなっており（学則第11条の26）、構成員の3分の2の出席で成立する（学則第11条の27）。議事は、出席した構成員のうち過半数の同意を持って成立するが、学則及びこれに基づく諸規程の制定及び改廃並びにこれらの解釈に関する事項については構成員の3分の2の同意を持って成立する（学則第11条の27）。なお、大学評議会で審議する事項は以下のとおりである（学則第11条の25）。

- ①学則及びこれに基づく諸規程の制定及び改廃並びにこれらの解釈に関する事項
- ②学長、図書館長、ポター資料館長、北京事務所長、東洋研究所長、書道研究所長、キャリアセンター所長、国際交流センター所長、体育センター所長、地域連携センター所長、大東文化歴史資料館長、学園総合情報センター所長及び診療所長の推薦に関する事項
- ③副学長の承認に関する事項
- ④入学者選抜に関する基本的事項
- ⑤教員等人事の基準に関する基本的事項
- ⑥全学に関する各種委員会委員の選出に関する事項
- ⑦学長から諮問された事項
- ⑧連合教授会から再審議の要求のあつた事項
- ⑨その他全学に関する重要事項

連合教授会は、学部、大学院法務研究科、東洋研究所及び書道研究所に所属する専任の教授、准教授、講師及び助手並びに特任教員をもって構成されている（学則第11条の28）。議長は、学部長の互選であり、学長若しくは学部長の過半数が必要と認めた場合又は2学部以上の学部教授会から議案を示して開催要求のあつた場合には、10日以内に招集しなければならないこととされている（学則第11条の31）。また、連合教授会は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席した連合教授会構成員の過半数の同意をもって成立する（学則第11条の32）。連合教授会は、大学評議会が、相当と認めた事項について審議し、議決する。また、全学に関する重要事項や大学評議会に対する再審議の要求について協議し、決議することが可能である（学則第11条の30）としている。このことは、1998（平10）年11月の学則改正により、学長の推薦に関する事項に関しては大学評議会の議決事項とされ、実質的な審議を付託する事項がほとんど皆無となり、連合教授会は、前述のとおり、あくまで臨時的な機関に位置づけられ、取り扱う事項も限られることから近年開催した実績はない。

大学院評議会は、学長、副学長、研究科委員長、専攻主任、法務研究科を除く研究科から各1名、法務研究科長、法務研究科教務主任及び学生主任をもって構成されており（大学院学則第26条の2）、構成員の過半数の出席をもって成立するが、大学院学則の改正並びに規程の制定及び改廃に関する事項については、3分の2の出席を必要としている（大学院学則第26条の7）。また、議事は、構成員の過半数の同意により決するが、大学院学則の改正並びに規程の制定及び改廃に関する事項については、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする（大学院学則第26条の3）。なお、大学院評議

会で審議する事項は以下のとおりである（大学院学則第26条の5）。

- ①大学院学則の改正並びに規程の制定及び改廃に関する事項
- ②各研究科間の連絡調整に関する事項
- ③その他大学院に関する共通事項

【点検・評価…長所と問題点】

大学の最高意思決定機関である大学評議会および大学院評議会については、前述のとおり学則で明確に定められており、規程に従った運用がなされている。従って、現状にあっては、学則等と実際の運営に乖離は認められず、特段の問題は認められない。

【改善方策】

現状にあっては、学則等と実際の運用に乖離がないことから、特段の改善方策は見当たらない。しかし、大学の最高意思決定機関である大学評議会、大学院評議会の在り方が現状に見合ったものであるかどうかを常に点検し、改善方策を講じていく。

第2節 大学院の管理運営体制

【教授会、研究科委員会】

- ・ 大学院研究科委員会等の役割とその活動の適切性
- ・ 大学院研究科委員会等と学部教授会との間の相互関係の適切性

【現状の説明】

本学においては、大学院学則第25条によって研究科委員会を置くことが規定されている。

研究科委員会は、授業を担当する専任の教授、准教授、講師で構成され（大学院学則25条）、研究科委員長が議長となって進行される（大東文化大学大学院教員及び研究科委員会規程（以下「研究科委員会規程」という）第4条）。研究科委員会は、構成員のうち2分の1の出席で開催され（研究科委員会規程第6条）、研究科委員会における決議は、出席した構成員の過半数で決し、同数の場合は議長が決する（研究科委員会規程第7条）。

研究科委員会で審議する内容については、大学院学則で定められている事項を踏まえて、事前に研究科委員長と専攻主任が協議している。その内容を踏まえて、専攻協議会を開催し、各専攻における意思をあらかじめ調整し、研究科委員会を開催することとなっている。

以下に大学院学則第26条で定められた研究科委員会で審議する事項を列挙する。

- ① 研究及び教授に関する事項
- ② 学位の授与に関する事項
- ③ 教育課程に関する事項
- ④ 学生の入学、休学、復学、留学、転学、退学、除籍、再入学及び懲戒等に関する事項
- ⑤ 当該研究科に係る大学院学則及び規程の制定・改廃に関する事項
- ⑥ その他研究科に関する事項

なお、法務研究科を除くすべての研究科が基礎となる学部を有しており、研究科の授業のみを担当する教員は原則として存在しない。従って、教員の任免に関する事項は基礎となる学部の教授会で審議され、研究科委員会では審議されていない。ただし、採用候補者が研究科の科目を担当することができるかどうかについては、採用候補者を選定する段階で、研究科は学部と連携して判断を行っている。

研究科委員会で審議した事項のうち、大学院全体で審議する必要がある事項については、学長・副学長・研究科委員長・法務研究科長で組織される研究科委員長会議で調整を図り、大学院評議会の議を経て決定されることとなっている。

【点検・評価…長所と問題点】

研究科委員会の運営は、大学院学則等に従って運用されていることから特段の問題は認められない。また、法務研究科を除く全研究科は、前述のとおり基礎となる学部を有しており、研究科委員会の構成員は学部教授会の構成員であることから、情報の共有化も十分図られており、学部教授会と研究科委員会の相互関係については特段の問題は認められない。

なお、2001（平13）年度の相互評価報告書に記述があるとおり、大学院組織は、形式上学部とは

異なった組織として位置づけられているが、大学院教育を担う教員（法務研究科を除く）は、そのほとんどが学部所属の教員であり、そのため大学院の管理運営を行う場合に、常に学部における管理運営との絡み合いで考慮しなければならない。そこで、「大学評議会との関わり合いにおいて、大学院の意向が大学全体に反映されるべく、大学評議会のメンバーとして大学院評議会の委員が参加する方法も考えられる」としていたが、まだその実現には至っていない。

しかしながら、数年前より大学院研究科の教学上の管理運営の観点から、学部を中心とした大学全体にかかる審議経過や意思決定事項を詳細かつタイムリーに把握・理解するために、研究科委員会および大学院評議会の幹事である大学院事務室事務長と、法務研究科長および法務研究科教授会の幹事である法務研究科事務室事務長をそれぞれオブザーバーとして学部長会議および大学評議会に出席をさせている。また、本学大学院は、2009（平21）年度にスポーツ・健康科学研究科が新設され、専門職大学院の法務研究科を含めると8研究科を開設することとなり、大学の学部長会議に相当する研究科委員長会議により、各研究科の意思決定、審議事項が大学院の運営ないし基本方針にうまく反映できていることは、制度上評価できる。

【改善方策】

現状にあっては、大学院学則等と実際の運用に乖離がないことから、特段の改善方策は見当たらないが、研究科委員会で審議する事項を今以上にスムーズにするために、不断の点検を行う。

【学長、学部長、研究科委員長の権限と選任手続】

- ・学長、学部長、研究科委員長の選任手続の適切性、妥当性
- ・学部長や研究科委員長の権限の内容とその行使の適切性

【現状の説明】

研究科委員長の選任は、研究科委員会の推薦に基づき学長が任命している（任免規則第4条）。研究科委員会では、選考規程を内規で定めており、これに基づいて選挙を行っている。研究科委員長の資格は、当該研究科の授業を担当する教授（大学院学則第25条）で、任期は原則二年、再任を妨げない（任免規則第8条の2）。

研究科委員長の権限については、まとめて明文化された規程はないが、各研究科を総掌し、研究科委員会の議事進行を行っている。研究科委員会における議案設定は、研究科委員会にあっては各専攻主任と協議して行っている。研究科委員長は、学位の授与に関する事項や所属する学生の学籍などに関する事項について事務手続き上の決裁を行う。

【点検・評価…長所と問題点】

研究科委員長の選任手続きについては、研究科で定められている内規に従って、運用されており、規則と運用の乖離は認められない。

研究科委員長の権限については、まとめて明文化された規定はないが、学部長同様、慣例が確立されていることから、各研究科では適正かつ円滑に業務遂行がなされているため、特段の問題は見受けられない。

【改善方策】

研究科委員長の選任手続きおよび権限については、現状は問題なく運用がなされており、改善方策は見当たらない。

第3節 法務研究科（法科大学院）の管理運営体制

法務研究科には研究科長、教務主任、学生主任が置かれ、執行部会が構成されているほか、教授会及び20の委員会が置かれ管理運営が行われている。また、到達目標を達成するために、必要な規程が整備され、明文化された規程に従った適切・公正な管理運営が行われるよう配慮されている。現状においては組織、規程の整備はおおむね適切に行われている。

到達目標

1. 法科大学院の管理運営の目標

大学院設置の理念に忠実な管理運営が透明性をもち、状況の変化に適切迅速に対応できる体制の下で行われ、多様な需要に即応し的確になされることを目標としている。

具体的には、

- (1) 大学院全体におけるすべての意思決定について責任の所在が明確になっていること
- (2) 担当する教職員は自覚と責任をもって管理運営に当たること
- (3) 意思決定においては多様な意見を的確に調整する体制が取られていること
- (4) 即応しなければならない事態が生じた場合に意思決定が迅速的確に行うことができること
- (5) 決定されたことは迅速に実行され、その効果が適切に検証されること

があげられる。

2. 研究科教授会、研究科委員会（役割と活動）

法務研究科教授会

- (1) 学則その他の規則に定められた基準に従った明確な責任体制のもとで、運営が行われること
- (2) 必要に応じて迅速、かつ機動的に適切な意思決定を行い、直面する課題に迅速・的確に対応すること

研究科委員会

- (1) 委員会設置、改廃が必要性に応じて適切に行われること
- (2) 所掌事務が明確に定められ、責任の所在が明らかであること
- (3) 明確に定められた内規等により、公正・適切な運営が行われること
- (4) その所管する事項にかかわる改善措置について、積極的な対応が行われていること

3. 研究科長等の権限と選任手続き

- (1) 研究科長、教務主任及び学生主任の所掌、権限が明確に定められていること
- (2) 研究科長等の選任手続きが、規則に従った明確な基準に従って行われること
- (3) 研究科長の権限、選任手続きが、法科大学院の直面する課題に対し適切に対応できるものであること

【教授会、研究科委員会】

- ・教授会の役割とその活動の適切性

【現状の説明】

本研究科には、学則の定めにより、法務研究科の意思決定を行う合議制の機関として教授会が設けられており、構成、必要的議決事項、議決方法等教授会の組織・運営についても学則に明確に定められている。教授会は、毎月行われる定例教授会のほか、必要に応じて臨時教授会が開催されており、必要的議決事項はもちろん、本研究科を通じて共通の認識を持つことが好ましい重要事項は、すべて議題とされており、適切に機能している。教授会の審議については、議事録が作成され、構成員の確認を経て保存されている。

【点検・評価…長所と問題点】

本研究科は、教員規模が16名と少数であるため、定例教授会と臨時教授会の適切な開催を含め、法科大学院に関する重要事項が何らの教授会の関与なく決定されることはなく、本研究科の管理運営について存在する重要事項の決定並びに問題点に関する認識の共有及び対処策の策定が適切に行われており、教員規模及び教授会の運用の適切性は長所として評価できる。

問題点としては、大学全体での意思決定が必要となる事項については、大学全体での必要な議決機関の開催日と教授会の開催日との関係から、即応しなければならない問題に対する対応に遅れが生ずることがある点があげられる。

【改善方策】

必要に応じて迅速、かつ機動的に適切な意思決定を行い、直面する課題に迅速・的確に対応することができるよう、教授会で基本方針を決定し、執行部や委員会に対応を委任するなど、即応できる体制を整備し活用する。

- ・教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

【現状の説明】

研究科長が教授会の議長を務めることとされているほか、教授会で議決される重要事項は、研究科長、教務主任及び学生主任で構成される研究科執行部から提案されている。本研究科の管理運営に関する重要事項はすべて教授会の議決事項とされており、研究科長及び執行部は、常に教授会を通じて法務研究科全体の意思を確認しながら管理運営に当たっている。

【点検・評価…長所と問題点】

教授会を構成する教員数が少数であることもあり、また、FD関係の連絡や他の委員会等教員間の意思疎通を図る機会が多く、研究科長及び執行部と教授会との間の連携協力及び機能分担についても十分な意思疎通が図られている。これらの点においてこれまで問題が生じたことはなく、適切

に行われている。

【改善方策】

該当なし。

【学長、学部長、研究科長の権限と選任手続】

- ・学長、学部長、研究科長の選任手続の適切性、妥当性
- ・学部長や研究科長の権限の内容とその行使の適切性

【現状の説明】

研究科長の選任手続については選任規程に明確に定められており、これに従って適切に行われている。また、研究科長の権限については、学則に定められている。

これらの合議性の機関と研究科長の関係も円滑に保たれており、研究科長の権限行使の適切性は確保されている。

【点検・評価…長所と問題点】

【現状の説明】で記述したように、本研究科の管理運営については、重要事項の決定は、教授会で行うこととされ、決定事項の執行については、研究科長、教務主任及び学生主任で組織される研究科執行部において行われている。研究科長は、対外的には本研究科を代表するが、研究科長が単独で管理運営の重要事項の決定権限を行使することはないこととされており、このような仕組みは、法務研究科全体の問題意識の共有及び重要方針の決定に関する意識の共有において大きな長所となっている。しかし、緊急に対処すべき問題に対する対処という面では、迅速性に欠ける面もあり、研究科長または執行部への権限一任の活用などにより、事態に即応できる体制を確保することが必要である。

【改善方策】

必要に応じて迅速、かつ機動的に適切な意思決定を行い、直面する課題に迅速・的確に対応することができるよう、案件によっては、教授会の基本方針のもとに研究科長に執行権限を一任する等の対応によって、迅速な対応が取れるように体制を整備する。

第4節 法人と大学の管理運営体制

【教学組織と学校法人理事会との関係】

・ 教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係および機能分担、権限委譲の適切性

【現状の説明】

本学における教学組織と学校法人理事会との関係には、非常に密接な関係があり、教学組織の自主・自立を重視する伝統が存在し、学校法人理事会が専制的に教学を支配するといった状態は生じていない。学則第1条（目的）に定められている「真理と正義を愛する自主的精神に充ちた良識ある人材」を育成するには、学校法人として教学組織の自主・自立を尊重し、大学の教育理念を達成するための最大限の支援を行う必要がある。

学校法人大東文化学園寄附行為（以下「寄附行為」という）第6条では、理事会の構成員を規定しているが、教学組織の意思を十分に反映させるため、理事総数22人のうち、学長・学部長の9名が理事となっており、教学組織の事務を統括する学務局長（現在は教育職員が兼ねている）も理事となっている。なお、前述も含めた理事会の構成員は以下の通りである。

①大東文化大学学長

②この法人の設置する大学以外の各学校の長たる評議員のうちから評議員会において選任された者 1人

③この法人の職員（この法人の設置する各学校の教員その他の職員を含む）たる評議員のうち、大東文化大学各学部長、事務局長及び学務局長 10人

④この法人（この法人の前身たる法人を含む）の設置する各学校の卒業者たる評議員のうちから評議員会において選任された者 6人

⑤学識経験者で、①から④までの理事の過半数により選任された者 4人

教学組織の最終意思決定機関である大学評議会および大学院評議会を経た案件（人事案件は学長決裁を得たもの）は、ただちに学務局長を経て事務局長に送られ、学園執行部である理事長・学長・常務理事（現在は学務局長・事務局長が兼務している）で組織される常務会（学校法人大東文化学園理事会の業務及び運営に関する規則第8条）において案件調整等が行われる。その後、理事会に付議することが妥当か否かを上記①②③の理事で構成される常務審議会（寄附行為第19条）で審議し、最終的な法人としての意思を理事会において決定する。この常務会や常務審議会の機能によって、法人与教学との適切な連携協力体制をとることができ、円滑な総合調整の役割にも寄与している。また、教学組織の意思決定における妥当性について経営的な判断や裁定（財政面や人的配置など）を要するような場合にあっては、必要に応じて理事会または理事長の下に各種の検討委員会を設けることもあるが、法人での審議にあっては、教学組織の意思が教授会から大学評議会等の多岐にわたる会議で十分な議論が行われたことを踏まえて、基本的には教学組織の提案どおり決定されている。

学校法人与教学組織は、経営上は管理する側と管理される側になっており、本来その立場と機能は異なるものの、本学においては相互信頼関係にあって、意思決定プロセスもスムーズに行われており、運営は堅実である。

【点検・評価…長所と問題点】

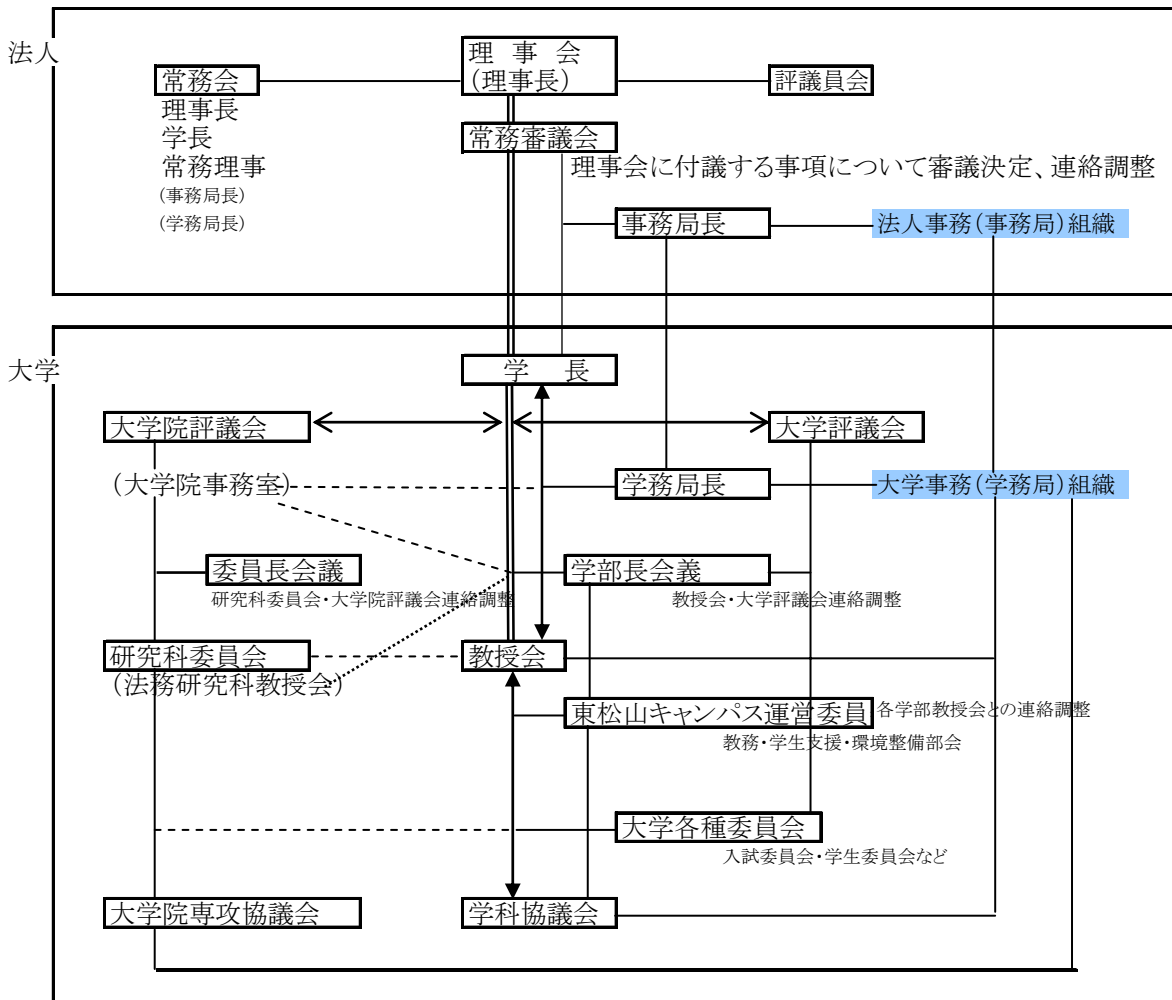
以上のことから、大学が教学運営のみならず、法人の管理運営面においても大きな責任を有することとなっているため、教学組織と学校法人理事会の関係は表裏一体となっており、意思疎通および連携協力関係は十分に図られていて評価できるところである。

しかしながら、教学組織と学校法人理事会の関係が表裏一体となっていることで、その役割や権限が曖昧となっている傾向にある。学部長が理事であることを否定するものではないが、学部長が学部の意思に拘束されていることを考えると、教学組織の経営問題をはじめとする戦略的な諸問題への対応は極めて難しいものとなる。また、理事会の構成員 22 人中、12 人が学内の関係者であり、学校法人の公益性・公共性から見ると、さらに、学外からの意見を取り入れた経営を推し進めることが望まれている。

【改善方策】

私立大学を取り巻く環境の変化に迅速かつ機能的に対応するために理事会構成の見直しを行う。具体的には、学部長が当て職で理事に就任するシステムの検討も含めて、学園教職員・卒業生・学識経験者でバランス良く構成されたスリムな理事会と評議員会を構成すべく、寄附行為の変更に向けて議論を推進する。

〈本学における大学と法人の管理運営組織体〉



【法令遵守等】

- ・ 関連法令等および学内規定の遵守
- ・ 個人情報の保護や不正行為の防止等に関する取り組みや制度、審査体制の整備状況

【現状の説明】

本学園に関する各種法令や国が定めるガイドラインは、修学に関すること、経理等に関すること、個人情報や人権に関すること、労働安全等に関すること等々、数多い。

本学園においては、当該法令等の性格に応じて必要な規程については整備しているが、単に整備にとどまらず実行あるものとするために、教職員全員への周知やマニュアルを作成し配布している。また、専門家を招いての研修会を開催して、法令違反になることを避けるとともに、それらが日常業務において正しく守られるよう注意を払っている。

本学園で整備している主な規程等は以下の通りである。

- 「学校法人大東文化学園経営倫理綱領」
- 「学校法人大東文化学園経営倫理委員会規定」
- 「学校法人大東文化学園内部監査規程」
- 「学校法人大東文化学園安全衛生管理規程」
- 「学校法人大東文化学園セクシュアル・ハラスメント対応基本規則」
- 「セクシュアル・ハラスメントに関する指針(ガイドライン)」
- 「学校法人大東文化学園セクシュアル・ハラスメント防止委員会規程」
- 「学校法人大東文化学園セクシュアル・ハラスメント問題調整等委員会規程」
- 「学校法人大東文化学園個人情報の保護に関する規程」
- 「学校法人大東文化学園書類閲覧取扱要領」
- 「学校法人大東文化学園公益通報者等の保護に関する規程」

その中で「個人情報の保護に関する法律」の全面施行に際し、本学園において「学校法人大東文化学園個人情報の保護に関する規程」（以下、「本学園規程」という）が2005（平17）年4月1日に制定された。本学園規程では、個人情報保護委員会（以下、「保護委員会」という）の設置を規定し、その構成員は、学園常務理事、各設置校学校長及び理事長が指名する学内有識者である。審議事項は、①個人情報の保護に関する全学的な施策に関する事項、②管理責任者から個人情報の収集、利用、提供、開示及び訂正等について付議された事項、③情報漏えい事件等が生じた場合の事後対策に関する事項、④個人情報の保護に関する教育及び研修計画の立案及び実施に関する事項である。

保護委員会では2005（平17）年7月6日、大学内に設置された「個人情報保護ワーキンググループ」（以下、「ワーキンググループ」という）に対して、「大学所管の個人情報の洗い出しと『個人情報保護法』の趣旨に即した要領（制定案）等の策定及びこれに関連する必要な事項の提案」についての諮問を行った。ワーキンググループは、学内各機関のヒアリングをはじめ必要な調査を実施し、その後、審議を重ねて2007（平19）年1月16日に保護委員会に報告を行った。

ワーキンググループからの報告に基づき、保護委員会では、本学園規程を改正（2008<平20>年1月30日）して、主として不服申立てに関する事項に対応すべく個人情報保護審査委員会（以下、「審査委員会」という）を設置した。また、個人情報流失事故に備えて、民間の「個人情報漏洩保険」に加入した。

【点検・評価…長所と問題点】

個人情報保護については、設置学校個別ではなく法人主導で取り扱うという国の方針に基づき保護委員会を設置したが、主たる構成員が各学校長ということで実質的な審議が難しい状況である。個人情報保護について、大学においては相応の対応が可能であるが、その他の附設校については、脆弱であるといえる。

ワーキンググループ報告に基づき審査機能を有する審査委員会設置と個人情報漏洩保険に加入したが、同報告全般にわたる具体的な検証については十分であるとはいえない。2009（平21）年度に入り、この検証を行うべく保護委員会内に小委員会を設置し、議論を開始した。

個人情報に関する職員への教育・研修については、2005（平17）年度に外部講師を招いて専任事務職員対象に実施したが、その後は行われていない。

個人情報保護以外の諸規程の遵守並びに運営については、適切に処理されている。

【改善方策】

個人情報保護に関しては、大学を含む各附設校において、その実態に即した審議機関の設置が求められる。保護委員会は学園として各附設校の実態を常に把握する機関とする。

また、保護委員会内に設置された小委員会において、ワーキンググループ報告における提言の検証をすみやかに行い、学園として必要な施策を早急に策定する。

教育・研修については、専任事務職員の研修再開はもとより、学生情報を取り扱う教育職員に対する啓蒙活動を展開する。

第 1 3 章 財務

第13章 財務

大学は、十分な財政的基盤を確立するとともに、財務運営を適切に行わなければならない。

財政は、大学にとって教育研究活動を支えていくのに最も重要であることは明白であるが、少子化の進行により、経営環境の悪化が見込まれるなか、教育研究活動や施設設備への継続的な投資をいかに図っていくかが喫緊の課題である。

そのために、教育研究を適切に遂行するための財政基盤の確立を図り、それを公正かつ効果的に配分し、適切に運用していく方策を講じなければならない。本学の『中期経営計画』に掲げる「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」という新たに読み替えた理念のもと、わが国の有為な人材の養成と世界の平和と安定に寄与する人材の育成を目指している本学の教育研究水準を維持していくために、安定的な財源確保に努め、帰属収入の大きな部分を学生の授業料収入に依存している現状を改善し、科学研究費補助金等外部資金の獲得や寄付金募集の組織・体制作りに取り組むために、以下の到達目標を定める。

到達目標

- (1) 中期財政計画を策定し財務の健全化を達成する。
- (2) 「財務戦略担当理事」を置き、安定的な財政運営等を包括的に管理しガバナンス体制を構築する。
- (3) 支出額を、設定した対帰属収入比目標値内に収める。
- (4) 各年度で重点事業を設定し予算枠を設け、学内応募形式で予算配分を行う。
- (5) 学納金依存率の高い本学の財務体制のなか、人件費比率を私学事業団の示す適正水準を目標とし、教育研究費比率を改善する。

【中・長期的な財務計画】

- ・中・長期的な財務計画の策定およびその内容

【現状の説明】

大東文化大学は、教育研究規模、財政規模ともに学校法人大東文化学園の大部分を占めているが、その他に、本学園には高等学校、幼稚園、専門学校も併設しており、また、本学園会計処理の構造上、これらに法人部門を含めた学園全体で財務計画を立てる必要がある。現在までは単年度ごとの事業計画を立てそれに応じた予算編成を行い執行してきた。

【点検・評価…長所と問題点】

これまでは、単年度の事業計画と予算の作成であったが、安定した財政基盤を確立することが何よりも重要であり、それを具現化する意味からも中・長期的な財務計画の策定は必要である。

現在、東松山キャンパス整備事業等の大規模な支出を控えている状況においては、将来の財政状

況を的確に把握し学園運営に支障を来さないよう適切な対応策を講じなければならない。そのためには、財務計画の策定は必要不可欠である。

【改善方策】

2009（平21）年度末を目途に中・長期的財務計画の策定を行い、将来を展望した予算編成・執行体制を確立する。

また、東松山キャンパス整備事業、幼稚園建替え工事、専門学校土地売却等、大きな収入支出の金額規模と支払時期が明確に固まり次第、東松山キャンパス整備事業を含めた財務計画を、2009（平21）年度末を目途に策定する。

併せて、部署間の連絡機能を高め、財政運営等を包括的に管理するガバナンス体制を確立するため財務戦略担当理事を置く。

【教育研究と財政】

・教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）の確立状況

【現状の説明】

学生生徒等納付金は、大学全体で12,473百万円、学園全体で13,436百万円（2008<平20>年度決算）となっており、帰属収入の約80%を占める主要財源であり最重要項目である。

手数料は、大部分が入学検定料収入であるが、大学全体で434百万円、学園全体で455百万円（2008<平20>年度決算）となっている。

補助金は、大学全体で817百万円、学園全体で1,211百万円（2008<平20>年度決算）となっている。私立大学等経常費補助金において一般補助は引き続き抑制の方向である。特別補助は充実の方向にあるが、総額では漸減傾向になると思われる。高等学校と幼稚園が対象である東京都からの経常費補助金は現在のところ減少傾向にはなっておらず、また、研究設備及び施設整備等補助金、大学改革推進等補助金等、その他の補助金獲得も積極的に行いつつある。

資産運用収入は、学園全体で930百万円（2008<平20>年度決算）となっており、帰属収入の5.5%を占め、他大学法人と比較してやや高い数字となっている。

寄付金については、教育研究振興資金（大学）、教育環境整備資金（高等学校）等の募集を行っているが、現状は減少傾向が顕著である。また、事業収入については、それに伴う支出の方が大きく、これらは収入全体を補完する規模ではない。

次に支出についてであるが、最大の支出は言うまでもなく人件費である。人件費は、大学全体で9,321百万円、学園全体で10,800百万円（2008<平20>年度決算）となった。ここ10年来の大学学部学科・大学院研究科等の開設、改組・再編等により、大学において専任教員数の増加が続き、また、兼任教員への依存度も依然として高く、教員人件費は年々上昇の一途を辿っている。このため、大きな資産の売却があった2006（平18）年度を除けば、学園全体の帰属収入に対する人件費比率はここ数年60%を超え、特に2007（平19）年度は64.2%、2008（平20）年度は64.0%に達している。

教育研究経費は、大学全体で4,234百万円、学園全体で4,546百万円（2008<平20>年度決算）と

なり、ほぼ毎年度増加を続けており、教育研究の充実に向けて着実に改善しつつあるが、同構成比率は2007（平19）年度において27.5%、2008（平20）年度は27.3%となっており、学部構成が同じような大学法人の比率の平均を下回っている。

現在の財政状況については、2008（平20）年度末の次年度繰越消費収入超過額が3,857百万円となっており、現時点においては健全な状態にあると言える。しかしながら、2007（平19）年度は1,049百万円の消費支出超過、2008（平20）年度も1,327百万円の消費支出超過となっており、2009（平21）年度以降についても、2007、2008（平19、20）年度と同等もしくはそれ以上の単年度消費支出超過となる見込みである。

【点検・評価…長所と問題点】

学生生徒等納付金については、大学において2009（平21）年度からの学費改定により若干の収入増は見込める。その他の各設置校においては、幼稚園において園舎建替えに伴い学費等改定の検討がなされる予定であるが学納金収入全体を押し上げるものではない。

また、入学定員超過率の抑制や、大学全入時代を迎えつつある昨今の状況では、学科によっては定員割れの可能性が徐々に高まること等により、総学生数が増加する見込みはほとんど無いが、学費改定の効果も見込めるため、学納金収入は横這いか或いは若干増加の方向で推移することが予測される。

手数料は、入学検定料が大部分を占めるが、少子化に歯止めがかからない現在の状況にあっては、大学を含め設置学校全てにおいて今後も大幅な増収を期待できる状況にはなく、割引制度の大幅導入に伴い、やや減少となることが予想される。

補助金については、私立大学等経常費補助金において、総額では漸減傾向になると思われる。高等学校と幼稚園が対象である東京都からの経常費補助金は現在のところ減少傾向にはなっておらず、また、その他の補助金獲得も積極的に行いつつあり、大学全体、学園全体の補助金総額としては横這いで推移するものと予測される。

資産運用収入については、景況感が悪化の方向にあり、金利、株式等の上昇は当面見込めず、今後の情勢によっては更に景気後退が進むことも予想される。運用収入の増加は今の経済状況を考えると中期的にも見込みにくく、また、支払資金の不足を避けるためには運用資産の一部取崩しを今後も行わざるを得ないため、やや減少していくものと予測される。

寄付金については、将来的にも非常に重要な収入源としなければならない収入であるが、現状は減少傾向が顕著である。また、事業収入については、それに伴う支出の方が大きく、これらは収入全体を補完する規模ではない。

以上のことから、収入全体としては横這いかやや減少の方向で推移するものと思われるので、今後は、支出の増加に対応した増収策を如何に図るか、支出を如何に削減するかが課題である。

最大の支出である人件費は、学園全体の帰属収入に対する人件費比率がここ数年60%を超えている。今後においても人件費が学園財政を圧迫する主要因となり、教育研究への資金配分にも影響を与えるものと思われる。消費支出に占める教育研究経費構成比率を高める意味でも、これを改善することが今後の大きな課題である。

2001（平13）年度大学基準協会相互評価結果で勧告として「教育研究費率が低いので改善を要する」と指摘された教育研究経費は、2007（平19）年度において、学園全体の帰属収入に対する同比

率が26.4%、消費支出に対する同構成比率が27.5%、2008(平20)年度においては同比率が26.9%、同構成比率が27.3%となっており、同系統の大学法人の平均を下回っているものの、当時に比べると近年は高い比率を維持している。中長期的に消費収支バランスを保つことがあくまでも基本であるが、一方で教育研究の内容充実を更に図ることも大切であり、消費収支バランスを保つことを前提としたうえで教育研究経費比率及び同構成比率を少しでも向上させることが課題となる。

その他の経常的支出については極力抑制していくことを基本としなければならないが、大きな支出となる施設設備関係の支出についても、減価償却額や基本金組入額の増加につながるため消費収支バランスを悪化させ財政を圧迫する大きな要因となる。このことに充分留意したうえで計画を策定し実施されなければならない。

2009(平21)年度以降については、2008(平20)年度と同等もしくはそれ以上の単年度消費支出超過となる見込みであり、今の状況が続いた場合でも、遠くない将来に次年度繰越額においても消費支出超過に転落する可能性が高い。

今後具体的な事項としては、選択定年退職者の退職金増により、2008(平20)年度に引き続き2009(平21)年度においても人件費は更に大幅な上昇が見込まれ、それに伴い人件費比率も上昇すると思われる。今後、選択定年制度の改正に伴い緩和されると思われる。また、東松山キャンパス整備事業を2009(平21)年度から2015(平27)年度にかけて実施を予定している。この事業に係る具体的な支出金額は、未だ事業内容と規模が流動的であるためあくまで概算額であるが、2009(平21年)11月段階の予定では、2009(平21)年度に約1千万円、2010(平22)年度に約5億1千万円、2011(平23)年度に約22億円、2012(平24)年度に約13億2千万円、2013(平25)年度に約21億5千万円、2014(平26)年度に約23億円、2015(平27)年度に約2億1千万円、総額87億円程度の支払となる見込みである。これら大規模な支出が予定される間は財政がひっ迫し、現状のままでは資金不足に陥ると思われる。

単年度消費支出超過が長期的に続く事態は避けなければならないが、人件費増加や東松山キャンパス整備事業が行われる間は、大幅な消費支出超過は避けることが出来ない。この状況においては当然のことながら教育研究経費への影響も大きい。教育研究に十分な資金を投入するためには、人件費削減策を検討せざるを得ない状況である。

ただし、前述の大規模な支出要因がほぼ解消する2016(平28)年度以降においては、単年度の消費収支バランスは大幅に改善され、教育研究経費に更に多くの資金を投入出来る環境が整う。これにより、教育研究経費比率及び教育研究経費構成比率についても適正な水準(文他複数学部 of 平均値程度)まで改善させることが出来る。

【改善方策】

このことを踏まえながら、各種行事、高校訪問等の実施、各種広報活動、各種補助金等外部資金の導入に関する積極的な検討や現在実施している寄付金の獲得推進、新たな事業に伴う寄付金の募集等により収入の増加を極力図り、支出全体について、既存事業・既存業務の見直しを行い、無駄を省き合理化を図ることにより、本当に必要で有効な支出に十分な資金投入を行える環境を整えて、教育研究環境の充実(教育研究費率の向上)を図っていく。

さらに東松山キャンパス整備事業は、資金不足に陥らないための対応策として、減価償却対象資産購入額に合せた減価償却引当特定資産の取崩しを行うとともに、一部の資金については、専門学

校の廃止に伴う土地の売却及び日本私立学校振興・共済事業団からの借入れにより対処し、資金を潤沢に保つことにより平常業務・運営に支障を来たさないよう対応する。教育研究に十分な資金を投入するためには、人件費削減策を検討せざるを得ない状況であるため、各種手当ての見直し、業務の外部委託、有期雇用制度の促進、コマ数の見直し等の検討を行う。

【外部資金等】

・文部科学省科学研究費、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）、資産運用益等の受け入れ状況

【現状の説明】

現在学園として恒常的に募集を実施している寄付金は、大学における教育研究振興資金、高等学校における教育環境整備資金である。その他にも大きな事業を実施するに際し、当該事業のための寄付金募集を行っている。主な募集対象は学生の父母であるが、昨今の景気後退の影響もあり、特にここ数年の落ち込みは顕著である。

資産運用については、支払資金の減少を補う目的で、2008（平20）年度期中において保有していた資産上の有価証券の大部分を売却したことにより運用原資が減少、また、現在の景況感は一時より悪化の傾向は収まったものの低迷しており、金利の一方的な上昇による運用益の増収は当面見込めない状況にある。なお、「学園資金運用の基本に関する規程」及び「有価証券の運用基準」に基づき策定された資金運用計画（基本ポートフォリオと運用ガイドライン）に基づいて運用がなされており、安全性を確保することはより厳しく求められている。

科学研究費補助金の採択は年々増加し、2008（平20）年度は新規採択および継続分、合計で37件、直接経費61,360千円、間接経費15,918千円の採択がなされている。

【点検・評価…長所と問題点】

恒常的に実施している寄付金は、ここ数年の落ち込みが顕著であり、景気悪化による雇用不安、また、所得が増加しない現在の経済状況を考慮すると、大きく増加させることは今後においても至難である。

資産運用については、景況感は現在も低迷しており、金利の一方的な上昇による運用益の増収は当面見込めず、今後の方向性も不透明である。また、過去の高クーポン債券が満期償還され、これに変わる運用先に安全性を第一に考えたうえでの高い収益を期待することは当面難しく、また、資産上の有価証券の大部分を売却したことにより運用原資が大幅に減少したことから、運用益は今の経済状況等を考えると中期的に見てもやや減少の方向が予想される。また、今後の資金の増加策としては外部資金の導入も必要である。

【改善方策】

寄付金については、募集対象を取引先企業や同窓を含めより広い範囲への募集を実施し、また、事業等に伴う新たな寄付金募集を積極的に行っていく。

資産運用については、運用益の増加は経済状況等種々の要因を考えると中期的にも見込みにくいのが、運用コンサルタント会社からのアドバイスも十分に聴取しながら、安全でより効果的なポート

フォリオ、運用方法を実施していく。

また、科学研究費補助金等外部資金の導入を今後も積極的に推進し、採択幅を広げていく。

【予算編成と執行】

・ 予算編成の適切性と執行ルールの明確性

【現状の説明】

本学園の予算編成については、学園経理規程及び同施行細則の規定に基づき、各会計単位（法人、大学（各学部）、高等学校、幼稚園、専門学校）による積算を元に経理統括部署によるとりまとめと調整により行っている。始めに学園として次年度予算編成方針を理事会決定し、学園執行部及び各会計単位の長、学部長、局長、経理責任者（財務部長）、予算事務責任者（経理課長）による予算会議を開催し、予算編成方針に基づいた考え方により予算作成要領・積算基準を定め、各会計単位の中にある各予算単位（各部署・学科等）を対象に予算編成説明会を実施し、それぞれの予算積算の集計による積み上げ方式を基本として行っている。

予算の執行については、各役職者、各会計単位・予算単位の長に、項目、金額について一定の決裁権限を付与し、それを超える内容・金額の事案については起案書による決裁、理事会等の決議により実施している。

なお、2009（平21）年度の予算については、学生生徒等が快適な学園生活を送れるよう、環境整備を実施することを最重要施策とし、これらの事業へ予算を重点配分することとした。

【点検・評価…長所と問題点】

本学園の予算編成については、学園として次年度予算編成方針を理事会決定し、予算会議を開催し、予算編成方針に基づいた考え方により予算作成要領・積算基準を定め、各予算単位（各部署・学科等）を対象に予算編成説明会を実施し、それぞれの予算積算の集計による積み上げ方式を基本として行っている。この方式は、現場の意向を十分に反映、尊重することができるという利点があり、適切な方式であると思われるが、その反面、学園全体予算を考えた場合には、大幅な調整を行う必要が生じる可能性は高く、その状況にあっても調整が容易とは言えない。そこでこの方式の欠点を少しでも補うべく、2009（平21）年度予算編成より、予算単位ごとに、経常経費について教育研究経費・管理経費別にそれぞれ予算枠をあらかじめ設定し、その枠内で予算積算を行ってもらう方式を導入した。

予算の執行については、各役職者、各会計単位・予算単位の長に、項目、金額について一定の決裁権限を付与し、それを超える内容・金額の事案については起案書による決裁等により実施している。予算の統制が確実にとれていることが大前提であるが、業務を円滑かつ迅速に進めることは必要であり適正に行われている。

【改善方策】

本学園の予算編成は、各部署・学科等が節約に徹し適切で無駄のない予算積算をすることを前提とした方式であり、学園の財政状況や予算積算の考え方について全教職員へ十分に説明し、予算枠

の考え方を浸透させる。

予算の執行については適正に行われていると思われるが、予算の統制が確実にとれていることが大前提である。今後についても、より効率的な予算執行のルールを策定する。

【財務監査】

・ 監事監査、会計監査、内部監査機能の確立と連携

【現状の説明】

本学園における監査は、学園監事による業務監査、監査法人による会計監査、学園教職員の中から選任された監査員による内部監査という3者の異なる身分・立場から監査を行っている。

【点検・評価…長所と問題点】

監事監査は、私立学校法第37条第3項の規定に基づき、学校法人の業務、財産の状況を監査する定めになっている。本学園監事においても、学校法人の業務については、毎回全ての理事会、評議員会に出席し意見を述べるとともに、関係資料の閲覧や関係者への聴取等により監査を行っている。また、財産の状況について、監査法人と連携をとりながら、毎年度決算終了後に、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表及び各種付属明細表、財産目録等について監査を行っている。

また、私立学校振興助成法第14条の規定により、補助金の交付を受ける学校法人は文部科学大臣の定める基準に従い会計処理を行い財務計算に関する書類を作成する義務、収支予算書の所轄庁への届出を行う義務を負うため、その際に公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。本学園も当然これに該当し、監査法人による会計監査を毎年度相当回数受けている。この会計監査は、期首・期末決算の監査に加え、期中においては、当該年度予算に基づく監査として、ほぼ全ての収入支出、固定資産等を対象とした監査を受けている。ここで指摘を受けた事項については、執行部及び関係各部署に報告し、今後の業務執行に向けての改善方策を提出させること等により浸透を図っている。

内部監査については、監査室を置き管理統括している。内部監査員が各部署を対象に個別に監査を実施し、問題点があった場合は必要に応じ責任者に指摘、提言を行い報告書を提出させている。また、毎年度内部監査報告書を作成し理事長宛に報告し理事会にも報告している。

学園監事と監査法人との連携については、必要に応じて随時行っているが、決算監査の際には、より緊密に連携をとっている。

【改善方策】

本学園における監査は、学園監事による業務監査、監査法人による会計監査、学園教職員の中から選任された監査員による内部監査という3者の異なる身分・立場から監査を行っている。本学園の監査システムは確立されており適切に運営されているため、改善は必要ない。

【私立大学財政の財務比率】

・消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性

【現状の説明】

消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率については、別紙「大学基礎データ」のとおりである。

先の項目と重複するが、学園全体の帰属収入に対する人件費比率については、ほぼ年々上昇しここ数年は60%を超えており、同系統の大学法人全体の平均を大きく上回っている。必然的に学生生徒等納付金に対する人件費依存率も同様の傾向を辿っている。

	人件費比率	人件費依存率
2003（平15）年度	56.7%	71.8%
2004（平16）年度	59.6%	76.2%
2005（平17）年度	61.4%	76.5%
2006（平18）年度	55.9%	79.7%
2007（平19）年度	64.2%	80.1%
2008（平20）年度	64.0%	80.4%

帰属収入に対する教育研究経費比率については、金額・比率とも年々ほぼ上昇の方向にあるが、比率は同系統の大学法人全体の平均を下回っている。消費支出に対する同構成比率についても、同様に下回る。

	教育研究経費比率	教育研究経費構成比率
2003（平15）年度	22.6%	26.7%
2004（平16）年度	24.6%	26.3%
2005（平17）年度	27.3%	28.9%
2006（平18）年度	23.6%	27.9%
2007（平19）年度	26.4%	27.5%
2008（平20）年度	26.9%	27.3%

帰属収支差額比率、消費支出比率、消費収支比率については年々悪化の方向である。消費収支比率は、大きな資産の売却があった2006（平18）年度を除けば、大学単独でも法人全体でもここ数年は100%を超える状態が続いている。同時に、帰属収支差額比率も年々悪化し、2008（平20）年度は大学単独で4.5%、法人全体で1.4%となった。

その他の比率を見ると、学生生徒等納付金比率は80%前後の状態が続いており、同系統の大学法人全体の平均を上回っている。

貸借対照表関係比率については、現在のところ数値はおおむね良好であると思われる。ただし、ここ数年は単年度で消費収支差額がマイナスとなっており、悪化の傾向が続いている。

【点検・評価…長所と問題点】

消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率については、人件費比率はほぼ年々上昇し同系

統の大学法人全体の平均を大きく上回っている。必然的に人件費依存率も同様の傾向をたどっており、これを改善することが今後の大きな課題である。

教育研究経費比率については、金額・比率とも年々ほぼ上昇の方向にあり、教育研究の充実に向けて着実に改善しつつあると言える。

帰属収支差額比率、消費支出比率、消費収支比率については年々悪化の方向である。今後の施設設備計画を考慮するならば、短期的には止むを得ない状況にあるが、その場合であっても、少なくとも帰属収支差額比率をマイナスとすることは絶対に避けなければならない。万が一この状態が続いた場合は学園の存続そのものに影響を与えかねない重大な事態を招くことになる。

学生生徒等納付金比率は、同系統の大学法人全体の平均を上回っている。学納金に依存する傾向は徐々に強まっており、今後学納金以外の収入を如何に増加させていくかが課題である。

貸借対照表関係比率については、ここ数年は単年度で消費収支差額がマイナスとなっており、今後も同様の状況が続く見込みである。単年度消費支出超過が中長期的に続いた場合、更には万が一帰属収支差額がマイナスとなった場合は、急速に数値が悪化することとなる。

先に述べたように、消費収支比率が100%を超える状態が中長期的に続くことは財政の悪化をまねく。少なくとも帰属収支差額比率をマイナスとすることは絶対に避けなければならない。短期的には単年度消費支出超過は避けられず悪化の方向となるが、大規模な支出要因がほぼ解消したならば、大幅に改善できると思われる。

【改善方策】

消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率については、人件費比率、人件費依存率が年々上昇傾向をたどっており、これを改善することが今後の大きな課題であることからあらゆる削減方策・手段を探り、正常な水準まで戻していく。

教育研究経費比率については、年々上昇の方向であり、教育研究の充実に向けて着実に改善しつつあると言えるが、適正な水準（文他複数学部の平均値程度）に向けて更なる充実を図る。

学園の財政は、学生生徒等納付金に依存する傾向が徐々に強まっている。今後学納金以外の収入の増加に向けた方策を講じるべく特別委員会を設置し、早急に実施案を取りまとめる。

貸借対照表関係比率については、現在のところはおおむね良好であるが、単年度消費支出超過が中長期的に続いた場合、更には万が一帰属収支差額がマイナスとなった場合は、急速に数値が悪化することとなる。少なくとも帰属収支差額がマイナスとならないよう維持していくことが健全性を保つための最低限の条件であり、これを維持するため支出予算の削減にも努めていく。

第14章 点検・評価

第14章 点検・評価

大学は、教育研究水準を維持・向上させるために、組織・活動について不断に点検・評価しなければならない。

本学の自己点検の歴史は、1994（平6）年7月に制定した大東文化大学自己点検及び評価規定と同年10月に定めた施行細則に基づき発足し、1997（平9）年に最初の報告書『大東文化大学の現状と課題』を公表し、その後1999（平11）年に2冊目の報告書『大東文化大学の分析と評価』を公表した。その後、第三者評価を念頭に置いた、機能性の高い自己点検・評価の新組織システムについて「学長提案」がなされ、全学の承認を受け、2000（平12）年に新規定が制定された。

本学の理念・目的に基づく、教育研究目標を達成するために教育研究活動の向上を図り、社会的使命を実現させることが自己点検・評価の根幹であり、評価結果を大学の改善改革に効果的に活かすことが大学運営にとって不可欠である。そのために、以下の到達目標を設定する。

到達目標

1. 大学全体及び複数の部局をまたぐ課題に対応した自己点検・評価の仕組みを整備する。
2. 法人、教学一体となった自己点検・評価体制を確立する。
3. データを一元化し、必要とするデータの即時提供可能な体制を構築する。
4. 外部評価の仕組みを確立し、透明性を高める。

【自己点検・評価】

- ・自己点検・評価を恒常的に行うためのシステムの内容とその活動上の有効性

【現状の説明】

本学の自己点検・評価は、2000（平12）年3月に改正した大東文化大学自己点検及び評価規定に基づいて行われている。

自己点検・評価の組織体制は、全学の仕組みとして学部長、研究科長を中心に各部局長及び学長、副学長、図書館長等で構成される基本事項検討委員会（委員長・学長、副委員長は委員の互選、任期3年）とその下で、実務機関として報告書の編集等を行う全学委員会（委員長は学長の指名、副委員長は委員長の指名、10名程度の委員は学長推薦、基本事項検討委員会承認、任期3年）が設置されており、各学部、研究科等には、それぞれ部局委員会が構成されている。

また、法人には学校法人大東文化学園自己点検・評価規定があり、法人自己点検・評価委員会が組織され、その代表が基本事項検討委員会に委員として加わり、法人・教学の連携を図っている。

基本事項検討委員会では、理念・目的、将来構想及び改善方針の検討、自己点検・評価の基本方針の策定及び全学的な調整を行い、実務機関である全学委員会は、基本事項検討委員会決定された方針に基づき自己点検・評価実施のための全学的調整を図り、実施要綱を作成し、各部局委員会

等の報告書の取りまとめを行っている。部局委員会及び各種委員会、事務組織（事務部署）では、規程に定められた対象領域について、該当する分野ごとにそれぞれ点検・評価を実施する体制になっている。

本学は、第三者評価を受けるための体制整備を行い、2001（平13）年に（財）大学基準協会の相互評価を受けた。その際の助言、勧告に対して2005（平17）年に改善報告書を提出し、受理されている。

それ以降は、単年度ごとに部局単位で課題を設定し、自己点検・評価活動を実施している。課題の進捗状況は中間時点で報告することとし、年度末に達成度と評価結果を報告書として取りまとめ、学内に配布している。

【点検・評価…長所と問題点】

本学では、自己点検・評価に関する規定を学則で整備し、組織的に取り組んでいる。

点検・評価を実施する仕組みとしては、部局単位の体制が確立されており、基本事項検討委員会で決定された基本方針に従って、部局で作成された報告書を全学委員会で各項目について内容を検討し、形式の不備を指摘し再提出を要請する現行の方法は適切といえる。

他方、理念・目的の検討や学生相談機能といった全学的な課題や、複数の部局をまたぐ課題を検討するための仕組みが欠けており、当面は基本事項検討委員会の中にワーキング・グループを設け対応に当たっているが、早急な改善が必要である。

また、法人と教学の連携についても、大学運営のうえで最も重要な問題である財務や事務組織体制といった課題について相互に検討するうえで問題があり、改善の必要性がある。

さらに、自己点検・評価を客観的に検証するための大学全体のデータ類に関しては、データによって取りまとめる担当部署がそれぞれ分かれており、必ずしも効率的とはいえない。データ管理システムの構築を図り、データ類の一元化を実現する必要がある。

【改善方策】

大学全体や複数部局をまたぐ課題に対応する仕組みとして、規定を改正し基本事項検討委員会の下に大学問題検討部会といった仕組みを設け、恒常的な体制を構築する。

法人自己点検組織と連携する規定上の体制を整備し、意思疎通を緊密なものとする。

大学全体のデータ類について再調査し、データ管理システム構築に向けて検討する。現在、毎年発行している『学園の現況』に全て集約させ、データの共有化を図る。

・自己点検・評価の結果を基礎に、将来の充実にに向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

【現状の説明】

本学の規定では、大学の諸組織と全構成員は自己点検・評価の結果について自らの活動・業務の改善と活性化に努力することとし、学長は、改善が必要であると認められた事項について有効な措置を講ずること、としている。

規定に則り、毎年度実施している学部・研究科等単位の点検・評価では、それぞれの課題（教育活動に関する事項、学生の受け入れに関する事項、研究活動に関する事項、学生支援に関する事項、その他）に対する取り組みと達成度を自己点検し、まとめられた報告書を基本事項検討委員会において評価するシステムになっており、部局（学部・研究科等）内における改善・改革を検証し、推進している。

【点検・評価…長所と問題点】

「大東文化大学の点検・評価 2005 年度」の中で、今後の方向性として、学生相談機能、大学の理念・目的の検討、部局横断的な仕組みの整備、法人と大学の連携強化について提示したが、相互評価の際に大学基準協会からの指摘事項でもあった学生相談機能については、オフィスアワー制度の実施、学生相談室へのカウンセラーの常駐化、教員兼任相談員（各学科より選ばれた教員による学業・就学指導）制度導入などで改善を図ってきた。今後も、学生の視点に立ったさらなる学生支援向上のために、学生サービス（修学支援、学生生活支援、就職支援）を主眼とした、事務組織改革についても検討し、改善していく必要がある。

2023（平 35）年の 100 周年に向けて策定された大東文化学園の基本計画である『中期経営計画』のなかで「建学の精神」について検討されているが、建学の精神にもとづく大学の理念・目的については常に検証し、進化させていく必要がある。また、中期経営計画では「経営計画・推進委員会」「計画構想チーム」「実施計画チーム」が設置されており、学部・研究科等の教育研究の支援体制の見直しと質的向上を実現するべくアクション・プランの検討がなされ策定された。計画実現に向け、PDCA サイクルに沿って実施し、その達成度を検証することになるが、検証するための具体的な仕組みまでは示されていない。

一方で、学園の中期経営計画を、大学としてどのように推進していくかについては、大学将来構想検討委員会をはじめとして、大学院改革検討委員会、研究所改革検討委員会、学長室等において着実に検討を進め、改革を図っていく。

今後、学園が策定したアクション・プランを大学としてどのように実施していくかは、学部教授会を始めとする審議機関で発展的に議論していくことになるが、アクション・プランを検証し、円滑に推進していくためにも、自己点検・評価の結果を将来計画の中核として活用していかなければならない。今後とも、目標を達成できうるように自己点検・評価活動と中期経営計画が密接な関係を保ちつつ、有機的に連携しあうことが重要である。

【改善方策】

大学の自己点検・評価について、法人の基本計画である『中期経営計画』との関連を明確にし、組織体制を一本化する。

【自己点検・評価に対する学外者による検証】

- ・自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

【現状の説明】

本学では、過去2冊の学内自己点検評価結果報告書（大東文化大学の現状と課題、大東文化大学の分析と評価）及び、2001（平13）年の大学基準協会による相互評価報告書は関係機関等にも送付し、評価結果を外部に公表している。相互評価（2001〈平13〉年）の指摘事項に対して改善方をまとめた改善報告書を、ホームページに掲載しており、2006（平18）年には「大東文化大学の点検・評価 2005年度」として、改善報告書も含め相互評価以降の課題への取り組みをまとめ公表している。

また、2010（平22）年度には大学基準協会の認証評価を受けることとなっており、その結果についても広く公表することとしている。

法務研究科（法科大学院）は、日弁連法務研究財団による認証評価により適合認定を受けている。大学全体としては、認証評価のほかでは学外者による検証について制度化されていない。

【点検・評価…長所と問題点】

自己点検・評価報告書の全文公表という点では、大学としての社会的責任の一端は果たしているといえる。

教員の教育研究業績については、5年ごとに『大東文化大学業績総覧』として刊行されていたが、2001（平13）年の相互評価以降、冊子体等による公表はされていない。学外者への社会的責任として情報提供を推進させるためにも教育研究業績を広く公表する必要がある。

大学運営の透明性が強く求められている折、認証評価以外で学外者による検証を得る仕組みを構築し、より評価を向上させることは、今後の重要課題といえる。

【改善方策】

教育研究業績の電子システム化を実現させる。

外部の委員を中心とした外部評価委員会の設置に向けて検討し、規定案を策定する。

【大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応】

・ 文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応

【現状の説明】

<文部科学省への設置認可申請と留意事項等>

本学が過去7カ年に行った学部・研究科の設置認可申請において、文部科学省から付された留意事項とそれに対する履行状況等は以下の通りである。

認可年月日	認可事項	留意事項	留意事項への対応
平成 15 年 11 月 27 日	法務研究科法 務専攻（専門 職学位課程） の設置	開設後、採用予定 の派遣教員につ いては、計画どお り採用すること。	【平成 16 年度の留意事項の状況およびその対応】 当該科目「模擬裁判」。平成 17 年 4 月の開講に合わせて、 最高裁判所と協議中です。 (未履行事項についての実施計画)

文学部日本文学科、教育学科、国文学部日本文学科、教育学科、国際関係学部、経営学部企業システム学科の定員超過の是正に努めること。

平成17年4月の開講に合わせて、最高裁判所と協議しており、計画通り採用することとした。

<文学部日本文学科>

平成15年度までの過去4年間の定員超過率が1.33倍となったことから、平成15年度より18年度までの4年間の平均入学定員超過率が1.20倍になるよう試算し、入学定員超過率を抑え適正な入学者数を確保するため、合格発表に慎重を期し、入学手続き動向を見ながら補欠合格で補っていくこととした。平成16年度においては、当初より入学定員超過率の是正を図ることを念頭に置き、入学定員超過率を1.10倍に決めて実施し、その結果1.01倍となった。

文学部日本文学科	平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度	平均入学定員超過率
入学定員	250	250	250	250	1.23
入学者数	254	328	339	316	
入学定員超過率	1.01	1.31	1.35	1.26	

<文学部教育学科>

平成13年度に志願者増に伴う入学者予測の読み違えから1.51倍となり、この13年度の大規模定員超過を是正すべく平成14年度以降学科を挙げて鋭意努力を重ねてきた。その結果、平成14・15年度はいずれも1.26・1.25倍と目標に近い入学者数となった。平成16年度においては、過年度の資料を慎重に分析しつつ、適正な入学者数を確保していくことを確認し、当初より入学定員の是正を図ることを念頭に置き入学定員超過率を1.17倍に決め実施した結果1.16倍となった。

文学部教育学科	平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度	平均入学定員超過率
入学定員	[] 110	[2] 112	[4] 114	[6] 116	1.29
入学者数	128	141	144	176	
入学定員超過率	1.16	1.25	1.26	1.51	

<国際関係学部>

平成12年度から平成14年度までの入学定員超過率が3年間にわたり1.3倍を超えてしまったことを踏まえ、平成15年度は大幅定員超過を是正すべく学部を挙げて鋭意努力を重ねた結果、国際関係学科及び国際文化学科とも1.23倍・1.27倍となった。平成16年度入試においても、さらに定員超過の是正に努め入学定員超過率を1.15倍に定め、入学定員の是正を図ることを念頭に置き、入学手続き者の動向を見ながら補欠合格で補っていくこととした結果、国際関係学科1.14倍、国際文化学科1.13倍となった。

国際関係学部国際関係学科	平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度	平均入学定員超過率
入学定員	100	100	100	100	1.29
入学者数	114	123	135	144	
入学定員超過率	1.14	1.23	1.35	1.44	

国際関係学部国際文化学科	平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度	平均入学定員超過率
入学定員	100	100	100	100	1.29
入学者数	113	127	136	142	
入学定員超過率	1.13	1.27	1.36	1.42	

<経営学部企業システム学科>

平成12年度に開設した学科であり、志願者数及び歩留まりが大きく上下したため予測に困難を極め、平成14・15年度の入学定員超過率が1.3倍を超えてしまった。このことを踏まえ平成15年度より18年度の4年間の平均入学定員超過率が1.20倍になるよう試算し、平成16年度においては入試方法ごとの入学者数を明示し、入学手続き者の動向を見ながら補欠合格で補っていくこととした結果1.10倍となった。

経営学部企業システム学科	平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度	平均入学定員超過率
入学定員	150	150	150	150	1.29
入学者数	166	219	204	188	
入学定員超過率	1.10	1.46	1.36	1.25	

開設後、採用予定の派遣教員については、計画通り採用すること。
専任教員の年齢構成に偏りがあるため、早期に対応するよう、引き続き努めること。

【平成17年度の留意事項の状況およびその対応】

当該科目の「模擬裁判」の派遣教員について、最高裁判所と協議の結果、大野和明先生を派遣裁判官（兼任講師）として採用することとなった。

【平成18年度の留意事項の状況およびその対応】

専任教員の年齢構成が、高齢者に偏ったものとなっていることは十分認識しており、開設直後から改善に配慮しているが、改善のための方策としては、定年等による欠員が生じた場合に年齢構成を意識した補充を行うことによることとしている。

平成16年の開設以後、専任教員の欠員は、平成17年度に定年を理由として1名生じたが、この補充については、開設時に当該教員に引き続きみなし専任教員に就任することを要請していたことから、当該教員をみなし専任教員とすることとして対応した。開設以後、このほかには専任教員に欠員が生じておらず、改善に向けた措置をとることができなかつたため、年齢構成の改善を行うことができなかったものである。

（未履行事項についての実施計画）

平成18年度以降には、専任教員及びみなし専任教員に定年による欠員が順次生ずることが見込まれており、その際の欠員補充には、年齢構成の改善を図ることに十分配慮した補充を行うこととし、年齢構成の改善に努めていきたいと考えている。

ファカルティ・ディベロップメント(授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究)の実効的な実施体制を早急に整備すること。

ファカルティ・ディベロップメント(授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究)(以下「FD」という。)の実施体制として、平成16年度の開設時から、委員5名からなるFD委員会並びにFD委員会の分科会として、公法系、民事系及び刑事系の教科系ごとに専任教員及び兼任・兼任教員からなるFD各法系分科会を設け、FD活動に努めてきたところである。

具体的なFD活動は、FD各法系分科会が中心となって行うこととされ、授業科目間の連携や課題の調整、指導方法の研修などに努めてきたが、各分科会の活動に任せてきたため、分科会によっては活動の記録が明らかにされていない等によりその成果が十分確認できず、その実施体制が組織的に不十分であったところも見受けられるところである。

(未履行事項についての実施計画)

今後もFD各法系分科会及び科目分科会を中心とし、FD委員会がその成果を検証する体制を維持しつつも、その実

施を確実にを行うために、各分科会の定例的な開催及びその活動報告の定期的なFD委員会への報告を義務付けるとともに、必要な場合にはFD委員会の検証の結果による指導を行うことなども制度化し、実効性のあるFD活動の確立を図りたいと考えている。また、平成18年度からは、環境法について各法系を超えた学際的研究が不可欠であるとする担当教員からの発案により「環境プロジェクト・FD分科会」を新たに発足させることとしており、分科会の設置についても必要に応じて適切に拡充強化していきたいと考えている。こうした実施体制のほか、開設時より、毎年度、学生アンケートによる授業評価を実施するとともに、授業の公開による教員相互間の評価も実施してきたところであるが、これらについても、その結果の公表が遅いなどの問題点が指摘されているところであり、FD委員会において、より実効性の上がる方法を検討し、改善実施していきたいと考えている。

外国語学部日本語学科の入学定員超過の是正に努めること。

平成 18 年度入学試験においては合格者の決定及び補欠合格者の決定には慎重に対応し、入学者の手続き状況を勘案しながら決定した。このため当初予定通りの入学者数に抑えることが出来た。結果、平成 15 年度から平成 18 年度の入学定員超過率は 1.28 となった。

外国語学部 日本語学科	平成 18 年 度	平成 17 年 度	平成 16 年 度	平成 15 年 度	平均入 学定員 超過率
入学定員	50	50	50	50	1.28
入学者数	57	58	78	63	
入学定員超 過率	1.14	1.16	1.56	1.26	

専任教員の年齢構成に偏りがあるため、早期に対応するよう、引き続き努めること。

【平成 19 年度の留意事項の状況およびその対応】

平成 18 年度の専任教員及びみなし専任教員の定年に当たり、年齢構成の偏り及び高齢化について改善を図ることを十分配慮し、欠員補充を行った。

(未履行事項についての実施計画)

平成 19 年度以降も、専任教員及びみなし専任教員に定年による欠員が順次生ずることが見込まれており、その際の欠員補充には、年齢構成の改善を図ることに十分配慮した補充を行うこととし、年齢構成の改善に努めていきたいと考えている。

授業運営(多方向、双方向の授業の工夫など)や教員相互の授業参観の実施について、教員間の連携が不十分であるので、授業評価アンケートの活用等を含め、ファカルティ・ディベロップメント(授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究)の一層の充実に努めること。

ファカルティ・ディベロップメントについては、先の履行状況報告に挙げた FD 委員会並びに FD 各法系分科会(公法系、民事系及び刑事系)を中心に一層の実施に努めた。その実施内容については毎年実施報告書として教員等関係者に配布するとともに、公表している。さらに、ファカルティ・ディベロップメントを組織的・体系的に行うため、実施体制の整備として FD 規則、FD 委員会に関する内規、FD 委員会分科会に関する内規を制定するとともに、中心的な活動の実施については授業相互参観実施細則、授業評価アンケート実施細則を設け、規則に従い組織的な研修及び研究を実施すること等により、一層の教員間の連携強化を図り、ファカルティ・ディベロップメントの一層の充実に努めている。

平成16年9月30日	外国語学研究所英語学専攻の課程の変更（博士課程の設置）	専任教員の年齢構成に偏りがあるため、早期に対応するよう、引き続き努めること。	専任教員の年齢構成に偏りがあるため、早期に対応するよう、引き続き努めること。	外国語学部日本語学科、経営学部経営学科の定員超過の是正に努めること。	<p>【平成20年度の留意事項の状況およびその対応】</p> <p>平成19年度の専任教員の定年により70歳以上の教員の2名減員を達成した。定年に伴う教員補充については、公募により若年層も含め幅広く応募を求めたが、的確な教授能力を備えた若年者の応募が得られず、適切な教育を確保しつつ教員補充を行う必要があったため、顕著な年齢構成の改善の効果が得られなかったが、全専任教員の年齢が1歳増加したにもかかわらず、平均年齢は減少している。</p> <p>（未履行事項についての実施計画）</p> <p>平成20年度以降も、定年による欠員が順次生じることが見込まれており、その際の欠員補充には、引き続き年齢構成の改善を図ることに十分配慮していきたいと考えている。</p> <p>【平成21年度の留意事項の状況およびその対応】</p> <p>平成20年度の専任教員の定年により70歳以上の教員の2名減員を達成した。定年に伴う教員補充については、公募により若年層も含め幅広く応募を求めたが、的確な教授能力を備えた若年者の応募が得られず、適切な教育を確保しつつ教員補充を行う必要があったため、顕著な年齢構成の改善の効果が得られなかったが、全専任教員の年齢が1歳増加したにもかかわらず、平均年齢を同等に抑えている。</p> <p>（未履行事項についての実施計画）</p> <p>平成21年度以降も、定年による欠員が順次生じることが見込まれており、その際の欠員補充には、引き続き年齢構成の改善を図ることに十分配慮していきたいと考えている。</p> <p>【平成17年度の留意事項の状況およびその対応】</p> <p><外国語学部日本語学科></p> <p>各入試方法による定員が少なく歩留まりを推測するのが非常に困難であったため、大幅な定員超過となってしまった。平成17年度入試は、大幅定員超過を是正すべく学部を挙げて鋭意努力を重ね1.16倍となった。</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>外国語学部 日本語学科</th> <th>平成 17年 度</th> <th>平成 16年 度</th> <th>平成 15年 度</th> <th>平成 14年 度</th> <th>平均入 学定員 超過率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入学定員</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>50</td> <td rowspan="3">1.37</td> </tr> <tr> <td>入学者数</td> <td>58</td> <td>78</td> <td>63</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>入学定員超 過率</td> <td>1.16</td> <td>1.56</td> <td>1.26</td> <td>1.50</td> </tr> </tbody> </table>					外国語学部 日本語学科	平成 17年 度	平成 16年 度	平成 15年 度	平成 14年 度	平均入 学定員 超過率	入学定員	50	50	50	50	1.37	入学者数	58	78	63	75	入学定員超 過率	1.16	1.56	1.26	1.50
外国語学部 日本語学科	平成 17年 度	平成 16年 度	平成 15年 度	平成 14年 度	平均入 学定員 超過率																					
入学定員	50	50	50	50	1.37																					
入学者数	58	78	63	75																						
入学定員超 過率	1.16	1.56	1.26	1.50																						

平成 16 年 11 月 30 日	スポーツ・健康科学部（スポーツ科学科・健康科学科）の設置	「スポーツ科学科」と「健康科学科」の連携のコンセプトを明確にし、カリキュラムの充実を図ること。 外国語学部日本語学科、経営学部経営学科の定員超過の是正に努めること。	<p>(未履行事項についての実施計画)</p> <p>平成 18 年度入試においても入学定員超過率を 1.10 倍の目標を定め、各入試の定員を確認し入試手続き者の動向を見ながら誠意努力する所存である。</p> <p><経営学部経営学科></p> <p>平成 13 年度から平成 16 年度の 4 年間の平均入学定員超過率が 1.30 倍を超えてしまったことを踏まえ、平成 17 年度入試においては、当初より入学定員超過率の是正を図ることを念頭に置き、入学定員超過率を 1.10 倍までの方針のもとで実施した。その結果 1.04 倍となり、平成 17 年度までの過去 4 年間の平均入学定員超過率は 1.26 倍に改善された。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>経営学部 経営学科</th> <th>平成 17 年 度</th> <th>平成 16 年 度</th> <th>平成 15 年 度</th> <th>平成 14 年 度</th> <th>平均入 学定員 超過率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入学定員</td> <td>[] 200</td> <td>[] 200</td> <td>[10] 210</td> <td>[20] 220</td> <td rowspan="3">1.27</td> </tr> <tr> <td>入学者数</td> <td>208</td> <td>260</td> <td>285</td> <td>302</td> </tr> <tr> <td>入学定員 超過率</td> <td>1.04</td> <td>1.30</td> <td>1.35</td> <td>1.37</td> </tr> </tbody> </table> <p>【平成 18 年度の留意事項の状況およびその対応】 該当なし</p> <p>【平成 19 年度の留意事項の状況およびその対応】 該当なし</p> <p>【平成 17 年度の留意事項の状況およびその対応】 スポーツ科学科と健康科学科の専門教育科目の一部について、両学科の学生が自由に履修できるように学則上の配慮を行い、時間割編成にあたっては、両学科の学生が履修できるような配慮を行っている。その結果、「健康科学概論」、「健康スポーツ科学」（スポーツ科学科専門教育科目）などにおいて両学科の学生の履修が確認されている。</p> <p><外国語学部日本語学科></p> <p>各入試方法による定員が少なく歩留まりを推測するのが非常に困難であったため、大幅な定員超過となってしまう。平成 17 年度入試は、大幅定員超過を是正すべく学部を挙げて鋭意努力を重ね 1.16 倍となった。</p>					経営学部 経営学科	平成 17 年 度	平成 16 年 度	平成 15 年 度	平成 14 年 度	平均入 学定員 超過率	入学定員	[] 200	[] 200	[10] 210	[20] 220	1.27	入学者数	208	260	285	302	入学定員 超過率	1.04	1.30	1.35	1.37
			経営学部 経営学科	平成 17 年 度	平成 16 年 度	平成 15 年 度	平成 14 年 度	平均入 学定員 超過率																					
入学定員	[] 200	[] 200	[10] 210	[20] 220	1.27																								
入学者数	208	260	285	302																									
入学定員 超過率	1.04	1.30	1.35	1.37																									

外国語学部 日本語学科	平成 17年 度	平成 16年 度	平成 15年 度	平成 14年 度	平均入 学定員 超過率
入学定員	50	50	50	50	1.37
入学者数	58	78	63	75	
入学定員超 過率	1.16	1.56	1.26	1.50	

(未履行事項についての実施計画)

平成18年度入試においても入学定員超過率を1.10倍の目標を定め、各入試の定員を確認し入試手続き者の動向を見ながら誠意努力する所存である。

<経営学部経営学科>

平成13年度から平成16年度の4年間の平均入学定員超過率が1.30倍を超えてしまったことを踏まえ、平成17年度入試においては、当初より入学定員超過率の是正を図ることを念頭に置き、入学定員超過率を1.10倍までの方針のもとで実施した。その結果1.04倍となり、平成17年度までの過去4年間の平均入学定員超過率は1.26倍に改善された。

経営学部 経営学科	平成 17年 度	平成 16年 度	平成 15年 度	平成 14年 度	平均入 学定員 超過率
入学定員	[] 200	[] 200	[10] 210	[20] 220	1.27
入学者数	208	260	285	302	
入学定員 超過率	1.04	1.30	1.35	1.37	

「スポーツ科学科」と「健康科学科」の連携のコンセプトを明確にし、カリキュラムの充実を図ること。

【平成18年度の留意事項の状況およびその対応】

スポーツ科学科と健康科学科の学生及び教員を構成員とするスポーツ・健康科学会が平成17年5月24日設立された。また平成17年9月には両学科教員の研究室、教育用実習室、実験室、演習室、学生用ロッカー等を備えた9号館が完成し、両学科の連携の条件はソフト、ハード両面で整ってきている。また、学部教務委員会ではカリキュラムの充実について、学会運営委員会においては研究や学生生活等多岐にわたり議論を重ね、両学科の連携に努力している。

平成 18 年 11 月 30 日	外国語学 研究科 日本語学 文化専攻 の課程 の変更 (博士課 程の設 置)	外国語学部日本語学科の入学定員超過の是正に努めること。	平成 14 年度から平成 17 年度の 4 年間の平均入学定員超過率が 1.30 倍を超えてしまったことを踏まえ、平成 18 年度入試においては、昨年度入試に引き続き入学定員超過率を 1.10 倍とする方針のもと、学部を挙げて鋭意努力した。その結果、1.14 倍となったが、平成 18 年度までの 4 年間の平均入学定員超過率は 1.28 倍に改善された。
		<p>「スポーツ科学科」と「健康科学科」の連携のコンセプトを明確にし、カリキュラムの充実を図ること。</p> <p>「スポーツ科学科」と「健康科学科」の連携のコンセプトを明確にし、カリキュラムの充実を図ること。</p>	<p>【平成 19 年度の留意事項の状況およびその対応】</p> <p>地域連携センターが開催している「大東文化大学オープンカレッジ」の講座でスポーツ科学科及び健康科学科合同で「ウォーキングを知的に楽しむ」として講座を開講している。</p> <p>健康運動指導士の資格取得に向け健康運動士養成講座の申請をスポーツ科学科及び健康科学科合同で 9 月申請に向け準備・検討に入っている。</p> <p>【平成 20 年度の留意事項の状況およびその対応】</p> <p>スポーツ科学科、健康科学科の相互のカリキュラム乗り入れにより健康運動指導士養成校として 20 年 4 月よりスタートした（スポーツ科学科）。地域連携事業として、新たに 19 年 11 月、近隣のニュータウンの体育祭に協力し、スポーツ・健康両学科の教員と学生により中高年を対象とした体力測定を実施し好評を得た。またスポーツ・健康両学科が協力し、スポーツ・健康科学研究科設置認可申請に向けて準備を進めている。</p> <p>【平成 19 年度の留意事項の状況およびその対応】</p> <p>本年度の開設に際しては、日本語・日本文化と欧米語・欧米文化との対照研究に関わる授業科目の充実を図るために、後期課程においては、講義科目として「欧米日比較言語文化学」を増設し、同研究科英語学専攻から兼任教員を一名配置した。</p> <p>また、後期課程のカリキュラムに対応して、前期課程のカリキュラムを全面的に改訂した。前期課程の講義科目には、「欧米日比較言語文化学」の科目として、協力体制をと</p>

外国語学部 日本語学科	平成 18 年 度	平成 17 年 度	平成 16 年 度	平成 15 年 度	平均入 学定員 超過率
入学定員	50	50	50	50	1.28
入学者数	57	58	78	63	
入学定員超 過率	1.14	1.16	1.56	1.26	

<p>平成 19 年 12 月 3 日</p>	<p>文学研究科教 育学専攻（修 士課程）の設 置</p>	<p>専任教員の補充 を必要とされた 1 授業科目につ いては、科目開設 時まで確実に 専任教員を充足 すること。</p> <p>専任教員の補充 を必要とされた 1 授業科目につ いては、科目開設 時まで確実に 専任教員を充足 すること。</p>	<p>っている東洋研究所から日蘭交流史を専門とする兼任教員 一名を配置した。</p> <p>将来的に欧米日比較研究を視野に入れ、同研究科英語学 専攻博士課程前期課程・後期課程と科目乗り入れに鋭意努 力するとともに、交流協定校であるイタリア・サレント大 学大学院（博士課程後期課程開設予定）との連携を深め、 既設の講義科目においても、日中比較を軸としつつも、東 西文化交流を視野に入れた科目内容の展開をはかっていく 予定である。</p> <p>【平成 20 年度の留意事項の状況およびその対応】 該当なし</p> <p>【平成 21 年度の留意事項の状況およびその対応】 該当なし</p> <p>【平成 20 年度の留意事項の状況およびその対応】 専任教員の補充を必要とされた科目「教科教育特殊講義 Ⅲ（芸術系）」については、滝澤達子氏（現在、愛知教育大 学の教授として在籍）を候補として文部科学省の教員審査 にかけ、「可」の判定をいただいた。それを受け、現在、愛 知教育大学に対し割愛の手続をしているところである。滝 澤氏は 9 月 1 日付で着任の予定。該当科目は後期開講のた め支障はない。</p> <p>【平成 21 年度の留意事項の状況およびその対応】 専任教員の補充を必要とされた科目「教科教育特殊講義 Ⅲ（芸術系）」については、滝澤達子氏（認可時、愛知教育 大学の教授として在籍）を候補として文部科学省の教員審 査にかけ、「可」の判定をいただいた。それを受け、直ちに、 愛知教育大学に対し割愛の手続をとった。割愛が了承され、 滝澤氏は平成 20 年 9 月 1 日付で着任した。該当科目は後期 開講のため支障はなかった。</p> <p>【平成 21 年度の留意事項の状況およびその対応】 該当なし</p>
<p>平成 20 年 10 月 31 日</p>	<p>スポーツ・健 康科学研究科 （修士課程） の設置</p>		

＜大学基準協会による相互評価への対応＞

本学は、2001（平13）年度に大学基準協会の相互評価を受けた。そのときの指摘事項（助言等）に対しては、次のように対応し、改善に努めた。

また、2005（平17）年7月に同協会へ提出した改善報告書検討結果は、「助言・勧告について意欲的に改善に取り組んでおり、その成果も満足すべきものである。」という評価を受けている。

大学に対する提言	2005年度改善報告書 (助言、勧告への対応)	その後の改善状況
<p>＜助言（問題点の指摘にかかわるもの）＞</p> <p>1. 大学院文学研究科英文学専攻修士課程、経済学研究科経済学専攻博士課程、法学研究科法律学専攻博士課程において収容定員に対する在籍学生の比率が低いので改善が望まれる。</p> <p>2. 外国語学部では、非常勤教員への依存率が大きいので改善が望まれる。</p>	<p>英文学専攻;平成14年度入学試験から学内推薦制度を導入し、志願者の増加を図った。</p> <p>経済学専攻;博士課程の(前期・後期課程を通じた)一貫教育システム充実のため、2004(平16)年4月に博士課程前期課程に環境経済学系の研究指導科目とそれに関連する講義科目3科目が新設されたことに伴い、2005(平17)年4月から博士課程後期課程においても同種の研究指導科目と関連講義科目が開講した。経済学研究科経済学専攻では、法学研究科法律学専攻、同政治学専攻、経営学研究科経営学専攻などと連携し、相互乗り入れ方式で「公共政策インスティテュート(仮称)」の設置を検討している。</p> <p>法律学専攻;教育内容の充実を図るため、法律専門の教員全員に前期課程を担当して貰うことにし、カリキュラムの幅を広げた。また、学生確保の一環として、2004(平16)年6月に学内推薦制度の導入など、新たな入試制度の構築に取り組んでいる。秋季入試日程を従来より一か月近く早く実施することで、受験生を確保する努力を行った。</p> <p>非常勤講師依存率の高い主要な要因に、(1)学科専門教育とともに全学対応の外国語教育を担っていること、(2)訓練を伴う少人数演習形式の2単位授業が多く組まれていること、(3)周到なカリキュラム編成を行っていること、(4)大学院修士課程の授業担当に多くの専任教員が当たっていることが挙げられる。カリキュラム改訂、人員の配置、コマ数の調整、単位数の見直しなどを中心に、鋭意検討を重ねている。</p>	<p>文学研究科英文学専攻 修士課程： 第4章 406～407頁参照</p> <p>経済学研究科経済学専攻 博士課程： 第4章 410頁参照</p> <p>法学研究科法律学専攻 博士課程： 第4章 414～415頁参照</p> <p>外国語学部： 第3章 147～149頁、 第8章 609～610頁参照</p>

3. 東松山図書館での開館時間の延長が望まれる。

2002（平14）年4月から外部業者への委託を導入し、現在は、以下のように開館時間の延長を実施している。

現在の開館時間（平常授業時）

	月～金曜日	土曜日	日・祭日
東松山図書館	9:00～ 20:00	9:00～ 16:00	閉館
板橋図書館	9:00～	9:00～	閉館
書庫棟	9:15～	閉館	閉館

現在の開館時間（長期休暇期間中）

	月～金曜日	土曜日	日・祭日
東松山図書館	9:00～ 17:00	9:00～ 12:00	閉館
板橋図書館	9:00～	9:00～	閉館
書庫棟	9:15～	閉館	閉館

4. 学生の生活指導、修学指導、カウンセリングなどの相談には十分に対応しきれていない。学生に対するきめ細かい対応が可能な体制や専門のカウンセラーが常駐する学生相談室などの整備が求められる。

①学生相談室規程の策定（2002〈平14〉年3月18日）
②カウンセラー資格（臨床心理士）を持つ担当者の常駐化
板橋相談室に専任担当者を、東松山相談室に非常勤カウンセラーを配置した（2名が週2日間ずつ、10時～16時）。

2003（平15）年度の人事異動により東松山相談室は専任カウンセラー、板橋相談室は非常勤カウンセラーに配置換えされた。それにより、入学当初の相談を必要とする東松山校舎での相談室体制が充実した。板橋校舎においても、非常勤カウンセラーの在室時間が延長された（10時～17時）。

2005（平17）年度4月より両相談室の非常勤カウンセラーが増員され、板橋相談室は長期休暇中以外の平日は、毎日非常勤カウンセラーにより開室している。東松山相談室でも専任のカウンセラーに加えて、週2日非常勤カウンセラーの来室日が増えることになっており、利用学生がカウンセラーを選べる体制になる。

③教員兼担相談員（各学科より選ばれた教員による学業・就学指導）制度導入

両校舎併せて15名の教員が月1回1コマずつ担当し、学生相談にあたっている。

2005（平17）年度には両相談室あわせて26名に増やし、更にきめ細やかな修学相談に向けた取り組みがなされている。

④学生相談室運営委員会が2006（平18）年度より発足

⑤東松山学生相談室の移転改築、および備品整備（2006〈平18〉年3月）

各学部においても、オフィスアワー制度の周知徹底を図り、実施する。

東松山図書館：
第11章 730～734 頁参照

大学全体：
第5章 444～446 頁参照

文学部：
第5章 447 頁参照

経済学部：
第5章 448 頁参照

外国語学部：
第5章 450 頁参照

法学部：
第5章 451～452 頁参照

国際関係学部：
第5章 453 頁参照

経営学部：
第5章 454 頁参照

環境創造学部：
第5章 455 頁参照

スポーツ・健康科学部
第5章 456 頁参照

<p><勧告></p> <p>1. 外国語学部英語学科の収容定員に対する在籍学生数の比率が高いため、改善を要する。</p> <p>2. 東松山、板橋校舎ともに、在籍学生一人あたりの講義室・演習室・学生用自習室の面積が狭いので、改善を要する。</p> <p>3. 板橋図書館の閲覧室座席数が不足しているため改善を要する。</p> <p>4. 教育研究費率が低いので改善を要する。</p>	<p>この収容定員の超過は2002(平14)年度に当該年度の学生が卒業することにより解消された。入学定員超過率は2003(平15)年度で1.30、2004(平16)年度は1.23と改善され、学生収容定員もほぼ適正であると考えられる。歩留率に十分留意し、適正な入学定員を確保するよう努める。</p> <p>板橋校舎については整備計画第I期工事において旧校舎を取り壊し、2003(平15)年8月に新校舎(講義棟)が竣工した。講義室・演習室及び自習室の改修がなされ面積等の増減は多少あったが、施設設備の拡充により環境が整備され授業は支障なく実施されている。今後更に、板橋キャンパスの見直しを図っていく。</p> <p>東松山校舎は、2005(平17)年度には未整備の7教室(大教室2、中教室5)の視聴覚機器環境を整備する予定である。2005(平成17)年7月末完成予定のスポーツ・健康科学部校舎(延床面積約7,200㎡)にはアリーナを含む中小の教室6教室、演習室6、実験室3、実習室4が設置される予定である。今後更に、環境を整えるためにもキャンパスの見直しを図っていく。</p> <p>2002(平14)年7月より板橋キャンパス整備計画として新図書館の建設を開始し、2003(平15)年8月に中央棟・図書館として新図書館が竣工した。これにより、図書館の座席数不足の勧告への改善のみならず、開架閲覧室の拡張に伴った検索用パソコンの増設や情報ラウンジの新設、個人研究室(キャレル)新設、グループ学習室新設、自動貸出機等々の設置、並びに図書館が長期に渡って計画をしてきた自動化書庫の導入により学生へのサービス向上が図られることとなった。また、図書館がキャンパス敷地の中央に建設されたことにより、今まで暗く狭いという図書館のイメージが一新され、図書館利用者が急増した。</p> <p>2001(平13)年度以降の教育研究経費比率(教育研究経費/帰属収入)は、2001(平13)年度20.2%、2002(平14)年度19.6%、2003(平15)年度22.5%、2004(平16)年度25.8%というように推移しており、その比率は改善されてきている。また、支出における教育研究経費の比率(教育研究経費/消費支出)についても、2001(平13)年度26.9%、2002(平14)年度26.1%、2003(平15)年度27.8%、2004(平16)年度27.5%となっており、消費収支において帰属収入が</p>	<p>外国語学部： 第4章 382頁参照</p> <p>板橋校舎： 第10章 690頁参照</p> <p>東松山校舎： 第10章 697～698頁参照</p> <p>板橋図書館： 第11章 728～733頁参照</p> <p>財政： 第13章 770～773頁参照</p>
--	---	--

	毎年漸減しているなかで教育研究経費は増額傾向にあることを併せて考えれば改善の実が上がっていると言える。	
--	---	--

<財団法人日弁連法務研究財団による認証評価への対応>

本学法務研究科（法科大学院）は、2007（平19）年、財団法人日弁連法務研究財団が定める法科大学院評価基準による認証評価を受審した（2007（平19）年10月10日）。その結果、評価基準第5分野（カリキュラム）において、2009（平21）年度までに再評価を受けることが求められ、2009（平21）年9月に「自己点検・評価報告書（第5分野）」を再提出した（これにかかる対応については、法務研究科（法科大学院）の項に記述している）。

【点検・評価…長所と問題点】

本学は、学校教育法や私立学校法、大学設置基準などの関連諸法令を遵守して大学運営を行っており、文部科学省や外部評価機関である財団法人大学基準協会や日本弁護士連合会法務研究財団の留意事項・指摘事項にも真摯な姿勢で対応しており、継続して取り組む必要がある事項についても当該部局との連携を図りながら取り組んでいるところであり、特段の問題は見受けられない。

【改善方策】

文部科学省や外部評価機関からの留意事項・指摘事項に対しては真摯な姿勢で対応しており、継続して取り組む必要がある事項についてもその取り組みを進めているため、現状での改善方策は特段見当たらない。今後は、継続して取り組む必要がある事項について、更にその取り組みを推し進めるとともに、改善された事項および指摘を受けなかった事項に対しても不断の点検・評価を実施することとする。

《法務研究科（法科大学院）》

法科大学院設立当初から総務委員会において自己点検活動を行い、その一環として学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を毎年別添「平成 18（2006）年度 FD 活動年次報告書」の形で公表し、その内容をも前記「報告書」において公表してきたが、更なる改善に向かい下記の目標を定める。

到達目標

1. 恒常的な活動と、改善・改革を行う制度システムを導入する。
 - (1) FD 委員会の活動内容を教授会の拡大 FD 委員会で公表し、相互にそれぞれの問題点を公表することで統一した意見を集約し、決められた内容（計画）を実行しやすくする。
 - (2) 法科大学院独自の授業評価アンケート項目の見直しをする。

独自のアンケート項目、内容を作るため教務委員会内にアンケート内容検討委員会（仮）を設置し、項目、内容を精査し、独自のアンケート内容を作る。

【自己点検・評価】

- ・自己点検・評価を恒常的に行うためのシステムの内容とその活動上の有効性

【現状の説明】

従来から教授会内部において、自己点検・評価部局委員会を設け、部局委員会を開き、委員長には研究科長を充て、専任教員全員が参加する。前記委員会は財団法人日弁連法務研究財団（以下「研究財団」と呼ぶ）による本法科大学院に対する「自己点検・評価報告書」を作成し（別添 2007〈平 19〉年 3 月 31 日）、2007（平 19）年 6 月研究財団から「適合」と認定された。しかし、この認定で満足しているわけではなく、不断の努力を重ねて、研究財団から指摘された事項について更に自己点検・評価を全学的または部局委員会で実施しているのは既述の通りである。

自己点検・評価部局委員会は、毎年前記「FD 活動年次報告書」を作成し、広く世間に公表し、意見を求めている。部局委員会とは別にその実施機関として、総務委員会が自己点検の内容を管掌する組織として機能している。

【点検・評価…長所と問題点】

前掲「平成 18（2006）年度 FD 活動年次報告書」に見られるように、本法科大学院は全学的にも個別的にも自己点検・評価を重ね、法科大学院の理念に合う教育を行うよう努力しているところから、自己点検・評価は適切である。

【改善方策】

自己点検・評価 既述のとおり、自己点検・評価については法科大学院の理念に照らし、適合しているため、特に改善する必要は見られない。

- ・自己点検・評価の結果を基礎に、将来の充実に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

【現状の説明】

公法系科目、民事系科目、刑事系科目毎にFD委員会を適宜皆済し、授業の実施方法、実施された授業の有効性、試験問題、新司法試験の結果等の検討を行い、その結果を前記「FD活動年次報告書」を作成し、公表している。

【点検・評価…長所と問題点】

公法系科目、民事系科目、刑事系科目毎に授業を見学し、その結果をそれぞれFD委員会で公表し、その後の授業の改良に役立てる。この趣旨は極めて授業の改良に役立つと考えられる。

だが実際にはそれぞれの教員は自己の授業に対する予習、復習に追われ、十分時間をかけて授業見学ができないのが現状である。そこでそれぞれ毎年7月、1月を授業見学実施集中期間と定めているが、それでも十分実施できていない。

【改善方策】

授業見学を徹底させ、なかば強制的に実施させる必要があると思われる。

【自己点検・評価に対する学外者による検証】

- ・自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

【現状の説明】

学外者による評価については、学外評価委員を設けて法科大学院の運営について随時意見を求めるとともに外部評価を実施することとしており、自己点検・評価についても学外評価委員の評価を求める体制が設けられている。しかし、現状においては法科大学院を巡る社会の状況が変動し、学外評価委員もこうした状況を離れて評価することができない状況にある。また、学外評価委員は無報酬であり、規則に基づく身分も定められていない。法科大学院に対する認証評価機関の評価基準の見直しも検討されている状況にもあり、現在の法科大学院の状況は、文部科学省及び中央教育審議会法科大学院特別部会の法科大学院に対する意見・指導への対応が中心となっていることもあり、学外評価委員への具体的な委嘱がほとんど行われていないのが現状である。

【点検・評価…長所と問題点】

前述のように、これまで外部評価委員の制度は設けられているものの、自己点検・評価についての評価を含め学外評価委員への委嘱は、十分な実施がなされていない。外部評価委員制度が活用されてこなかったのは、法科大学院を巡る社会の状況も一因と考えられるが、現在の学外評価委員は、その身分について明確な定めがないこともその原因と考えられる。

【改善方策】

法科大学院については第三者評価機関の厳格な認証評価が5年ごとに実施されており、現在の法科大学院を巡る状況の中で、こうした認証評価に加えて学外者による評価を受けることの有効性について検討するとともに、その検討の結果に基づいて、必要であれば学外評価委員の報酬、身分を明定する規則制定を進めたい。

【大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応】

・文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応

【現状の説明】

文部科学省からの指摘事項である定員削減については、従来の50名定員を40名定員に削減した。さらに合格者数の伸び悩みから一層の定員削減要求がされる可能性がある。

また、研究財団からの指摘事項については、従来から教授会内部において自己点検・評価部局委員会を設け、教授会後に毎回ではないが、部局委員会を開き議論している。前述のように、不断の努力を重ねて、研究財団から指摘された事項について更に今後とも自己点検・評価を全学的または部局委員会で実施する。なお、研究財団による「大東文化大学大学院法務研究科 評価報告書」（2007〈平19〉年10月）およびそれを受けて2009（平21）年9月に提出した「自己点検・評価報告書（第5分野）」は以下の通りである。

<大東文化大学大学院法務研究科 評価報告書（抜粋）>

第1 認証評価結果

認証評価の結果、大東文化大学大学院法務研究科は、財団法人日弁連法務研究財団が定める法科大学院評価基準に適合していると認定する。

なお、同研究科に対し、2009（平成21）年度までに、評価基準第5分野（カリキュラム）について、再度当財団の評価を受けることを求める。

第2 分野別評価（認証評価結果の概要）

当財団が定める法科大学院評価基準に従い、各評価基準項目に対する評価を、分野別に総合した結果及び総評は以下のとおりである。

第1分野 運営と自己改革

【各評価基準項目別の評価結果】

- 1-1-1 法曹像の周知 A
- 1-2-1 自己改革 C
- 1-3-1 情報公開 B
- 1-4-1 法科大学院の自主性・独立性 適合
- 1-4-2 学生への約束の履行 適合
- 1-5-1 特徴の追求 A

【分野別評価結果及び総評】

第1分野の評価結果は B である。

養成しようとする法曹像は明確で、アジア関連を中心とした取り組みや有職社会人への配慮など法科大学院の特徴の追求に関しては、非常に良好な状態にある。しかし、自己改革については、関係する組織の権限が明確でないなど整備・改善の必要な点もある。

第2分野 入学者選抜

【各評価基準項目別の評価結果】

- 2-1-1 入学者選抜基準等の規定・公開 B
- 2-1-2 入学者選抜の実施 適合
- 2-2-1 既修者選抜基準等の規定・公開 C
- 2-2-2 既修者選抜の実施 適合
- 2-3-1 入学者の多様性の確保 適合

【分野別評価結果及び総評】

第2分野の評価結果は B である。

学生受入方針、入学者選抜基準、入学者選抜の実施及び入学者の多様性については良好である。しかし、既修者選抜の基準については、既修者選抜試験と未修者1年次の定期試験問題との難易度の差が大きく、その水準設定について再検討を要するほか、実施の面でも設定した出題範囲を若干超えた出題がなされているなど、改善の必要がある。

第3分野 教育体制

【各評価基準項目別の評価結果】

- 3-1-1 専任教員の数 適合
- 3-1-2 専任教員の必要数 適合
- 3-1-3 実務家教員の割合 適合
- 3-1-4 教授の比率 適合
- 3-1-5 教員の年齢構成 C
- 3-1-6 教員のジェンダー構成 C
- 3-2-1 担当授業時間数 B
- 3-2-2 教育支援体制 C
- 3-2-3 研究支援体制 B

【分野別評価結果及び総評】

第3分野の評価結果は B である。

教育体制は、おおむね整備されていると評価できる。しかし、教員の年齢構成やジェンダーバランスについて改善の必要があるほか、教員の教材準備等を支援する体制の充実が必要である。

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

【各評価基準項目別の評価結果】

- 4-1-1 FD活動 B
- 4-1-2 学生評価 B

【分野別評価結果及び総評】

第4分野の評価結果は B である。

FD活動のための組織は整備され、学生の授業評価の把握もしっかりなされている。しかし、FD活動が刑事系など各科目系毎のものにとどまり、法科大学院全体として授業の改善活動の成果を共

有するための取り組みが十分にはできていない。また、学生に対する授業評価アンケート調査については、匿名性の確保に十分注意して、学生の信頼を失わないよう十分配慮することが必要である。

第5分野 カリキュラム

【各評価基準項目別の評価結果】

- 5-1-1 科目設定・バランス C
- 5-1-2 科目の体系性・適切性 C
- 5-1-3 法曹倫理の開設 適合
- 5-2-1 履修選択指導等 B
- 5-2-2 履修登録の上限 適合

【分野別評価結果及び総評】

第5分野の評価結果は C である。

ただし、本分野については、2009（平成 21）年度までに、再度、当財団の評価を受けることを求める。

2007 年度から適用されるカリキュラムに関して、現地調査の時点で科目設定に著しい偏りがあった（ただし、現地調査後の学則改正により改善されている。）。また、特別講義などの企画が、履修登録の上限を設けて学生の自主学習を中心とした法科大学院教育を実現しようとした趣旨を潜脱することのないよう十分留意する必要がある。

なお、第5分野については、5-1-1の問題に対応する学則改正の結果と実施状況、学則改正により生じる当分野に属する評価基準への影響や5-1-2の評価に関し内容未確定の科目を確認する必要がある点にかんがみ、2009（平成 21）年度までに再評価を受けることを求めるものとする。

第6分野 授業

【各評価基準項目別の評価結果】

- 6-1-1 授業計画・準備 C
- 6-1-2 授業の実施 B
- 6-2-1 理論と実務の架橋 C
- 6-2-2 臨床教育 B

【分野別評価結果及び総評】

第6分野の評価結果は B である。

授業の実施は、多くの科目で双方向の授業が取り入れられているなど、充実しており、また臨床教育については、豊富なメニューが用意されており、多くの学生が何らかの臨床教育を受けるよう工夫されている。しかし、授業の計画・準備に関しては、一部の科目で授業直前に資料等が配布されるなど、特に予習時間の限られる有職社会人への配慮の必要が感じられる。また、理論と実務の架橋について、個々の教員が意識して授業等を行っている面もあるが、法科大学院の組織としてその意義等に関する検討が不十分で、科目や担当者によって、取り組みにばらつきがあり、改善の余地がある。

第7分野 法曹に必要な資質・能力の養成

【各評価基準項目別の評価結果】

- 7-1-1 法曹養成教育 C

【分野別評価結果及び総評】

第7分野の評価結果は C である。

法曹に必要なマインドとスキルの設定は一応なされており、その内容は養成しようとしている法曹像との間で特段の不適合は認められないが、個々のマインドやスキルをどの程度まで、どのようにして養成していくかについて科目横断的に十分な整理ができていない。そのため、その養成が個々の教員にゆだねられている状態にある。設定したマインドとスキルを法科大学院教育全体を通じてどのように養成していくかについてのさらなる組織的検討が必要である。

第8分野 学習環境

【各評価基準項目別の評価結果】

- 8-1-1 施設・設備の確保・整備 A
- 8-1-2 図書・情報源の整備 B
- 8-2-1 学習支援体制 A
- 8-2-2 学生へのアドバイス C
- 8-2-3 カウンセリング体制 C
- 8-2-4 国際性の涵養 B
- 8-3-1 クラス人数 適合
- 8-3-2 入学者数 適合
- 8-3-3 在籍者数 適合

【分野別評価結果及び総評】

第8分野の評価結果は B である。

施設・設備の確保・整備は充実しており、学生の利便性は高い。しかし、学生へのアドバイス体制は、クラスアワー制度やオフィスアワー制度などが担当教員の裁量に任せられ、教員の熱意によって大きな差が出ている状態であり、個々の教員が最低限のアドバイス体制をとることのできるような配慮が必要である。クラス人数、入学者数、在籍者数に関しては特段の問題は認められない。

第9分野 成績評価・修了認定

【各評価基準項目別の評価結果】

- 9-1-1 厳格な成績評価基準の設定・開示 B
- 9-1-2 成績評価の厳格な実施 適合
- 9-1-3 成績評価に対する異議申立手続 B
- 9-2-1 修了認定基準等の設定・開示 A
- 9-2-2 修了認定等の適切な実施 適合
- 9-2-3 修了認定に対する異議申立手続 A

【分野別評価結果及び総評】

第9分野の評価結果は B である。

成績評価については、法科大学院としての目安を明確に定め、個々の科目の成績評価基準も担当教員によりそれに従って設定されている。また、実際の成績評価は設定した基準におおむね従って実施されており、評価結果を教授会で検討し、合理的な理由なく法科大学院として定めた成績評価基準に従わない成績評価を行った教員を科目担当から外すなど積極的な対応が実際になされている点は、厳格な成績評価を担保する取り組みとして評価できる。しかし、個々の科目における成績評価基準には、ある要素を「加味する」といった裁量的な表現も多く、運用次第で厳格な成績評価を

行えなくなる懸念があるため、さらなる工夫が望まれる。また、成績評価に対する異議申立制度については、制度を設けている点は評価できるが、その前提となる学生への成績評価根拠の説明が徹底されていない点で、改善の余地を残している。

＜自己点検・評価報告書（第5分野）（抜粋）＞

評価基準等	点検・評価・自己評価	改善計画
<p>5-1-1 科目設定・バランス (評価基準) 授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全てにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。</p>	<p>(1) 科目群ごとの開設科目数 現在の開設科目及び科目数は、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の全てにわたってバランスよく開講され、合計で33単位以上の履修が確保されている。</p> <p>(2) 前年度の修了生の4科目群毎の修得単位数の平均等 履修のルールについても、学生は法律基本科目・法律実務基礎科目を中心に他の領域の科目も履修しなければ修了できないこととしているので、必然的に開設科目の4分野にわたって履修することになり、「いずれかの科目に過度に偏ること」はないように配慮している。</p> <p>(3) 修了要件における各科目群の必要履修数 2007年10月の認証評価において指摘された「法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で33単位以上の履修」の確保についても同年に改正した履修ルールでは、これが確保できるよう慎重に配慮しており、現行の履修ルールにおいては「法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計で33単位以上の履修」が適切に確保されている。</p> <p>(自己評価) A</p>	<p>カリキュラム・開設科目については、中央教育審議会の報告書においても法律基本科目の強化の必要性について触れられており、未修者の法律基本科目の履修のあり方についての再検討が求められているところである。</p> <p>また、法科大学院教育の指標として、司法試験の合格率の確保が言及されており、どのような教育内容が求められているのか、それにふさわしいカリキュラムになっているのか再検討することが必要となっている。</p> <p>いずれも今後の法科大学院教育のあり方につながる重要問題であり、「カリキュラム検討委員会」を設置し、十分な検討を行うこととしたい。</p>
<p>5-1-2 科目の体系性・適切性 (評価基準) 授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。</p>	<p>(1) カリキュラムの体系性については、基礎から応用まで段階的に学習できるよう授業科目を配当し、学習の指針を示しており、適切な配慮がなされている。</p> <p>(2) 2007年10月の評価において指摘されたカリキュラムの適切性に係る問題点については、5-1-1でも述べたようにカリキュラム</p>	<p>社会人学生の増加に伴い、無理のない学習ができるカリキュラム、時間割に配慮しているが、自学自習の時間の確保には必ずしも十分ではない点も見受けられる。今後の検討課題としては、夏休み、春休み期間の短縮や長期履修モデ</p>

<p>5-1-3 法曹倫理の開設 (評価基準) 法曹倫理を必修科目として開設していること。</p>	<p>の見直しにより改善を行っている。</p> <p>(3) 昼間に勤務を持ち、夜間及び土日曜日に学習する社会人学生の増加に伴い、日曜日にも授業を開講するなど、無理のない学習に配慮した適切な時間割となっている。</p> <p>(4) 「企業法務」「国際法務」「市民生活法務」「政策法務」という4つの履修モデルを示し、修了後の進路を念頭に置いた学習が可能となるよう科目配置についても配慮がなされている。さらに研究者への志望にも対応できるよう「テーマ演習」科目も設置し配慮している。</p> <p>(自己評価) A</p> <p>法曹倫理を必修とし、民事弁護に多くの時間を割いていることは現実の実務に即したものと評価している。</p> <p>刑事弁護倫理、企業内弁護士倫理に各1回の授業を当てているが、これで十分かどうかは検討する必要はあると考える。</p> <p>裁判官倫理を3回、検察官倫理を2回あてているが、こうした時間配分に合理性があるのかどうかは、他の法科大学院での実状を見ると相当なものと考えている。</p> <p>2006年度、2007年度においては1年生を対象としたが、他の法規範の学習を踏まえた上での授業が効果的と考え、第IVセメスターに移行した。</p>	<p>ルを活用したカリキュラム、時間割の検討などを行ってまいりたい。</p> <p>また、研究者志望の学生に対する対応については、本学大学院法学研究科との連携も検討し、より適切な対応が可能となる体制の構築に努めたい。</p> <p>前記第2で述べたように現状で万全とは思っておらず、院生の意見をはじめ担当教授の意見交換をしながらより望ましい授業となるよう不断の努力を尽くしていきたい。</p>
<p>5-2-1 履修選択指導等 (評価基準) 学生が履修科目の選択を適切に行うことができるようにするための取り組みがなされていること。</p>	<p>(自己評価) 合</p> <p>学生に対する履修指導は、上記のさまざまな機会に実施しており、「質的に」も「量的に」も適切になされていると考えている。</p> <p>また、施設設備面においても、学生の研究室と教員の研究室を同一のフロアに設け、物理的にも履修相談、履修指導が行いやすい環境となるよう配慮しており、こうした環境は、適切な履修指導に有効なものとして評価できる。</p>	<p>特になし。</p>

<p>5-2-2 履修登録の上限 (評価基準) 履修科目として登録することのできる単位数の上限が年間36単位を標準とするものであること、及び修了年度の年次は44単位を標準とするものであること。</p>	<p>(自己評価) A</p> <p>(1) 制度上の問題 既修長期履修者については、法科大学院創設当初は、長期3年の既修者の場合、履修単位数(年間履修登録単位数)が36単位となっており、標準履修年限の既修者と同であったため、運用上の措置により、上限履修者には、その状況の聞き取り、長期履修の適格性の審査を行っていた。学則改正時に、このような問題を解消するため、長期3年の既修者の履修単位の上限32単位とする制度改正を行い問題点を解消した。</p> <p>(2) 運用上の問題 初年度、エクスターンシップの実施要項の発表が遅れたことと集中講義形式の授業科目を36単位に含めるか明確でなかったため、既修者1名についてエクスターンシップの履修単位数が制限を超過した例が1件あったが、それ以外は適切に運用されている。</p> <p>(自己評価) 合</p>	<p>自主ゼミ等の課外指導に対する学生からの要望が高いが、体系的・制度的にこうした指導を行うことは、法科大学院教育の理念に反するとして、行っていない。他方、こうした要望に的確に応え、体系的・制度的に指導を位置づけていくことが法科大学院教育としても意義が高いとする意見もある。今後の法科大学院および法科大学院教育の在り方に関する議論の推移を十分に踏まえ、今後の課外指導の在り方について検討していきたい。</p>
--	---	--

【点検・評価…長所と問題点】

現在の状況では、社会人の枠が多い現状から、文部科学省からの定員削減要求に対しては、現状を説明し、その理解を求めることとしている。

【改善方策】

社会人に対しきめ細かい指導をし、合格者を増やすことに努力する。

第 1 5 章 情報公開・説明責任

第15章 情報公開・説明責任

大学は、大学の組織・運営と諸活動の状況、およびそれらの点検・評価結果について情報公開し、社会に対する説明責任を果たさなければならない。

社会への説明責任のためには、教育研究活動の状況、財政状況、外部評価の結果等について広く社会へ伝える必要がある。また、情報の公開を行うことにより社会の評価を受け、そのことは、本学の将来へ向けた方向性の示唆にもつなげていくこととなる。これらの遂行のため目標を以下に定める。

到達目標

1. 公開する情報内容をより充実させ、社会及び大学のステークホルダーへ向け、常時新しい情報内容を公表する。
2. 財政に関する情報や自己点検・評価結果などをわかりやすく開示する。

【財政公開】

- ・ 財政公開の状況とその内容・方法の適切性

【現状の説明】

本学園は、私立学校法に基づく文部科学省の認可を受けて設立された法人であり、税制上の優遇措置等がとられ、私立大学等経常費補助金をはじめとする各種の公的補助金が交付されていることから、公共性および公益性が非常に高い機関である。従って、社会一般に対する説明責任を果たす一環として財務情報等をホームページなどの媒体を通じて公開している。

「大東文化新聞」では、財政等については、1993（平5）年から事業計画を、2005（平17）年から事業報告、予算・決算を掲載・公開している。読者の対象は、学生、大学全学生保護者、卒業生（同窓会員）、全国高等学校、購読者等である。

大学のホームページでは、2003（平15）年より財務情報を公開しており、現在は、事業計画・予算、事業報告・決算と決算の概要、財産目録、貸借対照表、監査報告書並びにグラフで見る決算、過去5年間の収支の推移等を公開している。

「大東文化学園報」では、1976（昭51）年から予算・決算を、1986（昭61）年から事業計画、事業報告を掲載している。なお、これは学内教職員向けの学内誌であるが、関係他大学等へも定期的に送付している。

『学園の現況』では、1981（昭56）年から毎年発行しており、財政状況についても、ホームページと同様の内容に加えて、計算書にある数値の比率について年度の推移を掲載している。これは、役員・評議員・教職員が学園の状況を共有するために発行しているが、希望があれば、学外の関係者等にも配布している。

【点検・評価…長所と問題点】

各種の媒体を通じて財政状況を公開することは、本学園の開かれた姿勢を示すものであり十分評価することができる。また、各種の媒体がそれぞれの対象に向けて的確に情報発信できている点も評価に値する。しかしながら、学校法人会計基準自体が企業会計と比した場合、難解であることから、学園の財務情報が広く社会一般に理解されにくいことが懸念される。

【改善方策】

今後は、学生・生徒や保護者をはじめとするステークホルダーや企業関係者等をはじめとする社会一般が本学の現状を的確に理解できるように、難解な表現等を可能な限り避け、グラフや図による説明を用いるなど、平易な表現で情報を発信できるよう工夫・改善を施し、更なる経営の透明性確保の一助としたい。

【情報公開請求への対応】

・情報公開請求への対応状況とその適切性

【現状の説明】

私立学校法の一部を改正する法律が 2005（平 17）年 4 月に施行され、在学者その他利害関係者からの請求に応じて一定の財務書類等の閲覧に供することを義務づけられたのを受けて、「学校法人大東文化学園書類閲覧取扱要領」（以下「書類閲覧取扱要領」という）を制定し、2005（平 17）年から板橋キャンパス財務部経理課内または総務部総務課内に、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監事による監査報告書を備え付けて閲覧に供することとした。

これまでに閲覧並びに書類複写に供した実績は、財務部経理課で、2007（平 19）年度に 1 件、2008（平 20）年度に 3 件であった。

【点検・評価…長所と問題点】

情報公開請求者が本学園の関係書類を閲覧しやすい環境を整備する必要がある。また、本学園の情報公開請求に対する対応の周知が不十分である。

【改善方策】

書類閲覧取扱要領を改正して、東松山校舎にも財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監事による監査報告書を備え付けて閲覧に供する。また、在学者その他利害関係者にも各種の媒体を通じて情報公開請求に対する対応を積極的に周知する。

【点検・評価結果の発信】

・自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性

【現状の説明】

本学では、過去の自己点検・評価結果報告書（『大東文化大学の現状と課題 1997年度』、『大東文化大学の分析と評価 1999年度』、『大東文化大学の点検・評価 2001年度大学基準協会相互評価報告書』、『大東文化大学の点検・評価 2005年度』の全てについて学内、学外に公表し、関係機関に送付している。

また、『大東文化大学の点検・評価 2005年度』に合本した大学基準協会相互評価結果に対する改善報告書については本学公式ホームページに掲載した。それ以降の学内単年度の報告書については、学内イントラネット（ロータス・ノート）により各部局自己点検・評価委員会委員長宛へ自己点検・評価委員会からの評価を付して発信しているが、現在のところ、本学公式ホームページ上での公表はされていない。また、法科大学院においては（財）日弁連法務研究財団より評価基準に適合している旨評価されたが、学内公表にとどまっている。

【点検・評価…長所と問題点】

自己点検・評価報告書の内外への公表は当然の義務として、これまで一部の報告書については公開してきたが、さらに十分かつ適切な発信の努力が望まれるところである。

しかし、学外への公表・発信のための自己点検・評価報告書ではなく、本来、自主自律に則った自己点検・評価であらねばならず、その活動自体が本学に課せられた改革・改善に向かい機能的、発展的なものでないと無意味なものであることは論をまたない。

公開の方法についても、大学公式ホームページ上や、各種広報媒体を通じこれまで以上に積極的に開示していく必要がある。

【改善方策】

学内単年度の報告書、本認証評価報告書の結果を含めて、大学公式ホームページ上でタイムリーに公開すると共に、その公表性の持つ重要性と改革推進の必要性を大学の諸組織と全構成員が意識化しそれを共有して、実質的な自己点検・評価活動につなげる。

・外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

【現状の説明】

外部評価は、大学が学外の評価者を選定し、その評価者に大学側より評価項目を指定して行うことが通例であるが、本学としては、いまだに独自に外部評価機関を設置して外部評価を受けるシステムを構築していない。

【点検・評価…長所と問題点】

大学独自の外部評価委員を選定し、大学の組織・運営と諸活動の状況の評価させて、その結果の情報公開を通し、社会に対する説明責任を果たす仕組みの構築を急ぐ必要がある。

【改善方策】

大学の社会的責任の観点から、本学の大学運営状況およびその情報開示のあり方を自己点検・評価基本事項検討委員会の下で取りまとめる作業に着手する。その議論において報告書の公表の方法・内容、外部評価委員会設置等について社会より理解の得られる方策を決定していく。

《法務研究科（法科大学院）》

法務研究科独自の Web サイトと法科大学院案内において、研究科の理念、組織、教育内容及び入学試験の概況等が公表されている。いずれも、入学試験のための情報提供という趣旨のものであり、法科大学院の教育・研究活動に関する情報を広く公開するという体制を整えなければならないという認識の下、下記の到達目標を定める。

到達目標

1. Web サイトを、単なる入学志願者への情報提供の場だけではなく、研究科の諸活動が広く社会に情報を公開するスペースとなるように改善を行い、迅速な情報公開を行うことができる体制を整える。
2. 自己点検・評価報告書を Web サイト上で公表し、学園、在学生、教職員を含む学内外から意見を聴取するシステムの構築を行う。
3. 第三者評価を受けた際には、その評価結果を、評価報告書とともに速やかに公開するとともに、評価結果と内容に関する法科大学院としての見解を公表する。
4. 受験生、在学生を含む学内外からの情報公開の請求に応じるための規定、手続きを整備し、説明責任を全うできる体制を整える。

【財政公開】

・ 財政公開の状況とその内容・方法の適切性

【現状の説明】

本学では、学園全体として経理処理が行われており、法務研究科独自の財政公開は現状では困難である。

【点検・評価…長所と問題点】

独立採算制が採用されているわけではないので、学園全体の財政公開によって、法務研究科も含む全体の財政公開もなされている。

【改善方策】

独立採算制となっていないので、法務研究科独自で財政公開をすることは困難であり、一研究科で解決する問題ではない。

【情報公開請求への対応】

・ 情報公開請求への対応状況とその適切性

【現状の説明】

情報提供の要請があった場合には、そのつど個別に対応している。

【点検・評価…長所と問題点】

情報公開に関する手続きが未整備のため、情報公開請求に対する体系的な仕組みがない。

【改善方策】

情報公開について、請求手続き、公開の範囲等に関する規則を整備する。

【点検・評価結果の発信】

・自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性

【現状の説明】

自己点検・評価報告書を印刷物としてまとめ、法務研究科の教員に配布している。また、第三者評価に際しては、評価機関にも提出している。

【点検・評価…長所と問題点】

自己点検・評価の結果が、研究科外に十分に公表されていない。

【改善方策】

自己点検・評価報告書を作成した場合には、学園の各部署にも配布するとともに、法務研究科の大学院生の閲覧にも供する。また、法務研究科の Web サイト上でも公開し、学内外のだれでもが閲覧できるようにする。

・外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

【現状の説明】

2007（平 19）年に行われた日弁連法務研究財団による認証評価に際しては、評価結果を法務研究科内に掲示するとともに、法務研究科の Web サイト上でも評価結果を公表した。

【点検・評価…長所と問題点】

認証評価の結果のみの公表では不十分である。評価の内容を示す評価報告書は評価機関が公表しているが、法務研究科としても、主体的に公表する必要がある。

【改善方策】

認証評価における評価報告書は、自己点検・評価報告書と同様に、学園の各部署にも配布するとともに、法務研究科の大学院生の閲覧にも供する。また、法務研究科の Web サイト上でも公開し、学内外のだれでもが閲覧できるようにする。

終章

本報告書は、大東文化大学の理念・目的、教育・研究、学生の受け入れ、学生生活、施設・設備、事務組織、および財務に至るまで、教育・研究機関としての本学がもつあらゆる側面の現状と問題点、および将来に向けた具体的な改善策について、可能な限り客観的・実証的に評価したものである。この終章では、これらを総括すると共に、今後の改善・改革に向けた大学としての基本的な姿勢を明らかにしたい。

1. 理念・目的

本学は 1923 年に財団法人大東文化協会によって設立された大東文化学院を前身とする大学であり、漢学振興という建学時の精神は時代を経て「東西文化の融合」という形で成文化された。さらに、2008 年に策定された『中期経営計画』では、建学の精神を「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」と現代的に読み替え、その達成のために、「教育力」、「研究力」、「学生支援力」、「情報力」、「組織力」、「財政力」の 6 つの力に重点目標がまとめられた。

建学の精神とそれに基づく教育の理念・目的は教職員や学生のみならず、広く社会に絶えず周知しつつ、アジアに軸足を置きながら「東西文化の融合」に向け、特色ある教育・研究を推進し、建学の精神の実質化に努めてきた。本学が社会や時代のニーズに応え得る高等教育機関としてさらなる発展・進化を遂げるために、①建学の精神の深化 ②学部学科体制の点検 ③初年次教育を始めとする教育力の強化 ④教職員の共通認識と意思の形成、以上の 4 つの課題の克服に向けて、さらに取り組みを進めることとする。

2. 教育研究組織

現在、本学は 8 学部 19 学科、大学院 7 研究科、法科大学院、2 専攻科からなる総合大学である。こうした発展は、社会や時代のニーズにも合致してきたものであり、それなりに評価されるべきものであるが、学科レベルにおいて類似の学科が混在するなど、必ずしも大学全体として体系性のある学部・学科構成にはなっていない。『中期経営計画』においても、「垣根を越えた学び」と「4 年一貫した学士課程教育」という二つの重点目標を視野に入れ、「人文科学系」、「人間科学系」、および「社会科学系」という 3 系統の学部・学科への再編成に向けた議論を進めることとしている。さらに、大学をめぐる環境の変化のなかで、8 学部 19 学科体制の適否の検証、学部附置研究所や大学院研究科の統廃合をも視野に入れた改革などを、大学院改革検討委員会、研究所改革検討委員会、スタッフ機能としての学長室、大学将来構想委員会等々で議論し、組織整備を行う。

3. 教育内容・方法

学士課程教育に関しては、大学基準協会相互評価における指摘事項への対応と、年度ごとの自己点検・評価によって、各々の改善改革に取り組んできた。特に大学全体として取り組む必要がある学部横断的な課題、例えば、教養教育の位置づけの明確化と体系化に関してや、学生による授業評価と FD 活動を両輪とする教育力の向上に関してなどに一定の成果をあげてきた。しかし、全学的な取り組みにはまだ多くの課題が残されている。それは、①教育研究上の目的を科目に反映させた

カリキュラム編成と授業内容の検証 ②成績評価の標準化と共通化 ③学生の習熟度に応じた語学プログラムの開発 ④初年次教育の強化 ⑤FD活動の推進と教育成果の検証などであり、学部学科の個性を尊重しつつ、これらの達成に向けた取り組みを行っていく。

修士課程・博士課程に関しては、大学院学則に定めるところの教育研究上の目的を達することを念頭において、より高度かつ専門的な教育を展開しているところである。少人数体制で行っている授業におけるFDをどのように展開していくかなどの課題に取り組み、教育課程・教育方法の充実、国内外との教育研究交流の拡大、学位授与・課程修了の認定基準の明確化を進めていく。

4. 学生の受け入れ

学生の確保については極めて厳しい状況が続いており、現時点（2009年4月）では本学の全学部 の定員充足率に問題はないが、入学志願者数はピーク時の3分の1にまで減少している。かかる現状を受けて、本学は、一定の学力水準を有する入学者を安定的に確保するとともに、受け入れた学生の健全な育成を重視したきめ細やかな指導体制を構築する必要がある。また、留学生の積極的な受け入れについても取り組みを進める必要がある。

こうした現状と『中期経営計画』が掲げる重点目標「入学者選抜における質の維持・向上」、「多文化共生を意識した戦略的国際交流」などを踏まえ、本学は学生の受け入れについて、①明確なアドミッション・ポリシーの策定 ②入試広報機能のさらなる強化 ③本学の理念・教育目標に合致した受験生の確保 ④各種入試方式の有効性の検証 ⑤女子の入学比率の向上 ⑥留学生の積極的な受け入れ ⑦適正な収容定員の管理 ⑧きめ細やかな指導による退学者の抑制、を今後の目標として改善改革に向けて邁進する。

5. 学生生活

本学における学生の生活環境の整備については、現在まで各種の施策を講じてきた。その結果、学生の満足度調査で上位にランクされるなど、一定の成果が現れたといえる。本学は、この結果に満足することなく、今後とも学生のニーズに応じた物心両面の支援体制を構築していかなければならない。

現状では、保健室に診療所を併設し、健康診断、健康相談、AED（緊急用除細動器）の設置と講習会の実施等を行っている。また、保健室での取り組みのほかには、ハラスメントの防止への本格的取り組み、専門カウンセラーやアドバイザーによる心理相談・生活相談・学業相談などを含む幅広い相談に対処している。今後も、学生が安心して勉学に専念し、将来に希望を描くことができるような物心両面における支援体制と環境を整えていく。

そのために、『中期経営計画』で掲げられている「学生支援力」を踏まえて、①奨学金制度や融資制度の拡充と効果的運用 ②学生相談室の拡充と人的体制の強化、および「学生による学生支援活動」（ピア・エデュケーション）の推進 ③各種ハラスメントの防止活動の強化・拡充 ④学生のキャリア支援の拡充とスタッフの指導能力の向上 ⑤課外活動に対する支援体制の拡充 ⑥生活面での東松山キャンパスの整備、を今後の目標として取り組みを進める。

6. 研究環境

本学は設立当初より漢学を中心とした東洋文化を研究し、発展してきた。今後も、建学の精神を

現代的に読み替えた「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」の視点からグローバルな研究を推進する。

現状では、専任教員には、一定額の一般研究費が支給され、研究室も個人研究室、共同研究室、客員用研究室が確保されている。また、研修制度として、長期海外研究員、短期海外研究員、国内研究員、海外留学生、および特別研究期間制度適用者の制度が確立されている。さらに学内における競争的研究資金制度である特別研究費制度がある。しかしながら、研究成果の公表については、公表のためのシステム構築を含め、十分とはいえない。

こうした現状を踏まえ、大学として「研究力」を拡充させるため、①研究・教育業績を積極的に公開して対外的な評価の向上を図る ②学部附置研究所の統廃合を含む改編を検討し、組織的な研究支援と複合的・学際的な研究に取り組む ③研究資金に関する従来の一律平等型を再検討し、研究資金の配分を効率化する ④国際学会や学術国際会議への参加を促進すると共に、海外等での研究をさらに支援する ⑤外部資金の獲得を支援する全学的体制を構築する、等の目標を掲げて改善改革に取り組むものとする。

7. 社会貢献

「地域社会や地域住民と共に歩む、世界に開かれた大学」を標榜する本学はキャンパスのある板橋区と東松山市でさまざまな社会貢献を果たしてきた。第一は、地域連携センターによるオープンカレッジの開講であり、第二は、学部を主体とした地域・自治体との連携事業である。

地域や自治体との連携事業を推進させるためには、その意義を教職員にも周知させる必要があると共に、教育研究業績と同様に地域貢献の実績を加味し、その後の人事についても反映されるようにすることも念頭に置く必要がある。また、地域・自治体との連携については、高島平団地を拠点とする本学の取り組みが 2007（平 19）年度の現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代 GP）に採択された。また、東京都板橋区、埼玉県の東松山市および、ときがわ町と連携事業を行っており、今後とも充実させる。

板橋キャンパス・東松山キャンパスは一般に広く開放されており、学会、資格検定試験、各種講座、スポーツ大会などに幅広く利用されている。また、図書館も地域住民に広く開放されている。しかし、大学の施設を開放するうえで、不審者の侵入に対処する必要性が生じるなどセキュリティ管理上の検討課題がある。

8. 教員組織

本学の学部の専任教員数は 352 人で、設置基準教員数である 295 人を満たしている。しかし、学部・学科のカリキュラムの改編や見直しが進行中であることから、国際関係学部とスポーツ・健康科学部の 2 つの学部が現在のところ設置基準を満たしておらず、早急な対応を要する。今後は、学部・学科の将来構想の方向性や優先順位を考慮した教員組織の編成を行う必要がある。

教員の年齢構成は、全体として 61 歳以上の構成比率が 34%と高くなっている。今後、退職等に伴う欠員補充の際に、採用候補者の教育研究能力に加えて、年齢構成上のバランスにも十分に配慮する必要がある。

社会人採用は、特に法務研究科で顕著である。また、外国人採用は、特に外国語学部で語学演習が多い関係上、ネイティブスピーカーを多く採用している。さらに、女性教員採用は、外国語学部

と文学部が比較的多く、環境創造学部とスポーツ・健康科学部が特に少ない。今後、社会人、外国人教員、女性教員を積極的に採用していく。

教員の募集・任免・昇格に関しては、学園の定める「教員選考基準」があり、それに従って各学部・法務研究科は独自の教員選考審査の内規を制定し、厳正な審査がなされているが、今後は早期かつ確実な採用人事を行う。また、任期付の教員（特任教員・客員教員・助教）制度を、大学全体で活用して、本学の教育研究活動を時代に即した柔軟かつ充実したものとする。さらに、教育業績の重要性を踏まえて、教育業績の客観的評価基準を策定する。

9. 事務組織

事務組織の構成と人員配置については、大学に学務局、法人に事務局が置かれ、事務組織が2つの局に区分されている。さらにそれぞれに数多くの部署が配置されていることから、意思決定の流れが複雑になっており、スムーズに機能しない局面や責任体制が曖昧な場合もある。そのため、事務局と学務局の機能について再検証し、その過程では、部署の統廃合を含む事務組織の再編も視野に入れる。具体的には、理事長や学長を補佐する直属の専門スタッフ組織の確立と、外部からの競争的資金の獲得に特化した部署のような新たな部署の設置である。

また、教学組織の増設に伴い、専任教員数は増加してきたが、専任事務職員の数は増加していないことから、職員の負担や事務効率を考えた場合に適切な労務管理を行う必要性が生じている。各部署の業務量や業務の性質などを細部にわたり分析して、適正な人事配置を行うと共に、年齢構成を考慮した新卒採用や中途採用、また専門性に配慮した採用、さらには専門分野や業務に直結した各種の研修を行う。

事務組織と教学組織は、異なる性格をもつ組織体であるが、大学の運営や発展のためには一体となって取り組まねばならない共同体であり、さらなる連携協力関係の確立と有機的一体化を目指して改革を推し進めていく。

10. 施設・設備

本学は板橋キャンパス、東松山キャンパス、法務研究科（法科大学院）のある信濃町キャンパス、主として学生の課外活動に利用されている緑山キャンパスからなっており、その他の施設として、大東文化会館と菅平セミナーハウスなどがある。

板橋キャンパスは、2006年に再開発が完了し、「人と環境にやさしい都市型キャンパス」をコンセプトに、地中熱・太陽光発電・風力発電・屋上緑化など、環境に配慮したつくりとなっている。また、情報系設備の整備については、学園総合情報センターが業務計画を立案しながら進めているが、それを大学全体の計画と照らし合わせ、再検証するとともに、『中期経営計画』を踏まえた形で実施する必要がある。

東松山キャンパスは、県道南側の建物群について老朽化・耐震化のために建て替えが必要になっており、東松山キャンパス整備事業によってその改善を図る。

また、板橋・東松山キャンパス双方に共通する事項として、建物内は原則禁煙とし、喫煙場所は受動喫煙に配慮した場所を指定している。また、両キャンパスともバリアフリー化がほぼ完了し、障がい学生への配慮を行うなど、学生のキャンパスライフの充実を図っており、今後も学生のニーズを満たすよう整備を推し進める。

1.1. 図書・電子媒体等

本学図書館は総合大学図書館としては蔵書数 130 万冊を超えており、同規模大学と比べて遜色ないものであるが、さらに質を維持・発展させるために図書資料の充実化や図書資料の効率的な利用について施策を講じることとした。図書資料の充実化に関しては、貴重なコレクションや退職教員の蔵書を積極的に受け入れるなど、予算によらない図書資料の質的向上も併せて図る必要がある。

また、板橋キャンパスの再開発により、板橋キャンパスの図書館座席数は収容学生数に対して大幅に改善され、障がい者にも利用しやすい環境を整備した。開館時間については、板橋・東松山の両キャンパスとも午後 8 時 30 分閉館体制とし、さらに開館日数も増やすこととした。

このような現状を受けて、今後の目標として、①図書・逐次刊行物・視聴覚資料・オンライン情報、等々の質と量の充実を図る ②図書館の座席・書架・パソコン端末などの施設の増設を図る ③図書・雑誌・オンラインジャーナル・外部データベース情報のアクセス環境を整備する ④図書館員のレファレンス能力、機器対応力、集書・整理の処理能力の向上を図る ⑤学外に開かれた図書館としての機能を拡充する、を目標として定め、改善に努める。

1.2. 管理運営

本学の管理運営は、学校教育法をはじめとする関係諸法令および学則をはじめとする学内諸規程に則り、適切に行われている。大学を取り巻く環境の変化から、大学として審議すべき事項は増加の一途をたどっており、迅速かつ適正に意思決定が行われる体制を構築し、教育研究活動が円滑に行われるよう努めなければならない。また、それが関係諸法令や学内諸規程に即しているかを常に検証する仕組みの構築が急務である。

教学組織と学校法人理事会の関係については、それらが表裏一体になっていることにより、教学の意思が十分反映されている一方で、各々の役割や権限が曖昧になっている傾向にあり、理事会の構成などについても見直しが必要となってきた。

学長の選任については、選任手続きが民主的かつ公正なものであるか見直し、大東文化大学学長選考規程を改正した。副学長や学部長の権限やその役割については、不明確であるがゆえに過重な負担がかかっている側面があり、これを明確化する必要がある。

1.3. 財務

従来、単年度の事業計画と予算の作成がなされてきたが、学園をめぐる環境の変化と経営条件の悪化のなかで安定した財政基盤の確立が重要課題のひとつとなり、中・長期的な財政計画の策定が急務となっている。東松山キャンパス整備事業などの大規模な支出を控えている現状においては、将来の財政状況を的確に把握し、学園運営に支障をきたさないよう適切な対策を講じなければならない。

学生生徒等納付金をはじめとする収入はほとんどその増加は期待できないことから全体としての支出増加をいかに抑制するかが課題であり、ひいては学園財政の健全化につながることになる。

支出においては、その大部分を占める人件費について、学園全体の帰属収入に対する比率がここ数年 60%を超過しており、学園財政を圧迫するだけでなく、教育研究への資金配分にも大きな影響を及ぼしかねない。まさに、人件費比率の改善が喫緊の課題であり、消費支出に占める教育研究経費比率を向上させるためにもこれを改善しなければならない。

不可避な支出はあるものの、可能な限りの改善改革に取り組み、教育研究の質の向上と消費収支バランスの維持・改善に向けた経営努力を惜しまない。

1.4. 点検・評価

本学の自己点検・評価体制は、学長を委員長とし学部長・研究科長を中心に各部局の長および副学長・図書館長などで構成される基本事項検討委員会と、その下で、実施機関として報告書の編集などの作業を行う全学委員会が設置されており、各学部・研究科などには、それぞれ部局委員会が編成されている。また、法人には、法人自己点検・評価委員会が組織され、その代表が基本事項検討委員会に委員として加わり、法人と教学の連携を図っている。

この体制のもと、自己点検・評価活動を実施し、その結果を報告書として刊行している。また、毎年度部局単位での点検・評価を実施している。

しかし、大学全体や複数部局といった横断的課題を検討するための仕組みが十分でなく、早急な改善が必要となっている。また法人と教学の連携についても、財務や事務組織といった大学運営上重要な問題に関して相互補完的に検討する体制が不十分である。さらに、点検・評価を客観的に検証するための大学全体のデータ類については、取りまとめる部署が分かれており、非効率的なことからデータを一元管理するシステムの構築とその体制作りが望まれる。

また、本学は独自に外部評価を受けるシステムを構築していない。今後は、外部評価機関を設置し、本学の組織・運営と諸活動の状況の評価を仰ぎ、その結果の情報公開を通じて、社会に対する説明責任を果たしていく必要がある。

1.5. 情報公開・説明責任

財政公開の状況については、社会に対する説明責任を果たすために、『大東文化新聞』、大学ホームページ、『大東文化学園報』、および『学園の現況』などの媒体を通じて、それぞれの対象者に情報発信している。公開する情報内容をより充実させ、社会および学園のステークホルダーへ向け、常時最新で正確な情報内容の公表に努める。

私立学校法および大学設置基準等の改正により、財政に関する情報や設置認可申請等にかかる書類、自己点検・評価結果などを開示することが義務づけられていることから、大学ホームページや各種広報媒体を通じ、これまで以上に積極的に開示していく。

【大学の課題と今後の展望】

本学では、これまで、2001年度に『大東文化大学の点検・評価』（相互評価報告書）を作成し、それに対する改善報告書（2005年度）を作成した。また、毎年度部局別自己点検・評価を実施し、大学改革を推進してきた。それを受けて、今回、認証評価に向け報告書を取りまとめた。その作成作業の過程において、今後大学全体として取り組むべき課題が明確に認識できた。同時に、問題の所在とその内容が全教職員の間の共通認識となったことは、大きな成果である。しかしながら、いまだいくつかの問題が残っている。

まず、大学全体に関わる問題を横断的に検討する体制が不十分であった。そのため、大学全体に関わる問題についても、個々の学部・学科の意見を集約しながら、少しずつ積み上げていくという方式に頼らざるを得ない場合が多かった。結果として、社会や時代の変化やニーズに迅速に対応す

るという点ではどうしても遅れるきらいがあった。しかしながら、大学をめぐる状況はますます厳しくなっており、本学がその競争的環境を生き抜き、さらに発展していくためには、迅速な対応が不可欠である。幸いにも、近年になって、この点についての危機感が共有されるようになり、そのための組織の必要性が認識されるようになった。

次に、これまでの改革の検討は、単年度ベースの予算や事業計画との関連上、年度ごとの視点で行われてきたため、中長期的な視点が欠けており、さらに、その視点に立って改革を推進する組織体制が十分に構築されていなかった。

時を同じくして、経営的観点からもこのような問題点についての危機意識が醸成され、中期経営計画・推進委員会が組織され、その答申として『中期経営計画（2009～2023）』が策定され、理事会で承認された。ここに、学園全体としての問題意識が共有されるに至ったのである。しかし、この『中期経営計画（2009～2023）』はグランドデザインであり、大学として具体的レベルで改革を進めるためには多くの検討すべき問題がある。それらは、大学将来構想検討委員会をはじめとして、大学院改革検討委員会、研究所改革検討委員会、学長室等において着実に検討を進め、改革をはかっていく。

現在取り組んでいる課題と今後喫緊に取り組むべき主な検討課題としては、8学部19学科、7研究科、法務研究科（法科大学院）および学部附置研究所の組織の最適化、入学前教育や初年次教育を始めとする教育力の強化、建学の精神である「東西文化の融合」とその現代的読み替えである「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」という理念のディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーへの具体化、現代GPの発展的継承、学生による授業評価とFD活動の一体化、退学者の抑制に向けたきめ細やかな学生支援、入試広報活動の強化、奨学金制度の拡充、課外活動の支援強化、競争的研究資金の獲得に対する支援、学長補佐体制の強化、等々があげられる。

今後改革を進めるにあたって、大学は『認証評価報告書』に記述された改善方策を確実に実現していく責務がある。そのプロセスで、『中期経営計画』との整合性を図りながら、教育研究という視点から大学の将来の発展に向けた具体的な施策をどう構築・実践していくか、それが我々の課題である。

『認証評価報告書』に述べられた大学の現状と問題点および将来に向けた改善方策について、全教職員がその情報を共有し、大学改革に邁進していく。それこそが、本学のさらなる発展につながるものである。

大学評価（認証評価）結果

大東文化大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2018（平成30）年3月31日までとする。

II 総 評

一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は、1923（大正12）年に「漢学の振興」という建学の精神に基づき設立された大東文化学院を前身とし、1949（昭和24）年に新制の東京文政大学文政学部として、東京都葛飾区に開設された。その後、1953（昭和28）年に大東文化大学に改称、キャンパスの移転および増設、学部・研究科の設置改組を経て、現在では、3キャンパス（板橋、東松山、信濃町）、8学部8研究科（文学部、経済学部、外国語学部、法学部、国際関係学部、経営学部、環境創造学部、スポーツ・健康科学部、文学研究科、経済学研究科、法学研究科、外国語学研究科、アジア地域研究科、経営学研究科、スポーツ・健康科学研究科、法務研究科）を擁する総合大学として発展を続けている。

建学の精神は、時代を経て、1985（昭和60）年に『大東文化大学の建学の精神』（学園長期教育研究計画策定委員会報告書）において、「漢学を中心として東洋の文化を教授・研究することを通じて、その振興を図ると共に、儒教に基づく道義の確立を期し、更に東洋の文化を基盤として西洋の文化を摂取吸収し、東西文化を融合して新しい文化の創造を目ざす。」と成文化された。その後、2008（平成20）年に策定した『中期経営計画「CROSSING」（2009～2023）』では、建学の精神を「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」と現代的に読み替え、現代社会の特徴とニーズへの対応を図り、人材養成とその方法を含む重点目標を具体化している。

教育・研究上の目的は、学科および専攻ごとに、学則に定められているものの、学部および研究科の目的は定められていない。また、大学院の専攻ごとの目的は「大学院設置基準」の文言に倣ったものであり、専攻独自の目的が見られない。これらの理念、目的、教育目標は大学案内やホームページなどで学生や受験生に周知されているが、周知の程度は学部、研究科により差が見受けられる。とりわけ在学生には『履修の手引』への掲載やガイダンスなどを通じて、一層の周知を図ることが期待される。

貴大学では、板橋区高島平を拠点とした地域貢献活動が「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に採択され、多大な成果をあげていることなど、優れた

取り組みも多々見られ、貴大学の教育・研究・社会貢献・学生支援に対する真摯な姿勢は十分に評価できる。一部の学部の定員超過および一部の研究科での定員未充足など大学の組織運営上の課題を克服し、貴大学の教育目標を達成すべくなお一層努力され、さらなる発展を続けることが期待される。

二 自己点検・評価の体制

貴大学の自己点検・評価は、1994（平成6）年の「大東文化大学自己点検及び評価規程」制定以来取り組まれており、現在では学長を委員長とする「自己点検・評価基本事項検討委員会」と、その下に実務機関としての「全学委員会」を組織して行われている。さらに、各学部・研究科などには、単年度ごとの評価を行う「部局委員会」がそれぞれ適切に編成されている。法人には、1996（平成8）年制定の「学校法人大東文化学園自己点検・評価規程」のもと、「自己点検・自己評価委員会」が組織されており、「全学委員会」と連携を保って、点検・評価活動を行っている。

しかし、「大学全体及び複数の部局をまたぐ課題に対応した自己点検・評価の仕組みの整備」という目標は達成されているとはいいがたいので、単年度の自己点検・評価プロセスの充実を図るなど、今後の一層の努力が望まれる。さらに、点検・評価を客観的に検証するための大学全体のデータ類については、それを効率的に運用するために、「データを一元的に管理し、即時提供可能とする体制の構築」が望まれる。

貴大学の自己点検・評価システムは、法人の基本計画である『中期経営計画』の貴大学における実施状況を検証する仕組みにはなっていない。また、大学全体としても学外者による検証制度が欠けているので、今後の改善に向け努力されたい。

三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

1 教育研究組織

貴大学は、教育・研究の目的を達成するため、8学部19学科、8研究科15専攻、2専攻科4専攻、大学附置の2研究所、学部附置の7研究所を擁している。2008（平成20）年には『中期経営計画「CROSSING」（2009～2023）』を策定し、受験人口の減少などの今日的問題に対応する形で、教育研究組織の整備に取り組む姿勢がうかがわれる。

しかし、文学部中国学科と外国語学部中国語学科、文学部英米文学科と外国語学部英語学科など、類似の学科が混在し、体系性のある学部・学科構成となっていない面も見受けられるので、受験生などへの周知のあり方も含め、今後の検討が期待される。

なお、スポーツ・健康科学研究科は2009（平成21）年に設置され、自己点検・評価の段階で申請資格充足年度を経っていないことから、教育・研究活動については評価の対象としていない。

また、法務研究科は2007（平成19）年度上期に財団法人日弁連法務研究財団の専門職大学院認証評価を受けており、本協会はそれ以降の改善状況を踏まえて、大学評価（機関別認証評価）の観点から評価を行った。

2 教育内容・方法

（1）教育課程等

全学部

全学部において、教育課程を「基礎教育科目」「専門教育科目」「全学共通科目」の3区分に大別している。このうち、「全学共通科目」は、教養教育のコアとされているにもかかわらず、必要単位数は学部により幅があり（0単位から20単位まで）、文学部、外国語学部、法学部、経営学部、環境創造学部では、教養教育のカリキュラムバランスの観点から検討が期待される。

文学部

「人間の生き方やあり方を考究する総合的な人間学としての文学をはじめとする人文諸科学に関する学識を修めることを通して、多様な現代社会に対応できる能力ならびに国際社会に対する広い識見と深い洞察力を有する人材の養成」を目指し、教育課程は全体として体系的に構成されている。

学生の多様化に対応するため、外国語教育、入学前教育、導入教育におけるさらなる工夫が求められる。

また、日本文学科、中国学科、教育学科では、全般的に兼任教員比率が高い。特に、中国学科では専門教育の基礎となるべき概説科目についても兼任教員による講義が多いので改善が求められる。

経済学部

「新教養主義」「主体性の涵養」という学部理念の下、2つの学科間で科目を相互乗り入れしているほか、基礎教育・専門教育科目の必修科目を中心に少人数教育が導入されている。授業科目はそれぞれの学科の特徴づけがなされ、適切に配置されている。外国語教育の重点が英語・中国語に置かれており、授業開始前の英語力診断テスト（プレイスメント・テスト）に基づく英語クラス編成が行われ、効率的で効果的な学修を促進している。

「基礎演習」「入門数理」が導入教育科目として位置づけられているが、近年、学力格差が拡大傾向にあり、導入教育充実、カリキュラムの見直しなどの改善策が検討されている。

また、多数の外国人留学生が在籍しているが、その中には日本語能力と英語の基礎

力が十分とはいえない学生も含まれており、支援体制の一層の整備が望まれる。

外国語学部

「幅広い教養と国際的視野に立脚した職業能力をもつ人材の養成」という教育目標に照らして十分な科目配置である。3学科とも、外国語の運用能力育成を教育目標としているため、卒業単位数に占める専門教育科目の割合がやや高く、とりわけ日本語学科においては言語に重点を置いた科目が多い。全体として開講科目が多いため、同一時限に複数科目が開講され、学生が希望に沿った履修をできないなどの問題も生じているので、科目の整理統合も含め、改善が望まれる。

導入教育は、推薦入学者に対する事前指導と、初年次に「基礎セミナー」「教養基礎演習」「日本語学基礎演習」を配置して対応しているが、取り組みが不十分なところも見受けられるので、総合的な学修指導が期待される。

法学部

法学部の教育上の目的は、「法に関する学識、あるいは、政治学に関する学識を修め、専門的な職業能力を有する人材の養成」である。法律学科では、司法、行政、企業・国際の3コースを設け、法学系科目に大きく重点を置いた、実学型・基本法律学重視型の教育課程を編成しており、政治学科では、政策・行政、国際・情報の2つのコースを設けている。両学科とも、少人数クラス授業を実施していることは、専任教員によるきめ細かな基礎学力定着教育、専門導入教育、学生の学修状況の把握の点で効果的であり評価できる。加えて、法律学科では、1年次より「文章表現法」を必修とし、政治学科では、宿泊形式のフレッシュマンセミナーを開催するなど、新入生に対するきめ細かい導入教育を実現している。また、外国語科目の編成において、eラーニング、インターネット、音声、会話など多面的な学習を取り入れている。

しかし、科目選択に幅がない点、コース間の履修者数に差がある点、また、建学の精神を現代的に捉えなおした「多文化共生」を目指し、「国際性豊かな」人材育成という教育理念を掲げながら、カリキュラムへの反映が不十分で、外国語も英語のみ必修で他の言語の履修者が少ない点は、改善が望まれる。

国際関係学部

「グローバル化の実情や異文化の理解を通じて国際社会に貢献できる人材の育成」を目指し、バランスの取れた教育課程を編成している。

学士課程教育を4段階（「ドライブ期」「チャレンジ期」「アドバンス期」「テイク・オフ期」）に分け、「基礎教育科目」では専門教育への接続を考慮する一方で、導入科目「チュートリアル」を必修とするなど、導入教育を重視している。「専門教育科目」

では、アジア地域に対する学生の興味・関心を引き出すために「地域研究部門」という科目区分を設けている。

外国語教育については、アジア地域言語（12単位）と学部独自の英語（4単位）を必修とし、学生の学力レベルを考慮して少人数の能力別クラス編成をしている。

経営学部

「経営学、会計学、情報・システム学、商学にかかわる専門的な能力を有する人材を育成すべく、実践的教育を実施する」という目的を実現するため、おおむね適切なカリキュラムが編成されている。ただし、最近の経営学の新しい流れやグローバル化・情報化教育に対処するための教育課程の充実は急務である。

また、カリキュラムが複雑化しているため、履修制限単位や時間割の関係で、学生が希望する科目を履修できないこと、講義内容が重複する分野が見られることなどについては、改善策の検討が望まれる。

環境創造学部

「実践主義」「現場主義」「コミュニケーション主義」を学部教育の原則として掲げ、「都市環境」「福祉環境」「環境マネジメント」という3つのコースを設定している。「導入教育科目」として1年次必修の「環境創造入門」を開講し、学士課程教育への円滑な導入に配慮しているなど、全般に教育課程に関する目標はほぼ達成されている。ただし、教養的基礎科目として学部独自の「導入教育科目」を設定していることにより、貴学部における「全学共通科目」の位置づけが不明確になっている面もある。「基礎教育科目」は、「社会科学」「生涯設計」「エコロジー」分野の基礎的な科目を設定するなどの特色を有している。

なお、3年次や4年次への進級時にゼミ間・コース間の変更（移動）が原則的に認められていないことに関しては、履修指導上問題がないか検討が求められる。

スポーツ・健康科学部

スポーツ・健康科学部では、「スポーツ・健康・医療分野で社会に貢献できる人材の育成」という目標のもと、専門教育、教養教育、外国語教育、情報教育のカリキュラムがバランスよく配置されている。基礎教育科目のうち「生命倫理学」を健康科学科の必修科目としていることは、大学生として、また、医療分野を担う学生としての倫理観の育成という観点からも意義がある。しかし、スポーツ科学科では「基礎演習」、健康科学科では推薦入学者対象に入学前教育が行われているものの、大学教育への導入教育としては、基礎学力や問題解決能力の向上に関する対応が不十分などところも見受けられる。また、キャリア教育やキャリアに対する動機づけの面で課題があったが、

2010（平成 22）年度からキャリア教育の科目を開講するなどの対応が開始されており、今後の成果が期待される。

文学研究科

文学研究科 5 専攻の教育課程は、理念・目的・教育目標達成のためにおおむね妥当なものであり、教育・研究指導の体制も整備されている。

中国学専攻は専攻を特徴づける教育システム・プロセスとして哲学・史学・文学の 3 分野の兼修を掲げているが、各分野の履修に制限がなく、特色を発揮するには不十分である。なお、中国学専攻博士課程前期課程の現職教員 1 年修了コースと教育学専攻修士課程を除いて、研究指導がカリキュラム上に位置づけられていないので、改善が望まれる。また、中国学専攻入学者の漢文読解能力、あるいは英文学専攻入学者の英文による論文執筆能力向上のため、補習授業の実施や特別な科目（「研究方法論」）の開設が図られているが、その効果については検証が必要である。

経済学研究科

2007（平成 19）年度に社会人受け入れの一環として、法学研究科政治学専攻との相互乗り入れ方式で公共政策専修コースを開設したほか、2008（平成 20）年度には、留学生の受け入れ拡大に対処し、カリキュラムの改定を行うなどの努力がなされている。しかし、「研究者及び高度な専門的職業人」の養成を目的とする経済学研究科の中核をなす教育課程としての「通訳論研究指導」「税理士教育」「公共政策専修コース」のいずれにおいても、期待された成果が上がっているとはいえない。

なお、学部から博士課程前期課程、さらに博士課程後期課程へと至る連続性のある教育体系は確保されているが、他大学の出身者、留学生、社会人学生の中には基礎的な専門知識の不足する者もいるので、補講などの対応が求められている。

また、社会人学生を受け入れているにもかかわらず、教育課程上の特別な配慮がなされていないので、昼夜開講制、土日開講制、長期履修制度などの配慮がなされるよう、改善が望まれる。

法学研究科

学部、博士課程前期課程、博士課程後期課程の教育指導上の連続性と発展性については特に大きな問題はない。しかし、多文化共生という貴大学の理念から見る限り、開講科目が英米、フランス、ドイツの法理論あるいは政治理論に限定されており、東洋文化と西洋文化の融合を目指すものとはなっていない。また、社会人のリカレント教育、留学生のための特別のプログラム、夜間や土曜日開講科目設置（法律学専攻）については、なお不十分な点がある。

なお、貴研究科政治学専攻は昼夜開講を行う大学院であるので、その取り組みを大学院学則に規定することが望まれる。

外国語学研究科

「複眼的見地、異言語文化間比較・対照（特に日中間、日英間）の視座」の獲得と、「高い専門的知識」「高い実践的技術」の修得という両面からなる教育目標を達成しよう、実習科目、共通科目がバランスよく配置され、オムニバス方式の研究指導が取り入れられるなど、指導方法の改善を試みながら制度の整備がなされている。

社会人には開講曜日や開講時間などにも特別な配慮がなされている。また、現職教員（小・中・高・高専・大）に対しては、修士課程・博士課程前期課程1年修了コースを設けている。

外国人留学生に対しては、論文作成に求められる日本語、英語の技能・技法を修得させるための実習科目を設けているほか、英語や中国語での授業も行っている。

アジア地域研究科

到達目標は、「アジアの伝統社会の再生」と「アジアの現代化」という2本柱の研究を政治、経済、社会、歴史、文化、芸術の各専門分野で深めることに置かれ、国内外の第一線で研究者や実務家として活躍できる人材と、アジア諸国と日本との架け橋となり中核的な役割を果たせる留学生人材を育成することが目指されている。

そのため、学問体系を社会科学と人文科学に大別し、前者を政治研究、経済研究、社会研究の3専攻に、後者を歴史研究、文化研究、芸術研究の3専攻に分け、「地域調査方法論」の設定やフィールドワークの重視、研究対象国への留学奨励など、大学院学生に国際的・実践的な研究を奨励することをカリキュラムの特色としている。教育・研究指導内容もそれに合わせて整備されているが、留学生の日本語能力が十分でないことなどもあり、言語運用能力を高める方策が必要である。また、社会人学生向けの教育課程を検討しているが、社会人の入学者は極めて少数である。

経営学研究科

「高い専門性・研究能力と問題解決能力を備えた、実践的な能力を発揮できる、高度な専門的職業人を養成すること」「社会で活躍している職業人に対して、実践的知識と経験を理論的に体系化する高度な経営理論に関する教育・研究の機会を提供すること」「理論的、実践的な専門教育の実現と、職業人の能力再開発をも目的とした体系的な科目配置を行うこと」などの教育目標を達成するため、おおむね適切な教育課程が置かれている。中でも基礎学力の向上という視点から、博士課程前期課程の1年次生を対象に、「経営学研究の基本技法」という科目を設置し、リメディアル教育の徹

底を図っている。

社会人の受け入れに積極的に取り組んでいるが、土曜開講制については部分的で、制度化が図られておらず、昼夜開講制は制度化されていながら、実際には社会人の入学者が少ないため実施されていないという問題がある。なお、貴研究科は昼夜開講を行う大学院であるので、その取り組みを大学院学則に規定することが望まれる。

法務研究科

21世紀に求められる「理論」と「実務」を兼ね備えた法曹養成に因るため、法曹人としての専門的資質・能力、豊かな人間性と国際感覚、批判的創造力、思考力、法的分析力と討論力、多様な社会的ニーズや先端的法領域への広い関心および法曹人としての責任感や倫理観などの育成という教育目標のもと、アジア法のスペシャリストや政策の立案・執行にかかわる法曹の養成に力を入れている。

法律基本科目群から62単位以上、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群および展開・先端科目群から33単位以上を修得しなければならないとし、法律基本科目とそれ以外の科目のバランスが図られている。特に、展開・先端科目群については、「企業法務」「国際法務」「市民生活法務」「政策法務」の4領域を設定している。科目の学年配置についても、基礎から応用へ、講義科目から演習科目を通じて総合科目へと、段階的学修についての配慮が見られる。加えて、昼夜開講制や土・日開講、長期履修制度の導入など、社会人学生に対する教育上の配慮も十分になされている。

なお、「テーマ演習」については、「修了生の博士課程後期への進学のを確保するために、その際要求される能力を育成する」ことを趣旨として設置され、展開・先端科目に位置づけられている。確かに、その趣旨に適合していると見受けられる授業もある。しかし、学生が本来の趣旨とは異なる目的で受講している例も見受けられ、実際、受講生が多数の授業も存在し、また、一部の授業には、内容的にも単なる判例演習の域を出ておらず、展開・先端科目への位置づけが疑わしいものも存する。よって、本来の趣旨に適合した授業運営に向けた十分な配慮が必要である。

(2) 教育方法等

全学部

1年間に履修登録できる単位数について、3年次まではすべての学部、学年で上限を定めているが、全学部で4年次には上限がない、または上限が高いので、単位制度の趣旨に照らして改善が望まれる。

全学部において、授業評価アンケートを全教員が実施しているが、実施科目は一部の科目に限定されており、結果のフィードバックも主として個々の教員に委ねられているので、改善が望まれる。また、ファカルティ・ディベロップメント（FD）につ

いて、学部により取り組みの程度に差があり、文学部、経営学部を除く全学部において、教育指導方法の改善のための組織的な取り組みが不十分であり、改善が望まれる。

シラバスは全学部で様式が統一されているが、全般的に教員間で記載に精粗があり、特に経済学部、国際関係学部を除く全学部において、精粗が見受けられるので、改善が望まれる。

また、全学部において、成績評価における学則上の評価基準（A、B、C、D）と学部での成績評価基準（S、A、B、C、D）に齟齬があるのは、成績評価の客観性および厳格性の確保の観点から、改善が望まれる。

文学部

入学時、進級時などの履修指導は組織的に行われている。ただし、専門科目についての詳しい履修指導に関して、特に2年次生に対するものが不十分な点は検討が望まれる。FDに関しては学部独自の「FD委員会」が設置されており、学部として積極的、組織的に取り組む姿勢が見受けられる。

経済学部

年度初めに教務ガイダンスおよび履修相談が行われ、新入生に対する履修指導には多数の教員があたっているほか、中途退学者防止の観点から、1・2年次前期終了時に成績不良者との面談が実施されている。また、2年次には進級判定があり、学修の質担保が行われている。

シラバスは共通の書式により記載されており、各授業回のテーマ、成績評価の方法も科目ごとに記載され、学生に明示されている。

また、英語・中国語のスピーチコンテスト、大学主催の論文コンテスト、学部主催の学生懸賞論文など、学生による学修成果を審査・表彰する機会を設けて、学修への意欲を高めている。とりわけ、ゼミナールでの学修の成果を発表する経済学演習成果発表会を毎年開催し、少人数教育の実質的な活用と学生への学修に対する動機づけとして成果を上げていることは評価できる。

外国語学部

学年初めに細やかな履修指導を行い、オフィスアワーを設け学生の個人相談にも応じている。

語学力試験の結果を、教育方法の確認、習熟度別クラス編成、カリキュラム改善に活用しているが、活用方法にはさらなる工夫の余地がある。就職対策については、就職意識の涵養も含めてカリキュラム面での対応が望まれる。また、貴学部では受講生10名以下の授業が多数存在するなど少人数教育を実現している点は評価できる。

法学部

履修指導は、履修登録会場に教務委員が出向き個人指導を行うなど、組織的に行われている。FDについては学科ごとに取り組んでいるが、一層の活発化が望まれる。

国際関係学部

年度初めに、学年別の履修説明会を開催している。

全学共通の授業評価アンケートに加え、学部独自の「授業改革アンケート」などによって教育成果の達成度や教育方法の改善点などを探る努力が続けられている。

なお、2006（平成 18）年度に「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に採択されたことを契機に、独自の地域言語テキストを作成して学生の学習効果を高めているほか、学生の主体的な学びを促し地域連携事業としても成功を収めている諸企画（「アジア芸能のタベ」「大豆のアジア学」「アジア言語スピーチコンテスト」「アジアミックス」）を継続して実施しており、独創的な教育実践として注目される。

経営学部

履修指導は、一定期間に相談日を決めて、学部教員も参加しながら組織的に行っている。

FDについては、拡大教務委員会を中心にして組織的な取り組みが行われている。

なお、講義科目については、受講生数の差が大きい状況が見受けられ、均衡化が課題となっている。

環境創造学部

1年次から必修ゼミを配置して教員とのきめ細かな接触の機会を設け、また、ゼミ単位による「環境創造入門ゼミ発表会」やゼミ代表者による「卒業研究発表会」を実施して優秀者を表彰するなど、学生の学修・研究意欲の向上を図っている。

履修指導は適切に実施している。なお、東松山キャンパスにおいて、学生が履修や学生生活などに関して教員に個人的に相談できる機会（オフィスアワーの設定など）が確保されていないことに関しては、配慮が求められる。

スポーツ・健康科学部

入学時、進級時の履修指導は組織的に行われている。2009（平成 21）年度にFD委員会が設置されたが、定期的に活動していない。シラバスはホームページで公開されているが、記述に精粗があるため、履修者が予習に利用するには内容が不足しており、学生の利用率も低いので、改善のための工夫が望まれる。

全研究科

F Dについて、研究科により取り組みの程度に差があり、アジア地域研究科、経営学研究科、法務研究科以外の各研究科では、教育指導方法の改善のための組織的な取り組みが不十分であり、改善が望まれる。

また、シラバスは全般的に教員間で記載に精粗があり、特に文学研究科、外国語学研究科において、成績評価基準が具体的でないなどの、精粗が見受けられるので、改善が望まれる。

『大学院の手引き』は、学則などの規程の転載に頼る部分が多く、構成・内容ともに工夫に乏しいので、学生への修了要件などの周知の観点から工夫が望まれる。

文学研究科

教育目標達成のための効果的な教育方法は実践されているが、教育効果を測定するための具体的方法が整備されていない。

また、履修指導の組織化が見られず、論文作成における教育・研究指導も指導教員に任されており組織的な体制が明確でなく、F Dも組織的に行われていないので、改善が望まれる。

経済学研究科

経済学研究科では講義・実習科目と研究指導科目によって教育・研究指導がなされている。学位論文に関しては、研究指導科目以外にも「文献調査研究」という科目を通じて指導がなされている。入学時の履修指導が行われているが、研究指導教員による個別指導を原則としている。学生は履修ガイダンス時に配付された「履修登録確認表」を、指導教員の履修指導と承認を経て提出することになっている。また、論文執筆の過程では、指導教員以外の関連教員からの指導が受けられる体制が整備されている。

シラバスは学内統一基準に準拠しており、各授業回の内容も明記され、成績評価の方法と基準も記載されている。F Dについては、研究科としての組織的な取り組みが不十分である。

法学研究科

履修指導については、指導教授による年度初めの個別的助言において行われ、論文作成のための教育・研究指導については、指導教授による随時の個別的対面指導において行われている。

F Dの組織的取り組みについては 2009（平成 21）年の段階では企画検討の段階にとどまっている。

外国語学研究科

入学時、進級時などにおいて、組織的に履修指導を行っている。専攻別の研究発表会と学術研究誌があり、大学院学生による研究発表の数は一定の水準に達している。

論文指導体制は個別指導が徹底されており適切である。修士課程・博士課程前期課程における論文作成技術の向上を図る科目や外国語の技能技術の向上を図る科目は、留学生や外国語で論文を書く学生にとって有効である。FDにかかわる各種の取り組みは、「専攻主任会議」と全学組織の「FD委員会」により行われているが、研究科独自の取り組みにはなお改善の余地がある。なお、シラバスは留学生用に英語版も作成されている。

アジア地域研究科

「ディシプリン（専門分野）の修得」「フィールドワーク・留学」「地域言語・英語」を有機的に組み合わせた教育を行うため、入学時の履修指導が適切に行われている。また、留学や現地でのフィールドワークの準備講座として「地域調査方法論」を開講している。

修士論文提出予定者には「院生研究報告会」での発表を義務づけ、博士課程後期課程においても研究報告会（年2回開催）での発表を義務づけ、全教員が参加して発表者に対する指導・助言を行うとともに、アジア地域研究科紀要への投稿を促し、毎年一定の投稿を得ている。

なお、留学生に対しては、担当教員とティーチング・アシスタント（TA）による指導、サポート体制を組み合わせているが、さらなる支援が必要である。

経営学研究科

大学院学生の履修指導については、担当事務員が研究指導教員と協力しながら組織的に行い、留学生には、特に手厚く履修相談を実施している。講義ならびに研究指導の内容と方法については、年間の計画があらかじめ明示され、それによって適切に授業が行われている。

シラバスには成績評価基準が明記され、それによって適切に成績評価が行われている。

法務研究科

年間の履修登録単位数の上限設定については、1年次42単位、2年次36単位、3年次44単位とされ、適切である。また、もともと入学定員が小さいことから、少人数教育が実施されており、クラスサイズも適切である。履修選択指導についても、「企業法務重視型」「国際法務重視型」「市民生活法務重視型」「政策法務重視型」の4パター

ンの履修モデルを示し、科目選択の指針が提示されている点も評価できる。

成績評価基準の学生への事前開示については、改善の余地がある状況があったが、現在はシラバスに明記する形で改善されている。しかし、成績評価基準の内容自体については、なお改善の余地がある。また、FD活動については「FD委員会」を中心に取り組んでいるものの、定期試験後の対応などについてさらなる具体的成果が期待される。

(3) 教育研究交流

全学

全学において、国際交流の目標を定め、各学部、各研究科においても到達目標として国際交流の推進を掲げ、奨学金留学制度なども整備しているが、文学部、国際関係学部、環境創造学部、外国語学研究科、法務研究科以外では、国際交流が活発とはいえないので、改善が望まれる。

文学部・文学研究科

文学部中国学科と書道学科においては、「海外語学演習」「海外文化演習」の科目の設置あるいは「書道文化演習」における現地研修、中国・台湾などとの学術交流の推進など積極的に取り組んでいる。これに比べると、他の3学科はやや不活発である。また、海外からの留学生の受け入れは2名にとどまっている。

文学研究科では、中国学・英文学・書道学専攻において学生の海外派遣、外国人留学生の受け入れ、海外交流協定の締結、外国の大学とのシンポジウムの共催などが行われている。また、文学研究科には2名の奨学金給付留学生枠がある。しかし、到達目標である「教育研究交流を現在のレベルより質的・量的ともに拡大する」ための具体策が示されていないので、早期に検討、実現されることが望まれる。なお、海外交流予算が減少しつつあるという現実にも直面している。

経済学部・経済学研究科

経済学部では、毎年数回、国内外の研究者、実務者などを招請して、講演会を開催しているが、単発的に実施しているのでその教育的効果は限定的である。正規留学生の受け入れを積極的に行っているが、他方、学生の国際交流では6ヶ月以上の派遣・受け入れともに実績が乏しい。

経済学研究科では、学生の大半が外国人留学生であり、また、多くの教員が海外での学会・国際会議に出席している。しかし、過去3年間においては海外研究者の受け入れの実績はない。さらに、経済学部附置の経済学研究所が中心となり、4大学、1学会で「東アジア地域国際シンポジウム」を毎年持ち回りで共同開催しており、研究

者の交流拡大に寄与しているが、教育・研究活動全体への寄与は限定的である。

外国語学部・外国語学研究科

外国語学部の教育目標のもと、学生に海外の大学における研修を強く推奨している。海外研修には長期・中期・短期留学、語学研修があり、派遣実績も上げている。留学先との単位互換制度や費用補助制度も整備されている。また、海外の大学との交流協定に基づいて「交流学生」を受け入れている。しかし、昨今の経済状況を反映して留学する学生の数が減少していることから、制度的な問題点の点検・改善が望まれる。

外国語学研究科各専攻では、国内外の教育・研究者を招へいし、研究大会、講演会、シンポジウム、ワークショップなどを催し、海外交流協定校と交流教員や交流学生を相互に迎え入れ、講演や研究指導を行っている。奨学金留学制度に基づき、例年、数名の学生を海外交流協定校などに留学させているほか、私費留学も推奨し、奨学金留学、私費留学を問わず、単位互換制度を適用している。しかし、交流提携による海外大学との学生の交流については派遣、受け入れとも少人数にとどまっている。なお、外国人留学生の受け入れのために、外国語による授業や特別の開講時間を用意するなど、相当の便宜を図っている。

法学部・法学研究科

法学部では、法律学科から毎年2名、政治学科から毎年1名の学生が奨学金留学制度を利用して留学している。また、法律学科では招へいした外国人研究者の集中講義を開講し、政治学科では、毎年ユタ大学教授によるアメリカ政治に関する講演が行われている。さらに、留学希望者に照準を合わせた外国語教育も実施されている。しかし、海外留学への日本人学生の意欲は高まっていないほか、受け入れ留学生に対する個別指導の成果も上がっていないので、今後の改善に期待したい。

法学研究科では、アメリカのユタ大学との協定を結ぶとともに、中国社会科学院法学研究所との交流を開始した。また、大学院「奨学金留学制度」を利用して、海外協定校への留学生の送り出しを行っているなど、一定の成果はある。しかし、留学生の積極的な受け入れを方針としているにもかかわらず、その数は少なく、また、教育・研究の国際交流の広がりの中で「交流先の意識的な開拓の努力が弱い」ので、より積極的に国際交流を推し進めていく必要がある。

国際関係学部・アジア地域研究科

国際関係学部では、2年次の正規科目に「現地研修」を設定し、専任教員の引率のもと、夏休み中の約1ヶ月間、アジア各国（9カ国）の協定校と連携して語学研修や現地体験学習を行っており、毎年5～6割の学生が参加している。この科目は貴大学・

学部の中でも特筆すべき取り組みであり評価できる。ただ、昨今の経済状況に鑑み、学生の経費負担について何らかの対策が必要になっている。貴学部ではその他に、単位の読替制度や奨学金留学制度を整備して短期（半年）、長期（1年）の留学を奨励している。また、学内での交流機会の増加を図ることを目標として、留学生の受け入れを促進し、主に中国・韓国から留学生を受け入れている。

アジア地域研究科では海外4大学の大学院と学術交流協定を結び、教育・研究交流の体制を築いている。また、国際関係学部附置の現代アジア研究所が招へいしている外国人研究者による講義や研究報告を通じ教育・研究交流を図っている。しかし、提携校と連携した大学院学生の海外留学やフィールドワークはほとんどなく、一方で大学院学生が留学やフィールドワークを希望する地域には提携校がないというミスマッチが見られる。なお、研究科独自の国際シンポジウムや国際的な研究会の開催実績はない。

経営学部・経営学研究科

経営学部では、グローバル人材の養成に向けた取り組みを強め、外国人教員の採用、国際化教育に理解の深い特任教員の採用、外国語教育の強化、留学生の受け入れや海外協定校への派遣などを積極的に推進している。さらに、海外インターンシップ、奨学金留学制度、短期語学研修制度などを設けて、学生たちが海外留学の経験を持つように奨励している。しかし、いずれも参加者数は伸び悩んでいる。

経営学研究科では、グローバル社会の中で積極的に国際交流を推進し、経営学の分野において国際的な共同研究を促進することが目標とされている。韓国、ベトナムなどアジア諸国からの留学生が多く、欧米圏からの留学生がほとんどいない。また、研究科独自の組織的な国際化および国際交流はこれまで行われておらず、国際化への対応は遅れている。

環境創造学部

環境創造学部では到達目標として、「内外研修等の既存授業科目、環境創造フォーラム講演会や環境創造フォーラムシンポジウムなどの学生対象の定例学部行事の実施において関係・提携する諸機関・団体などとの教育研究交流の機会が拡大できるような展開を行う」としている。「内外研修」の授業において毎年、海外における短期間の研修授業を実施している。また、正規受け入れ留学生は、2009（平成21）年度44名在籍している。教員の学術研究交流面でも、短期・長期の海外派遣を実施しており、国外学会出張旅費の補助を受けている。

ただし、「内外研修」への参加学生数の増加、海外との共同研究の展開、送り出し留学生の増加などの方策については、今後より一層の努力が望まれる。

スポーツ・健康科学部

スポーツ・健康科学部として、「国際交流を視野に入れて多様な価値観に対応できる柔軟な姿勢で、主体的に活動できる人材を育成する」ことが教育目標に掲げられているが、学部、学科としての交流協定校はない。国際交流は、ラグビーやテコンドローの学生の海外遠征により、限定的、一時的に行われているにとどまっており、教員の学術交流も国際学会参加のみに限られているなど、必ずしも活発ではない。また、学生の留学についても、派遣、受け入れとも少なく、国際交流の基本方針は達成されていないので、改善が望まれる。

法務研究科

東アジアに強い法曹の育成を標榜しており、展開・先端科目群では国際法務（アジア法務）関係科目が充実している。中国・韓国出身の教員を通じてこれらの国々とのパイプを有していることから、中国・韓国などへのエクスターンシップが毎年実施されており、約1週間にわたり、大学院学生が現地の裁判所およびその他の司法機関、大学、法律事務所などを訪問し、活発な人的交流を行っており評価できる。

（4）学位授与・課程修了の認定

全研究科

全研究科（法務研究科を除く）において、「大東文化大学大学院学則」「大東文化大学学位規則」の定めにより学位授与の手続きが行われているが、具体的な学位授与方針ならびに学位論文審査基準が学生に明示されていないので、『大学院の手引き』などに明示することが望まれる。

また、大学院学則第15条4項において、修士課程または博士課程前期課程の早期修了者について実際に履修していないにもかかわらず2年次配当演習4単位を単位認定し、修了単位に算入していることについて、この制度による実際の修了者は過去1名のみであるものの、単位制度の趣旨に照らして問題があるため、改善が望まれる。

文学研究科

各専攻における学位授与は、毎年円滑に行われていると認められ、2005（平成17）年度に設置された書道学専攻博士課程後期課程においても2008（平成20）年度に2名課程博士号が授与されていることから、学位授与状況は順調であるといえる。

経済学研究科

学位授与方針ならびに学位論文審査基準が学生に明示されていないが、学位論文の提出以前に、大学院年間スケジュールの一環として「学位論文中間発表会」を設定し、

論文内容に助言を与える機会を常置するとともに、学位論文審査前に「論文閲覧期間」を設け、審査の厳正を期している。

法学研究科

法律学専攻博士課程前期課程では、過去5年間修了予定者全員に学位を授与しているが博士課程後期課程は修了予定者がいない。政治学専攻では、博士課程前期課程、博士課程後期課程とも、学位授与状況は芳しくない。

外国語学研究科

学位授与状況は各専攻とも、おおむね順調である。博士課程後期課程の学生には、学位取得要件として、全国規模の学会の発行する学術研究誌および学術研究大会において複数の論文投稿および口頭発表を行うことを義務づけるなど、厳格な条件が課せられている。

また、現職専任教員を対象に、標準修業年限1年で修士の学位を取得できるコースの制度を設けている。

アジア地域研究科

学位の認定に際しては、修士論文では、アジア諸国が21世紀の動向にどのように影響を与えるかという視点やアジアの伝統規範の再生に十分な理解を持っているかどうかを主たる判断基準とし、博士論文では、国際的視野にたって激動するアジア地域の政治、経済、社会現象を高度の専門性をもって科学的に分析し、アジアの伝統規範の再生を理解する高度の知識を有しているかどうかを主たる判断基準としている。ただし、学位論文審査基準の明示方法についてはさらなる工夫が必要である。

経営学研究科

貴研究科が2003（平成15）年に設置されて以降、5年間で74名の修士学位と2名の博士学位を授与するという実績を積んでいる。今後は、学位論文審査の過程と結果について、より一層透明化することが期待される。

法務研究科

修了要件として、99単位以上を修得しなければならないとし、また、法律基本科目群から62単位以上、法律実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群および展開・先端科目群から33単位以上を修得しなければならないとしている。なお、2009（平成21）年度入学生より、進級要件・修了要件としてGPA基準が追加されている。この点は、法曹養成の使命に鑑み厳格化を図ったものと評価できる。修了不認定に対する異議申

立制度も整備されており、学位授与・課程修了の認定に関してはおおむね妥当と認められる。

3 学生の受け入れ

大学の理念・各学部学科の教育目標に応じた学生受け入れ方針を策定し、多様な選抜方法の設定などをおして、「入学試験委員会規程」に基づいた公正な受け入れを行っていることは適切である。たとえば、環境創造学部では、「プレゼンテーション入試」が表現力、思考力、構成力の高い、アドミッションポリシーに適った学生の受け入れに成果を上げており、応募者数、入学手続き者数の上昇にも効果を上げている。

大学案内『CROSSING』の作成、新聞などメディアによる広報活動が活発に行われ、特に年間15回におよぶオープンキャンパスの開催は評価できる。しかし、法務研究科を除く各研究科では、入試データの掲載などを含めて『大学院案内』などによる受験生への広報活動が不十分なので、改善が望まれる。

「女子の入学比率を高める」および「中国以外の地域からの留学生の増加をはかる」という目標は、一部学科による女子高訪問や募集活動の実施にもかかわらず達成されていない。また、社会人入試を実施している学部もあるが、入学実績はほとんどない。

大学全体の定員充足率に問題はないが、入学定員に対する入学者数比率および収容定員に対する在籍学生数比率が、一部の学部および大学院研究科において超過もしくは未充足となっているので、入試の検証体制を充実させることなどにより、適正な定員管理をすることが望まれる。

また、退学者および除籍者が少なくないので、1、2年次生に対する学修指導・生活指導の徹底など、退学者を減らすための一層の努力が求められる。

法務研究科は、パンフレットやホームページでアドミッションポリシー・入学者選抜の方針として、社会人学生を幅広く確保しようとする意思を明示している。選抜方法については、適性試験の成績、志望理由書、推薦書（任意提出）などを総合判断する書類審査、論文試験および面接試験の総合結果により、最終的合否を決定している。また、「A日程」「B日程」の2回に分けている。なお、入学定員40名につき社会人約5名、非法学部出身者約5名の計10名を優先的に合格させ、社会人と非法学部出身者を合計で入学定員の約3割～5割受け入れたいと明示しているが、その具体的な適用基準は定められていない。ただし、社会人と非法学部出身者の応募が多く、現時点まで同優先枠の適用が必要な状況に至っていないため、適用実績はない。実際に社会人学生の割合が大きく、この点は評価できる。定員管理も適切になされている。

4 学生生活

学生が安心して勉学に専念し、将来に希望を描くことができるような物心両面にお

ける支援体制と環境整備に関しては、一定の成果を上げている。

経済支援では、大東文化大学奨学金制度を「給付型」にしたことは評価できるが、到達目標である「経済的困窮者への重点的給付システムの構築」には給付額と給付期間の両面で十分とはいえず、一層の努力が期待される。

セクシュアル・ハラスメントに関しては、規程制定、防止委員会設置、リーフレット発行などの広報、学生相談室の窓口としての活用などがなされている。

学生相談については、『教職員のための学生サポートブック』を作成し教職員の共通理解を深めるとともに、相談体制として両キャンパスとも学生相談室に常時2名のカウンセラーを置いている。なお、学生相談室の施設環境は、プライバシー保護の点などに課題があるものの、改善が予定されている。

学生のキャリア支援に関しては、「キャリアセンター」を中心として、キャリアデザイン支援、リーフレットの配布、セミナーの開催、就職関連データベースの構築など積極的な取り組みが行われている。

5 研究環境

全学

「東西文化の融合」という建学の精神のもと、アジアに軸足を置きつつ、全世界と研究交流を続け、多文化共生の視点からグローバルな研究を目指し、研究ネットワーク拠点と支援体制の整備を進めている。個人研究室は専任教員全員に整備され、個人研究費、研究時間の確保、長期・短期海外研修の機会も整備されている。また、個人研究費とは別に申請できる特別研究費制度（科学研究費補助金申請が条件）もあり研究活動の促進に力が入れられている。

文学部・文学研究科

研究活動はおおむね良好である。しかし、教員の学会への参加者数、科学研究費補助金など外部資金の獲得は十分とはいえず、研究成果の公表による対外的評価システムも不十分である。また、毎年の長期海外研究員の人数は文学部所属の教員数に比して多いとはいえない。

国内唯一の書道学科の希少性を生かした研究活動、英米文学科が中心となって設立したビアトリクス・ポター資料館での教育・研究活動などは、特色ある研究活動といえる。

経済学部・経済学研究科

近年、専任教員1人あたりの著書数、学会誌・紀要の学術論文数、その他の学術論文数は、いずれも減少傾向にある。国際的な学会への参加のサポート、国際的共同研

究を推進する取り組みはほとんど見られず、今後の強化が望まれる。2008（平成20）年度の学内共同研究費では、他学部と比べて最も多い金額を獲得しているものの、科学研究費補助金など外部の競争的研究資金の獲得については必ずしも多いとはいえない。

外国語学部・外国語学研究科

研究業績は比較的安定しており、科学研究費補助金採択件数も増加傾向にあり評価できる。しかし、すべての教員が平均的に成果を上げているのではなく、近年は教育・研究以外の業務が増加しているため、今後いかにして研究時間を確保して研究環境の改善を図るかが課題である。

また、学部附置研究機関の語学教育研究所を核として、学部内3学科で共同して外国語科目の授業に資する研究プロジェクトを推進している。

法学部・法学研究科

到達目標として、学部に附置された2つの研究所（法学研究所と国際比較政治研究所）間の連携強化と共同研究の推進などが掲げられている。しかし、専任教員の研究活動は、研究成果の発表、学会での活動状況、国際的な共同研究への参加の状況のいずれも、2006（平成18）年度以降は低下傾向にある。

国際関係学部・アジア地域研究科

各教員に対し、専門分野における積極的な研究活動と研究成果の公表を義務づけるとともに、それを社会に役立てるよう求めている。

近年、教員の研究活動は、各種委員会への参加や学生指導などによって時間的に制約される傾向にあるが、研究時間確保のための改善方策が検討されている。

経営学部・経営学研究科

経営学や会計学、さらには情報科学や企業論などの専門分野において、実証的分析や実学的研究で独自の強みを打ち出している。研究時間の保障についても、特に若手教員に配慮して、入試関連業務や授業担当コマ数の平均化による負担軽減に取り組んでいる。

専任教員の研究業績はおおむね堅調であるが、教員間の差が見受けられる。

環境創造学部

組織的な研究活動の場として、「環境創造フォーラム」および「都市環境とまちづくりの研究」研究会などが展開されており、これを学部として支援し活動を継続して

いることは評価できる。

研究環境は整備されているが、過去3年間において、学内共同研究費および科学研究費補助金を含む外部からの研究費を獲得しておらず、研究成果を公表する学術論文などの件数も全体的に必ずしも多くないうえ漸減傾向にあるので、日常業務負担の軽減も視野に入れての改善が望まれる。

スポーツ・健康科学部

専任教員の学術論文数が総じて少なく、過去5年間の学術論文発表がない教員も見受けられる。なお、教員の研究活動に必要な研修機会は用意されており、学部設置から間もなくこれまでのところ利用実績が少ないが、今後の積極的な活用が望まれる。

法務研究科

研究環境については、みなし専任教員についても2人で1室の研究室を用意している。また、研究室のパソコンから、国内外の判例、文献などのデータベースへ直接アクセスすることが可能である。人的支援体制では、事務職員7名、図書室職員1名を配置しているが、それ以外に特に研究活動をサポートするための職員は置いていない。図書サービスおよび研究時間の確保について改善の余地があるものの、研究活動に対する経済的支援や施設面の整備については基本的な条件を満たしており、専任教員の在外研究の実績もある。

6 社会貢献

「地域社会や地域住民と共に歩む、世界に開かれた大学」を目指して、積極的な地域連携、地域貢献を進めていることは高く評価できる。中でも板橋区高島平を拠点とした地域活性化活動は「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」（「持続可能な都市再生」の担い手を求めて—高島平再生プロジェクトによる「環境創造型人材」の育成）にも採択されており評価できる。このほか、「地域連携センター」による「オープンカレッジ」の開講、板橋区、東松山市などとの協定書の締結とそれに基づく活動、「大東文化学園施設利用規程」による大学施設の開放などにも積極的に取り組んでいる。ただし、地域連携にかかわる教員の活動を適切に人事評価に反映できるような配慮も望まれる。

7 教員組織

全学部とも大学設置基準上必要な専任教員数は満たしており、法務研究科を含めた全研究科も大学院設置基準などに照らし適切な教員数を有している。なお、国際関係学部国際関係学科においては、必要専任教員数が1名不足していたが、2010（平成22）

年度に教員が補充されている。

専任教員1人あたりの在籍学生数比率については、多くの学部ではおおむね適切であるが、環境創造学部では、卒業研究（卒業研究論文）が必修であるにもかかわらず専任教員1人あたりの学生数が多いので、改善が望まれる。なお、学科別で見ると、外国語学部中国語学科、英語学科、スポーツ・健康科学部健康科学科においても臨床系専任教員1人あたりの学生数が多い。また、外国語学研究科日本語文化学専攻博士課程前期課程でも多くなっている。

他方、教育の多様化に対応するには兼任教員に頼らざるを得ないが、学部によっては教員配置の都合でカリキュラムの変更を余儀なくされ、主要な授業科目の一部を兼任教員に依存せざるを得ない状況が続いている面も見受けられる。文学部では、日本文学科において中世文学、日本語学分野の専任教員が手薄なこと、保育士課程の設置を視野に入れている教育学科では新たな専門分野の教員が必要になること、書道学科の定員増により教員が不足する懸念があることなどの課題がある。また、法学部では、専任教員間で担当授業時間数に差があり、この点の改善も望まれる。

なお、助教について、その採用は始まったばかりのため、今後の制度の運営について全学的な理解をさらに進める必要がある。

専任教員の年齢構成については、61歳以上の比率が35%を超える学部が複数あり、大学全体として51歳以上の比率が66.3%、40歳以下が13.4%となっている。また、女性教員については、外国語学部など一定の採用（18名）を行っている学部もあるが、全体で65名（専任教員に占める割合は18.5%）である。外国人教員についても、全体で19名（同5.2%）であり、全く採用していない学部も複数ある。今後の採用人事に関しては、若手教員の採用など年齢構成のバランスを考慮するとともに、女性教員および外国人教員の採用についても計画立案することが期待される。なお、国際交流センターの教員組織は、任期付きの特任教員のみで構成されているため、今後の組織体制の検討が望まれる。

教育・研究補助のための人的支援体制については、各学部、研究科において手立てが講じられているが、体制が不十分な学部、研究科も見られ、法学部、環境創造学部、経済学研究科においては、支援体制の充実が求められる。

教員の募集、任免、昇格については、「学則」「教員選考基準」に定められ、適切に運用されている。今後、教育業績、教育能力の重要性を踏まえて、これらを教員選考において適切に考慮する仕組みを策定することが期待される。

8 事務組織

事務組織については『中期経営計画「CROSSING」（2009～2023）』に基づき、点検、評価、改善が行われている。この中では特に、事務組織の中にある2つの系、すなわ

ち「事務局」と「学務局」の「有機的一体性の確保」の具体的方針策定が望まれる。

研修制度については、既存の研修制度で一部行われているが、全体的な体系化が遅れており、「大東職員SDカレッジ」という新しい研修プログラムが実施に移されている段階であるので、今後の成果が期待される。

また、学務部・各学部事務室の事務職員は従来の業務を担当することに追われ、教学にかかわる企画・立案・補佐機能を発揮するまでには至っていないので、適切な労務管理と併せて、事務組織体制を充実させることが望まれる。

9 施設・設備

大学全体として、校地面積・校舎面積は大学設置基準を上回っており、演習室、講義室などの教室使用率にもゆとりがあるなど、教育・研究を行ううえでおおむね十分な施設設備を備えている。ただし、板橋キャンパスでは少人数教室に対して不足感がある。また、東松山キャンパスでは、学生自習室の確保が十分とはいえず、設置されている教育機器などの整備に遅れがあるうえ、南側敷地の建物の老朽化が進み、耐震化の必要性もあるなど、建て替えが必要になっているが、現在進行中の東松山キャンパス整備事業によって改善が期待される。なお、文学部では、教育学科の調理実習専用の教室がない点、書道教室の狭あいなどの問題がある。

バリアフリー化は東松山キャンパス南側敷地を除き完了しており、未了の設備の改善計画も策定済みである。また、障がい者用トイレの設置、障がい者対応のスクールバスの配備などの配慮もなされている。

施設・設備の維持管理、ならびに衛生・安全の確保についての責任体制が定められており、有資格職員、外部委託業者、警備会社、集中管理装置などによる巡視・監視・点検も行われている。

板橋キャンパスは、「人と環境にやさしい都市型キャンパス」をコンセプトに、地中熱・太陽光発電・風力発電・屋上緑化など、環境に配慮した造りとなっており、省エネルギーに取り組んでいることは評価できる。

また、東松山キャンパスのスクールバスについて、一部の時間帯で混雑などが認められるので、対応が望まれる。

法務研究科が使用する信濃町キャンパスは、JR信濃町駅に隣接する駅ビルの3階に立地しており、大教室、中教室（パソコン教室）、小教室、法廷教室、院生研究室（自習室）、法務研修生室（修了生用自習室）、図書室、パウダールーム、教員研究室などが設置されている。院生研究室および法務研修室とも、毎日8時30分から23時5分まで利用可能である。また、パソコンを貸し出し、自習室においても判例検索などができるシステムを提供しており、教育・研究を行ううえで、十分な施設・設備である。

10 図書・電子媒体等

図書資料の体系的・計画的な整備事業として、基本・貴重図書の購入予算の増加、重複図書の圧縮、退職教員蔵書の積極的な受け入れなどを行っている点は、評価できる。また、図書館は「地域住民の図書館利用に関する取り扱い要領」を制定し、地域に開放されている。

しかし、板橋・東松山両キャンパスの図書館とも、繁忙期には終日ほぼ満席となる状態であるので、さらなる座席数の確保が望まれる。

開館時間については、最終授業終了後も利用できる体制となったことは、土曜日の開館と併せて評価できるが、今後さらなる拡大が期待される。

また、大学の教育・研究情報を広く世界に発信するために、大学独自の学術機関リポジトリを速やかに構築すること、さらに、大学間相互利用体制を強化することが望まれる。

信濃町キャンパスの法務研究科の図書室は、1名の図書室職員が、学生に対する図書サービスを行っており、平日夜間および土曜日・日曜日には委託業者1名がフォローしている。また、他キャンパスの蔵書は1週間に1回取り寄せることができる。さらに、学内LAN接続端末から「LLI統合型法律情報システム」により、各種判例集等の判例検索と関連する資料等全文を閲覧することができる。このほか、2007（平成19）年度からコンピュータネットワークを利用した法科大学院教育支援システムを取り入れている。

なお、3キャンパス間の図書の取り寄せについては、取り寄せの頻度が高いとはいえないので、さらに利便性を向上させることが求められる。

11 管理運営

学長、副学長、学部長、研究科長の選任はいずれも明文化されている。学長の職務については事案に応じた条項でその職務と権限が明文化されている。

大学の管理運営は、おおむね適切に行われているが、審議事項や報告事項の急速な増大により、より一層の効率的運営が求められている。特に、副学長や学部長の役割が重要になってきているが、その権限と役割が不明確であり、また、過重な負担がかかっている側面も見受けられる。

教学組織と学校法人理事会との関係は、非常に密接であるため、教学の意思が十分反映される一方で、各々の立場の役割や権限があいまいになってくる傾向にあるので、学校法人の公益性・公共性の観点を担保した理事会の運営についても、検討が期待される。

1 2 財務

財務計画については、これまでは単年度の事業計画と予算の作成であったが、2009（平成 21）年度末を目途に中・長期的財務計画の策定を行い、将来を展望した予算編成・執行体制の確立を目指している。

入学者数は毎年入学定員を充足しており、これに伴い財政は安定的に推移している。退学者に対する欠員補充としては、編入学試験を実施し、在籍学生数の確保に努めるとともに、併せて、退学者の減少に向けた具体的な施策を実施し、2008（平成 20）年度は一定の効果が上がっている。

財務状況については、「文他複数学部を設置する私立大学」の平均と比較して、附属収入に占める人件費比率の割合がやや高く、寄附金・補助金比率がやや低いのが特徴である。また、前回の 2001（平成 13）年度の本協会の相互評価において、勧告を受けた教育研究経費比率の改善については、その後、支出額が年々増加傾向にあるものの、同比率においては、「文他複数学部を設置する私立大学」の平均にまだ達していないため、今後の改善を期待したい。なお、退職給与引当金をはじめとした「要積立額に対する金融資産」の充足率は高く、また、第 3 号基本金が毎年定期的に積み増しされ、充実を図っている点は評価できる。

なお、監事および監査法人による監査は適切かつ客観的に行われており、監事による監査報告書では学校法人の財産および業務に関する監査の状況が適切に示されている。

1 3 情報公開・説明責任

過去の自己点検・評価については冊子による公開はされているが、ホームページでの公開は『2001 年度大学基準協会相互評価の助言、勧告への改善報告書』にとどまっている。今後は、ホームページを含めた各種広報媒体を通じ、これまで以上に積極的に情報を公開していくことが望まれる。なお、法科大学院の『自己点検・評価報告書』『専門職大学院認証評価結果』はホームページで公開されている。

「学校法人大東文化学園書類閲覧取扱要領」を制定し、2005（平成 17）年から板橋キャンパスにおいて財務情報公開請求への対応を行っていることは適切であるが、東松山キャンパスにおいては同様の取り組みはなされておらず、また、情報公開請求に対する対応の周知が不十分であるので、「公開する情報内容をより充実させ、常時新しい情報内容を公開する」という目標の達成に向けて、改善が望まれる。

財務情報の公開について、『大東文化新聞』（学生、大学全学生保護者、卒業生（同窓会員）、全国高等学校、購読者等対象）では、事業計画、事業報告、予算・決算を掲載・公開している。ホームページでは、事業計画・予算、事業報告・決算と決算の概要、財産目録、貸借対照表、監査報告書ならびにグラフで見る決算、過去 5 年間の

収支の推移等を公開している。

今後は、貴大学への的確な理解を広く得るため、『大東文化新聞』などの刊行物においても、ホームページと同様に事業内容と符合した解説をつける、図表を取り入れるなどの工夫が求められる。

Ⅲ 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列挙する。

一 長所として特記すべき事項

1 教育内容・方法

(1) 教育研究交流

- 1) 国際関係学部では、「現地研修」を2年次の正規科目として位置づけ、9カ国(中国、韓国、インドネシア、ベトナム、タイ、インド、パキスタン、エジプト、イラン)で毎年5～6割の学生に現地体験学習をさせていることは、積極的な国際交流の取り組みとして高く評価できる。
- 2) 法務研究科の規模からすれば少なくない学生がアジアへのエクスターンシップに参加し、視野を広げ、法曹へのモチベーションを高めるなどの成果を収めており、アジア法重視の教育目標・人材育成の目的達成に積極的に取り組んでいることは評価できる。

2 社会貢献

- 1) 学生が高島平団地に居住し、コミュニティカフェを運営するなど、高島平団地活性化の活動が「現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代GP)」に採択されるなど、地域貢献活動を創造的に進め、積極的に情報発信することにより、学生のボランティア活動や地域貢献への意欲が深まるなど効果も出ている点は評価できる。

3 施設・設備

- 1) 板橋キャンパスが、「人と環境にやさしい都市型キャンパス」をコンセプトに、地中熱・太陽光発電・風力発電・屋上緑化など、環境に配慮した造りとなっており、エネルギー削減・CO₂排出削減を実現するために、マニュアルの策定や対策委員会の設置など、組織的な取り組みを強化している点は評価できる。

二 助言

1 教育内容・方法

(1) 教育課程等

- 1) 法学部では2年次よりコース制を採用しているが、科目選択に幅がなく、各コース間の履修者数に大きな差があるのはコース制の趣旨に照らして問題であり、改善が望まれる。
 - 2) 文学研究科博士課程前期課程では、中国学専攻の現職教員1年修了コースと教育学専攻修士課程を除いて、研究指導をカリキュラム上に位置づけていないので、改善が望まれる。
 - 3) 経済学研究科、経営学研究科では、社会人学生に対応するための教育課程上の特別の配慮（昼夜開講制や土日開講制、長期履修制度など）がなされていないので、改善が望まれる。
- (2) 教育方法等
- 1) 1年間に履修登録できる単位数について、全学部で4年次に上限がない、または上限が高いことについて、単位制度の趣旨に照らして改善が望まれる。
 - 2) 全学部において、授業評価アンケートが専任教員は年間2科目、兼任教員は年間1科目の実施にとどまっております、結果のフィードバックも主として個々の教員に委ねられているので、改善が望まれる。
 - 3) 経済学部、外国語学部、法学部、国際関係学部、スポーツ・健康科学部、文学研究科、経済学研究科、法学研究科、外国語学研究科では、教育・研究指導の改善のためのFDの組織的な取り組みが不十分であるので、改善が望まれる。
 - 4) 全般に教員間でシラバスの記載に精粗があり、特に文学部、外国語学部、法学部、経営学部、環境創造学部、スポーツ・健康科学部、文学研究科、外国語学研究科において、成績評価基準が不明確なものなども散見されるので、改善が望まれる。
- (3) 教育研究交流
- 1) 全学において、国際交流の目標を定め、各学部、各研究科においても到達目標として国際交流の推進を掲げているが、経済学部、外国語学部、法学部、経営学部、スポーツ・健康科学部、文学研究科、経済学研究科、法学研究科、アジア地域研究科、経営学研究科では、留学生の派遣、受け入れ実績および国際シンポジウムなどの開催状況も含め、国際交流が活発とはいえないので、改善が望まれる。

(4) 学位授与・課程修了の認定

- 1) 法務研究科以外の全研究科において、学位授与方針ならびに学位論文審査基準が学生に明示されていないので、『大学院の手引き』などに明示することが望まれる。
- 2) 大学院学則第 15 条 4 項において、修士課程または博士課程前期課程の早期修了者について実際に履修していないにもかかわらず 2 年次配当演習 4 単位を単位認定し、修了単位に算入していることについて、単位制度の趣旨に照らして問題があるため、改善が望まれる。

2 学生の受け入れ

- 1) 収容定員に対する在籍学生数比率が、法学部において 1.28、国際関係学部において 1.26、経営学部において 1.25、また、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率が法学部において 1.28、国際関係学部において 1.25、と高いので、改善が望まれる。
- 2) 研究科における収容定員に対する在籍学生数比率が、法学研究科博士課程前期課程において 0.44、経済学研究科博士課程後期課程において 0.27、法学研究科博士課程後期課程において 0.07 と低いので、改善が望まれる。一方、外国語学研究科博士課程前期課程において、収容定員に対する在籍学生数比率が、2.13 と高いので、学位論文指導に支障をきたさぬよう配慮が必要であるとともに、定員管理が適切に行われるよう、改善が望まれる。
- 3) 法務研究科以外の全研究科において、学生の受け入れ方針や入試データの『大学院案内』への掲載を含めて、受験生への広報が十分とはいえないので、改善が望まれる。

3 教員組織

- 1) 専任教員の年齢構成において、61 歳以上の比率が、文学部 37.2%、環境創造学部 36.8%、51～60 歳の比率が文学部 33.7%、外国語学部 32.7%、国際関係学部 44.4%、経営学部 32.4%、環境創造学部 36.8%、と高いので、バランスを保つよう、今後の教員採用計画などにおいて、改善が望まれる。
- 2) 環境創造学部において、卒業論文を必修とする学部にもかかわらず、専任教員 1 人あたりの学生数が 43.1 人と多いので、改善が望まれる。

4 施設・設備

- 1) 板橋キャンパスと東松山キャンパスにおいて、少人数教育対応の教室の配備、情報機器の配備と管理で差が見られることから、両キャンパスの教育環境の平

準化に向けた改善が望まれる。とりわけ東松山キャンパスは、設置されている教育機器などの整備に遅れがあり、学生自習室の確保も十分でなく、学生の学習環境の整備が望まれる。

5 情報公開・説明責任

- 1) 大学関係者からの情報公開請求への対応については、財務情報以外の情報開示の手続きが明確になっていないので、改善が望まれる。

以 上

「大東文化大学に対する大学評価（認証評価）結果」について

貴大学より2010（平成22）年1月20日付文書にて、2010（平成22）年度の大学評価（認証評価）について申請された件につき、本協会大学評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり通知します。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面評価と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料（大東文化大学資料1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学の評価を担当する分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

(1) 評価の経過

まず書面評価の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に評価所見を作成し、これを主査が中心となって1つの分科会報告書（原案）に取りまとめました。その後各委員が参集して、全学評価分科会および専門評価分科会を開催し（開催日は大東文化大学資料2を参照）、分科会報告書（原案）についての討議を行うとともに、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。財務の評価については、大学財務評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめました。その後、8月4日、5日に大学財務評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに10月8日、10月15日、10月25日に実地視察を行いました。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

同報告書（最終）をもとに大学評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した「評価結果」（委員長案）を大学評価委員会で審議し、「評価結果」（委員会案）として貴大学に送付しました。その後、同委員会案については、意見申立の手続きを経て大学評価委員会で「評価結果」（最終案）とし、その後理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました（「大東文化大学資料2」は、ご参考までに今回の評価の手続き・経過を時系列で示したものです）。

なお、「評価結果」は、学校教育法に定める認証評価の結果という性格も有することから、

貴大学への送付とあわせて広く社会に公表し、文部科学大臣にも報告いたします。

(2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否かを記しています。

「Ⅱ 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標とその達成状況等を示した「一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「二 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の長所と問題点を整理した「三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでおります。

「Ⅲ 大学に対する提言」は、「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」で構成されます。「長所として特記すべき事項」は、大学がその特色ある優れた取り組みをさらに伸張するために示した事項です。ただし、その取り組みがいかに優れたものであっても、一部の教員のみによる事例や、制度の設置・仕組みの整備だけで成果が確認できない場合については基本的に指摘から除外しております。

「勧告」は法令違反など大学としての最低要件を満たしていない、もしくは改善への取り組みが十分ではないという事項に対し、義務的に改善をもとめたものです。「勧告」事項が示された大学においては、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、原則として2014（平成26）年7月末日までにこれをご提出いただきたく存じます。

一方、「助言」は、大学としての最低要件は満たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものです。「助言」についても「勧告」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられております。この点で「勧告」と「助言」の性格は異なっております。

また、今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面評価に加えて、実地視察ならびに意見申立といった手続きを踏んだ上で導き出したものであり、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意したことを申し添えます。

なお、今回の評価にあたり、スポーツ・健康科学研究科は、評価資料を提出する4月段階において申請資格充足年度（標準修業年限＋1年）を経ておらず、教育・研究活動に関して評価の対象とはいたしませんでした。したがって当該学部・研究科については、その完成時の状況を、所定の様式にしたがって完成報告書として取りまとめ、改善報告書提出時に本協会宛に提出いただくよう要請いたします。

大東文化大学資料1—大東文化大学提出資料一覧

大東文化大学資料2—大東文化大学に対する大学評価のスケジュール

大東文化大学提出資料一覧

調書

資料の種類	資料の名称
(1)点検・評価報告書 (2)大学基礎データ (3)専任教員の教育・研究業績(表24、25) (4)自己点検・評価報告書における点検・評価項目記載状況 ☆【専門職大学院】他機関で認証評価を受けた際の自己点検・評価報告書 ☆【専門職大学院】他機関で認証評価を受けた際の評価結果報告書	

添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	2009(平成21)年度 大東文化大学 入学試験要項 2009(平成21)指定校推薦入学試験要項 2009(平成21)大東文化大学第一高等学校 推薦入学試験要項 2009(平成21)東京電機大学高等学校、工学院大学附属高等学校推薦入学試験要項 2009(平成21)体育推薦入学試験要項 2009(平成21)社会人特別選抜試験要項 2009(平成21)外国人留学生(学部生)募集要項 2009(平成21)編入学試験要項(3年次編入、2年時編入) 2009(平成21)科目等履修生募集要項 2009(平成21)専攻科入学試験要項 2009(平成21)大学院入学試験要項 2009(平成21)大学院スポーツ・健康科学研究科入学試験要項 2009(平成21)法科大学院募集要項
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	「CROSSING 2009」(大学案内) 「大東文化大学」(企業向けガイドブック) 「大東文化大学大学院案内」 「大東文化大学法科大学院」(ガイドブック)
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法等を具体的に理解する上で役立つもの	a.学生便覧、履修要項等(学部・大学院) b.学部・専攻科 講義要項、シラバス等 「文学部 履修の手引き」 大学院「文学研究科 シラバス」 「経済学部 履修の手引き」 大学院「経済学研究科 シラバス」 「外国語学部 径」(履修の手引き) 大学院「外国語学研究科 シラバス」 「法学部 履修の手引き」 同 学科目編成表 訂正表 大学院「法学研究科 シラバス」 「国際関係学部 ガイドブック」 大学院「アジア地域研究科 履修要項」 「経営学部 履修の手引き」 大学院「経営学研究科 シラバス」 「環境創造学部 履修の手引き」 「スポーツ・健康科学部 羅針盤」(履修の手引き) 大学院「スポーツ・健康科学研究科 履修要項」 「大東文化大学で外国語を学ぶ」 「諸資格講座 履修の手引き」 「大学院の手引き」 「全学部 教授要項(シラバス)」(CD)
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	学部時間割表 平成21(2009)年度 「文学部 東松山校舎 2005年度以前入学生用」 「文学部 東松山校舎 2006年度以降入学生用」 「文学部 板橋校舎 2006年度以前入学生用」 「文学部 板橋校舎 2007年度以降入学生用」 「経済学部 東松山校舎」(全入学年度対象)

資料の種類	資料の名称
	「経済学部 板橋校舎」(全入学年度対象) 「外国語学部 東松山校舎 2005年度以前入学生用」 「外国語学部 東松山校舎 2006年度以降入学生用」 「外国語学部 板橋校舎 2001～2005年度入学生用」 「外国語学部 板橋校舎 2006年度以降入学生用」 「法学部 東松山校舎 2005年度以前入学生用」 「法学部 東松山校舎 2006年度以降入学生用」 「法学部 板橋校舎」 「国際関係学部 東松山校舎 2004～2005年度入学生用」 「国際関係学部 東松山校舎 2006～2009年度入学生用」 「経営学部 東松山校舎 2005年度以前入学生用」 「経営学部 東松山校舎 2006年度以降入学生用」 「経営学部 板橋校舎」 「環境創造学部 東松山校舎 2005年度入学生用」 「環境創造学部 東松山校舎 2006年度以降入学生用」 「環境創造学部 板橋校舎 2005年度入学生用」 「環境創造学部 板橋校舎 2006年度以降入学生用」 「スポーツ・健康科学部 東松山校舎 2006年度以降入学生用」 「大学院及び専攻科 時間割表 平成21(2009)年度」 文学研究科各専攻(前期・後期課程) 経済学研究科経済学専攻(前期・後期課程) 法学研究科専攻(前期・後期課程) 外国語学研究科各専攻(修士課程)(前期・後期課程) アジア地域研究科アジア地域学専攻(前期・後期課程) 経営学研究科経営学専攻(前期・後期課程) スポーツ・健康科学研究科スポーツ・健康科学専攻(修士課程)
(5) 規程集	学校法人大東文化学園規則集(冊子) 学校法人大東文化学園規則集(CD)
(6) 各種規程等一覧(抜粋)	
① 大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究科規程等	大東文化大学学則 大東文化大学大学院学則 大東文化大学学位規則
② 学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等	学部教授会、大学評議会及び連合教授会(学則第二章に記載) 大東文化大学大学院教員及び研究科委員会規程
③ 教員人事関係規程等	大東文化大学 教員選考基準 大東文化大学教員資格審査委員会規程 大東文化大学特任教員任用基準 大東文化大学客員教員任用基準 大東文化大学助教規程 大東文化大学東洋研究所規程 大東文化大学書道研究所規程 大東文化大学国際交流センター規程 大学専任教員の勤務について 大東文化大学非常勤講師の委嘱等に関する申し合わせ 文学部 大東文化大学文学部教員選考規程 日本文学科教員選考基準に関する内規 日本文学科(東松山英語部会・外国語部会)教員選考基準に関する内規 中国学科教員選考内規 英米文学科教員選考基準(内規) 英米文学科内規の適用範囲と業績の内容に関する細則 教育学科教員の採用、昇任に関する内規 書道学科教員選考内規 経済学部 大東文化大学経済学部教員選考審査規程 外国語学部 外国語学部教員選考規程 教員選考規程内規

資料の種類	資料の名称
	<p>法学部 法学部教員選考規程 国際関係学部 大東文化大学国際関係学部人事に関する内規 大東文化大学国際関係学部人事に関する内規細則(1) 大東文化大学国際関係学部人事に関する内規細則(2) 大東文化大学国際関係学部人事に関する内規細則(3) 国際関係学部人事委員会委員選出要領 国際関係学部長・国際関係学科主任および国際文化学科主任の推薦に関する内規 国際関係学部選挙管理委員会に関する内規 大東文化大学国際関係学部客員教員人事に関する内規施行細則 経営学部 経営学部 学部長選出基準 経営学部 学部長選出基準(内規) 経営学部教員選考規程 環境創造学部 環境創造学部・学部内規 環境創造学部・学部長候補者の選出と推薦に関する内規 大東文化大学・環境創造学部・新任教員選考に関する内規 大東文化大学・環境創造学部・再任審査に関する内規 大東文化大学・環境創造学部・昇任審査に関する内規 大東文化大学・環境創造学部・新任教員選考、再任審査及び昇任審査に関する内規細則 スポーツ・健康科学部 大東文化大学スポーツ・健康科学部教員選考規程 スポーツ科学科教員選考基準に関する内規 健康科学科教員選考基準に関する内規 文学研究科 大東文化大学大学院文学研究科担当教員選考規程 経済学研究科 大東文化大学大学院経済学研究科の授業科目担任に関する規準 法学研究科 大学院法学研究科専攻科目担当基準および専攻科目担当者選考手続に関する内規 外国語学研究科 外国語学研究科授業担当教員の選考に関する規準 アジア地域研究科 大東文化大学大学院アジア地域研究科委員長及び専攻主任選考内規 大学院アジア地域研究科の専攻科目担当基準および専攻科目担当教員の選考手続に関する内規 大学院アジア地域研究科委員会の運営委員会に関する内規 経営学研究科 大学院経営学研究科経営学専攻の科目担当運営内規</p>
④ 学長選出・罷免関係規程	大東文化大学学長選考規程
⑤ 自己点検・評価関係規程等	大東文化大学自己点検及び評価委員会規程 学校法人大東文化学園自己点検・評価規程 大東文化大学学生による授業評価実施委員会規程 大東文化大学FD委員会規程
⑥ ハラスメントの防止に関する規程等	学校法人大東文化学園セクシュアル・ハラスメント対応基本規則 セクシュアル・ハラスメントに関する指針(ガイドライン) 学校法人大東文化学園セクシュアル・ハラスメント防止委員会規程 学校法人大東文化学園セクシュアル・ハラスメント問題調整等委員会規程
⑦ 寄附行為	学校法人大東文化学園寄附行為
⑧ 理事会名簿	学校法人大東文化学園 理事・監事名簿
(7) 大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書	「大東文化大学の点検・評価」2005年度 「学園の現況 平成21年度」(統計書) 「中期経営計画『CROSSING 2023』基本計画答申」 「中期経営計画『CROSSING 2023』アクション・プラン答申」

資料の種類	資料の名称
	「学生による授業評価と大学教育」2008年度 報告書Ⅰ(冊子) 「2008年度学生授業評価アンケート用紙」 「学生による授業評価と大学教育」2008年度 報告書Ⅱ(CD) 「学生による授業評価と大学教育」2008年度アンケート集計結果 資料編 データ(CD)
(8) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット	「大東文化大学東洋研究所要覧」 「大東文化歴史資料館」 「ピアトリクス・ポター資料館」
(9) 図書館利用ガイド等	「大東文化大学60周年記念図書館利用案内」 「図書館利用案内」(日本語) 「図書館利用案内」(英語) 「図書館利用案内」(中国語) 「図書館利用案内」(韓国語) 「図書館フロアガイド」 「資料の探し方」
(10) ハラスメント防止に関するパンフレット	「セクシュアル・ハラスメント 2009年 相談ガイド」 アンケート用紙
(11) 就職指導に関するパンフレット	「進路を考えるキャリアサポートブック2009」 「PLACEMENT MANUAL 2009」
(12) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	「学生相談室ガイド -学生相談のしおり- 2009」 「学生手帳」
(13) その他	「平成二十一年度学校法人大東文化学園 安全互助会規則集」 「教職員のための学生サポートブック」 「総合体育ガイドブック2009」 「Best Way 外国人留学生のためのガイドブック」 「外国人留学生の皆さんへ」
(14) 財務関係書類	計算書類(平成16-21年度) 監事監査報告書(平成16-21年度) 監査法人の監査報告書(平成16-21年度) 財産目録(平成21年3月31日現在) 財政状況公開に関する資料『大東文化学園報』 財政状況公開に関する資料『大東文化』(新聞) 財政状況公開に関する資料『学校法人大東文化学園平成20年度事業報告書』 財政状況公開に関する資料(大東文化大学ホームページURLおよび写し)
(15) 寄附行為	学校法人大東文化学園寄附行為

大東文化大学に対する大学評価のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2010年	1月20日	貴大学より大学評価申請書の提出
	3月5日	第12回大学評価委員会の開催（平成22年度大学評価における評価組織体制および大学評価のスケジュールの確認）
	3月12日	臨時理事会の開催（平成22年度大学評価委員会各分科会の構成を決定）
	4月上旬	貴大学より大学評価関連資料の提出
	4月28日	第1回大学財務評価分科会の開催
	5月11日	評価者研修セミナーの開催（平成22年度の評価の概要ならび
	13日	に主査・委員が行う作業の説明）
	～14日	
	17日	
	19日	
	5月下旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付
	～7月上旬	主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成
	～7月下旬	分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8月4日	第2回大学財務評価分科会の開催
	～5日	
	7月28日	環境創造学系専門評価分科会の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	7月29日	法学系第4専門評価分科会の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	8月3日	文学系第3専門評価分科会の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	8月4日	経済学系第5専門評価分科会の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	8月5日	外国語学系第3専門評価分科会の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	8月6日	経営学系第3専門評価分科会の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	8月10日	スポーツ・健康科学系専門評価分科会の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	8月13日	法科大学院専門評価分科会の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	8月16日	国際関係学系第1専門評価分科会の開催（分科会報告書（原案）

		の修正)
	8月18日	全学評価分科会第6群の開催(分科会報告書(原案)の修正)
	9月～	分科会報告書(案)の貴大学への送付
	10月8日	東松山キャンパス実地視察の実施
	10月15日	信濃町キャンパス実地視察の実施
	10月25日	東松山キャンパス・板橋キャンパス実地視察の実施、その後、分科会報告書(最終版)の作成
	11月1日	第3回大学財務評価分科会の開催
	～2日	
	11日	
	11月20日	第6回大学評価委員会正・副委員長・幹事会の開催(分科会報告書をもとに「評価結果」(委員長案)を作成)
	～21日	
	12月4日	第13回大学評価委員会の開催(「評価結果」(委員長案)の検討)
	～5日	
	12月下旬	「評価結果」(委員会案)の貴大学への送付
2011年	1月31日	第4回大学財務評価分科会の開催
	2月11日	第14回大学評価委員会の開催(大学から提示された意見を参考に「評価結果」(委員会案)を修正し、「評価結果」(最終案)を作成)
	～12日	
	2月18日	第462回理事会の開催(「評価結果」(最終案)を評議員会に上程することの了承)
	3月11日	第105回評議員会、臨時理事会の開催(「評価結果」の承認)